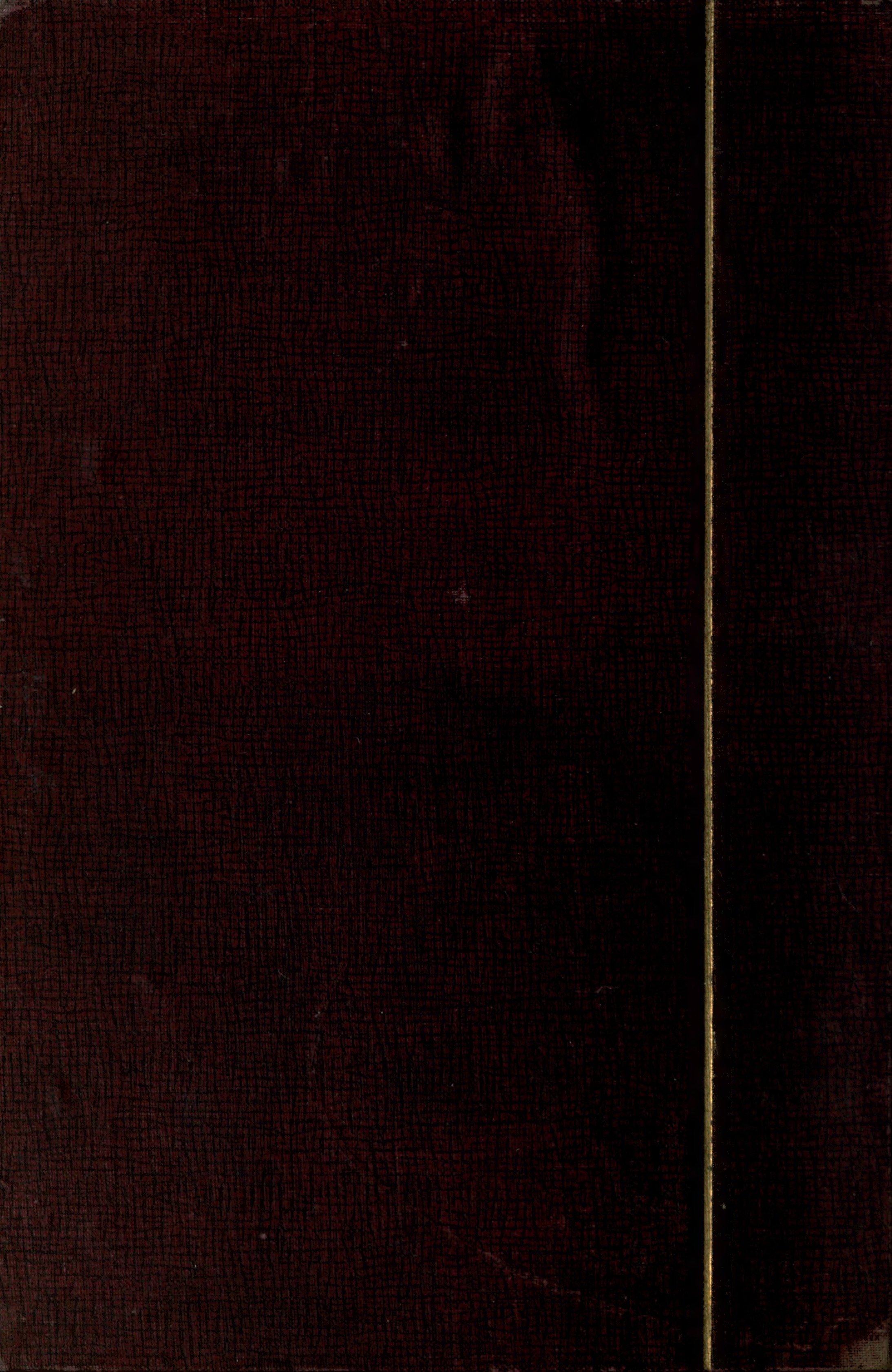


神宮司廳藏版　人部二

古事類苑

古事類苑刊行會


LIBRARY
MAR 23 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

古事類苑

人部第二冊目録

古事類苑

人部十九

廉潔

人部二十

勤勞

儉約 吝嗇併入

人部二十一

勇 膂力 怯懦 併入

果斷

忍耐 克己 併入

人部二十二

訓誡

人部二十三

諫

悔悟

人部二十四

名譽

人部二十五

師弟

賓主

朋友

薦舉 知遇 不遇 併入

人部二十六

離別

行旅 遊覽併入

懷舊

贈遺

人部二十七

報恩報怨併入

復讐

人部二十八

貴

奢侈

驕慢

人部二十九

僭

諂諛

誹謗 罵詈併入

嘲戲

滑稽

讒

鬪爭

人部三十

蝦夷 佐伯併入

○

熊襲 隼人 併入

人部三十一

俘囚 夷俘[附]

附 夷俘

人部三十二

盜賊

人部三十三

遊女 男娼 藝者 併入

人部三十四

盲人　盲僧 併入

人部三十五

隱者

人部十九

信

信ハ、マコト、云フ、誠實ノ義ニシテ、人ニ對シテ僞ハラズ、人ト約シテ違ヘザルガ如キ即チ是ナリ、

名稱

〔類聚名義抄 五 言〕信 音迅 マコト

〔段注說文解字 三上 言〕信誠也、釋詁、誠信也、从人言、序說會意曰、信武是也、人言則無不信者、故从人言、息晉切、十二部、古多以信爲屈伸之伸、

〔釋名 四 釋言語〕信申也、言以相申束使不相違也、

〔伊呂波字類抄 志 人事〕信 シン、忠信、

〔和字正濫抄 一 序〕日本紀中訓言語等字云末古登(マコト)、末者眞也、美言之詞、猶木云眞木、玉云眞玉之類、古登者與事字訓義並通、蓋至理具事翼輪相雙、有事必有言、有言必有事、故古事記等常多通用、於心無僞曰末古古呂、於言無僞曰末古登、信以申五常、信誠也、準人言爲信、誠亦言成、製字者不从心从言、訓字者不言末古古呂、言末古登、因心之愨實全在言中、取信於外、

〔倭訓栞 前編 二十九 末〕まこと　誠、信、眞、情、孚、實の類をよめり、眞言也、言事也、眞誠ともに通用す、詩語の眞成も同じ、俗語の眞正も音轉なり、實は通じて寔に作る、虛の反對也、眞は僞の反對也、情知の語詩に多し、新撰字鏡に諶もよめり、大學の苟日新の苟は誠也と注す、良諒をまことにとよむも同じ、固をよむはあし、といへど、神代紀より見えたり、允も信也と注し、亶も信也と見ゆ、

解説

〔千代もと草〕信はいつはりなきを信といふ、仁をほどこすにも、信をそへ、義にも、禮にも、智にも、此信をくはへねば、みないたづらとなり、天も誠を體とし、人も信を骨とするなり、かくのごとくすれば、天も我も一體なり、

〔春鑑抄〕信

信トハ說文曰、信誠也、於文人言爲信、言而不信非爲人也、イフコヽロハ、信ハマニトナリ、イツハラヌヲ信ト云ゾ、字ニモ人篇ニ言ノ字ヲカクハ、人ノモノヲ云コトハ、必マコトガナフテハゾ、信ガナクバ人トスルニアラズト云心ゾ、增韻ニ愨實不疑不差爽也ト云テ、信トハ愨實ニシテ、ヨク物ヲツヽシミ、マコトアルヲ云ゾ、マコトアルホドニ不疑トハ、マコトアルホドニ、物ヲウタガイモナイゾ、不差爽トハ、信アル人ハモノヲ云ニモ、首尾ノ相違シテタガフコトナイゾ、コトバニイダシタラバ、是非ニヲコナハデハカナハヌコトゾ、口ニハマコトサフニ云テ、心ニハサモナフテ、口ト心ト違ハセヌゾ、信アル人ハ、マヅ心ヲ廉直ニモチテ、一毫モマガリヌルコトナキゾ、又コトバモイカニモタヾシクテ、道ニアラザルコトハ云ヌゾ、ツトメテ善道ヲ行テ、足踏實地輕薄ニナヒゾ、約信ト云ハ、人ト約束シタル事モ、時ハタガフトモ、日ハタガハヌヤウニ、今日約シタル事ガ、ハヤ明日ハ違フテハ、信デハアルマヒゾ、カリソメニモ人ヲモ欺ザルガ信ゾ、五常ニ信アルハ、五行ニ土アルガ如シ、土ト云モノガナクバ、金モアルマジ、木モアルマジ、水モアルマジ、火モアルマヒゾ、サルホドニ五行ニハ土ガ專ナルモノゾ、ソノゴトクニ人ニ信ガナクバ、仁義禮智ノ道モ行ハルベカラズ、故ニ信ヲ土ニタトヘタゾ、○下略

〔彝倫抄〕信トハ、スコシモイツハリノナキヲ申スナリ、言ニツキ、心ニツキ、兎ノ毛ノサキホドモ、イツハリノナキヤウニ、ツヽシムベキトナリ、コレ妄語、綺語、惡口、兩舌ト同ジ心ナリ、

〔五常訓五〕信

信は說文曰、誠也、从人从言、會意、徐曰、於文、人言爲信、言而不信、非爲人也、信の字、人偏に言の字をかくは、六書においては會意に屬す、偏旁の意を以て作りし字なり、いふ意は、人の言に誠あらざるは人にあらず、故に人の言は必信あるべしと云ふ意なり、五常においては、心にまことあるを云ふ、口にいつはりをいはざるも、其の內にあり、仁義禮智のいつはりなき眞實なるを信と云ふ、信なければ仁義禮智にあらず、仁義禮智四德の外に、又信あるにあらず、親によくつかふるは孝なれど、名聞のためにつとめ、又親の寵愛をねがひてつとむるは孝にあらず、君によくつかふるは忠なれど、君の寵をねがひ、官祿をむさぼりて、奉公をつとむるは忠にあらず、是皆まことの道にあらず、忠孝にかぎらず、萬事皆かくのごとし、中庸に不誠無物といへり、物なしとは僞りて實なきなり、おやにつかへ、君につかふるに、まことなくして、右にいへる如くなれば、忠孝にあらず、是物なきなり、萬の事皆まことなければ物なし、凡名と利とを求めてすることは、たとひ天下にきこゆるほどの善なりとも、其の心眞實ならざれば私とす、善にあらず、是物なきなり、四德にまことなければ、仁義禮智にあらず、いつはりなり、是物なきなり、人の天より生れつきたる性は、只仁義禮智の四德なり、此の四德にて人道行はる、此の故に孟子はたゞ仁義禮智をときて、信を說き給はず、程子曰、四端不言信者、既有誠心、爲四端、則信在其中矣、これを以て仁義禮智の外に信なきことをしるべし、

〔辨名 上〕忠信

信者、謂言必有徵也、世多以言無欺詐解之、苟以言必有徵爲心、則無欺詐不足道、如信近於義、言可復也、是其言雖有徵、必欲合先生之義、若言不合義、則雖欲踐其言、亦有不可得者、其究終至無徵也、朱子引約信曰誓而訓信爲約、是不知其解已、又如民無信不立、謂民信其上也、慎其號令、不敢欺民、則民信之矣、然信之而畏不知信之而懷、故必能爲民父母、而後民信之至焉、它如人而無信不知其可也、及言

信例

忠信、行篤敬、雖蠻貊行矣、皆主爲見信而言之、大氐先王之道、爲安民立之、故君子之道皆主施於人焉、苟不見信於人、不見信於民、則道將安用之、然不見信之本在我、君子貴信者、爲是故也、如與朋友交言而有信、亦雖朋友之交、非若事親竭力、事君致身之比、故淺乎言之、然朋友者、所以游揚其聲譽達之於上者也、故中庸曰、獲乎上有道、不信乎朋友、不獲乎上矣、是先王所以立朋友之道、命之爲信也、後之君子或嫌其有所求而爲之、故止責其信而不及見信之意、其弊或至於獨立絶物以爲高也、矯枉之言、終非先王爲道不遠人之意、學者察諸、又如文行忠信、信爲言語之科、言語之道、貴有徵、故以信命之、如曰言有物、是君子之言所以有徵故也、如後世諸儒議論雖美、空言無徵、豈敢望宰我子貢言語之科哉、

〔伊勢平藏家訓〕五常の事

一信といふは、眞實にしていつはりなくして、わだかまりなく、かげひなたなく、一すぢにまことなるをいふ、信は正直の事と心得べし、仁も義も禮も智も信といふ物がなければ、皆僞り事となるなり、

〔古事記履中下〕爾其弟墨江中王、欲取天皇以火著大殿、〇中略於是其伊呂弟水齒別命、〇反正參赴令謁、爾天皇令詔、吾疑汝命、若與墨江中王同心乎、故不相言、答白、僕者無穢邪心、亦不同墨江中王、亦令詔、然者今還下而、殺墨江中王而上來、彼時吾必相言、故卽還下難波、欺所近習墨江中王之隼人名曾婆加理云、若汝從吾言者、吾爲天皇、汝作大臣治天下、那何、曾婆訶理答白、隨命、爾多祿給其隼人曰、然者殺汝王也、於是曾婆訶理、竊伺己王入廁、以矛刺而殺也、故率曾婆訶理、上幸於倭之時、到大坂山口、以爲、曾婆訶理、爲吾雖有大功、既殺己君、是不義、然不賽其功、可謂無信、既行其信、還惶其情、故雖報其功、滅其正身、是以詔曾婆訶理、今日留此間而、先給大臣位、明日上幸、留其山口、卽造假宮、忽爲豐樂、乃於其隼人賜大臣位、百官令拜、隼人歡喜以爲遂志、爾詔其隼人、今日與大臣飮同盞酒、共飮之時、隱面大鋺盛其進酒、於是王子先飮、隼人後飮、故其隼人飮時、大鋺覆面、爾取出置席下之劒、斬其隼人之頸、

〔古事記下雄略〕一時天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答白己名謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而、還坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子以爲、望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更無所恃、然非顯待情、不忍於悒而、令持百取之机代物、參出貢獻、然天皇既忘先所命之事、問其赤猪子曰、汝者誰老女、何由以參來、爾赤猪子答白、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歲、今容姿既耆、更無所恃、然顯白己志、以參出耳、於是天皇大驚、吾既忘先事、然守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、憚其極老、不得成婚而、賜御歌、○下略

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、○中略寶字八年、○中略清麻呂歸來、奏如神敎、天皇○孝謙不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流于大隅國、○中略于時參議右大辨藤原朝臣百川、愍其忠烈、便割備後國封鄕廿戶、送充於配處、

〔今昔物語二十五〕藤原親孝爲盜人被捕質依賴信言免語第十一

今昔河內守源賴信朝臣、上野守ニテ其國ニ有ケル時、其ノ乳母子ニテ兵衞尉藤原親孝ト云者有ケリ、其レモ極タル兵ニテ、賴信ト共ニ其ノ國ニ有ケル間、其ノ親孝ガ居タリケル家ニ、盜人ヲ捕ヘテ打付テ置タリケルガ、何ガシケム枷鏁ヲ拔テ逃ナムトシケルニ、可逃得キ樣ヤ无カリケム、此ノ親孝ガ子ノ五ツ六ツ計ナル有ケル、男子ノ形チ嚴カリケルガ走リ行ケルヲ、此ノ盜人質ニ取テ、壺屋ノ有ケル內ニ入テ、膝ノ下ニ此兒ヲ搔臥セテ、刀ヲ拔テ兒ノ腹ニ差宛テヽ居ヌ、○中略守盜人ニ仰テ云ク、汝ハ其ノ童ヲ質ニ取タルハ、我ガ命ヲ生カムト思フ故カ、亦只童ヲ殺サムト思フカ、慥ニ其ノ思フラム所ヲ申セ彼奴ト、盜人侘シ氣ナル音ヲ以テ云ク、何デカ兒ヲ殺シ奉ラムトハ思給ヘム、只命ノ惜ク候ヘバ、生カムトコソ思ヒ候ヘバ、若ヤトテ取奉タル也ト、守ヲイ然ルニトハ其ノ刀ヲ投ゲヨ、賴信ガ此許仰セ懸ケムニハ、否不投デハ不有ジ、汝ニ童ヲ突セテナム、我

レ否不レ見マジキ、我心バヘハ自然ラ音ニモ聞クラム、慥ニ投ゲヨ彼奴ト云ヘバ、盗人暫ク思ヒ見テ、忝ク何デカ仰セ事ヲバ不レ承ラ候ハン、刀投ゲ候フト云テ、遠ク投ゲ遣ツ、兒ヲバ押起シテ免シタレバ、起キ走テ逃テ去ヌ、○中略親孝ハ盗人ヲ斫テモ弃テムト思ヒタレドモ、守ノ云ク此奴糸哀レニ此ノ質ヲ免シタリ、身ノ侘シケレバ、盗ヲモシ命ヤ生トテ質ヲモ取ニコソ有レ、悪カルベキ事ニモ非ズ、其レニ我ガ免セト云ニ隨テ免シタル、物ニ心得タル奴也、速ニ此奴免シテヨ、何カ要ナル申セト云ドモ、盗人泣キニ泣テ云事无シ、○下略

〔宇治拾遺物語二〕むかし右近將監下野原○原恐厚誤、下同、行といふもの有けり、○中略年たかくなりて西京にすみけり、となりなりける人にはかに死けるに、此原行とぶらひに行てその子にあひて、別のあひだの事どもとぶらひけるに、此死たるおやを出さんに、門あしき方にむかへり、さればとてさてあるべきにあらず、門よりこそ出すべき事にてあれといふをきゝて、原行がいふやう、あしき方よりいださんこと、ことにしかるべからず、かつはあまたの御子たちのためことにいまはしかるべし、原行がへだての垣をやぶりて、それよりいだし奉らん、かつはいき給たりし時、ことにふれてなさけのみありし人也、かゝるおりだにもその恩を報じ申さずば、なにをもつてかむくひ申さんといへば、子共のいふやう、無爲なる人の家より出さん事あるべきにあらず、忌のかたなりとも、我門よりこそいださめといへども、僻事なし給ひそ、たゞ原行が門よりいだし奉らんといひてかへりぬ、○下略

〔平家物語七〕篠原合戰の事

むねとの人々には、長井の齋藤別當さねもり、うきすの三郎しげちか、またのゝ五郎かげ久、伊藤の九郎助氏、眞下の、四郎重直也、是らは皆軍の有らん程、暫休まんとて、日ごとに寄あひ〳〵しゆん酒をしてぞ、なぐさみける、まづ長井の齋藤別當がもとに、より合たりける日、さねもり申ける

は、つら〳〵當世のていを見候に、源氏の方はいよ〳〵つよく、平家の御方は、まけ色に見えさせ給ひて候、いざをの〳〵木曾殿へ參らふと云ければ、皆さんなうとぞ同じける、次の日、又うきすの三郎がもとにより合たりける時、齋藤別當、さても昨日さねもりが申し事は、いかにをの〳〵と云ければ、其中にまたの、五郎かげ久、すゝみ出て申けるは、さすが我らは、東國にては、人に志られて、名有ものでこそあれ、吉につゐて、あなたへ參り、こなたへ參らん事は、見ぐるしかるべし、人々の御心共をば志り參らせぬ候、かげ久においては今度平家の御かたで、うちじにせんと思ひ切て候ぞと云ければ、齋藤別當あざわらつて、誠にはをの〳〵御心共をかなひかんとてこそ申たれ、實盛も、今度北國にてうち死せんと思ひ切て候へば、二度いのち生て、都へは歸るまじきよし大臣殿（〇平宗盛）へも申上、人々にも、其様を申おき候と云ければ、皆又此儀にぞ同じける、其約束をたがへじとや、當座に有ける廿よ人のさふらひ共も、今度北國にて、一所に志にけるこそむざんなれ、

〔太平記十六〕小山田太郎高家刈青麥事

義貞（〇新田）西國ノ打手ヲ承テ、播磨ニ下著シ給時、兵多シテ粮乏、若軍ニ法ヲ置ズバ、諸卒ノ狼藉不可絶トテ、一粒ヲモ刈採、民屋ノ一ヲモ追捕シタランズルモノヲバ、速可被誅之由ヲ、大札ニ書テ、道ノ辻々ニゾ被立ケル、依之農民耕作ヲ棄ズ、商人賣買ヲ快シケル處ニ、此高家（〇小山田）敵陣ノ近隣ニ行テ、青麥ヲ打刈セテ、乘鞍ニ負セテゾ歸ケル、時ノ侍所長濱六郎左衛門尉是ヲ見、直ニ高家ヲ召寄、無力法下ナレバ、是ヲ誅セントス、義貞（〇中略）使者ヲ遣シテ被點撿ケレバ、馬物具爽ニ有テ、食物ノ類ハ一粒モ無リケリ、使者歸テ此由ヲ申ケレバ、義貞大ニ恥メル氣色ニテ、高家ガ犯法事ハ、戰ノ爲ニ罪ヲ忘タルベシ、何様士卒先ジテ疲タルハ大將ノ恥也、勇士ヲバ不可失、法ヲバ勿亂事トテ、田ノ主ニハ小袖二重與テ、高家ニハ兵粮十石相副テ、色代シテゾ歸サレケル、

〔陰德太平記十八〕備後國神邊城明渡附目黑最後之事

去程ニ平賀○隆宗杉原○忠興昨日今日ト思シ中ニ、ハヤ改玉ノ年ノ三歳ヲ戰暮シケレ共、早晩此城可落トモ不見ケリ、然間隆宗モ術計盡、勇氣緩テ、今ハ天運ニ任セバヤト思惟シテ、忠興ヘ使ヲ遣シ、近年御邊吾等、人交ヘモセズ、逐合戰候ヘ共、未勝負ヲ不決、徒ニ歲月ヲ送リ、士卒或ハ討レ、或ハ疵ヲ蒙ル者、若干ト云コトヲ不知、カク士卒ヲ令勞、民ヲ苦シメンヨリ、吾運ヲ司命星ニ任セ、御邊ノ矢二筋受可申間中リ候ナバ、隆宗ガ運ノ極メニテ候ベシ、若射外サレ候ハヾ、速ニ當城ヲ明渡サレ候ヘト云送リケレバ、忠興弓ハ蚊ノ睫蟻ノ眼ナリト云共、目ニサヘ見エバ、射中ラント自贊シテ、甘蠅養由基ニモ不劣、善射ナリケレバ、不斜悅ンデ、頓テ約ヲゾ定メケル、カクテ頃ハ天文十九年十月十三日、忠興隆宗唯二人ワザト人一人モ不召具、城ノ尾崎ヘ出逢タリ、○中略一ノ矢、雁俣ヲ以テ、刀脇刺ヲ射挾ミ、太腹ヘシタヽカニ立タリケレ共、隆宗サル大剛ノ者ナレバ、二ノ矢射越セン爲ニ、カク方便テゾ云タリケル、忠興扨ハ下リケルヨト心得、二ノ矢少其心ヲシテゲレバ、今度ハ隆宗ガ肩ノ上ヲ摩ル許ニ射越、後ノ石ニ中リ、石火活ト迸リ、鏃ハ碎ケテ飛反ル、其時隆宗十間許リ立退、約束ノ如ク當城ヲ明渡サレ候ベシト云タリケレバ、忠興モ誓約金石ヨリモ堅シケル故、季布ガ二諾ナク、楚王ノ一言ヲ重ンジテ、城中ノ掃除、粲然ニシテ、同十四日、城ヲ平賀ニ渡シ、吾身ハ尼子ヲ賴ミ、出雲ヘコソハ越ニケレ、

〔常山紀談八〕紹運○高橋若き時、彌七郎といひし比、兄の鑑理齋藤鎭實の妹を、彌七郎に妻せられよと約束せられけり、其砌豊前中國と軍有て、殊に騷しくて迎へ取ずして打過ぬ、其後彌七郎鎭實に對面の折から、兄が申かはせし如く迎取べきに、軍の最中にて斯は遲はり候、頓て迎へ申さんと語られしに、鎭實げに〳〵申かはせしは可忘も候はねど、其後妹は痘瘡を煩ひて、以ての外に見ぐるしく成ぬ、中々かれが有樣にて、見屆らるべきにあらず、今にては參らせん事叶ひがたし

といひし時、彌七郎色をかへ、夫は存も寄ざる仰を承りぬるなり、齋藤家は先祖大友家にて、武勇たくましき弓取にておはすれば、兄にて候もの丶迎へ申さんと約束𛀁つる事に候、夫に辭退も候まじ、我は少も色を好む心に候はずとて、頓て婚禮あり、其腹に二人の男子出來にけり、

〔常山紀談五〕森蘭丸は三左衞門可成が子にて、信長寵愛厚し、十六歳にて五萬石の地をあたへらる、ある時刀をもたせ置れしに、刻鞘の數をかぞへ居たり、後に信長かたへの人をあつめ、刻ざやの數いひあてなんものに、此刀をあたふべき由いはれければ、皆おしはかりていひけるに、森はさきに數へて覺えたりとていはず、信長其刀を森にあたへられけり、

〔川角太閤記一〕吉川駿河守元春陣屋へ、小早川左衞門允隆景、宍戸備前守寄合、〇織田毛利和睦談合の次第は、今日の誓紙は破りても不苦候だまかされ候ての儀にて候と、吉川駿河守被申樣には、か樣の時にこそ、馬を乘殺せよはや〳〵と進め給ふ事、

一舍弟小早川左衞門允隆景は、右には一言も不出ず、暫工夫して被申出樣子は、元春御意御尤にては、御座候へ共、昔より今に至まで、何事にも付もの丶かためは、書物誓紙を鏡に仕ものにて候へ、父にて候元就公御死去の時仕候誓紙には、只今の輝元公を、兄弟共として取立よとの誓紙被仰付候、時日の下の判は、元春公被成候、其次には私仕候さて兄弟四人仕、元就公御命の內に御目に懸候事は、昨今の樣に覺候、其誓紙元就公戴、一ツは元就公の御遺言に、我くはんへ入よ、一ツは嚴島の明神へ奉籠よ、一通は輝元公へ上げ置申候、此二通は只今も御覽候へよ、條數の內に、毛利家より我死して後、天下の不可心懸と一の筆に御座候事、

一今日の起請文を破り候得者、めいどに被成御座候、父元就公への別心也、一は嚴島の明神の御罸、又は五常の禮儀の二ツをも破に似たり、羽柴筑前守、國本播磨へ歸城候との一左右を聞召屆られ、其上にては御馬を被出候ても不苦と、遂而兄の元春へ異見被申ける、元春も隆景に道理に

被攻、なま合點に納申候、

〔氏郷記下〕秀吉公御成事

永岡越中守忠興ヨリ、蒲生家ノ重代、佐々木鐙ヲ所望ニ參リシ綿利八右衛門、只似セノ鐙ヲ被遣候ヘカシト申ケレバ、氏郷、

ナキ名ゾト人ニハ言テ有ナマシ心ノ問バ如何コタヘン、ト云古歌アレバ、我心ガ恥カシ、是ハ天下ニ一足ノ鐙ニテ、知ル者ハアルマジケレドモ、一度忠興ヘ遣シタルト云テハ、跡ニ有テモ重寶ナラズトテ、佐々木鐙ヲ被遣ケリ、忠興是家ノ重代ノ由ヲ聞及バレテ樣々ニ返サント有シカドモ、氏郷請取レズ、去ドモ氏郷逝去ノ後、秀行幼少ノ砌ニ返サレシトカヤ、

〔朝鮮征伐記八〕蔚山をせむる事

幸長〇淺野手の者木村賴母それがし、忍のび出て申達すべしとうけごひけり、廿三日の夜、忍のび出て、二日路ある、くちやんまで、廿五日のあかつきゆきけり、清正たいめんあれば、忍か〳〵のよしを申せば、清正きくとひとしく、はやぶねこしらへよ、一騎なりとものり出すべし、我彈正と約をなせり、幸長をうたせては、生て日本にかへり、何の面目あつてか、彈正にまみえんや、とても死なんいのち、幸長と一處にはつべしとぞおほせける、清正内々うるふさん普請心もとなし、うちまはりせんと、舟共用意せらるゝ、おりなれば、近習のさふらひ、五百騎ばかり、ふね十餘艘にとりのり、おし出しける、心のうちこそすさまじけれ、機張の城はすてゝもくるしからず、ふさんの大忍やう達に、いそぎうしろまきせらるべしと申つかはし、ふねにとりのりける、

〔鹽尻四十一〕吉長〇可兒才藏家老に竹中久右衛門と云者ありし、いつにても、我知行半分與ふべしと約せしが、尾州長湫の役後、福島家に仕へ、七百石知行せし時、三百五十石を、竹中に得させしとかや、約を變せざりしは、奇特なる哉、

〔藩翰譜本多十一〕坂崎出羽守が、上を恨みまゐらする事ありて、己が宿所に楯籠りし時に、執政の人々相議り、坂崎がおとなが許に奉書下して、汝等が主、違犯の罪逃るべからず、汝もし汝が主の家絶えざらん事を思はゞ、汝が主勸めて自害させよ、さあらんに於ては、汝が主の世嗣立て給ふべき由を下知すべしと議定す、其時上野介〇本多正純人々に向ひ、誠に彼のおとなが、主人に腹切らせたらんには、かの家立てさせ給ふべきやと問ふ、人々いかで謀反人の家は立て給ふべきやと答ふ、正純聞て、さらば此奉書下されん事然るべからず、かの不臣を罪せんが爲に、又かの臣に不臣を勸め給ふ事、天下の下知に在るべき事とも覺えず、且は天下の政事は、信ならずんばあるべからず、只速に軍勢を差向けて誅伐あるべきものなり、何ぞ苟くも、人臣の敎とすべからざる事を陳べて僞を行ひ、天下の風俗を亂り給ふべきと云ひしかど、衆議一決せしかば、さらば正純は連署叶ふべからずとて、署を加へざりき、正純が他事は如何にもあれ、此一言は天下の名言なりといふべしやと柳生但馬守宗矩常に感ぜられしなり、誠に此一言を以て見るに、此人の若き時より、大御所の御覺えよかりしも宜なるにや、又同職の人と其の間の不快なりしも推て知られ侍る、

〔常山紀談十四〕古田助左衞門は古田兵部少輔重勝に仕へて、祿千石を受く、景勝を征伐の時、重勝伊勢の松坂の城に助左衞門を置れけり、〇中略重勝も東國より歸り來り、松坂にたて籠る、此時富田信濃守信高、阿濃津を守られしが、加勢を重勝に乞ふ兵を分ちやるべき體のなかりければ、助左衞門阿濃津へ加勢あらん事、尤望む所なり〇中略と勸めて、五百人の軍兵を阿濃津にやりけり、やがて重勝の領知の百姓の中に、大家なる者二十人を士として城にこもらせ、後に百石の地をあたふべしと約しけり、是人質の心にて百姓をさわがせじとの術なり、關ヶ原の亂治りて後、重勝約に背んとせられしかば、助左衞門信を失ふは君の道にあらず、かゝる言葉は金石よりも堅くすべき事なり、是より後又欺んとて、百姓ども何事も聞き入れ候はじ、信なくば立ずと申事の

候、臣が祿地を分ちあたふべしといひければ、重勝約の如くせられけり、

〔武藝小傳 六刀術〕宮本武藏政名

中村守和曰、巖流、〇佐々木 宮本武藏と仕相の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其期日に及て、貴賤見物のため、舟島に渡海する事夥し、巖流も舟場に至りて乘船す、巖流、渡守に告て曰、今日の渡海甚しいかなる事か在、渡守曰、君不知や、今日は巖流と云兵法遣宮本武藏と舟島にて仕相あり、此故に見物せんとて、未明より渡海ひきもきらずと云、巖流が曰、吾其巖流也、渡守驚きゝやひて曰、君巖流たらば、此船を他方につくべし、早く他州に去り給ふべし、君の術神のごとしといふ共、宮本が黨甚多し、決して命を保ことあたはじ、巖流曰、汝が云ごとく、今日の仕相、吾生んことを欲せず、然といへ共、堅く仕相の事を約し、縱死とも、約をたがふる事は、勇士のせざる處也、吾必船島に死すべし、汝わが魂を祭て、水をそゝぐべし、賤夫といへども、其志を感ずとて、懷中より鼻紙袋を取出して、渡守に與ふ、渡守淚を流して、其豪勇を感ず、

〔藩翰譜 五阿部〕對馬守重次〇阿部 十一月〇正保四年 二日、御暇給りて夜を日につぎてはせ登る程に、同き八日、大坂に著て父〇正次 の病を見るに、既にかうよと見えしかば、今夜重次、此所の奉行城番の人人に向ひ、父がいたわり、朝た夕を待つべからず、已に身まかり候はんは御座所を穢し參らするの恐れ少なからず、速に私の別業に移り、終焉の事をはからん事を存ずる、如何にといひしかば、兼てより面々も此事を存じ候ひき、御計らひ尤も然るべう候と、皆一同に答ふ、重次、父が枕により添ふて、なく／＼此由を申ければ、正次全く汝の諫る處を拒ぐには非ず、たゞし聞く處の如きは、正次所存に聊か違ふ處あれば、重ねて人々と計りて、義の當らん所に從うと思ふなり、正次始め此所にまかり登りし時、將軍家の御前近く召れ、抑も大坂の城は、五畿內に有て、近くは王城を鎭護し、遠くは南海、西海、山陽、山陰の要路にあたりて、數十州の鎭たり、汝が當家累代の舊臣にし

て、慶長元和の戰功、他に殊るを以て、我が代官として、此城の事をつかさどらしむる處なりと、仰せ下されしかば、正次不肖の身をもつて、斯る重職にあらん事、如何で其任に堪ゆべき、去りながら世既に泰平に屬し、當時何の憚り候べき、若くは又如何なる竊盜偸盜など起て、城墻を窺ひ候はんに、正次が身命のあらん限り、城をば守りて、人手には渡し候まじ、只之を以て、正次が奉公の節と仕るべきにて候、と答へたてまつりて、まかり登り候ひき、去れば正次が一息も息の續きて有ん程は、此城を誰にか渡し候べき、又正次こゝにて死したらんには、君のましまさん所を穢し申すの憚りあるに似たれども、凡そ塀を高くし、池を深くすると云事、危きに臨みて、戰士死を以て守るべき爲めなれば、志ゝむらを積みて、壘を增し、血を志たみて、水を深くする事、古より其例し少からず、是等の事を以て思ふに、人々の議せらるゝ處正次が素懷に同じからざるに似たり、〇中略すべからく人々議せらるゝ處、正次が思ふ處を注進し、早馬を參らせて、御裁斷を仰がるべうもや候と云、〇中略飛脚到來し、將軍家、事の由聞し召し、御感ことに斜ならず、正次が所存御旨に違ふ事なく、最も神妙に思召す、只其儘に候べしと仰下され、同き十二日に飛脚馳せ歸り、正次仰を傳へ聞て、感涙に堪ず、わづか一日をへて卒す、

〔閑窻自語〕堤前宰相榮長卿妾醜女語

堤故前宰相榮長卿わかゝりしとき、或ものゝむすめを戀ひわたりたるに、おやなりけるもの、かたくいらへてゆるさざりしを、年月をへてやう／＼にこしらへ、とり入るべくなりしほどに、かの女疱瘡わづらひて、かたち大きにみにくゝなり、ことさら一眼しひ、かた／＼はじめのうるはしきに引きかへ、さながら鬼のごとくなり、おやなりけるものうとましくおもひけるに、榮長卿すこしもくやめる氣なく、こゝろよくとり入れて、妾にしやしなひ、一生をおくらしめぬ、見にくしとても丈夫の一言變ずべきにあらずといはれしとぞ、たのもしとやいふべき、

〔孝義錄筑前四十三〕奇特者彥一

彥一は、宗像郡田隅村の百姓なり、父の世にありし時、人より米を借うけし事有し、かへすべきたよりなくて、とかくするほどに、病てうせぬ、そのころ彥一は、まだ幼くして、かゝる事ありともしらざりしが、生長の後に、かくとき、及びて、久しくすてをきし事を悔なげき、人して米の主にいはせしは、むかし父の貧しきにせまりて、そこの米かりけるが、つゐにかへす事なくてうせぬ、しり得ぬ事とは申ながら、年月かゝる事をすてをきたるをこたり、申べきやうなし、今はいさゝかのたからもいできぬれば、父のかりうけし年よりの利足をくはへ、米と利銀をかへさん程に、うけとり給はれとぞいひやりける、米の主も、彥一が志に感じて、深くよろこびしかど、人の困窮を見るに忍ずして、かしあたへたる米なれど、もとより返辨を望む心更になし、さればかへさる、ともうけとるべき事、思ひもよらずとてうけひかず、たがひにしばしゆづりあひしが、後は庄屋長百性などあつかひきこえけれど、事ゆかざりし程に、やがて領主に訴へ出ければ、二人ともにたぐひなく潔き者なりと稱美して、彥一には父の借うけし米のかずに、一年の利を加へてかへすべし、米の主は、いなまず是をおさむべしと裁判しければ、つゐにかた〳〵言葉なくして事すみぬ、是天和のはじめのことなりき、

〔明良洪範一〕寬文七年、大火傳馬町牢屋敷類燒ノ時、石出帶刀罪人共ヲ悉ク召出シ申渡シケルハ、今急ニシテ此所遁ル可ラズ、汝等ヲ燒殺サンモ不便也、牢ヨリ出ス間、心ノ儘ニ立退ベシ、火鎮リテ三日ノ中ニ歸ルベシ、其者共ハ申立テ命ヲ助クベシ、若亦逃隱シ歸ラザル者共、從類ニモ罪ヲ懸ケ、其身ハ何レニ忍ビ居ル共、日本中ヲ尋ネ出シテ、重科ニ行フベシ、十一年以前、丁酉ノ歲ノ大火ニ、淺草橋ニテ大勢命ヲ失ヒシハ、汝等ガ類ノ牢舍人也、今度ハ帶刀ガ了簡ヲ承リテ、命惜クバ立歸ルベシト申渡シ、追放シケル、牢ノ燒シハ二月六日也、七日ニハ殘ラズ立歸リシ内、三人見エ

ザリシ、是ハ腰ノ立ザル者ナリシ故、燒死タルニヤ、其後其事申立テ、其歸リシ者共皆赦サレ、其中必死ニ當ル者共ハ、薩摩ノ島ヘ流サル、

〔駿臺雜話 三〕二人の乞兒

享保癸卯の歲の十二月十七日、江戸室町の商人、越後屋吉兵衞といふ者の手代市十郎、諸方の買懸の金請取て歸りしが、金三拾兩入たる袋ひとつ見へざる故、さだめて途にておとしたるものにてあらん、もはやあるまじきとはおもひながら、もと來し路を段々に尋ねありく程に、ある所に乞食一人ありしが、見とがめてなにを尋候や、もし金をおとさるゝにては候はずやといふをきゝて、市十郎うれしくて有のまゝに語りければ、〇中略取出し袋のまゝにて渡しけり、市十郎餘の事に、さてやみがたくて、內五兩取出して、是は責てそこの得分にせられよとてあたへけれども、中々受るけしきなし、市十郎いひけるは、此かねははなき物にきはめ置しに、そこの志ゆへにこそふたゝび手にも入たれ、然るをのこらず我物にすべきにあらず、達て受てくれ候へといへば、よく考へて見給へ、其五兩をもらふ意得ならば、三拾兩を返し申べきや、もとより自分のよくにて拾ひ置たるにてなく候、定ておとしたる人、主人のかねなどならば、さぞ難儀に及ばるべし、他人に拾はせなば、其落せし人にはふたゝび返るまじ、さらば我等拾置て、其人に返さまく思て、拾置たるにてこそ候へ、そこもとへ渡し候へば、我等が志通りて候、さらばいとま申候はんとて、其まゝそこをさりて、見かへりもせで行けるを、市十郎跡をしたひて、取あへず懷中より金一壘取出し、けふは寒氣もつよく候、歸られ候はゞ、是にて酒をもとめて、たべられ候へとてあたへければ、是は御志にて候まゝ申受候て、是にて御酒給申べきとて、それをば受て立わかれける、名を尋ければ、名は八兵衞とて、車善七が手下の乞食のよし申候、〇下略

〔先哲叢談 後編 八〕紀平洲

平洲博愛容衆、不與人忤、處誠尤厚、小河仲栗、飛鳥子靜同居多年、仲栗子靜各卜居、後仲栗歿而無所歸、於吾殯、喪祭若家人、且妻兒皆依賴焉、子靜又歿而無所歸、喪祭之猶仲栗、養妻兒於家、後爲其女子整資裝嫁之人、仲栗子鼎長薦之尾府、食祿儒官、又南宮大湫子齡、大湫歿後、與其母氏皆依賴焉、齡長薦之尾府、又食祿儒職云、其他寓塾者、雖斗筲之人、若有歿者、憫寄寓異鄕而死於客中、久後遂失其葬埋之所在、自出費用、立碑於葬所、以記其姓名者數十人云、

〔續近世叢語 一德行〕紀平洲寓長崎也、與小河天門、飛鳥圭洲俱結交爲兄弟、居三年、聞母疾、卽日東歸、歸則母既歿、哀毀嘔血、臥病歲餘、獨恐資產漸盡而使父憂、寄二子書、以借百金、圭洲謂天門曰、吾能以百金、助世馨之孝、固非所惜也、卽盛以匣、而題曰石、以報平洲、

〔近世叢語 一德行〕或許子則〇佐伯救人之急、俄背之、子則不復言、陰質宅與之、其人後聞之大驚、還子則、子則曰、人失信于我、我無如之何、我失信于人、豈得謂無如之何乎、見其叩謝不已、而後受、

〔續近世畸人傳 二〕子松源八

子松源八時達は出雲の家士、射藝の師也、老て山心と號す、爲人方正淳朴比類なし、若年の時、兄の過失に連坐せられて祿を離れ、國內大原郡に蟄居し、家貧なれば日雇して衣食を給す、その居宅の隣に農夫茄子を種ゆ、源八は菜を作る地なければ、これに就て茄子を買んとこふに、農夫たゞひとりめさんほどは、日々といへどもいくばくのことかあらん、たゞ我ものゝごとく取用ゐ給へとて價をうけず、是より後、源八、茄子を喰んと思ふ時は往て取、價錢をその莖に結付て去、圃主所々に錢のかゝれるを見てあやしみ、此人の所爲ならんと取集て、返ども固く辭してうけず、〇中略凡人に詐はなしとして、魚菜を買にも價を下せといふことなし、我心に應ずれば買、應ぜざれば買ず、久して商人も是を傳へしりて、其家にては價を二ツにすることなし、其家に使るゝ奴婢も、其風に化して質朴にして詐らねば、そこに使はれしものといへば、人爭ひて召抱たり、

〔近世叢語一 徳行〕佐吉田〇永 賣綿爲産、家貧無稱錘、乃毎賣買、唯人所爲、而纎毫不疑也、人亦感其無我不忍欺詐、賣者多與之、買者少取之、由是産業日廣、遂以發財、毋嘗鬻餅、佐吉請小之、毋怪問其故、曰人情皆趨利、我所爲餅、若大於他、則人必競集、亡害於舊餅師哉、毋稱善、乃作餅小之、而買者不絕也、

正直

正直ハ、心直ク行正シキヲ謂フ、毀譽ノ爲ニ正理ヲ枉ゲズ、利害ノ爲ニ邪曲ヲ行ハザルノ類即チ是ナリ、而シテ正直ニ關スル事例ニシテ、信、諫等ノ諸篇ニ載セタルモノアリ、宜シク參看スベシ、

〔伊呂波字類抄志 疊字〕正直

〔書言字考節用集九 言辭〕正直シヤウヂキ 韵會、不曲也、

〔類聚名義抄一〕𤴓タヽシ 和者ウ　直除力反 タヽシ ナヲシ 和地キ

〔續日本紀九 聖武〕神龜元年二月甲午、受禪卽位於大極殿、大赦天下、詔曰、〇中略 親王等始而王臣汝等、清支明支正。支。直。支。心以、皇朝乎穴比扶奉而、天下公民乎奏賜止、詔命衆聞食宣、

〔山鹿語類二十一〕正直

師曰、大丈夫の世に立、正直ならずんば不可有也、其義有處は守て、更に不變の謂也、其親疎貴賤に不因、其可改所を改め、可糾事をたゞして、不諛人、不從世の謂也、世間に身を立つるとは、世にまかせ人に不從しては、理のまゝに立こと有がたしと云へる輩、俸祿を得ながら、君の非を不糾、父兄の惡を不諫して、時とともに追從し、大祿大官に預て、當世にへつらひ、時節を以て君を諫むべきと云の內に、光陰ついに空しくして、一生一事をなすことなし、尤可恥、尤可笑、豈大丈夫の心存せ

正直例

るならんや、唯祿により官にさへられて、本心こゝに放失し、世の弄臣となれるなるべし、（○下略）

〔倭姬命世記〕御間城入彥五十瓊殖天皇（○崇神）卽位、（○中略）六十年癸未二月十五日、遷于大和國宇多秋志野宮、積四箇年之間奉齋、（○中略）件童女於大物忌止定給比、天磐戶乃鑰領賜利、無黑心志、以丹心天、清潔久齋愼美、左物於不移右須、右物於不移左志、左左右右、左返右廻事毛、萬事違事奈久志、大神爾奉仕、元元本本故也、

〔今昔物語二十〕高市中納言依正直感天神語第四十一

今昔、持統天皇ト申ス女帝ノ御代ニ、中納言大神ノ高市麿ト云フ人有ケリ、本ヨリ性心直シテ心ニ智リ有リケリ、（○中略）或ル時ニハ、天下旱魃セルニ、此ノ高市麿、我ガ田ノ口ヲ塞テ、水不入シテ、百姓ノ田ニ水ヲ令入ム、水ヲ人ニ施ニ依テ、既ニ我田燒ヌ、此樣ニ我身ヲ弃テ民ヲ哀レム心有リ、此ニ依テ天神感ヲ垂レ、龍神雨ヲ降ス、但シ高市麿田ノミニ雨降キ、餘ノ人田ニハ不降ズ、此レ偏ニ實ノ心ヲ至ンニハ、天此ヲ感テ、守リヲ加ル故也、而レバ人ハ心直カルベシ、永ク橫樣ノ心不可仕ズ、（○下略）

〔今昔物語二十二〕內麿大臣乘惡馬語第四

今昔、內麿ノ右大臣ト申ケル人ハ、房前ノ大臣ノ御孫、大納言眞楯ト申ケル人ノ御子也、身ノ才止事无クテ、殿上人ノ程ヨリ、公ニ仕リ給テ、其ノ思エ微妙クナム御ケル、世人皆重ク敬テ不隨ヌ者无カリケリ、形チ有樣愚ナル事无カリケリ、亦心直クテ、人ニ被用テナム御ケル、（○下略）

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、（○中略）清麻呂爲人高直、匪躬之節、與姉廣虫共事高野天皇、（○稱德）共蒙信愛、（○下略）

〔今昔物語三十一〕豐前大君知世中作法語第廿五

今昔口口天皇ノ御代ニ、豐前ノ大君ト云フ人有ケリ、（○中略）此人世ノ中ノ事ヲ吉ク知、心バヘ直ニ

テ、公ノ御政ヲ吉モ惡モヨク知テ、除目有ラムズル時ニハ、先ツ國ノ數多開タルヲ、各ノ次第ヲ待テ、望ム人々ノアルヲモ、國ノ守ニ宛テ押量テ、其ノ人ヲバ其ノ國ノ守ニコソ被成ラメ、其ノ人ハ道理立テ望メドモ、否不成ジカシナド、國每ニ云タリケル事ヲ、人皆聞テ所望叶タリケル人ハ、除目ノ後朝ニハ、此ノ大君ノ許ニ行テナム讀ケル、○下略

〔文德實錄五〕仁壽三年五月戊午、參議正四位下左兵衞督兼近江守藤原朝臣助卒、○中略助心性淸直。不憚毀譽、朝廷之士、爲之蹈跡、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年二月廿九日癸酉、參議從四位上行太宰大貳淸原眞人岑成卒、○中略岑成立性淸直、不拘小節、初爲大和守、盛改造官舍、有能名、至于爲大貳西府倉屋、破壞特甚、有意脩造、不遑事居、伐神社之木、充結構之用、或人諫云、此神見稱有靈、祟咎所致不利於人、岑成拒而不肯、强令伐取、因此受病不幾而卒、時年六十三、

〔續古事談二臣節〕八條大將保忠ト申人オハシケリ、本院ノオトヾ○時平ノ子ナリ、大ニハヂラレタル人也、内ヘ參リ給ケル道ニ、時ノ靱負ノ佐アヒテ、車ヨリオリテ立タリケリ、大將トガメテ云ク、騎馬ノ時、此禮アルベシ、車ニテハアルベカラズ、靱負佐陳ジテ云ク、車ニテオリザル事ハ、タガヒニ其人トシラヌ時ノ事也、君隨身グシ給ヘリ、我又火長相シタガフ、スデニ其人ト知ヌ、何ゾ禮節ヲイタサヾラント云ケリ、大將理ニヲレテホメ給ケリ、

〔撰集抄三〕正直房往生事

美濃國と聞えしやらん、中比其國にあやしの僧、里を廻て、人にみやづかふ侍けり、いみじく心ばへわりなくて、何事にも心得たりければ、人々我も〳〵とあらそひやとひ侍りけり、二三日づゝなんつかへけり、わざとひとつ所には、久しくはいずと侍ける、心だての云べきかたなく、すなをに侍ければ、正直坊と名付てよぶ人もあり、又直心坊となん云族も侍けるとかや、○下略

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年〇寶治元年十二月廿九日丁未、有恩澤沙汰、去六月合戰之賞、相交之、結城上野
入道日阿、拜領鎭西小島庄、是就泰村追討事、頗及過言之間、可被咎仰歟之由、雖有沙汰、其性素廉直
也、稱過言者、只無私之所致也、且適爲關東遺老、咎語之誤、令漏處恩條、可爲政道恥之由、左親衞殊令
執申給云云、

〔武功雜記〕有馬修理大夫へ、薩摩ヨリ加勢ヲツカハシ候トキ、兄ノ兵庫カ、弟ノ中書カ、兩人ノ中ヲ
ツカハスベシト、立伯タヅネラレシニ、新納武藏進テ申ハ、兵庫殿ハ、耳甲斐々々敷大將也、
中書殿ハ、耳甲斐々々敷、目臆病ナル大將ナリ、目ニ見タル時、大事ニ存ル大將ハ、軍ノ仕損ジナキ
モノナリ、必中書殿ヲ被遣可然ト云テ、終ニ中書ヲ遣スト云々、兵庫後ニ少々新納ヲ恨ム、新納ガ
云、何程御ウラミ候共、私存ヨリハ、其刻申シタル如クニテ候、

〔常山紀談十八〕台德院殿〇德川秀忠は、〇中略信を失ひては、天下は保ちがたしと常に仰られ、御鷹狩に
出給ふ時も、時を定められ、御膳の半にも、辰の鼓をうてば、箸を捨て出給ふ、近習の人、本膳終らざ
れば、辰の太鼓をうたず、井伊直孝是を聞、近習の人々に向ひ、是君を愛すると思へるは大なるひ
が事にてこそあれ、君正しき道を好みたまはゞ、汝たちも正しき道にて仕へられよ、かやうに事
を料られなば、必阿諛をなして、寵愛を好するにも及ぶべし、とく膳を奉りて、鼓の前に終りなん
に、何の苦しきことやある、是等は誠に小事なれども、君を欺くともいふべし、君子は禍を未然に
防ぐものなりと、戒められけり、

〔老人雜話下〕島田彈正法名由也越前守兄直士也、〇中略或時老中會して、米高直にして、萬民困窮すとの
評義あり、その時、由也云、老中の腰々、米の買置などめさる間、米何としても、下直には成まじと云、
誰買置れたるぞと云れければ、先づ酒井讚岐殿からが、買置めさると云、其時讚州云、我聊此事な
し、さらば深津九郎右衞門を呼とあり、深津來りて、曾て此事なしと云、由也居長高に成て、某月某

日、大豆何程買しを知たり、馬の口も限りあり、是は買置にあらすや、其外證據多しと云つめたり、如此の人今は不聞、

〔常山紀談二十三〕土屋但馬守數直、執政たりし時、金座の者ども相はかりて、金に銀を入て、ふきかへられなば、日本國の金甚多くなるべし、金の色の損ずるのみにて、莫大の利なれども、但馬守用いられじ、但馬守だに此事を聞入られなば、事行はるべしといひたるを、數直に申す人あり、兎角の答なくて、打過られしかば、又人をして問せしに、但馬守是は邪なるわざなり、金を以て天下の寶とするは純物なるが故なり、其實を惡くせんとや、思ひもよらぬ事なりと、いはれけるとぞ、

〔吉備烈公遺事〕津田永忠、左源太十六七ノ頃ニヤ、寢ズ番シテ居タリシニ、公〇池田光政今ノ自鳴鐘ハ、何時ヲ打タルヤト問セ給フ、永忠承リ、只今寐入候テ、知ラズト申ス、公默シテオハシマス、夜明ケテ、永忠ガ座ヲ立ケルヲ見給ヒ、事ヲナスベキ男ナリト、獨リ言シ給シガ、永忠十八ノ時、目附職ヲ被命ケリ、其日執政ノ人々、公務終リテ後、物語有シニ、永忠末席ヨリ、此所ハ長嘶スル處ニアラズト譏ケリ、大臣タチ、公ノ御前ニ參、爾々ノコトノ候ヒキ、二十ニモ不足モノヽ、アマリナルコトナリト申セシニ、公偖ハ予ガ視ル處タガハザリキ、思フコト憚ル處ナク云ン者ナリト思ヒタリシニ、果シテ然ナリト、仰ケルトゾ、亦永忠御前ニ參テ、申コトノ有ケル後ニ、彼ノ者ハ敏者、アシクバ、國ノ禍ヲナスベキ也、才ハ國中ニ獨歩セリト宣ケリ、

〔吉備烈公遺事〕酒井空印入道ナリシヤ、道中ニテ伊勢參宮ノ小兒、十二三歲バカリノ者ニ逢ヘリ、錢ヲトラセテ、汝ガ國ハ何方ゾト問フ、小兒曰、備前岡山ノ城下ニ侍ル、入道其聲ヲ聞テ、否々汝ガ言聲ハ、大和トキコユルゾ、前言ハ虛ナルベシト云、小兒腹ヲ立テ、吾國岡山ノ百姓ニ、嘘ヲ云フ者ハ候ラハズト、貰シ錢ヲ投捨テ去ル、入道大ニ感歎シテ云、新太郎今世ノ君子ト聞ケリ、今ニシテ信ゼリ、吾過テリ〳〵、

〔孝義錄陸奥十八〕孝行者治郎左衞門

治郎左衞門は若松の城下竪三日町にすみて、鞘ぬる事を業とせり、むまれつき質直にして、家業にをこたらず、もてきたりてあつらふる人の、貴賤をへだてず、前後のついでを亂さず、しかもはじめに約せし日をたがへねば、をのづから業も多くなり行き、事たらいたる人などは、其意を感じ、よき物などいひつくる折は、前かたに祝儀などいひて、米金の類をとらするに、かたく辭してうけず、たゞ其業の料より外をとる事なし、

〔塵塚談上〕本郷御弓町に忠直なる人在せしなり、憲廟綱吉○德川の御代より惇廟家重○德川御代迄、重き御役勤仕し給ふ、致仕の後嫡君勤仕の所、寶暦三四年之頃病死なり、その嫡子五歳ゆへ、親族衆家來までも、年増の事を老君へ窺ければ、以の外立腹にて、我等事是迄僞を申上候事一言もなし、若短命にて家斷絶する共、是非もなき事なりとて、正直に五歳の書上なり、家士薄氷を踏が如くなりしが、誠に正直の頭へ神やどり在といふ、恙なく成長いたされけり、

〔續近世畸人傳四〕日雇八兵衞

加賀杉原といふ所に、八兵衞といへる日雇あり、妻にもおくれて、子二人もてり、貧窮なれども、性得律義なるもの故、人も憐しが、或時病に臥て日比へしかば、あたりの富豪の家より米錢をおくれど、かつてうけず、醫師などとふらひて藥を與んといへど、是も辭して、百日の餘におよべど、治せざれば、飢渇に堪ず、さて二人の子をよびて、幼少なりとも、我いふことをよくきけ、無事なる時だに、まどしき身の、まして今病にかゝりて、人の金錢を貸ては、かへすべき日なし、かへすあてなきものを貸ては、身命をつなぐも、人をあざむくにゝて快ず、是よりは汝等乞食してくらすべし、われも命あらば活べし、命つきば此儘に死せんと、こま〴〵といひ含めしかば、姉は十二、弟は九歳なりしも聞わけて、椀など持て乞丐となりける、

雜載

〔倭姬命世記〕泊瀨朝倉宮大泊瀨稚武天皇（○雄略）即位（○中略）二十三年己未二月十五日（甲）、倭姬命召集於宮人及物部八十氏等宣（○中略）、大神託宣（○志摩志摩木）日月廻四洲、雖照六合、須照正直頂（止）詔命明矣、

〔東大寺要錄（八）〕勅封倉鴨毛屛風銘文（○中略）諂諛之語、多悅會情、正直之言、倒心逆耳、正直爲心、神明所祐、禍福無門、唯人所召、（○下略）

公平

名稱

公平トハ平等不偏ニシテ、私意ヲ挾マザルヲ謂フ、利害ノ爲ニ偏頗ノ處置ヲ行ハズ、親疎ニ因リテ、依怙ノ沙汰ヲ爲サヾルガ如キ即チ是ナリ、

〔令義解（四考課）〕公。平。可稱（謂背私爲公、用心平直、假如趙武擧以私讎、祁奚薦以己子之類、公平也、）

公平例

〔日本書紀（二十二推古）〕三十一（○一原作二、據日本長曆改、）年十月癸卯朔、大臣（○蘇我馬子）遣阿曇連（闕名）阿倍臣摩侶二臣、令奏天皇曰、葛城縣者、元臣之本居也、故因其縣爲姓名、是以冀之、常得其縣、以欲爲臣之封縣、於是天皇詔曰、今朕則自蘇我出之、大臣亦爲朕舅也、故大臣之言、夜言矣則（○則原脫、據一本補、）夜不明、日言矣則日不晚、何辭不用、然今當朕之世、頓失是縣、後君曰、愚癡婦人臨天下、以頓亡其縣、豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠、是後葉之惡名則不聽、

〔日本書紀（二十五孝德）〕大化元年八月庚子、拜東國等國司、仍詔國司等曰、（○中略）其國池水陸之利、與百姓俱、又國司等在國不得判罪、不得取他貨賂、令致民於貧苦、（○中略）是日設鍾匱於朝、詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長、不審所訴、收牒納匱、以其罪罪之、其收牒者、昧旦執牒、奏於內裏、朕題年月、便示群卿、或懈怠不理、或阿黨有曲、訴者可以撞鍾、由是懸

鐘置匱於朝、天下之民、咸知朕意、

〔續日本紀 八元正〕養老五年二月癸巳、詔曰、朕德菲薄、導民不明、夙興以求、夜寐以思、身居紫宮、心在黔首、無委卿等、何化天下、國家之事、有益万機、必可奏聞、如有不納、重爲極諫、汝無面從退有後言、

〔續日本紀 二十七稱德〕天平神護二年五月戊午、大納言正三位吉備朝臣眞備奏、樹二柱於中壬生門西、其一題曰、凡被官司抑屈者、宜至此下申訴、其一曰、百姓有寃枉者、宜至此下申訴、並令彈正臺受其訴狀、

〔續日本後紀 十三仁明〕承和十年正月庚寅、散位從四位上伴宿禰友足卒、○中略友足爲人平直、不忤物情、頗有武藝、○下略

〔三代實錄 十四淸和〕貞觀九年三月九日己酉、前陸奥守從五位上坂上大宿禰當道卒、○中略齊衡二年、授從五位下、拜右衞門權佐、領撿非違使、當道處法平直、威刑不嚴、事乖道理者、雖云權貴、未必容縱、

〔保元物語 一〕新院御謀反思召立事

宇治左大臣賴長ト申ハ、知足院禪閤殿下忠實公ノ三男ニテ御座ス、入道殿ノ公達ノ御中ニ、殊更愛子ニテ御座ケリ、○中略賞罰勳功ヲ別チ、政務ヲキリトホシニシテ、上下ノ善惡ヲ被糺ケレバ、時ノ人惡左大臣トゾ申ケル、諸人加樣ニ恐レ奉シカ共、眞實ノ御心向ハ極テ濡(ウルハシ)ク御座、怪ノ舍人牛飼ナレドモ、御勘當ヲ蒙ル時、道理ヲタテ申セバ、細々ト聞召テ、罪ナケレバ御後悔有キ、又禁中陣頭ニテ、公事ヲ行セ給フ時、外記官史等勇サセ給フニ、アヤマタヌ次第ヲ辨申セバ、我僻事ト思召時ハ、忽ニ折サセ給テ、御怠狀ヲ遊テ、彼等ニタブ、恐ヲ成テ給ハラザル時ハ、我好思召怠狀也、只給リ候ヘ、一ノカミノ怠狀ヲ、以下臣下取傳フル事、家ノ面目ニアラズヤト被仰ケレバ、畏テ給ケルトカヤ、誠ニ是非明察ニ、善惡無二ニ御座ス故也、ヨモ是ヲ以テ成奉リ、禪定殿下モ大切ノ人ニ思召ケリ、

〔吾妻鏡 八〕文治四年六月十一日乙亥、泰衡○藤原京進貢馬貢金桑絲等、昨日著大磯驛、可召留歟之由、

義澄申之、泰衡同意豫州、○源義經之間、二品○源頼朝依令憤申給、度々被尋下、去月又被遣官使畢、就之言上歟、然而其身雖與反逆、有限公物難抑留之由被仰出云云、

〔北條九代記九〕時頼入道與青砥左衛門尉政道閑談

正直ノ者十二人ヲ撰ビ出シ、密カニ鎌倉中ノアリサマヲ、尋ネ聞シメラルヽ所ニ、青砥左衛門尉藤綱ガ申スニタガハズ、コレニヨツテ、評定衆ヲ初メテ、非道ノトモガラヲ記サルヽ、ニ、三百人ニ及ベリ、時頼入道コレラヲ召出シ、理非ヲ決斷シ、科ノ輕重ニシタガヒテ、當々ニ罪シ給ヒケルガ、時頼仰セアリケルハ、往昔義時泰時宣ヒ置レシハ、頭人評定衆ノコト、コノ一家一門ノ人ニ依ベカラズ、智慮有テ、學ヲツトメ、正直ニシテ道ヲ嗜ミ、才覺モアラン人ヲ撰ミ出シテ定ムベシト、然ルヲ近代、時氏經時ヨリコノカタ、評定ハタヾソノ家ニアルガゴトシ、其子孫、或ハ愚ニシテ、理非ニ迷ヒ、或ハ奸曲有テ、政道ノ邪魔トナル、コレ亡國ノ端ニアラズヤ、諸人ノ惱ミ、コレニ過ベカラズトテ、器量ノ人ヲエラビテ、諸國七道ニ使ヲ遣ハシ、諸方ノ非道ヲ尋ネ探ラル、探代、目代、領主タルトモガラ、無道猛惡ノモノ、二百餘人ヲ記シテ、鎌倉ニ歸ル、時頼入道、是ヲ點撿シ、科ノ輕重ニシタガヒテ、ミナ罪ニ行ナハル、有ガタカリケル政道ナリ、

〔天龍開山夢窻正覺心宗普濟國師年譜〕師○夢窻一日抵隣家、見其家父母兄弟團欒而坐、飮食精美、但僕輩數人在廚下食飯、其形有不滿之色、於是師私發願言、我將來管奴僕、必須於食平等行之、後果踐其言、

〔松隣夜話下〕謙信○上杉餘事ニ替リ、武篇ノ出入ハ、深ク被遂評議、御念入候、○中略先七組衆、十一人衆、廿一人衆ヲ命ジ玉ヒ、僉儀ノ上被仰出ケルハ、出雲○森ハ感狀數多シ、殊ニ普代覺ヘ者、下座ニ可著謂ナシ、伊賀○槇ハ感狀ノ數ハ劣リ候ヘドモ、日ノ内ニ十一度迄、一番鎗ヲ合セ、九人侍ヲ討、天下無双ト云感狀ヲ取候事、是名譽ナレバ、是モ下座ニ難著、兩面ニ別レ對座可有、其上双方口說ニ不及、

不公平

謙退ヲ第一ニシテ強ミアル論談、就中出雲初段ノ酬對慇懃ノ様子、后御案結構ノ式對ナリトテ、兩人同坐ニ被召、出雲ニハ信國ノ刀、伊賀ニハ大原實守ノ脇差ヲ玉ハル、乍兩腰、謙信度々手ヅカラ人ヲ切リ、刃金ヨシトノ御言葉アリ、

〔藩翰譜十一天野〕當時○永祿卑しき者共の諺に、佛高力、○淸長鬼作左、○本多重次どちへんなしの天野三郎兵衞○康景といひしなり、想ふにこの康景、寛猛の間に夾りて、寛を濟ひ猛を濟ひ、偏ならず頗ならずして、政平かなりき、

〔信玄家法下〕一不可人之最負偏頗事、孝經曰、天地不爲一物枉其時、日月不爲一物晦其明、明王不爲一人枉其法、

〔長曾我部元親百箇條〕掟○中略

一在々所々遣奉行人申聞外、猥族申扱、最負偏頗於在之者、如何様雖爲下人、有様之通於申上者、太以可加褒美、聞付次第糺明之上、彼奉行人深可成敗事、

一國中諸奉行井庄屋、何篇毛頭最負偏頗非道之儀、於申扱者、其在所ト、其外何之者によらず、聞立爲内々具於言上仕者、可加褒美、猶以糺明上可成敗事、○中略

慶長二年三月廿四日　盛親在判
元親在判

〔太平記十二〕安鎭國家法事附諸大將恩賞事

東國西國已靜謐シケレバ、自筑紫小貳、大友、菊池、松浦ノ者共、大船七百餘艘ニテ參洛ス、新田左馬助、舍弟兵庫助七千餘騎ニテ被上洛、此外國々ノ武士共一人モ不殘上リ集ケル間、京白河ニ充滿シテ、王城ノ富貴日來ニ百倍セリ、諸軍勢ノ恩賞ハ、暫ク延引ストモ、先大功ノ輩ノ抽賞ヲ可被行トテ、足利治部大輔高氏ニ、武藏、常陸、下總三箇國、舍弟左馬頭直義ニ遠江國、新田左馬助義貞ニ、上

野播磨兩國、子息義顯ニ越後國、舍弟兵部少輔義助ニ駿河國、楠判官正成ニ攝津國、河內、名和伯耆守長年ニ因幡、伯耆兩國ヲゾ被行ケル、其外公家武家ノ輩、二箇國三箇國ヲ給リケルニ、サシモノ軍忠有シ赤松入道圓心ニ佐用庄一所計ヲ被行、播磨國ノ守護職ヲバ、無程被召返ケリ、サレバ建武ノ亂ニ、圓心俄ニ心替シテ朝敵ト成シモ、此恨トゾ聞ヘシ、

〔日本書紀 天武二十九〕七年十月己酉、詔曰、凡內外文武官、每年史以上屬官人等、公平而恪懃者、議其優劣、則定應進階、

〔令義解 考課四〕公平可稱〇義解略者爲一善、

〔類聚三代格 七〕太政官謹奏〇中略

一在職公平、立身淸愼、〇中略

一在官貪濁、處事不平、〇中略

右國宰、郡司、鎭將、邊要等官、到任三年之內、政治灼然、當前件二條已上者、伏望五位已上者、量事進階、六位已下者、擢之不次、授以五位、〇中略

延曆五年四月十九日〇又見續日本紀

太政官符

合載下觀察使起請事十六條〇中略

一在職公平、立身淸愼條、

右同前〇山陰道觀察使菅野朝臣眞道奏、僻案令官人淸愼顯著、及公平可稱等各爲一善、其一最已上有二善爲上下、然則非有拔群之人、何應超等之擧、伏望若有此色、具錄行狀、指陳政迹之本末、委顯遠近之推服、乃始褒擢、免叨濫、一其違乖公淸之科、同下貪濁之條者、今縱令當此一條、卽自有件二善者也、或加恪勤之善、自昇上中之第、始應褒擢、依使奏、〇中略

大同四年九月廿七日

〔信玄家法下〕一食物到來之時、眼前伺候之衆、少宛成とも可配分事、三略云、昔日良將用兵、有饋簞醪者、使投諸河、與士卒同流飮、〇下略

名稱

廉潔

廉潔トハ、心性潔白ニシテ、寡欲ナルヲ謂フ、常ニ淸貧ニ安ジテ名利ヲ思ハズ貨財ヲ貪ラズ、又官ニ在リテ私利ヲ營マズ、苞苴ヲ受ケザルガ如キ卽チ是ナリ、

〔伊呂波字類抄太疊字〕廉直レンチヨク　廉潔ケツ

〔運歩色葉集禮〕廉直レンチヨク　廉潔ケツ

〔令義解四考課〕淸愼顯著、謂淸者潔也、愼者謹也、假如楊震暗夜辭金、胡威歸路同絹之類是淸也、〇中略者爲一善、

〔日本書紀繼體十七〕二十四年二月丁未朔、詔曰、〇中略令人擧廉節、宜揚大道、流通鴻化、〇下略

〔山鹿語類二十一〕淸廉

師曰、大丈夫、內淸廉を守らざれば、公につかへ、父兄にしたがつて、利害此に萌して、天性の心を放し失つべし、淸廉と云は、外の賄賂、內の財貨さらに心に不付して、世人の難行所に卓爾と立て、更に不屈、これを淸廉と云へり、內に淸廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心こゝに放失すべし、されば孔子は忍渴於盜泉之水、曾參は回車於勝母之閭と云へる、是淸廉の云に非ずや、さしも万鍾の祿を辭するばかり、高尙なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至てわづかなる處に、內に鄙吝の情生ずるは、淸廉の心薄くして、鄙吝の情こゝに生ずれば也、古人云、彼淸廉之士、一榻白雲、半窻明月、金穴百丈、而不操、銅山万仞、而不瞬と云へり、若し淸廉の志あらざれ

ば、人の不ㇾ知不ㇾ見、取ても害あらざらん處においては、自然に吝嗇の心生じつべし、〇中略人の氣質に因て、天性清廉にして、聊の貪なきものなり、是又其質人にすぐる丶處ありといへども、學びつとめて此質を清廉に至るが如く致して、此に存ㇾ心にあらざれば、廣く推して物に及ぼす事能はざる也、清廉の器あらんには利害にをいて更に放心することあるべからざれば、大丈夫のつとめ尤も愛にありぬべし、古の伯夷叔齊が言行、殆んど清廉の至極と云べし、

〔藤原家傳武智麻呂〕藤原左大臣、諱武智麻呂、左京人也、〇中略其性温良、其心貞固、非ㇾ義弗ㇾ領、毎好二恬惔一、遠謝二憒閙一、或時言談而移ㇾ日、或時披覽而徹ㇾ夜、不ㇾ愛二財色一、〇中略廉而不ㇾ汙、直而不ㇾ枉、〇下略

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年三月丁卯、大納言正三位藤原朝臣眞楯薨、〇中略眞楯度量弘深有二公輔之才一、〇中略在ㇾ官公廉、慮不ㇾ及ㇾ私、感神聖武皇帝寵遇特渥、詔特令ㇾ參二奏宣吐納一、明敏有ㇾ譽二於時一、〇下略

〔日本後紀十七平城〕大同三年十月丁卯、東山道觀察使左近衞中將正四位下行春宮大夫安倍朝臣兄雄卒、〇中略乏二文堪一、武性好ㇾ犬、高直有二耿介之節一、所ㇾ歷之職、以二公廉一稱、

〔類聚國史六十六人〕天長八年十二月壬申、從四位下伴宿禰勝雄卒、從三位古慈悲之孫、從三位勳二等弟麻呂之男、弘仁十一年叙二從五位下一、天長元年至二正五位下一、任二陸奥守一、兼二按察使一、六年叙二從四位下一、任二右近衞□七年遷二任右兵衞督一、兼二讃岐權守一、性識寬簡、不ㇾ許二隱密一、家風清廉、秋毫不ㇾ近、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月丁未、從四位下丹波權守伴宿禰成益卒、〇中略出爲二丹波權守一、境内肅然、國人稱二其廉潔一、成益爲ㇾ人質直、在ㇾ公奉ㇾ法、不ㇾ阿二權貴一、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正二位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨、〇中略安仁志尚謙虛、愛ㇾ公如ㇾ家、顧謂二子弟一云、諸國調貢多入二封家一、納ㇾ官者少、所ㇾ食之邑、於ㇾ身有ㇾ餘、乃上表曰、帶ㇾ職兩三官、周施於具瞻之地、食邑八百戸、盈二溢於尸素之身一、伏望減二大納言之所ㇾ食、給二中納言之所一ㇾ封、帝感二安仁之有一ㇾ讓、特許二其所ㇾ請、〇下略

〔三代實錄 清和三〕貞觀元年七月十三日丙寅、從四位上行備前守藤原朝臣春津卒、〇中略春津家世貴顯、生而富實、居處閨庭、甚爲鮮華、性寡嗜欲、不貪財利、唯馬是好、時々觀之、

〔三代實錄 清和十三〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日、大言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豐城、伴秋實、伴清繩等五人、坐燒應天門當斬、詔降死一等、並處之遠流、〇略夏井者〇中略天安二年八月、文德天皇晏駕、夏井出爲讃岐守、政化大行、吏民安之、境內翕然不忍相欺、秩滿將歸、百姓相率詣闕乞留、因斯更留二年、黎庶殷富、倉廩充實、於是新造大藏於國郡、總四十宇、皆糙納以爲不動之蓄、及去吏民送別者贈遺甚多、夏井一無所受、歸都之後、米宍玩好以送其家、夏井唯留紙筆、悉返其餘、

〔三代實錄 清和十四〕貞觀九年三月九日己酉、前陸奧守從五位上坂上大宿禰當道卒、〇中略貞觀元年、出爲陸奧守、兼常陸權介、其年冬加從五位上、州秩既終、待代四年、在國九年而卒、時年五十五、當道家行廉正、輕財重義、在任有清理之稱、境內肅如、民夷安之、居貧无貲、臨於棺斂、所有布衾一條、而遺愛在人、至今見思、

〔三代實錄 光孝五十〕仁和三年六月八日庚戌、從四位下行信濃守橘朝臣良基卒、〇中略良基雅素清貧、家无寸儲、中納言在原朝臣行平、賻以絹布、乃得殯葬焉、良基經歷五國受領之吏、每任罷歸、不載資粮、敎子孫以潔身、有子男十一人、第六子在公嘗問治國之道、良基答曰、雖有百術、不如一清、其率性清白如此矣、

〔十訓抄 七〕大納言俊明卿、丈六の佛を造らるゝ由を聞て、奧州の清衡薄の料に、金を奉りけるに、不取してかへしつかはしける、人その故を問ければ、清衡は王地を多く押領して、たゞ今謀叛を發すべきもの也、その時は追討使をつかはさん事、可定申身なり、これによつて、是を不取とのたまへり、〇又見古事談二

〔十訓抄 十二〕小一條左大將濟時卿の六代にあたりて、宗綱の子宮內卿師綱といふ人有けり、白川

院に仕へけるが、させる才幹はなかりけれども、ひとへに奉公さきとして私をかへりみぬ忠信なるによて、近く召つかはれけり、そのしるしにや有けん、陸奥守になされにければ、彼國にくだりて撿注を行ひけるに、信夫の郡司にて大庄司季春といふ者、これをさまたげけり、國司宣旨を帶してをさへてとげんとするほどに季春ふせぎとゞめんがために、試に兵むかふる間、合戰に及びて國司方に人あまた打れにけり、國司大にいかりをなして、事の由を在國司基衡にふれけり、此事おどしにこそせさせたりけれ、國司のこれほどたけくてたゝかひすべしとまで思はざりければ、基衡さはぎて、季春をよびて、いかゞすべきといひ合けるに、主命によりて宣旨をかへりみず、一矢は射候ひぬ、この上はいかにも違勅のがれ候べきにあらず、季春が頸を切て早く國司の心はしづまり給はんなれば、我はしらずがほにて、季春が一向とがになして、切て身をやすくしたまふべしといひければ、實に此外は平らぐべき力なく覺えて、歎ながら國司の返事に申けるは、例なき撿注を行ふに付て、季春ことのやうを申のぶる計にこそ存候つれ、かくほどの狼藉出來事申てもあまりあり、ことに恐れおもひ給へり、基衡つゆ不知及侍れば、早撿見を給て、季春が頭を切て奉るべき旨申ける、かくは聞へつ、つく〴〵是を案るに、季春代々傳れる後見なる上乳子なり、主人の下知によりてしいでたる事ゆへ、忽に命を失ふ事、せちにいたましく覺えければ、とかく案じめぐらして、我妻女を出立て、よき馬どもを先として、おほくの金、鷲の羽、絹布やうの財をもたせて我はしらぬ由にて、季春が命を乞請させんがために、國司のもとへやる、妻女目代をかたらひて、季春がさりがたく不便なるやうを、詞をつくして、ひらに彼が命を乞うけけり、目代執申に、國司大に腹立て、季春國民の身にて、かくほどの僻事をし出たる、公家に背き宰吏あなづりて、其科すでに謀反にわたる、財を奉ればとてなだめゆるさん事、君の聞召れん其恐れ多し、人の譏又いくばくぞ、此事更に申べからずとぞいはれける、昔殷紂の西伯をとらへたりけ

るに、大願閼夏のともがら、善馬以下寶を奉りてゆりにけり、是はそれにもよらざりければ、其妻申かねて歸にけり、そのゝち撿非違使所書生を實撿使に指遣はすによりて、基衡力及ばず、なくなく季春幷子息舍弟等五人が頸を切てけり、さてこそ國司ゑづまりにけれ、國の者どもいひけるは、季春が命をたすけむために、國司に贈所の物、一萬兩の金をさきとして、おほくの財也、殆當國の一任の土貢にもすぐれたり、是を見入給はず、女にもかたさらずして、つゐにためしを立給へる、國司の憲法たとへをゑらずとぞほめのゝゑりける、かゝりければ國倂なびきゑたがいて、思さまに行ひたり、吏務感應前々の國司よりもこよなうおもかりけり、後に君聞召ていみじく御感有けるとぞ、（○又見古事談）

〔台記〕久安六年七月廿三日丁酉、召尾張成重仰云、汝年老家貧、勤勞無懈、吾深憐之、欲令撿注尾張國日置庄、如何、對云、臣昔爲熱田神主、是以彼國有勢者敬禮尤深、今貧賤向彼國、昔從者必有蔑如何、況去神主職之誓言、不還補此職、不復向此國矣何貪小利變先言乎、敢辭之、（余深感此言故書之）十一月三十日壬寅、入夜季通朝臣來語曰、昔父宗通卿臨終、處分所領田園於諸子、其處分帳伊通卿書之、伊通、信通兩卿加署、以肥後國三重屋庄、丹波國今林庄、讓故信通卿、命諸子曰、所讓之庄、母（謂宗通卿妻）生存日諸子莫領之、母逝去後、任處分帳、諸子各領之于時信通卿嫡子右少將行通朝臣可五六歲、父卿薨年信通卿亦薨去、九月其母逝去、臨終與三重屋庄於伊通卿、與今林庄於重通卿、命曰、此兩庄者、先人所讓信通卿也、而彼卿早逝、汝等宜領之、重通謹受命、伊通辭曰、此庄者先考臨終讓與兄卿、彼卿已薨、理宜與嫡孫、我昔書其處分狀加署了、今受母命、忤父言、非法律所許、上恐天道下恥人倫、不敢受命矣、卽召行通朝臣、具書事狀、與其庄了、時人稱其孝友廉直、

〔吾妻鏡 四〕元曆二年（○文治元年）八月廿四日甲戌、下河邊庄司行平、蒙歸參御免、自鎭西去夜參著、（○中略）今日參營中、獻盃酒、二品（○源頼朝）出御、武州北條殿已下群參、行平稱九國第一、進弓一張之處、仰曰、無左右、

叵領納之、遣鎮西之東士、悉無粮、而弃大將軍、多以歸參畢、汝所領與西海已隔數箇月行程也、全乘馬參上、猶可謂不思議、剩勸盃酒獻土產、於彼國不取人之賄者、爭有如此之貯乎、奇怪也者、行平陳申云、在國之程、失兵粮之計、經日數之間、爲扶郎從等、令沽却彼輩之甲冑以下物具訖、而渡豐後國之時者、傍輩皆恃參州御船、行平敢不顧私、存忠之故、爲任先登於意、以纔所殘置之自分鎧、相博小舟、雖不著甲冑、掉船最前著岸、入敵先陣、討取美氣三郎、凡每度竭功之條、大將軍見知分明也、今依召欲參之處、無進物事違所存、此弓於九國名譽之由、兼以風聞、其主不慮之外沽却之、行平喜之、折節著小袖二領、仍一領脫之替之、于時參州祗候人等、爲餞別來會、見此事頻感之、可被召尋歟、次獻盃酒事者、留置下總國之郎從、矢作二郎、鈴置平五等、用意旅粮、來向于途中、以之令充經營粮、全不貪他物云云、二品具令聞之給、浮感淚、喜其志給、

〔吾妻鏡六〕文治二年八月十五日己丑、二品御參詣鶴岡宮、而老僧一人、徘徊鳥居邊、恠之以景季令問名字給之處、佐藤兵衛尉憲淸法師也、今號西行云云、仍奉幣以後、心靜遂謁見、可談和歌事之由、被仰遣、西行令申承之由、〇中略西行上人退出、頻雖抑留、敢不拘之、二品以銀作猫被充贈物、上人乍拜領之、於門外與放遊嬰兒云云、

〔澀柿〕明惠上人傳

義時〇北條朝臣逝去して後、天下の事掌に握られける最初に、丹波國に大庄一所、栂尾に寄進せられたりければ、上人被仰けるは、かゝる寺に所領だにも候へば、住する僧ども、いかに懶惰懈怠にふるまふとも、所領あれば、僧食事闕まじ、衣裳補ぬべしなど思ひて、無道心なる者つゞき居て、彌不當にのみ成行候べし、寺のゆたかなるに付て、兒ども取おき、酒もりし、兵具をひつさげ、不可思儀のふるまひ不可勝計、さもと有山寺の、佛のいましめにたがひて淺ましく成行ば、是より事おこれり、只僧は貧にして、人の恭敬を、衣食とすれば、自放逸なる事なし信々として誠しく行道す

る所は、さすが末代なりといへども、十方旦那の信仰も甚しければ、自然に法輪も、食輪も盛也、不律、不如法の僧侶の肩をならぶる處は、只僧家謗法の罪を、あたふるのみにあらず、合力貴敬の輩もなければ、隨日衰微して、荒廢の地とのみなれり、されば共に誠の本意にはあらねども、二をくらぶれば、人の貴敬せざらん事に、はゞかりて、不律儀にあらずば、晢法命を繼方はまさるべく候也、又所領のよせてよかるべき寺も候はんずれば、左樣の所に、御計なんとも候べし、かゝる寺に、所領なんどの候はんは、中々法の爲よろしからじと覺候、返々かやうに佛法を御崇候事、有難候へども、此所に限ては、存旨候とて、返し給ひけり、

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衞門事

引付ノ人數ニ列リケル青砥左衞門、〇中略或時德宗領ニ沙汰出來テ、地下ノ公文ト、相模守ト、訴陳ニ番事アリ、理非懸隔シテ、公文ガ申處、道理ナリケレドモ、奉行頭人評定衆、皆德宗領ニ憚テ、公文ヲ負シケルヲ、青砥左衞門只一人、權門ニモ不恐、理ノ當ル處ヲ具ニ申立テ、遂ニ相模守ヲゾ負シケル、公文不慮ニ得利シテ、所帶ニ安堵シタリケルガ、其恩ヲ報ゼントヤ思ケン、錢ヲ三百貫俵ニ裹テ、後ロノ山ヨリ、潛ニ青砥左衞門ガ坪ノ内ヘゾ入レタリケル、青砥左衞門是ヲ見テ、大ニ忿リ、沙汰ノ理非ヲ申ツルハ、相模殿ヲ奉思故也、全地下ノ公文ヲ引ニ非ズ、若引出物ヲ取ベクハ、上ノ御惡名ヲ申留ヌレバ、相模殿ヨリコソ悅ヲバシ給フベケレ、沙汰ニ勝タル公文ガ、引出物ヲスベキ樣ナシトテ、一錢ヲモ遂ニ不用、迥ニ遠キ田舍マデ、持送ラセテゾ返シケル、

〔志士清談〕中村式部少輔一氏之從者大藪新右衞門ト云武士アリ、戰ニ臨テハ勇敢ニシテ功名ヲ不爭、利祿ヲ不貪、世ニ處テハ眞實ニシテ虛妄ヲ不行、才力ヲ不恃、秀吉小田原ノ北條氏政ヲ伐時、山中ノ城ヲ攻ルニ、大藪ハ渡邊勸兵衞ヨリ先ニ進テ、而モ城兵ト鎗ヲ接シタレドモ、其所異ナルガ故、秀吉ノ褒美ニ預ラズ、一氏モ亦秀吉褒美ノ詞ニ由テ、渡邊ニ祿ヲ增テ、大藪ヲ賞スル事薄シ、

然レドモ大藪終ニ怨言ヲ出サズ友人謂テ曰、功彼ヨリ勝レテ、祿彼ヨリ少シ、祿ハ所言ニ非ズトモ、爲之ニ功ノ隱ル、默ベカラザルカ、大藪ガ曰、我ヲ以恨シトセバ、武士之義ヲ失ニ似タリ、訴之トモ罪ナカルベシ、朋友皆我功ヲ知テ、我祿ノ少キヲ愍ム、サレバ我不訴シテ我功隱ナシ、又何ヲカ訴ン、功ノ優劣ハ勇怯ニ繫ルト云ドモ、時論ノ曲直アリ、曲テ優ンヨリハ、直シテ劣ヲ善トス、況祿ノ多少ハ、古ヨリ貧富ニ因テ勇怯ニ不因ヲヤ、後紀伊大納言頼宣卿ニ仕ヘテ、祿千石ヲ受ケタリ、交ヲ厚スル者渡邊ト比ベテ、祿僅ニ二十分ノ一ナルコトヲ云テ傍ヨリ憤ル、大藪ガ曰、不然、渡邊ガ豐祿ハ、名ヲ售節ヲ飾、人ニ僞世ニ媚テコレヲ得、此ニ由テ過タリト云テ、非笑スル者十ニ七八アリ、利ノ上ヨリ觀之バ幸ナリ、義ノ上ヨリ觀之バ不幸ナリ、我モ豐祿ヲ得ノ道ヲ不識ニハアラズ、利ヲ捨テ義ヲ取テ、敢テ名ヲ售リ節ヲ飾リ、人ニ僞リ世ニ媚コトヲ不爲、交ヲ厚スル者聞之テ嘆服ス、大藪ガ若キハ誠ノ良士廉夫ナル哉、

〔常山紀談十六〕上杉家祿知削られし後、士多く暇を取て、立去けるに、慶次〇前田を七八千石、一万石を以て招く大名あり、慶次われ此度の亂に、諸大名表裏の心見限たり、景勝ならで、わが主君とすべき人なし、扶持し置てたまはれとて、五百石の祿にて、民間に引込、風月を樂しみ、歌樂に心を寄せ、源氏物語を講じて、世を終れり、

〔近世畸人傳五〕甲斐德本

德本は永田氏、伊豆武藏の間を行めぐり、藥籠を負て、かひの德本一服十六錢と呼て賣ありく、江戸に有ける時、大樹君御病あり、典藥の諸醫手を盡せどもしるしなかりけるに、誰かまうしけん、德本を召て療せしめ給ふに、不日にして平がせ給ふ、されば賞として、いろ〳〵の物を下し賜りけれども、敢てうけず、たゞ例の一貼十六文に限る藥料をのみ申下したりければ、其淸白を稱しあへり、されば上にもしろし召けん、何にまれ、願事あらば、申べきよし、頻に命せられしかば、さら

ば我友のうちに、家なきを悲しぶものあり、是に家を賜らば、なほ吾に賜はるがごとくならんと、まをし、ほどに、卽甲斐國山梨郡の地に、金を添て賜りぬ、やがて其ものを呼てとらせ、其身はまた藥を賣て、行へしらずなりぬ、彼地は德本屋敷とて、今も殘れりとぞ、

〔長崎夜話草四〕長崎淸民一人

寛永の頃、大村町に布屋了心といふ者ありし、本泉州の產にて、壯年長崎に來りて居住す、本より妻もなく子もなし、もろこし船より、もて渡る沈香を商ふ事を、恒の產とす、唐土人の知たるがあまたありて、年ごとに持來るを買とり、品を分ち撰び賣て、その利を得て生計となせり、ある時、沈香一簏を買とり、もてかへりひらきみしに、沈の中に、奇楠の一木、雜りてありしを見出つゝ、おどろきていそぎそのぬしなる唐人にかへしたりければ、甚だ悅び感じて、日本の賢人なりと、敬ひ貴とびたりとかや、○中略一とせ入津せし船の、旅館と賴みなんとて、船主より了心が名を、公けへ書付、さし上侍りしかば、やがて布屋了心とてめし出され、船主の願ひの如く、汝を旅館に免許あるべしとおほせごとありし、其頃長崎に來れるもろこし船は、いづれも因みにしたがひ、商家を旅舍と定めありて、その荷物悉く宿のあるじのまかなひにて、德を得る事山の如くにて、一夜がほどにも、富る身と成ことなれば、神にいのり、佛にねがひても、誰かは是を有難しと受ざらん、しかるに此了心官長のおほせに答ていはく、我身本より妻子なく、沈を商ふをもて、衣食豐かにして、心常に安樂なり、此外世に何の望みなし、一婢一僕ありて、身體の勞を助けて、家內常に靜か也、何ぞ異國の客を宿するの苦をせんと、かたく辭して、つひに退きぬ、此ひとつをもて、餘の有さまおしはかるべし、

〔閑散餘錄附錄〕東厓先生、○伊藤二條街ニテ、藥ノ嚢ノ落タルヲ、ツレシ書生ニ拾ハシム、內ヲミレバ方金數枚アリ、先生眉ヲシワメ、○中略ソノマヽ、神ダナニ置テ、其年ノ暮ニ、伊勢ノ御師ノ來レルニ

附セラレシト、其拾ヒシ書生ノ話セシ、コレハカヘスベキ主ナケレバ、宗廟ヘ納ルコヽロナルベシ、

〔先哲叢談續編七〕服部梅圃

梅圃性敦厚而公正、不ㇾ苟動止、直方以御ㇾ于家、節儉以檢ㇾ于躬、奉ㇾ職循ㇾ理、常以ㇾ經術ㇾ修ㇾ飾吏務、餽遺苞苴、無ㇾ一所ㇾ受、壁間常掲ㇾ百術不ㇾ如ㇾ一廉ㇾ之語、以自警戒、

〔近世畸人傳三〕太田見良　猩々庵

太田見良、字資齋、伊豫大洲加藤侯の士也、○中略侯の姫主、官家に嫁し給ふに召れて、侍醫となる、養生の法をもて、しば〳〵諫れども用られず、故に脚疾に托し、祿を辭して退く、此後永く家居し、梱を踏ざるは、此言を實にすとなり、自往ずといへども、病客門に充て、醫療をこふ、學生も亦あまた從ふ、其清白の一事は、藥物において、極品を撰て價をとふことなく、その言にいはく、もし時の價をしれば、おのづから鄙吝の意生じ、調劑の間、其價貴きものは、減ずるに至る、わが淺ましきをおもふがゆゑに、つゝしみてとはずと、

〔續近世畸人傳二〕一祚梨一

一祚梨一は江戶の人也、性廉にして家乏しく、書のみ多し、凡世の人事を省き、外の聞見をいとはず、隱操ある人なり、○中略一時越前の兵庫といふ所の代官になり、○註秋收を聞ことありしが、其正直無欲なることを、百姓大きに感じて梨一明神と唱へて、其眞影を崇、秋ごとには祭れりとぞ、

〔雲萍雜志二〕浪華に紀伊國屋亦右衞門といへるは、大家の商人なりけるが、そのかみ年まだ若かりしころ、本家何がしにつかへ、○中略一萬兩を十萬兩になさんこと、何の子細かさむらふべきとて、三とせも經ぬ間に、十萬兩に倍して來れば、主人その働きを感じて、その辛抱、この上は差圖すべきにもあらねど、この度は百萬兩にも倍すべくとあれば、亦右衞門こたへけるは、十萬兩のこ

がねを以て、百萬兩にすることは、辛勞するに足らざるなり、さて承り侍り度ことあり、當時主家の御身帶、いかほどの御儲にて侍るにかと問へば、主人こたへて、わが身帶には、いかほどゝいふかぎりもあらざるなりといへば、さほどのたくはへおはしても、その上にも猶こがねをほしと、思し召しさむらふにやといへば、猶ほしとおもふこと、いまだ飽くことをしらずといふに、亦右衞門また申けるは、さあらば此こがねを倍することをば、是を限りとして給はれかし、我等は命こそ寶なれ、命ありてのうへの財なり、命なくては財ありても、益なしと申すに、〇中略十萬兩を主人にそのまゝ奉り、けふまでのことは、奉公の身なれば、仰にそむきがたし、今より我身には願の侍れば、暇給はりて、そのうへのことはゆるし給へかしとて、いとまを乞ひて、わが家にかへり、若干のこがねを、緣ある輩に配り分ち、身帶をしまひ、頭をそり、圓智坊と改名して、大融寺の徒弟となり、京へいでゝ、菴室をかまへ、日々に托鉢して、洛に終れり、そのゆかりの者、大融寺に塚を建てたり、石に刻める辭世の歌に、

落ちて行くならくの底を覗きみんいかほど欲のふかき穴ぞと

〔肥後物語〕賄賂追從ノ路塞リタル物語ノ事

城下豐饒ノ町人堀平太左衞門方ニ、〇中略肴ヲ一折持セタリケルガ、平太左衞門イカサマ存付シコト有シヤ、右ノ町人ヲ玄關ニ通シ、次ノ間ヨリ對面シ、其方ハ拙者ニ何ゾ賴ミ度コトアリヤ、分ニ過タル肴ヲ遣ハシタリ、サテ〳〵愚ナルモノカナ、理筋アル事ナラバ、イカナル下賤ノ者ナリトモ、理ノ通リニ別ケマジキヤ、〇中略大ニ叱リ遣入リケレバ、町人〇中略肴ヲ持セ、空ク歸リケル、暫クアリテ、町役人右ノ町人ノ宅ニ來リテ、其方堀大夫ニ賄シタル由、右ノ咎ニヨリ五日ノ間、見世ヲ下スベキ旨、被仰出タリト、表裏ノ門戶ヲ閉引取タリ、ケ樣ノコトナドハ、間々承リ及ビシガ、急度賄賂相止タルコトハ聞及申サズト物語セリ、

〔孝義錄二伊賀〕潔白者彌兵衞伊賀國阿拜郡上柘植村の百姓なり

彌兵衞○中略三七といふもの、宅地をかひそへ、畑になさんと思ひて、鍬を打おこしけるに、一ッの德利の鍬にあたりて破れしが、內より金の出ければ、○中略彌兵衞、長にむかひて、地をば求めしかど、金の土中より出んことは、思ひもかけず、いかにもして、もとのぬしに返し給はるべしとて、見返もせず、

〔こがねぐさ〕ちかきころになんありける、みやこ五條わたりに、さまよひけるかたゐなるもの、橋のほとりにて、きぬもてつゝみなせるものをひろひけるが、いとおもかりければ、あやしとおもひなして、あけて見けるに、こがね三百ひらに、かいつけやうの物もそへてありけるにぞ、やがてこがねのぬしもこをおくりやる人の名もあからにぞしられける、○中略かのがり行き○中略うしなへる人のあやまちをなだめて、のちのいましめをこそたゞし給へ、やつがれがはいに侍るなりとて、みはひらのこがねかいつけつゝ、みなせるきぬともにかへしあたへけるこそ、いとめでたきこゝろざしなりけれ、あるじもあまりの事に、たゞへつべき言ばもなくて、なみだおしぬぐひつゝ、○中略こがねにまれ、しろ金にまれ、ひろひし人の、おほやけにうたへ出づるときは、そのなかばをわかちて、下したまはる事の御おきてなり、さらば此こがね百あまり五十ひらは、そこにまゐらせん、○中略そのきよきこゝろざしをたゝへまうすしるしなりとて、あたへければ、かたゐ人、かしらうちふりて、○中略さらにことうけもせず、あるじも其こゝろをとみにくみて、やつがれこがねもてゐやとするにはあらず、それのこころざしをうけひ侍るうへ、わがこゝろをもうけひたまへと、せちにきこゆれば、かたゐのまをしけるは、さらばやつがれのぞむ事あり、わがごとく河原にさまよひなすもの、百人にもあまりぬらん、これらに一たび、あくまでいひたうべさせ、酒のませてんとほりするなり、あすさりての日、ごはいひむして、酒いつたるをそへて、五條

の河原へおくりたまへ、是ぞこよなきおほんめぐみならんといふにぞ、いとやすき事なりとうけひて、けふしも風あれてはださむし、そのなれぎぬもすて給へ、ふるくとも、わがきぬまゐらせんなどきこゆるに、さらにうけひかず、はだへにしむあらしに、秋のなさけをしるは、西風に鱸魚をおもふも、たのしびは同じことなり、○中略またこそおほんかどまではまゐりも侍らめさる時は、なだれいを、のこれるいひもあらんときは、御めぐみたまはらんと、いひもはてず、まかんでぬ、○中略いひはくるまにのせ、酒は馬におふせて、かのたから失へる男をもそへて、辰さがるころ、五條河原へはおくりやりぬ、なほたへずや思ひけん、こがねはたひらを、さかなのれうとかいつけて、酒だるのうちへいれて、おくりけるとなん、○中略その日もくれて、あくるあした、おもてのかたのしとみあくるほど、なにとはしらず、ちりといへるいやしげなる紙に、つゝみたるものを、なげいれて、その人はいづち行きけん影だにも見えず、あるじとりて見けるに、きのふ酒だるに、かくしておくりつる、こがねはたひらにぞありける、そのつゝめる紙に、一くさのうたをぞかいつけける、

たからともおもはゞ袖につゝまゝしうき世のちりを何にかはせん

人部二十

勤勞

名稱

勤勞ハ、ツトム、又ハイソシムト云フ、勤勉事ニ當リ、常ニ能ク其職務ニ忠實ナルヲ謂フナリ、

〔伊呂波字類抄 疊字〕勤勞

〔書言字考節用集 九言辭〕勤勞キンラウ

〔類聚名義抄 八力〕勤、勤、勤、俗、今、正、ツトム、 巨中反 勵 音例 スヽム ハケム 勉 音免 ハケム スヽム ツトム

〔伊呂波字類抄 波辭字〕勵ハケム 百 慓 激 勵 剴 纖 慨 邀 僉 礪 猛 勉 已上ハケム

〔同 都人事〕勤ツトム ツトメ 勉 音免 ツトメ ニ 勗 力 務 精 格 桀 磡 蠶 最 敦 懋 音茂 ツトム 鷙 仂 促 惇 懋 警 賣 蕊 對 肅 罔 劾 族 勞 劭 肆 勵 强 昏 悰 勗 ツトム ツトメ 桀 孟 懐 恤 偲 俛 格 莬 廑 勈 茂 已上同 ツトム 不勵

〔伊呂波字類抄 加疊字〕恪勤

〔書言字考節用集 八言辭〕恪勤カクゴ 奉公之義、國語、朝夕恪勤、守以惇篤、

〔源氏物語 三十藤袴〕よしながゐし侍らんも、すさまじきほどなり、やう〳〵らうつもりてこそは、かく。ごん。をもとてたち給ふ、

〔令義解 四考課〕恪勤匪懈 謂恪敬也、盡力曰勤、假如馮豹奏事、通宵伏閣、巫馬從政、戴星居官之類、恪勤也、 者爲一善、

〔日本書紀 二十九天武〕七年十月己酉、詔曰、凡内外文官、毎年史以上屬官人等、公平而恪懃者、議其優劣、

勤勞例

則定應進階、

〔新撰字鏡〕仂(六翼反、入、勤也、勒同、伊曾志久、)

〔倭訓栞〕前編三伊 いそし　日本紀に勤字、新撰字鏡に仂字をよめり、續日本紀にいそしみとも見えたり、いさをしをいふ、さを反そ也、今もいそ／＼するともいへり、天平、楢原東人に賜ひし伊蘇志臣の姓も同義なり、

〔歷朝詔詞解〕一 伊蘇志は常には勤字を書て、古書に多き言也、伊蘇は伊佐乎の切れるにて、いそしはいさをしと同じ、

〔日本書紀〕七景行 四十年十月癸丑、日本武尊發路之、(中略)既而崩于能褒野、時年三十、天皇聞之寢不安席、食不甘味、晝夜喉咽泣悲摽擗、因以大歎之曰、我子少碓王、昔熊襲叛之日、未及總角、久煩征伐、既而恒在左右補朕不及、然東夷騷動、勿使討者、忍愛以入賊境、一日之無不顧、是以朝夕進退佇待還日、何禍兮、何罪兮、不意之間、倏亡我子、自今以後、與誰人之經綸鴻業耶、(中略)是歲天皇踐祚四十三年焉、

〔釋日本紀〕十述義 筑前國風土記曰、怡土郡、昔者穴戶豐浦宮御宇足仲彥天皇、將討球磨噌唹、幸筑紫之時、怡土縣主等祖五十跡手聞天皇幸、拔取五百枝賢木、立于船舳艫、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劒、參迎穴門引島獻之、(中略)天皇於斯譽五十跡手曰、恪手(謂伊蘇志)、五十跡手之本土可謂恪勤國、今謂怡土郡訛也、(又見日本書紀)

〔日本書紀〕二十敏達 元年五月丙辰、天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史、令讀解之、是時諸史於三日內、皆不能讀、爰有船史祖王辰爾、能奉讀釋、由是天皇與大臣、俱爲讚美曰、勤乎辰爾、懿乎辰爾、汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今始近侍殿中、

〔續日本紀〕十八孝謙 天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、於部內廬原郡多胡浦濱、獲黃金獻之、(練金一分、沙金一分、)於是東人等賜勤臣姓、

〔文德實錄 四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮内卿相模守滋野朝臣貞主卒、貞主者右京人也、曾祖父大學頭兼博士正五位下楢原東人、該通九經、號爲名儒、天平勝寶元年、爲駿河守、于時土出黃金、東人採而獻之、帝美其功曰、勤哉臣也、遂取勤臣之義、賜姓伊蘇志臣、

〔續日本紀 十七聖武〕天平勝寶元年四月甲午朔、天皇幸東大寺、○中略從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、○中略又縣犬養橘夫人乃、天皇御世重氏明淨心以氏仕奉利、皇朕御世當氏毛、無怠緩事久、助仕天奉利、加以祖父大臣乃○藤原不比等殿門荒穢須事无久守在自事伊蘇美之宇牟賀斯美、忘不給止自氏奈毋、○下略

〔續日本紀 三十一光仁〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、○中略及薨天皇甚痛惜之、詔遣正三位中納言兼中務卿文室眞人大市、正三位員外中納言兼宮内卿右京大夫石川朝臣豊成弔賻之、○中略石川朝臣豊成宣曰、○中略今大臣者、鈍朕乎扶奉仕奉麻之賢臣等乃累世而仕奉麻佐部流事乎奈毋加多自氣奈美、伊蘇志美思坐須、○下略

〔日本後紀 八桓武〕延曆十八年正月辛酉、大學頭從四位下紀朝臣作良卒、○中略起家爲少判事、遷式部大丞、○中略爲人質直、無所容舍、吏有小過、必糺以法、以此爲下所惡、尤勤公政、晨出昏入、老而無倦、

〔日本後紀 十二桓武〕延曆二十三年六月癸亥、散位從三位石上朝臣家成薨、○中略才藝無取、恪勤在公、二十四年二月庚戌、散位從四位下住吉朝臣綱主卒、綱主以善射爲近衞、後歷將曹將監、爲恪勤宿衞不怠、好愛鷹犬、多得士卒心、五月戊寅、授土左國香美郡少領外從六位上物部鏡連家主爵二級、以撫育有方、公勤匪怠也、

〔類聚國史 六十六人〕天長四年六月甲寅、尾張守從四位下路眞人年繼卒、○中略天長三年、任丹波守、遷尾張守、雖无文才、恪勤不懈、

〔續日本後紀 十九仁明〕嘉祥二年十一月己卯、左中辨從四位上藤原朝臣嗣宗卒、○中略承和六年、補右中辨、嗣宗不避寒暑、夙夜在公、天皇照其忠勤、特垂優寵、

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年二月壬戌、散位從四位下勳七等大野朝臣眞鷹卒、○中略 眞鷹雖素无文學、且好鷹犬、而砥礪從公、夙夜匪懈、 十一月己亥、陸奧國磐城郡大領借外從五位下勳八等磐城臣雄公、書生黑川郡大領外從五位下勳八等靭伴連黑成、並授從五位下、褒公勤也、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣卷雄卒、○中略 直侍仗下、日夜不出、宿衞之勤、當時无雙、

〔江談抄 二 雜事〕忠文被聽昇殿事
又被命云、忠文爲近衞司、有聽昇殿仰、然而不承仰云々、每陣直夜、遣取寮御馬一疋、立枕邊、常語云、聞馬食秣、不眠之計云々、

〔古事談 六 亭宅諸道〕在衡大臣才學雖非絶倫、主上每有勅問、事明必申云々、是每參內所入車之書一帙、於途中見之、勅問事必今日所見之事也、仍主上深思食才學由緖在之由、總夙夜格勤超倫云々、甚雨烈風之日、左衞門陣吉上云、縱雖在衡難參日也云々、其詞未終ニ、笠ヲサシ、フカ沓ヲハキテ參ケレバ、見ル人皆感ケリ、在衡維時同時藏人、藤式部記江云々

〔宇治拾遺物語 八〕是も今はむかし、下野武正といふ舍人は、法性寺殿○藤原忠通に候けり、あるおり大風大雨ふりて、京中の家みなこぼれやぶれけるに、殿下近衞殿におはしましけるに、南面の方にのゝしるものゝ聲しけり、誰ならんとおぼしめして見せ給に、武正あかかうのかみしもに、蓑笠をきて、みのゝうへに繩を帶にしてひがさのうへを又おとがひに繩にてからげつけて、かせ杖をつきて、走まはりておこなふなりけり、大かたそのすがたおびたゞしく、にるべき物なし、殿南おもてへ出て、御簾より御覽ずるに、あさましくおぼしめして、御馬をなんたびにけり、

〔明良洪範 二十四〕春日局
或時夜ニ入テ平川口ヲ二位局通ラレシニ、御本丸御目付ヨリ斷ナシ迚、御門ヲ開カズ、春日ナリ

ト名ノリケレ共、御番頭初鹿野傳右衞門云ヤウ、春日ニテモ天照太神ニテモ、御斷ナクシテハ通シ難シトテ、川風ニ吹レテ二時計リ待テ、ヤウ／＼御門ヲ開テ通シケル、猷廟〇徳川家光ノ仰セニハ、ナゼ遲カリツルト御尋アリケレバ、局ハカヽルコトニテ、遲滯致シタリ、私ガ名ヲ申タレバ、春日ニモセヨ、天照太神ニモセヨ斷ナクテハ通シ難シトテ、堅ク守リ申候、ヒトヘニ御威光ノ程有難ク覺ヘ申候ト申上ケレバ、上ニモ笑ハセ給ヒ、門ノ出入ハ固ク申付置ユヘ、サモ有ントナリ、翌日局ヨリ菓子ヲ平川口御番所ヘ贈テ、其勤勞ヲ慰マル、

〔百家琦行傳〕四川村瑞軒

瑞軒、はじめは十右衞門と呼、後に瑞軒と改む、原は車力にて東武の產、神田、淺草、芝などに住て、初は住處定らざりし、若き頃は家まづしく、一時京攝にゆきて活業を做べしと旅立せしに、路費乏くて行事あたはず、大井川の邊より轉回(ひきかへ)しけるに、懷裏に一もんの路費もなく、路上人の飡さして捨たる西瓜の皮などをひろひて飡し、あるは畑のほとりに切捨たる瓜茄子をひろひて飡、辛して命をつなぎ、江戸に歸り、品川宿に知己の家のまへ過りかぬる仔細あり、裏町をよぎりて、塵芥場の中にて人の捨たる古き雪踏の、かたしづゝの腐たる如きものを、二三足看著いだし、此皮をとりて、川の中にて能洗ひ、路傍の垣下のうちより、細き竹を四五ほん拔とり、かの皮を三角に切て結びつけ、蠅拂子といへる物をこしらへ、然して路上かはの蠅はたき、皮の蠅はたきと呼て、賣あるきけるに、江戸はさすがに繁花の地にて、忽ち是を買ふもの有て、當日夕暮には殘らず賣きり、やう／＼百餘孔の錢を得て、あやしく命をつなぎけり、次の日よりは、往來の人のはき捨たる草鞋、あるは馬の鞋など多く拾ひあつめ、川の中へ漫しおき、土をよく洗ひおとし、泥土のつかふ寸莎といへる物に刻み、泥匠の家にもて行きて賣けるに、元來やはらかにて、苧寸莎にも猶勝りけるにぞ、道職の人は悕んで是をもとむ、是より十ゑもんが寸莎とて、諸方より求め來り、大い

に流行けるにぞ、やう／＼事かゝぬ身と成にけり、

〔報德記一〕文政五壬午年、先生〈○二宮尊德〉始テ櫻町〈○下野〉ニ至ル、陣屋アリ、此地元來小田原侯ノ領地ナリ、往年此三邑四千石ヲ分チ、以テ宇津家ノ采邑トナス、〈○中略〉是ヨリ先小田原侯群臣ニ撰ミ、此地再復ノ命ヲ下シ、來テ宰タルモノ四五輩ニ及ベリ、手ヲ下ス所ナク、或ハ奸民ノ爲ニ陷ラレ、又ハ衆民ニ逐レ、數月モ此地ニ留マルコト能ハズ、土地ノ衰廢、人氣ノ汚惡、民家ノ貧窮、實ニ極レリト謂ベシ、先生斷然トシテ如此難地ニ臨ミ、先ヅ民屋ニ住シテ陣屋ノ草萊ヲ除キ、大破ヲ補理シテ是ニ移住シ、三邑舊復ノ規畫ヲ立、鷄鳴ヨリ初夜ニ至マデ、日々廻歩、一戶每ニ臨テ人民ノ艱難善惡ヲ察シ、農事ノ勤惰ヲ辨ジ、田圃ノ經界ヲ察シ、荒蕪ノ廣狹ヲ計リ、土地ノ肥磽、流水ノ便利ヲ考ヘ、大雨暴風炎暑嚴寒トイヘドモ、一日モ廻歩ヲ止メズ、四千石ノ地一戶尺地トイヘドモ、胸中ニ了然タラザルコトナク、然後善人ヲ賞シ、惡人ヲ諭シ、之ヲ善ニ導キ、貧窮ヲ撫育シ、用水ヲ堀リ、冷水ヲ拔キ、勸農ノ道ヲ敎ヘ、荒蕪ヲ開キ、諸民安堵ノ良法ヲ行フ、自ラ艱苦ニ處シ、衣ハ綿衣身ヲ掩フニ足ルヲ期シ、用ウベカラザルニ至ラザレバ、別衣ヲ製セズ、食ハ一汁ノ外ヲ食セズ、邑中ニ出テ食スルニ、冷飯ニ水ヲソヽギ、味噌ヲ嘗テ食スルノミ、邑民ノ薦食一物モ不食、曰汝等惰農ノ爲ニ如此困窮ニ及リ、予千辛萬苦ヲ盡シ、汝等ヲ安ンジ、汝等ノ衣食足ル時ニ至ラザレバ、予モ亦衣食ヲ安ンゼズト、終日聊不休、夜ニ至リ陣屋ニ歸リ寢ルコト僅カニ二時ニ不過シテ起、前日ニ明日ノ爲スベキ事ヲ考ヘ、萬事ノ處置少モ遲留スルコトナク、流水ノ卑ニ下ルガ如シ、其神速ナルコト、衆皆常ニ驚歎セリ、如此艱難丹誠、枚擧スルコト能ハズ、

儉約　吝嗇〔倂入〕

儉約ハ、ツヾマヤカト云ヒ、又節儉トモ云ヘリ、冗費ヲ省キテ有用ニ供スルヲ謂フナリ、儉約ニ似テ非ナルヲ吝嗇ト云フ、古人之ガ説ヲ爲シテ、曰ク人ニ施ス事ノ薄キヲ吝嗇トシ、身ニ奉ズル事ノ薄キヲ儉約トスト、凡ソ儉約ハ治世ノ要ニシテ、世浮華ニ流ルヽ時ハ、屢令ヲ發シテ之ヲ戒飭シ、又時ニ上表シテ奢侈ヲ禁ゼン事ヲ請ヒシ事アリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕〈計疊字〉儉約

〔書言字考節用集〕〈八言辭〉約〈ツヾマヤカ〉儉〈同〉

〔女大學〕一人の妻と成ては、其家を能保つべし、〈中略〉〇萬事儉〈つゞまやか〉にして費を作べからず、

解說

〔鵞峯文集〕〈十九說〉儉說〈伯元爲武八求之〉

孔子曰、奢則不孫、儉則固、與其不孫也寧固、二者倶失中、而救時之弊也、奢者人之所欲也、儉者人之所厭也、然儉則保身、奢則失家、故方丈之食、得志不爲也、二簋之薄、與時偕行焉、季氏八佾之舞、獲罪於國君、晏子一裘之蔽、終身於卿相、可不思哉、臧孫妾織蒲、儉則儉矣、不免君子之譏、公儀拔園葵、似不儉而有良相之名、乃知一豐一儉、稱家之有無而節出入之用、則不不孫不固、以可不失中乎、兵家亦有言、苦莫苦於多願、吉莫吉於知足、非抑奢守儉之謂乎、爲武人者、不可不知焉、

〔貝原篤信家訓〕士業勿怠

一平生財用の節なく、侈費す事多ければ、財不足する故に、貧窮を救はずして不仁に流る、廉恥の心も自薄く成て、義理をうしなひ、親戚朋友の交り、簡略にして禮に背き、人の財物を借ても償ふ事ならずして信をうしなひ、軍用に乏しくては不忠となる、財を用る事宜にかなはざれば、財不足して憂きこと如斯多し、常に身に奉ずる事儉約にして、財を用ひ過さず、奢を抑へ費を省き、入る事を量りて、出す事をなし、餘財を存して困窮を救ひ、不虞に備へ軍用を助べし、古人三年耕作して一年の食あり、其の祿を四つに分て三つを以て一を殘す、是古財を制する法な

り、又變災なくば、人の財を借らざれ、借らば强く儉約を行ひ、常に心にかけてはやくかへすべし、疎にすべからず、人の財物を借りて返さゞるは、至て不義なれば、我子孫かならず是を誡べし、此儀を能々まもるべし、また財多くば人に施すべし、吝嗇なれば仁義のみち行れず、不仁不義になるなり、夫れ身に奉ずる事薄きを儉約として、人に施す事薄きを吝嗇とす、儉約は善にして吝嗇は惡なり、これ天地懸隔ならずや、愚なる人は必此二つのものを辨へず、大樣同事のやうにおもへり、

〔年山紀聞〕一節儉

西山公〇德川光圀常にのたまへらく、天下國家の主より士庶人にいたるまで、儉約を第一の德とす、今や天下久しくをさまりて、人々おぼえずしらずに、衣服馬鞍腰刀のかざり、もろ〳〵の器物食物家作りにおよぶまで、男女ともに奢侈におもむきたるゆゑに、その國用家費たらはず、是しかしながら、上たる人の心をもちひられず、たゞ榮花にのみならひくらし玉ふより、その風俗おのづから下にをよべり、あまさへへつらひの進獻に美をつくし、なほその執事近習の輩に至るまでも、をの〳〵美物をあたへて、おひげの塵をはらふ、此風一たびおこなはれて後々は、天下の窮困となれり、いはんや土木をこのみ玉ふには、諸國の手つだひをかりたまふゆゑに、國主萬金をついやす、國主くるしむゆゑに、その士農工商をしえたげて、一國の困窮となれり、治平久しければ、いづれの世もこれなり、舜禹の德をしたふまでこそあらざらめ、せめて漢の文帝の節儉にましませし時に、天下ゆたかに人々其所を得て、安堵のおもひをなせし時を、人主は目あてにして、身もちをつゝしむべき事なり、士庶人のせばき家の内とても、程々にしたがひて、儉約をまもれば、親類友だちをたすけやすく、子孫に藝術をしふるも、まどしからず、但し節儉と吝嗇とまぎるるものなり、此あひだをよく〳〵わきまふべし、吝嗇なれば、上たる人には、諸人なづかず、下たる

ものも、親族朋友むつましからずして、人倫の義理をかく事のみなりなど、こまやかにをしへかたらせたまひたれど、十が一をだにおぼえ侍らず、その大意なりとももとて、いさゝか書つけ侍りぬ、

〔辨名上〕節儉二則

節者禮義之節也、禮義皆有所限、而不可踰越者、是之謂節、節之云者、守其限而不敢踰越也、大節者、乃謂禮義之大限也、皆道之目也、自有聖達節、次守節之言、而後世遂有節士節婦之稱、以命其人之德已、儉者節用也、如溫良恭儉讓、宋儒誤以爲聖人威儀、遂謂儉不止節用者非矣、蓋儉者仁人之道也、王者之大德也、堯舜茅茨不剪、土階三尺、禹惡衣服、菲飮食、卑宮室、豈不然乎、孟子所謂仁民而愛物、蓋古言也、謂愛惜物也、因孟子又有愛牛之說、而宋儒誤以爲慈愛之愛者非也、數罟不入洿池、斧斤以時入山林、皆不暴天物之義也、若徒以慈愛言之、則孰若浮屠之戒殺乎、孟子所以仁術言之者、欲以誘齊王、其好辯之失、率如是耳、如禮與其奢也寧儉、亦謂節用也、觀於今也純儉、可以見已、又曰、富而好禮、子路曰、傷哉貧也、生無以爲養、死無以爲禮也、曾子曰、國無道、君子恥盈禮焉、國奢則示之以儉、國儉則示之以禮、子思曰、有其禮無其財、君子弗行也、有其禮有其財無其時、君子弗行也、蓋禮必備物、貧則不可備矣、雖不貧、然節其用而不必盈禮、是儉也、必欲備物而侈其用、是奢也、後儒不知本諸古言、徒謂儉者不及之謂、而欲就禮爭過不及、其論遂致弗通、學者察諸、

〔蘐園談餘二〕儉約トモ節儉トモ云、用ヲ節シ財ヲハブクコト也、所用ヲ節略シテヘラス時ハ、物入自ラ減省スル也、格ヲカヘ事ヲヘサズシテ、只財用ヲ省カントスル時ハ、吝嗇ノ形チニナリテ甚アシヽ、吝嗇トハ財ヲ慳ミテシワキコト也、己レニ益ス時ハ人ニ損アリ、財ハ人ノ欲スルモノ也、然ルヲ我ノミ金持ントセバ、人ノ怨ミ出來テ人情離ル、カヽル人ハ父子兄弟ノ間サヘ睦シカラズ、論語ニ用ヲ節シテ人ヲ愛ストノ玉ヘリ、用ヲ節スル時ハ、人ヲ損ズル氣遣アル故、何故ニ用ヲ

節スルヅナレバ、譬ヘバ諸侯ノ上デイハヾ、國ヲ保チ人ヲ安ゼン爲ニコソスルナレ、用ヲ節スルガ爲ニ、人ヲソコナヒ、人情離レバ、何ノ益カアラン、士大夫已下一己ノ身ノ上トテモ皆同ジ道理也、其上物マウケセン、金モタント思フハ、浮世スギスル賤者ノ心ニテ下劣ノコト也、内其心アレバ、モノ云ヒ形チニモ自然ト下劣ノ相アリ、士ノ恥ベキコト也、

恭儉ト驕奢トハ裏表ノ事也、恭儉ハ吉德ナリ、驕奢ハ凶德ナリ、恭ハ丁寧ナルコト也、丁寧ナル人ハ質素簡約ニシテ、自然ト財用費ス樣ノコトヲ好マデ、儉ナルモノ也、驕ハフトク出テ、緩怠無禮ナルコト也、サヤウノ人ハ餘盛ヲコノミ、何事モカサアルヤウニト思フニ付テ、自ラ奢侈シテ、財用ノ費アルモノ也、カヤウノコト勘辨アルベキコト也、

〔伊勢平藏家訓〕儉約の事

一一生の間に金銀米錢をつかはずしてはならぬ事なり、其つかひやうに儉約といふ事を知らざれば、無益の費ありて、家貧になるなり、儉約といふは無益の費をいましめて、一錢をもみだりに出さず、益ある事には千金をも出すべし、無益の費をいましむるは、益あることにつかふべきが爲也、無益とは朝夕の食物に、種々のうまき物を好み、衣服も美きを好み、家作も結構に作り、妻妾におごらせ、好色遊興を專とし、其外奢の爲に金銀をつかふをいふ、益ある事といふは、主人に奉公の入用、公儀向の物入を初として、父母、兄弟、妻子への手あて、家來へのあてがひ、義理仁義の音信贈答、家作の修復、其外不慮の物入等の類をいふなり、如此無益と益あるとの二つを分別して、能つめゆるめをするを儉約といふ也、儉約といふ事をわろく心得れば、父母妻子家來までの喉口をもしめ、義理仁義をも闕き、禮義作法もかまはず、みだりに物入をかなしみ、金銀をつかはずしてしめこみ、無益の事はいふに及ばず、益ある事にも曾てつかはず、みだりに金銀ををしむ人あり、是は儉約といふものに非ず、吝嗇といふものにて、甚いやしき事

なり、いやしきのみならず亂の基なり、小を以ていはゞ、家内の者にくみ疎み、いさかひ絶す、大を以ていはゞ、天下の萬民恨み背く、亂の本とは此事なり、又金錢を塵埃をはらひ捨る如くに、妄につかひ捨て、人にほこる人あり、是は奢侈といふものにて、是も又亂の基なり、金銀をしめこみて、つかはぬも又惡し、みだりにつかひ捨るも惡し、其中分を取て、つめゆるみを能程にするを儉約といふなり、

〔本與錄上〕一儉約をむねとすといへども、儉約と吝嗇と似て非なるものなり、儉約とは其分をうちばにすることなり、人君には人君の分際あり、卿大夫には卿大夫の分際あり、其分をこゆるを奢といふ、其分よりうちばにするを儉約といふ、吝嗇には世にいふしわくさもしきをいふ、世に儉約の名を假て、吝嗇を行ふもの多し、吝嗇なるものは、必不仁にして慘刻なるものなり、儉約の名を以て、しわくむさく人情にはづれて、人の苦をも顧ず、人の心もはなるゝものなり、是故に孟子爲富不仁なりといへり、儉約と吝嗇との分、是また辨ふべき事なり、凶德と盛德との界なり、吝嗇の人は必不仁としるべし、

〔年成錄〕雜議

仁惠の政を行はんとならば、まづ儉節の法令を立べし、上下とも儉節を守りなば、仁惠の行とゞかぬことはあるまじきや、

儉とはもとすこし疵あることばにて、大中至正の道にはいまだかなはざる文字なり、然るに泰平うち續きて、華侈にならひきたる世中なれば、心ある人、至極儉節を守ると思ひても、いまだ大中至正まではゆきいたらず、尙華侈の風の殘りたるこそ、多かるべければ、儉とのみ心おきして、其失はなきことなり、故に儉の失に遠慮なく、今の世にては儉節を國是とすべし、もし後年儉の失のいで來る時は、又智ある人々、其よしを申たまへ、今にてはいはず、

制令

口には儉を唱へて、心には吝嗇貪欲を逞くし、掊克を以て下をくるしむるは惡なり、儉とは節の違ひたることにて、いづれの時にてもあしく、たとへば其身平日疏食をくらひて、時により人に食をすゝむるに、華侈とはならで、身の程にしたがひて、しなよくするを儉節といふ、其身平日美食をくらひて、人には一飯をもわかたず、たま〳〵に人に出すも、身の程に劣りて、至りて麁惡なるを吝嗇といふ、この兩言をかねてよくわきまへしるべし、

〔東潛夫論下〕儉約ト云コトハ、當時諸侯ノ流行リ言バナリ、隨分金財ヲバ相應ニ儉約スル國モアルナリ、然ドモ事ヲ省クコトヲ知ラズ、當時諸侯ノ國文事ニモ非ズ、武備ニモ非ズ、昔ヨリ仕來リシコト甚ダ多シ、其一二ヲ擧ゲバ、謳初メ、皷初メ、舟乘リ初メ、鷹狩初メ、此等ノコト初メミナ益ナキコトナリ、次ニ番警固入ラヌ處ニ甚ダ多シ、先儒ノ言シ如ク、出行ノ鹵簿モ大勢ニシテ、軍陣ノ備ノ如シ、是類ノコト皆幕府ヨリ殺ギステ玉フベシ、連歌師、碁打、將棊指、何ノ用カアラン、皆省クベキ役ナリ、畫工ナドモ寫眞形畫ハ用アリ、水墨破筆ハ國家ノ用ニタヽズ、官ノ畫師ニハ此ヲ禁ジ玉フベキコトナリ、

〔續日本紀八元正〕養老五年三月乙卯、詔曰、制節謹度、禁防奢淫、爲政所先、百王不易之道也、王卿士及豪富之民、多畜健馬、競求亡限、（○亡限原作是猥、今據一本改、）非唯損失家財、遂致相爭鬪亂、其爲條例、令限禁焉、有司條奏、依官品之次、（○次原作改、今據一本改、）定畜馬之限、親王及大臣、不得過二十疋、諸王諸臣三位已上十二疋、四位六疋、五位四疋、六位已下至于庶人三疋、一定以後、隨闕充補、若不能騎用者、錄狀申所司、卽校馬帳、然後除補、如有犯者、以違勅論、其過品限、皆沒入官、

〔新抄格勅符抄〕太政官符　神祇官
雜事拾壹箇條（○中略）
一應重禁制男女道俗著服事

右衣服之制、明在神護景雲四年格、天暦元年符、而年紀推移、人心驕逸、不辨上下、以綾羅爲身裝、不論正私、以紅紫爲褻服、絲是十家之產、盡於一襟之浮華、數年之貯、糜於半日之眩耀、富者雖品賤僭上、蜉蝣之羽易飾、貧者雖位貴偪下、狐狢之裘難衆、加之城中好袖廣、四方殆疋帛、城中好袴大、四方自准、（准○中略）如縄、就中諸衞舍人、諸司幷院宮家雜色以下人等、不可著細美布者也、下民之朱愚、好著白越、如此之漸、爲俗之弊、同宣、奉勅、美服過差、一切禁斷、但袖闊一尺八寸已下、袴廣不及三幅、不可必制止、（○中略、政事要略作雖）以前條事下知如件、方今號令之道、內外雖分遵行之旨、遠近何異、同宣奉勅、若乖新制無改舊弊、隨其狀迹、將加科斷者、官宜承知、依宣行之、事出綸旨、不得違失、符到奉行、

正五位下守右中辨源朝臣道方

正五位下行左大史多米朝臣國平

長保元年七月廿五日

〔玉蘂〕建暦二年三月廿二日　宣旨（左大臣、右大辨、○中略）

一可停止賀茂祭使、齋王禊供奉人簦車、及從類裝束過差事、（○中略）

一可停止五節出火桶、櫛棚、金銀錦緣風流事、（○中略）

一可停止京、畿諸社祭供奉人裝束已下過差事、（○中略）

一可糺定緇素上下諸人服飾過差事、（○中略）

藏人民部權少輔藤原資頼奉

〔吾妻鏡　五十〕文應二年（○弘長元年）二月廿九日辛酉、關東祗候諸人家屋之營作、出仕之行粧以下事、可令停止過差之由被定之云云、

〔建武以來追加〕儉約條々

一修理替物事

止、一年兩度之儀、年始一箇度可改之、但於破損在所者、隨事體可有其沙汰、

一雜掌經營事

酒肴假令不可過十結、過差儀且銜重以下畫圖彫物、一向可停止之、

一正月祝亭引出物事

止重物、甲冑、大刀刀、絹布、太刀、金銀類、唐物類、可用銀劒以下輕物、

一衣裳事

守公家新制、堅不可隨他之從、

一出仕武具事

太刀刀事、准據先例、不可有結構之儀、次鞍事、專麁品、不可交金銀之類、

一同僮僕事

不可過中間五人、舍人二人、將又召具力者事、一向可停止之、

〔大內家壁書〕諸人過差御禁制之事

諸人過差事、度々被仰出之處、動不拘御法度之條不可然、殊御參洛之事、可依京都御左右之間、年內來春無御油斷也、然間正月諸人出仕之事、可被禁過差也、少分限同外樣衆、幷無力之輩、衣裳不可新調、或令用意、或雖令著用、可布子等也、然間專武具可致參洛用意也、但分限之人者可爲例年、有德之仁可爲同前之由所被仰出、壁書如件、

長享元年閏十一月廿五日

〔武家嚴制錄 二〕武家諸法度

一諸國諸侍可用儉約事

富者彌誇、貧者恥不及、俗之凋弊無甚於此、所令嚴制也、〇中略

右可㆑相㆓守此旨㆒者也

慶長二十年七月日

〔享保集成絲綸錄十九〕寛文八申年二月

覺

一今度火事付而、彌堅儉約を相守候樣ニと被㆓仰出㆒候間、參勤繼目等之御祝儀ニ公義江被㆑獻之外、下々江は、太刀馬代、黄金壹枚、白銀五枚、三枚、貮枚、壹枚、鳥目百疋迄之內、相應ニ被㆑遣之可㆑然事、

一國持大名衆之總領たりといふ共、部屋住之內は、公儀之外、音信物不㆑入儀ニ候事、

一端午、重陽、歳暮、御祝儀之節、公儀江被㆑獻之外、下々へは時服被㆑遣之儀、御無用之事、

一諸國ニ而酒造之儀、當年ゟは去年迄之半分造候樣ニと御定之上は、公儀之外樽肴取かわしは、樽代鳥目百疋ゟ千疋迄之內、相應ニ被㆑遣可㆑然候、但其處之名酒は輕き手樽抔ニ而被㆑遣可㆑然事、

一嫁娶の節は小袖代、柳樽取かはし可㆑然事、

一在家ゟ爲㆑伺㆓御機嫌㆒書札幷奉書の御請等は、依㆓其品㆒飛脚ニ而被㆓差越㆒可㆑然事、

一於㆓江戸㆒用所有㆑之而被㆓差越㆒之使者は、各別書狀呈上等は、歩行若黨持參いたし可㆑然事、以上、

二月

寛文八申年三月

覺

一町人屋敷致㆓輕少㆒長押、杉戸、附書院、櫛形、彫物、組物無用、床、椽、さん、かまち塗候事、幷から紙張付停止事、

附、遊山船金銀之紋、坐敷之內繪書申間敷事、

一嫁娶之剋、万事成程輕可㆑仕事、

上封事

附、刀脇指出候儀無用之事、

一町人衣類、上下隨二其分限一儉約を相守可レ著レ之、毛織之羽織、合羽、彌無用事、

附、召附之者、其外輕職人、猶以麁相成衣服可レ著之事、

一町人振舞成程輕くすべし、縱雖レ爲二有德一、二汁五菜不レ可レ過レ之、但家督又は嫁娶之時は、名主に伺ひ可レ受二差圖一事、

一金銀之から紙、破魔弓羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箔、一圓ニ無用之事、

一祭禮之渡物、不レ可二結構一輕可レ仕事、

一非禮、佛事、有德之輩たりと云共、目に不レ立樣に、成程輕く可レ仕事、

右之通江戸町中へ從二町奉行一相觸候間、可レ被レ得二其意一候、以上、

三月日

右之貳通、京都大坂奈良、堺、伏見、長崎、駿府、山田へも被レ遣レ之、

○按ズルニ、德川幕府ノ時、儉約ノ制令數フルニ遑アラズ、今只其一二ヲ載セタルノミ、

〔本朝文粹 二 意見封事〕意見十二箇條　善相公 清行

一請レ禁二奢侈一事

右臣伏以、先聖明王之御レ世也、崇二節儉一禁二奢盈一、服二澣濯之衣一、嘗二疏糲之食一、此則往古之所レ稱二美明時之所一レ規模一也、而今澆風漸扇、王化不レ行、百官庶僚、嬪御媵妾、及權貴子弟、京洛浮食之輩、衣服飲食之奢、賓客饗宴之費、日以侈靡、無レ知二紀極一、今略擧二一端一、稍陳二事實一、臣伏見二貞觀元慶之代一、親王公卿、皆以二生筑紫絹一爲二夏汗衫一、縲絁爲二表袴一、東絁爲レ襪、染絁爲二履裏一、而今諸司史生、皆以二白縑一不二汗衫一、白絹爲二表袴一、白綾爲レ襪、莬褐爲二履裏一、其婦女則下至二侍婢一、裳非二齊紈一不レ服、衣非二越綾一不レ裁、染二紅袖一者、費二其萬錢之價一、繡二練衣一者、裂二於一砧之間一、自餘奢靡、不レ能二具陳一、昔者季路縕袍、不レ恥二狐狢之麗服一、原憲藜戶、猶蔑二駟蓋之榮暉一、此賢哲

之高規、非庸人之克念、故見其僭差、則競相放効、觀其儉約、則遞以嘲嗤、富者誇其逞志、貧者恥其不及、於是製一領之衣、破終身之產、設一朝之饌、盡數年之資、田畝爲之荒蕪、盗徒由是滋起、如此不禁、恐損聖化、伏望隨人品列、定衣服之製、命撿非違使紀其事、以張格式、而此法常自上破之、令下效之、重望令撿非違使張行此制、又王臣以下、至于庶人、追福之制、飾終之資、隨其階品、皆立式法、而比年諸喪家、其七七日講筵、周忌法會、競傾家產、盛設齋供、一机之饌、堆過方丈、一僧之儲、費累千金、或乞貸佗家、或斥賣居宅、孝子遂爲逃債之逋人、幼孤自成流亢之餓殍、夫以蒙顧復撫育之愛者、誰無追遠報恩之志焉、然而修此功德、宜有程章、豈可必待子孫之破產、以期父祖之得果乎、況此修齋之家、更設予客之饗、獻酬交錯、宛如飫宴、初有匍匐之悲、俄成酣醉之興、孔子食於有喪者之側、未嘗飽也、豈其如此乎、但郊畿之內、道場非一、故撿非違使、不遑禁止、伏望申勅公卿大夫百官諸牧、各愼此僭濫、令天下庶民知其節制、又維摩、最勝、竪義僧等、皆貧道修學之輩也、一鉢之外、亦無他資、而比年令之盛儲僧綱幷聽衆之齊供、非唯積饌成山、猶亦有酒如淮、已乖佛律、亦害聖化、伏望申誡僧綱、早立此禁、伏以上不率正、下自差戒、若卿相守法、僧統隨制、則源澄而流自淸、表正而影必直、○中略

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善淸行上封事

〔本朝文粹二意見封事〕封事三箇條　菅原文時

一請禁奢侈事

右俗之凋衰、源自奢侈、不塞其源、何救其俗、方今高堂連閣、貴賤共壯其居、麗服美衣、貧富同寬其製、官途締交之儲、窮陸海而盡珍、私門求媚之饋、剪綾羅而敷器、富者傾產業、貧者失家資、然而且慭且好、所以不息者、一思容身、一難免俗耳、是故雖明詔頻降、嚴禁無綏、而積習生常、流遁忘還、令天下愚夫愚婦、謂風敎而爲不宜、謂霜科而爲無用、伏望重勅有司、更張舊法、若致容隱、殊加譴責、抑朝廷所行者、從制猶遲、人若所好者、承指盡速、故書曰、違上所命、從厥攸好、傳曰、上之所爲、人之所歸、昔吳王好劍客、百姓

儉約例

多瘦瘠、楚王好細腰、宮中多餓死、夫餓與瘦者、是人之所厭也、然尚不嗜味、不避危者、唯欲從上之好也、況於救弊之謀、何有違命之譏乎、伏惟采椽土階、淸風扇于古、損膳減服、紫泥新於今、猶願內彌親儉、外總遏奢、見其僭侈者則惡之、聞其節儉者則喜之、天下將知其去奢而好儉、誰敢費己財、逆君心者哉、斯實所以不禁而止、不令而行也、然則浮僞之俗自改、敦龐之化可成、〔○中略〕

天曆十一年十二月二十七日　從五位上行右少辨菅原朝臣文時上

〔日本書紀 十一仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊、〔○仁德〕卽天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋弗割齊也、此不以私曲之故、留耕績之時者也、

〔日本書紀 二十二推古〕三十六年九月戊午、先是天皇遺詔於群臣曰、比年五穀不登、百姓大飢、其爲朕興陵、以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年二月甲午、今夜三品明日香親王薨焉、〔○中略〕親王天資質朴、不尙浮華、弘仁年中世風奢麗、王公貴人、頗好鮮衣、親王獨至夏日、朝衣再三澣濯、或亦賣却櫪上走馬、以支藩邸費用、其省約節儉、皆此類也、

〔續古事談 一王道后宮〕寬平法皇ハコトニ儉約ヲコノミ給ケリ、御アトノ事、葬禮ノ事ナドオホセラレヲキケルニハ、筵ニテ棺ヲツヽミテ、カツラニテコレヲカラゲヨトゾノ給ケル、重明親王李部王記ニカキ給ヘルナリ、

〔今昔物語 二十二〕時平大臣取國經大納言妻語第八

今昔、本院ノ左大臣ト申ス人御ケリ、御名ヲバ時平トゾ申ケル、昭宣公〔○藤原基經〕ト申ケル關白ノ御子也、本院ト云フ所ニナム住給ケル、年ハ僅ニ卅許ニシテ、形チ美麗ニ有樣微妙キ事无限シ、然レバ延喜ノ天皇此ノ大臣ヲ極キ者ニゾ思食タリケル、而ル間天皇世間ヲ拈御マシケル時ニ、此ノ大臣內ニ參給タリケルニ、制ヲ破タル裝束ヲ、事ノ外ニ微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小蔀ヨ

リ御覽ジテ、御氣色糸惡シク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ、仰セ給ヒケル樣、近來世間ニ過差ノ制密キ比、左ノ大臣ノ一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ裝束事ノ外ニテ參タル便无キ事也、速ニ可罷出キ由慥ニ仰セヨト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ツル職事ハ、極テ恐リ思ヒケレドモ、餘々フゾ然々ノ仰セ候フト、大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ、忩ギ出給ヒニケリ、隨身雜色ナド、御前ニ參ケレバ、制シテ前モ令追メ不給テゾ出給ヒケル、前驅共モ此ノ事ヲ不知ズシテ、恠ビ思ヒケリ、其ノ後一月許本院ノ御門ヲ閉テ、簾ノ外ニモ不出給ズシテ、人參ケレバ、勅勘ノ重ケレバトテゾ不會給ザリケル、後ニ程經テ、被召テゾ參給ヒケル、此レハ早ウ天皇ト吉ク口合セテ、他人ヲ吉ク誡メムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ、

〔本朝文粹二詔〕減服御常膳幷恩赦詔　菅三品

詔、儉者德之本也、明王能致、惠者仁之源也、聖主必施、朕〇村上以寡薄、謬守洪基、居黃屋而不驕、役丹符而自約、而化非春風、澤殊時雨、愼日之日空積、有年之年難逢、況頃者甘澍不降、苦旱久盛、園圃不見靑草之色、壠階多含赤地之愁、夫德政防邪、善言招福、殷宗雊鼎之雉、昇耳之妖自消、宋景退舍之星、守心之變非異、其朕服御物、幷常膳等、宜重省減、左右馬寮秣穀、一切擁絕、諸作役非要者量事且停、〇中略普告遐邇、俾知朕意、主者施行、

天曆十年七月二十三日

〔古今著聞集三政道忠臣〕昔は人の裝束もなへ〳〵としてぞ有ける、されば齋院の大納言の消息に、先代の時、節分袍借獻など書れたんなるは節會の袍とて、ほろ〇ろ、原作の、今據一本改〳〵とある物の人にかすなどが有けるとぞ、後朱雀院の御時、旬に參たりける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭也けるを召て、昨日公卿の裝束を御覽せしかば、以外に袖大に成にけり、かくては世のつゐへなるべし、いかゞせんずると、右大臣〇藤原實資のもとへ、いひあはすべしとみことのり有ければ則

申されければ、おとゞ申給けるは、みなの公卿に此よしを承りて、畏り申さば、さすがに右大臣御けしきかうぶりたりと聞えば、人もなをり侍なんとはからひ申されければ、そのさだめに披露有て、右府閉門して、畏のよしをせられければ、人みな聞おそれて、裝束の寸法すべられけり、

〔古事談一王道后宮〕後冷泉院末、過差事外之間、至二上官車一用二外金物一、而後三條院代始八幡行幸之時、留二鳳輦一見物車外金物ヲヌカセラレケリ、中ノ金物ハ依レ不二御覽一不レ被レ放レ之、故今ニ所用也、賀茂行幸之時、外金物車無二一兩一云々、

後三條院令レ事二儉約一給之間、御扇骨檜ニテ藍ヲ塗テ令レ持給ケリ、

〔增鏡十老の波〕八月〇弘安二年御子の御ありきぞめとて、万里小路殿にわたらせ給ふ、〇中略そのころけんやく行はるとかや聞えしほどにて、下すだれみじかくなされ、小金物ぬかれける、物見車どものも、召次よりて切などしけるをぞ、時しもやかゝるめでたき御事のおりふしなどいふ、

〔江談抄二雜事〕延喜之比、以二東帶一具一經二兩三年一事

又〇大右辨時範談曰、延喜之比、上達部時服不レ好二美麗一、朱雀院御時、或公卿遣二消息於内裏女房許一令レ奏云、先朝〇醍醐恩賜御裝、年月推移、處々破損、御下裝一領可レ被二申下一者、大略調二東帶一具一、兩三年之間、節會公政之庭著用歟、何況近代之例、諸國受領不レ濟二封物一、無レ賴公卿可レ類二乘下之人一云々、

〔大鏡二左大臣時平〕たゞこの君だちの御中には、大納言源昇の卿御女のはらの顯忠おとゞのみぞ右大臣までになりたまへる、〇中略御めし物は、うるはしくごきなどにもまいりすゑで、たゞ御かはらけにてだいなどもなく、おしきにとりすゑつゝぞまいらせける、けんやくし給ひしも、さるべき事のおりの御ざと、御ばんどころとにぞ、大臣とは見え給ひし、

〔古事談二臣節〕富小路右大臣、顯忠時平御子也、毎夜出レ庭奉レ拜二天神一云々、又以二儉約一爲レ事、銀器棙、手洗等、永不レ被レ用、又出仕之時、全無二前驅一、只車後如レ形被レ相具一云々、

〔大鏡 三 太政大臣頼忠〕太政大臣頼忠〇中略あまりよろづゑたゝめあまり給ひて、殿のうちに、よひにともしたるあぶらを、又のつとめてさぶらひにあぶらがめをもたせて、女房のつぼねまでめぐりて、のこりたるをかへし入て、又今日のあぶらにくはへて、ともさせ給ひけり、あまりにうたてある事なりや、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年十一月廿一日丙午、今朝武衛〇源頼朝有御要、召筑後權守俊兼、俊兼參進御前、而本自爲事花美者也、只今殊刷行粧、著小袖十餘領、其袖妻重色々、武衛覽之、召俊兼之刀、即進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、被仰曰、汝富才翰也、盍存儉約哉、如常胤實平者、不分清濁之武士也、謂所領者、又不可雙俊兼、而各衣服已下用麤品、不好美麗、故其家有富有之聞、令扶持數輩郎從、欲勵勳功、汝不知產財之所費、太過分也、俊兼無所于述申、垂面敬屈、武衛向後被仰可停止花美否之由、俊兼申可停止之旨、廣元、邦通、折節候傍、皆銷魂云云、

〔澀柿〕明惠上人傳

泰時〇中略左樣の年〇飢歳は家中に每事儉約を行て、疊を初として、一切のかへ物どもをも古物を用、衣裳の類もあたらしきをば著せずゑぼしの破たるだにも、古きをばつくろひつがせてぞき給ける、夜の燈なく、晝の一食をとゞめ、酒宴遊覽の儀なくして、此費を補ひ給けり、心ある者の、見聞たぐひ、淚をおとさずと云事なし、

〔太平記 三十五〕北野通夜物語事附青砥左衛門事

報光寺最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ、引付ノ人數ニ列リケル青砥左衛門ト云者アリ、數十箇所ノ所領ヲ知行シテ、財寶豐ナリケレ共、衣裳ニハ細布ノ直垂、布ノ大口、飯ノ菜ニハ、燒タル鹽干タル魚、一ツヨリ外ハセザリケリ、出仕ノ時ハ、木鞘卷ノ刀ヲ差シ、木太刀ヲ持セケルガ、叙爵後ハ、此太刀ニ弦袋ヲゾ付タリケル、加樣ニ我身ノ爲ニハ、聊モ過差ナル事ヲセズシテ、公方事ニハ千金

萬玉ヲモ不惜、又飢タル乞食、疲レタル訴訟人ナドヲ見テハ、分ニ隨ヒ品ニ依テ、米錢絹布ノ類ヲ與ヘケレバ、佛菩薩ノ悲願ニ均キ慈悲ニテゾ在ケル、○中略又或時、此青砥左衞門夜ニ入テ出仕シケルニ、イツモ燧袋ニ入テ持タル錢ヲ、十文取ハヅシテ、滑河ヘゾ落シ入タリケルヲ、少事ノ物ナレバ、ヨシサテモアレカシトテコソ行過ベカリシガ、以外ニ周章テ、其邊ノ町屋ヘ人ヲ走ラカシ、錢五十文ヲ以テ續松ヲ十把買テ則是ヲ燃シテ、遂ニ十文ノ錢ヲゾ求得タリケル、後日ニ是ヲ聞テ、十文ノ錢ヲ求メントテ、五十ニテ續松ヲ買テ燃シタルハ、小利大損哉ト笑ケレバ、青砥左衞門眉ヲ顰テ、サレバコソ御邊達ハ、愚ニテ世ノ費ヲモ不知、民ヲ惠ム心ナキ人ナレ、錢十文ハ只今不求バ、滑河ノ底ニ沈テ、永ク失ヌベシ、某ガ續松ヲ買セツル五十ノ錢ハ、商人ノ家ニ止マテ、永不可失、我損ハ商人ノ利也、彼ト我ト何ノ差別カアル、彼此六十文ノ錢一ヲモ不失、豈天下ノ利ニ非ズヤト爪彈ヲシテ申ケレバ、難ジテ笑ツル傍ノ人々、舌ヲ振テゾ感ジケル、

〔新編鎌倉志〕二滑川

按ニ、二程全書ニ、程子昔シ雍華ノ間ニ遊、關西ノ學者六七人從行、一日千錢ヲ亡フ、僕者ノ曰、晨裝ニ遺ルニ非ズ、必ズ水ヲ涉時ニ此ヲ沈ムルナラント、程子曰惜哉、或人ノ曰、是誠ニ可惜也、一人ノ曰、微ナル哉千錢、亦何ゾ惜ニ足、一人ノ曰、水中ト囊中ト、人亡フト人得ルト、以テ一視スベシ、何ゾ惜ベキ事ヲ歎ゼン、程子ノ曰、人苟ニ此ヲ得バ亡フニ非ズ、今迺チ水ニ墜バ用ナシ、吾是ヲ以此ヲ歎ズト云フ、是誠ニ異域同談ナリ、左衞門ガ心、能ク程子ニカナヘリ、

〔徒然草〕下相模守時頼○北條の母は、松下禪尼とぞ申ける、守をいれ申さるゝ事有けるに、すゝけたるあかりさうじのやぶればかりを、禪尼手づから、小刀してきりまはしつゝはられければ、せうとの城介義景、其日のけいめいして候けるが給はりて、なにがし男にはらせ候はん、さやうの事に心得たる者に候と申されければ、其男尼が細工によもまさり侍らじとて、猶一間づゝはられ

けるを、義景みなを張かへ候はんは、はるかにたやすく候べし、まだらに候もみぐるしくやと、かさねて申されければ、尼も後はさは〳〵とはりかへんとおもへども、けふばかりはわざとかくて有べきなり、物は破たる所ばかりを修理して用る事ぞと、わかき人に見ならはせて、心つけんためなりと申されける、いとありがたかりけり、世をおさむる道儉約をもとゝす、女性なれども聖人の心にかよへり、天下をたもつほどの人を、子にてもたれける、誠にたゞ人にはあらざりけるとぞ、

〔徒然草下〕平宣時朝臣、老の後むかしがたりに、最明寺入道〇北條時賴あるよひの間に、よばるゝ事ありしに、やがてと申ながら、ひたゝれのなくてとかくせしほどに、又使きたりて、直垂などのさぶらはぬにや、夜なれば、ことやうなりとも、とくとありしかば、なへたる直垂うち〳〵のまゝにてまかりたりしに、てうしにかはらけとりそへてもて出て、此酒をひとりたうべんがさう〳〵しければ申つる也、さかなこそなけれ、人はしづまりぬらん、さりぬべき物やあると、いづくまでももとめ給へとありしかば、しそくさして、くま〳〵をもとめし程に、だい所の棚に小土器にみその少つきたるを見出て、これぞ求えてさぶらふと申しかば、事たりなんとて、心よく數獻に及びて興にいられ侍りき、其世にはかくこそ侍しかと申されき、

〔太閤記一〕藤吉郎薪奉行の事

信長公〇中略炭薪の費、一とせの分、何ほどにかと、其奉行に問給へば、千石有餘也と答へ奉る、いかがは思召けん、奉行をかへよと、村井に被仰付しに、誰彼とさしづ申候へ共用ゐ給ず、藤吉郎〇木下を召て、今日より炭薪の入用、汝沙汰し、能に計ひ、一兩年裁據致し可見旨、被仰付しかば、翌日より自火を燒多くの圍爐を穿鑿し、一ケ月の分を勘辨し、一年の分を勘へ見るに、右の三分一にも不及ほどなれば、近年千石許は、無左としたる費、益もなき事なりとて、秀吉千悔し、翌年正月廿日炭

薪の費、往年の勘辨如此の旨、御そば近く寄て申上しかば、御氣色も且宜く見えにけり、

〔鳩巣小說上〕一松平土佐守ドノ先祖山內對馬守ドノ豐○一コト、信長ノ時分、山內伊右衞門ト申候テ、五百石取申候時分、仙臺ヨリヨキ馬賣ニ參リ候、伊右衞門、或時外ヨリ歸宅候テ、氣鬱ノ體ニテ不快ノ顏色有之候ヲ、內。義見申サレテ、如何ノ義ニヤト尋申サレ候處、婦人ナドノ知義ニテ無之旨被申候ヘバ、イカニシテモ心元ナク候間、達テ御聞セ可有旨被申候、伊右衞門申サレ候ハ、サレバ比日仙臺ヨリ賣馬參リ候、アノヤウナル見事ナル馬ニノリ候ハヾ、戰場ニテ大將ノ御目ニ早ク止リ候テ、働キモ慥ニ見ヘ申モノニテ候、武功ノ義、運次第ノモノニ候、馬物ノ具拔群ニ候ヘバ、人先ニ大將ノ御目ニ早ク止リ候テ、働モ大將御目ヲ付ラレ候、是ニヨツテ此度ノ賣馬買取候テ、明日ニモ乘テ出候ハヾ、其マヽ信長公御尋ニ預ルベキコト疑ナク候ヘドモ、貧ハ諸道ノ妨ニテ候、是ニ仍テ鬱懷ノ由被申候、內義申サレ候ハ、夫ハ何程ノコトヽ申候ヤ、伊右衞門太分ノ事ニテモ無之候、金子一枚ト申由申サレ候ヘバ、內義笑テソコヲ立申サレ、鏡ヲ取テ被參、鏡ノ下ヨリ金一枚取出シ、是ハ私母ヨリモラヒ置申候、母申候ハ、イカヤウノ難義ニ及ビ候トモ、自分ノコトニハツカヒ申マジク候、夫ノ急用ト申時、是ヲ用ヒ候ヘトテ玉ハリ候、夫レ故只今マデ隱シ置候ヘドモ、此度ノ義ハ御立身ノ本ニモ成申ベク候間、是ニテ其馬ヲ御買候ヘトテ、渡シ申サレ候、內義申サルハ、飢寒ナドハ人ノ常ニ有之事ニ候、此度ノ義ハ格別ノ義ニテ候、飢寒ノ時分ハ、何程難義ニテモ出シ不申由申サレ候、偖其馬ヲ買テ乘出申サル處、如案信長見付申サレテ、アノ馬ハ誰ニテ候ヤ、サテモ見事ナル馬ニノリ候者哉ト御尋候處、近習ノ人、アレハ新座ニ被召抱候山內伊右衞門ニ候ト申上候ヘバ、信長アノ馬ヲ何トテ求ケルト御尋ニ付、其義ニテ候、御目ニ入申モ理ニテ御座候、アノ馬ノ義ハ、仙臺ヨリ遙バル比日率上リ候ヘドモ、求申人無之處、安土御家中ナラデハ、求メ申人有之マジキ旨申候テ、御當家ニ參リ候ヘドモ、誰モ求申モノ無御座候處、伊右衞門求

申候由申上候ヘバ、信長大ニ感ジラレ、當座ニ一倍ノ加增ニテ千石賜リ候、其時御申候ハ、伊右衞門ヘ加增ノコト、能馬ニ乘トテ加增スルニ非ズ、奧州ヨリ當地マデ罷上リ候道中、北條武田ヲハジメ多クノ家ヲ經テ、求人モ無之、某ガ家ナラデハト存ジテ、ハル〳〵是マデ上ル處ニ、某ガ家ニ求メ不得シテ、空シク歸サバ、敵家ヘ聞ヘテモ、其外聞失フコト也、其處ヲ伊右衞門笑止ニ存テ、定テ求メタルト存ル也、此心得奇特千萬ニ存ル故、加增申付タリト御申候ヨシ、

〔藩翰譜堀七上〕柳生但馬守宗矩の物語ありしは、○中略秀政○堀の卒せし時、高き人も賤しき者も、をしき人にいひき、世の人、名人左衞門と名づく、天下の指南しても、越度あるまじき人なりといひき、これ天下をも知らせたき人なりといふ言葉なり、此人の弟を、多賀出雲守と云ふ、北の庄の城修し築く時に、秀政この出雲守が計ひあしくとて、耻ぢがましく云はれたり、多賀口をしき事に思ひ、其明る朝、北庄を去りて行く、秀政聞きて、不便の事なり、道にこそ飢ゑけれとて、黃金十枚取出て、人を走らせてはなむけす、その黃金つゝみたる紙を、自ら一枚づゝ、ゑわをのして箱に納む、近く仕ふ小侍どもに向ひ、およそ財は、用ゐべきに當りては、十枚の黃金、をしむに足らず、無用の事ならんには、此紙十枚をも、濫りに費すべからず、汝等我を卑しと思ふ事なかれといひき、賊に名言なりしとぞ、

〔利家夜話下〕一伏見にて、大地震之時、大納言樣○前田利家を、孫四郎樣○前田利政の地震小屋にて、御振舞被成候、事之外御小屋の結構なる樣子を御覽被成候、御歸候て、岡田喜右衞門、齋藤刑部兩人を御使にて、被仰候は、地震小屋など申ものは、いかにも〳〵輕々敷、あやまち無之樣に、仕るもの也、左樣の儀は不入事也、むざと金銀費し後には無理を申て、人の物がほしく成もの也、孫四郎は、一國の主めに候へば、存事も不申、深く心に掛申者か、武者道具馬等の沙汰もなく、每日鷹野、又三味線など候て仕候、沙汰の限成行儀也、孫四郎一國の主なれば、日本に六十六人の一人也、不作法の行

儀と御叱被成候、

〔古老物語〕一或時御小姓衆、御廣間に而、角力取度とて、御坊主を以、上様江〇德川家康窺之候得者、角力も武士嗜の一ッニ而不苦取候へ、但シ疊を裏返し敷候様に、御意被遊候由、假初之事にも、そこ〳〵御氣の付たる上様やと、諸人舌を振候由、

〔東照宮御實紀附録二十〕江戸御遷の初、御玄關の階は、船板にてあまり見苦しければ、本多佐渡守正信改作らんと申せしに、いらぬりつぱだてをするとて、聽せ給はず、その後、府城造營ありしにも、目につくばかりの金具はなかりし、台德院殿、和田倉邊の櫓のはふに、金の金具用ひ給ひしよし、駿河に聞えければ、俄に一夜のうちに毀撤せしめ玉ひしとか、駿城御修理ありし時も、本丸のまはりは、板塀かけられしが、二丸にある老臣等の邸宅などは、竹垣を結渡して置せ給へば、あまりに失體なりとおもひ、己が自力もて、板塀にかけかへんと伺ひしに、いらぬ事なり、そのまゝになし置との上意にて、後々までに、竹がきにて有しとなん、

〔雨窻閑話〕織田信長公吝嗇井印陣打の事

其の人曰く、〇中略昔神君御代に、駿河にて二三年の間、御儉約の事有りて、本多佐渡守正信命を蒙りて奉行しける、其年の門松、例より大にして、又正月三日御謠初の節、門ごとに燈す蠟燭、例年より格別又大なり、神君正信を召して、かねて儉約の義、申付けたる處、門松の大なると、蠟燭の大なるとはいかにかと御尋ね有りしに、佐渡守畏りて申す様かゝる御規式の事を、りつぱに仕らんとて、かねての儉約仕候也と申し上げられしかば、御機嫌不斜とぞ、此佐渡守兩三年の御儉約中に、金銀米穀軍用等の手宛、澤山に拵らへ置きしに、元和五年、天下困窮に及びし節、其貯にて御救ひ下されし由、佐渡守が功爰において顯れたり、天下の儉約は、天下の爲也、國家の儉約は、國家の爲なれば、別に餘計の湧き出づるにもあらざれば、たゞおのれが身を詰め、まさかの時に用に立

てんとするは、儉約にしくはなし、能く此事心得べしと也、

〔落穗集追加 四〕土井大炊頭殿利勝〇と伊丹順齋出合の事

一問曰、權現樣の御事は、少は御吝嗇なる御方被成御座たる共、申、又左樣には無御座共申ふるゝをば、如何承り候や、答曰、權現樣抔の御噂を、拙者如き者の口より申上奉るは、恐れ入たる御事にはあれども、人々の惑ひを散じ候爲と存るを以て、愚意の趣を申上候、世界國土の重寶と申ては、金銀米錢の四つに留りし也、但是を用ゆるに、善惡の二段の差別有之にて候、一には金銀米錢の重寶たる事を能く勘辨致し、少きなりとも無用無益の事口口捨て、事をはかちいて、常に是をたくわへ、爰は財寶を用ひず候ては、不相叶とある如くなる時節にのぞみては、毛頭ほどもおしむ心無、是を取り出して、其用事をつかへ無之如く致す有るは、高きもひきゝも是を儉約と申擧たる事に仕る事なり、二つには金銀米錢重寶と有る事を、あまりに知りすごし、いやがうへにも多く貯へて集め、是を握りづめにいたし、手ばなす事をきらひ、爰は財寶を不用しては不叶にのぞみ、是も是を取り出し、其用事を調る事の不罷成如くなる心あいをさして、文字にもをしみをしむと云、吝嗇と申て人間上下貴賤をかぎらず、よろしからぬ事に仕るなり三つには金銀米錢を遣ひ散ずる事をば、湯水を遣うも同じ事の樣に心得、無益の義にもをしみ無く入果すを、扱きやう人の物きらしかななどゝ申て、うつ氣者のほめそやしけるを、能き事と心得、有れば有次第に、勘辨もなく取出して、まきちらす如く有之を、やくたいなし共、十方無しとも名付、吝嗇人にはをとりたる方共可申也、子細を申に、吝嗇と申もよろしからぬ事とは申ながら、我手前に物を持ちたくわへ居申義なれば、物入りの時節にのぞみ、了簡をさへよく致し申さば、取出して用たく申儀のなるまじき物にては、有りたけの物を殘りなく取り出して、外へまき失と、たくわへなしの勝手向となり、果ては先へも跡へも參りかね、埒の明ぬ義にて、貴賤上下の武士勘辨尤の所也、

但儉約と儉嗇とは、其形よく似たるを以て、吝嗇人と見違申す樣なる義も、無くては不ㇾ叶、然共其要用の節にのぞみて、財を用ると不ㇾ用との差別によつて、勘辨致し候に於ては、明白に相知れ可ㇾ申也、こゝを以て權現樣の御事を相考へ奉に、よく儉約を御用被ㇾ遊たると申に於て、御相違は無ㇾ之也、

〔東照宮御實紀附錄二十〕板坂卜齋侍座せし時、壺に入りし人參を賜らんとて、兩の御手もて下されけるに、御違棚に奉書の紙ありしをみて、一枚玉ひ、是に包まんとせしに、それは大名どもへ書狀を遣すに用ゆるなり、えうなき事に遣ふものならず、人參は良藥にて、汝等なくてかなはぬものなれば、取らするなり、奉書は一枚とおもふべからず、大なる費なり、羽織脫てこよとの上意にて、羽織に受て、奉書をば元の如く、御棚に返し置しとぞ、卜齋も年頃御側にありしが、この時ほど、面に汗して迷惑せし事はなかりしとて、後々人に語りしとなん、

〔梧窻漫筆拾遺〕神君の黃金百兩を人に賜ひて、其上は包みの奉上の紙を、御近邊の人に、善き紙なり、用に立つべし、仕舞おけと仰せられたると、黑田長政の御旗本へ白銀二百枚を借したるに、程を歷て、其人の返濟せんとて持參せしを、初め借し申したる時、兼ねて進上すべしと思ひたりとて、受け取らず、さて今朝吉鬚魚を貰ひたり、まゐらすべしとて、料理人を召して、吉鬚魚の身所は鹽にして貯ふべし、中打あらを潮煮にして、客に饗すべしと申されたり、百兩の金二百枚の白銀を以て、人を惠むことと吝惜せずして、一枚の紙、吉鬚魚の身所を無用には費し給はず、國天下を興す人は、天得の性に各別あり、聖人の儉も如ㇾ是なるべし、

〔常山紀談十一〕利安〇栗山若き時は善介といひ、中頃は四郎兵衞といふ、長政〇黑田に筑前を賜りし時、名島の城に長政居て、左右良の城に利安を置れけり、祿一万五千石極めて儉なる人なり、人の衣服の美麗なるを見ては、褒晴といふ事の有といひ教へ、又價高く馬を購ふ者あれば、さばかりの

馬も二疋の用をばなさじ、何とて無益の費するぞと戒めけり、されども事に臨て金銀を惜むの心なし、從者をいたはり憐み、貧乏を助る事、尋常の人に大に踰まされり、

〔續武將感狀記〕源輝政朝臣〇池田ハ、關原役後、〇中略浪士菅夢庵、嘗テ因州ニ在シ時、朝臣ノ自筆ニテ、麥ヲ賣レ、竹ヲ伐レトノ小簡、其奉行ノ子孫傳テ、掛軸トナセルヲ見タルト語リヌ、又村々庄家ニハ、高一石ニ米幾升宛、免許スベキ趣、庭紙ニ黑印諱ヲ書テ、年號月日、堀甚兵衞ドノト載ラレタルヲ、曾孫甚兵衞于今所持タリ、野生モ是ヲ見タリ、富三國ヲ有テモ、不虞ノ備、忽ニセザルヨリ、細事ヲ勤ノ心見ツベシ、

〔明良洪範十一〕松倉豐後守重正〇中略武邊第一ノ人ニテ、生涯奢ル事ナク、浪人ニテモ武邊ノ士ニハ、親ミテ語ラレケルハ、我等如キ小身者ハ、事アラン時ハ人數不足也、其時ハ各方モ一所ニ出陣致レヨ、軍功アラバ君ヘ申上、然ルベク取計ヒ申サンナド、常ニ語ラレケル、或時ハ武邊ノ浪士ヲ集メ、饗應シケル事毎度アリ、其時ハ飯ハ玄米飯、魚鳥ハ自身獵セシ物、野菜ハ自園ノ品、料理方ハスベテ粗ニシテ奢レル事ナク、只澤山ナルヲ要トシ、廿人ノ人數ニハ四十人前ノ手當シ、我モ浪士モ家人モ、一席ニテ飲食ス、其外四時折々ノ宴ニモ、衆ト共ニ樂ミ、士卒ヲ撫育スル事ヲ樂ム、大坂御陣ノ節モ、重正騎馬百騎ヲ從ヘリ、其後島原ニ移リテ、益士卒ヲ撫育シ、有名ノ浪士ヲ扶助セシカバ、今ノ四萬石ハ大方家士或ハ客分ノ浪士ニ、配分セシト也、

〔明良洪範三〕土井大炊頭利勝居間ノ内ニテ、唐糸ノ切ヲ拾ヒ給ヒテ、次ニ誰カ有ルト呼レシカバ、大野仁兵衞ト云フ近習ノ者罷出候ヘバ、是ヲ其方ニ預ケ置也、大事ニ致シ候ヘト申付ラレシ時、彼ノ者畏リ候迚、其糸ノキレヲ受取罷立候ヲ、次ニ居ル若者共、アノ糸屑何ノ用ニ立ベキト思シ召哉、其樣ニ大切ニ致シ置ベキト仰ラルヽハ、大名ニ似合ザル事ト笑ヒケルト也、其後三四年ヲ過テ、大炊頭殿大野ヲ呼給ヒ、先年其方ニ預ケ置候糸ノ切屑ハト、尋ネ給ヒシニ、仁兵衞承リ、夫ハ

爰ニ仕舞置候トテ、巾著ヨリ取出シ差上候ヘバ、利勝是ヲ取給ヒテ、脇差ノ下緒ノ先ノホドケシヲクヽリ給ヒ、家老寺田與左衞門ヲ呼デ、是ヲ見候、三年以前ニ唐糸ノ切ヲ拾ヒテ、仁兵衞ニ預ケ置シニ、夫ヲ大切ニ致シ置、只今尋候ヘバ、巾著ノ中ヨリ取出シ候、預ケシ時外ノ者共ハ、我ヲシワキ者ト云フ、アノ糸何ノ用ニ立ベキゾト笑ヒシ者多キ中ニ、主ノ詞ヲ斯ノ如クニ、大切ニ相守リシ事、奇特千萬也候故、知行三百石取ラスベキ也、其段申渡スベク候、此糸切ヲ我大切ニ思ヒ候ワケヲ、皆々ヘ語リ聞スベシ、此糸ハ元來唐土ノ土民ノ手ニテ、桑ヲトリ蠶ヲ飼ヒテ糸ニ成シテ、唐土ノ商人ノ手ニ渡リ、遙カノ海路ヲ經テ、日本ノ地ニ渡リテ、長崎ノ商人ノ手ニ入、夫ヨリ京大坂ノ町人買取、江戸迄下リシ物ナレバ、イカ計カト存候ゾ、左樣ノ苦勞ニテ出來候物ヲ、少シキナレバトテ、塵ニナシ棄ル事、誠ニ天ノ咎メモ恐敷也、今下ゲ緒ノ先ヲクヽリ候ヘバ費無ト笑ヒシガ、我一尺ニ足ヌ唐糸ヲ、三百石ノ知行ニテ、買取タルトゾ云レケル、

〔大猷院殿御實紀附錄〕二 公〇德川家光、中略、無用の浮費をば減省ありて、專ら儉素をもて、天下大小の事を御沙汰ありしなり、寛永十四年八月、本城御移徙の式行はれ、老臣はじめ饗賜ひしとき、構造の奉行等召出され、こたび新造の結構華麗に過たり、天下に儉を示す本意に非ず、華飾の所に速に毀ちすて、今より後はいよ／＼家室に華美を用ひまじきむね、面命せられければ、きく者みな戰慄せりとぞ、おなじ十五年九月、千代姬君尾藩へ御入輿の事仰出されし頃、名古屋へ阿部對馬守重次御使し、明年御入輿により、第宅華美に結構せらるゝよし聞し召れぬ、されども天下敎戒の爲にも、麗美を省かれ、いかにも手輕く構營あるべしと仰下され、また十六年四月、白木書院に出まし、三家はじめ万石以上の輩を、こと／＼く御前に召て、世の中のさま、年を追て奢侈の風にうつりゆくよし聞ゆれば、しば／＼制禁を令せらるれども、なほ華美の事おほし、今より後各國において、彌儉約を守り沙汰すべしと、面諭あり、此外にも番頭、物頭、目付等をめし出て、儉令を懇諭

せられし事度々なり、あるは番士の居宅壯麗により、其家を破却せしめ、あるは同心の衣裝華美なりとて、追放せられしたぐひ、さま〳〵ありて、何事も昇平漸久しきをもて、世風の奢侈に流れんことを、かねておぼしとりて、いたく御戒諭まし〳〵たるなるべし、

〔武野燭談十九〕板倉重矩出身附額之事

板倉内膳正重矩ハ、寛永十五年、父重昌家督之後ハ、御詰衆並ニ伺候シケルニ、其後本庄ニテ屋敷ヲ拜領シ住居ケルニ、咬菜軒ト云三字ヲ人ニ書セテ、席上ニ掛置、前栽ヲ樂ミトシ、手作ノ野菜ヲ大厦高堂ヘモ捧テ、伺二安否一外ニ求ル念慮ヲ止テ、萬治年中ヲ送ラレケルニ、其年ノ暮、大坂城京橋口ノ御城番ヲ承テ向二彼地一ケルガ、此時モ彼咬菜軒ノ額ヲ持セテ掛置タリ、其後、〇中略被レ召二江戸一本役ニ仕フマツリテ、龍ノ口ニ御屋敷ヲ給リ、侍從ニ任ゼラレテモ、彼咬菜軒ヲバ方々ヘ持セテ、牌扁トシケル故、彼額ヲ書タル野間三竹法眼、或時此三字ヲ用ヒラルヽ、心ヲ尋ケレバ、内膳正被レ申ケルハ、人ハ身ヲ立、名ヲ顯ス程、本ノ賤シキ事ヲ嫌ヒテ忘ルヽ事ゾカシ、我不器量ヲ以テ、奉書連判ノ列ニ事フルハ、冥加ニ叶ヒタル事也、人ハ奢ニ移リ安シ、我思レ之故ニ、昔本庄ニテ幽栖ノ卑亭、片時モ不レ可レ忘也、今高恩大祿ヲ戴ク事、我一分ニ不相應故、殊ニ恐レ思フ故也ト挨拶アリケル、

〔嚴有院殿御實紀附錄下〕慶長元和よりこのかた、昇平すでに五十年に及ぶといへども、いまだ儉約の事令し下さるゝ事もなかりしが、この頃はや世上も何となく奢侈の風に赴くをもて、當代〇德川家綱御承統のはじめ、老臣等相議して儉約の事を仰下されける、これ當家にて儉約の事沙汰せられし始とす、殊更明暦大災の後には、其事おごそかに命せられ、三年の間參覲の獻物も菲薄にし、佳節の外は、すべて贈送の品をもとゞめられ、また御前に於て諸大名幷に諸有司を、近くめさせられ、大名には其身儉素を守り、國民を撫恤して、封内艱困せしむまじき旨御曉諭あり、有司には屋舍を輕くいとなみ、衣服も古きを著し、厨膳の菜數を減じ、專ら儉素をもて隊下の者を率、

ゐ勵すべきよし仰下され、勘定納戸の頭には、萬事浮費を省き、國用をして空乏に至らしむべからざるむね命せられ、目付の徒には儉素の事をば〳〵令し下さるゝといへども、もし遵行せざるものあらば、糺彈して聞えあぐべしとなり、かくとり〳〵に面命ありし上にも、猶御心を用ひられ、諸事質素に掟させ玉ひしかば、非常の大災ありし後も、帑藏充實して財貨の耗竭する事なく、統御三十の間、上下殷富して、萬民みな德化の内に鼓舞しけるとぞ、

〔明良洪範續篇四〕或時大火有シ後ニ、増上寺ノ龍鐘モ其餘煙ニカヽリテ、響キアシク成タル故、鑄直シ申スベキノ所、此節御儉約ノ時節ナレバ、彼是ト奉行中ヨリ存寄ヲ申立ラレシニ、但馬守〈土屋〉〇數直聞テ、儉約ハ天下ノ法令ナレドモ、鐘ナドハ末代ニ殘ル者ナレバ改メラルベシ、無益ノ事ニハ毛末モ厭フベキ也、但シ後代ノ戒メニモ、九ノ乳ハナクテモ有ナン、唯其形ヲ替テ九ノ乳ヲバ彫ラセヨ、響ハ九ノ乳ニハ因ベカラズト下知有シ、

〔雨窻閑話〕本多流髮并家風の事

一世上に本多風と云ふ髮の結ひかたあり、是は昔、本多中務大輔忠勝侯、家中の風儀を定め給ふとぞ、諸士より下々足輕并中間迄も、髮を前七分、後へ三分と厚さを定めて、紙をこよりに捻り、七つゞゝ巻きて髻を結ぶなり、是を本多風といたすぞ、いま異樣の髮をして、本多風と云ふは、大にあやまれり、今に忠勝侯の子孫は、是を慕ひ學ぶ中にも、本多彈正少弼殿家には、めんみつに是を守り、棒刀巻下緒とて、三尺許の長刀、少しもそりなきを、くり形の上下へ下緒をきり〳〵と巻き留めて、是を帶し給ふ、著類は本多柹白裏也、（本多柹、差洗柹、郡山染とも云ふ、中頃本多大内記郡山に住居の時、多く世上へ染め出だす故、郡山染ともいふ、）勿論裏表とも木綿にして、其仕立樣は、節出し行短といひて、丈を短くして、足の踝の出づる樣にし、ゆきも短く、立ち振舞仕能きやうにとの仕立也、腰物拵は、塗鮫、茶糸、無地、鍔、赤銅、目貫緣、同じく石目頭は、角の一文字巻懸鞘は、柚はだたゝき、甲斐の口黒下げ緒也、平日質素第一にして、武役

軍用を重んじ、美食を好ます、學問を勤むといへども、詩文章を禁す、朝はとくよりおき、弓馬槍太刀に身をこらし、體をきたへ、寒暑に肌をさらすを以て業とし給ふなり、假初にも柔弱なる事を嫌ひ、潔白を表とす、御子息がた御元服までは、革柄大小、鞘は銅の胴かねを入れて、そこねぬやうにしてさゝせ給ふ、或時近習の者、鼠色の足袋をはきて、彈正殿前に出でたり、彈正殿御覽ありて、其足袋を御所望ありしに、彼者憚り多しとて辭退す、苦しからずとて、無理に乞ひ給ひ、扨其後屋鋪にて召し給ふ所の足袋は、鼠色になりしとぞ、是何が故なれば、御儉約の思召より出でたり、是まではき給ふ白足袋は、よごれめ見えて、五日ともめし給ふ事能はす、此所を考辨し給ひて、近習の者の足袋を所望ありて、鼠色足袋にし給ひしかば、是より近習の者はいふに及ばす、家中一統鼠色になりて、總體にて大ひなる儉約となれりとぞ、儉約の申付なくして、自然と一通に、儉約をなす事、尋常ならずとぞ、

〔吉備烈公遺事〕公〇池田光政常ニ小倉織ノ袴ヲ召サセ給ヒ、コレヲヌガセ給フ時モ、タヽム事モナク、柱ノ竹釘ニ、コヨリ引張タルニ、侍臣ニ命ジテ掛サセ給フ、紫ノ、袷ノ數年ニナリケルヲ、山川十郎左衞門カヘント申セシニ、予客ニ非ズ、猶カヘズトモ有ナント仰有リテ、又年經テ垢付ケレバ、山川重テ何トモ申サデ換タリケル、衣服器物類、大形此類也ケルトカヤ、亦恒ニ用サセ給フ印籠、黑塗ニテ象牙ノクハラノ帶ハセ、印籠ノ中ニ、銀ノ小匕ヲ入サセ給フ、今モ猶閑谷ノ庫ニ殘レルヲ見シ人ノ語リキ、〇中略蚊帳ノ釣手ハ、タハンゼヨリニ、筆ノ軸ヲ斷テ、結ツケサセ給ヘリ、東照宮ノ閟宮ヲ造營セラルヽニ至テハ、萬金ヲ惜セ給ハズ、亦國中隄防ノ經營、殊ニ力ヲ盡シ給ヘリ、是熊澤大夫ガ敎ヲ受サセ給ヒテノ事ナリ、

〔明良洪範十五〕光義卿〇尾張藩主儉約ヲ專トシ、一汁二菜ノ外ハ召上ラズ、千代姬君或時仰セニ、御年寄ラセラレテハ、御養生猶以テ肝要ニ候、イカニ儉約ヲ遊バレ候トテ、餘リノ事ニ存ジ候、我等膳

ヲ配當申サントテ、三汁七菜ヲ送ラレケル、光義卿仰セニ、婦人ノ知ラル丶事ニ非ズ、吾一汁二菜ノ國中家士及ビ農商迄ヘノ手本也、又養生ノ義ハ、一汁二菜ノ中ニ專ラ其心ヲ盡シケルニヨリ、申サル丶迄ニモ及バズ候、併ナガラ送ラレシ膳ヲ、只返サンモ無禮ナレバ、家士共ニ給サスベシ、返辭ハ對面ニ申ベシトテ、使ヲ歸サレケル、其後御對面ニテ仰ラレケルハ、人妻トナリテハ、其夫ニ養ハル丶物ナルニ、其妻ノ膳ヲ送ラル丶トテ、喰ハル丶ベキヤ、時ニ臨テ饗應ナドハ格別、向後右樣ナル事無用也ト仰セラレケル、

〔近世叢語一德行〕綾部道弘、自處節儉不ㇾ喜二華飾一、嘗有下人遺二彩服於其子上、遂不ㇾ許ㇾ服曰、先君貧素卽ㇾ世、吾亦辛勤多年、幸享二俸資一、援二養兒女一、是君之惠也、夫人情難二於儉一、而易二於奢一、予非ㇾ不ㇾ愛ㇾ兒也、不ㇾ欲ㇾ使ㇾ習ㇾ奢耳、

〔續近世畸人傳二〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、名は玄達、○中略博覽好古、儉素淳樸の人なること、人のよく知る處也、今其眞率なる二三條を擧ぐ、大きなる倉を二ッたて、一ッには漢の書、一ッには國書を藏られしほどのことなれども、火桶は深草のすやきを紙にてはり、用ゐられし、又男善吾名は典、字は子勅、號復眞、幼年より、絹のたぐひを著せず、袴も夏冬となく、麻にて有ければ、門人たち、あまり見苦しとて、よろしき袴を送りければ、先生是を見て、われ仁齋先生の講席に出し時、東涯いまだ幼して、先生の側にあられしが、白き木綿の布子、白き木綿の袴也、是をおもへば、善吾は染色衣たるは奢也とて、かのよき袴は著せ給はざりけるとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄二〕御受職○德川吉宗の後、唐破風造の四足門、および有來る御まし所をもこぼたれけり、これそのかみ、勘定奉行荻原近江守重秀うけたまはり、金玉をちりばめ、華美を盡して、造營せしかば、その費用七十万金に及びしとなり、又後園に沈香もてつくりし亭ありしをもこぼたれ、芝口に建られし郭門も、火にかゝりしのち、ふたゝび建られざりし、皆近世華奢の風を、宗

祖質素の俗にかへし玉はんとのみ、御こゝろもちひさせ玉ふなりしとぞ聞えし、○中略御みづからは、かの御まし所こぼたれし後、その側にいさゝかのこりたる廊をまつらひ、そこにおはします事、十二年の久しきにいたれり、此廊は東西にむかひたれば、炎暑のころ、朝夕の日さし入て、暑さ堪がたく、侍臣等さへ、いとくるしとおぼえたるに、少しもいとはせ玉ふみけしきなく、すませ玉ひぬ、のち天下もやゝ豊かに、四民、もうるほひしに及び、享保十二年二月にいたり、はじめて御まし所の新營を仰出され、金銀のかざりをとゞめ、もつはら質素につくられしとぞ、誠に天下の樂に後れて樂むとは、かゝるたぐひをや申し奉るべきと、其ころものもれる人は感じ侍りき、○中略

大統うけつがせ玉ひしころは、元祿寶永の間奢侈至極し、天災打つゞき、大喪しばしばかさなりし上に、御受職の大禮をはじめ、外國の聘事、其外かぎりもなき費用ありしのちなれば、府庫虚しきが上に、天英院殿、月光院殿をはじめ、別館におはします方々、多く吹上及び濱のみたちなど引わかれ住せ玉へば、そのかたがたの厨料もまた少からず、よりて商工等に賜ふべき價までも、とゞこほりしに、連年水旱しきりに至りしかば、國財ほとんどつきなむとす、されど彼中葬におはする先代の方々には、ゆたかにおくりあたへられて、さらに省減を加へたまはず、享保六年にいたり、賦税定免のごとく收らず、城壘半ば破れ、堤防多く崩れて、萬民飢にせまりしかば、かれを修め是を救ひ玉ふにも、多くの財を費せり、はた府庫の金銀を點撿せらるゝに、台徳院殿○秀忠の御時につくられし寶貨(金四十四貫七百目、銀四十六貫目をもてつくりし行馬にして、儒臣林道春信勝が、行軍守城用、勿作尋常費と銘せしものなり)も、前代に用ひ盡して見えず、よりて京大坂城中のたくはへをもたづねらるゝに、悉く空虚なりと聞えしかば、これより彌御身づから節儉をむねとせられ、あまねく省減の令を施し玉へども、同じ七年に至り、御家人に賜ふべき俸祿さへ足らず、盛慮をなやまし玉へる御ありさまは、御側に侍る人々も、

むねいたく思ひ奉るほどの御事なりしとかや、

〔浪花の風〕當地にて名高き富商鴻池善右衞門が家の掟は、貝原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左樣なること決て無之よしを答ふといふ、されど世上にて貝原が定るといふ說、一般に唱ふることにて、按るに何か子細ありて、此事を善右衞門方にては深く秘することにやと思はる、何にいたせ、其家の掟は規則能整ひて、代々是を守るといふ、其一つを云ば、店に居る若きものも數十人なれども、其著服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故、他の店の者と混れることなく、且此ものども、時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて酒のみ戲れ遊び、淨瑠璃又は亂舞抔の學びをなして、興ずることあり、是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて大酒宴の有樣なれども、其席を伺ひ見れば肴といふものもなく、先は菜漬の香の物か、左なくば鹽鰯抔を少々許り肴となして、酒のみ樂む體、實に二百年も以前は、かくやありけんと思はるゝことにて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ、又都て當地の豪家のもの所持の別莊、抱地抔の家作、いづれも良材を用ひ、精工を撰み、尤美を盡して結構に營めり、然るに善右衞門が別莊は、手廣なれども、規則に外れしことなく、去る天保十四卯年に、御改革の命ありし頃、外豪家の別莊の家作は、長押造付書院を初、種々身分不相應の造作故、俄に大工を雇ひ晝夜を爭ひ、摸樣替にて大に混雜せしことありしに、善右衞門が別莊のみは、規則に外れしことなき故に、更に手入抔といふことなく、其儘にて濟しといふこと、萬事此一二事に付て、其餘の家法正しき事推て知るべきなり、

〔紹述先生文集十三墓碑銘〕持軒先生五井君墓碑銘

先生諱守任字加助、藤姓、五井氏、○中略生于攝州大坂、○中略本多能州侯、時鎭和州郡山、聞其名行、聘致之、觀其風貌古朴、歎曰、難波之士、風尙奢侈、處之四十年、不改其初、豈常人乎、○中略先生○中略簡牘往來、

常揀二敗紙一、用二其空白一、以二暴殄天物一爲レ戒、

〔近世畸人傳 二〕三宅尙齋并妻女

尙齋の內人、その德尙齋にも勝れりとかや、尙齋禁錮せらるゝ時、母堂と子二人を婦人に託して、金貳拾片を與へ、母堂の奉養懇につとむべきよしを命ず、後三年を經て放たれし時、相まみえて擧家安全を喜ぶとき、婦人彼金を出して尙齋に返す、尙齋大に怒て、こは何事ぞ、如此ならば母君は窮し給ひしこと、如何ばかりならん、汝不孝の罪いふべからずと罵るに、婦人徐に答て、母君の奉養は心の及ぶ限盡し侍ぬ、唯我身は人のために雇となりてせざる所なく、其價をもて仕へ奉りし也、此金はかく禁を許されたまはん時の用に、返し申さんとたくはへぬ、とらはれとなり給ひては、さこそ苦しうおはしまさんに、妻子の身として安くあらんものかはと思ひて、吾等三人は冬綿の衣を身につけず、夏蚊帳を室にたれず、かゝれば母御の御爲に、ともしきことなかりしと語りしかば、尙齋も大に感じて其勞を謝したりとぞ、

〔窻の須佐美 二〕長岡の君牧野民部少輔忠周、後土佐守忠軌年若かりしに瘡疾のありしかば、牧野備後守貞通の長男忠敬を養子として、家を繼しめられける、駿河守に任ず、長岡饒有の地にて富饒なりしが、中ごろ飛驒守忠成駿河守忠辰打つゞき驕奢なりしより衰しに、前年大火に城燒て、武具ことごとく燒失、水損もありて困窮に至り、上下難儀に及べり、駿河守忠敬年十七、これを深くうれひ儉約をはじめ、家老の中、私欲あるものを罪し、諸役人を吟味し、さて諸用を節約にして、自身木綿服を著用し、豆腐半挺を用ひて菜とし、萬事これに準じて、日夜心を盡されければ、五年にして國も漸濕ひ、家中の祿をも滯なく渡し、民の窮するをも救はれければ、諸人感心し、士民の親みなづく事たぐひなし、

〔雲萍雜志 一〕洛に須藤健十郎といふ人あり、○中略常に儉約を守ることを、專人に敎訓して、みづか

らは木にて鯛の形を彫ませ、常に膳部のかたはらに置て、一肉の美味須臾の舌頭にあり、大丈夫何ぞ飲食に心をもちふることをせんやといへり、

〔雲萍雜志二〕予○柳澤淇園が交はりし人の子に、兄弟常に爭ふものあり、兄は砂糖を渡世とし、衣食にをごりて懈りつれば、家貧しくしてまうけなく、弟は鹽をあきなひて、麁食麁服し怠らざれば、家富さかへて不足なし、その兄常に弟が富めるをたのみて財を借りて、その世業を送るといへども、儉を守るの勤めなければ、いよ〳〵貧しくなりゆきて、多くの財を弟に乞へども、肯んぜざりければ、あるをりからに、その兄の予が草庵に入來り、歎息して云ひけるやうは、親類多く富りといへども、兄の貧しきを賑けざるは、あかの他人に劣れるなるべし、かゝれば今より商人をやめて、武士ともならんことをおもふといふに、予は聞よりもあはれにおもひ、○中略予に傳る秘し藝あり、いはゆる能の狂言とひとし、敎に隨ふ心あれば、身を立家を起すべし、若又稽古に違へる時は、身を亡すこと遠きにあらず、よき慰の戲なれば、師弟の約をかたく契りて、この戲を習ふべきやと、詞を正して云ひければ、親屬どもの賑もありて、身をも立て家をもおこさば、否めることかはとて、やがて師弟の約をなしけり、さて衣裳手もとにあらざれば、明けて來るを待たれば、約に違へず來りけるに、さあらば指南すべきなりとて、彼の温袍を取りいで、著たる小袖を脱かへさせ、布衣の裝に取りつくろひ、著束のその身に馴れぬる迄は、その裝にて居るべきなり、衣體整ふをりからには、授くべきものあるなりとて、今まで著せし小袖をとりあげおき、月をわたり日をつみて、衣類のいまだ身に馴ずとて、授くる物もあたへざりしが、漸ひとゝせも過るうち、弟兄の麁服をよろこび、かくてぞ家をも保べしと、儉を守れるやうすを賞美し、予が草庵に來て告れば、予も又兄の心をかたりて、兄にも弟がよろこびをつげ、身を麁略の間におきて、しばらく驕飾を屏する時は、求めずしても財は至れり、つとめよやといへるにいくほどなく、弟、兄をあはれむ

からに感じて多くの財を贈れば、ますく\かたく儉を守りて、身も立家をも起し、その富めること弟にも劣らざりけり、

〔白河樂翁公傳〕十月(〇天明三年)十六日、御家督を繼せ給ひ、先公は木工頭と改め、公(〇松平定信)は越中守に成り給ふ、扨此年の事は、天下久しく飢饉の災なかりし後なれば、人々油斷して雨いかに降るとも、今日晴たらば實るべし、明日晴たれば豐ならんと、七月の末まで雲をながめく\送りし内に、米價貴くなり、一旦の利を貪り、蓄へたる米も賣代なし空乏になり、御家中一統人別扶持にも爲たる節にて、人々みな公の襲位は迷惑の時節に奉存、御用人辻勘助申上るは、君には惡しき時の御家督にて、御心痛成せらるゝ事よと申上しに、公はいや然らず、斯る時こそ人心一新する者故、不幸の幸也とのたまひ、御家督の日に御家老を召、凶年は珍らしからぬ事にて、今迄無りしは幸とも云べし、驚くべきにあらず、凶年には凶の備なすこそよけれ、いで此時に乘じて、儉約質素の道を敎て、磐石の固めとなすべしと仰付らる、翌日邸中の御家來のこらず召出され、質素儉約は御身を手本と成し奉るべし、若御身此言に違ひ給はゞ、人々も皆背くべしと仰出さる、此節より御膳部も痛く減じ、朝夕一汁一菜、晝は一汁二菜と定め、御衣服も是迄習ひ給はぬ木綿を著、御夜具までも鬱金染の木綿裏を付、御駕籠蒲團も紬等に製せよと命じ玉ひしに、是迄用ひ玉ひし天鵞絨、いまだ新しければ、是を退けて別に作なんは、却て不益なるべしと、有司の申せしに、公の仰には物の改むべき時は、左にてはなきものぞ、新に製せよと命じ給ひ、御身を以て下の先となり率ひ給ふ、

〔銀臺遺事〕人天明五年、御所勞(〇細川重賢)いたく重らせ給ひて御おきふしも、左右よりたすけ參らする頃、御寢所の疊のやれて、御足にさわらん事の、うれたければとりかへまほしと、近習のものども、いひあひせけれども、左申さんには、よもゆるし給はじとて、用處にましませしほどに、こと所

の疊と取かへてしきたりしを、御かへりさまに、目とく見とがめ給ひ、誰かはかゝるよしなきはからひをせしとて、以の外御氣色損じ、折ふし堀尾一甫老人、あたりにさぶらはれければ、むかはせ給ひて、いかに一甫これ見られよ、疊のやれたりとて何かくるしかるべき、われ常に費を去りぞくるを、近習の者ども心得ずして、我にも知らせず、やゝもすれば、かゝるふるまひを仕ることの口をしさよ、さいへばあまりに吝嗇なるやうにもあらるべけれども、われ一生のほど、かばかり心をつくしたればこそ、此頃の凶年にも、領分の民どもに餓死をばさせざりしが、いまは病みにほれて、心もとゞかず、たゞいはでこそやみなめとて、いぶからせたまひし、かくのたまひしは、九月末の事なり、つゐに次の十月に、かくれましましき、

〔翁草五十六〕何卿とやらん質素の人にて、小祿貧窮を申立て、綿服の願有、御ゆるしを蒙て、四季に用ひらるゝ、木綿島の單上下を拵、素ゟ衣服悉く綿服にして、御番參內にも、裝束は當番の非藏人に預け置、途中は件の上下を著し、無僕にて往來せらる、常に自炊にて、奥方もたすきがけにて、はしりもとを働き、息女に乳母有て、外に男女の召仕なし、斯く身を約せらるゝ故に、小家領ながら、賄料潤澤に勝手向あしからず、諸拂等聊滯なく、立入者も滿足する樣にあしらはる、故に、此前東武御使を被蒙し節も、早速用意整ひ、供廻りも餘の公卿達ゟ、結句美々敷出來て、日頃のさまとは格別の違ひ也、儉約の仕形は、少し品を超れども、花奢の過たるよりは、遙に増るべし、寬延寶曆頃

〔翹楚篇〕一世子〇上杉治憲にてましませし時、國民困窮を聞召歎かせ給ひ、やがて世を繼給ひし時も、やはり此儀ならば、貧民の一助にも成なんかとの給はせしが、世をつぎ給ひしにも、果して其御言葉のごとく、御部屋御仕切料のまゝ、纔に貳百九兩壹分何程にて、御手元の御服食は、足らせ給ひし也、

〔雨窻閑話〕名君節儉幷喜多見某が事、

一ある名君、始めて入國まし〳〵ける時、國に在りける役人夫々に命じ、壁をぬり直し、疊をかへ、腰張等きらびやかにいたし、泉水、築山迄の花麗を盡しけり、其日に至りしかば、太守機嫌よく入城まし〳〵けるに、木綿布子に同じ木綿鼠に染めたる紋付の單羽織、馬のりあけたるを召し給ひ、馬に打ち乘りて城に入らせ給ふ、町在のもの、今日ぞ殿樣入部也とて、見物山の如くなりしが、右の體を拜見して肝をけしたりとぞ、太守入部の後、幾程もなくして庭を潰し築山を穿ちて水をたゝへ、是へ稻草を植ゑて田とし、自身世話有りて、百姓を呼びて、農のいとなみをさせられ、民の艱難をしり、其年の豐作凶作を量り給へり、又居間の腰張をへがし、松葉紙にて自身張り給へり、是まで前栽に植ゑられし樹木名草までも、望心のものあらば遣はすべしとて、悉く人に賜ひける、疊も琉球表の目の荒きに緣をもとらで用ひられし也、扨入部四五日めに、所の木綿屋にて木綿二反調せられ、小納戸の者を召して、此木綿單衣に仕立度まゝ、定紋を付けて水淺黃に染めさすべし、我思ふ子細ある間、隨分當時はやりなる町と在との紺屋へ、一反づゝ遣はすべしと仰有りければ、奉畏て其通にしたり、時にはやる所の紺屋なれば、人多く入り込みて、右の染物を見て、諸人大に仰天し、殿にはか樣なる麁末の品を召され候にや、是を見ては我々が著服大に奢の至り也、嗚呼々々勿體なし〳〵とて、皆是を語り合ひ、吹聽して自然に町在迄も、奢を停止しけるとぞ、

〔藝備孝義傳一廣島〕播磨屋町淨閑

淨閑はもと石州津茂山より出て、はじめ山縣の寺原村に移り、また廣島にきたりて、人にもつかはれぬるが、やうやく身を起し、市店もあまたかひ得て、世並屋市郎左衛門といへり、渠富るに隨ひて、家のおきてを正し、物あきなふにもむさぼらずして、人と利をともにし、又世の奢風にうつらず、その身齡八十になりて、子のすゝむるにより、始て紬といふものを著たり、その家婚禮の式

なども、豆腐のあつものに打あはび取そへ、先祖位牌の前にて盃をめぐらせり、家もやゝ分ひろめて、親類もおほくなれど、皆そのおきてを守て、一族風を成しけるとなん、

〔藝備孝義傳三編廣島四〕國泰寺下男菊松

菊松は父を藤四郎といひて、安藝郡矢野村の民なり、菊松十六歳にして、はじめて國泰寺に仕ふ、當時は國の大地なれば、遍參の僧多く來集りて、日々の費用おびたゞしけれど、幹事のものも僧徒なれば、さまで意とするものもなかりしに、菊松この寺に仕へて後は、米薪の出納より味噌醬油のつくりかた、菜圃のことまでも、おのが身に荷ひ、さま〴〵と意をくばり、節儉をむねとしてはからひけること、三十餘年の久しきにおよびぬれど、廉潔にしていさゝか私なかりければ、寺中のもの皆その實意に感服し、無用の費の減ずるのみか、寺法のしまりともなりけるとぞ、また郷里なる父がうりはらひし家田地をも、己がはたらきをもて、本のごとく買もどし、老父をして心やすく暮させける、

〔千歳のもとい〕儉と吝とは間違ひやすき也、儉は美德、吝は惡德なり、儉とは物を小じめにするを云、心も小じめにせざれば放に成行、身の調度も小じめならざれば奢に流る、書經に位は期せざれども驕ると云は、誰も其始位高くなりなば、たかぶらむと思ふ人もなけれ共、位高くなりて、此心小じめならざれば、いつしか驕慢に成行、富は期せざれ共侈とは、是も始富たらば侈らむとはおもはね共、富にまかせて飮食衣服より、すべて身の調度小じめならざれば、いつかは奢侈に流行を戒し詞也、小じめと云は、物に節度を立てたる事をしり、無用の費をはぶくを云、もし其惠むべく施すべきにのぞみては、一毫も惜むことなく、ほどこしめぐむべきこと也、其施し惠むが爲に、かねて無用を省て、有用を足らする也、

○

〔新撰字鏡女〕嫪カ刀反、去、婟也、妬也、也不佐志、

〔類聚名義抄口二〕嗇客俗慳字 〔同心六〕悋カ刃切、鄙也、俗作㥶、 慳悋カ進反、チシム、ムサホル、ヤフサカシ、和リム 惜俗

〔伊呂波字類抄也辭字〕吝ヤフサシ、慳歟 恡 褊已上同

〔書言字考節用集九言辭〕恡ヤブサカ恨惜也、方言、貪而不施謂之恡、 吝同慳、惜、並同、

〔倭訓栞前編三十四〕やぶさか 吝又恡をよめり、破離の義成べし、吝嗇なれば事破れ人離るべし、

〔老人雜話上〕太閤、〇豐臣秀吉心も僻も行跡も、少も吝さかなることなき生質也、〇下略

〔書言字考節用集九言辭〕嗇短シハシ家語、孔子曰、子夏爲人也、嗇短於財、王肅云、短嗇也、嗇甚也、 鄙吝同、漢書黃憲傳 悋同、心悋

〔倭訓栞前編十一〕しわし 鄙吝をいふ、皺より出たるにや、しわつこいとも、しわつけなしともいふなり、

〔足薪翁記一〕とりんばう

しわん坊 崑山集慶安四年貞德撰 花守の見せぬはしわんぼたん哉 一宣〇中略

花千句延寶三年 寺を出ても猶しわん坊 季吟

たとひおく彼名物の柿のさね 湖春柳云、しわん坊の柿のたれ、今も童のいふ事なり、

元祿二年大三物 しわん坊隣の豆に聲すなり 露重

〔伊呂波字類抄利疊字〕悋惜リンセキ

〔運歩色葉集利〕悋氣リンキ 悋惜シヤク

〔書言字考節用集八言辭〕悋惜リンジヤク 悋氣リンキ

〔下學集下疊字〕鄙嗇ヒシヨクイヤシクヲシム

〔梅園叢書〕吝嗇儉約の辨

吝嗇はしわきなり、儉約は始末なり、おなじ事の如く心得たらんは僻事なり、その跡似たりとい

へども、その用所大に同じからず、〇中略しわきは財ををしむ、始末は財を節にす、節はふしといふ字にして、竹に節ある如く、よき程々にて止まる事あり、しわきは多く財を貯へんとなり、

〔老人雜話下〕信長は天性吝嗇の人也、相撲取の三番打したるに、燒栗一つ褒美に與ふる樣の人也、後に大名共を多く斃し、家を亡すは、我子共又は近習の出頭人に知行與へん爲なり、

〔窻の須佐美追加上〕洞家の僧隱遁して芝邊に住けり、年老て疾に伏しかば、昵なる士常に來たりていたはりけり、やゝ重りければ、予が方に招き入て看病せんと云へども、きかざりけり、一同に云やう、小き餠を二百ほしきと云ければ、その如くして與へけるに、思ふ事有間、汝とく歸れとて、内より戸をさし固めけり、明朝往て戸を敲けれど、答ざりし故、をし放ちて入りて見れば、かの餠に金一ツゝもみ込、さて四十八ばかり喰しが、そこにて死したりと見へて倒居たり、此金を跡に殘さん事の口おしくて、悉餠にうめて腹中に入おかんと思ひけるにこそ、かゝる執心深き者も有ける事にこそ、

〔狂歌現在奇人譚三編下〕一秋亭落霞の傳

落霞がちかきほとりに、とめるあき人あり、此人つねにものをしみする癖ありて、いかばかりのことありとも、人にものなどおくることなし、をりにふれてものおくるときは、さゝやかなる紙に、いと〳〵つたなき畫など、みづからかきて、落霞にうたかゝせて、これをもて人におくりて、よろづのことのむくいにあてつ、あるとき落霞、友だちどものかたらひてありしに、かのをのこつねのごとく、みづからかきたる畫ひとひらもてきたりて、これに贊してたまはれとこふ、これをうち見るに、張良九里山に簫をふきて、かたきをはかりしところをぞかきたりける、日ごろものをしみする人のもてきたりしなれば、落霞心にはそまざれども、もとめらるゝにさりがたくて、

玄の竹にふえのねたてゝ武者によぶ木のはをちらす峯のこがらし、とよみかきてあたへけ

れば、いみじくうれしがりてもてかへりけり、其次の日、又ひとつの畫をもてきて、これにもうたかきて、たまへとてせたむる、うち見れば、九郎義經が一の谷にさかおとしするかたかきたるなり、落霞やがて筆とりて、

峯よりもさかおとしして、武者によぶ木の葉をちらすこがらしの風、とよみければ、かのをのこ心のうちよろこばぬさまにて、しりぞきけるが、とばかりありていりきたり、これに歌をよめとて、又ひとひらのゑをいだす、孔明たかどのに琴ひきて、仲達をまどはすところをかきたるなり、落霞かうがへもせで、

松がえに琴の音たてゝ、武者によぶ木の葉をちらす峯のこがらし、とかいつけたるときに、このをのこいろをかへていふやう、落霞ぬしはおなじき歌をみたびよみ給ふ、かうざまにては、おのれ人のもとにおくらんとするによろしからず、ねがはくはあらたによみて給はれとぞいひける、落霞わらひていふ、御身つねにものをしみし給ふ癖ありて、ひとひらの紙あればはなうちかみて、日にほして又もちひ、そをほしては又はなかみ、三たび四たびもちひて、ゑかしてのち、かはやにもてゆき給ふよしきゝおよびぬ、われも又それにおなじ、ひとつの歌をみたび四たびにももちふるなりとぞこたへける、かの人はかほうちあかめ、はらだゝしきさまにかへりしが、そのゝちはふつにきたらず、落霞はへつらふこゝろなくて、おもしろき人なりかし、

〔花月草紙 五〕ある客嗇なるもの、ことしはことにものつひやしぬとて、およびをりてかぞへたてぬ、まづ春より秋まで、かのいたづきによてのめる藥もかばかりなり、それにかゝる事もありしなど、かぞへつゝいふを、つく〴〵ときゝゐし人が、いとさりがたきがうへに、君が身につきたるものひとつあり、是をいかで費といはんといへば、なになるかとゝふ、藥のみ給はずば、かくけふなげき事もえいひ給はじ、かくいひ給ふは、藥のめぐみなれば、それにむくい給ふを費と心得給

ふかといひき、かのひとは、これを費とせちに思ひけんかし、

〔醒睡笑二 吝太郎〕すぐれてしはき者の、たま〳〵得たる客あり、何をがなとおもひても、在鄕の風情なれば、心計やなどゝいふ處へ、豆腐は〳〵と賣りに來れり、亭主豆腐を買はん、さりながら小豆の豆腐か、いやいつもの大豆ので候と、それならば買ふまい、めづらしふあるまいほどにと、

古事類苑

人部二十一

勇 膂力 怯懦 併入

勇ハ、イサムト云ヒ、又タケシト云フ、勇敢ニシテ物ニ憚セザルヲ謂フナリ、我國古來事ニ當テ勇ヲ奮ヒシモノ甚ダ尠カラズ、今ハ只其顯著ナル者數例ヲ錄スルノミ、

膂力ハ、又力持(チカラモチ)ト云フ、力ノ强キモノヽ謂ナリ、我國亦比種ノ人ニ乏シカラズ、或ハ數十人ノ力ヲ兼ヌルアリ、或ハ又女子ニシテ、其力能ク馬ヲ凌グモノモアリキ、

怯懦ハ、オヂナシト云ヒ、オソルト云ヒ、後ニ、臆ス、又ハ臆病トモ云フ、資性懦弱ニシテ、濫リニ恐怖スルヲ謂フナリ、

〔新撰字鏡 言〕詾 詤 訩 三形同、虛容反、勇也、訟也、詬也、伊佐牟、

〔類聚名義抄 八四〕勇 俗勇字歟、力部、イサム、タケシ、

〔段注說文解字 十三下力〕勈 气也、气雲气也、引申爲ニ人充レ體之气之稱一、力者筋也、勇者气也、气之所レ至、力亦至焉、心之所レ至、气乃至焉、故古文勇从レ心、左傳曰、共ニ用之一謂レ勇、从レ力甬聲、余隴切、九部、

〔倭訓栞 前編三伊〕いさむ 勇をよみ、新撰字鏡に詾もよめり、牟なふと義通へり、

〔神道玄妙論〕勇は、伊佐美と訓來れりいさみ、いさむ、いさまむと活用き、敢て事を行ふにいへり、また諫諍などの字を、いさめと訓も、いさみを活かしたる也、懈怠はこのうら也、

〔日本書紀 一神代〕生ニ素戔嗚尊一、一書云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、此神有ニ勇悍以安忍一、且常以ニ哭泣一爲レ行、故令ニ國內人民一多

以夭折、復使青山變枯、

〔古事記上〕爾速須佐之男命、詔其老夫、〇中略故隨告而、如此設備待之時、其八俣遠呂智信如言來、乃每船垂入己頭飮其酒、於是飮醉、留伏寢、爾速須佐之男命、拔其所御佩之十拳劒、切散其蛇者、肥河變血而流、

〔日本書紀七景行〕二十七年八月、熊襲亦反之、侵邊境不止、十月己酉、遣日本武尊令擊熊襲、時年十六、十二月到於熊襲國、因以伺其消息、及地形之嶮易、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥、悉集親族而欲宴、於是日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劒佩裀裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、擧坏令飮而戲弄、于時也更深人闌、川上梟帥且被酒、於是日本武尊抽裀中之劒、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊留劒待之、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇〇景行之子也、名日本童男也、川上梟帥亦啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人不勝我之威力、而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賊陋口、以奉尊號、若聽乎、曰聽之、卽啓曰、自今以後號皇子應稱日本武皇子、言訖、乃通胸而殺之、故至于今稱曰日本武尊、是其緣也、

〔日本書紀九神功〕九年〇仲哀四月、皇后〇神功、中略、以謂群臣曰、夫興師動衆、國之大事、安危成敗、必在於斯、〇中略吾婦女之、加以不肖、然蹔假男貌强起雄略、上蒙神祇之靈、下藉群臣之助、振兵甲而度嶮浪、整艫船以求財土、　九月、爰卜吉日而臨發有日、時皇后親執斧鉞、令三軍曰、金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整、貪財多欲、懷私內顧、必爲敵所虜、其敵少而勿輕、敵强而無屈、則奸暴勿聽、自服勿殺、遂戰勝者必有賞、背走者自有罪、

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、天皇〇雄略狡獵于葛城山、〇中略嗔豬直來、欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、

〔大鏡一宇多〕つぎのみかど亭子のみかど〇宇多と申き、〇中略王じゞうなどきこえて、殿上人にておは

しましける時、殿上のごいしのまへにて、なりひらの中將とすまひとらせけるほどに、ごいしに打かけられて、かうらんおれにけり、そのおれめ、いまに侍るなり、

〔古今著聞集十二偸盜〕後鳥羽院御時、交野八郎と云强盜の張本ありけり、今津に宿したるよしきこしめして、西面の輩をつかはして、からめ召れける、やがて御幸成て御船にめして、御覽せられけり、彼奴は究竟のものにて、からめて四方をまきせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず、御船より上皇みづからかいをとらせ給ひて、御をきてありけり、そのとき則からめられにけり、水無瀨殿へ參たりけるにめしすえて、いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦られたるぞと、御たづね有ければ、八郎申けるは、年來からめ手向ひ候事、其數を忘らず候、山にこもり水に入て、すべて人をちかづけず候、此度も西面の人々向ひて候つる程は、物の數共覺へず候つるが、御幸ならせおはしまし候て、御みづから御をきての候つる事、忝も可申上には候はね共、船のかいは、はしたなく重き物にて候を、扇杯をもたせ候樣に、御片手にとらせおはしまして、やす／＼とかく御をきて候つるを、少みまいらせ候つるより、運つきはて候て、力よは／＼と覺へ候て、いかにものがるべくも覺へ候はで、からめられ候へぬると申たりければ、御けしきあしくもなくて、をのれめしつかふべき事也とて、ゆるされて御中間になされにけり、

〔日本書紀十一仁德〕六十七年、是歲、於吉備中國川嶋河派、有大虬、令苦人、時路人觸其處而行、必被其毒、以多死亡、於是笠臣祖縣守、爲人勇悍而强力、臨派淵、以三全瓠投水曰、汝屢吐毒令苦路人、余殺汝虬、汝沈是瓠、則余避之、不能沈者、仍斬汝身、時水虬化鹿以引入瓠、瓠不沈、卽擧劒入水斬虬、更求虬之黨類、乃諸虬族滿淵底之岫穴、悉斬之、河水變血、故號其水、曰縣守淵也、

〔日本書紀十九欽明〕六年十一月、膳臣巴提便還自百濟言、臣被遣使、妻子相逐去、行至百濟濱、濱、海濱也、日晚停宿、小兒忽亡、不知所之、其夜大雪、天曉始求、有虎連跡、臣乃帶刀擐甲、尋至巖岫、拔刀曰、敬受絲綸、劬勞

陸海、櫛風沐雨、藉草班荊者、爲愛其子令紹父業也、惟汝威神愛子一也、今夜兒亡追蹤覓至、不畏亡命、欲報故來、既而其虎進前、開口欲噬、巴提使忽申左手、執虎舌、右手刺殺、剝取皮還、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年七月、同時所虜調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服、新羅鬪將拔刀欲斬、逼而脫褌、追令以尻臀向日本、大號叫〈叫、咷也、〉曰、日本將嚙我臗脽、卽號叫曰、新羅王啗我臗脽、雖被苦逼、尙如前叫、由是見殺、其子舅子亦抱其父而死、伊企儺辭旨難奪皆如此、由此特爲諸將帥所痛惜、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年〈○用明〉七月、物部守屋大連資人捕鳥部萬〈萬、名也、〉將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅、而遂匿山、朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅族、可不怠歟、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劍、獨自出來、有司遣數百衞士圍萬、萬卽驚匿篁藂、以繩繫竹、引動令他惑己所入、衞士等被詐指搖竹、馳言萬在此、萬卽發箭一無不中、衞士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋向山走去、衞士等卽夾河追射、皆不能中、於是有一衞士、疾馳先萬而伏河側、擬射中膝、萬卽拔箭張弓發箭、伏地而號曰、萬爲天皇楯、將效其勇、而不推問、飜致逼迫於此窮矣、可共語者來、願聞殺虜之際、衞士等競馳射萬、萬便拂捍飛矢、殺三十餘人、仍以持劒三截其弓、還屈其劒、投河水裏、別以刀子刺頸死焉、

〔日本書紀二十三舒明〕九年、是歲蝦夷叛以不朝、卽拜大仁上毛野君形名爲將軍令討、還爲蝦夷見敗、而走入壘、遂爲賊所圍、軍衆悉漏、城空之、將軍迷不知所知、時日暮、踰垣欲逃、爰方名君妻歎曰、慷哉、爲蝦夷將見殺、謂夫曰、汝祖等渡蒼海跨萬里、平水表政、以威武傳於後葉、今汝頓屈先祖之名、必爲後世見嗤、乃酌酒强之飮夫、而親佩夫之劍、張十弓、令女人數十人俾鳴弦、既而夫更起之、取伏仗而進之、蝦夷以爲軍衆猶多、而稍引退之、於是散卒更聚亦振旅焉、擊蝦夷大敗以悉虜、

〔日本書紀二十四皇極〕二年十一月丙子朔、蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連、掩山背大兄王等於斑鳩、〈○註略〉於是奴三成與數十舍人出而拒戰、土師娑婆連中箭而死、軍衆恐退、軍中之人、相謂之曰、一人當千謂三成歟、　四年六月甲辰、中大兄〈○天智〉密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日、必將使

卿讀唱其表、遂陳欲斬入鹿之謀、麻呂臣奉許焉、戊申、天皇御大極殿、古人大兄侍焉、中臣鎌子連、知蘇我入鹿臣、爲人多疑、晝夜持劍、而敎俳優、方便令解、入鹿臣笑而解劍、入侍于座、倉山田麻呂臣、進而讀唱三韓表文、於是中大兄戒衛門府、一時俱鏁十二通門、勿使往來、召聚衛門府於一所、將給祿、時中大兄卽自執長槍、隱於殿側、中臣鎌子連等、持弓矢而爲助衛、使海犬養連勝麻呂、授箱中兩劍於佐伯連子麻呂、與葛城稚犬養連網田曰、努力々々、急應須斬、○中略中大兄見子麻呂等、畏入鹿威便旋不進、曰咄嗟、卽共子麻呂等、出其不意、以劍傷割入鹿頭肩、入鹿驚起、子麻呂運手揮劍、傷其一脚、○下略

〔日本書紀二十八天武〕元年七月辛亥、男依等到瀨田、時大友皇子及群臣等共營於橋西、而大成陣、○中略其將智尊、率精兵以先鋒距之、仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有踏板度者、乃引板將隨、是以不得進襲、於是有勇敢士、曰大分君稚臣、則棄長矛、以重擐甲、拔刀急踏板度之、便斷著板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之不可禁、將軍智尊、拔刀斬退者、而不能止、因以斬智尊於橋邊、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年四月壬申、授川部酒麻呂外從五位下、酒麻呂肥前松浦郡人也、勝寶四年爲入唐使第四柁師、歸日海中順風盛扇、忽於船尾失火、其炎覆艫而飛、人皆惶遽不知爲計、時酒麻呂廻柁火乃傍出、手雖燒爛、把柁不動、因遂撲滅、以存人物、以功授十階、補當郡員外主帳、至是授五位、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年五月丙辰、大納言正三位兼右近衛大將兵部卿坂上大宿禰田村麻呂薨、正四位上養之孫、從三位苅田麻呂之子也、其先阿智使主、後漢靈帝之曾孫也、○中略譽田天皇之代、率部落內附、家世尙武、調鷹相馬、子孫傳業、相次不絕、田村麻呂、赤面黃鬚、勇力過人、有將帥之量、帝壯之、延曆廿三年、拜征夷大將軍、以功敍從三位、但往還之間、從者無限、人馬難給、累路多費、大同五年、轉大納言、兼右近衛大將、頻將邊兵、每出有功、

〔田邑麻呂傳記〕大將軍○坂上田村麻呂身長五尺八寸、胸厚一尺二寸、向以視之如偃、背以視之如俯、目寫蒼鷹之眸、鬢繫黃金之縷、重則二百一斤、輕則六十四斤、動靜合機、輕重任意、怒而廻眼、猛獸忽斃、咲而舒

眉、稚子早懐、丹款顯面、桃花不春而常紅、勁節持性、松色迸冬而獨翠、運策於帷帳之中、決勝於千里之外、武藝稱代、勇身踰人、邊塞閃武、華夏學文、張將軍之武略、當案轡於前驅、蕭相國之奇謀、宜執鞭於後乘、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年四月庚申、從四位下百濟王慶仲卒、慶仲者百濟氏中適用之人也、○中略諸大夫中以壯健稱、嘗自東國入都、路到渡頭爭船處、有傑黠人、率黨而來、驅逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一揚鞭打之、額皮剝垂而覆面、惑而仆伏、其黨亦退、諸人大悅、棹舟競渡、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣卷雄卒、○中略卷雄幼有勇力、不好讀書、便習弓馬、尤善馳射、○中略卷雄身體輕捷、甚有意氣、嘗戲騰躍、脚踏駕車牛頭、超越立於車後、及爲少將、白晝有狐、走東宮屋上、卷雄奔登、拔劍斬之、凡其驍勇過人、皆此之類也、

〔今昔物語二十七〕仁壽殿臺代御燈油取物來語第十

今昔、延喜ノ御代ニ、仁壽殿ノ臺代ノ御燈油ヲ夜半許ニ物來テ取テ、南殿樣ニ去ル事、毎夜ニ有ル比有ケリ、天皇此レヲ目ザマシキ事ニ思食シテ、何デ此レヲ見顯サムト被仰ケルニ、其時ニ□□辨源ノ公忠ト云ケル人、殿上人ニテ有ケルガ、奏シテ云ク、此ノ御燈油取ル物ヲバ捕フル事ハ否不仕ラジ、少ノ事ハ仕顯シテムト、天皇此レヲ聞食シテ喜バセ給ヒテ、必ズ見顯ハセト被仰ケレバ、夜ニ入テ三月ノ霖雨ノ比、明キ所ソラ尚シ暗シ、況ヤ南殿ノ迫ハ極ク暗キニ、公忠ノ辨中橋ヨリ密ニ抜足ニ登テ、南殿ノ北ノ脇ニ開タル脇戸ノ許ニ副立テ、音モ不爲ズシテ伺ケルニ、丑ノ時ニ成ヤヌラムト思フ程ニ、物ノ足音シテ來ル、此レナメリト思フニ御燈油ヲ取ル、重キ物ノ足音ニテバ有レドモ體ハ不見エズ、只御燈油ノ限リ南殿ノ戸樣ニ浮テ登ケルヲ、辨走リ懸テ南殿ノ戸ノ許ニシテ、足ヲ持上テ強ク蹴ケレバ、足ニ物痛ク當ル、御燈油ハ打泛シツ、物ハ南樣ニ走リ去ヌ、辨ハ返テ殿上ニテ火ヲ燈テ足ヲ見レバ、大指ノ爪缺テ血付タリ、夜曙テ蹴ツル所ヲ行テ見ケ

レバ、蘇枋色ナル血多ク泛テ、南殿ノ塗籠ノ方様ニ其血流レタリ、塗籠ヲ開テ見ケレバ、血ノミ多ク泛テ、他ノ物ハ无カリケリ、然レバ天皇極ク公忠ノ辨ヲ感ゼサセ給ケリ、此ノ辨ハ兵ノ家ナムトニハ非ネドモ、心賢ク思量有テ、物恐不ㇾ爲ヌ人ニテナム有ケル、然レバ此ル物ヲモ不ㇾ恐シテ伺テ蹴ルゾカシ、異人ハ極キ仰セ有ト云フトモ、然許暗キニ、其ノ南殿ノ迫ニ、只獨リ立タリナムヤ、其ノ後此ノ御燈油取ル事、絶テ无カリケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔大鏡三太政大臣忠平〕太政大臣忠平〇中略彼殿いづれの御時とはおぼえ侍らず、思ふに延喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ、宣旨うけ給はらせ給ひて、をこなひに陣の座さまにおはしますみちに、南殿の御帳のうしろの程とをらせ給ふほどに、もの丶けはひして、御たちのいしづきをとらへたりければ、いとあやしくてさぐらせ給ふに、けはむく〳〵とおひたる手の、つめはながくかたなのはのやうなるに、おになりけりと、いとおそろしくおぼしめしけれど、おくしたるさまみえじとねんせさせ給ひて、おほやけの勅定うけ給りて、かためにまいる人とらふるはなにものぞ、ゆるさずばあしかりなんとて、御たちをひきぬきて、かれが手をとらへさせ給へりければ、まどひもちはなちてこそ、うしとらのすみざまへまかりにけれ、思ふに夜の事なりけんかし、

〔古今著聞集九武勇〕頼光朝臣寒夜に物へありきて歸けるに、頼信の家ちかくよりたれば、公時を使にて、只今こそ罷過侍れ、此寒こそはしたなけれ、美酒侍るやといひたりければ、頼信朝臣折ふし、酒のみてゐたりける時なりければ、興に入て、只今見樣に申給べし、此仰ことによろこび思ひ給候、御渡有べしといひければ、頼光則入にけり、盃酌之間、頼光厩の方を見やりたりければ、童を一人いましめてをきたりけり、あやしと見て、頼信にあれにいましめてをきたるものは、たぞと問ければ、鬼同丸なりとこたふ、頼光驚て、いかに鬼同丸などをあれていにはいましめ置給たるぞ、をかしあるものならば、かくほどあだには有間敷物をと、いはれければ、頼信實さる事候とて、郎

等をよびて、猶さした〻かにいましめさせければ、金鎌をとり出て、よくにげぬやうにさした〻めけり、鬼同丸、頼光のの給事を聞より、口惜物かな、何とぞあれと夜のうちに、此恨をばむくはんずるものをと、思ひゐたりけり、盃酌數獻に成て、頼光も酔て臥ぬ、頼信も入にけり、夜ふけさづまる程に、鬼同丸究竟のものにて、いましめたる縄金鎌ふみ切てのがれ出ぬ、狐戸より入て、頼光のねたる上の天井にあり、此天井引はなちて、落か〻りなば勝負すべき事、異儀あらじと思ためらふ程に、頼光も直人にあらねば、はやくさとりにけり、落か〻りなば、大事と思ひて天井にいたちよりも大きに、てんよりもちいさきもの〻音こそすれといひて、誰か候とよびければ、綱名乘て參りけり、明日は鞍馬へ可ㇾ參、いまだ夜をこめて、是よりやがて參らんずるぞ、それがし〳〵供すべしといはれければ、綱承りて、みな是に候と申てゐたり、鬼同丸此事を聞て、こ〻にては今は叶まじ、醉臥たらばとこそ思ひつれ、なまさかしき事さし出ては、あしかりなんと思ひて、明日の鞍馬の道にてこそと思ひかへして、天井をのがれ出て、くらまのかたへむかひて、市原野の邊にて、びんぎの所をもとむるに、立かくるべき所なし、野飼の牛のあまた有ける中に、ことに大成を殺して、路次に引ふせて、うしの腹をかきやぶりて、其中に入て、目計見出して侍けり、頼光あんのごとく來りけり、淨衣に太刀をぞはきたりける、綱、公時、定通、季武等みな共にありけり、頼光馬をひかへて、野のけしき興あり、牛その數有、をの〳〵牛追物あらばやといはれければ、四天王のともがら、我も我もとかけて射けり、誠に興ありてぞ見えける、其中に綱いか〻思ひけん、とがり箭をぬきて、死したる牛にむかつて弓を引けり、人あやしと見る所に、牛の腹のほどをさして、箭をはなちたるに、死たる牛ゆす〳〵はたらきて、腹の内より大の童打刀をぬきて、走出て頼光にか〻りけり、見れば鬼同丸也けり、箭を射たてられながら、猶事共せず、敵に向ひけり、頼光は少もさはがず、太刀をぬきて鬼同丸が頭を打おとしてけり、やがてもたふれず、打刀をぬきて鞍のまへつぼをつ

きたり、さて頭はむながいにくいつきたりけるとなん、死ぬる迄たけくいかめしう侍りける由
語りつたへたり、まことなりける事にや、扨頼光はそれより歸りにける、

〔今昔物語二十七〕頼光郎等平季武値産女語第卅三

今昔、源ノ頼光ノ朝臣ノ美濃ノ守ニテ有ケル時ニ、□□ノ郡ニ入テ有ケルニ、夜ル侍ニ數ノ兵共集リ居テ、万ノ物語ナドシケルニ、其國ニ渡ト云フ所ニ産女有ナリ、夜ニ成テ其ノ渡爲ル人有レバ、産女兒ヲ哭セテ、此レ抱々ケト云フナルナド云フ事ヲ云出タリケルニ、一人有テ只今其ノ渡ニ行テ渡リナムヤト云ケレバ、平ノ季武ト云者ノ有テ云ク、己ハシモ只今也トモ行テ渡リナムカシト云ヒケレバ、異者共有テ千人ノ軍ニ一人懸合テ射給フ事ハ有ドモ、只今其ノ渡ヲバ否ヤ不渡給ザラント云ケレバ、季武糸安ク行テ渡リナムト云ケレバ、此ク云フ者共極キ事侍トモ否不渡給ハジト云立ニケリ、季武モ然許云立ニケレバ、固ク諍ケル程ニ、此ノ諍フ者共ハ十人許有ケレバ、只ニテハ否不諍ハジト云テ、鎧、甲、弓、胡籙、吉キ馬ニ鞍置テ、打出ノ大刀ナドヲ各取出サムト懸テケリ、亦季武モ若シ否不渡ズバ、然許ノ物ヲ取出サムト契テ後、季武然バ一定カト云ケレバ、此ク云フ者共然ラ也、遲シト勵マシケレバ、季武鎧甲ヲ着、弓胡籙ヲ負テ、從者モ何ニカ可知キト、季武ガ云ク、此ノ負ヒタル胡籙ノ上差ノ箭ヲ一筋、河ヨリ彼方ニ渡テ土ニ立テ返ラム、朝行テ可見シト云テ行ヌ、其ノ後此ノ諍フ者共ノ中ニ若ク勇タル三人許、季武ガ河ヲ渡ラム一定ヲ見ムト思テ、竊ニ走リ出テ、季武ガ馬ノ尻ニ不送レジト走リ行ケルニ、既ニ季武其ノ渡ニ行著ヌ、九月ノ下ツ暗ノ比ナレバ、ツヽ暗ナルニ、季武河ヲザブリ〳〵ト渡ルナリ、既ニ彼方ニ渡リ著ヌ、此レ等ハ河ヨリ此方ノ薄ノ中ニ隱レ居テ聞ケバ、季武彼方ニ渡リ著テ、行縢走リ打テ箭拔テ差ニヤ有ラム、暫許有テ亦取テ返シテ渡リ來ナリ、其ノ度聞ケバ、河中ノ程ニテ、女ノ音ニテ、季武ニ現ニ此レ抱々ケト云ナリ、亦兒ノ音ニテイカ〳〵ト哭ナリ、其ノ間生臭キ香、河ヨリ此方マデ薫ジ

タリ、三人有ルニダニモ頭毛太リテ怖シキ事无限シ、何況ヤ渡ラム人ヲ思フニ、我ガ身乍モ半バ死ヌル心地ス、然テ季武ガ云ケル様、イデ抱カム己ト、然レバ女此レハクハトテ取ラスナリ、季武袖ノ上ニ子ヲ受取テケレバ、亦女追々ツイテ其ノ子返シ令得ヨト云ナリ、季武今ハ不返マジ己ト云テ、河ヨリ此方ノ陸ニ打上ヌ、然テ館ニ返ヌレバ、此レ等モ尻ニツイテ走返リヌ、季武馬ヨリ下テ内ニ入テ、此ノ諍ツル者共ニ向テ、其達極ク云ツレドモ、此ク□□ノ渡ニ行テ河ヲ渡テ行テ、子ヲサヘ取テ來ルト云テ、右ノ袖ヲ披タレバ、木ノ葉ナム少シ有ケル、其ノ後此ク竊ニ行タリツル三人ノ者共、渡ノ有樣ヲ語ケルニ、不行ヌ者共半ハ死ヌル心地ナンシケル、然テ約束ノマヽニ、懸タリケル物共皆取出シタリケレドモ、季武不取ズシテ然云フ許也、然許ノ事不爲ヌ者ヤハ有ルト云テナム、懸物ハ皆返シ取セケル、然レバ此レヲ聞ク人皆季武ヲゾ讃ケル、此ノ産女ト云フハ、狐ノ人謀ラムトテ爲ルト云フ人モアリ、亦女ノ子産ムトテ死タルガ、靈ニ成タルト云フ人モアリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十五〕藤原昌保朝臣値盜人袴垂語第七

今昔、世ニ袴垂ト云極キ盜人ノ大將軍有ケリ、心太ク力强ク足早手聞キ、思量賢ク世ニ並ビ无キ者ニナム有ケル、万人ノ物ヲバ隙ヲ伺テ奪ヒ取ルヲ以テ役トセリ、其レガ十月許ニ衣ノ要有ケレバ、衣少シ儲ト思テ、可然キ所々ヲ伺ヒ行ケルニ、夜半許ニ人皆寢靜マリ畢テ、月ノオボロ也ケルニ、大路ニスヾロニ衣ノ數著タリケル主ノ、指貫ナメリト見ユル袴ノ喬挾テ、衣ノ狩衣メキテナヨヨカナルヲ著テ、只獨リ笛ヲ吹テ、行キモ不遣ラ練リ行ク人有ケリ、袴垂是ヲ見テ、哀レ此コソ、我レニ衣得サセニ出來ル人ナメリト思ケレバ、喜テ走リ懸テ打臥セテ衣ヲ剝ムト思フニ、怪シク此ノ人ノ物恐シク思ケレバ、副テ二三町許ヲ行クニ、此ノ人我ニ人コソ付ニタレト思タル氣色モ无クテ、彌ヨ靜ニ笛ヲ吹テ行ケバ、袴垂試ムト思テ、足音ヲ高クシテ走リ寄タルニ、少モ騷

タル氣色モ无クテ、笛ヲ吹乍ラ見返タル氣色、可取懸クモ不思リケレバ走リ去ヌ、此樣ニ數度此樣彼樣ニ爲ルニ、塵許騷タル氣色モ无ケレバ、此ハ希有ノ人カナト思テ、十餘町許具シテ行ヌ、然リトテ有ラムヤハト思テ、袴垂刀ヲ拔テ走リ懸タル時ニ、其ノ度笛ヲ吹止テ立返テ、此ハ何者ゾト問フニ、譬ヒ何ナラム鬼也トモ神也トモ、此樣ニテ只獨リ有ラム人ニ走リ懸タラム、然マデ怖シカルベキ事ニモ非ヌニ、此ハ何ナルニカ、心モ肝モ失セテ、只死ヌ許怖シク思エケレバ、我ニモ非デ被突居ヌ、何ナル者ゾト重ネテ問ヘバ、今ハ逃グトモ不逃マジ。カメリト思テ、引剝候フト、名ヲバ袴垂トナム申シ候フト答フレバ、此ノ人然カ云者世ニ有リトハ聞クゾ、差フシ氣ニ希有ノ奴カナ、共ニ詣來ト許云ヒ懸テ、亦同樣ニ笛ヲ吹テ行ク、此ノ人ノ氣色ヲ見ルニ、只人ニモ非ヌ者也ケリト恐ヂ怖レテ、鬼神ニ被取ルト云ラム樣ニテ、何ニモ不思デ共ニ行ケルニ、此ノ人大キナル家ノ有ル門ニ入ヌ、沓ヲ履乍ラ延ノ上ニ上ヌレバ、此ハ家主也ケリト思フニ、內ニ入テ即チ返リ出デ、袴垂ヲ召テ、綿厚キ衣一ツヲ給ヒテ、今ヨリモ此樣ノ要有ラム時ハ參テ申セ、心モ不知ラム人ニ取リ懸テハ、汝不被誤ナトゾ云テ內ニ入ニケル、其後此ノ家ヲ思ヘバ、號攝津前司保昌ト云フ人ノ家也ケリ、此人モ然也ケリト思フニ、死ヌル心地シテ生タルニモ非デナム出ニケル、其後袴垂被捕テ語ケルニ、奇異クムクツケク怖シカリシ人ノ有樣カナト云ケル也、此ノ保昌朝臣ハ、家ヲ繼タル兵ニモ非ラズ、□ト云人ノ子也、而ルニ露家ノ兵ニモ不劣トシテ、心太ク手聞キ強力ニシテ、思量ノ有ル事モ微妙ケレバ、公モ此ノ人ヲ兵ノ道ニ被仕ルニ聊心モト无キ事无シ、然レバ世ニ靡テ此ノ人ヲ恐ヂ迷フ事无限リ、但シ子孫ノ无キヲ、家ニ非ヌ故ニヤト、人云ヒケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔奧州後三年記上〕將軍〇源義家つはものどもの、心をはげまさんとて、日ごとに剛臆の座をなんさだめける、日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病にみゆるものを一座にすへけり、その

をの臆病の座につかじとはげみたゝかふといへども、日ごとに剛の座につく者はかたかりけり、腰瀧口季方なん、一度も臆の座につかざりけり、かたへもこれをほめかんせずといふ事なし、季方は義光が郎等なり、将軍の郎等どもの中に、名をえたる兵どもの中に、〇中略鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの、紀七、高七、宮藤王、腰瀧口、末四郎といふは、末割四郎惟弘の事なり、

〔古事談四勇士〕義家陸奥前司之比、常參左府〇堀川源俊房打圍碁處、相具小雜色只一人也、持太刀在中門內唐井敷、或日於寢殿圍碁之間、忽有追入事、犯人拔刀走通南殿之間、前司云、義家ガ候ゾ罷留云々、不聞入此言猶不留之時、ワレ候之由申セヤレト云々、其時小雜色云八幡殿ノオハシマスゾ罷留云云、聞此言忽留居投刀畢、仍件小雜色捕得了、此間近邊小屋ニ隱居タリケル郎等等四五十人許出來、相具件犯人將去了、日來一切武士等人々所不見也、白川院御寢之後、物ニオソハレ御座ケル比、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有御沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黑塗ナルヲ一張進タリケルヲ被立御枕上之後、オソハレ御座ザリケレバ御感アリテ、此弓ハ十二年合戰之時ヤ持タリシト有御尋之處、不悟覺之由申ケレバ、上皇頻御感アリケリ、

〔奥州後三年記上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞えたかきつはものなり、年わづかに十六歲にして、大軍の前にありて、命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて目を射させつ、首を射つらぬきて、かぶとの鉢付の板に射付られぬ、矢をおりかけて、當の矢を射て敵を射とりつ、さてのちしりぞき歸りてかぶとをぬぎて、景正手負たりとてのけざまにふしぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞えたかき者なり、つらぬきをはきながら、景正が顏をふまへて矢をぬかんとす、景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへて、あげさまにつかんとす、爲次おどろきてこはいかに、などかくはするぞといふ、景正がいふやう、弓箭にあたりて死するは。つはものゝのぞむところなり、いかでか生ながら足にてつらをふ

まる、事あらん、ㄨかじ汝をかたきとして、われ爰にて死なんといふ、爲次舌をまきていふ事なし、膝をかゞめ顏をさへて矢をぬきつ、おほくの人是を見聞、景正がかうみやういよ〳〵ならびなし、

〔台記〕久安六年五月十七日壬辰平旦、禪閤藤原○忠實還御宇治、御船余頼長○従之、禪閤召資盛平○賜馬及兵具、去十三日夜、保頼従者六人、於宇治發亂、資盛獨進奪賊劒、成其亂、可謂一以當千、令感彼勇賜之、

〔源平盛衰記二十六〕祇園女御事

小夜深人定テ、御ツレ〳〵ニ思召出サセ給テ、祇園ノ女御ヘ御幸アリ、白川○御幸ノ習ニテ、供奉ノ人々モ數少シ、忠盛平○北面ニテ御供アリ、比ハ五月廿日餘ノ事ナレバ、大方ノ空モイブセキニ、五月雨時々カキクラシ、曉懸タル月影モ、末雲井ニ不出ケリ、最御心細キ折節ニ、祇園林ノ南門鳥居ノ芝草ノ西ニ當ッテ、光物コソ見エタリケレ、或時ハザトヒカリ、光テハ消、消テハ又ザト光、光ニ付テ其姿ヲ叡覽アレバ、頭ハ銀ノ針ノ如クニ、キラメキタル髮生下、生上レリ、右ノ手ニハ、鎚ノ樣ナル物ヲ持、左ノ手ニハ光物ヲ持テ、トバカリ有テハ、ザト光、暫ク有テハ、バト光、院モ御心ヲ迷シ、供奉ノ人々モ、魂ヲ消テ、是ハ疑モナキ鬼ニコソ、手ニ持タル物ハ、聞ユル打出ノ小槌ナメリ、髮ノ生樣穴恐シ〳〵トテ、御車ヲ大路ニ止テ、忠盛ヲ召ル、忠盛御前ニ參タリ、アノ光物ヲ取テ進セヨト勅定アリ、忠盛ハ弓矢取身ノ運ノ盡トハ、加樣ノ事ニヤ、ヨソニ見ルダニ肝魂ヲ消、鬼ヲ手取ニセン事難叶、身近ク寄テ取ハヅシナバ、只今鬼ニ噉食ン事疑ナシ、遠矢ニマレ射殺サント思テ、矢ヲハゲ、弓ヲ引ケルガ、指ハヅシテ案ジケルハ、縱鬼神ニモアレ、勅定限アリ、王事無脆、宣旨ノ下ニ助クベキニ非ズ、况ヨモ實ノ鬼ニハアラジ、祇園林ノ古狐ナドガ夜更テ、人ヲ誑ニコソ在ラメ、無念ニイカヾ射殺ベキ、近ヅキ寄テ伺ハント思ヒ返シテ、青狩衣ニ上クヾリ、下ニ萌黄ノ腹卷ニ、細身造ノ太刀帶テ、葦毛ノ馬ニゾ乘タリケル、駒ヲハヤメテ歩ヨリ、太刀ヲ脫テ額ニ當テ、次第

次第ニ伺寄ル處ニ、足本近ク馬ノ前ニゾザト光、忠盛馬ヨリ飛下、太刀ヲバ捨テ、得タリヤオフトゾ懷タル、手捕ニトラレテ、御悞候ナト云音ヲ聞バ人也、己ハ何者ゾト問エバ、是ハ當社ノ承仕法師ニテ侍ガ、御幸ナラセ給ノ由承候間、社頭ニ御燈進セントテ參也ト答、又續松ヲ出シテ見レバ、實ニ七十計ノ法師也、雨降ケレバ、頭ニハ小麥ノ藁ヲ戴、右ノ手ニ小瓶ヲ持テ、左ノ手ニ土器ニ燈ヲ入テ持テ、燈ヲケサジト吹時ハ、ザト光、光時ハ小麥ノ藁ガ耀合テ、銀ノ針ノ如クニ見エケル也、事ノ樣一々ニ顯テ、サシモ懼恐レツル心ニ、イツノ間ニカ替ケン、今ハ皆咲ツボノ會也ケリ、是ヲ若切モ殺、射モ殺タラバ、不便ノ事ナラマシ、弓矢取身ハ流石思慮アリトテ、忠盛御感ニ預リ、今蓮華院ト申ハ、彼ノ祇園女御ノ御所ノ跡也ケリ、

〔平治物語〕二待賢門軍附信賴落事

重盛平〇彌勇ミテ、大庭ノ椋木許迄責付タリ、義朝是ヲ見テ惡源太ハナキカ、信賴ト云大臆病人ガ待賢門ヲ早被破ツルゾヤ、アノ敵追出セト宣ケレバ、承候トテ被懸ケリ、續兵ニハ鎌田兵衞、後藤兵衞、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤別當、岡邊六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、金子十郎、足立右馬允、上總介八郎、關次郎、片桐小八郎大夫、已上十七騎、轡ヲ雙ベテ馳向、大音聲ヲ揚テ、此手ノ大將ハ誰人ゾ名乘レ、聞カン、角申ハ淸和天皇九代後胤、左馬頭義朝嫡子、鎌倉惡源太義平ト申者也、生年十五歲武藏大藏ノ軍ノ大將トシテ、伯父帶刀先生義賢ヲ討シヨリ以來、度々ノ合戰ニ一度モ不覺ノ名ヲトラズ、年積テ十九歲見參セントテ、五百騎ノ眞中ヘ割テ入、西ヨリ東ヘ追マクリ、北ヨリ南ヘ追廻シ、竪樣横樣十文字ニ、敵ヲ颯ト蹴散シテ、半武者共ニ目ナカケソ、大將軍ヲ組テウテ、櫨匂ノ鎧ニ蝶ノ下金物打テ、黃鵇毛ノ馬ニ乘タルコソ重盛ヨ、押雙ベテ組テ落、手捕ニセヨト下知スレバ、大將ヲクマセジト、防グ平家ノ侍共、與三左衞門、新藤左衞門ヲ始トシテ、百騎計ガ中ニゾ隔リケル、惡源太ヲ始トシテ、十七騎ノ兵共、大將軍ニ目ヲ懸

テ、大庭ノ椋木ヲ中ニ立テ、左近ノ櫻、右近ノ橘ヲ七八度迄追廻シテ、組マンクマントゾ揉ダリケル、十七騎ニ被懸立テ、五百餘騎叶ハジトヤ思ヒケン、大宮面ヘ颯ト引、大將左衛門佐ハ、弓杖ツキテ馬ノ息ヲツカセ給處ニ、筑後守ツト參テ、曩祖平將軍ノ二度生替リ給ヘル君哉ト、向樣ニ譽奉レバ、今一度懸テ家貞ニ見セントヤ思ハレケン、前ノ五百餘騎ヲバ留置、荒手五百餘騎ヲ相具シテ、又大庭ノ椋木マデ責寄タリ、又惡源太カケ向見マハシテ云ケルハ、只今向タルハ皆荒手ノ兵也、但大將ハ元ノ大將重盛ゾ、以前コソ洩ストモ、今度ニ於テハアマスマジ、押雙テ組テ捕レ兵共ト下知スレバ、勇ニ勇ミタル十七騎、我先ニト進ケレバ、今度ハ難波次郎、同三郎、瀨尾太郎、伊藤武者ヲ始トシテ、百餘騎ガ中ニ隔タルニ事トモセズ、惡源太弓ヲバ小脇ニ貝挾、鐙蹈張ツタチ揚リ、左右ノ手ヲ擧、幸ニ義平源氏ノ嫡々也、御邊モ平家ノ嫡々也、敵ニハ誰カ嫌ハン、ヨレヤクマント云儘ニ、先ノ如ク大庭ノ椋木ノ下ヲ追マハシテ、五六度マデコソ揉ダリケレ、重盛組ヌベウモナクヤ思ハレケン、又大宮面ヘ引テ出、惡源太二度マデ敵ヲ追マクリ、弓杖ツキテ馬ニ息ヲツカセケルニ、義朝是ヲ見テ、須藤瀧口ヲ以テ汝ガ不覺ニ防ケバコソ、敵度々懸入ラメ、アレ速ニ追出セト被云使ケレバ、俊綱馳テ此由ヲ云ニ、承リ候進メヤ者共トテ、色モ替ラヌ十七騎、大宮表ニ懸出テ、敵五百餘騎ガ中ヘ、面モ不振、劘テ入、引立タル勢ナレバ、馬ノ足ヲ立兼テ大宮ヲ下リニ二條ヲ東ヘ引ケレバ、我子ナガラモ義平ハ、能懸タル物哉、アカケタリトゾ被譽ケル、大將重盛、與三左衛門景安、新藤左衛門家泰、主從三騎カケ放レ、二條ヲ東ヘヒカレケレバ、惡源太鎌田ニ屹ト目合セテ、爰ニ落ルハ大將トコソ見レ、返セヤトテ追懸タリ、既堀河ニテ追詰ケルガ、弓手ノ方ニ材木多充滿タルニ、惡源太ノ乘給ヘル馬、カタナツケノ駒ニテ、材木ニヤ驚キケン、妻手ノ方ヘ蹴シトンテ、小膝ヲ折テドウト伏、鎌田兵衛不延ト、十三束取テ番ヒ、能引テ兵ト射ル、重盛ノ射向ノ袖ニハタト中テ飛返ル、聽テ二ノ矢ヲ射タリケレバ、押付ニ丁ト中テ篦カツキ碎ケテ跳返レリ、惡源太

是ハ聞ユル唐皮ト云鎧、ゴザンナレ、馬ヲ射テ落チン所ヲウテト被下知ケレバ、又能引テ追様ニ、ハズノカクルヽ程射込タリ、馬ハ屏風ヲ返ス如ク倒レバ、材木ノ上ニハネ被落、甲モオチテ大童ニ成給、鎌田堀河ヲ馳越テ、重盛ニ組ント落逢、重盛近付テハ叶ハジトヤ思ハレケン、弓ノハズニテ鎌田ガ甲ノ鉢ヲ丁ト突、被突テユラユル間ニ、甲ヲ取テ打著ツヽ、緒ヲ強クコソ被縮ケレ、與三左衛門馳寄テ中ニ隔申ケルハ、漢紀信ハ高祖ノ命ニ代テ、滎陽ノ圍ヲ出シ、終ニ天下ヲ保タセキ、主ハヅカシメラルヽ時、臣死スト云ニアラズヤ、景安爰ニアリ、ヨレヤ組ント云儘ニ、鎌田兵衛ト引組デ押ヘケル處ニ、惡源太馬引起シ、是モ堀河ヲ馳越テ、重盛ニ組マント飛テ懸リケルガ、鎌田ヲヤ助ル、大將ヲヤウタント思案シケレ共、大將ニハ又モ寄逢べシ、政家ヲウタセテハ叶ハジト思、與三左衛門ニ落合テ、三刀サシテ頸ヲ取ル、重盛ハ憑切タル景安討セテ、命生テ何カセントテ、既惡源太ト組マントセラレケルヲ、新藤左衛門馳來リ、家泰ガ候ハザラン所ニテコソ、大將ノ御命ヲバ捨給べケレトテ、我馬ヲ引向中ニ隔テ、惡源太トムズト組、政家ハ重盛ニクマントシケルガ、主ヲ討セテハ叶ハジト思ケレバ、新藤左衛門ニ落重テ頸ヲ掻、此間ニ重盛ハ虎口ヲ遁レテ、六波羅迄ゾ被落ケル、二人ノ侍ナカラマシカバ、助カリ難キ命也、

〔保元物語 三〕爲朝鬼島渡事幷最後事

爲朝源〇ハ十三ニテ筑紫へ下リ、九國ヲ三年ニ打順へ、六年治テ、十八歳ニテ都へ上リ、保元ノ合戰ニ名ヲ顯シ、二十九歳ニテ鬼ガ島へ渡リ、鬼神ヲヤツコトシ、一國ノ者恐怖ルト雖ドモ、勅勘ノ身ナレバ、終ニ不遂本意、三十三ニシテ名ヲ一天下ニヒロメケリ、古ヘヨリ今ニ至ル迄、此爲朝程ノ血氣ノ勇者ナシトゾ人申ケル、

〔源平盛衰記 十三〕高倉宮信連戰事

五月〇治承四年十四日ノ夜ノ曙ニ、官人三人向タリ、源大夫判官兼綱ハ、存ズル旨アリト覺テ、遙カノ

門外ニヒカヘタリ、光長、兼成兩人ハ、馬ニ乘ナガラ門內ニ打入テ申ケルハ、君代ヲ亂サセ給フベキ、謀叛ノ聞アルニ依テ、可奉迎取由、蒙別當ノ宣、罷向ヘリ、光長、兼成、兼綱是ニ侍リ、速ニ御出有ベキト、高聲ニ申ケレバ、信連立出テ、當時ハ忍ノ御所ニ入セ給テ、此御所ハ御留守也、此子細ヲ傳奏仕ベキト申シケレバ、博士、判官コハイカニ、此御所ナラデハ、何所ニ渡ラセ給ベキゾ虛言ゾ、足ガルドモ亂入テ、サガシ奉レト下知ス、下知ニ隨ヒテ、下郎等亂入テ、狼藉不斜、信連腹ヲ立テ、奇怪ナル田舍撿非違使共ガ申樣哉、我君今コソ勅勘ナランカラニ、一院第二王子ニテ御座、馬ニ乘ナガラ門內ニ打入ヲダニ、不思議ト見處ニ、サカセト下知スル事コソ狼藉ナレ、ニクキ官人共ガ振舞哉トテ、薄靑ノ單ヘ狩衣ノ紐引切拋チテ、音ニモ聞、目ニモ見ヨ、宮ノ侍ニ長兵衞尉長谷部信連トハ我事也トテ、太刀ヲヌキ刎テ蒐、兼成ガ下部ニ、金武ト云放免アリ、究竟ノ大力、大腹卷ニ、左右ノ小手指、打刀ヲ拔テ向會ケリ、其ヲバ打捨テ、御所中ヘミダレノボル兵、五十餘人ガ中ニ打入テ、竪横ニ與ケレバ、木ノ葉ヲ風ノ吹ガ如シ、庭ヘサトゾ追散ス、信連御所ノ案內ハ能知タリ、彼ニ追ツメテ丁ト切、是ニ追ツメテハタト切、唯電ナドノ如クナレバ、面ヲ向ル者ナシ、程ナク十餘人ハ被討ニケリ、信連ガ太刀ハ心得ラウタセタリケレバ、石金ヲ破トモ、左右ナク折返ルベシトハ思ハザリケレ共、餘ニ强ク打程ニ、度々曲ケルヲ、押ナヲシ〳〵戰程ニ、結句ツバ本ヨリ折ニケリ、今ハ自害セント思テ、腰ヲサガセドモ、刀モ落テナカリケリ、力不及大床ニ立テ、宮ノ侍ニ長兵衞尉信連コヽニ有、太刀モ刀モ折失テ、勝負ノ道ニ力ナシ、我ト思ハンモノ寄合テ、信連討捕、勳功ノ賞ニ預ヤト、高聲ニ云ケレ共、手ナミハ先ニ見ツ、太刀刀ノナシト云フハ、敵ヲタバカルニコソ、虛言ゾ、左右ナク寄テ過スナトテ、タヾ遠矢ニ射、主ハ誰トモシラズ、信連左ノ股ヲ射サセタリ、其矢ヲ拔テ捨テタレバ、尻ヲ止テ猶モヽニアリ、打カヾメテ柱ニ當テ、チヂヌキテ思ケルハ、角テ犬死ヲセンヨリ、敵ニ組食付テモ死ナント思テ、ナヘグ〳〵小門ノ脇ヘ走出テ、信連是ニ有ト云ケレバ、寄

手ノ者ドモ聲ニ恐テサット引、金式ハ加様ノ剛ノ者、打刀ニテハ叶ハズトテ、鞘ニサシ、小長刀ヲ莖短ニ取ナシテ、寄合サヽントシケルヲ、信連持タル物ハナシ、手ヲハタケテ飛テ係、長刀ニノリハヅシテ、又右ノ股ヲサヽレツヽ、是ニテ被虜、

〔源平盛衰記 二十〕石橋合戰事

兵衞佐殿○源賴朝仰ニ、武藏、相模ノ聞ユル者共ハ、皆在ト覺ユ、中ニモ大場俣野兄弟先陣ト見エタリ、此等ニ誰ヲカ與スベキト宣ヘバ、岡崎四郎義眞申ケルハ、弓箭ヲ取テ、戰場ニ出ル程ノ者、敵一人ニクマヌ者ヤハ侍ルベキ、親ノ身ニテ申事、人ノ嘲ヲ顧ザルニ似タレ共、存ル處ヲ申サザランモ、還テ又私アルニ似タルベシ、義貞ハ此間大事ノ所勞仕テ、末力ツカズヤ侍ラメ共、心シブトキ奴ニテ、弓箭取テハ等倫ニ劣ルベカラズ、其器ニ侍リ被仰含ベキカト申ケレバ、兵衞佐宣ケルハ、趙武擧以私讐、祁奚薦以己子セリ、忠有テ私無ニハ、或ハ敵ヲ擧シ、或ハ子ヲ薦事、皆合義合法、義貞ヲ召テケリ、與一其日ノ裝束ニハ、青地錦ノ直垂ニ、赤威肩白胄ノスソ金物打タルヲ著テ、妻黒ノ箭負、長覆輪ノ劍ヲ帶ケリ、折烏帽子ヲ引立テ、弓ヲ平メ跪キ、將軍ノ前ニ平伏セリ、白葦毛ナル馬ヲゾ引セタル、其體アタリヲ拂テゾ見エケル、今日ノ撰ニアヘル、誠ニユヽシク見エシ、兵衞佐、佐奈田ニ宣ヒケルハ、大場俣野ハ名アル奴原也、今日ノ軍ノ先陣仕テ、彼等二人ガ間ニクメ、源氏ノ軍ノ手合也、高名セヨトゾ宣ヒケル、○中略與一既ニ打出ケレバ、佐殿ハ義貞ガ裝束毛早ニ見ユ、著替ヨカシト宣ヘバ、與一ハ弓矢取身ノ晴振舞、軍場ニ過タル事候マジ、尤欣處ニ侍トテ、十五騎ノ勢ヲ相具シテ、進出テ申ケルハ、源氏世ヲ取給フベキ、軍ノ先陣給テ、蒐出タルヲ誰トカ思フ、音ニモ聞ラン、目ニモ見ヨ、三浦介義明ノ弟ニ、本ハ三浦惡四郎、今ハ岡崎四郎義眞、其嫡子ニ佐奈田與一義貞、生年廿五、我ト思ハン人々ハ、組ヤ〳〵トテ叫デカク、

〔源平盛衰記 二十 二〕衣笠合戰事

河越又太郎、江戸太郎、畠山庄司次郎等、大將軍トシテ、金子、村山、山口黨、横山丹黨ヲシ、綴黨ヲ始トシテ、三千餘騎、衣笠ノ城ヘ發向ス、追手ハ河越、搦手ハ畠山、二手ニ分テ推寄ツヽ、時ノ音三箇度合テタメラフ處ニ、綴ノ一黨、當家ノ軍將三人マデ、小坪ノ軍ニ討レテ、不レ安思ケレバ、二百餘騎先陣ニ進テ、木戸口近ク攻寄タリ、○中略綴黨モ不レ叶シテ引退ク、金子十郎家忠ト名乘テ、一門引具シ三百餘騎、入替々々戰ケル中ニ、人ハ退ドモ、家忠ハ不レ退、敵ハ替ドモ、十郎ハ替ラズ、一ノ木戸口打破リ、二ノ木戸口打破テ、死生不レ知ニシテ攻タリケル、城中ヨリモ散々ニ是ヲ射ル、甲冑ニ矢ノ立事廿一、折懸々々責入ツヽ、更ニ退事ナカリケリ、城ノ中ヨリ、提子ニ酒ヲ入テ、杯モタセテ出シケリ、城ノ中ヨリ大介、家忠ガ許ヘ申送ケルハ、今日ノ合戰ニ、武藏相模ノ人々、多ク見エ給ヘ共、貴邊ノ振舞コトニ目ヲ驚シ侍リ、老後ノ見物今日ニアリ、今ハ定テツカレ給ヌラン、此酒飲給テ、今ヒトキワ興アル樣ニ、軍シ給ヘト云遣シタリケレバ、家忠甲振仰、弓杖ツキ、杯取三度飲テ、此酒ノミ侍テ力付ヌ、城ヲバ只今責落奉ベシ、其意ヲ得給ヘトテ、使ヲバ返シテケリ、軍陣ニ酒ヲ送ハ法也、戰場ニ酒ヲ請ハ禮也、義明之所爲ト云、家忠ノ作法ト云、興アリ感アリトゾ、皆人申ケル、家忠唯非二勇心之甚一、專存二兵法之禮一ケリ、金子之十郎ワザト人ヲバ具セザリケリ、命ヲステントノ心也、フシ繩目鎧ニ、三枚甲ノ緒ヲシメ、甲ノ上ニ、萌黃ノ腹卷打カヅキ、櫓ノ本マデ責付タリ、大介云ケルハ、哀金子ハ大剛者カナ、一人當千ノ兵トハ是ナルベシ、軍ハ角コソ有ベケレ、アレ射ツベキ者ハナキカ、惜キ者ナレ共、日比ノ敵也、アレヲ射留ヨトゾ下知シケレバ、○中略十郎二段バカリ隔テ、水車ヲ廻シ、次第々々ニ責寄テ、櫓ノ内ヘハヰ入ラントスル處ヲ、和田小太郎義盛、十三束三伏、シバシ固テ落矢ニ兵ト放ツ、金子ガ甲ニ懸タリケル、○中略痛手ナレバ、少シタマラス、ドウド倒ル、三浦ノ藤平落合テ、頸ヲトラントスル處ニ、金子與一ツトヨリ、肩ニ引懸、木戸口ノ外ヘ出デクルヲ、三浦與一追テ懸ル、○中略三浦與一受太刀ニ成ケレバ、不レ叶ト思テ、カイフッテ逃ケルヲ、金子與一追付テ、

三浦與一ヲ懐キ留、虜ニシテ首ヲ切、敵ノ頸ヲ下ニ提ゲ、十郎ヲ肩ニ係テ、陣ノ内ニゾ入ニケル、家忠ガ疵ハ痛手ナレ共、フヱ切ザレバ不死ケリ、今日ノ高名、金子黨ニゾ極リタル、

〔古事談 四勇士〕木曾冠者義仲推參法住寺殿之時、軍兵已破之由聞食テ、遣泰經卿被見之、出北面小門見之處、官軍等皆逃東方、爰大府卿云、イカニカクハイツシカ引候乎、早可返合云々、雖然一人无返答之者、于時赤ヲドシノ冑キテ乘葦毛馬之者只一騎聞此詞云、安藤八馬允忠宗、命ヲバ君ニ奉候ヌト云テ、馬鼻ヲ返テ馳向敵方了云々、

〔源平盛衰記 三十五〕巴關東下向事

畠山、半澤六郎ヲ招テ、如何ニ成清、重忠十七ノ年、小坪ノ軍ニ會初テ、度々ノ戰ニ合タレドモ、是程軍立ノケハシキ事ニ不合、木曾ノ内ニハ今井、樋口、楯、根井、此等コソ四天王ト聞シニ、是ハ今井、樋口ニモナシ、サテ何ナル者ヤラント問ケレバ、成清アレハ木曾ノ御乳母ニ、中三權頭ガ娘巴ト云女也、ツヨ弓ノ手タリ、荒馬乘ノ上手、乳母子ナガラ妾ニシテ、内ニハ童ヲ仕フ様ニモテナシ、軍ニハ一方ノ大將軍シテ、更ニ不覺ノ名ヲ不取、今井、樋口ト兄弟ニテ、怖シキ者ニテ候ト申、○中略爰ニ遠江國住人、内田三郎家吉ト名乘テ、三十五騎ノ勢ニテ、巴ニ行逢タリ、内田敵ヲ見テ、天晴武者ノ形氣哉、但女カ童カ、窘(ツボツカ)ナシトゾ問ケル、郎等能々見テ、女也ト答、又内田聞敢ズ、去ル事アルラン、木曾殿ニハ、葵、巴トテ二人ノ女將軍アリ、葵ハ去年ノ春、礪並山ノ合戰ニ討レヌ、巴ハ未在トキク、是ハ強弓精兵、アキマヲ數ル上手、岩ヲ疊金ヲ延タル城成共、巴ガ向ニハ不落ト云事ナシ、去癖者ト聞召テ、鎌倉殿、彼女相構テ、虜ニシテ進セベキ由、仰ヲ蒙リタリ、巴ハ荒馬乘ノ大力、尋常ノ者ニ非ズト聞、如何ガスベキト思煩ケルガ、○中略家吉一人打向テ、巴女ガ頸トラント云ケレバ、三十餘騎ノ郎等ハ、日本第一ニ聞エタル怖シキ者ニ組ムマジキ事ヲ悦、尤々ト云ケレバ、内田只一人駒ヲ早メテ進ム處ニ、巴是ヲ見、先敵ヲ讃タリケリ、天晴武者ノ貌哉、東國ニハ小山、宇都宮歟千葉、足利

カ、三浦、鎌倉カ、窨ナシ、誰人ゾ、角間ハ木曾殿ノ乳母子ニ、中三權頭兼遠ガ娘ニ、巴ト云女也、主ノ遺ノ惜ケレバ、向後ヲ見ントテ、御伴ニ侍ルト云、鎌倉殿ノ仰ヲ蒙、勢多手ノ先陣ニ進ルハ、遠江國住人内田三郎家吉ト名乘進ケリ、巴ハ一陣進ムニハ、剛者大將軍ニ非ズトモ、物具毛ノ面白キニ、押並テ組、シヤ首ネヂ切テ、軍神ニ祭ラント思ケルコソ遲カリケレ、手綱カイクリ歩セ出ヌ、去共内田ガ弓ヲ引ザレバ、女モ矢ヲバ不射ケリ、互ニ情ヲ立タレバ、内田太刀ヲ拔、サレバ女モ太刀ニ手ヲ懸ズ、主ハ急タリ、馬ハ早リタリ、巴内田馬ノ頭ヲ押並、鐙ト〳〵蹴合スルカトスル程ニ、寄合互ニ音ヲ揚、鎧ノ袖ヲ引違タリ、ヤヲウトゾ組タリケル、聞ル沛艾ノ名馬ナレ共、大力組合タレバ、二匹ノ馬ハ、中ニ留テ働カズ、内田勝負ヲ人ニ見セント思ケルニヤ、弓矢ヲ後ヘ指廻シ、女ガ黑髮三匝ニカラマヘテ、腰刀ヲ拔出シ、中ニテ首ヲカヽントス、女是ヲ見テ、汝ハ内田三郎左衞門トコソ名乘ツレ、正ナキ今ノ振舞哉、内田ニハアラズ、其手ノ郎等カト問ケレバ、内田我身コソ大將ヨ、郎等ニハ非、行跡何ニト申セバ、女答テ云、女ニ組程ノ男ガ、中ニテ刀ヲ拔、目ニ見スル樣ヤハ有ベキ、軍ハ敵ニ依振舞ベシ、故實モ知ヌ内田哉トテ、拳ヲ握リ、刀持タル臂ノカヽリヲ、シタヽカニ打、餘强ク被打テ、把レル刀ヲ被打落、ヤヲレ家吉ヨ、日本一ト聞タル、木曾ノ山里ニ住タル者也、我ヲ軍ノ師ト憑メトテ、弓手ノ肘ヲ指出シ、甲ノ眞顏取詰テ、鞍ノ前輪ニ攻付ツヽ、内甲ニ手ヲ入テ、七寸五分ノ腰刀ヲ拔出シ、引アヲノケテ首テ掻、刀モ究竟ノ刀也、水ヲ掻ヨリモ尙安シ、馬ニ乘直リ、一障泥アヲリタレバ、身質ハ下ヘ落ニケル、

〔源平盛衰記　三十七〕熊谷父子寄二城戸口一幷平山同所來附成田來事

熊谷父子、城戸口ニ攻寄テ、大音揚テ云ケルハ、武藏國住人熊谷次郎直實、同小次郎直家、生年十六歲、傳テモ聞ラン、今ハ目ニモ見ヨヤ、日本第一ノ剛者ゾ、我ト思ハン人々ハ、楯面ヘ蒐出ヨト云テ、轡ヲ並テ馳廻ケレ共、只遠矢ニノミ射テ、出合者ハナシ、熊谷城ノ中ヲ睨テ申ケルハ、去年ノ冬、相

模國鎌倉ヲ出シヨリ、命ヲバ兵衛佐殿〇源頼朝ニ奉リ、骸ヲバ平家ノ陣ニ曝シ、名ヲバ後代ニ留ント思キ、其事一ノ谷ニ相當レリ、軍將モ侍モ我ト思ハン人々ハ、城戸ヲ開打テ出テ、直實直家ニ落合、組ヤ〳〵ト云ヘ共、出者モナク、名乘者モナカリケレバ、此城戸口ニハ恥アル者モナキ歟、父子二人ハヨキ敵ゾ、室山水島二箇度軍ニ、高名シタリト云ナル、越中次郎兵衛、惡七兵衛等ハナキ歟、所所ノ戰ニ打勝タリト宣フナル、能登殿ハオハセヌカ、高名モ敵ニヨリテスル者ゾ、流石直實父子ニハ叶ハジ者ヲ、穴無慙ノ人共ヤ、イツマデ命ヲ惜ラン、出ヨ組ン、出ヨクマントイヘ共、高櫓ノ上ヨリ、城戸ヲ阻テ、雨ノ降ガ如クニゾ射ケル、

〔源平盛衰記 三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

梶原平三景時ガ二男ニ、平次景高、一陣ニ進ンデ責入ル、大將軍〇源義經宣ケルハ、是ハ大事ノ城戸ノ口上ニハ、高櫓ニ四國九國ノ精兵共ヲ集置タルナルゾ、誤スナ、楯ヲ重馬ニ冑ヲ可レ著、無勢ニシテハ惡カリナン、後陣ノ大勢ヲ待ソロヘテ寄ベシト、下知シ給ヘバ、人々承繼テ、大將軍ノ仰也、勢ヲ待儲テ寄給ヘトイヘバ、梶原ハキト見カヘリテ、

武士ノトリツタヘタル梓弓引テハ人ノ歸ル物カハ、ト詠ジテ城戸口近ク押寄テ、散々ニ戰、〇中略梶原〇景時下手ニ廻テ、颯ト引テゾ出タリケル、源太ハ如何ニト問バ、御方ヲ離テ敵ノ中ニ、取籠ラレ給ヌト云、穴心憂ヤ、サテハ討レヌルニヤ、景時生テ何カセン、景季ガ敵ニ組テ死ナントテ二百餘騎ヲ相具シテ、平家ノ大勢蒐散シテ、内ニ入、聲ヲ揚テ、相模國住人鎌倉權五郎平景政ガ末葉梶原平三景時ゾ、彼景政ハ八幡殿ノ一ノ郎等、奥州ノ合戰ノ時、右ノ目射ラレナガラ、其矢ヲ拔ズシテ、當ノ矢ヲ射返シテ敵ヲ討、名ヲ後代ニ留シ末葉ナレバ、一人當千ノ兵ゾ、子息景季ガ向後牢クテ返入リ、我ト思ハン大將モ侍モ、組ヤ〳〵ト名乘懸テ、轡ヲ並ベテ責入ケレバ、名ニヤ實ニ恐ケン、左右ヘサトゾ引退、源太尋ヨトテ責入見レバ、景季未レ討、初ハ菊池ノ者共ト射合ケルガ、後ニ

ハ太刀ヲ拔合セテ名乘ケリ、和君ハ誰、菊池三郎高望ゾ、和君ハ誰ゾ、梶原源太景季ト名對面シテ切合タリ、源太ハ甲ヲ被打落、大童ニテ、三十餘騎ニ被取籠テ切合ケルガ、菊池三郎ニ押並テ引組テ、馬ノ際ニ落重テ、菊池ガ頸ヲ取、太刀ノ切鋒ニ指貫テ、馬ニ乘出ケルガ、父ノ梶原ニ行合タリ、平三景時源太ヲ後ニ成テ、矢面ニスヽミ禦戰ツヽ、其間ニ源太ニ鎧キセ、暫休メテ寄ツ返ツ戰ケリ、城戸口ニ眞鍋四郎五郎ト名乘テ出合タリケルガ、四郎ハ梶原ニ討レヌ、五郎ハ手負テ引退ク、平家ノ兵共モ、入替入替戰ケレ共、景時ハ源太ガ死ナヌ嬉サニ、猛ク勇テ竪サマ横サマ戰ケリ、暫シ息ヲモ繼ケレバ、父子相具シテ引テ、城戸ヘゾ出ニケル、サテコソ梶原ガ生田森ノ二度ノ蒐トハイハレケレ、

〔平家物語十一〕弓ながしの事

平家是をほいなしとや思ひけん、弓もつて一人、たてつゞいて一人、長刀持て一人、武者三人渚に上り、源氏こゝをよせよやとぞまねきける、判官○源義経安からぬ事也、馬づよならん若たう共、はせよつて、けちらせと宣へば、むさしの國の住人みをのやの十郎、同き四郎、同き藤七、上野國の住人丹生の四郎、信濃國の住人きその中次、五きつれて、おめいてかく、○中略たてのかげより、大長刀打ふつてかゝりければ、みをのやの十郎、小太刀大長刀にかなはじとや思ひけん、かいふいてにげければ、やがてつゞいて追かけたり、長刀にてながんずるかとみる所に、さはなくして、長刀をば、弓手のわきにかいはさみ、めての手をさしのべて、みをのやの十郎が、甲のしころをつかまうとす、つかまれじとにぐる、三度つかみはづいて、四度のたびにむずとつかむ、しばしぞたまつてみえし、はち付の板よりふつと引きつてぞにげたりける、○中略其後甲のしころをば、長刀の先につらぬき、高くさし上、大音聲をあげて、遠からん者は音にも聞、ちかくはめにも見給へ、是社京童べのよぶなる、かづさの惡七兵衞かげ清よと、なのりすてゝ、みかたのたてのかげへぞのきにける、○中

略

能登殿さいごの事

のと殿〔○平教經〕の矢さきに、まはる者こそなかりけれ、教經は、けふをさいごとや思はれけん、〔○中略〕矢だね皆つきければ、こくしつの大だち、しらえの大長刀、左右に持て、さん〱にないでまはり給ふ、新中納言知盛の卿、のと殿のもとへ、使者を立て、いたうつみな作り給ひそ、さりとてはよきかたきかはと宣へば、のと殿扨は大將にくみごさんなれとて、打物くきみじかにとり、ともへにさんざんにないでまはり給ふ、されども判官を見しり給はねば、ものゝぐの能武しやをば、はうぐはんかとめをかけて、とんでかゝる、判官も內々おもてにたつやうにはし給へ共、とかうちがへて、のと殿にはくまれず、されどもいかゞはし給ひたりけん、判官の舟に乘、あはやとめをかけて、とんでかゝる、判官叶はじとや思はれけん、長刀をば、弓手の脇にかいはさみ、みかたの舟の、二丈ばかりのきたりけるに、ゆらりととび乘給ひぬ、のと殿はやわざやおとられたりけん、つゞいても、とび給はず、のと殿今はかうとや思はれけん、〔○中略〕大音聲をあげて、源氏のかたに我と思はん者あらば、よつて教經くんで生どりにせよ、かまくらへ下り、兵衞のすけに、物一ことばいはんと思ふ也、よれやよれと宣へ共、よる者一人もなかりけり、こゝにとさの國の住人、あきのがうを知行しける、あきの大りやうさねやすが子に、あきの太郎實光、凡二三十人が力あらはしたる、大力のがうの者、我にちつ共おとらぬ郎等一人ぐしたりけり、弟の次郎も、ふつうにはすぐれたる兵也、かれら三人、〔○中略〕たちのさきをとゝのへて、一めんに打てかゝる、能登殿是をみ給ひて、まづ眞さきにすゝんだる、あきの太郎が郎等に、すそを合て、うみへどうとけ入給ふ、つゞいてかゝるあきの太郎をば、弓手の脇にかひはさみ、弟の次郎をば、馬手の脇に取てはさみ、一しめしめて、いざうれおのれら、四手の山の供せよとて、生年廿六にて、海へつゝとぞ入給ふ、

〔吾妻鏡十七〕正治三年○建仁元年五月十四日癸亥、佐々木三郎兵衛尉盛綱入道使者參著、捧一報狀、義盛持參御所、善信、行光、於御前讀申之、其狀云、○中略有資盛之姨母、今號之坂額御前、雖爲女姓之身、百發百中之藝、殆越父兄也、人擧謂奇特、此合戰之日、殊施兵略、如童形令上髮、著腹卷居矢倉上、射襲致之輩、中者莫不死、西念郎從、又多以爲之被誅、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年○建保元年五月二日壬寅、朝夷名三郎義秀、敗總門亂入南庭、所籠之御家人等、剩縱火於御所、郭內室屋、不殘一宇燒亡、○中略義秀振猛威彰壯力、既以如神、敵于彼之軍士等無免死、○中略爰義秀等騎馬之際、相模次郎朝時、取太刀戰于義秀、比其勢更雖恥對揚、朝時立逢蒙疵也、然全其命、是兵略與筋力之所致、殆越傍輩之故也、又足利三郎義氏、於政所前橋之傍、相逢義秀、義秀追取義氏之鎧袖絆太急兮、義氏策駿馬令飛隍西、其間鎧袖絕從中、然而馬不倒主不落、義秀雖勵志、合戰數剋、乘馬疲極之間、泥而留于隍東、論兩士之勇力、互無强弱揚焉也、見者抵掌鳴舌、義秀猶廻橋上、擬追義氏之剋、鷹司官者隔其中、依相支、爲義秀被害、此間義氏得遁奔走云云、又武田五郎信光、於若宮大路米町口、行逢于義秀、互懸目已欲相戰之處、信光男惡三郎信忠馳入其中、于時義秀感信忠欲代父之形勢馳過畢、

〔豫章記〕弘安四年蒙古襲來ス、○中略通有○河野、中略、伯父伯耆守通時ト、二艘ニテ漕出テ、敵ノ船中ヘ分入ケル○中略蒙古見之、○中略恠シミケル處ニ押寄セ、大將ノ船ニ鑰ヲ掛、卽乘移リ、切テ廻リケレバ、俄ニ驚テ、先乘セヨ、毒面ヲカケヨ、責鼓ヲウテト云間ニ乘入テ、伯耆守長刀、通有ハ大太刀、百人ニ及者共、此ヲ專度ト切テマハル、遠船ハ是ヲ不知、近船ハ我船構ヘシテ犇キケルニ、通有伯父甥、大力大剛ノ人ナレバ、身命ヲ捨テ戰フ程ニ、大將ト思シキ玉冠ヲ著タルヲ虜ニシテ我船ニ乘、敵船ニ火ヲ懸テアレ共、夷敵ハ大船ナレバ難合期、日暮日本ノ船共漕出ケレバ、相共ニ押歸レ共、追懸船モナク、我陣ヘゾ入タリ、二三人虜タルヲ問ケレバ、三人ノ大將ノ一人也トゾ申ケル、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

村上彦四郎義光、遥ノ路ニサガリ、宮〇大塔宮護良親王ニ追著進セント急ケルニ、芋瀬庄司無端道ニテ行合ヌ、芋瀬ガ下人ニ持セタル旗ヲ見レバ、宮ノ御旗也、村上怪テ、事ノ樣ヲ問ニ、爾々ノ由ヲ語ル、村上コハソモ何事ゾヤ、忝モ四海ノ主ニテ御坐ス、天子ノ御子ノ朝敵御追罰ノ爲ニ、御門出アル路次ニ參リ合テ、汝等程ノ大凡下ノ奴原ガ、左樣ノ事可仕樣ヤアルト云テ、則御旗ヲ引奪テ取、剩旗持タル芋瀬ガ下人ノ大ノ男ヲ攫デ、四五丈計ゾ抛タリケル、其怪力無比類ニヤ怖タリケン、芋瀬庄司一言ノ返事モセザリケレバ、村上自御旗ヲ肩ニ懸テ、無程宮ニ奉追著、義光御前ニ跪テ、此樣ヲ申ケレバ、宮誠ニ嬉シゲニ打笑ハセ給テ、則祐〇赤松ガ忠ハ、孟施舍ガ義ヲ守リ、平賀〇三郎ガ智ハ、陳丞相ガ謀ヲ得、義光ガ勇ハ、北宮黝ガ勢ヲ凌ゲリ、此三傑ヲ以テ、我盍治天下哉ト、被仰ケルゾ忝キ、

〔太平記十〕鎌倉兵火事附長崎父子武勇事

中ニモ長崎三郎左衞門入道思元子息勘解由左衞門爲基二人ハ、極樂寺ノ切通ヘ向テ、責入敵ヲ支テ防ケルガ、敵ノ時ノ聲已ニ小町口ニ聞ヘテ、鎌倉殿ノ御屋形ニ火懸リヌト見ヘシカバ、相隨フ兵七千餘騎ヲバ、猶本ノ責口ニ殘置キ、父子二人ガ手勢六百餘騎ヲ勝テ、小町口ヘゾ向ケル、〇中略懸ル處ニ天狗堂ト扇ガ谷ニ軍有ト覺テ、馬煙夥敷ミヘケレバ、長崎父子左右ヘ別テ馳向ハントシケルガ、子息勘解由左衞門是ヲ限ト思ケレバ、名殘惜ゲニ立止テ、遥ニ父ノ方ヲ見遣テ、兩眼ヨリ泪ヲ浮ベテ、行キモ過ザリケルヲ、父叱ト是ヲ見テ、高ラカニ耻シメテ、馬ヲ扣テ云ケルハ、何カ名殘ノ可惜ル、獨死テ獨生殘ランニコソ、再會其期モ久シカランズレ、我モ人モ今日ノ日ノ中ニ討死シテ、明日ハ又冥途ニテ寄合ンズル者ガ、一夜ノ程ノ別レ、何カサマデハ悲カルベキトテ、高聲ニ申ケレバ、爲基泪ヲ推拭ヒ、サ候ハヾ疾シテ冥途ノ旅ヲ御急候ヘ、死出ノ山路ニテハ待進

セ候ハンド云捨テ、大勢ノ中へ懸入ケル、心ノ中コソ哀ナレ、相從兵僅ニ二十餘騎ニ成シカバ、敵三千餘騎ノ眞中ニ取籠テ、短兵急ニ拉ガントス、爲基ガ佩タル太刀ハ面影ト名付テ、來太郎國行ガ、百日精進シテ、百貫ニテ三尺三寸ニ打タル太刀ナレバ、此鋒ニ廻ル者、或ハ甲ノ鉢ヲ立破ニ被破、或冑板ヲ袈裟懸ニ切テ被落ケル程ニ、敵皆是レニ被追立テ、敢テ近付者モ無リケリ、只陣ヲ隔テ矢衾ヲ作テ、遠矢ニ射殺サントシケル間、爲基乘タル馬ニ矢ノ立ツ事七筋也、角テハ可然敵ニ近テ、組ントスル事叶ハジト思ケレバ、由井濱ノ大鳥居ノ前ニテ、馬ヨリユラリト飛デ下、只一人太刀ヲ倒ニ杖テ、二王立ニゾ立タリケル、義貞ノ兵是ヲ見テ、猶モ只十方ヨリ遠矢ニ射計ニテ、寄合ントスル者ゾ無リケル、敵ヲ爲謀手負タル眞似ヲシテ、小膝ヲ折テゾ臥タリケル、爰ニ誰トハ不知、粒子引兩ノ笠符付タル武者、五十餘騎ヒシ〳〵ト打寄テ、勘解由左衞門ガ頸ヲ取ント、爭ヒ近付ケル處ニ、爲基カバト起テ、太刀ヲ取直シ、何者ゾ人ノ軍ニ、シクタビレテ、晝寢シタルヲ驚スハ、イデ己等ガホシカル頸取セント云儘ニ、鐔本マデ血ニ成タル太刀ヲ打振テ、鳴雷ノ落懸ル樣ニ、大手ヲハタケテ追ケル間、五十餘騎ノ者共、逃足ヲ出シ逃ケル間、勘解由左衞門大音揚テ、何クマデ逃ルゾ、蓬シ返セト訇ル聲ノ、只耳本ニ聞ヘテ、日來サシモ早シト思シ馬共、皆一所ニ躍ル心地シテ、恐シナンド云計ナシ、

〔太平記十四〕官軍引退箱根事

義貞〇新田、中略、舟田入道ヲ打ツレテ、箱根山ヲ引テ下給フ、其勢僅ニ百騎ニハ過ザリケリ、且ク馬ヲ扣ヘテ、後ヲ見給ヘバ、例ノ十六騎ノ黨馳參タリ、又北ナル山ニ添テ、三ツ葉柏ノ旗ノ見ヘタルハ、敵カ御方歟ト問給ヘバ、熱田ノ大宮司、百騎計ニテ待奉ル、其勢ヲ幷テ、野七里ニ打出給ヒタレバ、鷹ノ羽ノ旗一流指シ揚テ、菊池肥後守武重、三百餘騎ニテ馳參ル、爰ニ散所法師一人、西ノ方ヨリ來リケルガ、舟田ガ馬ノ前ニ畏テ、是ハイヅクヘトテ御通リ候ヤラン、昨日ノ暮程ニ、脇屋殿竹ノ下

ノ合戰ニ討負テ、落サセ給候シ後、將軍ノ御勢八十萬騎、伊豆ノ府ニ居餘テ、木ノ下岩ノ陰、人ナラズト云所候ハズ、今此御勢計ニテ御通リ候ハン事、努々叶マジキ事ニテ候トゾ申ケル、是ヲ聞テ、栗生ト篠塚ト打雙ベテ候ケルガ、鐙踏張リ、ツトノビアガリ、御方ノ勢ヲ打見テ、哀レ兵共ヤ、一騎當千ノ武者トハ此人々ヲゾ申ベキ、敵八十萬騎ニ、御方五百餘騎、吉程ノ合ヒ手也、イデ〳〵懸破テ、道開テ參ゼン、繼ケヤ人々ト勇メテ、數萬騎打集タル敵ノ中ヘ懸テ入、府中〇伊豆ニテ一條次郎三千餘騎ニテ戰ヒケルガ、新田左兵衞督〇義貞ヲ見テ、ヨキ敵ト思ヒケルニヤ、馳雙テ組ントシケケルヲ、篠塚中ニ隔テ打ケル太刀ヲ弓手ノ袖ニ受留、大ノ武者ヲカイ颺テ、弓杖二丈許ゾ投タリケル、一條モ大力ノ早業成ケレバ、拋ラレタレ共倒レズ、漂フ足ヲ踐直シテ、猶義貞ニ走懸ラントシケルヲ、篠塚馬ヨリ飛テヲリ、兩膝合テ倒ニ蹴倒ス、倒ルヽト均ク、一條ヲ起シモ立ズ、押ヘテ首カキ切ゾ指揚ケル、一條ガ郎等共、目ノ前ニ主ヲ討セテ、心ウキ事ニ思ケレバ、篠塚ヲ討ント、馬ヨリ飛下々々、打テ懸レバ、篠塚カイ違テハ蹴倒シ、蹴倒シテハ首ヲ取、足ヲモタメズ一所ニテ、九人迄コソ討タリケレ、是ヲ見テ敵數十萬騎有ト云ドモ、敢懸合セン共セザリケレバ、義貞閑々ト伊豆ノ府ヲ打テ通リ給フ、〇中略諸卒ヲ皆渡シハテヽ、後、舟田入道ト大將義貞朝臣ト、二人橋〇天龍川浮橋ヲ渡リ給ヒケルニ、如何ナル野心ノ者カシタリケン、浮橋ヲ一間、ハリヅナヲ切テゾ捨タリケル、舍人馬ヲ引テ渡リケルガ、馬ト共ニ倒ニ落入テ、浮ヌ沈ヌ流ケルヲ、舟田入道誰カアル、アノ御馬引上ゲヨト申ケレバ、後ニ渡ケル栗生左衞門、鐙著ナガラ川中ヘ飛ツカリ、二町計游付テ、馬ト舍人トヲ左右ノ手ニ差揚テ、肩ヲ超ケル水ノ底ヲ閑ニ歩テ、向ノ岸ヘゾ著タリケル、此ノ馬ノ落入ケル時、橋二間計落テ、渡ルベキ樣モナカリケルヲ、舟田入道ト、大將ト、二人手ニ手ヲ取組テ、ユラリト飛渡リ給フ、其ノ跡ニ候ケル兵二十餘人飛カネテ、且シ徘徊シケルヲ、伊賀國住人ニ、名張八郎トテ、名譽ノ大力ノ有ケルガ、イデ渡シテ取セントテ、鎧武者ノ上卷ヲ取テ、中ニ提ゲ、二十人マ

デコソ投越ケレ、今二人殘テ有ケルヲ、左右ノ脇ニ輕々ト挾テ、一丈餘リ落タル橋ヲ、ユラリト飛テ、向ノ橋桁ヲ踏ケルニ、踏所少モ動カズ、誠ニ輕ゲニ見ヘケレバ、諸軍勢遙ニ是ヲ見テ、アナイカメシ、何レモ凡夫ノ態ニ非ズ、大將ト云、手ノ者共ト云、何レヲ捨ベシ共覺子共、時ノ運ニ引レテ、此軍ニ打負給ヒヌルウタテサヨト、云ハヌ人コソナカリケレ、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

義助是ヲ見テ、無云甲斐者共ノ作法哉、僅ノ木戸一ニ被支テ、是程ノ小城ヲ責落サズト云事ヤアル、栗生、篠塚ハナキカ、アノ木戸取テ引破レ、畑、亘理ハナキカ、切テ入レトゾ被下知ケル、栗生、篠塚、是ヲ聞テ、馬ヨリ飛デ下リ、木戸ヲ引破ラントテ見レバ、屏ノ前ニ深サ二丈餘リノ堀ヲホリテ、兩方ノ岸屏風ヲ立タルガ如クナルニ、橋ノ板ヲバ皆刎迦シテ、橋桁計ゾ立タリケル、二人ノ者共如何シテ可渡ト、左右ヲキツト見處ニ、傍ナル塚ノ上ニ、面三尺計有テ、長サ五六丈モアルラシト覺ヘタリケル大卒都婆二本アリ、爰ニコソ究竟ノ橋板ハ有ケレ、卒都婆ヲ立ルモ、橋ヲ渡スモ功德ハ同ジ事ナルベシ、イザヤ是ヲ取テ渡サント云儘ニ、二人ノ者共、走寄テ、小脇ニ挾テエイヤツト拔ク、土ノ底五六尺掘入タル大木ナレバ、傍リノ土一二尺ガ程クワツト崩テ、卒都婆ハ無念拔ニケリ、彼等二人、二本ノ卒都婆ヲ輕々ト打カタゲ、堀ノハタニ突立テ、先自讃ヲコソシタリケレ、異國ニハ烏獲、樊噲、吾朝ニハ和泉小次郎、淺井那二十郎、是皆世ニ雙ビナキ大力ト聞ユレドモ、我等ガ力ニ幾程カマサルベキ、云所傍若無人也ト思ン人ハ、寄合テ力根ノ程ヲ御覽ゼヨト云儘ニ、二本ノ卒都婆ヲ同ジ樣ニ向ノ岸ヘゾ倒シ懸タリケル、卒都婆ノ面平ニシテ、二本相幷タレバ、宛四條五條ノ橋ノ如シ、爰ニ畑六郎左衞門、亘理新左衞門二人、〇中略各木戸ノ脇ニゾ著タリケル、是ヲ防ギケル兵共、三方ノ土矢間（ツチサマ）ヨリ、鑓長刀ヲ差出シテ、散々ニ突ケルヲ、亘理新左衞門十六迄奪テゾ捨タリケル、畑六郎左衞門是ヲ見テ、ノケヤ亘理殿、其屏引破テ心安ク人々ニ合戰セサセ

ント云儘ニ走懸リ、右ノ足ヲ揚テ、木戸ノ關ノ木ノ邊ヲ二蹈三蹈ゾ蹈ダリケル、餘ニ強ク被蹈テ、二筋渡セル八九寸ノ關ノ木、中ヨリ折テ木戸ノ扉モ屏柱モ同クドウト倒レケレバ、防ガントスル兵五百餘人、四方ニ散テ颯トヒク、一ノ木戸已ニ破ケレバ、新田ノ三萬餘騎ノ勢、城ノ中ヘ懸入テ、先合圖ノ火ヲゾ揚タリケル、〇下略

〔太平記二十九〕將軍上洛事附阿保秋山河原軍事

桃井ガ扇一揆ノ中ヨリ、長七尺計ナル男、〇中略樫木ノ棒ノ一丈餘リニ見ヘタルヲ、八角ニ削テ、兩方ニ石突入レ、右ノ小脇ニ引側メテ、白瓦毛ナル馬ノ太ク逞シキニ、白泡カマセテ、只一騎河原面ニ進出テ、高聲ニ申ケルハ、〇中略是ハ清和源氏ノ後胤ニ、秋山新藏人光政ト申者ニ候、〇中略仁木、細川、高家ノ御中ニ、吾ト思ハン人々名乘テ、是ヘ御出候ヘ、花ヤカナル打物シテ、見物ノ衆ノ睡醒サント呼ハテ、勢ヒ當リヲ撥テ、西頭ニ馬ヲゾ扣ヘタル、〇中略丹ノ黨ニ阿保肥前守忠實ト云ケル兵、〇中略只一騎大勢ノ中ヨリ懸出テ、〇中略相近ニナレバ、阿保ト秋山ト、ニッコト打笑テ、弓手ニ懸違ヘ、馬手ニ開合テ、秋山ハタト打テバ、阿保ウケ太刀ニ成テ請流ス、阿保持テ開テ、シトヽ切レバ、秋山棒ニテ打側ク、三度逢三度別ルト見ヘシカバ、秋山ハ棒ヲ五尺計切折ラレテ、手本僅ニ殘リ、阿保ハ太刀ヲ鐔本ヨリ打折ラレテ、帶添ノ小太刀計憑タリ、武藏守是ヲ見テ、忠實ハ打物取テ手ハキヽタレドモ、力量ナキ者ナレバ、力増リニ逢テ、始終ハ叶ハジト覺ルゾ、アレ討スナ秋山ヲ射テ落セトゾ被下知、〇中略角テ兩方打除テ、諸人ノ目ヲゾサマシケル、其比靈佛靈社ノ御手向、扇、團扇ノバサラ繪ニモ、阿保秋山ガ河原軍トテ、書セヌ人ハナシ、

〔應仁記二〕三寶院責落事

武田大膳大夫ガ舍弟安藝守基綱、三寶院ヲ固テ、内裏ノ御警固シテ居タリシヲ、右衞門佐義就、能登ノ修理大夫、大内介、土岐、六角、一色、五万餘騎、東陣ノ一ノ木戸ナレバトテ、三寶院ヘ押寄、武田基

綱、大力ノ勇者ニテ、手勢二千人ニテ三寳院ノ門ノ片扉ヲ開キ、切テ入勢ヲ防留ヨト、卯刻ヨリ申ノ終迄、十餘度迄追出ケリ、然共大勢ハ皆ウタレ、基綱一人踏止テ防ギケル、爰ニ紀州熊野ノ侍ニ、野老源三ト云者有、奥三山ニ隱ナキ、大力ノ剛ノ者有ケルガ、爰ナル敵一人ニ、アマタノ味方ウタレ無念也、某シ組留テミセント進ヨリテ、太刀下ヘツトヨリ、打物加懸ト捨テ、手ヲハダケテ飛付ケリ、基綱是ヲ見テ、コレハ鎧物具ノ實ヲタメシテ、二兩モ著タレバコソ、カクハ振舞ラン甲ヲ打破テステント、少飛ノキテ、惡キ敵ノ振舞哉、捨太刀一ツ受テ見ヨト云マヽ、振アゲテ丁ト打ツ、三枚重ノ鐵甲ノ、磐石ノ如クナルヲ打破リ、手對シテ、七尺三寸ノ御所燒ト云太刀ノ、ハヾキ本ヨリ打折テ、基綱手ヲ失ヒ、牛ノタケルガ如ク匐テ、飛ノキケレドモ、敢テ追カクル者ナシ、野老源三ハ打居ラレテ、目口一ツニ血ニ成テ死ニケリ、

〔北條五代記　九〕三浦介道寸父子滅亡の事

荒次郎〇三浦は廿一歳、器量こつがら人にすぐれ、長七尺五寸、黒髮有て血眼なり、手足の筋骨あらあらしく、八十五人が力をもてり、さいごの合戰のため、おどし立たる甲冑は、鐵をきたひ、あつさ二分にのべ、是を帶し、こゝらかしの丸木を、一丈二尺につゝきり、八角にけづり、筋がねをわたし、此棒を引さげ、一人門外へゆるぎ出たる有様、やしやらせつのごとし、おめきさけぶこゑ、太山もくづれて海に入、こんぢくもおれて忽に沈がごとし、四方八方へ逃る者をゝつ詰、甲の頭上をうてば、みぢんにくだけて胴へにえ入、よこ手にうてば一拂に五人十人打ひしぐ、棒にあたりて死する者五百餘人、其尸は地にみちて、足のふみ所もなし、たゞ是らせつこくの鬼王がいかりもかくやらん、此威に皆敗北して敵もなければ、みづから首をかき落し死たりけり、

〔志士清談〕豐後臼杵ニ吉田一祐ト云者アリ、力片手ヲ以テ百斤ヲ擧ニ重シトセズ、鎧ハ銃玉モ穿ツコト不能ヲ著、二尺七寸ノ腰刀、一尺八寸ノ短刀、厚サ三寸半ニ作テ、刃ハ蛤貝ノ耳ノ如ニシテ、

挾ミ拔テコレヲ振ルニ、竹ヲ振ルヨリモ輕ゲナリ、一年、薩師豐後ヲ攻ル時、身方敗走ス、一祐怒聲ヲ揚ゲテ、恥シメ勵セドモ、猶披靡ヒテ不已、一祐疾退テ、土橋ノ前ニ當テ、三間柲ノ鎗ヲ横タヘ、土橋ヲ渉ンズル身方ヲ推留ントス、鎗ノ柲ニ逃ガルヽ者三四十人、一祐鎗ノ柲ヲ握リ、鎧ノ胸ニ當テ、曳ト云聲トトモニ推還セバ、三四十人ノ者後足ニナリテ、推還サルヽコト二十歩計、一祐大ニ呼テ曰、我此ニアラバ、此橋ヲ渉スベカラズ、此橋ヲ渉サズバ、折節秋水漲テ底ヲ不知、此ニ墮テ溺死セントスルカ、敵モ人ナリ、我モ人ナリ、怯者負テ勇者勝ノミ、何ゾ父祖ノ姓ヲ汙シ、子孫ニ辱ヲ遺ス事ヲ不思ヤト、跳リ上リ地ヲ踏ナラシテイサメ立レバ、皆引還シ擊テ薩師ヲ却ケタリ、

〔備前老人物語〕岐阜の戰、城のかた、かけまけて、城中へ取こむときに、津田藤三郎といふもの殿したり、門をうちたればこゝあけといふ、番のものども門をあけなば、寄手付入にやすべき、壁を乘て入給へといふ、藤三郎聞て、かく取こむだに、口惜きに、壁をのりにげこむこと見ぐるしき事也、是にて尋常に打死すべし、皆々見物せよといひて、馬より下りて、鑓とりなをし、足拍子を踏てたちたり、さても見事なるふるまい哉、かゝる兵を目前に、うたすべきにあらず、いざゝせ給へとて、門をひらきていれけり、後に津田將監といひしはこれなり、

〔常山紀談六〕東照宮小牧に陣しておはしませしが、秀吉兵を分ち中入すと聞し召、敵の迹に從うて向はせ給ふ、小牧には石川伯耆守數正、酒井左衞門尉忠次、本多平八郎忠勝を殘させ給へり、然るに秀吉大軍を出して、長久手に向はれけるを見て、忠次は秀吉の本陣樂田へ押寄、火をかけて攻擊べしと云けれども、石川、秀吉後に變有と聞て、彌怒られなんと、強て押へて止りけり、忠勝は秀吉の馬じるしを見るより、僅に五百計引具し、小牧をかけ出、小川一筋隔て、秀吉に相ならび、長久手さして馳向ふ、路にて足輕を進め、鐵炮を打かけ、一軍せんとすれども、秀吉見ざる體にて取合ず、龍泉寺の前にて、忠勝馬を川に打入口を洗ふ秀吉あの鹿の角の立物の冑を著たるは大將

よ、誰か見知たると問るゝに、稻葉伊豫守道朝、過し年姉川の軍に、武者出立見知て候、本多平八郎にて候と申もあへぬに、秀吉涙をはら／＼と流し、五百に足らぬ士卒をもて、吾八萬の軍にかけ合さんとする、千死に一生もなきぞかし、然るに道を陳どらせ己が主君の軍に勝利あらせんとの志、勇と云、忠と云、誠に類なき本多かな、秀吉運强くば軍にかたん、あたら者を討べからずとて、弓鐵炮を制せられけり、

〔明良洪範十六〕筒井順慶ノ家士ニ、板倉權內ト云者有リ、イカナル故ニヤ、臆病者也ト誰ガイヒ初メケン、家中ハ勿論、終ヒニハ隣國迄モ評判スルヤウニ成リ臆病ノ話シガ出ルト、筒井家ノ權內カト、世間デ云樣ニナリシ故、權內甚ダ殘念ニ思ヒケレド、誰彼ト云差別モナク、世間一般ノ事故致方無ク、日ヲ送リケルガ何分心ヨカラザレバ、筒井家ヲ立退キ、浪人中諸大將ノ器量ヲ撰ミ、ヤガテ蒲生家ヘ出テ、拙者義ハ定メテ御聞及ビモ候ハン、臆病者ノ板倉權內ニテ候、臆病者ニテモ御ツカヒ下サラバ、御奉公仕ラント申立タリ、居合セタル者、コレガ臆病者ノ權內カト云ナガラ、イト輕侮ナル樣子ニテ立テ、奧クヘ行キ、其由言上セシカバ、氏鄕立出テ、其方權內カ、何故我ニ仕ヘントテ來ルヤト問フ、權內答テ、臆病者ヲ抱ヘ給フ君ハ、外ニハ有ラジト存ジ、罷出候ト云、氏鄕ウナヅキテ則抱ヘラル、其後氏鄕出陣ノ時、此權內ヲ連ラレシニ戰場ニテ拔群ノ働キヲナシ、大將分ノ首ヲ二ツ取リケル、氏鄕快然トシテ、吾目鏡ニ違ハズトテ、卽座ニ二千石與ヘテ、物頭ニセラレケル、是ヨリ臆病者ノ名消エ失セテ、諸方ヘ勇名ヲ轟ロカシケル、サレバ臣ノ剛臆ハ、其君ノ用捨ニアルコト也ト、或人申サレシ也、

〔近代正說碎玉話三〕一平松金次郞ハ、生質驍勇ニシテ外貌溫順ナリ、或時一友平松ヲ惡口スル事アリ、平松コタヘズ、皆恇弱也ト思ヘリ、長久手合戰ノ前ニ、平松朱柄ノ鎗ヲ、コシラヘタリト云、人相見テコレヲ笑フ、白柄ノ鎗ヲ以テ、敵ト鋒ヲマジヘ、鎗ニ血付ルコト度々ニ及デ後ナラデハ、朱

柄ノ鑓ヲ持セザルハ、日域ノ武夫ノ法ナリ、平松長久手ニ於テ、旗本ノ前ニテ衆ヲ離レ、獨リ進デ一番鎗ヲ合セタルニ、其後ニ繼者ナシ、コレニ由テ源君新知二百石ヲ賜フ、平松衆人ノ中ニ出テ、男子ノ勇トスルトコロハ、只戰場ハタラキニアリ、喧嘩ヲ好ムハ下僕ノ業ナリ、我今度長久手ニ於テ、年來出サヾル勇ヲ出セリ、我ガ後ニダニ繼タル人ナシ、人各能アリ不能アリ、我喧嘩ニハ、誠ニツタナシ、敵ト相合トキハ、人ヨリ勝レヌト云、コレニ對ル者ナシ、

〔菅氏世譜〕文祿三年朝鮮在陣、○中略二月十三日、長政公○黑田又山に入て虎を狩給ふ、長政公鐵炮を以て、かけ來る虎を、間近く寄て、打殺し給ふに、其後猛き虎一つかけ來りしを、長政公又鐵炮を構へ待給ふ所に、虎脇に人有るを見付け、長政公の方へは來らずして、正利が與力の足輕列居たる所にかけ來り、一人をば肩をくはへて後へなげ、一人をば、其腕をくらつて倒す、是を見る者、恐怖せずと云者なし、此時正利は、朱塗の鎧を著たりしかば、人多き中にも、いちゞるくや見えけん、正利をめがけ懸來りけるを、正利二十八歲是を見て、少もさはがず、刀を拔てすゝみ寄、かけ來る虎を一刀切る、刀能くきれて、虎一聲嘷て、卽時に倒れんとする所を又一刀切て、終に首を打落しぬ、あゝ此時正利の奇代の勇と、其刀の利成るとにあらずんば、虎口の害をまぬがれがたかるべし、此刀備前吉次が作にて、長さ二尺三寸一分有り、今に相傳て、菅の家にあり、

〔老人雜話〕下加藤清正の先手の大將は、森本義大夫五千石庄林隼人五千石飯田角兵衞、五千石三宅角左衞門、三千石飯田三宅は普請奉行也、此兩人隱なき武勇の者也、江戸に於て評議ありて、又者にたしかなる武勇誰かと云し時、清正の內飯田角兵衞也、高麗にて天下の人數を引廻したるは、古今に是なりと云、又吉村吉右衞門と云者も、清正の內武勇の者也、

〔常山紀談〕十五關ヶ原の軍に功有ける諸將の家臣を召て、東照宮御盃を下されし時、福島正則の士大將福島丹波は跛、尾關石見は瞎なり、長尾隼人は聾なりしかば、近習の人々、能もかたはの集

り候と、さゝやきけるを聞し召、汝等年若くとも能聞け、女は容儀を尊ぶ事よ、よし形はいかにもせよ、かゝる軍に功名したるを、男とはするぞかし、彼三人は世に勝れたる大剛の者なり、汝等志十に二三を、彼者に似せたらんは、よかりなんとぞ仰られける、

〔窻の須佐美三〕松平甲斐守輝綱のもとに、武功の譽ある士を客として置れける、常に慇懃を盡されける、一夜話の席に、事の急變ある時に、うろたへるもの多し、兼て心を有樣(モチヤウ)にあるやと問れしかば、士答へて云、何もなくて夜中など急なる事のありて起出るには、陰囊を引たるがよく候、囊のちゞみて居るものなり、身ふるひ出して、埒の明たるものにて候と答へけり、

〔事實文編十九〕記釋隱元事　津坂東陽

隱元禪師蹈海而來也、初寓長崎一民家、有丈夫子年八九歲、首觸柱而傷、輙瞋目睨之、直執鐵椎來、齊罪奮擊、隱元見之、慨然嘆息曰、嗚呼使我明士人有是氣槩、宗社其忽諸、

膂力

〇

〔伊呂波字類抄知人體〕力(チカラ)〇中略　拳(チカラ)已上同、

〔伊呂波字類抄利疊字〕膂力

〔運歩色葉集地〕力持(モチ)

〔松屋筆記九十二〕力瘤、力筋、力毛、

和田酒盛草子(卅六丁ウ)に、朝比奈の三郎が、力の出來るまるしに、左右のうでとかひなに、力筋といふ物が、十四五二三十ふつ〳〵と出にけり、胸におふる力毛、碁盤の面に銅の針をすりならべたるごとく也、簡の筋がひたひへあがり、額の筋が、どうへさがり云々、按今世ちからこぶといふは、この力筋におなじ、

〔日本書紀一神代〕是時、天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、〇中略以手力

雄神立磐戸之側、〇中略以御手〇天照大神細開磐戸窺之、時手力雄神乃奉承天照大神之御手、引而奉出、〇下略

〔日本書紀 六垂仁〕七年七月乙亥、左右奏言、當麻邑有勇悍士、曰當麻蹶速、其爲人也、強力以能毀角申鈎、

〔日本書紀 十四雄略〕七年七月丙子、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、〇註略汝膂力過人、自行捉來、蜾蠃答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇、

〔日本靈異記 上〕得雷之喜令生子強力子緣第三

昔敏達天皇是磐余譯語田宮食國渟名倉太玉敷命也御世、尾張國阿育知郡片蕝里有一農夫、作田引水之時、小細雨降、故隱木本、揬金杖而立、時雷鳴、卽恐、擎金杖而立、卽雷墮於彼人前、雷成小子而隨伏、汝何報、雷答言也寄於汝令胎子而報、爲我作楠船、入水泛竹葉而賜、卽如雷言作備而與、時雷言莫近依令避、卽靉霧登天、然後所產兒之頭、纏蛇二遍首尾垂後、而生長大、年十有餘頃、聞之朝庭有力人、念試之來於大宮邊居爾、時王有力秀當時、住大宮東北角之於別院、彼東北角有方八尺石、力王自住處出、取其石而投、卽入住處閉門、他人不令出入、小子視念、名聞力人者是也、夜不見人、取其石而投益一尺、力王見之手拍攢取石而投、從常不得投益、小子亦二尺投益、王見之希亦投猶不得益、小子立投石處、小子之跡深三寸践入、其石亦三尺投益、王見跡念是居小子之投石也、將捉而依、卽小子逃、王追小子、通墻而逃、王踰墻上而追、小子亦返通而逃走、力王終不得捉、念自我益力小子、更不追、然後小子作於元興僧之童子、時其寺鐘堂童子、夜別死、彼童子見白衆僧言、我捉此鬼殺、謹止此死災、衆僧聽許、童子鐘堂之四角燈儲、四人言敎、我捉鬼時、俱開燈蓋覆、然於鐘堂戸童之鬼居、大鬼半夜所來、佇童子而見之退、鬼亦後夜時來入、卽捉鬼頭髮而引、鬼者外引、童子者內引、彼儲四人慌來燈蓋不得開、童子四角鬼引而依、開燈蓋、至于晨朝時、鬼之頭髮所引剝而逃、明日尋彼鬼之血而求往、至於其寺惡奴埋立衢、卽知彼惡奴之靈鬼也、彼鬼頭髮者、今收元興寺爲財也、然後其童子作優婆塞、猶住元興寺、其寺作田引水、諸王等妨

不入水、田燒亡時優婆塞言、吾引田水、衆僧聽之、故十餘人可荷作鋤柄使持也優婆塞彼持鋤柄撞杖、而往立水門口而居、諸王等鋤柄引棄、塞水門口而不入寺田、優婆塞亦取百餘人引石、塞於水門入於寺田、王等恐乎優婆塞之力而終不犯、故寺田不渴而能得之、故寺衆僧聽令得度出家、名號道場法師、後世人傳謂、元興寺道場法師、强力多有是也、當知誠先世强修能緣所感之力也、是日本國奇事也、

无慈心而馬負重駄以現得惡報緣第卅一

昔河內國有瓜販之人、名曰石別也、過馬之力而負重荷、馬不往時、瞋恚撞駈、負荷勞之、兩目出涙、賣菰竟者、卽殺其馬、如是殺之爲多遍、後石別自幾臨涌釜、兩目拔入於釜所煮、現報甚近、應信因果、雖見之畜生、而我過去父母、道四生我所生處、故不可无慈悲也、

〔今昔物語二十三〕比叡山實因僧都强力語第十九

今昔、比叡山ノ西塔ニ、實因僧都ト云人有ケリ、小松ノ僧都トゾ云ケル、顯密ノ道ニ付テ止事无カリケル人也、其レニ極ク力ノ有ル人ニテ有ケル、僧都晝寢シタリケルニ、若キ弟子共、師ノ力有由ヲ聞テ、試ンガ爲ニ胡桃ヲ取テ持來テ、僧都ノ足ノ指十中ニ、胡桃八ヲ夾ミタリケレバ、僧都ハ虛寢ヲシタリケレバ、打任セテ被夾テ後、寢延ヲ爲ル樣ニ打ウムキテ足ヲ夾ミケレバ、八ツノ胡桃一度ニハラハラト碎ニケリ、而ル間天皇ノ僧都內ノ御修法行ヒケル時、御加持ニ參リタリケルニ、伴僧共ハ皆通ニケリ、僧都ハ暫ク候テ夜打深更ル程ニ罷出ケルニ、從僧童子ナドハ有ラムト思ケルニ、履物計ヲ置テ從僧童子モ不見ザリケレバ、只獨リ衞門ノ陣ヨリ歩ミ出ケルニ、月ノ極テ明カナレバ、武德殿ノ方樣ニ歩行ケルニ、輕カニ裝ゾキタル男一人寄來テ、僧都ニ指向テ云ク、何ゾ獨ハ御マスゾ、被負サセ給ヘ、己レ負テ將奉ラムト云ケレバ、僧都糸吉カリナムト云テ、心安ク被負ニケレバ、男搔負テ西ノ大宮二條ノ辻ニ走リ出テ、此ニ下給ハレト云ヘバ、僧都我ハ此ヘヤ來ムト思ヒツル、壇所ニ行ムト思ツルト云ケレバ、男然計力有ル人トモ不知ズ、只有ル僧ノ衣

厚ク著タルナメリト思テ、衣ヲ剝ムト思ケレバ、俄カニ打振テ音ヲ嗔ラカシテ、何デカ不ㇾ下シテハ云ゾ、和御房ハ命惜クハ无キカ、其著タル衣得サセヨト云テ立返ラムト爲ルニ、僧都否ヤ此クハ不ㇾ思ザリツ、我ガ獨行クヲ見テ糸惜ガリテ、負テ行カント爲ルナメリトコソ思ヒツレ、寒キニ衣ヲコソ否不脫マジケレト云テ、男ノ腰ヲヒシト夾ミタリケレバ、太刀ナド以テ腰ヲ夾ミ切ラン如ク、男難ㇾ堪ク思エケレバ、極テ惡ク思ヒ候ヒケリ、錯申サムト思給ヘルガ愚ニ候ケル也、然ラバ御マスベカラム所ニ將來ラム、腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ、目拔ケ腰切候ヌベシト、術无氣ナル音ヲ出シテ云ケレバ、僧都此コソ云ハメトテ、腰ヲ緩ベテ輕ク成テ被ㇾ負タリケレバ、男負上テ何チ御マサムズルト問ヘバ、僧都宴ノ松原ニ行テ月見ント思ツルヲ、汝ガサカシクテ此ヘ負テ將來レバ、先ヅ其ニ將行テ月見ヨト云ケレバ、男本ノ如クニ宴ノ松原ニ將行ニケリ、其ニテ然ラバ下サセ給ヒテ、罷リ候ヒナムト云ヘドモ尙不ㇾ免シテ、被ㇾ負乍ラ月ヲ詠メ、ウソ吹テ時替ルマデ立テリ、男侘ル事无ㇾ限リケレドモ、僧都右近ノ馬場コソ戀シケレ、其コヘ將行ケト云ヘバ、男何デカ然マデハ罷候ハムト云フテ〇テ恐フ誤只ニ居ルヲ、僧都然ラバトテ亦腰ヲ少シ夾ミケレバ、穴難ㇾ堪キ、罷リ候ハムト侘ビ音ニ云ケレバ、亦腰ヲ緩ベテ輕ク成ニケレバ、負上テ右近ノ馬場ニ將行ニケリ、其ニテ亦被ㇾ負乍ラ无期ニ歌詠メナドシテ、其ヨリ亦喜辻ノ馬場ヲ下リ樣ニ永ク遣テム、其將行ケト云ヘバ、可ㇾ辭クモ无ケレバ侘テ亦將行ヌ、其ヨリ亦云フニ隨テ西宮ヘ將行ヌ、如ㇾ此クシツヽ終夜被ㇾ負ツヽ行テ、曉方ニゾ場所ニ返テ逃テ去リニケリ、男衣ヲ得タレドモ、辛キ目ヲ見タル奴也カシ、此僧都ハ此ク力ノ極テ强カリケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔太平記二十二〕畑六郎左衛門ガ事

彼畑六郎左衛門ト申ハ、武藏國ノ住人ニテ有ケルガ、歲十六ノ時ヨリ好ニ相撲ヲ取ケルガ、坂東八箇國ニ更ニ勝者無リケリ、腕ノ力筋太シテ、股ノ村肉厚ケレバ、彼薩摩ノ氏長モ角ヤト覺テ慘(オビタヾ)シ、〇下

略

〔相州兵亂記〕四高野臺合戰之事

武州江戸ノ住人太田源六資高ト云人、大力剛兵ノ譽レ八州ニ雙ビナシ、凡三十人シテ動シガタキ大石ヲ、輕ク動シタルシタ丶カ者ナリケリ、物ハ類ヲ以テ集ルコトナレバ、其弟ニ太田源三郎、同源四郎トテ、大力ノ兵ドモアツマリテ云ケルハ、○下略

〔陰德太平記〕六十九肥前國有馬合戰幷島津龍造寺合戰附隆信最後之事

三男江上家種大力量ノ人也、所著ノ鎧、鐵ノ厚サ五分ニ鍛セ、刀ハ四尺八寸、脇刺二尺六寸也、鎗ノ柄三間半、鐵ヲ延テ付タレバ、恰モ羊侃ガ折樹稍共云ツベシ、此鎗ヲ以テ敵ヲ突貫テハ抛、突貫テハ被投ケルニ、或軍場ニテ鋒折タレバ、柄計振テ薙廻ラレ、數十人打倒サレケルトカヤ、常ニ樫ノ棒ヲ一尺周リ八角ニ作リ、筋金ヲ伏テ拵ヘ、之ヲ以薙倒サル丶ニ、側ニ近付者ハナシ、或時秀吉公力量ノ程ヲ御覽ゼントテ召レタリ、家種六尺許有ケル鐵ノ棒ヲ杖ニ策テ赴キ、玄關ノ前ナル庭ニ押込、頭ヲ手一束程餘シテ置レシヲ、跡ニテ小姓衆ナド寄合拔ントスルニ、動クベウモ無リケリ、秀吉公力量ヲ著ハサレヨト宣ケレバ、御前ニ在ケル碁石ヲ取テ柱ニ幾等モ推込レタリ、又碁盤ノ隅ヲ片手ニ執テ百目掛ノ蠟燭ノ火ヲ扇ギテ消サレケルニゾ、秀吉公ヲ始滿座膽ヲ寒シケル、サテ御邊ハ國ニ歸テ心隨ニ可被休息、遠路ナレバ重テ上洛ニ不及トテ下サレケリ、其後秀吉公安國寺ニ向テ、彼ガ如キ大力ヲバ、大將ノ近邊ニ不置物也ト宣ケルトカヤ、家種於朝鮮彼國一番ノ相撲ノ上手ト勝負ヲ可試約ヲ作ケルニ、朝鮮人ハ藤ヲ以テ腹ヲ卷テ出ケルガ、家種大竹ヲ挫テ腹ヲ卷、足踏被爲シニ、大地震動セシヲ見テ、恐懼シテ角力セズトカヤ、

〔志士清談〕越後村上ノ城主堀丹後守直寄ハ、堀監物直政ガ二男、幼名三十郎、秀吉公ノ兒小姓、後丹後守ト更ム、○中略家中ニ梅田佐五右衛門ト云武士、大坂ノ城攻ニ武功アリ、其前モ名アル者ニシ

テ、壯力ロノ厚サ三四寸計ノ大丈夫筒ヲ上シトゾ、或時丹後法令ヲ出サル、小歌、尺八、男色等禁制トアル處ニ墨ヲ引タリ、丹州怒テ仕手兩人ヲ以殺サシム、梅田城ノ緣端ニ何心ナク立タルヲ、一人ヨリテ短刀ニテサス、梅田不騷捕テ引ヨスルヲ、又一人コレヲ刺ス、兩人ヲ左右ノ脇ニハサミ、二十間餘ノ緣ヲ走リ出ル、其內ニクリ付テ殺シタリ丹州其膂力ヲ惜ミシトナリ、

〔奥州波奈志〕砂三十郞

鐵山公と申せし國主の御代には、ちから持といはれし人も、かれ是有し中に、砂三十郞と云し士、男ぶりよく、大力にて、ちえうすく、みづから力にほこりて大酒なりしが、酒に醉て歸る時には、夜中通りかゝり次第に辻番所を引かへすが得手物にて、度々のことなりし、寺にいたりては、つきがねをはづしてこまらせなど大の徒人也、○中略其ころ淸水左覺と云し人も、大男に大力成しが、おとなしき人にて、更にいたづらはせざりしが、三十郞と常に力をあらそひてたのしみしとぞ、左覺三十郞にむかひ、その方力自まんせらるれど、尻の力は我にまさらじ、先こゝろみよとて、尻のわれめに石をはさみて、三十郞にぬかせしに、拔かねて有しとぞ、左覺は我おもふ所に、一身のちからを集ることを得手たりし、

〔新著聞集勇烈七〕强力重く擔ひ、耳力得金、

勢州松坂の鎌田又八、江戸本町より、國許へ上るとて、のり掛ものして、小田原に至るに、町人の荷物は增駄賃なくては馬出さじと云、又八○中略同道の者の荷物とり合せ、其外品々をゆひつけ、蒲團張二筋もて輕々と負たり、馬子どもおどろき、よしや力まさりてかくはする共、嶮難の所にかかりなば、かなふまじきぞ、その時おもふ程駄賃とらんとて、馬の轡をひき、跡につき行ほどに、いつしか峠に至りしかば、人々あきれはて、人間の所爲にはあらじと恐れしとなり、又江戸にありし時、幅一間に奥へ三尺の戸棚をこしらへ、太き緖綱と一握ある栢の棒をそへをきし、明曆三年

正月の回祿の時、件の戸棚に、絹類をかぎりにつめ、著物いれし葛籠二ッうへにゆひつけ、連著にて背負、柏の棒をつき、道の妨なる者あれば、左右へなげやり、群集を押わけ、淺草に出しとなり、〇下略

〔日本靈異記　中〕力女捔力試緣第四

聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市有一力女、爲人大也、名爲三野狐、（是昔三野國狐爲母生人之四繼孫也）力強當百人力、住少川市内、恃己力凌弊於往還商人、而取其物爲業、時尾張國愛智郡片輪里有一力女、爲人少也、（是昔有元興寺道場法師之孫也）其聞三野狐凌弊於人物而取、念試之、蛤捕五十斛載船泊彼市、亦儲備副納熊葛練鞭廿段、時狐來彼蛤皆取令賣、然問之言、自何來女、蛤主不答、亦問不答、重四遍問、乃答之言、來方不知、狐念无禮打起、依卽二手待捉、熊葛鞭以一遍打々鞭著肉、亦取一鞭一遍打々鞭著肉、十段鞭隨打皆著肉、狐白之言、服也犯也惶也、於是知益於狐之力也、蛤主女言、自今已後在此市不得、若強住者終打殺也、狐所打戢、不住其市、不奪人物、彼市人總皆悅安穩、夫力人叐（〇叐恐支字之誤）繼世不絕、誠知先世殖大力因、今得此力矣、

〔北條五代記　五〕清水太郎左衞門大力の事

見しは昔、伊豆の國の住人清水上野守は、小田原北條家譜代の侍、關八州にその名をえたる武士なり、されば、上野守が妻女、山上の社氏神へ宿願あつて參詣する途中の坂に、牛穀物を二俵つけながら、ふして有、見ればあと足二ッを、がけへふみおとし、岩角に俵かゝつて留る、荷繩をきるならば、牛谷へ落ちて死すべし、引上べき樣なく、ふびんなる有樣なり、女房是を見て、あたりの者をのけ、一人そばへより、牛とたはらをいだいて中へ持ち上、道中に牛を立たり、此女の力、人間のわざに非ずと、人をたをせり、其腹に男子一人有り、清水太郎左衞門尉是なり、母の力を請次、大力の名をえたり、

怯懦

〔當世武野俗談〕音羽町石見屋おしげ

音羽町の茶や石見屋と云有、其女房おしげと云は、元こゝにて勤めせし女なり、器量もよく、平生物靜かにして多く物云ず、やさしくおとなしき生れなり、此故石見やの室とす、然るに見かけと違て大力持なり、夫を知るものなし、尤力を終に人にみせたることなし、此頃その大力を知ることあり、音羽町のうちに、角力取年寄音羽山峯右衞門といふ者あり、渠が方に若手の相撲取大勢來て居たりしが、或時角力取ども三四人連立、近所を白晝にぞめき廻りける折節、七町目蓮光寺といふ日蓮宗の寺にて、萬卷陀羅尼修行有、參詣の男女夥し、其所へ件の角力取ども參て、若き女などへつきかゝり、人の邪魔して我が樂とするたはけもの、世上にまた多し、然るに彼おしげも參詣しけるに、小女ひとり供につれて、蓮光寺の客殿緣側通に居ければ、角力取一人來て、彼女房の尻をなでけるに、知ぬふりして居たる故、猶ゑやうだんをいたしける所を、頓ておしげ其手をとり、膝の下におしかい、力を出しておさへければ、大ばんじやくの如く、巖石を以ておしにかけらるゝとも、是にはいかで增るべき、大の角力取其腕をひしげる計、骨はくだけてみぢんに成かと思はれ、見る内に彼男色眞青になり、額に冷汗を流し、泪ぐみ物をもいはず、顏をしがめて苦しがる、おしげは顏も替らず、ふところより水晶の長房の珠數を取出し、三寶祖師を拜み、自我偈題目を唱へて、少もさわがず居たりけるを、側より題目講中の麻上下著たる人々來て、達て侘けるゆへ、おしげはゆるしてけり、角力取は危き命を助り逃行ける、是より音羽町のおしげとて、遊客の知らざるはなかりけり、

〔類聚名義抄六心〕怯（區劫反、オソル、ツタナシ、オチナシ、和カフ）

〔古事記下清寧〕爾袁祁命（宗○顯）亦立歌垣、於是志毘臣歌曰、（○歌略）如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、

意富多久美（オホタクミ）○袁遲那美（ヲヂナミ）○許曾（コソ）、須美加多夫祁禮（スミカタブケレ）、

〔古事記傳四十三〕袁遲那美許曾は、拙劣みこそなり、續紀卅詔に、先乃人波、謀乎遲奈之、我方能久都與久謀天、必得天牟止念天、（○中略）拙愚なる意、弱き意などを兼たる言なり、

〔古京遺文〕佛足石歌碑
乎遲奈伎夜、和禮爾於止禮留、比止乎於保美、和多佐牟多米止、宇都志麻都禮利（加閉麻都禮利）

〔倭訓栞前編五乎〕をちなし　日本紀に懦弱をよみ、又怯をよめり、古事記の歌、佛足石の歌などにも見えたり、無男道の義なるべし、竹取物語にもみゆ、

〔倭訓栞前編四十五於〕おくす　物語に見ゆ、憶字の義也、念也、思也と注せり、俗に畏疾を憶病といへり、新猿樂記には臆病と書り、むねのやまひの義、俗におく病神などもいへり、源氏におくたかきともいへり、疑らくは奥より轉せし詞なるべし、億も亦意に通ずれば、臆病もよし、

〔下學集下態藝〕臆病

〔書言字考節用集八言辭〕臆病

〔日本書紀四綏靖〕神渟名川耳天皇、（○綏靖、中略）至四十八歲、神日本磐余彥天皇（○神武）崩、（○中略）其庶兄手研耳命（○綏靖兄、中略）苞藏禍心、圖害二弟、（○中略）神渟名川耳尊、欲以射殺手研耳命、會有手研耳命於片丘大窨中、獨臥于大牀、時神（○神原脫、據一本補）渟名川耳尊謂神八井耳命曰、（○中略）吾當先開窨戶、爾其射之、因相隨進入、神渟名川耳尊、突開其戶、神八井耳命則手脚戰慄、不能放矢、時神渟名川耳尊、掣取其兄所持弓矢、而射手研耳命、一發中胸、再發中背、遂殺之、（○下略）

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、天皇狡獵于葛城山、（○中略）俄嗔猪從草中暴出、（○中略）舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、　十八年八月戊申、遣物部菟代宿禰、物部目連、以伐伊勢朝日郎、（○中略）爰有讚岐田虫別、進而奏曰、菟代宿禰怯也、二日一夜之間、不能擒執朝日郎、而物部目連率筑紫聞物部大斧手、獲斬朝日郎矣、天皇聞之怒、輙奪菟代宿禰所有猪名部、賜物部目連、

〔日本書紀二十四皇極〕四年六月戊申、天皇御大極殿、古人大兄侍焉、（○中略）入鹿臣咲而解劒入侍于座、（○中略）使海犬養連勝麻呂、授（○授原作投、據一本改、）箱中兩劒於佐伯連子麻呂與葛城稚犬養連網田曰、努力努力、急須應斬、子麻呂等以水送飯、恐而反吐、（○中略）中大兄（○天智）見子麻呂等畏入鹿威便旋不進曰、咄嗟、卽共子麻呂等、出其不意、以劒傷割入鹿頭肩、（○下略）

〔大鏡二左大臣時平〕この大將（○藤原保忠、中略、）やまひづき給ひて、さま〴〵のいのりし給ひしに、やくしぎやうのどつきやう、まくらがみにてせさせ給ふに、所謂宮毗羅大將とうちあげたるを、われをくびるとよむ也けりと、おぼしけるをくびやうに、やがてたえいり給へり、（○り原作ば、據一本改、）

〔今昔物語二十八〕立兵者見我影成怖語第四十二

今昔、受領ノ郎等口シテ人ニ猛ク見エムト思テ、艶ズ兵立ケル者有ケリ、曉ニ家ヲ出テ物へ行カムトシケル、夫ハ未ダ臥タリケルニ、妻起テ食物ノ事ナドセムト爲ルニ、有明ノ月ノ板間ヨリ屋ノ内ニ差入タリケルニ、月ノ光ニ、妻ノ己ガ影ノ移タリケルヲ見テ、髮オホドレタル大キナル童盗人ノ、物取ラムトテ入ニケルゾト思ケレバ、周章迷テ夫ノ臥タル許ニ逃行テ、夫ノ耳ニ指宛テ、竊ニ彼ニ大キナル童盗人ノ髮ヲオホドレタルガ、物取ラムトテ入立ルゾト云ケレバ、夫其レヲバ何カセムト爲ル、極キ事カナト云テ、枕上ニ長刀ヲ置タルヲ捜リ取リテ、其奴ノシヤ頸打落サムト云テ、起テ裸ナル者ノ髻放タルガ、大刀ヲ持テ出テ見ルニ、亦其ノ己ガ影ノ移タリケルヲ見テ、早ウ童ニハ非デ、大刀拔タル者ニコソ有ケレト思テ、頭被打破ヌト思エケレバ、糸高クハ无クテヲウト叫テ、妻ノ有ル所ニ返リ入テ、妻ニ和御許ハウルサキ兵ノ妻トコソ思ツルニ、目ヲゾ極ク弊ク見ケル、何ヅレカ童盗人也ケル、髻放タル男ノ大刀ヲ拔テ、持タルニコソ有ケレ、者極キ臆病ノ者ヨ、我ガ出タリツルヲ見テ、持タリツル大刀ヲモ、落シツ許コソ篩ヒツレト云ハ、我ガ篩ヒケル影ノ移リタルヲ見テ云ナルベシ、然テ妻ニ彼レ行テ追出セ、我ヲ見テ篩ツルハ、怖シト思ツ

ルニコソ有メレ、我レハ物ヘ行カムズル門出ナレバ、墓无キ疵モ被打付ナバ由无シ、女ヲバヨモ不切ジト云テ、衣ヲ引被テ臥ニケレバ、妻云甲斐无シ、此テヤ弓箭ヲ捧テ月見行クト云テ、起テ亦見ムトテ立出タルニ、夫ノ傍ニ有ケル紙障子ノ不意ニ倒レテ、夫ニ倒レ懸リタリケレバ、夫此ハ有ツル盗人ノ、厭ヒ懸リタル也ケリト心得テ、音ヲ挙テ叫ケレバ、妻慄可咲ク思テ、耶彼ノ主盗人ハ早ウ出テ去ニケリ、其ノ上ニハ障紙ノ倒レ懸タルゾト云フ時ニ、夫起上リテ見ルニ、實ニ盗人モ无ケレバ、障子ノソヽロニ倒レ懸タリケル也ケリト思ヒ得テ、其ノ時ニ起上リテ、裸ナル脇ヲ掻テ、手ヲ舐テ其奴ハ實ニハ我ガ許ニ入リ來テ、安ラカニ物取デハ去ナムヤ、盗人ノ奴ノ障紙ヲ踏懸ケテ去ニケリ、今暫シ有ラマシカバ、必ズ搦テマシ、和御許ノ弊タテ、此ノ盗人サハ逃シツルゾト云ケレバ、妻可咲ト思テ咲テ止ニケリ、世ニハ此ル嗚呼ノ者モ有ル也ケリ、實ニ妻ノ云ケム樣ニ、然許臆病ニテハ、何ゾノ故ニ刀弓箭ヲモ取テ、人ノ邊ニモ立寄ル、此レヲ聞ク人皆男ヲ慄ミ咲ケリ、此レハ妻ノ人ニ語ケルヲ聞繼テ、此ク語リ傳ヘタルト也、

〔奥州後三年記上〕將軍〇源義家つはものどもの心をはげまさんとて、日ごとに剛臆の座をなんさだめける、日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病にみゆる者を一座にすへけり、〇中略將軍の郎等どもの中に、名をえたる兵どもの中に、今度殊に臆病なりときこゆるもの、すべて五人ありけり、これを略頭につくりけり、鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの紀七、高七、宮藤王、腰瀧口、末四郎といふは、末割四郎惟弘が事なり、

〔奥州後三年記中〕末割四郎これ弘、臆病の略頭に入たる事をふかくはぢとして、今日我剛臆はさだまるべしといひて、飯さけおほくくひて出、こと葉のまゝにさきをかくる間に、かぶら矢頸の骨にあたりて死す、射きられたる頸のきりめより、喰たる飯すがたもかはらずして、こぼれ出たり、みるもの慙愧せずといふ事なし、將軍これを聞て、かなしみて曰く、もとよりきりとをしにあ

らざる人、一旦はげみてさきをかくる、かならず死ぬる事かくのごとし、くらふところのもの、はらの中に入ずして、喉にとゞまる、臆病の者なりとぞいひける、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信賴落事

大宮表ニハ平家ノ赤旗三十餘流差擧テ、勇進メル三千餘騎、一度ニ鬨ヲ咄ト作リケレバ、大内モ響渡テ夥シ、鯢波ニ驚テ、只今マデ由々敷見ヘラレツル信賴卿、顔色變テ草葉ノ如クニテ、南階ヲ被下ケルガ、膝振テ下兼タリ、人ナミ〳〵ニ馬ニ乘ラントテ引寄セサセタレ共、フトリ責タル大ノ男ノ大鎧ハ著タリ、馬ハ大キ也、乘ハヅラフ上、主ノ心ニモ似モ似ズ、ハヤリ切タル逸物ナレバ、ツト出ンツト出ムトシケルヲ、舍人七八人寄テ馬ヲ抱ヘタリ、放タバ天ヘモ飛ヌベシ、穆王八疋ノ天馬ノ駒モ角ヤト覺ユル計ニテ、乘カネ給所ヲ、侍二人ツト寄テ、疾召候ヘトテ押揚タリ、餘リニヤ押タリケン、弓手方ヘ乘コシテ、伏様ニドウト落ツ、急引起シテ見レバ、顔ニ沙ヒシト付、鼻血流テ見苦カリケリ、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕中比六のあしげといふあがり馬有けり、いづれの御室にか、大法をおこなはせ給ひけるに、引せられにけるを、ある房官に給はせてけり、あがり馬ともしらで乘ありきける程に、有時京へ出けるに、知たる人道にあひて、此馬を見て、いかにさしものあがり馬の名物、六のあしげには、かく乘給へるぞといひたりけるに、おくしてたづなをつよくひかへたりけるに、やがてあがりて、なげゝるに、てんさかさまに落て、かしらをさん〴〵につきわりにけり、おかしかりける事也、

〔明德記 中〕上原入道ト申老武者アリ、引ケル御方ニ半町バカリ先立テ、猪熊ヲ上ニ一條マデ逃タリケルガ、馬ノ足音時ノ聲耳ニ付テ、乘タル馬ノ三ヅノ上ニ聞エケレバ、敵ガ近付タルゾト心得テ、相國寺ヲサシテ馳行ケリ、惡黨亂入ノ爲ニ、相國寺ニハ總門ヲ差堅メテ、行者仁供大勢ニテ門

ヲ固メタル所ヘ、內野ノ時聲未ダ聞エケル最中ニ、上原入道ハセ來テ、門ヲアケラレ候ヘト、ワンハク計ニ呼リケレバ、若敵デモヤ有ラントテ、人々行堂バウチキリキヲ持テ、打出シケレバ、是ニモ敵ノ有ケルゾヤトテ、鞭ニ鐙（○鐙恐鐙誤）ヲ採合、八講堂ヲ東ヘ、万里小路ヲ北ヘ向テ、鞍馬ノ奥ヲ志シテ、馬ノ足モヲルヽ計ニテ逃タリケル、ミゾロ池ノ邊リニテ、馬更ニハタラカザリケレバ、暫ク引エテ都ノ方ヲ顧タレバ、我逃ツル跡ニハ人一人モ見エズ、猶內野ニハ軍ノ有ト覺エテ、時ノ聲幽カニ聞ケレバ、是ハソモ何事ニ是マデ逃タリケルゾヤ、我ナガラカ程臆病マデ、弓矢ノ道ニ携リケル不當サヨ、白晝ノワザナレバ、惡事千里ヲ走ル、此事世ニハ隱有ベカラズ、然ラバ何ノ面テカ有テカ、憑タル人ニモ對面スベキ、能キ善知識ナリト、獨リ言ヲシテ、都ノ內ヲ忍出テ、西國ノ方ヘ下シハ、ダメシ少キ事共也、

〔雨窻閑話〕堀家の士泣面井武田家士大藏左衞門が事

天文晩年の比、甲州の武田信玄、家來に何某の大藏左衞門といふ者ありけり、生得臆病至極の者にて、いつも合戰ごとには、癪をおこし、眼をまはして、つひに劒戟の中へ交り、血臭き事に逢ひたる事なし、信玄家臣等の申すは、當時戰國の中にて、一人たりとも武功の者を望む中に、彼大藏左衞門が臆病の至、武家扶持すべきものにあらず、早々暇を給ふべしと有りしに、信玄宣ふは、彼者いたし方ありとて、信州戸石の合戰の時、勝れたる逸物の馬に大藏左衞門を鞍鐙にくゝり付け、血氣の若者大勢よりて、馬の尻をたゝき立てゝ、敵の中へ追ひ込みしが、馬はよく乘人の心をしるものなれば、大藏左衞門が元來臆病心に引かれて、中戻して味方の陣へ引き返す、かくの通りにし給へども直らぬ故、信玄思案のうへ、彼者家中の隱目付を申し付けて、都て惡事內密の事共、遠慮なく直に申し上ぐべし、若隱し置き露顯に及ばゞ、死罪に申し付くべき由命せられけり、大藏左衞門元來臆病者なれば、罪にあはん事をおそれて、明白に何事も聞き出だして、信玄の耳に

入れしかば、大に用立ちけるとなり、

〔相州兵亂記 四〕松山合戰之事

此憲勝杉○上ハ管領憲政ノ末子ニテ、小田原トハ大敵ナレバ、縦ヒ命ヲ失フトモ、降參ハアルマジキニ、相隨フ者ドモ、臆病神ヤ付タリケン、色々イサメ、其上竹タバニテ鐵炮ヲ防ギシ程ニ、スベキテダテナクシテ、終ニ後詰ヲ不待、降人ニナリ玉フ、云ヒ甲斐ナキアリサマナリ、

〔二川隨筆〕稻富伊賀は、元來細川殿三齋の家來にて、奥方の執權として付置れける處に、慶長五年、石田治部少輔三成が騒動の時、諸大名の人質を大坂城中へ取入んと評定に付、細川殿の奥方を一番に取入んとせし時、奥方は自害し給ひ、付添居たる三人の家老の內、河北石見、小笠原勝齋は腹かき切て死たりしに、此稻富一人は大臆病の人にて、敵もよせざる以前に、主君を捨て落失、大臆病の惡名をとられし也、此稻富伊賀は鐵炮に名を得、天下無雙の達人にて、さげ針に虱をつらぬきても打程の名人なり、家の上に鳥の聲するを聞、家の內より其姿をも見ず是を打に、忽にあたる、又手拭にて眼をつゝみ的を打に、百度打て百度あたる、尤希代の手だれ成しかば、大神君聞召及ばせられ、其後越中守殿へ種々御詫言遊され、召出されて御家人に仰付られにけり、其時上意有けるは、あの者は隱なき大臆病者なれ共、その臆病は藝につり合なるべし、渠が術を天下の人に習せんに其臆病は弟子にうつるべからずとて、尾張大納言義直卿に御付遊されしと也、されば此稻富、細川殿に隨ひ、朝鮮に渡海せしが、此人の打鐵炮一ツも敵にあたらざりし、稟性の臆病は是非に及ばざるもの也、後年入道して一夢齋と云しは此人也、

果斷

名稱

果斷ハ、又決斷トモ稱ス、事ニ臨ミテ惑ハズ、直チニ之ヲ處決スルヲ謂フナリ、我邦果斷ヲ以テ稱セラルヽモノ、古來其人ニ乏シカラズ、今其著キモノヲ採テ、此篇ヲ爲ル、

〔書言字考節用集 九言辭〕決斷(ケツダン)

〔神皇正統記 後醍醐〕およそ政道といふことは、所々にしるしはべれど、正直慈悲を本として、決斷のちからあるべきなり、これ天照大神のあきらかなる御をしへなり、決斷といふにとりて、あまたの道あり、一には、その人をえらびて官に任ず、その人ある時は、君は垂拱してましますされば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす、二つには、國郡をわたくしにせず、わかつところかならずその理のまゝにす、三つには、功あるをばかならず賞し、罪あるをばかならず罰す、これ善をすすめ、惡をこらす道なり、これに一つもたがふを、亂政とはいへり、

果斷例

〔日本書紀 四綏靖〕神渟名川耳天皇、神日本磐余彥天皇〈○神武〉第三子也、〈○中略〉至四十八歲、神日本磐余彥天皇崩、時神渟名川耳尊、孝性純深、悲慕無巳、特留心於喪葬之事焉、其庶兄手研耳命行年巳長、久歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝懷、本乖仁義、遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也、太歲己卯十一月、神渟名川耳尊、與兄神八井耳命、陰知其志而善防之、至於山陵事畢、乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麛鏃、矢部作箭、及弓矢既成、神渟名川耳尊欲以射殺手研耳命、會有手研耳尊於片丘大窨中獨臥于大牀、時神渟名川耳尊謂神八井命曰、今適其時也、夫言貴密、事宜愼、故我之陰謀本無預者、今日之事唯吾與爾自行之耳、吾當先開窨戶、爾其射之、因相隨進入、神渟名川耳尊突開其戶、神八井耳尊則手脚戰慄、不能放矢、時神渟名川耳尊掣取其兄所持弓矢、而射手研耳尊、一發中胸、再發中背、遂殺之、

〔日本書紀 十五顯宗〕白髮天皇〈○清寧〉二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、〈一云、巡行郡縣、收斂田租也〉適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王〈○仁賢〉曰、避亂於斯、

年踰數紀、顯名著、貴方屬今宵、億計王憫然歎曰、其自導揚見害、孰與全身免厄也歟、天皇曰、吾是去來穗別天皇○履中之孫、而困事於人、飼牧牛馬、豈若顯名被害也歟、遂與億計王相抱涕泣、不能自禁、○中略夜深酒酣、次第儛訖、○中略天皇次起自整衣帶、爲室壽曰、○中略小楯謂之曰、可怜、願復聞之、天皇遂作殊舞、○註略誥之曰、倭者彼彼茅原、淺茅原弟日僕是也、小楯由是深奇異焉、更使唱之、天皇誥之曰、石上振之神榲、○註略伐本截末、○註略於市邊宮治天下、天万國万押磐尊御裔僕是也、小楯大驚、離席悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、○下略

〔類聚國史人六十六〕天長元年二月戊子、彈正大弼從四位下橘朝臣長谷麻呂卒、○中略少小遊學、頗讀史漢、温柔作性、不逆物情、臨事斷決、不違法令、

〔續日本後紀仁明九〕承和七年七月庚辰、右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守薨、○中略立性温恭、兼明決斷、○下略

〔續古事談一王道后宮〕後三條院ハ、春宮ニテ廿五年マデオハシマシテ、心シヅカニ御學問アリテ、和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ、天下ノ政ヲヨク〳〵キヽヲカセ給ヒテ、御卽位ノ後サマ〴〵ノ善政ヲオコナハレケルナカニ、諸國ノ重任ノ功ト云事、長ク停止セラレケル時、興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ、國ノ重任ヲ關白大二條殿○藤原教通マゲテ申サセタマヒケルニ、事カタクシテ、タビ〳〵ニナリケレバ、主上逆鱗ニヲヨビテ、仰セラレテ云ク、關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハムゾトテ、御ヒゲヲイカラカシテ、事ノ外ニ御ムヅカリアリケレバ、○下略

〔源平盛衰記三十七〕義經落鵯越事幷畠山荷馬附馬因緣事

同○元暦元年二月七日ノ曉、九郎義經ハ鷲尾ヲ先陣トシテ、一谷ノ後鵯越ヘゾ向ケル、○中略辰半ニ鵯越一谷ノ上ニ鉢伏礒ノ途ト云フ所ニ打登、○中略時既ニ能成タリ、追手ノ力ヲ合セントテ見下セバ、

實ニ上七八段ハ小石交ノ白砂也、馬ノ足トヾマルベキ樣ナシ、歩ニテモ馬ニテモ、落スベキ所ニ非ズ、〇中略軍將宣ケルハ、一ハ馬ノ落樣モ見、一ハ源平ノ占形ナルベシトテ、葦毛馬ニ白覆輪白ケレバ、白旗ニ准ヘテ源氏トシ、鹿毛馬ニ黄覆輪赤ケレバ、赤旗ニナゾラヘテ、平氏トテ追下ス、〇中略源氏ノ馬ハ遣起ツヽ、身振シテ峯ノ方ヲ守、二璧斷篠原ハミテ立タリ、平家馬ハ身ヲ打損ジ、臥テ再起ザリケリ、城中ニハ之ヲ見テ、敵ノヨスレバコソ鞍置馬ハ下ラメトテ、騷迷ケル處ニ、御曹司ハ源氏ノ占形コソ目出ケレ、平家ノ軍左樣アルベシ、人ダニ心得テ落スナラバ、誤更ニアルマジ、落セ〳〵ト宣ヘドモ、我ダニ恐テ落ネバ、人ハ怖テエオトサズ、白旗五十流計梢ニ打立テ宣ヒケルハ、守テ時ヲ移ベキニ非、礒ヲ落スニハ、手綱アマタアリ、馬ニ乘ニハ一ツ心、二ツ手綱、三ニ鞭、四ニ鐙ト云テ、四ノ義アレ共所詮心ヲ持テ乘物ゾ、若殿原ハ見モ習乘モ習ヘ、義經ガ馬ノ立樣ヲ本ニセヨトテ、眞逆ニ引向、ツヾケ〳〵ト下知シツヽ、馬ノ尻足引敷セテ、流レ落ニ下タリ、〇下略

〔西行一生涯草紙〕このたびの出家さはりなくとげさせ給へと、三寶に新請し申て、やどへかへりたるほどに、としごろたへがたく、いとおしかりし四歳なる女子、ゑんにいでむかひててのきたるがうれしきとて、そでにとりつきたるを、たぐひなく、いとをしく、目もくれ、なみだもこぼれけれども、是こそは、煩惱のきづなをきるとおもひて、ゑんよりしもへ、けをとしたりければ、なきかなしみけれど、耳にもきゝいれずして、うちにいりて、こよひばかりの、かりのやどりぞかしと、なみだにむせびてぞ、あはれにおぼへける、女はかねてより、をとこの家出せんずることをさとつて、このむすめのなきかなしむをみても、おどろくけしきのなかりけるこそ、哀なりけれ、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月卅日戊午、大庭平太景能者、爲武家古老、兵法存故實之間、故以被召出之、被仰合奧州征伐事曰、此事窺天聽之處、于今無勅許、然召聚御家人、爲之如何可計申者、景能不及思案、申云、軍中聞將軍之令、不聞天子之詔云云、已被經奏聞之上者、强不可令待其左右給、隨而泰衡者受

繼累代御家人遺跡者也、雖不被下綸旨、加治罰給、有何事哉、就中群參軍士、費數日之條、還而人之煩也、早可令發向給者、申狀頗御感、

〔東海一休和尚年譜上〕應永十七年庚寅、淸叟毎應西宮夫人之請說戒、拉師與往、路過神泉苑、小蛇出俟、叟下授安陀衣、爲唱戒法、則作馴伏狀、率以爲常、一日師竊袖卿石塊俟、蜿蜒便打殺、叟大美師曰、俊哉此擧、衲子手段、擧措脫空、政若斯、爲宜政若斯、

〔武野燭談十〕本多作左衞門人煮釜碎去之事

東照宮濱松御城に御座の時、御討入御歸陣の節、阿部川原に、人を煮釜あり是を御覽有て、此釜濱松へ可遣由、奉行に被仰付けるゆへに、彼人承り、濱松へ持せ送る道にて、本多作左衞門是を見て、子細を問に、云かく〱の由、被仰付ける由答ければ、則人足に申付て打碎捨にけり、扨奉行承ける人に申けるは、濱松へ參り、可申は、天下をも望可有人の、人を釜にて殺すべき罪を犯すやうに、仕置をするにて候哉、作左衞門が申て、釜をば打碎かせたりと、具に可申上、一言も殘したらば、後惡かるべしと、下知しける程に、奉行しける人、有の儘に申上ければ、東照宮殊に御赤面、頓て作左衞門を召、御誤り被遊たり、

〔常山紀談十一〕東照宮、柳生又右衞門は、石田が士大將島左近と、同國のよしみにて懇なりと聞召れ、左近方へ行て物語して、彼はいかにいふらん聞て來れと仰有しかば、柳生左近に逢て、世間の物がたりし、いかに成るべき事ならむといひければ、左近聞て、今松永、明智二人の智謀決斷ある人なければ、何事か有るべきと、打笑ひけり、此子細は、或時石田密謀に及びけるに、左近豐臣家の爲を存せんに、斯あらで止べきや、されども爰に存る旨あり、大事を企るには、我志す處を無二無三に決斷して、少しも猶豫有るべからず、云かるに去年より度々仕課すべき圖を、空しくはづし給ふ事多し、既に時を失ひぬ、能々世のありさまを見るに、石田の家を惡む人々、大かた德川殿に

心を寄たり、當家の存亡計るべからず、一日の過ゑも殘多し、只理を非にまげて、唯今まで疎遠の諸大將達へもへりくだり、遺恨なく計ひて、交り親しみゑばらく時を待べきも、一つの計策にてこそといひければ、三成されば縱令一時に能志を遂るとも、後の安かるべき樣を計るなりといひけるに、左近いや〳〵事能く一時に勝を得るならば、後に何の危き事か候べき、內府に親しき人々を積るに、其兵二万に過べからず、味方素より心を合する大國の人は、又近國の兵を集るとも忽馳寄て、五六万には及ぶべし、景勝卿再拜を取て下知し、關東を攻破らんに、何程の事か候べきとて、又存る旨をいひ出しけるに、客の來て三成座を立ければ、樫原彥右衞門居殘りて、左近に向かひ、いかにも仰さる事也、松永彈正、明智光秀は、無双の惡逆者なれど、事を決斷するに、誰か相並ぶべき、此詮議の破り、相手に賴むべきものをといひけるとかや、其によりてかく柳生には答へけるとなり、

〔勇士物語一〕大坂にて、三浦與右衞門は、弓大將なりける、味方敗軍の時、下知して、味方を射させける故、味方備たて返す、ゑかれども、とかくいふものおほかりける、味方百人射させ、一万の備かためさせけるは、大なる功なりとて、御感狀下さる、

〔武野燭談十六〕直孝忠勝信綱重宗愼勤之事

奧州〇伊達政宗笑ひ顏にて、されば候、大神君百万石可給との御制詞、今に事切申さゞる故、此儀を申たる事、餘儀もあらずと申たり、掃部頭〇井伊直政是を聞て、御誓約と宣ふ御眞翰、御所持にやと語りければ、中々憚成御神盟の一紙こそ候へ、御目に可懸とて取出す、掃部頭手水嗽し、是を拜見し、可違もなき御直判にて、是ほどの證據ゆめ〳〵うけたまはらず、但此御神文掃部頭にたまわるべし、申請つとて押戴寸々に引裂給ひけり、昔は百万石はさて置、貳百万石も參らせ度こそ、東照宮思召けめ、只今御覽せば、何國にて加恩の地候哉なまじいに此書付、貴宅に取傳られて、上江も御

代々の御願ひ事絶す、此事申募らる丶ほど、無詮事にて候、公私ニ付、無益の事引出しては、何の用ぞや、且は家の爲を思はさるべし、掃部頭が申請て、かく仕る次第、御神文の儀成事、早々達上聞可申也、相構て此事思召とゞめられよと、思ひ切たる仕形顔色、さし向ひに手を可究掃部頭がかようの事なれば、陸奥守をはじめ、暫く物をもいわす、家司以下、次に詰たる者共も、掃部頭が威にのまれけるが、伊達家の面目に備ふる御神文引さかれながら、とかふ申者なし、陸奥守も一應は存より申されけれ共、掃部頭が道理に屈伏して、此上は家の事、賴むよしをぞ申されけるとかや、

〔享保盛典〕忠良〇本多御道の警衛うけたまはり、家人等數多引具して、兩國橋のこなたの大路を固めしに、この時、御船にて、淺草川を南に下らせ給ひ、御船も近よらむほど、火におはれし雜人等、老たゑ若き、にげ迷ひて、橋を渡らんと、つどひ來りけるに、徒士かたくとゞめて、通さゞりしを、忠良見かねて、〇中略たゞわがはらからひに任せられよ、忠良其罪かうぶるべしといひければ、徒士もさらばとて、橋を通しける、

忍耐　克己　併入

忍耐ハ、又堪忍ト云ヒ、邦語ニ之ヲタフ、又ハシノブト云フ、能ク苦艱ニ堪ヘテ、其意志ヲ變ゼザルヲ謂フナリ、

克己ハ、我ヲ去リテ、正ニ就クヲ謂フ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕太疊字堪忍(カンニン)

〔下學集〕下態藝堪忍(カンニン)

〔書言字考節用集〕八言辭堪忍(カンニン)

忍耐例

〔類聚名義抄六心〕忍知軫反、和ニン　シノフ　〔同七寸〕耐奴代反、シノフ　タフ　オサフ

〔伊呂波字類抄太辭字〕堪タフ　タエタリ　任　耐　勝　能　通　要　克　仔　爲已上同　〔同志辭字〕忍シノフ　忍耐

〔信玄家法下〕一毎事堪忍之二字可懸意事、古語云、胯下恥小辱也、成漢功大切也、又云、一朝怒失其身、

〔伊勢平藏家訓〕堪忍の事

一堪忍とは物事をこらへる事なり、我心に我儘をしたきをこらへとほすべきなり、五常五倫の道も、堪忍の二字を不用してはをこなふ事ならず、其外何事も堪忍の心なくては善事はなす事かなはず、皆惡事をなす、萬事皆堪忍を本とすべし、主人の敵父母の敵此二つばかりは堪忍すべからず、いかにしても敵を討べし、是も其敵を討おふするまでの間は、堪忍を專にせざれば討おふする事ならぬなり、能々心得べし、堪忍は心を長くゆるやかにもたざれば、堪忍なりがたきものなり、

〔爲學玉箒後篇中〕或問、人に對し遺恨叉は不足など出來るは、堪忍せざる故なり、堪忍さへすれば、何事も和合して睦じかるべし、然れども其堪忍がなりがたし、いかゞ心得候はゞ、堪忍なるべきや、

答、堪忍するは重き事なれば、必定といふにはあらず、まづは誰にても人に對し、何事によらずいひぶん出來る時、唯身に立かへりて、我が惡き故といふ事を、眞實に辨へなば、いか樣の事も堪忍しやすく、いひぶんは出來まじきか、此我がわるきといふ事は、諸人常に口にはいひやすけれども、眞底より万事我があしきと知ることは甚かたし、予〇手島信近き頃此事を感得いたしたる故、かくいふなり、

〔日本書紀十一仁德〕三十年十月甲申朔、遣的臣祖口持臣、喚皇后、一云和珥臣祖口子臣、爰口持臣至筒城宮、雖謁皇

后、而默之不答、時口持臣沾雪雨以經日夜、伏于皇后殿前而不避、於是口持臣之妹國依媛仕于皇后、適是時侍皇后之側、見其兄沾雨而流涕之、歌曰、椰莽辭呂能莵莵紀能瀰揶珥、茂能莽烏輸、和餓齊烏瀰例麼、那瀰多愚摩辭茂、時皇后謂國依媛曰、何爾泣之、對言、今伏庭請謁者妾兄也、沾雨不避猶伏將謁、是以泣悲耳、時皇后謂之曰、告汝兄令速還、吾遂不返焉、口持則返之復奏于天皇、

〔日本書紀十三允恭〕元年十二月、妃忍坂大中姫命、苦群臣之憂吟、而親執洗手水、進于皇子〔○允恭〕前、仍啓之曰、大王辭而不即位、位空之既經年月、群臣百寮愁之不知所爲、願大王從群望、強即帝位、然皇子不欲聽、而背居不言、於是大中姫命惶之不知退而侍之、經四五尅、當于此時、季冬之節、風亦烈寒、大中姫所捧鋺水溢而腕凝、不堪寒以將死、皇子願之驚則扶起、謂之曰、嗣位重事不得輙就、是以今不從、然今群臣之請、事理灼然、何遂謝耶、

〔源平盛衰記四十六〕賴朝義經中違事

鎌倉殿〔○源賴朝〕仰ケルハ、九郎ガ心金ハ怖キ者也、西國討手ノ大將軍ニ、誰ヲカ可立ト思シカバ、兩三人ヲ呼、心根見ントテ、提紘ヲ燒テ、手水カケテ進セヨト云シカバ、始ハ蒲冠者參テ、手ヲ燒、アト云テ退ヌ、二番ニ小野冠者來テ、是モ手アツシトテ除ヌ、三番ニ九郎冠者〔○義經〕白直垂ニ、袖露結肩ニ懸テ、彼燒タル提紘ヲ取テ、顏モ損ゼズ、聲モ出サズ、始ヨリ終マデ、手水ヲ懸通シタル者也、アハレ是ヲ今ノ大將ト思テ、都ヘ上セ西國ヘ指下タレバ、木曾ト云、平家ト云、三年三月ノ戰ニ、九郎冠者先ヲノミ蒐ケレ共、終ニウス手一モ負ズ、〔○下略〕

〔東海一休和尚年譜〕師〔○一休〕年二十二歲、初赴江之堅田、求謁於華叟師、閉門峻拒、師意誓吾不得謁、決死於此矣、露眠草宿不少屈、夜投虛舟、且造庵前、既經四五日、叟偶赴村齋出門、見師蒲伏門側、而顧左右曰、前日僧猶在此、急須水洒杖逐、齋退歸庵、見師猶屹不去、遂延以處置、一語投契、舉々參請、

〔志士清談〕信長〔○織田〕放鷹ニ出テ、鶉ノ落草アリ、秀吉徹キ時、コレヲ守ラシム、先左右ノ鶉ヲ取セテ

後、秀吉ノ守所ニ抵ル、鶉遠ク這テ、犬ヲ入テモナシ、信長怒テ、汝猿何ヲカ守レルヤ、立ナガラ睡リタルカ、吾聞ク、眞薪ヲ以テ、皮膚ヲ摩スレバ、大ニ腫ト、命ジテ摩セシム、衣ヲ脱ギ、裸ニナシテ摩スルニ、皮膚細截シテ血流ル、家ニ歸テ後チ、身熱シ腫疼コト甚シ、秀吉、其夜更番ニ當レリ、城ニ往テ宿ス、怨言慍色ナシ、明日信長見テ、笑テ召之、秀吉目モ腫レ塞ガリテ、見ルコト能ハズ、足モ腫レ滿テ、歩コト不堪、榲ニ觸レテ仆ル、起テ匍匐シテ前ム、皆誹テ曰、何ゾ自ラ愧ルコトヲ知ラザランヤ、或曰、大志アル者ハ、小辱ヲ憂ヘズ、是レ韓信ガ胯下ノ俛出ニ同ジ、吾人必ラズ彼ガ下風ニ附カザル者ハアラジト、果シテ其言ノ如シ、

〔近代正說碎玉話 六〕安藤帶刀忠義篤厚之事

源君○徳川家康同ク召使ハレタル人、皆一萬石ヲ賜リタル中ニ、安藤帶刀直次ノミ、横須賀五千石ヲ賜リヌ、○中略十年餘ヲ過テ、成瀬安藤等、御前ニ伺候スル次デニ、汝等面々一萬石ノ領知ヲ與ヘヌ、仕置キ法度、イカヾスルゾト御尋アリ、成瀬、臣等皆一萬石ナリ、安藤ハタヾ五千石也ト白ス、源君驚カセ給ヒテ、○中略五千石十餘年ノ米穀ヲ積デ、一度ニ下シ賜リヌ、

〔藩翰譜 二長澤〕或時、若君○徳川家光大殿の御寢殿の屋の軒に、雀の巢をくひ、子を生みたりしを、こなたより御覽じて、慾しがらせ玉ひ、長四郎とりて參らせよとあり、長四郎○松平信綱年十一歲のときなれば、いかにも叶ふまじきよし辭しければ、晝は驚ろきて、飛去る事もありなん、巢くひし所よく見置て、日暮てこなたの屋の軒の端さして登り、かしこにしのび行て取べし、おとなは身おもく足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよと、候ふ人々の敎へしかば、力なく、日暮てあなたの屋よりして、つたひ〳〵ゆく、既に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに、踏損じ、御つぼの内へどうとおつ、將軍家○徳川秀忠御刀取て、障子引あけ玉へば、御臺所燈火とつて、出させ玉ひ、御覽ずるに、長四郎にて在けり、將軍家不思議に思召て、汝は何しに爰には來りぬるぞと、御尋ありしに、今日の晝、此

御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを遙かに見て、餘り慾しさに、取りに參りて候と申、將軍家いや〳〵おのれが心にはあらじ、誰がをしへけるぞと、いろ〳〵に御推問あれども、幾度も初め申せしことばにかはらず、おのれ事の由有のまゝに申さず、爭ひぬるこそ、年比にも似ぬ、不敵なれと仰られて、大きなる袋の中におし入れて、口を御手づから封じ給ひ、柱にかけさせ給ひ、事の由ありのまゝに申さゞらん程は、いつまでも、かくて候へと仰けれども、猶爭そひ申す事初めの如く、夜既に明て、常の御座に出させ給ふ、御臺所は夙く心得させ給ひて、かれが幼なき心にて、身のかなしさをかへりみず、竹千代君の仰なりと申さゞる事を、深く感じたまひて、女房達に仰せて、朝がれい召して、是たうべよとて給りて、又御手づから、元の如くにぬはせ給て、置させ給ふ、晝の程、將軍家入らせ給ひ、又推問ありしかど、終にことばをかへず、御臺所御わびことありしかば、さらば向後の事を、愼むべきよし仰せて、御ゆるしあり、將軍家御臺所にむかはせ玉ひ、彼が今の心にて生立たらんには、竹千代の爲には、双なき忠臣にて侍らんものぞとて、殊の外悅ばせ給ひしとなり、

〔甲子夜話九〕又此侯〇松平治政、號二一心齋一、ノ事ヲ聞タルハ、在職中ノ事ナリ、中澤道二トテ、心學ノ一流ヲ唱ヘ、一時都下ニ鳴レリ、當時權門勢家モ多ク延致ス、又假字ノ著述多シ、曰フ、人ハトカク堪忍第一ナリ、堪忍ヲ旨トセザレバ事成ラズト書テ、道歌ヲ載ス、

堪忍ガナル堪忍ガ堪忍カナラヌ堪忍スルガ堪忍、世ヲ以テ賞傳シテ皆相誦ス、一心齋心ニ悅バズ、一日道二ヲ其邸ニ招ク、期スルニ巳牌ヲ以テス、道二至テ謁ヲ通ズ、謁者不出、ヤヽアリテ出、道二來レルコトヲ告グ、謁者入テ又不出コト良久シ、日已ニ午ニ及ベドモ如初、道二ヤヽ空腹ニナリ、人ヲ呼ベドモ人無シ、トカクスル中ニ自鳴鐘ノ音聞エ申時ナリ、道二シキリニ人ヲ呼ブコト厲シ、而後用人除々トシテ出ヅ、道二乃應召シテ來レルコトヲ言フ、用人入テヤガテ奥ニ通ラル

ペシト云、道二ハ主人出迎ニヤナド、心中ニ思ナガラ入ルニ、案外ニ酒宴ノ席ニテ、杯盤狼藉タリ、道二至ルト、坐客ノ中即一盃ヲ獻ゼン迚、數合ヲ容ベキ大盃ヲ傾テ、道二ニサス、少婦起テ滿酌ス、道二ハ下戸ナリト言テ辭ス、客强テ不止、道二固ク辭ス、客怒リテ人ノサス杯ヲ飲マザルハ不敬ナリト云テ、盃酒ヲ道二ノ頂ニ灌グ、道二大ニ嗔リ、道ノ爲ニ人ヲ招キ、カヽル擧動ハト云テ坐ヲ起ントス、時ニ一座ノ諸人同音ニ、ナラヌ堪忍スルガ堪忍ト、高聲ニ唱ヘ、足下ノ心學未熟ナリトテ、ドツト笑タリ、道二大ニ愧テ逃還レリト、

○

克己

〔承應遺事〕謝上蔡の語に、克己須從性偏難處克將去、とあるを稱し給ひ、常に御工夫を用させ給ひけり、御生質〈○後光明〉雷をおそれ給ふに、これも性偏なる處よりかくはあるとて、雷はげしかりける時、御簾のもとに出させ給ひ、御靜座ましく〱けるに、御神色かはせられず、雷やみていらせ給ひけり、其後雷の御おそれなかりしとなん、

〔類聚國史〈六十六人〉〕弘仁十四年七月甲戌、越後守從四位下伴宿禰彌嗣卒、〈○中略〉頗便步射、苦好鷹犬、爲人疾惡、不憚射人、晩而改操、暴慢不聞、

〔三代實錄〈四清和〉〕貞觀二年十月廿九日乙巳、正三位行中納言橘朝臣岑繼薨、岑繼者、贈太政大臣正一位淸友朝臣孫、而右大臣贈從一位氏公朝臣之長子也、氏公朝臣是仁明天皇之外舅、岑繼所生、是仁明天皇之乳母、故天皇龍潛之日、陪於藩邸、稍蒙寵幸、岑繼身長六尺餘、腰圍差大、爲性寬緩、少年愚鈍、不好文書、天皇見其無才、歎曰、岑繼也、是大臣之孫、帝之外家、若有才識、公卿之位庶幾可企、何其不讀書之甚哉、岑繼竊聞、慙恐於心、乃改節勵精、從師受學、書傳略通音旨、

〔文會雜記〈二上〉〕一春臺ハ元來性ノ急ナル人ナレドモ、學問ニテネリツメテ、從容トシテヲルコトヲ習テ、久シキニタユルコト得モノナリ、ソレユヘ會業ナドノ日、外ヨリ來ル狀ナドヲ書コト、隨

分ユル〳〵書レタリ、スベテソノ如クニテ、一生ノ間ウロタヘタルコトヲ見スルコトナシト、元鱗ナド語レリ、

〔石田先生事蹟〕先生〇石田梅巖曰く、われ性質理屈者にて、幼年の頃より友にも嫌はれ、只意地の悪しき事有しが、十四五歳の頃、ふと心付て是を悲しく思ふより、三十歳の頃は、大概なほりたりと思へど、猶言の端にあらはれしが、四十歳のころは、梅の黒燒のごとくにて、少し酸があるやうにおぼえしが、五十歳の頃に至りては、意地惡しき事は大概なきやうにおもへり、

先生五十歳の頃までは、人に對し居給ふに、何にても意にたがひたる事あれば、にがり顔し給ふ様に見えしが、五十餘になりたまひては、意に違ひたるか、違はざるかの氣色少しも見え給はず、六十歳の頃、我今は樂になりたりとのたまへり、

〇按ズルニ、飮酒ヲ節スル事ハ、飮食部酒篇ニ載セタリ、

古事類苑

人部二十二

訓誡

訓誡ハ、邦語ニ之ヲヲシヘト云ヒ、又イマシメ、若シクハイサメトモ云フ、卽チ其言ノ人ノ敎訓鑑誡トナルベキモノヲ謂フナリ、吾國古來風俗敦厚ニシテ、常ニ行實ヲ重ジ、特ニ言ヲ立テヽ、世人ヲ敎誨スル等ノ事甚ダ稀ナリキ、然レドモ事ニ臨ミ時ニ應ジテ、臣下ヲ誡メ、子弟ヲ訓ヘ、又ハ自己ノ鑑誡ヲ作リ、或ハ家訓ヲ設ケテ、家族ノ爲ニ、其遵守スベキ規範ヲ示シ、或ハ遺誡ヲ書シテ子孫ノ爲ニ、長ク服膺スベキ敎訓ヲ遺シ、或ハ又他人ノ需ニ應ジテ訓誡ヲ與ヘシモノモ亦尠シトセズ、今其梗槪ヲ採テ、此ニ收載セリ、

名稱

〔新撰字鏡 言〕詾、說、訩(三形同、虛容反、勇也、訢也、詔也、伊佐牟、) 諭(以具愈遇二反、去、告也、曉也、諫也、)

〔類聚名義抄 五言〕詾(イサム) 誡(音戒、勅也、告也、イマシム、) 誡(正) 諫(俗) 訓(吁運反、ヲシフ、ミチビク、イマシム、和クン) 訓(亜) 誥(時林反、マコト、イマシム、) 警(音景、イマシム) 謹(居隱反、ツヽシム、イマシム、) 誨 譲(音悔、諫也、クヱ、ヲシフ、和クヱ) 諷(イマシム、ヲシフ、イサム、和フウ)

〔伊呂波字類抄 遣人事〕敎(ヲシフ) 訓 搗 風 諫 詮 記 慘 傾 化 諷 敎 講 摘 甚 喩 譯 誦 呰 便 諭 基 授 誨(諄誨、巳上同、ヲシフ、) 〔同 左人事〕諭(サトス) 喩 智 穏 懇 愬 躰 解 體(文鏡之五、本義理也、) 吾 了(巳上サトル)

〔運步色葉集 伊〕戒(イマシメ) 誡(同) 〔同 遣〕敎(ヲシヘ) 誨(同) 訓(同) 〔同 佐〕曉(サトス)

〔易林本節用集 伊言語〕誡(イマシム) 戒(同) 〔同 遣言語〕訓(ヲシフ)

誡臣下

〔倭訓栞前編伊三〕いさむ　勇をよみ、新撰字鏡に詢もよめり、率なふと義通へり、諫諍をよめるも勇也と注せり、歌に伊駒山いさむる峯などつゞけるも、駒のいさむる意なり、文選に半漢をよめり、日本紀に制字、万葉集に禁字をよめるも、諫諍と意かよへり、歌に多くよめり、俗に神をいさめるといふも、勇より出たり、

いましむ　戒をよめり、令急の義なり、勅をよむは、誡勅の義也、警字も同じ、縛をいましむといふは、禁戒の意なり、

〔倭訓栞前編乎五〕をしふ　敎又誨又訓をよめり、人を敎ふるは、愛惜する情より起れば、はたらかしたる詞成べし、

〔倭訓栞前編佐十〕さとす　諭をよめり、令悟の意也、日本紀に了もよめり、

〔十六夜日記〕むかしかべのなかよりもとめ出たりけんふみの名をば、今の世の人のこは、夢ばかりも身の上のことゝはしらざりけりな、みづくきの岡のくず葉かへすがへすもかきおくあとたしかなれども、かひなきものは、おやのいさめなり、

〔太平記十六〕正成首送故鄕事

母急ギ走寄テ、正行ガ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ、申シケルハ、〇中略角テハ父ガ名ヲ失ヒハテ、君ノ御用ニ合進ラセン事有ベシ共不覺ト、泣々勇メ留テ、拔タル刀ヲ奪トレバ、〇下略

〔今川記三〕今川了俊同名仲秋へ制詞條々〇中略

應永十九年二月日　沙彌了俊〇中略

是當家の龜鑑なり、誠に萬代不易の庭訓なるべし、〇下略

〔續日本紀十五聖武〕天平十五年五月癸卯、宴群臣於内裏、皇太子〇孝謙親儛五節、右大臣橘宿禰諸兄奉詔奏太上天皇〇元正曰、〇中略太上天皇詔報曰、現神御大八洲我子天皇乃掛母畏伎天皇朝廷乃始賜比

造賜幣留寶○寶恐爾乎誤國寶等氏之此王乎令供奉賜波、天下留立賜比行賜部流法波可絕伎事波無久有家利止、見聞喜侍止奏賜等詔大命乎奏、又今日行賜布態乎見行波、直遊止乃味留波不在之氏、天下人留君臣祖子乃理乎教賜比趣賜布留止有耳志奈母所思須、是以教賜比趣賜比奈何耳受被賜持氏、不忘不失可有伎表等之氏、一二人乎治賜波奈那毛止所思行須止奏賜止詔大命乎奏賜波久止奏、

〔扶桑略記醍醐二十四〕延長八年九月廿二日壬午、天皇年卌六、禪位皇太子寛明親王、或記、延喜醍醐○醍醐天皇御製曰、勿多酒飮、又會人唯陳要事、勿多言語、又家內身中、貧富善惡之事、不可輙披談、又交衆之間、爲公家及世人、雖非殊謗、而有言不善之輩、如然之間、必避座而却去、若避座無便、守口攝心意、勿預其事、縱人之喜不可謂之、況乎其惡乎、又縱有人、甲與乙有隙、若好件乙、則甲結其怨、又勿伴高聲惡狂之人、常重情貴身、不可行輙輕事、又勿爲大怒、心中雖怒止思、又勿生慢逸之心喜怒之心、敢無餘過、又始自衣裳、至于車馬、隨有用之、勿求美麗、不量己力、勿好美物、德至力堪、何有之、又輙不可借用他人之物、若要事有限、有借用、其後不過時剋、早以返送之、又乞不可乞之人、共不可共之物、非只一家之害、必諸人之謗又他與他相陳、善惡二事、橫不可加言、又他人所言、我以彼同言、不可陳之、又不我所知之事、不可執行、又相對言談之外、不可見人顏之、

〔日本書紀推古二十二〕十二年四月戊辰、皇太子親肇作憲法十七條、一曰、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、二曰、篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法、人鮮尤惡、能敎從之、其不歸三寶、何以直枉、三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、方氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必愼、不謹自敗、四曰、群卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上不禮而下非齊、下無禮以必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治、五曰、絕饗棄欲、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、況乎累歲、須治訟者得利爲常、見賄聽讞、便有財之訟、如石投水、乏者之訴、似水

投石、是以貧民、則不知所由、臣道亦於焉闕、六曰、懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其諂詐者、則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者、對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆无忠於君、無仁於民、是大亂之本也、七曰、人各有任掌、宜不濫、其賢哲任官、頌音則起、奸者有官、禍亂則繁、世少生知、尅念作聖、事無大少、得人必治、時無急緩、遇賢自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王、爲官以求人、爲人不求官、八曰、群卿百寮、早朝晏退、公事靡盬、終日難盡、是以遲朝不逮于急、早退必事不盡、九曰、信是義本、每事有信、其善惡成敗、要在于信、君臣共信、何事不成、君臣無信、萬事悉敗、十曰、絕忿棄瞋、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理誰能可定、相共賢愚、如鐶无端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖得、從衆同擧、十一曰、明察功過、賞罰必當、日者賞不在功、罰不在罰、執事群卿、宜明賞罰、十二曰、國司國造、勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公賦斂百姓、十三曰、諸任官者、同知職掌、或病或使、有闕於事、然得知之日、和如曾識、其以非與聞、勿防公務、十四曰、群臣百寮、無有嫉妬、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極、所以智勝於己則不悅、才優於己則嫉妬、是以五百歲之後、乃令遇賢、千載以難待一聖、其不得賢聖、何以治國、十五曰、背私向公、是臣之道矣、凡人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟、十六曰、使民以時、古之良典、故冬月有閒、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服、十七曰、夫事不可獨斷、必與衆宜論、少事是輕、不可必衆、唯逮論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理、○本文有誤脫、以拾芥抄補正、

〔澀柿〕賴朝佐々木に被下狀

次郎兵衞○佐々木定重事まことしくは思召ね共、世のならひさる事もなからむ哉、不便の事也、一方ならぬ心中ども、思召やらるゝ也、わかき者のくせといひながら、餘に心とく、はやりたる者にて有と、御覽せしに、案のごとく、心みぢかく、物さわがしくて、父兄弟にも咎をかけ、天下の大事ともな

す也、結句は身も終にけるにこそあんなれ、事の次でなれば、仰らるゝぞ、定綱は猶も子共を持たればいひをしへよかしと思召也、武士といふ者は、僧などの佛の戒を守るなるがごとくに有が、本にて有べき也、大方の世のかためにて、帝王を護まゐらするうつはもの也、又當時は鎌倉殿の御支配にて、國土を守護しまゐらする事にてあれば、錐を立るほどの所をしらんも、一二百町を持ても、志はいづれもひとしくて、其酬に命を君にまゐらする身ぞかし、私の物にはあらずとおもふべし、さるについては、身を重くし心を長くして、あだ疎にふるまはず、小敵なれども侮心なくて、物さわがしからず、計ひたばかりをするが能事にて有ぞ、ねたさはさこそ有けめ共、はづかしかるべき武士にもあらず、何にもたゝぬ宮仕法師と云、賤き者に寄合て、身を損じぬるは、心短きがいたす所也、○中略宮仕法師の故より事起りて、京より流されまゐらせたること、見ぐるしく御面目なくて、公私の名折にはあらずや、只いちはやき咎一つより起たる也、定綱は宮仕も勳功も有がたく、御心安も思食ばこそ、かたへもあらそひし箙開の餅の二の口をも給て、他の人の恨をもおひたりしか、又近江の國をも預たびぬれば、就中件の國は、都もちかく、聞る山三井寺もあれば、旁の狼藉、向後とてもなからんや、能々案じて、はからひて事をも過さず、さればとていふがひなくもせず、かまへてなさけ有て、國の者どもにも、親の樣におもひつかるべし、物をとらず、人にもすかされず、たゞしく行ならば、おのづから威勢と成て、人にも用られて、自然に國も治、法師ばらなどにも、侮らるまじき也、わが身は、國の撿非違使ぞかしとて、其事となく、人はおぢおそれんずると、勝にのりて、小事をとがめて、威をふるはんとし、國の者共をも、所從などの樣におもひなして、振舞事あらば、後には能事あらんや、かへて耻に成べき企也、都近ければとて、京のなま人にはしく〳〵、僧や兒などに交遊などして、きしも智惠ふかき京人どもに、心きはをもみえしられて、することも云ことも、何ばかりの事かあらんなど、さわぐりみえらるゝ間敷也、武士は鬼神やら

ん、何やらん、さこそふかき心中に、案をこめて持たらめと、人にうとく思はれんのみにこそ、君の御爲も彌然べけれ、返々も鎌倉殿御家人にて、久敷も又子どもの末まで續せんとおもはゞ、心を長くしてつゝしみてよかるべき、筋なき事仰たりとおもはで、此御文をよく〳〵見まゐらせて、子共にも面々云をしへよとの仰にて候也、仍執達如件、

閏十二月廿八日　　盛時奉

佐々木太郎左衛尉殿

〔梅松論下〕或時兩御所御會合在て、師直幷故評定衆を餘多めして、御沙汰規式少々定められける時、將軍〈○足利尊氏〉仰られけるは、昔を聞に、賴朝卿廿箇年間、伊豆國にをいて辛勞して、義兵の遠慮をめぐらせし時に、〈○中略〉彼政道を傳聞に、御賞罰分明にして、先賢の好する所なり、しかりといへども、尚以罰のからき方多かりき、是に依て氏族の輩以下疑心を殘しける程に、さしたる錯亂なしといへども、誅罰しげかりし事いと不便也、當代は人の歎きなくして、天下おさまらん事、本意たるあいだ、今度は怨敵をもよくなだめて、本領を安堵せしめ、功を致さん輩にをゐては、殊更莫太の賞を行はるべき也、此趣を以、面々扶佐し奉るべきよし仰出されし間、下御所殊に喜悅有ければ、師直幷評定衆、各忝將軍の御詞を感じ奉て、涙を拭はぬ輩はなかりし、

〔細川賴之記〕貞治七年二月二日、賴之書二内法三箇條一、爲二近習者之戒一、又令三南都敎司盛政入道常近侍習二禮義一敎二文學一、賴之、將軍〈○足利義滿〉近習ノ人々、奸惡ノ人アッテ、幼君ノ耳目ヲマヨハシ、傍輩ノ中ヲモ言サマタゲンコトヲ恐レテ、内法三箇條ヲ作テ、在是掛二殿中一、以二諸人ノ爲一戒、

其掟云

一御近習ノ人々、以二賤奸心一仰ニ隨ンガ爲ニ、不善ヲ以善ナリト言上スルコト、大キナル曲事也、又

爲貪當座ノ賞、邪曲徒事ヲ申シ進ルコト無道至極セリ、於傍輩他ヲ惡道ニ引入スル族、於公儀大奸不忠ノ人也、隱謀ノ大罪ニ同ゼン物カ、且ハ天下ヲ亂スノ端也、且ハ幼君ノ怨敵ナリ、何事カ如之哉、可諫不諫、猶尸位也、マシテ同ゼンヲヤ、邪ノ徒事ヲ進奉ランヲヤ、堅可禁之、自今以後如是ノ族アラバ、早不依親疎見聞次第ニ、侍所ニ可訴、是尤大忠也、其賞何ゾ淺カランヤ、並彼於奸人依輕重任先代法可被罰之事、

一私ノ遺恨ヲ爲達、公儀ヲ借リ吹毛疵ヲ求、言ヲ巧ニシテ、密ニ奉訴幼君事、兼テハ又一身ヲ立ンガ爲、他ノ難非ヲ顯ス事、附幼君ノ仰ニ隨テ、不善ノ人ヲ善ナリト言上仕、善ナル人ヲ不善ト申、大善ヲ隱シテ小惡ヲ言上仕、大惡ヲ隱シテ小善ヲ言上ス、加之上部ニハ巧ヲ和ト愛ト直トヲ僞リ、内ニハ貪ト欲トノ深キヲ隱ス、小佞ハ小賢ヲマネセリ、大佞ハ大賢ヲマネセリ、幼君ヲ邪路ノ大穴ニ墮入奉ルノ大禍有、政道ノ邪魔タリ、又ハ天下大亂ノ端、國ヲ亡スノ根ナリ、是ヲ佞人ト云ナルベシ、如是人又隱謀ノ大罪ニ同ゼンカ、此ヲ見聞シテ侍所ニ訴ル者、大忠タルベシ、將又彼佞人ニ於テハ、大ニ罰スベシ、小佞小奸ヲモ閣事ナカレ、小惡ヲ不禁大惡發リ、小善ヲ不賞大善滅スト、御近習ノ人々此旨ヲ存ベキ事、

一私用ヲ專トシ、遊樂ヲ事トシ、又ハ爲人謀テ忠不在ヤト云テ、傍輩ノ用ヲ重クシ、奉公ノ行ヲ怠ル事、大ナル僻ナリ、凡諸文ヲ學ミ諸藝ニ達ントスルコト、其用何事ゾヤ、其職ニ居テ其行ヲ能成サントスルニ有、行ニ學ノ德用ナク、藝ノ用ナクンバ、何ニカハセン、マシテ行ニ怠在ンヲヤ、公ヲ立テ、私ヲ次ニスルハ、古ノ道也、公ヲ背テ、私ヲ立ルハ無道ナリ、國亂ノ根ナレバ也、益シテ遊樂ヲ專トシテ、職ノ行ヲ次ニセン者ハ國賊ナリ、何ゾ公ノ大恩ヲ受テ、其行怠ンヤ、又公恩ヲ報ジ忠ヲ成ス事、父母ニ不替ハ右ノ道也、益シテ傍輩ヲヤ、爲人者誰カ此理ヲ不知ヤ知ナガラ角アラン者侈ノ頂上スル物也、傍輩ニ主ノ恩ヲ忘ル、侈ノ成ス所也、又身ニ文才ノ藝ノ功ナク、

忠ナフシテ大職ヲ望、大國ヲ領センコトヲ思フ、此過分ノ奢侈也、諸人ヲ惱亂セシムルノ端也天下ノ大亂ノ根也、幼君ノ威ヲ破リ、國家ヲ亡スノ逆臣也、不忠、不道、不知恩、其大罪一ニ非ズ、如是人其罰可重、此ヲ見聞シテ侍所ニ訴ル者ハ、大忠タリ、貴賤上下ニヨラズ、恩賞最深カルベシ、忘失スルコトナカレ、付無位威貴ニ身ヲ嚴リ、婆娑羅ヲ好ム、是又過奢ト慢トナリ大ニ可禁之事

右條々堅申定給ヌ、若違犯ノ輩於有之者、貴賤ヲ不論、罪禍可順法者也仍掟如件

貞治七年二月二日　　武藏守判

〔早雲寺殿廿一箇條〕一第一佛神を信じ申べき事

一朝はいかにもはやく起べし遲く起ぬれば、召仕ふ者まで由斷しつかはれず、公私の用をかくなり、はたしては必主君にみかぎられ申べしと、ふかくつゝしむべし、

一ゆふべには、五ッ以前に寢しづまるべし、夜盜は必子丑の刻に忍び入者也、宵に無用の長雜談、子丑にねいり、家財をとられ損亡す、外聞しかるべからず、宵にいたづらに燒すつる薪灯をとりをき、寅の刻に起、行水拜みし身の行儀をとゝのへ、其日の用、妻子家來の者共に申付、扨六ッ以前に出仕申べし、古語には、子にふし寅に起よと候得ども、それは人により候、すべて寅に起て得分有べし、辰巳の刻迄臥ては、主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん、日果むなしかるべし、

一手水をつかはぬさきに、厠より厩庭門外迄見めぐり、先掃除すべき所を、にあひの者にいひ付、手水をはやくつかふべし、水はありものなればとて、たゞうがひし捨べからず、家のうちなればとて、たかく聲ばらひする事、人にはゞからぬ體にて聞にくし、ひそかにつかふべし、天に跼、地に蹐すといふ事あり、

一拜みをする事、身のをこなひ也、只こゝろを直にやはらかに持、正直憲法にして、上たるをば敬ひ、下たるをばあはれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にもかなふと見えたり、たとひいのらずとも此心持あらば、神明の加護有之べし、いのるとも心まがらば、天道にはなされ申さんとつゝしむべし、

一刀、衣裳、人のごとく結構に有べしと思ふべからず、見ぐるしくなくばと心得て、なき物をかりもとめ、無力かさなりなば、他人のあざけり成べし、○中略

一上下萬民に對し、一言半句にても虛言を申べからず、かりそめにも有のまゝたるべし、そらごと言つくれば、くせになりてせゝらるゝ也、人に頓てみかぎらるべし、人に糺され申ては、一期の恥と心得べきなり、○中略

一よき友をもとめべきは、手習學文の友也、惡友をのぞくべきは、碁、將棊、笛、尺八の友也、是はしらずとも恥にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたづらに光陰を送らむよりはと也、人の善惡みな友によるといふこと也、三人行時、かならずわが師あり、其善者を撰で、是にしたがふ、其よからざる者をば、是をあらたむべし、○中略

一文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは、古の法、兼て備へずんば有べからず、

〔信玄家法下〕一奉對屋形樣、盡未來不可有逆意事、論語曰、造次必於是、顚沛必於是、又曰事君能致其身、

一於戰場聊不可爲未練事、呉子曰、必生則死、必死則生、

一無油斷行儀可嗜事、史記曰、其身正則不令行、其身不正則雖令不從、

一武勇專可嗜事、三略曰、強將下無弱兵、

一毎遇不可虛言事、神託曰、雖非正直一旦之依怙、終蒙日月之憐、付但武略之時者、可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虛、

一對父母聊不可不孝事、論語曰、事父母能竭其力、

一對兄弟聊不可疎略事、後漢書曰、兄弟左右之手也、

一不相當身體義、一言不可出語事、應杭云、人出一言知其長短、

一對諸人少不可緩怠事、付於僮、童、女貧者、彌隨人可慇懃事、禮記云、人有禮則安、無禮則危、

一弓馬之嗜肝要事、論語曰、攻乎異端是害而已、

一學文不可油斷事、論語曰、學不思則罔、思不學則殆、○中略

以上九拾九箇條、多言漫喧他人之耳、寧無不往生之書二五十、入堂二五七、入亦此六之字、信玄家秘書口傳有、

永祿元年戊午卯月吉日　武田左馬助信繁在判

長老江

〔駿臺雜話二〕秘事は聽

東照宮○德川家康御在世の時、御近習のわかき者に、汝等身をたもつに簡要の語あり、五字にていふもあり、七字にていふもあり、いづれをきゝたきぞと仰られしに、いづれをも承度と申せば、五字にて云はゝうへをみな、七字にて云はゝ身のほどをしれ、汝等是を常に忘るべからずと、上意ありしとなり、

〔細川幽齋覺書〕細川幽齋は文武兼備なる事は、世にしる所なり、其自筆にて書しるされし覺書を、彼家士三宅某方に傳へたり、

軍中井侍の心得にも可成覺書○中略

一人には何ぞすき候事有之、弓、鐵砲、或馬、鎗、兵法、料理、亂舞、歌、盤上、鞠、鷹、數寄の道、武士の道何にても好事有之、我好候事は、かりそめにも咄す物にて候、又人の咄候にも、我好の事候へば、聞申候なり、又人により、武道の咄をばいたし、人の咄すをも、面白がり聞は、よき心懸の者と可存候大形人々の心中は咄し、或は愛する友を以ても知れ候と、松長と申名人の申され候、誠に相違と見え候、とかく諸藝とも我心に不染事はならざる事にて候間、其心得可有事、

一常々ものを能申候ても、戰場にては、有無の事申さぬ人有之候、又敵合の遠き程は、何かと口をきゝて、敵近くなり候ては、物いはざる人候、左樣に候將は、常々いか程口をきゝ、物を能申候ても、用に立ざる事にて候、殊に敵遠きほどは物を申、敵近くなり合戰前にしほれたる體にて居候事、殊の外見苦事にて候、常にはちと無口に候共、戰場にては諸人も聞届候樣に下知を致し、物の埒を申わけ候は、常に物をよく口をきゝ候より増し候事、〇中略

一士は信心を不取しては不叶事に候、殊に愛宕八幡は別て信仰有べく候、併火の物たち抔は必無用に候、我等若き時、火の物たちを致し、こりたる事候、兎角物を食はずしては何事も成がたかるべき事、〇中略

一戰場にて召仕候者、高名致し參候はゞ、頓て呼出し、言葉掛褒美有べく候、乍然一度に大分遣し候へば、跡より無比類手柄を致し、鎗を合、甲付の首など取候て參る者有之時、前の者に大分褒美遣し、勝れたる手柄者に少し遣候得ば、其身の恨は不及申、諸朋輩まで恨に存候間、可有其心得事、

一召仕候者に申付候儀をば、堅く申付、又常には言葉をも懇にかけ可召仕候、左樣に無之とて、侍程の者、主人の先途を見捨る事は、有間敷候へども、懇に致し置候得ば、同じ捨候命をもおしく不存、忠節を致すべく候、然時は常々召仕樣肝要に候事、

一信長樣御軍法は、御敵を仕たる者は、子々孫々迄も御はたし其跡をもかへす程に、稠敷被成候て、天下を御治め被成、內裏の御修理等仰付られ、王法の衰へたるをも御取立候て後、子細有之候て、上京さはき拂被成候とて、京の地子御免被成、萬事賞罰正く仰付られ候故、萬民に至迄不奉仰といふ事なし、乍然一度御敵仕候者御詫言申上、御旗下に被成候ても、御心をゆるされず、御にくみ淺からず候故、謀反人多く出來候、然る時は強き計にてもならざる事に候、右之段大閤よく御覽被成、御敵を仕候者は、稠敷被仰付、又御詫言申上、御旗下に成候得ば、御譜代同前に御懇に被成、御心置かれざる樣に被成候故、昨日迄御敵を仕候者も、身命を捨、忠節を致すべきと存候故、むほん人も無之候て、早く天下を御治め被成候、右兩大將の御軍法、かやうにうらはら違ひ候、此心持は小身の召仕の者にも可有心得事、

一男道のあまり律義なる計にても不成候、ちと人をだしぬく樣に心懸ず候ては、すぐれたる手柄も成間敷候、併人參候はでは、不成事に可有候條、左樣の所は樣子次第たるべき事、

一若きもの常々假初にも、ざれたる咄仕間敷候、左樣に候へば、諸人淺く見るものにて候、手柄をも致し候衆、又年寄衆に立交り、武用の咄をも尋聞候へば、其の身の後學にもなり、又脇よりもおも〳〵敷みゆるものにて候事、○中略

一大小便常にゆる〳〵と居つけ候へば、くせに成り候、陣等又はいそがしき時も、懸合にならざる物にて候、殊に常々御奉公のさわりにも成ものにて候間、是は常々のたしなみにて、なるべきものにて候事、○中略

一軍陣法度肝要に候、不法度にては、何事もならず候、殊更ぞうだんなど申合候へば、合戰心にそまず、左樣にさわがしき體を、敵見候へば、其まゝ合戰仕掛るものにて候、左候へば必越度を取申候、又いかにもしんにかまへしづまりたる備には、敵も仕掛ざる物にて候間、其心得有べき

事、○下略

〔介壽筆叢〕誡石銘

爾俸爾祿、民膏脂、下民易レ虐、上天難レ欺、

父母に孝行に、法度を守り、譏り驕らずして、面々の家職を勤め、正直を本とする事は、誰も存たる事なれども、彌能相心得候やうに、常に無二油斷一下へおしえ可二申聞一者也、

右紀伊大納言宗直卿、御家中へ毎月御觸の趣也、

爲經卿跋言以二晩翠日抄一書二於左一

右南紀國主故亞相治國齊民之要言也、字纔三四十、文用二俗字一、而詞理倶盡、縱使二潤色數百言一、復何加焉、創業之世、兵革之餘、勤レ孝守レ典、勵二怠慢一、誡二衿奢一、一皆本二之誠實一、紀國到レ今人傳誦レ之久矣、其臣加納政直遠請二予書一其語一加二跋言一、嗚呼故亞相之於二治國一可レ謂レ得二其要一矣、豈一方之敎而已、雖レ施二之天下一可也、寫二原本一書二數語於其左一云、

元祿五年三月穀旦　　藤爲經

〔仰高錄〕扨又奥向の輩へ、享保の始仰出有レ之、各心得の御書付、每歲御用掛、御側衆列座被レ讀レ之候而各拜聞、此趣忘却無レ之、書付候て常々懷中も可レ仕程に、相心得候樣との御事也、

一人馬分限相應に相嗜候義は勿論に候、あたま數に合候へば能と存、缺走不自由なる者、又は年にもたらざる者、馬を持候とも、ふかむてうなるは不二召抱一も同樣たるべき事、

一猥に極二樂一、または他行、かたく可二相愼一事、

一斷なくして、外樣と出合いたすまじき事、

一仲間の出合は、平生給候料理にて度々參會致べく候、尤武士の作法を不レ亂やう相心得事、

一衣服、家作等の義、少も見分にかゝはり取繕申まじき事、

但衣服、家作、或は料理等輕仕候義能と存候ても、世間並の風儀移候輩も有之候、愚人の謗には拘申まじく候、人馬相應に不拘、妻子幷養介人取亂、見ぐるしく暮させ候程なる恥は有之まじく候事、

一妻を持候者、幷娘を緣付候者、世間殊の外結構に候旨、兼而被爲聞召候、向後世間並にいたさでは先樣うけがわず候はゞ、約束致まじき事、

一御番に罷出候節、宿近く候とも、子細なくして歩行にて出申まじく候、且又五十以上の者も可成程は馬上にて相勤可申候事、

但病氣にて久敷馬上難成は可相制事

一馬鎗は不及申、若黨中間迄、急度可召連候、天氣能時、長柄傘一切無用の事、

但傘之儀、輕き事にて候得ども、個樣の無益之餘、晴がましき儀心付申樣にとの御事に候、

一外樣より奧向の者に對し、上を敬候而相應より諸事慇懃に仕事、手前よりも又先樣の人體を見はからひ、慇懃に禮儀等可致候、先の敬に乘じ、大體にいたし候は、御威光をかり私曲仕之元たるべき事、

但御用承候町人など、別て取入可申候、夫に取合私用を辨候義、是又私曲の元と存、可相愼事、

一知行被下候者、百姓の仕置正路に可仕義、或は苛がましき事をはぶき候心付は薄して、物成納候所は、一際多く申付候輩も有之、大なる心得違の事、

將又寬保三癸亥歲八月被仰出、面々一同、別て御役人共心得候樣にとの御書付、

一面々行儀作法は不申及、子弟幷親類迄も心付候程は、猥がはしき儀無之樣に、常々心を可被付事、

一參會の時、酒宴に長し、不似合遊興音曲可爲無用事、

一奉行中幷諸役人同役寄合の時、相談時刻移候はゞ、かろき料は可被遣之、態と滯座有之て酒宴等之催無用に候、總て御用の儀無底意申談、尤遲滯ならざる樣に可被心掛事、

一奉行諸役人中は、不依何事好候儀を、專翫候儀は遠慮可然候、其好む所により、秘計をも廻らし申事候、尤賄賂の筋無之樣に、常々家來へも可被申付事、

一勝手不如意の輩も、內證奢は不相止、剩家來扶助等疎成も有之樣に相聞候、從前々御條目にも、万儉約を用、私の奢すべからざる旨被仰出候、向後彌急度可被相守事、

一分限不相應に供をも減、外出候輩も有之由相聞、如何に候間、相應にあるべき事、

一かろき町人體の者など、心易仕候儀有之まじく候間、可被心附事、

右之通可被相守候、以上、

八月

別紙之趣奉得御內意候間、堅相守らるべく候、總而被仰出候儀可相守儀に候へども、奉承知候迄之儀の樣に、成行候御役人の儀は別て被仰出候趣、とくと呑込愼候はゞ、自然と外々へも移り可申事に候、此度相達候趣、後々迄忘却無之樣に追々被仰付候、御役人へも申繼候樣可被相心得候、此兩度の御書付は別て深尋子細有之により、こゝに記出さしむ、

此等の類の事どもは、每々一通の御書付よりも、別て疎に存べき品ならず候、武士の風俗、御奉公仕者の本意、且又畢竟今泰平益安穩の天下、各日々夜々榮耀花美に成行候へば事安からず、されば其事の易からぬより、をのづから禮義亂て、信を失ひ調がたく處、公〇德川吉宗之御示敎深忝次第也、

〔告志篇〕我等〇德川齊昭淺學不才にて、義文辭とても行屆かね候得共、存付候事包み居候ては、我等の愚意も不相分、愚意成とて隱すべきにもあらねば、書つゞりて一冊となし、近侍のものへ爲見せ

候也、敢て老成人に示さむとにはあらず、少年後進の輩、見及び聞及び候て、尤に存相守候はゞ、大幸の事に存るなり、人は貴き賤にはよらず、本を思ひ恩を報ひ候樣心がけ候儀、專一と存候、抑日本は神聖の國にして、天祖天孫統を垂、極を建賜ひしよりこのかた、明德遠き大陽と共に照臨ましまし、寶祚の隆なる天壤とともに窮りなく、君臣父子の常道より、衣食住の日用に至るまで、皆是天祖の恩賚にして、萬民永く飢寒の患を免れて、天下敢て非望の念を萌さず、難ㇾ有とも申も恐多き御事也、然れ共數千年の久しき、内に盛衰なき事能はず、或は治まり、或は亂れ、永祿天正の間に至りて、天下の亂極りしかど東照宮三河に起らせられ、櫛風沐雨、辛苦艱難まし〳〵て、上は、天朝を輔翼し奉り、下は諸侯を鎭撫し給ひ、二百餘年の今に至るまで、天下の泰山の安きを保ち、人民塗炭の苦を免れ、生れながら太平の德澤に浴し居るは、是亦難ㇾ有御事ならずや、されば人たるもの、かりそめにも神國の貴きゆゑんと、天祖の恩賚とを忘るべからず、又かりそめにも、東照宮の德澤をゆるかせに心得候ては、不ㇾ相濟事と存候、○中略一日たり共いたづらに日を送らざる樣致度候、

今世よく父母を養ひ、衣食等の世話行屆しを孝子と唱候、是も孝の一端には候得ども、庶人の孝にて士の孝とは申がたく候、孝經にも天子より庶人に至る迄、其立場により孝にも夫々次第有ㇾ之樣に相見得候、扨亦心に天祖東照宮の御恩を報はんとて、惡く心得違ひ、眼前の君父をも差置、たゞちに天朝公邊へ忠を盡さんと思はゞ、却て僭亂の罪のがるまじく候、忠も其身分により次第有ㇾ之事に候得共、前々もいへる如く、兎も角も面々の身分を考へ、眞實に心を用ひ候て、自ら過不及も有まじく候、○中略天祖東照宮の御恩を報はんとならば、先君先祖の恩を報はんと心懸候外有間敷候、先君先祖の恩を報はんとならば、眼前の君父へ忠孝を盡し候外有間敷候、萬一右の外に忠孝の道有といはゞ、皆是異端邪說と存候間、忠孝一致と相辨へ、心得違無ㇾ之樣致度事に候、

文武の道も亦一致と存候、凡武士たるもの武道を勵まずして不叶義は、各も承知の事に候得共、不學文盲にては不相濟事と存候、兒童も知りたる今川了俊が、不知文道武道終に不得勝利といへる其言淺に似たれども、其旨深しと思ふ、然る處に不學の者、文道は漢國の敎也とて嘲り笑ひ、又たま〳〵學びたるは其道に泥み、堯舜者天祖天孫よりも難有ものと心得違者無にしもあらず、我等淺學にて古今に暗けれ共、幼きより神聖の道を尊び、つら〳〵思ふに、君臣父子の大倫は勿論、祭祀を崇ひ本を報るの道より、勇武尊び、恥を知るの義に至るまで、皆神代の昔より備りたる事にて、忠孝文武などといふ文字こそみなけれ、其道はまさしく神國の大道と存候、其上風俗の美なる事異國にすぐれ、威稜の健迄四夷にふるひ、何も事缺たる事あらざれども、後の聖君賢主、殊更に人に取て善をなし給ひ、經書賢人を異國に求め給ひたるゆへ、漢土の書籍渡り來て、孔子の道も傳り、神國の道ます〳〵明に、法度も追々に備りたる事なれば、神國にて孔子の道を學ぶ人は、孔子の堯舜を尊が如くに、天祖天孫を仰奉にてこそ、孔子の道にも叶ふべければ、漢土の道も神國の人學ぶ時は、則神國の道也としりぞくべきにあらず、彼蠻夷の佛經をば家々に信向し、我父母先祖をすら佛抔にとなへながら、獨文道に至ては、漢國の敎也とて學ばざるは、迷へるの甚しきならずや、能々此義を辨へ、文道をゆるかせにせざる樣と存候、是吾等の申候事には無之、義公の遺訓にも、士の大節に臨みて、嫌疑を定め、戰陣に望みて、勝敗を明らめ、生死を決し、義理を分つは、學問に非ずしては抑また孰とや、然るに當世無學の士、是非黑白のわかちもなく、士は武藝を事として、死すべき場にあらでも死す、學問は書生の事也、口口口たらずとて、せざるのみにあらず、又したがつて是をそしる、是皆生をおしみ死を恐るゝ者の言葉、士とするにたらざるべし、士たらんものは、死は分内の事也、唯義に處するをもて難しとす、されば己れ死すまじき所にや、山賊強盜のたぐひ死を見るもの歸するがごとし、若命を愛まぬものをのみ士といはゞ、

是等の人も士なるべく、彼禽獸すら闘に臨んで命をかへりみず、若能闘ひにて死するを以て士とせば、鷄犬のたぐひも士なるべくや、云々の給へり、其外公には甚しく文學の御世話有ける事、各も奉承知候事にて、申迄も無之間、文武の一致なる義を辨へ、兎に角に修行專一に心掛、何事を學ぶとも年月を賴ます、學ばんとこゝろざゝば速に學ぶべし。○中略近來又一種の弊風を生じ、己れは學問をも勤ずして、人の論を雜説し、武藝は勵ずして、身形刀劍をいかめしくし、あるひは孝悌忠信の道をば捨をき、權謀術數を旨とし、人物の評論、政事の批判等に日を費し、身を修め家をとゝのへる事に至而は、是を度外に置る類、以の外なる風義なきにしもあらず、君子欲訥於言敏於行とさへ承りしに、如斯行跡は抑いかなる心ぞや、是皆眞實の心薄くして、己を省るの心なき故なるべし、仍ては正心誠意の尊きを本として、恭敬の意を取失はず、武藝の義も表を飾るの意を止て沈勇を尙び、篤實律義の士と成候樣可心掛候。○中略國の本は家に有、家の本は身に有と申候得ば、面々眞實に身を修めんと心懸候はゞ、國も治らずしては叶ざる理と存候、扨其役職々により、勤向は相違有とも、目當と致し候處は、一致に無くては相成間敷。○中略依て能々此處を考へ、面々の心をきり替、役人の外なりとて、少も其身を疎略に致さず、行跡を嗜み、一家を齊へ、組中の交を睦しく、忠孝文武を以勵し合可申、番頭以上に至りては、諸士の手本、自他の見張にも相成候職に候得ば、別して言行をも愼み、何事によらず存寄之儀は、我等へも申出し、役人共へも遂相談、國家と休戚を共にし候心得有之度存候、面々の心得如此成たらんには、風俗もいかで改らざるべき、武備もいかでか整はざるべき、天下安くとも亂を忘れず、いつ何時、公邊より討手の大將を被仰付候ても、一同少しも差支無之樣不心掛候では、士の詮は無之候、士農工商夫々の持前ありて、今太平の世にも、農と工商と夫々の業ありて、夫々の心得も有事成に、獨り士に至りて、士の備なかるべけんや、然るに太平なればとて、武道の嗜もせず、飽まで食ひ暖に衣、今日迄安穩に暮し

誡子弟

たる厚き御恩を忘れ、驕佚にのみ長じ、寒暑風雨に逢ても、忽に邪氣を引受る樣成柔弱の身と成ては、士は四民の內の遊民也、若是を恥しく思はゞ、士の道を心懸、士の備をなして、不慮の用に供し可申、恐多くも天祖の恩にて神國に生育し、東照宮の德澤にて、太平に沐浴し、累代安樂に暮し候事、申までも無之候へば、萬一事あらん時は、我等不肖ながら天朝公邊の御爲には、身命を塵芥よりも輕んじ、大恩を奉報候所存に候間、面々も其心得にて、我等何時出馬致し候ても、差支無之樣、常に心懸可申候也、

天保四年癸巳三月廿三日

〔花園院宸記〕誡太子〇光嚴書 元德二年二月

余聞天生蒸民、樹之君司牧、所以利人物也、下民之暗愚、導之以仁義、凡俗之無知、馭之以政術、苟無其才則不可處其位、人臣之一官失之、猶謂之亂天事、鬼瞰無遁、何况君子之大寶乎、不可不愼、不可不懼者歟、而太子長於宮人之手、未知民之意、常衣綺羅服飾、無思織紡之勞役、鎮飽稻粱之珍膳、未辨稼穡之艱難、於國曾無尺寸之功、於民豈有毫釐之惠乎、只以謂先皇之餘烈、猥欲期萬機之重任、無德而謬託王侯之上、無功而苟莅庶民之間、豈不自慙乎、又其詩書禮樂御俗之道、四術之內何以得之、請太子自省、爲若使温柔敦厚之敎體於性、疏通知遠之道達於意、則善矣、雖然猶恐有不足、况未備此道德、爭期彼重位、是則所求非其所爲、譬猶捨網待魚羅、不耕期穀熟、得之豈不難乎、縱使勉强而得之、恐是非吾有矣、所以秦政雖强爲漢所幷、隋煬雖盛爲唐所滅也、而諂諛之愚人以爲、吾朝皇胤一統、不同彼外國以德遷鼎、依勢逐鹿、故德雖微無隣國窺覦之危、政雖亂無異姓簒奪之恐、是其宗廟社稷之助、卓躒于餘國者也、然則纔受先代之餘風、無大惡之失國、則守文之良主、於是可足、何必恨德之不逮唐虞、化之不侔陸栗哉、士女之無知、聞此語皆以爲然、愚惟深以爲謬、何則洪鐘畜響、九乳未叩、誰謂之無音、明鏡含影、萬象未臨、誰謂之不照、事迹雖未顯、物理乃炳然、所以孟軻以帝辛〇辛恐紂誤爲夫、不待武發之誅、

矣、以薄德欲保神器、豈其理之所當乎、若思之危於累卵之傾頽嵓之下、甚於朽索之御深淵之上、假使吾國無異姓之窺覦、寶祚之修短多留玆、加之中古以來、兵革連綿、皇威遂衰、豈不悲、太子宜熟察觀前代之所以興廢、龜鑑不遠、昭然在眼者歟、況又時及澆漓、人皆暴惡、自非智周萬物才經夷儉、何以御斯悖亂之俗、而庸人習太平之時、不知今時之亂時、太平則雖庸主可得而治、故堯舜生而在上雖有十桀紂不得亂之勢治也、今時雖未及大亂、亂之勢萌已久、非一朝一夕之漸、聖主在位則可歸無爲、賢主當國則無亂、若主非賢聖則恐唯亂起數年之後、而一旦及亂則縱雖賢哲之英主不可朞月而治、必待數年、何況庸主鍾此運、則國日衰、政日亂、勢必至于土崩瓦解、愚人不達時變、以昔年之泰平、計今日之衰亂、謬哉謬哉、近代之主、猶未當此際會、恐唯太子登極之日、當此衰亂之時運也、非內有哲明之叡聽、外有通方之神策、則不得立於亂國矣、是朕所以強勸學也、今時之庸人、未曾知此機、宜廻神襟、倘此弊風之代、自非詩書禮樂不可得而治、以是重心寸陰、以夜續日、宜研精縱學涉百家、口誦六經、不可得儒教之奧旨、何況末學庸受、求治國之術、愚於蚊虻之思千里、鷦鷯之望九天、故思而學、學而思、精通經書、日省吾躬、則有所似矣、凡學之爲要、備周物之智、知未萌之先、達天命之終始、辨時運之窮通、若稽千古斟酌先代廢興之迹、變化無窮者也、至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能爲義論、群僚皆有所掌、君王何強自勞之、故寬平聖主遺誡、天子入藝不可消日云々、近世以來、愚儒之庸才所學、則徒守仁義之名、未知儒教之本、勞而無功、馬史之所謂、博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、一湛然虛寂之理、爲儒之本、曾不知仁義忠孝之道、不協法度、不辨禮儀、無欲清淨則雖似可取、唯是莊老之道也、豈爲孔孟之敎乎、是並不知儒教之本也、不可取之、縱雖人學猶多如此失、深自愼之、宜以益友、人之切瑳、學猶有誤、則遠于道、況餘事哉、深誡必可防之、若學功立、德義成者、匪啻盛帝業於當年、亦即貽美名於來業、上致大孝於累祖、下加厚德於百姓、然則高而不危、滿而不溢、豈不樂乎、一日受屈、百年保榮、猶可忍、況墳典遊心、則無塵累之纏牽、書中遇故人、只有聖賢

之締交、不出一窻而觀千里、不過寸陰殊萬古、樂之尤甚、無過于此、樂道與過亂、憂喜之異、不可同日而語、豈不自擇哉、宜審思而已、而近曾所染、則少人所爲唯俗事、性相近、習則遠、縱雖有生知之德、猶恐有所陶染、何況不及上智乎、立德成學之道、曾無所由、嗟呼悲乎、先皇緒業、此時忽欲墜、余雖性拙智淺、粗學典籍、欲成德義興王道、只爲宗廟不絕祠、宗廟不絕祠、宜在太子之德、而今廢道而不修、則全所學之道、一旦塡溝壑、不可亦用、近所胸哭泣呼天大息也、五刑屬三千、而事莫大於不孝、不孝者不如於絕祠、可愼、可不恐乎、

〔看聞日記〕永享六年三月廿四日、抑禁裏詩冊事、被仰下之間進之、啓蒙對初心詩學抄和漢一座。誡。太子。書。一帖花園院御作、光嚴院春宮之時、被進御學問事也、此兩三帖進之、

〔椿葉記〕人皇始りてより、其御しそんの代々にうつりかはらせ給ふ御ありさまは、いそのかみふるき物がたりどもにみえ侍るうへ、いへ〳〵の日記にもしるし侍れば、おぼつかなからず、ちかきよの事、崇光院九十八代よりこのかた、わが一りうのすたれつるありさまは、世の人のしるすべきにもあらねば、なにはのよしあしにつけて、いり江のもくづかきをくあとはばかりあれども、こゝろの水のあさきにまかせて、こと葉のはなをもかざらず、たゞありのまゝにおもふ事のかずかずを、きみの後花園ゑいらんにそなへむためばかりに、しるしつけ侍る也、〇中略そも〳〵樂のみちの事、代々は十さいよりうちにこそ御さたありしに、すでに御せいじんになるまで、そのぎもなき、こころえなくおぼえ侍る、御笛あそばさるべしときこゆれば、ゐんの御れいめでたき御事なるべし、又絃管をあひならべてあそばさるゝ、せんれいのみこそあれ、あひかまへて御琵琶をもあそばさるべきなり、しやうこのれいはをきぬ、中古いらい、後深草院、ふしみのゐん、後ふしみのゐん、くはうごんゐん、崇くはうゐん、こしんわうなどことさらに御さたありつる事なれば、いかにもあそばさるべきなり、〇中略又なによりも御がくもんを御さたあるべき事なり、一でうゐん、ごし

ゆじやくゐん、ご三でうの院など、ことさら大さい御名譽まし〳〵て、賢王聖代とも申つたへはんべる也、されば人君は不可不學と本もんにもいへり、しかれば文學和漢の才藝は、いかにも御たしなみあるべき御事なり、御ぢせいにてあらむときも、洪才博覽にまし〳〵てこそ、せいだうをもよくをこなはれんずれ、雜訴などの大事、關白大臣以下のしんかのしかるべき人に、ちよくもんある事なり、法家の勘狀などめされて、だうりにまかせて御さたあれば、きみの御あやまりはなきなり、慈鎭和尙のかきをかれたる物にも、よろづの事は、道理といふ二のもんじに、おさまるよし見えはんべれば、げにも肝要にて侍るなり、又わかのみちは、むかしより代々聖主、ことにもてあそびまし〳〵て、萬葉集以來八代集ちかき代までも、ちよくせんありつるに、この一りやう代中絕しはんべる、みちの零落むねんなる事なり、むろ町殿かだうの御すきにてあれば、たうだいいかにもせんしふ再興のさたはありぬべし、和歌に師なし、古歌をもてしとすといへり、しかれば、萬葉集古今いらい、だい〳〵の集、先達の抄、げんじ、伊勢物語などやうの物をも、せんだちのくでんのせう物ども御らんせられ、四きおりふしにつけたる風情、朝暮御心にかけられて、御たしなみ有べき御事也、かやうのこざかしき事ども申はんべる、さだめて忠言耳に逆ぬとおそれあり、かつうはゐんの御子にならせまし〳〵て、いまはわれらをば他人におぼしめされ、人もさやうに申べければ、諫言もはゞかりある事にこそ侍れ、今に逆て君に利ある、これを忠といへり、又とをきためしにもあらず、崇光院、後光嚴院は、御一ふくの御きやうだいにてましませども、御くらゐのあらそひゆへに、御中あしくなりて、御しそんまで不和になり侍れば、前車の覆いかでかつゝしまざるべき、いまは御あらそひあるべきふしもあるまじ、わか宮をば始終きみの御やうしになしたてまつるべければ、あひかまへて水と魚とのごとくにおぼしめして、御はごくみあるべきなり、もし佞人ありてあしさまに申なし、あるひは御領などの事に、行するゑ又諍論も

ありぬべければ、代々の御ゆづりの子細も申なり、〇中略大かたゐんの御やうしにてわたらせ給とも、まことの父母の申さむこと、ないがしろにおぼしめすべからず、されば虞舜は父の頑なる瞽瞍をうやまひ、をとゝの傲れる象をあいせしも、孝悌をまもるこゝろざしふかきによりて、賢王聖代のめでたきためしには申なり、明王はかうをもて天下をおさむともいへり、おそれながらも父母の恩をばおぼしめしわするべからず、讒人の申なすによりて、父子けい弟の中もあしくなる事なれば、なにと人は申とも、わがしそんをば御れんみむまし〳〵て、叡慮にかけらるべきなり、叢蘭欲茂秋風破之、王者欲明讒人蔽之と、臣軌にいへり、いまは老體になり侍ぬれば、行末の事までおそれ、はゞかりながら申をくなり、〇中略おほよそ崇光院御代ほうこうせし人々はおほけれども、ときうつりよかはり侍りて、きうかうをぞんする人なし、しかるにむかしのよしみわすれざる人々を、大かたしるしはんべるに、ほうこうのせんしんを御こゝろえありて、きみもべつしてめしつかはれんために申なり、大かた御成人ましますとも、かやうのくはしき由來をばしろしめすまじ、叡聞にいるゝ人もあるべからず、そのうへ院の御子にならせましませば、こなたさまの事は、あながち御心えなくともと、人は思ひ申べけれど、さりとては崇光院の御しそんのうへは、しろしめさではいかでかあるべき、いまははや御せいじんわたらせ給へば、ゑいりよにまかせらるゝ事はなくとも、おほよそのだうりをば、なに事も御こゝろえあらしめんために、申をき侍るとなん、〇中略ゆめ〳〵人にみせらるべからず、かつうは又よゝのふる物語のこゝちして、おかしく侍れども、おもふことしのゝをすゝきのほにいでがたければ、ことばのはやし花もさかず、まさごにゐる鳥のあとさだかならねど、おいのつるの子をおもふこゝろを、雲井にきこえあげて、行すゑのちよのかたみにも、御らんせられよとばかりなり、當代の御事、御げんぶくまでのことをばしるし侍りぬ、ゆくすゑはるかなれば、のこりおほくとゞめ侍りぬ、おほよそ稱

光院のたえたるあとに、皇統再興あれば、ごさがのゐんの御れいとも申ぬべし、八まんの御たくせんに、椿葉のかげふたゝび改としめし給へば、そのためしをひきて、椿葉記と名づけはんべることしかり、

永享五年二月日書畢　入道無品親王道欽

〔古事記中應神〕於是其兄慷愾弟之婚、以不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾〔此二字以音〕神習、又宇都志岐青人草習乎、不償其物、恨其兄子、乃取其伊豆志河之河島之節竹而、作八目之荒籠、取其河石、合鹽而、裹其竹葉、令詛言、如此竹葉青、如此竹葉萎而青萎、又如此鹽之盈乾、而盈乾、又如此石之沈而沈臥、如此令詛、置於烟上、是以其兄八年之間、干萎病枯、故其兄患泣、請其御祖者、卽令返其詛戸、於是其身如本以安平也、〔此者、神宇禮豆玖之言本者也、〕

〔源平盛衰記六〕小松殿教訓父事

小松殿〔○平重盛〕ハ、弟ノ殿原ニ向テ、イカニ加樣ノヒケウハ結構セラレ候ゾヤ、縦入道殿コソ老耄シ給テ、アラヌ振舞アリ共、今ハ各コソ家門ヲモ治メ、惡事ヲモ可被宥申ニ、相副タル御事共候哉ト被仰ケレバ、宗盛已下ノ人々苦々敷ゾヾロキテゾ見エ給ケル、內大臣ハ中門廊ニ立出給ヒ、サモ然ベキ侍共ノ幷居タリケル所ニテ仰ケルハ、重盛ガ申ツル事共、慥ニ承リツルニヤ、去バ院參ノ御共ニ出バ、重盛ガ頸ノ切レンヲ見テ後ニ仕ベシト覺ルハイカニ、今朝ヨリ是ニ候テ、加樣ノ事共叶ハザランマデモ、申バヤト存ツレドモ、此等ノ體ノアマリニ、直騷ギニ見エツル時ニ歸ツルナリ、今ハ憚ル處有ベカラズ、猶モ御院參有ベキナラバ、一定重盛ガ頸ヲゾ召レンズラン、各其旨ヲコソ存ゼメ、但サモ未仰ラレヌハ、何樣成ベキヤラン、去バ人々參ンヤトテ、又小松殿ヘゾ被歸ケル、

〔吾妻鏡十六〕建久十年〔○正治元年〕八月廿日庚辰、尼御臺所〔○北條政子〕御逗留于盛長〔○安達〕入道宅、召景盛被

仰云、昨日加計議、一旦雖止羽林之張行、我已老耄也、難抑後昆之宿意、汝不存野心之由、可献起請文於羽林、然者卽任御旨捧之、尼御臺所還御、令献彼狀於羽林給、以此次被申云、昨日擬被誅景盛、楚忽之至、不儀甚也、凡奉見當時之形勢、敢難用海內之守、倦政道而不知民愁、娛倡樓而不顧人謗之故也、又所召仕更非賢哲之輩、多爲邪侫之屬、河況源氏等者、幕下一族、北條者我親戚也、仍先人頻被施芳情、常令招座右給、而今於彼輩等無優賞、剩皆令喚實名給之間、各以貽恨之由、有其聞、所詮於事令用意給者、雖末代不可有濫吹儀之旨、被盡諷諫之御詞云云、佐佐木三郎兵衛入道爲御使、

〔太平記十六〕正成首送故鄕事

今年十一歲ニ成ケル帶刀、〇楠正行父ガ首ノ生タリシ時ニモ似ヌ有樣、母ガ歎ノヒン方モナゲナル樣ヲ見テ、流ル丶泪ヲ袖ニ押ヘテ、持佛堂ノ方ヘ行ケルヲ、母怪シク思テ、則妻戶ノ方ヨリ行テ見レバ、父ガ兵庫ヘ向フトキ、形見ニ留メシ菊水ノ刀ヲ、右ノ手ニ拔持テ、袴ノ腰ヲ押サゲテ、自害ヲセントゾシ居タリケル、母急ギ走寄テ、正行ガ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ申ケルハ、栴檀ハ二葉ヨリ芳トイヘリ、汝ヲサナク共、父ガ子ナラバ、是程ノ理ニ迷フベシヤ、小心ニモ能々事ノ樣ヲ、思フテミヨカシ、故判官ガ兵庫ヘ向ヒシ時、汝ヲ櫻井ノ宿ヨリ返シ留メシ事ハ、全ク跡ヲ訪ラハレン爲ニ非ズ、腹ヲ切レトニ殘シ置シニモ非ズ、我縱ヒ運命盡テ、戰場ニ命ヲ失フ共、君何クニモ御座有ト承ラバ、死殘リタラン一族若黨共ヲモ扶持シ置キ、今一度軍ヲ起シ、御敵ヲ滅シテ、君ヲ御代ニモ立進ラセヨト云置シ所ナリ、其遺言具ニ聞テ、我ニモ語シ者ガ、何ノ程ニ忘レケルゾヤ、角テハ父ガ名ヲ失ヒハテ、君ノ御用ニ合進ラセン事有ベシ共不覺ト、位々勇メ留テ、拔タル刀ヲ奪トレバ、正行腹ヲ不切得、禮盤ノ上ヨリ泣倒レ、母ト共ニゾ歎ケル、

〔梅松論下〕或時御對面の次に、將軍〇尊氏三條殿〇直義に仰られて云、國を治る職に居給ふ上は、いかにもいかにも御身重くして、かりそめにも遊覽なく、徒に暇をついやすべからず、花紅葉はくる

しからず、見物などは折によるべし、御身を重くもたせ給へと申は、我身を輕く振廻て諸侍に近付、人人におもひ付れ、朝家をも守護し奉らむと思ふゆへなりとぞ仰られける、此言は凡慮の及ばざる所とぞ感じ申されし也、

〔今川記 三〕今川了俊同名仲秋え制詞條々

一不知文道武道終に不得勝利事、

一好鵜鷹逍遙、樂無益殺生之事、

一小過輩、不遂糺明令行死罪事、

一大科輩、爲最負沙汰至宥免之事、

一掠公務重私用、不恐天道働事、

一貪民、令沒倒神社、極榮華之事、

一先祖之山庄寺塔敗壞、莊私宅事、

一令忘却居父之重恩、猥忠孝之事、

一不辨臣下善惡、罰不正之事

一企過亂兩說、以他人愁樂身之事、

一不知身分限、或過分、或不足之事、

一嫌賢臣、愛佞人、致非分沙汰之事、

一非道而富不可羨、正路而衰不可慢之事、

一長酒宴遊興勝負、忘家職之事、

一迷己利根、就萬端嘲他人事、

一客來之時、構虛病、不能對面之事、

一武具衣裳、己は過分、臣下は見苦事、
一好獨味、不能施人、令隱居之事、
一貴賤不辨因果道理、住安樂之事、
一出家沙門尤致尊崇、禮可正之事、
一分國立諸關、令煩往還旅人事、
一臣如知之、君又可爲同前事、
右之條々、常に心にかけらるべし、弓馬合戰嗜事、武士之道めづらしからず候間、專一に可被執行の事、第一也、先可守國之事、學文なくして政道成べからず、四書五經其外の軍書にも顯然也、然者幼少之時よりも道のたゞしき輩に相伴ひ、かりそめにも惡しき友に不可隨順、水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友によるといふ事實哉、愛を以て國を治る守護は賢人を愛、貪民國司は佞人を好よし申傳也、君の愛し給ふ輩を見て、其心をうかゞひしれといふ事也、古言にも其人不知は其友を見よといへり、されば己にまさる友を好、己にをとる友をこのまざれ、求友須增吾、似我不苦らず、是は惡友を愛する事なかれといふ事也、一國一郡を守身にかぎらず、衆人愛敬なくしては、諸道成就する事かたし、第一合戰を心にかけざる侍は、人にすかさるよし名將いましめをかれる事なり、先我心の善惡をしり給ふべきには、貴賤群集して來る時はよきと思ふべし、招とも諸人うとみ出入のともがらなき時は、己が心の行たゞしからざる事をしるべし、さりながら人の門前に市をなすにも二種あるべし、無理非法の君にも一端の恐有て、又臣下無道にして民を貪、謀略のともがら申掠によつて、權門に立くらす事あり、如此の境をよく〳〵分別して、臣下の猥を糺し、先蹤を守、憲法のさたいたすべき人を、餘多めしつかふべきなり、心得大かた日月の草木を照し給ふがごとく、近習にも外樣にも、山海はるかにへだゝりたる被官以下迄も、晝夜慈悲忠

罰の遠慮を廻し、其人の器量に隨可レ召仕者也、諸侍の頭をする人、智惠才覺なく油斷せしめば、上下の人に批判せらるゝ事有べき也、只行住座臥、佛の衆生を救と、諸法に演給ふがごとく、心緒をくだきて文武兩道を心に捨給ふべからず、國民を治事、仁義禮智信の一つもかけてはあやうき事成べし、政道を以て科を行て人の恨なし、非義を構て死罪せしむる時は、其科彌深し、然ば因果其科難レ遁、專一臣下忠不忠の者を分別して、可二恩賞一事肝要也、莫大の所領を持ても、妻子以下無益の働に私用を構、弓馬無器用にして人數をも不レ持輩に、所領を宛行事無益たるべし、諸家の儀、先祖より知行不二相違一といへども、時の主人の心持によりて、威勢多少を振事、專ら合戰の道を翫び、常に文武二道をわするべからず、是一もかけては、貴賤の善惡をしらずして、天下の嘲を恥ざる儀、口惜かるべき次第也、仍壁書如レ件、

應永十九年二月日　　沙彌了俊

是は了俊の鹿苑院殿樣御代に、讒言により、遠江國に隱居有りて、御弟の仲秋へゆづり給ひし時、治部少輔殿、政道惡敷して、國民どもうとみけるよし聞召て、仲秋の後見高木彥六入道弘季を以て、此條々を書立て、遠州へ送り給ひしかば、治部少輔殿大に恥ぢ給ひ、政道を改め身をつゝしみ、民を撫、忠臣を愛し、佞人をしりぞけ給ひしかば、諸子首をかたむけ歸依しける、其德天下にかくれなくして、當公方義滿公、京都へめし上せ、仲秋を侍所に補して、出頭隙なしときこえし、然しより此かた、了俊の壁書と號し、諸家是を賞翫し、天下に流布しけるとかや、是當家の龜鑑なり、誠に萬代不易の庭訓なるべし、就レ中當家代々におよんで、此ケ條を用ひて、ゆめ〳〵背くべからずよし、範政の御遺書にもしるされたり、

以上

〔大三川志九十九〕神祖、台德公ノ夫人ヘ、尊書ヲ賜ラセラレ、公子成育シ給フコトヲ告サセラル、粗

其尊意ヲ摘デ、是ヲ載ス、以下凡テ十六條、

一竹千代君〈○家光〉國松丸君〈○忠長〉殊ニ成育アラセラレ、喜ビ玉フ、夫ニヨリ、禰ニ其地ヘ入ラセ玉ヒ、竹千代君ヘ傳臣ヲ命ジ玉ハンコトヲ宣フ、定ヲ命ジ玉ハント思ハセラル、國松丸君ハ、殊ニ敏惠ノ天資、喜バセ玉フ、夫人殊ナル鍾愛ノ旨然ルベキコトナリ、因テ尊慮ヲ告ゲサセラル、能其旨ヲ以テ、成育シ給フベシ、

一幼兒ハ、敏惠ナリトテ、立木ノマヽニ生育ツル時ハ、成長シテ、恣ニシテ詭隨ナリ、多クハ親ノ命ヲ用ヒズ、親ノ命ヲ用ヒネバ、臣下ノ言ハ猶以テ用ヒズ、然レバ、後ニ至テ、國郡ヲ治ルコトハ勿論、其身ヲ立テルコトモ得ザルナリ、幼少ノ時ハ、諸事直ナル者ナレバ、窮窟ニ育チテモ、最初ヨリ教レバ心ナラズ、何ノ苦モナク育ツナリ、〈○中略〉

一恣ニテハ、我志願ノ成ルコトハ、終ニナキコトナリ、第一恣ニテハ、親ヲ畏レズ、親ニ捨ラレ、第二ニ親ニ疎マレ、第三ニ朋友ニ疎マレ、第四ニ、家臣ニ疎マレ、第五ニ、我身ノ志願成ラズ、此五ツノ如クニ成レバ身ヲ疎ミ、大道ヲ恨ミ、後ニハ鬱滯シ、心亂ルヽヨリ外ナシ、唯幼少ヨリ物毎自由ニナラヌ事、覺ユベキ事ナリ、〈○中略〉

一幼年ノ時ハ、必ズ氣ニ應ゼヌコトヲ云ヒ聞カスレバ、側ニアル物ヲ取テ擲チ、物ヲ損ズルコトアリ、是ヲ蟲氣トノミ思ヒ捨置クコト、甚ダ親ノ其子ヘ毒ヲ増ト云フ者ナリ、〈○中略〉成人ノ後モ、何ゾ心ニ應ゼヌ事アレバ、物ヲ損ナフ者ナリ、是全ク恣ナル生育故ナリ、器物ハ損ナヒテモ善ト云フベキナレドモ、後ニハ諸臣ノ我心ニ應ゼザル事ヲ云タルヲ、手撃ニスレバ、氣ガサヘサヘトスルヤウニ、覺ユルコトニナルナリ、其病ノ深クナラヌ前ニ、早ク療治スベキコトナリ、〈○中略〉

此書ハ、國松丸君ヘ進ラセ置レ、成育アッテ能用ヒ給フヤウニ、敎ヘサセラルベシ、

〔黑田家譜附錄〕如水遺事

一如水より長政へ送る書、數條の内、少々爰に記す、

一家來親類ともに加ニ不便一口付候分別肝要候、新參などかゝへ候儀無用に候、前々よりの者共に、人をも持せ、久敷者共取立可レ申候、被官ども子共多候間、六ケ敷共つかひ入可レ申儀肝要に候事、

一諸事心のまゝには不レ成物に候間、堪忍之分別專一に候事、

一不才にては何事も不レ成物に候、又仕間敷とて、家來被官をつかいたをし候樣に仕候ては、無益に候事、

一常の事、唯我と工夫可レ仕事肝要候事、

〔黑田家譜附錄〕長政遺事

一忠之幼少の時、介保として林五助を附置れける、或時忠之の鷹狩に出給ふ掟を書て、五助に賜る、其書に曰、

覺

一右衛門佐鷹野に可レ參候は、小河内藏之助に申候て、代官衆に申付、赤飯仕、不レ殘下々迄給させ可レ申事、

一酒を持參候事、堅法度可レ仕候、並頭みすい筒も同前の事、

一右衛門佐辨當、汁下菜二つ可ニ申付一事、

右之趣相背間敷候也

慶長十九年二月十二日　長政判

又五助に賜る書中に曰前後略之

一めしの喰樣以下仕付方、權之丞にならはせ可ㇾ申候、
一手習油斷有まじく候、文面到來見屆候、
一よみ物之事、論語相濟候由、左候はゞ大學にても三略にても讀せ候樣に、吉祥院へ可ㇾ申候、法印煩候時は、等叔可ㇾ然候、五郎太夫玄春も苦間敷候、法印相談可ㇾ有候、
一法印に祈念祈禱の事共、習候儀心あしく候、成人の後佛法を聞候て、禪をさとり生死を分別すべきは武士の肝要に候、身のあやまちをのがるべきとて、自身にじゆずをすり、神佛に宿願くみて、山伏の樣に成候は散々の事にて候、
一論語、我等の赤表紙の本にて讀候由、本損不ㇾ申候樣可ㇾ仕候、孟子も寫置候、大學中庸は道春より今度寫置候間、下し申候、七書は前々より之赤表紙にて可ㇾ然候、
一碁上之あそび堅無用に候、其外はいか樣にもぬし次第あそばせ、心のちゝけぬ樣可ㇾ仕候、
此外忠之の幼少より、樣々心を用ひ給ふ敎訓をも、あげて計ふべからず事多かればもらしつ、
〔武功雜記〕一大久保玄蕃頭へ石川主殿頭見廻被ㇾ申候刻、主殿頭へ兼々御異見申度三ケ條有ㇾ之候トテ、內室、並息四郎左衞門ヲ呼デ、某今主殿頭殿へ三箇條ノ異見ヲ申ベシ、老耄タル事ヲ申サバ、申キカセヨトテ云ヒ出サルヽハ、先一ケ條ハ、家來ヲ不便ニ被ㇾ存事、イカヤウニモ親切ナルベシ、タトヘバ家來ノタメニハ股ノ肉ヲモサキ、又ハ命ヲモトラセラルヽホドニ御心得アリテ、若下ヨリ上ヲ蔑ニシ、法ヲ犯シタル事アラバ、暫モユルサズ手打ニモイタサルベシ、第二ケ條ニハ、君ノ事ヲ大切ニ被ㇾ存事肝要ナリ、其段ハ同名相模守、御同名主殿樣、彈正樣、貴樣ニ到テノ御厚恩ヲ存ラルベシ、タトヘバ君ト親トヨリ糞草鞋ヲ以テ、糞土ノ內ヘフミコマレタリトモ、チヂカヘリテモミヌモノニテ候、君ノチンゴロナル時ヨクツトメ、君ノ疎時、忽ニ臣トシテ述懷ノ心生ズルハ犬馬ト同、犬馬ハ愛スレバナツキ、愛衰フレバソノマヽナツカズ、人トシテハ一度恩ヲ受テバ、

君ハ我ニオロソカニナリタリトモ、何トゾツトメテ、君ノ御心ヲヤハラケタキトノミ、無二ニ志スヲコソ武士ト申カヒモ御座候ゾ、第三箇條ハ、思慮モ分別モ不入候、何事モ只誠ナルガヨク候間、只々心ヲ實ニ可被致候云々、某悴四郎左衞門ヲ御小性ニメシツカハレ、此中ハ表ヘ御出シ被成候、人ニハアヒフサイアルモノナレバ、君臣ノ間ニモアルベケレバ、少モ御恨ニハ不存候、若四郎左衞門不忠ノ心アリテ、加樣ノ儀ニ付、御前遠ク成候ナド・其品ヲキカバ、人手ニハカケマジ、某ガ老ノ手ニカケテ、頸ヲ刎ベシトコソ存候ヘ、君ニ對シ不屆ノモノハ、何ゾ子トモオモハンヤト被申候由、

〔良將達德鈔十上〕一竹中半兵衞重治は、濃州菩提の城主なり、秀吉公御家の陣奉行なり、武者噺の砌、幼年の子息左京、座を立て何方へか行、少時して歸、半兵衞以外叱り、軍物語の半に罷立候とあり、子息被申けるは用所達しに罷立候と答、半兵衞猶怒て小便に立度ば、何とて座敷に小便を致さぬぞ、竹中が子が武道咄に聞入、座敷をヨゴシたりと云は、我家の面目也と云れしとかや、

〔甘棠篇一〕補儲訓

安永五年中、世子治廣公杉〇上初めての御出府前、近侍へ是を賜ふ、

一大凡人君の通弊は、玉簾深き中に長養して富貴に沈淪せしめ候間、おのづから世事の艱苦なる事をも辨せず、下民の寠にも疎く是有り候、〇中略今日世子の內は、何事も恭遜を專一と致候事に是あるべく候、今年喜平治殿同道せしめ候事も、東都の繁華豪族の形勢を、見聞致され候爲にも是なく、風流奇麗の樣子を、習慣致させ候儀にも是なく候、只國元發駕の日よりして、小扈從の姿に出立れ、艱難不自由の事にも逢申されて、一とせ武藏野の露にしほたれ申され候はゞ、少しは下民の情にも達し、是よりして、はてしなき才も生じ、秋の月のくまなき德にも、進み申され候樣に、致度迄の事に候。〇中略

一喜平次殿、才に不足は是なく候、才の餘り候より、物毎に心付も細かにやかましく是有り候、細かにやかましきを、此方よりも細かにやかましく敎訓致候ては、影を惡て趨ると申譬ひの如く、愈細かにやかましく成行候、只日用の事を、靜に大まかに取扱申べき事に候、

一喜平次殿、當分剛氣に相見へ候得共、皆以鋭氣秀發する迄に候、剛氣は全く薄く是あり候、剛氣は根強く、物に屈する氣なきを申候、鋭氣はするどしと讀て、切れ味、はやり氣の事を申候、鋭氣は人君に望む事は是なく候へ共、しかし鋭氣を剛氣の種と爲さす候へば、剛氣を長じ候ことは是なく候、先々鋭氣を挫かず、生育候内より、剛氣に轉じ候樣に、是ぁり度候、

一喜平次殿、險忌の性も、隨分是あり候、其内又仁恕の心も成程是あり候、險忌の性に深く顯著なく、仁恕の心を長じ候樣に、生育是あり候へば、追々險忌の性は薄く成行申べく候、此所能々勘辨是あり度候、〇中略

國の安危は、世子の身に掛り候事に候へば、大切なる事に候、而々朝暮の事、見聞せしめ候所、痛入たる事共に候へども、及だけの敎誨に、猶も心を盡し、如在なき樣に、吳々賴入計りに候、不悉、

〔本朝文粹十二銘〕座左銘井序　前中書王〇兼明

東漢崔子玉作座右銘、大唐白樂天述其不盡者、作續座右銘、本朝愚叟元謙光拾其遺、云座左銘、云爾、

以忠事其君、以孝事其親、信以交朋友、慈以撫子孫、貧而莫下志、富而莫驕人、久要勿忘舊、一言勿忘恩、疣蠧入從耳、不如無所聞、禍胎出自口、須緘其於脣、利者恨之府、名者實之賓、浮生蕹上露、榮華夢中春、爭奈齡空邁、可惜過良辰、不鑿缶而謌、何以慰吾身、

〔朝野群載一文筆〕續座左銘井序　江都督〇匡房

後漢崔子玉作座右銘、唐白樂天續之、本朝元謙光作座左銘、今江滿昌亦續之、

貧賤敢勿屈、富貴敢勿奢、聽喜勿抃躍、聽憂勿傷嗟、忠信以奉國、仁愛以顧家、將盡秋竹節、誰語温樹花、松柏不生皐、蓬蒿可在麻、運譬北叟馬、迷任南指車、愼言忘怨怒、治身遣狹斜、忘想水中月、浮榮風前花、豈如出纏網、奈何斷塵沙、三思而後行、二世殆臨耶、　紀納言〇長谷雄

〔朝野群載一文筆〕書紳辭

靡恃人之知、勿誇己之賢、須懷誠與愼、以思身之全、

〔加賀松雲公上〕松雲公〇前田綱紀座右銘

與耀德也、使民忘德、於乎鼓腹奚和帝力、有爲者窮、我從天則、思之不置、于夜于夙、

〔自敎鑑〕夫天地に陰陽あれば、人に夫婦あり、ふうふあれば父子あり、父子あれば兄弟あれば君臣あり、君臣あれば朋友あり、これ自然の道なり、

一凡そ父母は慈と敎とを主とし、子は愛と敬とを主とす、

一人の子たる者は、能く父母に事ふる而已にあらず、又我身を愼みて、父母の憂を遺す事なきを第一とす、古に曰、父母はたゞその疾をうれふと、然れば別て疾をつゝしむべし、

一父母います時は遠遊せずといへり、是亦父母の憂をおそれて也、況や一朝の怒りに其身をわすれて、其親に及ぼす事やあるべき、

一子をそだつる道は禮義正しく嚴かなるべし、かりそめにも愛に溺れて、ゆるかせになすべからず、

一子を敎るには、幼より善に導き惡に馴しむべからず、然らば友を擇べし、水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友によるといふ事、格言なりと知るべし、

一寵愛の子たりといふとも、兄をさし置、弟に家を傳べからず、是によりて國家を亂せし事こそ、其ためし歷然たれ、

一人の臣たる者は、只その君有る事を知りて、身ある事を知らず、國ある事を知りて、家ある事をしらず、臣たるの職此外有べからず、

一君の臣をつかふ事、禮を以てすべし、君の一言によりて臣義をいたす事あり、又然らざる事有り、凡君德あれば臣是に從ふ事、草の風に靡くが如し、

一人に君たる者は、其德を明にして民を治むべし、民をおさむるは慈悲の心を第一とす、

一君の心正しければ、善人近づき、たゞしからざれば佞人近づく、佞人ちかづけば、君を迷はし邪路に導く、深くいましむべし、

一凡臣を仕ふには、其臣の安くして勞する事なからん事を欲すべし、

一夫は唱へ婦は從べし、これ陰陽の道なり、およそ妻をめとるは子孫の爲なり、賢德を本とす、容色に迷ふ心有べからず、また其人の分限によりて妻有らんに、是亦賢を擇べし、容色をもて寵愛すべからず、

一兄に恭敬をいたし、弟には慈愛を致すべし、共に父母の遺體なれば、相互に親みて疎にすべからず、

一朋友は物をいひかはし、事を賴あふ者なれば、第一貞信にして相欺ざるを本意とす、

一人は益友を近づけ、損友を遠ざくべし、己に諂らふ人は、わきて害有と知るべし、

一凡そ人に交るには敬を主とす、たとへ酒宴をなし歡を盡すとも、禮容正しく敬の心を忘るべからず、

一口舌は禍の門なり、口より出て我身をうしなふ、

一己が不機げんにまかせ、人を疎にし、無禮なるべからず、また己に才ありとも、是を以て人にほこるべからず、

一凡天下の人の中に、貧賤なりとていやしむべからず、富貴も貧賤も皆天のなせるなり、死生命あり、富貴天にあり、命なくば富貴もうけまじ、
一不德にして富貴なれば驕を生ず、必ず其ふうきを保がたし、
一凡人の慈悲心厚く人を憐むを第一とす、又つとめて眞實なるべし、內の誠なく、外の飾を專にする者は、必久しからずして變ず、譬へば紅葉の華やかなるは、忽に色の變ずるがごとし、
一人として萬事に思慮なきは惡し、されど私意有べからず、みな學問によるべし、
右は自いましめ、また己〇松平定信、時年十三、と同じき童蒙にも告げんとて、明和七のとし睦月の初、武城の側にしるしぬ、

〔丁酉日錄〕天保八年三月十六日辰半、淺利九左衛門來訪ひ、其子德操南上後飲酒不羈、少く忠告を乞ふ由を託す、余諾す、　十八日朝、淺利德操來る、德操南上後飲酒過度、頗る放蕩になりたる故、余〇藤田彪屢禁酒の事を勸む、不ㇾ可、其父之を患ひ、余に又忠告の事を乞、余因て德操を激勵せんと、昨夕德操を訪、不ㇾ逢、今朝來訪談話の餘微諷す、不ㇾ可、更に辨難す、德操怒て不ㇾ可、余亦憤激至誠を以て之を激す、德操翻然として悛心あるに似たり、余因て相約し、共に禁酒せんと云、德操余が甚飮を嗜む事を熟知せるゆゑ、感激許諾す、期するに三年を以てし、共に一書を以て契とす、嗚呼先君子の門、學問行狀一世に表見するに足る者、先輩には會澤伯民等二三子あり、余が同學年齡の者に至ては、一人の自立する者なし、獨り德操學問は淺しと雖も、人品凡ならず、忠勇群を出づ、余因て深くこれと親むこと二十年一日也、斯擧一は親朋の義を立、因て以自激勵せんと欲するなり、

〔先哲叢談五〕淺見安正、初名順良、小字重次郎、號絅齋、又號望楠樓、近江人、
絅齋兼好武事、常騎馬擊劍、其所帶劍鐔、鐫觀瀾家赤心報國四字、

〔薩藩舊傳集一〕一久保七兵衛殿差刀の中子に、刻付有之候は、表に、

念々有茲、嗚呼福嶋德萬、公に一心不亂、運有天逢而無恨事、

裏に、

生年十八歲久保與七郎

二ッなき命も君が爲ならば凉しく輕くすてよ武士

薩州住藤原貞良

〔萬葉集十八〕賀陸奥國出金詔書歌一首幷短歌

葦原能美豆保國乎、安麻久太利之良志賣之家流、○中略大伴能遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知氐、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許曾死米、可弊里見波勢自等、許等大氐、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絕、大君爾麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐曾、梓弓手爾等里母知氐、劍大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利爾、大王能、三門乃麻毛利、和禮乎於吉氐、且比等波安良自等、伊夜多氐、於毛比之麻左流、大皇乃、御言能左吉乃、一云乎聞者貴美、

〔續日本紀十七聖武〕天平勝寶元年四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、○中略從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣、○中略又大伴佐伯宿禰波、常母云久、天皇朝守仕奉事顧奈波人等爾阿禮波、汝乃多知祖乃止母云來久、海行波美内久屍、山行波草牟須屍、王乃弊爾曾去死米、能杼爾波不死止、云來流人等止母奈聞召須、是以遠天皇御世如氏、今朕御世爾當氏母、內兵止心中古止奈母波遣須、故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在、此心不失自氏、明淨心以氏、仕奉止自奈母氏、男女幷氏一二治賜夫、○下略

〔台記〕康治元年十二月卅日戊子、去年固關、讓位幷今年御禊、大嘗會等事、引勘舊記、幷諸家日記、代々記文等、管窺所及、聊以類聚、拔要省繁、尙成卷軸、一抄不再治、享帶祓石、恥有後嘲、但可禁披閱於閫外、

將遺誡訓於家中焉、子孫之中、若有奉公之者、見此愚抄、可加琢磨、雖無荆璞之明、欲待越砥之力、予聊遊心於漢家之經史、不停思於我朝之書記、仍所抄出殊不委曲、子孫又好金經舊史者非此限、不然者早習倭國舊事、可慕葵藿忠節、至于絲竹和歌者、雖非所勸、不可强禁、於鷹犬、牛馬、酒色等之類者、深以禁之、予在少年不隨禪閤敎命、臂鷹鞭馬、馳驅山野、騏驥電逸、殆及失命、依佛神之加被、纔雖存身、顧瓶猶在、引鏡見之、彌增貽孫之誡忌、義和沈湎于酒、其職長廢、阮籍放曠于世、其宗早亡、須信提耳之訓、以爲立身之誡矣、

〔平重時家訓〕極樂寺殿御消息

抑申につけてもおこがましき事にて候へ共、親となり、子となるは、先世のちぎり、まことにあさからず、さても世のはかなき事夢のうちの夢の如し、昨日見し人けふはなく、けふ有人もあすはいかゞとあやうく、いづるいき入いきをまたず、あしたの日はくるゝ山のはをこえ、夕の月はけさのかぎりとなり、さく花はさそふ嵐を待ぬるふぜい、あだなるたぐひのがれざる事は、人間にかぎらず、さればおひたる親をさきにたて、若き子のとゞまることこそさだまれる事なれども、老少不定のならひ、誠におもへば若きとても、たのまれぬうき世のしきなり、いかでか人にしのばれ給ふべき心をたしなみ給はざらん、か樣の事をむかひてたてまつりて申さんは、さのみおりふしもなきやうにをぼゆるほどに、かたのことく書しるしてたてまつる也、つれ〴〵なぐさみに能々御らんずべし、をの〳〵よりほかにかしたまふべからず、このたび生死をはなれずば、多生くるうごうをふるともあひがたき事なれば、たま〳〵むまれあひたてまつる時の世の忍おもひでにもとて申也、先心にも思ひ、身にもふるまひたまふべき條々の事、

一佛神を朝夕あがめ申、こゝろにかけたてまつるべし、神は人のうやまふによりて威をまし、人は神のめぐみによりて運命をたもつ、しかれば佛神の御前にまいりては、今世の能には正直

の心をたまはらんと申べし、そのゆへは今生にては人にもちゐられ、後世にては必西方極樂へまゐり給ふべきなり、かた〴〵もつてめでたくよき事也、此旨を能々あきらめ給ふべく候なり、

一ほうこうみやづかひをし給ふ事あらん時は、百千人の人をばしり給ふべからず、君のことを大事の御事におもひ給ふべし、いのちをはじめて、いかなるたからをも、かぎり給ふべからず、たとひ主人の心おほやうにして、をもひしりたまはずとも、さだめて佛神の御かごあるべしとをもひたまふべし、みやづかひとおもふとも、是もをこないをすると、心のうちに思べし、みやづかひのことはなくして、しうのおんをかふむらんなど、おもふ事は、舟もなくして、なん海をわたらんとするにことならず、○中略

一おやのけふくんをば、かりそめなりともたがへ給ふべからず、いかなる人のおやにてもあれ、わが子わろかれとおもふ人やあるべき、なれどもこれをもちいる人の子はまれなり、心を返し目をふたぎて、能々あんずべし、わろからん子を見てなげかん親の心は、いかばかりかこゝろうかるべき、されば不孝の子とも申つべし、よき子を見て喜ばんおやの心は、いかばかりかうれしかるべき、されば孝の子とも申つべし、たとひひが事をの給ふとも、としよりたらんおやの物をのたまはん時は、能々心をしづめてきゝ給ふべし、とし老衰へぬれば、ちごに二たびなると申事の候也、かみには雪をいたゞき、額にはなみをよせ、腰にはあづさの弓をはり、鏡のかげもいにしへのすがたにかはり、あらぬ人かとうたがふ、たまさかにとひくる人は、すさみてのみかへる、げにもとぶらふ人はなし、心さへいにしへにかいりて、きゝし事もおぼえず、見る事もわすれ、よろこぶべき事はうらみ、うらむべき事をば喜ぶ、みなこれ老たる人のならひ也、これを能々心えて、老たる親ののたまはん事を、あはれみの心をさきとして、そむき給ふ

べからず、すぎぬるかたは久しく、行すへはちかく侍ることなれば、いまいくほどかの給ふべきとおもひて、いかにもしたがい給ふべし、されば老ては思ひわたる事もあるべし、それ人にたいしての事ならば、申なだめ給はんに、何たがふ事かあらん、身にたいしての事ならば、ともかくもおほせにしたがひ給ふべし、あはれ名ごりになりなん後は、こうくわいのみしてしたがふべかりし物をと、おもひたまはん事おほかるべし、○中略

一道理の中にひが事あり、又ひが事のうちにだうりの候、これを能々心得給ふべし、道理の中のひが事と申は、いかに我が身のだうりなればとて、さして我は生涯をうしなふ程の事はなく、人は是によりて生涯をうしなふべきほどの事を、我が道理のまゝに申、これを道理の中のひが事にて候也、又僻事の中のだうりと申は、人の命をうしなふべき事をば、千萬ひが事なれ共、それをあらはす事なく、人をたすけ給ふべし、是をひが事の中の道理と申也、かやうに心得て世をも民をもたすけ候へば、見る人きく人思ひつく事にて候、又たすけぬる人の喜はいかばかり候べき、もしよそにも其人も悦ことなけれ共、神佛のいとおしみをなし、今世をもまほり、後世もたすけ給ふなり、

一いかほども心をば人にまかせて、人の教訓につき給ふべし、けふくんする程の事は、すべてわろき事をば申さぬ物にて候、されば十人の教訓につきぬれば、よき事十有、又百人のけうくんにつきぬれば、よき事百あり、されば孔子と申尊師も、千人の弟子を持て、氣をとひ給ふとこそ承候へ、人のけふくんにつくべき事、たゞ人をもつて申べし、たゞ我が心を水のごとくにもち給ふべし、ふるき詞にも、水の器物にしたがふがごとしとこそ申て候へ、ことにらうし經にくはしくとかれたり、返々人にしたがひ、人の教訓につき給ふべし、○中略

一人のとしによりて、ふるまふべき次第廿ばかりまでは何事も人のするほどのげいのふをた

しなむべし、三十より四十五十までは、君をまぼり、たみをはごくみ、身を納ことわりを心得て、しんぎをたゞしくして、内には五誡をたもち、せいだうをむねとすべし、せいだうは天下ををさむる人も、又婦夫あらん人も、きのたゞしからんはか見るべからず、さて六十にならば、何事をもうちすてゝ、一へんに後世一大事をねがふて念佛すべし、○中略

一わが妻子の物を申さん時は、能々きゝ給ふべし、ひが事を申さば、女わらんべのならひなりとおもふべし、又道理を申さん時は、いかにもかんじ、これより後もかやうに何事もきかせよといさめ給ふべし、女わらべなればとて、いやしむべからず、天照大神も女體にておはします、又じんぐうくわうぐうも、きさきにてこそしんらこくをばせめしたがへられしか、又おさなきとていやしむべからず、八まんはたいないより事を御はからひあり、老たるによるべからず、又わかきによるべからず、心正直にて君をあがめ、民をはぐゝむこそ聖人とは申なれ、○中略

一弓矢の事はつねに儀理をあんずべし、心のがうなると弓矢の儀りをしりたるとは、車の兩輪のごとく、ぎりをしると申は、身をも家をもうしなへども、よわきをすてず、つよきにをとらず、儀理をふかくおもふ、是は弓矢とり也、其儀りは無沙汰なれども、敵をほろぼすはがうの物也、おなじくは車の兩輪のかなふごとくに心え給ふべし、ふるき詞にも、人は死して名をとゞむ、虎は死して皮をとゞむと申事あり、いのちも身のなり行事もさだまれる事也、おしむでとまる事なし、ねがふにきたらぬだうりをしり給ふべし、○中略

一いかにも人だめ世のためよからんとおもひ給ふべし、行すへのためと申也、しろき鳥の子はその色しろし、くろきはその子もくろし、たでといふ草からくして、そのすへをつぐ也、あまき物のたねはおとろふれども、そのあぢあまし、されば人のためよからんと思はゞ、すへの世かならずよかるべし、我が身を思ふばかりにあらず、○中略

一舟はかぢといふ物をもつて、おそろしき浪をもしのぎ、あらき風をもふせぎ、大海をもわたる也、人間界の人は、正直の心をもちて、あぶなき世をも、神佛のたすけわたし給ふ也、○中略

返々はづかしくおもひたてまつれども、いのちはさだまりてかぎりある事なれば、いつをそれともしりがたし、そのうへ時にのぞみてのありさま、有いは物をいはずしてはかなくなる人もあり、又弓矢によりて、此世をそむくたぐひもあり、露の命の生死無常の風にしたがふならひ、其口はかりはかげろふのあるかなきかのふぜい也、心におもひいだすをはゞからず申也、これをもちゐたらん程に、あしき事にて候はゞ、わろき事を親のたまひけるよと、其時おもひ給ふべし、是を持ゐたらんを、けうやうの至極と思ゐたてまつるべし、たゞにもちゐ給ふ事なくとも、是をすへの世までの子共につたへ給ふべし、いでこん人のうちに、もし百人が中ににても、これをもちゐ給人ありて、さてはむかしの人のつたへ給ひけるかと、おもひ給人やおはしますとて申也、人の親は子にあひぬれば、をこがましき事のあると申候、是やらんとおぼゆるとおもひたまはんずれども、心静に二三人もよりあひ御らんずべし、たゞしかやうに申事は、わがおやの我をけうくんするばかりと思ひ給ふべからず、すへの世の人をけうくんすると心え給ふべし、返々おかしくつゝましき事なれば、他人にもらし給ふべからず、いにしへの人のかたみと是を見て一こゑ南無と唱給へよ、御教訓の御狀かくのごとし、

〔竹馬抄〕　治部大輔義將朝臣

よろづのことに、おほやけすがたといふと、眼といふことの侍るべき也、このごろの人おほくは、それまで思ひわけて、心がけたる人すくなく侍る也、まづ弓箭とりといふは、わが身のことは申におよばず、子孫の名をおもひて振舞べき也、かぎりある命をおしみて、永代うき名をとるべからず、されぱとて、二なき命をちりはいのごとくにおもひて、死まじき時、身をうしなふ

はかへつていひがひなき名をとるなり、たとへば、一天の君の御ため、又は弓箭の將軍の御大事に立て、身命をすつるを、本意といふなり、それこそ子孫の高名をもつたふべけれ、當座の氣いさかひなどは、よくてもあしくても、家のふがく、高名になるべかず、すべて武士は心をあはつかに、うか〱とは持まじき也、萬のことにかねて思案してもつべき也、常の心は臆病なれど、綱といひけるものゝ、末武にをしへけるも、最後の大事をかねてならせとなるべし、おほくの人は、みなその時に忘たがひ、折にのぞみてこそ振舞べけれとて、過るほどに、俄に大事の難義の出來時は、迷惑する也、死べき期ををし過しなどして後悔する也、よき弓とりと、佛法者とは、用心おなじことゝぞ申める、すべてなにごとも心のしづまらぬは、口おしき事也、人の心ときことも、案者の中にのみ侍る也、

一人の立振舞べきやうにて、品の程も心の底も見ゆるなれば、人めなき所にても、垣壁を目と心得て、うちとくまじきなり、まして人中の作法は、一足にてもあだにふまず、一詞といふとも、心あさやと人におもはるべからず、たゞ色を好み、花を心にかけたる人なりとも、心をばうるはしく、まことしくもちて、そのうへに色花をそふべき也、男女の中だにも實なきは、志の色なきまゝに、なくばかりのことまれにこそ侍れ、

一我身をはじめておもふに、おやの心を、もどかしう敎をあざむくことのみ侍也、をろかなるおやといふとも、そのをしへに忘たがはゞ、まづ天道にはそむくべからず、まして十に八九は、おやの詞は、子の道理にかなふべき也、わが身につみ忘られ侍なり、いにしへもどかしう、をしへをあざむく事のみ侍しおやのこと葉は、みな肝要にて侍る也、他人のよきまねをせんよりは、わろきおやのまねをすべきなり、さてこそ家の風をもつたへ、その人の跡ともいはるべけれ、

一佛神をあがめたてまつるべきことは、人として存べき事なれば、あたらしく申べからず、その

中にいさゝか心得わくべき事の侍なり、佛の出世といふも、神の化現といふも、しかしながら世のため、人のためなり、されば人をあしかれとにはあらず、心をいさぎよくして、仁義禮智信をたゞしくして、本をあきらめさせんがため也、その外には、なにのせんにか、出現し給ふべき、此本意を心得ぬ程に、佛を信ずるとて、人民をわづらはし、人の物をとり、寺院をつくり、或は神をうやまふと云て、人領を追捕して、社禮を行ふことのみ侍る、かやうならんには、佛事も神事もそむき侍べきとこそ覺侍れ、たとひ一度のつとめをもせず、一度の社參をばせずとも、心正直に慈悲あらん人を、神も佛も、をろかには、みそなはしたまはじ、ことさら伊勢太神宮、八幡大菩薩、北野天神も心すなをに、いさぎよき人のかうべに、やどらせ給ふなるべし、〇中略

一君につかへたてまつる事、かならずまづ恩を崇て、それにしたがひて、わが身の忠をも奉公をも、はげまさんと思ふ人のみ侍なり、うしろざまに心得たる事なり、もとより世中にすめるは君の恩德なり、それをわすれて、猶望を高くして、世をも君をも、うらむる人のみ侍る、いとうたてしき事也、〇中略

一智惠も侍り、心も賢き人は、ひとをつかふに見え侍なり、人毎のならひにて、わが心によしとおもふ人を、萬のことに用て、文道に弓箭とりをつかひ、こと葉たらぬ人を使節にし侍り、心とるべき所に、鈍なる人を用などするほどに、其ことちがひぬる時、なか〱人の一期をうしなふことの侍なり、その道にしたしからむを見て用べき也、曲れるは輪につくり、直なるは轅にせんに、徒なる人は侍まじき也、たとひわが心にちがふ人なりとも、物によりてかならず用べきか、人をにくしとて、我身のために用をかき侍りては、何のとくかあらん、かへす〲もはしに申つるごとく心のまことなからむ人は、なにごとにつけても、入眼の侍まじきなり、萬能一心など申も、かやうのことを申やらんとおぼえ侍也、ことさら弓箭とる人は、我心をしづかにし

て、人のこゝろの底をはかりしりぬれば、第一兵法とも申侍べし、

一尋常しき人は、かならず光源氏の物がたり、清少納言が枕草子などを、目をとゞめて、いくかへりも覺え侍べきなり、なによりも人のふるまひ、心のよしあしのたゝずまひを、をしへたるものなり、それにておのづから心の有人のさまも見しるなり、あなかしこ、心不當に、人のためわろくふるまひ、かたくなに欲ふかく、能なからん人を友とすべからず、人のならひにて、よきことは學がたく、あしきことは學よきほどに、をのづからなるゝ人のやうになりもて行なり、此ことはわが身にふかくおもひしりて侍なり、○中略夢幻のやうになれども、人の名は末代にとどまり侍なり、或はよき佛法の上人、或は賢人聖人、又はすける人などならでは、誰人かながく世にしられて侍ける、人木石にあらずと申ためれど、いたづら人のながらへんは、谷かげの朽木にてこそ侍らんずらめたしなむべし、

一人のあまりにはらのあしきは、なによりもあさましき事なり、いかにはらたゞしからん時も、まづ初一念をば、心をしづめて、理非をわきまへふせて、我道理ならんことは、はらも立べき也、わがひがみたるまゝに、無理にはらだつには、人の恐侍らぬほどに、いよ〳〵はらのたつも詮なき事也、たゞ道理と云ことにこそ、人はおそれはぢらひ侍べけれ、たゞ腹だつべきことには、かまへてかまへて心をしづめて思ひなをすべし、非をあらたむることを、はゞからざるがよきこと也、よくもあしくも、我しつる事なればとて、そのまゝに心をもとをしふるまふは、第一のなんなり、又よきといはるゝはたゞをだしくて、三歳の子のやうなるをいふとて、はらのたつをもたてず、うらむべきことを、なげくべきこと、又人にも必おもひしらするふしなどをも、過しなどして、この人はともかくも人のまゝなるよと、人にしられたるは、なか〳〵人のためもわろく、わがためも失の侍べきなり、心をば閑にもちてしかもとがむべきふし云べき事をば

いひて、無明無心の人とおもはれぬはよきなり、たかき世には、人ごとによかりければ、さやうのひとをよしともあしとも申べし、此比はあるひは、めたれをみ、あるひはわゝく心のみ侍ほどに、一すぢにやはらかにうるはしき人をば、人のいやしむる也、無心の道人などゝて、佛法者などの目も心もなきやうに見えて、三歳の孫のごとくなどいふは別のことなり、又愚痴の人は、ものの惡もわきまへず、只默々としたるは、よき人といふべきにあらず、是程のことは、よくよく思ひわくべき也、坐禪する僧達などは、生つきより利根なる事はなきも、心をしづかにするゆへに、諸事に明かなり、學問などする人も、その事を一大事に、心をまづめておぼえ侍るほどに、他事にもをのづから利根に侍なり、たゞ人の心はつかひやうによりて、よくもなりあしくもなり、利根にも鈍にもなるべきなり、人のさかりは、十年には過侍らず、そのうちなにごともたしなむべし、十ばかり十四五までは、眞實物の興もなく侍也、四十五十になりぬれば、又心鈍になりて、よろづ物ぐさきほどに、ばかばかしきけいこもかなはず、十八九より三十ばかりまでのことなれば、物をしとゝのへて、おもしろき根源に至事は、たゞ十二三年に過べからず、不定の世界には、とくけいこすべきなり、

一人の世にすむは、十に一も我心にかなふことはなき習なり、一天の君だにも、おぼしめすまゝにはわたらせ給はぬなるべし、それに我等が身ながら、心にかなはぬ事をば、いかゞして本意をとをさんとせんには、終に天道のいましめを蒙るべき也、すべて人毎にきのふ無念なりしかば、けふその心をさんじ、去年かなはざりしかば、今年其望を達せんとおもふまじき也、さらぬだにも塵のごとくなる心を相積して、念々ごとになす身、いよいよ望を忘すべし、怨を殘さん事口惜きねぢけ人なるべし、侫人とて、世法佛法にきたなきことに申也、人毎に、我執をおこし、わするまじきには、心みじかくよわよわしき也、打拂ふて心にとゞむまじきやうなる事に

は、餘念をおこすこと也、あひかまへて〱萬のことに人をもとゝして、あざむく事有まじき
也、戰ふごとには、おほけなくとも、心をたかく持て、我にまされる剛の者あらじとおもひつめ
て、人の力にもなり、人をもたのもしきと思ふべき也、いかに心やすき人と云とも、生得臆病な
らん人に、戰の事尋まじきなり、大事なればとて、さし當たるわざを、のがれんとすまじきなり、
やすければとて、すまじからん戰をすゝむまじきなり、凡合戰は、やすかりぬべき時は、他人に
さきをかけさせ、大事ならん時は、たとひ百度といふとも、我一人の所作と心得べき也、いつは
れるふるまひは、ことさら合戰にわろきなり、かやうの事をろかなる身におもひ知事のみ侍
れば、せめてのおやの慈悲のあまりに、我よりもなををろかならん子孫のために書付侍り、涯
分身をまもり修て、萬事に遠慮あるべきなり、

永德三年二月九日　沙彌判

〔朝倉英林家誡〕

一於朝倉之家不可定宿老、其身之器用忠節に可寄候事、
一代々持來候などゝて、無器用の仁に、國幷奉公職被預間敷候事、
一雖爲天下靜謐、遠近に國目付を置き、其國々爲體を被聞候はん事、專一候事、
一名作の刀、さのみ被好間敷候、其故は萬疋の太刀を持たりとも、百本の鑓、百張の弓には勝たれ間敷候、萬疋を以て百本の鑓を求め、百人に爲持候はゞ、可塞一方候事、
一從京都四座の猿樂細々呼下、見物被好間敷候、其價を國の猿樂の內、器用ならんと上せ、仕舞をも被爲習候はゞ、後代まで可然歟の事、
一於城內、夜能叶間敷候事、
一侍の役たりとて、伊達白川へ使者を立、能馬鷹被求間敷候、自然他所より到來候はゞ尤に候、こ

れも三ヶ年過ば他家へ可ㇾ被ㇾ遣候、長持すれば後悔出來候事、

一朝倉名字中を始、各年の始に出仕の上著、よき布子たるべく候、并各同名定文を付させらるべく候、分限あるとて衣裝を結構せられ候はゞ國の端々の侍、色を好ゆきとゞきたる所へ、此體にて出にくきとて、虛病を構、一年不ㇾ出、二年出仕不ㇾ致は、後々は朝倉が前伺候の者少なかるべく候事、

一其身の體醜く候とも、けなげならむ者は、情可ㇾ有ㇾ之候、又臆病なれども、容儀をも立よきは、供使の用に立候、兩方かけたらむは所領たしなす歟の事、

一無奉公の者と、奉公の族、同あひし候はれ候ては、奉公の人はいさみ不ㇾ可ㇾ有ㇾ之事、

一さのみ事かげ候はずは、他國の浪人などに、右筆させられ間敷候事、

一僧俗ともに能藝一手あらん者、他國へ被ㇾ越間敷候、但身の能をのみ本として、無奉公ならん輩は無ㇾ曲候事、

一可ㇾ勝合戰、可ㇾ取城攻等之時、吉日を撰、方角をしらべ、時日をのがす事口惜候、いかに吉日なりとも大風に船を出し、大勢に獨向は、不ㇾ可ㇾ有二其曲一候、惡日惡方なりとも見合により、諸神諸佛八幡摩利支天に別て精誠を致し、信心を以て戰はれ候はゞ、必可ㇾ相二得勝利一候事、

一年中に三ヶ度計、器用あらん者に申付、國々を爲ㇾ順、公民百姓の唱を聞、其沙汰を可ㇾ被ㇾ致候、少々形を引替、自身も可ㇾ然候事、

一朝倉館の外、國の中に城郭を構へさせ間敷候、總別分限あらん者、一乘谷へ被ㇾ越、其鄕其村には代官百姓等、計可ㇾ被ㇾ置候事

一伽藍佛閣幷町屋等を通られん時は、少々馬を駐め、見苦きをば、〇此間恐脫二數字一能をば能々と云はれ候はゞ、いたらぬ者などは、御言葉を蒙りたるなどゝて、惡きをば直し、能をば猶可ㇾ嗜候、造作を

入れず國を見事に持なすは、心一つに可ㇾ依候事、
一諸沙汰直奏の時、理非少もまげられ間敷候、若役人私を致すの由被ㇾ聞ㇾ及候はゞ、同罪に堅く可ㇾ被ㇾ申付候、諸事うつろせきんこうに沙汰致し候へば、他國の惡黨等、いゝやうにあつかひたるも不ㇾ苦候、猥敷所を被ㇾ知候へば、從ㇾ他家ㇾ手を入るゝものにて候、有る高僧の物語せられ候は、人の主人は不動愛染の如くたるべく候、其故は不動の劍を提、愛染の弓箭を持れたる事、全く突にあらず、惡魔降伏の爲に候て、內には慈悲深重也、人の主も能をば勸め、惡をば退治し、理非善惡を正しく別べき者也、是をぞ慈悲の殺生とは申候はんずれ、縱ひ賢人聖人の語を學したりとも、心偏にては不ㇾ可ㇾ然候、論語に、君子不ㇾ重則不ㇾ威などゝあるを見て、偏に重きばかりと心得ては惡かるべく候、可ㇾ重も可ㇾ輕も時宜時刻によつて、其振舞の要に候、此條々大形に思はれては無益候、入道一孤半身にゝて、不思儀に國を取により、以來晝夜目をつながず工夫致候、或時は諸國の名人を集め、其語を耳に挾み、于ㇾ今如ㇾ此候、相構て於ㇾ子孫ㇾ此草書を守られ候はゞ、朝倉の名字可ㇾ相續ㇾ候、末々において、我儘に被ㇾ振舞ㇾ候はゞ、慥に後悔可ㇾ有ㇾ之候也、
〇按ズルニ、此文又朝倉敏景十七箇條、朝倉始末記等ニ見エテ異同アリ、今姑ク本書ニ據ル、

〔黑田家譜〕定則
一國をたもつ主將は、格別の思慮なくては叶ひがたし、凡人と同じ様に心得べからず、先我身の行儀作法を正しくして、政道に私曲なく、萬民を撫育すべし、又我平日好む事を愼み撰ぶべし、主君の好む事は諸士も好み、百姓町人までも玩ぶものなれば、假初の輕き遊興たりとも、目にたゝぬ様にして、四民の手本となる事、片時も忘るべからず、凡國主は常に仁愛にして、讒を信せず、善を行ふを以て務とすべし、政事は青天白日のごとく明白にして、深く思案をめぐらし一事もあやまつべからず、文武は車の兩輪の如くなれば、かた〳〵かけては立がたし、勿論治

世には文を用ひ、亂世には文を捨ざるが尤肝要なるべし、世治まりて國主たる人、武を忘る時は、第一軍法すたり、家中の諸士もをのづから心柔弱になり、武道のたしなみなく、武藝にも怠り、武具等も不足し、持傳へたる武具もさびくさりて俄の用にたゝず、かく武道おろそかなれば、平生の軍法さだまらずして、不慮に兵亂出來たる時には、あはて騷ぎ、評定調はずして軍法立がたし、武將の家に生れては、暫時も武を忘るべからず、又亂世に文を捨れば、制法定まらずして、政事に私曲多く、家人を治、國民を愛する實なき故、人の恨み多きもの也、軍陣の時も、血氣の勇のみにて道正しからざる故、士卒思ひつかずして、忠義の働きまれなり、たとひ一旦は軍に勝利を得とも、後には必敗軍となるもの也、凡國主の文道を好むといふは、かならず書を多くよみ詩を作り、故事を覺るには非ず、誠の道をしりて、諸事につき吟味工夫を委敷して、萬の事筋目をちがへず、あやまちなきやうにして、善惡を糺し賞罰を明らかにし、あわれみ深きを肝要とす、又武道を好むといふは、專ら武藝をもてはやし、いかつなるをいふに非ず、軍の道をよくしり、常に亂をしづむる智略を廻らし、油斷なく士卒を調練して、功ある者に恩賞を與へ、罪ある者に刑罪を加へ、剛臆を正ふして、治世に合戰を忘れざるをいふ、武勤を專らにして、一人の働を勤るは匹夫の勇なり、國主武將の武道にあらず、當家の軍法は他の術なく、君臣法令を正して、士卒の一致するを肝要とす、平世無事の時臣下をあわれみ、功有者に賞祿を惜まず與へて、其者をよく諸んに通じ置時は、其恩德に思ひ付て、上下心を合せて一筋に武勇をはげむ故、兵のつよき事金石の如く、勝利得る事うたがひ有べからず、又主將たる人、威といふものなくては萬民のをさへとなりがたし、惡敷心得てわざと威をこしらへつけんとすれば却而大なる害になるもの也、諸人におぢらるゝ樣に身を持なすを威と心得家老に逢ても威高ぶり、事もなきに詞をあらくし、人の諫を聞入ず、我あやまちもかさおしに云まくり、ほしいまゝ

まに我意を立る時は、家老も諫をいはず、をのづから身をひく樣に成ゆくべし、家老さへかくのごとくなれば、諸士末々に至る迄、只おぢおそれたるまでにて、忠義の思ひなす者なく、我身がまへのみして、奉公を實に務る事なし、かく高慢にて、人をないがしろにする時は、臣下をはじめ萬民うとみ果て、必國を失ふ基となるものなれば、能々心得べき事也、誠の威と云は、先其身の行義正しく、理非賞罰明かなれば、あながち人に高ぶりおびやかす事なけれ共、臣下萬民うやまひおそれて、上をあなどりかろしむる者なくして、をのづから威光備はるものなり、

一凡君臣、傍輩、萬民の上までも相口不相口といふ事あり、主君の家臣をつかふに、ことに此意味有事をしりて、常に思慮を怠らず、能愼みて油斷すべからず、家人多しといへども、其中に主人の氣に應ずる相口なる者善人なれば、國の重寶となり、惡人なれば大なる妨となるものなれば、是輕々敷事にあらず、家老中兼て其旨を相心得、主人の佞臣に心を奪はれざる樣に、きびしく諫言すべし、又家老などは相口不相口によりては、贔負の心付て惡をも善と思ひ、或は賄にひかれ、或追從輕薄に迷ひて、惡しきとしりながら自らしたしむ事もあり、不相口なる者は、善人をも惡人と思ひ、道理も無理の樣に聞あやまるものなれば、相口不相口によりて政事に私曲出來るべし、家老中能々心得べき事也、又家老たる者の威高ふりて、諸士に無禮をなし、末々の輕き者には詞をもかけざる樣にする時は、下に遠くなる故に、諸士隔心して上部のけいはくなる禮儀ばかり勤る故、諸士の善惡得手不得手しれずして、其身に不得手なる役を申付るにより、かならず仕損じ有り、旨儀によりては其身上を亡すに至るべし、家老職の者は常に溫和にして小身なる者をなつけ、其者の氣質をよく相屆て、相應の役を勤さすべし、贔負を以て不相應の役を申付仕損じたる時、重き罪科に申付る事、始の詮義つまびらかならざる故也、役義を申付る時は、諸士一統の入札を以て其人柄を極め、その上にも私曲等在之者出來せば、其

者一人重き罪科に申付べし、なるべきかぎりは采祿を召放すべからず、播州豐州ゟ召仕候諸士は、何も身命をなげうち粉骨をつくしたる者共也、今我大國の主となる事、是は全く我等父子の計略のみにあらず、臣下の力を合せし助けによつて也、大功ある諸士に不得手の役義を申付、仕損じたりとて、重き罪科に申付る事、主君たる人の不德、家老中の大なるあやまり也、

一子共に付候者、其人柄を再三詮義して念を入べし、其者善人なれば其子善人となり、惡人なれば惡人となるものなれば、其人をよく〳〵撰み用る事ゆるかせにすべからず、近習の士もくわしく吟味を遂げ、人をゑらびて申付る事肝要也、○中略

一國主たる人は慈愛を旨として人をあはれみめぐむこと肝要也、罪人ありとも、むざとつみすべからず、國中に罪人あるは、政事正しからずして、才判の行屆かざる故也としるべし、常に能く吟味をとげ、あらかじめ罪人のなき樣に國政を執行ふべし、賞罰は委くし、吟味を經て罪人をつみする事は、仁道によりて申付べき事肝要也、○中略

一大國の主將は、君臣の禮義のみとりつくろひて、定りたる出仕の對面ばかりにては、たがひの心底善惡分明ならざるもの也、さるによつて出仕の外一ケ月兩三度、其家老中、幷小身の士たりとも、小分別も有者を召寄せ、咄を催すべし、其節咄候事は、主人も聞捨、家老も同前にして、伏藏なく其時節の事を物語すべし、たがひに心底を殘すべからず、若遺恨となる事を申出す者ありとも、此會の問答にをひては、君臣共に少も怒り腹立べからず、或は主人の了簡違の事、或は仕損じ有て、勘氣を申付たる者のわび言等、其外何事によらず主人江申達しがたき事を殘さず語るべし、かくの如くする事怠るべからず、諸士は勿論萬民の上までくわしく聞ふれて、毎年其善惡明白にわけ、政道の益になる事多かるべし、

一儉約を事として無益の費なき樣に心を用ゆべし、治世には萬の事皆花美になりゆくものな

れば儉約をむねとせざれば、年々つもりて夥き費となり、後に行つまりて、國家を敗るに至るべし、又をしみ過て吝嗇なれば諸人にうとまれ、萬の事はかゆかず、善を行ふ事も功を立る事もなりがたし、是又國家を亡すの萌なり、財寶をみだりに用ひざるは、軍陣、天災、其外不慮の吉凶に備へ、又は諸人に益有事に用ひんが爲なれば、平生我身の物ずきを止て、少の事も費なく、萬の事過不及もなき樣に、くわしく思案すべき事肝要なり、○中略

財用定則○中略

右之積り堅く相守り、城付用心除の分、年々間斷なく相除け申べき事肝要也、數年之後は、廣大銀高になり、凡百年を越ては、今天下に配分之銀數過半は當家に集るべし、又世の治まりて靜なる事も、久しく續くものにあらず、大概百年百五十年、もしくは、貳百年程をへて變動する事も有べし、是古よりためし有事なれば、あらかじめ其はかり事を定めて、覺悟すべき事第一也、世の中もさわがしき時に當て、財寶多からずしては、武名を發し大切を立る事成がたし、領國を丈夫に保つ事も成がたし、子孫輩我等が志を續て、掟の通堅く相守り、儉約を勤て、彌我身を愼み、仁德を萬民に施し、政道を正しく、家風をいさぎよくせば、天下の人皆當家の仁政を聞傳へ、なびきしたがふ者多かるべし、誠に文武の道をわきまへ、身を立功名を揚んと思ふ程の士は、主君を撰びつかふるものなれば、まねかずして馳集るべき事勿論なり、然る時はをのづから諸家にすぐれて、權威をふるわん事顯然たり、されども俄に富さかへん事をたくみ、國民をしへたげ諸士に貪りては、必ず國家を亡す基となるべし、あながち金銀珠玉を寶とせず、諸士國民を寶として、仁德を以て撫育すべし、かならずしもみだりに金銀を集むべからず、又多年の功をつみて、自然と富貴を得る時は、更にわざわひの起るべきやうなし、君臣共に此旨をよく相守り越度なきやうに萬事を執はからひ、我等掟に背くべからず、又子孫にいたり、不義遊

逸を專とし、諫を聞入ず、自由をはたらき、掟を相守らず、みだりに財寶を費す者有ば、家老中申合せ、其者を退け、子孫の內より人柄を撰びて主君とし、國家を相續せしむべし、此趣は家老中能心得、銘々の子孫江申傳へ置べき事肝要なり、

右件之條々、堅永々相守可ㇾ申事肝要也、

元和八戊年九月　　長政公御書判

右衛門佐殿

井上周防殿

小河內藏允殿

黑田美作殿

相山丹波殿

栗山大膳亮殿

〔貝原篤信家訓〕聖學須ㇾ勤

一凡人たる者は、聖人のをしへを貴び受、つよく志を立て、人のみちをまなび知り、勤行ひて、君子とならん事をおもひ、つねにこゝろにかけ怠るべからず、これ聖學にこゝろざすのみちなり、

〇中略

幼兒須ㇾ敎

一およそ小兒を敎育るに、始て飯を食、初ものいひ、扨人の面を見て、悅び怒る色を知る程より、常にたえまなく敎ふれば、やゝおとなしくなりて、誡る事なしやすし、故に小兒ははやく敎べし、をしへいましむる事遲して、惡く癖に成ては、改る事なり難し、惡事多く聞馴ゐれば、後には善事ををしへても移らず、僞れる事、驕り肆なる事を、はやくいましめて、必ゆるすべからず、幼よ

り人を欺きいつはる事をつよく咎むべし、また幼子をあざむきて、いつはりを敎ふべからず、大やう小兒のあしくなりぬるは、父母乳母かしづき馴る人の、をしへの道しらで、其子の本性を傷へるゆゑなり、暫啼聲を止んとて、此を得さすべし、彼を與ふべしなど、すかして、誠なき事なれば、卽是僞を敎るなり、又恐しき事どもにて、より〳〵おとしいるれば、後には臆病のくせとなる、武士の子は殊に是を誡べし、〇中略

士業勿怠〇中略

一四民の內、士を以て長とす、故に士となるは大なるさいはひなり、文武のみちをまなび、身をたて道を行ひ、その家を興し、先祖よりの家業を彌保ち守るべし、若艱危に値、貧窮になり、或は多病にして、君に仕ふる事なりがたくて、農工商とならん事は口惜けれど、義によつて業を改るは苦しからず、但利の爲に父祖の家業を捨て、庶民となるべからず、我子孫是をいましむべし〇中略

右の三條は、我愚蒙の言にあらず、古人意又如斯、我子孫たらん人、必厚く信じ、愼ておもひ、常に心に保ちて、守り行ふべし、違背すべからず、各其子のとし十五に及ばゞ、此法を相傳すべし、若幼にして父を喪ふものあらば、其兄及一族の內の長者其孤ををしへて、此法を傳ふべし、常にふかく秘して、他人に聞しむべからず、各其子もまた其子に傳へて、萬世に至る迄、永く廢すべからず、若此法に背く者あらば、大不幸におちて、我等泉下に朽ぬるとも、恨み惡むべき者也、

貞享三年甲子八月　　貝原篤信書

〔光圀卿敎訓〕西山樣〇德川光圀より若君樣〇德川綱條江被仰進候御傳言之扣

一御讀書之儀、前々ゟ度々被仰進候、御身之益に罷成候段不及申、文字御働候得ば、當分御用御足候而、御老年之後、甚御慰に相成候事に候、仍之御精御出候樣思召候事、

一御武藝之儀、何も少シ御心懸不被遊候て者不叶儀、就中槍者長道具ニて、取扱難成物に候、尤大將之御自身之働に不及、御馬之先ニ而、諸士の槍を合候事を被成御覽候事候得共、如何樣の事ニ而、御自身槍を御取候事有之間敷ものにて無之候、其節日頃御稽古無之、あつかふ由等、御手に入不申上者、御用に立不申候間、能程に御習候樣にと思召候事、〇中略

一常々算盤を御習、算勘を御心得候樣にと、被仰進候儀、役人ニ被相成候御身にても無之、何故と可被思召候得共、算數御存知無之候ては、備立人數之配樣不相成ものに候、〇中略

一常々御身うみ不申樣御身持可被成候、大殿樣御若年ゟ、御身持健に被遊候故、御老年之後迄も萬一いか樣の時與申、大寒大暑に野陣を御張被成候ても、少も御いたみ被成候事は無之樣に、御身持被成候、御身は習はしの物ニ候間、健ニ被爲成候樣ニ、御心懸可被成候、大殿樣は、三木別所屋敷ニて御誕生、御五歲迄は柵町に被成御座、杉與申乳母、らいと申婆々、庄九郎與申御草履取、男女三人ゟ外、御召仕不被成、被召上物なども、隨分輕く、御育被遊候處、御家督を御取被成、三十年御政務を被成、今以御息災に被成御座候間、此段を能々御考被遊候樣ニ與思召候事、

右十件、江戸交代之御暇に、西山江參上之節、大殿樣ゟ若殿樣江被仰進候御傳言也、

辰〇元祿十三年八月六日　　安積覺兵衞謹記

〔浪花の風〕當地にて名高き富商鴻池善右衞門が家の掟は、貝原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左樣なることと決て無之よしを答ふといふ、されど世上にて、貝原が定るといふ說、一般に唱ふることにて、按るに何か子細ありて、此事を善右衞門方にては、深く秘することにやと思はる、何にいたせ、其家の掟は規則能整ひて代々是を守るといふ、其一つを云ば、店に居る若きものも數十人なれども、其著服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故、他の店の者と混れることなく、且此ものども、時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて、酒のみ戲れ遊び、淨瑠璃

又は亂舞抔の學びをなして興ずることあり、是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて、大酒宴の有樣なれども、其席を伺ひ見れば、肴といふものもなく、先は菜漬の香の物か、左なくば鹽鰯抔を少々計り肴となして、酒のみ樂む體、實に二百年も以前は、かくやありけんと思はるゝことにて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ、○中略萬事此一二事に付て、其餘の家法正しき事、推て知るべきなり、

〔伊勢平藏家訓〕一人と生れては、人の法をしらざれば人にあらず、形は人なれども、心は畜生に同じかるべし、さるによつて我子孫のおろかなる者に、人の法をしらせたくおもふにより、左に五常五倫、其外身のためになるべき事どもをかきあつめて、家にのこしおくなり、學文はせずとも、此の書のおもむきを守りて、心を直し、身持をよくせば、學文したるも同じ事なるべし、此書のおもむきを、かろしめあなどりて、心を直さず、我まゝをするものは、畜生におなじかるべし、つゝしむべし、○中略

以上

一人の命はあすをもしらぬものなり、我生年もはや四十七になる故、子孫の爲に、此一冊をかき置く也、此一冊に書たる趣、皆我心任せに筆にまかせて、みだりにいひたき事を書たる書にはあらず、皆むかしの人の申置たる事どもを、手短にかひつまんで心得やすきやうに書たるなり、此一冊の趣は、子孫へ申おく遺言なり、かろ〴〵敷聞べからず、つゝしみて此書の趣を守るべし、子孫をおもふは、家をおもふゆゑなり、家をおもふは、先祖をおもふ故なり、先祖をおもふは、その家をつぎたるものゝ本意なり、物の本意といふ事を知らざるは、うつけ者とも、たわけ者ともいふなり、此書に書たる趣は、皆人の人たる本意を知らすべき爲なり、

寶暦十三年癸未十一月廿日　伊勢平藏貞丈

遺誡

〔言志晩錄〕人情趨吉避凶、殊不知吉凶是善惡之影響也、余〇佐藤一齋毎改歲、退四句於暦本、以警家眷、曰、三百六旬、無日不吉、一念作善、是吉日、三百六旬、無日不凶、一念作惡、是凶日、以心爲暦本可、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年五月辛巳、後太上天皇〇淳和顧命皇太子曰、〇中略予聞、人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累、今宜碎骨爲粉、散之山中、於是中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彦皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺教自使散骨、後世効之、〇下略

〔寛平御遺誡〕供朝膳申時 一本云、以下蠹損、

以上陣直超倫、聲譽遍聞者、昇轉敍位、及兼國貢物、勿拘常例、唯忌婦人之口、小人之擧耳、

諸國諸家等所申、季祿、大粮、衣服、月料等、或入官奏、或就内給、申不動正税等、縱令勘申國中帳遺、或逵年張難爲實、今須不動者、一切禁斷、正税者、隨狀處分、若必用不動者、卽後年全令委塡、不可忘、此事當時執政所可進止也、雖然存於内心、補萬分一、努力々々、

齋宮者、出在外國、用途雖繁、料物不足、隨其申請、量宜進止、唯寮司能々可選任之、

齋院者、種々雜物、舊例雖具、其於用度不足十分之一、特加相努以下六字蠹損不可忘之、大略仰菅原朝臣〇道眞季長朝臣、可令彼兩人撿〇此間虫損諸國權講師、權撿非違使等朕一兩許之、不可爲例〇此間虫損又講師孟冬簡定、可任諸階業僧等之類、不可以他人妨之、二三度朕失之、新君〇醍醐愼之、内供奉十禪師等定額僧等之闕、必用本寺選擧、不可輙許前人之讓、忘他所之囑、若有知德普聞、戒律全者、審問許之、不可失之、外蕃之人必可召見者、在簾中見之、不可直對耳、李環朕已失之、新君愼之、諸國新任官長請〇此間虫損任用者、或掾或目、醫師博士等、總不可許之、唯諸國諸所有勞、勞中爲他人被遍知、堪其用者、量狀許之、不分明者亦忌之、莫忘莫怠、有憲不可昇殿之狀、去年引神明附定國、申遂已畢、莫忘之、

莫淫萬事〇此間虫損節之

可明賞罰、莫迷愛憎、

用意平均、莫由好惡、

能愼喜怒、莫形于色、

左右近衞將監敍位之事、追昔例、左右遞隔年敍之、而今敍位之事、不必每年、宿衞之勤殊倍他府、始自舍人至判官、置積四五十年、殆難待其運、今須復近代之例、每有儀式之敍位、左右共敍之、將勵宿衞之人、新君愼之、內侍所者、有司已存、唯宮中之至難者、是後庭之事、今須其方雜事、御匣殿收殿絲所等事者、定國朝臣姉妹近親之中、可堪其事者、一兩人一向行事、日給之物等節之類、總可處分、治子朝臣自昔知絲竹〇竹、類從本作所、之事〇此間虫損之間、猶令兼知之、息所菅氏、〇衍于宣旨滋野等者、日々出居女房之侍所、行藏人等日給之事、兼正進退禮儀、至有更衣之時、又加敎正禮節、其更衣藏人隨事給賞物、依功授官爵之事、皆悉所執奏申行也、菅氏是好省煩事之人也、宣旨又寬緩和柔之人也、激勵各身令勤仕之、新君愼之、

中重北面廊、采女女孺等、各爲曹司、居住如家、代々常有失火之畏、雖然遂不得追却、今須每夜藏人、殿上人、可堪其事者一人、差加藏人所一兩令巡撿、不可怠之、又宮中人々曹司坪々等凡下之人、常致破壞、須五日一度、同遣殿上人、令巡撿警作、新君愼之、左大將藤原朝臣〇時平者、功臣之後、其年雖少、已熟政理、先年於女事有所失、朕早忘却不置於心、朕自去春加激勵、令勤公事、又已爲第一之臣、能備顧問而從其輔道、新君愼之、

右大將菅原朝臣〇道眞是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、加以朕前年立東宮〇醍醐之日、只與菅原朝臣一人論定其事、女知尙侍居之其時無共相議者一人、又東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事、自有天時、不可忽、不可早云云、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又正論也、至于今年、告菅原朝臣、以朕志必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七月可行之議、人口云云、殆至於欲延引其事、菅原朝臣申云、大事不再擧、

事若留則變生云々、遂令朕意如石不轉、總而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎、人功不可忘、新君愼之云云、

季長朝臣深熟公事、長谷雄博涉經典、共大器也、莫憚昇進、新君愼之、

朕聞、昧旦求衣之勤、每日整服、盥嗽拜神、又近喚公卿、有議給訪治術、亦還本座、招召侍臣、求六經疑、聖哲之君、必依輔佐以治華夷、寡小之人、何無賢士以威救徹、事有持疑、必可推量以決之、新君愼之、

諸司諸所所言奏見參、有先例者、可下諸司令勘舊跡、縱有舊迹、能推量可行、新君愼之、

延曆帝王（○桓武）每日御南殿帳中、政務之後解脫衣冠、臥起飲食、又喚鷹司御鷹、於庭前令呼餌、或時御手作猪爪等可好、又至苦熱、朝政後幸神泉苑納涼、行幸之時、先令問左右近中少將、卽喚手輿御之、行路之次、若有御輿、令近衞等相撲、是爲好相撲也、造羅城門巡幸覽之、卽仰工匠曰、此門高可減五寸云云、後又幸覽之、卽喚工匠如何、工匠云、既減、帝歎曰、悔亦加五寸、工匠聞之、伏地絕息、帝奇問、工匠良久蘇息卽云、實不減、然而爲有煩詐言耳、帝宥其罪、帝王平生、晝臥帳中、令遊小兒諸親王、或召釆女、時令洒掃、其時人夏冬服綿袴、其釆女袴體如今表袴、欲使御也、是等語、故太政大臣（○藤原基經）舊說也、雖不可追習、爲存舊事、附狀末耳、又弘仁（○嵯峨）御時、諸堂殿門額初書、宮城東面帝親書耳、又初製唐服云云、

以前數事之、誡朕若忘却、而有所囑者、引此書可警、以此爲孝、不可違失耳、（○本書有誤脫、以一本補正、）

〔河海抄五賢木〕李部王記云、延喜御門、最御藥（○藥、一本作參、）之間、春宮（朱雀院）七歲之時、御舅貞信公（○于時左大臣藤原忠平）爲御共參內、主上御對面之間、有五ヶ條之仰、一者可專神事、二者可仕法皇（○宇多）三者可聞左大臣訓、四者可哀古人、其外一ヶ條御忘却、春宮御退出之時、左大臣被奉問之、（非記正文取意）

〔百練抄十五後嵯峨〕仁治三年七月八日戊子、被立山陵使、隱岐法皇改顯德院爲後鳥羽院、依御遺誡不被置山陵國忌之由被申畢、

〔太平記二十一〕先帝崩御事

南朝ノ年號延元三年八月九日ヨリ、吉野ノ主上御不豫ノ御事有ケルガ、次第ニ重ラセ給、〇中略大塔忠雲僧正御枕ニ近付奉テ、泪ヲ押テ申サレケルハ、〇中略今ハ偏ニ十善ノ天位ヲ捨テ、三明ノ覺路ニ趣セ給フベキ御事ヲノミ、思召被定候ベシ、サテモ最期ノ一念ニ依テ、三界ニ生ヲ引ト經文ニ說レテ候ヘバ、萬歲ノ後ノ御事、萬ヅ叡慮ニ懸リ候ハン事ハ、悉ク仰置レ候テ、後生善所ノ望ヲノミ、叡心ニ懸ラレ候ベシト申サレタリケレバ、主上苦ゲナル御息ヲ吐セ給テ、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者、是如來ノ金言ニシテ、平生朕ガ心ニ有シ事ナレバ、秦穆公ガ三良ヲ埋ミ、始皇帝ノ寶玉ヲ隨ヘシ事、一モ朕ガ心ニ取ズ、只生々世々ノ妄念共ナルベキハ、朝敵ヲ悉亡シテ、四海ヲ令泰平ト思計也、朕則早世ノ後ハ、第七ノ宮ヲ天子ノ位ニ卽奉テ、賢士忠臣事ヲ謀リ、義貞義助ガ忠功ヲ賞シテ、子孫不義ノ行ナクバ、股肱ノ臣トシテ、天下ヲ鎭ベシ、思之故ニ玉骨ハ縱南山ノ苔ニ埋ルトモ、魂魄ハ常ニ北闕ノ天ヲ望ント思フ、若命ヲ背、義ヲ輕ゼバ、君モ繼體ノ君ニ非ズ、臣モ忠烈ノ臣ニ非ジト、委細ニ綸言ヲ殘サレテ、左ノ手ニ法華經ノ五卷ヲ持セ給、右ノ御手ニハ御劍ヲ按テ、八月十六日ノ丑剋ニ、遂ニ崩御成ニケリ、

〔性靈集四〕爲酒人內公主遺言一首

吾告式部卿大藏卿安勅三箇親王也、夫道本虛無、無終無始、陰陽氣構、尤靈則起、起也名生、歸之稱死、死生之分、物大歸矣、吾齡從心、氣力俱盡、況復四蛇相鬪於身府、兩鼠爭伐於命藤、既知夢蝶之非我、還驚谷神之忽休、又夫提挈者親、追遠者子、吾有一箇瓊枝、不幸先露、顧此惶々、無人顧命、猶子之義、禮家所貴、所以取三箇親王、以爲男女、愼終之道、一任三子、吾百年之後、不顧荼毘、封墳穸、任之自化、明器雜物、一從省約、此吾之願也、追福之齊、存日修了、若事不得已者、於春日院、轉七七經、周忌則東大寺、所有田宅林牧等類、班充三箇親王、及眷養僧仁主、自外隨勞分給家司僕孺等而已、亡姑告、

〔源氏物語四十六椎本〕あきふかく成行まゝに、宮〇宇治八の宮は、いみじう物心ぼそくおぼえ給ければ、例の

静なる所にて、念佛をもまぎれなくせんとおぼして、君達にもさるべきことときこえ給、世のこととして、つゐのわかれをのがれぬわざなめれど、思なぐさむかたありてこそ、かなしさをもさますものなめれ、又みゆづる人もなく、心ほそげなる御有様どもを、うちすてゝんがいみじきこと、されどもさばかりのことにさまたげられて、ながき世のやみにさへまどはんがやくなさ、かつみ奉る程だに思ひすつる世を、さりなんうしろのこと、しるべきことにはあらねど、我身ひとつにあらず、過給にし御おもてぶせに、かる〴〵しき心どもつかひ給ふな、おぼろげのよすがならで人のことにうちなびき、この山里をあくがれ給な、たゞかう人にたがひたる契ことなる身と覺しなして、こゝによをつくしてんと思とり給へ、ひたぶるに思ひしなせば、ことにもあらず過ぬる年月成けり、まして女はさる方にたえこもりて、いちじるくいとおしげなるよそのもどきを、おはざらんなんよかるべきなどの給ふ、〇中略おとなびたる人々めし出て、うしろやすくつかうまつれ、なにごともともとよりかやすく、世にきこえあるまじききはの人は、末のおとろへもつねのことにて、まぎれぬべかめり、かゝるきはになりぬれば、人は何とも思はざらめど、くちおしうてさすらへん契かたじけなく、いとおしきことなんおほかるべき、物さびしくこゝろぼそきよをふるは、れいのことなり、むまれたる家のほど、をきてのまゝにもてなしたらんなん、きゝみみにも、わが心ちにも、あやまちなくばおぼゆべき、にぎはゝしく人かずめかんとおもふとも、そのこゝろにもかなふまじきよとならば、ゆめ〳〵かろ〴〵しく、よからぬかたにもてなしきこゆななどの給、まだ曉に出給とても、こなたにわたり給て、なからんほどこゝろぼそくなおぼしわびそ、心ばかりはやりてあそびなどはし給へ、なにごとも思にえかなふまじき世をな、おぼしいれそなど、かへりみがちにて出給ぬ

〔藤原家傳鎌足〕即位〇天智二年冬十月、稍纒沈痾、遂至大漸、常臨私第、親問所患、請命上帝、求効翌日而

誓願无徵、病患彌重、卽詔曰、若有所思、便可以聞、大臣對曰、臣旣不敏、敢當何言、但其葬事願用輕易、生則无益於軍國、死何有勞於百姓、卽臥復无言矣、帝哽咽悲不自勝、卽時還宮、○下略

〔拾芥抄下本諸教誡〕遺誡幷日中行事造次可張座右九條殿藤原師輔注天曆御宇說也

先起稱屬星名字七遍、微音、　次取鏡見面、次見曆知日吉凶、　次取楊枝向西洗手、　次誦佛名及可念尋常所尊重神社、　次記昨日事事多日、日中可記、　次服粥　次梳頭三箇日一度、可梳之、日々不梳、次除手足甲丑日除手甲、寅日除足甲、次擇日沐浴五箇日一度　沐浴吉凶黃帝傳曰、凡每月一日沐浴短命、八日沐浴命長、十一日目明、十八日逢盜賊、午日失愛敬、亥日見恥、云云、度惡日不可浴、其惡日、寅辰午戌下食日等也、　次有可出仕事、卽服衣冠、不可懈緩、會人言語莫多語、又莫言人之行事、唯陳其所思、兼觸事不可言世人言也、人之災出自口、努努愼之愼之、又付公事可見文書、必留情可見、次朝暮膳如常、勿多飡飮、又不待時剋不可食之、詩云、戰戰慄慄、日愼一日、如臨深淵、如履薄氷、長久之謀能保天年、凡成長頗知物情之時、朝讀書傳、次學手跡、其後許諸遊戲、但鷹犬博奕重所禁遏矣、元服之後、未趁官途之前、其所爲亦如此、但早定本尊、盥洗手唱寶號、若誦眞言、至于多少、可隨人之機根、不信之輩、非常天命、前鑒已近、

貞信公○忠平語云、延長八年六月二十六日、霹靂淸涼殿之時、侍臣失色、吾心中歸依三寶、殊無所懼、大納言淸貫、右中辨希世、尋常不尊佛法、此兩人已當其妖、以是謂之、歸眞之力尤災殃、又信心貞潔智行之僧、多少隨堪相語之、非唯現世之助、則是後生之因也、頗知書記、便留心於我朝書傳、夙興照鏡、先窺形體變、次見曆書可知日之吉凶、年中行事略注付件曆、每日視日之次、先知其事、兼以用意、又昨日公事、若私不得心事、爲備忽忘、又聊可注付件曆、但其中要樞公事、及君父所在事等、別以記之、可備後鑒、

凡爲君必盡忠貞之心、爲親必竭孝敬之誠、恭兄如父、愛弟如子、公私大小之事、必以一心同志、纖芥勿隔、若有不安心之事常語述其旨、不可結恨、況至于無類姉妹、慇懃扶持、又所見所聞之事、朝謁夕謁、必白於親、縱爲我有芳情、爲親有惡意、早以絕之、若雖疎於我有懇於親、必以相親之、　凡非有病患、日

日必可謁於親、若有故障者、早以消息、可問夜來之寧否、文王之爲世子也、尤足欣慕、　凡爲人常致恭敬之誠、勿生慢逸之心、交衆之間、用其心也、或有爲公家及王卿、雖非殊謗而言不善事之輩、如然之間、必避座而却去、若無便避座、守口隔心勿預其事、縱人之善不可言之、況乎其惡哉、古人云、使口如鼻此之謂也、非公若私無止事之外、輙不可到他處、又妄勿交契於衆人、交言之難、古賢所誡也、縱有人甲與乙有隙、若好件乙則甲結其怨、如此之類重可愼也、又莫伴高聲惡狂之人、其所言事輙不可聞驚、三度反覆與人交言、又不可行輙輕事、常知聖人之行事、不可爲無跡之事、又以我身富貴之由、曾勿談說、凡身中家內之事、不可輙被談之、始自衣冠及于車馬、隨有用之、勿求美麗、不量己力好美物、則必招嗜欲之謗、德至力堪何事有哉、不可輙借用他人之物、若公事有限、必可借用者、用畢之後、不可移時日、早以返送之、故老及知公事之者、相遇之時、必問其所知、聞賢者之行、則雖難及必企庶幾之志、多聞多見、是知往知來之備也、若有官之者、催行僚下、爲一所長之者、整役其下、各全所職、以招韓事之譽、若有故障之時、早奉假文可申障之由、不申故障闕公事之時、其謗尤重、愼之誡之、努力努力、節會若公事之日、欲整衣冠早參入、爲殿上侍臣若諸衛督佐之者、當直日早參入必可宿直、但至于文官人非劇務者、隨公事而殊能勤之、緩怠之間、重可畏者也、　凡採用之時、雖有才行不恪勤之者、無薦擧之力、縱非殊賢、僶俛之輩尤堪擧達之、大風、疾雨、雷鳴、地震、水火之變、非常之時、早訪親、次參朝、隨其所職之官、廻消災之慮矣、在朝也、欲珍重矜莊、在私也、欲雍容仁愛、以小事輙不可見慍色、若有成過之者、暫雖勸責亦以寛恕、　凡不可大怒、勸人之事、心中雖怒思勿出口、常以恭溫可爲例事、喜怒之心敢無過餘、以一日之行事、爲万年之鑑誡、　凡在宅之間、若道若俗、所來之客、縱在梳頭飲食之間、必早可相遇之、握（○握原作投、據一本改、）髮吐哺之誡、古賢所重也、　家中所得物、各必先割十分一以充功德用、沒後之事、豫爲終制、悋令勤行、若不爲此事之時、妻子從僕、多招事累、或乞不可乞之人、或失不可失之物、非一家之災、（○災原作客、據一本改、）必招諸人之謗、仍所得之物必以割置、始自葬料盡于諸七追福之備、但淸貧之人、此事尤難、然用意

與不用意何無差別、

以前雜事、書記如右、予十分未得其一端、然而常蒙先公之敎、又訪古賢、今粗知事要、依萬一之勤、雖非才智、已登崇班、吾後之者熟存此由、縱非如法、必以用意、可勤公私之事、

〔榮花物語 八初花〕としもかへりぬ、寛弘七年とぞいふめる、○中略帥殿○藤原伊周はことしとなりては、いとゞ御心ちおもりて、けふや〳〵とみえさせ給、○中略御心ちいみじうならせ給へば、この姬君ふたところ藏人少將○道雅とをなめすへて、北の方○重光女にきこえ給、をのれなくなりなば、いかなるふるまひどもをかし給はんずらん、世中に侍つるかぎりは、とありともかゝりとも、女御きさきと見たてまつらぬやうはあるべきにあらずと、おもひとりてかしづきたてまつりつるに、いのちたえずなりぬれば、いかゞし給はんとする、今の世の事とて、いみじきみかどの御むすめや、太政大臣のむすめといへど、みなみやづかへにいでたちぬめり、この君たちをいかにほしと思ふ人おほからんとすらむな、それはたゞことゝ〳〵ならず、をのがためのすゑの世のはぢならんと思ひておとこにまれ、なにの宮、かの御かたよりとて、ことようかたらひよせては、こどの○伊周のなにとありしかば、かくるぞかしと心をやかひしかば、などこそはよにもいひおもはめ、母とておはするが、人はたこの君たちの有さまを、はか〳〵しうしろみもてなし給べきにあらず、まどてよにありつるおり、神にもをのがあるおりさきにたて給へと、いのりこはざるやらんと思ふがくやしきこと、さりとてあまになし奉らんとすれば、人ぎゝものぐるをしき物から、あやしのほうしのぐどもになり給はんずかし、あはれにかなしきわざかな、まちがゑなんのち、人わらはれに、人のおもふばかりのふるまひありさまをきて給はゞ、かならずうらみきこえんとす、ゆめゆめまろがなからんよのおもてぶせ、まろを人にいひわらはせ給なよなど、なく〳〵申給へば、大ひめぎみ、小姬君なみだをながし給もをろかなり、たゞあきれておはす、きたのかたもいら

へたまはんかたもなく、たゞよゝとなき給、松君の少將〇道雅などを、とりわきいみじきものにいひ思しかど、くらゐもかばかりなるを見をきてしぬる事、われにをくれては、いかゞせんとする、たましゐあれば、さりともとはおもへども、いかにせんとすらんな、いでやよにありわづらひ、つかさ位人よりはみじかし、ひと、ひとしくならんなどおもひて、世にしたがひ、ものおぼえぬついせうをなし、名薄うちしなどをば、よにかたときありめぐらせじとす、その定ならば、たゞ出家して山林にいりぬべきぞなど、なく〳〵いひつゞけ給を、いみじうかなしとおもひまどひ給ふ、げにことはりにかなしともをろかなり、

〔台記〕仁平三年九月十六日壬寅、今朝召參議兼長、師長、仰任官之時、不依兄弟、依奉公高下可推擧之由、聊注其由給兩人之間、俊通申曰、今日凶會有憚者、仍明日可給之由仰、俊通即以其言二通授俊通了、十七日癸卯、俊通以昨日所仕遺誡授兼長師長云々、

筆跡狼藉、不可及他見、

兼長、師長、但列八座、今日以後、可論公家上日之多少、謂外記月奏所載愚之子息等、不論年齡之長幼、不據好惡之淺深、任官之時、可推擧上日多者、至于不許者非忘家、忠力所反无奉公之忠、不預其擧之時、曾勿怨我、不求衣服之美、不顧童僕之少、存忠勤不可懸人嘲、抑亦盡奉公之忠、唯憶遺名於後代、不敢求君之恩報、盡忠求恩者、古賢所誡也、努之々々、我終沒後、魂若有靈、將在陣結政邊、戀慕之時、縱无公事、朝服詣斯處、凡有至孝之志者、能勤王事、以報我恩、至于訪後世者、非所望者也、兩息謹守此誡、勿敢違背矣、

仁平三年九月十七日　在判

〔平家物語　六〕入道せいきよの事

二位殿〇平時子あつさたへがたけれ共、入道相國〇平清盛の御枕によつて、御有樣見奉るに、日にそへてたのみすくなうこそ見えさせおはしませ、物のすこしも、おぼえさせ給ふ時、思召事あらば、仰お

かれよとぞ宣ひける、入道相國、日ごろはさしもゆゝしうおはせしか共、今はの時にもなりしかば、世にもくるしげにて、いきの下にて宣ひけるは、當家は、保元平治より此かた、度々の朝てきをたいらげ、けんしやう身にあまり、かたじけなくも、一天の君の御外せきとして、せうしやうの位にいたり、えいぐわすでに子孫にのこす、今生ののぞみは、一事も思ひをく事なし、たゞ思ひおく事とては、兵衞のすけより朝がかうべを見ざりつる事こそ、何より又ほいなけれ、我いかにもなりなん後、佛事けうやうをもすべからず、堂塔をも立べからず、いそぎうつ手をくだし、頼朝がかうべをはねて、わがはかのまへにかくべし、それぞ今生後生の、けうやうにてあらんずるぞと宣ひけるこそ、いとゞつみふかうは聞えし、

〔太平記十六〕正成下₂向兵庫₁事

正成、是ヲ最期ノ合戰ト思ケレバ、嫡子正行ガ今年十一歳ニテ供シタリケルヲ、思フ樣有トテ、櫻井ノ宿ヨリ、河内ヘ返シ遣ストテ、庭訓ヲ殘シケルハ、獅子子ヲ産デ、三日ヲ經ル時、數千丈ノ石壁ヨリ是ヲ擲、其子獅子ノ機分アレバ、敎ヘザルニ中ヨリ駆返リテ、死スル事ヲ得ズトイヘリ、況ヤ汝已ニ十歳ニ餘リヌ、一言耳ニ留ラバ、我敎誡ニ違フ事ナカレ、今度ノ合戰、天下ノ安否ト思フ間、今生ニテ、汝ガ顏ヲ見ン事是ヲ限リト思フ也、正成已ニ討死スト聞ナバ、天下ハ必ズ將軍(○足利尊氏)ノ代ニ成ヌト心得ベシ、然リト云共、一旦ノ身命ヲ助ラン爲ニ、多年ノ忠烈ヲ失テ、降人ニ出ル事有ベカラズ、一族若黨ノ一人モ死殘テアランズル程ハ、金剛山ノ邊ニ引籠テ、敵寄來ラバ、命ヲ養由ガ矢サキニ懸テ、美ヲ紀信ガ忠ニ比スベシ、是ヲ汝ガ第一ノ孝行ナランズルト、泣々申含メテ、各東西ヘ別レニケリ、

〔細川頼之記〕貞治六年四月六日、鎌倉之左馬頭基氏(○足利)卒ス、(○中略)上杉入道(○憲顯)ニ、若君春王殿ヲ守立可₂申ノ由被₁₂仰付₁、但東國ノ事ハ、將軍ノ仰ニ隨フベシ、又若君ノ御事ハ、千葉介、結城大藏次郎、

河越治部少輔ヲ深ク頼ムベキヨシ、御遺言アリト也、基氏ニ不レ替、東國ノ管領ハ、春王丸ニ被レ補共、一往辭退スベシ、猶押テ御教書ヲ賜ハラバ、上杉父子ヲ執事トシテ、千葉介直胤、小山朝明等、評定衆ニ加テ、諸事ヲ相計フベシ、慾心内ニアレバ、譬トイヘドモ行ヒニ顯ルモノゾカシ、今世ノ政道ノ邪魔ハ、欲心ニ過タルモノナシ、又東國ニ朝敵起ラバ、時日ヲ不レ移、上杉父子、春王丸ヲ具シテ、兵ヲ發シテ誅殺スベシ、常ニ武備ヲ不レ忘用意シ、其期ニ臨テ、少モ滯ルコトナカレ、朝敵ノアランカギリハ、鎌倉ニ歸ルベカラズ、其場ニ何箇年モ在陣スベシ、軍中ノ戒ハ怠ニ有、敵小勢ナリトモ、アナドリ油斷スベカラズト被レ仰置ケリ、

〔上杉定正遺言狀〕年來令二物語一事候ヘ共、餘ニ五郎(〇上杉朝興)無二嗜故一、爲二一事行一、定正啐啄之儀無レ之候、但古人云、上之上者至レ于下不レ知レ之云々、如二其老拙不レ見知一候歟、又沙汰之限被レ渡候歟、何樣不レ可レ過二兩條一、爰元之儀共大切候之上、爲レ使河越ヘ申越候之間此書中者々爲二披見一、第一五郎能々爲二見分一可レ及二意見一候、二三箇度之合戰、敵味方之過おしるし集、並當方後代之兵儀、各爲二意得一書置候、(〇中略)

一於二兩總州一在々所々城攻軍廿餘度、此内も度々御方失レ利事者出來候ヘ共、終定正馬廻一度之働無レ過故、三十餘年無二越度一候、於二自今以後一も、旗本一手之進退可レ成二專一一事候、

一朝良かたへ、山口、小宮、仙波、古尾谷、向々被レ越候時、被レ尋事に、鷹事、武藏野にては追鳥などの雜談、武州六所深谷のはや道合、酒宴數盃之物語、又有時は、京方之牢人面々出頭候へば、招月之歌、同手跡之物語、心敬宗祇連歌、洛中貴賤上下老若男女之物語、社參樣體、或者淸水男山之眺望、或者諸五山之爲體、觀世金春能之仕舞之物語、此分注越候、見レ之定正涕淚悲泣不レ及レ申候、明日にも愚老討死候者、當方屋裏之者共皆以令二亡命一、殘世之者可レ致二乞食一基也、

一朝良學問とやらん被レ成之由候歟、尤以可レ然候、但不レ立二御用一候與見及候、其故者七書を有二讀誦一而、一戰其刷爲二一事一無レ之、論語孝經お讀而不孝被レ渡候、寔著二錦夜行一似レ蓄二法師之櫛一候歟、

一爲始左傳七書以下、何も於大國聖仁剛事おしらし置也、京與關東だにも替候、況於栗散邊地之境、無器用之翟、以大國之比量、仕合之事、爲一事不可有之候歟、〇中略

一先段如書載、廿ヶ年之間城攻軍、當旗本卅餘度雖成大利、定正一度不拔太刀、非發大弩、只功者共行ト相問尋事お不恥、以其上分別而成之、勝利以後及意見者、不撰貴賤、時々刻々褒美す、此故後日にも嗜いはんと、老若共に拵歟、雖不珍軍計、存亡分筋目能々可思案事、貴賤上下によるべからず、當方勇兵等以大功成事も、定正一身之譽と聞カ、されば朝々暮々不嫌老若祗候之者共、或及禮、或懸情之詞、累年過來候、〇中略

一先段如書載、有油斷者、少も不可叶候、豆州越州兩國之中不思儀廻行、其內觸上州武州相州三ヶ國靜謐候者、他國へ打越抛身於溝壑、可曝骸路頭事不可痛、片時も一二ヶ州無爲之刻、成安堵之思、自隣州可被成懸計儀之段、末代之恥辱與被思、可離他國、爲山野住所甲冑成枕、一夜陣にも白身結繩取鍬、夜中甲おぬがず、終夜馬背明夜、如此朝良至于被勢者、何之あやまちかあらん、申遣候子細者、如存如連々病者也、就中去今兩年、殊之外節々心地相煩、命可期明日心中無之候間、返返重說耳、他見之嘲恥入計候、謹言、

延德元年三月二日　定正

曾我豐後守殿

〔甲陽軍鑑品第三十九十二〕信玄〇武田分別の事に、總別五年已來より此頃大事と思ひ、判をすへをく紙、八百枚にあまり可有之と被仰、御長櫃より取出させ、各へ渡し給ひて、仰らるゝは、諸方より使札くれ候ば、返札を此紙にかき、信玄は煩なれ共、未存生ときゝたらば、他國より當家の國々へ手をかくる者有まじく候、某の國取べきとは、夢にも不存、信玄に國とられぬ用心ばかりと、何も仕候へば、三年の間我死たるをかくして、國を支づめ候へ、〇中略又それがしとぶらひは無用にして、諏

訪の海へ、其足をきせて、今より三年目の亥の四月十二日にまづめ候へ、信玄のぞみは、天下に旗をたつべきとの儀なれども、かやうに死する上は、結句天下へのぼり仕置仕殘し、汎々なる時分に、相果たるより、只今まゝて、信玄存命ならば、都へのぼり申べきものをと、諸人批判は大慶なり、就中弓箭之事、信長家康果報のつよき者共と、取合をはじめ候故、信玄一入はやく命縮と覺たり、〇中略かまへて四郎合戰數奇仕るべからず、〇中略信玄わづらひなりといふ共、生て居たる間は、我持の國々へ、手ざす者は有間敷候、三年の間、ふかくつゝしめ、とありて、御めをふさぎ給ふが、〇下略

〔吉川家譜 四〕弘治三年丁巳、〇中略元就公ヨリ隆元公、元春公、隆景公ヘ御教訓書ヲ賜フ、

倘々忘申事候ば、重而可申候、又此狀字など落候てにはちがひ候事もあるべく候、御推量めさるべく候べく候、

一三人心持之事、今度彌可然被申談候、誠千秋萬歲太慶此事候べく候、

一幾度申候而茂、毛利と申名字之儀、涯分末代までもすたり候はぬやうに、御心がけ御心遣肝心までにて候、

一元春隆景之事、他名之家を被續事候、雖然是者誠のとうざの物にてこそ候へ、毛利之二字あたおろかにも思召御忘却候ては、一圓無曲事候、中々申もおろかにて候べく候、

一雖申事舊候、彌以申候、三人之半少にても、かけこへだても候はゞ、たゞ〳〵三人御滅亡と可被思召候べく候、餘之者には取分可替候、我等子孫と申候はん事は、別而諸人之にくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人はもらし候まじく候、縱又かゝはり候ても、名をうしない候て、一人二人かゝり候ては、何之用にすべく候哉、不能申候、

一隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外樣共に可被申付候、於然者何之子細あるべく候や、又隆景元春事者、當家だに堅固に候はゞ、以其力家中々々は如存分可被申付候べく候唯今い

かにいかに我々が家中々々如存分申付候共、當家よはく成行候は、人の心持可相替候條、兩人におゐても此御心もち肝要候べく候、

一此間も如申候、元春隆景ちかひの事候共、隆元ひとへに〳〵以親氣、每度かんにんあるべく候べく候、又隆元ちがひの事候共、兩人の事は御したがひ候はで不叶順儀候べく候、兩人之御事は、爰元に御入候はゞ、まことに福原桂、などうへしたにて、何と成とも、隆元下知に御したがひ候はで叶間じく候間、唯今如此候とても、たゞ〳〵內心には此御ひつそくたるべく候べく候、

一孫之代までも、此しめしこそあらまほしく候、左候はゞ三家數代を可被保之候、かやうにこそあり度は候へ共、末世之事候間、其段までは及なく候、さりとては、三人一代づゝの事は、はたと此御心持候はでは、名利之二つ可被失候べく候、○中略

一元就事廿之年、與元にはなれ申、至當年于今迄四十餘ヶ年、其內大浪小浪洞他家之弓矢いかばかり轉變に候哉、然處元就一人すべりぬけ候て、如此之儀不思議不能申候身ながら、吾等事けな氣者、とうほねものにても、智惠才覺人に越候者にても、又正直正路者にて、人にすぐれ神佛の御まぼりあるべき者にても、何之條にてもなく候處ニ、かやうにすべりぬけ候事、何之段にて候共、更身ながら不及推量候べく候、然間はやく心安ちと今生之うくをも仕心靜に後世之ねがひをも仕度候へ共、其段も先ならず候て不及申候べく候、

一我等十一之年、土居に候つるに、井上古河內守所へ、客僧一人來候而、念佛之大事を受候とて催候、然間大方殿御出候、而御保候、我等も同前に十一歲にて傳授候而、是も當年之今に至まで、每朝多分呪候、此儀は朝日をおがみ申候て、念佛十篇づゝとなへ候へば、後世の儀者不及申、今生祈禱此事たるべきよし受候つる、又我々故實ニ今生のねがひをも御ぼえ申候、もし〳〵かやうの事、一身之守と、成候やとあまりの事に思ひ候左候間御三人之事も、每朝是を御行候へか

しと存候べく候、日月いづれも同前たるべく候哉候べく候、

一我等事不思儀に嚴島を大切に存る心底にて、年月信仰申候、さ候間初度に折敷はたにて合戰之時も、既はや合戰に及候時、自嚴島石田六郎左衞門御久米卷數を捧げ來候條、さては神變と存知、合戰彌す丶め候て勝利候、其後嚴島要害爲普請我等罷渡候處に、存外なる敵舟三艘與風來候て、及合戰數多討捕頸、要害之麓にならべおき候、其時我等存當候、さては於當島彌可得大利奇瑞にて候哉、元就罷渡候時、如此之仕合共候間、大明神御加護も候と心中安堵候つ、然間嚴島を皆々御信仰肝要本望たるべし

一連々申度事由候、今度之次に申候にて候べく候、是より外に我々腹中何にても候へ、候はず候、たゞ是まで候べく候、次ながら申候て本望只事候べく候、目出度候べく候、恐々謹言、

霜月廿五日　　元就御判

隆元
隆景　進之候
元春

〔常山紀談十六〕小早川隆景遺訓して、輝元〔〇毛利〕を諫められし中に、毛利家五十餘郡を領し、富貴誠に溢れたりといふべし、此より後、苟にも國を貪る心あらば、忽滅ぶべきよといましめられしに、輝元、隆景の戒を忘れ、果して國を削られたりき、

〔藩翰譜十上小出〕初め太閤〔〇豐臣秀吉〕小出播磨守秀政、片桐市正且元を以て、秀頼の御傅になさる、薨じ給はん際に臨て、彼の二人を御枕近く召されて、いかに汝等承れ、吾家の天下は、我一日も世に在らん程ばかりぞ、吾失せなん跡は、亡びんこと遠きにあらず、斯く世に在らん程、我家亡びざらん事を計らんとするに、本朝の災また立所に在りぬべし、彼を思ひ此を計るに、此七年が程、朝鮮を討ち、大明と戰ひ、兩國に仇むすびし事こそ、吾が一生の不覺なれ、我なくなりなん後、彼國に向ひし

十餘萬の軍勢、生て歸らんこと思もよらず、夫れも亦希有にして、発て歸り來る事こそ有るべけれども、あやしの鳥獸も、仇を忘れぬは生ける者の習ひなり、まして大國の君臣をや、など此年月の仇報はんと思はざらん、さなきだに、元の世祖の本朝を討んとせしこと、遠き鑒にあらずや、其時に至て、秀吉が後誰あつてか本朝の動き無らん樣を計るべき、只德川の內府こそ、此事には堪へぬべけれ、此人若し本朝の大動を致されんには、〇中略天下自ら彼家風に歸しなまし、物の心をも分たぬ輩がなまじひに秀吉が私の恩忘れかねて、幼き秀賴を主になし立んなど計て、彼家と天下を爭そはんとせんには、我家自ら亡びんこと、踵を廻すべからず、〇中略汝等、我世繼の絕えざらんことを思はゞ、相構へて此人に能く隨て、秀賴が事惡しう思はれぬ樣にすべし、さらば又我が世嗣絕えざらん事もありぬべし、此事ゆめ／＼忘るゝこと勿れと仰せ置かる、

〔常山紀談十八〕慶長十九年、黑田孝隆入道如水、病重く成て子の甲斐守〇長政をよび、〇中略紫の袱(フクサ)に包みたる草履片足に木履片足取出し、軍は萬死に入て一生にあふ習ひなり、十全を思慮しては叶ふまじ、たとへば草履木履をはきたるごとく、二ッものかけの軍をする心得せられよ、汝は才智有て先の事を豫め料る故に、大功はゆめ／＼叶ふまじ、偖めんづと云物は飯を盛ものよ、上天子より下百姓に至るまで、一日として食物なくては、世にながらふる者はなき事なり、國を富し士卒を强うするの根本一大事、此飯入にあり、必わするべからず、かゝる故に此めんづを、かたみに參らすといはれけり、

〔清正記三〕清正侍從に任じ、肥後守と改られし其後は、方々の書狀抔には、肥後守と認られ、何ぞ後代迄も殘るべき物には、主計頭と被書しかば、まして遺言の書にも主計頭とのみ書れし也、

清正家中へ被申出七ヶ條

大身小身によらず侍共可覺悟條々

一奉公之道、油斷すべからず、朝辰之剋起候而、兵法をつかひ、食をくひ、弓を射、鐵炮を打、馬を可ㇾ乘候、武士の嗜能ものには、別而加增可ㇾ遣事、

一慰に可ㇾ出と存候はゞ、鷹野、鹿狩、相撲、ヶ樣之儀に而可ㇾ致二遊山一事、

一衣類之事、木綿紬の間たるべし、衣類に金銀をつひやし、手前不ㇾ成者可ㇾ爲二曲事一候、不斷に身上相應に武具を嗜み、人を可二扶助一、軍用之時は金銀可ㇾ遣候事、

一平生傍輩つき合、客一人亭主壹人之外、咄申間敷候、食は黒飯たるべし、但武藝執行之時は、多人數可二出合一事、

一軍禮法、侍之可二存知一事、不ㇾ入事に美麗を好む者可ㇾ爲二曲事一、

一亂舞方一圓停止たり、太刀を取れば人を切らんと思ふ、然上は萬事は、一心のおき所より生る物にて候間、武藝の外、亂舞稽古之輩、可ㇾ爲二切腹一事、

一學文之事可ㇾ入ㇾ情、兵書を讀、忠孝之心懸專用たるべし、詩聯句歌をよむ事停止たり、心にきやしや風流なるてよわき事を存候へば、いかにも女のやうに成ものにて候、武士の家に生れてよりは、太刀刀を取て死る道本意也、常々武道吟味せざれば、いさぎよき死は仕にくきものにて候間、能々心を武士にきざむ事肝要候事、

右之條々晝夜可二相守一、若右之ヶ條難ㇾ勤と存輩於ㇾ有ㇾ之者、暇を可ㇾ申、速に遂二吟味一、男道不成者之驗を付可二追放一事、不ㇾ可ㇾ有ㇾ疑、依如ㇾ件、

加藤主計頭清正在判

侍中

〔島井文書坤〕宗室老徳左衞門へ異見狀

生中心得身持可ㇾ致二分別一事

一生中いかにも貞心りちぎ候はんの事不及申、親兩人、宗悅兩人、兄弟、親類、いかにもかう〳〵むつまじましく、其外智音之衆、しぜん外方之寄合にも、人をうやまいへりくだり、いんぎん可仕候、びろうずいゐのふるまいをも仕まじく候、第一うそをつき、たとい人のゝしりきかせたる事成共、うそに似たる事少も申出事無用、總て口かましく言葉おゝき人は、人のきらふ事候、我ためにもならぬ物に候、少も見たる事知たる事成共、以來せうせきと成事は、人之尋候共申まじく候、第一人のほうへん中言などは、人の申候共、返事も耳にもきゝ入るまじく候、

一五十に及候まで、後生ねがひ候事無用候、老人は可然候、淨土宗禪宗などは可然候ずる、其外は無用候、第一きりしたんに、たとい道由宗悅いか樣にすゝめられ候共、曾以無用候、其故は十歲に成候へば、はやしうしだてをゆい、つらきそ、ぬるきそとゆい、後世だて候て、日を暮し、夜をあかし、家を打すて、寺まいり、こんたすをくびかけ、面目に仕候事、一段みぐるしく候、其上所帶なげき候人の、第一之わざはひに候、後生今生のわきまへ候てゐる人は、十人に一人も稀なる事候、此世に生きたる鳥類ちくるいまでも、眼前のなげき計仕候、人間もしやべつなき事候間、先今生にては、今生の外聞うしなわぬ分別第一候、來世之事は、佛祖もしらぬと被仰候、況凡人之知る事にて無之候、相かまいて後生ざんまい、及五十候まで無用たるべき事に付人は二三十共にても死候、不至四十五十死候て、後生如何と可存候、其時は二三十に死たると可存、二三十は後生不可存也、

一生中ばくち、双六總別かけのあそび無用候、碁將棊、平語、うたひ、まいの一ふしにいたるまで、四十までは無用候、何たるげいのう成共、五十にてくるしからず候、松原あそび川がり、月見、花見、總て見物事、更以無用候、上手のまい等、上手の能などは、七日のしばいに、二日計はくるしからず候、縦佛神にまいり候とも、小々一人にて參候へ、慰がてらには佛神もなうじう有まじき事、

一四十まではいさゝかの事もゑようなる事無用候、總て我ぶんざいゟ過たる心もち身持に一

段惡事候、併商事れうそくまうけ候事は、人にもおとらぬやうに、かせぎ候ずる專用候、それさへ以、唐蠻にて、人のまうけたるをうら山敷おもひ、過分に銀子もやり、第一船をしたて、唐南蠻にやり候事、中々生中のきらい事たるべく候、五〆目一貫目つゝも、宗悅などの中にまで遣候事は、宗悅次第候、それも貳貫目ならば、二所三所にも遣候へ、一所には無用候、其外之事何事も、我ぶんざいの半分ほどの身もち、其内にも可然候、たとい世は餘めり入たるは惡候間、少はさし出候へと、人の助言候共中々さし出まじく候、及五十候までは、いかにもひつそく候て、物ずきけつこうずき、茶のゆ、きれいずき、くわれいなる事、刀わきざしいしやう等、少もけつこうにて目に立候は、中々無用、第一武具更以不入事候、たとい人より被下たるいしやう刀成共、賣候て、銀子になしてもち候べく候、四十まで木綿き物、しせんあら糸ふし糸の織物などの少もさし出候はで、人のめにたゝぬきる物はくるしからず候、家もしゆりゆだんなく、かへかきもなわのくちめ計ゆいなをし候へ、家屋敷作候事、曾以無用候、及五十候ては、其方れうけん次第候、何たる事に付、我ちからの出來候ては、如何樣にも分別たるべく候、それとても多分之人、皆死する時にびんぼうする物候、我ちから才覺にて仕出し候ても、死期に成候まで、もちとゞけたる人は、十人廿人に一人もなき事候、況親よりとり候人、やがてみなになし、後にびんぼうのきわに死するものにて候、其分別第一候事、

一四十までは、人をふるまい、むさと人のふるまいに參まじく候、一年に一度二度親兄弟親類は申請、親類中へも可參候、それもしげ〳〵と參候ずる事無用候、第一夜ばなし計事、とかく慰事に兄弟衆よび候共、參まじき事、

一人の持たる道具、ほしがり候まじく候、人より給候共、親類衆之外之衆のを、少ももらい取まじく候、我持たる物も出し候まじく候、よき物はたしなみ置、人にも見せ候まじく候事、

一生中知音候ずる人、あきないすき所帯なげきの人、さし出ぬ人、りちぎ儀なる人、さし出す心持よくうつくしき人には、ふかく入魂もくるしからず候、又生中智音仕まじき人、いさかいからの人、物とりぬ候人、心底あしくにくちなる人、中言をゆふ人、くわれいなる人、大上戸、うそつき、官家すきの人、口つとうしやみせん小うたすき、口かましき人、大かたかやうの人に、同座にも居まじき事、付平法人、

一生中むだと用もなき所へ出入、よそあるき無用候、但殿様へ、しせん／＼何ぞ御肴之類不レ珍候共、あわび鯛左様之類成共、薪をもとめさし出可レ申候、井上周防殿、小川内藏殿へは、是又しせん可レ參候、其ほかは年始歳暮各なみたるべく候、とかく内計に居候て、朝夕かまの下の火をも、我とたき、おきをもけし、たき物薪等もむたとだかせ候はぬやう候、家の内うら等、ちりあくた成共取あつめ、なわのきれちりのみじかきは、すこしきらせ、ちりもながきはなわになわせ、きのきれ竹のおれ五分まではあつめ置あらはせ、薪かゞり焼物にも可レ仕候、紙のきれは五分三分も取あつめ、すきかへしに可レ仕候、我々仕たるやうに分別いさゝかの物もつゐへにならぬやうに可レ仕事、

一常住薪、たき物、二分三分のざつこ、いわし、あるひは町かい、濱の物、材木等かい候共、我と出候てかい、いかにもねきりかい候て、其代たかきやすきを能おぼへ、其後には誰にかはせ候ても、其代のやすきたかきを、居ながら知る事候、さ候へば下人にもぬかれ候まじく候、壽貞は生中、薪焼物われと聖福寺門之前にて被レ買候、人の所帯は薪すみ油と候へ共、第一薪が専用候、たきやうにて過分ちがい候べく候、めししるはいかほどもわれとたきおぼへ、いかほど成共、其分下女に渡候てたかせ候へ、但壹月にいかほどのつもりさん用候する事、但たき候たき物も、なましきとくちたるが惡候、ひたる薪をかい候へ、薪ゟ柴はきこきの類が可レ然候、柴などゟかや焼

物が德にて候、酒を作、みそをにさせ候にも、米一石に薪いかほどにてよきと、われとたきをぼえ、薪何把とけし炭いかほどゝ、けしをぼえ候て、其後其さん用でたかせ、すみをもけさせ、請取候べく候、いづれの道にも、我としんらう候はずは、所帶は成まじく候事、

一酒を作り、しちを取候共、米は我ともはかり、人に計らせ候とも、少も目もはなさず候て可ㇾ然候、かたかげにて何たる事もさせまじく候、下人下女にいたるまで、皆々ぬす人と可二心得一候、酒作候てかし米置候所を、作じやうとさしこわいもぬすむ物候、さまし候時ゆだん仕まじく候、しちを取候て、させらぬ刀、わきざし、武具以下、家やしき、人の子供、させらぬ茶の湯道具、田地など不ㇾ及ㇾ申、總別人共あまためしつかい候事無用候、第一女子多く置候事無用候、女房衆あるかれ候共、下女二人おとこ壹人の外曾以無用候、其方子共出來候は、いしやうなどうつくしき物きせ候まじく候、是又よ所にあるき候共、おりに下女口人相そへ、あるかせ候へ、さしがさ、まほり刀等もたせ候事、中々無用候、ちいさきあみがさこしらへ、きせあるかせ候べく候事、

一朝夕飯米、一年に一人別壹石八斗と定り候へ共、多分むし物、あるひは大麥くわせ候べくは、一石三斗四斗にもいまし候べく候、みそは壹升百人あてに候へ共、多くて百十人ほどにても一段能候、鹽は百五十人にて可ㇾ然候、多分ぬかみそ五斗、みそ無二油斷一こしらへくわせ候へ、朝夕みそをすらせ、能くこし候て汁に可ㇾ仕、其みそかすに鹽を入、大こん、かぶら、うり、なすび、とうぐわ、ひともじ何成共けづり、くすへたかわのすて候を取あつめ、其みそかすにつけ候て、朝夕の下人共のさいにさせ、あるひはくきなどは、しぜんにくるしからず候、又米のたかき時は、ぞうすいをくわせ候へ、壽貞一生ぞうすいくわれたると申候、但ぞうすいくわせ候も、先其方夫婦くひ候はでは不ㇾ可ㇾ然候、かさにめしをもりくい候するにも、先ぞうすいをすゝり候て、少成共くひ候はずは、下人のをぼえも如何候、何之道にも其分別專用候、我々母などもむかしは皆其分

にて候つる、我らも若き時、下人同前のめし計たべ候つる事、付、あぢすき無用事、大わたぼうし無用事、

一我につかい殘たるものをとらせ候て、宗悅へ預け、如何樣にも少づゝ商事、宗悅次第に可仕候、其内少々請取、所帶に少も仕入、たやすきかい物も候は、かい置候て、よ所へ不遣、商賣あるひはしちを取、少は酒をも作候て可然候、あがり口之物にて、たかきあきない物、生中かい候まじく候、やすき物は當時賣候はねども、きづかいなく物候、第一しちもなきに、少も人にかし候まじく候、我々遺言と申候て、知音親類にもかしまじく候、平戸殿などより御用共ならば、道由宗悅へも談合候て、可立御用候、其外御家中へは少も無用候、

一人は少成共、もとで有時は、所帶に心がけ、商賣無油斷、世のかせぎ專すべき事、生中之役にて候、もとでの有時は、ゆだん候て、ほしき物もかい、仕度事をかゝさず、万くわれいほしいまゝに候、やがてつかいへらし、其時にをどろき後くわいなげき候ても、かせぎする便もなく、つまじく候する物なく候ては、後はこつじきよりはあるまじく候、左樣の身をしらぬうつけものは人のほうこうもさせず候、何ぞ有時よりかせぎ商所帶はくるまの兩輪のごとくなげき候する事專用候、いかにつまじく袋に物をつめ置候ても、人間の衣食は調候はで不叶候、其時は取出つかひ候はでは叶まじく候、武士は領地より出候、商人はまうけ候はでは袋に入置たる物、卽時に皆に可成候、又まうけたる物を、袋にいかほど入候共、むだと不入用につかいへらし候て、底なき袋に物入たる同前たるべく候、何事其分別第一候事、

一朝は早く起候て、暮は則ふせり候へ、させらぬ仕事もなきに、あぶらをついやし候事、不入事候、用もなきに夜あるき、人の所へ長居候事、夜るひるともに無用候、第一さしたてたる用は、一刻ものばし候はで調候へ、後に調はざる、明日可仕と存候事不謂事候、時刻不移可調事、

一生中身もちいかにもかろく、物を取出など候するにも、人にかけず候て、我と立居候する事口

などにて候、かけ硯、こた袋等、われとかだけ候へ、馬にものらず、多分五里三里徒にて、とかく商人もあよみならひ候て可然物候、われら若き時馬に乗たる事無と、道のりいかほどゝをぼえ、馬ちんいかほど、はたごせん、ひるめしの代、船ちん、そこ〳〵の事書付をぼえ候へば、人を遣候時、せんちん、駄ちん、つかいを知る用候、宿々の丁主の名までおぼえ候ずる事、旅など候人の商物事傳候共、少も無用候、無餘儀知音親類不遁事ならば不及是非候、事傳物も少も賣べき、買べき、仕まじき事、

一いづれにてもしせん寄合時、いさかい口論出來候は、初めよりやがて立退、早々歸り候へ、親類兄弟ならば不及是非候、けんくわなど其外何たる事、むづかしき所へ出まじく候、たとい人の無體をゆいかけ、少々ちじよくに成候ともしらぬ體にて、少の返事にも及候はで、とりあいまじく候、人のひけうものおくびやうものと申候共、宗室遺言十七ヶ條之書物そむき候事、せいし之罰如何候由可思事、

一生中夫婦中いかにも能候て、兩人おもいあい候て、同前所帶をなげき、商賣に心かけ、つゝまじく無油斷樣に可仕候、二人いさかい中惡しては、何たる事にも情は入まじく候、所帶はやがてもろくくづれ候ずる事、又我ら死候は、則其方名字をあらため、神屋と名乘候へ、我々心得候て島井は初之一世にて相果候、但神屋不名乘候て、前田と名乘候てくるしからず、其方次第候事、

付何事に付ても、病者にては成まじく候、何時成共年中五度六度不斷灸治、藥のみ候ずる事、

以上

右十七ヶ條之內、爲一非宗室用候、其方爲生中守令遺言候、夫弓矢取之名人は、先まくべき時之用心手だてを第一に分別を極め、弓矢を被取出との事候、縱まけ候ても、我國をも不失、人數をもうたせず候、無思案之武士は、少も無其分別、むだと人之國をも取べきと計心

得取かゝり、まけ候へば、持たる國まで被取、身をも相果と申候、つれ／＼ぐさに、双六之上手の手だてに、かたんと打べからず、まけじと打べしと書置候、是其理也、其方事先所帶をつまじく夜日心がけ、其上にて商賣無油斷可仕候、若ふと總銀子もうしない候共、少成共所帶に仕入殘たる物にて、又取立候事も可成候、銀子まうけ候ずると計心得、少もしよたいに不殘、ほしき物をもかい、仕度事をも存分のまゝ調候は、一日之内に身上相果可申候、とかく先すりきりはて候ずる時の用心分別專用也、双六上手之手だておもひあわせ候へ、乍恐右之十七ヶ條爲其方には、太子之御憲法にもおとりまじく候、毎日に一度も二度も取出令披見、失念候まじく候、於同心此内一ヶ條も、生中相違仕まじきと、實印之うらをかへし誓紙候て可給候、拙之死候は棺中に入べきため也、仍而遺言如件、

慶長拾五年甲戌 正月十五日　　　　虚白軒

宗室 花押

神屋德左衞門どのへ

〔良將達德鈔十上〕一細川越中守忠興家臣松井佐渡守、有吉頼母介、大剛の兵にて、午角の兩家也、松井佐渡守末期に及び遺言に、士は武道一通がよし、其いはれは、我歌道茶湯辨香公儀よき故に、武邊は脇になりたり、場數は有吉に二度多けれ共、世間にては、公儀分別は松井佐渡守、武邊は有吉頼母と云と聞、唯士は有吉がごとく、武道計にて、其外は無調法なるがよしと、申候きなり、

〔備前老人物語〕一吉村又右衞門は、人のしりたる武勇の人也と申しき、中國へ罷下らんとせしころ、暇乞とて夜中に來れり、又いつあふべきもしるべからずなどいひて、酒飲て、過し事ども心しづかに語ふ、いまは夜深ぬざらばとて立かへるほどに、門のそとまで送りて、命あらば又ぞやあふといつて、だちわかれんとせしに、〇中略 今すこし送れよといひて、二三町ばかりかたらひゆく

に、吉村いひけるは、人の終らんとする時、かならず一言をのこすもの也といへり、我老たり、これ今生の御暇乞なるべし、その方年わかし、相かまへてつらくつなき者に、とほざかるべし、〇中略今はこれまでぞ、さらば〳〵返す〳〵も、命あらばといひて立わかれけり、その時の事、老後の今も忘れがたし、目にある耳にあるがごとし、つらくつなしとは俗語なるべし、たとへば我まゝにして異見をも聽いれず、氣隨なる者をいふとみえたり、

〔文廟令〕文廟薨御之節御遺言之趣

不肖之身、東照宮の神統を承しよりこのかた、天下の政事常に神德に副ん事を以て心とす、然るに在世の日短くして、其志の遂ざる事、今に及でいふべき所をしらず、古より主幼て國危き代々を觀るに、其世の人、權を爭ひ黨をたて、其心相和らがずして、相疑によらざるはなし、胡越の人も、舟を同くして水を渡るに、其心を一ッにし、其力を共にする時は、風波の難をもわたるべし、況や今の世の人、當家創業の後、治平百年の間に、相生れ相長となる事、誰かは東照宮の神恩によらざる者あるべき、人々其神恩に報ひ奉り、世の人の爲を存せば、古の主幼て國危き代々の事共を以て、深き戒とすべし、若其志なからんにおゐては、當家の危難といふのみにあらず、尤是天下人民の不幸たるべし、凡天下貴賤大小よろしく相心得べき事に思召者也、

正德二年十月九日　　御黑印

〔甘棠篇一〕讓封之詞

天明五年二月七日、御隱居〇上杉治憲御願濟の日、治廣公へ進せらるゝの御書を載す、

一國家は、先祖より子孫へ傳へ候國家にして、我私すべき物には是なく候、
一人民は國家に屬したる人民にして、我私すべき物には是なく候、
一國家人民の爲に立たる君にて、君の爲に立たる國家人民には是なく候、

右三條御遺念有間敷候事、

天明五巳年二月七日　　治憲

治廣殿机前

〔配所殘筆上〕是者令懷中候迄に候、若死罪にて候ばと存候得ども、別條無之候故、出不申候、此文言立ながら認候而、點を付、令懷中、其以後今日取出候而見申候、急成事故、不宜書樣にも存候、乍恐日本大小神祇一字も、後に改候事は無之候、寔我等辭世之一句にて候、○中略

今年配所に十年有之、唯今は可入天道之とがめを存候て、病中の外、雖一日朝寢を不仕、不作法成體を不致候、此段朝夕之儀、下々まで存候事候、就中磯谷平助能存候、自以前如斯心がけ候ゆへ、益も無之候得ども、我等述作の書物は、千卷計有之候、○中略乍次而我等存寄候學之筋少々記置候、我等事、以前より異朝の書物をこのみ、日夜勤候て、近年新渡之書物は不存候、十箇年以前まで異朝より渡り候書物大方不殘令一覽候、依之不覺異朝の事を諸事よろしく存、本朝は小國故、異朝には何事も不及、聖人も異朝にこそ出來候得ばと存候、此段は我等計に不限、古今の學者皆左樣に心得候て、異朝をしたひ學び候、近頃初而此存知入甚誤なりと知候、信耳而不信自、棄近而取遠候事、不及是非、誠に學者の通病に候、○中略

今年は配所江参、十年に成候、凡物必十年に變ずる物也、然者今年我等於配所、朽果候時節到來と、今に覺悟候、我等始終之事は、所々に書付有之候得共、御念比之御、方々も、次第に殘少に成行候間、我等以前よりの成立勤幷學問之心得、能被留耳底に、我等所存立候樣に被相勤候事所希候、最初に書候通、我等天道之冥加相叶候て、如此候得共、第一は乍愚蒙日夜相勤候故と被存候、然者各自分の才學にも可罷成と存、其時御咄し、たとへ物語迄不殘記置候、若輩成者は、如此事迄能覺候事尤候、有他見事にて無之候間、文章之前後任筆以、能々被遂得心、萬助○山鹿三郎右衛門令成長候ば、利祿能

雜歌

仕合之願は被差置、子孫迄不義無道之言行無之令覺悟候はゞ、我等生前の大望、死後之冥慮に候條、如此記置、磯谷平助に預置候、仍而如斯候、以上、

延寶第三卯ノ正月十一日　山鹿甚五左衛門判

山鹿三郎右衛門殿

同　八郎左衛門殿

〔薩藩舊傳集〕一濱田民部左衛門入道榮臨は、所々の弓箭に被立、數十度の高名有之候、龍伯様別て難有被召仕候、依之御一代の約束申上置、慶長十六年七十八歳にて殉死被仕候、其節子孫へ遺言書左に記す、

世上可嗜條々

一御奉公の筋、氣任申間敷候事、

一身の程しらで、利口申間敷候事、

一うで立、上に口みやすまじく候事、

一御役人中へ、そねごと申間敷候事、

一善惡の友達、見合可申候事、

一難儀に候とも、武士道可心掛事、

一大酒すまじき事

一傍輩入魂の筋、取分け申分け間敷候事、

一念比の傍輩とても、内座へ入間敷事、

二月十六日　濱田民部左衛門入道榮臨

〔萬葉集五雜歌〕神龜五年七月二十一日、筑前國守山上憶良上、

令反惑情歌一首并序

或有人知敬父母、忘於侍養、不顧妻子、輕於脱屣、自稱畏俗先生、意氣雖揚青雲之上、身體猶在塵俗之中、未驗修行得道之聖、蓋是亡命山澤之民、所以指示三綱、更開五教、遺之以歌、令反其惑、歌曰、

父母乎美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆米具斯宇都久志、余能奈迦波加久叙許等和理、母智騰利乃可可良婆志母與、由久弊斯良禰婆、宇既具都遠奴伎都流其等久、布美奴伎提由久智布比等波、伊波紀欲利奈利提志比等迦、奈何名能良佐禰、阿米弊由迦婆奈何麻爾麻爾、都智奈良婆大王伊麻周、許能提羅周日月能斯多波、阿麻久毛能牟迦夫周伎波美、多爾具久能佐和多流伎波美、企許斯遠周久爾能麻保良叙、可爾迦久爾保志伎麻爾麻爾、斯可爾波阿羅慈迦、

反歌

比佐迦多能阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾、

〔萬葉集十八〕教喩史生尾張少咋歌一首并短歌

七出例云

但犯一條、卽合出之、無七出輙棄者、徒一年半、三不去云、

雖犯七出、不合棄之、違者杖一百、唯犯奸惡疾得棄之、

兩妻例云

有妻更娶者、徒一年、女家杖一百離之、

詔書云

愍賜義夫節婦

謹案、先件數條、建法之基、化道之源也、然則義夫之道、情存無別、一家同財、豈有忘舊愛新之志哉、

所以綴作數行之歌、令悔棄舊之惑、其詞曰、

於保奈牟知、須久奈比古奈野、神代欲里、伊比都藝家良之、父母乎見波多布刀久、妻子見波可奈之久、米具之、都宇世美能、余乃許等和利止、可久佐末爾、伊比家流物能乎、世人能、多都流許等太氐、知左能花佐家流沙加利爾、波之吉余之、曾能都末能古等、安沙余比爾、惠美々惠末須毛、宇知奈氣伎、可多里家末久波、等己之部爾、可久之母安良米也、天地能、可未許等余勢天、春花能、佐可里裳安良(○萬葉集略解云、多下恐脱牟等末三字、)多之家牟等吉能沙加利曾波(○波恐故)居氐、奈介可須移母我、何時可毛、都可比能許牟等、末多須良無、心左夫之苦、南吹、雪消益(○益恐溢誤)而、射水河、流水沫能、余留弊奈美、左夫流其兒爾、比毛能緒能、移都我利安比氐、爾保騰里能、布多理雙坐、那呉能宇美能、於伎乎布可米天、左度波流、伎美我許己呂能、須敝母須弊奈佐、言佐夫流者、遊行女婦之字也、

反歌三首

安乎爾與之、奈良爾安流伊毛我、多可多可爾、麻都良牟許己呂、之可爾波安良司可、

左刀妣等能、見流目波豆可之、左夫流兒爾、佐度波須伎美我、美夜泥之理夫利、

久禮奈爲波、宇都呂布母能曾、都流波美能、奈禮爾之伎奴爾、奈保之可米夜母、

右五月十五日、守大伴宿禰家持作之、

〔萬葉集十九〕慕振勇士之名歌一首并短歌

知智之實乃、父能美許等、波播蘇葉乃、母能美己等、於保呂可爾、情盡而、念良牟、其子奈禮夜母、大夫夜無奈之久可在、梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之、劍刀、許思爾等理波伎、安之比奇能、八峯布美越、左之麻久流、情不障、後代乃、可多利都具倍久、名乎多都倍志母、

反歌

大夫者、名乎之立倍之、後代爾、聞繼人毛、可多里都具我禰、

右二首、追和山上憶良臣作歌、

〔拾芥抄下本諸教誡〕吉備大臣私敎類聚目錄

第一略示內外事（內外五戒 外教五常）一不殺生 二不偷盜 三不婬欲 四不妄語 五不飲酒 仁不殺 二義不盜 三禮不邪 四智不妄 五信不亂

第二略示文籍事　第三仙道不用事　第四人生變化事　第五人道大意事

第六不可殺生事　第七不可行盜事　第八不可行奸婬事　第九不可妄語事

第十不可醉亂事　第十一可存忠孝事　第十二可存信忠事　第十三可信佛法事

第十四可慎言語事　第十五過則必改事　第十六思後可行事　第十七不誨愚夫事　第十八莫住他家事　第十九可番交遊事　第廿可忍忿情事　第廿一可慎飲食事　第廿二可勤身行事　第廿三不可奢侈事　第廿四莫娶兩妻事

第廿五可慎販鬻事　第廿六不可博奕事　第廿七世俗禁忌事　第廿八任身禁忌事　第廿九房中禁忌事　第卅世俗愚行事　第卅一莫用詐巫事　第卅二不可監察事　第卅三莫勤音聲事　第卅四可知巫占事　第卅五可知醫方事

第卅六可知書筆事　第卅七可勤文事　第卅八可知弓射事〇中略

小野宮右府（實資〇實）說

一念誦　二不謗三寶　三食

人保此三事永可終天年云云

源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條條

一設雖有不叶心事思忍不起嗔恚　一設雖遇良緣堅思忍乎不可女犯

一無慚不信徒不可受信施　一不可好云他人好惡

一以不堪身敢不可好物　一聖敎御前不可致無禮

一可念思禁妄語、
一不論親疎不可恨人、
一不可成洛陽常住之思、
一雖有治病、不可食魚類、
一唯爲名利雖學聖教、必廻向無上菩提、
一向堂塔不可行不淨、
一人群集處、無指事不可推參、
一下人無禮、不可見入聞入、
一貧賤强、不可好美服美食、
一不可信讒言幷中言、
一全可斷多言戲咲、
一朝讀經、暮念誦、不可闕怠、
一智識者可結緣、
一雖麁食、不嫌可食、
一晝夜常所懷善惡事、於善彌增長、於惡堅固悔之、
一念誦讀經之間、不可闕威儀、
一於萬事不可覆藏之、
一見聞諸功德、不可生誹謗、
一奉讀經間、以遲口不可急讀、
一丁寧忍俗、敢不可追從、
一不可好見物、
一與惡友不可好交、
一雖有少々損、不可疑於人、
一人常可有芳心、
一人物借、早可返之、
一不慮外雖造罪、隨作卽可懺悔、
一雖惡徒者、不可打縛之、
一不可借用他人物、親間雖借用、早速可返之、
一與人全不可成口論、
一以不屑〇屑一本作肖才智、不可好問答論議、
一乍立不可小便、
一行住坐臥、可成滅罪之思、
一乞食來時、無厭可行施、
一亥子寅此三時可寢、自餘不可眠、
一不可殺蟻蝨、況餘生類哉、

已上四十一箇條、可如眼精矣、

〔澀柿〕文覺上人消息

かさねての仰委承候ぬ、御返事は先に申て候へども、猶同じ事を申候也、返々も故大將殿〇賴朝の仰をうけたまはるとおぼえ候て、忝哀にこそ覺候へ、御祈の事は、〇中略仰なき先より安穩におはしませと、念願する事にて候、世德を行、善を好む人にとりて、祈はかなふ事にて候、不義に振舞家には、いかなる祈も不ㇾ叶候也、不義とは無道に物の命を斷、酒にめで財にふけり、歡樂して明し暮すほどに、人の歎もしらず、國の安からぬを、かへりみざるを申事にて候、德とも善とも申候は、佛法をあがめ、王法を重じ、世をすくひたすけはぐゝむ心也、あやしの賤男、賤女、百姓、萬民にいたるまで、萬の物に父母のごとくに、たのまるゝ心ばへをもちたるを申候也、かやうの心づかひはなくて、放逸不思議成が、さすが我身をたもたばやとおもふ人、僧侶にあつらへ、諸道に仰て、祈請するを、僧侶も可ㇾ然仰蒙たりとて祈申す、まして外法の諸道は、云に不ㇾ及、たのもしげに申て、祈たれども、其檀那よからざれば、あへて感應なく、かへて惡候也、さ候へば、僧もおんやうしもまつらひたる心なくて色代せず、有の儘にさは〳〵と候はん者に、御祈を仰付て、御身のとがをも聞召て、押直々々してぞよく候べき、御身のをさまらずして、只祈と計にては、あやうき事にて候、殿の御身は、日本國の大將軍にておはします、されば祈申さん者も、廣大正直の心を以、努々千秋萬歲して、空ほめし奉らぬ無双の強者の、しかも慈悲あらんが、御祈の師には可二相應一候也、總而は君を守たてまつり、御身を祈んと、おぼしめさば、先國土を祈、萬民を祈らせ可ㇾ給候、祈は人の身の分際による事にて候、威勢世に蒙らしめず、人にも用られず、さる樣なる者こそ、我身を祈事にて候へ、此道理をしらずして、近代は君も臣も唯身をのみ祈らせ給へば、はか〳〵敷事候はず、佛神の冥慮にも不ㇾ叶、蒼天の照覽にもたがひ候也、返々も鎌倉殿の御恩にて、無道の愁なげきもなく、邪の禍にもあはぬぞと、萬の人に思はれ、たのまれんとおぼしめせ、左だにも候はゞ、別而御祈候はずとも、伊勢太神宮、八幡大菩薩、加茂春日、皆々嬉しと思召、諸佛諸聖、諸天善神、必々守まいらせさせ給

べき也、〇中略さても近代の樣、人の作行功德も祈も、人目計にて候、眞實の底には、國の費、人の歎のみにて候へば、佛も神もうけさせ給はず候也、佛神は、偏に德と信とを納受して、物により寶を悅ばせ給はぬものと、可知食にて候也、かやうの事の謂を、御意得候て、武家を治、帝王の御守と成、諸人の依怙とならせ給候はゞ、聊もあしく腹くろく思まいらせん者をば、日本國三世の敵にて候はんずれば、其身自然に可滅候、如此委樣をも申ひらかずして、褒仰を悅として、御氣色をよからんとのみおもひて、佛神の御心をばかへりみおもはず、たのもしげに申なして、御祈申候はん事は、田地の費と成、庫倉の物のみうせて、御爲も一切其益有まじく候、却て御怨にて候也、文覺も罪業を受べく候、さる御損をば、いかゞとらせまいらせ候べき、猶々伊勢八幡等の太神善神は、財寶珍物をまいらするには、ふけらせ給候はぬが如く御存知候へ、たゞ心うるはしく身をさまりたる人をまほらせ給候也、〇中略只御祈には、正直慈悲を先として、內典外典其名のうるはしき者に仰て、施物を限らず御祈誓候はゞ、君も御心安く、民百姓も樂候、佛神の擁護も疑有まじく候、主なき所領は有間敷候、夫を神社佛寺に寄進事は、返々神道に可有御背候、是を能々御心得可有候、皇居を守、人民を育ませ給事にて候へば、偏に諸の寺社等を御心中に不忘、破壞顚倒せんをば、限有事に付て、修理可有候、仍此國の民の愁は、うたてしき事にて可有候、大海はくぼきに依て、水たまり候樣に、心うるはしき人の身に、福德は集候、さても〱八幡の心うるはしきものを、まほらんと仰候は、心うるはしきと申候は、帝王攝政將軍の、構て身の樂を思はず、只いかにもして、人をつひやさず、人をくるしめ侘しめず、國土をたのしく安して、寒暑時をあやまたず、飢疫の禍なく、兵亂なく、浪風もたゝず、世間を靜になさんと營給を、心正きとは申候也、返々も殿の御身は武士の德を一も不洩双備と、勵せ給へ、抑君の御敵と成ものは、謀反人にもあらず、無道に人をわびしむる怨人にもあらず、させる罪なからん者をば、構て〱ほろばさじと思食、いたく狩漁をこのみ

たのしみて、そゞろに物の命を殺事をなさせ給そ、物をころさず、物の命を扶を、能將軍とは申候也、然を我身をさまらずして、天下の人に、よき人ともおもはれさせ給はねば、山だち海賊强盜竊盜多くして、終には國のほろび候也、禁制頻に下、御下知きびしく成候へども、彌仰こそかろく成候へ、一人を斬せ給共、惡黨十人に可成候、いよ〳〵こそあしく候はんずれ、是をば我御身の科とは、つや〳〵不思召して、惡黨の科とのみ思召て、捕よ搦ようてはれ、召籠よ、籠囹圄に入よ、くびを切、手足を斷などゝ被仰候はんも心うく候べし、僣後生の罪をば、如何せさせ給べき、全人のする科にてはなし、只我身のをさまらぬ科と、ふかく思召、武家の政道は、いかさまにも物を知て候し人に問し時、よに安しとて、只一口に答へ候しは、的を射に似たりと申候也、是を御心得候へ、是は目出度本文にて候、さて御身だに治候ぬれば、兎あれ角あれとの御いましめもなく、御下知もなく、御敎書も候はねども、あなおそろしとて、自然に國土はおだしく候也、

〔澀柿〕明惠上人傳

秋田城介入道大蓮房覺智語て云、泰時朝臣常に人に逢て語給ひしは、我不肖蒙昧の身たりながら、辭する理なく政を官りて、天下を治たる事は、一筋に明惠上人の御恩也、其故は承久大亂の後、在京の時常に拜謁す、或時法談の次に、いかなる方便を以てか、天下を治る術候べきと尋申たりしかば、上人被仰云、何樣に苦痛顚倒して、一身穩ならざる病者をも、良醫是をみて、これは冷より發たり、是は熱にをかされたりとも、病の發たる根原を知りて、藥をあたへ、灸を加れば、則其冷熱さり、自病退き身體快がごとし、かやうに國の亂て治がたきは、何に侵さるゝぞと、先根源をよく知給ふべし、さもなくて今日の前にさし當たる罪過ばかりををこなひ、忠賞ばかり沙汰し給はば、彌人の心かたましく、わゝくにのみ成て恥をも不知、前を治ば、後より亂、內をなだむれば、外は恨つきずしてしづまり治べからず、これ妄醫寒熱を不辨して、一旦苦痛の有所を灸し、先彼が顚

に隨て猴に薬をあたふるがごとし、忠をつくして療すれ共、病の發たる根源を不知故に倍病惱重て不愈がごとし、されば世のみだるゝ根源は、何よりおこるぞといへば、只欲を本とせり、此欲心一切に變じて、萬般の禍となる也、是天下の大病にあらずや、是を療せんと思ひ給はゞ、先此欲心をうしなひたまへ、天下をのづから勞せずして治るべしと云々、泰時申云、此條最肝要にて候、但我身計は、心の及候はん程は、此旨を堅守べしといへども、人々此無欲にならずば、天下治がたし、如何して此無欲の心を、人毎に持する謀候べきと云々、上人答たまはく、其段はやすかるべし、只大守一人の心によるべし、古人曰、未有其身正影曲、其改政國亂と云々、此正といふは無欲也、又云、君子居其室言出善則千里外皆應之と云々、此善といふも無欲也、只大守一人實に無欲に成すまし給はゞ、其德にいふせられ、其用に恥て、國家の萬民、自然に欲心うすく成べく、小欲知足ならば、天下やすく治るべし、天下の人の欲心深訴來らば、我欲心のなをらぬゆへぞと知て、我方に心をかへして、我身を恥しめ給べし、彼を咎に行給べからず、縱ば我身のゆがみたる影の水にうつりたるをみて、我身をば正しくなさずして、影のゆがみたるを嗔て、影を咎に行はんとせむがごとし、心ある人のそばにて見て、をこがましく思事也、○中略されば大守一人の小欲に成給はゞ、一天下の人皆かゝるべしと云々、此敎訓を承しに、心肝に銘じて、深く大願を發し、心中に誓て、此趣を守き、○下略

〔乳母のふみ〕なにはのことのよしあしをも、おぼしめしわき候はんまでは、うきをもしのびすぐして、御身をさらぬまもりにとこそ、おもひまいらせ候つるに、そのが世々にもなりぬべく候事の、さやは契しとおきふしなげかれ候に、御ふみ見候へば、いさゝめしものと見えさぶらふこそ、あはれにおぼえ候へ、げにさぞおぼし召候らんと、御こゝろぐるしうて、ちかきほどのおもひやりだになく、都鳥にことゝふたよりも候はぬ身の、かへるなみをのみうらやみて、くもでに思ふこ

とたえぬ八はしの、なもうらめしく、わたりもやられ候まじき心のうちに、またおぼしめしなげき候はんずることなどを、おもひつゞけ候へば、いとゞものうくて、大かたいかにもみそぢにあまりてこそ、うるはしく物は、おもひ志られ候なれ、はたとせがうちは、なをおもひさだまらぬ事にて候なるを、ましていかにと御心ぐるしく候へども、いくとせつもりたらん人よりも、おとなしく見まいらせ候ほどに、よろづおぼしめしわく御事もやとて、御覧じとゞむるふし〴〵もやと、こまかに申候なり、らうたくうつくしき人の、そのかたちの、うきよにならびなく候とも、心さだまらずなど候へば、いたづらごとよと、おんこゝろをそへて、いかにあらまほしくおぼしめす御ことありとも、おのづから人もゝり聞て、もどき所志りぬべからんことは、御心にこゝろをかたらひて、おぼしめしわすれ候へ、心のまゝなるが返々あしきことにて候、たとへひとのいみじうつらき御事候とも、いろに出て、人に見えんは、はづかしかりぬべきことゝおぼしめして、さらぬかほにてはありながら、さすがにうやとは覺えて、ことすくなゝるやうに、御もてなし候へ、またうれしう御心にあふ事候とも、こと葉にうれしや、ありがたやなどおほせごとあるまじく候、うきもつらきも、うれしきも、御心に能おぼしめしわきて見え候はんぞ、また人のこゝろのうちなどをとこそありけれ、かゝる心の志てなど、人にもおほせられ、さたする事あるまじく候、御心のうちばかりにて、よくおぼしめしとゞめて、我心身のうへをも、人の事をもおぼろげのひとにうちかたらひ、色見ゆる御ことなど候はで、大かたに何事をも御心のうちばかり、におぼしめしわき候へ、あさはかに物などおほせられ候はんは、あしき事にて候ぞ、されぱとて、あまりに上ずびて、にくいけしたるも、わろく候へば、そのほどはわきまへふるまはせ給ひ候へ、何よりも心みじかく、ひきゝりなるが、あなづらはしく、わろき事にて候、なが〳〵と何事もあるやうあらんずらむと、おもひのどめたるが、なだらかによく候、されぱとて、大やけわたくしにつけて、いそぐべ

からんことを、いふがひなくて、月日をおくり、時をうつされ候はんはわろく候、人にもうちたのまれ、御こと葉をもませたらんことをば、きは〳〵しうすゑとをるやうに、はかなからんことをも、我御身の手をもふれ、いろひた・せたまひ候へ、かく申候へばとて、にくいけして、さし過、さがさがしうおもだつさまの御もてなしは、ゆめ〳〵候べからず、たゞおいらかに、うつくしき御さまながらよしあしを御覽じとゞめて、ことよく申よらん人にも、おぼろげにて御心うつさず、またけにくうもてはなれなどせで、大かたにつけて、ひとをはぐゝみ、なさけあるやうに、あはれむはよき事にて候、とめるをば、人ごとにうらやみ、おもくするならひにて候、まことにそれほどいかでなくては候べき、なれども御心のうちには、まづしきを、あはれなる物にかずまへ、おもふがほんたいにて候、たとへば、人のうへをそしりにくみなどしても、しのぶ事をいひあらはし、うちさゝめきなど、かたへの人の候はんに、露ばかりこと葉ませさせ、おはしまし候まじく候、あやまりて人はなにとかまうしつる、いかゞなどたづねまいらすること候とも、いざなにとやらんあらぬことを、いひしほどに、きかずなりにけりなど、はかなげにおほせられなして、ことざまなる御あひしらひ候べく候、人になさけをかけ、あはれかはすさまの御心むけはあるべく候、しる人ごとにいたづらなるすゞろふみ、しげくかきかはす事、よからぬ事にて候、なべてひとにくからぬもてなしにて、さる物から、とりなしうちとけたるむつごとの、心よせある御しる人には、おぼろげならず、えらびておぼしめしかはすべく候、人の心ほど、うちとけにくう、おそろしきものは候はぬぞ、何のみちに車をくだき、なにの海に舟をうかべたらんよりもと、ふかく申ならはして候へば、よく〳〵やうあるごとくおぼえ候ぞ、かへす〴〵御心得候べく候、我めしつかふ人々の中にも、おとなしくさもありぬべからんには、物をもおほせられあはせ、うちたのむやうにあたらせたまひなどして、わかうさいとなからんには、たゞいまにくからぬやうに、おぼしめし候と

も、ひたひさしあはせて、御きそくよげに、うちさゝやきたはぶれかはしなどするも、かろ〴〵しくあなづらはしきことにて候、さやうの御わきまへは、さりともと御心やすく、おもひまいらせて候へども、わかきほどの心は、おもふにつけて、人のもてなしによることも候へば、なをうしろめたきやうにて、これまで申候、また御心むけは、さる事にて、はかなきわざにも、とりふれさせたまひ候はんずる物ごとによしある、さまにとおぼしめし候へ、さすがに上のしなのえらびになりぬる人のすたれうたてあることは候まじけれども、おなじこともあるにまかせて、こゝろをそへぬやうに候へば、ひさうなきものにて候、そのみすのまへは、くるしきやうにそのわたりは、心にくゝなど、心ときめきせらるゝやうに候へば、人にも所をかれはぢらるゝ事にて候ぞかし、

○中略

一本云
きの内待どのへ　[illegible]
雲ゐはるかにへだつるかたより

〔見聞軍抄 七〕深澤村大佛一見の事附平時行事

尊氏公天龍寺を建立し、夢窻國師へ歸依し給ふによつて、をしへの狀にいはく、

夢窻國師尊氏將軍へ拾三箇條敎訓狀之事

一慈悲、正直、思案、堪忍、和合爲ㇾ城、油斷爲ㇾ敵事、
一尊二崇佛神三寶一、修二造寺社一、可ㇾ守二家運一事、
一隨ㇾ錄施ㇾ物、知二人間欲一、可ㇾ恐二天道一事、
一不ㇾ亂二主君父母禮義一、可ㇾ存二忠孝之志一事、
一學二文書一、忍二賢仁一、可ㇾ入二忠言正路一事、
一專二合戰軍法一、以ㇾ夜繼二日一、弓馬道可ㇾ嗜事、
一不ㇾ隔二貴賤上下一、可ㇾ愛二衆生之輩一事、

一書札禮義以下、己不存者可敬他人事、
一忘自恩、不忘他恩、不成慢心思事、
一讒言思惟、兩舌科疑、可任天命事、
一憐民百姓愁、糺臣下猥、可致憲法沙汰事、
一辨生死無常因果道理、可念後生菩提事、
一於貪欲、婬欲、殺生欲、衣食欲、勝負欲、見聞欲等樂、可行中道事、

〔空華日工集〕永和元年七月十三日、府君〇足利氏満入保壽而燒香、余出迎引入書閣而獻茶、君問治國之政要、余乃白云、凡治天下文武二道也、武則治亂而已、文則爲政之術也、昔唐太宗貞觀之政、至今爲美、其初太宗以弓問弓工、答曰、木心不正、太宗乃召十八學士問政事之要、吾日本三代將軍之世、以十八人文士、分爲番、侍幕府之講、無乃擬十八學士乎、然則古今治天下國家、非文武二道、則不可也、凡人爲上者惘下、爲下者敬上、是則非生而知之、以學而知之也、不學而知者未之有也、千萬以學爲政治之備、則幸甚爲〇爲恐爲誤府君喜曰、吾雖不敏請事斯語矣、

〔文明一統記〕　後成恩寺關白〇一條兼良

一八幡大菩薩に御祈念あるべき事
其御祈念有べきことは、賤くも我身征夷將軍の職を蒙りて、おほやけの御かため也、日本國中六十六ヶ國を治べき仰をうけ給ることは、前世の宿習といひながら、父母二親の御恩也、但天下を治す、なほなる世にかへさずむば、其職に有ても詮なかるべし、ねがはくは、八幡大菩薩の御はからひとして、威勢を加へせしめ給へと、かくのごとく威勢の事を祈申は、またく我身思さまにふるまはん爲にはあらず、此十餘年、公家武家を始として、僧俗男女に至まで、一所懸命の地を人に奪れ、憂悲苦惱をするを見てける、餘に不便におぼゆる故に、威勢だにもあらば、道を道に行んと

思ふによりて、ひとへに御神の冥慮をあふぐもの也、諸國の守護たる人の心向、いかにも穩便になして、慈悲の心をつけ給へ、げに〳〵思なをらずは、忽に冥罰をあたへ給ふべしと也、ふたゝびすなをなる世に立かへらば、今生の願滿足して、後世までも、名將軍といはれん事、人間の思出是に過べからず、併大菩薩の御はからひに有べしと、毎日に朝とく御手を洗、御口を灌ぎ給ひ、南方に向せ給ひて、至誠心に御祈念有べし、神明世にましますものならば、などか納受し給はざらん、此御心中の趣、世にかくれなくば、つたへ承るものも、一たびは神慮に恐をなし、一たびは武威を辱思ひて、諸守護の心向も、をのづから持なをして、文明一統の天下に成べきこと、掌をさすがごとくなるべし、○中略

一政道を御心にかけらるべき事

何事を申ても、おちふす所は、たゞ政道を正しく行はんにはしくべからず、近年寺社の本所領を、無理に押へ、知行せるかた〳〵の、こと猛惡の心を先として、後代の名をも恥辱をも、かへりみざるにや、流石代々忠節奉公をいたせる家にて、忽に先祖の跡をはづかしむること、口惜とも、中々いふ計なし、その身一期の事は、さもこそ侍らめ、子孫を思ふ心のなきは、頗遠慮なきに侍らずや、是によりて、政道のことを指おかるゝ條は、千萬然べからず、けりやう上裁に應せざる人においては、かれら申入事も聞しめし入られざらんが、そのいはれ有ににたり、總別に御心をやすめらるゝ時は、とが有物もなき物も、差異なかるべし、かつうは又すてばひろはむと申事の侍れば、いかなる野心を存する者も出來すべし、かた〳〵然べからず、此前にもすでに御判初有し上は、もし與奪申されば、御代官としてやすきことなど御成敗あらんに、何のやうか侍るべき、一方むきのさたは、奉行披露にまかせて、御敎書に御判をすゑられん計也、たとひ又破戒のさた成とも、兩方の訴陳せんことを、たれにても兩三人に仰付られて、批判をせられて、理有方へ付られんも、い

とやすき事なるべし、一旦聞あやまり、又見おとしたることなどあらば、越訴をたて〻申さんとき、あらためられんこと、是又今はじめたる事にあらず、むかしより有來ことなるべし、萬機の政なれば、一日二日の懈怠だにも然べからず、それを一かうにうち捨られんことは、勿體なき事成べし、よく〳〵御思案有べきにや、事多しといへども、筆かぎりあれば大かたはからひ申侍るもの也、

○按ズルニ、一條兼良ノ訓戒ノ事ヲ記セル書ニハ、此他樵談治要、さよのねざめ等ノ著有リ、

古事類苑

人部二十三

諫

諫ハ、イサメ又イサムト云フ、主君、父兄、朋友等ノ非ヲ見テ、戒メテ匡正スルヲ謂フナリ、凡ソ諫ニハ事ニ托シテ諷スルアリ、意見ヲ書シテ進ムルアリ、顏ヲ犯シテ直言スルアリ、又切諫シテ聽レザルヲ以テ、身ヲ殺シテ其非ヲ匡スアリ、本邦ニ於テハ、支那ノ如ク諫ノ目ヲ分ツコト無ケレドモ、至誠ヲ以テ臣子ノ念トシタルヲ以テ、諫諍ノ例ニ乏シカラズ、今其最モ著名ナルモノヲ收錄シテ、多クハ省略ニ從ヘリ、

〔新撰字鏡 言〕諫 古安反、去、勇也、証也、正也、非也、伊佐牟、　諫 上同、于至反、去、正也、便也、古晏反、剌也、曽志留、

〔新撰字鏡考異 言〕諫 一本作諫、是諫字、書居晏切、諫下 至到之誤、便一本作使、又作更、古晏反、三字諫下反、混入于茲、

〔說文解字 三言〕諫 証也、从言柬聲、古晏切、

〔伊呂波字類抄 伊人事〕諫 イサム イマシム

〔易林本節用集 伊言語〕諫 イサム 君 勇 同 軍

〔倭訓栞 前編 三伊〕いさむ　勇をよみ、新撰字鏡に、○中略 諫諍をよめるも勇也と註せり、○中略 日本紀に制字、万葉集に禁字をよめるも、諫諍と意かよへり、歌に多くよめり、

〔雅言集覽 三以〕いさむ 制し禁ずる意也、諫の字も意同、

〔萬葉集 九雜歌〕登筑波嶺為嬥歌會日作歌一首并短歌

諫主君

加賀布燿歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛播神之、從來不禁行事叙、○下略

〔源氏物語四夕顔〕よるのこゑはおどろ〳〵し、あなかまといさめたまひて、いとあはたゞしきにあきれたる心ちし給ふ、

○按ズルニ、いさめト云フ語ハ、汎ク禁止又ハ訓誡ノ意ニモ用ヰタリ、宜シク訓戒篇ヲ參看スベシ、

〔日本書紀顯宗十五〕二年八月己未朔、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王、○市邊押磐皇子無罪、而大泊瀨天皇○雄略射殺、棄骨郊野、至今未獲、憤歎盈懷、臥泣行號、志雪讐恥、○中略願壞其陵、摧骨投散、今以此報、不亦孝乎、皇太子億計、歔欷不能答、乃諫曰、不可、大泊瀨天皇正統萬機、照臨天下、華夷欣仰、天皇之身也、吾父先王雖是天皇之子、遭遇迍邅、不登天位、以此觀之、尊卑惟別、而忍壞陵墓、誰人主以奉天之靈、其不可毀一也、又天皇與億計、曾不蒙遇白髮天皇○淸寧厚寵殊恩、豈臨寶位、大泊瀨天皇、白髮天皇之父也、億計聞諸老賢、老賢曰、言無不酬、德無不報、有恩不報、敗俗之深者也、陛下饗國、德行廣聞於天下、而毀陵翻見於華裔、億計恐其不可以莅國子民也、其不可毀二也、天皇曰、善哉、令罷役、

〔日本書紀持統三十〕六年二月乙卯、中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言、諫爭天皇欲幸伊勢、妨於農時、三月戊辰、以淨廣肆廣瀨王、直廣參當麻眞人智德、直廣肆紀朝臣弓張等、爲留守官、於是中納言三輪朝臣高市麻呂、脫其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動、辛未、天皇不從諫、遂幸伊勢、

〔日本後紀桓武八〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略姉廣虫、及笄年、許嫁從五位下葛木宿禰戸主、旣而天皇落飾隨出家、爲御弟子、法名法均、○中略寶字八年大保惠美忍勝叛逆伏誅、連及當斬者三百七十五人、法均切諫、天皇納之、減死刑以處流徒、

〔日本後紀 十七平城〕大同三年十月丁卯、東山道觀察使左近衞中將正四位下行春宮大夫安倍朝臣兄雄卒、○中略伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得、論者義之、

〔日本後紀 二十一嵯峨〕弘仁二年七月庚子、備前守正四位下藤原朝臣眞雄卒、○中略爲推國○平城天皇之近臣、○中略身帶弓劍、常侍朱鈎、屬天皇遷御平城、分局追從、旣而一女進諫、天皇擬入于伊勢、眞雄遽輿而伏、忘死固爭、蓋魏臣斷袂之志乎、可謂歲寒而知松柏之後凋者也、今上嘉其忠情、特授正四位下、拜備前守、在任而卒、時年卌五、

〔三代實錄 十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、夏井○紀者、左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也、○中略上○文德以其忠正淸貧無宅、賜宅一區、夏井秉志、忠直時有規諫、上以此逾重之、

〔續古事談 一王道后宮〕寛平法皇○宇多ノ御位ノ時、菅丞相○菅原道眞君ヲイサメタテマツリ給事、漢土ノ賢臣ノ諫言ヲタテマツルニコトナラズ、或時コトニ殺生禁斷オコナハレタリケル次ノ年、君ミヅカラタカヾリヲシ給ケレバ、丞相申給ケリ、今年ハ鳥獸ナニノアヤマチアレバカ、タチマチニコレヲカリ給ゾト申サレケレバ、ミカドコトハリニツマリテ、カリヲヤメサセ給ニケリ、

〔承久兵亂記 上〕きんつぎこういけんの事
大志やうきんつねふし、志ざゐにをこなはるべきよし、おほせければ、志よきやう、くちをとづるところに、とく大じの大志んきんつぎの申されけるは、ちよくめいのうへは、さうにをよばず候へどもご志らかはのほうわうの御とき、ともやすと申、せんごを志らざる、ふとくじんのもの、、ざんそうにつかせ給ひつ、、よしなかを、ついたうせんとせられしが、きそいきどほりをふくみ、ほう志ゆうじ殿へむかふて、せめたてまつる、みかたのいくさ、一ときのうちにやぶれて、きみもしんも、ほろび給ひき、いまさら、たねよし、ひろつながざんにより、よしときをせめらるべきか、がたきをほろぼさんにつきても、みかたのほろびんにつけても、大志んいげなうごん以上の人に、

ゑざいをおこなはんこと、よく〳〵ゑいりよを、めぐらさせ給べきかと、はゞかるところもなく、申されけり、一ゐん〇後鳥羽げにもとや、おぼしめしけん、ゑざいをなだめらる、さてこそ、かまくらにもつたへうけたまはりて、このゑのにうだう殿、とく大じのうだいじん殿、りやうゑよをば、かたじけなきことに申されけれ、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年七月十二日甲午、按察卿〇光親中略於加古坂梟之訖、年四十六云云、此卿爲無雙寵臣、又家門貫首宏才優長也、今度次第殊成競々戰々思、頻有達君於正慮之處、諫議之趣、背叡慮之間、雖進退惟谷、書下追討宣旨、忠臣法諫而隨之謂歟、其諷諫申狀數十通殘留仙洞、後日披露之時、武州〇北條泰時後悔惱丹府云云、

〔太平記十三〕龍馬進奏事

佐々木鹽冶判官高貞ガ許ヨリ、龍馬也トテ、月毛ナル馬ノ三寸計ナルヲ引進ス、〇中略賀シ申サヌ人ハ無リケリ、暫有テ、萬里小路ノ中納言藤房卿被參、座定マテ後、主上〇後醍醐又藤房卿ニ向テ、天馬ノ遠ヨリ來レル事、吉凶ノ間、諸臣ノ勘例已ニ皆先畢ヌ、藤房ハ如何思ヘルゾト、勅問有ケレバ、藤房卿被申ケルハ、天馬ノ本朝ニ來レル事、古今未ダ其例ヲ承候ハネバ、善惡吉凶勘ヘ申難シトイヘドモ、退テ愚案ヲ回スニ、是不可有吉事、〇中略元弘大亂ノ始天下ノ士卒擧テ、官軍ニ屬セシ事、更ニ無他、只一戰ノ利ヲ以テ、勳功ノ賞ニ預ラント思ヘル故也、サレバ世靜謐ノ後、忠ヲ立賞ヲ望ム輩、幾千萬ト云數ヲ知ズ、然共公家被官ノ外ハ、未恩賞ヲ賜リタル者アラザルニ、申狀ヲ捨テ、訴ヲ止タルハ、忠功ノ不立ヲ恨ミ、政道ノ不正ヲ褊シテ、皆己ガ本國ニ歸ル者也、諫臣是ニ驚テ、雍歯ガ功ヲ先トシテ、諸卒ノ恨ヲ散ズベキニ、先大內裏造營可有トテ、諸國ノ地頭ニ、二十分一ノ得分ヲ割分テ被召レバ、兵革ノ弊ノ上ニ、此功課ヲ悲メリ、又國々ニハ、守護威ヲ失ヒ、國司權ヲ重クス、依之非職凡卑ノ目代等、貞應以後ノ新立ノ庄園ヲ沒倒シテ、在廳官人、撿非違使、健兒所等、過分ノ勢

ヒヲ高セリ、加之諸國ノ御家人ノ稱號ハ、賴朝卿ノ時ヨリ有テ、已ニ年久シキ武名ナルヲ、此御代ニ始テ、其號ヲ被止ヌレバ、大名高家イヅレカ、凡民ノ類ニ同ジ、其憤幾千萬トカ知ラン、次ニハ天運圖ニ膺テ、朝敵自亡ヌトイヘドモ、今度天下ヲ定テ、君ノ宸襟ヲ休メ奉タル者ハ、高氏、義貞、正成、圓心、長年ナリ、○中略其志節ニ當リ、義ニ向テ忠ヲ立所、何レヲカ前トシ、何レヲカ後トセン、其賞皆均、其爵是同カルベキ處ニ、圓心一人、僅ニ本領一所ノ安堵ヲ全シテ、守護恩補ノ國ヲ被召返事、其咎メモ何事ゾヤ、賞中ニ其功、則有忠之者進、罰當其罪、則有咎之者退ト云ヘリ、痛哉今ノ政道、只抽賞ノ功ニ不當、譏ノミニ非ズ、兼テハ綸言ノ掌ヲ翻ス憚アリ、今若武家ノ棟梁ト成ヌベキ器用ノ仁出來テ、朝家ヲ褊シ申事アラバ、恨ヲ含ミ、政道ヲ猜ム天下ノ士、糧ヲ荷テ招ザルニ集ラン事、不可有疑、抑天馬ノ所用ヲ案ズルニ、德ノ流行スル事ハ、郵ヲ置テ命ヲ傳ルヨリモ早ケレバ、此馬必シモ不足用、只大逆不慮ニ出來ル日、急ヲ遠國ニ告ル時、聊用ニ得アランカ、是靜謐ノ朝ニ出テ、兼テ大亂ノ備ヲ設ク、豈不吉ノ表事ニ候ハズヤ、只奇物ノ翫ヲ止テ、仁政ノ化ヲ致レンニハ不如ト誠ヲ至シ、言ヲ不殘被申シニ、龍顏少シ逆鱗ノ氣色有テ、諸臣皆色ヲ變ジケレバ、旨酒高會モ無興シテ、其日ノ御遊ハサテ止ニケリトゾ聞エシ、

〔鳩巢小說下〕一平生○後光明天皇御酒ヲ御好ミ被遊候時分、劇飲ニモ及ハレ候、諸卿ノ内、忠節ヲ被存候衆中ハ、ヒソカニ氣ノ毒ニ存ラレ、玉ニ瑕トハ、此事ニテ可有之候、誰カ可然宿老衆、諫言モ被奉候半ト申アヒ候、或時宵ノ間御酒宴ハジマリ、例之通御大酒ニ可及御樣子ニ候處、德大寺殿○公信被罷出、御平生御酒御好ミ被遊候上、又時トシテ、御大酒ニモ及ハレ候事、第一御養生ノ爲ニ不可然候、殊ニ程朱ノ學ニモ、御志深ク御座被成候ニハ、近頃御似合不被遊候御事ノ由被申上、常々何レモ此段申合候義ニ御座候ト、急度被申上候處、大ヒニ天氣ヲ損ジ、推參成事ヲ申モノカナ、打切テクレ申サウト、勅定候處、德大寺殿、從容トシテ被申上候ハ、神武天皇以來、天子ノ御自身、大臣タル

者ヲ、御手打ニ被成候事承不及候得共乍恐諫言ヲサヘ御用ヒ被遊候ハヾ、誠ニ以本望ニ候旨、被申上候、傍輩ノ衆、先德大寺殿御次ニ退ケ申候、主上ハ、御劒ヲ御サゲナガラ入御被遊候、尤御宴モ止ミ申候、何レモ德大寺殿ヘ被申候ハ、御忠節ハ感入候得共、時節アシク、逆鱗モ甚敷罷成、近頃不興ニ存候旨、被申候得バ、某ハ左樣ニ不存候、今夜ノ御酒宴モ、御大酒ニ可被及ト存候處、不興ニハ候得共、御宴モ止ミ申處、責テノ本望ニ候ト被申候テ、宿處ヘ被歸候、翌朝主上常ノ御座ヘ出御被成、小倉宰相トヤラン御近習ノ方ヘ被仰候ハ、昨夜德大寺ヘハ近頃ノ過言ヲ被仰、御無禮カタガタ御後悔被遊候、今朝迄御寢モ不被遊候、德大寺ハ、最早出仕ハ致マジキ旨、勅定有之候處、德大寺ハ疾ヨリ出仕、天氣ヲ伺ヒ罷在候旨、申上奉リ候得バ、思召ノ外ニテ、左候ハヾ、德大寺ヘ可申聞候、昨夜ノ御過言、御ハヅカシク思召候、最早德大寺ヘハ、御逢モ難被成候、但シ德大寺サヘ罷出候ハヾ、御直ニ被仰渡義有之旨、被仰出候、德大寺殿被承候テ落淚ノミニテ、兎角ノ御請無之候、重ネテ罷出候ニトノ事ニテ、御前ヘ伺公有之候處、昨夜ノ諫言尤ノ至リニ思召候、但シ御過言ノ御誤、御恥ケ敷被思召候、御大酒ノ事、以來スキト御止メ可被遊候、昨夜ノ御劒ハ、則晝ノ御劒ニテ候、唯今德大寺ヘ被下候由ニテ、御直ニ被下候、今以テ德大寺殿ニ、其御劒有之ヨシ、此義モ雷鳴同事ニスキト御過酒御止被遊候ヨシ、

〔十三朝紀聞 三 靈元〕帝嘗損數百金得名碗爺々屋者、聽治之暇以示群臣、咸奏珍寶、正二位勸修寺經敬獨以神國至尊、奈何貴重外土故碗而甜之、欲諫爭、故稱老眼難睹、奉出殿緣、視之爲失手墜于石上、御碗碎壞、滿座失色、經敬徐進御前、稽首謝罪、因曰、臣欽惟、古來御器、皆用國產、臣未聞以漢土故物充供御、願陛下勿復求此等物妄財用矣、帝心嘉其直言、終不問之、

〔平治物語 二〕六波羅合戰事

義朝是ヲ見給テ、義平ガ河ヨリ西ヘ引ツルハ、家ノ疵ト覺ルゾ、今ハ何ヲカ期スベキ、討死セント

テ被懸ケレバ、鎌田〔政家〕馬ヨリ飛デ下、七寸ニ立テ申ケルハ、昔ヨリ源平弓矢ヲ取テ、何モ勝負ナシト申セ共、殊更源家ヲバ、皆人武キ事ト申侍リ、譬バ栴檀ノ林ニ餘木ナク、崑崙山ニハ土石悉美玉ナルガ如ク、源氏ニ屬スル兵迄モ、弓矢取テハ名ヲ得タリ、ソレニ今朝ヨリノ合戰ニ、馬ナヅミ人疲テ、物具ニ透間多、矢種盡打物折テ、殘御勢過半ハ疵ヲ被レリ今敵ニ懸合トモ、甲斐々々敷ハナクテ、雜人ノ手ニ懸リ遠矢ニ被射テ討レ給ハン事コソ、歎ノ上ノ悲ミナレ、如何ニ況大將ノ御死骸ヲ、敵軍ノ馬ノ蹄ニ懸ム事ヲヤ、皆イヅクヘモ落サセ給、山林ニ身ヲ隱シテモ、御名計ヲ殘置、敵ニ物ヲ思ハサセ給ハンコソ、謀ノ一ニテモ候ベケレ、只今爰ニテ討レサセ給ナバ、敵ハ彌利ヲ得、諸國ノ源氏ハ皆力ヲ落シ果、忽ニ敵ニ屬シ候ナン、縱雖遁シテ御自害候トモ、深ク隱シ進ラセテ、東國ノ御方ノ憑ミアル様ニコソ、御計ヒ候ハンズレ、死セル、孔明、イケル仲達ヲハシラカストコソ申タルニ、ヤミ〳〵ト敵ニ打捕ラレ給ハン事、誠ニ子孫ノ御恥辱タルベシ、御曹司モ定テ御所存有テゾ御座ラン、早落サセ給ヘト申セバ、東ヘ行バ逢坂山、不破關、西海ニ赴カバ須磨明石ヲヤ過ベキ、弓矢取身ハ死スベキ所ヲ遁ヌレバ、中々最後ノ恥アル也、只爰ニテ討死セント進給ヘバ、政家重テ申様、コハ御定トモ覺候ハヌ物哉、死ヲ一途ニ定ムルハ近シテ安ク、謀ヲ萬代ニ殘スハ遠クシテ堅シト云ヘリ、叶ハヌ所ニテ御腹召レン事、何ノ儀カ候ベキ、越王ハ會稽ニ下、漢祖ハ榮陽ヲ遁ル、皆謀ヲナシテ遂本意シニ非ズヤ、身ヲ全シテ敵ヲ滅スヲコソ、良將トハ申テ候ヘ、疾疾延サセ給ヘトテ、御馬ノ口ヲ北ノ方ヘ押向ケレバ、鎌田ガ取付タルヲ力トシテ、兵數多下立テ、懸サセ奉ラネバ、無力河原ヲ上リニ被落ケリ、

〔源平盛衰記三十四〕法住寺城槨合戰事

木曾ハ蒙勅勘由聞テ申ケルハ、〇中略是ハ鼓〇平知康メガ讒奏ト覺ユ、其鼓ニ於テハ、押寄テ打破テ捨ベキ物ヲトテ、斷ヲシテ急ゲ殿原殿原ト下知シツヽ、鎧小具足取出シテ、ヒシメキケレバ、今井樋

口諫申ケルハ、十善ノ君ニ向奉テ、弓ヲ引矢ヲ放給ハン事、神明豈ユルシ給ハンヤ、只幾度モ誤ナキ由ヲ申サセ給テ、頸ヲ延テ參給ヘ、縱知康ニ御宿意アラバ、本意ヲ遂給ハン事イト安キ事也、私ノ意趣ヲ以、院御所ヲ責ラレン事、ヨク〳〵御計ヒ有ベシト教訓シケレ共、木曾ハ張魂ノ男ニテ、云タテヌル事ヲヒルガヘラヌ者也、我年來多ノ軍ヲシテ、信濃國ヲヘアヒノ軍ヨリ始テ、横田河原、礪波山、安高、篠原、西國ニハ、備前國福輪寺畷ニ至マデ、一度モ敵ニ後ヲ見セズ、十善帝王ニテ御座トモ、冑ヲヌギ弓ヲハヅシテ、ヲメ〳〵ト降人ニハ參マジ、左右ナク參テ鼓メニ頸打キラレナバ、悔トモ益有マジ、義仲ニ於テハ是ゾ最後ノ軍ナル、ヨシ〳〵殿原直人ヲ敵ニセンヨリハ、國王ヲ敵ニ取進タランコソ、弓矢取身ノ面目ヨトテ、更ニ不用ケリ、○下略

〔源平盛衰記 三十五〕木曾惜貴女遺事

木曾ハ院〇後白川御所ヲバ出タレ共、軍場ニハ不出ケリ、五條內裏ニ歸テ、貴女ノ遺(ナゴリ)ヲ惜ツヽ、時移ルマデ籠居タリ、彼貴女ト申ハ、松殿殿下基房公ノ御娘、十七ニゾナラセ給ケル、無類美人ニテ御座ケレバ、女御后ニモト勞リカシヅキ進ケルヲ、木曾聞及奉テ、押テ奉掠取、御心憂ハ思召ケレ共混(ヒタス)ラ荒夷ニテ、法皇ヲモ押籠進セ、傍若無人ニ振舞ケレバ、不及御力事ナリケリ、賤ガ編戸ノ女ニモ、馴ナバ情ハ深シテ、別路ハ猶悲キニ、マダ見モ馴ヌ御有樣、サコソ名殘ハ惜カリケメ、斯ル處ニ越後中太能景馳來ッテ、敵ハ既ニ都ニ亂入レリ、如何ニ閑ニ打解給ヒ、角ハト云ケレ共、引物ノ中ニ籠リ居テ、尙モ遺ヲ惜ケリ、能景弓矢取身ノ心ヲ移マジキハ女也、只今恥見給ハン事ノ口惜サヨトテ、今年三十六ニ成ケルガ、緣ヨリ飛下腹搔切テ失ニケリ、加賀國住人津波田三郎モ此由云ケレ共出ザリケレバ、御運ハハヤ盡給ニケリトテ、引物ノ前ニテ此モ腹切テ臥ニケレバ、津波田ガ自害ハ義仲ヲ進ムルニコソトテ、百餘騎ノ勢ヲ率シテ、五條ノ東ヘ油小路ヲ直違ニ、六條河原ヘ出タレバ、根井行親楯六郎親忠等、二百餘騎ニテ木曾ニ行逢、主從勢三百餘騎、轡ヲ並テ見渡セバ、

七條八條ノ河原、法性寺柳原ニ白旗天ニヒラメキテ、東國ノ武士隙ヲ諍テ馳來ル、

〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建仁元年九月廿二日己巳、又御鞠會人數同前、今日人々多以候見證、其中江馬太郎殿、泰時密々被談于中野五郎能成云、蹴鞠者幽玄藝也、被賞翫之條所庶幾也、但去八月大風、鶴岡宮門顚倒、國土愁飢饉、此時態以自京都被召下放遊輩、而去廿日變異、非常途之儀、尤被驚思食、被尋仰司天等、非異變者、可及如此御沙汰歟、且幕下〇源頼朝御在世建久年中、百箇日之間、每日可有御濱出之由、固被定之處、天變出見之由、資元朝臣勘申之間、依御謹愼止其儀、而被始世上無爲御祈禱、今次第如何、貴客者昵近之仁也、以事次盍諷諫申哉云云、　十月二日己卯、入夜親淸法眼潛參江馬太郎殿館申云、去月廿二日被談仰能成事、具達聽、且紕繆相交歟間、閣父祖被諷諫申之條、違御氣色之由、憖見其形勢也、〇中略亭主仰云、全非諷諫申、愚意之所覃、聊相談近習仁許也、於被處罪科者、不可依在國歟、但有急事、明曉欲下向北條、兼令門出畢、就令告、非構出、稱恥貴房推察、召出旅具至壺盃等悉在此中等、令見給云云、

〔平政連諫草〕々條

一可被興行政術事

右獻諫於君上、可依其臣下、所謂位貴之人、寄重之仁等也、而叔向曰、大臣重祿不極諫、小臣畏罪不敢言、此患之大也、是則難隨諫諍之主事歟、如唐大宗者、大臣小臣、以諫以諍、凡厥人臣忠直、以諫言爲重、可違貴命之故也、政連疎遠微弱之身、庸瑣愚鈍之性也、雖然念々欲報恩德、度々有獻諫言、雖無賞翫、不違賢慮歟、仍不殘鄙底、重所言上也、夫就內外典籍、撿國家治略、佛陀之出世也、爲濟生以說法、聖主之在位也、爲利人以行政、云震旦、云日域、佛法不流布之昔、王化多森羅之代、未有王法陵替之時、佛道修行之世、就之謂之、佛事縱雖退轉、政道不可陵遲者乎、是一因茲禪閤御在俗之時、專扶霸業、御出世之今、漸疎政要、此條評定裁判、任兩國吏引付探題、委七頭人、功成名遂、歸眞趣寶、時

時有偃息之志、日々難接政務之由被思食歟、彼兩箇者、猶細務也、天下珍事、國中大體、併在成敗、可無怠慢、隨又評定大事、猶待御出仕歟、是二 而命之長短、在天運、國之治亂、因時代歟、一生無端(アヂキナク)、徒自纏政事、餘算有限、不如催歡宴相存歟、此條全不接公庭、偏以卜蟄居儀也、一向無御綺者、萬機任何仁乎、如當代者、無其人歟、就此理慭仕管領之心、忘彼實爭及緩怠之儀、是三 且聖人爲世出、賢者爲民生、禪閣元當其仁、諸人皆知此理、總以無退屈、猶可有勤厚、不然者出世之本懷相違、爲民之先言可空、是四 隨可行人不行、謂之不可、不可行之人强行、又謂之不可、若有自謙、猥稱他仁、御不可、令兼二歟、是五 爰爲世不出、爲民不生之由、有御返答者、所立支證也、方今禪閣都鄙之間、令行大事、貴賤之中、不可少譯、兼德仁、豈非爲民之生、盡專利國之道、是六 菩薩之行、捨頭目以施巨益、仁君之功、忘寢食以行善政、何況每月御評定間、五ヶ日御寄合、三ヶ日奏事、六箇日許、不闕有御勤仕之條、强無窮屈之儀歟、是七 抑君者至賢也、僕者劣士也、不恐違御意之後勘、無顧立微質之先途、下愚之士、爲人屢獻捨身命之讜言、上聖之君、爲世何懈竭筋力之善行、是八 就中先祖右京兆員外大尹〇北條義時云、者、武內大神再誕、前武州禪門〇北條泰時者、救世觀音轉身、最明寺禪閣〇北條時賴者、地藏薩埵應現云云、情思、貴下在生之作法、同爲無上大聖之應化歟、大悲代苦之誓不愆、萬歲聞政之心莫懈、是九 加之□□□□臣下、功利相積之人者、子孫長久之儀也、於積善之家有餘慶之理天經之文、人倫之鑒也、尤奉爲子葉孫枝之繁華、可積種德樹功之餘薫矣、是十〇中略

出雲介父云々

德治三　八月　日　筑前權守政連上

進上　長崎左衞門殿

〔鎌倉大草紙 上〕永和五年己未三月三日改元、康曆元年に移る、〇中略 京都の動亂に付て、內々す、め申人ありけるにや、鎌倉殿〇足利氏滿 思召たつ事有、已に憲春に御評定あり、上杉大におどろき諫奉るといへども、御承引なし、思召定められたる御返答を承り、上杉諫め兼て、我館山の內へ歸りて、

略○中氏滿公へ御謀反叶まじき由を、再三自筆に書をき、持佛堂へ入て則腹切給ひける、法名道珍と號す、鎌倉殿大きに驚き給ひ、忽に京都の公方將軍の御望をやめられ、御後悔ありて、同卯月晦日に三島まで打立ける上杉安房入道道合に、管領を被仰付、

〔應仁記一〕熊谷訴狀之事

近江國鹽津ノ住人、熊谷ト云奉公ノ者アリ、智仁勇ノ三德ヲ兼備ヘテ、文武ニ惑ヲ不懷者アリ、當代ノ御政道ノ不正事ヲ悲テ、密々諫言ヲ綴テ、目安ノ狀ヲ進上ス、義政將軍被御覽、金言忽ニ逆耳ニヤ、大ニ瞋リ、其諫ル處ハ、一トシテ道ニ雖不違、其司ニ非ズシテ、法ヲ行ヒ諫言ヲ納ル、條猥藉是也、史記云ク、其人ニヤラズシテ、其官ニ居ス、是謂亂天下トテ、所領ヲ沒收セラレ、熊谷左衞門、其身ヲ追放セラレケルゾ、淺間敷ケレ、

〔甲陽軍鑑九品第十九〕一右亥の年中〇天文八年は、晴信公無行義にてまします事、中々其時代の衆、物語仕ながらも、殘さず申事は、成がたきほどの樣子と相聞え候、其子細は、若小殿原衆、或若女房達をあつめ給ひ、日中にも、御座敷の戸をたてまはし、晝といへども蠟燭をたて、一切夜晝の辨もなく、夜るは亂鳥までの狂、略○中適、おもてへ御出の時分は、出家衆をあつめ、詩をつくり給ふ、略○中板垣信形、詩をよく作る出家を近付、其身のやどに三十日あまり、右の出家をおき奉り、御前の出仕は、爐病をかまへ、萬事をさし置、晝夜はげみて、廿五六日の間に、板垣信形詩作樣をならひ、さて其後御城において、詩の短冊ありし時、板垣緣に畏罷有、我等にも一首仰付られ候へと申、略○中板垣信形申は、是より能作候事は、今から幾年許にて罷成べく候やと申上る、晴信公宜は、是からは能作らん事、連々に少も苦勞有まじと仰らるゝ、そこにて板垣申上る、晴信公詩を作り給ふ事、大方になされ候へ、國持給ふ大將は、國の仕置、諸侍をいさめ、他國をせめとりて、父信虎公十双倍、名を取給はば、信虎公と對々にて御座候、子細は、信虎公の御無行儀にて、婬亂無道まし〱、或はふかき科

ある者をも、大方の科人をも、同前に御成敗あり、御身の腹さへ立給へば、善も惡も辨なしに仰付られ、御機に入たる者には、一度逆心の族にも、卒爾に所領を下され、忠節忠功の武士をも、科なきに、頭をあげさせぬ樣にあそばし、万事逆なる御仕置を、信虎公の非道と御覽あり、父にてましませど、追出し給ふ、晴信公三年もたゝざるに、御身のすき給ふ事をすごして、心のまゝにあそばすは、信虎公の百双倍も、惡大將にて御座候と、いさめ申事、御立腹にて、板垣を御成敗に付ては、尤御馬のさきにて討死仕ると存ずるなりと、申上れば、晴信公そこにて會得まし／＼、板垣信形を御寢所へ召つれられ、涙をながし誓紙をあそばし、無行儀をなほしなさるゝ儀、天文八年己亥十一月朔日、晴信公十九歳の御時也、

〔常山紀談附録雨夜燈〕大内義隆は周防長門豐前不ㇾ殘領國にて、安藝石見も領地なり、〇中略其比幷なき大名なりければ、漸武備に怠り、遊山を樂み、茶の會に日を暮し、家中國中の難義を露も知らず、仕置は家老の陶尾張守晴賢に任せられしかば、尾張守二心を持きざし有、毛利元就是を察し、或夜密に義隆の前に出て、古より國を奪ひ候事、皆其家の家老にて候、それ故明君はよく家來を引まはし、威を家老に奪はれず候、威を家老に奪はれ候ては、役義を云付、知行をやり候ても、其主君よりの下知と不ㇾ存、家老より取はからひ申すと心得候故、其主君は、あれども無がごとくに候、家老役人の勢、次第に強くなつて、後には其主君を殺し國をも奪ひ候、今の樣子危く候間、御心を付られ候へと、申給ひしかども、義隆合點なく、遂に尾張守に殺され給ひけり、

〔陰德太平記十七〕冷泉隆豐諫言之事

都督義隆卿諸道ノ奥儀ヲ研メント、小伎藝ニ心ヲヨセ、武ノ學廢レ果、軍政號令ノ評論ハ失口ニダモ不ㇾ說、〇中略冷泉判官隆豐ハ此形狀ヲ熟見テ、是偏ニ當家泯滅ノ時至レリト、歎キ思シカバ、或時義隆卿ヲ諫テ云、公ノ御行迹ヲ奉ㇾ見ニ、更ニ夢共不ㇾ覺、幻共不ㇾ辨候、〇中略去年淨福寺ノ新發意意

傳ガ學問ノ爲ニ、京都へ上セラレシニ、內外ノ學一字モ不勤、唯投節(ナゲブシ)舉ノ小歌謳ヒ、蜘舞猿樂ヲ習、酒宴遊興ヲ事ト仕由聞召、頓テ召下シテ、見懲ノ爲ニトテ、重科ニ被行候キ、家業ヲ不勤ノ科ヲ論ゼバ、今屋形ノ御行迹モ、只一般ニテコソ候へ、見賢思齊、見不賢內自省ノ聖言ハ、能學得セサセ給ハズヤ、唯今ノ御行迹改ラレズンバ、當家滅亡シ、琳聖太子已來ノ血脈、斷絕ノ時至ルニテコソ候へ、忠言逆耳、良藥苦口習ニテ候へバ、比干、伍子胥ガ例ニ任セテ、被行刑ニテヤ候ハン、サレドモ主暴不諫非忠臣也、畏死不言非勇士也、見過則諫、不用死忠之至也ト申セバ、タトヒ身ヲ車裂ニセラル丶トモ、何ノ恐レ悔ル所カ候ベキト、一度ハ侵顏、一度ハ流涙テ諫メケレバ、義隆サスガ物ノ上手ニテマシマセバ、汝ガ諫言、至極ノ道理ニ歸セリ、是偏ニ先考ノ嚴命トコソ覺ユレ、將來ハ武ヲ專トシ、軍政ノ評論、朝夕ニ不可怠トゾ宣ケル、

〔總見記　一〕平手中務諫言切腹事

信長公○織田異風ナル御擧動、逐日ザカンニナリ、加之御心立モ不揃シテ、行儀作法モサナガラ狂人ノ如シ、此比ノ樣體ニテハ、中々國郡ヲ治メ給ハン事、叶難ク見エケル故、諸人皆危ク思テ、安堵ノ心更ニナシ、御傳ノ長臣平手中務政秀、此事ヲ深ク歎テ、每度諫ヲ奉ルトイヘドモ、御承引ノ儀曾テナシ、○中略中務度々諫言ヲ奉ツテ、信長御氣隨ノ儀ドモヲ申止メントシケルニ、信長公一旦御承引有トイヘドモ、未御若年ナル故、タシカニ守リ給フ事ナシ、中務是ヲ嘆キテ、所詮纔モシカラヌ主人ヲ守リ立テ、事ユクベシトモ思ハザレバ、忠諫ノ爲ニ腹切テ、無ラン跡マデモ責テ忠義ノ志ヲ立ント決定シテ、一通ノ書ヲ殘シテ曰ク、度々ノ諫言御用ヒナキ事、身ノ不肖不過之、因茲自害ヲ致シ候者也、アハレ某ガ死ヲ不便ニ被思召バ、申上置タル處、一箇條ニテモ御用ヒニ於テハ、草ノ陰ニテモ難有仕合ニ可奉存由、遺書ニ諫狀ヲ指添へ留メ置キテ、政秀即チ腹切テ死去シケリ、誠ニ是末代無雙ノ忠臣トゾ聞エシ、信長公大キニ驚キ思召テ、御後悔不斜、屢愁涙ヲ垂給ヒ

テ、平手ガ諫狀ノ趣ヲ一々御信服アリ、是ヨリ御心立行儀作法ヲ改ラレ、日々異實ノ御嗜也、

〔陰德太平記三十八〕大友義鎭耽二女色一附部次鑑連諫諍幷義鎭殺家臣服部事

九州ノ探題大友左衞門督義鎭、○中略女兒ノ躍コソ興アル者ナレトテ、年ノ比二八ヨリ二十許ニ及デ、容貌端正ナル美女共ヲ、領內他國迄被レ尋タル、○中略戶次伯耆守鑑連(アキツラ)ハ、○中略義鎭簾中ニノミ在テ、更ニ對面セラレザレバ、可レ諫樣モナク、手ヲ空シクシテ歸リケルガ、鑑連屹ト思惟シテ、優ニ艶シキ女房數多ヲ集メ、○中略鑑連ガ御馳走ニ、跳ヲカケ申ト言上ス、義鎭モ始ハ○中略所勞トテ、見物モセラレザリケルガ、度重リテ催シケルニゾ、有係(サスガ)好ム所ノ氣ニ引レテ、カク吾心ヲ慰メン爲ノ躍ナレバ、見物セザランハ無禮也トテ、立出テ被レ見ケル、其時鑑連ハ、是吾躍兒ノメイボク也ト、大ニ悅ビ、扨三ツ拍子ト云ル跳ヲ、二三遍跳ラセ、首尾能仕廻セ、義鎭ノ機嫌好ニ仕濟シ、其上ニテ顏色ヲ正シク、容止ヲ莊(ヲゴソ)カニシテ、恐多キ申上樣ニテ候ヘ共、○中略淚ヲ流シテ諫言ス、義鎭熟ト聞給、鑑連ガ只今ノ諫諍、一一道理ニ當レリ、汝ナラデハ誰有テ、カヽル忠心ヲ懷クベキ、偏ニ祖父義長公ノ再誕シテ、教誨ヲ視シ給フトコソ覺ユレ、今日ヨリシテ、過ヲ悔善ニ遷リ候ナン、心易ク思ハレ候ヘト宣ケレバ、鑑連彌淚ヲ落シテ、喜ノ眉ヲ開ク、明レバ七夕ノ禮儀、恒例ヲ追テ對面有ケレバ、諸士大ニ悅ビ、登城ノ衣馬嗷々タリ、

〔總見記七〕信長公於二江州佐和山城一淺井備州御對面事

信長御機嫌能、夜スガラ打トケ、御酒宴有テ臥シ給フ、其夜遠藤喜右衞門ハ、早馬ニ鞭ヲ進メ、急ギ小谷へ馳歸テ、備州長政ヲイサメテ申シケルハ、信長ハ大カタナラズ、表裏ノ深キ大將ナリ、扨行跡ヲ能々見ルニ、其智略ノハヤキ事ハ、誠ニ猿猴ガ梢ヲ傳フニ相似タリ、當家ヲ緣者ニ組、馳走懇切被レ申モ、只上洛ノタメ、當分バカリノ事ナルベシ、功成リ名遂ゲ給フナラバ、朝倉モ當家モ、必敵ニシタマフベシ、又始終信長ノ御意ニ入給フ樣ニハ、中々思ヒモヨラヌ事ナルベシ、其時信長ト

戰ヒタマハヾ、一定軍ニ打負テ、後悔更ニ甲斐アルマジ、然レバ今夜柏原ニテ二百餘人ノ供ノ者ハ、皆々町屋ニ寄宿シテ、信長自身ハ醉伏シ給ヒ、御傍ニハ小姓共ノ十四五歳ナル奴原ガ、二三人眠リ居タリ、此節某一人ニ被仰付候ベシ、今夜罷歸テ、信長ヲ安々ト討取リ申ベシ、二百餘ノ供侍ハ、大將討ルヽ、其上ハ、手間モトラズ討捨ベシ、其競ニ、濃州ヘ切テ入リ、岐阜ノ城ヲ攻ルナラバ、城主ハ有マジ、家督ハ幼少也、ヒシ〳〵ト味方ニ參テ、美濃尾張兩國ハ、時日ヲ不移攻取ルベシ、然ラバ其威勢ニ乘ジ、六角父子ヲ押倒シ、帝都ヘ攻上テ、天下ノ仕置ヲ助ケン事、誠ニ以、當家ノ興廢、只此一擧ニ有ベシトテ、詞ヲ放テ諫メケリ、備州長政モ、シバラク案ジ、家老一族ヲ集メテ、ヒソカニ相談セラレケルガ、○中略遠藤ガ諫メヲ用ヒ給ハズ、早々罷歸テ、明朝又馳走申候ヘトゾ被申付返サレケル、

〔總見記十二〕公方家御野心事同信長御諫書事

近年、公方義昭○足利ハ、信長ニ對シ、ヒソカニ野心ヲサシハサマル、○中略信長公モ内々此事、御存知有トイヘドモ、シラヌ振ニモテナシ給フテ、只忠節ノ誠ヲ盡シ、諫言ヲ奉ラレケリ、サレドモ曾テ御承引ナシ、其狀ニ曰、

言上條々

一御參内之儀、光源院殿御無沙汰ニ付而、果而無御冥加次第、事舊候、因茲當御代之儀、年々無懈怠樣、御入洛之刻ヨリ申上之處、早被思召忘、近年御退轉無勿體存候事、

一諸國御内書ヲ被遣、馬其外之物、御所望之體、外聞如何候之間、被加御遠慮尤存候、但被仰遣候ハデ不叶子細者、信長被仰聞、添狀可仕之旨、兼而申上、被成其心得之由候ツレ共、今者左モ無御座、遠國ヘ被成御内書、御用被仰儀、最前首尾相違候、何方ニモ可然馬抔、御耳ニ入候者、信長馳走申、進上可仕之由申舊候キ、左樣ニハ候ハデ、密々直ニ被仰遣儀、不可然存候事、○中略

弾正忠平信長

月日

トゾ有ケル、

〔陰德太平記五十八〕伊東三位與島津義久合戰附三位豐後江退散事

齋藤重實諫テ云、伊東無他事賴被申上ハ、可有御進發事、尤義ニ當テ覺候、乍去退テ、愚案ヲ運シ候ニ、今度日州御發向、好々御思惟有ベキ事ニ候、如何ニト申ニ、毛利家先年、立花ニ於テ、敗北仕候已後、積憤甚クシテ、今一度筑前ヘ亂入シ、會稽ノ恥ヲ雪ン事ヲ思ヒ、當家ノ釁ヲ窺フ由承候、然レバ今度日州御越候ハヾ、島津ト合戰ニ日數ヲ送ルノミナラズ、是ヲ事ノ階トシテ、已來攻戰隙無ルベシ、左候ハン時ハ、毛利家其虛ニ乘ジ、筑前國ヘ働キ出ン事、必定タルベク候、然有ン時ハ、筑前ハ已前毛利家ニ從シ國ナレバ、ハラ〱ト靡キ從候ナンズ、又龍造寺モ朝不及夕シテ、反覆スル不實ノ仁ナレバ、輝元義久ニ被攜ニ於ハ、手合スベキ事、治定シテ覺エ候、隆信一人ニサヘ、軍士三萬ハ可有之間、及合戰候共、容易ニハ切崩難ク候ベシ、左有ラン時ハ、高橋鑑種、秋月種實モ、同惡相求事如市賈之利ヤ候ハン、然バ御領國、四戰ノ國ト成ン事、可為必然候、是ヲ思ヘバ、今度ノ一擧、御當家傾廢ノ端ニテ候ベシ、此度ノ御事ハ、御身ニ當リタル事ニモ候ハズ、今且時節ヲ御覽ジ候ベシト、頻ニ諫言ヲ加ケレ共宗麟更ニ無許容、彌近日日州發向トゾ觸ラレケル、鎭實ヲ始メ皆力不及退去セリ、

〔豐薩軍記一〕伊東與島津合戰幷伊東走豐後事

日向半國ノ領主ヲバ、伊東修理大夫從三位藤原義祐入道トゾ申シケル、○中略薩州ノ太守島津義久、伊東三位ヲ攻傾ケ、八千町ノ郡庄ヲ、掌握之內ニ歸セシメント、深ク思セ入ラレケルニヤ、折々軍サヲ出サシメ、合戰數ケ度ニ及ビヌレドモ、伊東モサスガ一方強將ナル故ニ、一度モ不覺ノ名ヲ取ラズ、斯テ年去リ年來テ、天正ノ初ノ頃ホヒ、薩州ノ大軍、日州野尻ヘ打出、都於郡ノ城ヘ使ヲ

立テ戰書ヲ送リ、○中略開トヒトシク血氣ノ勇將、願フ處ノ幸ヒナリトテ、早打出ントシタリケルニ、爰ニ伊東權ノ正トテ、文武ノ才雙ビナク、○中略大剛ノ從臣アリ、進ミ出テ云ケルハ、某ヒソカニ敵ノ意ヲ察スルニ、度々ノ軍ニ利ヲ失ヒ、此度遺恨ヲ散ゼントテ、大軍ヲ引卒シ、方便ヲ廻シ、軍配ヲ繰リ、日ヲ撰ミ、運ヲ考ヘ、安否ヲ一時ニ決セント思ヒ定メテ、寄來リシト覺レバ、容易御出馬アラン事、甚ダ以テ然ルベカラズ、カク知ルカラハ、此方ニモ時日考ヘ多勢ヲ卒シ、臨機應變、樣々ニ術ヲ廻シウタサシメバ、必ズ是ニ懲ヲナシ、以來ノ軍サ止ミナン事モヤ候ハン、今日味方打出ズトモ、敵野尻ヲ越事アルマジケレバ、姑ク軍慮ヲ廻ラサレ、敵方魚鱗ニ備ヲ成サバ、味方ハ偃月ノ陣ヲ張リ、方圓ナラバ雁行ヲ取リ、鶴翼ナラバ長蛇ヲ取リ、鋒矢ヲ取ラバ衡軛ヲトラン、カヽル事共、能々示シ合サシメラレ、明早天ニ、御進發然ルベク候ハント、理ヲ盡シ諫メケレドモ、良藥口ニ苦ク、忠言耳ニ逆フ習ヒニテ、聊カ用ヒザリケレバ、軍鑑山田土佐守、冀クバ權ノ正ガ言ニ從ヒ給ヘカシト、共ニ諫メヲ容シカドモ、延々ナル兩人ノ分別哉トテ、却テ怒リ、卽時ニ軍サヲ打出ス、其時權ノ正、聲ヲアゲ、傳ヘ聞ク吳子胥ハ、吳王ノ爲ニ誅セラレ、其靈魂蜂ト成テ、越軍ノ援トナリシトカヤ、我モ亦其ゴトク、蛇トモ成テ、伊東家ノ亡ビナンズル世ヲ見ント、辭ヲ放テ雜言シ、迚モ存ウベキナラネバ、人ヨリ先キニ、討死セントテ、鎧ノ上、經帷子ヲ被リ、諸軍ニ抽テ魁トシ、終ニ討死シタリケル、權ノ正ガ言シニ差ズ、其日ノ軍利ナウシテ、若干討レテ引退ク、是ヨリシテ伊東家物毎ニ猥シクシテ、衰微ノ端トゾ成ニケル、

〔明良洪範續篇五〕秀吉公或時美女ヲ多ク集メテ、酒宴シ給フ時ニ、羽柴下總守ヲ召出サレ仰ラルルニハ、合戰ニ勝利ヲ得テ、如斯美女ヲ集メ樂ムトノ事也、其時下總守刀ヲ拔テ、女ドモヲ追マクリケレバ、秀吉公驚キ給ヒ、何ナル事ヲ仕候哉ト有シニ、下總守申ハ、先只ザレ事ニハ之無候、天下ノ大敵ニサヘ御負ナサレズ候御大將ノ、彼等如キ女原ニ御負成サレ、天下ノ政ヲモ御聞ナサレ

ズ、其上御病身ニモナラセラレ候得バ、以ノ外ナル儀ニテ、右ノ女ノ中ニ、定メテ一人カ二人敵有ベシ、夫ヲ存タラバ、只今切殺サント存、追カケ候得ドモ、大勢ノ中ニテ何レトモ知レ難ク存候ト、諫言申上シニ、秀吉公モ道理ニ伏シ給ヒ、御笑ヒ成サレシトゾ、

〔岩淵夜話別集二〕一家康公岡崎の御城に被レ成二御座一候時、勅使上使などの有レ之時、饗應の爲、長三尺程づゝの鯉三本、生洲の中に爲二放置一らる、然る處鈴木久三郎、件の鯉壹本取上させ、御臺所にて料理申付、其上信長公より參たる南都諸白一樽、口を切せて呑喰ひ、人にも振舞に付、定て鯉も酒も拜領致ての義なるべしと存候處、程過て御活洲を被レ成二御覽一候時に、三本の鯉二本ならで見へず、活洲預りの坊主を召て、御尋被レ遊候へば、鈴木久三郎取上させ料理致し、幷南都諸白の口を切、其身も給、人々にも振廻候と申上る、家康公以の外怒らせ給ひ、御臺所を御吟味被レ成候處、彌其通りなれば御機嫌損じ、御自身御手討に可レ被レ遊と被二仰出一、御長刀の鞘をはづし給ひて、廣椽に立せられ、鈴木を召出さるゝ、久三郎覺悟致し、聊わるびれたる氣色なく畏り候迚、御路治より罷出候、其間三十間計あつて畏る、鈴木不屆者め、成敗するぞと御詞を掛させられ候へば、久三郎は大小をぬき、五六間跡へ投出し、大の眼に角を立申けるは、抑魚鳥に人間を替るといふ事あるものにて候や、左樣の御心にて天下の望は成まじく候、我等事は被レ成度よふに可二罷成一と言て、大肌ぬぎになつて、御側近く寄所に、御長刀を捨させ給ひ、最早免すぞと仰られて、其まゝ御座敷へ被レ爲レ入、則久三郎被二召出一、其方忠節深き心入の程感じ入、滿足に思ふゆへ、先日鷹場にて鳥を捕、城の堀にて網を打し兩人の徒の者共、只今赦免するぞと仰られければ、久三郎涙を流し、私體の寸志を如レ斯御取上被レ成被二下置一候は、近頃難レ有義に御座候、偏に天下を知し召るべき瑞相なりと申上けると也、

〔藩翰譜四上本多〕天正三年三月に、德川殿、御脊中に疔といふもの出來て、既に危く見えさせ給ひしか

ば、内外の醫療、術を盡しけれども、そのしるしなく、唯弱りに弱らせ給ひ、〇中略重次〇本多御枕に取つきて、泣々申けるは、殿も定めて覺えさせ玉ひなん、重次がむかし、此病をうけしに、たち所にしるし得し良醫の候、彼を召して、見せ試み給ふべしと申す、諸醫既に手をつかね、家康また死を決す、この上醫療其詮なし、且は命をしむに似たりとて、用ゐ給はず、重次大に怒つて、〇中略年老たる重次が、御跡にさがつての御供、かなふべからず、さらば御先へ參らんとて、御前を罷立、德川殿大におどろかせ給ひ、あれ止めよと仰ければ、近く侍らふ人々走り出引とゞめ仰らるべき旨あらせられ候といふ、〇中略汝がいふ所、ことわり至極せり、さらば醫療の事は、汝が心にまかすべし、天命既に至りて、家康空しくならんとも、汝もまた家康が心に任せ、いかなる恥を見つべしとも、一日も生殘て、後の事よきに計らふべしと存ずるや、いなやと仰ければ、重次が申旨に任せられんには、重次いかで又仰をや背くべきと申す、さらば醫師めさせよとて召さる、醫師やがて參て、御灸治よろしかるべしと申せば、重次、艾とつてすうる、御灸の痛み、覺えさせ給はねば、艾を增し加ふる事多くして、後いさゝか痛ませ給ふよし仰ければ、藥をつけて參らせ、御藥湯をも進め奉りしに、其夜の中に、御腫物潰れて、膿水血おびたゞしう流れ出で、御惱み立ち所に輕ませ給へば、重次は嬉し泣きに、聲を限りに泣く、御前伺候の人々も、感涙を共に流しけり、

〔寛政重修諸家譜三百九淺野〕長政〇中略明國、沈惟敬をして和をこひしかば、長政等名護屋の陣營に至りて、このよしをつぐ、太閤これを許容ありといへども、いまだその事とゝのはず、明兵日々にくはゝり、後援の將渡海せざりしかば、先手の諸將加勢をこふこととしきりなり、こゝにをいて太閤、東照宮および前田利家等と日夜軍議あり、時に太閤みづから彼國にをしわたりて、征伐せんとありけるに、諸將あへて口をひらくものなし、長政ひとりいさめていはく、みづから渡海あらんは、國家の亡ぶべきはしなり、今日船を出したまはゞ、明日はかならず國々に凶徒おこるべし、

去からば進みては彼國をうつ事あたはず、退きては賊徒を征せむ事かたからん、これ危亡の道なりと、太閤聞て大に怒り、長政を引たて禁籠せしめんとす、東照宮去ゐてこれをとゞめ、長政をして宿所にかへらしめたまふ、二年、薩摩國の梅北宮内左衞門某一揆をおこし、肥後國を掠め、熊本城を襲ひとるのよしつげありければ、太閤大に驚き、諸將をあつめて評議せられ、長政は肥後國の案内者たるにより、まづ彼をつかはすべしとて、すなはちめし出され、太閤仰ありけるは、先に汝が諫めしところ、今日はたして其然る事をしれり、すみやかに彼國におもむき、賊徒の虛實をうかがふべしとなり、

〔備前老人物語〕一池田三左衞門殿の家老伊木清兵衞病て、ふして既に末期に臨しに、我今生の望ある也、今一度君の御目にかゝりたき也とありければ、三左衞門殿きこしめし驚給ひ、いそぎその家にいたり、枕にちかづき給ひ、〇中略清兵衞頭をあげ兩手を合、これ迄の入御ありがたく冥加至極せり、〇中略たゞ一つ申たきこと候へば、これを申さずして、むなしくなりなんこと、妄執なるべければ、乍〔恐〕申すなり、公つねに物ごとに、ほり出しをこのませ給ふ御病あり、中にも士のほり出しを專とし給ふこと、よからぬ御病なり、士はその分限よりは、一際よろしくあてがはせ給ひてこそ、長く御家を不〔去〕、忠節を存ずべしと申ければ、三左衞門殿つく〴〵と聞給ひ、只今の諫言道理至極せり、其志山よりも高く、海よりも深し、生前におゐて忘却すべからず、こゝろやすくおもふべしとて、清兵衞が手をとり、なみだを流し、なごり惜しげにわかれ給ひたりけり、君臣の情あはれなりしありさま、そのゝち家風ます〳〵よくなりしとぞ、

〔藩翰譜榊原四上〕康政夜に入て、德川殿の御前に參り申すやう、こたび中納言殿〇德川秀忠御不審蒙らせ給ふ事、康政等が罪科、最も輕かるべからず、たゞし風聞の及ぶ所、中納言殿上田の城を攻おとし給はず、又押ても御通りなく、殊に海道の合戰にも、あはせ給はぬ事を、御不審ありと承り候ひぬ、

若し此條に候はんには、恐れある申事に候へども、殿の御誤りなきにしもあらず、○中略康政重て申けるは、また上田の城を攻め給はざりしは、古い者共が、強ちに諫め止めまゐらせし故なりき、中納言殿には、攻破つて御通り有べしと、御諚ありしかど、年老たる輩を附け參らせられし事は諫をも進め謀をも獻れとの御事に候、たとへ御心に叶はせ玉はぬ事なりとも、我等が諫に從はせ給はんが、大殿の御心に任せらるゝにあらずやと、申ける上は、御心にも任せ給はず、されば彼城を攻めう攻めじの爭ひにも、日をこそ移し候ひつれ、それ父子の御中にて、わたらせ給へば、凡の事の御教訓には、如何ほどの御勘氣も、など無からざらん、御年も壯にならせ玉ふ御子の、行末は天下の事をも知召さるべきを、弓矢取ての道に、父の御心に叶はせ給はざりしと、人の、侮り申さんは、御子の恥辱のみにあらず、父の御身にも、如何でかその嘲りを免かれさせ玉ふべき、これ程の御遠慮ましまさぬこそうたてけれと、涙を流し諫め奉れば、德川殿御心とけて、明れば九月廿五日、伏見の御城にて御對面在て、海道の軍のやうを御物語あり、山道の事をも問せ玉ひしかば、中納言殿みづから御筆を染られ、康政が此度の心ざし、我が家の有らん限りは、子々孫々に至るまで、忘るゝ事あるまじき由の御書を給はりしとぞ聞えたる、

〔常山紀談二十〕台德院殿○德川秀忠諸大名をめし、土井大炊頭利勝をもて、來年嗣君に世を讓らせ給ふべき旨、仰出されしかば、皆祝し奉りたる處に、井伊直孝默然として有しかば、利勝かたへに招き、いかなる事ぞと問に、天下亂の本たりと存ずれば、目出度事とは存もよらずと申す、子細はいかにと問ふ、されば其事に候、大坂の亂、幾程なく江戸石壁のいとなみ、日光の土木、天下の諸大名、以の外に困窮せり、又世を讓らせ給ひなば、諸大名獻上奉る物に費多く、將軍宣下の饗禮を取行ふべし、愈困窮に及び、下を剝、民を苦むるの外、更にせん方なからん、是民のなげき、亂のもとゝ存るなりと、申されしかば利勝尤なり、此旨ありのまゝ申べしとて、直孝を御次の間にともなひ、利

勝御前に參りて、去か〱のよし申たりければ、卽直孝を御前に召れ、汝が申所尤なり、されども既に仰出されたれば易難し、猶是より後、憚る所なく申せと仰られしかば、直孝臣が申むね、然るべからずと思ひ候により、聞し召入られず候か、臣が言尤と思召なば、御用ひなからん事、仰とも覺え候はずと申されけるに、暫く御詞なかりければ、利勝臣既に年老ぬ、壯年の者直言を申候事、治世長久のもとに候、明日諸大名を召、掃部頭申旨、尤なるにより、相とゞめらるべきよしを、仰有て然るべう候ものをと申されければ、台德院殿則諫に從はせ給ひけり、其時直孝、臣が申旨用ひさせ給ひ、辱き旨謝し奉りて退出せられけり、台德院殿の諫に從はせ給ひし事、直孝の直言、美を盡せりと人申けり、

〔藩翰譜四中鳥居〕駿河殿〇德川忠長常の御行ひあら〱しくまし〱、大相國家〇德川秀忠の御心にも叶はせ給はぬ御事多かりしかば、土佐守成次日夜に心を苦しめ、或時は色を和らげ、教へ導き參らする事もあり、又ある時は顏を犯して諫め爭ひ奉る事もあり、寬永二年正月十一日、靑山大藏大輔幸成、大相國家の御使として、駿河殿の御館に行向ひ、駿河遠江を賜ひ、本領甲斐を合せて三箇國を領し玉ふべき旨を述べしに、駿河殿悅せ玉ふ御氣色もなく、又答へさせ玉ふ旨もなし、幸成は事がら惡しとや思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ參せらるゝのみにあらず、甲斐の國をも其儘に合せ領し玉ふべきとの事、返す〱もめで度御事に候と賀し申ければ、殿忽に御氣色損じ、やあ大藏大輔、甲斐國元の儘に領する事、忠長が分に過ぬと思ふや、たま〱天下の主の子弟と生れたらん身の、是程の國領せん事、何程の事あらんと、以の外に怒り玉ふを、成次よきに申直して幸成をば返したり、其後御前に參りて、抑本朝は小國なれば、五畿七道を合せて、僅に六十餘州に分たれたり、君は相國の御子、將軍〇德川家光の御弟にてましませばこそ、それが廿分の一をば參らせたんなれ、なんぼう勇々しき御果報にてはましまさずや、夫に斯く少しも悅せ玉はぬ御事

は、如何なる御心にてわたらせ給ひ候ぞや、其上既に人臣に列ならせ玉ふ上は、相國の御家人は皆御同僚にてこそ候へ、殊に大藏大輔は、天下の政務を掌つて、時の重臣にて侍る人の君父の御使に參りたらんを、かく恥がましく仰候ひし事、且は不忠不孝、且は無禮不義とも申べしと、なくなく諫め參らせ、頓て御供して、悅申の御出仕をなさせ參らせたり、

〔駿臺雜話〕三杉田壹岐

寛永のころ、越前故伊豫守殿〇松平忠昌の家老に、杉田壹岐といふ者あり、もとは足輕なりしが、其身の材をもて微賤より登庸せられ厚祿をうけ、國老に列しけり、〇中略常に犯顏直言して、君の過を匡救する事を忘れず、ある時伊豫守殿在國にて鷹狩し、晡時に及で歸城あり、家老どもいづれも出迎しに、伊豫守殿ことの外氣色よろしく、家老どもに對して、今日わか者どものはたらき、いつにすぐれて見へし、あれにては万一の事もありて出陣すとも、上の御用にもたつべしと覺ゆるぞかし、其方どもも承て、いづれもよろこび候へとありしかば、家老どもいづれも御家のためなにより、目出度御事にて候といひしに、壹岐一人末座にありけるが、默々として居たりしを、何とぞいふかと、しばらく見あはせられしが、こらへかねられ、壹岐は何とおもふとありしに、其時壹岐只今の御意承り候に、はゞかりながら歎がしき御事に存じ候、當時士共御鷹野などの御供に出候とては、さきにて御手討になり候はんもはかりがたく候とて、妻子といとま乞して立わかれ候と承り候、かやうに上をうとみ候て思ひつき奉らず候ては、萬一の時御用に立べきとは不存候、それを御存知なく、賴もしく思しめさるゝとの御意こそ、おろかなる御事にて候へといひしかば、伊豫守殿大きに氣色損じければ、何がしとかやいひし者、伊豫守殿の刀もちて側に居たりしが、壹岐に座を立候へといひしを、壹岐聞て、其人をはたとにらみ、いづれもは御鷹野の御供して、ゑゝさるを逐てかけ廻るを御奉公とす、此壹岐が奉公はさにてはなし、いらざる事申候な

とて、其まゝ脇指を拔てうしろへなげすて、伊豫守殿のそばへ進みより、たゞ御手討にあそばされ下され候へ、むなしくながらへ候て、御運のおとろへさせ給ふを見候はんよりは、只今御手にかゝり候はゞ、責て御恩の報じ奉る志のしるしと存じ候はんといひて、頸をのべ平伏しけるを見給て、なにともいはで奧へいられけり、其跡にて外の家老ども壹岐にむかひて、御爲をおもひて申されしは尤にて候へども、折もあるべき事にて候、今日御鷹野より御機嫌にて御歸りありしに、御氣さきをおられ候事は、遠慮もあるべき事にこそと云しを、壹岐、君へ諫を申上候に、御機嫌を考候ては、よき折とてはなき物にて候、今日はよき序とこそ存候へ、其上某事は、御取立のものにて候へば、各とはわけのちがひたる者にて候、御手討にあひ候ても、其分の事にて候といひければ、諸家老各感じあひける、さて家に歸りつゝ、切腹の用意して君命の下るを待けるが、○中略夜ふくる程に人來て、門をたゝきしが、召あるまゝ登城すべしとなり、さてこそとおもひて登城しけるに、すぐに寢所へめし入、其方が晝いひし事、心にかゝりて寢られぬ間、夜陰なれどもよびつるなり、わがあやまりたる事は、とかくいふに及ばず、其方が心ざしをふかく感じ思ふて、滿足するとの事にて、直に腰の物を賜りしかば、壹岐も思ひ寄らぬ事にて、おぼへず落涙に咽びつゝ、拜賜してまかり出けるとぞ、

〔南龍公言行錄上〕一大小姓間宮久彌罪科有之、賴宣君御鷹野より御歸之時分、御通被成ながら、御叱被成御入候跡にて、久彌恐て舌振ひを致を、尻目に御覽被成、久彌口をゆがめ嘲候、弓矢八幡遁さぬと被仰、取て御返し被成候を、久彌も左之手にて脇指をさやながら御次へ投出し、頭をのべ罷出候を、御腰物にて拔打に、唯一打に御成敗被成候、山本圖書之助替て、御腰物を上げ、血刀をば請取まひらする、賴宣君御顏色御眼血をそゝぎたるごとくにて、御近習皆々に向ひて立せ給ひ、久彌めが不屈、我手打にしたるは、道理か非道か申上候へと御意なり、皆々頭を地に付恐ぬ者な

く、皆一同に御尤千萬と申上る、其中に高井伊織壹人肯ぬ顏にて、頭を上て罷在候を御覽とがめする〳〵と御立寄被遊、己が顏は我を尤と思はぬ顏付なり、我無理か非道か申上候へと御間詰被成候得ば、伊織承り、久彌罪科勿論に御座候へば、御成敗之段御尤至極奉存候、然ば誰に成共被仰付、御成敗可被成御事に候、尤武將之御身にて被成御座候へば、戰場にて御自身御手を御下し被遊候段勿論にて候、平生の御時に、御官位は中納言從三位に至り給ふ御身にて、御手打遊され候事、禁裏へ奉對御無禮御無義不過之候、只御武運之末と奉存候と、申もあらず涙をはら〳〵と流し、無勿體御事と申上る、賴宣君も道理に御詰り、奥へ被為入候て後、伊織を御召、汝が先刻諫申候處、道理至極也、自今手打は堅く被遊間敷と、御誓言ありて、夫より御一代に御手打は無之候、

〔窻の須佐美追加下〕紀伊の先公〇德川賴宣は、智勇拔群なりしうへ、諫を納事江海の如なりしとぞ、年盛におはせし時にや、刀をためしみむとて、刑戮の有し時出給て、手自坐袈裟を試給ふに、いとも快く切しかば、喜悦まし〳〵、那波道圓御側に在しに、何といさぎよからずや、かゝる劍も切る人も漢土に有べしやと有し時、道圓劍は干將莫邪など如此なるべし、人は桀紂卽其人也と申しかば、御氣色あしく、其儘歸入給しが、其夕使を給りて、今日の事誤なるよしを思ひ知りたりと有て、其後は事無りけり、君臣皆誠に忠信なりしとぞ覺る、道圓子に對して常に誡しは、亂世には臣は君の爲に死する事有、太平の世に在ては、改めて死する事を忘べからずと有しとぞ、

〔吉備烈公遺事〕一公〇池田光政孝經を講せさせられし時、爭臣の章に及で、大臣池田出羽、池田伊賀に尤心を爰に用らるべし、予によからぬ事あらば必諫らるべし、又各にも人の諫ん事能請容られよと仰ありしかば、一座皆感じ奉りし時に、中川謙叔權左衛門進出て、只今の一言、國家永久を保せ給ふべき兆なり、然共公は嚴威ありて殊に聰明におわします、亦痘疱のあと容貌甚見ぐるしく、眸子かゞやきて見むきがたし、たま〳〵怒り發させ給ふ時は、一目とも見られずと人々申候、かゝ

る事にていかでか御諫言を申人の候べき、公先色を柔和にして、諫る者を賞し賜はゞ、言路開けて御益あるべしと申ければ、公其直言を稱せらる、事大形ならず、謙叔退出せしかば、加世次春あまりなる申上樣哉と云しを、謙叔人臣の職、自己の利を思ふために設たるにあらず、國家の爲に無禮を忘れたりと云しとぞ、此謙叔は中江惟命の高弟の弟子なり、

〔常山紀談二十四〕會津中將保科正之は、台德院殿〇德川秀忠の第九男にておはせしが、殊に豪氣あり、近習の人に向ひて、人々のたのしむ所を尋ねられしに、小櫃與五右衞門といへる者、臣が樂む事二ッ有、其一ッは、家貧しくて奢といふ事をしらず、天より命ぜられし貧をたのしむよしを申す、其一ッを問るゝに、是は憚る所の候とて言ず、しひて問れしかば、謹で申けるやう、大名に生れざるを、天の冥加と存じ、たのしむ處なりと答へければ、その子細を問るゝに、大名は、天性かしこくおはし候ても、臣下これを馬鹿にとりなし候、祿少き身は、其師や朋友、あしき事を戒め諫め候故に、其身を省て、馬鹿にならず候へども、大名はさはなく候、臣たる者、とかく忤らひては、身の爲よからじと存じて、其主のよき事あれば、山の如くにほめ申、いろ／＼の惡き習はしを付候ほどに、いつとなく恣になりもて行、それよりは一言の諫をも申がたく候、いかに聰明にても、學問もなく、敎といふ事をしらず、善事を辨へ給ふべきやうなきゆゑ、馬鹿になりはて候は、口をしき事に候はずや、臣大名に生れざるを樂と存候は、此子細に候と申せば、中將つく／＼と聞召て、よくもいひたるかな、尤至極せり、今より馬鹿に成ざる思慮すべきよとて、賞美のあまり、卽二百石の祿を增與へられけり、それより山崎嘉右衞門を尊信し、學問を嗜れ、後神公と謚せしは、此中將の御事なり、

〔明良洪範一〕細川越中守綱利ノ臣長岡帶刀ハ、綱利未磨呂ト申シヽ時ヨリ、補佐ノ臣トシテ、能祖父ノ家訓ヲ傳ヘテ守立ケル、成長シ元服有テ、越中守綱利ト改メラル、後年奢侈多カリシ中ニモ、

白銀ノ下屋敷ニ庭ヲ作リ、玉川ノ水ヲ掛サセシナド、奢侈超過スルノ由、熊本ヘ聞エシカバ、監物早速出府シ、第一公儀ヘノ聞ヘ宜シカラズ、其上家中百姓迄困窮ニ及ブ事、皆思召違ヒ也ト强テ諫メ、立石泉水ナド悉ク取退ケサセ、此事司リシ木道庭作リノ者共迄、三齋以來ノ掟ヲ委細申渡シ歸國シケル、其後亦越中守側出頭人ノ進メニヨリ、家風ヲ改メントスル由聞エケレバ、帶刀早速出府シ、諫爭シテ其事皆止サセ、寵臣三人歸國申付ケ、卽日出立サセ、綱利ノ行跡ヲ改メ正シケル、

〔先哲叢談五〕佐藤廣義、小字勘平、號周軒、晚號癡也、江戶人、仕巖邨侯、

周軒爲人嚴毅廉直、初以儒仕、後傅世子、世子動作擧止、悉規以正、世子嘗欲就齋南鑿一窗、周軒不肯曰、此易事耳、然而爲世子者、凡百當愼守父侯所與、而不可別有嗜好、今世子年少、問安視膳則勿論、方且講學演武、旦夕之不暇、而乃馳心于無益圃、或遂啓土木園池之好乎、故事雖易、臣不敢奉命、世子悚然曰、卿言是也、請守之、〇中略

世子立一年、聚左右少年、嬉戲無度、周軒屢諫不聽、遂乞辭職、老臣白之侯、瞿然曰、吾過矣、吾過矣、我昵頑童、遠耆德、此彼所以欲辭也、吾將改過、卿等盍爲我言之、旣而侯懲艾修德、勵精圖治、乃大用周軒、擢陞老職、增祿至三百餘石、是時巖邨之政、嚴立紀綱、惇守信義、小大之事、必與衆議之、智者不得獨耑、愚者亦得寡過、是以吏亡姦慝、民亡盜賊、風俗淳樸、上下和輯、侯晉拜閣老、一時有輿稱、實周軒與有力云、

〔守國公御傳記一〕公〇松平定信天資明敏ニテ、幼時ニハ急性ニ在セシ故、近侍ノ人大塚孝綽水野爲長等ナリ諫奉リ、其身ニモ深ク省察ノ工夫ヲ積ミ、十八歲ノ時、其弊ヲ一洗シ玉ヒシトゾ、

〔源平盛衰記六〕入道院參企事

主馬判官盛國此形勢ヲ見テ、穴浅猿(アナアサマシ)ト思ケレバ、小松殿ニ馳參、世ハ旣ニカウト見エ侍リ、入道殿〇平淸盛御キセナガヲ被召タリ、公達モ侍モ悉ク被打立タリ、法住寺殿ヘ御參有ナ、法皇〇後白河ヲ鳥羽

ノ御所ニ移シ進ラスベシト、披露候ヘドモ、實ハ西國ノ方ヘ御幸アルベキトコソ內々承ツレ、イカニ此御所ヘ御使ハ不被進ヤラント申ケレバ、大臣大ニ驚給テ、使者ハ有ツレ共、何事カハ有ベキト思食ツルニ、今朝ノ入道ノ氣色サル物狂ハシキ事モ有覽トテ、急ギ西八條ヘ被馳參ケリ、〇中略

小松殿致諫訓父事

內府ヤヽ暫ク在テ、直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ、落ル淚ヲ推拭被申ケルハ、左右ノ子細ハ暫ク閣、此御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハヌ、流石我朝ハ邊鄙粟散ノ境ト申ナガラ、天照太神ノ御子孫國ノ主トシテ、天兒屋根尊ノ御末、朝政ヲ掌給ショリ以來、太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ著スル事輙カルベシトモ覺エズ、就中出家ノ御身也、夫三世ノ諸佛ノ解脫幢相ノ法衣ヲ脫捨テ、忽ニ弓箭ヲ帶シ御座サン事、內ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義禮智信ノ法ニモ背御座覽ト覺ユ、旁恐アル申事ニテ候ヘ共、暫ク御心ヲ閑メ御座テ、重盛ガ申狀ヲ具ニ可聞召哉覽、且ハ最後ノ申狀ト存レバ、心底ニ旨趣ヲ不可殘、先ヅ世ニ四恩ト云事アリ、諸經ノ說相不同ニ、內外ノ存知各別也ト云ヘドモ、且ク心地觀經ヲ見候ニ、一ニハ天地恩、二ニハ國土恩、三ニハ父母恩、四ニハ衆生恩是也、以知之人倫トシ、不知ヲ以テ鬼畜トス、其中ニ尤モ重キハ朝恩也、普天之下莫非王土、卒土之濱莫非王臣文、サレバ彼穎川ノ水ニ耳ヲ洗ギ、首陽山ニ蕨ヲ折ケル賢臣モ、勅命ノ難背禮儀ヲバ存トコソ承レ、何況倩上古ヲ思フニ、御先祖平將軍貞盛ハ、相馬小次郎將門ヲ被誅タリケルモ勸賞被行事受領ニハ過ザリキ、伊豫入道賴義ガ貞任宗任ヲ滅シタリケルモ、イツカ丞相ノ位ニ昇リ、不次ノ朝恩ニ預シ、就中此一門ハ忝ク桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ヨリハ無下ニ官途モ打下テ、下國ノ受領ヲダニモ宥サレズコソ有ケルニ、刑部卿殿〇平忠盛備前守ノ御時、鳥羽院ノ御願、德長壽院造進ノ勸賞ニ依テ、家ニ久シク絕タリシ、內ノ昇殿

ヲユルサレケル時ハ、萬人唇ヲ反シ侍リケルトコソ傳承候ヘ、去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモ未拜任ノ例ヲキカザリシ、太政大臣ヲ極メサセ御座上、又大臣ノ大將ニ至レリ、所謂重盛ナド暗愚無才之身ヲ以、蓮府槐門ノ位ニ至ル、加之國郡半ハ一門ノ所領トナリ、田園悉ク一家ノ進止タリ、是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ、今此等ノ莫大ノ御恩ヲ忘テ、濫ク君ヲ奉傾ラント思召立コト、天照太神、正八幡宮ノ神慮ニモ、定メテ背キ給ベシ、背朝恩者ハ、近ハ百日、遠クハ三年ヲスゴサズトコソ申傳テ侍レ、昨日マデハ人ノ上ニコソ承ツルニ、今日ハ我身ニ係ナントス、其上日本ハコレ神國也、神ハ非禮ヲ受給ハズ、而ニ君ノ思召立處、道理尤至極セリ、此一門代々朝敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎭ル事ハ、無雙ノ勳功ニ似タレ共、面々ノ恩賞ニ於テハ、傍若無人ト申ベシ、聖德太子十箇七條ノ憲法ニハ、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共ニ是凡夫耳、是非之理、誰カ能可定、相共ニ賢愚ニシテ、如環無端、是以彼人雖瞋、還恐我失トコソ承レ、依之君事ノ次ヲ以テ奇怪也ト思召バ、尤モ御理ニテコソ候ヘ、然而御運ノ盡ザルニヨリテ、此事既ニ顯ヌ、被仰含大納言、又被召置ヌル上ハ、縱君如何ナル事思食立トモ、何ノ恐カ御座ベキ、大納言已下ノ輩ニ、所當ノ罪科ヲ被行候ハン上ハ、退テ事ノ由ヲ陳ジ申サセ給テ、君ノ御爲ニハ彌奉公ノ忠勤ヲ盡シ、人ノ爲ニハマス／＼撫育ノ哀憐ヲ致サセ給ハヾ、佛陁ノ加護ニ預リ、神明ノ冥慮ニ背ベカラズ、神明佛陁ノ感應アラバ、君モナドカ思召直ス御事モナカルベキ、濫ク法皇ヲ傾進セントノ御計、方々不可然、重盛ニ於テハ御供仕ルベシトモ存ジ侍ラズ、不以父命辭王命、以王命辭父命、不以家事辭王事、以王事辭家事ト云フ本文有リ、又君ト臣トヲ並、親疎ヲ分ツ事ナク、君ニ付キ奉ルハ忠臣ノ法也、道理ト僻事トヲ並ベンニ、爭カ道理ニ付ザラン、是ハ專君ノ御理ニテ御座候ヘバ、神明擁護ヲ垂給ラン、サラバ逆臣忽ニ滅亡シ、凶徒即チ退散シテ、八埏〇埏一本作荒風和ギ四海浪靜ラン事、掌ヲ返スヨリモ猶速ナルベシ、去バ重盛院中ヲ守護シ進セ侍バヤトコソ存候ヘ、重盛始ハ

六位ニ叙シ、今三公ニ列ルマデ、朝恩ヲ蒙ル事家ニ其例ナシ、身ニ於テ過分也、其重キ事ヲ思ヘバ、千顆萬顆ノ珠ニモコエ、其深キ色ヲ論ズレバ、一入再入ノ紅ニモ定メテ過タルラン、然者院中ニ参リ籠リ侍ナン、其儀ナラバ重盛ガ命ニ替、身ニ替ラント契ヲ結ベル侍、二百餘人ハ相隨ヘテ持テ候ラン、此者共ハ去共重盛ヲバ捨思ハジトコソ存候ヘ、是以テ先例ヲ思ニ、一年モ保元ノ逆亂ノ時、六條判官爲義ハ、新院ノ御方ニ参リ、子息下野守義朝ハ、內裏ニ参テ、父子致合戰、新院ノ御方軍破テ、大炊殿戰場ノ煙ノ底ニ成シカバ、院ハ讃州ヘ下向、左府ハ流矢ニアタリテ失給ヌ、大將軍爲義法師ヲバ、子息義朝承テ、朱雀大路ニ引出シ、首ヲ刎タリシヲコソ、同ク勅定ノ忝ケナサト云ナガラ、惡逆無道ノ至、口惜事哉ト存候シガ、正御覽ゼラレシ事ゾカシ、其二人ノ上ノ樣ニ淺增ト悲カリシ事ノ、今日ハ又重盛ガ身ノ上ニ罷成ヌル事ヨト存コソ心憂覺候ヘ、悲哉君ノ御爲ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ、迷廬八万ノ頂ヨリ猶高キ、父ノ御恩忽ニ忘レナントス、痛哉不孝ノ罪ヲ遁レントスレバ、又朝恩重疊ノ底極メガタシ、君ノ御爲ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ、雖君不爲君、不可臣以不爲臣、雖父不爲父、不可子以不爲子トイヘリ、云彼云此、進退コヽニキハマレリ、思ニ無益ノ次第也、只末代ニ生ヲ受テ、係ル憂目ヲ見ル重盛ガ、果報ノ程コソ口惜ケレ、サレバ申請ル處御承引ナクシテ、猶御院参有ベクハ、只今重盛ガ頸ヲ召ルベク候、所詮院中ヲモ守護仕ベカラズ、惡逆ノ咎難遁、又御供ヲモ仕ベカラズ、忠臣ノ儀忽ニ背候、申請ル詮タヾ頸ヲ召サルベキニアリ、唯今思食合セ御座スベシ、御運ハ既ニ末ニ望ヌト覺候、人ノ運命ノ盡ントスル時、加樣ノ事ハ思立事ニテ侍リ、老子ノ詞コソ思シラレ候ヘ、功名稱遂不退身避位則過於害ト申セリ、彼ノ漢蕭何ハ勳功ヲ極ニ依テ、官大相國ニ至リ、劍ヲ帶シ冠〇冠一本作眼ヲ著ナガラ、殿上ニ昇ル事ヲ被免シカ共、叡慮ニ背ク事有シカバ、高祖重ク禁テ、廷尉ニ下シテ深罪セラレキ、加樣ノ先蹤ヲ思侍ルニモ、御身富貴ト云、榮花ト云、朝恩ト云、重職ト云、極サセ御座シヌレバ、御運ノ盡事モ難カルベキニ非

ズ、富貴之家祿位重疊、猶再實之木、其根必傷ルトモ申ス、心細クコソ覺候ヘ、嗚呼邦無道富貴恥ト云本文アリ、サレバ重盛何迄カ命生テ、亂レン世ヲモ見ルベキ、唯速ニ頸ヲ食レ候ベシ、人一人ニ被仰付テ、御ツボニ引出サレテ、重盛ガ首ヲ刎ラレン事、安事ニコソ候ヘ、人々是ヲバイカヾ聞給ヤトテ、又直衣ノ袖ヲ絞ツヽ、泣々被諫申ケリ、

諫夫

〔日本書紀 十四 雄略〕五年二月、天皇狡獵于葛城山、〇中略俄而見逐嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、嗔猪直來、欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、於是田罷、欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、〇中略皇后聞悲、興感止之、詔曰、皇后不與天皇而顧舍人、對曰、國人皆謂、陛下安野而好獸、無乃不可乎、今陛下以嗔猪故而斬舍人、陛下譬無異於豺狼也、天皇乃與皇后上車歸、

〔日本書紀 十七 繼體〕六年十二月、百濟遣使貢調、別表請任那國上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁、四縣、哆唎國守穗積臣押山奏曰、此四縣近連百濟、遠隔日本、旦暮易通、鷄犬難別、今賜百濟合爲同國、固存之策、無以過此、然縱賜合國、後世猶危、況爲異場、幾年能守、大伴大連金村具得是言、同謨而奏、迺以物部大連麁鹿火充宣勅使、物部大連方欲發向難波館、宣勅於百濟客、其妻固要曰、夫住吉神、初以海表金銀之國高麗百濟新羅任那等、授記胎中譽田天皇、〇應神故大后氣長足姬尊、與大臣武內宿禰、每國初置官家、爲海表之蕃屛、其來尙矣、抑有由焉、縱削賜他、違本區域、綿世之刺、詎離於口、大連報曰、敎示合理、恐背天勅、其妻切諫云、稱疾莫宣、大連依諫、由是改使而宣勅、付賜物幷制旨、依表賜任那四縣、

〔女大學〕一嫉妬の心努々發すべからず、男淫亂なれば諫べし、〇中略若夫不義過あらば、我色を和らげ聲を雅にして諫むべし、諫めを聽ずして怒らば、先暫く止て後に、夫の心和ぎたる時又諫むべし、必ず氣色を暴くし聲をいらゝげて、夫に逆ひ叛く事なかれ、

諫兄

〔將門記〕號將門、名曰新皇、〇中略于時新皇舍弟將平等、竊擧新皇云、夫帝王之業、非可以智競、復非可以

力爭、自昔至今、經天緯地之君、纂業承基之王、此尤如蒼天之所與也、何憶不推議、恐有物議於後代、努力努力、于時新皇勅云、武弓之術、既助兩朝、逐箭之功且救短命、將門苟揚兵名於坂東、振合戰於華夷、今世之人、必以擊勝爲君、縱非我朝、僉在人國、今如去延長年中大赦契王以正月一日、討取渤海國、改東丹國領掌也、盍以力虜領哉、加之衆力之上、戰討經功也、欲越山之心不憚、欲破巖之力不弱、勝闘之念、可凌高祖之軍、凡領八國之程、一朝之軍攻來者、足柄碓氷固二關、以當禦坂東、然則汝曹所申甚迂誕也者、各蒙叱罷去也、且縱容之次、內竪伊和員經謹言、有爭臣則君不落不義、若不被遂此事者、有國家之危、所謂違天則有殃、背正則蒙嘖、願也新天信耆婆之諫、全賜推悉之天裁者、新皇勅曰、能才依人爲憎、就人爲喜、縱口出此言、不及駟馬、所以出言无聽哉、略而敗義、汝曹无心之甚也者、員經卷舌鉗口默閑而居、昔如秦始皇燒書埋儒、敢不諫可矣、○原本有誤脫、以一本補正、

〔太平記十六〕多多良濱合戰事附高駿河守引例事

將軍〇足利尊氏ハ香椎宮ニ取舉テ、遙ニ菊池ガ勢ヲ見給フニ、四五萬騎モ有ラント覺敷ク、御方ハ纔ニ三百騎ニハ過ズ、而モ半ハ馬ニモ乘ズ、鎧ヲモ著ズ、此兵ヲ以テ彼大敵ニ合ン事、蚍蜉動大樹、蟷螂遮流車不異、恐ナル軍シテ、云甲斐ナキ敵ニ合ンヨリハ、腹ヲ切ント將軍ハ被仰ケルヲ、左馬頭直義〇尊氏弟堅ク諫申レケルハ、合戰ノ勝負ハ必シモ大勢小勢ニ依ベカラズ、異國ニ漢高祖滎陽ノ圍ヲ出時ハ、纔ニ二十八騎ニ成シカドモ、遂ニ項羽ガ百萬騎ニ討勝テ天下ヲ保リ、吾朝ノ近比ハ、右大將賴朝卿、土肥ノ杉山ノ合戰ニ討負テ、臥木ノ中ニ隱シ時ハ、僅ニ七騎ニ成テ候シカ共、終ニ平氏ノ一類ヲ亡シテ、累葉久武將ノ位ヲ續候ハズヤ、二十八騎ヲ以テ百萬騎ノ圍ヲ出、七騎ヲ以テ伏木ノ下ニ隱レシ機分、全ク臆病ニテ命ヲ捨兼シニハ非ズ、只天運ノ保ベキ處ヲ恃シ者也、今敵ノ勢誠ニ雲霞ノ如シトイヘドモ、御方ノ三百餘騎ハ、今迄著纏テ我等ガ前途ヲ見ハテント思ヘル、一人當千ノ勇士ナレバ、一人モ敵ニ後ヲ見セ候ハジ、此三百騎志ヲ同スル程ナラバ、ナドカ

諫友

敵ヲ追拂ハデ候ベキ、御自害ノ事曾テ有ベカラズ、先直義馳向テ一軍仕テ見候ハント申捨テ、左馬頭香椎宮ヲ打立給、

〔大三川志三十五〕前田利家、石田ガ計策ニ勸メラレ、既ニ自立ノ志ヲ抱キ、神祖〈○德川家康〉ヲ害セン謀ニ與ミス、細川忠興ハ、利勝ト姻親ノ好ミアレバ、利勝夜密ニ忠興ノ邸ニ到リ是ヲ告グ、忠興ガ曰、貴君ノ言ヲ按ズルニ、社稷存亡ノ機ヲ察セザルニ似タリ、夫三成ガ奸佞ハ、元ヨリ貴君モ知ラルルコトナリ、必終ニ彼レニ欺カレ、奸黨ニ陷ラン危コト甚シ、譬テ三成ガ、尊父利家君ヲ崇敬スルハ、實ニ是ヲ敬スルニ非ズ、尊父ノ威權ヲ以テ、內府ヲ亡サシメ、己ガ事ヲナサンガタメナリ、利勝、此言ヲ聞テ始テ悟リ、大ニ驚愕ス、〈○中略〉利勝ガ曰、貴兄ノ厚志ニ預ラズンバ、我等必彼徒ノ謀ニ陷ラン、願クハ貴兄、父利家ニ苦諫セラレ賜ハルベシト請フ、忠興則利勝ト共ニ、利家ノ邸ニ行キ、利勝先ヅ內ニ入テ、利家ヲ諫ム、利家敢テ從ハズ、利勝ガ曰、忠興モ諫メ奉ント、共ニ來ルト、席ヲ起チ、又忠興ヲ伴テ、利家ノ前ニ坐ス、忠興具サニ前件ノ事ヲ伸ベテ苦諫ス、利家是ニ從ヒ、願クハ貴兄、內府ヘ此事ヲ通ジ玉ハルベシト請フ、忠興喜ビ、其夜伏見ニ到リ、神祖ニ謁シ、利家ノ深ク過チヲ悔ルコトヲ告ゲ奉ル、

〔落穗集前編九〕大谷佐和山の城へ相越候得ば、石田は大に悅び、大谷を閑所へ誘ひ、今度存立の趣を、一々申聞ければ、大谷聞て申けるは、是は以の外成不了簡にて候、江戶の內府〈○德川家康〉などを大體の人と被存候哉、其段は我等の申迄もなく、其許にも淵底の事に候、子細は故太閤〈○豐臣秀吉〉の、常常我等どもへ被仰聞候にも、家康の儀は、智勇ともに備りたる人なるを以、我等のよき相談相手と思ひて、馳走致す儀也、孰れもの合點の行ことにてなしと有儀を、每度仰つる儀也、然るに其內府を相手に致され、弓箭に被及候と有は、沙汰の限りと可申候、無益の儀を被相止、我等と同道致され、會津表〈江〉發向の外は不可有旨、制止を加へければ、三成重て申けるは、貴殿の異見に隨ひ、存

留り度候得共、最早左樣には不ㇾ罷成ㇾ候、〇中略時に大谷申けるは、〇中略其許へ申入度儀、兩條有ㇾ之候と也、三成聞て、それをこそ願存る儀なれば、たとへ如何樣の儀たり共、被ㇾ申聞ㇾ給り候樣にと有ㇾ之に付、大谷申けるは、總て其許には、諸人へ對し被ㇾ申ての時宜作法、共に殊の外法外に候とて、諸大名を始め、末々の者迄も、日頃惡敷取沙汰を申由也、江戶の內府などは、家柄と云、官位と云、其上當時日本に雙なき大身にも有ㇾ之候得共、諸大名方の義は申に不ㇾ及、小身輕々の者に被ㇾ逢候ても、慇懃に致され、それ〴〵に言葉をかけ、愛想らしく有ㇾ之ニ付、諸人の存付も格別に相見へ候、諸人の上に立て、事を執ると有に付ては、下の思ひ付甲斐なくては、不ㇾ罷成ㇾ事に候、其許手前などの儀は、一向小身者にて有ㇾ之候を、故大閤の御取立を以、大身に經上り候と有は、諸人よく存知たる儀なれば、公儀の御威光を以、人々上べ計りは尊敬致す如く有ㇾ之候ても、底意に於ては、中々左樣は無ㇾ之候間、此段能々被ㇾ致ㇾ分別、今度の儀も、毛利輝元浮田秀家兩人を上へ立、其下に付て事を被ㇾ取ㇾ計候如く、心得不ㇾ被ㇾ申しては、事行間敷候間、左樣に合點致され、尤の事に候、外に一ヶ條申入度事有ㇾ之候得共、是はいかに心易き間柄にても、申惜き儀なれば、申兼候と也、三成聞て申けるは、尋常人の申にくきと有儀を、被ㇾ云聞ㇾてこそ、知音の甲斐も有ㇾ之義なれば、少しも無ㇾ隔意ㇾ被ㇾ申聞ㇾ給り候得と、願にまかせ、大谷申けるは、先程も申通り、於ㇾ武家ㇾ第一と仕る處は、智勇の二つに止りたる事に候、其許の義、智惠才覺の段に於ては、雙ぶ人も無ㇾ之如く有ㇾ之候得共、勇氣の一つは不足有ㇾ之歟の樣に被ㇾ存候、差當り其證據を可ㇾ申候、今度の大義に於ては、輝元秀家を始め、其外一味の諸大名と申ても、皆々假令の事にて、其根元は其許一人の存立より、事起りたる儀なれば、人より先に身命を抛ち可ㇾ被ㇾ申と有、覺悟を不ㇾ被ㇾ定しては不ㇾ叶儀也、然るに於ては、他人の力をかられ候迄も無ㇾ之、一萬に及ぶ人數を被ㇾ持候こそ、幸ひの儀なれば、水口の長束などに被ㇾ示合、內府關東へ下向あられ候節、石部に旅宿いたされ候、夜中押懸燒討に被ㇾ致候に於ては、疑もなく勝利を可ㇾ被ㇾ得處に、左

樣の大事の場所をば、手延に致され、内府を無ㇾ恙關東江被ㇾ下候と有は、虎を千里の野邊江放すも同然の儀にて、大なる油斷と申ものにて候、此巳後は四ッ沓を打たる如くに計り被ㇾ心得、あぶなげもなく、勝計りを好れ候と有は、宜しからぬ事にて候と、大谷異見被ㇾ申候得ば、三成大に赤面致しながら、過分不ㇾ淺旨申述候と也、夫より大谷は關東下向の儀を相止、大坂へ罷登り候と也、

〔武野燭談十二〕井伊直政智謀伊奈圖書忠死之事

内府樣〇徳川家康ヨリ今度有二軍功一〇關原役諸大將へ御加增アリシニ、井伊本多ニ所替被二仰付一御書付ヲ賜フ、其御加增ノ少キヲヤ不足シケン、先拜領仕間敷由ヲ申テ、折紙ヲ返上シ思ヒフテタル體ニテ退去シ、毎度述懷申ナルヲ、永井右近大夫直勝聞棄テ、直政ニ異見シケルハ、貴殿ハ德川家ノ功臣ニテ、一二ノ撰ニマシマス身ノ、左樣ニ祿ヲ貪リ玉フ事コソ心得子、御加增ノ折紙ヲ御拜領可ㇾ然アリケレバ、兵部不ㇾ敢ㇾ聞、永井其方ナドガ不ㇾ被ㇾ存事也、左マデノ無ㇾ忠與力一篇ノ大名共ニハ、大國大領ヲ賜リ、我々ガ參州以來、粉骨ヲ盡シタル無二甲斐一、無益之奉公ヲバ、恨ムマジキ事カハト、猶以心ユカヌスヂニ申ケレバ、右近大夫重テ、是ハ直政ノ仰共不ㇾ存事ニ候、各如二我々一御譜代ノ輩ハ、如何樣ニ被二召仕一トテ、何ト御恨可ㇾ被二申上一、今度御味方被ㇾ申タル諸大名ハ、他ノ恩祿ヲ以テ立二一家一人々也、此輩ノ無二加勢一、爭デ此度ノ御一戰、御旗本ノ人數計リニテ、鬼神ノ働アリトモ、御利運無二覺束一、去バ國々ノ大名ハ公界也、如二各我々一、御内證ゾカシ、殊ニ御人數モ多ク預リ玉フ上ハ、昔ヲ思召バ、御恩淺キトハ被ㇾ申間敷、御邊無二御預之人數一、樊噲ヲ欺キ玉フトモ、何程ノ働キカ有ㇾ之云ヘバ、兵部大ニ腹ヲ立テ、右近ナドガ類ノ兵部ト思ハルヽカト廣言ス、永井嘲笑テ愚ナリトヨ直政、此右近ニモ御邊程ノ人數ヲ預サセ玉ハヾ、ナドカ貴殿ニ可ㇾ劣、小身ナレバ働キ所存之通リニハ難ㇾ叶、左程理ニ暗カラントハ不ㇾ存、年來申カハシタルコソ口惜ケレ、此以後ハ不通也ト云テ立去ヌ、其後直政〇中略誤ヲ改ル、〇下略

雜載

〔先哲叢談後編一〕小倉三省、○中略土佐人、仕于國侯、三省與野中兼山、底績於土州、當時之人、數稱國有其人、而兼山果處多、寛處少、加旃以嚴毅威重、進退規矩、才有饒徳不贍、三省反之、温柔寛量、莫與物忤、撙節退讓、不好急遽、嘗諫兼山曰、公强欲知人而好用明、厥照非自然、恐反入過察、夫明者順理、先覺之謂、猶堯知丹朱之嚚訟是也、察者逆詐億不信之謂、猶徳宗疑察、却爲奸佞被罔是也、用意公私、辨事緩急、相去何啻千里、兢々業々、須愼事於始、毋貽悔於後、至三省歿、亦無爭友補弼闕隙、事寖安肆、特其植功、以至奢靡、與諸大夫不和、爲之所譏、遂至自殺、

〔日本書紀孝徳二十五〕大化二年二月戊申、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、○中略朕前下詔曰、古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者也、皆所以廣詢于下也、○中略所以懸鍾設匱拜收表人、使憂諫人納表于匱、詔收表人、毎旦奏請、朕得奏請、仍又示群卿、便使勘當、庶無留滯、如群卿等、或懈怠不懃、或阿黨比周、朕復不肯聽諫、憂訴之人、當可撞鍾、詔已如此、既而有民、明直心懷國士之風、切諫陳疏、納於設匱、故今顯示集在黎民、其表稱、縁奉國政到於京民、官官留使於雜役、云云、朕猶以之傷惻、民豈復思至此、然遷都未久、還似于賓、由是不得不使、而强役之、毎念於斯、未嘗安寢、朕觀此表、嘉歎難休、故隨所諫之言、罷處々之雜役、昔詔曰、諫者題名、而不隨詔命者、自非求利、而將助國、不言題、不諫朕廢忘、

〔駿臺雜話三〕直諫は一番鎗より難し
駿府の御城に御座なされし時、御側に侍座の衆へ上意○德川家康ありしは、人君はよき家老を持べき事なり、我常におもふに、主君の惡事あるを見て、主君の怒をもかへり見ず、諫言をいるゝ家老は、戰場にて一番鎗をするよりも、遙にまさりたる心ばせといふべし、其子細は、敵に向て勝負をするも、身命をかばひてはならぬ事なれども、必敵にうたるべきにもあらず、たとひ討死しても、世に名をのこし主君にもおしまれぬれば、死しても本望なる事なり、又敵を討取ぬれば、主君の

感にあづかり、恩賞を得て子孫にも傳れば、戰場のはたらきは、生死ともに心にいさみあるべし、それとはちがふて、主君の無道なるをなげきて、しば〳〵直諫すれば、忠言耳に逆ふ習にて、主君の心にあはぬ程に、常にいとひ嫌はれて、たゞ禮貌にてあひしらはれ、日に疎遠になるものなり、それに新進容悦の諂ひもの共、件の家老を事にふれて讒する程に、日を逐て主君の目見せあしくなりて、何をいふても用られず、其時はいかなる忠臣も退屈する故に、或は病氣と稱し、或は致仕をねがふて、身を引退く分別するぞかし、然るに主君の氣に背くにもかまはず、いくたびもすすみいで、極諫しなば、主君怒を積て手討にするか、又は押こめて出さぬやうにするにてあるべし、それを露も心にかけず、たゞわが報國の志をつくして終るは、世にありがたき忠臣といふべし、是に比すれば、戰場の一番鎗は反てやすき道理なりと、仰られしとなん、誠に萬世御子孫の御事は申に及ばず、すべて人君たる人の永き鑑戒となるべき御言葉どもなり、

〔君臣言行錄　四〕水戸賴房卿ハ、御若年ノ比、殊ノ外男立テ被成、カイラギ鮫ノ長ガ刀ニ金鍔ヲ打、御衣服等ニモ、紅裏ヲ御附、其外御不行跡ナル義ドモ有之、江戸中上下ノ取沙汰ニ御逢候ニ付、御附人ノ御家老中山備前守（信吉）〇毎度、色々御意見申上レドモ、御用ヒ無之候ト也、或時御老中ヨリ備前守ヘ奉書ヲ以、御用ノ儀有之間、明四時登城候樣ニト有之ニ付、備前守登城候處、御老中等申候ハ、今日其元ヲ被爲召候御用ノ品、我ラドモ不存事ニ候、定テ後刻御前ニオイテ、御直ノ御用ニテ可有之ト也、備前守申ハ、何茂ニ御存ナキ御用ノ筋ニテ、私ヲ御前ヘ被爲召候ト有之ニ付テハ、我ヲノ存當リタル儀有之候、定テ水戸殿御行跡ノ儀、御尋可被遊トノ御事ト奉察候、有體ニ申上候ヘバ、主人ノ惡事ヲ御訴ヘ申ニ當リ候、亦何事ヲモ私ハ不存ト申、或ハ惡儀ヲモ宜シキ樣ニ取成申上候ハヾ、上ヲアザムキ奉リ、御後暗キト申モノニテ候ヘバ、私御前ヘ罷出候テノ義、致方無之、被爲召候トノ義ニ付、登城ハ仕候ヘドモ、私ハ退出仕候、御意ニ違背ノ私義ニ御座候ヘバ、御機嫌

損ジ御仕置等ニ被仰付候段ハ、覺悟仕罷在候ト也、御老中何モ差留候ヘドモ、備前守承引ナク、歸宅ノ節、上屋敷ヘ立寄候處ニ、賴房卿ニモ、今日備前守一人ヲ御用トシテ被爲召候段、御合點不參候ニ付、御用相濟、備前守登城ノ次第ヲ申上、私儀ハ公方樣ヨリ、何分ノ御科メニ可被仰付モ難計先切腹ト覺悟ヲ相究メ罷在候、此上ナガラ殘念成儀、三ケ條御座候、第一ニハ私才智無御座候故、御前御聞濟被遊、御行跡等ヲモ御改メ被遊如クノ、御異見ヲ申叶ヘ候儀ヲ得不仕候事、二ツニハ御年若ナル御前ニテ御座候ヘドモ、此備前守ヲ御附置被成候テハ、御氣遣モ無之義ト、御安堵ニ被思召候、東照宮御目ガネヲ御相違ニナシ奉リ、今更申分モ無之候仕合ニ奉存候、三ツニハ、トクヨリ心附不申ニテハ無之候ヘドモ、彼是ト見合罷在候内ニ延引仕、御不行跡ノ御相談ニモ罷成候、不屆ノ奴原ヲ成敗不仕シテ、安穩ニ差置、私相果候ニ於テハ、彌御行跡ノサワリニ可罷成候ハ、必定ノ事ニ候、タトヘ私儀切腹仕、身命ハ終リ候テモ、魂ハ此所御殿ノ内ヲバ、ハナレ申マジキ間、願クハ御行跡ヲ御改被遊、御上ノ思召ニモ御叶ヒ被遊候如ク、有之度義ト奉存候、私今生ノ御暇乞ニテ候ヘバ、御盃被仰付被下候ヘト申上、御小姓衆御酒御盃ヲト、備前守申候ヲ、賴房卿御聞候テ、小納戶衆ヲ御呼アラレ、日比御用ヒ被成タル、伊達拵ノ御刀脇差御衣類等迄、悉ク取出シ、持參申樣ニト有之、備前守見申所ニ於テ、御小姓ドモヘ不殘分被下、其上ニテ脇差ノ鍔モトヲクツロゲラレ、小刀ヲ以御ウチ被成、向後ノ儀ハ不行跡ヲ改メラルヽ旨、氣遣仕間敷旨、備前守ヘ被仰聞シト也、右備前守登城ノ節、老中方ヘ段々ノ存寄申達シ、歸宅ノ由上聞ニ達シ候ヘバ、公方樣ニモ備前守ガ、左樣ノ了簡ナラバ、水戶ノ行義ハ、ナヲルニテアルベシ、重疊ノ事ナリトノ上意ニテ有之シト也、

〔桃源遺事三〕一舜水先生、西山公〇德川光圀へより〳〵御諫言を被申候、事に寄日本の風に不合義共の有之候をも、終に御拒み爭不被成、每に御顏色御和悅にて能御聽納被成候、又御幼年より御家

老共御守の者共、御異見申上候事あれば、御あらがひなく御聞入被成候、

〔吉備烈公遺事〕一寒夜に橘を食しさせ給ふ時、侍醫の冷たる物いかゞ候や覽と申せしに、やがてさし置せ給ひしが、後に危き事も有けるよと、くり返し獨言仰けるを、侍せし女房の、いかなる事にやと問まゐらせしかば、さればよ、先に云か〳〵の事有き、予〇池田光政も夫ばかりの事は云りぬといはんとせしが、いはでやみたりき、もしさいはんには、是より後誰か予を諫る人あらん、彼一言にて諫を拒むの主となりぬべかりしを、いはざるは危き事の至極也と仰ける、

〔明良洪範續篇三〕大久保越中守、館林ノ御家老ニ仰付ラレ、誓詞ノ時、其誓詞ノ文ノ中ニ、御心得違ニテ、万一御逆意ノ思召立モ有ン時ハ、早速言上仕ベシト云文ヲ見テ、此儀ハ御請仕難シ、臣タル者君ノ非ヲ申立ル事有ンヤ、道ニ違ヒタル御行ヒモ有ン節ハ、幾度モ諫言仕リ、其上ニモ御用ヒ無ケレバ、其時ノ臨機應變ニ仕ルベシ、イカナル惡事成リトモ、公儀ヘ申上ン事存ジモヨラズ、但シ善事ハ大小トモ早速申上ベク候ト云テ、誓約セラレケル、

〔窻の須佐美三〕因幡守山名氏豐就の家に老儒ありけり、君幼くして孤となり、婦女の中にてそだち、女の手にて成人せし事故、常に酒食に耽り、放逸のみ多かりしかば、彼翁さま〲に敎訓しけれども、あへて用る心なく、縦欲日々に長じければ、翁其家を立退きけるが、一通を殘して云、先君仰置れしむねに任せ、年月愚意を申せども御許容なし、されば某先君の御遺戒と違ひ、且素餐のそしり辭しがたく、立退る由を書て、翁の退たりしを豐就聞て、書置るものはなきやとありし時、其書出したりしかば、これを取て一間に入、終日讀て快々として怨愁にたへず、卽人を立しめて、行衞を尋ねさせて申されけるは、年來君が諫を不用、誤りたる事詞なし、向後は悉く改て君が意に從ふべし、早く立歸りて、今一度敎申候へと、詞を卑して罪を謝せられければ、翁もだしがたく、歸り來りて元の如く仕へけり、これよりして今までの非儀悉くあらためて、別の人になられけ

ると、人語りしも、三十年ばかりにやなりぬらんと覺ゆ、

〔白河樂翁公傳〕公〈〇松平定信〉世子にて在せし間は、本多彈正大弼忠籌朝臣、同肥後守忠可朝臣、戸田釆女正氏教朝臣、奥平大膳大夫昌勇朝臣、堀田豐前守正穀朝臣、松平山城守信亨朝臣と交り、互に善を勸め過を糺し、或は和歌など詠じ樂しみ給ふ、此信亨朝臣は放蕩の行ありて、家臣も服せざりしに、益友に交りたきとて、忠籌朝臣を紹介と頼み玉ふに、公强て絕べきにも非ず、併ながら重て風流にのみ僻し玉はゞ諫むべし、諫て聞れずば交を絕べしと約して交を結び、心術治國の事など專ら討論し、信亨朝臣も親切なる樣に見え給へば、公限りなく悅び玉ふに、信亨朝臣畜鳥を好、珍奇の物を募り求めらるゝ、〈信亨朝臣此頃國貧して、家臣の手當も不行屆なる時なり、〉此事ふかくつゝまれけれども、公其實を知て再三異見し玉へば、却て陳じ申されし故に、公是非なく其次第を忠籌朝臣へ斷はり交を絕給ふ、去共其時までも交は是かぎりなれど、退て惡聲など出し候事は爲すまじ、此後も心を用ひ賢諸侯となり、國家の藩屛となり玉はゞ、よそながら嬉しかるべしと云遣り玉ひぬ、

〔守國公御傳記〕〈四〉世子〈〇松平定信子定永〉年十七ノ頃、質問シ玉ヒシ時、筆トリテ答ヘ玉フ、心ノヒロクナルベキ事ヲ問ハセ玉ヒヌ、スベテ人主ノ貴ブ所ハ、諫ニ從フノ一ツ也、過チナキヲ貴トセズ、過ヲアラタムルヲタフトシトス、朝夕言行アヤマチアラバ諫ナン、イサメナバ水ノヒキヽニ流ルヽ如ク、タヾチニ用ヒナン、カヽレバイフモノタノシミ、猶コトヲ奉ル也、サアラバ言行缺ルコトナクナラナンカシ、カクイハヾ、アシカラン、カクナサバ、イカヾアラムト、心ヲクルシメズ、アシクバ諫ムベシ、諫メナバ、用ヒナムトノミオモヒ玉ヘバ、心モヒロク、體モユタカニシテ、屋漏ニハヂザル所ニモ、ツヒニイタリツベシ、

〔守國公御傳記〕〈二〉公〈〇松平定信〉平居人ノ己ガ過失ヲ告ルコトナク、臣下ノ諫ヲ奉ラザルコトヲ深ク憂玉ヒ、廣ク直言極諫ノ路ヲ開ンコトヲ欲シ、安永八年己亥正月、自ラ求言錄ヲ選著シテ、群下ニ示

玉フ、天明三年癸卯上梓ヲ命ジ、先ヅ一部ヲ寬光公ニ呈覽アリケレバ感賞不レ少、直ニ白川ノ敎授ニ下シ、殿中ニ於テ開講ヲ命ジ玉ヒ、敎授本田常安前藏正服シテ講ジ、老臣以下諸士正服ニテ聽聞セリ、此書ハ三代以上ヨリ宋明ノ比迄、忠言直諫ノ事蹟ヲ抄錄シ、自ラ警戒ノ詞ヲ加玉ヘリ、後ニ故アリテ、絕板ヲ命ゼラル、

〔徂徠先生答問書中〕一諫は大形は申さぬがよく御座候、左れば〱すれば辱らるヽと申事御座候、其故は言語を以て人を喩さんとする事、大形はならぬ事にて候、此方より申候程之儀は、大形は先も合點なるものに候、只わが心よりさとると、さとらざるにて、了簡は替る物にて候を、さとらぬ人を口上にて申すくめ候半は、いやがり候も理に候、孔子も諷諫をよしと被レ成、易にも納レ約自レ牖と御座候は、先のをのづからにひらけ候を、よしと致候事に候、其事となしに、外の事より申候へば、得道まいる事も有物に候、其事の是非を爭ひ候へば、先の氣立て居候故、相手立候て必爭になる物に候、爭にかち候はんは、合戰に勝がごとくに候故、怒はやみ不レ申候、まして君に對しては、聞入らるべきやう無二御座一候、若君より諫を御求め候はゞ各別の事に候、又兼てわれを深く信仰したまはんには、諫も行はれ可レ申候、總じて諫に限らず、われを信ぜざる人に向ひて、道理を說候事、何の益も無レ之事に候、今世に君を諫め人ゝに異見を申候は、大形は傍人を聞手に立候心多く御座候、是は專ら公事人の心に候へば、爭の眞中に候故に、諫は大形は君の惡を激する事に罷成り、身も死し諫も行はれず、只諫臣といふ名を取り候事に止り候、然れば忠臣にてはなくて、名聞の甚敷にて候、先如レ此心得可レ申事に候、然共其職分にはまりて、我身の事のごとくに存候人は、時にとりては申さで叶はぬ事ある物に候、それは其時の事に候、已上、

〔紹述先生文集九〕三事說　納諫

萬乘之國人長二其強一者、以二其合一衆人之力、故人長二其強一、聖人之智人稱二其大一者、以二其兼一衆人之智、故人稱二

其大、諫者雖在彼、受諫則在我、則諫者之善、卽我之善、故人主以納諫爲美享保五年

〔救急或問〕一我國ノ人ハ勇剛精悍ノ氣、他國ニ勝レタレドモ、古ヨリ直言極諫之士ハ少シ、是大義ノ明カ成ザルノ故ナリ、甚キニ至リテハ、君ヲ諫ルハ失禮ナリナド、思ヘル者アリ、悲ム可ノ至リ也、然ルニ筒井順慶和州郡山ヲ領セシ時、異見役ト云ル官ヲ創メテ、君ノ過失ヲ始メトシ、政事ノ是非得失等ニ至ル迄、口ヲ極テ議論スルコトヲ許セリ、卽チ漢ノ諫議大夫唐以下御史ノ職ニシテ、其用更ニ廣シ、此官ヲ置テヨリ、郡山ハ善ク治レリ、順慶ハ差タル人ニハ非ザレドモ、此一事ニ於テハ、千古ノ卓見也ト云ベシ、順慶ノ時ニスラ猶ホ能ク此官ヲ置リ、増テ今日右文ノ世ニ當テ、此官ヲ置ザルハ油斷ト云ベシ、此官ハ事情ニ通達シ、時務ニ練熟シタレドモ、重職ト爲ルニハ、門地賤ク履歷淺ク、下僚ニ滯ラセンハ、惜ム可シト云フ程ノ地位ナル人ヲ用キテ、其望ミヲ重クスルヲ尤モ善トス、

悔悟

悔悟ハ、クユト云ヒ、又後悔トモ云フ、前非ヲ悔イテ能ク其過ヲ改ムルヲ謂フナリ、凡ソ悔悟ニハ、自ラ悟ルモノト、他ヨリ諭サルヽモノトノ二種アリテ、他ヨリ諭サレテ悔悟シタルモノヽ事例ハ、諫篇ニモ亦散見シタレバ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔類聚名義抄六心〕悔クユ音晦　悔同

〔伊呂波字類抄久疊字〕悔恨クワイコン　悔過

〔書言字考節用集九言辭〕後悔コウクワイ　懺悔サンゲ順道理不敢作非、故曰懺悔、見圓覺經最勝王經疏、

〔伊勢平藏家訓〕改過の事

一改過とはあやまちを改るなり、我あしき事を改め直すをいふなり、人々我あしき事を悪しきとは知ながら改る事なき、浅ましき事なり、或は悪き事を僞に改るをはづかしき様におもひて改めざる事もあり、大なる心得違ひなり、改めざるこそ恥かしき事なれ、改るは人のほむ事なり、悪き事は早く改むべきなり、

〔古事記上〕伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟、故可還、爾伊邪那美命答白、悔(クヤシキ)哉(カモ)不速來、吾者爲黄泉戸喫、○下略

〔日本書紀十四雄略〕三年四月、阿閉臣國見、更名磯特牛、譖栲幡皇女與湯人廬城部連武彦、○中略武彦之父枳莒喩聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、僞使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而打殺之、○中略枳莒喩由斯得雪子罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮、

〔日本書紀二十五孝徳〕五年三月戊辰、蘇我臣日向、日向字身刺、譖倉山田大臣於皇太子、○中略、天智、皇太子信之、己巳、大臣○中略自經而死、是月、遣使者收山田大臣資財、資財之中、於好書上題皇太子書、於重寶上題皇太子物、使者還申所收之狀、皇太子始知大臣心猶貞淨、追生悔恥、哀歎難休、卽拜日向臣於筑紫大宰帥、世人相謂之曰、是隱流乎、

〔本朝法華驗記上〕第十九法性寺尊勝院供僧道乘法師

沙門道乘、○中略天性急惡、不忍過咎、施言罵詈弟子童子、息恚心後、叩頭悔歎、流涙發露、或對佛像、實心改悔、或對大衆、誠心陳懺、○下略

〔源平盛衰記十七〕大場早馬事

治承四年九月二日、相模國住人大場三郎景親、東國ヨリ早馬ヲタツ、福原新都ニ著テ、上下ヒシメキケリ、何事ゾト聞バ、伊豆國ノ流人、前右兵衞權佐源頼朝、一院○後白河ノ院宣、高倉宮ノ令旨有リト稱シテ、同國ノ目代平家ノ侍和泉判官平兼隆ガ、八牧ノ館ニ押寄テ、兼隆幷家人等夜討ニシテ、館

ニ火ヲ懸テ燒拂フ、〇中略又國々ノ兵共、内々ハ源氏ニ心ヲ通ズト承ル、御用心アルベシトゾ申タル、平家ノ一門此事ヲ聞、コハイカニト騒アヘリ、〇中略太政入道〇平清盛安カラズ被思テ宣ケルハ、東國ノ奴原ト云ハ、六條判官入道爲義ガ一門、頼朝ニ不相離侍共ト云モ、皆彼ガ随ヘ仕シ家人也キ、昔ノ好爭カ可忘、其ニ頼朝ヲ東國ヘ流シ遣シケルハ、ハヤ八箇國ノ家人ニ頼朝ヲ守護シテ、入道ガ一門ヲ亡セト云フニアリケリ、喩バ盜ニ鑰ヲ預、千里ノ野ニ虎ヲ放チタルガ如シ、イカヾスベキ、入道大ニ失錯シテケリトテ、座ニモタマラズ躍上踊上シ給ケレ共、後悔今ハ叶ハズ、〇下略

〔永享記〕憲實出家之事

于玆管領上杉安房守憲實、志ばらく關東の成敗を司て、鎌倉に在しかば、諸大名頻に媚をなし、彼下風に立んことを望ける、元來忠有て誤なしといへども、虎口の讒言に依て、君臣不快となりし事を思へば、末來永刧迄の業障也、公方連々京方御退治の企を申止めんとて、度々上意に背し故なれども、有爲無常の世の習、明日をも不知命の中なれば、因果歴然、忽身に報せん事を思ひ、又譜代の主君を傾け奉る、末代の嘲を恥て、其身の罪を謝せん爲にや、俄に出家し給ひて、法名を高岳長棟庵主と號す、〇中略長春院へ參詣して、公方の御影の前にて、燒香念佛し、〇中略腰の刀を引拔て、左の脇に突立給處を、御供の侍、高山越後守、那波内匠介、走寄て懷付、御脇差を奪取、其時皆々馳集て、屋形へ還し奉て、能々養生し奉れば、定業ならぬ事なれば、程なく平愈し給ける、

〔松隣夜話上〕謙信、諸士ニ語リ給ヒテ曰、關東諸將面々皆弱兵ナリト思ヒ侮リテ、傳左衛門ニ昨日小荷駄ヲ預ケシコト、其一代ノ不覺ナリ、不然バ何シニカ、長安體ノ敵ニ奪之哉、某常々甲州、武田信玄ニ不及長所有ト申ハ是ニテ候、此法師ハ弱敵ト見テモ、猶弓矢ヲ大事ニ取、ケ樣卒爾ナキ人ニ候、大事ノ場ト思ヒ候時ハ、誰トテモ、ソヽケタル事ヲセズ候ヘドモ、生得ナラズニ依テ、動スレバ、其慎慢リテ、敵ヲ疎略ニノミ仕候、

〔備前老人物語〕一關ケ原陣の前に、石田治部少輔○三成一騎がけに、佐和山より大坂にはせ來り、增田右衞門尉に參會し、密に談ずべき事ありとて、數寄屋に入て物語してけり、初はなに事をかたられたりけん、○中略太閤様御わづらひ御快氣の刻、貴殿我等共をめされ、汝等に百萬石づゝ被下べし、其故は今度病氣中に、いかほどの事をかおもひたりけむ、汝等を大名になし置なば、万事心やすかるべしとおもふなりと、おほせられし、皆々目を見合せ、さてもありがたき仰かな、なにとも申すべきことばもなし、去かれども人口も御座あるべければ、かさねてこそ仰をば奉るべしと、達て辭し申せし事を思ふに、かへらぬ事にてはありけれど、くやしかりし事かな、その時百万石を領したらば、なにの不足かあるべき、とにもかくにも我人數をもたざれば、思ふに益なし、口惜しき次第なりとて、歸りしと也、かゝる大事の事どもをば、誰か聞傳へたりけむ、たしかに人の語りしを聞たり、不審なる事共也、

〔常山紀談十二〕東照宮、景勝征伐の御時、小山にて、○中略花房助兵衞職之を召て、汝は近年佐竹が許に有て、義宣が心はよく知たらん、○中略義宣謀反の志あるまじとならば、起請文を書て、我に見せよと仰られしに、花房○中略起請文は御ゆるされを蒙るべしと申す、東照宮、助兵衞は脊田が家の長臣と聞たりしに、器量の小き男よとて、大息つかせ給ふ、花房かくと後に傳へ聞、われ起請文を書ならば、佐竹二心あらじと、軍兵の疑を散ぜん爲の仰なりしに、察せずして、起請文を書ざりけるこそ口惜けれ、たとひ義宣、軍を出したりとも、我何の罪の有べきと、深く悔みけるとぞ、

〔駿臺雜話二〕風俗は政の田地

万治寛文のころかとよ、世に鶉はやりて、○中略阿部豐後守忠秋も、其ころ鶉をすかれて、常に籠を座側に置てなかせてきかれけり、それをさる列侯なる人きゝて、其ころ世にかくれなき鶉を厚價にてもとめてある官醫をもて、ちかきころめづらしき鶉をもとめ得て候、御慰に進したきよ

しをいはせけり、○中略豊州きかれて、先へよく意得てとばかりにて、とかくの返事なし、しばらくありて、近習のものを呼て、鶉籠の口を、みな庭のかたへむけよとある程に、みな外へむけゝれば、其口をのこりなくあけよとある程に、皆あけゝれば、鶉殘らず、籠をいでゝ、とびさりぬ、かの官醫見て、不審におもひ、久しく御手馴し鳥にて、又立歸り候ふやといへば、豊州いやさにてはなし、今日より殘らず放ちやるにて侍る、さて序ながら申す、某ごとき上の御威光にて、人に執しおもはるゝ身にて、物はすくまじき事にて侍る、某このごろふと鶉をすき候へば、はやさやうにきこゆる人もおはし候、向後はふつと鶉すきをやめ侍るべしと、いはれしかば、かの官醫も手持なくみへしとぞ、

〔兎園小説十二集〕騙兒悔非自新

加賀の金澤の枯木橋の西なる、出村屋太左衞門といふ商人の兩替舗は、淺野川の東の橋詰にあり、文化九年癸酉の大つごもりに、卯辰山觀音院の下部使なりと僞りて、出村屋が舗に來て、百匁包のしろがねを騙りとりたる癖者ありしを、當時隈なくあさりしかども、便宜を得ざりしとぞ、かくて十あまり三とせを經て、文政七甲申の年の大つごもりに、出村屋が兩替舗に、人の出入の繁き折、花田色のいとふりたる風呂敷包をなげ入れて、こちねんとしてうせしものあり、たそがれ時の事なれば、その人としも見とめずして、追人ども甲斐はなかりけり、さてあるべきにあらざれば、太左衞門はいぶかりながら、件の包を釋きて見るに、うちにはしろがね百匁ばかりと、錢十六文ありて、一通の手簡を添へたり、封皮を折きて、その書を見るに、十とせあまりさきつころ、やつがれ困窮至極して、せんすべのなきまゝに、膽太くも惡心起りて、觀音院の使と僞り、當御店にて銀百匁を騙りとり候ひき、こゝをもて火急なる難苦をみづから救ふものから、かへり見れば、罪いとおもくて身を容るゝ處なし、よりてとし來力を竭して、やゝ本銀をとゝのへたれば、そ

の封貲を相添へて、けふなん返し奉る。略○註ふりにし罪をゆるされなば、かの洪恩を忘るゝときなく、死にかへるまで幸ひならん、利銀はなほのち〳〵に償ひまゐらすべきになん、あなかしことばかりに、さすがに氏名をしるさねども、あるじはさらなり、小もの等まで、この文に就きその意を得て、感嘆せぬはなかりけり、

〔矢部駿州堺奉行事書〕矢部駿河守定謙のぬし、堺泉州の奉行になされしは、いぬる天保三とせばかりのこと成けり、其所に廣岡爲次といへる醫師あり、かれはもと〳〵家とみ榮へて、身のざへ、ぬひども有者にぞなん今の爲次は養ひ子にて、其父實の子一人もたりけるを、深く世にもかくして知らせず、いはけなきほどに、堺の商びとの子になしたりしが、はふれたゞよひて、よるせなき身となれり、そこが爲にも弟ならずや、いかにもはからひうしろみてよと、打かたらふに、醫師つれなければ、こなたはなをたちもやらで、いひあらがひて事ゆかず、遂に奉行の政所にこそうたへ出、二人ともに、六十に近き齡なれば、別に明らむべきやうもあらず、されど舊き者、むかしのささやきごとにも、かの子の有さま、さながら昔の父の面影して、ことわざに爪を二ッにしたらんとは、これがことにやなど、いひあへるを、奉行もさせる證なければ、せんすべなし、この許は爲次がことはりにこそといはれて、いとしたり顏にぬかづきて、たゝむとするを、駿河守ことばをあらため、やよいかに爲次は、やまともろこしのふみにもわたり、かつ詩歌のうへも、うとからずとか聞おけり、されば物の心をも能く得たらん、今一こともの、いはんむかしの歌に、

なき名ぞと人にはいひて有ぬべし心のとはゞいかゞこたへむ、これ今しも戀のうたながら、そのことはりは、よろづのうへにかよひなん、奉行がとひにこたへて、ことはりゆゝしげにいひぬれど、おのが心の、おのれにとはゞ、そも〳〵何とかいふべき、こたへこそきかまほしけれと、いひかけられて、いかゞおもひけん、時うつる迄ものいはず、さしうつむきてあるに、うへにもとも

雜載

にいかにするにかと見居たれば、今までいひあらかひし老人が、あと一聲はなちて泣ふしぬ、ありあふものども、かれは心やたがひぬらんと見るほどに、たび〳〵泪をのごひて、

いふもうしいはぬもつらしむさしあぶみかゝるおりとこそ思ひしりてさふらへば、あはれ

今日のことは、のどめ給はれかしと云出たり、さらばとて、いふがまゝに、けふはかへしてけり、又の日かのもの、申やう、こたびのことは、共に中和らぎて、かれがすむべき家門つくり、又世わたるたづきともなれかしとて、二もゝひらをなん、得させ侍らめ、と申せしかば、奉行をはじめ、下司も、それこそいとあらまほしき事なりけれとて、こと平らぎぬ、

〔奥儀抄下ノ中〕さきだゝぬくゐのやちたびかなしきはながるゝ水のかへりこぬなり

是はむかしあひしれる人に、をくれたる男にやれる歌也、逝水不レ返、後悔不レ立前といふ事のある也、うせにし人にさきたゝぬを、後悔さきにたゝぬによせてくゐたる也、行水のかへらぬやうに、又くべきならねば、やちたびわぶるとも、かひやなかるらんとよめる也、

古事類苑

人部二十四

名譽

名譽ハ、ナト云ヒ、ホマレト云ヒ、又面目トモ云フ、善言美行アリテ、人ヨリ稱讚セラル丶ヲ謂フナリ、我國ノ俗、古來特ニ名譽ヲ重ンジタレバ、其事例殆ド枚擧ニ遑アラズ、今其著キモノヲ取リテ此篇ニ收載セリ、

〔伊呂波字類抄女疊字〕名譽

〔易林本節用集女言辭〕名譽メイヨ

〔類聚名義抄五言〕譽音預〇ホマレ〇ホム〇ホコル和余

〔伊呂波字類抄保人事〕褒ホム ホマレ 譽 縄 稱 讚 嘆 娘 歎 美已上同

〔貞信公記〕天慶八年三月一日、中使敦敏朝臣來云、〇中略成文〇紀造道橋事、頗得其譽、

〔倭訓栞前編二十八保〕ほまれ 譽をよめり、ほめられの義、めらノ反ま也、又まれ反め也、日本紀に善をもよめり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、是時菊理媛神亦有白事、伊弉諾尊聞而善ホメタマヒテ之、乃散去矣、

〔類聚名義抄口二〕名訓名 反ミヤウ 和ナ〇

〔書言字考節用集九言辭〕名聞ミヤウモン〇利養リヤウ〇法華經、有一人號曰求名、貪著利養、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月十九日壬寅、二品〇平政子招家人等於簾下、以秋田城介景盛示含曰、〇中略

得名譽

而今依逆臣之讒、被下非義綸旨、惜名之族、早討取秀康胤義等、可全三代將軍遺跡、

〔増鏡 十六 久米のさら山〕六波羅よりの御おくりの武士、さならでも名あるつはものども、千葉介貞胤をはじめとして、おぼえ異なるかぎり、十人撰びたてまつる、

〔徒然草 上〕高名の木のぼりといひしをのこ、人をおきてゝ、たかき木にのぼせて、梢をきらせしに、いとあやうくみえし程は、いふこともなくて、おるゝ時に、軒だけばかりに成て、あやまちすな、心しておりよと詞をかけ侍しを、かばかりになりては、飛おるゝともおりなん、いかにかくいふぞと申侍しかば、其事に候、めくるめき、枝あやうき程は、をのれがおそれ侍れば申さず、あやまちはやすき所になりて、必仕ることに候といふ、○下略

〔伊呂波字類抄 女 疊字〕面目

〔書言字考節用集 九 言辭〕眉目 本朝俗、謂有面目爲眉目、

〔椿葉記〕又なによりも御がくもんを御さたあるべき事なり、一でうのゐんごしゆじやくゐんご三でうの院などことさら大さい、御名譽ましまして、賢王聖代とも申つたへはんべる也、

〔日本書紀 七 景行〕二十八年二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之狀、○中略 天皇於是美日本武之功而異愛、

〔日本書紀 十七 繼體〕七年十二月戊子、詔曰、朕承天緒、獲保宗廟、兢兢業業、間者天下安靜、海內清平、屢致豐年、頻致饒國、懿哉摩呂古、○繼體天皇長子清寧天皇 示朕心於八方、盛哉勾大兄、光吾風於萬國、日本邕邕、名擅天下、秋津赫赫、譽重王畿、所寶惟賢、爲善最樂、聖化憑玆遠扇、玄功藉此長懸、寔汝之力、宜處春宮、助朕施仁、翼五補闕、

〔明月記〕建暦二年十二月三日、傳聞、第四親王 ○後鳥羽皇子雅成 御元服來廿二日云々、此宮年來有稽古之心、殊富文章才名之譽遍天下、

〔古事記 上〕大國主神、亦名謂大穴牟遲神、牟遲二字以音 亦名謂葦原色許男神、色許二字以音 亦名謂八千矛神、亦名

謂宇都志國玉神、宇都志三字以音幷有五名、故此大國主神之兄弟、八十神坐、然皆國者、避於大國主神、所以避者、○中略御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而、參到須佐之男命之御所者、○中略爾追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀨而意禮二字以音爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣、爲嫡妻而、於宇迦能山三字以音之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、此四字以音於高天原、氷椽多迦斯理此四字以音而居、是奴也、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀨追撥而、始作國也、

〔古事記傳九〕大穴牟遲神、○中略御名の意は、師說に、穴は那の假字、牟は母の轉れるにて、大名持なり、凡て古、名の弘く長く聞ゆるを、譽とすめれば、天皇の宮所を遷し賜ひ、御子おはしまさぬ后、又御子たちは、御名代の氏を定め、又名背名根、名妹など云、万葉二に大名兒などあるも、皆名高き由の美詞、人に向ひて那牟遲と云も、名持てふ言にて、美る稱なり、かくて此命は、天下を作り治め知たまへる御名の、世に勝れたれば、大名持と美稱へ申せるなりとあり、

〔日本書紀三神武〕饒速日命、本知天神慇懃唯天孫是與、且見夫長髓彥、稟性愎佷、不可敎以天人之際、乃殺之、帥其衆而歸順焉、天皇○神武素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠效、則褒而寵之、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇○鳥羽天王寺へ御幸有けり、內大臣御供に候はせ給ひけり、十三日念佛堂にて管絃有けり、歌幷笛資賢、笙內大臣、篳篥俊盛朝臣、○中略此外催馬樂有けるとかや、朗詠、今樣、風俗など數へん有けり、資賢朝臣ぞつかうまつりける、朗詠は法皇御發言有けるとぞ、其後としよりあそん讀經つかうまつりけり、人々興にせうじて、覺暹信西、楊眞操彈けり、法皇のおほせに、資賢は催馬樂のみちの長者なりと、えいかん有けるは、此たびの事也、いかにめんぼくに思ひけん、

〔台記〕久安四年十月五日己未、巳刻參二女院一謁二禪閤一、〇賴長父忠實日來禪閤賜二玄象一令レ修二理給一、今日召二權大納言宗輔卿一、相議被レ著レ柱、藤原資定役二其事一、先余〇藤原賴長以レ笙吹二雙調調子一、禪閤以レ箏調二同調一、後著レ之、禪閤曰、納言辨二清濁一、勝二于余一、納言謝曰、愚臣未レ及二禪閤之科一、何勝乎、又曰、今日預レ議、道之面目也、

〔古今著聞集三公事〕抑大盛物周光は、近き比の詩學生の中にきこえ有ものにて、參りたりけるが、歲八十ばかりにて、階をのぼることかなはざりけるを、大藏卿長成朝臣、春宮大進朝方弟子にて有ければ、前後にあひしたがひて扶持したりけり、ゆゝしき面目とぞ世の人申ける、周光もことに自讃しけり、

〔古今著聞集十六興言利口〕武正〇下野は、容儀などもよかりければ、ゆゝしき名譽の者にこそ侍ける、競馬をたび〱仕けれ共、一度も勝ざりけり、負ながら、かたへゝ歸り寄て、酒肴などおこなひければ、したしき者共、いかにかくは有ぞといひければ、競馬にまけたるものは、死にうするかといひて、あへて用ゐざりけり、武正ならざらんもの、かやうの事してんや、

〔參考源平盛衰記十三〕高倉宮信連戰附高倉宮籠二三井寺一事

長門本云、〇中略則信連ヲ搦テ、六波羅ヘイテ參、宗盛卿大ニ嗔テ、〇中略疾々河原ニ引出シテ首ヲ切レトゾ宣ケル、侍共口々ニ申ケルハ、弓矢取者ノ手本御覽候ヘ、角コソ有ベケレ、信連ハ度々高名シタリシ者ゾカシ、一年本所ニ候ケル時、末座ノ衆事ヲ出シテ狼藉ニ及ブ間、共ニモテ聞ユル剛者ニテアリ、諸衆等力及バズシテ、一臈二臈座ヲ立テ騷合ケルニ、信連寄テ是ヲ靜ムルニ叶ハザリケレバ、信連ツト寄マヽニ、二人ヲ取テ押ヘテ、左右ノ脇ニ挾デ座ヲ罷出、狼藉ヲ靜メテ高名其一也ト聞エシ者ゾカシト申セバ、又或侍申ケルハ、其次ノ年ト覺ユル、大番衆共ガ留兼テ通ケル大和强盜六人ヲ、信連唯一人シテ寄合テ、四人ヲバ直ニ打留メ、二人ヲバ生捕ニシタリシ勸賞ゾカシ、兵衞尉ハ毎度ハガチヲ顯シタリシ者ゾカシ、カヽル名譽ノ者ヲ頓テ切レン事コソ不便ナ

レ、是體ノ者ヲコソイクラモ召仕ハレ候ハメ、思直シテ御内ニ候ハヾ、一人當千ノ者ニテコソ候ハンズレ、アタラ者哉ト、面々ニ呧キツヽ、ヤキ壁見參ニ惜ミアヘリ、サラバナ切ソトテ捨ラレニケリ、

〔源平盛衰記 四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

前權中納言知盛卿乘給ヘル舟、三町餘ヲ隔テ澳ニ浮ブ、三浦義盛十三束二伏ノ白篦ニ、山鳥ノ尾ヲ以矯タリケルヲ、羽本一寸バカリ置テ、三浦小太郎義盛ト燒繪シタリケルヲ、能引テ兵ト放知盛卿ノ舩ニ立テ動ケリ、中納言此矢ヲ拔セテ、舌振シテ立給ヘリ、三浦ハ遠矢射澄シタリト思テ、鐙蹈張弓杖ツキ、立上テ扇ヲヒラヒテ、平家ヲ招、其矢射返セトノ心也、中納言是ヲ見給テ、平家ノ侍ノ中ニ、此矢可射返者ハナキカト被尋ケルガ、阿波國住人新居紀四郎宗長、手ハ少シ亭ナレ共、遠矢ハ西國第一トテ被召タリ、宗長三浦ガ箭ヲサラリ〳〵ト爪遣テ、此箭篦姓弱、矢ツカ短シ、私ノ矢ニテ仕侍ベシトテ、黑塗ノ箭ノ十四束ナルヲ、只今漆ヲチト削ノケ、新居紀四郎宗長ト書附テ、舳屋形ノ前、ホバシラノ下ニ立テ、暫固テ兵ト放ツ、三浦義盛ガ弓杖ニ懸テ居タリケル甲ノ鉢射削、後四段許ニ礑ヘタル、三浦石左近ト云者ガ、弓手ノ小カヒナ射通ス、源氏ノ軍兵等、噫呼義盛無益シテ遠矢射テ、源氏ノ名折ツ〳〵ト云ケレバ、判官宗長ガ矢ヲ取テ、是返スベキ者ヤアルト被尋ケレバ、土肥次郎實平ガ申ケルハ、東八箇國ニハ此矢ニ射勝ベキ者不覺、甲斐源太殿ノ末子ニ、淺利與一殿ゾ、遠矢ハ名譽シ給タルト擧ス、サラバ奉呼トテ招寄、判官宣ヒケルハ、三浦義盛遠矢射損シテ、答ノ矢被射タリ、時ノ恥ニ侍、其返給ヘナンヤトイハレケレバ、與一ハ宗長ガ矢ヲ取テ、サラリサラリ〳〵ト爪遣テ、此ハ篦誘モ尋常ニ、普通ニハ越侍、但遠忠ガ爲ニハ不相應、私ノ具足ニテ仕ベシトテ、判官ノ前ヲ立、其日ノ裝束ニハ、魚綾ノ直垂ニ折烏帽子ヲ引立テ、黃河原毛ノ馬ニ白覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、白木ノ弓ノ握太ナルヲ召寄テ、白篦十四束二伏ニ誘タル、切

符ニ鵠ノ霜降合テ繑タル征矢一手取添テ、遠矢ノ舟ハイヅレゾト問、舳屋形ノ前ニ扇披ツカヒテ、鐙武者ノ立タル船ト敎フ、遠忠能引固テ兵ト放ツ、宗長ガ遠箭射澄シタリト存テ、ホバシラニヨリ懸リ、小扇ヒラキ仕ケル鐙ノ胸板カケ、スツト射トヲシ、其矢ハヌケテ海上五段許ニヅト入、宗長ホバシラノ本ニ倒ル、其後源平ノ遠矢ハナカリケリ、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年十二月廿六日辛巳、佐々木三郎盛綱、自馬渡備前國兒島、追伐左馬頭平行盛朝臣事、今日以御書蒙御感之仰〇源頼朝、其詞曰、自昔雖有渡河水之類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振舞希代勝事也云云、

〔慶元古文書十〕讚州丸龜城主京極能登守藏

今月七日、平家左馬頭行盛、五百餘騎軍兵を相隨て、備前兒島の城に栖籠處に、盛綱藤戸の海を渡して、行盛以下の者共を追伐之事、誠に昔こそ水を渡す事はあれど、いまだ馬にて海を渡すの例を聞ず、盛綱振舞希代の勝事とは覺え候、くわしき事、猶跡より可申候也、

元暦元年十二月廿六日　　頼朝判

佐々木三郎殿

〔吾妻鏡二十〕建暦三年〇建保元年二月十八日己丑、四人之中園田七郎成朝遁出預人之家逐電、今夜先向于祈禱師僧號敬音坊、談日來子細、坊主勸云、今度叛逆衆皆不可破四張之網、只今一旦雖遁出、始終難成安堵之思歟、須遂出家者、成朝答云、與力事者勿論、但依時儀令逃亡者、上古有名譽之將帥所爲也、而無左右遂素懷者、頗似無所存、就中年來有受領所望之志、不遂其前途者、不可及除髮云々、僧甚笑之、無再言云々、其後聊盃酒、臨半夜退出、不知行方云云、　廿日、辛卯、成朝逐電之間、絆露顯、被召出件僧、被尋問之處、成朝申狀之趣、悉以言上、將軍家〇源實朝聞食之、受領所望之志事、還有御感、早尋出之、可有恩赦之由云云、

〔愚管抄七〕僧中には、山〇延暦寺には青蓮院座主の後は、いさゝかも、にあふべき人なし、うせて後六十年におほくあまりぬ、寺〇園城寺には行慶、覺忠の後、又つや〳〵と聞えず、東寺と御室には五の宮まで也、東寺長者の中には、寛助、寛信など云人こそ聞へけれ、さがりざまには理性三審などは名譽有けり、

〔十訓抄十〕八幡の樂人元正、當宮領備中國吉河保二條御神樂に下向して上洛の間、櫃生の泊にて心神違亂如亡、片鬢雪のごとく變、奇異の思をなして、巫女に占ふ所に、吉備宮託宣し給て云、適當國に下向、其曲をきかざるによて、祟りをなす所也、忽に押歸て彼社に參て、皇帝以下の秘曲を吹聞、白髮忽にもとのごとし、尤道の眉目といふべし、

〔增鏡一おどろの下〕又清撰の御うたあはせとて、かぎりなくみがゝせ給ひしも、みなせどのにての事なりしにや、たうざに乘儀はんなれば、人々の心ちいとゞおき所なかりけんかし、建保二年九月のころ、すぐれたるかぎりぬきいで給ふめりしかば、いづれかおろかならん、中にもいみじかりし事は、第七番に左、院の御うた、

あかしがた浦路はれ行あさなぎに霧にこぎ入あまのつり舟

とありしに、きたおもての中に藤原のひでよしとて、としごろもこのみちにゆり、すきものなれば、めしくはへらるゝ、事常のことなれど、やむごとなき人々の歌だにも、あるは一首、二首、三首にはすぎざりしに、この秀能九首までめさせて、左かも院の御かたてにまゐれり、さてありつるあまのつり舟の御歌の右に、

契をきし山の木の葉の下もみぢそめしころもに秋風ぞふく

とよめりしは、その身のうへにとりて、ながき世のめいぼく何にかはあらむ、

〔塵塚物語一〕常德院殿依御秀歌炎天曇事

前飛鳥井老翁一日語られていはく、常德院内大臣美尙公は、天性をゆふにうけさせ給ひて、武藝の御いとまには、和歌に心をふけりまし〳〵て、御才覺もおとなしくまし〳〵ける、〇中略去比又逆敵近隣をかすめけるに、いそぎ御進發ありけり、時しも炎天のみぎりにて五萬ばかりの軍兵をめしつれ給ひけるが、士卒此あつさにたへかねて、棘汁のごとくなる汗をかき、馬もこらへかねて、多くはひざまづきければ、人皆仰天して、しどろになりにけり、そのところ鏡山のふもとにてありければ、大樹の御うたに、

けふばかりくもれあふみのかゞみ山たびのやつれの影のみゆるに

とあそばされ、しばらく木蔭にやすらひ給ふにすこし程ありて、天くもり凉風おもむろに吹來れば、諸ぐんせいも、中秋夕暮のおもひをなして、たちまちよみがへるがごとしと云々、上古末代まで高名の御ほまれなり、まことに一句のちからにて、數萬の軍兵くるしみをやめらるゝ事、天感不測の君なりといへり、

〔北條五代記〕三北條氏康と上杉憲政一戰の事

聞しは昔、北條左京大夫平氏康は、弓矢をとりて關八州にまういをふるひ、名大將のほまれをえ給へり、〇中略氏康の父氏綱、天文六年七月十五日上杉朝定と、河越にをいて合戰し、氏綱うち勝て朝定を亡し、其例にかなひ、戰場かはらず、又此年〇天文十五年氏康宿望を達し、勝利を得られし事、弓矢の冥加にかなへる武家くわん東にをいて、名譽の大將とぞ人沙汰しける、

〔續應仁後記〕三畠山家騷動河州落合川合戰事

畠山稙長大ニ悅ビ、武功ヲ感ジ、自筆ノ狀ヲ認テ、三木牛之助ニ賜テ、高屋ノ城ヱ歸陣セラル、河内守長教モ感狀ニ太刀鎧ヲ添、牛之助ニ與ヘラル、寔ニ勇士ノ面目也、此牛之助ハ三木攝津守ガ兄弟也、遊佐長教ノ感狀ニ曰ク、

去十一日於落合上畠合戰之時、一番被初合戰、太刀鑓疵蒙十三箇所、或突伏、或組討、爲其目御働之上、木澤左京亮長政討捕之、彼是無方量御忠義、凡別義之御高名、且云戰功、且云御本意、無類之御名譽候、御感之上、既稙長被成自翰候、爲軍功之地、八尾之內七百貫被宛行候、全可有御知行義肝要候、次多門鎧一領紫糸太刀一腰吉房進之候、併軍功之廣色計候、仍感狀如件、

天文十一年三月廿一日　遊佐河內守長教判

三木牛之助殿進之

近年戰國ニテ感狀ニ預ル者多シト云ヘ共、如此之褒美ノ文章誠以世ニ稀也トテ、皆人羨ケルトゾ聞ヘシ、

〔備前老人物語〕ある人の語りしは、鞠は九損一德とて、いらざる事とはいひつたへたれども、わかき時すこしは心懸たる事よろしかるべし、いにしへ秀吉公より、近江國六角殿へ御祝義の時、仰られけるは、六角殿は古風の家なれば、規式正しかるべしとて、禮義をわきまへて、武士道の譽ありて、器量よき人を三人撰出されて、御供にさぶらはしめらる、その一人は古田肥後守殿、二人はたしかに覺えず、祝言の儀式作法、首尾相應して、その次第殘る所なし、其後六角殿家老衆御供の人々を日々にふるまひ、さま〳〵むつかしき事ども仕かけゝれども更に越度もなし、ある日御饗應過てのち、しづかなる夕暮に、鞠の興行あるべしとて、上手を撰び合手をなして、御慰にあそばされといふ、度々辭退におよびしかば、さればよ鞠は不得手成とおもひて、いよ〳〵所望する事止ざりけり、この時肥後守、かほどに御望あるに仕ざるははゞかりなれば、某たち出、その仕形ばかりをも御目にかけ申べしといひて、ざを立ちて、もたせたる狹箱の中より、鞠の裝束を取出し、衣紋つくろい、しづかにあゆみ出たり、もとより鞠は上手也ければ、人々目を驚しけり、此事聞召れて、諸事に心懸名譽也と、秀吉感じ給ふ事なゝめならず、褒美下されしと也、

〔烈公間話〕一同青木民部、マカラ（眞柄歟）ヲ討取被レ申ヨリモ向上ニ被レ存候ハ、牢人ニテ今川家ニ武者執行ノ士多ク、甲州勢出ト聞キ、民部一同ニ三拾人計カケ出ル、新坂ノ邊道ニ有レ之銀杏木ノ見ユル迄行ク時、山上ニ大物見ノゴトク、三百人計リ出ル、何トゾ引取ベキト、何レモ申セドモ、民部曰ク、引色見セバ猶敵可レ慕、十死一生ノ戰ヲ待チ戰フ内ニ、民部大ノ男ト組ミ、山ノ下ヘコケ落チ、銀杏木ノキハヘ落付候時、民部上ニ成リ首ヲ取ル、又外ノ者モ二人シテ敵一人相討ニス、其内ニ味方加勢來テ、敵引取也、尤モ初メ同時ニ來ル味方ノ内モ、討死多シトナリ、今川家ヨリ右ノ褒美トシテ、民部ニ金子一枚給ヒ相討ニ敵討タル士ニハ、金ノ龍ノカウガヒヲ二人ニ一本宛給ト也、民部常々武邊ノ咄不レ致人ノ由、右ハ青木先甲斐守入道丹山ノ父ナリ、實ハ伯父ナリ、實父ハ輝政公御内ニ被レ居由、此事諸人ハ引取申ベキト云ニ、青木一人被レ申ハ、引取ナラバ附ケラレ、一人モ不レ殘討ルベシ、コタヘテ戰ハント申ス一言、大ナル譽レナリ、其上ニ功名有ル故彌手柄也、

〔烈公間話〕一加藤清正（江）常陸守殿紀伊殿ヲ御緣者被二仰付一候、東照宮被レ仰候（於二駿府一事ト也）ノハ、常陸守事清正ノ婿ニ申合上ハ、諸事子息同前ニ御心得給候ヘト被レ仰候由、御次間（江）被レ出時、清正（江）御當家ノ家臣衆被レ申ハ、唯今ノ被レ仰ヤウニテハ、定テ御滿足ニ可レ有由被レ申、清正云、尤忝存候、乍レ去昔秀吉公ノ御時、厚恩ハ忘レ不レ奉ト被レ申、御當家ノ老臣挨拶可レ仕樣無レ之、然所ニ成瀨隼人正トリアヘズ、其御思召御尤至極也、又家康公ノ御恩ヲカウムリタル者モ亦其通ニ、家康公ノ御恩重ク存ズル也ト被レ申、名譽ノ挨拶也、

〔先哲叢談二〕中江原、字惟命、小字與右衞門、號二藤樹一、又號二顧軒一、又號二嘿軒一、近江人、藤樹同里人、來二江戶一嗣二某家一、一日有レ客、言次及レ儒、客問曰、中江藤樹子之里人也、聞其學爲レ世所レ仰、子必審二其行誼一、請爲レ吾語、其人改レ容曰、藤樹先生、吾先子之所二師事一也、因悉二其平生一、實不レ乖二近江聖人名一也、及二

得譽於異域

我出爲此家後、先子將其所什襲先生墨蹟一張付我且戒勅曰、此聖人之手澤、兒善藏之、勿使不知者汚焉、今吾子慕先生、則使得觀之、乃起更著禮服、出一軸於櫃、捧置案頭、頂禮跪拜者、猶緇徒之崇佛像也、客始起敬以爲、藤樹、畎畝之一匹夫、而見重于士大夫之間如此、則其道德、與世之所謂儒者、迥不同、我豈得不禮乎、盥嗽再拜、而後觀之、

〔近世畸人傳二〕北村篤所

篤所、北村氏、諱可昌、字伊平、郎通名とす、近江野洲郡北村の產也、季吟法印の氏族也、仁齋先生の門人にして、京師に住り、嘗て院中に召て、學を問せたまはんため、北面の氏を嗣しめんの內勅ありしかども、異姓を嗣ことをほりせずと、固く辭し奉りし、されども其人を慕せたまふゆゑに、儒服儒巾を制せさせて賜り、ゑひて召しかば、止ことを得ず、是を著て院中に書を講ず、疾の病なりし時も勘解由小路殿をもて、人參と中山といふ御硯を下し給りしは、隱士の面目と、世に稱せり、

〔續日本紀三文武〕慶雲元年七月甲申朔、正四位下粟田朝臣眞人自唐國至、初至唐時、有人來問曰、何處使人、答曰、日本國使、○中略唐人謂我使曰、丞聞、海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容大淨、豈不信乎、語畢而去、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月壬辰、追贈流人橘朝臣逸勢正五位下、○中略爲性放誕不拘細節、尤妙隸書、宮門榜題、手迹見在、延曆之季、隨聘唐使入唐、唐中文人、呼爲橘秀才、

〔續古事談二臣節〕昔高麗國王、惡瘡ヲヤミテ、日本ノ名醫雅忠ヲ給ハラント申タリケリ、此事陣ノサダメニ及テ、サマ〳〵ニ沙汰アリケルニ、帥大納言經信申云、高麗ノ王惡瘡ヤミテシナム、日本ノタメニナニクルシト云ハレタリケル一言ニ、事サダマリテ、ツカハスベカラズト云事ニナリニケリ、サテ返牒イカヾイフベキトイフサダメニハ、此事エ申トヲサズトイフベシトテ匡房卿其狀ヲ、カキケルニ、申トタサヌヨシヲカキオホセズシテ、二タビマデカヘサレニケリ、第三度ニ、双

魚難、逢二鳳池之月一、扁鵲何入二雞林之雲一、ト云秀句カキタリケルタビ、メデノヽシリテツカハサレニケリ、後ニ彼國ノ商人來ケルガ、此句ヲ紬ニ書シテコソキタリケレ、ヒトゴトニカクカキテモタルトナンイヒケル、

〔古事談三僧行〕東大寺聖人舜乘坊入唐之時、敎長手跡ノ朗詠ヲ持、渡唐入二育王山一、長老以下見レ之感嘆無レ極、其中天神〇菅原道眞御作、春之暮月、月之三朝之句、殊以褒美不レ堪二感懷一、遂乞取納二育王山寶藏一云々、

〔藩翰譜十二上加藤〕肥後守藤原清正、〇中略されば朝鮮の軍一度起りしより、兵連なること前後七箇年の間、本朝の人々、所々の戰功皆取り〳〵なりしかど、清正一人大明朝鮮のために名を呼ばれ、或は詩に作りて謠ひ、或は神となして祭らる、弓矢とつての譽、古今に並ぶ者ぞなき、

按ずるに、大明萬曆よりこのかたの書に、淸正が名を稱する事擧げて數ふべからず、崑山の王志堅といふ者は、倭王と稱して歌を作る、又朝鮮國慶尙全羅道等の水營の軍官、年每に日を占ひて、諸營戰艦を集め、海に浮みて海神を祭る事あり、芻にて人像を作り、是を射て海に鎭む、人は秘しぬれども、よく聞けば、是れは淸正を呪咀する事にてありけり、その人像は淸正にかたどる、彼國の能く射る者といへど、恐れて終に中つる事叶はず、いづれの頃にや、一人射て中てたりしを、雙なき高名といひけるに、忽ち物に狂つて飛び走る、其親戚淸正を祭て、いろ〳〵と罪を謝しければ、其後人心地にはなりぬ、此後人いよ〳〵恐れて中たらん事を恐る、本朝寛文の中頃に、例の祭とて水營の戰艦共海に泛みしに、海上風忽に吹き落て、波わぎ、艦多く摧け破れぬ、これ淸正の祟りなりとて、大に恐れしといふ事を對馬の國人に竊かに承りぬ、

〔徂徠集八〕水足氏父子詩卷序

余幼時、聞二之太孺人一云、肥有二高麗門一、蓋當二豐王之征二三韓一、肥之先侯有二加藤氏〇淸正一者一、爲二冠軍一、驍勇功最著、高麗人至レ今猶以怖、兒啼曰、鬼將軍來也、兒廼泣而不レ啼、其比二諸羅刹夜叉一、人類二威武所一レ懾伏一可レ知

已、〇下略

〔假名世說〕南京陶工に、五郎太夫呉祥瑞造と銘を書きたるあり、祥瑞は日本勢州松坂の陶工なり、入唐の間、彼邦にて製したる物なりといふ、明の正德八年歸國の時、季春亭なるもの、送別の詩あり、送居士五郎太夫歸日本、

敬將玉帛親天顏、回香扶桑杳渺間、紅泊古鄞三佛地、杯傳新酒四明山、梅黃細雨江頭別、帆引淸風海上還、明主貴王應有問、八方財貢溢朝班、と聞けり、實に名譽の陶工といふべし、

留名於後代

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、〇中略既而崩于能褒野、時年三十、天皇〇景行聞之、寢食不安席、食不甘味、晝夜喉咽、泣悲摽擗、〇中略因欲錄功名、即定武部也、

〔日本書紀十七繼體〕元年二月庚子、大伴大連金村〇奏請曰、臣聞、前王之宰世也、非維城之固、無以鎭其乾坤、非掖庭之親、無以繼其趺萼、是故白髮天皇〇淸寧無嗣、遣臣祖父大連室屋、毎州安置三種白髮部、言三種者、一白髮部舍人、二白髮部供膳、三白髮部靫負、以留後世之名、〇下略

〔常山紀談十四〕立花宗茂使を城中にたて、けふ味方討死の中に、十時傳右衞門と申者あり、とりわきて不便に存るなり、骸を返し給り候へとて、物具の色を書て、言送られしかば、やがて返しぬ、又城中よりも山田三右衞門が首を返し給はれと、望れしかば、冑を添て送られけり、此を大津の死骸返しとて、勇士死後ほまれとしたり、

無雙譽

〔大鏡三太政大臣實賴〕あつとしの少將の男子佐理大貳よのてかきの上手、任はてゝのぼられけるに、いよの國のまへなるとまりにて日いみじうあれ、海のおもてあしくて、風おそろしう吹きなどするを、すこしなをりていでむとし給へば、又おなじやうにのみなりぬ、かくのみしつゝ日ごろすぐれば、いとあやしくおぼして、ものとひ給へば、神の御たゝりとのみいふに、さるべき事もなし、いかなる事にかとおそれ給ひける夢に見え給ひけるやう、いみじうけだかきさましたる

男のおはして、此日の荒れて日ごろ經給ふは、をのが衣はべる事なり、それは萬の社に額のかゝりたるに、おのがもとに衣もなきがあしければ、かけむと思ふに、なべての手してかゝせむがいとわろく侍れば、われにかゝせたてまつらんとおもふにより、このおりならではいつかはとて、とゞめ奉りたるなりとの給ふに、たれとか申すととひ申し給へば、この浦のみしまに侍るおきなりとの給ふに、夢のうちにいみじうかしこまり申すとおぼすに、おどろき給ひては、またさらにもいはず、さていよへわたり給ふにおほくの日あれつる日ともなく、うら〳〵となりて、そなたざまにおひかせふきて、とぶがごとくまうでつき給ひぬ、ゆたび〳〵あみ、いみじくけさいしてきよまはりて、日の裝束して、やがて神の御まへにてかき給ふ、やしろの官どもめしいでゝうたせて、よく法のごとくしてかへり給ふに、つゆおそるゝ事なくて、すゑのふねにいたるまで、たひらかに上り給ひにき、わがする事を、人間の人のほめあがむるだに興ある事にてこそあれ、まして神の御心に、さまでほしくおぼしけむこそ、いかに御心おごりし給ふらむ、またおほかたこれにぞ日本第一の御手のおぼえは、このゝちぞとりたまへりし、六波羅密寺のがくも、このだいにのかきたまへる、さればかのみしまの神の額と、此寺のとはおなじ御手に侍り、

〔吾妻鏡二〕壽永元年六月五日甲辰、熊谷二郎直實者、匪勵朝夕恪勤之忠、去治承四年追討佐竹冠者之時、殊施勳功、依令感其武勇給、武藏國舊領等、停止直光之押領、可領掌之由被仰下、而直實此間在國、今日令參上、賜件下文云云、

下武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事

右件所、且先祖相傳也、而久下權守直光押領事停止、以直實爲地頭之職成畢、其故何者、佐竹毛四郎、常陸國奥郡花園山楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝萬人前懸、一陣懸壞、一人當千顯高名、其勸賞、件熊谷鄕之地頭職成畢、子々孫々永代不可有他妨、故下、百姓等宜承知、敢不可違失、

治承六年五月卅日

〔神皇正統記後醍醐〕賴朝の時、〇中略また直實といひけるものに、一所をあたへたまふ下文に、日本一の甲の者なりと書てたまはりけり、一とせかの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞のはなはだしさに、あたへたるところのすくなさ、まことに名をおもくして、利をかろくしける、いみじきことゝ、口々にほめあへりける、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年八月廿四日甲戌、下河邊庄司行平蒙歸參御免、自鎭西去夜參著、是相副參州、發向西海、竭軍忠訖、同時所被遣之御家人等、不堪經廻、而多以歸參、行平于今在國、有御感云云、今日參營中、獻盃酒、二品出御、武州北條殿以下群參、行平稱九國第一進弓一張之處、〇中略仰曰、行平日本無雙弓取也、見知宜弓之條、不可過汝之眼、然者可爲重寶者、則召廣澤三郎令張之、自引試給、殊相叶御意之由被仰、直賜御盃於行平、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿五日癸未、二品〇源賴朝著御于下野國古多橋驛、〇中略入御御宿、于時小山下野大丞政光入道獻駄餉、此間著紺直垂上下者、候御前、而政光何者哉之由尋申之、仰曰、彼者本朝無雙勇士熊谷小次郎直家也云云、政光申云、何事無雙號候哉云云、仰云、平氏追討之間、於一谷已下戰場、父子相並、欲弃命及度々之故也云云、政光頗笑、爲君弃命之條、勇士之所爲也、爭限直家哉、但如此輩者、依無顧服之郎從、直勵勳功、揚其號歟、如政光者、只遣郎從等、抽志許也、所詮於今度者、自遂合戰、可蒙無雙之御旨之由、下知于子息朝政、宗政、朝光、幷猶子賴綱等、二品入興給云云、

〔先哲叢談後編四〕菅麟嶼

物徂徠稱麟嶼、爲千里駒、以奬擧之、室鳩巢固以徂徠之徒爲異學、常排擯之、而以麟嶼稱爲天下第一之才子、

〔先哲叢談八〕奥田士亨字嘉甫、小字宗四郎、號蘭汀、又號南山、又號三角亭、伊勢人仕津侯、

齊名譽

三角幼時、就表叔柴田蘋洲者學、蘋洲嘗謂曰、讀書宜師天下第一人、當今之世京師伊藤原藏、卽其人也、汝可往而學、於是卽負笈遊東涯門、

〔神皇正統記聖武〕この御代○中略おほくの高僧他國より來朝す、南天竺の波羅門僧正菩提といふと林邑の佛哲、唐の鑑眞和尚等これなり、○中略この國にも行基菩薩、朗弁僧正など權化の人なり、天皇、波羅門僧正、行基、朗弁をば四聖とぞ申つたへたる、

〔大鏡二太政大臣基經〕御をのこゞ四人おはしき、太郎左大臣時平、次郎右大臣仲平、四郎太政大臣忠平といふに、○中略三郎にあたらせ給ひしは、從三位して、宮內卿兼平の君と申てうせ給ひにき、○中略この三人の大臣たちをよの人三平と申き、

〔大鏡五太政大臣兼家〕太郎の君、女院の御ひとつはらの道隆のおとゞ、內大臣にて關白せさせ給ひき、次郎君は陸奧守倫寧ぬしの女のはらにおはせし君なり、みちつなと聞えさせて、大納言までなりて、右大將かけ給へりき、○中略五郎君たゞ今の入道どの道長○におはします、○中略昭宜公基經○の御君達、三平とは聞えさすめりしに、此三ところをば、三道とや世の人申けん、えこそうけ給はらずなりしかとてほゝゑむ、

〔尺素往來〕將亦和漢古今名譽墨跡所望候、○中略於吾朝者、天皇嵯峨○大師弘法○兩御筆、幷光明皇后、北野天神以下、權者手跡者非凡人所及候、道風、佐理、行成稱之三賢候哉、○下略

〔愚管抄七〕九條殿○藤原兼實の子どもは、昔のにほひにつきつべし、三人までとりどりに、なのめならず、この世の人にはほめられき、良道內大臣は廿二にてうせにし、名譽在人口、良經又執政臣になりて、同能藝群にぬけたりき、詩歌能書昔にはぢず、政理公事父祖をつげり、左大臣良輔は、漢才古今に比類なしとまで人思ひたりき、

〔臥雲日件錄〕寬正六年六月十二日、常忠居士來、茶話數刻、○中略因曰、後三條院代、伊房、爲房、匡房又稱

三。房、

〔北條五代記 八〕物見の武者ほまれ有事

聞しは昔、或老士物語せられしは、われ小田原北條家に有て、數度の軍にあひたり、〇中略天正十三年の秋、佐竹義宣と北條氏直、下野の國にをいて對陣をはり、東西に旗をなびかす、氏直はたもとより、物見を五騎さしつかはさる、さかひ目へ乘出し、敵の軍旗をはかる所に、其內に山上三右衞門尉、波賀彥十郎二騎は、其所の案內をよく存ずる故にや、さかひを一町ほど乘過し、高き所へ乘上る、敵の草是を見、はちの如くおこつて、二騎の武者を取まきぬれば、網にかゝる魚のごとし、三右衞門敵跡をば取切れ、敵地たりといへ共、北方をさしむちうて、希有に其場をのがれ、野原をはせすぐる所に、草苅共にげゆくを追たほし飛でおり、首一つ取、敵あまたをひかくるといへ共、馬達者なる故、大山へ乘上、嶺を下り、みかたの地にはせ付たり、彥十郎は、敵にかこまれ落べきかたなく、敵陣まぢかく乘入、堤づたひに道有を兼てしり、それより南をはるかに駒にむちうて落行を、陣中より騎馬おほく乘出し、前後左右を取切、或は乘かけ討んとすれば、むちに鐙をもみそへ、二間三間馬をとばせ、或はよつてくまんとかゝれば、馬に聲をかけてはせすぎ、數度あやうく見えしが、終にうたれずして、大河へ乘入、馬をおよがせ、こなたの岸に付ぬ、氏直兩人のはたらきの次第をきこしめし、御感なゝめならず、諸侍かんたんせずと云事なし、やがて兩人を御前にめされ、仰出さるゝをもむき、山上三右衞門尉敵あまたにかこまれ、戰場をはせ過るのみならず、敵一人討捕、大山をこえ歸陣する事、心剛にして、馬も達者たる故、軍中のほまれ比類なき高名なり、扨又波賀彥十郎敵に取こめられ、よん所なきが故、敵陣へ馬を乘入、堤づたひの順路を知て、南をさしてはせ過、其上又陣中よりあまたの騎馬に出あひ、數度難義にをよぶ處に、奬喩をふるひ、かれらにも討れず、大河へ乘入、敵みかたの目をおどろかし、こなたの岸に馳付事、前代未聞の剛者也

ていれば、首を取たる三右衞門が武勇、いづれをとりまさり有べからず、〇中略二疋の名馬に鞍をかせ引立、御前にをいて當時の御ほうびと有て、兩人相並で一度に是を拜領す、

〔武家閑談〕一一高遠の城一番乘せし信忠公〇織田の御小性山口小辨、佐々清藏は、ともに十六才也、〇中略先山口小辨御召、此度高遠にての働、奇代の至也、城介目がねをちがへず、一入滿足被成候とて御譽御手づから國久の御腰物御感狀添被下、次に佐々清藏を召、高遠の働骨折の由、汝は手柄致す筈也、大剛の內藏介が甥なれば也と被仰、長光の御腰物御感狀添被下、信長公、大才絕倫の人傑、其智、世の及ぶ所に非ず、小辨は賤敷者の子なれば、手柄高名實に希代也、清藏は伯父內藏介が名迄上たる御褒美の御意とて、大將と成ては、一言一行大事也とぞ、

〔太閤記〕六今度於柳瀨表有戰功者被賞之事

賀藤虎助後號肥後守、〇中略賀藤孫六郎、後號左馬助、〇中略福島市松、後號左衞門大夫、〇中略脇坂甚內、後號中務大輔、領淡路、生國江州なり、糟尾助右衞門尉、後號內膳正、領三萬石、平野權平、後號遠江守、於和州芳野領五千石、其心猛くして、秀吉卿に背く事度々有しなり、因之領知少しとかや、生國尾州也、片桐助作、後號東市正、〇中略生國江州也、虎之助、市松、生國尾州也、

右之七人を七本鑓と號して、感狀あり、其辭云、

今度信孝對某及鉾楯、有可亡于秀吉企、雖爲前將軍信長公御連枝、今也不去兩葉可用斧柯事在手裏、殊柴田修理亮、瀧川左近將監與被仰合之義決然也、依之至濃州大柿之城、令在滯可攻伏岐阜之城之處、柴田之先勢、柳瀨表致出張之旨告來之條、不移時刻走歸于柳瀨、決勝負之刻、盡粉骨、合於一番鑓、突退群雄、北國勢及敗亡事、偏在爾之武功矣、卽加增領五千石令宛行者也、依感狀如件、何も一通づゝ被遣しとなり

天正十一年七月朔日　　秀吉判

重名譽

各五千石之一行を令頂戴、人部之規式尤勇勇布見えてけり、

〔先哲叢談二〕堀正意字敬夫、號杏菴、又號杏隱、近江人、仕尾張侯、杏庵師事惺窩、篤行博學、當時與林羅山、松永尺五、那波活所、倶有四天王稱、

〔先哲叢談三〕木下貞幹字直夫、小字平之允、號錦里、又號順菴、私諡恭靖、平安人、新井在中、室師禮、雨森伯陽、祇園伯玉、榊原希翊、世謂之木門五先生、加之南部思聽、松浦禎卿、三宅用晦、服部紹卿、向井魯甫、爲十哲、而思聽、禎卿爲同庚、稱二妙、

〔先哲叢談後編二〕西健甫

名順泰、字健甫、號西山、〇中略歲二十八、而請暇於侯、〇對馬東遊江戶、從木順菴學、與新井白石、室鳩巢、切靡其業、聲價稍顯於同門之士、與南部南山同其庚子、當時之人、謂之木門二妙、後又松浦霞沼、與祇園南海同其庚子、人、謂之後二妙、前後二妙之稱、喧傳於藝園云、

〔先哲叢談五〕高玄岱、字子新、一字斗膽、小字新右衞門、號天漪、又號婺山、肥前人、仕大府、又兼能書、其法自獨立而得之、當世與林道榮齊名、白石曰、榮死子新獨步天下、南海篆隸歌曰、崎陽於華只一葦、臨池之技皆精勤、先有林榮後高岱、

〔太平記三十四〕平石城軍事附和田夜討之事

龍山、平石、二箇所ノ城落シカバ、八尾城モ不怺、今ハ僅ニ赤坂ノ城計コソ殘リケレ、此城サマデノ要害共不見、只和田楠ガ館ノ當リヲ、敵ニ無左右蹴散サレジト、俄ニ構タル城ナレバ、暫モヤハ支ルトテ、陣々ノ寄手一所ニ集テ、廿万騎、五月〇延文四年三日ノ早旦ニ、赤坂ノ城ヘ押寄セ、城ノ西北卅餘町ガ間ニ、一勢々々引分テ、先向城ヲゾ構ヘケル、楠ハ元來思慮深キニ似テ、急ニ敵ニ當ル機少シ此大敵ニ戰ハン事難叶、只金剛山ヘ引隱テ、敵ノ勢ノスク處ヲ見テ後ニ戰ハント申ケルヲ、和田氏〇正ハイツモ戰ヲ先トシテ謀ヲ待ヌ者ナリケレバ、都テ此義ニ不同、軍ノ習ヒ負ルハ常ノ事

也、只可戰所ヲ不戰シテ、身ヲ愼ムヲ以テ恥トス、サテモ天下ヲ敵ニ受タル南方ノ者共ガ、遂ニ野伏軍計シツル事ノヲカシサヨト、日本國ノ武士共ニ笑レン事コソ口惜ケレ、何樣一夜討シテ、大刀ノ柄ノ微塵ニ碎ル程切合ンズルニ、敵アラケテ引退サバ、驅テ勝ニ乘テ計ベシ、引ズンバ又力ナク、其時コソ金剛山ノ奥マデモ引籠テ戰ンズレトテ、夜討ニ馴タル兵三百人勝テ、間ハヾ武シト答ヘヨト、約束ノ名乘ヲ定メツヽ、夜深ル程ヲゾ待タリケル、

〔神田本太平記三十二〕京軍事

やがてさがミの守ノ郎從十四五キはせ來りたるニ、此くびとほろトヲもたせて、將軍へ參り、清氏こそもゝの井はりまの守ヲうつて候らへとて、軍のやうヲ被申ければ、らつそくヲ明らかニ燃してこれヲ見給ふニ、年のほどハさもやと覺えながら、さすがそれとハ見えズ、田舍ニ往て多年ニ成ぬれバ、おもかはりしけるニやとふしんにて、昨日降人ニ出たりける八田左衞門太郎ヲめされ、是ヲバたがくびとや見しりたるとヽハれければ、八田此くびヲ一ト目見て泪をはらはらとながし、是ハ越中國ノ住人ニ二宮兵庫助□□と申すもの、くびニて候、去月ニ越前ノ敦賀ニついて候らひし時、此二宮、氣比大明神ノ御前ニて、今度京都ノかせんニ、仁木細河ノ人々ト見るほどならバ、われもゝの井殿となのつてくんで勝負ヲ仕るべし、是もし僞り申さバ、今世ニてハ永ク弓矢の名ヲ失ヒ、後世ニてハ無間の業ヲうくべしと、一紙の起請文ヲ書て、寶殿ノ柱ニおし候らひしが、果して打死ニ仕りけるニこそと申ければ、其ほろをとりよせ見給ふニ、げにも越中國住人二宮兵庫助□□曝戸於戰場、留名於末代ヌとぞかいたりける、昔ノ實盛ハ鬢ヲ染て敵ニあひ、今ノ二宮ハ名字を替ヘテ命ヲすつ、時代へだゝるといへども、其勇ミあひおなじ、あハれ剛ノ者カなと、敵ながらいけておかばやと、おしまぬ人コソなかりけれ、

〔備前老人物語〕ある老人、年老て身の養もいらぬもの也といひしを、ある人諫て、一夜の宿も雨露

求名譽
不求名譽

もりぬるはよからず、むかし松永秀〇久信長公に戰まけて、自害におよばんとせしに、百會に灸していひしは、これを見る人いつのための養生ぞやと、さこそおかしくおもふべけれど、我常に中風をうれへぬ、死にのぞむも、卒爾に中風發して、五體心にまかさずば、臆したりとやわらわれなん、さあらんには、我今迄の武勇こと〴〵く、いたずら事になりぬべし、百會は中風の神灸なれば、當分其病をふせぎて、こゝろよく自害すべきとのため也とて、灸をすえすまして腹切りしと也、其名を惜む勇士は、かくこそあらまほしけれといひけり、

〔白石紳書二〕一此宅右衛門が子熊谷宮内は、後に水戸光圀卿に仕へけり、これ又不思議なるものにて、能の達人なる由被聞召、度々被仰付けれ共、とかくに病氣など申て終に相勤めず、或時江戸にて客設の有し時、又々仰られしに、相勤可申由を申けるが、其日に至り必ず作病を仕、御斷を申べくと思召けるに、何事なく相勤めけり、元より音に聞へし程の上手にて御感有けり、扨樂屋へ入と直に病と稱し、五十日程不能出、夫より後はたへて不被仰付、いかなる思召か有けん、頓て足輕を御預けありけり、御鷹野などの節は、いつも撰り人に召れらる、ある時夜話の折に、樣々の咄を申しける、諸藝の咄になりて申けるは、士は第一藝の爲に名を奪れぬ事大事也、惡敷心得ぬれば、肩に出來たる病の首を押のける如く、藝計りになりて、其身は無用の人と成候と申ければ、甚御感有て、さすがに親が子也と仰あり、其後御側の衆へ召れ、宮内が我等申付たる能を度々うけがはぬ事、いか樣にも思慮有べしと思ひけるに、我等が所存の通にて滿足也と仰有し、一兩年の中に政事にも預りしとぞ、

〔徒然草下〕とこしなへに違順につかはるゝ事は、ひとへに苦樂のためなり、樂といふはこのみ愛する事也、これを求むる事止む時なし、樂欲する所、一には名なり、名に二種あり、行跡と才藝とのほまれなり、二には色欲、三には味ひなり、よろづのねがひ此三にはしかず、これ顚倒の相よりお

こりて、そこばくのわづらひあり、もとめざらんにはしかじ、

〔徒然草上〕名利につかはれて、しづかなるいとまなく、一生を苦むるこそおろかなれ、財おほければ身をまもるにまどし、害を買ひ煩をまねくなかだち也、身の後には金をして北斗をさゝふとも、人のためにぞわづらはるべき、おろかなる人の目をよろこばしむるたのしみ、又あぢきなし、大なる車、こえたる馬、金玉のかざりも、心あらん人はうたておろかなりとぞ見るべき、金は山にすて、玉は淵になぐべし、利にまどふは、すぐれておろかなる人なり、うもれぬ名を、ながき世にのこさんこそあらまほしかるべけれ、位たかく、やんごとなきをしも、すぐれたる人とやはいふべき、おろかにつたなき人も、家に生れ時にあへば、高き位にのぼり、おごりをきはむるもあり、いみじかりし賢人聖人、みづからいやしき位にをり、時にあはずしてやみぬる又おほし、ひとへに高きつかさ位をのぞむも、次におろかなり、智惠と心とこそ、世にすぐれたるほまれも殘さまほしきを、つら〳〵思へば、ほまれを愛するは、人のきゝをよろこぶなり、ほむる人、そしる人、共に世にとゞまらず、傳へきかん人、又々すみやかにさるべし、誰をかはぢ、たれにかしられんことをねがはん、譽は又そしりの本なり、身の後の名殘りて更に益なし、是をねがふも次におろかなり、但しあて智をもとめ、賢をねがふ人のためにいはゞ、智惠ひいでゝは、いつはりあり、才能は煩惱の增長せるなり、傳てきゝ、學びてしるは、まことの智にあらず、いかなるをか智といふべき、可不可は一條なり、いかなるをか善といふ、まことの人は智もなく、德もなく、功もなく、名もなし、誰か知り、たれかつたへん、これ德をかくし、愚をまもるにあらず、本より賢愚得失のさかひにおらざればなり、まよひの心をもちて、名利の要をもとむるにかくのごとし、萬事は皆非なり、いふにたらず、ねがふにたらず、

〔閑田次筆四〕又ある學匠の話に、名聞を好むこと甚しき僧は、女犯肉食よりも遙に罪深し、女犯肉

買名譽

食は罪其身に止る、名聞の罪は他に及ぶ、むかしある相者人に語りて、我男夭死相あり、其月日必死すべしといへり、然るに其期に及びて、常に變ることなければ、彼話を聞たるもの、相の眞なきを嘲りしに、一夜とみに死したり、こゝに於て又實に相の疑ふべからざるをおどろきしが、能たづぬれば、己が說の違へるを恥て、竊に其子を殺害したるとなり、吾命にもかへて悲しと思ふべき子を殺しても、其術の名聞を思へるを說給へる、佛の敎誡なりとかや、

〔先哲叢談後編一〕江村專齋

或云、江北海家所傳、專齋眞蹟楷書二行、實爲希世珍、今其語附載于此、曰、名利兩不可好、好名者比之好利者差勝、好名則有所不爲、好利則無所不爲也、

〔先哲叢談後編四〕桂彩巖

彩巖以寬延二年己巳三月二十一日歿、享年七十二歲、葬於淺草新堀威德院、其病在牀蓐、遺言曰、我無德學、又無官績、無敢修墓碣碑銘等而虛譽焉、故其墓表、特鐫顯性院殿彩巖義樹墓九字耳、

〔太平記三十九〕大內介降參ノ事

爰ニ大內介ハ多年宮方ニテ、周防長門兩國ヲ打チ平ゲテ、無恐方居タリケルガ、如何カ思ヒケン、貞治三年ノ春ノ比ヨリ、俄ニ心變ジテ、此間押ヘテ領知スル處ノ兩國ヲ賜ハラバ、御方ニ可參由ヲ、將軍羽林ノ方ヘ申シタリケレバ、兩國靜謐ノ基タルベシトテ、軈テ所望ノ國ヲ被恩補、依之今迄貳心無リケル厚東駿河守、長門國ノ守護職ヲ被召放、含恨ケレバ、則長門國ヲ落チテ、筑紫ヘ押シ渡リ、菊池ト一ニ成テ、却テ大內介ヲ攻メントス、大內介進テ、三千餘騎ヲ率シテ、豐後國ニ押寄セ、菊池ト戰ヒケルガ、第二度ノ軍ニ負テ、菊池ガ勢ニ圍レケレバ、降ヲ乞テ命ヲ助リ、己ガ國ヘ歸テ後京都ヘゾ上リケル、在京ノ間數萬貫ノ錢貨新渡ノ唐物等美ヲ盡シテ、奉行、頭人、評定衆傾城、田樂猿樂、遁世者マデ、是ヲ引與ヘケル間、此人ニ增ル御用人有マジト、未見エタル事モナキ先ニ、

爭名譽

譽メヌ人コソ無リケレ、世上ノ毀譽非善惡、人間ノ用捨ハ在貧富トハ、今ノ時ヲヤ申スベキ、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年五月四日甲辰、辰刻將軍家、〇源實朝自法華堂入御于東御所尼御臺所(平政子)御第其後於西土門虫幕兩日合戰之間、被疵之軍士等被召聚之、被加實檢、山城判官行村爲奉行、行親忠家相副之、被疵之者凡百八十八人也、〇中略爰波多野中務丞忠綱申云於米町幷政所、兩度進先登云云、米町事者置而不論、政所合戰者、三浦左衞門尉義村先登之由申之、於南庭各及噉々論之間、相州招忠綱於閑所、密々被仰云、今度世上無爲之條、偏依義村之忠節、然者米町合戰先登事無異論之上者、政所前事、對彼金吾相論難叶時議歟、存穩便者被行不次之賞無其疑云云、忠綱申云、勇士之向戰場以先登爲本意、忠綱苟繼家業携弓馬、雖何箇度盡進先登哉、就一旦之賞不可黷万代之名云云、而爲知食彼眞僞、召忠綱義村等於藤御內壺、爲行光奉行、將軍家出御、被上御簾、相州水干大官令同被候廂、先召義村、次召忠綱、兩人候簀子圓座、遂對決、義村申云、義盛襲來之最前、義村馳向政所之前於南發箭之時、雖微塵不飛行其前云云、忠綱云、忠綱一人進先登、義村者隔忠綱子息經朝、朝定等在後陣、而不見忠綱之由申、爲盲目歟、依被尋于彼時之戰士等、皇后宮少進山城判官次郞金子太郞答申云、赤皮威鎧葦毛馬之軍士先登云云、是忠綱也、件馬者自相州所令拜領也、號片洲云云、又義盛親昵伴黨等被索搜之、

〔常山紀談三〕姉川の戰に、坂井右近が子久藏、十六歲にて討死す、久藏は十二の時、信長始て京に入し比、近江北郡にて鎗を合せたる剛の者也、三井角右衞門、生瀨平右衞門二人とも、久藏が首を得たりといふ、二人後關白秀次に仕へければ、此事沙汰ありて、三井がいつはりなりとて、廳部屋におしこめおきて罪に行れんとす、三井いのちを惜むに非ず、人の功名を盜たる惡名の子孫の恥とならん事、口をしければ、今一度詮議してたまはり候へ、證據は淺見藤右衞門に問れなば、實否正しかるべしと訟たり、淺見を安土より呼れけり、淺見は生瀨と久しき友なり、三井とは日比中

よからず、不通なれば、疑もなく三井がいつはりに定るべし、三井惑亂して、淺見を證人にしたりと誹笑ふ人多し、さて聚樂の廣間に奉行列坐して、雀部淡路守をもて尋問る、淺見承り、生瀨は年ごろの知音なり、三井とは不通にて候、是非世の人の評せん事も迷惑なり、他人に仰付られよと懇に辭し申す、○中略秀次聞て重ねて辭すべからずとなりければ、其時淺見今は已事を得ず候、武義の論少も詐僞候まじ、坂井が首は三井がとりたるにまぎれなく、又其はたらきも比類少く候、生瀨は何と存過たるにやといひければ、一座駭て、とかくいふ人なく、これによりて三井を赦て賞せらる、○下略

失名譽

〔太閤記 六〕今度於柳瀨表有戰功者被賞之事

片桐助作後號東市正、慶長之末、於大坂秀賴公へ逆心有て、攝津茨木へ立退しが、大坂を攻給ひし時、御母堂のおはします所をよく知て、大鐵炮を打入、城をいたましむ事異他、秀賴公を亡し、百日を過し侍らで令病死、億兆之指頭にかゝり名を汚しけり、

〔近世名家書畫談 下〕大雅歿後遺墨を賣る事

大雅死後門人等老師の篋中より多くの遺墨を搜り出せしに、○中略遠に乞求るもの各報るに多金をいだし、其金集りて七百兩にみてり、○中略因て憶ふに、伊勢寂照寺月仙和尚は、一時畫名高く、年ごとに、千金の潤筆を得たりと云傳ふ、されども遷化の後は、其畫價もなく、名も又從て衰へたり、これを譬ふるに、一時權勢を得て氣燄の盛んなるも、一旦其衰ふるに至りては、門に雀羅を設るが如し、實に名は蓋棺の後にして定るとやらん、宜哉、

自讃

〔枕草子 五〕雨のうちはへ降るころ、けふもふるに、御使にて、式部のせうのぶつねまいりたり例のしとねさし出したるを、つねよりも遠くおしやりてゐたれば、あれは誰がれうぞといへば、わらひて、かゝる雨にのぼり侍らば、あしかたつきて、いとふびんにきたなげになり侍りなんと言へ

名譽品

ば、せんそくれうにこそはならめといふを、これは御まへに、かしこうおほせらるゝにはあらず、のぶつねがあしがたの事を申さゞらましかば、えのたまはざらましとて、返々いひしこそおかしかりしか、あまりなる御身ほめかなと、かたはらいたく、

〔枕草子五〕かたはらいたきもの

ざえある人のまへにて、ざえなき人の、物おぼえがほに人の名などいひたる、ことによしともおぼえぬ我うたを、人にかたりきかせて、人のほめし事などいふもかたはらいたし、

〔自讃歌序〕このみみち、中比よりもなをいにしへざまにおよぶことに侍りけり、しかあるに人のこゝろのせきしなければにや、をの〳〵みづからの歌とのみ思ひて、そのさましらぬもおほかりけるを、かしこきをろかなるをしらしめ、後のよにもうらみあらじとて、身づからよめる歌のなかに、よろしきを十首たてまつらしめ給ひて、心々をみたまひけるに、まことに山人の薪をおへるを、のがれたれども、綺にかけるすがたのまめならず、露をあざむく心のみおほかりけるに、御みづから〇後鳥羽の御うたをも、此御つゐでに見せしらせめ給ひけるぞ、御恵のふかさも、すゑのよのまもりとまで見えける、〇中略

後鳥羽院

櫻さく遠山鳥のしだり尾のなが〳〵し日もあかぬ色かな、〇下略

〔明月記〕建保元年正月十七日、以二書狀一訪二前中納言一、長資、辨起越事也有二述懷返事一、清範朝臣奉行、生涯詠歌廿首可レ撰進云々、此事更不レ思得、難レ撰之上、定背二叡慮一歟、午時許先內々書二送清範一許了、

〔神田本太平記三十二〕京軍事

三月〇正平八年十二日ハ仁木、細河、土岐、佐竹、武田、小笠原あひ集ッて七千よき、七條西洞院へおしよせ、一手ハ、但馬たんごノ敵と戰と一手ハ尾張修理大夫高經と戰フ、此陣のよせて千よき、高經ノ五

百よき二戰とまけて、引のきぬとさわぎければ、將軍いそぎ使者ヲたてられて、那須□□ヲ罷り向ふべしとぞ彼仰ける、那須ハ此かせんニ打出ける時、古鄕の老母のもとへ、人ヲ下して、今度ノかせんニもし打死ニ仕らバ、親ニさきだつ身となつて、草のかげ苔ノ下でも御歎あらんをヲ見奉らんずる事こそ思やるも悲シク存ジ候らへと申つかはしたりければ、老母なく〳〵委細ニ返事ヲ書て送りけるハ、古へより今ニ至る迄武士ノ家ニ生ル丶人、名ヲおしムニ、父母ニ別レヲ悲ムといへどモ、只家ヲ思ヒ名ヲ恥ルゆへニ、おしかるべキ命ヲすつる者也、始身體髮膚ヲ我ニ受て殘傷さりしかバ、其孝已になりぬ、今身ヲ立テ道ヲ行て、名ヲ後ノ世ニあげバ、是孝ノ終りなるべく、されバ今度のかせん、あひかまへテ身命ヲカロクシテ、先祖ノ名ヲ失フべからズ、是ハ元暦の古へ、那須の與一資高が壇ノうらノかせんニ扇ヲ射て名ヲあけたりし時のほろなりとて、うす紅ノほろヲ綿ノ袋ニ入てゾおくりたりける、さらでだニ戰場ニ臨ンデイツモ命ヲ輕ンズル那須□□ナレバ、老母ニ義ヲ進メられて、彌氣ヲ勵シける處ニ、將軍より別して使者をたてられて、此陣ヤブレテ難儀ニ及ブウヘハ、いそギムかハれ候らへと仰られける間、那須一義ヲモ申さず、大勢ノ引キ入テ、敵ミナイサミ進める敵ノ眞中へかけいつて、兄弟三人一族郞從卅六キ一足もひかず打死ニシけるコソあはレナレ、

〔竹崎季長繪詞〕いよのかはの丶六郞みちあり生年三十二、此ひた丶れはへいけのかづせんの時、みちのぶのかはの丶四郞、源氏の御かたにまいりし時、きたりしひた丶れなり、

〔藩翰譜四上本多〕北條亡びて、關白殿〇豐臣秀吉東山道に下り玉ひしが、忠勝を下野國宇都宮の御陣に召されて、冑一つ取出して、奥の佐藤忠信が著たりしとて、此程陸奥國より參らせたる冑なり、當時忠勝ならで、此冑著んずるもの覺えねば、賜らんとて召しけるぞと、賜ひけり、時の人羨しき事に思ひしに、忠勝が嫡子平八郞忠政、後に美濃守今年十六歲に成けるが、父に向ひ、父御は、まさしく德川

殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の冑、何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒りける、

〔台德院殿御實紀附錄一〕神君〇德川家康の御遺金をわかたせ給ふ時、尾紀の兩卿はおの〳〵三拾萬兩、水戶の賴房卿へ拾萬兩遣はされき、御みづから〇德川秀忠は天下を讓り受玉へば、この外に何を求んとて、一品も御身に付させ給はず、長久手の役にめされし御鎧は、名譽の御品なれば、これはいかにとうかゞひしに、それも御物にしたまはず、

〔折たく柴の記上〕父の仰せしは、我父はいかなる故によりてか、所領の地失なひて、其領せし地に引こもりておはせしといひしが、眼大きに、鬚多くして、おそろしげなるが、死し給ふ比は、まだ白髮にはおはせざりしと覺えたりき、つねに物めしけるに、箸筒の黑くぬりしに、かきつばたの蒔繪をしたりしより、箸とりいでゝ、物めして、めし終りぬれば、箸をおさめて、かたはらにさしをき給ひしを、我をはぐゝみそだてし老婢のありしにとふに、すぎにし比の戰ひに、よき首とりて、大將の陣に參り給ひしに、戰つかれたるらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箸共に賜る、此事時の名譽なりしかば、今も身をはなし給はぬなりといひき、それもいとけなき時に聞にし事にて、いづれの時、いかなる所の戰にて、大將は誰とかいひぬらん、さだかならず、

誓約

誓約ハ、チカヒト云フ、身命ヲ神佛ニ賭ケ、若シクハ名譽ニ訴ヘテ以テ其事ノ虛ナラザルヲ誓フヲ謂フナリ、古クハ又之ヲウケヒト云ヒ、種々ノ徵證ニヨリテ、自他約言ノ眞僞ヲ判シ、或ハ豫メ事物ノ吉凶當否ヲ決シタリ、誓約ノ一種ニ探湯アリ、

探湯ハ、之ヲクガタチト云フ、或ハ手ヲ以テ沸湯ヲ探リ、或ハ燒鐵ヲ掌中ニ置テ、其糜爛スル

名稱

ト否トニ依リテ正邪曲直ヲ定ム、後世ノ湯起請、火起請ト稱スルモノ、蓋シ是ニ原ヅク、又古クハ誓約ノ方法ニ、或ハ磐石ノ上ニ居リ、或ハ手ニ香爐ヲ執リ、或ハ神水ヲ飮ミ、鹽汁ヲ獻リ、或ハ石火ヲ敲キ、金ヲ打ツ等ノ事アリキ、後チ誓約ノ文詞ヲ書スルニ及ビ、此ニ起請文ト稱スルモノ起リ、一般ニ契約ヲ行フトキハ、必ズ之ヲ用キルコトヽナレリ、

起請文ハ、一ニ神文ト云ヒ、又告文、祭文、誓文、誓狀、誓文狀等トモ稱ス、邦語ニ之ヲチカゴトブミ、又堅メトモ云ヘリ、其書式粗〻一定シ、先ヅ誓約ノ條文ヲ列記シタル所ヲ前書ト云ヒ、次ニ神佛ノ名ヲ掲ゲテ、若シ其誓約ニ背クトキハ、當ニ冥罰ヲ蒙ルベシトノ意ヲ記セル文ヲ罰文ト稱ス、而シテ罰文ハ、大抵神社ヨリ配付スル、牛王寶印ト稱スル神符ノ紙背ニ書セリ、起請文ヲ作ルニ、二枚若シクハ七枚以上ニ及ブコトアリ、是レ一ハ神社ニ納メ、一ハ誓約者ノ間ニ分チテ、後日ノ證憑ニ供センガ爲メナリ、起請文ハ單ニ私ノ誓約ニ止ラズ、法律訴訟等ノ公ノ誓約ニモ亦之ヲ用キシコトアリ、殊ニ德川幕府ニ在リテハ、諸役起請前書ノ式ヲ定メテ、役員就職ノ時ハ勿論、駕籠御免、病氣引籠等ノ際ニモ、各〻此式ニ依リテ誓詞ヲ上ラシメ、又南蠻誓詞ト云フモノヲ定メテ、以テ耶蘇敎禁止ノ料ニ資ジタリ、又起請文ハ舊ク之ヲ燒キテ灰トナシ、水若シクハ酒ニ混ジテ飮ミシ事アリ、恐ラクハ神水ノ餘習ナルベシ、又起請ヲ破リタル場合ニハ、物ヲ以テ之ヲ贖ハシメシ事アリ、而シテ起請文ノ文詞ニ不備ノ點アルカ、又之ヲ書キテ後、一定ノ期間ニ、鼻ヨリ血ヲ出シ、衣服ヲ鼠ニ喰ハレ、若シクハ重輕服ニ遭遇スルガ如キ事アルトキハ、之ヲ起請失ト稱シ、共ニ其篇目ヲ定メテ、堅ク之ヲ戒メシ事アリ、

〔新撰字鏡 示〕禋 強依反、誓祈也、禱二百靈一也、祈也、知加不、又己不、又伊乃留、

〔類聚名義抄 五言〕誓 音逝、チカフ、命、謹、和セイ、

〔伊呂波字類抄 人事 知〕契チギル　約同　願チカフ、　盟チカヒトモ、　矢同チカヒトモ、　誓　忠已　上同チカフ、

〔下學集 態藝 下〕契盟チギリ 二字義同、盟者二人歃血以約諾、其不變之義明白也、故盟字从朋從血也、

〔運歩色葉集 地〕契チギリ　盟同 二人歃血約不變、盟字從朋血也、　誓チカイ

〔易林本節用集 言語 知〕契チギル　約同　盟同

〔書言字考節用集 言辭 八〕契チギル 說文、大約也、　約束同 日本紀

〔倭訓栞 前編 十五 知〕ちかひ　新撰字鏡に誓をよめり、四書類函に、約信曰誓、涖牲曰盟と見ゆ、西土の盟約に、血を歃る事あれば、それによれる詞成るべし、古き言にはあらずかし、陳則梁が語に、牲盟不如臂盟、臂盟不如心盟と見えたり、

〔古今和歌六帖 五〕ちかふ
今宵より我も思はん君も思へのちわすれじとまづちかへ君

誓約法　居磐上

〔日本書紀 神功 九〕四十九年三月、以荒田別鹿我別爲將軍、○中略　是以百濟王父子、及荒田別、木羅斤資等、共會意流村、今云州流須祇、相見欣感、厚禮送遣之、唯千熊長彥與百濟王、于百濟國登辟支山盟之、復登古沙山、共居磐石上、時百濟王盟之曰、若敷○敷原作數、據壺井本改、草爲坐、恐見火燒、且取木爲坐、恐爲水流、故居磐石而盟者、示長遠之不朽者也、是以自今以後、千秋萬歲、無絕無窮、常稱西蕃、春秋朝貢、

執香爐

〔日本書紀 天智 二十七〕十年十月庚辰、天皇疾病彌留、　十一月丙辰、大友皇子在內裏西殿織佛像前、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉、大友皇子手執香鑪、先起誓盟チカヒテ曰、六人同心、奉天皇詔、若有違者、必被天罰云云、於是左大臣蘇我赤兄臣等、手執香爐、隨次而起、泣血誓盟、○下略

歃鹽汁

〔續日本紀 孝謙 二十〕天平寶字元年七月庚戌、詔更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等、欵云、每事實也、

敲石火

〇中略自餘衆者、關裏不見其面、庭中禮拜天地四方、其飮鹽汁誓曰、將以七月二日關頭發兵、〇下略

〔帝王編年記十六村上〕天暦八年、九條右丞相、台山楞嚴峯法華堂草創事、是歲、九條右丞相師輔公登楞嚴峯發願草創法華堂、敲石火誓曰、我子孫有朝家可繁昌者、三ヶ度之中可出、而只一ヶ度火出訖、横川法華堂常灯不斷香火是也、

〔慈惠大僧正傳〕同〇天暦八年、九條右丞相〇藤原師輔登楞嚴峯、欽仰大師、歷覽地勢、忽登願念草創法華三昧堂、丞相於大衆中、自敲石火誓曰、願依此三昧之力、將傳我一家之榮、國王國母、太子皇子、槐路棘位、榮華昌熾、繼踵不絕、充衍朝家、若素願潛通、適有鏡谷之應者、所敲石火、不過三度、而有効驗、一敲之間、忽焉出火、在在緇素、盡以抃躍、丞相手自挑燈、蘭釭之影、應棘誠而昭晣、自是丞相家門、英雄角存、無違本願、便以此堂付屬和尙、

鳴鐘

〔愚管抄三〕おとゝの九條の右丞相〇藤原師輔は、あにの小野宮殿〇藤原實賴にさきだちて一定うせなんとするをしらせ給て、我身こそ短祚にうけたりとも、我子孫に攝籙をばつたえんに、又わが子孫に帝の外せきとはなさんとちかいて、觀音の化身の叡山の慈惠僧正と、しだんの契ふかくて、横川のみねに楞嚴三昧院といふ寺をたてゝ、九條の御存日に、法華堂をまづつくりて、のぼりて大衆の中にて、火うちの火をうちて、我此願成就すべくば、三度がうちにつけとて、うたせ給けるに、一番に火うちつけて、法華堂の常燈にはつけられたり、今にきへずと申つたへたり、

〔倭訓栞前編六下加〕かねうつ　俗に誓て、再びせざる事にいへり、鐘聲の義なるべし、〇中略園槐鈔に、諸社氏人退其地、不再歸心決時、叩鍔鉦爲誓と見え、〇下略

〔壒囊抄十三〕於本朝戒壇建立何比ゾ哉〇中略

同〇應保三年三月廿日、寺門ヨリ捧陳狀者也、其旨趣、去保延年中起請云、生々世々爲智證大師門人輩、永以山門侶、不爲傳戒師、若破之輩、永非大師門弟、若破之時、可知法滅

期臻、寄大師聖靈照見、請護法天等冥罰、滿寺衆徒泣調悲叫聲、鳴起請鐘畢、任勅定將破起請、多生間、永背佛法歟、守起請將背勅宣、一天之下似輕皇威歟、〇下略

〔源氏物語 六末摘花〕年比思ひわたるさまなど、いとよくの給ひつゞくれど、ましてちかき御いらへはたえてなし、わりなのわざやとうちなげき給ふ、

いくそたびきみがしじまにまけぬらんものないひそといはぬたのみに、の給ひもすてゝよかし、たまだすきくるしとの給ふ、女君の御めのと、こじゞうとて、いとはやりかなるわか人、いと心もとなうかたはらいたしと思ひて、さしよりて聞ゆ、

かね。つき。て。とぢめんことはさすがにてこたへまうきぞかつはあやなき、とわかびたるこゑの、ことにをもりかならぬを、人づてにはあらぬやうに聞えなせば、ほどよりはあまえてときゝたまへど、めづらしきに、中々くちふたがるわざかな、

いはぬをもいふにまさるとしりながらをしこめたるはくるしかりけり

〔花鳥餘情 四末摘花〕童部の諺に、無言を行せんと約束して、無言々々とそしまに、かねつくといひて、何にても、うちならしてのち、物いはぬ事をする也、

〔平家物語 一〕ぐわんだての事

去程に山門には、御さいだんちゝの間、日吉の神よをこんぽん中堂へふり上げ奉り、その御前にて、てんどくの大般若を七日讀みて、後二條の關白殿師通〇藤原をじゆそし奉る、けちぐはんのたうじには、仲胤法印、その時はいまだ仲胤供奉と申しゝが、高座に上り、かね打ちならし、けいひやくのことばにいはく、我らがなたねの二ばよりおふしたて給ひし神たち、後二條の關白殿に、かぶら矢一つはなちあてゝ給へ、大八王子ごんげんと、たからかにこそきせいしたりけれ、

〔今昔物語 十六〕清水二千度詣男打入雙六語第卅七

今昔、京ニ有所ニ被青侍有ケリ、爲事ノ无カリケルニヤ、人ノ詣ケルヲ見テ、清水ヘ千度詣二度ン參タリケル、其ノ後幾ク程ヲ不經ズシテ、主ノ許ニシテ同樣也ケル侍ト雙六ヲ打合ケリ、二千度詣ノ侍多ク負テ可渡物ノ无カリケルヲ、□□強ニ責ケレバ、思ヒ佗テ云ク、我レ露持タル物无シ、只今貯ヘタル物トテハ、清水ノ二千度詣タル事ナン有ルヲ、其レヲ渡タサムト云ヘバ、傍ニ見證スル者共此レヲ聞テ、此レハ打量ル也ケリ、鳴呼ノ事也ト咲ケルヲ、此ノ勝タル□□□□此糸吉事□□□□□□□二千度詣ヲ渡サバ、速ニ□□□□□□□云ヘバ、勝侍ノ云ク、否ヤ、此クテハ不□□□□□□□□□御前ニシテ事ノ由ノ申テ、慥ニ己レ渡ス由ノ渡文ヲ□□□□□□テ、金打テ渡セバ、請取ヌト云ヘバ、負ケ侍糸吉事也ト契テ、其ノ日ヨリ精進ヲ始テ三日ト云日、勝侍負侍ニ然バ去來リ參テントト云ヘバ、負侍鳴呼ノ白物ニ合タリト思テ共ニ參ヌ、勝侍ノ云フニ隨テ、渡由ノ文ヲ書テ、觀音ノ御前ニシテ師ノ僧ヲ呼テ、金打テ事ノ由ヲ申サセテ、其ガ二千度參タル事、慥ニ其ニ雙六ニ打入レツ書テ與タリケレバ、勝侍請取テ臥シ禮ムデ、其後幾程ヲ不經ズシテ、此ノ打入タル侍、不思懸ヌ事ニ係テ、被捕テ獄ニ被禁ニケリ、打取タル侍ハ忽ニ便有妻ヲ儲テ不思係人ノ德ヲ蒙テ、富貴ニ成テ官ニ任ジテ樂クテゾ有ケル、三寶ハ目ニ不見給事ナレドモ、誠ノ心ヲ至シテ請タリケレバ、觀音ノ哀レト思シ食ケルナメリトゾ、聞人此ノ請取タル侍ヲ讃テ、渡シタル侍ヲバ憾ミ謗ケルトナム語リ傳ヘタルト也、

〔宇治拾遺物語〕一これも今はむかし、京極の源大納言雅俊といふ人おはしけり、佛事をせられけるに、佛前にて僧に鐘をうたせて、一生不犯なるをゑらびて、講を行なはれけるに、ある僧の禮盤にのぼりて、すこしかほけしきたがひたるやうに成て、鐘木をとりてふりまはして、うちもやらで、ゑばしばかりありければ、大納言いかにと思はれけるほどに、やゝひさしく物もいはでありければ、人どもおぼつかなく思けるほどに、この僧わなゝきたるこゑにて、かはつるみはいかゞ

候べきといひたるに、諸人おとがひをはなちてわらひたるに、一人の侍ありて、かはつるみはいくつばかりにてさぶらひしぞと問たるに、この僧くびをひねりて、きと夜べもしてさぶらひきといふに、大かたどよみあへり、そのまぎれにはやうにげにけりとぞ、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

辨慶申けるは、○中略ふえにおゐては日本一ぞかし、たゞしゑさい一候、此少い人は、はぐろにおはしまし候時も、あけくれふえにのみ心をいれて、がくもんの御心もそら〳〵に御わたり候し程に、こぞの八月はぐろを出し時、師の御坊今度の道中、上下かうのあひだ、ふえをふかじといふちかひをなし給へとて、ごんげんの御前にて、かねをうたせ奉りて候へば、少人の笛をば御めん候へかし、

〔明德記中〕十二月廿九日、八幡ニテ寄合テ、軍ノ內談有ケル中ニ、中務大輔若黨六人別シテ契約ノ事アリ、山口五郎、森下六郎、旗津、志賀野、小鳴新三郎、家喜九郎、是六人成ベシ、中ニモ家喜ガ申シケルハ、此年月久ク在京シテ、天下ニ自然ノ事モアラバ、御所樣ノ御旗ノ下ニテコソ、御大事ニモ逢セ給ベキニ、中務加樣ニ成リ給ニ依テ、我等マデ昨日今日マデ栖押シ都ヘ責上ル事、不定ノ浮世ト云ナガラ、有ヲ有トモ思フマジキハ、弓矢取身ニテ侍ル也、去バ勝テモ負テモ、夢ノ世ニツレナク殘リ留テ、イツシカ逆徒ノ名ヲ取テ人ニ見エンモ面目無シ、今度ノ軍ニ討死シテ、勇士ノ數ニ入ズトモ、浮名ヲナリ共世ノ人ニ知レバヤト思ハイカニト申ケレバ、殘四五人モ諸共ニ誰モサコソハ覺エタル、一河ノ流レヲ汲ムダニモ多生廣劫ノ緣ト申ゾカシ、況ヤ同傍輩ト云ナガラ、互ニ他事ナク馴ナジミテ、アダシ命モカリノ世ノ草葉ニ置ル末ノ露、本ノシヅクト成行ハ、跡ニ殘リテ誰カソモ、獨リ思ヲ菅筵、敷忍ベキ名殘カヤ、此六人ノ其中ニ、一人ナリトモ打死セバ、殘五人皆共ニ枕ヲ並テ、後ノ世マデモ傍輩ノ約ヲ忘レジト、深ク契テ八幡宮ノ鰐口ヲ鳴シテ、神水ヲ飲

ミ誓約ヲコソシタリケレ、去バ二條大宮ノ二度目ノ合戰ニ、五人ハ所々ニテ思々ニ討死ス、九郎一人死ニ殘リ、誓約五人見エザリケレバ、走廻テ尋ヨト、ツレタル下人ニ云ケレバ、家喜ガ中間申ケルハ、只今山口殿ノ御下部ノ申候ツルハ、昨日八幡ニテノ御契約ノ人々、コノ五人一所ニテ討レ給ツレトテ、泣々嵯峨ノ方ヘ走リ候ツルト申ケレバ、耻カシノ人々ノ心中哉、サバカリ深ク契リタルニ、敵御方ニ押隔テラレ、討ルヽヲ知ラザリケル、我身ノ程コソ不覺サヨト、獨言ヲシテシヅシヅト、猪熊ヲ上リニ歩セ行、心ノ中コソムザンナレ、

〔甲陽軍鑑二品第十〕信玄家來年之備前之年談合之事

去年戌極月廿八日に、山縣三郎兵衞尉所へ寄合、當亥年中の御備の義、信玄公御在世の時のごとく、各談合いたす時、長坂長閑、跡部大炊助跡より來る、内藤修理申は、〇中略其方が、それほどによはきむねなる故、くろづらをふりたて、公界をせらる抑かはゆき子をころされまいらせても、尤三代相恩の主君に、御とがめは申がたし、幸時移、年老ぬ引籠後生一篇のやうにいたすならば、諸傍輩もあはれみ思ふべし、何ぞ大科をして、ころされまいらせたるむすこの意趣に、主君の御家をほろぼさんことを企て、あれほど強屋形の、しかも御年未三十にもたり給はぬに、色々すゝめ、異見を申、佞人を盡す、越臣范蠡には異なる者也、おのれ佞人を作らぬと、三。嶽。の。鐘。をつけと云、長閑腹をたて、己が分として、某に三嶽の鐘をつけと、百姓あてがひの申様、口惜き次第也、其方こそ元來工藤源左衞門とて、兄を古信虎公の御手打にきられ申、其後信玄公へ種々輕薄をいたし、御意を取請、今内藤修理に成せられ、二百五十騎の將をするといへども、何方にて何たる手柄をしたると、是非いへと云て、脇指に手をかくる、内藤刀をとつて、さやがらみうたんとす、〇下略

〔倭訓栞前編七〕きんちやう　金打の音、かねうつを音にていふ成べし、すべて盟約の時、男子は刀をうち合せ、女子は鏡をうち合するをいへり、

指切

〔安齋隨筆前編六〕キンチャウして誓　土佐國儒士箕浦右源治問云、武士誓キンチャウすると云ふ事は如何、貞丈答へて云、大小刀をぬいて打ち合せて誓ふ事なり、又問云、此事古代よりありや、答曰古書に所見なし、信長秀吉の頃以來、武士の大小を帶する風俗也しより、其の事ある歟、又問云、キンチャウと云ふ文字は如何、答へていふ、古代此の事なし、漢土にもなき事なれば、可然字もなし、大小の刀を拔き、兩刀を打ち合する事なれば、金打(キンチャウ)と書くなり、金と金とを打ち合するといふ義なり、亦問、金打する意は如何、答云もし誓約に違はゞ、如此大小刀を打て打折りて、二度大小を帶せざる身と成るべしと誓ふ事なり、

〔甲陽軍鑑品第二十三九上〕信州平澤大門到下等合戰之事

然れば晴信公御母方の伯父、穴山殿三病を御煩にて筋骨をいたみ給ふ故、〇中略晴信公仰らるゝは、留主居なくして不叶事なれば、そなたは心易き人といひ、病中と申、さて我等討死においては、當年五歲になる太郎をもりたて給ふべしと仰らるれば、穴山伊豆守申され候は、尤それはさる事なれども、留主居には甘利備前、飯富兵部手負申て候へ共、さのみ深手にてもなく候へば、此兩人しかも人數たくさんに罷有、其上郡内の小山田方へも我等只今飛脚をさしこし候、跡に思召おかるゝ事は少もこれ有間敷候、就中某煩なれば、行がけの駄賃とやらん下劣の申は是なり、若屋形樣の身に替申べしとて、金打(きんちやう)をはり、誓文をなされ、無二に先懸をあそばす、〇下略

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕又小兒いさかひなどして、中なほり、互に小指を曲て引かくるを、心とけたる驗とす、これを指きりといふもをかし、戀路に指を截るを、いかに心得てしそめしか、指きりは西武獨吟月の出てと、又は、やくそく指きりをするゆひくびが露涙、自注に、約束にゆびきりを付るなり、ゆびくひの女は源氏はゝきゞの卷にあり、後撰夷曲集ゆび切や地獄の釜へほつたりとおちようと云は二世のけいやく安靜この歌行風が旁注に童口遊詞とあり、又小兒約束をして違へじ

といふ印に、油證文とて、髮の油を指に付て、柱などに押ことあり、證文の印肉よりおもひよれるにや、

〔源氏物語 若菜 三十五〕神佛にも思事申すは、つみあるわざかはと、いみじきちかごとをしつゝの給へば、〇下略

〔後撰和歌集 戀 十一〕よひに女にあひて、かならずのちにあはんと、ちかごとをたてさせて、あしたにつかはしける、　藤原滋幹

ちはやぶる神ひきかけてちかひてしこともゆゝしくあらがふなゆめ

〔日本書紀 神功 九〕新羅王遙望以爲非常之兵、將滅己國、讋焉失志、乃今醒之曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可擧兵以距乎、卽素旆而自服、素組以面縛、封圖籍、降於王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船柂、而春秋獻馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以毎年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且阿利那禮河(アリナレカハ)返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊闕春秋之朝、怠〇怠原作忽、據古本改廢梳鞭之貢、天神地祇共討焉、

〔日本紀竟宴和歌〕得氣長足姬天皇　參議大藏卿正四位下平朝臣惟範

日月乃行久、星躔波可者留止毛、新羅乃國波加知波、可和可之、

ひつきのゆくほしのやどりはかはるともしらぎのくにのかぢはかわかじ

このすめら、新羅にむかひたまふときに、そのくにのきみ、おぢわなゝきて、みふねのまへにくだりていはく、いまよりのち、あめつちとゝもに、みむまかひとならむ、ふねかぢをかはかさすむまのくし、むまのむちをたてまつらむ、またちかひていはく、ひむがしのひのにしにいで、かはのいしのゝぼりて、あまほしにならずよりは、としごとのみつぎものをばかゝじといへり、

〔日本書紀 敏達 十二〕十年閏二月、蝦夷數千、寇於邊境、由是召其魁帥綾糟(アヤカス)等、魁帥者大毛人也詔曰、惟儞蝦夷者、大足

彦天皇之世、合殺者斬、應原者赦、今朕遵彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等擢然恐懼、乃下泊瀬中流、面三諸岳、漱水而盟曰、臣等蝦夷自今以後、子子孫孫（古語云生兒八十綿連）用清明心事奉天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈絕滅臣種矣、

〔日本書紀二十五孝德〕天豐財重日足姬天皇（○皇極）四年六月乙卯、天皇、皇祖母尊、皇太子、於大槻樹之下、召集群臣盟、告天神地祇曰、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄、君臣失序、皇天假手於我、誅殄暴逆、今共瀝心血、而自今以後、君無二政、臣無貳朝、若貳此盟、天災地妖、鬼誅人伐、皎如日月也、

〔日本書紀二十七天智〕十年十月庚辰、天皇疾病彌留、　十一月丙辰、於是左大臣蘇我赤兄臣等（○中略）泣血誓盟曰、臣等五人隨於殿下、奉天皇詔、若有違者、四天王打天神地祇、亦復誅罰、三十三天、證知此事、子孫當絕、家門必亡云々、

〔日本書紀二十九天武〕八年五月乙酉、天皇詔皇后及草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河嶋皇子、忍壁皇子、芝基皇子曰、朕今日與汝等、俱盟于庭、而千歲之後、欲無事、奈之何、皇子等共對曰、理實灼然、則草壁皇子尊、先進盟曰、天神地祇、及天皇證也、吾兄弟長幼幷十餘王、各出于異腹、然不別同異、俱隨天皇勅、而相扶無忤、若自今以後、不如此盟者、身命亡之、子孫絕之、非忘非失矣、五皇子以次相盟如先、然後天皇曰、朕男等各異腹而生、然今如一母同產慈之、則披襟抱其六皇子、因以盟曰若違茲盟、忽亡朕身、皇后之盟、且如天皇、

〔大鏡七太政大臣道長〕帥（○伊周）とのゝみなみの院にて、人々あつめてゆみあそばしゝに、このとの（○道長）わたらせ給へれば、おもひかけずあやしと、中關白殿おぼしおどろきて、いみじう饗ようし申させ給ひて、下臈におはしませど、さきにたて奉りて、まづいさせたてまつり給ひけるに、帥殿のやかずいまふたつおとり給ひぬ、中關白殿又御前に候人々も、今二度のべさせ給へと申て、のべさせ給へりけるを、やすからずおぼしなりて、さらばのべさせ給へとおほせられて、又いさせ給ふとて、おほせらるゝやう、道長がいへより御門きさきたち給ふべきものならば、このやあたれ

字氣比

とおほせらるゝに、おなじものゝ中心にはあたる物かは、つぎに帥殿いたまふに、いみじうおくし給ひて、御てもわなゝき候にや、まとのあたりちかくだによらず、無邊世界を射給へるに、關白殿色あをくなりぬ、又入道殿いさせ給ふとて、攝政關白すべきものならば、このやあたれとおほせらるゝに、はじめとおなじやうに、まとのやぶるゝばかりいさせ給ひつ、きやうようしもてはやしきこえさせ給へるけふもさめて、ことにがうなりぬ、ちゝおとゞ帥殿になにかいる、ないそいそとせいせさせ給ひてことさめにけり、入道殿やもどして、やがていでさせ給ひぬ、そのおりは左京大夫とぞ申し、ゆみをいみじくいさせ給ひしなり、又いみじくこのませ給ひしなり、けうに見ゆへき事ならねども、人のさまのいひいで給ふことのおもむきより、かたへはおくせられ給ふなめり、

〔小右記〕長和二年八月四日、昨日主上〇三條令密語右衛門督給曰、吾相撲日祈念伊勢太神、今年始有相撲、若寶位可無動者、左相撲一二三番可勝、以之可知也、而一二三番勝了者、是今日金吾所談賓平也、事緣希有所記也、件一二三番右皆有理者也、就中二番縣高平有取手術、而都無所取、如不覺也、後日問高平、申云、不覺無爲術、獻術所致也者、今承此事、且恐且悅、不思相撲之負、只歎寶位之久、

〔倭訓栞前編四〕うけひ　日本紀に、誓約字、誓字、祈字などをよめり、又盟をうかふとよむも同じ、請言の義いのりちかふ事をいへり、源氏物語に、こき殿などのうけはしげにのたまふといひ、伊勢物語に、罪もなき人をうけへばといへるは、詛ふ方にいへり、よて眞名本に、呪咀と塡たり、古事記にも、宇氣比死コロスと見えたり、

〔倭訓栞中編三〕うけひ　請言の義、よて儀式帳に請ノ字をよめり、呪咀又うけふともよめり、〇中略呪はかじり、詛はとこひとよめり、

〔古事記上〕爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、卽解御髮、纏御美豆

羅、而乃於左右御美豆羅、亦於御鬘、亦於左右御手、各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠、而（自美至流四字以音、下效之、）曾毘羅邇者負千入之靫、（訓入云能理、下效此、自曾至邇以音、）附五百入之靫、亦所取佩伊都（此二字以音）之竹鞆、而弓腹振立而、堅庭者、於向股蹈那豆美、（三字以音）如沫雪蹶散而、伊都（二字以音）之男建（訓建云多祁夫）蹈建而、待問、何故上來、爾速須佐之男命答白、僕者無邪心、唯大御神之命以、問賜僕之哭伊佐知流之事故、白都良久、（三字以音）僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜、故以爲請將罷往之狀、參上耳、無異心、爾天照大御神詔、然者汝心之淸明、何以知、於是速須佐之男命答白、各宇氣比而生子、

〔日本書紀神代一〕素戔嗚尊對曰、吾元無黑心、但父母已有嚴勅、將永將乎根國、如不與姉相見、吾何能敢去、是以跋涉雲霧、遠自來參、不意阿姉、翻起嚴顏、于時天照大神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心也、對曰、請與姉共誓、夫誓約之中、（誓約之中、此云宇氣譬能美難箇、）必當生子、如吾所生、是女者、則可以爲有濁心、若是男者、則可以爲有淸心、於是天照大神、乃索取素戔嗚尊十握劒、打折爲三段、濯於天眞名井、齰然咀嚼、（齰然咀嚼、此云佐我彌爾加武、）而吹棄氣噴之狹霧、（吹棄氣噴之狹霧、此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理、）所生神、號曰田心姫、次湍津姫、次市杵嶋姫、凡三女矣、既而素戔嗚尊、乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、齰然咀嚼、而吹棄氣噴之狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、（是出雲臣土師連等祖也、）次天津彥根尊、（是凡川内直山代直等祖也、）次活津彥根命、次熊野櫲樟日命、凡五男矣、是時天照大神、勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劒者、是素戔嗚尊物也、故此三女神、悉是爾兒、便授之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也、

〔日本書紀神代一〕一書曰、素盞嗚尊將昇天、○中略是時天照大神、疑弟有惡心、起兵詰問、素盞嗚尊對曰、吾所以來者、實欲與姉相見、亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳、不敢別有意也、時天照大神復問曰、汝言虛實、將何以爲驗、對曰、請吾與姉共立誓約、誓約之間、生女爲黑心、生男爲赤心、

〔釋日本紀五述義〕先師說曰、世俗之詞誓言立、此本緣歟、

〔古事記上〕木花之佐久夜毘賣、參出白、妾妊身、今臨產時、是天神之御子、私不可產、故請、爾詔、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非我子、必國神之子、爾答白、吾妊之子、若國神之子者、產不幸、若天神之御子者幸、卽作無戶八尋殿、入其殿內、以土塗塞而、方產時、以火著其殿而產也、

〔日本書紀神代二〕時彼國有美人、名曰鹿葦津姫、(亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫、)皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山祇神所生兒也、皇孫因而幸之、卽一夜而有娠、皇孫未之信曰、雖復天神、何能一夜之間、令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戶室、入居其內、而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當焦滅、如實天孫之胤、火不能害、卽放火燒室、始起烟末生出之兒、號火闌降命、(中略)(火闌降此云褒能須素里、)次避熱而居、生出之兒、號彥火火出見尊、次生出之兒、號火明命、○註略　凡三子矣、

〔古事記上〕爾大山津見神、因返石長比賣而、大恥白送言、我之女並立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常堅不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮榮坐宇氣比弖(自宇下四字以音)貢進、此今返石長比賣而、獨留木花之佐久夜毘賣、故天神御子之御壽者、木花之阿麻比能微(此五字以音)坐、故是以至于今、天皇命等之御命不長也、

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略　故磐長姫大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒、必如木華之移落、一云、磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如木華之俄遷轉、當衰去矣、此世人短折之緣也、

〔日本書紀神武三〕戊午年九月戊辰、天皇○神武中略　陟彼菟田高倉山之嶺、瞻望域○(域、印本作城、今從水戶本、)中、○中略　復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、(磯此云志、)賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、(香山此云介遇夜摩、)以造天平瓮八十枚、(平瓮此云毗邏介、)幷造嚴瓮而敬祭天神地祇、(嚴瓮此云怡途背、)亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、(嚴呪詛此云怡途能伽辭離、)天皇祇承夢訓、依以將行、時弟猾又奏曰、○中略　天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又

使弟猾被箕爲老嫗貌而勅之曰、宜汝二人到天香山潛取其巓土而可來旋矣、基業成否、當以汝爲占、努力愼焉、是時虜兵滿路、難以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通、如不能者、賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二人大咲之曰、大醜乎、大醜此云鞅奈瀰儞句老父老嫗、則相與闢道使行、二人得至其山、取土來歸、〇中略天皇、又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造飴、飴成則吾必不假鋒刃之威、坐平天下、乃造飴、飴卽自成、又祈之曰、吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小、悉醉而流、譬猶被葉之浮流者、被此云磨紀吾必能定此國、如其不爾、終無所成、乃沈瓮於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水噞喁、時椎根津彥見而奏之、天皇大喜、

〔常陸風土記行方郡〕古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇〇崇神之世、爲平東夷之荒賊、遣建借間命、〇註略引率軍士、行略凶猾、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見、交疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、來覆我上、若有荒賊之烟者、去靡海中、時烟射海而流之、爰自知有凶賊、卽命徒衆、褥食而渡、

〔日本書紀六垂仁〕三十四年三月丙寅、天皇幸山背、時左右奏言之、此國有佳人、曰綺戶邊、姿形美麗、山背大國不遲之女也、天皇於茲執矛、祈之曰、必遇其佳人、道路見瑞、比至行宮、大龜出河中、天皇擧矛刺龜、忽化爲白石、謂左右曰、因此物而推之、必有驗乎、仍喚綺戶邊、納于後宮、

〔古事記中垂仁〕如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜、故科曙立王令宇氣比白、宇氣比三字以音因拜此大神、誠有驗者、住是鷺巢池之樹鷺乎、宇氣比落、如此詔之時、宇氣比其鷺墮地死、又詔之宇氣比活、爾者更活、又在甜白檮之前、葉廣熊白檮、令宇氣比枯、亦令宇氣比生、爾名賜其曙立王、謂倭者〇者恐老誤師木登美豐朝倉曙立王、登美二字以音

〔日本書紀七景行〕十二年十月、到碩田國、〇中略初〇初、原在皇下、據集解說改、天皇將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石、如柏葉而擧焉、因蹶之、則如柏葉〇葉

探湯

一本補、字原脫、據上於大虛、故號其石曰踏石也、是時禱神、則志我神、直入物部神、直入中臣神、三神矣、〇又見豐後風土記

〔日本書紀神功九〕九年〇中四月甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、登河中石上、而投鉤祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者、河魚飮鉤、因以擧竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、希見、此云梅豆邏志、故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛焉、是以其國女人、每當四月上旬、以鉤投河中、捕年魚、於今不絕、唯男夫雖釣、以不能獲魚、〇中皇后還詣橿日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之敎、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭滌沐原作沐、據一本改海水、若有驗者、髮自分爲兩、卽入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻、〇中略九月、爰卜吉日、而臨發有日、〇中略于時也、適當皇后之開胎、皇后則取石插腰、而祈之曰、事竟還日、產於茲土、其石在于伊都縣道邊、〇又見古事記

〔釋日本紀述義十一〕筑前國風土記曰、怡土郡兒饗野、在郡西此野之西、有白石二顆、一顆長一尺二寸、大一尺、重卌一斤、一顆長一尺一寸、大一尺、重卌九斤、曩者氣長足姬尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生、登時取此二顆石、插於御腰、祈曰、朕欲西堺、來著此野、所娠皇子、若此神者、凱旋之後誕生、其可、遂定西堺、還來卽產也、所謂譽田天皇是也、時人號其名曰皇子產石、今訛謂兒饗石、

〔日本書紀神功九〕爰伐新羅之明年、〇中略時麛坂王、忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之曰、祈狩、此云于氣比餓利、若有成事、必獲良獸也、二王各居假庪、假庪、此云佐受岐、〇古事記作歷木赤猪忽出之、登假庪、咋麛坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大恠也、於此不可待敵、則引軍更返、屯於住吉、

〔萬葉集四相聞〕大伴宿禰家持更贈大孃歌二
都路乎、遠哉妹之、比來者、得飼飯而雖宿、夢爾不所見來、

〔倭訓栞前編八〕くかだち　日本紀に、探湯また盟神探湯をよめり、或埿納釜煮沸、攘手探湯埿、或燒斧火色、置于掌と見ゆ、今の御湯花の言、本なるべし、眞臘風土記に、以鍋煎油、待沸探之といふに近

し、

〔論語集解義疏 八〕孔子曰、見善如不及、見不善如探湯、○中略 疏云、見不善如探湯者、若見彼不善者、則己急宜長避、不相染入、譬如人使己以手探於沸湯為也、

〔鹽尻 四十七〕沸湯を探り火を握らしめて虚實を驗み侍るは、吾邦上古よりありて、探湯の誓ひ盛んに行はれし事、日本紀等に見え侍り、されば義楚が西域の古法成よしをしるし侍る、南齊書には、扶南國の風俗をくはしくのせ侍る、皆外國の業にぞ、

〔日本書紀 十應神〕九年四月、遣武內宿禰於筑紫、以監察百姓、時武內宿禰弟甘美內宿禰、廢兄即讒言于天皇、武內宿禰、常有望天下之情、○中略 時武內宿禰獨大悲之、竊避筑紫、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、天皇則推問武內宿禰與甘美內宿禰、於是二人、各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武內宿禰與甘美內宿禰、共出于磯城川濱、為探湯、武內宿禰勝之、

〔古事記 下允恭〕於是天皇、○中略 愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而、於味白檮之言八十禍津日前、居玖訶瓮而、玖訶二字以音 定賜天下之八十友緒氏姓也、

〔古事記傳 三十九〕玖訶瓮、玖訶は、書紀に、盟神探湯此云區訶陀智とある如く、熱湯中に手を漬探りて、神に盟ふ事をするを云、陀智は、役などの陀智にて、凡て其事に趣くを、某に立とも、某立とも云こと、昔も今も多し、さて探湯は、訶を清、陀を濁る言なるを、訶を濁り、陀を清て讀は非なり、(中略)湯を探て誓ふ事、から書にも見えたり、垂仁卷に、中臣連祖探湯主と云人名も見ゆ、日本紀竟宴集に、此天皇を、甘樫乃丘乃久可太知支與介禮波爾己禮留多見毛可波禰數末之幾、また、萬賀布宇智遠久可倍遠須惠傳和歌能美箇王多遲當摩讃部安羅波禮仁計禮、かの武內宿禰を、川久之幣天久可多智世之爾支與支見波武與乃須米良爾都か幣支禰計利、瓮は其探湯立の湯を沸す釜なり、閉と云は、此類の器の總名にて、加那閉は金瓮なり、鍋は、魚菜を煮る瓮なり、其外菜瓮と云名多し、さてかく其瓮を居たることばかりを云て、探湯せし事をば略きて云ざるは、古文のさまなり、大祓詞に、天津金木を打切と云て、其を置座に造ることをば云ずて、直に置座に置定はしとて云るなどゝ同じ格なり、

〔日本書紀 十三允恭〕四年九月戊申、詔曰、群卿百寮及諸國造等、皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯

湯起請

分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味橿丘之辭禍戸砷、坐探湯瓮、而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、（盟神探湯、此云區訶陀智、或埿（埿原作泥、據書紀集解說改）納釜煮沸攘手探湯埿、或燒斧火色置于掌、）於是諸人各著木綿手繦、而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以故詐者愕然之、豫退無進、自是之後、氏姓自定、更無詐人、

〔弘仁私記序註〕雄朝妻稚子宿禰天皇（○允恭）御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難決、因坐白橿丘、令探熱湯、定眞僞、今大和國高市郡有釜、卽是也、

〔日本書紀 十七繼體〕二十四年九月、任那使奏云、毛野臣、遂於久斯牟羅、起造舍宅、淹留二歲、（○註略）懶聽政焉、爰以日本人與任那人、頻以兒息諍訟難決、元無能判、毛野臣、樂置誓湯曰、實者不爛、虛者必爛、是以投湯、爛死者衆、

〔運歩色葉集 遊〕湯起請（武内臣舍弟甘美內之宿禰何事懸神天皇、甘美內宿禰致讒、依之銅湯入手決之、武內臣手不損、甘美內之手忽損落也、湯起請自此始也、八幡放生記、）

〔建武式目追加〕一江州田上杣庄與國牧庄山堺相論湯起請文事、兩方載號根本堺牓示之名計、可被書之歟、

永享十一年五月廿日　右衞門尉貞政（○以下人名略）

〔看聞日記〕應永卅二年八月廿四日、行豐朝臣參得度以後、初見參、明盛も參、彼庭中事、委細申、刀自三條（八十計之老者也）其代官之刀自ガ夫ニ、金澤ト云物庭中申、此間有訴訟申事、仍爲蒙勸賞、就今參局（主上御寵）愛、庭中申委細載目安、而今參、伏見殿御事ト披露申云々、以外有逆鱗、仙洞、室町殿へ被申之間、則彼輩被召捕畢、廣橋永藤卿、所司代等召問之間、刀自（金澤妻）申云、三條（刀自）年來大覺寺殿爲御師御祈申き、其を金澤有訴訟事、爲蒙勸賞庭中申也、伏見殿御事トハ、初ヨリ申タル事更ニナシ、總而自伏見殿御祈事、不奉之間、不存知申之由、明鏡ニ申披畢、仍三條ハ永被放、刀自不可被召仕云々、代官刀自ハ可被追放云々、刀自夫民部少輔重季（同院諸大夫）以下兩三人、侍所ニ召置、庭中申金澤をば、被籠舍可被斬

歟之由有沙汰、自内裏ハ猶御不審相殘、彼等可被糺問哉、又湯起請可被書哉之由、有御沙汰云々、〇下

〔離宮八幡宮文書 二〕就八幡宮日使頭役之事、度々示給候、所詮來八月十六日已前、於離宮神前、以湯起請可令落居旨、堅申付由、村々若過日限候者、可處罪科候、此段神方江可被仰遣候、恐々謹言、

七月晦日　勝元花押

山名彈正殿進之

火起請

〔徒然草諸抄大成 十六〕比叡山に大師勸請の起請文といふ事は、慈惠僧正書始給ひけるなり、〈中略〉又貞徳曰、或時比叡山中堂ノコガネノアブラツキノ失シ時、火起請行ヒテ、手ノヤケタルモノヲキラレシ、其後京都ニアリシ盜人ヲ千本ニテキラレシニ、其盜人先年中堂ノアブラツキモ我取シナリ、手ノヤケタル者ハトラザリシト語リシヨリ、火起請ハ世ニ行レズト、外記ノ道白カメラレ侍シ、サレドモ秀吉ノ御代ニ、徳本トイフモノ弟ニサヘラレ、兄弟北野ニテ火起請ヲトラセラル、弟ノミ手ヤケテ、兄ノ徳本ガ手ハスコシモヤケザリシ事侍リキ、ツラ〳〵是ヲ案ズルニ、日本ノ政ニハ誓文起請ナクテカナハヌ義ナリ、佛神罰利生ナキト思ハバ、罪人多ク出テ末世ノ凡夫イヨ〳〵ウヤマヒタツトブ事ヲシラズ、ソシリアナドル心ハヤタツキテ、運命ノウスクナルヲモシラズ、凶年ノ來リテ病トリツキ、壽命ノチヽマルヲモワキマヘズ、アサマシキ人ノミナリ、目ニミヘヌ佛神ハ目ニ見ヘヌ人ノ運命ヲ又ヨクソフルモノナリ、〇下略

〔松陰私語 二〕其後十日以後參陣申處、印東殿閒清軒急陣ヘ走入、先度御穩密之御書申請進處、子細條條依上意申閉目、又承旨誓詞以下致披露、夜陰及鳥山方ヘ懸入、上意之趣樣々如此輿誣叫而陣中不憚、剖懸而歸陣、狂氣歟物狂歟、不只事御動也、依其鳥山奉恨上意、陣所懸火、三百餘騎退陣、併貴邊所行也、於殿中各被申上、疾々可有歸陣也、我々迄可失面目也、上意御憤不尋常、以外也、貴所者、生涯歟、遠島歟、不可過兩條、與殿中之面々同心ニ被申上、與指詰引詰被相責、自元覺悟之前成者、少不相驚、不變色、不動天、一向不致存知、可有御遷迹歟、少モ於身有其誤、只今急參上可申候哉、曾以不致存知故、參陣申也、御兩所御指南、可爲御不性奉望、一切不誤子細以火湯之兩誓可申明也、於其上少モ相誤者、奉望御證人、於御陣下且方爲代官自殺仕、可殘其浮名後代也、不誤次第、三熊野牛王翻之先以

誓詞可ニ申上一、御上逹奉ㇾ望申、不ㇾ及ニ覺悟一（與） 申拂而、兩人被ㇾ立ニ座敷一、不ㇾ限ニ當方一之不肖、奉ㇾ望ニ奏者逹ニ上聞一、不ニ珍敷一其時者、一向ニ罷ニ失面目一對目也、不ㇾ誤ニ子細一可ㇾ預ニ御披露一與、兩人之袖ヲ引而申、不ㇾ被ㇾ及ニ兎角子細一條、於ニ此儀不ㇾ被ㇾ逹ニ上聞一者、此御陣下ヲ金山へ不ㇾ可ㇾ退、八幡モ照覽（與） 瞋而申、身命之安危不ㇾ可ㇾ遁（與） 云儀、押袒見（與） 兩人立留不ㇾ及ニ是非一、以ニ誓詞一先可ㇾ有ニ言上一被ㇾ申間、孫ニ賓郎一言上、敬白起請文之事、先度御書拜領之上、烏山陣所懸人、上意如ㇾ此（與） 爲ㇾ申子細全無ㇾ之、若此旨僞者、何々（與） 神名以下振ニ文筆一言上、但心中之祈念者、上天下界之神祇、殊者當家守護、八幡大菩薩、於ニ本性一不ㇾ誤ニ一旦之忘言一也、

神水

〔奥儀抄 中ノ下〕萬葉集歌

神さびのよるべにたまるあまみづのみくさゐるまでいもを見ぬかも

これは、神社にかめをゝきて、それなる水を、なき事などおひたるものは、神水とてこれをのむ也、たゞすの社（賀茂○）などにいまもあり、和泉式部歌にも、

神かけてきみはあらがふたれかさはよるべにたまるみづといひけん

又源氏のあふひのうへの歌云、

さもこそはよるべの水にかげたえめかけしあふひをわするべしやは

これらも、かのかめのみづをよむなり、

〔倭訓栞 前編 三十六〕よるべのみづ　奥義抄に、神社に神水とてありといへり、一説に、賀茂に限りたる事といへり、されど神に諸願を祈るよるべにいひかけ、又祈ㇾ戀の歌によめるは子細なしともいへり、河州こんだの八幡には池に名けり、西土には立春日貯ㇾ水、謂ニ之神水一と、四時纂要に見えたり、

神かけて君はあらがふ誰かさはよるべにたまる水といひけん、俊成卿、定家卿は、たゞ縁ある水の意に用ゐられたり、

〔備陽記 二十〕備前國戰場之事

一舟津原之巳午ノ方ニ誓紙ノ井アリ、甚淺シトイヘドモ、苔ノ滴リ不止シテ、四季トモニ水ツクルコトナク、所ノ用水トス、夏ハ冷水バカリナリ、冬ハ温ニシテ湯ノ如シ、昔盛綱兒島ヲ給リ、入部ノ時、家臣ヲ集テ被申シハ、彌以此後二心有間敷ト、各神水ニテ誓セシ時、此井ノ水ヲ用ユル故、誓紙ノ井ト名付ルト云傳ル由、

〔古今著聞集 五和歌〕鳥羽法皇の女房に、小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に、御衣一重うせたりけるをおひて、北野にこもりて、祭文かきてまもられけるに、三日といふに、神水をうちこぼしたりければ、撿非違使、これに過たる失やあるべき、いで給へと申けるを、小大進泣々申やう、おほやけの中のわたくしと申はこれなり、今三日のいとまをたべ、それにしるしなくば、われをぐしていで給へと、打なきて申ければ、撿非違使も哀に覺て、のべたりける程に、小大進、

思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしを〇下略

〔源平盛衰記 四〕鹿谷酒宴靜憲止御幸事

近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、撿非違使五位丞マデ成テ、安元元年十一月廿九日ニ、追儺ノ除目ニ、加賀守ニナル、〇中略

涌泉寺喧嘩事

目代師經在國ノ間、白山中宮ノ末寺ニ涌泉寺ト云寺アリ、國司ノ廳ヨリ程近キ所也、彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舍人馬ノ湯洗シケリ、僧徒制止シテ、當山創草ヨリ以來、イマダ此所ニテ牛馬ノ湯洗無先例ト云ケレドモ、國ハ國司ノ御進止ナリ、誰人カ可奉背御目代トテ、在俗不當ノ輩散々ニ惡口ニ及テ、更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ、涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舍人ガソクビヲ突、寺内ノ外ヘ追出ス、此由角ト馳告ケレバ、目代師經大ニ憤ツテ、在廳國人等

ヲ驅催シテ、數百人ノ勢ヲ引率シテ、彼寺ニ押寄テ、不日ニ坊舍ヲ燒拂、〇中略八院三社ノ太衆、三寺四社ノ衆徒、不日ニ衆會シテ僉議シテ云、謹テ白山妙理權現ノ垂跡ヲ尋奉レバ、日本根子高瑞淨足姫御宇〇元正養老年中ニ、鎭護國家ノ大德神、融禪師行出シ給テ、星霜既ニ五百歲ニ及テ、効驗于今新ナリ、日本無雙ノ靈峯トシテ、朝家唯一ノ神明也、而ヲ目代師經程ノ者ニ、末寺一院ヲ被燒亡テ、非可默止、此條モシ無沙汰ナラバ、向後ノ嘲不可斷絕、

白山神輿登山事

糺斷遲々ノ上ハ、神輿ヲ本山延曆寺ニ奉振上、訴申サンニ、大衆定鬱負セラレバ、訴訟爭カ不達、若目代師經ニ被枉テ、理訴非ニ被處者、我寺々ニ跡ヲトヾムベカラズト儀定シテ、各白山權現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、灰ニ燒テ、神水ニ浮メテ、呑之、身ノ毛堅テゾ覺ケル、

〔八幡愚童訓下〕伊豫國住人河野六郎通有〇有原作宗、據一本改、異賊警固爲、本國立シ時、十年中蒙古不寄來者、異國渡テ可合戰起請文十枚マデ書、氏神三島社ヲシテヲ灰ニ燒テ自飮ナドシテ、此八ケ年マデ相待處、得其時、是身幸ニ非ヤト勇テ、兵船二艘ヲ以テ押寄タリシ程、蒙古放矢究竟郎等四五人被射臥所、憑伯叔サヘ手負臥テ、我身石弓ニ左肩ヲツヨク被打、可挽弓及ネバ、片手拔太刀モテ、帆柱行〇行恐仆誤テ、蒙古ノ船指カケ、思切テゾ乘移、散々ニ切廻、多敵首共トリ、其中大將軍ト覺テ、玉冠キタリケル者ヲ生捕テ、前ニシメツケテ歸ケル、

〔東寺百合文書〕は之部一至廿四〕東寺御領若狹國太良庄百姓等謹言上

欲早被改當地頭御代官以正直憲法御使一有御年貢物御收納由被仰下子細事

右於當庄御所務者、以往御下知分明之上者、爭百姓等違先例可構申虛言之哉、然而當地頭御代官者、爲當庄末武名主職之、往古御公事通乍御存知之、違先規被張行非法之間、百姓等佗傺之條不便次第也、且當御領御一圓之上者、成百姓等悅喜思開喜悅眉處、曾以御寬宥之儀無之、凡於當御公事

等者、超過往古御例幷前代之時、被責仕百姓等條、無術次第也、凡當時望西秋之期、依不絶愁吟之勤、子細恐々言上、（○中略）以前條々大概如斯、就中當地頭御代官脇袋殿當庄御庄務先例、幷寬元寶治永仁御下知狀等及御和與狀、皆以乍有御存知之、令違往古之御例、將又背前代關東御領之例、悉以被張行非法橫法之上者、早被改當地頭御代官之、以御憲法之御使、御年貢可有御收納之旨、爲被仰下之百姓等一味神水仕、恐々言上如件、

建武元年八月

〔大乘院寺社雜事記〕文正二年三月一日、一就德政事、木津土民致緩怠之間、來月ニ可有發向之由、寺門一同及神水、

〔相州兵亂記〕四高野臺合戰之事

武州江戸ノ住人ニ太田源六資高ト云人、大力剛兵ノ譽レ八州ニ双ビナシ、（○中略）其ノ弟ニ太田源三郎同源四郎トテ、大力ノ兵ドモアツマリテ云ケルハ、（○中略）イザヤ同名美濃守入道三樂齋ト相談シ、房州ノ里見義弘ト引合、江戸ノ城ヲ責落シ、永ク豐島郡ヲ知行シテ、本ヨリ道灌ノ跡ヲツイデ、江戸ノ城ヲトルベシト思フハ如何ニト云ケレバ、二人ノ弟ドモ最可然トゾ進ミケル、此程ノ大事ナレバ、左右ナクハ云ハジトテ、彼源六郎ガ菩提ノ寺、法音寺ト云法華寺ノ番神堂ニ集リ、神水ヲ呑ミ、此事思定メヌレバ二度返スベカラズト敬白シ、扨太田三樂方ヘ此由ヲ云ツカハス、

〔松陰私語〕一源慶（○新田明純）大驚思召條、（○中略）入道老後之無首尾、對他家至于末代、本意之外也、然者一味同心可致神水之由被思召立、同（○明應三年）七月廿三日金山悉招上、御神水之旨三箇條也、其詞云、

一都鄙之大途之外、他家爲合力不可出當方之勢衆事、

一背此旨、他家合力者、雖爲一子之兵庫、號不孝、永可致勸當事、

一於當方定置壁書條々有之、國繁爲代官執行、爲廉直旨、公私可致諸沙汰事、
右條々、其誓詞曰、上天下界之神祇以下如常、如此先祖斷而被定置、破誓言而他家之合力、更以非當方之家訓、私曾釋之車馬乎、太以不可然者也、但於都鄙之大途者、可奉守其言者也、明純御父子神水之御座無御出御依之御父子共御儀絕、〇下略

〔松陰私語二〕源慶院殿被定置三箇條御神水之先言、都鄙上意之外ニ、爲他家合力、當方之衆不可出之旨、以神誓被仰定、各乍存知不被守其先證事者、不可然歟、各以自專之儀破先賢之側訓者、天道可有之也、〇下略

〔藤葉榮衰記下〕須賀川上下神水之事
爾程ニ、須賀川御旗本衆二心ナク、上下志ヲ一ツニシテ、殘ラズ登城アリテ被申ハ、西方衆草ノ風ニ靡クガ如ク、正宗ヘ皆ナ思寄ケレバ、當地ノ人ノ心ヲ我レ存ゼズ、又膝ヲ交エ肩ヲ雙ブル傍輩モ、某ガ心ヲ不可被知、今度無二心命ヲ捨テ、伊達勢ニ向ヒ防ギ戰ヒ、武勇ノ働キヲセラレント被存詰衆ハ、身不肖ナリト云トモ、志ヲ一筋ニ守リ、心底ヲ白地ニ顯ハシ、誓文ヲ以テ互ニ傍輩ノ中、疑心ナク一味同心ニ合戰シテ、我モ人モ討死センニハ、何ノ恨カ有ラント云ケレバ、此儀可然トテ、千用寺秀藝法印ト如林寺明良法印ト、兩寺登城有テ、明良法印誓文ヲ遊シ、熊野ノ牛王ヲ灰ニ燒テ酒ニ呑ケル時ニ至テ、誰人モ飲始ル方ナク、小時滯リケル處ニ、濱尾三河守被申ハ、此酒只今ノ內此ヘ被參タル程ノ人、上下共ニ呑ザルハ一人モ有マジ、早ク呑タル者ハ罰ヲ蒙ムリ、遲ク呑タル人ハ神罰ヲ不當ザルニハアラズ、前後ノ吟味モ不入、盃ノ禮モ不可入ル也、然リト云ドモ天正九年七月廿三日ニ、盛義御遠行ヨリ以來、當年九月ニ至リ、指引御仕置等萬事濃州次第ニ候得バ、貴殿御呑初メ、須賀川衆ハ何レモ次第不同ニ被呑テ可然存ルナリト被申ケレバ、濃州聞給テ、尤ノ儀ナリ、左アラバ某呑テ各ヘ進上トテ、下戶ナレドモタブ〳〵一ツ請テ呑給ヒケレバ、其後

起請文名稱

御旗本衆進出テ、廣言吐テ呑給ケレバ、町人下々迄勇ミ進ンデ不レ殘呑ニケリ、

〔下學集 下 態藝〕起請(キシヤウ)。誓文(セイモン)。

〔運歩色葉集 幾〕起請

〔易林本節用集 幾 言辭〕起請文(キシヤウモン)

〔野槌 下 四〕起請文と云事、もろこしに盟誓をたて、、牛馬の血をすゝり、其詞を記して、土にうづみ、約する處、若そむけば、此牛のごとく、きりほふらるゝ罪にあたらんと、諸神にちかふ也、○中略日本紀に、誓約の字をうけひとよめり、起請の字、是訓によりて、うけをたつるといふにや、なをおぼつかなし、

〔松の落葉 四〕起請

續日本後紀十二の卷、承和九年のくだりに、大宰大貳上奏四條起請といふことあり、其四條を見るに、みなもとしか〳〵せしことをあらためてかう〳〵せんとこへるなり、發起して請ふこゝろにぞありける、今の世にちかふこゝろにいふは、いたくたがへり、

〔貞丈雜記 九 書札〕一起請文と云ふ事は、事を發起して、主君へ請ひ願ひ奉る狀の事也、三代實錄に見たる小野春風が起請、不慮の用心の爲に、御調物に奉る布を以て、保侶一千領と糒袋とを作り置きたき由請ひ奉りし文也、又誓詞を書きのべたる起請文も、神佛へ對し、神罰佛罰を請ひ奉る文也、佛神に對しての起請文は、慈惠僧正より始りし也、

〔世事百談〕起請

徒然草に、起請文といふこと、法曹にはその沙汰なし、いにしへの聖代、すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを、近代此事流布したるなり、○中略

〔官職制度考 五 制度〕堅メ

起請文起原

堅と云事有、大小となく官人と成時は、其官夫々取計ひ樣の條目あり、其掟條目の泄り堅相守り、奉レ職無狀有まじきとの誓約して、神文に血判する、是を堅と云、其堅の不レ濟しては、官の密事簿書簡牘等披閲する事を不レ免、事を取調する事ならず、此神文は慶長十八年五月、東照神祖、浮屠氏に命じて、文を作らしめ、天下に詢達す、神文式あり、世の人知る所なれば不レ贅、○下略

〔平田寺文書〕

絁伍佰疋　綿壹千屯　布壹仟端

稻壹拾萬斤　墾田地壹佰町

以前、捧二上件物一、以二花嚴經一爲レ本、一切大乘、小乘、經律、論抄、疏章等、必爲二轉讀講説一、悉令二盡竟一、遠限二日月一、窮二未來際一、敬納二彼寺一、永爲二學分一、依二此發願一、太上天皇沙彌勝滿○聖武天皇諸佛擁護、法藥薫質、萬病消除、壽命延長、一切所願、皆使二滿足一、令二法久住一、拔二濟群生一、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成二佛道一、

復誓、其後代、有二不道之王、邪賊之臣一、若犯若破、障而不レ行者、是人必得下破二辱十方三世諸佛菩薩、一切賢聖之罪一、終當上落二大地獄、無數劫中、永無二出離一、復十方一切諸天、梵王帝釋、四天大王、天龍八部、金剛密跡、護法護塔、大善神王、及普天率土有二大威力一天神地祇、七廟尊靈、并佐命立功大臣將軍之靈等、共起二大禍一、永滅二子孫一、若不レ犯觸一、敬勤行者、世世累レ福、紹二隆子孫一、共出二塵域一、早登二覺岸一、

天平感寶元年閏五月廿日

勅

奉　勅　　正一位行左大臣兼太宰帥橘宿禰諸兄

右大臣從二位藤原朝臣豐成

大僧都法師行信

〔古今著聞集十六興言利口〕賀縁阿闍梨と聞えし人、何事の意趣の有けん、慈惠僧正を濫行肉食の人た

起請文制度

るよし、不實利口を申たりけるを、僧正かへりきゝ給て、いきどほりて、起請文を書て、三塔に披露せられけり、其詞に云、

若謂㆑令㆘破戒無慙之僧住㆗持天台座主㆖者、恐貽㆓狐疑於先賢㆒、方致㆓猥藉於後輩㆒者歟、因㆑茲今對㆓三寶㆒披㆓陳此事㆒、

持律の人に、そら事を申付たるむくいとて、くるひありきけるとぞ、起請のおこりこれなり、

〔徒然草 下〕比叡山に、大師勸請の起請といふ事は、慈惠僧正書始給ひけるなり、起請文といふ事、法曹にはそのさたなし、いにしへの聖代、すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを、近代此事流布したる也、又法令には、水火に穢をたてず、入物にはけがれあるべし

〔御成敗式目追加〕一諸人相論事

右證文顯然之時者、不㆑及㆓子細㆒、若證文不㆓分明㆒者、可㆑致㆓叙用證人申狀㆒也、又證文顯然之時者、證人申狀不㆑能㆓叙用㆒歟、又證文與㆓證人㆒共以不㆓分明㆒者、可㆑及㆓起請文㆒歟、證文證人顯然之時者、不㆑及㆓起請文㆒也、

〔新御式目〕政務事 正應六五廿五(五一本作㆑七)評

任㆓先例㆒可㆑被㆑召㆓評定引付衆、幷奉行人等起請文㆒、且不可㆑取㆓賄賂㆒之由、可㆑被㆑召㆓奉行人誓狀㆒、於㆓無足之輩㆒者、可㆑有㆓御恩㆒、至㆓廉直之仁㆒、可㆑致㆓賞翫㆒歟、

〔殿中申次記〕定申次御法條々

一依㆓歡樂㆒不參之時者、兼日以㆓誓文狀㆒可㆑被㆑申㆑之、〇中略

正月朔日　長祿二戊寅　御對面記

〔憲教類典 三ノ十四 病氣〕慶安五壬辰年

御供番之時、御番衆煩之節、組頭江斷狀、

一筆致㆓啓上㆒候、私義明日之御供番ニ可㆓罷出㆒候得共、何煩ニ而、日木之神、御供番可㆓相勤㆒體ニ無㆓御座㆒

候間、御斷申入候、恐惶謹言、
右ハ御書付ニ而者無ㇾ之候間、取調之上可ㇾ相除ㇾ候、
慶安五壬辰年
親類緣者煩ニ付而、御番衆組頭江斷狀、
一筆致ㇾ啓ㇾ上候、私義明日之御番可ㇾ罷出ㇾ候得共、何親類以之外相煩、難ㇾ見放ㇾ體ニ御座候、日本之神、右之通僞ニ而無ㇾ御座ㇾ候間、御斷申入候、恐惶謹言、
右ハ被ㇾ仰出ㇾ候御書付ニ而ハ無ㇾ之候間、取調之上可ㇾ相除ㇾ候、
慶安五壬辰年
長病ニ而小普請出候事〇中略
一病者ニ候まゝ、小普請ニ入申度由被ㇾ申候ハヽ、樣子承、其上以誓口小普請出し可ㇾ申事、〇中略
一病後御番計相勤、御供番斷之衆、五ケ月過候ハヽ、被ㇾ致ㇾ誓紙ㇾ候樣に可ㇾ申ㇾ渡候事、
〔政談〕四當時誓詞ト云コト盛ニテ、御作法ノ樣ニ成、役替ノ度々ニ誓詞ヲシ、駕籠ノ誓詞、又ハ病氣ノ斷ニ誓文狀ヲ出スコト不ㇾ宜コト也、聖人ノ法ニ、誓詞ハ出陣ノ前ニスルコト也、夫モ軍兵ニサスコトニハ非ズ、大將ヨリ士卒ヘ向テ、賞罰如ㇾ約ㇾ束少モ違ヘマジキト云誓詞也、總ジテ末長キコトニハ、誓詞ハ守ラレヌ者也、永キコトニハ氣弱ミ、失念モ有テ、誓詞ヲ破ルコトアル物ナル故、誓詞ハ一旦ノコトニ限ルベシ、其上度々誓詞ヲスレバ、馴コニ成テ、神明ヲ畏ルヽ心薄ク成故、却テ僞ヲ敎ル媒ト成也、誓詞ト云コトモ世間ニ無テ不ㇾ叶コト成ニ、セイシヲ破ル樣ニスルハ、宜シカラザルコト也、一旦ノコトニ用ユレバ、人ノ心ヲ堅メ、誓詞ノ德有、駕籠ノ誓詞ハ、先第一奉公人ノ年多ハ、實ノ年ニ非ザル故、最初ヨリ誓詞ヲ破也、駕籠ハ其頭其主人ヨリ斷ナレバ、誓詞無テ不ㇾ苦事也、奉公人ノ虛病ヲ構ルコトモ詮方無コト也、虛病ニ樣々ノ子細有、勝手

ハタト不成故、虚病ヲ構ルコト當時多キコト也、扨ハ殊ノ外ニ不足成人ヲ、親類寄合テ虚病ニ申立ルモ有、扨ハ殊ノ外肥滿シテ勤難成故、病氣ト云モ有、扨ムラ氣成コト有ヲ、癇氣ト云立レバ、身上不立故、病氣ト申立サスルモ有、又ハ述懷ノ筋ニテ虚病ヲ構ルモ有、又ハ强チニ述懷ニテハ無レドモ、時節ヲ考テ引込モ有、又頭ト不和成故、引込ベキ爲ニ病氣ト云モ有、又ハ恥辱ヲカキヌルコト有テ、面白無テ引込モ有、不如意ニテ御奉公勤ラヌ人ヲバ、其頭其支配ノ世話ニスル心深クバ、如何樣ニモ可成コト也、不足成生付、或ハムラ氣成者ハ是又其頭其支配ノ世話ニシテ、家ノ潰レヌ仕形尤也、肥タル人抔ハ、肥滿シテモ相應ノ務ル役儀可有、當時ハ家筋極テ、外ノ役ニハナラヌコト故、病氣ト云ヨリ外ノ仕形ナシ、述懷ノ筋ガ頭ト不和ナル抔ハ、甚惡コトノ樣ナレドモ、皆意地アル者ニ有コトニテ、箇樣成人器量アル者多、古ノ明君名將ハ、左樣ナル者ヲバ樣々ニ誘宥メテ、引出ス樣ニ仕玉ヘルコト多、恥辱ヲカキタルコト有テ、病ト稱スルハ、士ノ意地ナレバ、捨ラレヌコト也、古ヨリ志有人、奉公ヲセマジキト思フ時ハ、病ト稱スルコト古禮也、射ハ男子ノ爲サデ不叶業成故、射禮ノ時ハ、不得手ノ人ハ射ハ不得手ニテ候トハ云ズ、皆病ト稱スルコト有、亦堂上方ニテ歌ノ御會ノ時、歌不得手成人ハ、所勞ノ子細アルト云コト、皆上ヘ對シテ僞ヲ云フトテ、不忠ノ沙汰ニハ成ラヌコト也、殊ニ時節ヲ考、惡人ノ上ニ有時ハ、病ト稱シテ引籠ヨリ外ニ仕形ハ無コト成故、古ヨリ虚病ヲ構ル人ニ、賢者ハ多キ也、只若キ御主人抔ノ虚病ノ疑甚キヲ、時ノ執政其疑ヲ晴サムタメニ、誓文立サセタルニ、今ノ世ニハ例ト成タル可成、サレドモ當分ノ埒ヲ明タル迄ノ仕形ニテ、誓文ニハ虚實ハ知レヌコトナレバ、詮モ無コト成上ニ、跡ニ殘テ見レバ、僞ヲ敎、神明ヲ無物ト思ハスルコトニ成テ、甚不宜コト也、其支配頭組子ノ治ヲ、職分ノ第一トスルナラバ、誓文狀ヲ出サズトモ、自ラ虚病ハ少キ仕形可有也、國方抔ニテハ組頭ト云者ハ、一組ノ士ノ病氣モ、幼少モ、息災ニテ勤ルモ、皆同ク支配シ、扨

戸ノ勤ハ、別ニ番頭ト云者有テ、其下知ヲ承テ勤ルコトニテ、其組頭ノ支配ノ中ヨリ、番代ヲ以番頭ノ下ヘ遣ス時、病氣幼少ノ者ニ當レバ、一組ノ内ヨリ外ノ人ヲ代ニ出シ、其本人ヨリ割合ヲ遣ス故、身上ノ不成者、病氣幼少ノ代ヲモ願テ、ヒタモノ勤ルコト、御當地ノ取人ノ如シ、杖割合ヲ出スコトユヘ、勝手ニ不宜バ、自ラ虛病ハ少キト承ル、箇樣成仕形ヨク詮議セバ、如何樣共可成コト也、兎角當時ノ誓詞ハ御作法ノ樣ニ成ニ、詮ナキコトナレバ、一向ニ停止アリテ、只大名ノ國元ナドヘ御目付ニ行コト抔其外ニモ、其時ニ取テ當坐切ノ御用ニバカリ、大切ナルコトニ誓詞ヲ被仰付可然也、

〔地方落穗集七〕撿地役人の事

一撿地被仰付候節は、掛リ代官幷御勘定役下役竿取之者罷越也、御代官勘定役は不及誓詞下役竿取ハ誓詞被仰付御代官御勘定行候也、

〔書札法式中〕一起請文可書樣之事

敬白　起請文之事

一於向後者、如何之儀候共、直談可申明事、

一互申合條々、聊モ別儀有間敷事、

一無二申談上者、少も隔心申間敷事、

右條々於令違犯者、日本國中六拾餘州大小神祇、別而伊豆箱根兩所權現三島大明神、殊氏神御罰可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正二年五月三日　　飯尾大和守長勝判

松本左衛門佐貞元判

秋庭備中守殿

凡此趣也、其宗旨により、佛名神名、日蓮宗抔は三十番神など改書べし、各の神おろしの内へ書事勿論之儀也、一篇不可心得、此外靈社七枚起請文など云事有、又宛所の事、其人に宛不書事もあり、時によるべし、又門弟になりたる時、師弟々起請取替事有之、門人よりは、致傳授候數箇條、雖爲一事他見仕間敷候など、有べし、師匠よりは令傳授候事、少も不相殘など、文言色々可有之、連判之時は、奥次第賞翫之人を書べし、又裏書抔も奥次第上り也、

〔諸役誓詞前書上〕罰文

梵天帝釋四大天王、總日本六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請如件、

諸向御役儀之起請文前書

但老中之宅、或ハ十一日式日評定所、判元見之、

老中、若年寄、御側衆、右衛門督殿、刑部卿殿、御守、井奥向衆、御同朋頭ハ、奥向ニ而判元有之、

中奥御小姓御番ハ若年寄之宅、判元有之、

起請文前書

一今度所司代被仰付候上は、聊以御後闇儀不仕、諸事依怙贔引なく、正路に相計可申事、

附、御威光を以、身威勢專に仕覺悟持申間敷事、

一禁裏御所方御用等之儀精を出し、萬端御爲能樣可仕候、先例有之儀たりといふとも、公義御爲に如何與存候儀は、遠慮仕間敷事、

附、堂上方と親族緣類たりといふ共、取わけて入魂致まじき事、

一京都諸寺社井町人に至迄、公事訴訟に、順路に沙汰可仕事、

一奉對御爲何事によらず心付候事は、各々可申達候、縱上意之儀候共、御爲不可然儀は可申上事、

一諸役人御用相談之儀、我意を不立樣相愼、心底を不殘可申談事、
一御用之儀被仰出無之以前、外江もらし申間敷候、勿論御隱密之儀は年寄共江も申聞間鋪事、
一御一門方始諸大名不依誰人、奉對御爲以惡心申合一味仕間敷事、
右之條々、雖爲一事、於致違犯者、

罰文

年號月日

老中不殘

立合之大目付壹人〇以下略

〇德川幕府諸役人ノ起請前書ノ事ハ、官位部德川氏職員總載篇誓詞條ニ、乘物御免起請ノ事ハ、器用部駕籠篇乘物駕籠願條ニ在リ、並ニ參看スベシ、

〔書札拔要集〕一起請文書樣之事 附 女中誓紙之事

箇條多き時は、發端之作りに、敬白起請文前書の事と書、一色之時も、敬白起請文前書と計書キ、事の字を書ぬ也、女中も同文言、男は行字に書、神おろしは楷眞也、女中は行草まぜ書、神おろしは行文字也、ケ條多き時は、右條々と書、一ケ條の時は、右於相背者と書、扨白紙の上へ牛王を繼ぎ、其繼目へ掛て梵天帝釋を書也、

一牛王讀やう血判之事

牛王を裏がへして、前の紙の上へ横に張り書也、血判も男は左の藥指の血を付ル、女は右の藥指の血を付る、先牛王をいたゞき、自筆にて名乘判形を書、小刀にて指をやぶり、上血をしぼり取、二番目の血を小刀の先ニ付、名乘の判形の間に付る也、女は名の下に付る、

〔地方落穗集七〕誓詞文言并罪文認方故實之事

一公義御爲を專一ニ仕、少茂後闇き儀仕間敷事〇中略
右の條々、急度相守可申候、若於相背者、
梵天帝釋、四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、
天滿大自在天神部類眷屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、依起請如件、

年號月日　　何之某血判　名乘書判

右字數六十六字、日本國中六十六ヶ國の神祇を勸請する意なりと云々、

〔一話一言十三〕一起證文の字配書樣左のごとし、古法也といふ、

梵天帝釋四大天王、總日本國中
六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根
兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、
天滿、天自在天神部類眷屬、神罰
冥罰、各可罷蒙者也、仍起請如件、
年號何年何月何日何年ノ下ニ支干ハナシ　苗字名判名乘不書
宛所
宛名は其日出席の老中大目付兩人計也

評定所御用番、御老中御宅、兩所之内にて誓詞被仰付、奧御奉公被仰付候へば、其日御城にて誓詞被仰付候也、誓詞の節、追付其席へ出んとする前に、左の藥指を爪際の處を少皮をはねて置、血判する時、其所を小刀の先にて少の突ば、其儘血出てよし、幾度も突は見苦し、鼻紙を貳枚ほどもみて、右の袂に入置、其紙にて指の血を拭事のよし、扨又小刀をさす時に、脇ざしを差たるまゝにて小刀も差べし、差よきとて小刀櫃を上にすれば、脇差に反りを打樣にみへてあしき

也、心を付べし、血を右の手の藥指に附て、居判の穴の白き處におす也、墨の處に附れば、見えかね候故也、血判して跡にて誓詞をいたゞく人あり、夫はあしき也、

姓名 花押 此邊に血を押す

起請文用紙

〔半日閑話 六〕國々にて替りたる儀の事

一蝦夷人は誓詞に判官殿を書入けると也、○中略

一豊後の府内邊にては、蛸を誓文に書入けるとなん、是をたづぬべし、

〔政談 四〕誓詞ノ文言ニ、別シテハ伊豆箱根兩所權現ト書ク事、文盲ノ至也、是ハ貞永式目ニ有コトヲ、書札者ノ手本ニ書出シタルヲ、何ノ詮議モ無用タル也、貞永式目ハ北條家ノ公事ノ裁斷ノ依怙ヲサセ間敷ト云誓文也、北條ノ所在ハ伊豆也、鎌倉ハ箱根ニ近キ故、伊豆箱根ト書タル也、今ハ國隔リ、伊豆箱根ノ權現ヲバ、平生ハ信ゼヌニ、日本國中何方ニテモ如此書コト、埒モ無事也、其所ニテ第一ニ尊敬スル神社ヲ可用事也、

〔安齋隨筆 後編 七〕一誓文狀に、伊豆箱根三島大明神を書入る事、貞永式日ノ起請文に、總日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也とあるを本にして書也、是は鎌倉にて、貞永年北條泰時が評定所にて、理非決斷の爲に、貞永式目の書を撰て、評定裁斷に私曲すまじきと云誓文也、伊豆、箱根、三島明神、鶴岡八幡、荏柄天神等は皆鎌倉近邊之神社なる故、是等の神名を擧て誓たる也、他國にては其の國中ノ神に誓ふべき事也、然れども今德川の御家にては、武藏國ノ神をば用ひられずして、伊豆箱根三島三社の神名を誓文に用ひ玉へり、子細ある事なるべけれども、其意味は知らず、○下略

〔書札袖珍寶〕牛王を上につぐ事、神を恐れて、白紙より上に是をつぐなり、牛王をひるがへして、裏に可書之、中古此かたの例なり、一熊野牛王、二はちまん牛王、三勢田牛王、四山王牛王、五白山、六富

士、七大峯之牛王、御きしやう如常、但紙と牛王の祈は如右也、私曰、七所の牛王無之時は、熊野牛王計七枚にて可書之也、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〇文治元年五月廿四日戊午、源廷尉義經如思平朝敵訖、剩相具内府參上、其賞兼不疑之處、日來依有不儀之聞、忽蒙御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛徒渉日之間、愁鬱之餘、付因播前司廣元、奉一通歎狀、廣元雖披覽之、敢無分明仰、追可有左右之由云云、

彼書云

左衞門少尉源義經、乍恐申上候、意趣者、被撰御代官其一、爲勅宣之御使、傾朝敵、顯累代弓箭之藝、雪會稽耻辱、可被抽賞之處、思外依虎口讒言、被默止莫太之勳功、義經無犯而蒙咎、有功雖無誤、蒙御勘氣之間、空沈紅涙、〇中略因茲以諸神諸社牛王寶印之裏、不插野心之旨、奉請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無御宥免、我國神國也、神不可稟非禮、所憑非于他、偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜、令達高聞、被廻秘計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之餘慶於家門、永傳榮花於子孫、仍開年來之愁眉、得一期之安寧、不書盡愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義經恐惶謹言、

元暦二年五月日　左衞門少尉源義經

進上　因幡前司殿

〔太閤記 三〕信長公御父子之義注進之事

壬午六月三日の子の刻、京都より飛脚到來し、信長公、信忠卿、二條本能寺にして、昨日二日之朝、惟任がために御切腹にて候、急御上著有て、日向守を被討平可然之旨、長谷川宗仁より密に申來しかば、秀吉慟せる事不淺、然共さらぬ體にもてなし、四日の朝御馬志るし計持せ陳廻りし給ふ、つねは百騎計めしつれられ見廻給ふが、此事を聞れしより、一志づめ志づめ、堤を打廻り給ひければ、輝元彌降參をぞ請にける、先月下旬より備中、備後、伯耆三ケ國を上可申之條、御和睦之義ひと

へに奉ㇾ賴之旨再三及べり、其の上諸事御入魂に預り候はゞ、向後疎意を存まじき旨、牛王寶印之裏を翻し、上卷の起請文并人質を進上可ㇾ申と、小早川吉川より申來りし也、

起請文種類

〔世事百談〕起請

さて起請文に一枚起請、二枚起請、また七枚起請、百枚起請などいふことあり、義經記に、土佐坊が七枚起請かけること見え、後のものながら室町殿日記、豐太閤朝鮮文書にも、七枚起請といふことゝ見えたり、七枚起請の文をば、かつて友人より得てもてり、文明年間のころ書きたるを寫しつたへたるなり、七枚各文章別なり、そは誓言いく通にもしるしたるものなり、おもふにそのかみは尋常のことは一枚にかき、その誓言の重かるは幾枚にも、かへすがへす書けることゝ見えたり、源平盛衰記に、百枚の起請といふことあり、驢鞍橋に一枚起請、二枚起請、三枚起請といふことも見ゆ、これにて法然上人の一枚起請といふもこれにて明なり、起請といふ文字は、後漢書劉盆子傳に、其餘不ㇾ知ㇾ書者起ㇾ請之といふより出でたり、○下略

一枚起請

〔古今著聞集十二博奕〕花山院右のおとゞ○藤原兼雅のとき、侍共七半といふ事を好て、ありとしある物どもも、夜る晝おびたゞしく打けり、おとゞ制し給へ共用ず、其中にいとまづしき格勤者一人有、もちたる物なければ、其人數にもれてうたざりけり、○中略さる程に、夜明にければ、おのれが一つ著たりける衣をぬぎて、人の錢五百文かりてけり、男のもとへもて來ていふ樣、人の十廿貫にてうたんも、又此少分の物にてうたんも、心をやる事はおなじ事也、我こゝろに、又おもしろし共思はぬ事なれば、あながちにおほくうち入てもせんなしといへば、男ありがたくうれしく覺て、其あした、やがて此錢ふところにひき入て、殿へ持て參ぬ、○中略此錢わづかに五百なれば、あまたゝびに出さんも見苦、たゞ一度にをし出して、打とられなばさてこそあらめと思て、よき程つゞきてまはる所に、おし出してかきたりければ、はやくかきおほせて、一貫に成ぬ、我もいまだ一度も去

り候はねば、どうをば人にゆづり申候はんとて、まはらん所をかきおとさんと思て、又よき程に一貫をおし出してかくに、又かきおほせて、二貫に成ぬ、其時思ふやう、五百をばとりはなちて、本をうしなはで、妻に返しとらせんと思ひて、ふところにおさめてけり、今一貫五百をとて、これは思ひの外の物也、おもふさまにせんと思て、又をし出したるに、かきおほせて、三貫に成てけり、其後は、或は一貫二貫よき程々におし出すに、おほやうは、かきおほせて、卅よ貫に成にけり、此上は今は手あらに振まはじと思ひて、よき程にして、去ばしやすみ候はんとて、卅餘貫の錢取て去りぞきにけり、傍輩共、女牛に腹つかれたる心地してありけれど、今かくかひ付て、後をこそなど思ひゐたり、去程に、此ぬし其夜、やがて仁和寺の妻が本へ、此錢をもたせて行にけり、次の旦、家にて妻にいひあはせて、ゆゝしくことして、長櫃のあたらしき兩三合たづねて、誠にきら〳〵しく去たてゝ、第二日の朝とくかゝせて參たり、先起請文一紙を書て、侍の柱にをしてけり、其起請文に書様、今日以後、ながく博打仕るべからず、過にしかたも仕らぬ事なれど、諸衆の御供して、此度始て此事仕りぬ、自今以後、もし又加様の事仕らば、現當むなしき身と成べし、と書てをしたりけり、

〔一枚起請文〕もろこし、我朝のもろ〳〵の智者達の、沙汰し申さるゝ、觀念の念にも非ず、又學問をして、念の心をさとりて申念佛にも非ず、唯往生極樂の爲には、南無阿彌陀佛と申せば、疑なく往生するぞと思取て、申す外には別の仔細候はず、但し三心四修なんど申事の候は、みな決定して、南無阿彌陀佛にて、往生するぞと思うちに、こもりて候なり、此外に奥ふかき事を存せば、二尊〇釋迦、阿彌陀、のあはれみにはづれ、本願にもれ候べし、念佛な信せん人は、たとひ一代の法をよく〳〵學すとも、一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智の輩に同じ、智者のふるまひをせずして、唯一向に念佛すべし、

爲レ證以二兩手一印

浄土宗の安心起行、此一紙に至極せり、源空が所存、此外に全く別義を存せず、滅後の邪義をふせがん故に、所存を記し畢ぬ、

建暦二年正月二十三日　　源空御判

〔太平記　一〕資朝俊基關東下向事附御告文事

土岐多治見討レテ後、君ノ御謀叛次第ニ隱無ケレバ、東使長崎四郎左衞門泰光、南條次郎左衞門宗直、二人上洛シテ、五月十日資朝俊基兩人ヲ召取奉ル、○中略夜痛深テ誰カ候ト召レケレバ、吉田中納言冬房候トテ御前ニ候ス、主上席ヲ近ケテ仰有リケルハ、資朝俊基ガ囚レシ後、東風猶未レ靜、中夏常ニ危ヲ蹈、此上ニ又何ナル沙汰ヲカ致ンズラント、叡慮更ニ不レ穩、如何シテ先ヅ東夷ヲ定ベキ謀有ント、勅問有ケレバ、冬房謹テ申ケルハ、資朝俊基ガ白狀有リトモ、承候ハネバ、武臣此上ノ沙汰ニハ及バジト存候ヘドモ、近日東夷ノ行事、楚忽ノ義多候ヘバ、御油斷有マジキニテ候、先告文一紙ヲ下サレテ、相模入道ガ怒ヲ靜メ候バヤト申サレケレバ、主上ゲニモトヤ思食レケン、サラバ軈テ冬房書ト仰有ケレバ、則御前ニシテ、草案ヲシテ是ヲ奏覽ス、君且ク叡覽有テ、御泪ノ、告文ニハラ〳〵トカヽリケルヲ、御袖ニテ押拭ハセ給ヘバ、御前ニ候ケル老臣、皆悲啼ヲ含マヌハ無ケリ、頓テ萬里小路大納言宣房卿ヲ勅使トシテ、此告文ヲ關東ヘ下サル、相模入道、秋田城介ヲ以テ告文ヲ請取テ、則チ披見セントシケルヲ、二階堂出羽入道道蘊堅ク諫メテ申ケルハ、天子武臣ニ對シテ、直ニ告文ヲ被レ下タル事、異國ニモ我朝ニモ未其例ヲ承ズ、然ヲ等閑ニ披見セラレシ事、冥見ニ付テ其恐アリ、只文箱ヲ啓ズシテ、勅使ニ返進セラルベキカト、再往申ケルヲ、相模入道、何カ苦シカルベキトテ、齋藤太郎左衞門利行ニ、讀進セサセラレケルニ、叡心不レ僞處、任二天照覽一ト被レ遊タル處ヲ讀ケル時ニ、利行俄ニ眩(メクルメ)キ衄(ハナヂ)タリケレバ、讀ハテズシテ退出ス、其日ヨリ喉下ニ惡瘡出テ、七日ノ中ニ血ヲ吐テ死ニケリ、時澆季ニ及テ、道塗炭ニ落ヌト云トモ、君臣上下ノ禮違

則ハ、サスガ佛神ノ罰モ有ケリト、是ヲ聞ケル人毎ニ、懼恐ヌハ無ケリ、

〔太平記九〕足利殿御上洛事

足利殿ハ、反逆ノ企已ニ心中ニ被思定テケレバ、中々異議ニ不及、不日ニ上洛可仕トゾ被返答ケル、○中略長崎入道圓喜恠シミ思ヒテ、急ギ相模入道ノ方ニ參テ申ケルハ、誠ニテ候哉、足利殿コソ御臺君達マデ、皆引具シ進セテ、御上洛候ナレ、事ノ體怪シク存候、加樣ノ時ハ、御一門ノ跡ナラヌ人ニダニ、御心被置候ベシ、況源家ノ貴族トシテ、天下ノ權柄ヲ捨給ヘル事年久シケレバ、思召立事モヤ候覽、異國ヨリ吾朝ニ至マデ、世ノ亂タル時ハ、覇王諸侯ヲ集テ、牲ヲ殺シ血ヲ啜テ、貳ロ無ラン事ヲ盟フ、今ノ世ノ起請文是也、或ハ又其子ヲ質ニ出シテ、野心ノ疑ヲ散ズ、木曾殿ノ御子清水冠者ヲ大將軍殿ノ方ヘ被出キ、加樣ノ例ヲ存候ニモ、如何樣足利殿ノ御子息ト御臺トヲバ、鎌倉ニ被留申、一紙ノ起請文ヲ書セ可被進トコソ存候ヘト申ケレバ、相模入道實モトヤ被思ケン、頓テ使者ヲ以テ申遣サレケルハ、東國ハ未世閑ニテ、御心安カルベキニテ候、幼稚ノ御子息ヲバ、皆鎌倉ニ留置進ラセラレ候ベシ、次ニ兩家ノ體ヲ一ツニシテ、水魚ノ思ヒヲ被成レ候上、赤橋相州御緣ニ成候、彼此何ノ不審カ候ベキナレ共、諸人ノ疑ヲ散ゼン爲ニテ候ヘバ、乍恐一紙ノ誓言ヲ、被留置候ハン事、公私ニ就テ可然コソ存候ヘト被仰タリケレバ、足利殿鬱胸彌深カリケレドモ、憤ヲ抑ヘテ氣色ニモ不被出、是ヨリ御返事ヲ可申トテ、使者ヲバ被返テケリ、其後舍弟兵部大輔殿ヲ被呼進テ、此事可有如何ト意見ヲ被訪ニ、且思案シテ被申ケルハ、今此一大事ヲ思食立事、全ク御身ノ爲ニ非ズ、只天ニ代リテ無道ヲ誅シ、君ノ御爲ニ不義ヲ退ント也、其上誓言ハ神モ受ズトコソ申習シテ候ヘ、設詐テ起請ノ詞ヲ被載候共、佛神ナドカ忠烈ノ志ヲ守ラセ給ハデ候ベキ、就中御子息ト御臺トハ、鎌倉ニ留置進ラセラレン事、大義ノ前ノ小事ニテ候ヘバ、強ニ御心ヲ煩サルベキニ非ズ、公達イマダ御幼稚ニ候ヘバ、自然ノ事モアラン時ハ、其爲ニ少々被殘置郎從共、

何方へモ抱抱テ隱シ奉リ候ナン、御臺ノ御事ハ、又赤橋殿トテモ御座候ハン程ハ何ノ御痛敷事カ候ベキ、大行不顧細謹トコソ申候へ、此等程ノ小事ニ可有猶豫アラズ、兎モ角モ相模入道ノ申ン儘ニ隨テ、其不審ヲ令散、御上洛候テ後、大義ノ御計略ヲ可被回トコソ存候ヘト被申ケレバ、足利殿此道理ニ服シテ、御子息千壽王殿ト、御臺赤橋相州ノ御妹トハ、鎌倉ニ留置奉リ、一紙ノ起請文ヲ書テ、相模入道ノ方ヘ被遣。〇下略

〔看聞日記〕應永二十五年七月十七日、及晩廣橋有書狀、三位重有、長資朝臣、香雲菴（山田菴號）牛王寶印裏可捧告文之由被仰出狀也、予事是非無承旨間、時宜之趣推察、（北野）牛王寶印書進、其題目、

一内侍局云、日來云、當時總而此蓬屋不經回事、

一猿樂酒宴以下對彼局不張行事、

一總而受生以來不音信之上者、不能向顏事、

此條々僞申者、、、、、仍起請如件、

應永廿五年七月十七日　某判

三位重有、長資等朝臣、香雲菴告文同篇、聊文章替歟、一紙ニ書之、名字判各載之、但山田別紙ニ被書、則付廻遣了、

〔愚耳舊聴記 上〕大光寺責起之事 附小笠原淺瀨石緣組之事

然ル所ニ、淺瀨石大和方ヨリ、小笠原伊勢方エ申遣シケルハ、其許ノ息女、伜安藝方エ申請度候也、於御同心者、可忝候ト、イトコマヤカニ申遣ケル、然共伊勢心ニ思ヒケルハ、大和心中無覺束、家ヲツガセンノ妻ニ、敵方ノ娘ヲノゾム事、若人質ニセントノ計ニヤ可有、其上一身ノ覺悟ニテ是非ヲ難極ト了簡シ、大和方ヨリ某ガ娘ヲモライ申度旨申遣候、一圓難心得、イカヾ可仕候ヤト申上ケレバ、爲信様聞シ召、ヨシ夫ハ計策ニ申越候共、我々モ思フ子細有間、娘ヲ遣シ可被申、若計事ニ

申越候ト了簡ノ場爰可レ成、又大和心實味方ヱ心ヲ通シ付バ、是ニ上コス事アラジ、兎角ノ吉事也、疾ト返事被レ致ヨトテ仰ケル、伊勢畏候トテ、頓テ返事ヲナシタリケル、大和ナノメニ悦ビ、近日祝言相調ベシトテ、雙方祝義ヲ取カハシ、日限迄相究ル也、折々爲信公被二仰出一ハ、我ニ敵タヱスル淺瀨石方ヱ娘ヲ可レ遣イハレナシ、一定伊勢ハゲキ心ノ奥意有トテ、伊勢ヲ押籠玉ヒケル、大和此由傳ヒ聞、於レ某全御敵ニ可二罷成一覺悟ユメ〳〵無二御坐一候、御敵不レ仕心底ヲ可レ掛二御目一爲成トテ、大光寺方ニテ隨一ノ者ニ、藤五郎左衞門ト申者ヲタバカリ寄セ、アヱナク首ヲ打落シ、其首ニ一紙ノ起請文ヲ添テ、大浦ヱコソハ遣リケル、○下略

二枚起請

〔承久兵亂記上〕みつするちかひろをめさるゝ事

ちかひろにうだうは、百よきにてはせさんず、殿上ぐちにめされて、いかにちかひろ、よしときすでにてうてきとなりたり、かまくらへつくべきか、みかたへ參べきかと、おほせくだされければ、いかでかせんじをそむきたてまつるべきよし申ければ、せいしやう〈○承久記作二起請一〉をもつて申すべきよしおほせらる、二まいかきて、きみに一まい、きたのに一まい參らせけり、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜三年九月廿七日、日中名越邊騷動、敵打二入于越後守第一之由有二其聞一、武州自二評定座一直令レ向給、○中略越州聞二此事一、彌以歸往、卽潜載二誓狀一云、至二于子孫一、對二武州流一抽二無二忠一、敢不レ可レ插二凶害一云云、其狀一通遣二鶴岡別當坊一、一通爲レ備二來葉之廢忘一加二家文書一云云、

七枚起請

〔義經記四〕土佐房よしつねの討手に上る事

土佐申けるは、かやうに人のむじつを申候にをいては、わたくしには、申ひらきがたく候、御めん蒙り候て、起請文をかき候はんと申ければ、判官、神はひれいをうけ給はずといへば、とく〳〵起請をかけ、ゆるすべしとの御諚にて、熊野の牛王七まいにかゝせ、三〈○三物語作レ一〉、枚は八幡宮におさめ、一枚は熊野に納、今三〈○三物語作レ六〉、枚は土佐か五たいにおさめよとて、やきてはいになしてのみ

にけり、此上はとてゆるされぬ、土佐ゆるされて出ざまに、時刻うつしてこそみやうばつも神罰もかうふらめ、こよひをば過すまじ物をと思ひける、宿へ歸りてこよひよせずば叶ふまじとて、各ひしめきける、〇中略土佐をからめて參りて候と申ければ、大庭に引すへさせ、ゑんに出させ給ひて、いかに正じゆん、起請はかくよりしてしるし有ものを、なにしに書たるぞ、〇下略

〔嘉吉物語〕さる程に、赤松の大膳大夫〇滿祐殿、白しやうぞくのひたゝれをめされて、三重に居をかきて、金地のにしきのうへに御くびをすへ、御まへにかしこまりて申させ給ふ樣は、あかまつの一門、代々天下の御用にたち、むほんのともがらをしづめて、ふたごゝろなく、奉公にくからぬやから也、〇中略とがもなき我々が一族を、御うしなひあり、ゆへもなく若黨をきつてすてられ、あまさへ我らを御對治あるべきとの御たくみにより、現在にそのむくひありて、我々が若黨の手にかゝり給ふ事、しかしながら御先祖の御起請に、赤松絶ば、我もたえんと、七枚あそばして、八幡と御所樣と、我々が家とに御おき有ながら、それを御わすれにて、かやうの事をおぼしめしたち候ゆへかとおぼゑて候、〇下略

〔毛利家記三〕慶長二年朝鮮へ、又諸勢ヲ可被差渡トテ、元日ニ秀吉公被仰出シハ、安藝宰相コト、今度モ爲大將可差渡ナレバ、其用意可仕由御諚ニ付テ、諸卒ニ用意ノ沙汰マシマス、然バ二月二人數備ト御掟ノ條、數ノ御書付ヲ出サセ給フ、〇中略

條々

一右七人ノ者共七枚起請カヽセラレ、諸事有樣ノ體可申上旨、被仰付候條、忠功之者ニハ可被加御褒美、自然背御法度族有之者、右七人申次第、不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候條、得其意不可有油斷候、〇中略

慶長二年二月廿一日

羽柴安藝宰相どのへ

八枚起請

〔鹽尻 六十六〕或人云、淨土宗に、八枚起請と云ありと聞、何ぞや、云、圓光大師の一枚起請に、聖光上人相傳の一紙を添られし後、記主禪師 鎌倉光明寺の開山 文永六年八月貳拾九日の誓詞、良曉師の正和二年二月十五日の誓、定惠師の康永二年八月廿三日の誓、良順師の應永十年五月廿六日の誓、順譽師の永享五年十一月三日の誓、常譽師の康正二年の誓詞を稱して、八師相傳の法文といふ、是佐介光明寺一流 正流の相承として、元祖の教誡に違はざるしるし也、東常緣入道此相傳を受て後よめる、

誰もしるなもあみだぶの六つの字もつたへてこそは猶とうとけれ

百枚起請

〔源平盛衰記 四十六〕土佐房上洛事

土佐房ガ被ㇾ討ヲ見テ、清經其曉鎌倉ヘ逃下テ、二位殿ニ角ト申ケレバ、アヽ九郎ハ賴朝ガ敵ニハヨク成ニケリ、今ハ憚ルベカラズトテ、弟ニ三河守範賴ヲ、大將軍ニテ、六萬騎ノ兵ヲ相副テ可ㇾ上洛之由被ㇾ申ケレバ、範賴既ニ出立テ、小具足計ニテ、熊王丸ニ甲持セテ、二位殿ニ見參シ給フ、和殿トテモ非ㇾ可二打解一、九郎ガ樣ニ二ノ舞モヤト存ズレバ、上洛事暫可二相計一ト宣フ、三河守小具足解置、努々不ㇾ存二其義一、可二起請仕一トテ不ㇾ可ㇾ奉ㇾ背之由、梵天帝釋下奉テ百日ニ百枚二百枚之起請文ヲ書上タレ共、不ㇾ用シテ、範賴暫被ㇾ宥ケリ、

連署起請

〔吾妻鏡 二十八〕寬喜四年 ○貞永元年 七月十日、爲ㇾ表二政道無一ㇾ私、召二評定衆一連二署起請文一、其衆爲二十一人一、

攝津守中原師員　前駿河守平義村
沙彌行西 隱岐守　前出羽守藤原家長
加賀守三善康俊　沙彌行然 民部大夫
左衞門少尉藤原基綱　大和守三善倫重
玄番允同康連　相模大掾藤原業時

沙彌淨圓左兵衞尉
相州武州、爲理非決斷職、猶令加署判於此起請給云云、
〔吾妻鏡二十九〕天福二年〇文暦元年七月六日、仰家司等、召起請、是奉行事、不論親疎、不論貴賤、各存正儀、可致沙汰之趣也、其衆十七人、

前山城守藤原秀朝　前山城守中原盛長
散位大江以康　散位三善康持
民部大丞三善康連　中務丞大江俊行
彈正忠大江以基　大膳進大江盛行
左衞門尉惟宗　同重通
兵庫允三善倫忠　藤原頼俊、沙彌行忍、
惟宗行通　三善康政改康宗

〔寳簡集四十八〕十津川十八郷庄司等起請文案

敬白
立申起請文事
右起請文意趣者、野川中津川山民等、亂入御山、可致狼藉之由、全無其跡形事候、是一自今以後於御山内、不可射殺打殺猪鹿等羽毛之族候、是二依如此事等、違背御山、結構惡行仕事、至未來際不可違御山御命、是三若於一家一族緣者、境界間有逆惡輩者、隨承及可加制止候、猶於不拘制止輩者、於御山雖被殺害、全不可有其遺恨候、如此等條々事、若構申虛誕者、大師明神金剛天等、日本國中大小諸神御治罰可罷蒙、連署仕一結衆等十八郷山民等身上之狀如件、

文永四年丁卯六月四日　中津川庄司依房在判

北袴後藤次守包在判　　北袴總追補使宗依在判
北袴藤大夫末弘在判　　大谷藤平大夫依眞在判
定使勝蓮在判　　大屋大夫國淸在判
野川押領次大夫國包在判　　大原權追補使依宗在判
大羅地貫主宗依在判

〔花營三代記〕應永廿八年六月廿五日、自御所樣〇足利義持以每阿彌、御方御所樣大御酒甚以不可然、御方伺候之面々、於向後御方御酒被聞食、幷私ニ酒ヲ自御所樣無御免テ不可用之由、以起請文可申上之由、被仰出也、　六月廿九日、可止大酒飮之由起請、熊野牛王裏ニ以連判、畠山中務少輔持淸於宿所、三十六人書畢、註文有別紙、在國其外少々人數ヲ加ヘズ、

〔蜷川家記〕敬白起請文事
一御成敗之趣、万一不叶理致、子細在之者、不貽心底言上仕、縱於當座雖不存寄、有思案仕出之者者、不謂違期可申上之、但至堅固不辨越度者、非沙汰之限事、次就公事不可存無沙汰事、
一雖爲他人奉行、御裁許之篇目相違之由、承及者可申披之旨、對申沙汰奉行人可申之事、
付、就御沙汰公事篇、不可構虛言事、
右兩條、令違犯者、日本國中大小神祇、八幡大菩薩、山王二十一社、天滿大自在天神御罰、各可罷蒙候、仍起請文如件、
長祿二年五月十八日　左衞門尉三善爲衡〇以下人名略

〔建武以來追加〕敬白　起請文事
一御成敗之趣、不叶理致子細在之者、不貽心底可言上、縱於當座雖不存寄、有思案仕出之旨者、不謂違期可申上、但至堅固不辨之越度者、非沙汰之限事、次就公事不存無沙汰事、

一雖爲他人奉行、御裁許之篇目相違之由承及者、可申披之旨、對申沙汰奉行人、可申之、付就御沙汰公事儀、不可挨拶言事、

右兩條令違犯者、日本國中大小神祇、八幡大菩薩、山王廿一社、天滿大自在天神御罰、各可罷蒙也、仍起請文如件、

永享三年十月廿八日　　　飯尾肥前守弟
左衛門尉三善爲秀〇以下十一人連署略

〔東寺百合文書は之五十八至六十二〕再拜々々　立申起請文事

右子細者、就太良庄代官職事、寶泉院與可義絕申條々事、

一公事外者、一切不可申彼御坊出入經廻事、

一於私所用者、雖爲何事、一向可音信不通申事、

一彌五郎事、音信參會之儀、堅可停止事、

此條々內、若雖爲一事、於令違犯輩者、奉始伊勢天照大神、日本國中大小神祇冥道、殊當寺〇東寺鎭守八幡大菩薩、八大高祖、兩部諸尊、伽藍三寶護法善神等之御罰、深可蒙違犯之身者也、仍起請文之狀如件、

長祿三年十一月廿四日　　　彥四郎花押〇以下八人略

〔武田家諸士起請文〕上包ニ奉納下鄕明神願狀

敬白起請文

一以知行幷賄賂以下之所得、雖賴方候、奉對當御屋形樣、不可企逆心事、

一以細事奉對御屋形樣、理不盡不存逃懷事、

一御氣色惡舖人、幷御家中之大身江不可致入魂事、

右雖爲〇爲下恐脫一字事、存違犯者、蒙梵天帝釋、四大天王、總而日本國中大小之神祇、殊ニハ八幡大菩

薩、富士淺間大菩薩、熊野三所大權現、諏訪大明神、甲州三三明神、別而ハ御旗楯無之御罰、於今生享癩病、至來口可致墮在無間地獄者也、仍如件、

永祿九年丙寅閏八月廿三日

文書何レモ同前

馬場美濃守信春
金丸平八殿

山縣三郎兵衞昌景
吉田左近助殿

小山田兵衞尉信茂
吉田左近殿

原隼人助昌胤〇以下署名略之
吉田左近殿

〔聚樂第行幸記〕殿下〇豐臣秀吉つら〳〵行末の事など工夫ましますに、たゞいま雲上になしをかるる人々は、みな殿下の恩惠あさからず、かけまくもかたじけなき殿上の交をゆるされ、この行幸にあひ奉るものかなと、感悅する輩也、子々孫々に至ては、若この叢德をわすれ、無道の事もやあらんとおぼしめして、あらたに昇殿有し人々、尾州の內府、駿州の大納言をはじめ、みな禁中へ對し奉り、誓紙をしてあげらるゝにおいては、悅おぼしめさるべき由也、そのかみ皆人の遺言をなす事、その末期にのぞみて領知財寶をゆづる事のみ也、我世盛んなるおりに、りやうちざいほうをそなへまいらすることそ、誠の心ざしにてあらめと宣ふをきゝて、滿座感涙をもよほし侍りぬ、をの〳〵尤とて、則せいしをかゝせ給ふ、その詞に云、

敬白　起請

一就今度聚樂第行幸被仰出之趣、誠以難有催感涙事、

一禁裏御料所地子以下、幷公家門跡衆所々知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加意見、當分之儀不及申、子々孫々無異儀之樣可申置事、

一關白殿被仰聽之趣、於何篇聊不可申違背事、

右條々、若雖爲一事於令違背者、

梵天帝尺四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊王城鎭守、別氏神春日大明神、八幡大菩薩、

天滿大自在天神部類眷屬、神罰冥罰各可罷蒙者也、仍起請如件、

天正十六年四月十五日

右近衛權少將豐臣利家

參議左近衛中將豐臣秀家

權中納言豐臣秀次

權大納言豐臣秀長

大納言源家―

內大臣平信雄

金吾殿

〔慶長三年誓紙前書〕敬白天罰靈社上卷起請文前書事

一奉對秀頼樣、御奉公之儀、大閤樣御同前に不可存疎略事、

付、表裏別心毛頭存間敷事、

一御法度御置目之儀、今迄如被仰付、彌不可相背候、各相談之儀者、多分ニ可相付事、

一公儀御爲存候上者、對諸傍輩私ニ遺恨を企、不可及存分事、

一傍輩中不可立其徒黨候、公事篇喧嘩口論之儀、自然雖有之、親子兄弟、緣者親類、知音奏者たり共、

依怙贔負を不存、如御法度可致覺悟事、

一御知行方之儀、秀頼樣御成人之上、爲御分別不被仰付以前に、不寄誰々御訴訟雖有之、一切不可

申次之候、況手前之儀不可申上候、縱被下候共、拜領仕間敷事、

一對御奉公衆誰々讒言子細雖有之、同心不可申候、何時も直ニ申屆可隨者候、自然不相屆儀承屆候者、無隔心可令異見候事ニより同心無之候共、遺恨ニ存間敷事、

一公私共以穩密被申聞儀、一切不可有他言事、

一此方一類幷家來之者共、自然背御法度、不相屆族於有之者、無隔心被申聞候者、可有祝著候事、

右條々、若私曲僞於有之者、忝も此靈社起請文御罰深厚ニ可罷蒙者也、仍前書如件、

慶長三年八月五日

江戸內大臣　家康

加賀大納言　利家

但前書誓紙同前一通宛

德善院

淺野彈正少弼殿

增田右衞門尉殿

石田治部少輔殿

長束大藏大輔殿

敬白天罰靈社上卷起證文前書事

一奉對秀賴樣御奉公之儀、大閤樣御同前ニ不可存疎略事、

付、表裏別心毛頭存間敷候事、

一御法度御置目等諸事、如今迄たるべき儀勿論候、幷公事篇之儀、爲五人難相究儀者、家康利家得御意、然上前以急度伺上意、可隨其事、

一傍輩中不可立徒黨候、公事篇喧嘩口論之儀自然雖有之、親子兄弟緣者知音、奏者たり共、依怙贔負を不存、如御法度可致覺悟事、

一對諸傍輩私ニ遺恨を企、不可及存分事、

一五人間之儀、互無隔心、別て令入魂、公儀御爲可然樣ニ可申談候、自然中說於有之者、以直談可相濟事、

一諸事申談儀、多分ニ付テ可相究候、

但五人之中、不和子細在之候而、相違候者、殘爲衆中可相究候、至于時參會之衆中少分にて相究儀有之共、不私相究候上者、存分有之間敷事、

一御算用之儀、手前之事者不及申、私曲存間敷候、何之御代官前も、依怙贔負不存、有樣ニ承屆、公儀御爲可然樣ニ可申付事、

一公私共以御穩密被仰聞儀、一切他言不可仕事、

一此方一類幷家來之者共、自然背御法度不相屆族於有之者、無御隔心被仰聞候者、可忝存事、

右條々、若私曲僞於申上者、忝も此靈社起請文御罰、深厚ニ可罷蒙者也、仍前書如件、

慶長三年八月五日

長束大藏大輔
增田右衞門尉
石田治部少輔
淺野彈正少弼
德　善　院

家康公
利家公

〔伊達家文書四〕起請文之事

一兩殿樣〇伊達綱宗伊達龜千代江不寄何事、直には不及申、人類申候か、或は書付を以成共、此連判之衆、江戶

に而も、仙臺にても、其所ニ有合候衆へ無相談、抽申上間敷候、併急之御用に而相談不能成義ニ候者、壹人にても可申上候、付身之爲を存、誰成共賴申候か、尤書付にても、御前からくり申候手立仕間敷候、

一御爲ニ能事與存候義も、如右之其所ニ有合候連判之衆へ無相談、壹人之思案に而申上間敷候、

一右連判之衆十年之內者、自分如何樣之意趣御座候共、互致堪忍、御用等和談仕可申付候、

前書之通、於相背者、日本六拾餘州之大小之神祇可承御罰者也、

萬治三年子ノ
七月十六日

大條兵庫　宗頼（花押血判）
片倉小十郎　景長（花押血判）
茂庭周防　延元（花押血判）
原田甲斐　宗輔（花押血判）
富塚內藏丞　重信（花押血判）
遠藤文七郎　俊信（花押血判）
奥山大學　常辰（花押血判）

血判起請

古田主膳
重安 血判 花押

〔類聚名物考人事八〕誓紙血判
起請文の後に無名指(クスリユビ)の血を出して、判形とする事も、戰國の習はしに出たるべし、上古はその事見及ばず、男女の交の間にも起請有り、それは小指の血を絞るは、いかなる人の是等の事定めしにや、

〔光榮卿記〕寶永六年十二月十三日、從雅豐卿明晩迄、一紙可認旨、案文來承段申遣、十四日、雅豐卿へ昨日申來一紙書付遣文案、小奉書立紙 奉書ニテ全
一禁裏仙洞新院、御爲不忠之存念、毛頭有之間敷候事、
一不寄何事、御前之沙汰、他言仕間敷事、
一御膳以下、總而あがり物之類、隨分念入、聊無沙汰之儀、仕間敷候事、
右堅可相守候、若於令違背者、可蒙日本大小神祇、別而兩大神宮、氏神春日大明神御罰者也、仍神文。如件、月日血判者追而可有沙汰由也、
寶永　　光榮
庭田前大納言殿
高野前大納言殿

〔兼胤卿記〕寬延三年六月廿五日、未剋過著布衣奴袴、同役同道向豐後守役宅、先達而雜掌持誓書、彼役宅相待、於廊下取誓書、雜掌渡之、入懷中、坐定之後、御附田中出羽守、山木筑前守候末座、予進出取出誓書、附豐州、豐州披見了返之、次硯幷宮蓋等を將來、置予前、予搦墨點筆披誓書、表包置傍、開書展付疊上、日付三字名字等書加、次取針、在硯宮中、左手無名指爪ノ上方、以針差切皮、名字ノ下ニ加血判、加血判之前、所設之疊ヲ置前、其上

（居誓書加血判）乍載宮蓋取廻進豐後守、次附表包、豐州披見訖持入奥ノ方、此間撤硯幷蓋等、豐後守還出述賀詞、申畏存候由起座、歸畢之後向柳原亭、謝同伴之儀、〇中略誓書、調檀紙以同紙爲表包、（折かけ、豐後守より至來之案文之紙之寸法之通ニ調之、表包も同至來之寸法之通ニ調之、）

就傳奏之役儀勤仕、公家武家御爲、聊以疎略存間鋪候、公武御用之儀付而、相役中惡不仕、諸事申合、依怙贔屓無之、糺善惡、正路可致沙汰候、次御用之儀各被相尋子細有之節、不貽心底可申者也、

右於致違背者、可蒙梵天帝釋、四大天王、總而日本國中大小神祇御罰者也、

寛延三年六月廿五日　　　　兼平血判

堀田相模守殿

酒井左衛門尉殿

本多伯耆守殿

松平右近將監殿

松平豐後守殿

傳授起請

〔古今著聞集　五和歌〕彼清輔朝臣の傳へたる人丸の影は、〇中略白河院此道御好有て、かの影をめして、勝光明院の寶藏におさめられにけり、修理大夫顯季卿近習にて、所望しけれ共、御ゆるしなかりけるを、あながちに申て、つゐに寫しとりつ、顯季卿一男中納言長實卿、二男參議家保卿この道にたへずとて、三男左京大夫顯季卿にゆづりけり、〇中略實子なりとも、此道にたへざらんものには、つたふべからず、寫しもすべからず、起請文あるとかや、

〔古今著聞集　六管絃歌舞〕中御門内大臣子息大納言宗家卿、外孫同宗能卿に授られたりけり、六波羅の太政入道〇平清盛嚴島の内侍につたふべきよし、宗家卿に示されければ、歎ながら世にしたがふならひ、力およばで、おとる説を傳へられけり、但他人に敎べからざる由を、まづ起請をぞかゝせ

られける、多好方是を聞て、かの内侍に問ければ、しらざるよしをぞこたへける、此曲〈○雙調曲〉は、宗家卿、冷泉内府にもおしえられたりけるとかや、

〔秦山集〈雜著甲乙錄十五一〉〕伊勢不納神文、卜部安倍毎事有神文、垂加靈社所納神文八通、其他晩年皆火之、八通曰公通卿、曰土御門三位泰福卿、曰出雲路民部、曰梨木左京權大夫、曰梨木弟釆女、曰稻荷神主大山左兵衛、曰植田玄節、曰某也、〈○中略〉

垂加社門人神文三條、一曰、神道傳授無許可不可妄口外、雖許可之後、非其人不可傳之事、二曰、不可以異國之道混說事、三曰、師傳之思義不可疎略事、右條々任神明之照覽、不可違犯者也、年月日、姓名墨判、

〔秦山集〈雜著甲乙錄十五一〉〕血言阿世、神之所忌故、神文墨判而已、無血判、

〔泊洦筆話〕一縣居翁東都へ來られて、門人數あまたありけるか、入門のをり、烏計非言といふものをかゝせしめられき、そは今も世にすなる、入門の誓詞なり、其文は

加茂宇志酒敎賜倍屢

皇御國能上代乃道遠、己痛願斯奴倍里、故名簿乎進底、世其道爾赴奴、伊摩由後敎賜敝留言、遂爾遠里許流時爾之有受波、安駄志人爾私言勢自、且宇志爾對比底爲耶無久異伎之心遠思波自、都底此島計非爾違婆言毛麻久恐伎、天津神國津神多知知志食奈毛、穴畏、

通稱

年號月日　　　　　　　　　姓名　花押

加茂縣主大人爾上

此文を入門のをり、人々に自筆にて、かゝせられしが、岡部の家にちり殘りつたはれるを、先年翁の孫、〈通稱平三郎〉今の家あるじにこひて、おのが家に襲藏す、元文三年〈翁年四十二歲〉より、明和四年〈翁年七十二歲〉にて

發願起請

歿年前年なり二まで二十七人のを得たり、此外にもいとおほかりけんを、散り失せてわづかに殘れるかぎりなり、此なかに小野古道、通稱長谷川謙益、家集一卷、予校正して已に刊せり、日下部高豐、通稱今藏、貞右衞門、家集一卷、予校正して近刊す、橘千蔭、九歲のをりにて、通稱要人といはれし人なり、藤原宇萬伎、通稱河津五郎太夫、家集靜舍集、先年難波人上田秋成校正して上木せり、大伴俊明、柳營侍臣、俗稱山岡左次右衞門、後剃髮號明阿、博覽强記、著書數十部、源綾足、建凉岱、著書數部、今上木して世に傳ふ、平宣長、通稱本居舜菴度會正恭、後改久老、通稱宇治五十槻、などの高名の輩入りたり、

〔廣福寺文書一〕敬奉對三世常住一切三寶、殊者七佛五十餘代佛祖御前、所發願起請文事、

右志願者、靈山少林永平の正宗を護持したてまつりて、法燈を彌勒三會のあかつきにつぎたてまつるべく候、ならびに諸宗においてわたくしなく、身をわすれ、法をおもくして、ながく有爲の樂相に貪せず、一すぢに佛果菩提をもとめ候はん、僧侶を分にしたがひて護持したてまつるべく候、伏願

三寶證明

諸天加護

延元四年六月二日　　武敏花押

〔廣福寺文書二〕敬奉對三世常住一切三寶、殊者鳳儀山七佛五十餘代佛祖御前、誓申發願事、

一外行五常天道之正理、內守解脫生死一大事、可爲自利利他之益候、

一雖爲頭目手足、不可爲法惜之候、

一於眞俗二諦、不敢違師命、一心奉護持正法、可令報謝父母深恩候、此條變違申候者、直罷蒙天罰、可失二世本願候、仍發願誓文如件、

興國三年壬午三月十七日　　藤原武直花押

武家代始起請

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月十九日甲寅、佐々木左衞門尉定綱、中條右衞門尉宗長、爲使節上洛、是將

軍御代始也、京畿御家人等、殊插忠貞、不可存貳之由相觸之、且可召進起請文之趣、所被仰遣武藏守朝政幷掃部頭入道寂忍等之許也、南人去九日出門云云、

〔契利斯督記〕宗門穿鑿心持の事○中略

一國主吉利支丹宗門之仕置善惡有之、○中略農人町人職人等ニ、日本ノ誓詞、南蠻ノ誓詞ヲイタサセ、寺請ヲトリ、其後ハ一年モ二年モ改ノ沙汰無之、サシヲカル、國有、○下略

〔鹿苑寺文書〕吉利支丹ころび申ゑゆらめんとの事

一我々は何年より何年まできりしたんにて御座候へ共、何年の御法度よりころび申候事、うたがひ無之候、今程なにの宗體にて御座候、

一吉利支丹宗旨に成、此前方ねがひ申候事、今に後悔にて御座候間、後々末代きりしたんに立歸る事仕間敷候、同妻子けんぞく他人へも、其すゝめ仕間敷候、自然何方より伴天連參、こんひさんのすゝめと云共、此書物判をいたし申上は、其儀かつて以妄念にもおこし、取あつかう事に同心いたすまじく候、もとのきりしたんに立歸るにをいては、ゑゆらめんとの起請文以テ、是をてつする者也、

一上ニハ天公でうす、さんた、まりやをはじめたてまつり、もろ〳〵のあんしよの蒙御罰、死てはいんへるのと云於獄所、諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱のくるしみを請、重而又現世にては、追付らさるになり、人に白癩黑癩とよばるべき者也、仍おそろしき、しゆらめんと、如件、

寛永十貳年　　何之村

十月　　ころび

誰判

妻子判

右三ヶ條は、ころび候きりしたんに書せ取可ㇾ申候、奥二ヶ條は、總様の百姓共、并召仕の者迄書せ、
庄屋所ニ請取可ㇾ申者也、

亥十月十日　周防印

北山
庄屋
百姓中

强起請

〔源平盛衰記二十六〕兼遠起請事

平家大ニ驚キ、中三權頭ヲ召上テ、如何ニ兼遠ハ木曾冠者義仲ヲ扶持シ置、謀叛ヲ起シ、朝家ヲ亂ラントハ企ツナルゾ、速ニ義仲ヲ搦進スベシ、命ヲ背カバ汝ガ首ヲ刎ラルベシト、被ㇾ下ㇾ知ケレバ、兼遠陳ジ申テ云、此條且被ㇾ聞召ㇾ候ケン、義仲ガ父帶刀先生義賢ハ、去久壽ノ比、相模國大倉ノ口ニテ、甥ノ惡源太義平ニ被ㇾ討侍キ、義仲其時ハ二歲ニナリケルヲ、恩愛ノ道ノ哀サハ、母惡源太ニ恐テ、懷ニ入テイカヾセント歎キ申シカバ、一旦哀ニ覺エテ請取テ今マデ守置テ侍レ共、謀叛ノ事努々虛言也、人ノ讒言ナドニ候カ、但御諚ノ上ハ、身ノ暇ヲ給テ國ニ下、子息共ニ心ヲ入テ可ㇾ搦進ㇾト申、右大將家重テ仰ニハ、身ノ暇ヲ給ハント思ハヾ、義仲ヲ可ㇾ搦進ㇾ之由、起請文ヲ書進ベシ、不ㇾ然者子息家人等ニ仰テ、義仲ヲ搦進セン時、本國ニ可ㇾ返下ㇾ也ト有ケレバ、兼遠思ヒケルハ、起請ヲカカデハ難ㇾ遁、書テハ年來ノ本意空カルベシ、イカヾスベキト案ジケルガ、縱命ハ亡ブトモ、義仲ガ世ヲ知ンコト大切ナレ、其上心ヨリ起ヲ書起請ナラズ、神明ヨモ惡シトオボシメサジ、加様ノ事ヲコソ乞索壓狀トテ、神モ佛モ免レ候ナレト思成テ、熊野ノ牛王ノ裏ニ起請文ヲ書進ズ、其狀ニ云、

謹請　再拜再拜

早依レ有ニ謀叛企一、可レ搦ニ進木曾冠者義仲一由、起請文事、

右上奉レ始ニ梵天帝釋、四大天王、日月三光、七耀九星、二十八宿一、下内海外海龍神八部、堅牢地祇冥官冥衆、日本國中七道諸國大小諸神、鎭守王城諸大明神、驚申而白、木曾冠者義仲者、爲ニ六孫王之苗裔一、継ニ八幡殿後胤弓馬之家一也、武藝之器也、依レ之被レ引ニ源家之執心一、爲レ謝ニ宿祖之怨念一、相ニ語北陸諸國之凶黨一、擬レ滅ニ平家一族之忠臣一之由有ニ其聞一、以濫吹也、早仰ニ養父中三權頭兼遠一、而可レ搦ニ進彼義仲一云々、謹蒙ニ嚴命一畢、任レ被ニ仰下一之旨一、速可レ搦ニ進義仲一、若僞申者、上件之神祇冥衆之罰於ニ兼遠之八萬四千之毛孔一仁蒙天、現世當來永神明佛陀之利益仁可レ奉レ漏之起請狀如レ件、

治承五年正月日　　中原兼遠

トゾ書タリケル、依レ之平家憑モシク思ハレケレバ、中三權頭ヲ被ニ返下一、兼遠國ニ下テ思ヒケルハ、起請文ハ書ツ、冥ノ照覽恐アリ、又起請ニ恐レバ日比ノ本意無代ナルベシ、イカヾセント案ジケルガ、責モ義仲ヲ世ニ立ント思フ心ノ深カリケレバ、本望ヲモ遂、起請ニモ背カヌ樣ニ、當國ノ住人根井滋野行親ト云者ヲ招寄テ云ケルハ、此木曾殿ヲバ幼少二歳ノ時ヨリ懷育ミ奉テ、世ニ立候ハン事ヲノミ深ク存侍キ、成人ノ今ニ高倉宮ノ令旨ヲ給テ、平家ヲ亡サントスル處ニ、兼遠ヲ召上テ乞索壓狀ノ起請文ヲ被レ召畢ヌ、此事默止セン條本意ニ非ズ、サレバ木曾殿ヲ和殿ニ奉ラン、子息共ハ定テ參侍ベシ、心ヲ一ニシテ平家ヲ討亡テ、世ニオハセヨトテトラセケル志コソ恐シケレ、

〔源平盛衰記〕二十三新院嚴島御幸附入道奉レ勸ニ起請一事

治承四年九月廿一日、新院高倉○又嚴島ノ御幸アリ、○中略賴朝追討ノ宣下ノ後、入道又夜ニ入テ參タリケルニ、新院ノ仰ニハ、東國ノ兵亂ノ事、賴朝ハ一人也、討手ノ使ハ三人也、別ノ事アラジ、心安コソ思召、早ク其祈可レ被レ申、先嚴島ヘ被レ參ヨカシ、サラバ是モ思タヽント仰下サル、入道餘ノ嬉サ

破起請

ニ手ヲ合悅泣シテ、關東ヘハ若者共ヲ差下テ候ヘバ、實ニ何事カハ侍ベキ、鳥風ナラバコソ此等ヲ差越テハ賴朝ニ勢付ベキ、皆々禦留ナン、濕シク候、勅定ノゴトク嚴島ヘ御伴仕テ、天下安穩ノ事ヲ祈申ベシトテ、俄ニ出シ立進テ御幸アリ、彼島ニ著セ給テ、御參社以前ニ、入道ト宗盛ト父子二人、院ノ御前ニ參ヨリテ、自餘ノ人々ヲバ被レ除テ、入道被レ申ケルハ、東國ノ亂逆ニ依テ賴朝ヲ可レ追討之由、御宣下ノ上ハ、不審候ハネドモ、源○氏○ニ○一○ツ○御○心○ア○ラ○ジ○ト○御○起○請アソバシテ、入道ニ給御座候ヘ、心安存ジ、イヨ〳〵御宮仕申候ベシ、此言聞召入ラレズハ、君ヲバ此島ニ捨置進セテ歸上候ナント申タレバ、新院少シモサハガセ給ハズ、良御計有テ、今メカシ年來何事ヲカ入道ノソレ申事背キタル、今明始テ二心アル身ト思フランコソ本意ナケレバ、彼起請イトヤスシ、イカニモイハンニ隨フベシト仰有ケレバ、前右大將硯紙執進セリ、入道近參テ耳語申ケレバ、其儘ニアソバシテタビヌ、入道披レ之拜テ、今コソ濕ジク候ヘトテ、ホクソ笑テ大將ニ見セラル、宗盛此上ハ左右ノ事有ベカラズト申、相國取テ懷ニ入テ立給ケルガ、ヨニモ心地ヨゲニテ各御前ヘ參ラセ給ヘト申ケル時、邦綱卿被レ參タリ、アヤシト思ハレケレ共、人々口ヲ閉テ申事モナカリケルニ、重衡朝臣イカニゾヤト阿翁ニサヽヤキケレバ、打ウナヅキテ心得タル體也ケレ共、御伴ノ人々ハ其心ヲ得ズ、國庄ヲ給リ給ヘル歟、イカバカリノ悅シ給ヘルゾ、イト蒼ク思ハレタリ、

〔宇治拾遺物語十一〕今はむかし村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり、○中略色ははなをぬりたるやうにあをじろにて、まかぶらくぼく、はなのあざやかにたかくあかし、くちびるうすくていろもなく、ゑめば歯がちなるものゝ、歯肉あかくて、ひげもあかくてながゝりけり、こゑははなごゑにて、たかくて物いへば、一うちひゞきて聞えける、あゆめば身をふり、かたをふりてぞありきける、色のせめてあをかりければ、あをつねの君とぞ、殿上の君達はつけてわらひける、わかき人たちの、たちゐにつけてやすからずわらひのゝしりければ、みかどきこしめ

しあまりて、このをのこどものこれをかくわらふびんなき事なり、ち丶の御子聞て、せいせずとて、我をうらみざらんやなどおほせられて、まめやかにさいなみ給へば、殿上の人々ゑたなきをして、みなわらふまじきよしいひあへりけり、さていひあへるやう、かくさいなめば、今よりながく起請す、もしかくきゑうやしてのち、あをつねの君とよびたらんものをば、さけくだ物など取いださせてあがひせんといひかためて、起請して後いくばくもなくて、堀河殿の殿上人にておはしけるが、あふなく立てゆき、うしろ手を見て、わすれてあのあをつねまるは、いづちゆくぞとの給てけり、殿上人ども、かく起請をやぶりつるは、いとびんなきことなりとて、いひさだめたるやうに、すみやかに酒くだ物とりにやりて、この事あかへとあつまりて、せめの丶しりければ、あらがひてせじとすまひけれど、まめやかに〳〵せめければ、あさてばかりあをつねの君あかひせん、殿上人藏人その日あつまり給へといひて出給ひぬ、○下略

〔源平盛衰記 四十六〕土佐房上洛事

同日ニ伊豫守○源義經土佐房ヲ召ス、隨召昌俊參、イカニ何事ニ上洛ゾ、ナド又音信ハ無ゾト問、○中略土佐房陳申テ云、全其義侍ラズ、爲散不審、起請文ヲ書進セント云、伊豫守ハ起請ヲ書タレバトテ不可實、其上事和僧ガ心任ヨトイヘバ、昌俊其邊ヨリ、熊野牛王尋出シテ、其裏ニ上天下界神祇ヲ奉勸請起請、文書、灰ニ燒テ呑、宿所ニ歸テ思ヒケルハ、起請ハ書タレ共、今夜不計ハ、惡カリナント思テ、夜討支度シケリ、○中略伊豫守時聲ヲ聞、サレバコソ起請法師ガ所爲也、但其僧ハ尤カラズ、何事カ有ベキトテ、チトモニ不騷、○中略昌俊大原ヨリ藥王坂ヲ越、鞍馬山ニ逃籠、伊豫守兒童ノ時、當寺居住ノ好アリテ、大衆法師原、山蹈シテ尋ケル程ニ、鞍馬奧僧正ガ谷ト云所ニテ搦捕、伊豫守ニ奉大庭ニ引居テ、イカニ和僧ハ、腹黑ナシト、起請書ナガラ、加樣ノ結構ヲバ巧ケルゾ、冥覽在頂、神罰不廻踵、奇怪々々ト云ケレバ、土佐房今ハ助ルベキ身ニ非ト思テ、及惡口、夜討ハ二位家ノ結構、起

請ハ昌俊ガ私ノ所作也、必シモ非冥罰、只自然ノ運ノ盡ニコソ、互ニ其期アルベキト云、伊豫守腹ヲ立テ、シヤ頰打トテ、ツラヲ打セタリケレバ、昌俊不振面、不損顏、只俛マデ打給ヘ〳〵昌俊ガ顏、我ツラニアラズ、是ハ源二位家ノ御頰也、此代ニハ又鎌倉殿、伊豫守殿ノ顏ヲ打給ハンズレバ、思合給ハンズラントト申ス、

〔太平記三十〕慧源禪門逝去事

今年ノ春ハ、禪門〇足利直義又怨敵ノ爲ニ、毒ヲ呑テ失給ケルコソ哀ナレ、三過門間老病死、一彈指項去來今トモ、加樣ノ事ヲヤ申ベキ、因果歷然ノ理ハ、今ニ不始事ナレドモ三年ノ中ニ、日ヲ不替酬ヒケルコソ不思議ナレ、サテモ此禪門ハ隨分政道ヲモ心ニカケ、仁義ヲモ存給シガ、加樣ニ自滅シ給フ事、何ナル罪ノ報ゾト案ズレバ、此禪門依被申、將軍鎌倉ニテ僞テ、一紙ノ告文ヲ殘サレシ故ニ、其御罰ニテ、御兄弟ノ中モ惡ク成給テ、終ニ失給歟、又大塔宮ヲ奉殺、將軍宮ヲ毒害シ給事、此人ノ御態ナレバ、其御憤深シテ、如此亡給フ歟、〇下略

〔太平記三十三〕菊地合戰事

兩陣僅ニ隔テ、旗ノ文鮮ニ見ユル程ニナレバ、菊地態小貳ヲ爲令耻、金銀ニテ月日ヲ打テ附タル旌ノ蟬本ニ、一紙ニ起請文ヲゾ押タリケル、此ハ去年太宰少貳古浦城ニテ、已ニ一色宮内大輔ニ討レントセシヲ、菊地肥後守大勢ヲ以テ後攻ヲシテ、小貳ヲ助タリシカバ、小貳悅ビニ不堪、今ヨリ後、子孫七代ニ至迄、菊地ノ人々ニ向テ、弓ヲ引、矢ヲ放事不可有ト、熊野ノ牛王ノ裏ニ、血ヲシボリテ書タリシ起請ナレバ、今情ナク心替リシタル處ノウタテシサヲ、且ハ天ニ訴、且ハ爲令知人也ケリ、八月十六日ノ夜半計ニ、〇中略夜已ニ明ケレバ、一番ニ菊地次郎、件ノ起請ノ旗ヲ進メテ、千餘騎ニテカケ入、少貳ガ嫡子太宰新小貳忠資、五千餘騎ニテ鬪ケルガ、父ガ起請ヤ子ニ負ケン、忠資忽ニ打負テ、引返々々戰ケルガ、敵ニ組レテ討レニケリ、

起請失

〔吾妻鏡十三〕建久四年八月二日丙申、參河守範頼書起請文、被就將軍〇頼朝是企叛逆之由依聞食及、御尋之故也、其狀云、

敬立申　起請文事

右爲御代官、度々向戰場、畢平朝敵、盡忠以降、全無貳、雖爲御子孫將來、又以可存貞節者也、且又無御疑叶御意之條、具見先々嚴札、秘而蓄箱底、而今更不誤、而預此御疑、不便次第也、所詮云當時云後代、不可插不忠、早以此趣可誡置子孫者也、萬之一仁毛令違犯此文者、上梵天帝釋、下界伊勢春日賀茂、別氏神正八幡大菩薩等之神罰於可蒙源範頼身也、仍謹愼以起請文文如件、

建久四年八月　　參河守源範頼

此狀付因幡守廣元進覽之處、殊被咨仰曰、載源字、若存一族之儀歟、頗過分也、是先起請失也、可召仰使者、廣元召參州使大夫屬重能、仰含此旨、重能陳云、參州者故左馬頭殿賢息也、被存御舍弟儀之條勿論也、隨而去元曆元年秋之比、爲平氏征伐御使被上洛之時、以舍弟範頼遣西海追討使之由、載御文、御奏聞之間、所被載其趣於官符也、全非自由之儀云云、其後無被仰出旨、重能退下告事由於參州、參州周章云云、

〔御成敗式目追加〕定

起請文失條々

一鼻血出事

一書起請文後病事但除本病者

一鵄烏屎〇屎一本作糞懸事

一爲鼠被喰衣裳事

起請雜載

一自身中令下血事但除用楊枝時、并月水女、及痔病者、
一重輕服事
一父子罪科出來事
一飮食時咽事但以打背程、可定失者、
一乘用馬斃事
右書起請文之間、七箇日中無其失者、今延〇今延二字、一本作猶一字、一七箇日、可參籠社頭、若二七箇日猶無失者就總道理、可有御成敗之狀、依仰所定如件、
文暦二年閏六月廿八日〇廿八日、一本作廿一日、
右衞門大志淸原季氏
左衞門少尉藤原行泰
圖書少允藤原淸時〇又見吾妻鏡、

〔吾妻鏡二十七〕寬喜二年五月六日、武州未退出給、去夜盜人事、殊被驚憤之故也、於侍召集自去夜參候之輩、被糺彈、其中恪勤一人、美女一人、有疑殆分、仍參籠于鶴岡八幡宮、可書進起請文之由被仰含畢、十四日、先日嫌疑恪勤美女、依有起請文之失、被糺明子細、追放御所中、件美女引級彼男、令盜犢、令露顯云云、

〔玉海〕壽永三年正月九日己亥、義仲與平氏和平事已一定、此事自去年秋比連々謳歌、有樣々異說、急以一定了、去年月迫之比、義仲鑄一尺之鏡面、奉顯八幡或說熊野御正體、裏鑄付起請文假名云々遣之、因茲和親云々、

〔源平盛衰記二十八〕賴朝義仲中惡事
又淸水冠者事ハ、未東西不覺ノ者候、仰ヲ蒙テ進セ子バ所存ヲ籠タルニ似タリ、召ニ隨テ是ヲ進ス、不便ニコソ思召レメ、義仲角テ候ヘバ、一方ノ固メニハ、憑思召ベシトテ、淸水殿ヲバ岡崎四郎

藤内民部ニ渡シケリ、兩使晨テ鎌倉ヘ相具シ奉ル、宇野太郎行氏トテ、美妙水冠者ト同年ニ成ケルヲゾ、件ニハ具シテ遣シケル、木曾ハ宗徒ノ郎等三十餘人ガ妻ヲ召テ、美妙水冠者ヲバ、汝等ガ夫ノ身替ニ鎌倉ヘ遣シヌ、若冠者惜ムナラバ、兵衞佐東國ノ家人催集テ可推寄、兩陣矢サキヲ合セバ、共ニ可討死、世中ヲ鎭メントノ計ヒニテ、冠者ヲバ兵衞佐ニ渡ヌト宣ヘバ、女房共皆涙ヲ流シツヽ、穴目出ノ御計ヤ、加程ニ思召主君ノ御恩ヲ忘レ奉テ、妻子悲シトテ、何クノ浦ヨリモ落來、夫共ニハ面ヲ合セジ、チヽノ社ノ前渡セシ照日月ノ下ニ、住マジト、各起請ヲ書テ、木曾殿ニゾ進スル、

〔金剛寺文書 一〕謹請起請祭文事

右件起請祭文之意趣者非他事、天野之故也、但於件地頭幷下司職者、依前右大將(○源賴朝)殿御氣色、令進上避文候畢、若乍令進上避文候、至後代欲致妨候者、八幡大菩薩幷王子眷屬可令御知見給之狀、謹所請起請祭文如右、敬白、

建久六年六月十四日　　源義兼在判

〔明月記〕建保元年九月三日、今日基淸適參、此事上皇殊驚思食、奇怪由有天氣云々、二品(○卿二位局)以重房先有理運之勸發、私召取神人殺害者、受前下司之讓、(非相傳之職)不觸領家、不奏事由、不得關東下文、妄押領御領、任意致狼藉由也、陳申旨、於神人殺害者即禁獄、當時猶在獄中、其父猶依有罪科、召誡國守護所、勅例也、仍讓但相傳之職、以馬助實淸觸申寮家了、其後於關東依此男(前下司)深恩、得存命、徼彼下司、爲敵被惱、依思此恩、能觸鎌倉、蒙裁許、罷入御庄、只苅下司分之田許也、是又基淸先年所作之田、爲今下司被苅取報答也、全不及他狼藉、但被仰下之旨尤恐申、此事進去文止沙汰之條、只可隨御定、又委旨申頭弁了云々、即聞此由、又參御所、被問頭弁、頭弁有執奏之旨等、氣色忽和平、重房又密語云、頭弁所被引擧也、尼公爲獻帝曹操、相共可行庄務、此事御所咎思食、爲基淸又不便、彼濕我ばや、武士事

又偏勘當、非公平、且令書起請、可存穩便由示含、急可和解由敎訓云々、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十七日庚午、於六波羅、勇士等勳功糺明其淺深、而渡河之先登事、信綱與兼義相論之、於兩國司前及對決、信綱申云、〇以上三十一字、據島津本補、詮者、入敵陣之時事、打入馬於河之時、芝田雖聊先立、乘馬中矢、著岸之刻不見來、〇中略、兼義云、佐々木越河事、偏依兼義引導也、還迹爲不知案內、爭進先登乎者、難決之間、尋春日刑部三郎貞幸云云、以起請述事由、其狀云、

去十四日宇治被越事

自岸落時者芝田先立トイヘドモ、佐々木勸仍、芝田佐々木ガ馬ノ弓手ノ方ニアリ、貞幸同妻手ノ方ニ磬エタリ、佐々木ガ馬兩人ガ馬ノアルヨリモ、鞭タケバカリ先ツ、中山次郎重繼又馬ヲ貞幸ガ馬ニナラブ、但是ハ中島ヨリアナタノ事也、貞幸水底ニ入テ後事不存知候、〇下略、

〔承久兵亂記上〕はうへ／＼へせんじをくださるゝ事

よしときみて、いまゝでことなかりつるこそ、ふしぎなれ、せんじにも、とうごくのものども、一みどうしんに、よし時もうつてまいらせよと候らん、人でにかけずして、御へんてにかけて、きみのげんざんにいれさせ給へ、ちかくなより給ひそとて、かいつくろひ給ひければ、よしむら口おしくもへだてられたてまつる物かな、〇中略、いくたびも、三代しやうぐんの御かたみにて、わたらせ給候へば、いかでかすてたてまつり候べき、まつたくせんじにもかたより、たねよしがかたらひにもつくまじく候、よしむら二ごゝろをそんせば、日ほんこく中大せうのじんぎ、べつしてみうら十二天じんの、しんばつをかふむりて、月日のひかりにあたらぬみとまかりなるべしと、せいしやうをたてられければ、いまこそこゝろやすくおもひたてまつれ、されば三代しやうぐんよみがへりて、わたらせ給ふとこそ見たてまつれとぞの給ひける、

〔神護寺文書八〕阿部氏起請文案〇端書

このふみ、候ぬ、あまがかきたるものに候はず、まいらせて候はゞこそは候はめ、かへす〴〵あさましく候、もしとしてれせいのさん〈冷泉三位〉にどのにても、すけつぐにても、あしもりのゆづりぶみまいらせて候はゞ、にほんごくのかみほとけのにくまれを、けのあなごとにかうぶり候て、げせ、ごしやう、いたづらにてはて候べし、かつはこのてにごらんじあはすべく候、あなかしこ〳〵、

せうきう三ねん十月廿八日　　　　あべのうぢ在判

〔式目抄　一〕〈追加〉弘長新制云、可仰諸國守護地頭等令禁斷海陸盜賊山賊海賊夜討强盜類事、諸國守護地頭等可致其沙汰之子細被載式目訖、而無沙汰之由依有其聞、如此惡黨等不可見隱聞隱之旨、雖被召起請文於御家人等、猶以不斷絕云々、早仰國々守護、所々地頭、殊可被加懲肅、此上猶惡黨蜂起之由、於有其聞所々者、云守護云地頭、可被改補其職矣、

〔增鏡十七月草の花〕卯月〈〇元弘二年〉の十日あまり、又あづまより、ものゝふおほくのぼる中に、おとゞし笠置へもむかひたりし、治部大輔源尊氏のぼれり、院〈〇後伏見〉にもたのもしくきこしめして、かの伯耆の舟上へ、むかふべきよし、院宣たまはせけり、あづまをたちしときも、うしろめたく、ふたごゝろあるまじきよし、をろかならず、ちかごとふみをかきてけれども、そこの心やいかゞあらむ、かくきこゆるすぢもありけり、

〔梅松論上〕爰に京都より細川阿波守舍弟源藏人、掃部介兄弟三人、關東追討の爲に差下さるゝ所に、路頭にをいて、關東はや滅亡のよし聞え有けれども、猶々下向せらる、かくて若君を補佐し奉るといへども、鎌倉中連日空騷して、世上穩かならざる間、和氏賴春師氏兄弟三人、義貞の宿所に向て、事の子細を問尋て、勝負を決せんとせられけるに依て、義貞野心を存せざるよし、起請文を以陳じ申されし間、せいひつす、

〔明德記上〕此上ハ氏淸ヲ御退治有ベキトテ、樣々ノ御內談共有リケルヲ、奧州〈〇山名氏淸〉傳ヘ聞キ給

テ思ハレケルハ事未定ザルサキニ、朝敵ト成テハ叶ベカラズ、暫ク謀リ事共ノ定ラン程、先日ノ科ヲ謝セン爲ニ、緩怠ノ儀ヲ存ゼズ、短慮ノ狀コソ不思儀ナレ、其詞云、所詮諸方ノ讒訴ナリ、一向御免ヲ蒙バ畏リ存ベキ由、再三歎申サレケレバ、御返事ニハ、不儀繁多ナリト云ヘドモ、先日ノ病ト稱シテ、宇治ヘ成申ナガラ、參セズシテ還御成シ緩怠常ノ篇ニ絕タリ、然トイヘトモ、去難ク歎申上ハ、虛病ヲ構ザル由ヲ告文ヲ書、進上申レバ、御免アルベキ由仰下サレケレバ、京都ハ御由斷有リケル、○下略

〔頼印大僧正行狀繪詞〕六 關東ノ前管領上椙刑部大輔入道道珍○上杉憲春 去三月○天授五年 八日自害ノ剋、舍兄道合土岐善忠對治ノ大將トシテ、數万騎ヲ率シテ上洛ス、暫伊豆ノ三島ニ信宿ス、○中略 道珍自害ニヨリテ、關東野心ノヨシ、洛中ヘ徹スル間、武衞○足利氏滿 驚テ自筆ノ告文ヲ認テ、瑞泉寺古天和尙ヲ使トシテ、將軍ニ陳謝申サルヽ處ニ、五月二日將軍○足利義滿 自筆ノ狀ヲモテ、子細アルベカラザルヨシ返事アリ、

〔三寶院文書〕三 總公文注進狀○傳法院領端書

鎭守講米當年收納分　石手庄分七石三斗一升六合　弘田庄分三石二斗七升七合　山崎庄分九石四斗六升二合　山東庄分三石二斗五升　已上都合二十三石三斗五合

每年下行分三十一石三斗一升　潤月年ハ三十二石九斗五升當年不定分九石四斗四升五合

敬白　起請文事

右意趣者、鎭守講米庄々收納注文、備右、

於此注文者、無一粒姧謀之儀候、若此條僞申候者、奉始日本國中大小神祇、王城鎭守諸大明神、當國鎭守日前國懸、當山勸請三部權現、九社明神御罰於可蒙罷者也、仍起請文之狀如件、

應永十年十一月三日　總公文性意花押

〔東寺百合文書に五十下至五十二上〕申起請文事

□元者於龍法師妻者、爲不調不落□者之間、於向後者、且以不可有屋□出入音信許容之儀候、万一猶有□通儀者、堅可順御罪科、若猶背□□旨申者、可罷蒙□梵天帝釋、下四大天王、五道冥官、太山□君、日月星宿、伊勢大神宮、賀茂、春日、□尾、梅宮、祇薗、北野、總六十餘州太小神□、當寺鎭守八幡三所稲荷、五社伽藍□等御罰於助五郎之身者也、仍起請□狀如件、

寛正四年八月四日　　助五郎花押

〔太閤記八〕天正十一年城主定之事

或曰、宇喜田家運二代相續有し事は、毛利右馬頭元就と秀吉卿と對陣有けるに、宇喜田和泉守直家、備後美作兩國を領し、西輝元、東秀吉、其間に夾て東西弓矢之行を見もし聞もし勘るに、羽柴の家は興るべき方也とみて、家老長船紀伊守、戸川肥後守、岡越前守、花房助兵衛尉をよび寄、相謀りけるは、秀吉卿合戰之行、國々之仕置、毎物はかの行やうを察るに、行々天下をも可計人なり、此人に與し家運をさかへ、忠功有人々の勢を補ひ、萬民を撫育せんと思ふは如何にと、密かに評しけるに、四老奉り、仰尤にはおはしませども、大切なる子供を人質に輝元へつかはしをきしなり、殊に安心之儀をば、いかゞおぼし給ふぞやと申ければ、予亦此事を悲しみつゝ、其用捨骨髄に徹し謀りみるに、今西に在人質は五人也、兩國に在父母兄弟をかぞふれば百人に及べり、五人を捨百人を助けんは國守之勤、鬼神も悦給ふべし、寔順當然之理、諸人を撫するは君主之業なり、所詮直家は順理可撫萬民、もし此義をそむき正理を不知者は人質に付て西へ參候へ、更以恨なし、早いなやの返辭有べし、送届くべしと有しかば、皆直家に同じけり、さらば誓紙を調へよとて、熊野之牛王寶印を以、始終の固をこしらへ、秀吉卿へ小西如淸をして其旨申奉りければ、事の外悦びたまひつゝ、其身の事は不及申、於子孫も全疎意有まじきとの誓紙を、蜂須賀彥右衛門尉につかは

されしかば、直家快悦し侍りて、又四老を呼、秀吉卿より使札之趣を委く談合しつゝ、卽輝元に對し敵の色を可立行を相謀りけり、

〔岩淵夜話上〕一權現樣關東御入國の節、夫までは四ヶ國の御領地にて、御代官被仰付置たる面々の儀、何れも一同に御役御免被遊、當分は伊奈熊藏只壹人に、關八州の御代官を可被仰付と有之節、本多佐渡守被申上候は、熊藏にても、關八州の御代官を只壹人と有之は如何に候、せめては五三人計も被仰付、御尤と被申上候得ども、一同の御免と有之には、思召有ての事故、御承引不被遊、熊藏一人ニ被仰付候剋、熊藏に神文を致させ候樣にと有之誓紙の前書を佐渡守書候へと仰ニ付、硯を取寄、いかゞ認可申と被相窺候へば、初ヶ條に、關八州を我物のごとく大切に可仕事と、御好みに付、其ごとく調へ、次のヶ條を被伺候へば、支配方下々の者に、依怙仕間敷事と書せ候得と、被仰候に付、其通書付、三ヶ條目にはいかゞかゝせ可申と被相伺候へば、最早其分にてよしとある御意に有之候と也、

〔常山紀談十二〕東照宮景勝征伐の御時、小山にて石田兵を西國に起せる告を聞し召、前には景勝が勇將なるあり、西國は皆敵なりと人々驚きたりしに、花房助兵衛職之を召て、汝は近年佐竹が許に有て、義宣が心はよく知たらん、かゝる亂に二心有て、軍を出し、わが歸る道をや塞ぐべき、又義宣謀叛の志あるまじとならば、起請文を書て我に見せよと仰せられしに、花房承り、義宣はきはめて信のあつき人に候へば、別の子細候まじ、只人心の反覆は父子の間も計りがたき事に候、起請文は御ゆるされを蒙るべしと申す、東照宮助兵衛は浮田が家の長臣と聞たりしに、器量の小き男よとて、大息つかせ給ふ、花房かくと後に傳へ聞、われ起請文を書ならば、佐竹二心あらじと、軍兵の疑を散せん爲の仰なりしに、察せずして起請文を書ざりけるこそ口惜けれ、たとひ義宣軍を出したりとも、我何の罪の有べきと深く悔みけるとぞ、

古事類苑

人部二十五

師弟

名稱

師弟ハ又師資トモ稱ス、我國古來尊師ノ事例ニ乏シカラズ、今其著名ナルモノ二三ヲ收錄ス、而シテ師弟ニ關スル事ハ、尙ホ文學部入學篇ニ載セタレバ、宜シク參照スベシ、

〔伊呂波字類抄 志人倫〕師 人有三尊、非父不生、非師不覺、非君不仕、故曰三尊師匠、

〔同 天人倫〕弟子 テシ、

〔下學集 上人倫〕師資 シシ 師弟義也、古語云、善人不善人之師、不善人善人之資也、

○按ズルニ、師弟ノ名稱ハ、文學部入學篇師弟條ニ詳ナリ、

尊師

〔令義解 一職員〕太政官

太政大臣一人

右師範一人、儀形四海、謂師者敎人以道者之稱也、範者法也、○中略 无其人則闕、

〔令義解 九假寧〕凡師經受業 謂師博士也、依律、已成業者是也、私學亦同、 者喪、給假三日、

〔律疏 名例〕八虐 ○中略

八曰不義 謂殺本主、本國守、見受業師、(中略)見受業師、謂見受經業、大學國學者、私學亦同、若已成業者、雖先去學、並同見受業師之例、○下略

〔法曹至要抄 上〕鬪訟律云、毆見受業師者斬、

〔類聚三代格 五〕勅、如聞頃年諸國博士醫師、多非其才、託請得選、非唯損政、亦無益民、自今以後、不得更然、○中略 被任之後、所給公廨一年之分、必應令送本受業師、如此則有尊師之道終行、敎資之業永繼、國

家良政莫要於茲、宜告所司早令施行、

天平寶字元年十一月九日(○又見續日本紀)

〔續日本紀 二十七稱德〕天平神護二年十月壬寅、詔曰、(○中略)吉備朝臣波、朕我太子等坐之時余利師止之天教悟家留多乃年歷奴、今方身毛不敢阿流頁牟物乎、夜晝不退之天、護助奉侍乎見禮波、可多自氣奈彌奈毛念須、然人止之天恩乎不知、恩乎不報奴乎波、聖乃御法仁毛禁給幣流物仁在、是以天吉備朝臣仁、右大臣之位授賜止、勅布、天皇我御命乎、諸聞食止宣、

〔日本後紀 五桓武〕延曆十六年正月己酉、大和國稻三百束施僧正善珠法師弟子僧慈厚、以事師无倦也、

〔文德實錄 九〕天安元年十月丙戌、詔法師等曰、(○中略)僧正眞濟大法師、上表天以爲、故大僧都空海大法師波、眞濟可師奈利、昔延曆年中、渡海求法、三密敎門、從此發揮、諸宗之中、功無與二、所願波、以僧正號將讓于先師者、雖知師貲、其志既而在於朕情、未有許容、仍今先師乎波、大僧正乃官贈賜比治賜不、眞濟大法師乎波、如舊久僧正官留任賜事乎白佐倍止詔勅命乎白、

〔續日本後紀 十七仁明〕承和十四年五月乙亥、於清涼殿行莊子竟宴、先是帝受莊子於文章博士從五位上兼備中守春澄宿禰善繩、是日引善繩宿禰殿上、殊酌恩杯、行束脩之禮、令左右近習臣各賦莊子十篇、管絃更奏、酣暢爲樂、庭燎晣晣、賜善繩宿禰御衣二襲、自外之物、亦稱是也、(○中略)賜近臣祿各有差、當代儒者共以爲榮、

〔台記〕康治二年八月廿四日戊申、大内記藤令明(藤原賴長余師也)俄疾病將死之由、其子敦任告送、卽遣召覺澄阿闍梨、未來之間、遣侍爲時問疾、成佐來云、已死、但未氣絕、于時余召時秋、欲擧樂、余聞之令罷、申刻終覺澄來、卽遣之、歸來云、已氣絕了、仍不能祈歸了、余悲之甚、命家臣停宴樂、　廿八日壬子、參鳥羽幷新院、使前少納言俊通弔令明、重師仍使此人、余書始時、敎光朝臣爲師、意于令明者、幼少時、私習孝經、又長習文選一部、仍貴之、今夜葬云々、　三年(○天養元年)十一月一日戊申、朝召伶人擧樂、人傳云、式部大

輔入道敎光、以去月廿八日入滅、余雖罷伶人、依爲師也、件人書始時師也、其外無所習、然而非可無尊敬、○中略雖非假限、七日之內止絃歌、喪過於哀之故也、去年大內記令明卒、四十九日不宴樂、今七日止之者、雖有師禮、無所習之故也、

久安七年○仁平元年正月四日丙子、人傳云、去一日夜半、入道式部少輔成佐卒、師有三日假、○假寧令仍自今日至六日、不可出仕之由、使師元申禪閤、○藤原忠實仰曰、近代雖有師之喪、不籠居、吾有師之喪、不憚出仕、早可出仕也、

〔耆舊得聞〕義公○德川光圀舜水先生ヲ聘召シ、師トシ學ビタマヒ、其禮遇最厚ク、賀壽ノ日、公親ラ其廬ニ至リ祝セラル、門前數步ニシテ輿ヲ下リタマヒシトゾ、先生甚感ジテ、古ヨリ三公ノ尊ニシテ、步シテ處士ノ廬ニ至ルモノヲ聞ズトマウサレタリ、

〔大江俊光記〕元祿四年八月廿六日、息游軒公○熊澤蕃山七十三才、未年、今十七日夜寅刻ニ、痃疾ニ而遠行之由申來、松平日向守殿領地、古河ニテ遠行也、みい、某、一所ニ承知、驚入落淚愁傷不少也、上御靈馬場ニ息游公住宅之時分ゟ、不淺預懇意、入德學術之示、生前之大幸、多忝厚恩不淺義也、日本之大賢君子と可謂人也、七日計精進、諸事敬謹、心喪ハ五十日も百日も喪情ニ可任也、

〔先哲叢談後編三〕田鶴樓

白石以享保十年五月十九日卒、鶴樓雖以飮酒爲適、追感哀慕於其平生之恩遇、每至忌日、悴然素食、必著禮服、謝來客不接人、聞隣家笑音、如不堪、閉戶齋居、以終夕云、

〔日本書紀十應神〕十六年二月、王仁來之、則太子菟道稚郞子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者、是書首等之始祖也、

〔日本書紀二十二推古〕元年四月己卯、立厩戶豐聰耳皇子、爲皇太子、○中略生而能言、有聖智、及壯、一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然、且習內敎於高麗僧惠慈、學外典於博士覺哿、並悉達矣、

〔續日本紀 二十四淳仁〕天平寶字七年五月戊申、大和上鑒眞物化、和上者、揚州龍興寺之大德也、〇中略勝寶四年、〇中略寄乘副使大伴宿禰古鹿呂船歸朝、於東大寺安置供養、〇中略聖武皇帝師之受戒焉、

〔續日本後紀 十六仁明〕承和十三年八月辛巳、散位正三位藤原朝臣吉野薨、〇中略少年遊學不恥下問、性寬大能容衆、見賢思齊、手不釋卷、敎誨子弟、尤是柔和、雖視過失、未嘗白眼、至于執論不必違法、〇下略

〔三代實錄 八清和〕貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒、〇中略有勅〇仁明奉敎鼓琴、諱光孝天皇親王、本康親王、〇中略能琴之名、冠於當時、嘗文德天皇及淸和太上天皇、徵令侍殿上爲師學彈琴、歷仕四代、頗蒙寵幸、雖小道有可觀者、殆近是歟、

〔袋草紙 三〕和歌ハ昔ヨリ無師、而能因始長能ヲ爲師、當初肥後進士トイヒケル時、モノヘユクアヒダ、於長能宅前テ車輪損了、仍車取遣之間、入彼家テ始面會、雖有參仕之志、自然過之間、幸有如此事、其由ヲ談相互契約、能因云、和歌者何樣可讀哉、長能云、山フカミオチテツモレルモミヂバノカワケルウヘニシグレフルナリ、如此可詠云々、自此爲師、

〔先哲叢談 後編一〕谷時中

時中資性豪邁、無所畏敬、而至晚年、磨煉蕩滌、尊信程朱、遂益堅確、懲警初年沈淫老佛、汎濫衆家、慨然切於求道、深慕許魯齋、薛敬軒等爲存養踐履之實行篤學、縝密厚重、拘束一身、動靜周旋、平常尤謹、故其於師弟之間也、敎育頗嚴矣、野中兼山、小倉三省、及山崎闇齋、皆受之誨督、時中能先識三子不凡、過不以弟子之禮、三子又能心服時中爲人也、後皆以其所見振起乎一世、特闇齋剛毅威重、師道甚嚴、蓋所沿習時中之遺風也、

〔先哲叢談 續編六〕若林寬齋

絅齋唱業於京、師道之嚴、峻岸勵勉、甚乎其師山崎闇齋、講筵課業、門人子弟、侍坐函丈、殆若臣之在君前、人或厭之、寬齋却感服其爲人、崇奉尤至、嘗謂人曰、余定省之餘暇、努力謁師、師固嚴刻、無少恕容、或

名稱

値其不在而虚反、然尙無有怨意、余居去京三里、數年之間、隔日謁見、不避雨暘、雖有小恙、勉强必到、師無所垂憐、不曾稱譽、服事奉命唯謹爾、已不必授經、及從游之久、稍覺有其味、獨自負探索之功、質之西文、師未嘗容易許可之、適有説得至十分處、師只謂頗好、如此說了亦可、豈翅伊川門前之雪哉、

○按ズルニ、文學、音樂等ニ關スル師弟ノ事蹟ハ、尙ホ文學部、樂舞部等ニ散見セリ、宜シク參看スベシ、

賓主

賓ハ、賓客、又ハ客人ト云ヒ、邦語ニ之ヲマラビト、又ハマラウドト云フ、卽チ主人ヲアルジト云フニ對スルノ稱ナリ、而シテ主客互ニ相送迎シ、或ハ之ヲ饗應スル事ノ如キハ、禮式部各篇ニ收載シタレバ、多クハ省略ニ從ヘリ、

〔天文本倭名類聚抄二男女〕賓客　玉篇云、大曰賓小曰客、和名末良比止　左傳注云、客一座之所尊也、野王案、羈旅他國、亦謂之客、旅客、和名太比比度、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按周禮大行人職、掌大賓之禮、及大客之儀、注、大賓要服以內諸侯、大客謂其孤卿、又司儀職、諸公、諸侯、諸伯、諸子、諸男、相爲賓、諸公之臣、侯伯子男之臣、相爲客、故大曰賓、小曰客也、按說文、賓所敬也、周禮注、周書注、廣雅、白虎通、管子注、亦皆曰、賓敬也、呂氏春秋注、客敬也、毛詩正義、賓亦客也、左傳正義、賓卽客也、又周禮司儀、客從拜辱于朝、聘禮注作賓從拜辱于朝、禮記曲禮、主人敬客則先拜客、士相見禮注、作主人敬賓則先拜賓、然則析言之、賓客異稱、統言之不別也、

〔類聚名義抄七人〕賓客濱各二音マラヒト　下マラヒト和キヤク　客人マラフト　賓必隣反和ヒン　マラフト　賓賓賓中今下正

賓主例

〔伊呂波字類抄人倫末〕摂客マラウト　賓客　囮客　問客已上同

〔書言字考節用集人倫四〕賓客(マロウト)　客人(マレヒト)同　客人(ヒヤクジン)　主客(シユカク)主人客人　賓客(ヒンカク)

〔古京遺文〕佛足石歌碑〇中略

久須理師波、都禰乃母阿禮等、麻。良。比。止。乃、伊麻乃久須理師、多布止可理家利、米太志可利鶏利

〔倭訓栞前編二十九末〕まらうど　賓客をいふ、希人の義なり、和名抄、佛足石の歌などに、まらひと、もよめり、ま。ら。う。と。さ。ね。伊勢物語に見ゆ、上客をいふ也、

〔類聚名義抄七〕主之度反アルシ　主人アルシ

〔伊呂波字類抄人倫安〕私天アルシ　主同

〔倭訓栞前編二阿〕あるじ　主をよめり、又主人をよむ、神代紀にみゆ、りぬ反る也、家にあるぬしの義也、万葉集にあろじとも見ゆ、

〔源氏物語総角四十七〕この君はあるじがたに、こゝろやすくもてなし給物から、まだまらうどゐのかりそめなる方にいだしはなちたまへれば、いとからしと思給へり、

〔枕草子一〕あれはたぞ、けそうにといへば、あらず、いへあるじ、つぼねあるじと定め申べきことの侍るなりといへば、〇下略

〔日本書紀神代二〕一云、〇中略豐玉姫卽白父神曰、在此貴客(タツトキマウト)、意望欲還上國、〇下略

〔日本書紀欽明十九〕二十二年、是歲、復遣奴氏大舍、獻前調賦於難波大郡、次序、諸蕃掌客(マラフトヲサムルツカサ)額田部連葛城直等、使列于百濟之下、〇下略

〔日本書紀敏達二十〕元年六月、明旦、領客(マラトノツカサ)東漢坂上直子麻呂等推問其由、

〔日本書紀推古二十二〕十六年六月丙辰、客等泊于難波津、〇中略於是以中臣宮地連磨呂、大河內直糠手、船史王平、爲掌客(マラトノツカサ)、

〔公卿補任 桓武〕延暦十五年丙子

從四位下　紀梶長(中略)後改名勝長、大納言正三位船守一男　性潤有雅量、好愛賓客、接待忘倦、饗宴之費不問出入、

〔近世畸人傳 四〕柳澤淇園

淇園柳澤氏、諱里恭、字公美、一號玉桂、通名權大夫、大和郡山同姓の士也、○中略爲人曠達不拘、客を好みて、才不才をいはず寄食せしむるもの幾人といふ數をしらず、あるひはかりそめに來たるものをも、年を經て還さず、家祿多けれども、これがために乏しきに至る、初某の年、侯使として、登極の御賀のため、都にのぼりしついで、大雅にまみへて相歡し、これより往來たへず、ある時大雅大和に行しに、路費盡たれば、假初に立よりて是を借るに、例の如くとゞめ門を閉て還さず、家臣又いふこと有、幸にとゞまりて内を好まるゝの病を諫給はれ、多慾のために身を亡し給んを憂といふ、こゝに大雅謀て其よしを說て曰、もし諫に從ひ給はゞ止らん、聞給ずば速に還んと、あるじ首をふりて、諫にも從はじ、還しもせじと、ます〳〵門を堅くして守らしむ、大雅終に裏の垣をこへて歸りしと也、

〔名家略傳 四〕増田鶴樓

鶴樓常に賓客を喜べり、酒肉席に絕ることなく、晝夜來るもの相屬けり、その先に至るもの、あるひは他に行かんことをおもへども、去ることを得せしめず、後なる者と雜然たり、日夕毎に客常に滿ち、主人その中に起座し、衎然として歡び、夜に至れども倦ことなし、たま〳〵熟醉すれば、その席に在りて假寐す、少ありて寤れば復人を呼て酒を命ず、迎へず送らず、必しも賓主の容を爲ず、おもふに蓋し相忘るゝをもて適意とす、客も亦その眞率を悅べり、至るものわが家に歸るが如くおもへり、鶴樓が主人もとより習ひて常とせり、深更といへども厨膳かならず辦ず、あるひは時として客の來らざることあれば、僮僕ら主翁の樂ざるを憂ひて、平生交遊する友の家に至

り、使と稱して招き來れり、その人來らざる時は、又他に適て、略相識る者といへども招き來る、かくて雜賓惡客といへども、必これを邀ふ、僮者大むね道すがら主翁の相識に過ことのあれば、苦(しひ)に誘ひて鶴樓に至らしめ、主翁をして喜しむ、晩年これが爲に稍貧しけれども、鶴樓他の好みなく、戸室破損すれどこれを修することなく、身にはたゞ一卉服あるのみ、出行せんことをおもへば即出、縕袍たりともいさゝかも恥る色なし、されども諸客に饗する飮食の費に至りては、家人日々に得るところの價をもて、ことごとくこれを供して足らしむ、しかも他を問はず、かくて十年あまり一日の如くにて衰ずといへり、○下略

〔雲室隨筆〕根本雄助といへる人は、常陸の產といへり、久敷林家の書生にて有しが、篤學の人にて歷史に委し、且國朝の學に委しく、律令格式より國史まで、悉く推極られたり、然ども其生質名利を厭ふ人にて、諸侯より召せども不應、松平左京亮殿より被聞及、度々召けれども、斷りて不應、林百助殿地面に住けり、予○雲室久敷交れり、八代巢河岸に入塾せし中より、常に戸を閉て人に逢ず、五六月盛夏の時といへども、戸閉て居けり、予が敝院も數々被訪、常に往來せり、

〔枕草子 二〕にくきもの

いそぐことあるおりに、長ごとするまらうど、あなづらはしき人ならば、のちになどいひても、おひやりつべけれども、さすがに心はづかしき人、いとにくし、○中略

こゝろゆくもの

つれづれなるおりに、いとあまりむつましくはあらず、うとくもあらぬまらうどのきて、世の中の物がたり、此ごろある事のおかしきも、にくきも、あやしきも、これにかゝりかれにかゝり、おほやけわたくしおぼつかなからずきゝよきほどにかたりたる、いと心ゆくこゝちす、

名稱

朋友

朋友ハ、トモト云ヒ、又トモガキ、トモドチ、知音、得意等トモ稱ス、友ニハ心友アリ、面友アリ、又善惡親疎等ニヨリテ、各〻其稱ヲ異ニセリ、而シテ友ニ交ルニ信義ヲ以テス、之ヲ朋友ノ道ト云フ、其名ハ既ニ日本書紀神代卷ニ見エタリ、

〔天文本倭名類聚抄人倫二〕朋友　論語注云、同門曰朋、步崩反、尚書注云、同志曰友、云久反、上聲之重、和名止毛太知、文場秀句云、知音得意、朋友篇事對也、故附出、

〔箋注倭名類聚抄男女一〕止毛太知、又見古今集後撰集離別歌小序、仁賢紀同伴者同訓、雄略紀朋友訓止毛、神代紀訓止毛加幾、按止毛、共事之義、伴字、部字、訓止毛、同意、輩訓止毛賀良、亦同、太知訓等字、不一人之義、中略○知音見今昔物語、得意見源氏物語明石卷、及今昔物語、得意知音、見今昔物語卷三、阿闍世王殺父語條、

〔類聚名義抄肉二〕朋トモ　トモカラ　〔同又九〕友友トモ　音右　トモタチ

〔伊呂波字類抄止人倫〕朋友トモタチ　友トモ　伴　侶已上同

〔運步色葉集登〕友達トモタチ　友トモ　朋同

〔書言字考節用集人倫四〕朋友ホウユウ　頌友、原友並同、公羊傳、同門曰朋、同志曰友、周禮註、同師曰友、　朋トモ　書言大全、道同爲朋、志同爲友、朋以義合、友以敬久、　友同上　執同　父之朋也、出禮記、　共人トモダチ同　朋友　朋曹伊宋高僧傳

〔日本書紀十四雄略〕七年、是歲、吉備上道臣田狹侍於殿側、盛稱稚媛於朋友トモ曰、下略○

〔日本書紀十五仁賢〕六年、是秋鹿父曰諾、卽知所言矣、有同伴者トモタチトモカラ、不悟其意、下略○

〔伊勢物語下〕むかしをとこ、友だちの人をうしなへるがもとにやりける、

〔八雲御抄人倫三下〕友　ともかきと　思どちなどいふ也

友道

〔古今和歌集〕春二 春の歌とてよめる　　そせい

思ふどち春の山べにうちむれてそこともいはぬたびねしてしが

〔書言字考節用集〕四人倫 知音チイン 頁友也、文選註、謂知我者也、鍾子期死伯牙絶絃之故事、見列子說苑呂氏春秋韵瑞、

〔今昔物語〕三 阿闍世王殺父王語第二十六

今昔、天竺ニ阿闍世王、提婆達多ト得意。知音ニシテ、互ニ云フ事ヲ、皆金口ノ誠言ト云テ信ズ、

〔古今著聞集〕十六興言利口 後嵯峨院の御時、龜山殿御所の比、高倉宰相茂通卿と桑性法眼とは、むかしよりの知音にて有けるに、〇下略

〔源氏物語〕十三明石 よしきよおどろきて、入道はかのくにのとくいにて、年比あひかたらひ侍つれど、わたくしにいさゝかあひうらむること侍て、ことなるせうそこをだにかよはさで、ひさしうなり侍ぬるを、〇下略

〔細流抄〕五明石 とくいにて　國にての知音なるなり、良清が父も播磨國守なりし便なり、

〔枕草子〕六 少納言が物ゆかしがりて侍るならんと申させ給へば、あなはづかし、かれはふるきとくいを、いとにくげなるむすめども持たりともこそ見侍れなどの給ふ御けしき、いとしたりがほなり、

〔名物六帖〕人品四賓客朋儔 相知チカヅキ シルヒト 列仙傳、將入京投相知、　知故チカヅキ 同上、一日與知故別入華山、

〔古今和歌集〕十七雜 題しらず　　藤原おきかせ

たれをかもしる人にせん高砂の松も昔の友ならなくに

〔倭訓栞〕中編十五 つきあひ　俗語なり、人につきおふなどいふは、交るをいへり、附會の義にや、

〔信玄家法〕下 一於朋友被隔心之族、仁道可嗜事、語曰、終食際不違仁、

〔千代もと草〕朋友　友とまじはるには、すこしも僞あれば、心はなる丶ものなり、

〔五常訓 五〕信

朋友に交るには、もとより愛敬を用ゆべし、然れども信なければ、愛敬も僞より出て、誠の愛敬にあらず、顏色をやはらげ、容貌をうやうやしくするも、いつはりかざれるは、愛敬とすべからず、

〔伊勢平藏家訓〕五倫の事

一朋友の法は友だちの交りの法なり、友だちとつきあふには、相互に眞實の心を專らとして、たのもしく交るべし、友達の心得違ありてわろきあらば、異見をいひ、難儀なる事をばすくひたすけ、何事も眞實にして僞りなく、だしぬかずたのもしくするを、朋友の信といふなり、

一友だちは相互に遠慮なく、わろきよしをいひて異見をして、あしき事を改むべし、是相たがひに友だちの慈悲なり、是友だちにつきあふ法なり、

一友だちの中、眞實の心なく、異見いひても却て腹をたち、たのもしからぬ友ならば、次第々々に遠ざかりて、つきあふべからず、これもまた友に交る法なり、

〔花月草紙 五〕友に交る道は、いかなる事か心得べきといふに、友はその所長を友とすべし、ふるきことを好むには、そのことに友とし、武技このむには、それに友とし、歌によむものには、その道に友とするぞよき、さるに歌とてもこのふりはあしかり、かれにまねび給ふは、ひがことなりなどといふにも及ばじ、たゞ交りてこそあるべけれ、古にいふ管鮑の交といへども、このふたりおなじ德、おなじ心よりしにもあらじかし、よの中に同じこゝろの人といふものは、いとまれなる事なるべし、たゞわが好めるかたに引きいれんとするもうるさし、このひと、このところは長じぬれど、こゝはいとみじかし、そのみじかきところを、引きのべんとするはいとくるし、さ思ふわれも、またそのみじかきところあるものを、ことに思ふことゝみないさめものせんとするを、かの信と思ふはたがへりけり、交るがうちにも知己のひとは、いとまれなるものなり、それらよくことば

を求めなば、もとよりいふべし、されどしば／＼すべきにはあらずかし、淺き契りの友なりとても、友といふうちならば、そのひとのうへの存亡に、かゝはる計のことならばいふべし、すべてしひてかくせん、かくすくひてんと、まげてもと思ふは、みな中道には背けりといはん、たゞその所長を友とすれば、まじはりがたき人もなく、われに益なき友もあらず、かの友によてわがかたのみだれんとするは、皆その短を友とする故なりと、こたへしものありきとや、

善友惡友

〔書言字考節用集 八言辭〕良友(リヤウユウ)

〔伊勢物語 上〕むかし、をとこ、いとうるはしき友ありけり、

〔拾芥抄 下本諸教誡〕源信僧都四十一箇條起請

應レ重二禁制一條々〇中略

一與二惡友一不レ可レ好レ交〇中略

已上四十一箇條、可レ如二眼精一矣、

〔徒然草 上〕友とするにわろき者七あり、一にはたかくやんごとなき人、二にはわかき人、三には病なく身つよき人、四には酒をこのむ人、五には武くいさめる人、六には虚言する人、七には欲ふかき人、よき友三あり、一には物くるゝ友、二にはくすし、三には智惠ある友、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一よき友をもとめべきは、手習、學文の友也、惡友をのぞくべきは、碁、將棊、笛、尺八の友也、是はしらずとも恥にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたづらに光陰を送らむよりはと也、人の善惡みな友によるといふこと也、三人行時かならずわが師あり、其善者を撰て、是にしたがふ、其よからざる者をば、是をあらたむべし、

心友面友

〔翁問答 上本〕師〇貝原益軒の曰、〇中略朋友はたがひに信をもて相まじはる道とす、信はいつはりなく義理にかなふ德なり、友達のまじはりに、心友面友の差別、情義の親疎、さま／＼ありといへども、

畢竟はみな信のみちを本とす、たがひのこゝろざしおなじくまじはりしたしむを心友といふ、こゝろざしはちがひぬれども、筋目あるか、或は同鄕隣家、あるひは同官同職などにて、さい〳〵相まじはりてしたしきを面友といふ、一目しる人も面友のうちなり、心友面友ともに情義の親疎おなじからず、そのほど〳〵の義理にしたがひて、威義うや〳〵しく、挨拶和厚にして、いつはりなくもちろん約束などのすこしも違變なきが、信のみちの大がいなり、

〔先哲叢談　四〕米川一貞字幹叔、小字義兵衞、號操軒、操軒壹奉程朱之說、四子小近書易等外、不欲泛觀他書、舊與伊藤仁齋善、及仁齋唱古義以非斥宋儒、乃修書曰、朱子得聖人之道、吾子持異言排之、語養德之學、則爲薄德、語講學之事、則無益於學、是謂之聖教罪人、速改之則止矣、不則雖契分日久、不得不絕焉、其言切至、而仁齋不聽焉、遂贈絕交書、

〔先哲叢談　五〕淺見安正（中略）號絅齋、絅齋少佐藤直方二歲、初友義甚親、然嘗面折直方親喪未除出仕、以是遂絕交、默識錄曰、絅齋先生與直方先生、初其交如兄弟、後不相通、然而義亦無可言者、乃是氣質之一癖、學問之大疵、甚可惜、直方先生、後來思舊交、有將通問之意、絅齋先生、終執而不肯、

〔日本書紀　二神代〕先是天稚彥在於葦原中國也、與味耜高彥根神友善、（味耜此云阿膩須岐）故味耜高彥根神昇天弔喪、時此神容貌正類天稚彥平生之儀、故天稚彥親屬妻子皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、時味耜高彥根神、忿然作色曰、朋友之道、理宜相弔、故不憚汙穢、遠自起赴（起恐赴誤）哀、何爲誤我於亡者、

〔日本書紀　九神功〕爰伐新羅之明年、（中略）元年、更遷小竹宮、（小竹此云之努）適是時也、晝暗如夜、已經多日、（中略）巷里有一人曰、小竹祝與天野祝共爲善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也生爲交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開墓視之實也、故更改棺櫬、各異處以埋之、則日暉炳燡、日夜有別、

〔日本書紀推古二十二〕二十九年二月癸巳、當是時、高麗僧慧慈、聞上宮皇太子薨、〇中略誓願曰、〇中略今太子既薨之、我雖異國、心在斷金、其獨生之有何益矣、我以來年二月五日必死、因以遇上宮太子於淨土、以共化衆生、於是慧慈當于期日而死之、

〔下學集態藝下〕斷金(ダンキン)之契　二人同心、其利斷金之契見易、

〔藤原家傳鎌足〕中大兄〇天智雄略英徹、可與撥亂、而无由參謁、儻遇于蹴鞠之庭、中大兄皮鞋隨毬放落、大臣〇藤原鎌足取捧、中大兄敬受之、自玆相善、倶爲魚水、

〔懷風藻〕河島皇子一首

皇子者淡海帝之第二子也、志懷温裕、局量弘雅、始與大津皇子、爲莫逆之契、及津謀逆、島則告變、朝廷嘉其忠正、朋友薄其才情、議者未詳厚薄、然余以爲忘私好而奉公者、忠臣之雅事、背君親而厚交者悖德之流耳、但未盡爭友之益、而陷其塗炭者、余亦疑之、〇中略

正三位式部卿藤原朝臣宇合六首〇年卅四中略

七言、在常陸贈倭判官留在京一首、幷序

僕與明公、忘言歲久、義存伐木、道叶採葵、待君千獨不悟、然而歲寒後驗松竹之貞、風生迺解芝蘭之馥、非鄭子產、幾失然明、非齊桓公、何擧寧戚、〇下略

〔書言字考節用集八言辭〕莫逆交(バクギャクノマジハリ)　指南、朋友深交曰莫逆、又曰忘形友、出莊子、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王坐謀反誅、是日又下詔曰、粟田道麻呂、大津大浦、石川長年等爾勅久、朕師大臣禪師乃宣久、愚癡仁在奴止方、思和久事毛無之天、人乃〇人乃二字原脫、據一本補、不當、無禮止見咎牟流乎毛不知之天、惡友爾所引率流物在、是以此奴等毛、如是久逆穢心乎發天在計利止方、既明爾知奴、〇中略汝等我罪方免給、〇下略

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年四月辛未、中納言從三位和朝臣家麻呂薨、〇中略雖居貴職、逢故人者、不嫌

其賤、握手相語、見者感焉、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁六年六月丙寅、播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年卒、右京人也、該精經史、射策甲科、秉操守義、無所屈撓、自非知己、不好造接、

〔元亨釋書 二 慧解〕釋勤操、姓秦氏、和州高市郡人、○中略 初操居大安寺、隣房有榮好者、養老母於寺側、一童爲役、○中略 操與好善、常見之、貴好之篤孝、一日童受飯忍泣、聲漏于壁、操怪呼童問曰、奚爲哭、對曰、我有二嘆、一者我師今朝俄亡、生平甚窶、何以供喪、二者師母不測、分於師飯、師已殂矣、母何所活、思此二事、我涙不禁、操聞憐焉、告曰、儞莫愁也、我與儞營好之葬、又好母老羸、恐聞好死、迷悶氣絶、儞早送飯、不差時候、愼而莫語也、童喜送飯如常、母不知也、操其夜與童潛葬好于野、不令衆知、蓋詐好之母有聞也、○下略

〔北野緣起 下〕菅丞相の筑紫へくだり給ひしとき、貞信公○藤原忠平は本院のおとゞ○藤原時平の御弟にて、右大辨にておはしけるが、このかみ謀計にもともなはず、菅丞相とひとつにて、消息をかよはして、隔る御心おはしまさず、かく念比に契をむすびて、殊に御一家をまもりはごくみ給ふゆへに、かの御子孫繁昌し給ふとぞ覺侍る、

〔扶桑略記 二十五 朱雀〕天慶八年九月五日、左大臣藤原朝臣仲平薨、七十一左大臣平生時、與律師无空有芳蘭契、律師念佛爲業、衣食常乏、自謂、我貧亡後定煩遺弟、竊以万錢置于房內天井之上、欲支葬斂也、律師卧病、言不及錢、忽以卽世、枇杷左大臣夢、无空律師、衣裳垢穢、形容枯槁、來相謂曰、我以有伏藏錢貨、不度受蛇身、願以其錢可書寫法花經、大臣自至舊房、搜得万錢、錢中有一小蛇、見人逃去、大臣忽令書寫供養法華經一部、畢他日夢、律師法服鮮明、顏色悅澤、特香爐來、謂大臣曰、吾以相府之恩、得免邪道、今詣極樂、語畢西向飛去焉、已上慶氏記

〔古事談 二 臣節〕中院右府禪門○源雅定與左馬權頭顯定朝臣、常會合、多年無隔心、禪閤契約云、雖薨後所願

並墓、談話無變云々、依之題定逝去之刻、禪閤墓所久我傍、堀埋題定云、仍于今雨夜深更ナドニハ物語シテ被笑之聲、人多聞之云々、

〔備前老人物語〕一中西彌五作と、古田彌三は、ならびなき友也しが、ㄜづが嶽の戰の時、わたしあひ、彌五作鑓にて彌三をつきふせて、甲を引あげすでに首をとらんとしけるが、よくみれば彌總なり、あやしやとおもひて、おしくつろげて、汝は古田彌總なといひければ、彌總下より、かくいふは中西彌五作と覺へたり、かゝる時に臨て、いはれざる名乘なり、はやく首とれといふ、何條さる事あるべきとて、とつて引起し、鎧の塵うちはらひ、不思義の仕合かなとて、打笑て立わかれしと也、彌五作は、秀吉公の御方、彌總は柴田殿の方にありし也、そのゝち大和中納言殿につかへ、終には古田兵部少輔殿の家老となり、古田總左衛門といひしは、かの彌總が事也、

〔閑際清談下〕伴氏頗寡欲之名アリ、與尾山氏友シ善、尾山氏吝嗇ニ過、或人伴氏ニ問テ曰、吾子與尾山氏趣向不同、何其相善ヤ、伴氏云、尾山ハ、才藝皆我ニ愈、惟吝於財、故ニ我十餘年來不使渠爲我費一錢、所以相善ナリ、孔子將行雨フリテ無蓋、門人ノ曰、商也有之、孔子其蓋ヲ不假曰、商ガ爲人也、甚財ヲ恡、吾聞與人交ニ、其長者ヲ推、其短者ニ違、故ニ能久也、伴氏ガ言暗ニ此ト合リ、

〔先哲叢談五〕三宅重固、〇中略號尙齋、尙齋固守朱說、深疾異己者、而與三宅石菴三輪執齋玉木葦齋、相友者、唯其舊交不忍絕云、石菴信陸象山、執齋喜王陽明、葦齋奉神道、石菴執齋爲其所論刺、尙且每稱尙齋、爲溫厚長者、

〔先哲叢談五〕源君美、〇中略號白石、嘗謂鶴樓曰、南郭先生、名譽甚噪、余欲往一見者有年、然一旦被簡任居內班、則不得私造處士許、彼亦既爲名家、不可引致、以故至今不果、豈不遺恨乎、鶴樓曰、是何難之有、予請爲紹介、明日見之於先生、乃過南郭、語以此言、南郭喜卽與鶴樓共來、白石倒屣迎入、遂定交、

〔先哲叢談後編四〕源洞巖

洞巖與新井白石情交尤密、輸寫款誠、無所不至、東南隔絶、相互知己於千里外、雁魚往來、殆無虛日、寛政中、仙臺工藤葦卿就其孫義路字子學彥四郎搜索遺篋、於敗紙中得白石與洞巖國字書牘七十六通、編輯先後、爲二卷、題曰新佐手簡、雖其書畫不備、得當時事實者頗多矣、今據其書所言、則白石與洞巖未嘗有一面識、山河索居、特以書信相交數十年、其虛襟契素、亦一奇事矣、

〔雲萍雜志四〕予〇柳澤淇園が江戸にくだるころ、親しく交はる友ありて、雞黍の約を結ばんことをもとむれば、諾して後にその志しを見ばやと、ある時食客五人を養ふに、賄の事薄ければ、一人に黄金五兩をあて、二十五兩貸し給はれと、その人に乞ひければ、いと安きことなりとて、みづから持ちきて貸しけるに、此歳の末の債逼れば、又二十五兩貸せよといふに、先に貸したることをもいはで、こたびもて來り貸しにけり、そのまゝ三とせを過ぎつれども、こがねのことは少しもいはで、前にかはれる心もなく、いよ〳〵親しみ交はりけるに、その人はからず禍ありて、多くのこがね入ることあれども、少しも色に出ださゞりけるが、その妻夫に云ひけるは、五十兩のこがねをかりて、七とせ過ぐるに返さゞるは、欺き奪ふ心ぞといふに、否とよ、彼人予をあざむく心なし、乏しきがゆゑ返さゞるなり、刎頸の交情は、婦女子の知れるところにあらず、ふたゝび此事をいはゞ、夫婦の緣を絶つべしと、いきどほれば、この後妻もいはずなりぬといへるはなしを、ある人來りて、予に告げければ、予はその無を無として、返さるゝことの能はざるを悔れば、告げたる人もまた彼處にいたりて、予がいふことを、その人にかたるに、その人こたへて云ひけるは、人は不實をなしたりとて、その交りを絶するは、知己親友といふにはあらず、欺くも不實も、その折からの是非なきにして、世に始めより詐僞をかまへて、人に交はる輩はなし、そのいつはるとあざむくことを許さゞれば、知己親友とは云ふべからずとて、予が詞にこたへけるよし、そのことをきゝ

てよりも、借りたる黄金の緘も解かねば、封じたるまゝを、その人に返して、予はその許を試しぞとて、ますく厚く交はりぬ、

(先哲叢談後編六)南宮大湫

大湫與同門之士紀平洲情交尤密、平洲既離郷里遊于江戸、下帷教授、屢投書牘、勸大湫東下而仕諸侯、大湫官遊平安、又之美濃岐阜、之伊勢桑名、之松阪、漫遊數年、東西相隔、不啻參商、不相見殆二十餘年、明和中、始來江戸、寓平洲濱街道士井家、二十五日、移往其僑居焉、其訪平洲初、情話無期、悲歡交集、談舊之外、又無他事、平洲爲之稱有疾、謝來客、息講業十餘日、無暮無朝、語言一室、若引緒抽繭縷々不盡、其寓塾生私語曰、二先生二十年相思之情、抑鬱之久、至於今日、發爲狂病、

薦擧 知過　不過 併入

名稱

薦己子

薦擧ハ、多ク己ノ子弟、若シクハ弟子、朋友等ヲ推薦スルヲ以テ常トスレドモ、或ハ自薦シ、或ハ又公ノ爲ニ己ニ快カラザルモノヲモ推擧スル事アリテ一ナラズ、而シテ薦擧ノ事ハ、尙ホ政治部上編ニ在リ、宜シク參看スベシ、

(伊呂波字類抄世俗字)薦擧

(今昔物語二十四)大江匡衡妻赤染讀和歌語第五十一

擧周ガ官望ケル時ニ、母ノ赤染、鷹司殿〇藤原道長妻倫子ニ此ナム讀テ奉タリケル、

オモヘキミカシラノ雪ヲウチハラヒキエヌサキニトイソグ心ヲ、御堂〇藤原道長此歌ヲ御覽ジテ、極ク哀ガラセ給テ、此ク和泉守ニハ成サセ給ヘル也ケリ、

(藩翰譜五板倉)勝重〇板倉志きりに職を辭しけるに、將軍家今暫くかくて候へ、いまだ汝に代りて、此

職をおさむべき人なしと仰られて、御許あらず、なほ請ふ事止まざれば、去らば汝に代るべき人を選みて薦めよ、いまだ其人を得ずと仰下さる、勝重都に候ひて、多くの御家人の事、いかで知るべき、此程の人の中に、などか其人のなかるべき、よく人々に御尋ねあるべきにて候、さりながらなほも勝重に申せと侍らんには、子にて候周防守重宗は、宦夫の首きるべき者に候はず、若し彼を以て、父が闕に補せらるべく候やと申ければ、將軍家大に悅せ給ひ、周防守重宗を召して、京職に補せられ、勝重御免を蒙る、重宗辭し申けれども、子を知るは父に若ずと云事あり、汝が父の薦めにてあれば、辭する處あらじと、仰下されしかば、力及ばず、重宗なく〳〵父に向ひ、重宗如何で此職に堪へ候べき、なさけなうも御推擧に預り候者かなと、怨みかこつ、勝重打笑うて、おことは世話をえり給はぬよな、爆火を子に拂ふといふ事は、此父が事に候ぞと答へし、

薦先師子

〔先哲叢談 三〕木下貞幹、字直夫、小字平之允、號錦里、又號順庵、少從某侯來江戶、不得志而歸京、從是閉戶讀書、久之名震海內、加賀侯厚幣召之、辭曰、先師松永先生之子某、嗣承家學、未就仕途、家道屢空、請用彼以使得其宿望、侯聞之曰、今之世交同手足之親、誼比金石之固、於利害所關、則崖岸相向者比比皆然、如順庵可謂有古人節矣、卽與松永氏子俱禮聘之、

薦弟子

〔折たく柴の記 上〕我三十七歲の冬十月(○元祿六年)十日に、高力豫州の、我師の許に來りて、門中の人々誰かは其最におはする、我心のやうにて問ひまゐらせよと、戶田長州の申すなりと、いはれしかば、(戶田の當時甲府は家老)足下にも、よく知り給ひし者をとて、我事をもて答へらる、同十五日の夕、豫州の久しく見侍らぬといふなり、彼許に行給へと命せられしかば、ゆきむかふに、尋問はれし事など、對ふる事ありき、十二月の五日に、豫州又我師の許に來りて、長州の言葉を傳へて、我を藩邸にすゝめられん事をはからる、されど我師の心に、みち給はぬ事おはしければ、まづ彼に申してこそ、答申すべけれと宣ひ、其夜我を召て、宣ひし事共あり、六日に又豫州いはれし事共ありしに、其夜我

また申旨ありしによりて、七日の朝に至て、豫州の許に文して答申されき、〇中略十二月十六日の巳時計に、藩邸に祗候す、戸田長門守忠利、津田外記、小出土佐守有雪等の人々、我を召出して、御家人たるべき由の仰をば、小出傳へられき、同十八日、始て見參す、

薦朋友

〔折たく柴の記上〕我師なる人〇木下順庵は、我〇新井君美をば、そのむかしつかへられし加賀の家〇前田に、すゝめん事を思給て、其あらましなどきこえ給ひしに、加賀の人にて、岡島といふが、すなはち忠四郎の事我をたのみたりしには、我本國に老たる母のあれば、いかにもして、先生推薦給らん事を申て給るべしといふ、我其事のよしをつぶさに申て、某つかへに從はん事は、いづれの國をも撰ばず、彼人は、老たる母の候なる國にて侍れば、某に代へて、すゝめらるゝ事、某も又望む所なり、けふよりしては、某を以て彼國にすゝめられん事、固く辭申す由を申切りてければ、此ことをつくづくときゝ給ひ、今の代、誰かはかゝる事をば申聞べき、古人を今に見るとは、かゝる事にこそとの給ひて、涙を流し給ひしが、此後常に此事をば、人々にも語り給ひたりけり、さればやがて岡島をば、彼國にすゝめられき、

自薦

〔今物語〕小侍從が子に法橋實賢と云もの有けり、いかなりける事にか、世の人是をひきがへるといふ名をつけたりける、法眼をのぞみ申て、

法の橋のまだに年ふるひきがへる今ひとあがりとびあがらばや、と申たりければ、やがてなされにけり、

〇按ズルニ、自薦ノ事ハ、政治部上編ニ其篇アリ、參着スベシ、

薦擧無私

〔吾妻鏡七〕文治三年六月廿一日辛卯、因幡前司廣元、爲使節上洛、〇中略帥中納言經房望申大納言、其事可預御擧之旨、日來内々被申于二品、〇源頼朝此卿爲膠漆御知音也、仍無左右雖可被奏達、上﨟有數歟、隨京都之形勢、可奏試之由、被仰廣元、凡不限此卿、於廉直臣者、於事可加扶持之由、朝暮被插御意、偏

爲レ君爲レ世也云云、

〔細川頼之記〕頼之、將軍義満〇足利ヲモリタテ奉テ、天下ノ成敗ヲ主ル、新將軍今年八歳ニナラセ給ヘバ、學問ヲナサレ、禮義作法ノ宜キ様ニ、タスケ導カセン爲ニ、廣才ノ僧徒ヲ撰ミ給フ、天龍寺ノ長老春屋和尚法眷正藏主ト云人アリ、能書ト云、文才世ニナラビナシト申ケレバ、武州此人ヲ近付テ試ミ給ヒ、文才ハ人ノ云シニ不レ違、然ドモ奸惡ノ心アッテ、アクマデ侈リ、シタシキ者ヲバ是ヲ欲レ擧ウトキ者ヲバ才智アリトイヘドモ去ステシ也、此行跡ニテハ、將軍ノ師ニ成シ奉ルベキ器ニアラズ、御傍ニ置參ラセンコトモ、危シト思レケレバ、其沙汰ナク成ニケリ、此事世ニ觸ラレケレバ、方々ヨリ能書又學解ノ人、諸藝者ニ至マデ、先武州ニ近キ奉ラント集リツドヘリ、去ドモ心ニ私ナク、温和ニシテ、幼君ノ御ソバニ可レ置人ナシ、アル時山名伊豆守、武州ニ向テ申サレケルハ、東寺澄快法師ハ、能書ト云、内外傳トモニ通達ノ人ナレバ、是ヲ將軍ノ學問ノ師ニ置ルベシト申サレケレドモ、廣才能書ハ、世ニスグレタルコト、某モ存候ヘドモ、行跡頑ニシテ動モスレバ我意ヲ行ヘリ、幼君ノ御ソバニ可レ置人ニ非ズトノ玉フ、其後南都ヨリ敎司ト云遁世者ヲ呼出シ、試ミ給ヒ、浮世ノ塵網ヲ拔ケテ、欲心少シモナシ、道ヲ專トシ理ニサトキ常ノ行跡不レ怠、才智モ如レ形候ヘバ、是ヲ將軍ノ御傍ニ置ベキ人也ト進メケル、敎司辭シテ云ク、サマデノ才學モナク、御尋アラン事、答ヘ申サヾランハ、最ハヅカシト、達テ被レ申ケル、武州ノ云、貴邊ノ御存アルコトヲバ、御答アルベシ、常ニ故實アル御物語申シ給ヘ、將軍ノ威ニ恐、貴邊ノ行跡ヲ亂シ給フナ、理ノマヽニ行ヒタマヘ、當世婆娑羅ノ事、露計モ語リ給フナ、人ノ善惡、將軍ノ御意ナキニ、申サセ給フナト、懇ニ敎ケル、又武州四國ニ在シ時、近藤平次兵衞盛政トテ、弓矢ノ故實ヲ知リ、文道ノ心ヲモ凡辨ヘテ、義ヲ專トシ、道ヲ嗜人アリ、年老タル上ニ、賴ベキ子ナケレバ、遁世入道シテ、讃州ノ國府ニ在シヲ、頼之呼出シテ、數年親ツケテ試給フニ、心ニ少シモ私ナク、不レ隔二親疎一、禮義正ク道理ノマヽニ行フ、寔

ニ當時ノ人ノ手本トモ可ㇾ成人ナリト、賴之深ク信ジテ、此人ヲ還俗セサセテ、將軍ノ御傍ヘ參リ給ヘ、寔ニ苦勞ニテ候ヘドモ、平ニ賴ミ申ニテ候、〇中略還俗ノ事ハ、其心ニ可ㇾ任、但數年賴之ニ仕シ如ク、將軍ノ御前ニ被ㇾ有候ヘ、其上ニテ、貴邊ノ失アランハ力ナク、賴之ガ不覺タルベシ、苦勞ノコトサゾアランズルゾ、賴之將軍ノ御爲ニ、一身ヲ捨テ、苦勞ヲ不ㇾ顧、將軍ノ御代ヲ治メテ、名ヲ子孫ニ殘ンコトヲ思フ、御邊何ゾ爲二賴之一身ヲ捨テ、老ノ苦勞ヲ不ㇾ顧、將軍ニ仕ヘ奉テ、名ヲ殘シ給ザランカ、但實子ナケレバ、子孫ノ爲ト云ガタシ、只忠ノ一篇ト心得タマヘト被ㇾ申ケレバ、近藤入道力ナク御請申テケリ、

〔藩翰譜 五酒井〕神谷の何某、御家人に召れし初、政親井〇酒に行あひて、路次の禮をいたす、政親はかくとも知らで打過たり、此後神谷、政親にあひて、頗る無禮をあらはす、德川殿〇家康此よしを聞召、神谷が常の振舞を試させ玉ふに、心直にして行正しく、奉公の勞おこたらず、かゝるもの御勘當あらんには、御家人等皆身を危きものに思ふべし、又政親が譏したりなど思ひなん、さりとて其儘に召仕れんには、家の司が威勢、日々に盡て、事また治まるべからず、せんずる所、彼に所領賜らん時、かねての約に違はゞ、一定我家を去るべきものなりと思召て、八百石を賜はんとの、御下文をなさる、政親御前に參りて、神谷所領賜るべしと承る、かれがふるまひ、よのつねならず、過分の所領賜ふべき者なりと申す、彼はをこの振舞する男と聞けば、八百石の所領賜らんと思ふなりと仰せらる、政親大に驚き、何條さる事や候べき、彼等に所領約の如く、賜らざらんには、此後、誰かは出て仕ふべき、たゞ過分の所領たまふべき者なりと申、德川殿、汝が申す所心得ず、家康が家にして、汝に向て、無禮せんもの、誰かあるべき、彼に賜ふ所、約の如くにならざらんには、彼は一定我家を去るべしと思て、斯は計ふなりと、仰せられしかば、政親愼み承て不肖には候へども、君の御恩に依て、かゝる身と成て候へば、御家人の中に、誤ても一人腰膝を屈め、手を突かぬ者は候はず、夫

知遇

に此神谷が心強く、無禮を顯はす條、彼もし君の御恩に感じてだに候はんには、必御大事あらんとき、身をも家をも忘るべき者と思ひなして候、平に所領多く賜ふべしと申す、さらば如何程をか賜らんとあれば、二千石をや賜べきと申、たゞ約のまゝ千石をこそ賜ふべけれと有しに、政親望み乞ふ事やまず、宿老の人々、さらんにおいては、千五百石をや賜ふべきと申ければ、神谷を召して、ありし事ども、一々に仰下されて、千五百石の領宛行はる、神谷感涙にたへず、御前を立て、直に政親の許に行向ひ、此程の無禮を謝す、其後高名度々に及び、終に足輕の大將を承る、德川殿、常に此事を、執政の人々に語らせ玉ひ、汝等政親が心を心とすべきものなりと、仰られしよし、或書に出づ、

〔志士清談〕池田光政朝臣ノ長臣土倉市正ハ、四郎兵衛ガ養子、實父ハ瀧川一益ノ先鋒將岩田小左衛門ナリ、或時光政朝臣、市正ニ向テ、使番ハ戰功有テ事ニ鍛錬シ、見積思慮アル人ヲ用ヒ來レリ、世治テ戰場ニ出タル者年々死去ス、向後平生ノ言行ヲ以テ其人ヲ撰ムベシ、唯今吾家中誰ガ其任ニ當ラン、試ニ擧ヨト命ゼラル、市正先一人ハ中村忠左衛門可ナラント答フ、中村苟モ諂諛セズ、長臣ニ途ニ遇モ禮ヲ待テ後コレニ應ズ、殊土倉トス不相好、却テコレヲ擧ルヲ以テ、光政近習ノ加藤某、密ニ中村ニ告、其家ニ親昵ナランコトヲ勸ム、中村聞テ悔ル心アリ、卽後ヲ賴テ心事ヲ土倉ニ達ス、市正聞テ、人ヲ擧ゲ薦ムルハ國家ノ爲ニシテ、毛頭私慮ノ加ル處ニアラズ、何ゾ吾心ヲ不知ヤト云テ、中村ガ悔改ヲ悅容ルノ詞ナシ、世上阿從ノ徒ハ、不善ナルモ相好シ、不諛不貪ノ士ハ疎ジテ其毛ヲ吹、艱難貧窮ニ處シテ、何ゾ其守ル所ノ有無不知、土倉ガ如キ長臣ノ長也、

○

〔日本書紀二十四皇極〕三年、輕皇子〈孝德〉深識中臣鎌足連之意氣高逸、容止難犯、乃使寵妃阿陪氏、淨掃別殿、高鋪新蓐、靡不具給、敬重特異、中臣鎌子連便感所遇、而語舍人曰、殊奉恩澤、過前所望、誰能不使王

天下耶、○中略中臣鎌子連爲人忠正有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚闚社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、○天智疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下、打毱之侶、而候皮鞋隨毱脱落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自玆相善、俱述所懷、既無所匿、復恐他嫌頻接、而俱手把黃卷、自學周孔之敎於南淵先生所、遂於路上往還之間、並肩潛圖、無不相協、

〔梅城錄〕略記○扶桑曰、昌泰三年正月三日、帝○醍醐行幸朱雀院、與太上皇○宇多密議、召菅相府、獨對有關白詔、相府固辭、因奏有召無事、人必怪訝、卽以春生柳眼中爲題獻詩、是日兩帝皇行后宮、各賜御衣、榮曜無比、左大臣○藤原時平頗變色、

〔本朝文粹七書〕奉菅右相府書　善相公

清行頓首謹言、○中略伏惟尊閤、挺自翰林、超昇槐位、朝之寵榮、道之光花、吉備公外、無復與美、○中略

昌泰三年十月十一日　文章博士三善朝臣清行

〔十訓抄三〕御堂關白○藤原道長物へおはしけるに、道に荷負馬の先にたちたる小童の、手に文をさげてよみけるを、あやしとおぼして、ちかくめしよせて、御らんじければ、眼に重瞳有て、いみじく賢き相の玄たりければ、やがてめして、匡衡につけて、學文をせさせられけるほどに、後には大江時棟とて、廣才博覽の文士なりければ、君に仕へて、博士の道をつげり、養生の方をさへつたへて、壽考の人たりき、

〔十訓抄二〕肥後守盛重は、周防の國の百姓の子なり、六條右大臣○源顯房の御家人になにがしとかや、かの國の目代にて、くだりたりけるに、次ありて、かの小童にてあるを見るに、魂ありげなりければ、よびとりていとおしくしけるを、京にのぼりてのち、供に具して大臣の御許に參たりけるに、南面に梅木の大なるがあるを、梅とらんとて、人の供の者ども、あまた礫にて打けるを、主のあや

つとらへよと、みすの內よりいひ出し給たりければ、蛛のこをふきちらすやうに逃にけり、其中に童一人、木のもとにやをら立かくれて、さし歩て行けるを、優にもさりげなくもてなすかなとおぼして、人をめして、しか〲の物著たる小童、たが供の者ぞとたづね給ければ、主の思はん事をはゞかりて、とみに申さゞりけれど、しゐて問給ふに力なくて、某の童にこそと申けり、卽主めして某童參らせよと仰られければ、いとをしくしてつかひ給に、ねびまさるまゝに心ばせおもふばかりにふかく、わりなきものなりける、常に前にめしつかひ給に、あるつとめて手水もちて參りたりける、仰に、かの車宿の棟に、烏二居たるが、ひとつの烏、頭の白きと見ゆるは僻事かと、なき事をつくりて問給ひけるに、つく〲とまもりて、しかさまに候と見給と申ければ、いかにもうるせきもの也、世にあらんずるものなりとて、白川院に參らせられけるとぞ、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿五日癸未、小山下野大丞政光入道獻駄餉、此間著紺直垂上下者候御前、而政光何者哉之由尋申之、仰〇源頼朝曰、彼者本朝無雙勇士熊谷小次郎直家也云云、政光申云、何事無雙號候哉云云、仰云、平氏追討之間、於一谷已下戰場、父子相並欲棄命、及度々之故也云云、政光頗笑、爲君棄命之條、勇士之所爲也、爭限直家哉、但如此輩者、依無顧服之郞從、直勵勳功、揚其號歟、如政光者、只遣郞從等、抽忠許也、所詮於今度者、自遂合戰、可蒙無雙之御旨之由、下知于子息朝政宗政朝光、幷猶子頼綱等、二品入興給云云、

〔空華日工集〕至德三年二月三日、話及絕海事、府君〇足利氏滿謂余曰、絕海在下國居處身果如何哉、余曰、或人傳、絕海今在海國村院、寂寞枯淡、然於道學禪誦、無一所退倦、君曰、在國既及一兩年、上京其可也、余曰、絕海性悍率而忤君旨、暫置田里、要有所懲、君笑曰、是乃和尙老婆心也、早欲和尙以專使喚、余曰諾矣、

〔太閤記一〕秀吉公素生

或時同國〇近江犬山城の近邊燒働として、信長公未明に打出給ふに、馬に乘いさめる者有、誰そと宣へば、木下藤吉郎秀吉とぞ名乘ける、そのゝち程へて、鳴鷹の爲、曉がた出させ給ひつゝ、誰か有ぞと尋させられけるに、藤吉郎是に候と答奉る、敬上豐臣職者は、必公庭に隙なしと聞しが、近年藤吉郎が勤め、實に左も有ぞかしと、御感之御氣ざし始て有けり、如此勤め行、漸ヒを累、年月を經しかば、直に御用を奉る程に成にけり、

〔鹽尻七〕大谷刑部少輔吉隆は、初め洛東大谷の修驗者なりし、豐臣秀吉弱冠の節、其花押をうらなひて、必武將となるべしといへり、秀吉漸く名をあらはし、一方の將となられし時、金を大谷に贈られしに修驗者卽ち甲冑を調へ、武士となり、其後しば〳〵軍功ありしが、秀吉に屬して、刑部少輔に任せられしとかや、

〔藩翰譜十一本多〕大御所〇德川家康正信〇本多を見給ふ事、朋友の如くにて、將軍家〇德川秀忠は長者を以て、待せ給ふ、正信も又常に大御所を呼びて、大殿といひ、將軍家をば、若殿と呼、軍國の機事に至て、其謀る所、言葉多からず、一言二言にて盡せるよし、諷諭に長せる人と見えき、始め大阪にて、大名七人、石田治部少輔三成を討んとす、德川殿人々を制し給ひしに因て、事平らぎぬ、其時伏見の御館にて、正信御前に參りしに、其夜は未だ亥の半なるに、はや御殿ごもりあり、正信打咳き〳〵參り、此夜ははやう御寢ならせ給ふと申す、德川殿いま何事かありて參ると、仰せられしに、正信、別の事にも候はず、石田が事、いかにや思召すと申す、されば今其事をこそ思ひ謀れと仰せらる、正信さては心易くなつて候ふ、其事思召しはかられん上は、正信何事か申すべき、御暇給るべしとて罷り出づ、德川殿又仰せらるゝ旨もなし、其時に土井大炊頭利勝、御傍に在つて承りきと、後に石谷將監に語りしなり、

〔常山紀談十八〕覺兵衞〇飯田云けるは、我一生、主計頭〇加藤淸正にだまされたり、初て軍に出て功名し

ける時、朋輩多く鐵炮に中りて死しけり、危き事よ、はや是までにて、武士の仕へはすまじきとおもひたるに、歸るやいなや、清正時をすかさず、今日の働神妙いはんかたなしとて、刀を賜りき、斯の如く、毎度其場を去ては、後悔すれども、主計頭其時をうつさず、陣羽織或は感狀をあたへ、人々もみな羨みて、ほめたてたりしゆゑ、其にひかれて、やむ事を得ず麾を取、士大將といはれしは、主計頭にだまされて、本意を失ひたるなりと、忠廣沒落の後、京に引籠り、再仕を求めずしてありける時、語りけるとかや、

〔武功雜記 五〕彥左衞門〇久松事、大猷院樣〇德川家光ノ時ニ、奧ノ御門番仰付ラル、壽林尼ノ下人ヲ、夜中ニ急用アリテ、出サセラル丶ニ、彥左衞門イダサズ、下人壽林ノ事ヲ、カウニカツギテイフ、彥左衞門、オレハ壽林ト云ヤツヲシラズト云、壽林此由ヲ聞テ、御前ニテ委細申上ゲ、アノヤウナルモノ御番ヲ致シテハ、奧方ニメシツカハル丶モノ、急用ニ通路ヲ不得、近比迷惑ナル儀ト云フ、御意ニ、其方ハ久松ニ逢タカト被仰、イヤト壽林申上ル、御意ニ、ソレハ仕合ナリ、其方逢タラバ、危キ目ニアフベキニ、壽林、左樣ノカタ意地モノニ、御門番被仰付候ハ丶、イカヾト申上ル、御意ニ、アレハアノヤウナルニヨキ事ガアルト被仰候由、

〔折たく柴の記 上〕戶部〇土屋利直は、年ごとの八月には、知り給ひし所の、上總國望陀郡に有るにゆきて、其十二月の半には歸り給ひき、その歸り給ひし後には、かならず父〇新井君美父にておはせし人を、召出し給ひ、人をとほざけて、留守の事を問ひ給ふに、年每に申すべき事もなく候ひきとのみ答申さる、かくて年經し後に、我家小しきなりといへども、留守にさぶらふ者ども、其數なきにしもあらず、多くの年月經る內に、いかでか事なくてはあるべき、それに年ごとに、申すべき事も候はずといふ事、心得られずとのたまひしに、大事をば速に注進し、小事をば、留守の事なれば、人々と議定して、事決し候ひぬれば、其餘某が申聞べき事は、いまだ候はずと答申さる、そのゝちも上總

より歸り給ひし時には、必ず召出し給ひ、かしこにおはせし程の事など、物語し給ひて、時移りし後に、暇給はりて退き出づ、留守の事とひ給ふ事、おはせざりきと宣ひき、

〔先哲叢談三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衛門、號闇齋、

初來江戸時、寒窶無儋石、故就書商賃居、以借閱其書、當是時、井上侯好學下士、書商亦數謁見、一日侯謂商曰、寡人將學、爾之所知、有足爲人師者、請爲介、商曰、近有一儒生山崎嘉右衛門者、自京師來、住小人東家、視其所以、度越尋常、閣下而召之、其得不虞之幸福也、豈不感奮思報恩乎、侯大喜、乃延致、商歸告闇齋、闇齋毅然曰、侯欲問道、則先來見、商憮然以爲、措大不通時勢、若薦若人、必陵上無法、累自及、不若不薦也、他日侯復問曰、嚮昔所告山崎生如何、商曰、小人非惰也、前日既傳命於渠、渠曰、侯先來見余、是非頑愚不可曉、即狂率邀名也、請別選通儒、侯咨嗟良久曰、方今自稱師儒者、多無意行道、東奔西走、欲其技易售、而寡人聞之禮聞來學、不聞往敎、山崎生能守之、此乃眞儒也、即日命駕訪其居、

〔山崎闇齋先生事業大概〕會津侯松平肥後守正之君、博學大才、諸子百家の書に涉て、人傑也、河內守と懇意にて、度々參會あり、ある時肥後侯來り給ふ、河內侯則先生を賴れし始末を語り給ふ、肥後侯相見事を求たまふゆゑ、先生座敷へ出らる、肥後侯座を立て、次の間まで迎へ給ひ、引て對坐あり、學談に及ぶ、肥後侯頻に先生を招請有たく求給ふ趣なり、其後彌其旨を通達あれども、先生辭するに、河內侯に先約あるを以てす、河內侯曰、會津侯は我に比すれば德澤の及ぶ所も廣かるべし、我に變約のいとひなく行るべしとて、進め賴みたまふ、左からば御政道一人に被任るならば、可參と申さる、いかにも任せ申べきよしにて、終に會津侯の方へ行れしに、太守師範家老の上座にて、合力として、百人扶持送られぬ、

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行

赤穗侯長友浅野內匠頭親執弟子禮、請敎、與素行往來、數年於此、其虛左優遇、異於他、承應元年壬辰春、贈

祿一千石、使釋褐薦素行、咸知遇、應聘仕于此、九年、而責不以職任、遇以賓禮猶故、萬治三年庚子夏、有故辭祿、侯謂素行曰、近世木村常陸介、封邑五萬石、以五千石聘木村總右衛門、長谷川藤五郎八萬石、以八千石聘島孫右衛門、丹羽五郎左衛門、十二萬石、以一萬石聘江口三郎左衛門、吾所聞也、寺澤志摩守八萬石、以八千石、聘天野源右衛門、松平越中守十萬石、以一萬石、聘吉村又右衛門、吾所親見也、自今以後、諸侯有聘問者、不爲一萬石無應其聘矣、夫百石千石、士之常祿也、士不食祿萬石、則出不足以行軍國之用、備戎器之具、入不足以祭祀祖先、養父母撫臣民矣、其被尊崇牽若此、

〔銀臺遺事春〕遺言(○堀勝吉)に任せ、所領を子供に分ちたまふ、嫡子丹右衛門勝安、三百石加増して、五百石に成、其子次郎太夫勝行、其子平太左衛門勝名也、君(○細川重賢)の御家を繼せ給ひけるは、勝名いまだ小姓組の比にて、勤仕しけるを、用人にうつされ、いく程なく、寳暦二年七月、擢出して、奉行になし給ひけるより以來、一國の仕置、此人の計らひたまはざる事なく、終に中老を經て、家老になし、所領を加へて、三千五百石に至り、國の政事を委任したまふ事、凡三十年ばかり、君の人を知らせ給ふ事明らかに、人を任じ給ふ事の專らなりし事如斯、(○中略)

浦地喜左衛門正定、(○中略)君の御代になりては、納戸の事を司りてありけるに、ある時鷹野に具し給ひて、此犬さばし引て居よと有ければ、犬は犬引にこそ、引せらるべきに迚引かず、又あるとき御かたはらを掃くべきよしを、の給ひければ、それは掃除坊主にこそ可被仰付とてはかず、かく何事もむくつけくいひければ、おのづから御覺もよからぬやうに人も見なし、其身も役を辭退せしに、いく程なく、役料五百石をあたへて奉行になし、後は所領を加へ、あたえて三百石、猶役料六百石添て、九百石の高に被成、(○中略)此國にては、平太左衛門(○堀勝名)とゝもに高名なり、

〔伊呂波字類抄不疊字〕不遇

〔拾遺和歌集九雜〕身のさづみぬることをなげきて、勘解由判官にて、　源さたがふ

あらたまの、としのはたちに、たらざりし、ときはのやまの、やまさむみ、風もさはらぬ、ふぢごろも、ふたゝびたちし、あさ霧に、こゝろもそらに、まどひそめ、みなしこ草に、なりしより、物おもふことの、葉をしげみ、けぬべき露の、よるはをきて、なつはみぎはに、もえわたる、螢を袖に、ひろひつゝ、冬は花かと、みえまがひ、このもかのもに、ふりつもる、雪をたもとに、あつめつゝ、ふみみていでし、みちはなを、身のうきにのみ、ありければ、こゝもかしこも、あしねはふ、したにのみこそ、しづみけれ、たれこゝのつの、さは水に、なくたづのねを、久かたの、雲のうへまで、かくれなみ、たかくきこゆる、かひありて、いひながしけむ、人はなを、かひもなぎさに、みつしほの、よにはからくて、すみの江の、まつはいたづら、おいぬれど、みどりのころも、ぬぎすてん、はるはいつとも、しら浪の、なみぢにいたく、ゆきかよひ、ゆもとりあへず、なりにける、舟のわれをし、君しらば、あはれいまだに、しづめじと、あまのつりなは、うちはへて、ひくとしきかは、物はおもはじ、

〔十訓抄十〕橘正通が身の沈める事を恨て、異國へ思立たる折ふし、具平親王の作文序書たりけるに、是をかぎりとやおもひけむ、

齢亞顔駟過三代而猶沈、恨同伯鸞歌五噫而將去、とぞかける、源爲憲其座に候けるが、此句をあやしみて、正通思心有て仕つれりと申ければ、さすが心細くや思ひけん、涙をながしけり、さてまかり出るまゝに、高麗へぞ行ける、○又見古今著聞集

〔後拾遺和歌集十七雜〕つかさめしにもれてのとしの秋、うへのをのこども、大井にまかりて、舟にのり侍けるによめる、　大江匡衡朝臣

河舟にのりて心の行ときはしづめる身ともおもほえぬかな

〔古事談二臣節〕清少納言零落之後、若殿上人アマタ同車渡彼宅前之間、宅體破壞シタルヲミテ、少納言無下ニコソ成ニケレト、車中ニ云ヲ聞テ、本自棧敷ニ立タリケルガ、簾ヲ搔揚、如鬼形之女法師

顔ヲ指出云、駿馬之骨ヲバ不買ヤアリシト云云、(藤王好馬買骨事)

〔千載和歌集 十六 雜上〕僧都光覺、維摩會の講師の請を申けるを、たび〳〵もれにければ、法性寺入道前太政大臣(○藤原忠通)に、恨申けるを、しめぢがはらと侍けれど、又その年もれにければ、つかはしける、

藤原基俊

契をきしさせもが露を命にてあはれことしの秋もいぬめり

〔太平記 十一〕金剛山寄手等被誅事附佐介貞俊事

佐介左京亮貞俊ハ、平氏ノ門葉タル上、武略才能共ニ兼タリシカバ、定テ一方ノ大將ヲモト、身ヲ高ク思ケル處ニ、相模入道(○北條高時)サマデノ賞翫モ無リケレバ、恨ヲ含ミ憤ヲ抱キナガラ、金剛山ノ寄手ノ中ニゾ有ケル、(○中略)サテモ關東ノ樣、何トカ成ヌラント尋聞ニ、相模入道殿ヲ始トシテ、一族以下一人モ不殘、皆被討給テ、妻子從類モ共ニ行方ヲ不知成ヌト聞ヘケレバ、今ハ誰ヲ憑ミ、何ヲ可待世トモ不覺、(○中略)貞俊又被召捕テゲリ、(○中略)最期ノ十念勸ケル聖ニ付テ、年來身ヲ放タザリケル腰ノ刀ヲ、預人ノ許ヨリ乞出シテ、故郷ノ妻子ノ許ヘゾ送ケル、聖是ヲ請取テ、其行末ヲ可尋申ト、領狀シケレバ、貞俊無限喜テ、敷皮ノ上ニ居直テ、一首ノ歌ヲ詠ジ、十念高ラカニ唱テ、閑ニ首ヲゾ打セケル、

皆人ノ世ニ有時ハ數ナラデ憂ニハモレヌ我身也ケリ

〔關八州古戰錄 七〕太田三樂岩築城離散事附源五郎氏資戰死事

小田原ノ萬松軒、法花ノ僧ヲ使价トシテ、岩築ノ城ヘ遣シ、太田三樂齋ヲ賺サレケルハ、(○中略)嫡子源五郎ヘ家督ヲ讓リテ、三樂ハ隱居アラレ、心安餘年ヲ送ラレンカ、然ラバ氏政ノ妹ヲ以テ、源五郎ヘ娶セ、北條一家後栖ト成テ、永ク社稷ヲ保護セラレン樣ニ執計フベキ條、枉テ此義ニ同心アラルベシト、兩度ニ及ンデ、申送ラレケレバ、(○中略)氏康ノ旨ニ應ズベキ由、返答ニ及ビケレバ、萬松

軒父子大ニ歡ビ、頓テ吉日良辰ヲ擇テ、息女後長林院ト號スヲ岩築ノ城ヘ送リ、婚姻ノ禮ヲ修シ、千龜萬鶴ノ祝ヲナシテ、殊更ニ懇情ヲ加ヘラレケレバ、實ニ無爲トゾ見ヘニケル、斯リシ程、姑クノ後、氏康追テ調義ヲ回ラシ、源五郎氏資、幷ニ恒岡越後守、春日攝津守ナド云、太田ガ家ニテ、奉行職ノ者共ヲ相語ラヒ、氏政野州ノ小山長治ヲ攻ン爲トテ、出馬ヲナサシメ、不意ニ岩築ヘ人數ヲ懸ケテ、三樂齋ヲ立出スベキ内約ヲ示サル、資正仄ニ是ヲ聞テ、元來浩ル變事アランハ、兼テ期シタル義ナレバ、更ニ驚ク氣色モナク、知ラヌ顏ニ持ナシ、下戚腹ノ長男梶原源太左衞門資晴ヲ招キ、且ハ身ノタヽズマヒ、且ハ手遣ノ思案以下ヲ密談シテ、川崎又次郎ヲ差副ヘ、佐竹義昭ノ許ヘ行シメ、吾儕ハ濱野修理亮ヲ召連、宇都宮ヘ赴ケルヲ、○中略氏政ノ下知トシテ、太田大膳亮、二百餘騎ヲ率シ、岩築ノ城ヘ來リ、外郭ヲ堅ク守テ、終ニ三樂ヲ還シ入ズ、此ニ於テ資正資晴牢浪シテ、源太左衞門、新六郎ハ、佐竹ニ倚賴シ、三樂ハ武州忍ヘ立越、成田左馬助氏長ノ聟タル故、其扶助ニ罹リテ居ケリ、前管領立山叟、舊臣多キ中ニ、太田長野ノ兩士ハ、始終操ヲ變ゼズ、無二ノ忠義ヲ差挾ミテ、日暮上杉家ノ再興ヲ而已志シケルニ、時運怯クシテ、今年ニ至リ、長野ハ滅亡シ、三樂ハ通客トナリ、北條ノ武威、彌、增リ顏ニゾ成ニケル、

古事類苑

人部二十六

離別

離別ニハ、生別アリ、死別アリ、生別ニシテ死別ヲ兼ヌルアリテ一ナラズ、凡ソ離別ヲ悲ムハ人情ノ常ニシテ、古來別ニ臨ミテ互ニ相往來シ、詩ヲ賦シ歌ヲ詠ジ、或ハ物ヲ贈リテ以テ惜別ノ情ヲ表セシモノモ亦甚ダ多カラズトセズ、而シテ此篇ハ性命篇、行旅篇等ニ關聯スル所アレバ、宜シク參照スベシ、

名稱

〔類聚名義抄 五言〕訣 古穴反 ワカル

〔伊呂波字類抄 和人事〕別 ワカレ 離 同上

〔倭訓栞 前編四十二和〕わかれ 分別をよめり、神代口訣に我彼の義といへり、歌に戀の別あり、旅の別あり、哀の別あり、唯別路といへば旅にきこゆ、新勅撰集にたゞ一首戀によめり、

〔古今和歌集 八離別〕あふさかにて、人をわかれける時によめる、　なにはのよろづを

相坂の關しまさしき物ならばあかずわかるゝ君をとゞめよ

〔松の落葉 一〕人をわかる、女のあへる、

ふるき歌集の詞がきに、人をわかるといへるは、みづからは、とゞまりて、人のわかれゆくをりのことなり、さるからに人にといはず、古今集に、あふ坂にて人をわかれける時によめる、あふ坂の關しまさしきものならばあかずわかるゝ君をとゞめよ、又おとは山のほとりにて、人を

わかるゝとてよめる、おとは山木だかく鳴てほとゝぎす君がわかれををしむべらなり、とある
を見るべし、君をとゞめよ、君がわかれをといへる、みな人のわかれゆくさまなり、

〔南總里見八犬傳 三輯三〕第廿五回 情を含て濱路憂苦を訴ふ、奸を告て額藏主家に還る、
濱路は臉泣腫し、聞きかたより見かへれど、涙に霞む狹山形紙張の壁に、身をよせて、おのが臥房に泣にゆく、現悲しきは死別より生別にますものなし、

生別死別

〔殉難前草〕

梅田源治郎定明

〔日本書紀 神代一〕於是素戔嗚尊請曰、吾今奉敎將就根國、故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也、

告別

〔平家物語 七〕忠のりの都おちの事
薩摩のかみたゞのりは、いづくよりか歸られたりけん、さぶらひ五騎、わらはは一人、我身ともにひたかぶと七騎取て返し、五條の三位俊成の卿のもとにおはして見給へば、門戸を閉てひらかず、〇中略俊成の卿、其人ならばくるしかるまじ、あけて入申せとて、門をあけてたいめん有けり、事のていなにとなう物あはれ也、〇中略さつまのかみ〇中略さらばいとま申してとて、馬に打乗り、かぶとのををしめて、西をさしてぞあゆませ給ふ、三位うしろをはるかに見をくつて立れたれば、たゞのりのこゑとおぼしくて、前途程遠、思ひを雁山の夕の雲に馳と、高らかに口ずさみ給へば、俊成の卿も、いとゞあはれにおぼえて、なみだををさへて入給ひぬ、

〔源平盛衰記 三十四〕東國兵馬汰并佐々木賜生唼附象王太子事
近江國住人、佐々木四郎高綱、佐殿〇源賴朝ノ館ニ早參シテ、所存アル體ト覺ヘタリ、兵衛佐宣ケルハ、如何御邊ハ、此間ハ近江ニ在國ト聞ハ、志アラバ軍兵上洛ニ付テ、京ヘゾ上給ハンズラント相存

ルニ、イツ下向ゾト問給、高綱申ケルハ、其事ニ侍リ、去年〇嘉永二年十月ノ比ヨリ、江州佐々木庄ニ居住ノ處ニ、斯ル騷動ト承レバ、誠ニ近キニ付テ、京ヘコソ打上ルベキニ、軍ノ習命ヲ君ニ奉テ、戰場ニ罷出ル事ナレバ、再歸參スベシト存ベキニ非、今一度見參ニモ入、御暇ヲモ申サン爲、又イヅクノ討手ニ向ヘ共、傍ノ仰ヲモ蒙ラン料ニ、正月五日ノ卯剋ニ、佐々木ノ館ヲ打出テ、三箇日ノ程ニ、鎌倉ニ下著シ侍シ、且ハ下向セズシテ自由ノ京上モ其恐アリト存、旁ノ所存ニヨリテ罷下レリ、〇中略ト申、〇下略

〔太平記二十六〕正行參吉野事

京勢如雲霞、淀八幡ニ著ヌト聞ヘシカバ、楠帶刀正行、舍弟正時一族打連テ、十二月〇正平四年廿七日、芳野ノ皇居ニ參ジ、四條中納言隆資ヲ以テ申ケルハ、〇中略有待ノ身思フニ任セヌ習ニテ、病ニ犯サレ早世仕事候ナバ、只君ノ御爲ニハ不忠ノ身ト成、父ノ爲ニハ不孝ノ子ト可成ニテ候間、今度師直師泰ニ懸合、身命ヲ盡シ合戰仕テ、彼等ガ頭ヲ正行ガ手ニ懸テ取候歟、正行正時ガ首ヲ彼等ニ被取候カ、其二ノ中ニ戰ノ雌雄ヲ可決ニテ候ヘバ、今生ニテ今一度君ノ龍顏ヲ奉拜爲ニ、參內仕テ候ト申シモ敢ズ、淚ヲ鎧ノ袖ニカケテ、義心其氣色ニ顯レケレバ、傳奏未奏セザル先ニ、マヅ直衣ノ袖ヲゾヌラサレケル、〇中略正行頭ヲ地ニ著テ、兎角ノ勅答ニ不及、只是ヲ最期ノ參內也ト思定テ退出ス、正行、正時、和田新發意、舍弟新兵衞、同紀六左衞門子息二人、野田四郞子息二人、楠將監、西河子息、關地良圓以下、今度ノ軍ニ一足モ不引、一處ニテ討死セント約束シタリケル兵、百四十三人、先皇〇後醍醐ノ御廟ニ參テ、今度ノ軍難義ナラバ、討死仕ベキ暇ヲ申テ、〇下略

〔加藤家傳清正公行狀奇〕天正二十年正月五日、秀吉公朝鮮國征伐ノ陣觸アリ、〇中略正月廿六日、吉方ナレバ玉名郡船林ニテ勢汰ヲシ、二月朔日諸軍ヲ率ヒテ、隈本鎭守八幡宮ニ社參シ、〇中略翌二日、瑞龍院ニ詣デ、、祖先ノ靈ヲ祭リ、隈本ヲ發シテ大坂ニ到ル、

惜別

○按ズルニ、告別ノ爲ニ墓參スル事ハ、禮式部冢墓篇ニ載セタリ、

〔正心誠意〕文久三年六月十五日、申半刻、公董朝臣入來、爲暇乞、表向名目爲監察使、被慰賞長州也、但西國大名不振興輩、可引立蒙仰、奉勅下向之上ハ、抛身命叡念可張行決心、再會不可量由被述之、感涙難止、今日御暇參內、天氣殊御厚情、賜天盃、又賜眞御太刀（備前長船政光、文化御卽位大樹獻納、）眞御馬（阿州所獻之中也、）被置移鞍、龜井所獻也、被盡叡慮之條、深以忝畏之旨、彌以可盡力由被示、共感泣了、卽罷歸、

〔日本書紀十五仁賢〕六年九月壬子、遣日鷹吉士使高麗、召巧手者、是秋、日鷹吉士被遣後、有女人居難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫𪫧怜矣、（略）○註 哭聲甚哀、令人斷腸、菱城邑人鹿父、（鹿父人名也、俗呼父爲柯曾、）聞而向前曰、何哭之哀、甚若此乎、女人答曰、秋葱之轉雙（雙重也）納可思惟矣、鹿父曰諾、卽知所言矣、有同伴者、不悟其意、問曰、何以知乎、答曰、難波玉作部鯽魚女、（言鯽魚女此云浮儺、）嫁於韓白水郎暵、（暵名）○註 生哭女、（言哭女此云儺俱謎、）嫁於住道人山寸、生飽田女、韓白水郎暵與其女哭女、曾既俱死、住道人山寸、上奸玉作部鯽魚女、生麁寸、麁寸娶飽田女、於是麁寸從日鷹吉士發向高麗、由是其妻飽田女、徘徊顧戀、失緖傷心、哭聲尤切、令人腸斷、

〔萬葉集五雜歌〕大伴佐提比古郎子、特被朝命、奉使藩國、艤棹言歸、稍赴蒼波、妾也松浦、（佐用嬪面）嗟此別易、歎彼會難、卽登高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷肝、黯然銷魂、遂脫領巾麾之、傍者莫不流涕、因號此山曰領巾麾之嶺也、乃作歌曰、

得保都必等、麻通良佐用比米、都麻胡非爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈、

〔肥前風土記松浦郡〕褶振峯、（在郡東、烽名曰褶振峯、）大伴狹手彥連、發船渡任那之時、弟日姬子、登此用褶振招、因名褶振峯、（下略）○

〔萬葉集二相聞〕柿本朝臣人麿、從石見國別妻上來時歌二首幷短歌

石見乃海、角乃浦回乎、浦無等、人社見良目、滷無等、人社見良目、吉咲八師、浦者無友、縱畫屋師、滷者無

柄鯨魚取、海邊乎指而、和多豆乃、荒礒乃上爾、香青生、玉藻息津藻、朝羽振、風社依米、夕羽振、浪社來縁、浪之共、彼縁此依、玉藻成、依宿之妹乎、露霜乃、置而之來者、此道乃、八十隈毎、萬段、顧爲騰、彌遠爾、里者放奴、益高爾、山毛越來奴、夏草之、念之奈要而、志怒布良武、妹之門將見、靡此山、

反歌

石見乃也、高角山之、木際從、我振袖乎、妹見都良武香、

小竹之葉者、三山毛清爾、亂友、吾者妹思、別來禮婆、○中略

柿本朝臣人麿妻依羅娘子、與人麿相別歌一首、

勿念跡、君者雖言、相時、何時跡知而加、吾不戀有牟、

〔萬葉集 二 十〕陳防人悲別之情歌一首并短歌

大王乃、麻氣乃麻爾麻爾、島守爾、我我多知久禮婆、波々蘇婆能、波々能美許等波、美母乃須蘇、都美安氣可伎奈泥、知知能未乃、知々能美許等波、多久頭怒能、之良比氣乃宇倍由、奈美太多利、奈氣伎乃多婆久、可胡自母乃、多太比等里之氐、安佐刀泥乃、可奈之伎吾子、安良多麻乃、等之能乎奈我久、安比美受波、古非之久安流倍之、今日太仁母、許等騰比勢武等、乎之美都々、可奈之備伊麻世、若草之、都麻母古騰母毛、乎知己知爾、左波爾可久美爲、春鳥乃、己惠乃佐麻欲比、之路多倍乃、蘇泥奈伎奴良之、多豆佐波里、和可禮加氐爾等、比伎等騰米、之多比之毛能乎、天皇乃、美許等可之古美、多麻保己乃、美知爾出立、乎可之佐伎、伊多牟流其等爾、與呂頭多比、可弊里見之都追、波呂波呂爾、和可禮之久禮婆、於毛布蘇良、夜須久母安良受、古布流蘇良、久流之伎毛乃乎、宇都世美乃、與能比等奈禮婆、多麻伎波流、伊能知母之良受、海原乃、可之古伎美知乎、之麻豆多比、伊己藝和多利氐、安里米具利、和我久流麻泥爾、多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、都々美奈久、都麻波麻多世等、須美乃延能、安我須賣可未爾、奴佐麻都利、伊能里麻宇之氐、奈爾波都爾、船乎宇氣須惠、夜蘇加奴伎可古登々能倍氐、安佐婢良伎、和波己藝

泥奴等、伊弊爾都氣己曾、

反歌

伊弊妣等乃、伊波倍爾可安良牟、多比良氣久、布奈泥波之奴等、於夜爾麻宇佐爾、〇中略

二月〇天平勝寶七歳二十三日、兵部少輔大伴宿禰家持、

〔大鏡二左大臣時平〕右大臣〇菅原道眞の御ために、よからぬ事いできて、昌泰四年正月廿九日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給ふ、このおとゞの子どもあまたおはせしに、をんなきんだちはむことり、おとこ君だちは、みなほど／＼につけて、位どもおはせしを、それもみなかた／＼にながされ給ひてかなしきに、おさなくおはしけるおとこ君、をんな君だち、したひなきておはしければ、ちいさきはあへなんと、おほやけもゆるさしめ給ひしかば、ともにゐてくだり給ひしぞかし、〇下略

〔古今和歌集九羇旅〕あづまへまかりける道にてよめる　つらゆき

いとによる物ならなくに別ぢの心ぼそくもおもほゆる哉

〔拾遺和歌集六別〕源公貞が、大隅へまかりくだりけるに、せきとの院にて、月のあかゝりけるに、わかれおしみ侍て、　平兼盛

はるかなる旅の空にもをくれねばうらやましきは秋の夜の月

〔太平記二〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

去年〇元徳二年ヨリ佐渡國ヘ、流サレテヲハスル、資朝卿〇日野ヲ斬奉ベシト、其國守護本間山城入道ニ被下知、此事京都ニ聞ヘケレバ、此資朝子息國光中納言、其比ハ阿新殿トテ、歳十三ニテヲハシケルガ、父卿召人ニ成給シヨリ、仁和寺邊ニ隱テ居ラレケルガ、父誅セラレ給ベキ由ヲ聞テ、今ハ何事ニカ命ヲ惜ベキ、父ト共ニ斬レテ、冥途旅伴ヲモシ、又最後御有樣ヲモ見奉ベシトテ、母ニ御

暇ヲゾ乞レケル、母御頻ニ諫テ、佐渡トヤランハ、人モ通ヌ怖シキ島トコソ聞ユレ、日數ヲ經道ナレバ、イカントシテカ下ベキ、其上汝ニサヘ離テハ、一日片時モ命存ベシトモ覺ヘズト、泣悲テ止ケレバ、ヨシヤ伴ヒ行人ナクバ、何ナル淵瀨ニモ身ヲ投テ、死ナント申ケル間、母痛ク止バ、又目ノ前ニ憂別モ、有ヌベシト思侘テ、力ナク今マデ只一人付副タル中間ヲ、相ソヘラレテ、遙々ト佐渡國ヘゾ下ケル、

〔落穗集前編九〕右十七日〇慶長五年六月の夜に入、鳥居元忠被申上儀有之、御前〇德川家康へ出られ御用相濟候以後、今度當城〇伏見の御留守居人數少にて、一入苦身可致旨仰有ければ、元忠被申上候は、乍恐私儀は、左樣には存不申候、今度會津御發向の儀は、御大切の儀にも有之候得ば、一騎一人も御人多に被召連可然奉存候、然者彌次右衞門主殿儀も御供にめしつれられ、當城の儀は、私御本丸の御留守居を相勤、五左衞門など、外廓のくゝりをさへ申付候はゞ、事濟可申樣に奉存候旨、被申上候得ば、重て御意被遊候は、今度四人の面々を以、留守居と有之さへ、人少にて如何と思ふに、其方は人多と申は、何を以左樣には申ぞと、御尋有ければ、彥右衞門被申上けるは、今度會津表江被遊御發向候御留守に於て、只今の通世上無事にさへ有之候はゞ、私五左衞門兩人にて、御留守の御用は相足り可申候、若又御下向の御跡に於て、世の變も出來、當城を敵方より攻圍み申と有之に至候ては、近國に後詰加勢を請申べき御味方とても、無御座候得ば、たとへ只今の御人數の上に五倍七倍の御人數を殘し置れ候ても、此御城を堅固に相守申儀の可罷成儀にては無御座候、然れば、御入用の御人數を、當城江被相殘とあるは、御不益の樣に、私式は奉存と被申上ければ、其以後は兎角の仰も無御座、以前駿府宮ヶ崎に被遊御座候節、御前には御十一歲に被爲成、彥右衞門は十三歲にて、始て岡崎より御奉公に被參候節の儀など被仰出、御雜談の中に、夜も更候に付、彥右衞門被申上候は、明日は定て早く御立可被遊候、短夜にも御座候間、最早御寢成被遊可然と申

雜載

上、立ざまに先程も申上候通、會津御發向の御留守中、上方筋別儀も無ㇾ御座ㇾ候はゞ、又々御目見可ㇾ申上ㇾ候、萬一の儀も有ㇾ之候はゞ、もはや是が今生の御暇乞にてもと申て、御前を立れ候節、長座ゆへ立兼候を被ㇾ遊ㇾ御覽、御兒小姓衆を被ㇾ爲ㇾ召、彥右衞門が手を引と被ㇾ仰付ㇾ候とや、其節御納戶役の衆、御前へ被ㇾ出候得ば、御袖にて御淚を御拭遊され、被ㇾ成ㇾ御座ㇾ候故、暫く指扣、其後被ㇾ罷出ㇾ候とや、

〔三代實錄 二十 清和〕貞觀十四年五月廿五日甲午、勅遣ㇾ參議右大辨從四位上兼行讚岐守藤原朝臣家宗、從四位上行右近衞中將兼阿波守源朝臣與、從六位下守大内記大江朝臣公幹於鴻臚館、賜ㇾ勅書、○中略是日、領歸鄕客使多治眞人守善等引ㇾ客徒ㇾ出ㇾ館、大使楊成規跪言、成規等覲聘○聘原作ㇾ朝、據ㇾ類聚國史ㇾ改、禮畢歸ㇾ本土ㇾ去、今差ㇾ天使ㇾ令ㇾ其領送ㇾ成規等、瞻ㇾ望丹闕ㇾ涕泗盈ㇾ衿、仰ㇾ戀之誠、中心無ㇾ限、臨ㇾ別掌客使都良香、相ㇾ遮館門ㇾ舉ㇾ觴而進、

〔吉野樂書〕一仙遊霞ハ齋宮ノ伊勢ヘ下給トテ、勢多橋ニテスル樂ナレバ、人ノ別レナドノ時ニハスベカラズ、齋宮下リ玉フトキハ、又都ヘ歸リ給ナト云コト有、此故ニ櫛モワカル丶人ニハトラセズ、

○按ズルニ、齋宮別ノ櫛ノ事ハ、尙ホ器用部容飾具櫛條ニ在リ、

行旅 遊覽併入

行旅ハ又羇旅ト云フ、上古ハ交通甚ダ不便ニシテ、且ツ旅宿ノ設備ヲ缺キタリシカバ、多クハ山野ニ露宿シ、糧食ヲ負戴シテ飯ヲ炊クモ亦路傍ニ於テセシガ、孝德天皇ノ時、令シテ旅人ノ爲ニ、時弊ヲ矯正セリ、驛傳ノ制、定マリシ後モ、仍ホ公用以外ノ人ニハ、多ク其便ヲ缺キタリシガ、道路漸ク開通シ、且ツ交通ニ關スル設備モ亦益〻發達セシカバ、行旅ノ難易亦往昔

ノ比ニアラズ、

凡ソ行旅ヲ爲スニハ、危害甚ダ尠カラザリシヲ以テ、古來旅中ノ安全ヲ神祇ニ祈請シ、幣帛ヲ奉ル等ノ風アリキ、事ハ神祇部祈禱、幣帛兩篇ニ載セタリ、又旅人ノ發足セントスルヤ、親族朋友等、祖宴ヲ張リ、又ハ衣服、調度、詩歌等ヲ贈與シ、或ハ便宜ノ地ニ見送リ、以テ惜別ノ意ヲ致ス、之ヲ餞ト云フ、餞ハウマノハナムケト云ヒ、後ニハ單ニハナムケトモ稱ス、而シテ旅人ノ始テ途ニ上ルヲ、門出、若シクハ鹿島立等ト稱シ、旅人ノ到著シ又ハ歸著スル時、途ニ迎フルヲ坂迎ト稱セリ、

行旅ノ事ハ、驛傳ニ關聯スル所多キヲ以テ、政治部驛傳、宿驛兩篇ヲ參看スベシ、

名稱

〔伊呂波字類抄太人事〕旅タヒ　羇旅　客タヒ已上　〔同疊字羇〕羇旅キリヨ　〔同疊字加〕行旅

〔下學集下態藝〕羇旅キリヨ

〔書言字考節用集八言辭〕旅タビ　羇同　寄同　去家同　〔同九言辭〕羇旅キリヨ約會、羇旅寓也、左傳註、羇寄也、旅客也、

〔倭訓栞前編十四多〕たび　旅をいふ、日本紀に行をもよめり、發日の義成べし、發行も旅行も行度も義同じ、幽齋聞書に、羇旅は大なる旅也、國をも多くへだてたるやうによむべし、旅字ばかりの時は、遠近を限らずとみえたり、○中略思ふ子に旅をさせよといふ俗語は、程子も旅に在ては、謙降柔和なれば自保すべしといへりとぞ、

〔八雲御抄三下人事〕旅　草枕　ぬさ　たむけこれはたびの心也、人めをたびといひ、すむわれさへぞたびこゝちするなどいへる、たむけぬさは旅を本とす、見二其外一多、

〔冠辭考三久〕○○○○くさまくら　たび

萬葉卷一に、草枕クサマクラ客爾之有者タビニシアレバ云々、こは卷五に、道乃久麻尾爾ミチノクマビニ、久佐太袁利クサタヲリ、志婆刀利志伎提シバトリシキテて、ふごとく、草引結びて枕とする意にて、旅には冠らするなり、此うた舒明天皇の御代を擧たるに、いひなれしつゞけ樣なれば、いと上つ代より

いへる詞なりけり、

制令

〔日本書紀孝徳二十五〕大化二年三月甲申、詔曰、〇中略復有被役邊畔民、事了還鄕之日、忽然得疾、臥死路頭、於是路頭之家、乃謂之曰、何故使人死於余路、困〇困恐因誤留死者友伴、強使祓除、由是兄雖臥死於路、其弟不收者多、復有百姓溺死於河、逢者乃謂之曰、何故於我使遇溺人、困〇困恐因誤留溺者友伴、強使祓除、由是兄雖溺死於河、其弟不救者衆、復有被役之民、路頭炊飯、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯余路、強使祓除、復有百姓、就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、復有百姓、臨向京日、恐所乘馬疲瘦不行、以布二尋、麻二束、送參河尾張兩國之人、雇令養飼、乃入于京、於還鄕日、送鍬一口、而參河人等、不能養飼、飜令瘦死、若是細馬卽生貪愛、工作謾語、言被偸失、若是牝馬孕於己家、便使祓除、遂奪其馬、飛聞若是、故今立制、凡養馬於路傍國者、將被雇人、審告村首、首長也方授詶物、其還鄕日、不須叟〇叟恐更報、如致疲損、不合得物、縱違斯詔、將科重罪、

〔續日本紀元明五〕和銅五年十月乙丑、詔曰、〇中略令行旅人必齎錢爲資、因息重擔之勞、亦知用錢之便、

〇按ズルニ、行旅ニ關スル法令ハ、政治部驛傳篇、宿驛篇等ニ載セタルヲ以テ、此ニハ省略セリ、

旅人

〔伊呂波字類抄人倫太〕旅客タヒヒト　旅人同

〔同利疊字〕旅客

〔撮壤集中行旅〕旅人リヨジン　旅客リヨカク

〔書言字考節用集人倫四〕旅客リヨカク又云遊子　旅人リヨジン　旅客タビビト　旅人同　遊子同　遊子ユウシ旅客、義同、文選註、謂行人也、指南、不著一業、曰遊子、

〔日本書紀推古二十一〕二十一年十二月庚午朔、皇太子遊行於片岡、時飢者臥道垂、仍問姓名而不言、皇太子視之與飮食、卽脫衣裳覆飢者而言、安臥也、則歌之曰、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾惠氐、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、〇下略

旅人心得

〔東海道名所記一〕年のころ廿四五なる男、〇中略もとより旅なれぬ身にて侍べるものをといふ、樂阿彌聞て、あらいとおしや、旅は道づれ世はなさけと云事あり、そなたの樣なる旅なれぬ人は、追

はぎにあひて、ころさるゝか、かたりにあふて一跡をとらるゝか、旅籠や渡しぶね所々で損をする事多し、旅には第一、藥をたしなみ煩ひをふせぐを肝要とす、菓冷水むざとしたる食物をつゝしむべし、夏旅の霍亂は多くは食傷よりおこるなり、あやしき人に道づれして、ひとつ宿にとまりて、荷物をすり替られ、寢たる間だに、とりにげにあふ事あり、夜ふかく宿を出ぬれば、山だち、辻切の氣づかひあり、宿につきては、家の勝手、閑道の要害、見おくべし、座敷の壁に荷物をよせかけておくべからず、疊のおちこみて、やはらかなる所ぁらば、疊をあげて是をみよ、蚊帳の內ならば、かたわきに立より、壁にそふて臥すべし、夜盜入て、つり手をきり、おしつゝむ時の用心なり、宵にねたる所をば、わきへ替て寢なをれ、太刀かたなは、柄口をわが身にそへておくべし、遊女にたはれて、金銀をぬすまるゝな、たとひよぶとも心ゆるすな、さて道中第一の用心には、堪忍にまさる事なし、船頭、馬かた、牛遣などは、口がましく言葉いやしう、わがまゝなる者なれば、是にまけじとする時は、かならず大事のもとひとなる、今錢二三文をたかくつかへば、萬事はやくとゝのふなり、扇、笠、きんちやくも、たかき所におくべからず、わすれやすきものなり、旅飯錢は宵に渡すべからず、朝たつ時にわたすべし、錢をかふには、金銀を手ばなし、人をたのみて、つかはしぬれば、あしき銀にすりかへらるゝ事あり、しるしをみせて錢をとりよせ、其後にわたすべし、道の右左に神や佛の堂社あらば、手をあはせ心に念じてとをるべし、まもりの神となり給ふ也、まだ此外に色色の事どもあり、後には合點ゆくべし、○中略いざや道づれになり、道々かたりてのぼらんとて、うちつれ立てぞのぼりける、

〔日本行脚文集〕一行脚の覺悟として、自戒自愼の誓語して首にかけし條目、

一不惜身命を思定、今日切の境界、無常迅速夢幻泡影忘るまじき事、

一色欲、身欲、名聞欲を可離事、附憍慢心可愼事、

餞

一五戒勿論也、但し飲酒、妄語の二戒は事によるべし、他の爲善事には僞も可なるべき事、
一山賊追剝等に逢ば裸にて渡すべし、若殺害にをよばゞ、首をのべて待べし、死て敵を取るまじき事、附四寸の小刀の外、刃を持間敷事、
一衣、食、居は、天道にまかすべし、當季の外、衣は可捨事、
一船賃、木ちん、茶代、少しもねぎるまじき事、
一中途にて乞凶非人に慈悲を加べし、かつ病人には所持の藥可與事、
一文筆所望なきに書まじき事、但し望む人あらば、貴賤を不撰、一言も否といふ詞出す間敷なり、自作の外、他作の文法、書く間敷事、
一一足も馬駕にのるまじき事、但不及山上の道は折によるべし、
右の九箇條、佛神に誓ひ、心戒を定るものなり、若此意趣を破る心ざし出ば、卽歩に立歸るべし、若病死する事あらば、行脚の日記と、此ヶ條を古郷へ送給ふべし、
死て後尸の事は任他取置にては烏狼

諸國旅宿衆中　産國勢州射和村大淀氏三千風判

既に行脚成就の上は、此事ひけらすもいらざる事なれど、かつは後世同氣の行脚人、心づくべきかと、雨紙を費せしになん、

〔新撰字鏡　食〕餞　疾演反、上、酒食送人也、又疾箭反、上、諸也、馬乃波奈牟介、
〔伊呂波字類抄　波辭字〕餞　ハナムケ　馬餞
〔下學集　下態藝〕餞　ハナムケ　別
〔後拾遺和歌集　八別〕つくしへくだりける人に、むまのはなむけし侍とて、人々さけたうべて、ひねもすにあそびて、夜やうやうふけゆくまゝに、おひぬることなど、いひいだして、よみ侍ける、

慶範法師○歌略

〔日本釋名人事中〕餞ハナムケ　たびにゆけば、のれる馬のはな、其かたにむくゆへに、たびだつ人に、物をおくるをはなむけと云、馬のはなむけと云事、歌書に多し馬を略してはなむけと云、

〔倭訓栞前編四字〕うまのはなむけ　新撰字鏡に餞をよめり、餞は食にかゝり、賮は貨にかゝる、旅立人を送るとて、馬の鼻向の義也、今略してはなむけといへり、拾遺集に、せんと音にても詞書に見えたり、門出を祝ひて、途中恙なからんために、道祖神に手向するなり、

〔倭訓栞前編二十四波〕はなむけ　餞をいふ、歌書に多く馬のはなむけといへり、旅立人の馬の鼻に向ひて、餞別するの意也、飲食に餞といひ、貨財に賮といふ、又代にてやるを程儀などいへり、

〔拾遺和歌集六別〕天暦御時、御めのと肥前が、いではのくにに、くだり侍けるに、せんたまひけるに、ふちつぼより、さうぞく給ひけるに、そへられたりける、
よみ人しらず○歌略

〔古事記中景行〕倭建命○中略罷行之時、參入伊勢大御神宮、拜神朝廷、○中略罷時、倭比賣命、賜草那藝劒、那藝二字以音亦賜御囊而詔、若有急事解茲囊口

〔後撰和歌集十九離別〕みちのくにへまかりける人に、火うちをづかはすとて、かきつけける、
貫之
おり〳〵にうちてたく火の煙あらば心さすかを忘のべとぞ思

あひ忘りて侍ける人の、東のかたへまかりけるに、櫻のはなのかたに、ぬさをさしてつかはしける、
よみ人しらず
あだ人のたむけにおれる櫻花あふさかまでは散ずもあらなん○中略

しもつけにまかりける女に、かゞみにそへてつかはしける、
よみ人しらず
ふたご山ともにこえねどます鏡そこなる影をたぐへてぞやる、

しなのへまかりける人に、たきものつかはすとて、　　するが
しなのなるあさまの山もみゆなればふじのけむりのかひやなからん〇中略
いせへまかりける人、とくいなんと心もとながるときゝて、たびのてうどなど、とらするものから、たゝんかみにかきてとらする、なをばむまといひけるに、　よみ人しらず
おしと思心はなくてこのたびはゆくむまにむちをおほせつる哉〇中略
とをき國にまかりける人に、たびのぐつかはしける、かゞみのはこのうらにかきつけてつかはしける、　　おほくぼのりよし
身をわくる事のかたさにます鏡影ばかりをぞ君にそへつる〇中略
みちのくにへまかりける人に、あふぎてうじて、うたゑにかゝせ侍ける、
　　よみ人しらず
別行道の雲居になりゆけばとまる心も空にこそなれ〇中略
秋たびにまかりける人に、ぬさをもみぢの枝につけてつかはしける、
　　よみ人しらず
秋ふかくたび行人の手向にはもみぢにまさるぬさはなかりけり
〔後拾遺和歌集八別〕ゐ中へまかりける人に、かりぎぬあふぎつかはすとて、　藤原長能
よのつねにおもふわかれのたびならば心見えなるたむけせましや
〔榮花物語十二玉村菊〕かくて帥中納言〇藤原隆家祭の又の日〇長和三年四月くだり給べければ、さるべきところどころより、御馬のはなむけどもあるなかに、中宮〇三條后藤原研子より御心よせ思ひきこえ給へりければ、装束せさせ給て御扇に、
すゞしさはいきの松ばらまさるともそふるあふぎの風なわすれそ、かくて我はかちより、き

たのかたはふねにてくだらせ給、

〔落窪物語四〕そちは、この二十八日になん、船に乗なん日取たりければ、出でたちさらにいとちかし、○中略おとな三十人、わらは四人、しもづかへ四人なん率てくだる員に定めたりつる日のちかうなるまゝに、はらからたちみなわたりあつまりて、今は別れをしみ、あはれなることをのたまふ。○中略明後日くだり給ふとて、左の大い殿にたいめんしたてまつらでは、いかでかとて參りたまふ、車の多からんは所せしとて、三つばかりしてなん打わたりける、北のかたたいめんして、聞え給へる事どもは書ず思ひやるべし、たれも／＼御供にくだる人々に、北のかたいとよくしたる扇二十、蝶すりたる櫛、まき繪の箱に白粉入れて、こゝの人のかたらひけるして、かたみに見たまへとてとらす、子だちも思ふやうに心ばせ有りて、人に思はるゝとうれしく思ゆ。○中略つとめて文あり、○中略まき繪の御衣櫃一よろひに、かたつかたには、正身の御さうぞくみくだり、色々の織ものうちかさなりたり、上には唐櫃の大さに滿ちたる幣ぶくろに、中に扇百いれて打覆ひたまへり、又ちひさき衣ばこ一よろひあり、此御むすめにおこせ給へるなるべし、かたつかたには、御さうぞく一具、片つかたには黄金の箱にしろいもの入てすゑ、ちひさき御ぐしの箱入れたり、くはしく書べけれどむづかし、

〔萬葉集四相聞〕五年戊辰○神龜、大宰少貳石川足人朝臣遷任、餞于筑前國蘆城驛家歌三首、

天地之、神毛助與、草枕、覊行君之、至家左右、

大船之、念憑師、君之去者、吾者將戀名、直相左右二、

山跡道之、島乃浦廻爾、縁浪、間無牟、吾戀卷者、

右三首、作者未詳、

〔萬葉集十九〕閏三月○天平勝寶四年於衛門督大伴古慈悲宿禰家、餞之入唐副使同胡麻呂宿禰等歌二首、

〇一首略

梳毛見自屋中尾波可自久左麻久良多婢由久伎美乎伊波布等毛比氏（作主未詳）

右件歌、傳誦大伴宿禰村上、同清繼等是也、

〔古今和歌集八離別〕さだときのみこの家にて、ふぢはらのきよふが、あふみのすけにまかりける時に、むまのはなむけしけるよゝめる、　きのとしさだ

けふわかれあすはあふみと思へどもよやふけぬらん袖の露けき〇中略

人のむまのはなむけにてよめる　きのつらゆき

おしむから戀しき物を白雲の立なん後はなに心ちせん

〔後撰和歌集十九離別〕とをくまかりける人に、餞し侍ける所にて、　橘直幹

おもひやる心ばかりはさはらじをなにへだつらん峯の白雲

〔拾遺和歌集六別〕天暦の御時、小貳命婦、豊前にまかり侍ける時、大ばん所にて餞せさせ給に、かづけ物たまふとて、　御製〇村上

なつ衣たちわかるべきこよひこそひとへにおしき思ひそひぬれ

〔大鏡五太政大臣伊尹〕すけのぶの少將、うさの使にてたゝれしに、殿上にて餞に、菊の花のうつろひたるを題にて、別の歌よませ給へる、

さはとをくうつろひぬとかきくのははおりて見だにあかぬこゝろを

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年正月甲午、大保藤原惠美朝臣押勝、宴蕃客於田村第、勅賜内裏女樂、并綿一万屯、當代文士賦詩送別、副使揚泰師作詩和之、

〔菅家文草一詩〕會安秀才餞舍兄防州探得隔字

兄友弟恭不道無、勤王自與恒親疎、一廻告別腸千斷、我助君情獨向隅、

〔菅家文草 三 詩〕三年歲暮欲更歸州、聊述所懷、寄尙書平右丞、
一離一會宛如新、隨念了知是宿因、衙早尙書長劇務、告歸刺史暫閑人、途中不惜分君手、夜後將論處
我身、世路難於行海路、飛帆豈敢得明春、
〔古今著聞集 四 文學〕後三條院、東宮にておはしましける時、學士實政朝臣任國におもむきけるに、餞
別のなごりをおしませ給て、御製か丶りけるとかや、
州民縱作甘棠詠　莫忘多年風月遊
此心は、毛詩云、孔子曰、甘棠莫伐、邵伯之所宿也、といへる事なり、
〔本朝文粹 九 序〕暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別方山水深各分一字、　慶保胤
夫別者、古今所重也、李老贈人以言、楊子臨岐以泣、展此祖席、不且宜乎、諸故人夜雪開秩相携、又欲數
十年、春風剖符、一別不知幾千里、方今其方何處、山重水深、船尾西廻、棹殘月而不繫、馬頭東去、策浮雲
而將行、於是酌盃酒以強勸、不醉奈何、吳坂楚嶺之寒嵐、加湌飯以莫辭、定知悵然三峽五湖之春浪、既
而舉袂欲離、揮手重謝、客有仁智之樂、自助山水之心、於戯西崦日落、南浦春闌、一詠一吟、或留或去、猥
接送別之士、聊記遺恨之篇云爾、
暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別路花飛白、　江以言
夫離別之爲事焉、憂則萬緒、理亦千名、淵雲漢庭之英毫也、未與其情於墨妙之詞、蘇李胡塞之貞狀也、
猶拭其涙於精強之眼、彼一日三秋之死望、二載千秋之歎音、自古有之、不一二其辭矣、方今舊日親故、
春風遠離、昔垂丹螢之幌、今剖銅虎之符、業成功成、鄒魯之山嵐舊、或南或北、秦吳之國雲分、故傾別爵
聊祖輕鑣、蓋乃惜子行于長途、隨吾道之遺跡而已、于時佗鄉客別別路花飛、花飛則尋常惜之、況當客
別、客別亦尋常恨之、況當花飛、逸馬嘶晨風之中、蹄踏輕質之雪、征衣過夕陽之下、袖纈廻文之霞、至如
夫春苦生而忽埋、曉雲連而彌亂、重門深微之幽蹊、指抱關兮漸廻、朱輪華轂之芳轍、計記里兮方長者

也、既而一撙先贈、雙襟自霑、斑荊之味意厚、沈醉正酣、丹棘之方功空、離憂未忘、以言後會、骨驚前期、鬢老、楊岐路滑、吾之送人多年、李門浪高、人之送吾幾日、仰訴靈廟之精、俯慙祖席之客云爾、〇中略

仲冬餞奝上人赴唐、同賦贈以言、各分一字、探得輕字　慶保胤

夫人之重別、古今一也、我朝率土之中、遠則一二千里、分手之後、久亦五六餘年、書信易通、不期鴈足繫帛之秋、歸去無妨、豈俟烏頭變黑之日、乃如其臣之別君、子之辭父、猶遺一日三秋之恨、又有牽衣攬涙之悲、何況異域他鄉、天涯煙水、前程不知幾雲關露驛、後會不導何春風秋月、嗟呼倩思今日之遠行、不似吾土之當別、往昔緇素非一、渡海者多矣、聖教未傳、或專誠於求法之年、王事靡盬、或委命於人覲之節、如我師浮雲無蹤、一去一來、靈舟不繫、自東自西、昔仲尼之去周也、仁者相贈以言、今上人之赴唐也、親知各露其膽、予是花月之一友、贈此蒭牧之二言、堂有母儀、莫以逗留中天之月、室有師跡、莫以偃息五臺之雲、聊記斯文、別涙露紙云爾、

夏夜、於鴻臚館餞北客、　後江相公朝綱〇大江

延喜八年、天下大平、海外慕化、北客算彼星躔、朝此日域、望扶木而鳥集、渉滄溟而子來、我后憐其志、褒其勞、或降恩、或增爵、於是餞宴之禮已畢、俶裝之期忽催、夫別易會難、來遲去速、李都尉於焉心折、宋大夫以之骨驚、想彼梯山航海、凌風穴之煙嵐、廻棹揚鞭、披龜林之蒙霧、依依然莫不感忘還之誠焉、若非課詩媒而寛愁緒、携歡伯而緩悲端、何以續寸斷之腸、休半銷之魂者乎、于時日會鶉尾、船艤龍頭、麥秋動搖落之情、桂月倍分幅之恨、嗟呼前途程遠、馳思於鴈山之暮雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉涙、予翰苑凡槩、揚庭散木、媿對遼水之客、敢陳孟浪之詞云爾、

〔新儀式五臨時〕太宰帥幷大貳奏赴任由事

太宰帥幷大貳、赴任參入、令奏事由、藏人以奏聞、奉仰召殿上、賜酒肴、或不召只賜祿、或雖召賜仰幷祿、不賜酒肴、數巡之後召御前、自右青瑣門參上、候孫廂南第一間北面、即賜仰及祿、御衣一襲、或加賜白掛一領、若於御前賜酒肴、殿上王卿依召參上、勸盃、其儀御座

如常、諸卿座又如常、帥若大貳座、諸卿座、四方北面設之、儲菅圓座、賜酒肴、即於南廊壁下拜舞、自仙華門退出、

諸國受領官奏赴任由事付鎮守府將軍、出羽城介、

諸國受領赴任之由、付藏人奏聞之、隨仰垂御簾、藏人叙位年、件官者不亦垂之、召御前、自仙華門參入、候南廊壁下、傳宣仰旨、兼賜祿、或不召御前、於右近陣頭賜祿、但陸奧守加給御衣、或召殿上、自右青瑣門參上、其座同大貳座、奉仰賜祿、於南廊壁下拜舞、自仙華門退出、又鎮守府將軍出羽介等、雖非受領官、召御前矣、

〔日本後紀十七平城〕大同四年三月戊辰、是日東山道觀察使正四位下兼行右衞士督陸奧出羽按察使藤原朝臣緒嗣、爲入邊任辭見內裏、召昇殿上、令與侍從五位上永原朝臣子伊太比賜衣。一襲被。等、

〔日本紀略淳和〕天長五年二月甲寅、賜鎮東按察使伴朝臣國道餞、有御製、賜衣被及雜珍玩物、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年四月壬辰、天皇御紫宸殿、賜餞入唐大使藤原朝臣常嗣副使小野朝臣篁等、命五位已上賦賜餞入唐之題、于時大使常嗣朝臣欲上壽、先候進止、勅許訖、常嗣朝臣避座而進喚采女二聲、采女擎御盃來、授陪膳采女、常嗣朝臣跪唱平、天皇爲之舉訖、行酒人進賜常嗣朝臣酒、即跪受飲竟、降自南階拜舞還坐、既而群臣獻詩、別有御製、大使賜而入懷退而拜舞、賜大使御衣一襲、白絹御被二條、砂金二百兩、副使御衣一襲、赤絹被二條、砂金百兩、各淵醉而罷、

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年六月七日己丑、從四位上行大貳安倍朝臣貞行詣闕辭見、賜御衣一襲、拜舞而出、是日、親王公卿參侍仗下、遣留貞行、聊命別酌、以內藏錢一萬、充圍碁賭物、酣暢方罷、

〔後拾遺和歌集八別〕よし道の朝臣、十二月のころほひ、うさの使にまかりけるに、としあけば、かうぶりたまはらんことなどおもひて、餞たまひけるに、かはらけとりてよみ侍ける、

橘則長

別ぢはたつけふよりもかへるさを哀雲ゐにきかんとすらん

〔權記〕長德元年九月廿七日、戊剋陸奧守實方朝臣令奏赴任之由、先於殿上勸酒一兩巡、內藏寮儲肴物、依重服人、

餝精進物、其後出御晝御座、藏人信經奉仰召實方朝臣、朝臣應召候孫廂南第一間、次召藏人頭齊信朝臣、朝臣奉仰取祿、出自母屋南第一間障子戸賜之、(支子染衾一條、幷御下襲一具也、例給紅染褂、而此度用支子色、隨有云々、)別有仰詞、幷叙正四位下給祿、幷奉仰詞退出、依重喪不拜舞、

門出見送

〔下學集 態藝 下〕鹿島立(常陸鹿島緣起在神事也)

〔書言字考節用集 八 言辭〕首途(文選)　啓行(毛詩)　門出(俗字)　鹿島立(本朝俗斥首途之義、事見諺露、)

〔名物六帖 人事五 行旅 郵報〕發足(陶望齡游台宕路程、九月廿七日癸巳、發足、甲午、早過嵩蠣、)　假裝(杜詩、假裝逐徒旅、邵寶曰、張平子思玄賦、簡元辰而假裝、註假始也、)　首途(賓暇錄、見將首途者、多云、車馬有行色、)　起程(水滸傳)

〔日本釋名 中 人事〕鹿島立　たびのかど出を云、神功皇后新羅を攻給ふ時、鹿島香取の二神、まづ首途し給ひしより云ことば也といへり、

〔朝野群載 二十二 諸國雜事〕國務條々事

一赴任國吉日時事

新任之吏赴任國之時、必擇吉日時、可下向、但雖云吉日、世俗之說、降雨之日尤忌之、出行亦改吉日、更出行耳、是任人情、非有必定、

一出行初日不可宿寺社事

世俗說云、不食索餠、不聽凶事、不宿寺中、不寄社頭云々、但今世之人、亦隨氣色耳、

〔萬葉集 四 相聞〕太宰大監大伴宿禰百代等驛使歌二首

草枕、羈行君乎、愛見、副而曾來四、鹿乃濱邊乎、

右一首、大監大伴宿禰百代、

周防在、磐國山乎、將超日者、手向好爲與、荒其道、

右一首、少典山口忌寸若麻呂、

以上天平二年庚午夏六月、帥大伴卿忽生瘡脚、疾苦枕席、因此馳驛上奏、望請庶弟稻公、姪胡麻呂、欲語遺言者、勅右兵庫助大伴宿禰稻公、治部少丞大伴宿禰胡麻呂兩人、給驛發遣、令看卿病、而逕數旬幸得平復、于時稻公等、以病既療、發府上京、於是大監大伴宿禰百代、少典山口忌寸若麻呂、及卿男家持等、相送驛使、共到夷守驛家、聊飮悲別、乃作此歌、

〔萬葉集二十〕二月〇天平勝寶七歲七日、駿河國防人部領使守從五位下布勢朝臣人主、進九日歌數二十首、

但拙劣歌者不取載之、〇中略

爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波波牟、加倍理久麻低爾、

右一首、帳丁若麻續部諸人、

〔本朝世事談綺五雜事〕鹿島立

旅立前の日、阿須波明神を祭、此神鹿島に鎭座あるゆへなり、榊をたて神酒備餠を以、旅の安全を祈る、〇中略此神へ御餞をさゝげていのるに、旅に居る者飢につかれずと也、世俗影膳といふて居るも、此遺風なり、

〇按ズルニ、神祇ニ旅行ノ安全ヲ祈請スル事ハ、神祇部祈禱篇ニ載ス、

〔萬葉集二十〕二月〇天平勝寶七歲十四日、常陸國部領防人使大目正七位上息長眞人國島進歌數十七首、

但拙劣歌者不取載之、

祁布與利波、可敝里見奈久氐、意富伎美乃、之許乃美多氐等、伊泥多都和例波、

右一首、火長今〇今恐誤日奉部與曾布、

阿米都知乃、可美乎伊乃里氐、佐都夜奴伎、都久之乃之麻乎、佐之氐伊久和例波、

右一首、火長大田部荒耳、〇下略

〔古今和歌集八離別〕源のさねが、つくしへゆあみんとて、まかりける時に、山ざきにてわかれおしみ

ける所にてよめる、

いのちだに心にかなふ物ならば何か別のかなしからまし　　しろめ

やまざきより神なびのもりまで、をくりに人々まかりて、かへりがてにして、別れおしみけるによめる、　　源さね

人やりの道ならなくに大かたはいきうしといひていざかへりなん〇中略

藤原のこれをかゞ、むさしのすけにまかりける時に、をくりにあふさかをこゆとてよみける　　つらゆき

かつこえて別もゆくか相坂は人だのめなるなにこそ有けれ

〔土佐日記〕九日〇承平五年正月のつとめて、おほみなとより、なはのとまりをおはんとて、こぎいでにけり、これたがひに、くにのさかひのうちはとて、見おくりにくる人、あまたがなかに、ふぢはらのときざね、たちばなのすゑひら、はせべのゆきまさらなん、みたちよりいでたうびし日より、こゝかしこにおひくる、この人々ぞ心ざしある人なりける、この人びとのふかき心ざしは、この海にはをとらざるべし、これよりいまはこぎはなれてゆく、これをみをくらんとてぞ、この人どもはおひきける、かくてこぎゆくまに〳〵、海のほとりにとゞまる人もとをくなりぬ、ふねの人も見えずなりぬ、きしにもいふことあるべし、船にもおもふことあれどかひなし、かゝれど、この歌をひとりごとにしてやみぬ、

おもひやる心はうみをわたれどもふみしなければしらずやありけん

〔千載和歌集〕七離別　源惟盛、としごろ侍物にて、箏のことなどをしへ侍けるを、土佐國にまかりける時、かはじりまで、送りにまうできたりけるに、蒼海波の秘曲のことおたつることをしへ侍て、そのよしの譜かきて給うとて、奥に書付て侍ける　　入道前太政大臣

をしへをく形見をふかく忍ばなむ身は青海の波にまがれぬ

〔奥の細道〕彌生も末の七日、〇元祿二年明ぼのゝそら朧々として、月は在明にて光をさまれる物から、不二の峯幽にみえて、上野谷中の花の梢、又いつかはと心細し、むつましきかぎりは、宵よりつどひて、舟に乘りて送る、千住と云ふ所にて、船をあがれば、前途三千里のおもひ胸にふさがりて、幻のちまたに離別の涙をそゝぐ、

行春や鳥啼魚の目は泪、これを矢立の初として、行く道なほすゝまず、人々は途中に立ちならびて、後かげのみゆるまでは見送るなるべし、

〔書言字考節用集九言辭〕坂迎(サカムカヒ)〇酒迎、〇馬迎、並同、

〔倭訓栞中編九佐〕さかむかへ　坂迎の義、京師の人參宮せしを歸路に迎ふるをいふ、其もと東へ下る人の歸りを、逢坂まで出迎ふるよりの名成べし、關迎ともいふ、人を迎送するに、四方の關に至るは、異朝の例也、詩にも西出陽關無故人といへり、

〔朝野群載二十二諸國雜事〕國務條々事

一境迎事

官人雜仕等任例來向、或國隨身印鎰參向、或國引卒官人雜仕等參會、其儀式隨土風而已、

〔今昔物語二十八〕寸白任信濃守解失語第卅九

今昔、腹中ニ寸白持タリケル女有ケリ、□ノ□ト云ケル人ノ妻ニ成テ懷妊シテ、男子ヲ產テケリ、其ノ子ヲバ□トゾ云ケル、漸ク長ニ成テ冠ナドシテ後官得テ、遂ニ信濃ノ守ニ成ニケリ、始メテ其ノ國ニ下ケルニ、坂向ヘノ饗ヲ爲タリケレバ、守其ノ饗ニ著テ居タリケルニ、〇下略

〔兎園小說十二〕賀茂村の坂迎ひ　京　角鹿比豆流

伊勢大神宮廣前に、太々神樂捧げ奉るとて、かの御社に春毎參詣する事、六十六國に殘る處もな

行旅例

し、都の町々近き村里、老たるも若きも、かたらひつゝ、二十三十あるは百にも滿てる人の、願はて家に歸る日、家族うからゑたしきかぎり、逢坂山の水うまやに集ひ、待酒汲かはし宴をなす、是を坂迎といふ、こゝより家までかへるさ、迎の人と共に謠ひつれて、都の町くだりさわぎ行く事、引きもきらず、こをみる人大路に立ちつゞけり、三月廿一日、上賀茂の一郡松林の加茂塘をすぐるに、鞍馬口の乞食の兒等いでゝ、錢を乞ふ事頻りなり、加茂村の百姓さか迎の日、鹿坂といふ菓子を二ツづゝあたへ、また人數こゝらなれば、菓子の代にあし一筋あたふるが、古き例なりとかや、

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、その男身をえうなき物に思ひなして、京にはあらじ、あづまの方に、すむべき國もとめにとて行けり、もとより友とする人ひとりふたりしていきけり、道しれる人もなくて、まどひいきけり、みかはの國八はしといふ所にいたりぬ、そこを八橋といひけるは、水ゆく川のくもでなれば、橋を八わたせるによりてなん、八はしといひける、其さわのほとりの木のかげにおりゐて、かれいひくひけり、そのさわにかきつばた、いとおもしろく咲たり、それをみてある人のいはく、かきつばたといふ五もじを句のかみにすへて、たびの心をよめといひければよめる、

から衣きつゝなれにしつましあればはる〴〵きぬる旅をしぞおもふ、とよめりければ、みな人かれいひのうへに、涙おとしてほとびにけり、ゆき〳〵てするがの國にいたりぬ、うつの山にいたりて、わがいらんとする道は、いとくらふほそきに、つたかえではしげり、物心ぼそくすゞろなるめをみる事と思ふに、ず行者あひたり、かゝる道は、いかでかいまするといふをみれば、見し人なりけり京に其人の御許にとて文かきてつく、○中略なをゆき〳〵て、むさしの國と、しもつふさの國とのなかに、いとおほきなる河あり、それをすみだ川といふ、その川のほとりにむれゐて思ひやれば、かぎりなく遠くもきにけるかなとわびあへるに、わたし守はや舟にのれ、日もくれ

ぬといふに、のりてわたらんとするに、みな人物わびしくて、京に思ふ人なきにしもあらず、さる折しも白き鳥のはしと足のあかき、しぎの大さなる、水の上にあそびつゝ魚をくふ、京には見えぬ鳥なれば、みな人みしらで、わたしもりにとひければ、これなん都鳥といふをきゝて、

名にしおはゞいざこととはんみやこ鳥わがおもふ人は有やなしやと、とよめりければ、舟こぞりてなきにけり、

〔土佐日記〕それのとし〇承平四年のしはすのはつかあまりひとひのいぬのときにかどです、〇中略廿二日にいづみの國までと、たひらかに願たつ、〇中略　廿七日、おほつよりうらとをさしてこぎいづ、〇中略　廿八日、うらとよりこぎいでゝ、おほみなとをおふ、〇中略　廿九日、おほみなとにとまれり、〇中略　四日、〇承平五年正月　風ふけばえいでたゝず、〇中略　九日のつとめて、おほみなとより、なはのとまりをおはんとて、こぎいでにけり、〇中略　十日、けふはこのなはのとまりにとまりぬ、　十一日、あかつきに船をいだして、むろつをおふ、〇中略　十七日、くもれる雲なくなりて、あかつきづく夜いとおもしろければ、船をいだしてこぎゆく、〇中略　夜やうやくあけゆくに、かぢとりら、くろき雲にはかにいできぬ、風ふきぬべし、みふねかへしてんといひて舟かへる、このあひだに雨ふりぬ、いとわびし、〇中略　十九日、ひあしければふねいださず、　廿日、きのふのやうなれば船いださず、〇中略　廿一日、うの時ばかりに船いだす、〇中略　廿二日、よんべのとまりよりことゞまりをおひてぞゆく、〇中略　廿三日、ひてりてくもりぬ、このわたり、かいぞくのおそりありといへば、神ほとけをいのる、　廿四日、きのふのおなじところなり、　廿五日、かぢとりらのきた風あしといへば、船いださず、かいぞくおひくといふ事、たへずきこゆ、　廿六日、まことにやあらん、かいぞくおふといへば、夜なかばかりより、船をいだしてこぎくる道にたむけする所あり、かぢとりしてぬさたひまつらするに、ぬさのひんがしへちれば、かぢとりのまうしてたてまつる事は、このぬ

さのちるかたに、みふねすみやかにこがしめ給へと、まうしたてまつる、○中略 卅日、あめかせふかず、かいぞくは、よるあるきせざなりときゝて、夜なかばかりに船をいだして、あはのみとをわたる、よなかなればにしひんがしもみえず、おとこをんなからく神ほとけをいのりて、このみとをわたりぬ、○中略 けふ海になみにたるものなし、神ほとけのめぐみかうぶれるにゝたり、けふふねにのりしひよりかぞふれば、みそかあまりこゝぬかに成にけり、いまはいづみのくにゝきぬれば、かいぞくものならず、○中略 六日、○二月 みをつくしのもとよりいで、なにはにつきて、かはじりにいる、みな人々をんなおきな、ひたひにてをあてゝ、よろこぶ事ふたつなし、

〔更科日記〕十三になるとしのぼらんとて、九月三日かどでして、いまだちといふ所にうつる、○中略 かどでしたる所は、めぐりなどもなくて、かりそめのかやゝのしとみなどもなし、○中略 おなじ月の十五日、雨かきくらし降に、さかひ○常陸下総境を出て、下野○下総誤の國のいかたといふ所にとまりぬ、○中略 國にたちをくれたる人々まつとて、そこに日を暮しつ、十七日のつとめてたつ、○中略 その夜はくろどの濱といふところにとまる、○中略 そのつとめてそこをたちて、下つさのくにとむさしのさかひにて有、ふとゐがはといふ、かゞみのせ、まつさとのわたりにとまりて、夜ひとよ舟にてかつ〲物などわたす、○中略 つとめて舟に車かきすへてわたして、あなたのきしにくるまひきたてゝ、をくりにき○き原作はへ、據二一本一改つる人々、これよりみなかへりぬ、のぼるはとまりなどして、いきわかるゝほど、行もとまるもみななきなどす、○中略 ましもと云所も、すが〲とすぎて、いみじくわづらひ出て、遠江にかゝる、さやの中山など越けんほどもおぼえず、いみじくくるしければ、てんりうといふ川のつらに、かりやつくりまうけたりければ、そこにて日ごろすぐるほどにぞ、やうやうをこたる、冬深くなりたれば、河風はげしく吹上て、たへがたくおぼえけり、○中略 二むら山○三河の中にとまりたる夜、大きなるかきの木の下に、いほをつくりたれば、夜ひとよいほのうへ

にかきおちかゝりたるを、人々ひろひなどす、〇中略とゞまりてしはすの二日京にいる、

〔日本行脚文集七〕既に天和三亥の春、奥州仙臺を首途し、この年の卯〇貞享四年五月まで大旅五年、猶見殘し再順二年、元祿二巳の年まで、首尾七年に行脚成就し侍る、凡そ道往三千八百餘里、一足も榮耀の馬籠にのらず、一宿借り乘し事なく、一飯に飢たる事なく、一病の障なく、一言の爭なく、萬滿足の功をとり、一生の大願望の本ゐをとげし事、ひとへに天下泰平、時季滿足の旬に、仕合たる果報と獨笑して、此記の淸書に意を去ざりし、〇中略

元祿三庚午於涼床拭筆　行脚散人三千風綴焉

〔山陽遺稿碑三〕玉堂琴士碑

琴士、姓紀、浦上氏、諱弼、字君輔、世仕備前藩、爲其支封内匠君、數役江戸、雅解音律、最善琴、偶見古琴、傾棗購獲、〇中略寛政甲寅、〇六年辭仕、得肆志四方、初娶市村氏、先卒、有二子遷、適、於是攜琴與二子、東遊、會津侯客禮聘待、改其廟樂、乃留、遷仕焉、置遷江戸、而獨攜琴漫遊、東窮奥羽、西至筑肥、最喜平安山水、召遷共居焉、日事遊覽、椎髻褒衣、鬚鬖鬖然、負琴而行、雖士女雜沓處、逢倦輒憩、人環指目之、不顧也、衣必綿布、無副、嗜酒、不多飮、朴器瓦皿、肴核隨有、醉則鼓琴、又寫山水、請畫者以酒潤筆、輒欣然點染、氣韻高渾、猶其琴也、

〔山陽遺稿傳三〕古川翁傳

古川翁、備中人也、倜儻有大略、喜地理學、學無所承、少小浪遊海内、抵奥羽、渡蝦浦、窺蝦夷、究筑紫薩隅、至鬼界境、其間、雖攀鳥道、涉洪波大濤、重繭饑困、舟殆覆溺沒、自若也、寫山谷形態、隆然窪然、及所眺覽、樹如薺、波瀾如織狀、如工畫者、尤喜尋近代戰爭之跡、觀其攻守勝敗所由、以鉤股法、揣遠近高卑、不失尺寸、著圖說、鑿鑿有據、嘗罵世以兵名家者曰、此輩煮芋不辨熟否者、焉可施實用哉、

〔正齋與古松軒書〕扨不佞去春松前御用被仰付、四月十五日江戸發程、五月十六日三馬屋渡海、同廿

三日松前出立、箱館江罷越申候、兼而老人御編述之東遊雜記相携、沿途之勝概、松前の風物比校いたし候所、過差無之、老人一過眼の地、烟霞の妙察、全く山水の奇骨を被得候事と、感心不啻候、〇中略來春エトロフよりウルップ江相進候筈ニ候、兼而御存之通リ、去卯年長崎御用より、當未迄五ヶ年之間、日本國中西東を究め、海外へ踏出し、經歷二十五ヶ國、道程凡八百五十里、打返一千七百里、唐土の里法に直し候はゞ、八千八百里內外に可有之、不佞今年二十九、日本六十六州不佞が如き遠足し者、只一人に不可過、男兒四方の壯遊、本懷之至、欣躍不啻候、併五ヶ年の間、在宅僅十ヶ月、二親の溫情を欠候といへども、忠孝不兩全、此一事少々懸念而已ニ候、〇中略

六月廿一日寛政十一未年也同十二月晦日備中著　守重

古松軒老人

〔東遊記一〕凡例

一予醫學修行の爲に漫遊する事、前後合せて五年、東西南北到らざる所なし、〇中略

南谿誌

〔續近世畸人傳二〕百井塘雨

百井塘雨は通名左右二、京師の人也、其兄は室川の豪富萬屋といへるが家長をして有けるによりて、おもへらく、商家とならば此ごとく富むべし、然れどもおよぶべからねば、及ぬことを求んより、我欲する名山勝槩をたのしむにしくはなしとて、金三十斤を携へ、にしは薩摩、日向、東は奥羽外が濱のはて迄を窮む、其記事有といへども稿を脫せず、〇下略

〔狂歌現在奇人譚三編下〕百種園有武の傳

有武は浪花の產にして、氏は中邑、名は得、字は玄機、別號南嶺といふ、醫をもて業とす、〇中略旅にいづることをこのみて、わが日のもとのうちは、ふまざる地なく、見ざる名所なく、すべて旅にある

ことゝはたとせあまりなり、こしのくににて病にかゝりてせんすべなく、つひにみやこにかへることゝはなりぬ、

〔甲子夜話 三十〕予〇松浦清少年ヨリ東武往還ノ道中、多ノ人ノ旅行ニモ遇シガ、ソノ行装小々殊ナルコトハ有レド、マヅハ似タルモノナリ、備中ニテ薩州ノ息女、江都ニ上ルニ遇タリ、調度ノ長櫃幾箇モ持行ウチ、飾著タルアリ、其サマ竹ヲ立テ、上ニ又横ニ結ビ、糸ヲ張リ、少キ鼓、又ク丶リ猿ナドヲ下ゲ、竹ノ末三處ニハ、紅白ノ紙ヲ截カケニシテ、長ク垂レタルコト、神幣ノ如シ、或ハ紅ノ吹貫、小旗ナド付タルモ有リ、イト華ヤカナルコトニテ、女子ノ旅裝ト見ユル者ナリキ、東行筆記

〔伊呂波字類抄 利疊字〕旅宿 旅館

〔書言字考節用集 八言辭〕客宿 万葉 旅寮 同

〔萬葉集 一雜歌〕輕皇子宿于安騎野時、柿本朝臣人麿作歌、

八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、神長柄、神佐備世須登、太敷爲、京乎置而、隱口乃、泊瀨山者、眞木立、荒山道乎、石根、禁樹押靡、坂鳥乃、朝越座而、玉限、夕去來者、三雪落、阿騎乃大野爾、旗須爲寸、四能乎押靡、草枕、多日夜取世須、古昔念而、

短歌

阿騎乃野爾、宿旅人、打靡、寐毛宿良自八方、古部念爾、〇下略三首

〔今昔物語 二十八〕近江國篠原入墓穴男語第四十四

今昔、美濃ノ國ノ方ヘ行ケル下衆男ノ、近江ノ國ノ篠原ト云フ所ヲ通ケル程ニ、空暗ク雨降ケレバ、立宿リヌベキ所ヤ有ルト見廻シケルニ、人氣遠キ野中ナレバ、可立寄キ所无カリケルニ、墓穴ノ有ケルヲ見付テ、其レニ這入テ、暫ク有ケル程ニ、日モ暮テ暗ク成ニケリ、雨ハ不止ニ降ケレバ、今夜計ハ此墓穴ニテ夜ヲ明サント思テ、奥樣ヲ見ルニ廣カリケレバ、糸吉ク打息テ寄居タルニ、

○下略

〔更科日記〕そのかへる年の十月廿五日、大嘗會御禊とのゝしるに、はつせの精進はじめて、その日京を出るに、○中略その山越はてゝ、にへのゝ池のほとりへいきつきたるほど、日は山の端にかくりにたり、今はやどゝれとて、人々あかれて、やどもとむる所はしたにて、いとあやしげなる下すのこいへなんあるといふに、いかゞはせんとて、そこにやどりぬ、みな人々京にまかりぬとて、あやしのおのこふたりぞゐたる、その夜もいもねず、此おのこいでいりしありくを、おくの方なる女ども、などかかくしありかるゝぞととふなれば、いなや心もしらぬ人をやどしたてまつりて、かまばしもひきぬかれなば、いかにすべきぞとおもひて、えねでまはりありくぞかしと、ねたると思ひていふ、きくにいとむく〳〵しくおかし、○中略曉よふかく出て、○初瀬えとまらねば、ならざかのこなたなる家をたづねてやどりぬ、○中略また初瀬にまうづれば、○中略三日さぶらひてまかでぬれば、○初瀬れいのならざかのこなたに、小家などにこのたびは、いとるいひろければ、えやどるまじうて、野中にかりそめに、いほつくりてすへたれば、人はたゞ野にゐて、夜をあかす、草のうへにむかばきなどを打しきて、うへにむしろをしきて、いとはかなくて夜をあかす、かしらもしとゞに露をく、曉がたの月いといみじくすみわたりて、よにしらずおかし、

〔都のつと〕ひたちの國へ歸り侍りしに、むさしのゝはてなき道に行くれて、その夜は道づれの僧など、あまたありしも、みなかりそめの草の枕をむすびて、とゞまり侍りしほどに、此野はむかしも、ぬす人ありてこそ、けふはなやきそともよまれけると、きゝをきしかど、さまでやはとおもひしに、苔の衣をさへ、ひきてかへりし白波のあらかりしなごりに、いとゞ旅の床もものうくこそ侍りしか、

いとはすばかゝらましやは露の身の憂にも消ぬ武藏のゝ原

〔磯山千鳥〕旅宿

いにしへはいはゆる草枕にて、野にも臥、山にもいこひけむを、貴人は帳の幕など馬につけて、それをもてとりかこみつゝ、一夜をあかしたるものなるを、治れる御代のたふとさは、其草枕も名のみとはなれりしなり、かくてはたごやといふは、かのとばかりの幡を納めたる籠を、はたごといふよりうつりたる名也、今は本陣といひ、脇本陣などくさ〴〵となへたり、またちかき頃、難波講大船講、關東講など名づけて、その目印を軒にかけたる、また某家中定宿、某用達などしるしてかけたるもあり、

〔萬葉集二挽歌〕有間皇子自傷結松枝歌二首〇一首略

家有者、笥爾盛飯乎、草枕旅爾之有者、椎之葉爾盛、

〔萬葉集十九〕閏三月、〇天平勝寶四年於衞門督大伴古慈悲宿禰家、餞之入唐副使同胡麿宿禰等歌二首、〇中略

梳毛見自、屋中毛波可自、久左麻久良、多婢由久伎美乎、伊波布等毛比氐、作主未詳

〔萬葉集抄十九〕くしも見じやなかもはかじと云は、人のものへありきたるあとには、三日は家の庭はかず、つかふくしをみずといふ事のある也、

〇按ズルニ、驛路ニ菓樹若シクハ柳等ヲ植エテ、行旅者ノ便ヲ計リシ事ハ、植物部ニ載セタレバ、宜シク參照スベシ、

〔徒然草上〕いづくにもあれ、しばし旅だちたるこそ、めさむるこゝちすれ、そのわたりこゝかしこ見ありき、ゐなかびたる所、山里などは、いとめなれぬ事のみぞおほかる、都へたよりもとめて文やる、其事かの事便宜にわするなといひやるこそおかしけれ、さやうの所にてこそ、萬に心づかひせらるれ、もてる調度までよきはよく、能ある人、かたちよき人も、つねよりはおかしとこそ見

遊覽

ゆれ、寺社などにしのびてこもりたるもおかし、

〔東海道名所記　一〕いとおしき子には旅をさせよといふ事あり、萬事思ひしるものは、旅にまさる事なし、鄙の永路を行過るには、物うき事、うれしき事、はらのたつこと、おもしろき事、あはれなること、おそろしき事、あぶなき事、おかしき事、とり〴〵さま〴〵也、人の心も、こと葉つきも、國により所により、おのれ〳〵の生れつき、花車なもあり、いやしきもあり、それのみならず、みちすがらには、海、川、山、坂、橋、平地、石はら、沙原、ほそ道、あせ道、追分なんどとてこれあり、道のたすけには、大雪に山ごし、大水に川ごし、ふかき川に渡し船、のりかけに駄賃馬、あるいは歩にてゆく人のため、からじりの馬、籠、のり物、あるひは馬のなきときは、かち荷物のたすけもあり、しらぬ道には、あんない者あり、旅籠屋の遠き所には、店屋の餅團子、茶屋の燒餅、其外在所により家によりて國の名物酒さかな、煮賣燒賣色々あり、一日路すぎて、暮がたには、はたごやの宿、泊々これあり、○下略

○

〔伊呂波字類抄　伊疊字〕遊覽

〔書言字考節用集　九言辭〕遊覽（ユウラン）又云遊觀

〔古今著聞集　十四遊覽〕周覽之遊、其興太多、春有萬樹之花、夏有百尺之泉、秋有千里之月、冬有數重之雪、各就勝地、彌添氣色者也、

〔肥前風土記　藤津郡〕昔者日本武尊巡幸之時、到於此津、日沒西山、御船泊之明旦遊覽、繫船纜於大藤、因曰藤津郡、

○按ズルニ、天皇ノ遊覽ノ爲ニ行幸アリシ事ハ、帝王部行幸篇ニ載セタリ、

〔懷風藻〕葛野王二首　○中略

五言、遊龍門山、一首、

命觀遊山水、長忘冠冕情、安得王喬道、控鶴入蓬瀛、〇中略

贈正一位太政大臣藤原朝臣史五首〇中略

五言、遊吉野二首、〇一首略

飛文山水地、命爵薜蘿中、漆姫控鶴擧、柘媛接莫通、煙光巖上翠、日影浪前紅、翻知玄圃近、對翫入松風、

〔萬葉集十九〕六日、〇天平勝寶二年四月遊覽布勢水海〇越中作歌一首并短歌、

念度知、丈夫能、許能久禮、繁思乎、見明良米、情也良牟等、布勢乃海爾、小船都良奈米、眞可伊可氣、伊許藝米具禮婆、乎布能浦爾、霞多奈妣伎、垂姫爾、藤浪咲而、濱淨久、白浪左和伎、及及爾、戀波末佐禮杼、今日耳、飽足米夜母、如是己曾、彌年能波爾、春花之、繁盛爾、秋葉能、黄色時爾、安里我欲比、見都追思努波米、此布勢能海乎、

反歌

藤奈美能、花盛爾、如此許曾、浦己藝廻都追、年爾之努波米、

〔古今著聞集五和歌〕御堂關白〇藤原道長大井川にて遊覽し給ふ時、詩歌の舟をわかちて、各堪能の人々をのせられけるに、〇下略

〔古今著聞集十四遊覽〕寛治六年十月廿九日、殿上逍遙ありけり、其時の皇居は堀河院也ければ、その北なる所にて、人々あつまりたりける次第に、馬をひかせて北陣の上をわたして、叡覽有けり、人々三條猪熊にてぞ馬に乗ける、頭辨季仲朝臣、頭中將宗通朝臣、烏帽子直衣、其外の人々は狩衣をぞ著たりける、所衆瀧口小舍人あひしたがひける、大井河にいたりて、紅葉の船に乗て盃酌ありけるには、大夫季房、侍從宗輔、實隆などは、年をさなければ、貫首の上にぞ差たりける、夜に入て集會の所にかへりて、各冠などしかへて、内裏へまいりて、宮の御かたにて和歌を講じけり、先盃酌ありけるとかや、むかしはこのことつねのことなりけるに、中ごろよりたへにけり、くちをしき世

なり、〇中略

承元五年〇建暦元年閏正月二日の朝、目もおどろくばかり雪ふりつもりけるに、九條大納言〇道家參内せられて、此ゆきは御覽ずやとて、人々いざなひて、車寄に車さしよせて、別當の三位からのすけ以下、内侍たち引ぐしてやり出されけり、中宮は后町よりいまだ入せおはしまさねば、中御門殿へやりよせて、宮の女房一車やりつゞけて、大内右近馬場賀茂の方ざまへ、あこがれゆかれける、大納言直衣にて騎馬せられたりけり、さらぬ人々も、或は直衣、或は束帶にて、六位まで伴ひたりけり、賀茂神主幸平、狩裝束して、車のともに參れり、むかしはかゝる雪には、馬に鞍置まうけてこそ付しに、今はかやうの事たえて侍つるに、めづらしくやさしく候ものかなとて、わかき氏人ども、おなじく狩裝束して、みな〳〵鷹手にすへて、かんだちへのかたへ、御ともつかうまつりて、雪の中のたかゞりして御覽ぜさす、道すがらいと興有事共ありけり、〇下略

〔富士御覽日記〕永享四年壬子九月、富士御覽の御下向に、〇足利義教初の十日京都出御、同十七日駿河國藤枝鬼巖寺に御下著、雨すこし時雨て、晩方より晴て、月はあり明にて、いそぎ御立、同十八日、府中先小野繩手にして、御輿たてられ御覽じて、前後左右どよみあひ御跡はいまだ藤枝五里のほど、何とはなくつたへ〳〵、山も河もひゞきわたりけるとなん、御著府すなはち富士御覽の亭へ、すぐに御あがりありて、

みずばいかに思しるべきことのはもおよばぬふじとかねて聞しも、

〔太閤記十六〕醍醐之花見

尼孝藏主をもつて仰られしは、三月十五日、醍醐の花見を催され候はん、政所殿も見物あるべきよし申候へと宣ふ、〇中略

醍醐御普請之覺

一三寶院小破之所をば可加修理也、大破なる所は新儀に立直し、たゝみ以下も、あたらしく可申付候事、

一院外五十町四方、三町に一ヶ所宛、番所を立、弓鐵炮之者を置、かたく番を沙汰し可申事、

一伏見より醍醐に至て、道の兩邊に埒を結せ可申事

一寺々宿札を打候て、破壞の所あらば、可致修理之事、

一院内院外掃除念を入可申付之事

一振舞等其外萬潤澤に可在之之事

一百姓已下幷往還之旅人等、不迷惑樣に可在之事

右堅可申付者也

慶長三年戊戌正月廿日　德善院玄以僧正

淺野彈正少弼殿〇中略

長束大藏大輔殿〇中略

寺々の名花、所々の花園まで、道の左右に埒をとをし、五色の段子のまんまくをうち、秀吉公父子其外上臈衆、かちにていとしづかなる有さま、人間の住家にはあらざるにやと、おもはれて艶なり、〇中略石橋の左に當て、さび渡りたる堂に、益田少將此所を便りとして、茶屋をいとなみ、一獻すすめ奉る、殿下御氣色在しなり、二三町山上し給へば、谷の右左り、咲も殘らず、散そめもせぬ、花あまたにして、實枝をならさぬ風、香を吹送りしかば、温間此上あるべきとも、更に覺えざりけり、〇中略仙洞にも、けふは風も心し雨もはれ、長閑なる花をみるらんとて、廣橋中納言を勅使につかはされしかば、攝家衆も清花のかた〴〵も、ことごとく使者まいらせられにけり、御供にあらぬ諸侯大夫、幷京堺の歷々より、折作物珍物盡其員、名酒には加賀の菊酒、麻地酒、〇中略江川酒等捧來り、

院内に充て、院外に溢にけり、

〔山陽遺稿山陽先生行狀〕文政元年戊寅二月、春水先生大祥忌、歸展于廣島、喪除、遂游鎭西、從豐筑入肥、留長崎二月、強南極薩隅、明年春、歸廣島、奉母夫人入京、侍遊芳野、事樂諸勝、秋送至廣島、爾後西省無虛歲、後數迎之、侍游伊勢及琵琶湖等、

懷舊

懷舊ハ、往時ヲ追想スルヲ謂フ、凡ソ懷舊ノ事タル、其範圍極テ廣ク、悉ク擧グルニ堪ヘズ、而シテ舊都ノ荒廢ヲ嘆ズル事ノ如キハ、地理部皇都篇舊都條ニ載セタレバ、宜シク參照スベシ、

名稱

〔運歩色葉集久〕懷舊(クワイキウ)

〔書言字考節用集八言辭〕懷舊(クハイキウ)

懷舊例

〔日本書紀景行七〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、○中略自甲斐北轉、歷武藏、上野、西逮于碓日坂、時日本武尊、毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺而東南望之三歎曰、吾嬬者耶、嬬此云菟摩故因號山東諸國曰吾嬬國也、　五十三年八月丁卯朔、天皇詔群卿曰、朕顧愛子、何日止乎、冀欲巡狩小碓王○日本武尊所平之國、是月、乘輿幸伊勢、轉入東海、

〔日本書紀仲哀八〕元年十一月乙酉朔、詔群臣曰、朕未逮于弱冠、而父王既崩之、乃神靈化白鳥而上天、仰望之情、一日勿息、是以冀獲白鳥、養之於陵域之池、因以覩其鳥、欲慰顧情、則令諸國、俾貢白鳥、

〔古今和歌集十五戀〕五條のきさきの宮のにしのたいに、住ける人に、ほいにはあらで、物いひわたりけるを、む月のとをかあまりになん、ほかへかくれにける、あり所は聞けれど、え物もいはで、

又のとしの春梅の花さかりに、月のおもしろかりける夜、こぞをこひて、かのにしのたいにいきて、月のかたぶくまで、あばらなるいたじきにふせりてよめる、

在原業平朝臣

月やあらぬ春や昔の春ならぬ我身ひとつはもとのみにして

〔伊勢物語下〕むかし二條のきさきの、まだ東宮のみやすん所と申ける時、氏神にまうで給ひけるに、このゑづかさにさぶらひける翁、人々のろく給はるついでに、御車より給はりて、よみて奉りける、

大はらやをしほの山もけふこそは神代のこともおもひ出らめとて、心にもかなしとや思ひけん、いかゞ思ひけん知すかし、

〔大鏡二左大臣時平〕右大臣〇菅原道眞の御ためによからぬ事いできて、昌泰四年正月廿九日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給ふ、〇中略かのつくしにて、九月九日菊花を御らんじけるついでに、又京におはしまし、時、九月のこよひ内裏にて菊のえんありしに、このおとゞつくらしめ給へりける詩を、みかど〇醍醐かしこくかんじたまひて、御衣たまはり給へりしを、つくしまでくだらしめ給へりければ、御らんずるにいとゞそのおりおぼしめしいでゝ、つくらせ給ひける、

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸　恩賜御衣今在此　捧持毎日拜餘香

この詩いとかしこく、人々かんじ申されき、

〔土佐日記〕廿七日、〇承平四年十二月おほつよりうらとをさしてこぎいづ、かくあるうちに、京にてうまれたりしをんなご、こゝにてにはかにうせにしかば、このころのいでたちいそぎをみれど、なにごともいはず、京へかへるにをむなごのなきのみぞかなしびこふる、〇中略十一日、〇同五年正月あかつきに船をいだして、むろつをおふ、〇中略このはねといふ所とふわらはのついでにて、又むかしの人

をおもひいでゝ、いづれの時にかわするゝ、けふはましてはゝのかなしがらるゝことは、くだりし時の人のかずたらねば、ふるうたに、かずはたらでぞかへるべらなるといふことを、おもひいでゝ、人のよめる、

世のなかにおもひやれどもこをこふるおもひにまさるおもひなきかな、といひつゝなん、

九日、○中略、二月、かくのぼる人々のなかに、京よりくだりし時に、みなひと子どもなかりき、いたれりし國にてぞ、子うめるものども有あへる、人みな船のとまる所に、いだきつゝおりのりす、これを見て、むかしのこのはゝ、かなしきにたへずして、

なかりしもありつゝかへるひとの子をありしもなくてくるがかなしさ、といひてぞなきける、ちゝもこれをきゝて、いかゞあらん、かうやうの事ども、うたもこのむとて、あるにもあらざるべし、もろこしもこゝも、おもふことにたへぬ時のわざとか、十六日、京にいりたちてうれし、家にいたりてかどにいるに、月あかければ、いとよくありさま見ゆ、○中略、この家にてうまれしをんなごの、もろともにかへらねば、いかゞはかなしき、○下略

〔平家物語一〕二代の后の事

故近衞の院のきさき太皇太后宮○藤原多子と申しは、大炊のみかどの右大臣公能公の御むすめなり、○中略、主上○二條きさき御入內有べきよし、右大臣家にせんじをくださる、○中略、御じゆだいの後は、れいけい殿にぞましましける、○中略、かのせいりやうでんのぐはとの御しやうじには、むかし、かなおかゞかきたりし、ゑんざんのあり明の月もありとかや、故院のいまだ幼主にて、ましませしそのかみ、なにとなき御てまさぐりの、つゐでに、かきくもらかさせ給ひたりしが、有しながらに、少もたがはせ給はぬを御らんじて、先帝のむかしもや、御戀しうおぼしめされけん、

おもひきやうき身ながらにめぐりきておなじ雲ゐの月を見んとは、そのあひだの御なから

ひいひしらずあはれにやさしき御ことなり、

〔平家物語 三〕少將みやこかへりの事

正月げじゆん〔〇治承三年〕に、丹波の少將なりつね、平判官やすより入道、二人の人々は、肥前の國かせのしやうを立て、都へといそがれけれども、〔〇中略〕二月十日ごろにぞ、備前のこじまにはつき給ふ、それより父大納言殿〔〇成經父成親、治承元年薨〕の御わたり有なる、有木の別所とかやにたづね入て見給へば、竹のはしら、ふりたるしやうじなどに、かきをき給ひつる筆のすさびをみ給ひて、あはれ人のかたみには、手跡にすぎたる物ぞなき、かきをき給はずば、いかでか是を見るべきとて、やすより入道と二人、よみてはなき泣てはよむ、安元三年七月廿日出家、おなじき二十六日、のぶとし下向ともかゝれたり、さてこそ源左衞門のせうのぶとしが、まいりたるをもしられけれ、そばなるかべには、三尊らいがうたより有九品わうじやう疑なしともかゝれたり、此かたみを見給ひてこそ、さすが欣求淨土ののぞみもおはしけりと、かぎりなきなげきの中にも、いさゝかたのもしげにはのたまひけれ、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十月廿一日庚子、令レ還二宿黃瀨河一給、〔〇源頼朝、中略、〕今日弱冠一人、御旅館之砌、稱レ可レ奉レ謁二鎌倉殿一之由、實平、宗遠、義實等恠レ之、不レ能二執啓一、移レ剋之處、武衞自令レ聞二此事一給、思二年齡之程一、奥州九郎歟、早可レ有二御對面一者、仍實平請二彼人一、果而義經主也、即參二進御前一、互談二往事一、催二懷舊之淚一、

〔十六夜日記〕人やりならぬ道なれば、いきうしとてもとゞまるべきにもあらで、なにとなくいそぎたちぬ、〔〇中略〕侍從大夫などのあながちにうちくつしたるさま、いと心ぐるしければ、さまざまいひこしらへ、ねやのうちをみれば、むかしの枕さへ、さながらかはらぬをみるにも、今さらかなしくて、かたはらにかきつく、

　とゞめをくふるき枕の塵をだに我たちさらば誰か拂はん

〔倭訓栞中編二十八〕よはもとしのび　諺にいへり、世は故忍の義なり、人の世にある何事によらず、むかしを思ふ意なり、新古今集に、

行末は我をもしのぶ人やあらんむかしをおもふ心ならひに

〔源氏物語一桐壺〕物思ひしり給ふは、さまかたちなどのめでたかりしこと、心ばせのなだらかにめやすくにくみがたかりし事など、いまぞおぼしいづる、さまあしき御もてなしゆへこそ、すげなうそねみ給しが、人がらのあはれになさけありし御心を、うへの女房なども戀しのびあへり、なくてぞとは、かゝるおりにやとみたり、

〔河海抄一桐壺〕なくてぞとは、かゝるおりにやと、

ある時はありのすさびににくかりきなくてぞ人は戀しかりける

〔枕草子二〕すぎにしかたこひしきもの

かれたるあふひ　ひいなあそびのてうど　ふたあゐ、えびぞめなどのさいでのをしへされて、さうしのなかにありけるを見つけたる、　又おりからあはれなりし人の文、雨などのふりて、つれづれなる日、さがし出たる、　こぞのかはほり　月のあかき夜

〔徒然草上〕しづかに思へば、よろづに過にしかたの戀しさのみぞせんかたなき、人しづまりて後、ながき夜のすさびに、なにとなきぐそくとりしたゝめ、のこしをかじとおもふ反古などやりすつる中に、なき人の手ならひ、ゑかきすさびたる、見出たるこそ、たゞ其おりのこゝちすれ、此比ある人の文だに、久しくなりて、いかなるおり、いつの年なりけんとおもふは、哀れなるぞかし、手なれしぐそくなども、心もなくてかはらずひさしき、いとかなし、○中略

〔萬葉集一雜歌〕高市古人感傷近江舊堵作歌

古人爾和禮有哉、樂浪乃、故京乎、見者悲寸、

〔萬葉集雜歌三〕柿本人麻呂歌一首
淡海乃海、夕浪千鳥、汝鳴者、情毛思努爾、古所念、

名稱

贈遺

贈遺ハ、オクリモノト云ヒ、後ニ引出物、又ハ進物トモ云フ、物品ヲ人ニ贈與スルヲ謂フナリ、凡ソ贈遺ヲ爲スニハ、古來或ハ之ヲ木ノ枝ニ付クルアリ、或ハ袋、籠、曲物、桶、箱、臺等ニ入ル、アリ、或ハ薄樣、檀紙、引合等ノ紙ニ包ミ、水引ニテ結ビテ、之ニ熨斗ヲ添フルアリ、別ニ又折紙等ニ物品ノ目錄ヲ記シテ、之ヲ添フルコトモアリキ、而シテ進獻ニ關スル事ハ、尙ホ政治部貢獻篇、及ビ官位部諸奉行、進物番、大名等ノ諸篇ニ在レバ、多クハ省略ニ從ヘリ、

〔伊呂波字類抄於雜物〕贈オクリモノ　賂　儥已上同　〔同計疉字〕獻上　〔同志疉字〕進上

〔運歩色葉集遺〕贈物　〔同楚〕贈進　〔同志〕進上　進獻　進物

〔書言字考節用集七器財〕進物又云二獻物一

〔名物六帖人事四交際問遺〕信物貴耳集、信角、　人事物宋許觀東齋記事、今人以レ物相遺謂二之人事一、韓退之、有下與二韓弘一人事物上狀上、乃知、此稱自レ唐已有レ之、

〔書言字考節用集七器財〕引出物江次第

〔倭訓栞前編二十五〕ひきでもの　江次第に遣二曳出物馬二匹一幷送物と見え、北山抄大饗の條にも、牽出物に馬鷹あり、名義知ぬべし、○下略

〔類聚名物考人事十〕引出物　ひきでもの　引物

古へ人に物給ひ、あるひは誦經などに物を引、または布施物など僧に贈るを、すべて物を引といへり、今さかしらなる人のいへらく、古へ人に物給ひなどするは、馬をむねとする事にて、その馬

作法

をば引出て贈り給はる故引出物といふは、馬にかぎりたる事なり、それを本として、轉じてなににても引出物といふよし、これもことはりなきにはあらず、いはれたり、去りながら、かたくとりて、さとのみもいふべからず、物に引といふことつけていふ、つねのことなり、引わたす引やる引ちがふる引かづくなどいへる、その外にも、俗にも、膳の引もの、または引落などいふの類ひ多く有り、さらばそこへ引並べ、引居、引渡などいふ詞より出て、あながち馬引よりおこれるにはあらず、かゝるさまの事いと多し、ふたゝび思ひかへして、得心すべきにこそ、略しては引物とのみもいひ、なに〳〵を引ともいふなり、

〔倭訓栞前編十六都〕つ〇中略つと、苞苴をいふは裹むの義なるべし、よて万葉集に裹字をつとゝよめり、又つゝみもてゆかん、見ぬ人のため、ともあれば、みも反も、つも反と也、山づと、濱づと、道ゆきづと、為中づとなどは、そこの土產をいひ、手向のつと、家づと、都のつとなどは、其土產をもて、こんずる所をいへば、共に通へり、

〔伊勢物語上〕むかし男、みちの國に、すゞろに行いたりにけり、そこなる女、京の人は、めづらかにやおぼえけん、せちに思へる心なん有ける、〇中略おとこ京へなんまかるとて、

くりはらのあねはの松の人ならば都のつとにいざといはまし、といへりければ、よろこぼひて、思ひけらしとぞ云をりける、

〔大內問答〕一御酒半に引出物被進時は、何樣の物たるべき哉の事、

御酒半に引出物の事、殿中にては一獻申沙汰よりも、獻々にも進上候、またこんはさめにも進上候、又一兩度も進上候、常に御參會の時は、客人、貴人にて候へば、從亭主被進、又亭主、貴人ニ而候へば、從客人も被進候、然ば五獻七獻目などに、御酌ニ而御酒被參候時、二目を被參時可然候、一番には必太刀たるべく候か、馬、太刀なども可然候、加樣の時は目錄添候はで、太刀を被進時、馬をと詞

にて被仰事可然候、又目錄添候事も候、太刀より前にはいかやうの物に而も不被進候、〇中略

一引出物に具足、幷鞍、鐙、同轡以下唐物等可被進候かの事、

具足の事、尤可然候、御成之時も、式御引出物の内、御鐙にても、常にも可被進事勿論ニ而候、鞍、鐙の義、是も同前、ゑさん物、其外から物等尤に候、同時に從客人から物等、於當座可被進候義はいかゞ、御出之剋左樣のから物等をば、御宮下として以目錄可被進候、

一豹、虎の皮、於御座敷も可被進候かの事、

豹虎の皮、座敷ニ而爲被進事は見及不申候、左も可在か、無分別候、

一打刀幷長具足可被進哉事

打刀の事、一かどの樣に候へども、一番には不可然候、先太刀を被參候て、のち〳〵可然候歟、打刀をばつば刀とも申候へば、打刀御出候はゞ、太刀を被添候半事、本義に而候、打刀計は略儀に候、殿中も同前、但御引出物にあらず、唯打刀計進上の事は勿論ニ而候、次長具足の事は、何々を長具足と可申哉のよし、先々より不審申義候、長太刀、野太刀、小鑓の事か、先年山名左衞門督殿へ土岐美濃守殿より、酒半に長具足被進候に出樣の事、祖父貞親に被相尋時、何共無覺悟ニ而候由返事申候、乍去先座敷の傍に便よからん所に立置、案內申され候て可然候か、聢と仕たる法樣は不存候、又見及ばぬ由申たる旨しるし置候、以之可在分別候、

一從客人さゝれ候御腰物被進候はゞ、亭主よりも頓而指れ候腰物可被進かの事、

さゝれ候腰物被參候はゞ、此方よりさゝれ候腰物被進候事は、定法にて候、乍去其家の重代、又は事により、餘相なる刀などにて候へば、別の刀を可被遣候か、かやうの御參會には、兼々其御心掛候て可然候、可被召遣腰刀をさゝれ候事、故實にて候、

一同時に脇指をも被進事候哉の事

脇ざしの事は、隱劒と申て、人に見せざる樣に、自然さゝれ候か、殿中などへは努々御さしなき事にて候間、わきざしの沙汰、何共無覺悟候、又不及見候まゝ、兎角は難申候、

一太刀、かたな、銘によりて、引出物に成申さず候哉、同中心きりたる刀、又無銘の太刀、かたな、いかがの事、

銘によりて御物には不成候、銘々の進物には不及其沙汰候か、無銘の事、式々の進物には不成候、常には不苦候、其時は目錄ニも持と付候、又中心切たるも同前、式々の引出物には不可然候、

〔武雜記〕一豹虎の皮進上の事、臺にすゑ候皮一段大に候へば、二ッに折候て、頭の方を懸御目候、別に替る義無之候、○中略

一鞦のつゝみ樣とて、別にはあるまじく候、引合にて包み水引にて可被結候、正月二日御乘馬始に進上も此分に候、

一手綱腹帶つゝみ候事も、鞦同前たるべし、何方へも被遣候はゞ臺にすゑられ候、十具廿具同前、

一杉原をこしらへ候事は、やがて杉原を八枚程四に折て、紐に結候て臺にすゑ、其上に扇板物をすゑ候、十束廿束の時は相替候、又引合だんしなどは、かみえり二筋にて結候、いづれも臺にすはり候、別に樣體は無之候、

一眞羽又は鷹の羽などは、引合につゝみ水引にて結候て臺にすゑ、羽の本を御前へなし申候、○中略

一盆香合進上の時は、香合をば袋より取出候て進上候、袋をば同朋衆へ渡可申候、御前へ紋の草木の本末を見分候て、本の方を御前になし可申候、

一香爐進上候時ゝ盆にすはり候、香爐に足候はゞあしのうらおもてを見分候て、御前へ可有持參、○中略

一扇一本の時は如常、又一つゝみとは十本の事にて候、それをば、うつくしくたゝみたる、うすやうの重ねたるにてつゝみ、金銀の水引にてからげて引合だんしにもすゑられ候、〇中略

一袷を進上の時、長き袷をば横に盆にすゑ申べし、袷のおもての方御前へ向可申候、然ば外題は御前の左たるべし、持參申者の右へ外題あるべし、又袷を盆に竪にすゑ申べし、然ば外題の方、我かたへなし、可有持參候、二幅、三ぶくの時、同前、〇中略

一金襴、段子など進上に仕る時は、記錄に有之ごとく古く、候とも唐包可然候、あまりにそこね候はゞ、上を引合にて包み水引にて可結候、五端十端とも進上候時は、一端づゝ、せん香などつゝむ樣にして、それをもとゆひのふときほどに、二すぢ紅にして、總を結て盆にすゑらるべし、むかしの段子は卷候はでたゝみたるにて候、今は一どんすにて候間、一端づゝ包て總結をして可然候、總結は兩わなたるべし、一端づゝはかたわなたるべし、

一唐糸三斤、或は五斤など進上候時は、ねぢたるかたを下になし、竪に盆にもすゑ候へば、ねぢたるかたふつさりとして見だてよく候、一斤などにて候へば、如常横にもすゑられ候、

〔武雜記補註下〕唐包とは、金襴段子は唐より渡る也、から包は唐にて包みたる也、唐紙にて包みて、靑き印、赤き印などすゑたる紙也、

〔貞丈雜記九進物〕一進物の小袖の下とづる事、豐記抄に云、小袖、そでの下とぢ候事、數餘多候時の事に候、御成之次第に云、御練貫五重、袖のしたをとぢ、五重を又總をとぢ候て、だんしを廣ぶたにすへ、其上に練貫を置て、紙の切目御前になすべし云々、だんしそへざる時も同前なり小袖の袖下をとづるに、男女の替りあり、男の方は片かぎ、女の方は諸かぎ也、ともにふさを付る也、女房故實條々に見たり、

〔貞丈雜記九進物〕一進物を紙に包む折形、いにしへは城殿といふ職人のする業也、今も京都に城殿といふ職人あり、其末流なり、庭訓往來に、城殿扇とあり、城殿ガ扇名物なりし也、城殿は色々のかざり物をする者にて

ありし故、進物なども城殿に包ませけるなり、それをまねて手前にても包む也、板の物、卷物などは、唐包を賞翫する故、此方にて上を包む事なし、唐包とは唐土より包みて渡したるを云、唐包には板木にて文字を押し、朱印、青印などあり、もし唐包の損ずれバ、此方にて包み直してつかはす事、武雜記、其外の舊記に見えたり、我家に傳たる折形も少ばかりあり、包結記に記す如し、是等もかの城殿が包みし形なり、〇中略

一進物に荒物と云事有、本式樽肴と云時は、肴は煑燒して折に入て遣す也、然るに魚鳥を生にて遣スをあら物と云也、書札條々に云、樽肴之次第、本式の樽は折十合、又は五合、御樽十荷、又は五荷等也、又荒物と申候は、一種々々也、或は雁一、白鳥一、鯛一、折共又は十廿共、貝鮑一折、樽等也、又云、御折、御樽本式也、又あら物と云は、美物一種に調候云々、〇中略

一今世上に魚を進物にするに、篠の葉をかい敷にする也、篠の葉をかい敷にするは忌む事也、切腹する人に酒飲する時、肴のかい敷に、さゝの葉を用る故也、猶飲食の部見合べし、〇中略

一魚類の進物に、海の前、河の後とて、海魚は腹の方を人に向け、川魚は背の方を人にむけて、臺につむと云說あり、非なり、舊記に其沙汰なし、何魚にても一つの時は、頭を主人の左へなし、腹の方を御前へ向る也、二つの時は腹を向ひ合せ、三つの時は同前にして、一つは背の方を外えなしてつむ也、海川の差別はなき事也、他家にては海川の差別あるよし申也、當家に傳へたる室町殿の禮式には、海川の差別無之、差別無用之事なり、

一馬代の事、書札大方に云、總別昔は馬代千疋にて候を、一亂以後三百疋の事候、今も國によりて千疋の事分も有之也云々、一亂とは應仁年中の大亂を云、然れば東山殿〇足利義政御代應仁の亂以前は、馬代とあれば千疋づゝ遣しける也、亂以後は三百疋になりたる也、是は私にての事なるべし、殿中へ馬代進上は有べからず、舊記にみへず、私にても折節生馬の有合ざる時は馬代用ひしなるべし、

〔倭訓栞後編十三登〕としのみ〇中略　世俗贈物の時、先より又其器へ物を入て返すをいふ、大神宮年中行事、鍬山伊賀利の神事の條に、折敷に小石を入て年の實と號し、分て贈る事あるに出たり、

〔建久三年皇大神宮年中行事二月〕一鍬山伊賀利神事
宮司神主ハ裹鍬拜領諸役人等ハ折敷ニ入二小石ヲ一、號二年實一、分給後一同ニ揖拜、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕人の許より物贈れる時、其器物に移り紙とて、紙をいれ、ことそぎては、つけ木を入ても返す、沙石集に、君に忠有て榮ふるといふ條に、返り引出物とて、紙一枚をぞ給はりける、これ今いふうつり也、つけ木、古くは硫黃といへり、職人盡に、硫黃箒賣あり、二品をうれるなり、これを移りに用るは、祝ふ意なり、かなはちがへども、昔のまがふ故なり、又今祝ないわひと、俗文に書は、いはひにては、位牌にまがふとなり、うつりとは名殘の意なるべし、

〔石田先生事蹟〕音物をうけ、ためを入給ふに、上半紙を用ゐ給ふ、是は手習の淸書紙にもなり、無益につひえざるやうにとなり、

〔大内問答〕一馬も毛によりて、引出物に用捨の義候哉の事、
常には馬の毛によりて嫌義無レ之、ぶちをば用捨候、またよめ入の祝義に猿毛、移徙に火性の馬などは可レ有二用捨一、又神社參詣の時、其社に付て神馬の毛定たる事在レ之義候、其毛をば可レ在二斟酌一候、

〔武雜記〕一萬祝言に付て遣候物等用捨の事、元服の祝言に弓、征矢遣時きりふの羽付たる矢用捨の事、〇中略　わたましに火性の馬、火打袋、ひはだ色の衣裳、赤さげ糒、もえぎ色など可レ有二用捨一、總別祝言に禁句等可レ有二心得一、

〔貞丈雜記九進物〕一進物はすべて詞のとなへ惡き事を遠慮すべし、進物ならずとも、常にも此心得有べし、香を一たき、三たきは、人に送らぬ物也と云、一たきは人燒と云に似たり、三燒は身燒といふに似たり、香の物三切をいむ事も、功の者身切れと云に似たり、矢を人に遣すに、四筋六筋を忌

用器付枝

む事、四は死に似たり、六は無に似たり、無とは的に一つもあたらぬを云、元服の祝に切符の矢を贈らず、切るといふ事、男の祝に忌む也、〇中略右何れも舊記に見たり、

〔門室有職抄〕引出物事

牛馬冬春ハ雖レ著レ衣、引出之時脱レ之引也、太刀、笛、琴體ハ必入レ袋乎、本ハ薄様檀紙等可レ裹、物枝ニ付時、以レ錦等レ裹レ之、非二貴人一外ハ、付枝儀無レ之、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿二巳年八月

覺

一獻上物之臺、上檜杉無用ニ仕、何木ニ而も用レ之、磨抔も輕くいたし、足は檜杉の外、何木成共仕、二重ぐり相止、ひきく可レ仕事、

一獻上箱、肴之箱、其外獻上物入候箱、杉、檜ヲ相止、何木ニ而も丁寧に無レ之、透し、ゑよう無用に可レ仕事、〇中略

一獻上之外杉重檜臺令二停止之一、常々取かはし候は、塗重箱可レ用レ之事、

一常々取かわし候音物、かけ流しの臺無用に致し、籠を可レ用事、

一常に取かわし候箱肴停止致し、輕く肴代に可レ仕、肴にて遣候はゞ、籠を可レ用事、〇中略

右之通、來午正月ゟ改レ之、可二相守一者也、

八月

元祿二巳年十月

申渡覺〇中略

一常々取かわし候音物、鮨、甘子の類入候曲物、桶之事、

籠、雜木の箱、塗重箱、臺、此類を用可レ申事、

一常々取かわしの小袖臺、又は馬具抔載候臺の事、

少き臺は塗候而用可ㇾ申候、小袖臺、馬具載候臺、成程、麁相ニ雜木ニ而用可ㇾ申候、

一常々取かわし候肴遣し候、掛流し籠の事、

青竹の籠、掛流しに用可ㇾ申候、

一常々取かわし候音物の箱の事

成程麁相ニ致し、雜木の箱可ㇾ用申候、〇中略

一常々取かわし候音物の塗臺幷塗櫓の事、

常々取替候臺櫓塗候而用候儀は、心次第に候、但塗候器物、直ニ音物ニ付候而、差置候儀ニ而は無ㇾ之候、〇中略

右之通相心得、何方ゟ誂候共、此書付の外一切仕間敷候、若誂候者、町年寄江相斷、差圖ヲ請候而可ㇾ仕候、

十月

〔貞丈雜記 九進物〕一今時付臺とて、黄金一枚、銀子一枚など、書たる包紙を臺にのりにてはり付て、金銀をば別に包て遣す事有、古は付臺と言事なし、要脚何疋とて、鳥目にて遣しける也、殿中にて鳥目など懸御目事はなかりし也、付臺と云物、後世出したる物也、慶長の頃より大判、小判、小粒など出來たり、古は錢ばかり通用したり、

一金らん、段子、くつわ等を、折に入ても進ずる事、舊記に見へたり、折とは檜の板にて折わげて造たる箱也、食物を入る折の作り様と同じ、大小長短廣狭は、物に依て相應につくるなり、〇中略

一弦を進物にするには、桶に入て進ずる也、一桶と云は廿一筋也、桶は檜の木のわげ物也、ふたはかぶせぶた也、とぢめは我方にして渡す也、ふたの書付は、ふたを竪板にして、弦廿一筋、又は廿一

熨斗

條と書べし、字頭我方にして渡すなり、

〔古今著聞集 十三 祝言〕延長二年十二月廿二日、內裏御賀〈○醍醐四十賀〉を中宮〈○藤原穩子、醍醐后〉奉らせ給けるに、〈○中略〉中宮の御かたより樂器を奉らせける中に、北邊左大臣〈○源信〉の清和御時、手自かゝれたる、春鶯囀の箏の譜を、木の枝に付て奉られける、めづらしくやさしき、御をくりものなりかし、

〔大和物語 上〕故源大納言〈○淸蔭〉宰相におはしける時、京極のみやすどころ、〈○藤原褒子〉亭子院〈○宇多〉の御賀つかうまつり給とて、かゝる事をなんせむと思ふ、さゝげ物一えだ、二えだせさせて給へと、聞え給ひければ、ひげこをあまたせさせ給ふて、としこに色々にそめさせ給ひにけり、しきものゝおりものども色々にそめ、よりくみなにかと、みなあづけてせさせ給ひけり、

〔貞丈雜記 九 進物〕一進物にのしを添る事、〈のしとばかりいふは非也、古はのしあはびと云なり、〉古は大刀、馬、鎧、鞍、鐙、其外すべて進物に熨蚫を添る事は無之、さればのし包といふ物もなし、のし蚫を進物に添るは、後世のならはし也、當世にても太刀目錄などには、熨蚫をそゆる事なきは、古風の殘りたる也、我家〈○伊勢〉に傳へたる熨蚫の包形は、京都將軍家の庖丁人、大草流の式三獻の時、引渡しの膳にすゆるのし蚫の包形也、今當世進物に必のし蚫を添る風俗なれば、當家にても世のならはしにそむきがたき故、のしあはびを進物にそゆる時には、かの大草流の引わたしの包形を借用る也、古は進物にのしあわび添ざる事、古書を見て知べし、

〔本朝食鑑 十 介〕鰒〈○中略〉

長鰒〈訓乃志〉 釋名熨斗〈言引二鰒片一令レ長、則如二熨斗之舒一レ皺、故名、〉

集解、造二長鰒一法、采二生鰒一去二腸殼一以二小刀一從二耳端一環切至二中肉一成レ條、次第切盡、條條洗淨、略暴乾待二生乾一而引舒令レ長、復暴乾作二明白條一、此謂二長鰒一、短鰒亦略同、〈○中略〉或用二榮螺一而亂レ之、然味亦不レ減レ鰒、故謂二榮螺熨斗一、〈○中略〉本邦賞二長鰒一者、仍爲二上下賀祝之先供一也、神祠亦奠レ之、取二延長悠久之義一乎、

〔石田先生事蹟〕人へつかはし給ふ包銀には、のしを付け、包錢は水引をかけてのしを付給へり、

〔運歩色葉集 見〕水引

〔雍州府志 七土産〕水引 元城殿之所製爲始、近世兼康町八木某多造之、如今所々製之、其式杉原紙、或奉書紙、隨紙之長短、幅一寸許直切之、以手指捻之、其長一尺餘、而暫浸米泔水、取起之以白巾絞引之、故謂水引、日乾而後半塗臙脂、是謂赤白水引、半白所爲本、半赤所爲末、以是括短冊結玄猪、其外括諸物、至近世則金箔、臙脂、欝金汁、藍汁、段々彩之、而以箔細紙毎十條束之、是謂一把、至百把或三百把、爲婦人贄、其剛堪結束諸物、又鳥子紙一枚、段々彩各色、細切不及捻而用之、是謂平水引、是又近世之製也、

〔三内口決〕一水引結物事

於禁中者、多分被用紙捻候、但懷紙、短冊等ハ、白紅之水引、以一筋結之候、女房髮之水引同前候、當時段々水引一向不用之候、半白ク、半紅ナル水引、白紅ト號シテ外樣ニ用之、

結様事 中ニ可見用ノアルハ片鑑也、細々開見マシキ物ハ毛呂和那也、

又薄樣ノ水引ハ、其紙ヲ捻候テ、面ト懷胞ト中倍トノ五色ヲ捻テ、五筋宛縒之、十文字ニカラゲテ、裏ニテ、留之片鑑ナリ、

〔貞丈雜記 九進物〕一紅白水引にて包物を結事、紅白の色左右定なし、然れども結ばざる以前に白を左にし、紅を右にすべし、白は五色の本也、左は陽にて貴き方なれば、白を左になすべし、

〔宗五大草紙 上〕折紙調候樣の事

一先折紙のたけの高さは猥藉也、公方樣へは、常々公家、門跡、大名衆は備中紙、小高檀紙を一重二に折て、御用候、御供衆同前、大かたの人は小引合、杉原など被用候、公方樣ゟ禁裏樣へ御進上之目錄は、大高檀紙一枚にて候、管領の御母ゟ公方樣へ參候折紙、大高檀紙一枚にて候、又細川殿ゟ進

上之目錄同前、彼御一人にかぎり如此、折紙の調樣、攝家より公方樣への御折紙には、進上は候はで、色計あそばし候て、以上と候、淸花も此分に而候、余の公家衆も進上は候はで、以上之奥に實名をあそばし、そばに上文字を御付候、縱ば如此、實名上、又は門跡も進上は候はで、以上の奥に何院と計候、是は門跡の事候、武家は進上とはしにかきて、以上の奥に名乘をかき、名字官途受領をも書候、又土岐殿一人名乘をばか・で、土岐左京大夫と候、又私にては色計書て、以上、おくに名乘を書、かたに名字官途など書は、一段賞翫の義也、又受領にても官途計にても書候、是も賞翫、是は賞翫ながら前の程はなく候、又常に等輩には、只以上と計書候、色はいく色も同前ひろひて可書、又人の內衆主人へ參候折紙、進上と書候、公方樣へ武家進上の書やう同前、

一折紙に調候物の次第、大內殿ゟ故勢州へ被尋候時、しるして被遣候分、公方樣へは御太刀一腰、銘御馬一疋、毛付印付万疋、此字成べし又千疋、五千疋、私ざまにては御の字あるべからず、又太刀の銘は大方太刀のわきに付べし、又書狀には用脚の異名を書候、折紙にはたゞ万疋千疋と有べし、又御太刀一腰、銘御槍一幅、筆付べし數不定御香合一、堆紅以下可付金襴一端、色可付段子繻子數不定數多くば何端とて色可付、此外ぢんのほた、から絲、御花瓶胡銅一、御香合一、御盃にすはる御盃の數不定、何にても堆朱堆紅など付べし、公方樣へ進上の外、御ノ字有べからず、公方樣へも金襴段子などやうなる物に、御ノ字は不書候、公私共に太刀そひ候はゞ、一番に太刀を書べし、

一御太刀、一腰、銘御弓、征矢、御鎧一領同甲、糸色付べし御馬一疋、毛付印付公方樣へ此分、○中略

一女中へ進上の折紙、調樣、万びき、又は千びきなど有べし、又名乘は、上の字をかなに、下をばまなにて書、名字、官途も、かな、まなを交べし、私にて女房衆への折紙此分也、又ほん、かうばこ、どんす以下も、かなに書べし、だんし十帖引合杉原も、十でうとかくべし、おりたる以下の折紙をも、まなをまぜてかくべし、

一公方樣へ折櫃以下進物書やう、御盃臺、(繪樣可付、數不定、)御折十合、(數不定、)押物五合、(數不定、)御樽十荷、(數不定、)京にては柳なれば柳何荷共書、又御樽、(天野何荷共云、)是も私へならば、御字あるべからず、是も女中へはかななるべし、

一魚鳥を折紙に調候は、大かた鳥前、魚後に書候、又大內殿より金仙寺(〇伊勢眞宗)へ、精進と魚とを書ませて、進上の時は、如何と尋られし時、返事に、さのみ見及候はず候、但精進の物は前に候はんずるかと候し、又常に私にて昆布をそへ候事、きとしたる時は見及候はず候、又常に進上候魚鳥の數の事、是又大內殿より故勢州へ被尋候時、しるし被遣候分、鳥には白鳥、鵠、雁、鴨、雉、鶴、雲雀、青鷺、五位鷺、鶉、鴫、鶫、四足には兎より外は參候はず候、魚には鮒、同鮓、鯉、鮎、同鮓、鯛、鱈、鮭、鱧、鯨、鯿、鮻、鯔、海鹿、鮫、鰤、鱸、鯇、鱐引、蛸、細鯉、來々、海老、擁劒、生海鼠、振海鼠、大蟹、煎海鼠、海月、海鼠腸、海糠、老海鼠、烏賊、筋子、眞鰹、波良々子、細螺、貝螺、貝鮑、石花蛤、辛螺、榮螺、ばい、熨斗鮑、此外もあるべし、

〔三內口決〕一馬太刀進物事〇中略

就其馬太刀折紙書樣

馬一疋ト載之時ハ、毛付有之、有毛付之時ハ、太刀一腰ノ下ニ其作注之、若無作之物之時ハ、持ト注之、馬ヲ一疋ト書心ハ、可爲馬代之義也、但家々意、互ニ不可守株乎、

〔貞丈雜記九書札〕一進物の目錄を書に、先精進物を書て、次に魚鳥を書事、古法也、是は尊氏卿、夢窻國師を師として、禪法に歸依し給ひしにより、御代々禪宗を崇敬し給ふにより、諸侯も皆禪法をこのみ、精進の人多かりし故、精進物を先として、目錄にも、又は座敷え折を出すにも、先精進物、次に魚鳥と次第を定たる物也、〇中略

一古は折紙のまん中に、千疋万疋などゝばかり書て人に遣したり、今は金子千疋、万疋或は肴代何疋、樽代何疋と書て、何疋の上の方に金子を糊にて付る事世上にはやる也、古は金子なく鳥目

計有し也、それ故たゞ何疋と計書付て、別に鳥目をば遣しける也、今の金子の折紙も、千疋万疋などゝ書て、金子をば別に包て遣す事よろしかるべし、

一今時貴人より下輩へは、竪目錄を用、下輩より貴人えは横目錄を用るといふ説あり、古は竪目錄横目錄といふ名目なし、前にも記す如く、太刀馬の目錄と、千疋万疋などの折紙は横に折り、魚鳥などの注文は横に折らず、竪紙を用し也、貴賤に依て竪横の差別、古法はなき事也、○中略

一進物に魚類と精進物有ば、目錄に精進物を初に書べし、書札條々に云、總て公方樣へしやうじ物（精進物の事也）をくはへ進上之事不見及也、昆布なども、御肴、あら物に（あら物の事は精進物の部ニ出）そひ申事無之、名物の事も一色には進上候歟、又常にわたくしには精進物そひ候べし、其時は精進物を一番に可調也、又云、折精進、美物（魚鳥類の事）之事、當方には一番に精進を被調候、他家には美物を一番に被調候、

一魚と鳥進物の時は、鳥を先に書べし、書札條々に云、鳥魚物ばかり也、此時鳥を先調らるべし、

一進物の目錄の料紙、貴人より下輩へ給るは、大たかだんし大引合などを用らるゝ、下輩より貴人へ奉るは、小たかだんし小引合などを用る事古の禮也、今は下輩より貴人へ奉るに大たかだんしを用る事、分に過たる儀なれども、世上如此なり、

一今時進物に三色目錄、別儀目錄と云名有、三色目錄は太刀、馬の間に、要脚、呉服、卷物の類を書列たるを云、別儀目錄とは、太刀、馬に、卷物、（魚の事也）樽などを書加へたるを云、古は此三色目錄、別儀目錄と云名目なし、太刀馬に書加へもあれども、三色別儀などゝ云名目はなし、

一目錄に馬代書事、萬拔書條々に云、目錄に馬代と書候不及見候、一疋の下に毛付不書代候て調候、毎々の儀に候、要脚書かる事も可有之、馬代いか程より認る儀但さも可有哉と云々、古は一疋の下に毛付をばすれども、馬代何程と書事なし、御太刀一腰、要脚何千疋と書事はあり、馬代何程

とは不ㇾ書也、貞丈云、今は專ら馬代を用る也、御馬一疋の側に、馬代白銀十枚など丶書也、殿中へ獻上も右の如くになりたり、今改がたし、然れども愚意を以ていはゞ、目錄には御馬一疋とばかり書て、毛付すべからず、毛付せざるは馬代を用るが故也、扨馬代銀ならば、其包紙に御馬代銀何枚と書べし、鳥目ならば御馬代錢何程と木札を付可ㇾ然歟、

〔和簡禮經 二〕禁裏江從二公方樣一御進上之目錄ノ事

假令バ

御太刀	一腰
御馬	一疋
以上	

進上モ御實名モ在ベカラズ、御料紙大高檀紙一枚ニテ候、押折テ伊勢守貞宗調進被ㇾ申候、右書樣近來菊亭殿自筆ニテ書付、天正十九之比給候モ一同也、〇中略

一折紙事

鳥目折紙ニテ、攝家、淸華、宮門跡、平公家、其外不ㇾ依二貴賤一、書樣事何も同前也、付被二召仕一候輩ニモ、又ハ觀世大夫以下ニモ同前也、

折紙ノ中央ニ

千疋	万疋

多少ハ可ㇾ依二時宜一〇中略

一從₂武家₁進上事

假令バ

進上
御太刀　一腰
御馬　一疋
以上　名字官名乘

銘アラバ銘、無銘ナラバ持ト云字、毛付又ハ印ヲモ可ㇾ書、但何モ不ㇾ書モ不ㇾ苦也、現馬ノ朝ハ毛付アルベシ、馬代ノ時ハ、一疋ト計アレバ、則代ト可₂心得₁也、

右至極ノ敬の書樣なり、

進上、御太刀、御馬ト、三ハ同ジ通也、以上ハ一字サゲテ可ㇾ書也、進上モ少サグル流モアリ、半字、(中略)

樽目錄の認やうの事

昆布鳥魚獸ト次第スル也

進上
白鳥　一
雁　一
鯛　一折
鱈　一折
海月　三桶
已上　名字官名乘

是は主人貴人等江の認樣にて候、鯛鱈見たて能候へば、これも數を書事も有ㇾ之、又如ㇾ此一折共認候也、次けだ物はいち奥に認候、又桶に入候ものは、いく桶と書申候歟、樽添候はゞ、肴悉かき候て、いちおくに書申候也、

進上ノナキ時ハ、目錄ト口ニ可₂書申₁也、○下略

〔伊勢物語 下〕昔男有けり、人の許より、かざり粽をこせたりける返事に、
あやめかり君はぬまにぞまどひけるわれは野に出てかるぞ侘しき、とてきじをなんやりける、

〔古事談 一王道后宮〕白川院爲御方違、俄臨幸實季卿家、御引出物に、役ノ優婆塞ノ獨鈷ヲ相傳シテ持タリケルヲ、殊勝唐錦一段ニ裹テ被進ケル、召テ令還御了、世人奉謗云々、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年六月一日戊午、武衞〇源頼朝招請池前亞相〇平頼盛給、近日可有歸洛之間、爲餞別也、右典厩幷前少將時家等在御前、先三獻、其後數巡、又相互被談世上雜事等、〇中略次有御引出物、先金作劒一腰、時家朝臣傳之、次砂金一裹、安藝介役之、次被引鞍馬十疋、其後召客之扈從者、又賜引出物、

〔吾妻鏡 九〕文治五年六月十一日己亥、中納言法橋參御所、依御招請也、塔供養無爲事被賀仰、又有獻盃、以沙金十兩、銀劒一腰、染絹五十端、爲御贈物、

〔沙石集 六下〕君忠有榮事
先年ノ比、何者ノ云出シケルニヤ、相手ヲ孔子ニ取テ事ヲシ、相手引出物ヲセバ、時ノ横災ヲマヌカルベシト云事、京田舍ニ普クソノ沙汰アリテ、カミツカタニモ此事アリケルニヤ、或公卿ノ御所ニ此事アルベシトテ、相手ヲサダメラレケルニヤ、恩モ蒙ラズ私ノタクヘモ無シテ、貧シキ侍ノ宮仕ケルガ、主ノ御相手ニ取アタリヌ、是モ不運ノイタリト身ニモ思ヒ、ヨソニモサタシケリ、〇中略女房ノハカラヒニシタガハントテ、屋地ヲウリテ、用途五六十貫ガホドアリケルニテ、銀ノ折敷ニ金ノ橘ヲツクラセテ、コト〳〵シカラヌヤウニ、紙ニツヽミ、懷中シテ手ニ色々ノ引出物共シケリ、イカニモ某ハ、上ノ御相手ニ參テ、其用意アルカト、傍官共間ケレバ、爭カ用意仕ラザラント云、イカバカリノ事カ、シ出スベキトテ、目ヒキ鼻引、カホヲソバメテゾ、オカシゲニ思ケル、上

ニモヨニカタハライタキ事ニ、思食タル氣色ナリケリ、スデニフトコロヨリ、紙ニ裹タルモノヲトリ出スヲ見テ、サセル事アラジト思テ、餘ノカタハライタサニ、諸人面ヲウツフセケリ、サテ御前ニ置タル物ヲヒキヒロゲテ見給ヘバ、銀ノ折敷ニ金ノ橘ヲ置タリ、心モヲヨバズ作タリケリ、是ヲ見テ皆目ヲ驚シ、諸人ニガリテゾ見ヘケル、抑ナニトシテ御恩モナキニ、カヽル不思議ハシ出タルゾト、御所中ノ人ニ尋給ケレバ、カヽル子細トゾ承ルト、委クキヽタル人申シケレバ、大ニ感ジ被仰ケリ、サルホドニ返リ引出物トテ、紙一枚ヲゾ給ケル、都近キ庄ノ千石バカリナルヲ給テ、富榮テイヨ／＼奉公ツカマツリ、重テ御領モ預リ、方々榮華目出クアリケル、

〔太閤記二〕秀吉歳暮御禮之事

先今夜忍びの對面すべし、其にまたせよとて、御袴めし給ひつゝ、〇織田信長筑前〇豐臣秀吉か、扨も久しやと再三宣、〇中略御暇被下けり、斯て明日の捧物、數多き事なれば、無相違やうに、臺にのせて見せよと、終夜用意有しかば、告渡八聲の鳥催旦、進物の奉行共はや持出、山下よりならべ置候へ、頓て出給はんとて、奉行共出し給へり、山下にて信長公への進物は道の左に、御若君たちへのは右にならべ、其次々の進物は、如此せよと被仰付、登山有けり、臺の數二百餘の事なれば、左右にならべつる臺は、御門に入共、跡の臺はいまだ山下に在、信長公殿守より御覽有て、坂に布引におしはへ見ゆるは、彼大氣もの、筑前守が進物の臺なるべし、見よや者とて打笑せ給ひける、

〔太閤記十一〕行幸

卯月〇天正十六年十四日行幸〇後陽成有べしとなり、〇中略殿下〇豐臣秀吉も何かの事取ませ沙汰し給ふとて、申剋ばかり〇四月十五日にまう上り給ひぬ、獻々の內に、

捧物

一御手本　卽之筆蹟千字文、金の折枝に付、

一御繪　三幅一對

一沈香　百斤、方五尺餘の臺、紅糸の網を掛、六人これをかく、

右進上之物取納させ給ふて、頓て攝家の御方、諸門跡、淸華衆、殘らず其沙汰に及べり、

伏見殿　九條殿　一條殿　二條殿　近衞殿　菊亭殿右府　德大寺前內大臣　尾州內府

右之御衆へ但各自にかくのごとし

一繪　二幅　一虎皮　一枚　一盆　一堆紅　一小袖　三重　一太刀　一腰

卽御領知の御折紙被相添、各自にまいらせらる、其外衞府所司へも小袖二重、太刀一腰宛、領知の折紙相添給ふ、是亦傳奏衆へ渡し申されけり、

〔甲子夜話八〕前人〇林述齋又云、昔トテモ權勢ノ人ヘハ贈遺モアレド、近來ノ如キ鄙劣ナルコトハ無キコトナリ、今姬路ノ酒井家、モト前橋ヲ領シテ、大老勤ラレシトキ、仙臺ヨリ大筒二十挺贈リシトゾ、一挺ヲ車一輛ニ載ル重サナリシトナリ、今ソノ筒江戶ト姬路ニ半ヅヽ藏スト聞ク、ソノ時鍋島家ヨリハ、伊万里燒ノ鱠皿、燒物皿、菓子皿、猪口、小皿等、凡膳具ニ陶器ニテ用ユベキ程ノ物ヲ、千人前ニシテ送リシトナリ、只今尋常ノ客ニ掛合ノ膳ヲ供スル時、ヤハリソノ陶器ヲ用ユ、多クハ敗損セシガ三ケ一ハ尙殘レリトナリ、又高崎侯ノ祖諱輝貞、右京大夫、松平元祿中、殊更ニ御眷注ヲ被ラレシカバ、人々ノ奔走モアリシガ、一日加賀侯訪問ニテ面話ノトキ、何ゾ進上ト存ズレドモ、事欠ルベキニモ無レバ、空シク打過ス、馬ヲ好マレ候ト承リヌレバ、國製ノ鐙ニテモ進ジ候半歟ナドトノ物語ナリシカバ、厚意忝キノ旨挨拶アリ、加侯歸邸ノ後、使者ヲ以テ鐙百掛贈ラレケリ、折角ノ厚情ナレバ迚、厩ニ繫ケル馬百疋ニ鞍置セ、其鐙ヲ掛ケ使者ニ付テ、卽時ニ加邸ヘ牽セ、此通リ用ヒ忝旨ノ謝詞アリシトナリ、此頃ノ風儀ハ、信ニ感ジ入タル事ナラズヤ、贈ル人モ、受ル人モ、孰レヲイヅレトモ云ガタシ、

雜載

〔甲子夜話 六〕田沼氏ノ盛ナリシトキハ、諸家ノ贈遺樣々ニ心ヲ盡シタルコトドモナリキ、中秋ノ月宴ニ、島臺輕臺ヲ始メ、負ケ劣ラジト趣向シタル中ニ、或家ノ進物ハ小ナル青竹籃ニ、活潑タル大鱚七八計ニ、些少ノ野蔬ヲアシラヒ、靑柚一ツ、家彫萩薄ノ柄ノ小刀ニテソノ柚ヲ貫キタリ、(家彫ハ後藤氏ノ所彫、世ノ名品其價數十金ニ當ル、)又某家ノハ、イト大ナル竹籠ニシビ二尾ナリ、此二ヲバ類無トテ與ニナリタリト云、又田氏中暑ニテ臥シタルトキ、候間ノ使价、此節ハ何ヲ翫ビ給フヤト訊フ、菖盆ヲ枕邊ニ置テ見ラレ候ト、用人答ショリ、二三日ノ間、諸家各色ノ石菖ヲ大小ト無ク持込、大ナル坐敷ニ計ハ透間モ無ク並ベタテ、取扱ニモアグミシト云、ソノ頃ノ風儀如此ゾアリケル、

〔江家次第 正月〕大臣家大饗

此間、召人退出、有祿、(註略)次引出物。馬各二疋(註略)尊者若好鷹者、被奉之(中略)私人不可飼鷹由、有新制、不可爲引出物云々、

〔三内口決〕一馬、太刀進物事、

面向之一禮定儀候

嫁取、元服、拜賀、扈從之人衆等、必有此禮儀、

行幸供奉之公卿有此禮

樂道郢曲等傳受候時、又有此禮、

〔鶚楚篇〕一常々の御物語に、(上杉治憲)獻上物は輕きに却てしほらしき誠あり、下々同士の贈物も斯有べしよき品到來の滿足ならぬにはあらねども、善盡し美盡せる品を贈られては、其心遣ひの痛入、亦相應の挨拶もがなと思ふより、常々苦にし心に懸て安からず、譬釣魚二三も持來り、或は菜園の品摘來りて、手作の品と云、昨日釣得たりなんどいひて贈れるには、實も其人の眞實おもひやられてしほらし、斯る品とて挨拶の如在をすべきにあらね共、苦にし心にかゝる程にもあ

らざれば、心におきて安きなり、然るに能品事々敷取飾て贈れるは、上を敬する誠より、其心を盡せるに相違もなけれ共、其心遣が却て痛入て安からぬ也、凡の人情思ふ儘成には心殘らず、心に任せぬに殘念のたえぬもの也、去ば能品取揃て贈れるは、元ゟ己が思ふ儘の贈物成なり、おのづから殘す處なしといふ心より、又も〳〵とおもふ心の誠を失ふ也、心にまかせぬ漸少の贈物せるは、其漸少なるの殘念より、又も〳〵贈たきと云心忘られず、其人の誠も益々進ぞかしと宣ひし、

〔嬉遊笑覽八忌諱〕狂言記、福わたしに、ふくはなんじや、ありの實で御ざりますなど見ゆ、今世にも外よりくれたる物を分ちて人に贈るを、福わけといふ、

人部二十七

報恩 報怨（附入）

報恩ハ、恩ニ報ユルニ、德ヲ以テスルヲ謂フ、報怨ハ、多クハ怨ニ報ユルニ、恨ヲ以テスルヲ謂ヘド、稀ニハ怨ニ酬ユルニ、德ヲ以テシタル者モアリキ、

名稱

〔伊呂波字類抄（保字）〕報恩

〔書言字考節用集（入言辭）〕報恩（ハウオン）（禮記註、謝其恩謂之報、）

報恩例

〔日本書紀（十五顯宗）〕元年四月丁未、詔曰、凡人主之所以勸民者、惟授官也、國之所以興者、惟賞功也、夫前播磨國司來目部小楯（更名磐楯）求迎擧朕、厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民、褒善顯功、酬恩答厚、寵愛殊絕、富莫能儔、

〔古事談（二臣節）〕行成卿、不堪沈淪將出家、俊賢爲頭之時、至其家制止曰、有相傳之寶物乎、行成云、有寶劍云々、俊賢云、早沽却可修祈禱、我將擧達、仍爲下﨟無官（前兵衛佐備前介）四位被補頭、任納言之後、暫雖爲俊賢之上﨟、依思恩、遂不著其上云々、（中略）○實資大臣者、依大入道（兼家）殿恩至大位之人也、依思其恩、被御遠忌日必被參法興院御堂、仰云、アッキ比也、何强如此、被參哉云々、右府曰、ナニカ令知給、我者依彼御恩如此人ニ成畢、爲報其御恩參仕也、不可令知給云々、

〔十訓抄 十〕六條修理大夫顯季卿、あづまの方に知行の所ありけり、館の三郎義光妨げあらそひけり、大夫の理有ければ、院○白河に申給、左右なくかれが妨をとゞめらるべしと思はれけるに、とみに事きれざりければ、心もとなく思はれけり、院に參り給へりけるに、閑なりける時、近く召よせて、汝が訴申東國の庄の事、今までことされねば、口惜とや思と仰られければ、畏り給へりけるに、度々とはせ給へば、我理有よしをほのめかし申されけるを聞召て、申所はいはれたれ共、我思は彼をさりて彼にとらせよかしと仰られければ、思はずにあやしと思て、とばかり物も申さで候ければ、顯季が身には、かしこなしとても事かくまじ、國も有司もあり、いはゞ此所不幾義光は彼に命をかけたる由申、彼がいとおしきにあらず、顯季がいとおしき也、義光はえびすの樣なる、心もなき者也、不安ず思はんまゝに、夜中にもあれ、大略通つるにてもあれ、いかなるわざはひをせんと思立なば、おのれがためにゆゝしき大事にはあらずや、身のともかくもならんもさる事にて、心うきためしにいはるべき也、理にまかせていはんにも、思ふにくむのをぢめを分て定めんにも、旁沙汰に及ばぬ程の事なれども、是を思て今まで事きらぬ也と仰事有ければ、顯季畏悦て涙をおとして出にけり、家に行付や遲きと、義光を聞ゆべき事有とて、よびよせければ、人まどはさんとし給、殿の何事によび給ぞと云ながら參りたりければ、出あひて彼庄の事申さんとて、案内いはせ侍りける也、此事理のいたる所は申侍りしかども、能々思給ふれば、我ためは是なくても事かくべき事なし、そこには是をたのみとあれば、實不便なり、此事申さんとて聞えつるなりとて、去文を書てとらせられければ、義光畏て、傍に立寄てたゝうがみに二字書て奉て出にけり、其後つき／＼しくひるなど參りつかふる事はなかりけれども、万の往來には何と聞えけん、思よらず人もしらぬ時、鎧著たる者の五六人などなきたびはなかりけり、たれぞととはすれば、たて刑部殿隨兵に侍ると云て、いづくにも身をはなれざりけり、是を聞に付ても、あしく思はまし

かばと、胸つぶれて、院の御恩恭く思ゑらる丶に付ても、賢くぞ去與へけると申されけり、か丶るためしを鬪にもたのめてん人は、一旦つらき事など有とも、恨を先立ずして、其計を可廻と也、

〔宇治拾遺物語 二〕むかし右近將監下野原行といふもの有けり、競馬によくのりけり、帝王よりはじめ奉りて、おぼえことにすぐれたりけり、朱雀院の御時より、村上の御門の御ときなんどは、さかりにいみじき舍人にて、人もゆるし思けり、年たかくなりて、西京にすみけり、となりなりける人にはかに死けるに、此原行とぶらひに行て、その子にあひて別のあひだの事ども、とぶらひけるに、此死たるおやを出さんに、門あしき方にむかへり、さればとて、さてあるべきにあらず、門よりこそ出すべき事にてあれといふをき丶て、原行がいふやう、あしき方よりいださんこと、ことにゑかるべからず、かつはあまたの御子たちのため、ことにいまはしかるべし、原行がへだての垣をやぶりて、それよりいだし奉らん、かつはいき給たりし時、ことにふれてなさけのみありし人也、か丶るをりだにもその恩を報じ申さずは、なにをもつてかむくひ申さんといへば、子共のいふやう、無爲なる人の家より出さん事あるべきにあらず、忌の方なりとも、我門よりこそいださめといへども、僻事なし給そ、たゞ原行が門よりいだし奉らんといひてかへりぬ、わが子どもにいふやう、となりのぬしの死たるいとおしければ、とぶらひに行たりつるに、あの子共のいふやう、忌の方なれども、門は一なれば、これよりこそ出さめといひつれば、いとおしく思ひて、中のかきをやぶりて、わが門より出し給へといひつるといふに、妻子どもき丶て、ふしぎの事ゑ給おやかな、いみじき穀たちの聖なり共、か丶る事する人やはあるべきと、身思はぬといひながら、わが家の門より、隣の死人出す人やある、返々もあるまじきこと也とみないひあへり、原行が事ないひあひそ、たゞ原行がせんやうにまかせて見給へ、物忌しくすしくいむやつは命もみじかく、はかぐ〳〵しき事なし、たゞ物いまぬは命もながく子そんもさかゆ、いたく物いみくすしきは人

といはず、恩を思ゑり、身を忘るゝをこそ人とはいへ、天道もこれをぞめぐみ給らん、よしなき事なわびあひそとて、下人どもよびて、中の檜垣をたゞこぼちにこぼちて、それよりぞ出させける、さてその事世にきこえて、殿原もおざみほめ給けり、さてそのゝち九十ばかりまでたもちてぞ死ける、それが子どもにいたるまでみないのちながくて、下野氏の子孫は舍人の中にもおほくあるとぞ、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年四月六日甲戌、池前大納言〇平頼盛并室家之領等者、載二平氏沒官領注文一、自二公家一被レ下云云、而爲レ酬二故池禪尼恩德一、申二宥彼亞相勅勘一給之上、以二件家領三十四箇所一、如レ元可レ爲二彼家管領一之旨、昨日有二其沙汰一、令レ辭レ之給、此內於二信濃國諏方社一者、被レ相二博伊賀國六箇山一云云、

池大納言沙汰

走井庄河內　長田庄伊賀　野俣道庄伊勢　木造庄同　石田庄播磨　建田庄同

由良庄淡路　弓削庄美作　佐伯庄備前　山口庄但馬　矢野領伊豫　小島庄阿波

大岡庄駿河　香椎社筑前　安富領同　三原庄筑後　球磨臼間野庄肥後

右庄園拾七箇所、載二沒官注文一、自二於院一所二給預一也、然而如レ元爲二彼家沙汰一、爲レ有二知行一、勤狀如レ件、

壽永三年四月五日

池大納言沙汰

布施庄播磨　石作庄同　六人部庄丹波　兵庫三箇庄攝津　熊坂庄加賀　眞清田庄尾張

服織庄駿河　宗像社筑前　三箇庄同　國富庄日向

已上八條院御領

麻布大和田領河內　諏訪社信濃、被レ相二博伊賀六箇山一了

已上女房御領

右庄園拾陸箇所注文如此、任本所之沙汰、被家如元、爲有知行、勤狀如件、

壽永三年四月六日

五月廿一日戊申、武衞被遣御書於泰經朝臣、是池前大納言、同息男、可被還任本官事、○中略内々可被計奏聞之趣也、大夫屬入道書此御書、付雜色鶴太郎云云、　六月一日戊午、武衞招請池前亞相給、是近日可有歸洛之間、爲餞別也、○中略次有御引出物、先金作劍一腰、時家朝臣傳之、次砂金一嚢、安藝介役之、次被引鞍馬十疋、其後召客之扈從者、又賜引出物、武衞先召彌平左衞門尉宗清(左衞門尉季宗男)平家一族也、是亞相下著最初被尋申之處、依病遲留之由、被答申之間、定今者令下向歟之由、令思案給之故歟、○中略此宗清者、池禪尼侍也、平治有事之剋、奉懸志於武衞、仍爲報謝其事、相具可下向給之由被仰送之間、亞相城外之日、示此趣於宗清處、宗清云、令向戰場給者、進可候先陣、而倩案關東之招引、爲被酬當初奉公歟、平家零落之今、參向之條、尤稱恥存之由、直參屋島前内府云云、　五日壬戌、池前大納言被歸洛、武衞令辭庄園於亞相給上、逗留之間、連日竹葉勸宴醉、鹽梅調鼎味、所被獻之、又金銀縣數、錦綉重色者也、

〔平治物語三〕賴朝擧義兵平家退治事

去程ニ、兵衞佐殿○源頼朝ハ、配所ニテ廿一年ノ春秋ヲ被送ケルガ、文覺上人ノ進ニ依テ、後白河法皇ノ院宣ヲ賜、治承四年八月十七日、和泉判官兼高ヲ夜討ニシテヨリ後、石橋山、小坪、絹笠、所々ノ合戰ニ身ヲ全シテ、安房上總ノ勢ヲ以テ、下總國ヲ打靡ケ、武藏國ヘ出給ヌレバ、八箇國ニ靡ヌ草木モナカリケリ、○中略壽永一年七月廿五日、北陸道ヲ責上リケル、木曾義仲先都ヘ入ト聞ヘシカバ、平家ハ西海ニ赴給フ、去共池殿ノ君達ハ、皆都ニ留リ給、其故ハ兵衞佐鎌倉ヨリ故尼御前ヲ見奉ルト存候ベシト、度々被申ケレバ、落留マリ給ケリ、本領少モ無相違被安堵ケレバ、昔ノ芳志ヲ報ジ給トゾ覺エシ、○中略爰ニ池殿ノ侍丹波藤三國弘ト名乘テ、鎌倉ヘ參タリ、シカバ、我モ尋度思ツ

レ共、公私ノ忩劇ニ思忘レ、今ニ無沙汰也トテ、卽對面シ、只今納殿ニアラン物、皆取出ヨト下知シ給ケレバ、金銀絹布色々ノ物共ヲ山ノ如クニ積上タリ、是ハ先時ニ取テノ引出物ゾ、庄ハ無カト問給ヘバ、丹波國細野ト申所ハ、相傳ノ私領ニテ侍ル由申セバ、軈テ御下文給テケリ、財寶ヲナミ次ニ送トテ、都迄ゾ持送ケル、其時懸ル運ヲ可開人トハ思ハザリシカドモ、餘リニ勞敷テ情有テ奉公シケル故也、兵衞佐宣ケルハ、頸ハ故池殿ニ續レ奉ル、其芳志ニハ大納言殿ヲ世ニアラセ申侍リ、髮ハ纐纈源吾ニツガレタリ、但盛安ハ雙六ノ上手ニテ、院中ノ御雙六ニ常ニ被召、院モ被御覽ナレバ、君ノ召仕セ給ハン者ヲバ、爭カ呼下ベキト思テ斟酌スル也ト語給ヘバ、此由源吾ニ告タリシカドモ、天性雙六ニスキタル上、院中ヘ參入ヲ思出トヤ存ケン、終ニ不下ケリ、○中略其京上ノ度盛安ヲ召テ、漸々ノ重寶ヲ給リ、何ニ今迄不下ケルゾ、大庄ヲモ給度ケレ共、折節闕所ナシ、可然所アラバ可給トゾ宣ケル、誠ニ今マデ不參條私ナラヌトハ乍申、不義ノ至リ、併微運ノ至極也トゾ盛安モ申ケル、建久三年三月十三日、後白河院崩御成シカバ、軈テ盛安鎌倉ヘゾ參ケル、賴朝對面シ給テ、最前モ下向シタリセバ、可然所ヲモ給ハンズルニ、今マデ遲參コソ無力次第ナレ、小所ナレ共先馬カヘトテ、多記庄半分ヲゾ給ケル、由緒ノ由申ケルニヤ、美濃國上中村ト云所ヲモ同給テケリ、

〔太平記 二十六〕正行參吉野事

安部野ノ合戰ハ、霜月廿六日ノ事ナレバ、渡邊ノ橋ヨリセキ落サレテ、流ルヽ兵五百餘人、無甲斐命ヲ楠ニ被助テ、河ヨリ被引上タレ共、秋霜肉ヲ破リ、曉ノ氷膚ニ結テ、可生共不見ケルヲ、楠有情者也ケレバ、小袖ヲ脫替サセテ身ヲ暖メ、藥ヲ與ヘテ疵ヲ令療、如此四五日皆勞リテ、馬ニ乘ル者ニハ馬ヲ引、物具失ヘル人ニハ、物具ヲキセテ、色代シテゾ送リケル、サレバ乍敵其情ヲ感ズル人ハ、今日ヨリ後心ヲ通ン事ヲ思ヒ、其恩ヲ報ゼントスル人ハ、軈テ彼手ニ屬シテ後、四條繩手ノ合

戰ニ討死ヲゾシケル、

〔鎌倉大草紙〕上小次郎(○小栗)はひそかに忍びて、關東にありけるが、相州權現堂といふ所へ行けるを、其邊の強盜ども集りける處に宿をかりければ、主の申は、此牢人は常州有德仁の福者のよし聞、定て隨身の寶あるべし、打殺して取由談合す、乍去健なる家人どもあり、いかゞせんといふ、一人の盜賊申は、酒に毒を入呑せころせといふ、尤と同じ、宿々の遊女どもを集め、今樣などうたはせ、をどりたはぶれ、かの小栗を馳走の體にもてなし、酒をすゝめける、其夜酌にたちける、てる姬といふ遊女、此間小栗にあひなれ、此有さまをすこししりけるにや、みづからもこの酒を不呑して有けるが、小栗をあはれみ、此よしをさゝやきける間、小栗も呑やうにもてなし、酒をさらにのまざりけり、家人共は是をしらず、何も醉伏てけり、小栗はかりそめに出るやうにて、林の有間へ出てみければ、林の内に鹿毛なる馬をつなぎて有けり、(○中略)小栗是を見て、ひそかに立歸り、財寶少少取持て、彼馬に乘鞭を進め落行ける、(○中略)永享の比、小栗三州より來て、彼遊女をたづね出し、種々のたからを與へ、盜どもを尋みな誅伐しけり、

〔總見記〕一平手中務諫言切腹事

遺書ニ諫狀ヲ指添ヘ留メ置キテ、政秀(○平手)即チ腹切テ死去シケリ、誠ニ是末代無雙ノ忠臣トゾ聞ヘシ、信長公大キニ驚キ思召テ、御後悔不斜、屢愁淚垂給ヒテ、平手ガ諫狀ノ趣ヲ、一々御心服アリ、是ヨリ御心立行儀作法ヲ改ラレ、日々眞實ノ御嗜也、然レ共異相ハ未ダヤミ玉ハズ、其後信長公平手ガ菩提ノ爲ニトテ、一宇ノ寺ヲ御建立有テ、政秀寺ト名付ケ、自身御參詣御燒香アリ、ソレヨリ後、代々此寺ニテ、平手ガ後世ヲ弔ラヒ玉フ、扨又時々ニ平手ガ忠志ヲ思召出サレ、天下一統ノ後モ、我如此國郡ヲ切取事ハ、皆中務ガ厚恩也ト、仰ラレシ事度々ナリ、又鷹野ニ出玉ヒ、河狩ヲシ玉フ時モ、俄ニ中務ガ事ヲ思召出サレテ、或ハ鷹取タル鳥ヲ引サキテハ、政秀是ヲ食セヨトテ、

虚空ニ向テ投タマフ、或ハ河水ヲ立ナガラ、御足ニテ蹴カケ玉フテ、平手是ヲ吞ヨトノ玉ヒ、雙眼ニ御涙ヲ浮ベ玉フ事多シ、皆人是ヲ見テ、カヽル異相ノ人ナガラモ、御眞實ノ御手向、寔ニ奇特ノ御芳志ナレバ、平手ガ亡魂イカ計カ、忝ク存ベキトテ、各信感シ奉ル、

〔常山紀談二十〕正則〇福島常に物あらく人を誅する事を好めると、世の人もいひあへり、或時近習の士、少の咎ありて、城内廣島の櫓に押こめ、食物をあたへず、餓死せしめんといはれしに、其士の恩を受たりし茶道坊主、罪なくてかゝる有樣をいたみ、潛に夜燒飯を携へ行たり、彼士われは罪ある故に斯成たり、汝只今のふるまひを殿聞し召れなば、われよりも罪重からん、又飯を喰たりとて命助かるべきにあらざれば、とく歸れといひしに、茶道云けるは、同じ罪に行はるゝとも後悔なし、われ先に既に殺さるべき事の有りしに、君の救ひにて一度たすかり候ひぬ、恩をうけて報せざるは人にあらず、こなたも又よわげなる心おはして、吾志を空しくし給ふ事こそ口惜けれといへば、彼士悅んで、さらばとて是を食す、夜ごとにかくの如くしたりけり、程經て死したるならんとて、正則矢倉に行れしに、顏色少しも衰へず、正則さては飯を送りたる者あらんと怒られしに、茶道來り、某こそ送りたれと申す、正則はたとにらみて、おのれ何故にかくしたるや、頭二ツに切わりなんと、膝立直されし時、茶道少もさわがず、我昔罪を得て既に水せめにあひて殺さるべかりしに、彼人の申ひらきたりし故、今日まで思ひかけず命存らへ候ひき、其恩を報せん爲、每夜しのびて飯をはこび候といふ、正則怒れる眼に淚を流し、汝が志感ずるにあまれり、かくこそ有べけれ、彼士をもゆるすべしとて、其まゝ矢倉の戸をひらきて罪を宥め、茶道をも深く賞せられけり、されば暴惡の人と世に稱しけれども、かゝる義に感ずる事の切なる故に、士のおもひ慕ひて力を竭し、正則の爲に身をすてゝ奉公しけるも、げに故ある事にこそ、

〔文會雜記二上〕一徂徠ハ芝ニ舌耕シテ居ラレタル時、至極貧ニテ、豆腐屋ニカリ宅シテヲラレタ

ルユヘ、豆腐ノカスバカリクラハレタルト也、大ニ豆腐屋ノ主人世話ヤキタルユヘ、徂徠祿エラレタル後、二人扶持ヤラレタルト也、

〔窻の須佐美三〕横田甚右衛門、百人組の頭にてありし時、與力の許に年久しく召仕ける僕の、心變して盜をなして逃んとするに、見附て折ふしゆあみしけるに、脇差を取て拔打に切けるが、少し疵附て逃けるを、直に追かけ行て、四五町ばかりにて、辻番へかけ入けるを追付て、右のよしを語り、此ものを渡して給へと云ければ、あか裸にて脇差拔身持たるなれば、狂氣したるならんと、皆おもひけるほどに、家の役人出合て、なか〳〵わたさず、御目付へ屆などしける、召仕なども追々來り、同組與力皆來りぬれど、衣服の心附ざりしかば、猶裸にてありける程に、屛風にて圍ひなどつけり、偏に罪人のよふに思へり、かくて此事横田の許へ聞へければ、その儘にては事濟まじとて、自身にて營して御目附へ逢て、われら組に紛れなく、手討したる事分明なれば、我等方へ受取て吟味すべし、公邊の沙汰に及んでは、我等一分立不申候とありければ、今更いたしかたなかるべし、さらば我等申達して願んとて、若老中へ右の理り、細かに達しられけるほどに、頭の申さる事なれば、その意に任せられ候へとありしかば、直にその辻番へ往て、御歩行目付の吟味し居たる所にて、これはわれら申達し、事濟候間、此かたへ受取候はんとある中に、御目付よりもそのむね申來りけるにや、思ふまゝになりければ、すなはち宿所へ歸りし、彼僕は改て手討にし、何事なく事濟けり、初のもやうにては、亂氣になりてんに、横田氏の器量にて治りぬるほどに、組の與力同心感慨に堪ず、何事にてもあれかし、この厚恩を報ひなんと、常に申あひける、かくて後横田氏の宅火災にかゝりて、殘りなく燒けり、殊にかねて貧しく、漸圍ひなどしけるほどに、與力の羣相談して金貳百兩持參し、御造作のかたはしにも成候へかしと申ければ、横田氏大に感じて、おのおのゝ志もだしがたくおもへども、存念もある間、これは請まじき由、懇に云聞せられければ、與

報恩

力の士、左樣候へば、是非におよばず候間、われら切腹すべき由申ければ、如何なるゆへにと有りしかば、此度の事面々志切に候得共、申しても御受有まじと各申せしを、我等丹精を抽んで、ヽ御受有樣にも致すべきと申せしゆへ、みな〳〵よろこびて我等をおしぬ、かくて御受なくとて罷歸り、同列へ面を向け樣もなく候間、御庭をかりて自殺仕候半と、餘儀なき體に見へければ、これをうけられけり、與力の士大に喜びて出ければ、同心のものつどひ來り待居て、如何御受納ありしにやと申ければ、右のむねを語りける、皆々さても歡しき事にこそと云うちに、一統に竹木板の類を持運び、門内に積置けり、されば此人をしたふ事、子の親を思ふがごとくなりけるとぞ、すなはち國家の忠臣といふべきか、

〔狂歌現在奇人譚初編下〕淺桐庵一村の傳

三とせあまりをこえて、一村が家のこものひとり、要用のことありて、みちのくにいきたりしがあるとまりやにつきてやすみぬ、夜あけて見れば、かたへの床の間にひとつのかけものあり、中に一首のうたあり、よく打見れば、おのれが主人一村がかきたるにて、出がはりのあとをにごさぬ、一〇首出かはりのおとなにこさぬ水又すむ人のかゞみにぞくむ、といふ歌なり、いとあやしくて、下女をよびてこれをとへば、こたへていふ、この家のあるじ、もとかみつけのくに、桐生といふ所のある家につかへし時、其主人のよみ玉ひたる御歌なりとて、常にみきをまゐらせ、あざらけき魚をそなへ、朝夕はいし候なりとこたふ〇下略

○

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王坐二謀反一誅、〇中略參議從四位下近衛員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂〇中略等、與二和氣一善、〇中略是日、又下レ詔曰、粟田道麻呂、大津大浦石川長年等爾勅久、〇中略汝等我罪方免給、但官方解給不、散位止天之奉仕止勅御命乎

聞食止(倍)宜、〇中略居十餘日、以道麻呂爲飛彈員外介、以其怨家從四位下上道朝臣斐太都爲守、斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院、不通往來、積月餘日、並死院中、

〔江談抄 三雜事〕菅根與菅家不快事

被命云、菅根與菅家不快、菅家令坐事之日、寛平上皇爲申停止此事令參、菅根不通、仰皆以遏絕之、是菅根計也、

菅家被打菅根頰事

菅根無止者也、雖然殿上庚申夜、天神ニ頰ヲ被打也云々、

〔江談抄 一攝關家事〕大入道殿〇藤原兼家令讓申中關白給事

大入道殿臨終、召有國曰、子息之中以誰人可讓攝錄乎、有國申云、令執權者町尻殿歟云々、是道兼之事也云々、又令問惟仲、惟仲申云、如此事可有次第之理也、又令問大夫史國平、國平申旨同惟仲、依二人之說、遂被讓申中關白、道隆、關白攝錄之後、被仰云、我以長嫡當此任、是理運之事也、何足喜悅、只以可報有國之怨爲悅耳云々、故無幾程及除名、父子被奪官職云々、

〔百錬抄 七近衛〕仁平元年七月十四日、左衛門督家成卿雜色九人禁獄、去十二日依搦取左大臣〇藤原賴長下部也、　九月八日、左大臣過家成卿門前之間、左大臣雜人亂入彼卿家致濫行、爲報先日會稽也、

〔玉海〕嘉應二年七月三日辛巳、今日法勝寺御八講初也、有御幸、攝政〇藤原基房被參法勝寺之間、於途中越前守資盛重盛卿嫡男乘女車相逢、而攝政舍人居飼等打破彼車事及恥辱云々、攝政歸家之後、以右少辨兼光爲使、相具舍人居飼等、遣重盛卿之許、任法可被勘當云々、亞相返上云々、　十六日甲午、或人云、昨日攝政被欲參法成寺、而二條京極邊武士群集伺殿下御出云々、是可搦前驅等之支度云々、仍自殿遣人被見之處、已有其實、仍御出被止了云々、末代之濫吹、言語不及、悲哉生亂世、見聞如此之事、宿業可恨々々、是則乘逢之意趣云々、　十月廿一日丁卯、此日依可有御元服議定、申剋、著束帶參大

內、〇中略余〇藤原兼實參御前、暫候之間、或人云、攝政參給之間、於途中有事歸給了云々、余驚遣人令見之處、事已實、攝政參給間、於大炊御門堀河邊、武勇者數多出來、前驅等悉引落自馬了云々、神心不覺、是非不辨、此間其說甚多、依攝政殿不被參、今日議定延引之由、光雅來示、〇中略凡今日事不能左右、不如道路以目、只恨生五濁之世、悲哉悲哉、　廿二日戊辰、昨日事、巷說種々、但前驅五人之中、於四人者、被切本鳥了、又隨身一人、同前、駈五六許、于今在大路、見者所談也、前駈五人、高佐、高範、家輔、通定、六位一人不知名、此中通定一人不失髻云々、猶武勇之家異他歟、如何、

〔曾我物語　一〕いとうの次郎とすけつねがさうろんの事

くだう一郎は、なまじひの事をいひいだして、おちに中をたがはれ、ふさいのわかれ、しよたいは、うばはれ、身をゝきかねて、きもをやきける間、きうじもそらくになりにけり、さればにや御きしよくもあしく、はうばいもそばめにかけければ、せきうつたえがたく思ひこがれて、ひそかに又本國にくだり、おほみのしやうにぢうして、としころのらうどうにおほみの小太郎、やかたの三郎をまねきよせて、なく〳〵さゝやきけるは、をの〳〵つぶさにきけ、さうでんのしよりやうをわうりやうせらるゝだにも、やすからざるに、けつく女ばうまでとりかへされて、といのや太郎にあはせらるゝ、でう、口おしき共あまりあり、いまはいのちをすてゝ、やひとつ、いばやと思ふなり、あらはれてはせんことかなふまじ、われ又びんぎをうかゞはゞ、人にみしられて、ほんいをとげがたし、さればとてとゞまるべきにもあらず、いかゞせん、をの〳〵さりげなくして、かりすなどりのところにても、びんぎをうかゞひ、やひとついむにや、もししゆくいをとげんにおきては、ぢうをんじやう〳〵、せゝにもほうじてあまりあり、いかゞせんとぞくどきける、二人のらうどうきゝ、一どうに申けるは、これまでもおほせらるべからず、ゆみやをとり世をわたると申せ共、ばんじ一しやうはいちごに一どゝこそ承れ、さればふるきことばにも、やぶれやすきときは、お

ひかたくしてしかもうしなひやすし、このおほせこそめんぼくにて候へ、せひいのちにをきては、きみに參らするとて、おの〳〵ざしきを立ければ、たのもしくぞ思ひける、〇中略

かはづうたれし事

されば、このかへりあしをねらひてみん、しかるべしとて、みちをかへてさきにたち、おくの、くち、あかざは山のふもと、やはた山のさかひに、あるせつしよをたづねて、しいの木三ぼんこだてにとり、いちのまぶしには、おほ見のことうだ、二のまぶしには、やはたの三郎、てだれなれば、あまさじ物をとてたちたりけり、その〳〵まちかけゝる所に〇中略いとうのちやくしかはづの三郎ぞきたりける、〇中略おりふしのりがへ、一きもつかざれば、一のまぶしのまへをやりすごす、二のまぶしのやはたの三郎、もとよりさはがぬをのこなれば、てんのあたへをとらざるは、かへりてとがをうると云ふるき言葉をおもひいだすは、いそんずべき、まぶしのまへを三だんばかりゆむでのかたへやりすごして、大のとがりやさしつがひ、よつひきしばしかためて、ひやうとはなす、おもひもよらでとをりける、かはづがのりたるくらのうしろの山がたをいけづり、むかばきのき・はを前へつゝとぞいとほしける、かはづもよかりけり、ゆみとりなをし、やとつてつがひ、むまのはなをひつかへし、四はうをみまはす、ちしやはまどはず、しんしやはうれへず、ようしやは、おそれずと申せども、大事のいたでなれば、心はたけくおもへども、しやうねしだいにみだれ、馬よりまつさかさまにおちにけり、ごぢんにありける父いとうの次郎は、これをばゆめにもしらずぞくだりける、ころは神無月十日あまりの事なれば、山めぐりけるむらしぐれ、ふりみふらずみさだめなく、たつより雲のたえ〳〵に、ぬれじとこまをはやめて、たづなかひくる所に、一のまぶしにありける、おほみのことうだ、まちうけて、いたりけれ共しるしなし、ひだりのてのうちのゆび二つ、まへのしほでのねにいたてたり、いとうは、さるふるつはものにて、てきに二つのや

をいさせじと、大事のてにもてなし、めでのあぶみにおりさがり、馬をこだてにとり、山たちありや、せんぢんはかへせ、ごぢんはすゝめとよばはりければ、せんぢむごぢんわれおとらじとすゝめども、所しもあくしよなれば、むまのさぐりをたどるほどに、二人のかたきはにげのびぬ、

〔平家物語四〕きをほが事

三位入道〇源頼政のちやくしいづの守なかつなのもとに、九重に聞えたる名馬有、かげなる馬の雙なき逸物、のりはしり心むけ、世に有べき共覺えず、名をば木の下とぞ云れける、宗盛の卿使者を立て、聞え候名馬を給て、見候はゞやとの宣ひつかはされたりければ、〇中略伊豆守ちから及ばず、一首の歌を書添て、六はらへ遣さる、

戀しくばきてもみよかし身に添る景をばいかゞはなちやるべき

宗盛の卿、まづうたの返事をばし給はで、あつはれ馬や、馬はまことによい馬で有けり、され共あまりに惜みつるがにくきに、主が名のりをかなやきにせよとて、仲つなといふかなやきをして、馬やにこそ立られけれ、客人來て、聞え候名馬を見候はゞやと申ければ、その仲つなめにくらおけ、引出せ、のれ、うて、はれなんとぞ宣ひける、伊豆守、此よしをつたへきゝ給ひて、身にかへて思ふ馬なれ共、けんゐに付て取るゝさへ有に、剩天下のわらはれ草とならんする、事こそやすからねと、大にいきどほられければ、〇中略同き十六日〇治承四年五月の夜に入て、源三位入道頼政、ちやくし伊豆守仲つな二なん源大夫判官かねつな、六條藏人なか家、其子藏人太郎なかみつ、いげ混甲三百よき、たちに火かけやきあげて、三井寺へこそ參られけれ、爰に三位入道の年比の侍に、渡部の源三きをほの瀧口と云、者あり、はせをくれてとゞまりたりけるを、六はらへめして、〇中略大將〇平宗盛さらば奉公せよ、頼政法師がゑけんをんには、ちつ共おとるまじきぞとて、入給ひぬ、朝より夕部にをよぶまで、きをほは有り候、有り候とてゑこうす、日もやう〳〵くれければ、大將出られたり、

きをは畏て申けるは、まことや三位入道は、三井寺にと聞え候、さだめて夜討なんどもや向はれ候はんずらん、三位入道の一類は、渡部たう、扨は三井寺法師にてぞ候はんずらん、心にくうも候はずまかり向てえり討なども仕べき、さる馬を持て候しを、此程ゑたしひやつめにぬすまれて候、御馬一疋下し預り候はゞやとぞ申ければ、大將尤さるべしとて、白あしげなる馬の、なんれうとて、ひざうせられたりけるに、よいくら置て、きをほにたぶ給て宿所にかへり、○中略なんれうに打乘、のりがへ一き打ぐして、舍人男に持だてわきばさませ、やかたに火かけやきあげて、三井寺へこそはせたりけれ、○中略競畏て申けるは、伊豆守殿の木の下が代に、六はらのなんれうをこそ取て參りて候へ、參らせ候はんとて奉る、伊豆守なのめならず悅び給ひて、やがてをがみをきり、金やきをして、其夜六はらへ遣さる、夜半計に門の內へ追入たりければ、馬やに入て馬共とくひ合ければ、其時とねりおどろきあひ、なんれうが參りて候と申す、宗盛の卿いそぎ出て見給ふに、むかしはなんれう今は平の宗盛入道といふ、かなやきをこそ乞たりけれ、○下略

〔烹雜の記前集下〕後妻打孝女花扇附ス

つら〳〵戰國の俠氣を推量るに、勇を好ども理に暗く、智を貴めども奸多し、目前の恥を恥として、始終の勝をおもはず、そが中にもおのづから賢不肖ありといへども、大かたはたがふ事なし、二百年前には、妻敵擊といふことありて、妻を人に竊れたる者、或は仕を辭し、或は產を破り、國々を偏歷して、奸夫淫婦を擊果すを、男子なりとおもひしとぞ、これ則目前の恥を恥として、始終の勝をおもはず、毛を吹て疵を求め、恥に恥をかさぬるもの歟、

〔武野燭談十九〕酒井雅樂頭忠清評井水野周防守事

一年水野周防守忠增は、大御番承りし頃、いつの時に歟、組の何某遲參し、西の丸御門〆らるゝ所へ參り懸り、いまだ扉は立て貫木を指ざりしに、走り入んとせられたるを、御目付某、人は輕し、法

報怨以恩

は重しとて、嚴敷咎めて押返し、閉門に申行ひける、其御目付、あやにくも又周防守が番之節遲參して、暮六ツの大鼓打仕廻うて後に、西之丸寢番に登城しける、周防守、與力同心に下知しけるゆへ、通らんとしても聞入ず、周防守へ通達しければ、中々聞入ず、役義を照して通らんとせば、後程いよいよ重かるべしと、是非なく歸參して仲間へ達しければ、御役義危相成とて御叱、御役儀被召放、閉門しける、

〔書言字考節用集　九言辭〕報怨以恩（前漢書、以德報恩、厚施薄望云々、老子經、法苑珠林、鶴林玉露並宜照考、）

〔壒嚢抄　一〕世諺以恩報怨云證據アリヤ、常爾云、サレ共論語或曰、以德報怨何如、子曰、何以報德、以直報怨、以德報德云リ、然共佛法又報怨以德爲善、以恩報怨、怨永亡、自他安穩、故若其證據ヲ云バ、昔天竺大貪王ト云王ヲ、ハジメテ其隣國王長壽王誅戮、長壽王長生太子ニ向テ云ク、我敵討コトナカレ、以怨報怨、怨互怨絶ルコトナシ、怨以恩報、怨永盡也トテ失給、長生太子父貴命去コトナレ共、正親敵ヲ不討シテハ、生タル甲斐ナシト思テ、身窶シテ種々ノ方便廻、大貪王取寄、事ニフレテ命不違、隨逐給仕事人過タリシカバ、影如召具、一寸身不放、心安者ニゾ思ハレケル、或時長生太子膝ヲ枕ニシテ眠給ヒケリ、長生年比ネラヒツル所、今已ニ成就スト悅テ、劒拔テ害セントスルニ、父遺言思出テ劒ヲ納メ、王寢覺テ云、我夢見樣、長壽王子捕ヘラレテ殺サレントスト云、長生答テ云、此所山神怒リ祟歟、我アレバ何事カアルベキ、只能々休給ヘト云、王聽テ寢入給、又長生劒ヲ拔テ討ントスルガ、猶父遺言思テ、劒ヲサス、又驚テ夢語事如先、答事同、仍王又眞眠入、長生重テ劒ヲ拔ト云共、父遺命ヲ違ヘン事、畏思直劒納ケリ、王又驚夢語事相同、其時長生申曰、我實長壽王子也、汝爲父討憤不散、故日比伺ヒ討ントス、只今其隙ヲ得タリ、殺害セン事如思イナレ共、父遺命難忘シテ劒ヲ納ムル事三度也、今我殺サン共心可任トゾ顯ハシケル、大貪王其時邪見ヲ飜シテ善心發シ、貪欲故汝父ヲ失ヒケル、怨以恩報ゼラル、眞孝養ナルベシ、今日ヨリ后、長生ヲ國王トスベシトテ、

我身位ヲ去ト云事アリ、是其證據ナルベシ、但然共多恩ヲ報ズルニ以レ怨スル體也、

〔沙石集 八下〕先世房事

萬事ヲ自業ノ因緣ト思ハヾ、不祥厄難アリトモ、人ヲトガメ不レ可レ恨、シカルニ人ノトガトノミ思テ、恨ヲフクミ怨ヲ報フ事、返々ヲロカナリ、經曰、怨ヲ以テ怨ヲ報ズルニ、怨ツキニツキズ、草ヲ以火ヲケスガ如シ、恩ヲ以怨ヲ報ズルハ、怨ツキニツク、水ヲ以火ヲケスガ如シト、

〔榮花物語 五浦々の別〕そち殿は、〈○藤原伊周、中略、〉つくしにおはしつきたるに、そのおりの大貳は、有國朝臣なり、かくと聞て御まうけいみじうつかうまつる、あはれこどの〈○伊周父道隆〉の御心の、有國をつみもなくをこたる事もなかりしに、あさましく無官にしなさせ給へりしこそ、よに心うくいみじと思ひしかど、有國ははちははちにもあらざりけり、哀にかたじけなく、思ひがけぬかたにこえおはしましたるかな、おほやけの御をきてよりは、さしましてつかうまつらんとすなどいひつゞけ、よろづにつかうまつるを、人づてにきゝ給ふも、いとはづかしう、なべて世中さへうくおぼさる、御せうそこ我子のよしなりして申させたり、思がけぬかたにおはしましたるに、京のこともおぼつかなく、おどろきながら參りさぶらふべきに、九國の守にさぶらふ身なれば、さすがに思のまゝにえまかりありかぬになむ、今まで候はぬ、なに事もたゞおほせごとになむしたがひつかうまつるべき、よの中にいのちながくさぶらひけるは、わがとの〈○藤原兼家〉の御すゑにつかうまつるべきとなんおもひたまふるとて、さまざまのものどもひつどもにかずしらず參らせたれど、これにつけても、すゞろはしくおぼされて、きゝすぐさせ給ふ、

〔藩翰譜 八下相馬〕關ケ原の合戰事終り、天下悉く平ぎて、相馬既に所帶を沒收せられ、家亡ぶべきに極る、政宗〈○伊達〉德川殿に訴へ申けるは、相馬は只だにも、政宗が年頃の敵也、それに上杉石田等にくみしたる、一定に候はんには、政宗かれが爲にうたるべき時に至て候ひしに、君の仰せ承り、馳せ

下る由を聞て、忽に舊き恨を忘れ、新しき恩を施して候ひき、是れ偏に、彼が野心を挾まざりし故にあらずや、且又累代弓矢の家、此時に至りて、永く斷絕すべき事、誠に不便の至なり、只然るべくは、彼が本領安堵の事、御免を蒙らばやと、折に觸れて、度々歎き奉りしかば、その事となく、年月を經て後に、本領をぞ賜ふたりける、

〔明良洪範十三〕寛文二年ニ、大坂御城代御吟味有シニ、近年松平丹波守光重、水野出羽守忠胤、内藤帶刀忠興三人ニテ、三年目交代ニテ勤ケルニ、此度酒井忠勝申上テ、古ノ如ク御城代ヲ定メ、其人ハ青山故伯耆守ノ嫡子因幡守宗俊然ルベシトテ、寛文三年ヨリ大坂御城代青山因幡守宗俊ニ定番仰付ラレ、因幡守早速大坂城ヘ移ラレケル、此時或人因幡守宗俊ニ告テ、此度貴殿大坂定御城代仰付ラレシハ、全ク酒井忠勝ガ推擧也ト云、因幡守宗俊是ヲ聞テ、早速酒井忠勝ガ牛込ノ山莊ヘ行キ、此度大坂定御城代貴殿御推擧ノ段、忝ク存ズル旨厚ク申述ケルニ、忠勝聞テ、我等左樣ナル事一向存ジ申サズ、貴殿此度ノ事ハ、將軍家ノ御目鏡ニテ仰付ラレシ也、是ハ貴殿亡父伯耆守殿ノ忠勤ヲモ思召サレ、又貴殿ノ誠忠ヲモ思召サレテノ事ナルベシ、此上愈忠勤ヲハゲマレヨト云テ歸サレケル、故伯耆守ハ忠勝ヲ惡ミシニ、忠勝ハ却テ其子因幡守ヲ推擧シケル、恩ヲ仇デ返ス者ハ有ド、仇ヲ恩デ返ス者、此忠勝一人ナラント衆人感ジケルト也、

復讐

復讐トハ、君父等ノ人ニ殺サレシニ由リ、臣子等ノ、其仇ヲ殺シテ怨ヲ報ズルヲ云フ、世ニ之ヲカタキウチ、又アタウチト云フ、

本邦ノ俗、古來人情敦厚ニシテ、氣節ヲ尙ビシヲ以テ、復讐ノ事蹟尠カラズ、然レドモ復讐ニ

關シテ、規定スル所ナシ、德川幕府ノ時ニ至リ、復讐セントスル者ハ、豫メ江戸町奉行、又ハ領主ニ訴ヘテ、許可ヲ得ベキ慣例ナリシカドモ、必シモ然ラザルモノアリ、又復讐ヲ行フニハ、京師ニテハ禁裏、仙洞ノ近傍、江戸ニテハ江戸曲輪內、東叡、三緣ノ兩山、其他神社、佛閣ノ境內等ハ之ヲ憚リタリ、古來復讐ヲ遂ゲタル者ハ、直ニ訴ヘ出デヽ、其命ヲ待チタレドモ、多クハ法律ノ制裁ヲ加ヘザルノミナラズ、反テ之ヲ賞揚スルノ風アリキ、明治維新ノ後令シテ復讐ヲ嚴禁セリ、

名稱

〔書言字考節用集 八言辭〕仇讎(カタキウチ)曲禮、父讎不與共戴天、兄弟讎不反兵、交遊讎不同國、　〔同 九言辭〕復讐(カヘスアタヲ)書言故事、報仇曰復讐、出漢書、

〔禮記註疏 三曲禮上〕父之讎弗與共戴天、註、父者子之天、殺己之天、與共戴天非孝子也、行求殺之乃止、讎常由反兄弟之讎不反兵、註、恒執殺之備、交遊之讎不同國、註、讎不吾辟則殺之、交遊或爲朋友、疏、父之至同國、正義曰、此一節、論親疏復讎之法、今各依文解之、父之讎弗與共戴天者、父是子之天、彼殺己父、是殺己之天、故必報殺之、不可與共處於天下也、天在上、故曰戴、又檀弓云、父母之仇、寢苦枕干不仕、弗與共天下也、(中略)兄弟之讎不反兵者、兄弟、謂親兄弟也、有兄弟之讎、乃得仕而報之、不反兵者、謂帶兵自隨也、若行逢讎、身不帶兵、方反家取之、比來則讎已逃辟、終不可得、故恒帶兵見卽殺之也、(中略)交遊之讎不同國者、交遊朋友也、爲朋友亦報仇也、故前云、父母存不許友以死、則知父母沒、得爲朋友報也、此云不同國者、謂不共五等一國之中也、而調人云、從父母兄弟之讎不同國、與此同、又調人云、主友之讎視從父兄弟、是主友亦同此與、調人皆謂會赦、故不同國、雖不同國、國外百里二百里則可、其兄弟仕不與共國者、必須相去千里之外、故調人云、兄弟之讎辟諸千里之外、是也、○下略

制度

〔塵芥集〕一おやこ兄弟のかたきたりとも、みだりにうつべからず、たゞしくだんのてきにん、せいばいをはつてのちは、いりやう中へはひくはひのとき、むだ人はしりあひ、おやのかたきといひ、このかたきといひ、うつ事をつど有べからざる也、○中略

左京大夫稙宗　御印

○按ズルニ、天文五年、伊達稙宗ノ規定セシ所ノ法文ナリ、

〔長曾我部元親式目〕掟○中略

一敵打之事、親之敵を子、兄之敵を弟打可申、弟之敵を兄打は逆也、叔父甥之敵打事者可爲無用事、

右之條數堅可相守、此外從先規相定數ヶ條、今以不可有相違者也、

慶長二丁酉年三月朔日　元親

〔板倉政要記三〕一討親敵事、不依洛中洛外、於道理至極者、任先例不及沙汰義也、雖然禁裏仙洞ノ御近所神社佛閣ニテハ可有用捨、若自分ノ寄遺恨事、於左右號親ノ敵ト、不經公儀ノ沙汰、猥ニ人ヲ令殺害者、准辻切强盜ノ法、或ハ同類トモニ可行死罪事、

〇中略

〔憲法類編十九〕復讐願出有之罪人行刑ノ節太刀取許サルヽノ事

第百十三、戊辰〇明治元年九月　日吉井四郎ヘ御沙汰

其方事、先般父吉井顯藏復讐之儀願出有之候處、右ハ於常典難相濟候得共孝子之情難默止被爲思食、罪人小原彥藏小田龍兵衞、武州鈴ヶ森ニ於テ斬首候條、太刀取可致旨御沙汰候事、

〔第二憲法類編二〕復讐嚴禁ノ事

第五、六年〇明治二月七日第三十七號御布告、

人ヲ殺スハ國家ノ大禁ニシテ、人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ、政府ノ公權ニ候處、古來ヨリ父兄ノ爲ニ、讐ヲ復スルヲ以テ、子弟ノ義務トナスノ風習アリ、右ハ至情不得止ニ出ルト雖モ、畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ、私義ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシテ、固ヨリ擅殺ノ罪ヲ免レズ、加之甚シキニ至リテハ、其事ノ故誤ヲ問ハズ、其理ノ當否ヲ顧ミズ、復讐ノ名義ヲ挾ミ、濫リニ相構害スルノ弊往々有之、甚以不相濟事ニ候、依之復讐嚴禁被仰出候條、今後不幸至親ヲ害セラルヽ者於有之ハ、事實ヲ詳ニシ、速ニ其筋ヘ可訴出候、若無其儀舊習ニ泥ミ、擅殺スルニ於テハ、相當ノ罪科ニ可處候條、心得違無之樣可致事、

〔第二憲法類編十七〕設樂勇外二人ノ者復讐處刑ノ事

第七十七、六年〇明治十一月十日本省伺

元柏崎縣伺、舊高田藩士族新田貞次郎父ニ從テ、同藩士族寺澤七十郎一家三人ヲ殺ス、〇中略永牢ニ處セラル、國法既ニ盡セリ、設樂兄弟外祖父ノ爲ニ、之ヲ仇視ス可ラズ、〇中略七十郎變死ノ後、寺澤氏ハ無罪ニテ斷絶シ、貞次郎ハ放免セラル、此兄弟痛忿ニ堪ズ、千辛萬苦遂ニ之ヲ擅殺スルニ至ル、抑舊幕ノ世ニ在テハ、等親血族ノミナラズ、交友知己ノ爲ト雖モ、復讐雪寃ヲ以テ義トナシ、榮トナスノ弊風アリ、因テ維新以降大義名分ノ御皇張アラセラレテヨリ、往々人命ノ重キト、刑典ノ擅ニス可ラザルヲ知ト雖モ、此兄弟ノ如キ事、維新ノ前ニ在テ弊風ニ泥ミ、其心只管讐ノ復セザル可ラザルヲ誤領ス、其情狀大ニ酌量セザル可ラザル者アリ、且改定律例行ノ前ニ在ルヲ以テ、原律ニ依リ本罪ニ二等ヲ減ジ、閏刑ニ換ヘ、禁錮三年ニ處分可致哉、又ハ減等セズシテ處斷可致哉、別紙口書幷刑案相添、此段御裁下ヲ仰候也、(別紙口書幷刑案略ス)

〔文政雜記　一〕

溝口伯耆守〇越後新發田城主家來

久米幸太郎 子十八歲

幸太郎弟 同　盛太郎 子十五歲

板倉留五郎 子四十三歲

右幸太郎、盛太郎、親久米彌五兵衛儀を、文化十四丑年十二月中、於在所傍輩瀧澤休右衛門及殺害、其場を逃去候ニ付、近郷其外嚴敷尋候へ共、行衛相知不申候ニ付、翌寅年三月御帳附御屆申達候、然ル所其砌者、右兄弟之者共幼少ニ候所、追々年頃にも相成候間、近郷者勿論、御府内幷何國迄も相尋、見當次第敵討取申度段、此節願出、幷右之留五郎義、彌五兵衛弟ニ候間、兄之敵討取申度付而者、右兄弟之者幼少之砌ニ而、休右衛門面體も見覺不申、旁兄弟之者ニ附添罷出度旨、是亦願出候ニ付承リ屆、尤休右衛門討留候はゝ、其場之役人江相屆ケ可申旨申付候、依之御帳ニ御記置可被

下候、此段以使者申達候、以上、

子（文政十一年）四月廿八日　溝口伯耆守家來　河村初太郎

右公儀江御届之寫

久米幸太郎へ

其方儀、弟盛太郎召連、亡父彌五兵衛敵瀧澤休右衛門行衞相尋打果度、依之御暇被下度、願之通被仰付候間、勝手次第出立可致、尤公儀御奉行所御届書相濟候ニ付、右寫相渡候、首尾能討留候ハヾ、其所之役人江始末相届、掟之通取計候上者、江戸上屋敷、又者此表成共、最寄へ早速可相届候、家內之者江御合力米、其儘被下置候間、致案堵可遂本望候、

但江戸御曲輪內兩山等之遠慮、其外右ニ准候場所者、憚ニ而可然、尤休右衛門死去之趣、急度相分候ハヾ、慥成證據を以立戾可申候、

板倉留五郎江

此度久米幸太郎儀、弟盛太郎召連、亡父彌五兵衛敵瀧澤休右衛門行衞相尋、打果度旨ニ付、御暇被下置度旨相願候之處、右兄弟共一向幼稚之砌ニ而、父彌五兵衛殺害之所、敵休右衛門面體も不存、其方ニ於而も兄之仇、旁兄弟之者江附添罷出度旨、願之通奉御聽候處、厚志事ニ思召、願之通御扶持御引上ゲ候、御暇被下置候、尤公儀御奉行所へ御届濟候義ニ付、右寫相渡候、然ル上ハ不束之義無之、首尾能遂本望候樣、萬端世話可致候、依之金拾五兩被下之、

一肥前忠廣之刀　一腰

久米幸太郎へ

一金貳拾兩

戊子（文政十一年）五月十五日發足之由

〔視聽草初集四〕常州復讐

文政三辰年八月廿一日御帳付

大久保加賀守(相模小田原城主)家來
淺田只助養子
淺田鐵藏 廿一才
同人實子
同門次郎 十二才

右之者、親淺田只助其外之者共、去々寅七月、傍輩成瀧万助亂心致し手疵爲負、只助儀者、深手ニ而翌日相果万助儀者、於其場所捕押、一件吟味申付候處、全亂心に相違無之、吟味中入牢申付置候處、當二月牢拔いたし候ニ付、尋申付候得共、今以行衞不相知候、然處牢拔致し候得者、本心ニ立戻候儀與相察、領分ハ勿論、御府内幷何國迄も万助行衞相尋、見逢次第、親之敵討留申度故、右之者共罷出候ニ付承屆、見合次第討留候上ハ、其所之役人江相斷可申段申渡、御帳へ被付置候樣致度、此段以使申進候、

八月

大久保加賀守使者
志谷彌源次

向井彈右衞門組
淺田鐵藏

養父六助敵成瀧万助行衞相尋討果度、依之御暇相願候ニ付、願之通申付候、勝手次第可致出立候、首尾好討果旨、其所之役人江始末相屆、掟之通り取計申候上者、歸參可被仰付候間、江戸御屋敷成とも、小田原表江成とも、向寄々々早速可相屆候、家内之者共御養扶持三人前、御心付金拾兩被下之、

一江戸御曲輪内兩山抔ハ遠慮可致、其外右ニ准じ候場所者、憚候而可然事、

一万助儀、病氣之趣急度相分り候ハヾ、慥成事證據を以立戻り可申事、

一家内江者、是迄之御長屋御入用有之候迄、御貸被成候、尤親類共方へ罷越候儀者、勝手次第可致候、

右之趣、於頭宅申渡之、

〔文政雜記　三〕文政十二年己丑、細川越中守ゟ伺書、

細川越中守城下、肥後國熊本金屋町嘉次平と申者、文化九年同所米屋町市原屋俊十郎被雇罷登、京木屋町二條下ル二丁目江逗留罷在候內、同年六月九日、俊十郎江手疵爲負、同人義相果、嘉次平儀ハ逃去申候、〇中略俊十郎悴岡崎平左衞門ト申もの、當正月十五日、同國益城郡下横邊田村に於て、僧形之者ニ行逢、平左衞門召連候者、嘉次平を見知居、言葉をかけ候得ども、了山と申坊主ニ候紛敷ものニ無之段相陳候得共、糺問におよび候所、全嘉次平ニ而、當時身を隱し候ため致剃髮候由、其身申候ニ付、俊十郎悴平左衞門ニ者父之讐を報候段申聞、直ニ討留申候、〇中略右之通ニ付、平左衞門儀、如何可申付哉、且嘉次平死骸如何可仕哉、此段奉伺候樣、越中守國元ゟ申付越候、以上、

細川越中守家來　寺本龜藏

三月八日

右御附札、四月廿二日、御同人樣ニ而御渡、

書面平左衞門儀、父之敵嘉次平事、了山を討留候段ハ、構無之候間、押込可被差免候、了山死骸取計方之儀ハ、京都町奉行江承合候樣可仕候、

〔續視聽草　三集　四〕山本復讐〇中略

酒井雅樂頭(播磨姬路城主)家來三右衞門實子　山本宇平　廿二才

同人娘　りよ　廿才

同本多意氣揚家來山本三右衞門實弟　山本九郎右衞門　四十才

右之者共之父幷兄三右衞門江、去々巳年〇天保四年十二月廿六日朝、爲手負逃去候、表小使龜藏と申もの、行衞相尋、領分ハ勿論、御府內幷何國ニ而も見當り次第相糺候上、父兄之仇打果申度段、前書之者共願出候ニ付、去午年二月廿六日御用番大久保加賀守樣江申上置候處、右龜藏義、今曉於神

田橋御門外、りよ井九郎右衞門兩人ニ而打果候段申出候ニ付、本多伊豫守樣頭取組合辻番所江
留置候段、遠藤但馬守樣御家來ゟ申越候ニ付、早速家來之者差遣し、爲相尋候處、相違無御座候、尤
宇平義者、他國致し居合不申候由ニ御座候、此段申上候、以上、

未〇天保六年　七月十四日　　酒井雅樂頭内　庄野慈父左衞門

〔經國集二十策〕問明主立法、殺人者處死、先王制禮、父讎不同天、因禮復讎、既違國憲、守法忍怨、爰失子道、失子道者不孝、違國憲者不臣、惟法惟禮、何用何捨、臣子之道、兩濟得無、

神虫麻呂

對竊聞、孝子不匱、已著六義之典、幹父之蠱、或繪八象之文、是知興國隆家、必由孝道、故使烝々虞帝、終受肥華之珪、翹々漢臣、乃標萬石之號、自阿劉淳孝、乃殞身而令親、桓温篤誠、終振刀而殺敵、魏陽斬首、存鷹祭之心、趙娥刺仇、致就刑之請、我國家登樞踐曆、握鏡臨圖、仁超栖鳳之君、道出蟠龍之帝、取破觚於漢律、棄繁荼於秦刑、兩壁決疑、從陶公之雅說、百錄遺訓、協夏典之明科、囚人不祭臯繇之靈、獄氣既銷長平之酷、蒲鞭澄惡、行葦興謠、惡行猶恐屈志、同天則彌睽孝弟、推才報怨、則多挂網羅、廣追蒭蕘、傍詢政略、夫以資父事主、著在格言、移敎爲忠、聞諸甲令、由是丁蘭雪恥、漢主留赦事之恩、維氏刃讎、梁配有減死之論、若使酌恤刑之義、驗純情而存哀、討議獄之規、矜至孝而輕罰、高柴出宰、良績遠聞、喬卿臨官、芳猷尚在、則可能孝于室、必忠於邦、當守孝之時、不憚損生之罪、臨盡忠之日、詎傾膝下之恩、謹對、〇中略

天平五年七月廿九日

〔鵞峯文集五十七擬對策〕復讎

禮兄弟之仇不反兵、若奉君命而使於四方、遇塗于仇、則如之何哉、欲報罕逢之仇、乃辱專對之職、不失行人之事、爭全天倫之道、同氣連枝、雖不能忍也、奉命飲氷之所難廢矣、方是之時也、孰用捨焉、

對曰、復讎之義大矣、在父曰弗與共戴天、兄弟曰不反兵、是禮經之正文也、然殺人者死、殺之而義則無罪、故令勿讎、殺而不義則殺者當死、是有司之典刑也、從禮乎、守法乎、禮與法本一律也、父子兄弟天性也、至痛追思殆不欲生、故法有所不畏也、國法不可緩、故官有所不赦也、父子之間有行之者、徐元慶張瑝張琇梁悅也、徐張當死可哀、梁獨免、時論不同可知焉、兄弟亦然耳、然則復讎者、唯顧義與不義而已、其免與不免天也、無奈之何、苟不義則禹不能仇舜、蔡仲不能仇周公、父子猶然、況兄弟乎、武王伐紂、未聞爲伯邑考唱不反兵之義、光武於朱鮪李軼非兄之仇乎、然與之同列不愧、光武豈偸生哉、唯於義有未盡而已、如來旨所云、奉君命使於四方、逢同胞之仇於道路、則其心之難處以爲如何、察其輕重而可也、君命者國家之事、其所關重而大矣、復仇者自家之事、其所爲比君命輕而小矣、然飮恨收刃待他日乎、事之曲直勢之可否、宜隨事應時斟酌焉、不可以一偏論之、天下無義外之物、無義則何以行之哉、彼小人之不義不挾復仇之心、而以父兄之死而幸與彼講好、爲自全之計、周平王之於申侯、魯莊公之於齊襄、宋趙構之於完顏氏之類、偸生不知義、遺笑於千載者、豈不愧於泉下哉、禮之言復讎其在玆乎、

〔たはれぐさ〕父母のあたには、ともに天下をともにせずといへるも、周の季世、世の中亂國となり、このくにの號令、かの國におよばず、凶をいれ叛をまねく風儀、はやりたる時のことなるべし、今の時は、まことにやしまのほかまで、なびかぬ草木もなく、めでたき一統の御代なれば、人のおやをころせるものあらば、いかにもしてたづね出だし、其つみをたゞし給ふべきに、その子にまかせおかれ、生殺の權を下にかし給ふは、いかなるゆゑにか、

〔膾餘雜錄 四〕祐成時宗殺祐經復父仇、祐成爲忠常被戮、時宗爲童五郎丸所虜、頼朝惜其勇材欲活之、祐經子犬房丸嗚咽告訴欲殺之、頼朝遂殺時宗、凡父罪當死子不當報仇、父死不當罪、或非出上命、而爲人所擠陷以死、其子豈不可報乎、昔者楊萬頃殺張審素、審素二子瑝琇爲父復仇殺萬頃、張九齡欲活之、李林甫必欲殺之、而二子竟伏大刑、九齡林甫君子小人之異可觀焉、

〔赤穗義人錄序〕時秋積雨新霽、戶外履聲鏗然、出而迎之、則奧子復、谷勉善、及石愼微也、於是出義人錄、相與讀之、讀罷繼之以泣、慨忠善之不祚、恨天道之無知、嗟理義之悅人心、嘆孟氏之不我欺、愼微曰、赤穗諸士、朝廷致之於法、而室子乃張皇其事、顯揚其行、並以義人稱之、其志則善矣、得非立私議非公法乎、勉善曰、不然、昔孤竹二子、不聽武王之伐紂、而身距兵於馬前、今赤穗諸士、不聽朝廷之赦義英、而衆報仇於都下、二子則求仁得仁、諸士則舍生取義、雖事之大小不同、然其所以重君臣之義則一也、是故師尙父不諱以義人稱二子於當時、而其於武王之聖也、固無損焉、室子不諱以義人稱諸士於今日、而其於國家之盛也、亦何妨乎、夫義二子者、不以爲非武王、義諸士者、獨以爲非朝廷耶、子復曰、雖然尙父一言于軍、而能使二子免左右之兵、室子空談于家、而不能使諸士免法家之議、命也夫、三子者皆長吁而退、遂收其語于篇端、以告後之讀是錄者、

日東元祿癸未〇十六年十月庚辰、鳩巢室直淸手書於靜儉齋、

〔先哲叢談五〕佐藤直方

故赤穗侯遺臣殺吉良氏、明日跡部光海來謁曰、先生未聞乎、昨夜赤穗大石等四十七士復讐、直方曰、言誤矣、遺臣之於吉良、何有讐視之理乎、遂本諸柳宗元駁復讐議、論爲陵上者、

〔常山紀談二十四〕大久保長門守一本松平周防守に作る敎寬の內所に奉公せし女中老、ある時心得過ちし事有しを、女の年寄大に怒り罵りて打擲に及びぬ、中老親にもたゝかれし事はなきものをと、獨言して部屋に歸り、文書て下女にもたせ、親のもとにやりぬ、二人の女房、一人は殘りなんといふを、大事のことといひやる文なりとて、おして二人とも出しぬ、道にてあやしき事よ、常に二人一度に出されし事も覺えず、顏色も只ならず有しとて、文を拔き見るに、しかじかの子細にて、自害するなりと書のせたり、さてこそ有べけれとて、一人のはしたものには、とくゆかれよ、我は歸りておしとゞむべしとて、急ぎ歸りて見るに、はや自害して有しかば、夜の物打かけ小脇差の血を拭ひ、

我懷にさして、さあらぬ體にて年寄の部屋に行、かたり申度事の候、只今部屋に來られよといひしに、程なく行べしといひければ、歸りてはまた行數度に及びしかば、年寄來りて夜の物をあくれば、あけに染て中老は死してあり、其時女房これは今日の事にて、かくは自害に及びたる也、主の仇よといひもあへず、小脇差を拔て刺殺しけり、兩人を殺したるならんと、とらへて糺し問るに、ふところより文をとり出し、證故はこれにて候と、始終を詳にいひ述て、主の仇をば討留つ、思ひおく事もなく候とて、さわぐ色もなし、長門守女中を殘らず並べて、彼中老の下女の事いかが思ふにやと尋ねらるゝに、忠義といひ氣なげなる事といひ、驚き入たるよし、口をそろへていひければ、さらばいかゞせん、各存る旨を申候へとなりしかば、いかで存よりたる事の候べきと申す、さらば此度の次第、ほむるに詞もなしといふべきなり、年寄の死して事もかけぬれば、則年寄に取立て然るべからんとて、よび出して賞せられけるとぞ、

〔赤穗義人錄上〕良雄急警同仇士、約以十四夜(〇元祿十五年十二月)丑時發、是日詰旦、良雄與同仇士十數輩、倶詣泉岳寺、謁赤穗侯墓、相對悲泣有自勝、〇中略寺主僧延衆堂上、設食衆食、已謝衆僧曰、吾就睡矣、公等不來、有所須當請耳、因閉戸密語久之、申明約束、備爲區畫、至日中辭去、遂馳還市中舍、各淨除屋內、謝遣奴僕云、欲以明旦發赴京、今夜往就友人家爲便、皆以布襆裹衣物而肩之、乃步西赴本庄、〇中略遂分爲三處、一適堀部武庸之舍、一適杉野治房之舍、(武庸、治房並見後、)一適前原宗房之舍、皆爲同仇士在吉良氏宅側者、於是良雄等四十七人皆就宇下、解裝出衣物更服、〇註略既而畢來、會兩國橋上、衆成束甲、以韋夾鍪在頭、襲韋短服、各杖短槍代棍、如往救火者狀、(世救火、必韋帽韋服、)用組若繡紗爲縕約衣、以便刺擊、又爲隱語相應答、裂帛爲二小幟、書姓名其上、縫其端於左右之袂、令幅白動搖、同仇相辨以爲驗、衆各頸笛、約先獲仇人者吹以相聞、令卒擔鐵挺竹梯斧斫之屬以從、(或曰、凡所用卒皆傭夫也、直淸按、傭夫恐不易用以從事、此疑良雄等家奴也、)遂進至吉良氏第、三面圍之、(北面與隣家合壁、不可圍、)因部其衆爲三隊、各皆聯四人爲一、(或云、毎聯三人、今從信行筆記、)一人當敵、令左右

相救無爲敵所獲、令衆曰、毋殺婦人、走者毋追、待初笳倶發、竟事出、以鑼聲相聚毋相後、令已先捕其後門隅街亭守者、（守者自吉良氏出）戒無敢揚聲、使人以刃守之、笳發、衆呼曰、火、乃急梯屋椎壁、從三處入、先入者拔門楗、擒門者三人、又使人守之、門啓、衆亂入、且呼曰、故内匠頭淺野氏舊臣、以報主仇來、所請者上野君首耳、欲鬬者出、不敵我者我不敢害、○註略 義英家人格鬬者、皆伏刃下、其餘多竄匿不出、衆直進、入義英寢室、求義英不見、衆以手試牀蓐、猶暖、曰、人去未久、急令搜索宅中、不得、見廚傍有室、彷彿聞有人聲、外施金鎖、若人未嘗入者、衆曰、此有謀也、以斧破之、果有三人匿其中、衆喜曰、賊在此乃趣之、相戒曰、試以鋒擊地有陷穽不可知、衆輒入、其一人逆衆奮戰以死、其一人走、其一人縮首伏匿於什器之間、衆引出之、罵曰、鄙夫汝知上野君所乎、知則告我、告我赦汝、不然我殺之、不應、又問又不應、間光興（見後）怒以槍突倒、如六十許人著縞在中、（國制無爵者不許著縞、）皆曰、豈此上野君耶、夫瘢在乎、視之、裸而視之、果在、武林隆重（見後）手刃之、以其首出、召所擒三人、遍視之、皆曰、我君也、笳又發、衆皆抃躍相賀、（或曰、隆重乘燭前行、義英自暗中以短弓射來、又以器投之、衆逼問義英所在、不應、光興怒以槍突倒、義英按劍、隆重舍燭手刃之、）乃斬幟帛、褁義英首而懸之槍干、執之、又索子義周不得、將出衆呼曰、左兵衛君盍出、人取乃父頭去、盍出、遂不見、於是良雄令鑼者擊鑼、衆聚爲一處、不損一人、傷者數輩而已、○中略 黎明發本庄、西赴芝泉岳寺、（泉岳寺距本庄十里）○下略

〔半日閑話　三〕一淺野内匠頭殿家來浪人、四拾六人申合、吉良上野介殿を討取、○中略 上意之趣に、右浪人共義、主人の讐を報と者申ながら、天下之膝元を不憚、高家之屋敷に押込討取段、狼藉之至也、寛宥之御沙汰於有之者、已後諸家之者共、鬱憤を發候抔申立、忠臣之振を以、狼藉も出來可致義必定也、依之天下一統の掟に任、死罪をも可行候へ共、流石私之徒黨を企にも不在、此所を以て切腹之御仕置に可被仰付と也、○下略

○按ズルニ、豐臣秀吉ノ其主織田信長ノ爲ニ明智光秀ヲ討チ、又毛利元就ノ其主大内義隆ノ爲ニ、陶晴賢ヲ討チシガ如キ、其他弔合戰ト稱シテ、主君ノ仇ヲ復セシ者アレドモ、此ニ載セズ、

復祖父讐

〔常山紀談二〕直家〇浮田は和泉能家の孫なり、能家はもと浦上掃部助村宗に仕へ、備前邑久郡砥石の城に居れり、浦上の長臣島村豐後守後入道して貫阿彌といひしは、高取山の城に有て、威勢ありて能家を殺害せり、これ享祿四年の事なり、〇中略天文十五年、直家十五歲に成ぬ、母の方にゆけば、〇中略直家よく聞せ給へ、祖父泉州をば島村が殺したりき、父仇を得討給はで口惜くこそ候へ、いかにもして一度祖父の弔を遂んと存るに、島村を殺すに過たる事や候、われもしかしこきと、島村聞なば其儘にたすけ置べきや、只是のみ心を苦め謀をめぐらし、父祖の恥を雪ばやと存るなり、はや十五に成候ぬ、殿〇浦上宗景をさすに奉公仕らんやうをはからせ給へ、かゝりそめにも此一大事口に出させ給ふなといひたりしかば、母驚き且悦て、密に宗景に告て直家初て仕へけり、〇中略直家たばかり得たりと悦て、宗景に告て沼より天神山の間に狼烟をあぐべし、しからば備中〇中山を討得たりとしられよ、のろしあげなば、島村がもとへ使をはせ、中山謀叛したる故、直家に下知してうたせぬ、とく沼にかけ向て直家に力を合せよと下知あらば、島村年老たれども、遠く慮るにいとまなくて、一騎がけに、沼の城に來るべきを討ん事易かるべしと日を約しぬ、〇中略かくて狼烟をあげしかば、宗景即島村がもとに使を馳て告やりしかば、島村聞て、つゞけ者共とて馬に鞍置せ打乘、從兵七八人計にて、沼の城に來る、城はとく乘とりたれば、直家本丸にありて門を閉たり、島村かゝる謀有ともしらず、本丸に入處を、かねて計り合たれば、取圍て討取たり、

復父母讐

〔今昔物語二十五〕平維茂郎等被殺語第四

今昔、上總守平兼忠ト云者有ケリ、〇中略餘五將軍維茂ト云者ハ、此ノ兼忠ガ子ニテ有ケルガ、陸奧國ニ居タリケレバ、父ノ兼忠ガ上總ニ有ルニ、久ク不見奉ニ此ク上總守ニ成テ下リ給タレバ、喜ビ乍ラ參ト云ヒ遣セタリケレバ、兼忠モ喜テ、其ノ儲ヲ營テ何シカト待ツニ、館ノ人既ニ此ニ御坐シタリト云ヒ騷ゲバ、其ノ時ニ風發テ外ニハ不出シテ、簾ノ內ニ寄リ臥シテ入レ、立テ仕フ小

侍男ヲ以テ腰ヲ叩カセテ臥タル程ニ、維茂來ヌ、前ノ廣庇ニ居テ年來ノ不審キ事ナド云フニ、維茂ガ郎等ノ宗ト有ル者共四五人計調度ヲ負テ、前ノ庭ニ居並タリ、其ノ第一ニ居タル者ハ、字ヲバ太郎介ト云、年五十餘計ノ男ノ大キニ太リテ、鬚長ク爛ク怖シ氣也、現ニ吉キ兵カナト見エタリ、兼忠此レヲ見テ此ノ腰叩ク男ニ、彼レヲバ見知タリヤト問ヘバ、男不知由ヲ答フ、兼忠彼レハ汝ガ父先年ニ殺テシ者ゾ、其時ハ汝ガ未幼カリシカバ、何カハ知ラムト云ヘバ、男父人ニ被殺ニケリトハ人申セドモ、誰カ殺タルトモ知リ不候ハヌニ、此ク顔ヲ見知リ候ヌルコソト云マヽニ、目ニ涙ヲ浮ベテ立テ去ヌ、○中略其後膳所ノ方ニ行テ、腰刀ノ鞘ヲ返々能々鋭ギ、懷ニ引入テ暗ク成ル程ニ、此ノ太郎介ガ宿シタル所ニ行テ、○中略心ニ思ハク、祖ノ敵ヲ罰事ハ天道皆許シ給フ事也、我レ今夜孝養ノ爲ニ思企ツルヲ、心ニ不違ヘ令爲得給ヘト祈念シテ屈リ居タルヲ、露知ル人无シ、漸ク夜深更テ介ラ口ラシテ臥タルヲ、男知テ和ラ寄テ喉笛ヲ掻切テ、掻交レテ踊出デ行クヲ露知ル人无シ、○下略

〔元亨釋書五〕釋源空、姓漆氏、作州稻岡人也、○中略九歲父被冦害、一家噪逃、空自屏處偵之、以小弓矢射冦中其眉間、冦者源長明、寛治帝○堀河之衞曹也、爲其額瘡可證發、遂隱而終身、時呼空爲小矢兒、○下略

〔本朝世紀〕久安三年正月一日乙丑、今日卯刻右兵衞少尉源重俊、於三條河原邊被殺害畢、件犯人近江國住人云々、報父敵也、六日庚午、今日撿非違使源爲義搦取殺害左兵衞尉源重俊之犯人能末九擧僧等、持向別當公敎卿里第云々、

〔源平盛衰記二十六〕宇佐公通脚力附伊豫國飛脚事

同○治承五年二月十七日、伊豫國ヨリ飛脚アリテ、六波羅ニ著、披狀云、當國ノ住人河野介通淸去年ノ冬ノ比ヨリ謀叛ヲ發テ、道前道後ノ境、高繩ノ城ニ引籠ル、備後國住人、額入道西寂、鞆ノ浦ヨリ數千艘ノ兵船ヲ調テ、高繩城ニ推寄、通淸ヲバ討取テ侍シカ共、四國猶不靜、西寂又伊豫、讃岐、阿波、土佐、

四箇國ヲ鎭ガ爲ニ、正二月ハ猶伊豫ニ逗留ス、爰ニ通清ガ子息ニ、四郞通信、高繩城ヲ遁出テ安藝國ヘ渡テ、奴田鄕ヨリ三十艘ノ兵船ヲ調ヘ、獵船ノ體ニモテナシ、忍テ伊豫國ヘ押渡、偷(ヒソカ)ニ西寂ヲ伺ケルヲモ不知、今月一日室高砂ノ遊君集テ、船遊スル處ニ、推寄テ西寂ヲ虜テ、高繩城ニ將行テ、八付(ハツツケ)ニシテ、父通淸ガ亡魂ニ祭タリ共申、又鋸ニテナブリ切ニ頸ヲ切タリ共申、異說雖多、死亡決定也、○下略

〔平治物語　三〕賴朝擧義兵平家退治事

長田四郞忠宗ハ、平家ノ侍共ニモ惡マレシカバ、西國ヘモ不參、角テハ聽テ國人共ニ討レントヤ思ヒケン、父子十騎計羽ヲ垂テ、鎌倉殿○源賴朝ヘゾ參ケル、イシウ參タリトテ、土肥次郞ニ被預ケルガ、範賴義經ノ二人ノ舍弟ヲ被差上ケル時、長田父子ヲモ相添給トテ、身ヲ全シテ合戰ノ忠節ヲ致セ、毒藥變ジテ甘露ト成ト云事アレバ、勳功アラバ、大キナル恩賞ヲ可行トゾ約束シ給ケル、然レバ木曾ヲ退治シ、平家ノ城攝州一ノ谷ヲ責落、註進ノ度ゴトニ、忠宗景宗ハ軍スルカト問給ニ、又ナキ剛者ニテ候、向敵ヲ討、當ル所ヲ不破ト云事ナシト申セバ、八島ノ城落タリト聞ヘシ時、今ハシヤツ親子ニ軍セサセソ、討セントテト宣ケルガ、軍果テ土肥ニ具シテ歸參ケレバ、今度ノ擧動神妙也ト聞、約束ノ勸賞取スルゾ、相構テ頭殿ノ御孝養能々申セ、成綱ニ仰含タルゾト有シカバ、喜テ罷出タルヲ、彌三小次郞押寄テ長田父子ヲ搦捕、八付(ハツツケ)ニコソセラレケレ、八付ニモ直ニハ非ズ、頭殿○源義朝ノ御墓ノ前ニ左右ノ手足ヲ以テ、竿ヲ尋ガセ、土ニ板ヲ敷テ土(ツチ)八付ト云物ニシテ、ナブリ殺ニゾセラレケル、○下略

〔吾妻鏡　十三〕建久四年五月廿八日癸巳、子剋、故伊東次郞祐親法師孫子、曾我十郞祐成、同五郞時宗、致推參于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衞門尉祐經、又有備前國住人吉備津宮王藤內者、依與于平氏家人瀨尾太郞兼保、爲囚人被召置之處、屬祐經訴申無誤之由之間、去廿日返給本領歸國、而猶

爲報祐經志、自途中更還來、勸盃酒於祐經、合宿談話之處同被誅也、爰祐經、王藤内等、所令交會之遊女、手越少將、黃瀨河之龜鶴等、則喚此由、祐成兄弟、討父敵之由、發高聲、依之諸人騷動、雖不知子細、宿侍之輩、皆悉走出、雷雨擊鼓、暗夜失燈、殆迷東西之間、爲祐成等、多以被疵、所謂、平子野平右馬允、爰甲三郎、吉香小次郎、加藤太、海野小太郎、岡邊彌三郎、原三郎、堀藤太、臼杵八郎、被殺戮、宇田五郎已下也、十郎祐成者、合新田四郎忠常被討畢、五郎者、差御前奔參、將軍〈〇源頼朝〉取御劍、欲令向之給、而左近將監能直、奉抑留之、此間小舍人童五郎丸、搦得曾我五郎、仍被召預大見小平次、其後靜謐、義盛景時奉仰、見知祐經死骸云云、左衞門尉藤原朝臣祐經、〈工藤瀧口祐繼男〉

廿九日甲午、辰剋被召出曾我五郎於御前庭上、將軍家揚御幕二箇間、可然人々十餘輩候其砌、〈〇中略〉爰以狩野、新開等、被召尋夜討宿意、五郎忿怒云、祖父祐親法師、被誅之後、子孫沈淪之間、雖不被聽昵近、申最後所存之條、必以汝等不可傳者、尤直欲言上、早可退云云、將軍家依有所思食、條々直聞食之、五郎申云、討祐經事、爲雪父尸骸之恥、遂露鬱憤之志畢、自祐成九歲、時宗七歲之年以降、頻插會稽之存念、片時無忘、遂果之、次參御前之條者、又祐經匪爲御寵物、祖父入道蒙御氣色畢、云彼云此、非無其恨之間、遂拜謁、爲自殺也者、聞者莫不鳴舌、次新田四郎持參祐成頭、被見弟之處、敢無疑給之由申之、五郎爲殊勇士之間、可被宥赦之旨、內々雖有御猶豫、祐經息童〈字犬房丸〉依泣愁申、被亘五郎、〈年廿〉以號鎭西中太云男、則令梟首云云、此兄弟者、河津三郎祐泰〈祐親法師嫡子〉男也、祐泰、去安元二年十月之比、於伊豆奧狩場、不圖中矢墜命、是祐經所爲也、于時祐成五歲、時宗三歲也、成人之後祐經所爲之由聞之、遂宿意、凡此間、每狩倉、相交于御供之輩、伺祐經之隙、如影之隨形云云、又被召出手越少將等、被尋問其夜子細、祐成兄弟所爲也、見聞悉申之云云、

〔曾我物語　九〕すけつねうちし事

きやうだい〈〇曾我十郎祐成、五郎時致、〉共に立そひて、たいまつふりあげよくみれば、ほんだがをしへにたがはず、かたき〈〇工藤祐經〉はこゝにぞふしたりける、二人がめとめをみあはせ、あたりを見れば人もな

し、さゑもんのせうは、てごしの少將とふしたり、わうとうないは、たゝみすこしひきのけて、かめづるとこそふしたりけれ、○中略きやうだいの人々は、すけつねをなかにおきて、その〳〵めとめをみあはせ、うちうなづきて、よろこびけるぞあはれなる、○中略扨て二人がたちをさゑもんのせうにあてゝはひき、引てはあて、七八度こそあてにけれ、やゝありてときむね、この年月の思ひ、一たちにと思ひつるけしきあらはれたり、十郎これをみて、まてしばし、ねいりたるものをきるは、しにんをきるにおなじ、おこさんとて、たちのきつさきを、すけつねが心もとにさしあて、いかにさゑもん殿、ひるのげんざんに入つる、そがのものども參りたり、我ら程のてきをもちながら、何とてうちとけふし給ふぞ、おきよや、さゑもん殿とおこされて、すけつねもよかりけん、心えたり、なに程の事あるべきと、いひもはてずをきざまに、まくらもとにたてたるたちを、とらんとする所を、やさしきかたきのふるまひかな、おこしはたてじといふまゝに、弓でのかたより、めでのわきのした、いたじきまでも、とをれとこそはきりつけけれ、五郎もえたりやあふとの、しりて、こしのうはてをさしあげて、たゝみいたじききりとをし、下もちまでぞうち入たる、ことはりなるかな、げんじぢう代ともきり、なにものかたまるべき、あたるにあたる所つゞく事なし、我ようせうよりねがひしもこれぞかし、まふねんはらへやときむね、わすれよや五郎とて、心のゆく〳〵、三たちづゝこそきりたりけれ、むざんなりしありさまなり、○中略

すけつねにとゞめをさす事

十郎いひけるは、すけつねにとゞめをさゝざりけるか、とゞめはかたきをうつてのはうなり、ゑつけんの時、とゞめのなきはかたきうちたるにいらず、さらばとゞめをさし候はんとて、五郎立歸り、かたなをぬき、取ておさへ、ごへんのてより給て候かたな、たしかに返奉る、とらずとろむじ給ふなとて、つかもこぶしもとをれ〳〵と、さす程にあまりにゑげくさしければ、口とみゝと一

つになりにけり、○下略

〔吾妻鏡二十四〕建保七年正月廿七日戊子、入夜雪降、積二尺餘、今日將軍家○源實朝右大臣爲拜賀御參鶴岳八幡宮、御社參、酉刻御出、○中略令入宮寺樓門御之時、右京兆○北條義時俄有心神御違例事、讓御劍於仲章朝臣、退去給、於神宮寺御拜脫之後、令歸小野御亭給、及夜陰神拜事終、漸令退出御之處、當宮別當阿闍梨公曉、窺來于石階之際、取劍奉侵丞相、其後隨兵等雖馳駕于宮中、武田五郎信光進先登無所覓讎敵、或人云、於上宮之砌、別當公曉討父敵之由被名謁云云、就之各襲到于件雪下本坊、彼門弟惡僧等籠于其內相戰處、○下略

〔增鏡二新島もり〕こ左衞門督○源賴家の子にて、公曉といふ大とこあり、おやのうたれにしことを、いかでかやすき心あらむ、いかならん時かとのみ思ひわたるに、この內大臣、○源實朝又右大臣にあがりて、大饗などめづらしく、あづまにてをこなふ、京より爵者をはじめ、かんだちめ、殿上人おほくとぶらひいましけり、さてかまくらにうつしたてまつれる八幡の御やしろに、しんはいにまうづる、いといかめしきひゞきなれば、國々のぶしは、さらにもいはず、みやこの人々もこせうしけり、たちさはぎのゝしるもの見る人もおほかる中に、かの大とこ○公曉うちまぎれて、女のまねをして、しろきうす衣ひきをり、おとゞの車よりおるゝほどを、さしのぞくやうにぞ見えける、あやまたずくびをうちおとしぬ、その程のどよみいみじさ思ひやりぬべし、かくいふは承久元年正月廿七日なり、

〔參考太平記一〕資朝俊基被捕下向關東附御告文事
又○島津家、今川家、金勝院本、云、元德二年四月朔日ノ事ゾカシ、中原章房淸水寺ニ參詣シテ下向セシニ、西ノ大門ニテ八幡ヲ伏拜ケル時、折節小雨打灑ケルニ、菅笠ニハゞキシタル者一人、後ヲ過ルト見ヘシ、此旅人太刀ヲ拔、アヤマタズ章房ガ首ヲ打落シテ、太刀ヲ小脇ニ挾テ、坂ヲ下リニ逃ケレバ、下

人四五人有ケルガ、アレヤト云テ聲ヲ揚、主ノ持セタル太刀ヲ拔テ逐ケレドモ、イヅチヘカ行ケン、後影ダニ見ヘザリケリ、下人走返テ、宿所ニ告ケレバ、子息郎從周章迷ヒ、急ギ輿ヲ將チ來リ、空シキ屍骸ヲ舁セテ、泣々家ニゾ歸リケル、○中略子息章兼章信等、嫌疑ヲ廣ク糺明シ、仇敵ヲ遠ク搜索スルニ、如何ナル子細ニカ聞出シケン、東山雲居寺ノ南門ノ東、南頬ノ岸ノ上ニ一宇ノ屋アリ、瀬尾兵衛太郎幷同卿房ト號スル者ナリ、名譽ノ惡黨隱ナキ輩ナリ、然ルニ彼等ガ殺害實犯疑ナシト聞定ケレバ、嫡子章兼ハ折節病床ニ臥テ行向ハズ、舍弟章信、廳ノ下部十四五人、郎從下人三十餘人ニハ具足セサセ引率ス、白襖ニ著籠ニ帶劍シテ、小八葉ノ車ニテ、未明ニ彼在所ヘゾ寄タリケル、是非ナク彼屋ヲ取卷テ、廳ノ下部ドモニ、心早キ手キヽ共ヲ左右ナク放入テ、家ノ内ヲ搜シケルニ、懸ル惡黨ノ習ニテ、元來足弱ナドヲバ置ザリケリ、雜人一人モ見ヘズ、去ナガラ又本人他行ノ家トモ見ヘズ、其家內幾ナラザル程ナレバ、塗籠マデ打破リ、板敷ノ下マデ是ヲ搜ス、皆テ人一人モ無リケリ、此上ハ力ナク歸ントスル處ニ、心疾者走返テ、鳶蘆或作天井構タルヲ見アゲタルニ、人ノ衣裳ノツマスコシ見ヘケレバ、サレバコソト心附テ、先長刀ニテ鳶天井ヲハ子破ルニ、人コソ隱レ居タリケレ、既ニ見附ラレヌト思ヒテ、太刀ヲ拔テ男一人踊リ下ントシケル處ヲ、先下シモタテズ長刀ニテ、下ヨリ股脇ヲ刺ス、刺レナガラ飛下ケルヲ、各寄セ合テ是ヲ搦ントシケレドモ、名譽ノ惡黨ノ手キヽナレバ、既ニ手負テ足ハタヽ子ドモ、四方ヲ散々ニ切拂テ、寄附ベクモ見ヘザリケルヲ、章信ガ郎從一人後ヨリ太刀ヲ取直シ、小脇ヲ刺ス、刺レテヒルム所ヲ、廳ノ下部ニ彥武ト云大力、走懸リ組伏テケリ、此男始ノ勇勢ニモ似ズ、事ノ外ニ弱リテケレバ、軈テ壓ヘテ首ヲ取、即其家內ヲ追捕シ、其屋ヲ刎壞セテ、章信ハ車ノ簾高ク捲上、敵ノ首ヲ前ニ置テ返リケレバ、京白河ノ貴賤男女譽ヌ人コソ無リケレ、○下略

〔太平記 二〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

我身ハ勞ル事有由ニテ、倚本間ガ館ニゾ留ケル、是ハ本間ガ情ナク、父ヲ今生ニテ我ニ見セザリツル、鬱憤ヲ散ゼント思故也、角テ四五日經ケル程ニ、阿新晝ハ病由ニテ終日ニ臥、夜ハ忍ヤカニヌケ出テ、本間ガ寢處ナンド細々ニ伺テ、隙アラバ彼入道父子ガ間ニ、一人サシ殺シテ腹切ンズル物ヲト思定テゾ手ライクル、或夜雨風烈ク吹テ、番スル郎等共モ皆遠侍ニ臥タリケレバ、今コソ待處ノ幸ヨト思テ、本間ガ寢處ノ方ヲ忍テ伺ニ、本間ガ運ヤツヨカリケン、今夜ハ常ノ寢處ヲ替テ、何ニ有トモ見ヘズ、又二間ナル處ニ、燈ノ影見ヘケルヲ、是ハ若本間入道ガ子息ニテヤ有ラン、其ナリトモ討テ恨ヲ散ゼント、ヌケ入テ是ヲ見ルニ、其サヘ爰ニハ無シテ、中納言殿ヲ斬奉シ本間三郎ト云者ゾ、只一人臥タリケル、ヨシヤ是モ時ニ取テハ親ノ敵也、山城入道ニ劣マジト思テ、走カヽラントスルニ、我ハ元來太刀モ刀モ持ズ、只人ノ太刀ヲ我物ト憑タルニ、燈殊ニ明ナレバ立寄バ、醒テ驚合事モヤ有ンズラント危テ、左右ナク寄エズ、何ガセント案ジ煩テ立タルニ、折節夏ナレバ燈ノ影ヲ見テ、蛾ト云蟲アマタ明障子ニ取付タルヲ、スハヤ究竟ノ事コソ有レト思テ、障子ヲ少引アケタレバ、此蟲アマタ内ヘ入テ軈テ燈ヲ打ケシヌ、今ハ右(カウ)トウレシクテ、本間三郎ガ枕ニ立寄テ探ルニ、太刀モ刀モ枕ニ有ヲ、主ハイタク寢入タリ、先刀ヲ取テ腰ニサシ、太刀ヲ拔テ心モトニ指當テ、寢タル者ヲ殺ハ、死人ニ同ジケレバ、驚サント思テ、先足ニテ枕ヲ、ハタトゾ蹴タリケル、ケラレテ驚ク處ヲ、一ノ太刀ニ臍ノ上ヲ疊マデ、ツトツキトヲシ、返ス太刀ニ喉ブエ指切テ、心閑ニ後ノ竹原ノ中ヘゾカクレケル、○下略

〔明良洪範十八〕朝倉義景ノ家士ニ、松木内匠トイヘル武士、年來ノ仇アリシニ、彼ガ爲ニハカラレテ終ニ討レ、又ソレガ一子十才バカリナルヲ抱キテ、妻ハ山中ニ落行タリ、此子廿歲ホドニナリ、松木某トイヒテ、件ノ仇ヲ尋子モトムルニ、敵ハ己ガ領地ニ家作シ、四方ニ堀ヲ構ヘ夜ハ橋ヲヒキテ用心キビシケレバ、松木ハ只一人ニテ本意ヲ遂ゲガタケレド共モニ天ヲ戴クベカラザレ

バ、所詮命ヲ捨テ切入ラント志シ、先案内ヲ知ラントテ、乞食ト成テ敵ノ家ニ到リテ窺ガウニ、門戸ノ出入キビシクテ入ベキ便ナシ、臺所ノ上ニケブリヲ出ス引マドノ有テ、其外ハ井ニシテ車釣ルベヲ掛タリ、ヨク見オホセテ歸リ、深夜ニ及ビテ往テ見レバ、門前ノ橋ヲ引タレドモ、水ヲオヨギテ堀ヲ越シ、門內ニ入、夫ヨリ屋根ニ上リ引マドヨリ這入、釣ルベノ繩ヲツタヒテ下リントスルニ、繩切テ井中ニ落入リタリ、〇中略主人出テ暫マモリ居テ、面體ノ松木ニ似タルハ、イカ樣ニ其ユカリノ者ニヤアラン、夜中ニ墓所ヘ引行テ斬罪セヨト申シケレバ、嚴ク繩ヲカケ、家人共大勢取カコミ、前後ニタヒマツ多ク立テ引行ニ、村中ノ若者共聞付テ、我モ〳〵トタヒマツモテクル程ニ、五六十人ニ及ビヌ、山路ノ細ソクシテ兩方ハ深キ谷ニテ、水音カスカニ聞ユル所ニテ、松木思ヒ切テ横樣ニ谷ヘ飛入ケレバ、繩持タル男トモニ、數十丈深キ所ニ落入ケリ、〇中略モトノ山路ヘヨヂ登リ、人ノ捨タルタヒマツ取テ、數十人ノ中ニマギレ入テ、共ニ里ニ返ルニ、知ル人サラニナシ、〇中略松木ハ間ヲウカヾヒ、床ノ下ニ這入テカクレタリ、里人ドモヽ暇乞シテ歸リヌ、門戸ヲヨクサジテヨト云ヒテ、家內シヅマリケリ、主人モ寢ヤニ入リテイ寢タリシヲ、床ノ下ニテ能聞スマシ、鳥鳴ノ頃ハイ出テ兎角シテ寢間ニ入テ見ルニ、灯火カヽゲテ主人臥タリ、添臥ノ女二三人死人ノ如クネ入リタレバ、枕モトニ有シ刀ヲ取テ、主人ノ首討落シテ提テ出ントスルニ、〇下略

〔鳩巣小說上〕一二月〇寛文十二年三日牛込ニテ敵討ノコト、奥平美作守殿六年以前ノ二月御死去、其節子息大膳ドノ在江戸ニ候ヘドモ、御在處宇都宮興善寺ト申寺ニテ、御弔ヒナサレ候、其法事ノ內、美作守ドノ家來奥平隼人ト申人、同役奥平內藏介ト申人ト、位牌ノ文字ノ事ニ付、口論仕出シ、兩方拔合申處ニ、有合候者ドモ押分置申候ヘドモ、內藏介申分アシクヲトリ申體御座候ユヘ、二三日寺ヘモ詰不申、煩ノ由ニテ引コモリ、法事相濟申日罷出、寺ニテ內藏介刀ヲ拔、隼人ヲ切申候、隼

人モ拔合兩人トモ二ケ所ヅヽ手負申候、然ル處押置兩方トモニ一門中ヘ渡シ、大膳ドノヘ早々其段申上候處、大膳殿御申候ハ、美作相果、殊ニ家來モ御法度ノ追腹仕候ユヘ、手前モ何ト被仰付候歟不相知候間、兩人トモ可預置ヨシ御申付候、然ル處同五月比、內藏介申候ハ、トカク頃日ハ堪忍難仕候條、切腹可仕候間、相手取申義一門中ヘ賴申ヨシ申オキ切腹仕候隼人カタノ一門ドモ申候ハ、右喧嘩ノ時分ノ手ニテ相果候バ、尤隼人切腹可仕候ヘドモ、其手ハ早癒候テ、コトニ預人自害仕候ハ兎角氣違ト相見ヘ申由申ニ付、當分ハ先其通ニテ、同年秋ノ比、大膳殿ヨリ隼人モ扶持御ハナシ、內藏介ガ子十二三才ニ成申候、源八ト申モノ御座候、是モ追出シ被申、內藏介方一門十二三人、一度ニ暇ヲモライ浪人仕候、隼人宇都宮ヲ退申時分モ、內藏介方ノ者ドモネラヒ申候ヘドモ、ヨク引取候故、討コト成不申候、其後カナタコナタ伺ヒ候ヘドモ、ナリガタク候、隼人弟ニ奧平主馬ト申者ハ、大膳ドノ構ナク被召仕候、是ヲモネラヒ申ニ付、主馬何トモ氣遣ニ存、隼人一所ニ罷アルベキ覺悟ニテ、大膳殿ヨリ暇ヲモライ、宇都宮ヲ四年以前立退申處、內藏介方ノモノドモ、道中ニテ待請切殺申候、主馬家來十人バカリ切殺申候、源八方ニモ手負死人三四人御座候、其上ニテイヨ〳〵隼人ヲネラヒ申ニ付、殊ノ外氣遣仕リ、於江戶牛込ニヤシキヲ買、常々浪人多抱置、家來モ多ク持申候、然處源八常々公儀ヘ敵討ノ事御斷申上、當月三日丑剋上下三十人計ニテ、白羽二重ニテ黑ク一文字打タルヲ一樣ニ著シ候テ、松明ニ火ヲ付、折フシ風ツヨク御座候ユヘ、火事ノヨシ隼人門前ニテ呼バリ申候ヲ、內ヨリ門ヲ明ケ申候處ヘ押込、隼人父奧平大學ト申人、同源五右衞門ト申人、其外家來十人餘切殺、源八腕ヲ鎗ニテ少シツカレ申候、源八伯父モ深手負申ヲ、戶板ニノセ、大學源五右衞門首ハ桶ニ入テ引取申候、隼人折節留主ニテ、近所ニ罷アリ候ガ承リ候テ、馬ニノリ上下十二三人ニテ追掛ケ、牛込ノ土橋ノ脇ニテ、兩方突合切結ビ候處、隼人ト源八ワタリ合、隼人イカヾシケン、水道ノ上ヘ倒候ヲ、源八ツヾイテ飛入、隼人ガ首ヲ取申候、其

外家來ヲモ切殺シ、源八方ニモ手負十人計御座候、以上三ツノ首ヲ取持セ、牛込近處ニ源八知人ノ侍有之候、其方マデ引取申由ニ御座候、隼人首取申候ハ、辰ノ刻三時バカリノ間ユヘ、見物モ多ク候テ、花ヤカナル敵討ト申事ニ御座候、源八當年十七ト申候ヘドモ、イマダ角額ニテ候ト申候、源八事只今數馬ト申由ニ御座候、如何ノ義候ヤ、今ニ死骸ヲモ今日四日ノ九時マデ引不申由、御屋敷ヨリ見物ニ參候衆被申候、宇都宮ニテノ樣子ハ、內藤勘兵衛物語ト承リ申候、昨三日ノ義ハ、牛込近所ノモノ物ガタリ承リ合、掛御目候、以上、

二月四日　吉田逸角

〔日本武士鑑三〕奥平源八同苗隼人親兄弟討事

掃部頭殿登城有て、御老中に源八口上書を見せさせ給ひ、○中略やがて達上聞給ひ候へば、忝も上意に思召旨はありながら、達て奉願候間、掃部頭に被下と思召、流罪に被仰付との義に付、掃部頭殿いはく、其某拜地彥根に屈竟の所候、爰につかはし申度候と有し時、板倉內膳正殿いはく、遠國迄は道中の氣遣もなきにあらず、先今度は伊豆の大島に遷をき、重ねて御訴訟然べし、御取次は何時も仕候はん、此義宜かるべしと一決し、掃部頭殿歸り給ふ、○中略其比の狂歌に、

かたり出す淨瑠璃坂の敵打扨も其後ながされにけり

〔常山紀談二十五〕讃州丸龜、京極備中守高豐の弓足輕、尼崎幸右衛門といふ者あり、○中略幸右衛門妻は、妹の夫なる關根元右衛門といふ者のかたに、月日をおくれり、只朝夕に夫の最後の有樣口をしく思ひつゝ、歎きのあまりに病づき、翌年二月に死しけり、三歲になりける女は、をばの養育にて十三歲になりて、名をりやといふ、元右衛門夫婦を實の父母なりと思ひ居けるに、或時こまやかに父母の事ども語り聞せ、汝が母は我爲に姉なるが、せめて此子が男なりせば、仇を討つ事も有べきに、口をしやと明くれなげきて、空しくなりぬと語りけるに、りや大に驚き、今まで夢に

もおらざる事ども也、御いたはりにより、かやうに人となりぬる事の忝きよしいひて、さめ〴〵となくより外の事なし、さて十六歳になりける時、○中略りやは江戸に赴き、番町の永井源介といへる御旗本のもとに奉公に出る、源介は劍術の弟子あまた日毎に來る、りやが勤る有樣、殊外心をつけて奉公するに、誠に珍しく思ひ、いかなる者の子にやと尋らるゝに、りや詳に事の子細を語り、父の仇を報い申さん志に候よし、涙を流し答へければ、源介つく〴〵と聞て、女なりともなどか父の仇を討ざるべき、まづ我劍術の弟子となれとて敎へ試るに、才氣有て思ひ入たる志なれば、劍術もほどなく進みけり、夫婦彌いたはり愛せり、二年に及て主人いへるは、爰にのみ居たらんより、主人をあまた取換て仇を尋ねよかしと、さま〴〵に心を附たりしかば、それよりこゝかしこ奉公せしに、既に十二年を過て、主人七十人に及べり、其後本庄なる坂部安兵衞といひし、御旗本の家に奉公せしに、小泉文内とて、五十餘なる男の有けるが、平生酒のみにて、壯年の事ども何くれと語り出し大言せしが、若氣にて人の女房に心をかけたりし事により、其夫を切て棄たりしが、昨日のやうに思へども、早く月日も過行けるよと、物語せしを、りや聞て、○中略其明の日、永井のもとにゆきて、かく〳〵と語りければ、源介大に悦びて、則りやを打連て、京極家の村瀨が方に行、告しらせたりければ、則備中守に申て公に訴へたり、坂部のもとに、公より糺さるゝに、彌紛るゝ事なかりければ、文内を京極家にわたし給はりぬ、まづ文内をば獄に入置、烏越の下屋敷に虎落をゆひ、日を定め文内を獄より出して、勝負の場に出されたり、村瀨、りやを連來りぬ、肌には鎖の著込を著、白ちりめんの鉢卷して、一尺あまりの小脇指に二尺三寸の刀さし、虎落の中に入村瀨りやに用意せよといふ、其時りや、いかに文内、汝が手に懸たりし尼崎幸右衞門が女なり、今更出合たる事、天道の冥加也と詞をかくれば、文内おのれに語りおとされて、ふるき事をあかしたるは無念なれども、此刀にて父も子も手にかけんとて、三尺ばかりの刀を抽て切合けるが、

横に拂ふ刀にあばらを切れ、二の大刀面にあたりひるむ處を、りやふみ込て、乳の下まで切さげ、おしふせて靜に首を切、二十餘年の間志したる仇、只今討て父母に手向候と、撿使にいひたりしを感せざる者なし、〇下略

〔常山紀談二十五〕靑山因幡守宗俊の士に、石井宇右衛門政春といふ者あり、因幡守大坂御城代の時、宇右衛門も從へり、赤堀遊閑といふ醫ありて、其從子源五右衛門を養子にしたるが、石井にゆかり有て賴みたりしかば、心得たりとて、天滿のかたはらなる寺に置て、常に宇右衛門がもとに來り、親しく玄たりしに、年經て赤堀鎗を弟子に敎へて、かなたこなたせしに、源五右衛門が鎗いまだ精練ならず、人に敎へん事覺束なしと、石井いひけるを、赤堀用ひざるのみならず、石井に立あはれよといふ、石井汝がためにこそいへ、老たる身の立あはんも無益よといへども、赤堀怒りて止らざれば、いざとて立合けるに、手もなく石井勝たりしかば、赤堀口をしき事に思ひ、延寶元年十一月十八日の夜、宇右衛門〇石井が出たる隙に忍びて來りかくれ居て、かけたる鎗を盜み出し、宇右衛門が歸るを待て、戶の內に入んとせしを突通す、刀を抽て、ゝをたぐりけれども、十文字の横手にかゝり、深手にて倒れ死す、從者何者ぞといふを、一太刀斬て源五右衛門は逃去けり、石井が嫡子三之丞は番にて有合ず、次男彥七郞は臥居たるが出んとすれども、部屋の戶を源五右衛門かけ置たれば、踏破て出けれども、源五右衛門行方玄らずなりぬ、三之丞暇を申て、彥七と共に靑山の家を出、源五右衛門が行方を尋れども、更に何方にありとも聞えざりしかば、源五右衛門が父遊閑も同意にてやあらん、此者を討ば源五右衛門隱れ居じとて、同年の冬、江州大津にて遊閑を切殺し、それより京五條の橋、伏見の京橋、大津の町に札を建、重恩の人を殺し逃走りたるは、士の法に非る故、大津にて父遊閑を殺せり、汝が爲にも仇なれば逃めぐらん事を止よ、首を刎べし、赤堀源五右衛門へとて、石井兄弟が姓名を玄るしけり、されども源五右衛門出あはねば、所

々を尋ねめぐれども見出さず、美濃室原村の犬飼瀨兵衞が妻は、三之丞彥七がをばなり、是を便にして爰に有しに、彥七は犬飼が一族にむつましからず、遂に我一人仇をうたんとて、室原村を出にけり、延寶八年の冬、瀨兵衞が妻死して、其翌年正月、三之丞從者孫助を安藝へ使にやりて、唯一人犬飼が家に有て湯あみしける處に、源五右衞門忍び來り、其戸の側に隱れ居て、一刀に三之丞に深手を負せけり、頃は天和元年正月廿八日の夜の事にて、くらさはくらし、二の太刀に三之丞が刀持たる右の腕を打落す、三之丞伏ながら脇差を拔て、左の手にて赤堀が股を突き、そこにて死しけり、〇中略半藏又江戸に赴きしかば、源藏〇半藏兄も又江戸に行て、町奉行川口攝津守のもとに參りて、仇うつべき願の書を出す、是元祿十一年十一月十六日なり、半藏は何とて來らざるやと問るゝに、弟は所々志し候所を立めぐり候中に煩ひ出し候旨を申す、仇討んと志し候ば、年久しく成ぬ、いかに今までは申出ざるやと問るゝに、源藏聞て、兄弟とも幼少にて、敵の有家を存せず、近頃承り出したる事の候て申出たるにて候、又承り出さゞる前に申出んには、外へ泄聞えて、仇の彌かくれ候ひなん事を恐れての事に候といへば、尤なりとて帳に記して、さて、攝津守聞屆られぬ、江戸御城の下馬のもとにても、見付たらば討とめよと許されしかば、辱き由一禮して、又松前伊豆守の許に至りてければ、攝津守よりいひ送られし故、帳に記して、とく首尾よく仇討れ候へと色代す、〇中略兄弟今は龜山にありて時を待處に、赤堀が當番の歸路を討べしと定めて、元祿十四年五月にも成ぬ、八日は赤堀が番なれば、午の刻に代りて歸る處を討んとせしに、とく歸りて志を空しくす、さらば其明る朝の歸路をとて各用意したり、〇中略赤堀其日は唯一人廣間より出て歸りしかば、兄弟打つれて二の丸の外なる石坂門を打過ける時、赤堀が後よりかけぬけて前に立ふさがり、石井宇右衞門が子源藏半藏なりと詞をかけ、源藏拔うちに赤堀が眉間を切、赤堀我刀の柄にて請とめたれども、二の太刀すかさず切たる處に、半藏かけ來り、赤堀が頭にふ

かぶかと切付たふるゝ處をたゝみかけて切たりしかば、立もあからず死したりけり、源藏乗かかり刺貫てとゞめをさし、從者をば追はらひつ、兄弟は初赤堀が父を打たりしより、仇を報ゆる次第しるし置たるを、常に各一通帶の中へ入たりしを取出し、赤堀が袴にはさみけり、〇中略岐阜路より江戸に趣き、五月廿六日、町奉行保田越前守のもとに行て、仇討たる由を申せば、尋問るゝ事ども有て、越前守自出て、兄弟に始終詳に聞いたはらるゝ事大かたならず、饗膳給はりて、それより松前伊豆守のもとに至りしに、過にし年逢たりし、人々出て悦びあへり、靑山の藝州の屋敷に往て、石井淸大夫がもとにあり、靑山下野守の嫡子筑後守此由を聞、卽使を以て兄弟を引とられけり、其後下野守の領地、其比濱松なりしかば、遠州に至り、兄弟ともに寵せられ、源藏後重き職を命せられけり、

〔一話一言 四十二〕宮城野忍報讎の實說　仙臺より尋參候敵討之事

松平陸奥守樣御家老、片倉小十郎殿知行所之內、足立村百姓四郎左衛門と申者、去る享保三戌年、白石と申所にて、小十郎殿劒術之師に田邊志摩と申、知行千石取候仁在之候に行逢、路次之供廻りを破り候とて及口論、彼四郎左衛門を志摩打捨被申候、此節四郎左衛門に貳人之女子あり、姉十一歲、妹八歲、早速に領內を立退、仙臺に致住居罷在候而、陸奥守樣劒術之師に、瀧本傳八郎殿と申方へ、兄弟共に奉公に罷出、忍び〳〵に劒術を見習、六ケ年之間劒術致修練候、或時女部屋に、木刀之聲頻に聞へ申候間、傳八郎不審に被存、伺見られ候處、右之二女劒術稽古仕候樣子に候、傳八郎子細を尋被申候得ば、報讎之心入之由物語申候に付、傳八郎感心不淺、此ゟ彌以修行致させ、密に祕傳申聞され候由、高千石今度御加增二千石瀧本傳八郎名を土佐と改む、右之次第は、當春陸奥守樣へ、彼貳人の女が寸志を遂させ度と、御願被申上候に付、右敵田邊志摩と御引合、仙臺之內白鳥大明神の社前、宮の叶と申處に矢來を結ひ、當卯〇享保八年之三月、雙方立合勝負被仰付候、仙

臺御家中衆警固撿分在之候、兄弟志摩と數刻打合、貳人替る〴〵相戰候て、無程志摩を袈裟切に切付申候、姉走り懸り留めをさし申候、殿樣御機嫌不斜、此女子共家中之娘に可給と被仰出候處、二女共に堅く御辭退申上候て、御請を不申、父之敵志摩を打候事、元より罪不遁候、願は如何樣共御仕置に被仰付被下候樣に申上候得ば、猶以皆々感心之上、瀧本氏二女に向ひ、委細樣子を申聞候、殊に太守之御意を違背可申にあらず、某も時に有人たり、劍術之指南之恩、彼是以て我申義そむくべからずと被申候得ば、漸了簡に隨ひ納得仕候、依之御家老高三万石伊達安房守へ姉娘引取候て、當年十六歳、高不知大小路權九郎殿妹娘を引取候て、手疵養生被仰付候、當年十三歳、〔月堂見聞集〕

罩按、是世所謂宮城野忍の事なるべし、此說實事なれば、井上蘭臺の姉妹復讐の文は虛說ならん、

〔事實文編附錄十〕二童復讐　葛因是

二童者下總農家兒也、其後母千里與人姦、其父不知、一夜姦夫來與父飮泥醉就眠、中夜起刺之、長兒在衾中、聞父叫聲、既無可救、佯爲大鼾不起、微視其所爲、埋尸床下而去、及明童問父所在、後母曰、今朝早行販前村、俄頃姦夫來、欲拉二兒賽村後佛祠、長兒辭曰、一日欠課恐受書師之夏楚、隨例與弟往塾、途中具告以昨夜狀曰、不戴天之讐、竟不可不復也、彼懼我輩長大有所爲、故欲併殪諸曠野深山間、以絕後患、明日必復來勾引、汝平生帶木刀、去時必請眞刀佩之、彼欲其去速、如所請、待我發而相輔、明日姦夫果來、從言而去、方去時幼兒請眞刀不已、乃以兒佩刀授之、更以交刀爲兒佩、長兒又先隱姦夫履一隻、臨去百方搜索、長兒詭言、嚮者我誤蹴入床下、姦夫傴僂入床下、垂沒其半身、長兒目幼兒、先自刃其背、幼兒從旁洞其脇、兩刃交胸而斃、後母周章欲奔、闔村蝟集、遂執下獄、二童長爲十三、幼爲八歲、事在寶曆三年、

〔傳奇作書初篇下〕崇禪寺馬場敵討の實話

寶暦八寅年三月に、淨瑠璃にせし敵討崇禪寺馬場は、作者竹田小出雲、竹田瀧彦なり、今寫本にも畫本にも有て、世によく知れる所也、返り討となりし兄弟が墳墓は、北中島にあり、此實說を去る老人の夜話に聞し所、返り討にあらず、合討にて有しとぞ、生田傳八郎は、武術も鍛煉して、さまで卑怯なる武士にもなかりしが、郡山の藩中にて、遠藤宗左衞門を意恨有て討取り、浪華へ來つて谷町弓師丹波方の食客と成て居しが、其頃浪華には、劍術柔術を勵む武士多く、此生田が門弟と成けり、○中略門弟に誘はれ生玉邊へ、傳八郎の出し途中にて、はからず遠藤異本遠城治左衞門に出合ひ、名乘かけて敵を討んと乞ひけれ共、傍には門弟も數多居る事なれば、段々と言なだめ、明後日北中島崇禪寺にてと約してわかれぬ跡にて門弟口々に尋ねける故、傳八郎にも是非なく郡山にての次第を物語りければ、若手の門弟血氣にまかせ、先生のお手を勞さるゝに及ばず、我々が討取んと進むを、段々と申なだめて、曾根崎へ歸りぬ、扨も治左衞門には、石町異本谷町の借座敷にかへり、弟喜八郎に其日の子細を語り、約束の日遲しと待わび、當日崇禪寺馬場へ行けれ共見えず、空敷歸りがけに、丹波方へ催促に行ける、丹波方へもとくより傳八郎の書面來てあり、今日はもだし難き用事出來、明日は相違なく彼所にて勝負を決せんとの文言也、翌日こそ優曇華勝りの敵討と、兄弟諸共に小踊りして、翌日未明より宿を出、長柄の渡場さして行けり、爰に傳八郎日限を延せしは、門弟の銘々面白き事に思ひ、且は後學の爲などと、同道せん事を乞へ共、傳八郎にはまさか兄弟の者を討とて、大勢の門弟を連行んも恥かしとて、此評定に日限一日延しけれ共、達てとのぞんでやまざりければ、是非なく、翌朝門弟の銘々を同道して、渡しを先へ越すより、兄弟も渡しを越へ、勝負にかゝる迄は、大體寫本の通りなれば略す、互に姓名を名のり立合ふ頃は、まだ薄暗き頃にて、人顏も朧に見ゆる計なれば、松影より遠矢にて兄弟共に射て取んと、雨の如くに放しかけた

り、兄弟是を事共せず、傳八郞の雙方より薙刀と刀にて打かゝる、傳八郞雙方に受ながら、まつしぐらに戰ひけるが、木蔭よりは眼つぶし或は瓦石礫を投出し、誰か一人顏は出さねど、投かけ射かけする程に、兄弟の眼へ砂や入けん、互に喜八兄者人と聲をかけながら、傳八郞に討てかゝりしが、傳八郞にも疵やあうたりけん、三人共に掛聲もかすかに成り、ひつそと成て靜まりける、夜も明きたらば道通りの者の目にやつかんと、門弟共そこ爰より馳集り、三人の傍へ立より見し所、三人共朱に染み、傳八郞傍に分れ兄弟は體をにじらせ、負重なつてぞ息絕たり、門弟ゐはて傳八郞には印籠の氣付をのませなどして介抱し、兄弟の骸には總々よつてとゞめをさし、身に立し矢を拔とりし折、遠藤兄弟よりは傳八郞の身に立し矢數多かりしとなり、さも有べし、鼎の足の如く三人の向ふ所へ、的も定めず遠矢を射しゆゑ、生田の身に立し箭の多きは、是實說正銘也と思はる、○下略

〔一話一言　二十九〕天明三卯年江戶牛込行元寺敵討

下總國相馬郡早尾村百姓富吉、敵討之節、懷中書付三通寫、天明三年癸卯十月、江戶牛込行元寺中にて敵討留申候、

乍恐以書付申上候口上之覺

松平一學知行所下總國相馬郡早尾村百姓富吉心願之意趣、左に申上候、名主八右衛門組下、

一私村方氏神文間大明神祭禮として、每年九月十五日神事御座候、○中略父儀深手負申候、右ニ付村役人中へ立會之上、私母親類共一同、御公邊へ御願可申上奉存候所、同村寺院布川村寺院方爲取扱被相掛候、○中略甚內に出家爲致、永く庄藏菩提爲相弔可申候旨、夫にて思ひ明らめ、內濟仕候樣に達て取扱被申候得共、存命之程も不相知手疵故、是非御願申上度奉存候得共、女之儀ゆへ恐入、母親類共一同無據取扱之衆へ挨拶仕候處、無間も父儀相果候に付、甚內儀、布川村來見寺爲致

出家、及内濟候、然るに漸々四五ヶ月計寺に罷在、早々出奔行衛不相知罷在候處、私義幼年に及承罷在候、然る上者、右内濟契約之通致出家罷在候得者、毛頭申分無御座候得共、出奔還俗仕、其後致帯刀國元へ罷越、隣村にて私共甚無甲斐者之様に、種々雜言廣言申候由、後日に承候間、致出家亡父之無跡相弔候と申偽一件相濟、契約を變じ候儀、私共見侮候仕方、父者欺し打同前之儀に、重々口惜奉存、何卒尋逢日比之鬱憤晴し度、所々相尋候、然る上は何國何方にても甚内に出會次第、亡父之敵討致度心願に御座候得共、御上様へ對恐入候儀に奉存候間、甚内見掛り候はゞ、住居見屆早速御注進可申上心底に者御座候得共、理不盡成者故、其砌に至り如何相成可申哉難計、若又及刃傷にも候事御座候て、首尾能相打留め候はゞ口上を以趣意可申上候得共、萬一返討に相成候歟、又者相死仕候はゞ、如何之始末候哉、難相分儀も可有御座奉存候に付、乍恐書付懷中仕罷在候、何分にも御慈悲御憐愍奉願上候、以上、

寶永二巳年

御代官所

御役人中様

寺社御領所

御役人中様

御私領所

御役人中様

〔傳奇作書附録上〕天王橋復仇の紀聞

寛政十二年庚申十月九日七つ半時敵討口書

下谷御徒町御徒佐々木忠三郎地借

一橋殿御徒劍術指南櫛淵彌兵衛内弟子

德力貫藏 二十八歳
淺草御藏前町札差伊勢屋儀次郎召仕中働 長松事 喜兵衛 四十二歳

右貫藏儀、松平陸奥守領分奥州名取郡仙臺領北方根岸村長町五右衞門借家善助悴にて、父は十五歳之節病死、十ヶ年已前寛政三亥年まで、母と兩人にて小商賣致居候へ共、手廻り不申候間、母相談之上、同國宮城郡小泉村杉の下百姓七三郎悴長松、同年十一月中看抱人に賴相稼候處、大酒にて身持不宜、身上も難相續、八年已前二月下旬、長松へ母申渡し候は、不如意に相成候間、外へ稼付候樣申聞差置候處、四五日過、同月二十四日之夜臥し罷在候へば、八つ半過と覺しく、母うなり聲致し候間、驚き目覺見候處、母を右之方耳より頬へ掛け切付、長松儀は逃去り候、駈付候へ共、暗夜にて見失ひ、母は相果候間、右之段領主へ相屆け檢使濟、其後家内取調べ候へば、賣溜金十兩紛失金取逃仕り候、依之其節より敵討可申存念に候へ共、在方之儀故、相分り不申候處、御當地へ參り居候よし承、當三月下旬、私儀も御當地へ罷出、藥研堀埋地に罷在候、劍術指南大越主稅儀は、知人に付便り參り、右櫛淵彌兵衞方へ申込、內弟子に相成、劍術指南請、長松行衞諸所相尋罷在、今日彌兵衞悴彌司馬へ相斷、淺草觀音へ參詣仕罷歸り候途中、今夕七つ半時頃、同所御藏前片町往還にて敵長松見當、捕御役所へ召連可申と存候內、振放し逃去り候樣子に付、拔打に仕、止めは刺不申候へ共、長松儀は、相果申候、○下略

〔視聽草 初集 四〕常州復讐

三間市藏話、五月○文政七年廿三日

淺田鐵藏○淺田只助養子父のかたき成瀧万助、常陸國鹿島郡礒濱村之內祝町といふ所に居るよしを聞出し、其所に至り、碇と見留、江戸江出て門次郎○只助實子に云聞せ、當申四月十八日、兄弟同道に而

江戸を出立し、廿二日祝町にいたり宿をとる、此邊は人氣あしき所ゆへ、討おふせし跡の事を考へ、かたきの他行を待といへども、曾て出ざれば、門次郎作病にて取ふし、風說を伺ふに、此地に敵うち來候と云ふらす、斯ては延々に成難しと、そこを立て二日野に臥して伺ふといへども、門外へ出ざれば、是非なく廿七日暮時、敵の家に至り見ければ、夫婦食事いたし、酒杯酌かはして居たり、其儘押入て親の敵と名乘かけたり、敵きやつと云ふてたつ所を、鐵藏足をなぐる、門次郎顏をきる、鐵藏肩先よりけさがけに切込、またひばらを切、門次郎首を落す、敵日頃は一腰身を離さず携さへしが、町人に似ざるとて、人にあやしめられしにより、押入にひめ置て、拔合する事も叶はざりしとなり、

〔甲子夜話 五十九〕十月○文政七年十一日ノ朝トゾ、アル御勘定某ノ目ノ當リ見テ語レリトテ聞ク、其事ハ親ノ仇ヲ討タル者アリ、○中略名主ノ家ヲ問タレドモ、町内ノ者憚テ出合ハズ、因テ自身ト名主ノ所ヲ尋行キ、見分ヲ請タルユヱ、昨日撿視モアリト沙汰セリト、又或人ノ示セル書付ハ、

松平右京大夫領分上州高崎宿
當時江戸住居　足袋屋源助悴
當人　卯市 十八

右同州同所足袋屋源助方ニ居源助ヲ殺害
致立退當時市谷七軒町名主安太郎店借
相手　安兵衛 四十三四

右卯市儀、八年以前、十一歲之節、上州高崎宿、足袋渡世致候父源助儀、卯市並娘一人召連、右足袋屋かんぼう致居候砌、安兵衛は源助參り候以前、右足袋屋に奉公致し居候者にて、安兵衛儀、源助に足袋屋取賄はれ候を心外に存じ、八年以前源助を殺害致し、上州を立退候、○中略當月九日、右麴町十一丁目紀伊國屋と申候足袋屋に安兵衛見留候、○中略同十日夜五ッ時頃、市ケ谷七軒町家主安太郎方に居候を呼出して名乘合ひ、所持之脇指にて突留候段、麴町自身番へ相屆、翌夕町奉行よ

り見分之上吟味有之、申譯相立預けに相成候趣に御座候、

右筒井へ訴出之書付

〔眠雲札記二〕記仙太復讐

距今十有二年〇天保十一年三月朔日、下毛粟谷村里正金井隼人使人害仙右衛門、〇中略隼人陽驚、使報其家、且輿送之、猶未死、痛愈劇、乃引幼子仙太、及家僮寅五郎、姊壻小島平右衛門、遺言曰、撃我者蓋四五人、獨認吉右耳、然渠父子、毎賄横瀬氏諸吏、訴之無益、宜待仙太生長而報、不幾何死矣、時仙太年甫十三、寅二十三、寅擁仙太、往五十部浮舖、密講劒法、使人不知之、既而欲復讐、而不得證驗以報之、恐不免人之疑焉、乃懇其母、讓家於女弟壻金太、母竊其意、胸咽涕隕、口不能言、頤之爾、寅亦不繼家、養松田氏定平、配合其女弟、先是弘化甲辰〇元年奥之劒客窪善輔、適來寓于五十部村、仙寅贄爲弟子、講習多年、業已成就、〇中略仙寅及善、合謀將復讐、時隼適在江都、既而歸來、吉又如江都、父子往來出入、僦居者稀寡、十月二十日、聞讐家祭夷子神、父子偕居、寅乃齎海腊數枚、往伺在否、先謝契濶、而後賀夷祭、及夜半辭去、翌夕待昏際、三人從廚房突入、隼遽然而起、將拒扞、寅撃其領引之、仙卽斫右肩、其餘刀截銅爐、再揮斷首、吉狼狽而逃、升垣際杉樹、善大呼曰、吉也在焉、吉慴驚墮地、捉抵廚房、寅卽打其背、匍匐入繰車下、撃足引出、額手拜謝、寅曰、汝何其如此、出於爾者、亦反於爾、何謝之爲、乃斬矣、而之仙右墓所、拜告報讐、善獨留令隼奴婢灌竈警火、待二人回、卽上途訴諸官府、〇中略嘉永辛亥〇四年夏、

〔嘉永明治年間錄三〕安政元年六月廿六日夜、常陸人太田六助父讐ヲ江戸住吉町ニ討ツ、

住吉町月行事半兵衛申上候、町內往還にて昨廿六日夜五ッ半時頃、本所中の郷元町五人組持店浪人跡部主税助弟子にて、同人方同居罷在候太田六助と申者、親の敵の由にて、水野出羽守樣御足輕の內山田金兵衛を及殺害、右六助儀は自身番へ留置、此段五人組名主へ申聞候上、廿六日夜御訴申上候處、今日御撿使下置れ候、然る處右殺され候山田金兵衛儀は、前書出羽守樣御家來山

田七之助三橋傳八郎と申仁へ、全御家來に候哉、分兼候に付承合候處、同日右兩人場所へ被相越、死骸見分候處、同家足輕の山田金兵衞と申者に相違無之旨被申聞候、右六助儀は自身番へ留置、町法の通取計候樣申聞、腰物等相渡候に付、其儘預り置、此段御訴申上候、

〔嘉永明治年間錄六〕安政四年十月九日、越後新發田藩久米幸太郎父仇ヲ奥州仙臺ニ討ツ、

越後新發田溝口主膳正家士久米幸太郎、奥州仙臺祝田濱に於て父の敵瀧澤休右衞門を討つ、

○按ズルニ文化十四年、久米幸太郎ノ父彌五兵衞ノ殺サレシヨリ、此ニ至ル四十一年ヲ經タリ、

〔嘉永明治年間錄十三〕元治元年正月廿四日、中仙道大宮驛ニ於テ宮本某父ノ讐ヲ復ス、

巷說浪人川西祐之助と云もの、○中略總願寺へ來り隱れ居しが、宮本某が悴粂太郎と云者、當子七歲、親の敵と云て、右寺院近邊附覘ひし故、院主も圍ひ置難く、依て院主同道にて夜中忍び出、江戶表へ參らんとする大宮宿地內において、宮本粂太郎と出會、親の敵と呼懸く、尤も粂太郎には助太刀四人程有し由、○下略

〔孝義錄附錄五十〕常陸國

親之敵討　水戶殿領分 茨城郡大橋村　百姓　茂助 三十六歲　明和五年 褒美

上野國

親之敵討　松平大和守領分 勢多郡二之宮村　百姓　辰之助 二十三歲　寶曆十年 褒美

下野國

親之敵討　大田原飛驒守領分 那須郡矢坪村　百姓　與右衞門 三十三歲　寬政二年 褒美

陸奥國

親之敵討　南部慶次郎領分 岩手郡雫石村　百姓　上野長之助 二十五歲　元文五年 褒美

出雲國

親之敵討 松平出羽守領分 仁多郡上阿井村 百姓 五兵衛 歳不知 元祿六年 褒美

親之敵討 同領 同所 五兵衛弟 三助 歳不知 同時 褒美

親之敵討 同領 同所 同 七兵衛 歳不知 同時 褒美

〔翁草五〕一讃州高松城主生駒壹岐守高俊十七万石江戸家老生駒將監と云、國家老前田助左衛門と諍論出來、家中騷動に仍上聞に達し、寛永十七年八月、生駒所帶沒收、壹岐守は羽州由利へ配流、前田助左衛門は切腹、生駒將監は雲州松江城主松平出羽守へ御預ヶにて、事既に落去せり、然るに助左衛門甥に前野織部と云者有、倩と思案しけるは、此度將監が非道にて、伯父助左衛門は切腹し、主人は流刑に成給ひ、結句將監は存命する社恨なれ、所詮將監を討て、此鬱憤を散せんと、忍て雲州へ下り、將監をねらへども、公儀御預けもの丶事なれば、中々容易に本望を遂がたし、織部詮方無き儘に、將監が在る宅に火をかくる、去れ共將監を預りの番人とり圍ッて立退故に、討事不能、然處に將監は一ヶ年に一兩度程、此家の長臣乙部九郎兵衛方へ振舞に招きて、終日慰事あり、依之、織部身をやつし緣をもとめて、乙部方へ鷹匠奉公に出る、○中略其後九郎兵衛宅へ將監を招て催しあり、織部時至りぬと悦び、九郎兵衛に願ひけるは、某は新參にて御家中の旁未見知不申候故途中不禮等仕候ても、如何に奉存候、何卒御玄關番を仰付られ被下かしと云、乙部聞て尤成心懸也とて、則玄關の執次をさせける、扨當日に成しかば、生駒將監、九郎兵衛屋敷に來て、案內を乞、織部おはやと思ひ是を案內し、將監書院へ通る處を、廊下にてやり過して、言葉を掛るより早く突殺す、○中略織部少も不騷、斯の次第と始終を演說す、九郎兵衛○乙部驚き走出て、織部が手を取、扨々神妙の事、先は本望を被遂、滿足たるべし、只今迄斯とは不知失禮せり、乍去大法なればとて、一間を圍て番を附け置て、此節出羽守○雲州松江城主在府に仍て、早追を以注進す、羽州急ぎ上聞に達せら

る、然るに公儀御評諚にも、織部が働を被感、何卒助命の事御沙汰有しか共公儀ゟ御預ヶの者を討たる咎遁れ難く、織部事切腹に決し、其段被仰渡、〇下略

〔見聞雜錄十一〕傳十郎口書

天保九戌年十二月廿三日之夜、下谷於御成小路、何ものとも不知、私伯父西丸御徒頭遠山彥八郎樣御組、井上七之助養父隱居傳兵衞を打果候處、私父元松平隱岐守家來熊倉傳之丞儀、傳兵衞實弟ニ有之、敵者本庄辰助事茂平次と相心得、殘念至極存、敵打果申度、同十亥年二月廿九日、永之暇願書認置、家出仕候ニ付、私儀も父之安否無心元、力をも相添度、父同樣暇願捨、同年三月四日家出仕、所々國元迄父之行衞、相尋候處、一向住所相分り不申候ニ付、父之心を請繼、敵茂平次を尋出、打果申度存罷在、且又傳之丞行衞今以相知不申儀も、茂平次之爲に相果候義ト、猶又殘念至極奉存居候處、昨六日夕七半時過、一橋御門外、板倉伊豫守樣辻御番所向ニ而、右茂平次ニ出合候ニ付、父傳之丞手ニ掛候哉之儀相尋候處、一言之申開も無之候間親伯父之敵と存込打果申候、此外可申上儀無御座候、以上、

午〇弘化三年八月七日　元松平隱岐守家來　熊倉傳十郎

典膳口書

天保九戌年十二月廿三日夜、下谷於御成小路、何者とも不知、私師匠西丸御徒頭遠山彥八郎樣御組、井上七之助養父隱居傳兵衞被打果候趣、私儀其頃諸國修行罷出居、天保十亥年二月八日、江州表ニ而承り、卽時出立仕委細承り、何卒師匠之敵打度心願ニ而、猶亦同人弟熊倉傳之丞を相尋候處、敵打ニ罷出行衞不相分、其後同人悴傳十郎江廻逢、同樣志願之趣語り合、諸寺諸山江祈誓を掛、敵茂平次尋廻り候處、昨六日夕七半時過、一橋御門外、板倉伊豫守樣辻番所向ニ而、師匠傳兵衞之敵本庄茂平次ニ廻り合、傳十郎同樣打果申候、此外可申上儀無御座候、以上、

八月〇弘化三年 七日　　　　和州十津川濵人 小松典膳

〔常山紀談 二十四〕孫兵衛〇多賀 に兩人の弟あり、此時十三歳に十一歳なり、兄は後父の名をもて孫左衞門といひ、弟は忠大夫といへり、〇中略 兄の仇を討んとす、されども幼かりし時の事故、内藤を見知らず、父孫左衞門が介抱し置たる浪人間市大夫、恩を報せん事此時なりとて附從ふ、孫兵衞が妹の子三田右衞門八も相加はれり、〇中略 八左衞門は小笠原信濃守忠修に奉公し、祿五百石與へられ、仇あるゆゑ他所へ遣されず、勤勞もなく只あらん事快からず、人なみの奉公を許されずば、永く暇を給はれといふによりて、江戸の供の列に入られたり、〇中略 或時内藤、土井大炊頭のもとへ使者にゆく、多賀聞て歸るさに途中に出迎ひたり、八左衞門人數多く引つれ、馬上にて來るを、間あれこそ内藤よとをしふ、若打損じたらんに、馬上にて馳ぬけんも計りがたしとて、孫左衞門、市大夫前より忠大夫、右衞門八後よりかゝり、其間近くなりて、孫左衞門編笠を脱、覺はなきか八左衞門と詞をかけ、頭を額へかけて切る、忠大夫二尺七寸の刀をもて飛かゝり切る、きられてそりざまにふみ出したる鐙、忠大夫が拳に當りて、指の骨白く出たりとなん、さて内藤落る處を、孫左衞門たゝみかけて切、忠大夫馬の下をくゞりて切とめたり、〇中略 あたりの人出合、奉行所へ達て行き、御法の帳面に記して、討ざる趣を尋らる、忠大夫もとより承り及びたる事ながら、萬一それゆゑに事もれて、討もらされんも計りがたし、本望遂なば何の身命のをしかるべき、御法に背きたりとて、刑罰にあふとも、附屆に及ぶべからずと、必死に兄弟とも思ひ極めて候と、少しも屈せず申述る、又三田は近き親しみなり、間が助太刀はいかゞと問る、間承り浪人なりしを、多賀が恩を以て年月を送りぬ、孫兵衞殺されし時、兩人の弟幼少にて仇を見知ず候ゆゑ、手引して討せ候、多賀が多年の恩を報い候へば、いかに御咎を蒙り候とも、いとひ申さぬ志にて候と申述る、何れも申處尤至極せりとて、歸されたり、孫左衞門卅三歳、忠太夫卅一歳、右衞門八十八歳、市大夫

○年缺孫兵衞死後廿一年の後、寛永十八年辛巳、江戸大炊殿橋の敵討と世にいへるは是なり、○下略

〔正慶承明集〕一三月○承應二年十五日、今日於川崎敵仇討有之候、討手者京極刑部少輔家人、當時浪人吉見半之丞、先知三百石被討手ハ加藤式部少輔家人、浪人村井彌五右衞門、先知二百石也其意趣者、吉見半之丞兄ハ小野妙藏院ト云御朱印所住侶也、件之彌五右衞門者少出入有之、三年以前彼僧を切殺し立除たり、依之半之丞暇を取、敵者聞有京都ニ、急上京シテ板倉周防守へ子細を訴、見合次第討申度之旨ヲ申、周防守者、禁裏之外在々所々、於何方も可遂其意趣之由賜書付、然ル處に、敵仇關東へ下りたるの由傳聞て、今日於川崎討之、仍其宿ゟ捕之、周防守之證文を出ス、依之無別條、

〔半日閑話二編五〕一文化元子年三月十三日夜七ツ時

討手　武州高麗郡高萩村田安御殿　富五郎　子二十才

敵　同州川越赤尾村無宿　林藏

右武州上尾宿旅籠屋清右衞門宅にて討申候、此處は御代官淺岡彥四郎支配所なり、富五郎兄兵左衞門ハ、戌年御代官伊奈友之助支配所川越大塚野新田にて、林藏が爲に討たれたるなり、

〔續視聽草三集四〕天保四巳年十二月廿六日朝兄三右衞門○山本雅樂頭金部屋泊番之節、表小使龜藏と申者手爲負、逃去り行衞相知不申、右疵に而相果申候、依之行衞相尋、兄敵討取申度段、主人本多意氣揚ゟ雅樂頭江相願、同五午年二月廿六日、大久保加賀守樣江、雅樂頭ゟ御屆申達候上、願之通被申付、致他國候、其後所々相尋候處、昨十三日夕七時頃、兩國橋邊ニ而見掛候ニ付跡付參、神田橋御門外ニ而相糺候處、右三右衞門江手爲負候龜藏ニ相違無之趣申聞候間、依之りよ儀、酒井龜之進樣罷在候ニ付、供之者文吉を以呼ニ遣し、夫迄不取逃樣手繩掛ケ置、りよ參候上ニ而爲打果申候、尤りよ始終仕留候而、留メハ私仕候、右之段當辻番所江御屆申上候、此外可申上候儀無御座、

候、代以上、

未〇天保六年七月十四日

酒井雅樂頭家來本多意氣揚家來　山本九郎右衞門

永井龜次郎殿

久保田英次郎殿

〔嘉永明治年間錄 二〕嘉永六年十一月廿八日、常州波賀村百姓忠次妻某女、兄讎ヲ淺草藏前ニ討ツ、

常陸國信太郡波賀村百姓忠次妻たかと申者、兄の敵同國河内郡上根本村百姓與右衞門を殺候儀、吟味を遂候處、無念の筋も無之間無構、右は翌寅年六月に至裁許と云、

〔正慶承明集〕一八月〇明曆三年十三日、木挽町六丁目にて仇敵討有之由、

元水野權兵衞方罷在候、只今浪人討手手負一條安左衞門、加勢手負竹村三左衞門、同斷深手負即時死ス小川喜兵衞、坂部三十郎家來二ヶ所手負、仇敵石川又兵衞、以前水野權兵衞中間頭、今ハ材木町ノ辻番仕候町人喜左衞門、

安左衞門悴一條喜左衞門、六ヶ年以前ニ、十六才にて石川又兵衞ニ討レ申候、無雙之美童之由、右之父安左衞門悴ヲ、又兵衞ニ六ヶ年以前ニ被討申ニ付、子之敵成故、主人水野權兵衞方ヲ暇を取認申候、爲助太刀竹村三左衞門、小川喜兵衞同道也、坂部三十郎家來石川又兵衞儀、乗道出入ニ付、一條喜左衞門ヲ切殺申候、今日右之者共、木挽町にて參合切結申候處ニ、前方水野權兵衞方ニ中間頭仕罷在候喜左衞門と申者、只今者致浪人、材木町ノ辻番ヲ仕罷在候而、此者彼又兵衞と一味仕、右加勢之者共ニ切掛リ、三左衞門にも安左衞門にも手ヲ負せ、右之喜兵衞ハ深手ニテ相果申候、三左衞門一ヶ所充手負仇敵又兵衞も二ヶ所手負ナリ、

〔日本武士鑑 三〕向坂平治兵衞子敵討事

向坂平治兵衞といひし浪人の子千之丞、御旗本方へ兒小姓に出、傍輩の中小姓と懸志にせしを

復弟讐

主人聞給ひ、兩人に暇給はりし、彼男日々夜々に千之丞宿に來、親彼が行跡不宜を見透、向後來給ふなといはれ、暫は來らざりしが、或時親他行の留主に來しを、早く歸られよ、今にもあれ親の歸りなば、互の爲も不宜といひしかば、親人こそあれ、其方はかくはいふ間敷事なりとて、脇指を拔千之丞を突、つかれて拔合ければ、逃て往を追欠しかど、深手にて倒死ぬ、親憤深て子の敵討たる樣は有まじけれ共、可討兄弟もなき者なり、其某可討と公儀へ訴、許免を蒙ねらひ、伊豆の三島にて廻合潔討侍し、

〔明良洪範七〕備前ノ松平宮內少輔忠雄ノ家士ニ、渡邊數馬ト云者有リ、寬永七年七月廿一日、岡山城大手ニテ踊興行有ケル夜、右數馬ハ舅津田豐後方ヘ行キ、跡ニ弟源太夫居タル所ヘ、同家中河合又五郎來リテ、源太夫ト談話シテ居タリシガ、如何ナル故ニヤ、又五郎主從四人ニテ源太夫ヲ切殺シテ立去ル、〇中略數馬、又右衞門〇荒木主從四人、其日ヲ待テ六日ノ朝、仇ト共ニ發足ス、敵方ハ先ハ甚左衞門、中ハ又五郎、後ハ櫻井半兵衞也、弓鐵炮鑓等持セ、七八町續行キ、其日ハ伊賀ノ島ガ原ト云ニ著ス、主從四人ハ見知ラレヌ樣ニ、裏ノ道モ無キ所ヲ踏分來テ、宿ヲ借ント云故、人々怪ミ思ヘリ、爰ニ於テ四人ノ者ハ、敵ニ悟ラレテハ成ズト、夜深ク出テ山ニ籠リ、伊賀ノ上野小田町ノ酒店ニ最期ノ酒宴シテ待居ル、〇中略又五郎同勢ハ七日ノ朝、島ガ原ヲ立テ上野ニ掛ル、又右衞門遙ニ見テ云、又五郎ハ數馬討ベシ、半兵衞ハ武右衞門、孫左衞門兩人ニテ討ベシ、甚左衞門始其餘ノ者皆某討ント云、此武右衞門、孫左衞門ハ、數馬、又右衞門ノ若黨也、サテ又右衞門ハ一番先ヘ乘來ル、〇中略數馬ハ又五郎ト戰ヒ居ケル所ヘ、又右衞門驅來リ、數馬ヨクセヨ助太刀ハセズ、カナヒ難クハ代ラント詞ヲ掛タリ、數馬是ニ力ヲ得テ、終ニ又五郎ヲ討留タリ、〇下略

〔日本武士鑑二〕鈴木安兵衞弟敵討事

延寶元壬子年極月の比、尾州名古屋御家中鈴木安兵衞弟同勘助と云有、傍輩笠原藤七と云者口

論いたす、一座の面々取靜候へども、藤七是を意恨におもひ、既に大晦日に至り、勘助用有て近所へ行、戌の剋前後に只壹人歸る所を、近邊叢影に藤七待請、闇討に先太刀を討、勘助拔合、刀の目釘までおれ申程働といへども、手疵數ヶ所蒙り討果ぬ、安兵衞乍無念時節を相待、何とぞ敵の有所聞出し、存念を遂度と數日を送る所に、延寶四年卯の春、黃門公御在江戸の御供にて、安兵衞罷下る、然る所に藤七谷中法花寺町屋の裏屋に住するよし、年來付置たる者慥に見屆候故、同六月八日書置致立退、直に件の居宅へおし込、言葉を懸け、藤七も心得、大脇指を拔合候へども切ふせ、終に留をさし、則扇子に此者と意趣有之討果申候、尾張中納言殿内鈴木安兵衞と書印、扇子表に廣げ置、近邊妙雲寺へ立退、それより引とり、年來の憤をはらし侍し、

〔日本武士鑑〕二松枝久左衞門兄敵討事

江戸に野田宗畔といふ醫者有、○中略日來心安き浪人小屋甚兵衞、山崎勘六兩人に、宗順○松枝を討てたびよと賴しかば、心得たりとてすかし出して、深川の舟に乘出て殺害せしを、船頭かひ〲しく二人を捕へて、奉行所に出しければ、宗順が惡事有により、宗畔が討せたりといふに、故こそ有らめ、浪人は江戸追放あり、宗畔は恙なかりし、宗順弟久左衞門、叔父岩井利兵衞とて、松平陸奧守殿能役者仙臺に有し、此事を聞て暇を取て、下人ひとり連て江戸に來、敵をねらふ、仍宗畔も江戸には住がたくて、鎌倉に引越、浪人を抱置、用心きびしく近所の者にも、聲高き事あらば出合て給へ、あやしき者あらば告てたうびよと、賄をつかひ賴しに、皆人心を合せしかば、中々可討方便なくて月日をふりけるが、よしや此儘にては本意遂がたからん、近年の勞をも休め、又こそ登らめとて、奧州に下向する道にて、下人に汝久しう付まとひ來る志しこそ淺からね、然共情思ふに、今浪人の身にて何を限共なく、かゝえ置ん事も成がたければ、暇をとらするぞ、命ながらへ又出ん時、志しあらば來れとて、金などあたへしかば、下人も泪を流しなごりおしみ、別て江戸に歸、主

人誰かれは奥州にくだり、二とせ三とせ經てこそ來れ、みづからは隙を得て歸りしと人毎に語程に、いつしか宗畔が方に聞え、今は心やすしと用心おこたりて、爰かしこ遊びに出ける、或時扇が谷に住道心者の庵室に行沙汰有、彼二人は法師になりて奥州にはくだらで、鎌倉の中に忍びて居たりしが、此事を聞て願ふ所と支度し、宗畔を見知たる下人を召連し、比は延寶五年正月廿九日の夜に入、叔父甥黑衣に玉だすきをかけ、二尺餘りの脇指を横たへ、扇が谷の內飴が坂の下に、宵より待居ける、漸更て相伴の輩、宗畔を中に立て歸る所を、下人走かゝつて、宗畔が挑燈を奪取て、是こそ宗畔よと挑燈指あぐれば、久左衞門名乘かけて討けるに、鎖衫(くさりかたびら)を著て切れざれしかば、刀を取出し、したゝかに突、宗畔劍術行たる者にて拔合、二つ三つ打と見へしが堀の底にかはと落ける、久左衞門つゞきて飛おりし、宗畔も寢ながら働しかど、終に討れけり、〇下略

復從弟讐

〔正慶承明集〕一同〇明曆二年七月二十二日、去ル五月四日、糀町清水谷ニ而從弟聟之敵討申候者兄弟三人、塚本彌五兵衞、同左助、同小市郎、先月十八日ニ石谷將監方江罷出候者ども、今日評定所江被召出、次男左助者本誓寺ニ而切腹被仰付之、兄彌五兵衞儀者、奥平美作守ニ御預ケ、弟小市郎事者、水谷出羽守江御預ケ也、

復夫讐

〔明良洪範二十四〕勝女

勝女ハ京都ノ生レニテ、織田勘十郎信行ニ仕フ、〇中略八彌事ハ農民ノ子ナレドモ、美男ニシテ信行ノ寵遇ヲ得タリ、生長シテ才智アル故ニ、織田ノ族姓ヲ給フテ津田ト稱セリ、家政ニモ預リシニ、信長ヨリ附屬ノ老臣ニ佐久間七郎左衞門ト云者アリ、權威ノ八彌ニ及バザル事ヲ嫉ミ、或日事ニ依テ八彌ヲ大ニ罵リ辱シム、却テ八彌ガ辨舌ニテ屈辱セラレ、甚憤リニ忍ズ、勇士ヲ賴ミテ殺サント計ル、八彌ハ豫メ是ヲ察シテ、常ニ備怠ラザレバ、其事ヲ果ス能ハズ、依テ烈風ノ夜ヲ窺ヒテ、火ヲ八彌ガ宅ヘ放ツ、八彌ハ是ニ驚テ門前ヘ出ル所ヲ、勇士等差挾デ刺殺シ遁レ失ヌ、〇中略

七郎左衞門其夜ニ出奔シテ、濃州稻葉城主齋藤山城守道三ガ家ニ隱レシ由風聞セリ、勝女ハ此事ヲ聞悲哀ニ忍ズ暇ヲ乞フ、〇中略濃州岐阜ノ近村ニ叔父有シ故、暫ク此所ニ居住ス、道三ノ嫡子右兵衞尉龍興放鷹ニ出シニ、勝ガ容儀田舍ノ者ニアラザル故、其故ヲ問シムルニ、京都ヨリ此所ニ來テ仕ヲ求ムル者也ト答、龍興喜デ召寄ラレ、夫人ノ侍女タラシム、元ヨリ歌學迄モ達シ、傍輩等モ好親ミケレバ、甚ダ寵愛セラル、然ルニ翌年三月十五日、藩中ノ士ニ命ジテ騎射ヲ試ラル、其姓名ヲ記シテ是ヲ奉ル、勝ハ傍ニテ是ヲ見ルニ、其中ニ佐久間七郎左衞門ト云者アリケレバ、勝心中ニ竊ニ歡ビ、夫人ニ願ヒシハ、私事ハ京都ノ田舍生レニテ、賤キ育チナレバ、如斯壯麗ナル事ヲ見ル事ナシ、願クハ拜見致度由ヲ乞フ、夫人是ヲ許容シ給ヒケリ、然ルニ三月十五日ニモナリシカバ、騎射ノ壯士十五人、馬具等ヲ飾リ、一人ヅヽ馬上ニ禮ヲナシテ、姓名ヲ告相列セリ、其十五番ニ至リテ、佐久間七郎左衞門ト名乘シヲ聞、勝簾中ヨリ走リ出テ、短刀ヲ以テ七郎左衞門ガ脇腹ヲ突抜テ、大音ニ云ケルハ、津田八彌ガ妻勝也、夫ノ爲ニ仇ヲ報ズルト呼ハリケレバ、藩中ノ諸士不意ノ事ナレバ、大ニ騷擾セリ、七郎左衞門モ深手ナレバ忽チ死ス、〇下略

〔翁草五十五〕江戸吉原松葉屋瀨川事

瀨川は〇中略歌浦を禿に呼のけさせ、客は襖にもたれ淨るりを語居ける處ヲ、思ひ込て襖越に詞をかけ、肩先より乳の上迄突通す、源八は不意の事には有、念力の理劒に貫れ、悶苦む計にて敵する事不叶、連レの兩人瀨川を抱留ンとするを、振切て夫の敵なれば斯の如しと、とゞめを刺んと、源八が上に乘かゝる所を、親方其外家内の者大勢追々駈付、敵討と有ても證據無ては、上への申上容易成まじ、先此儘にて公儀へ訴、撿使を請て公裁に任すべしと、早々訴之處に、金七井瀨川が老母君太夫暫々息を切て馳來、委細の樣子を聞、年來の本望此上無しと悦ぶ事無限、扨撿使曲淵治左衞門、廣瀨作之助來、段々詮議の上、手負を連て奉行所へ立歸、町奉行中山出雲守御役所に於、嚴

敷手負を糺明有之處、○中略道中の强賊と成、江尻にて小野田○瀬川夫を殺し、金子四百五十兩、其外腰物以下雜具不殘奪取、上方者と僞り、此所に遊興致居候段、悉く令白狀、同類も相知、神奈川にて貳人ともに被捕、大科の者共なれば、鈴森にて源八始三人共梟首せらる、○下略

〔視聽草三集四〕深川敵討一件

昨十二日○寛政十年十一月晝四時過、深川六間堀町同所元町迄之間ニ而、南塗師町權三郎店山崎彥作後家みき外二人之もの、平內へ手疵爲負候始末、荒增左之通御座候、

南塗師町 權三郞店 みき 午四十一才

手疵二ヶ所

同人娘 はる 年十七才

手疵六ヶ所

深川森下町吉兵衛店 手跡指南致し候 浪人 平井仙藏 年廿六才

手疵三ヶ所

一右みき夫山崎彥作と申者、六年巳前丑年八月中、寄合神保左京家來崎山兵左衛門、幷同人悴平內世話ニ而、勝手小役人ニ奉公濟致し、妻子共屋敷へ引移相勤、其後同九月中、家老役ニ相成、同役崎山兵左衛門幷同人悴平內儀者見習勤いたし、三人ニ而家老役相勤罷在候處、兵左衛門父子、年來不正之筋有之、取調之儀、同月中主人左京ゟ申付候ニ付、則取調候上、主人江申立候處、其儀を遺恨ニ存候哉、同月廿三日、平內幷同人弟川口嘉作外六人ニ而、夫彥作を殺害致し候を、其節見受候處、みき、はる兩人共、右屋敷ニ而扶助致可遣間、安堵致罷在候樣申渡有之候ニ付、乍殘念屋敷ニ罷在候處、翌寅年二月中、永之暇申渡有之候間、引拂之巳後、兼而懇合平井仙藏相賴當ニ罷在候由當月九日用事有之、仙藏方へ罷越、止宿致候處、右體夫彥作殺害ニ逢候始末、兼而殘念ニ存罷在、娘はる儀も成長に隨ひ、殘念がり罷在候處、昨十二日晝四時過、右相手之內、崎山平內儀、仙藏家前を罷

通候を見請候間、討果遺恨を晴し可申と、みき所持之脇指を持出、はる儀ハ仙藏所持之刀を持出、右平内へ夫敵又者親之敵之由申罵り、兩人ニ而切懸り候得者、平内儀も渡合せ、夫々打合疵請候所、仙藏儀者跡より罷越、助太刀致候得ども、町内より大勢罷出被捕押候故、討留不申候旨、申之候、

○下略

復師讐

〔徒然草 上〕宿河原といふ所にて、ぼろ〳〵おほくあつまりて、九品の念佛を申けるに、外より入くるぼろ〳〵の、もし此御中に、いろをし坊と申ぼろやおはしますと、尋ければ、其中より、いろをしこゝに候、かくの給ふはたぞとこたふれば、しら梵字と申者なり、をのれが師、なにがしと申人、東國にていろをしと申ぼろにころされけりと承りしかば、其人にあひ奉りて、恨申さばやと思ひて、尋申也といふ、いろをしゆゝしくも尋おはしたり、さる事侍りき、こゝにて對面し奉らば、道場をけがし侍るべし、前の河原へまいりあはん、あなかしこ、わきざしたち、いづかたをもみつぎ給なあまたのわづらひにならば、佛事の妨に侍るべしと、いひさだめて、二人河原へ出あひて、心行ばかりにつらぬきあひて、ともに死に〻けり、○下略

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事

櫻井勘介鑓付テ、般若院ガ首ヲ取、其頃般若院ガ弟子ニ荒中將トテ、師匠ニ劣ラヌ惡僧ノ有ケルガ、勘介ガ般若院ガ首提タルヲ見テ、日ノ敵師匠讐通スマジト云儘ニ、大ノ鉾矢打加セ、能引テ放矢ニ、勘介ガ胸板ヨリ總角付ノ板マデ、筈ノ隱ル程グサト射込タレバ、阿ト云聲トトモニ倒タリ、

○下略

復友讐

〔近代公實嚴秘錄 九〕鶴岡傳内横死之事

清水新次郎とて小姓組の有しが、此者は鶴岡と日頃兄弟の契約をなし、念友の中成しが、今度傳内横死、其跡斷絶して、しかもうたれ損となり、誰有て其仇を報ずべき者もなければ、甚無念成事

に思ひて了簡極め、所詮我懇意格別成し身なれば、誠の兄のごとし、御いとまを申請て、彼下人軍藏を尋ね出し、終に討て手向ばやと思ひつめ、書付を以御暇願ひける、○中略

清水新次郎山本抱への秋しのに馴染を重る事○中略

下人の軍藏主人鶴岡を切殺し、金銀衣服を奪取、本國下總へ立歸り、其後江戸へ出て金銀を以身を飾り、由緒ある浪人らしく拵ひて、三谷今戸瓦やく近邊に小き家をかまひ、近所の人々に劍術やはらの指南して居たりけり、段々手廣く成りて、よし原の中へ入こみ、くつわ共をも指南して、あるきけるが、山本助右衛門もかれが弟子となり、或時助右衛門かの軍藏を同道して、我家へ來りけるを、秋篠ちらと見るより、是こそ兼而新次郎殿の申給ふに姿もよく似たりと、心を付て見る程、申置しに少しも違はず、ござんなれ是なるべしと、早々新次郎方へ、文して申遣しけるは、○中略

清水仇討遊女秋篠助太刀の事

最早淺草寺の初更も聞へければ、約束の通、總泉寺の門前松原へ赴きけり、未だ軍藏は見へざりしが、良有て軍藏は用意支度すさまじく出立て、爰へ來り、いかに新次郎參られしやといふとき、先刻より待受たり、神妙にも來りたり、いざ勝負せんと雙方立あがり、いかに軍藏、我は鶴岡傳内が弟分清水新次郎也、兄の敵思ひ忘れと切掛る、心得たりと請開き戰ふて、秘術を盡しける、軍藏は元より達者にて、やゝもすれば、新次郎はうけ太刀にぞ見へける、かゝる處へ、總泉寺の方丈より、小姓體の者來りけるが、後よりはつしと切る、はつと後へ振向所へ、清水たゝみかけてふみこんで軍藏を切伏せたり、とゞめをさして、清水彼の小姓らしき者に向て申聞候は、どなたなれば助太刀被成下しぞといへば、彼者答へて、先々目出度御本望足り候半といふを、よく〱見れば、山本抱への遊女秋篠なり、○中略新次郎大に感心して悦びかくて可有様なければ、早々町奉行稻

助太刀

生下野守へ相屆ければ、委細に吟味し給ひ、清水をば紀州へ御渡し有之しとなり、扨秋篠をば紀州の太守より、山本へ金子被下て御引取、清水に妻に被下けり、〇下略

〔雨窻閑話〕少年敵討并雲州の士詞の助太刀の事

一慶長年中の頃かとよ、播磨姫路近邊へ雲州の侍にて、四五百石許とると覺しき侍、旅行して駕籠より出で、茶屋に腰を掛け、茶をたべて居る所へ、年の頃十四五歳程なる童走り來て、雲州の侍に申すは、某は親の敵をねらふ者に候處、只今此所にて見かけ候ゆゑ、討ち果たし候圖に候へども、敵は鎗を持たせ居り候故、手前も鎗にて勝負仕度く候間、近頃御無心ながら、貴子御もたせある所の御道具借用申し度く候なり、我等浪人の儀故、詮方なく候と申しければ、雲州の侍委細承知いたし候、御若年に候處感じ入り候、併右の敵討は兼て御屆置かれ候かと尋ねければ、浪人の曰く、兼ねて相屆け置き、今日此所にて勝負仕る事故、所の領主へも申し達し置き候、御氣遣下さるまじく候、侍曰く、左からば持鎗御用立たく候へども、主用にて旅行致し候へば、私の儘にも成りがたく、鎗は主人の爲の鎗にて候間、御用立申すまじ、去ながらうしろ立にはなり可申候間、心強く思し召され候へといひければ、浪人大に悦びとかくする内、敵も出で來れり、大身の鎗をさげ來り、たゞちに浪人に向ひて突きかくれば、浪人もこゝをせんどゝ働きけり、雲州の侍は狹箱に腰打ちかけて、これを見物する所、敵は大兵の手垂といひ、長ものゝ得道具なれば、浪士の方危く見えて、陰になりて見ゆれば、敵は陽に進みて付け入らんとせる時、雲州の侍其石突はと聲をかけゝれば、敵うしろへ振返りける所を、浪士飛び込みて切り殺しけり、然る處敵の若黨共、彼少年に切りてかゝらんとしけるを、雲州の士鎗の鞘をはづし、眼をあらゝげて、其方共は劒を負ふと云ふ者なり、引かずは相手に成るべしといひければ、忽靜まりけり、〇下略

雜載

〔義貞記〕一親敵ヲ可討用意事

曾我十郎五郎本望ヲ遂上ハ、誠ニ高名至極ナレバ、聊其難ナシ、但後輩是ヲ不可學カト覺、彼面々ハ、運人ニ勝タルニ依テ擧名也、若成人之後如此送年、イカナル横死ニモ逢ナバ、永本意ヲ空クシ、家ノ疵ヲモ可付、唯親ノ敵ヲバ不可有遁避、機嫌ヲモ不可計、卽時ニ押寄テ可決勝負、敵運命盡ナバ、本望ヲ遂ベシ、敵運アラバ、我命ヲ捨タラン事達ヌトヌベキ也、去バ本文ニハ、親ノ敵ニハ、足ヲ後ヘ踏事ナカレト、親ノ敵ヲ持者ハ、日光ニ不當ト云リ、

〔古事記下顯宗〕天皇深怨殺其父王之大長谷天皇（〇雄略）欲報其靈、故欲毀其大長谷天皇之御陵而遣人之時、其伊呂兄意富祁命（〇仁賢）奏言、破壞是御陵、不可遣他人、專僕自行、如天皇之御心、破壞以參出、爾天皇詔、然隨命宜幸行、是以意富祁命自下幸而、少掘其御陵之傍還上、復奏言既掘壞也、爾天皇異其早還上而詔、如何破壞、答白少掘其陵之傍土、天皇詔之、欲報父王（〇市邊王）之仇、必悉破壞其陵、何少掘乎、答曰、所以爲然者、父王之怨、欲報其靈、是誠理也、然其大長谷天皇者、雖爲父之怨、還爲我之從父、亦治天下之天皇、是今單取父仇之志、悉破治天下之天皇陵者、後人必誹謗、唯父王之仇、不可非報、故少掘其陵邊、既以是恥、足示後世、如此奏者、天皇答詔之、是亦大理如命可也、

〔鳩巢小說中〕一權現樣御隱居後、駿河ヨリ江戶御城ヘ被爲入御、台德院樣（〇德川秀忠）御前ニ、本多佐渡守ナドモ罷アリ、サテ若キ衆一同ニ勤番シテ居申處ヲ御通被遊、是ニマカリ在ル者ドモノ親ハ、定テヨク御存ノモノニ可有之候ヘドモ、子供ヘ御見知不被遊候間、一人々々ニ自身名字ヲ名乘候テ、御目見爲致候ヘト被仰出候ユヘ、一人々々罷出名ノリ申候、其時彼ガ親ハ此軍ノ時分、ケ樣ノ手柄仕候、ケ樣ノ武功者ノ候間、ヨク目ヲ掛ケ御使ナサレ候ヘト、台德院樣ヘ一人々々ニ仰ラレ候、其內向坂六郎五郎ト申者名ノリ候時、暫被思召出候テ、何カ被仰聞コト候故、近クヨリテ將軍ニハイワヌ事ニ候ヘドモ、慰ニ御聞候ヘ、此六郎五郎ガ父何某ト申者、兄ノ敵有之、日比心掛申候、其身若キ時生レ付能候故、兄弟ノ契約仕者有之候、其兄分ノ者六郎五郎ガ父ノ兄ノ敵ノ有家

ヲ承出候テ、六郎五郎ガ父ニ申候ハ、其方兄ノ敵ノコト日比心掛候ガ、トクト其有家ヲ承出候間、此上ハ申合候テ討申ベク候間、心易ク存候ヘト申候ヘバ、六郎五郎父申候ハ、其方左ヤウノ心底ト不レ存候テ、念比ニ致シ候我ラ兄ノ敵ヲ其方ヲ頼テ討申ベキ所存ニテ、其方ト兄弟分ニ成候ト存候ヤ、左ヤウノ比興ノ心底有レ之者ト不レ存候テ、申通候コト後悔ニ存候、最早向坂義絶イタシ候トテ、交リヲ絶申候、其後右敵無レ程病死イタシ候、六郎五郎ガ父無念ノ餘リ、是ヲ苦ニ致シ、終ニ氣鬱ニテ相果申候、其時六郎五郎ハ當歳ニテ、中々育申マジキト思ヒ候、アノヤウニナリ候ヤト、御落涙ナサレ候、其後仰ラレ候ハ、若者ドモヨク心得候ヘ、君父ノ敵兄ノ仇ナド申者ヲ討申ニハ、武邊名聞ハ曾テ無レ之事ニ候、女ヲ頼ミ申テモ討申ガ肝要ニテ候、六郎五郎ガ父モ、自身討申ベキト存候テ時節後レ、終ニ討損申候、是ハ若氣ニテ惡キ心得ニ候、君父兄ノ敵ヲ一刀ウチ申テモ、手柄ト申義ニ候、又人ヲ頼テ後レト申スニテモ無レ之候、只早ク討申ガ肝要ニ候、爰ヲヨク合點仕候ヘト御意ナサレ候、

〔窻の須佐美 三〕元祿のころにや、武藏の三田と云ふ所、渡邊綱が在所にて、忍領の境なり、忍の術者目付役、荒卷十左衞門と云士、馬上にて通りしに、年二十六七計り一人、三十ばかり奴僕一人つれて來り、馬上に向ひ親の敵なり、討果申べし、馬より下られよと云懸しかば、荒卷編笠を著したるが、其儘下り立所を、奴僕拔打に足を切ければ倒れしを、彼士一刀に切殺しぬ、扨笠をとりて見れば、人違ひなりしほどに、初遁散し若黨鑓持など呼て、家苗を聞て、いよ〳〵見損じたる成りければ、近所の寺へ立入、忍の家士に通達し、ふと見損じて奴僕の切たるゆへ、巳事を得ず討留し、卒爾の至り此上遁べき樣無レ之候、敵は越後に居候と承りて尋行とて、如レ此の通り候、此儀をば讐を討候まで命を御貸候て、本望屆け樣に被レ成候へかしと云しかば、撿使の士聞屆け、僕を免し遣し、その士は自殺させけり、斯て奴僕は翌年越後にて讐を討迚、〇下略

〔一話一言 四十五〕仙臺釘子村百姓仇を被討に參り候實記

奧州仙臺領岩井郡東山釘子村庄右衛門と申者、敵を被討に參り候實記、

文政二年春、奧州仙臺領岩井郡東山釘子村の百姓庄右衛門歲六十二歲、敵を被討に參り候次第は、○中略文政二年の春に至り、最早我六拾貳歲になりけるが、先年人殺したる事、朝暮心に絕へず、妻子にもふかく隱し、口外にも出さず、心中に計思ひて暮し、われ人を殺したるむくひ、終には子孫にむくふべしと案じ煩ひけるが、當年六拾貳歲に相成候へば、人間の定命も是迄なりとおもひあきらめて、子孫之爲に、先年我が手に掛て殺たる子孫の者を尋て、敵を打れ候はゞ、子孫へむくひも有まじとおもひ付、○中略旅立ける、然る處、信州口坂に掛りて相尋けるは、二十三ヶ年以前、口坂にて殺されける人の子孫、誰と申人にあるべきやと、道行人に問ける所、彼男答けるは、夫は我等近村に候由申ける、よつてしからばおしへ給へとて同道參りける、無程口坂にも相成、同所百姓彌五郎と申者の所へ罷越ける所、振舞これある樣子にて、男女大勢取込居りける所へ、庄右衛門申入けるは、私は奧州仙臺東山釘子村庄右衛門と申者に御座候所、御亭主へ御目に掛り、御相談申度品々候へば、御尋仕候と申ける、○中略庄右衛門洗足致し、直に座敷へ通りけるに、膳最中にて上座に和尙居、左右相伴の客居流ける所へ、庄右衛門申けるは、私儀は奧州仙臺釘子村庄右衛門と申者に御座候が、廿三年以前口坂にて、此家の亭主を我が手にかけて殺ける間、御子孫之御方に討れ申度はる〱尋罷出候間、何も樣御取計ひ下されかしと賴入ける、和尙始め皆々驚入與さめ、しばし無言に扣ける所、和尙答て、亭主彌五郎を呼て申されけるは、偖今日佛彌兵衛を手にかけ殺けるもの・よしにて、其方に敵を討れ度、遠國より尋來る事に候所、古今稀なるかよふの義は、命を助るも、今日佛事追善に相成り候間、たすけ遣すべしと申されければ、彌五郎何れ御膳も相過し、燒香相勤御答可申上と挨拶有けるに、扨燒香も相勤、和尙幷に客人も止り居、彌五

郎に向ひ、和尙申されけるは、扨又其方親彌兵衞廿三廻忌に當り、敵と名乘りはる〲尋來る事、古今ためしなき事なり、さすれば命を助け遣すも第一の追善なり、佛道にも十惡の極罪人も、ほつ心に至れば、是をゆるすと有、きう鳥ふところに入時は、かりう人も是を取らずと有、然れば助るは第一の追善也と申されければ、彌五郎申けるは、御尤には候へども、主と親の敵は共に天をいたゞかずと承り、子として父の敵、草の葉を分ても其儘討ざるは、第一の不孝と存じ候間、是非に討て父の讐を復したしとて、中々承引なし、和尙を始め面々も、不及是非に、敵討に定りける、最早夜ふけに至りければ、明日家の後の川原にて本望とげべしとて定りける、翌日彌五郎支度を堅め、脇差携出、庄右衞門にむかひ、支度被致候はゞ立合給へと申ければ、私儀は立合て勝負をとげ申身には無之、御自分の心まかせに討るゝ身分に候へば、何の支度も無之と申ける、〇中略和尙橫手を打、扨は左樣なるか、其元はぎ取候者は、此家亭主彌兵衞が實弟にて、若年より惡性者にて、終に盜賊と成りて命を失ひける者なり、然れば弟の身代りに立て、兄彌兵衞は其元の手に掛り果ける者也、さすれば此方より求たる惡事にて、敵を討べき道理なし、さるによつて昨日よりかよふのいん緣もあるべきか扣ける、よふ申合たり、此上は敵討に不及とて、何も口々に申けり、彌五郎も面目を失ひ止みにけり、〇下略

〔傳奇作書附錄上〕復讐見立番附

東都にて一枚摺にしたる板行を見て、珍らしければ爰に出す、此作は全く講釋師等の手にてなれるなるべし、尤も中に遠慮ありてか、異名變名に記せしもあり、東西と分ちたる中央に書たるは、爲御覽、天正山崎主仇討、建久曾我兄弟仇討、永祿藝州廣島仇討、奥に右は往古よりの荒増を相記し候、此に洩れたるは、追て奉入御覽候

江戶馬喰町三丁目吉田屋小吉板

大關	元祿	忠臣藏仇討
關脇	寬永	伊賀越仇討
小結	慶長	宮本武藏仇
前頭	正保	崇禪寺馬場
同	文祿	伊達正宗仇
同	天祿	箱根權現仇
同	承應	名古屋山三仇
同	□	虎千代仇討
同	寬永	民谷小太郎仇
同	享保	加賀貴俗撰
同	元祿	福島天神森
前頭	延寶	酒多法師仇
同	元和	福島雲井仇
同	□	伊豫燒山仇
同	元文	郡山非人仇
同	□	荒川武勇傳
同	寶永	金井民五郎
同	元祿	勢州龜山仇
同	寶永	神通川仇討
同	寬文	西國順禮仇
同	永祿	都部新十郎
同	享保	越後木豆川仇
同	天文	同村山仇
同	□	遠州掛川仇
前	寬文	淨瑠璃坂仇
同	延寶	越後高田仇
同	元和	高松民部之輔仇
同	慶長	目黑行人坂
同	天保	下總絹川仇
同	□	西國多賀仇
同	天保	下總不津都村
同	寬永	越前敦賀仇
同	萬治	勢州長野仇
同	□	丹州柏原仇
同	延寶	日本堤仇討
同	□	越後原井郡
同	文政	淺草天王橋仇
同	同	四ッ谷仇討
同	□	奥州岩沼仇

大關	明暦	武道白石津山
關脇	慶長	天下茶屋住吉
小結	天正	毛谷村六助仇
前頭	寬永	越中サラサ越仇
同	正保	合法辻仇討
同	□	夏目四郎三郎
同	正保	松前屋五郎兵衛
同	寬永	長崎丸山仇討
同	□	臼井本學仇
同	□	源藤左衛門
同	□	岩井實記
前頭	寬永	備中松山仇
同	正保	細川血達摩
同	□	岩井善之丞
同	寬永	西方孝子傳
同	同	和州隅田川
同	明暦	兩面藤三郎
同	延寶	白井權八仇
同	寬永	出羽山形仇
同	□	鏡山仇討
同	正保	奥州白石仇
同	永祿	甲州仇討
同	貞享	江州水口仇
前	元祿	鶴岡善右衛門
同	寶暦	不動利生記
同	文政	讃州龜丸
同	正德	大坂島ノ内仇
同	文政	水戸岩井町
同	元祿	高田馬場
同	天明	牛込神樂坂
同	享和	新大橋仇
同	正德	筑前、福岡仇
同	享保	伊豆下田仇
同	□	奥州松前仇
同	明暦	豐後森仇
同	享保	神田須田村
同	□	伏見今町仇
同	天保	護持院原仇

右東西に見立、上の段は文字あらく、末程文字細く、此末に□石川民部仇文政王子奥渡とあり、猶是にもれたるは、貞享御堂前仇討、□親子塚仇討、安永小栗栖十兵衛、文化栗津原仇討、□上田慶二

郎、□永井源三郎など數多あるべし、□年號不詳分、○下略

〔窻の須佐美追加下〕萩原源兵衛と云官府の士、奴僕罪ある由にて刺し殺しけり、その奴の兄なる男ありけり、いかに主なりとて、弟をあえなく殺されたる、その怨むくふべしとて、其家の奴となりけり、萩原早く見知けるが、さらぬ體にて鎗を持する奴と定て、出入に供しつゝ、五年をへしが終にあやしき事も無りけり、さて有てかの奴、此春は暇給べしと云に、萩原云やう、年久しくつかひて、つねに怠らず勤ぬれば、猶もあれかしと思に、何とてさは云ぞ、直に聞べしとて呼ければ、刀を脱し、身を改めて出つゝ云やう、されば弟を殺され申つる故、怨申べき心得にて、五年以來つかへ候が、主君の威光さすが思ひよるべきようすがなく、且は殊更に憐給り、かた〴〵恨申さん心うせはて候、此上は世を捨てゝ法師とならんと存候とて、卽髮を切淚を流して申ければ、奇特なる心入なり、とくより汝が心を知ぬるぞかし、その申所も聞屆ぬ、さらば衣にても調せよとて、金をあたへてつかはしけるとぞ、

古事類苑

人部二十八

貴

貴ハ、タフトシト云フ、賤ニ對スルノ稱ニシテ身分ノ高キモノヲ謂フナリ、我國ニテハ、至尊ヲ以テ第一ト爲シ、官位ノ高キモノ之ニ次グ、又德行高キガ爲ニ人ヨリ尊敬セラルヽモノアリ、今其著キモノヲ擧グ、

名稱

〔類聚名義抄 三貝〕貴 居胃反 タフトシ タカシ アテヤカナリ 和、クキ、

〔伊呂波字類抄 太人事〕尊 タフトシ 宗 タツトフ 貴

〔倭訓栞 前編十四〕たふとし 神代紀の歌にみゆ、貴をよめり、皇代紀に貴盛をたのしきとも、たふときともよめり、催馬樂のあなたふと・いふも、樂しき意也といへば、義通ふ成べし、万葉集には、たふときろともみへたり、常にたつとしともいへり、

〔倭訓栞 中編十三多〕たふともの 弘法大師のおさな名を貴物といへり、北史に、夫人者天地之貴物と見ゆ、

貴例

〔古事記 上〕於是洗左御目時、所成神名、天照大御神、次洗右御目時、所成神名、月讀命、次洗御鼻時、所成神名、建速須佐之男命、〇中略此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而、於生終得三貴子、〇下略

〔古事記傳 七〕三貴子は、書紀一書に、曰吾欲生御㝢之珍子とありて、訓注に、珍此云于圖とありて、此の三柱大神成出坐し、神武卷にも、珍彥此云于豆毘古とあり、又大殿祭祝詞に、皇我宇都御子

皇御孫之命とある、これらを合せて美婆斯羅能宇豆能美古と訓べし、又玉篇に、珍字に貴也と云註もあれば、字も然訓むに難もなし、さて宇豆は師説に、高く嚴(イツクシ)きことなりとあり、今言に人の容貌な、宇豆高きと云も、よく叶へり、

〔日本書紀十三允恭〕二年二月己酉、立忍坂大中姬、爲皇后、○中略初皇后隨母在家、獨遊苑中、時闘雞國造從傍徑行之、乘馬而莅籬、謂皇后、嘲之曰、能作園乎、汝者也、汝此云那鼻苦也、且曰、壓乞戸母、其蘭一莖焉、壓乞此云異提、戸母此云覩自、皇后則採一根蘭、與於乘馬者、因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、蠛此云摩愚那岐、時皇后結之意裏、乘馬者辭无禮、卽謂曰、首也余不忘矣、是後皇后登祚之年、覓乘馬乞蘭者、而數昔日之罪、以欲殺、爰乞蘭者顙搶地叩頭曰、臣之罪實當萬死、然當其日、不知貴者、於是皇后赦死刑、貶其姓謂稻置、

〔日本書紀十五顯宗〕穴穗天皇安康○三年十月、天皇○中略勸兄億計王○仁賢天皇向播磨國赤石郡、俱改字曰丹波小子(ワラハ)、就仕於縮見屯倉首、縮見屯倉首、忍海部造細目也、吾田彥至此不離、固執臣禮、白髮天皇二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣、收斂田租也、適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、避亂於斯、年踰數紀、顯名著貴、方屬今宵、億計王惻然歎曰、其自導揚見害、孰與全身免厄也歟、天皇曰、吾是去來穗別天皇之孫、而困事於人、飼牧牛馬、豈若顯名被害也歟、遂與億計王相抱涕泣、不能自禁、億計王曰、然則非弟誰能激揚大節、可以顯著、天皇固辭曰、僕不才、豈敢宣揚德業、億計王曰、弟英才賢德、爰無以過、如是相讓再三、而果使天皇自許稱述、俱就室外、居乎下風、屯倉首命居竈傍左右、秉燭、夜深酒酣、次第儛訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬撙節、退讓以明禮、撙猶趍也、相從也、止也、可謂君子(ウマヒトノコト)、於是小楯撫絃、命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王起儛既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、○中略壽畢乃赴節歌曰、伊儺武斯廬、胷簸泝比野儺擬、寐逗愈凱麼、儺弭企於巳陀智、曾能泥播宇世儒、小楯

謂之曰、可憐、願復聞之、天皇遂作殊儛、〈殊儛古謂之立出儛、立出此云陀豆豆、儛狀者乍起乍居而儛之、〉詔之曰、倭者彼彼茅原、淺茅原、弟日僕是也、小楯由是深奇異焉、更使唱之、天皇誥之曰、石上振之神榾、〈榾此云須擬、〉伐本截末、〈伐本截末此云謨登岐利須衞於茲婆羅比、〉於市邊宮治天下天萬國萬押磐尊御裔僕是也、小楯大驚離席、悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、於是悉發郡民造宮、不日權奉安置、

〔懷風藻〕葛野王二首

王子者、淡海帝〈○天智〉之孫、大友太子之長子也、母淨御原帝之長女十市內親王、器範宏邈、風鑑秀遠、材稱棟幹、地兼帝戚、〈○下略〉

〔藤原家傳〕〈武智麿〉藤原左大臣諱武智麻呂、左京人也、〈○中略〉五年〈○和銅〉六月、徙爲近江守、近江國者、宇宙有名之地也、地廣人衆、國富家給、〈○中略〉時人咸曰、太平之代、此公私往來之道、東西二陸之喉也、其治急、則訐僞而逋竄、其治緩、則嫚侮而侵凌、公導之以德、齊之以禮、赦小過而演化、行寬政而容衆、入于閭閻、敬訪父老、歸百姓之所苦、改國內之惡政、勸催農桑、使之以時、至有差課、先富饒與多丁、後貧窶與單弱、貴老惠小、令得其所、國人悅曰、貴人臨境、百姓得蘇、其被人貴仰、大略如斯也、

〔今昔物語〕二十二淡海公繼四家語第二

今昔、淡海公ト申ス大臣御マシケリ、實ノ御名ハ不比等ト申ス、大織冠ノ御太郎、母ハ天智天皇ノ御后也、而ルニ大織冠失給テ後、公ニ仕リ給テ、身ノ才極テ止事无ク御ケレバ、左大臣マデ成上リ給テ、世ヲ政テゾ御ケル、男子四人ゾ御ケル、太郎ハ武智麿ト申シテ、其ノ人モ大臣マデ成上テゾ御ケル、二郎ハ房前ノ大臣ト申ケリ、三郎ハ式部卿ニテ宇合トゾ申ケル、四郎ハ左右京ノ大夫ニテ麿ト申ケリ、此ノ四人ノ御子ノ太郎ノ大臣ハ、祖ノ御家ヨリハ南ニ住ミ給ケレバ、南家ト名付タリ、二郎ノ大臣ハ祖ノ家ヨリハ北ニ住給ヒケレバ、北家ト名付タリ、三郎ノ式部卿ハ官式部卿ナレバ、式家ト名付タリ、四郎ノ左京ノ大夫ハ、官ノ左京ノ大夫ナレバ、京家ト名付タリ、此ノ四家

ノ流々、此ノ朝ニ滿テ弘ゴリテ隙无シ、其ノ中ニモ、二郎ノ大臣ノ御流ハ、氏ノ長者ヲ繼テ、于レ今攝政關白トシテ榮エ給フ、世ヲ恣ニシテ天皇ノ御後見トシテ政コチ給フ、只此ノ御流ナリ、太郎ノ大臣ノ南家モ、人ハ多ケレドモ、末ニ及テハ、大臣公卿ナドニモ成ル人難シ、三郎ノ式家モ人ハ有ドモ、公卿ナドニ至ル人无シ、四郎ノ京家ハ可レ然キ人ハ絕ヘニケリ、只侍ナドノ程ニテヤ有ラン、然レバ只二郎ノ大臣ノ北家、微妙榮給テ、山階寺ノ西ニ佐保殿ト云フ所ハ、此ノ大臣ノ御家也、然レバ此ノ大臣ノ御流、氏ノ長者トシテ、其ノ佐保殿ニ著給フニハ、先ヅ庭ニシテ拜シテゾ上給フ、其レハ其ノ御形、其ノ佐保殿ニ移シ置タル也、然レバ淡海公ノ御流、此ナム御ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

房前大臣始二北家一語第三

今昔、房前ノ大臣ト申ケル人御ケリ、此ハ淡海公ノ二郎也、身ノ才止事无ク御ケレバ、淡海公失給テ後ニ、世ノ思エ微妙クシテ、程无ク大臣マデ成リ上リ給ヒニケリ、淡海公ノ御子四人御ケル中ニ、此ノ大臣家ヲ繼テ、此レヲ北家ノ初ト申ス、今日于レ今氏ノ長者トシテ榮給フハ、只此ノ大臣ノ御流也、此ノ大臣ヲバ亦可咲(○可咲原作二三咲一、據二一本一改)門ト申ス、亦河內ノ大臣ト申ケリ、其レハ河內國澀河ノ郡□ノ鄕ト云所ニ、山居ヲ造テ微妙ク可咲クシテ住給ヒケレバ也、此ノ大臣ノ御子ニハ、大納言眞楯ト申ス人ナム御ケル、其ノ大納言ハ年若シテ、大臣ニモ不レ至給一テ失給ニケレバ、其ノ御子ニ內麿ト申ケル人ナム大臣マデ至テ、其家ヲ繼テ御マシケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔文德實錄　四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、○中略貞主天性慈仁、語恐レ傷レ人、推二進士輩一、隨レ器汲引、長女繩子、心至和順、進退中レ規、仁明天皇殊加二恩幸一、生二本康親王、時子內親王、柔子內親王一、少女奧子頗有二風儀一、閫訓克修、爲二天皇所一レ幸、生二惟彥親王、濃子內親王、勝子內親王一、時人以爲二外孫皇子一、一家繁昌、乃祖慈仁之所レ及也、

〔今昔物語二十二〕閑院冬嗣右大臣並子息語第五
今昔、閑院ノ右大臣冬嗣ト申ケル人ノ御子數御ケリ、兄ヲバ長良ノ中納言ト申ケリ、何ナル事ニカ有ケム、此ノ中納言ハ太郎ニテハ御ケレドモ、弟二人ノ下臈ニテゾ御ケル、然レドモ此ノ中納言ノ御子孫ハ、于今繁昌シテ、近代マデ榮エ給テ、太政大臣關白攝政ニ成シ給フモ、皆此ノ中納言ノ御子孫ニ御マス、何況ヤ上達部ヨリ以下ノ人ハ世ニ隙无シ、二郎ハ太政大臣マデ成上リ給テ、良房ノ大臣ト申ス、白川ノ太政大臣ト申ス此レ也、藤原ノ氏ノ攝政ニモ成リ、太政大臣ニモ成給フハ、此ノ大臣ノ御時ヨリ始レバ也ケリ、凡ソ此ノ大臣ハ、心ノ俸テ廣ク、身ノ才賢クテ、万ノ事人ニ勝レテゾ御ケル、〇中略此ノ大臣ハ、此ク微妙ク御ケレドモ、男子ノ一人モ不御ザリケレバ、末ノ不御ヌガ極メテ口惜キ也トゾ世ノ人申ケル、三郎ハ良相ノ右大臣ト申ケル、世ニ西三條ノ右大臣ト申ハ此也、其ノ比淨藏大德ト云フ止事无キ行者アリケリ、其ノ人ト極ジキ檀越トシテ、大臣千手陀羅尼ノ靈驗蒙リ給ヘル人也、此ノ大臣ノ御子ハ、大納言ノ右大將ニテ、名ヲバ常行ト申ケリ、而ルニ其ノ大將ノ御子二人有ケリ、兄ハ六位ニテ典藥ノ助ニ成テ、名ヲバ名繼トゾ云ケル、弟ハ五位ニテ主殿ノ頭ニテ名ヲバ棟國トゾ云ケル、皆糸賤キ人ニテ有ケレバ、其子孫无キガ如シ、然レバ彼ノ太郎長良ノ中納言ハ、弟二人ニ被越テ、辛シトコソ思ヒ給ヒケメドモ、其弟二人ノ御子孫ハ无シテ、此ノ中納言ノ御子ハ數御ケル中ニ、太政大臣關白ニ成リテ、御名ヲバ基經ト申ス人御ケル、其ノ御子孫繁昌シテ、于今榮テ微妙ク御マス、〇御マス三字原脱、據一本補此ヲ思フニ、世ノ人當時弊ケレドモ、遂ニ子孫榮エ、當時吉ケレドモ末无シ、此レ皆前生ノ果報也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔大鏡二太政大臣冬嗣〕此殿ぞ、藤氏のはじめて太政大臣攝政し給ふ、めでたき御ありさまなり、わかもあそばしけるにこそ、古今にもあまた侍るめる、前のおほいまうちぎみとは、この御事なり、おはかる中にもいかに御心ゆゝめでたくおぼしてあそばしけんとをしはからる、御むすめそ

め殿の后のおまへに、櫻の花のかめにさゝれたるを御らんじて、かくよませ給へるとぞ、
　としふればよはひはおいぬしかはあれど花をし見れば物おもひもなし、后を花にたとへ申させ給へるにぞ、

〔今昔物語二十二〕堀河太政大臣基經語第六
今昔、堀河ノ太政大臣ト申ス人御ケリ、御名ヲバ基經トゾ申ケル、此レハ長良ノ中納言ノ御子也、大臣身ノ才並无シテ心賢ク御ケレバ、年來公ニ仕テ、關白太政大臣マデ成リ上リ給ヒテ、糸止事无カリケリ、亦子孫繁昌ニシテ、男女皆微妙カリケリ、

〔大鏡七太政大臣道長〕かゝれば、女の御さいはいあるは、この北の政所〔○藤原道長妻源倫子〕きはめさせ給へり、御門東宮の御母后とならせ給ふ、あるは御おや、よの一の人にておはするには、御子も生れ給はねども、后に爲させ給ふめり、女の御さいはひは、后こそきはめておはします御事なめれ、されどそれはいと所せげにおはします、いみじきとみの事あれど、おぼろけならねば、えうごかせ給はず、ぢんやゐぬれば、女房たはやすくこゝろにまかせてもえつかまつらず、かやうにところせきなり、たゞ人と申せど、御門東宮の御むばにて、三后になずらふ御位にて、千戸のみふえさせ給ふ、年官年爵を給はらせ給ふ、からの御車にて、いとたはやすく御ありきなども、中々御見やすらかにて、ゆかしうおぼしめしける事は、よの中のものみ、なにの法會やなどあるおりは、御車にても、御さじきにてもかならず御らんずめり、うち東宮みや〳〵と、わかれ〳〵こそおしくておはしませど、いづかたにもわたりまいらせ給ひては、さしならびおはします、たゞ今二人后、東宮女御、關白、左大臣、內大臣の御母、みかど、東宮はた申さず、おほかたよのおやにて、二所ながらさるべき權者にこそおはしますらめ、御ながらひ四十年計りにやならせ給ひぬらん、あはれにやむごとなきものに、かしづき奉らせ給ふといへばこそをろかなれ、よの中には、いにしへいまの國王

大臣、みな藤氏にてこそおはしますに、この北の政所ぞ、源氏にて御さいはひきはめさせ給ひたる、おとゝしの御賀のありさまなどこそ、みな人見きゝ給ひし事なれど、なをかへす〳〵もいみじく侍りしものかな、〇中略大臣〇道長の御むすめ三人后にて、さしならべ奉らせ給ふ事あさましく、けうのことなり、もろこしには、むかし三千人の后おはしけれど、それはすぢもたづねで、たゞかたちありときこゆるを、となりの國までえらびいだして、その中にやうきひごときは、あまりときめきすぎてかなしき事あり、王昭君はえびすの王に給りて、胡のくにの人となり、上陽人は楊貴妃にそばめられて、御門に見えたてまつらで、春のゆき秋のすぐる事をもしらずして、十六にてまいりて、六十までありけり、かやうなれば三千人のかひなし、わが國にはならの后こそおはすべけれど、代々に四人ぞたて給ふ、この入道殿下のひとつかどばかりこそは、太皇太后宮、皇后宮、中宮三所出おはしたれ、まことにけう〳〵の御さいはひなり、皇太后宮一人のみこそはすぢわかれ給へりといへども、それも貞信公〇藤原忠平御すゑにおはしませば、それよそ人とおもひ申べき事かは、しかあればたゞよのなかは、このとのゝ御ひかりならずといふ事なし、この春こそはうけ給ひにしかば、いとゞたゞ三人の后のみこそは、よにおはしますめれ、ことにふれてあそばせるしわざかなど、居易や、あか人、人丸、みつね、つらゆきといふ人も、などておもひよらざりけんとこそおぼえ侍れ、

〔榮花物語十五疑〕殿の御まへ、〇藤原道長世しりはじめさせ給ひてのち、御門は三代にならせ給、わが御世は廿三四年ばかりにならせ給に、みかどわかうおはしますときは、攝政と申、おとなびさせ給おりは、關白と申て、おはしますに、このごろ攝政をも御一男たゞいまの内大臣〇頼通に讓きこえさせ給て、わが御身は、太政大臣の位にておはしますを、〇中略かゝる程に、御心ちれいならずおぼさるれば、〇中略いかに〳〵とのみ覺しなげかせ給、御物のけどもいとおどろ〳〵しう申すと、れ

いのことなり、おほやけわたくしのだいじ、たゞいまこれよりほかは、なに事かはとみへたり、禪林寺の僧正などみなおはす、との、御前さらにいのちおしくも侍らず、さき〳〵世をまつりごち給人々おほかる中に、をのればかりさるべき事どもえたるためしはなくなん、東宮おはします、み所の后〇一條天皇中宮彰子、三條天皇中宮妍子、後一條天皇皇后威子、院〇小一條院敦明親王のにやうご、おはす、たゞいま内大臣にて攝政〇頼通つかまつる、又大納言にて左大將〇教通かけたり、又大なごん、〇頼宗あるは左衛門督にて別當かけ、〇能信この〇の原脱、依二一本一補をのこの位〇長家ぞいとあさけれど、三位中將にてはべり、みなこれつぎ〳〵おほやけの御うしろみをつかうまつる、みづから太政大臣准三后のくらゐにて侍り、この廿餘年ならぶ人なくて、あまたの御門の御うしろみをつかうまつるに、ことなるなむなくてすぎ侍ぬ、おのが先祖の貞信公、いみじうおはしたる人、我太政大臣にて、太郎小野宮〇實頼のおとゞ、二郎右大臣、〇師輔四郎、〇師氏五郎〇師尹こそは、大納言などにてさしならび給へりけれど、后たち給はずなりにけり、ちかうは九條のおとゞ、〇師輔わが御身は、右大臣にて、やみ給へれど、おほ后〇安子の御はらの、冷泉院圓融院さしつゞきおはしまし、十一人のおのこゞの中に、五人〇伊尹、兼通、兼家、爲光、公季、太政大臣になり給へり、いまにいみじき御さいはひなりかし、されば后三ところたち給へるためしは、この國にはまたなきこと也など、よにめでたき御ありさまをいひつゞけさせ給、ことし五十四なり、えぬともさらにはぢあるまじ、いまゆくすゑも、かばかりのことはありがたくやあらん、あかぬ事は、尚侍〇嬉子東宮〇後朱雀にたてまつり、皇太后宮の一品宮〇禎子の子御事、このふたことをせずなりぬるこそあれど、大みや〇彰子おはしまし、攝政のおとゞいますかれば、さりともとし給事ありなんと、いひつゞけさせ給、

〔古事談一王道后宮〕宇治大納言隆國、後冷泉院御在位之間、誇二朝恩無貳一之故、奉レ爲二春宮一〇後三條天皇於レ事頗有二奇怪事一云々、而受禪之後、爲レ思二食多年之御意趣一、於二彼子息等一以二事次一可レ被レ處二罪科一之由、有二叡慮一、于レ時

權中納言隆俊卿、聞食參祇殿上之由、稱自小蔀伺覽之處容顏勝於人、體骨超於倫、著座之後、更不顧眄、只正笏居、總日々參仕、陣中公事、一身奉行、殆如無傍人、於末代無双之卿相也、若不召仕者、極朝家之損也ト御覽ジテ、舍弟宰相中將隆綱ヲ令相待事次之處、齋官寮申、射殺狐、陣定之時、隆綱卿執筆書定文、其詞云、雖有飲羽之號、未見首丘之實云々、叡覽此筆之後、叡感之餘、剩被許近習畢、於今者三男四位少將俊明可被果御素懷之由、思食之處、忽內裏燒亡、主上御要輿、雖令出御、雜人等群入于南庭、無其隙之間、不能御安座、令立于御輿給、于時俊明朝臣頗遲參、奉見令立于御輿、自執弓走廻殿雜人、退散之時、則令安座御云々、入御之後被仰云、今日依俊明之德不見恥、是依運之未盡、俊明所參入也云々、如此間、三人皆以爲近臣、無比肩人云々、

〔古事談三 僧行〕神藏寺上人覺尊、無動寺仙命上人ハ、同時之人也、覺尊常ニ出洛シテ、知識勸進シケルヲ、仙命ハ無由事シ給物カナト云テ、人ノ信施ヲ不受トテ、只一人房ニ籠居シテ、智得ト云ケル法師ニ、往來一部ヲ預テ、日ニ一度時ヲノミ指入ケレバ、食シテ不斷念佛ヲノミシ給ケリ、白川院御時、女御之御座シケルガ、有智德行ノ貴僧ヲ供養セバヤト思召テ、當時誰カ貴キト御尋アリケルニ、人々申云、無動寺仙命上人ニスギタル聖、不可有候、但人ノ施ヲ一切不受候云々、女御聞召智德之子細、智得ヲ召寄テ、令謁給テ、袈裟ヲ一給テ、是汝ガ志ノ樣ニテ、構テ上人ニ奉ゼヨト被仰ケレバ、智得賜袈裟、不慮ニ人ノ給テ候、己ハ可懸モ候ハヌウヘニ、御袈裟ノヤレテ候ヘバトテ上人ニ令獻ケリ、仙命思樣ハ、カヽル袈裟、此小法師ニトラスベキ樣無之、我ニ志ザスナメリトテ、呪願候テ、三世諸佛得給トテ、懸作タル房ナレバ、谷底ヘ投入畢ヌ云々、又隣房ノ人、大和瓜ヲ儲テ食ケルガ、ヨカリケレバ、切サシタル半分ヲ持向テ、是食給ヘ、殊勝ナレバトテ進タリケルモ、食スル樣ニテ谷ヘ投入給ケリ、神藏寺ノ上人先立遷化シテ、仙命ノ夢ニ無由ト制止給シ事ヲキカデ、下品下生ニ生テ候也ト示ケリ、仙命ハタシカニ上品上生ニ生レタルヨシ示也、

〔十訓抄四〕中納言通俊子に、世尊寺阿闍梨仁俊とて、顯密知法にて貴き人おはしけるを、鳥羽院に候ける女房、仁俊は女心ある者の空聖立けると申けるをかへりきゝて口おしと思ければ、北野に參籠して、此恥をすゝぎたまへと祈請して、

　哀とも神々ならば思ふらん人こそ人のみちはたつともとよみければ、其女房赤き袴ばかりを腰にまきて、手に錫杖を持て、仁俊に空ごと云付たる報ひよと云て、院の御所に參て舞くるひけり、淺ましと思召て、北野より仁俊を召て見せられければ、神恩のあらたなるを感じて、涙をながして、一度慈救呪を滿給ひければ、女房本心に成けり、いみじくおぼし召て、うすゞみといふ御馬をぞたびたりける、

〔源平盛衰記一〕清盛捕㆓化鳥㆒幷一族官位昇進事

清盛安藝守ト申シヽ時、保元元年、左大臣謀叛ノ時、コトナル賞アリテ、同年七月十一日、安藝守ヨリ播磨守ニ移リ、同八月十日、任㆓太宰大貳㆒、平治元年、信賴卿謀叛之時、勳功アリテ、同年十二月廿七日ニ、經盛伊賀守、賴盛尾張守、宗盛遠江守、重盛伊豫守、敎盛越中守、基盛任㆓左衞門佐㆒、永曆元年ニ、正三位シテ參議ニ拜ス、同二年、右衞門督、撿非違使別當、權中納言ニ任ズ、長寬三年ニ、權大納言ニ至リ、仁安元年、内大臣兼ニ任ズ、宣旨幷ニ饗祿ナリケレドモ、忠義公ノ例トゾ聞エシ、同二年ニ、太政大臣ニ上ル、左右ヲ經ズシテ此ノ位ニ至ル事、九條大相國信長公ノ外、總ジテ先蹤ナシ、大將ニアラネドモ、兵仗ヲ賜ヒテ隨身ヲ召ジ具シテ、執政ノ人ノ如シ、輦車ニ乘テ宮中ヲ出入ス、偏ニ女御入内ノ儀式ナリ、太政大臣ハ、訓導ノ禮重ク、儀刑ノ寄深ケレバ、地勢大ナリトイヘドモ、賢慮足ヲザルモノハ、其仁ニ當ルコトナシ、天才高シト雖ドモ、政理明ナラザルモノハ、猶其器ニアラズ、其人ニ非ザレバ黷スベキ宮ニアラザレドモ、一天ノ安危身ニ由リ、万機ノ理亂掌ニ在リケレバ、子細ニ及バズ、親子兄弟大國ヲ賜ハリ、兼官重職ニ任ジケル、上三品ノ階級ニ至ルマデ、九代ノ先蹤

ヲ越、角榮エケル、ユヽシキ事ト思ヒシ程ニ、清盛、仁安三年十一月十一日、歳五十一ニテ重病ニ侵サレ、存命ノ爲ニ忽ニ出家入道ス、法名ハ靜海ナリ、其驗ニヤ宿病立トコロニ愈テ、天命ヲ全クス、人ノ從ヒ付事ハ、吹風草木ヲ靡スガ如ク、世ノ偏ク仰グ事、フル雨ノ國土ヲ潤スニ異ナラズ、サレバ六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云テケレバ、花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ並ブル人ナカリケリ、太政入道ノ小舅ニ、平大納言時忠卿ノ常ノ言ニ、此一門ニアラヌモノハ、男モ女モ、尼法師モ人非人トゾ申サレケル、カヽリケレバ、如何ナル人モ相構ヘテ、其一門其ユカリニムスボレントゾシケル、昔呉王好二劍客一、百姓多二瘢瘡一、楚王好二細腰一、宮中多二餓死一、城中好二廣眉一、四方且半額、城中好二大袖一、四方用二疋帛一、ト云フ事アリ、サレバ烏帽子ノタメヤウ、衣紋ノカヽリヨリ始メテ、何事モ六波羅樣ト云テケレバ、天下ノ人皆之ヲ學ビ、之ニ從ヒケリ、如何ナル賢王聖主ノ御政ヲモ、攝政關白ノ成敗ナレドモ、何トナク世ニアマサレタル徒者ナシト、謗リ傾ケ申スコトハ常ノ習ゾカシ、サレドモ此ノ入道ノ世ノ間ハ、聊モユルカセニ申スモノナカリケリ、〇下略

〔徒然草下〕西大寺靜然上人、腰かゞまり眉しろく、誠にとしたけたる有さまにて、內裏へ參られたりけるを、西園寺內大臣殿、あなたうとのけしきやとて、信仰のきそくありければ、資朝卿これを見て、年のよりたるに候と申されけり、後日にむく犬の淺ましく老いさらぼいて、毛はげたるをひかせて、この氣色たうとく見え候とて、內府へ參らせられたりけるとぞ、

〔慶長見聞集四〕西譽一人道心おこす事

古人は清貧にしてたのしみ、濁富にしてかなしび多しといへり、傳へ聞、ほうこじは持たる寶を船につみ海へ捨て、どく乄んに打成て世をたのしび給ふ、扨又九年已前の事なりしに、われ知る人多氣九郎左衞門と云ひし人は、江戶本兩替町に家屋敷有福德にして、乄かも若き人なりしが、湯島の寺におはしける稱往上人のけうけを聞、後生こそ大切なれとて、持たる財寶打捨、髮をそ

ぎおとし、西譽一人を改名し、念佛三昧の行人となつて、師弟ともなひ、國々をめぐられしが、死期を待こそおそけれとて、伊勢の國わたらひの郡ぼたいせんといふ處にて、慶長十二年丁未五月廿五日にゑやゑんし、師弟同じ日果られたり、皆人是を見、此由を聞て、ゑんりゑど、ごんく淨土、不惜身命、住西方のけうげなれば、有がたしといひける處に、長生といふ人聞て、いや〳〵此意ろには大に相違せり、新古今にうきながら猶をしまるゝ命かな後の世とても頼なければ、とよめり、此歌殊勝なり、夫命といつは、三千大千世界にみちたる大切の寶なれば、我は此世に千年までもあらばやといふ、愚老是を聞、あら面白の御沙汰どもや、龐居士は世をのがれてたのしび、九郎左衞門は死て後の世をたのしみ、長生は此世をたのしむ、いづれを是とやいはん、非とやいはんと、此義をたつとき御僧に尋候得ば、是非の理、誰か是を定めん、いづれもたうとしとのたまひける、

〔明良洪範二十二〕秀吉公或時近臣ニ語ラレシハ、我ハ尾州ノ民間ヨリ出タレバ、草苅スベヲバ知リタレドモ、筆取事ハエ知ラズ、今不慮ニ雲ノ上ノ交ヲナス、但シ我母若キ時ニ、内裏ノ御厨子所ノ下女タリシガ、玉體ニ近付奉リシ事アリ、其夜ノ夢ニ、幾千萬ノ御祓箱、伊勢ヨリ播磨ヘ、透間モナク空ヲ飛行ト見ツルヲ、又チハヤブル神ノ〳〵ミテクラ手ニトリテト云歌ヲ、夢中ニ感ジテ、我ヲ懷妊セラレ候、此夢ウレヒアヒヌト覺メテ、信長公ヨリユルサレテ、播州ニ發向シ、卽時ニ討平ニゲ、夫ヨリ中國ニカヽリテ、毛利ト先陣セシ時ニ、明智ガ亂ヲ告來ル故、時日ヲ移サズ討テ上リ、主君ノ怨敵タル明智ヲ亡シ、紫野ニ於テ公ノ葬送ヲ執行シ、朝廷ニ請テ御贈官ヲナシ奉リ、一宇ヲ建立シテ御位牌ヲ崇メシ、此等ノ冥加ニヤ、今我思ハズモ貴身トナリヌ、サレドモ土民ナレバ氏性ナシ、草苅ノナリ上リタル身ナレバ、古鎌足子大臣ノ御名ヲヨスガニ、藤原氏ヲヤ免サレント、此事申サレシカバ、イトヤスキ事ナリトテ、近衞殿ヨリ其御計ラヒ有シ、九條禪閤殿下公、稙道聞シ召シテ、攝家ハ何レモ隔ナシトイヘドモ、長者ハ當家ノ事ナレバ、近衞殿ノ御マヽニハ成ベカ

ラズト仰セ有シヲ、秀吉聞玉ヒテ、物知リノ申サル丶事ナレバ、子細コソ有ベケレトテ、德善院玄意ニ命ジテ、近衛殿九條殿兩所ヲ大德寺ニ請ジ申シテ、其相論ヲ聞玉ヒシニ、嫡庶ノ流、舊記及ビ傳來ノ重器、近衛家ノ鎌、九條家ノ大織冠ノ眞影、惠亮ノ法華經ニ狐丸ノ太刀、及ビ三代ノ名記等、サマ〲〵有シトナン、互ニ爭ヒイドミ給ヒケレバ、秀吉聞玉ヒテ、左樣ニ耳遠キ爭ヒ、ムツカシキ藤原ノツル葉ナランヨリハ、思ヒ付シテ、今迄ナキ氏ニナリテ、我右大臣ト密ニ議シテ上奏シ、豐臣朝臣ト云新姓ヲ勅許アリケリ、

〔律疏〕六議〇中略

六曰、議貴、謂三位以上、

〔日本書紀〕十六武烈六年九月乙巳朔、詔曰、傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀨舍人、使爲代號萬歲難忘者也、

〔元亨釋書〕五釋覺鑁、姓平氏、肥之前州人、將門之腸胤也、累代武略、其父負勇名、鄕黨敬畏、鑁兒稚以爲我父天下之豪貴也、一日官吏促租到家、喧呼放戾、父居屛處不出、家有比丘、兒問曰、今何人乎、辱我尊丈、尊丈又盍似平時之勇壯哉、比丘曰、官吏課租、汝父豈可忤乎、兒曰誰爲之、比丘曰刺史也、凡州界無不聽刺史之令者、汝父亦刺史之有耳、兒曰、我始謂天下之貴人靡如我父、猶有刺史乎、比丘曰刺史不自貴、承于宰臣、宰臣不自貴、承于天子、天子者四海之至尊也、汝之稚孩、何父之謂哉、兒良久曰、有至尊之過天子者乎、比丘曰、有神道、有天界、人主者皆承制也、兒曰、有踰神天乎、比丘曰、有、兒曰、誰乎、比丘曰、佛也、兒曰、有邁佛者乎、比丘曰、無過斯、故曰無上世尊、兒曰、可得聞乎、比丘曰、佛有三身、法報化也、其訓有二、顯密也、三身之中、法身爲最也、二訓之內、密乘爲奧也、若夫三身二訓者、非小兒之所宜聽矣、兒曰、世人有登佛位者乎、比丘曰、方今剃染之者皆彼徒也、其間勤修精敏之者、必得其位、兒曰、其人何在、我就而尋求焉、比丘曰、紀州高野山者弘法大師定隱之地也、彼有定尊阿闍梨、粹于密學、子其往焉、自是

志₂遊學₁、

賤

賤ハ、イヤシト云フ、貴ニ對スルノ稱ニシテ、身分ノ低キモノヲ謂フナリ、我國往古平民ニシテ、特ニ族姓ノ賤シキモノアリ、之ヲ賤民ト稱ス、事ハ政治部賤民篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔類聚名義抄 三見〕賤イヤシ ミシ カシ　賤音錢 ヤスシ イヤシ 和仙

〔伊呂波字類抄 伊人事〕賤イヤシ 輕　苟　恒　鄙　芮　卑尊卑　微　俚　民　愫　窟　陋　蕞蕞芮小貌　俾　得　頪　斲　菓　𧄍　訕　頑　衙　洏　寠　俳　眇　醜　㑩　嚕　窶　亞正文　固　下　偷　野　劣已上イヤシ

〔倭訓栞 前編伊 三〕いやし　鄙又卑賤をよめり、彌下の義なるべし、日本紀に微をもよみ、靈異記に斯下をよみたり、

賤例

〔日本書紀 七景行〕二十七年十二月、到₂於熊襲國₁、〇中略川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇之子也、名日本童男也、川上梟帥亦啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人、不ₗ勝₂我之威力₁、而無₂不ₗ從者₁、尙多過₂武力₁矣、未ₗ有ₗ若₂皇子₁者、是以賤賤イヤシキヤツコノ〇賤賤、一本作₂賤賊₁、陋イヤシキ口以奉₂尊號₁、〇下略

〔水鏡 中元明〕同〇和銅二年五月に、新羅の使さまざまの物をあひぐして參れりしに、不比等その使にあひ給ひにき、昔より執政大臣のあふ事は、いまだなき事也、しかれどもこの國のむつまじき事をあらはするより、との給ひしかば、使ども座をさりて拜し奉りて、うるはしく又座につきて、使どもは本國のいやしきものどもなり、王の仰をかうぶりて、いまみやこにまいれり、さいはいの

はなはだしきなり、しかるにかたじけなくあひまみえたてまつりぬ、恍おそるゝ事かぎりなしと申しき、國王大臣も、ときにしたがひて、ふるまひ給ふべきにこそ、此ころならばかたおもぶきに、異國の人に一の人のあひ給ふはなき事なり、などぞそしり申されし、

〔十訓抄三〕行基菩薩は和泉國の大島の里にすまれ、弘法大師は、讃岐國多度津郡より出給へり、皆是邊鄙の民間をはなれずといへども、各權者の名を顯し給へり、吉備大臣は左衞門尉國勝之子也、粟田左大臣は但馬守有頼が息にて、二人ながら其父賤しけれども、才能を賞せられしかば、大臣のやむごとなき官になられにき、

〔明月記〕建暦二年九月廿八日、年來青侍遠江守能直(去年爲㆓家令㆒)去七月廿日比依㆓痢病氣㆒申㆑暇退出、八月十三日出家、十六日死去之由下人告㆑之、今年七十六云々、雖㆑不㆑異㆓鳥跡㆒如㆑形書㆓眞名㆒適書㆓寫文書㆒及㆓數百卷㆒雖㆓卑賤老翁㆒思㆓此恩㆒足㆓悲泣㆒、

〔閑田次筆四〕元亨釋書の著者虎關禪師は其父微官なりしかば、小僧の時、官家の童子達と群遊ぶのついで、其父の微官なるを耻かしめんとて、各其系譜をいひて、此溝をこゆべしといへり、皆大中納言の息なりしかばなり、虎關こゝろえて、大聖釋迦佛の法孫師錬と、高らかに呼はりて、一番に飛越たれば、皆いふことなくて止みしとぞ、

〔續應仁後記三〕畿內近國一揆所々騷動事

同年(享祿五年)ノ秋、和州ノ一揆等勃興シテ、當國高取ノ城ヲ攻ケレドモ、城主越智ノ某、隨分防戰テ、終ニ一揆ヲ追拂フ、同十月、南都ノ町中一揆ヲ企テ、僧房ヲ燒立ケレバ、南房ヨリ此返報トテ、又町中ヲ燒拂フ、一揆ノ大將ハ、一向宗ノ門徒鴈金屋願了、同餘五郎ト云者也、角テ當國宇多郡吉野、伊賀國名張ノ一揆等悉組合テ、伊勢國エ亂入ス、國司北畠晴具是ヲ防ギ留ント有ケルニ、老臣等思案シテ、懸ル賤キ土民ノ奴原、當家歷々ノ侍計ヲ差向テ、防カスベキ事、本意ニ非ズ、其損寡カラズ

トテ、當國山田ノ庄ノ穢多非人ヲ相催シ、乞食多勢ニ、紙小旗ヲ差連サセ、其旗一様ニ穢多ト云字ヲ書付テ、武士ノ眞先エ押立、進マセケル程ニ、流石和州ノ一揆共モ、此小旗ノ文字ヲ見テ、イカナル賤キ我々ニテモ、穢多非人ヲ相手ニシ、合戰ハ成マジトテ、其ヨリ散々ニ成ケル處ヲ、先ノ穢多ヲ押除テ、跡ヨリ武士共進出、一揆ヲ追驅追詰テ、悉ク討捕退治シケリ、

〔靈巖夜話〕太閤秀吉、聚樂の屋形におゐて、伽衆餘多雜談の節、伽衆の中ゟ、世間に、親に生レ増たる子と申は、希成物ニ而候との義を、秀吉聞給ひて、身共抔も其通也と被申候へば、伽衆何も合點致兼候所に、權現様〈○徳川家康〉ニハ、いかにも仰の通りに候との御挨拶ニ付、秀吉御申候は、中納言には御合點と相見へ候、先御だまり有べく候、何もハ何と有之候へば、伽衆何も得合點不仕と申、秀吉重ねて仰候ハ、我等親共の義ハ、定而何も聞及有べし、家來を召仕ふ事も不成樣成微賤の者に候得共、身共を子に得持候、我等は親に生レ劣り、子に事を欠候と被申候と也、

〔温故堂塙先生傳〕これよりさき、大人花咲松と云ふ書をあらはす、こは南朝長慶院と後龜山院との御位の事を論せり、萬〈○立原〉いまだ其說に服はず、問答あまたたびになりて、萬つひに其いふ所をよしとす、これによりて、いよ〳〵大人をすゝめて、このよせあることを得たり、そのをりに、萬の同僚みないさめていひけらく、國史はわが先君の修むる所なり、瞽者をしてその事にあづからしむる、これ我等が恥にはあらずや、むべそのことをとゞむべしと、萬うけずしていふよう、その人の盲たるは病なり、尊卑のいたすところにあらず、然れども常にいはゆる盲人は、世のもてあそびぐさとなる事を勤とす、この故にいやしまれざることかたし、塙は文學を業とし、人多く師の禮をいたして來り學ぶ、其說も又取るべきが多し、さらばいかでか明不明のへだてあるべきや、もし國史の校正にあづかりて補ふ所なくば、萬其罪をかうぶりなんといらへしかば、ついに其事なりにけり、

〔禁秘御抄 上〕一可遠凡賤事
天子者殊可被止御身劣、是雖盡筆端事也、假令供御之供膳、聽色女房、又典侍不論善惡候之、前典侍ナドノ非當職類ハ、無何著禁色雖參、不可及御陪膳、公卿藏人頭無憚、四位侍臣、晝御膳參之上、雖無憚可選其人、無何不可用南殿之儀、采女雖爲陪膳、只時不可用之、同事也、亂遊之時ナドハ如渦、無何進事、少々近代有之歟、尤不可然、予時ハ少々如此、可止之、家闘、宣經などハ時々候陪膳、有何事乎、於女房者、典侍不及輩、一度モ不聽之、御持僧ハ聽之歟、但近代無其儀、其も貴種人ハ可聽之歟、鳥羽院御時、行尊僧正夙夜祗候、定候御陪膳歟、炎上時取劒璽、さほどの事時ハ、雖甚忌有沙汰後被謝申、御裝束などにハ不可懸手、御衣ハ内侍已上聽之、然而正候御裝束、同御陪膳、但侍臣ハ聽之、其近衞司など也、六位藏人不取御衣之由在舊記、況於御裝束乎、而間々有之、其儀可止之、所衆瀧口乍地下近候習也、但御口移、御手移不可然、堀川院御時、樂人等偏無便之由、匡房大難、尤不可然事也、凡卑限六位藏人下﨟女房也、有藝者依其事近召事近代多、如寛平遺誡、不可然、況如猿樂參庭上、可止事也、村上御宇爲平親王子日時、布衣輩渡御前、延喜御時、京中上﨟者被召仁壽殿東庭、如此例雖多、不可有尋常事也、但樂人隨身聽之、宿仕人其モ可依事樣、舊記布衣者入禁中、公卿雜色一人聽之、宿仕人爲陪膳、靑侍一人聽之云々、是不叶近代法、但前駈侍雜色不入日月花門内、近代如此、爲衞府者、女御后御方ニモ聽之、文官ハ衣冠也、殿上逍遙渡北陣、頭已下至于所衆瀧口同之、瀧口勿論、所衆ハ雖末代不參布衣時也、下御庭上事、如御拜時者無憚、准之建久以後敷弘席有蹴鞠興、是後悔其一也、賢所入御之時ハ常事也、付興遊、凡卑殊不可然事歟、内々習禮等、白地主上不爲臣下、高倉院御時、張兒爲主上、不吉事云々、況御身爲臣下、大禁事也、無左右出簾外見万人事、能々不可然、乍簾中之條、在寛平遺誡、但幼主時如此事不能制申、但下劣事、返々可有用意、無何疊、御座、尤不可然、近代建久以後御小袖、赤大口、常御貌也、誠長袴二衣不相應歟、堀川院御時までハ、白地渡御座、乘船ハ大井川行幸用倚子、然舟中倚

名稱

子有猶豫、鳥羽御乘船〈堀川〉用平鋪座、倚子在御座邊、近代ハ勿論歟、內々御行步必不用畳御座御釼、內々用他御釼、近頃作法是非得咎歟、如御草鞋、六位奉仕雖有例、非普通事、

〔異本枕草紙 上〕いやしげなる物

式部のぞうの尺、黑きかみのすぢあしき、くろぬりのだい、むしろばりのくるまのおそひ、しげううちたる、ぬの屛風のあたらしき、ふりくろみたるは、なか〳〵なにともみえずなどして、いろどりゑがきたるが、さみゆるなり、やりどづし、いよすのすぢふとき、ゐなかこぼうしのふとりたる、まことのいづもむしろのたゝみ、ゆげいのすけのかりぎぬすがた、

〔徒然草 上〕いやしげなる物の、居たるあたりに、調度のおほき、硯に筆のおほき、持佛堂に佛のおほき、前栽に石草木のおほき、家のうちに子孫のおほき、人にあひて詞のおほき、願文に作善おほく書のせたる、

貧　負債　附

貧ハ、マヅシト云ヒ、又ハトモシトモ云フ、卽チ財貨ノ乏少ナルヲ謂フナリ、我國ノ俗、古來淸貧ニ安ズルヲ以テ尙シト爲シ、名利ノ爲ニ志ヲ屈セザルヲ以テ屑シト爲ス、而シテ貧ニシテ能ク其父母又ハ夫ニ事ヘ、或ハ其志ヲ立テヽ業ヲ成スモノニ至リテハ、殆ド枚擧ニ遑アラズ、今其著キモノヲ取テ、此篇ニ收載セリ、

負債ハ、他ノ財貨ヲ借用キルヲ謂フ、古クハ出擧ト稱シテ、政府又ハ一私人ヨリ財物ヲ人ニ貸シテ、其利息ヲ收メシコトアリ、事ハ政治部貸借篇ニ詳ナレバ、宜シク參看スベシ

〔類聚名義抄 三貝〕貧〈符巾反 マヅシ トモシ〉

貧例

〔伊呂波字類抄末人事〕貧マツシ賤也、古作[illegible]、少也、　飲　宴　価已上同

〔倭訓栞後編十六末〕まづし　貧をよめり、俗にまづ〳〵にするといふ詞によれば、苟且の意より轉せしにや、貧すれば鈍するといふ諺は、朝野僉載に、人貧智短、馬疲毛長と見えたり、貧は病より苦しといふは、古詩に、富貴他人合、貧賤親戚離と見えたり、貧諸道の妨げといへる諺も同じ、

〔倭訓栞中編二十四末〕まどし　貧をよめり、まづしに同じ、

〔倭訓栞前編十八登〕ともし　乏字をよめり、とぼしともいへり、字の如く稀少の義也、

〔倭訓栞中編二十一比〕びんぼう　貧乏の音なり、乏を俗にほくとよむは誤也、びんぼがみは虚耗鬼なり、

〔日本書紀天武二十九〕八年二月壬子朔、是月降大恩恤貧乏。。以給其飢寒、三月壬寅、貧乏僧尼施綿布、

〔古事記上〕於是探赤海鯽魚之喉者有鉤、卽取出而淸洗、奉火遠理命之時、其綿津見大神誨曰之、以此鉤給其兄時、言狀者、此鉤者、游煩鉤須須鉤貧鉤宇流鉤云而、於後手賜、於煩及須々亦宇流六字以音然而其兄作高田者、汝命營下田、其兄作下田者、汝命營高田、爲然者、吾掌水故、三年之間、必其兄貧窮、〇中略是以備如海神之敎言、與其鉤、故自爾以後、稍兪貧、〇下略

〔日本書紀神代二〕一云、〇中略於是進此鉤于彥火火出見尊、因奉敎之曰、以此與汝兄時、乃可稱曰、大鉤、踉䠙鉤、貧鉤、癡騃鉤、言訖、則可以後手授賜、〇中略又敎曰、兄作高田者汝可作洿田、兄作洿田者、汝可作高田、海神盡誠奉助如此矣、時彥火火出見尊既歸來、一遵神敎依而行之、其後火酢芹命日以襤褸而憂之曰、吾已貧矣、乃歸伏於弟、

〔續日本紀十一聖武〕天平五年閏三月戊子、諸王飢乏者二百十三人、召入於殿前、各賜米鹽、詔責其惰情、令治生業、

〔類聚國史七十八賞宴〕弘仁十三年七月丙申、以新錢一百貫、班給諸王貧者、

〔古事談〕二臣節 清少納言零落之後、若殿上人アマタ同車、渡彼宅前之間、宅體破壞シタルヲミテ、少納言無下ニコソ成ニケレト、車中ニ聞テ、本自棧敷ニ立タリケルガ、簾ヲ掻上ゲ、如鬼形之女法師顏ヲ指出云々、駿馬之骨ヲ不買ヤアリシト云々、燕王好馬買骨事

〔今物語〕昔の周防內侍が家の、あさましながら建久の比まで、冷泉堀川の西と北とのすみに朽殘りて有けるを行て見ければ、

我さへ軒のゑのぶ草と、柱にむかしの手にて書付たりしが有ける、いとあはれなりけり、是をみてあるうたよみ、かきつけゝる、

是やその昔のあとゝおもふにも忍ぶ哀のたえぬ宿哉

〔台記〕久安三年九月十三日甲戌、午一刻參上、依召參御前、召尼於御前、賜米、先廳官於聖靈院召計可賜之、尼則賜短冊後、列居御前、賜了取返短冊、次又召尼、給小袖、如先、賜米者不賜小袖、仰曰、無短冊、同人數度給物、又不可給之人參入、因之給短冊、是朕之謀也、此中無短冊之尼參入、被取返物了、法皇〇鳥羽詔曰、朕在位時、有女房、名尾張、件人宇治入道相國〇藤原忠實所被通也、今爲尼在此中、給物希有事也、余〇藤原頼長問曰、依道心乎、仰曰、依清貧也、件尼使左少辨光頼奏曰、吾是君之所知也、請自料之外賜小袖一領、廼者詣熊野、爲令著徒尼也、勅許之、良久而下宿所、

久壽元年〇仁平四年六月八日庚寅、今日余〇藤原頼長奉爲法皇、供養等身藥師如來像一軀座、五寸同像立、素紙摺寫藥師經千卷、〇中略次召佛師法印賢圓、賜馬一疋、賢乘主貞後一人牽之家貧無貯、以地田戸主、爲造佛直、欲賜鴨院南町、而年來住彼地之侍女少納言曰、將以他地爲佛直、余許之、少納言獻地三戸主、以件地三戸主、鴨院南町一戸主賜賢圓、以鴨院南町三戸主賜少納言、

〔撰集抄〕九 觀理大德事

むかし平の京に、男女すみけり、いたく思下べき品の人にはあらざりけるなんめり、巖山に有て

塵籠の雲をふみ、竹園に望て令書のうけ給を事とせし人にていまそかりけるが、身くるしくまどしく侍りて、忠勤かれ〴〵になりて、里かげに侍けるなり、しかあるに、年なかばたけて後、初めて一の男子をまふけてけり、みめことがらのわりなさに、父母のいとをしむ事、今一きは色をまして、明けても暮ても夫婦の中におきて、世のまづしく悲しきわざをも、是にてなぐさみ侍りけるに、はからざるに夫世心ちに煩て身まかりにけり、女もおなじみちにと悲しみ侍りし事、理りにもすぎて見え侍りけれど、日數のつもるまゝに、思ひもいさゝかはるけ侍りめるに、世の中のいとゞたえ〴〵しさに、いける心ちもせで、朝夕はねをのみなきて侍けり、此子十一と云年、母にいふやう、たえ〴〵しき有さまに、我をはごくみいとなみ給ふも悲しく侍り、又かくても行するいかなるべしとも覺え侍らねば、はやく我にいとまをゆるしたまへ、水のそこにも入か、また物をもくてても、遠方にまかりなんと、かきくどきいふに、母いとゞ悲しく覺えて、故殿におくれて、一日片時もいきて有るべしとも覺え侍らざりしかども、そちに心をなぐさめてこそ、すぐす事にてあれ、世の中のあるにもあらずまづしきわざは、實こゝろ苦しく侍れども、さればとて又命をなき物になすべきにあらずなんと、ねんごろに涙もせきあへず聞え侍れば、此子ももろともになみだをながし侍りけり、○下略

〔伏見宮御記錄利四十七上仙洞御移徙部類記十三〕三中記、建久九年四月廿一日戊子、參院、次參二條殿、歷覽華構之壯麗、非筆端之所及、○中略舖設翠簾雜具等、近日天下緇素莫不營之、○中略夕郎五人之中、不勤此役之者、予一人也、淸貧與疎遠計會故也、

〔近世名家書畫談下〕雪山の軼事

雪山先生は肥後熊本の人なり、代々北島三立をもて稱す、○中略雪山江戶にありし時は、潔癖甚しかりしに、長崎に歸りて後、十六年ゆあみせず、つめとらず、赤貧にして、儋石の儲けなけれども、崎

人尊敬して、名をもて呼ぶものなく、先生とのみ云たりとなん、酒なき時は字を寫し、酒店に與へ、文字の數によりて、酒肴を送り、平生酔を盡せりとなり、

〔事實文編 次編十三〕貧士傳　古賀煜

都下有一士人、佚其名姓、享祿二百石、人小普請組、無職掌、家素赤貧而酷嗜酒、日夕酣飲、絕不事事、家計益窶、不能俯育妻子、於是逐妻屏子、傫然獨處、親姻僚友或賑濟之、隨手揮盡、人莫肯復顧卹、請乞不獲、借貸無所、一錢尺布不得入己家、有一赤色雨衣、便著以蔽體、會嚴冬風霜砭肌、不可耐忍、迺毀窻戶、拆柱楣、而焚之以禦寒、屋宅已盡、遂鑿庭中土而賣之、漸達隣墻、隣人怒詰責之、旁無所取土、乃益深之、望之黝奥不測如洞然、士人入而寢息于其中、其長聞之愁然曰、此赤麾下士也、坐視其寒餓死、吾所不忍、且於義不可也、迺議予之食、顧其人清狂無知、多與之米、恐或一時蕩盡、因計日給米若干、炊爲飯、盛之以器、使人持而餉之、時士人久已亡赤色雨衣、裸立露醜穢、不可以見人、故餉者舍食器于穴口、棄去不復顧、然後士人徐出、取啗之、如是者日三、率以爲常、不知今猶存乎否也、昌平學主簿猪飼斗南、爲予說若此、實文化丁丑年間事也、予聞、古之貧士有炊屐屧者、有夜如縣鶉者、有居徒四壁立者、未聞衣食絕、屋宅盡、土中藏身、反上古穴居之俗如斯人者也、洵千古貧士之冠、不可以匆之記、作貧士傳、

貧而事親

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、〇中略家素清貧、事母至孝、公俸所當皆施親友、

〔今昔物語 二十四〕七月十五日立盆女讀和歌語第四十九

今昔、七月十五日ノ口盆ノ日、極ク貧カリケル女ノ、祖ノ爲ニ食ヲ備フルニ不堪シテ、一ツ著タリケル薄色ノ綾ノ衣ノ表ヲ解テ、瓷ノ盆ニ入レテ、蓮ノ葉ヲ上ニ覆テ、愛口寺ニ持參リテ伏禮テ泣テ去ニケリ、其後人恠ムデ、寄テ此レヲ見レバ、蓮ノ葉ニ此ク書タリケリ、

タテマツルハチスノウヘノ露バカリコレヲアハレニミヨノホトケニ

ト人々此レヲ見テ、皆哀ガリケリ、其人ト云事ハ不レ知テ、止ニケリトナン、語リ傳ヘタルトヤ、

〔古事談 二 臣節〕昔惟成ノ許ニ、文書ノ雲客等來集之日、只有二四壁一而市ニ餉ヲ交易シテ、相二具甘葛煎一指出云々、又無レ待、件妻ヲ半物(ハシタモノ)體ニ成テ出タリ、

〔古事談 二 臣節〕惟成辨清貧之時、妻室廻二善巧一、不レ令レ見レ恥云々、而花山院令二即位一給之剋離別之、爲二滿仲之聟一、因レ茲件舊妻成レ怨請二貴布禰一祈申云、不レ可二忽卒一、只今成二乞食一給ト云、百ケ日參詣之間、夢示給ハク、件惟成無二極幸人一也、何忽成二乞食一哉、スコシキ有下可レ構之事上云々、不レ歷二幾程一、花山院御出家、惟成同出家、行二頭陀一云々、爰件舊妻辨入道長樂寺邊ニコソ乞食スナレト聞得テ、饗一前、白米少々隨身シテ、隱居テ抱入テ談二往事一、或哭或怨云々、入道承諾云々、

〔明良洪範 二十〕淺野ノ家士四十七人ノ外、小島喜兵衞ト云者有、元ヨリ大石ト深ク談ジ、東行ニハ必ズ同道スベシトテ、其期ヲ待居タレド、程久シク成テ、段々貯ヘノ金銀モ盡テ、今日ヲ暮スベキ力モナク、山科ヘモ行レズ、大阪ノ福島ト云所ニ住ケル、差替ノ大小モナクシテ、如何セント思ヒシニ、大小ノ切羽ヲハヅシ、ヨフ〳〵ト其月ノ店賃ナド殘ラズ拂ヒ、女房ヲバ水賣ニ遣シ、其跡ニテ諸事取仕舞、心靜ニ自害シケルニ、笛ヲ掻損ジ、死兼テ居タル所ヘ、妻女歸リテ、此有樣ヲ見テ、其儘ニ夫ヲ引仰向テ、最早助リ給フマジ、苦シミナク終リ給ヘ、我モ同道ナリト、夫ヲ介錯シテ、其身心元ヲ指通シ、伏重リテ死シケルト也、此妻ヲ相具シテ、間モナカリケレドモ、夫ヲ勸メ、何卒主君ノ仇ヲ討給ヘト、常ニ力ヲ添テ、仇ヲ報フノ外他事ナカリシト也、今日マデモウレヒヲジノギ、大望ヲ心掛シニ、力盡テ死シテ志シヲ立テシ也、

〔近世畸人傳 五〕雪山

雪山は、北村三立といひしかども、世に號をもてしらる、肥後の人にして諸國に遊ぶ、文學ありしかども、獨り書名高し、書法は漢僧雪機に學たり、初赤貧にして、屋破れ雨漏に、沐浴盤(たらひ)を高く釣、其

安貧

下に座して書を學べり、○下略

〔先哲叢談五〕淺見安正、初名順良、小字重次郎、號絅齋、絅齋爲人慷慨、毎以新委質列侯不爲潔、故雖貧甚不敢祿仕、門人三宅觀瀾出仕水府、以爲其志非行道、卽贈書絶之、其著靖獻遺言、亦有寓意云、

〔事實文編六十六〕渡邊登傳　蒲生重章

渡邊登者、田原藩士、生長于江戸半藏門外邸、名定靜、字子安、一字伯登、號華山、又寓繪堂、又全樂堂、登其通稱也、登倖儌不能奉養父母、賣畫以給焉、恒嘆曰、一日不作畫、增一日之究、不唯身究而已、上虧於二親之奉養、下致乎弟妻之飢寒、故余之於畫、猶農之於耕、漁之於網、不得已也、初登欲爲儒、從同藩鷹見爽鳩學、一日友人高橋文平來謂登曰、子欲爲儒誠善志也、然子今貧甚矣、夜臥無衾、爲儒迂矣、不如學畫以救急、爽鳩亦慫慂登從之、摹寫古畫、又從谷文晁而問畫法、家貧不能多給好紙、毎日以錢十六孔若二十四孔、買美濃紙以與之耳、○下略

〔五月雨草紙〕艮齋○安積信師常に語られたるには、余は極の貧書生にてありしかば、書を抄する爲にする半紙を買ふべき手當さへなければ、常に反故を買取りて、其裏に抄錄を爲せり、去れども勉めて諸書に涉り、諸說を抄して覺へ居たれば、林門に在りて輪講會讀等爲したる節は、大抵いつも議論に打勝ち、外々の諸生に負けし事なかりし、

〔類聚國史六十六人〕天長二年六月辛巳、散位從四位上勳七等紀朝臣長田麻呂卒、中判事正六位上末茂之孫、正六位上相模介稻手之子也、不涉史傳、多兼少伎、自安清貧、不營名利、可謂青松之下、必有清風者、時年七十一、

〔今昔物語二十〕女人依心風流得感應成仙語第四十二

今昔、大和國宇陀ノ郡ニ住ム女人有ケリ、本ヨリ心風流ニシテ、永ク凶害ヲ離レタリ、七人ノ子生

ゼリ、家貧クシテ、食无シ、而レバ子共養フニ便无シ、而ルニ此ノ女日々ニ沐浴シ、身ヲ淨メ、綴ヲ著テ、常ニ野ニ行テ菜ヲ採テ業トス、又家ニ居タル時ハ、家ヲ淨ムルヲ以テ役トス、又菜ヲバ調ヘ盛テ、咲ヲ含テ人ニ此ヲ令食ム、此ヲ以テ常ノ事トゾ有ケル間ニ、其女遂ニ心直ナル故ニ、神仙是ヲ哀テ神仙ニ仕フ、遂ニ自然ラ其ノ感應有テ、春ノ野ニ出テ、菜ヲ採テ食スル程ニ、自ヲ仙草ヲ食シテ、天ヲ飛ブ事ヲ得タリ、○下略

〔發心集 五〕貧男差圖をこのむ事

ちかき世の事にや、としはたかくて、まづしくわりなきおとこありけり、つかさなどありける者なりけれど、出つかふるたづきもなし、さすがにふるめかしき心にて、あやしきふるまひなどは思ひよらず、世執なきにもあらねば、又かしらおろさんと思ふ心もなかりけり、つねにはゐどころもなくて、ふる堂のやぶれたるにぞやどりたりける、つく〴〵とし月をおくるあひだに、朝夕するわざとては、人にかみほんぐなどこひあつめ、いくらもさしつをかきて、家つくるべきあらましをす疑は　しか〴〵、門はなにかとなど、これを思ひはからひつゝ、つきせぬあらましにこゝろをなぐさめて過ければ、見きく人はいみじき事のためしになんいひける、まことにあるまじきことをたくみたるは、はかなけれど、よく〳〵思へば、此世のたのしみにはこゝろをなぐさむるにしかず、一二町をつくりみてたる家とても、これをいひ思ひならはせる人めこそあれ、まことにはわが身のおきふすところは、一二間にすぎず、その外はみなしたしきうとき人のゐどころのため、もしは野山にすむべきうし馬のれうをさへつくりおくにはあらずや、かくよしなきことに、身をわづらはし、こゝろをくるしめて、百千年あらんために、材木をえらび、ひはだかはらを、玉、かゞみとみがきたてゝ、何のせんかはある、主のいのちあだなれば、すむ事久しからず、あるひは他人のすみかとなり、あるひは風にやぶれ、雨にくちぬ、いはむや一度火事出きぬる時、

とし月のいとなみ、片時のあひだに、雲けぶりとなりぬるをや、しかあるを、かのおとこがあらましの家は、はしりもとめ、つくりみがくわづらひもなし、雨風にもやぶれず、火災のおそれもなし、なすところは、わづかに一紙なれど、心をやどすにふそくなし、りうじゆぼさつのたまひける事ありといへども、ねがうこゝろやまねば、まづしき人とす、まづしけれども、もとむることなければ、とめりとすと侍り、○下略

〔發心集七〕三井寺僧夢に貧報を見る事

中比みゐでらに、わりなくまづしき僧ありけり、ねんじわびておもふやう、かく所縁のなきなめり、かくしも思事のたがふべきかは我ほかへゆきて、すぐせをも心みんと思ひて、ひるなどは旅すがたもあや山ければ、あかつき出たつほどに、夜ぶかくおき、みちのほども、わづらはしかるべしとて、しばしよりふしたる夢に、いろあをみやせをとろへたる冠者の、わびしげなる、我とおなじやうに、わらぐつはきなど、用意し、いみじう出たつあり、さき〳〵もみえぬ者なれば、あやしくて、をのれは何ものぞととふ、とし比さぶらふ者なり、いつもはなれたてまつらぬ身なれば、御とも申候はんとて、出たち侍るといふ、僧のいふやう、さるものやはある、名をば何といふぞととへば、人々しき身ならねば、異名侍り、たゞうちみる人は、貧報の冠者となん申侍るといふと見て、夢さめぬれば、すなはち身のつたなきすぐせをしり、いづくへ行とも此冠者がそひたらんにはと思ひて、ほかごゝろあらためて、あやしながらもとの寺にぞすみける、

〔翁草八〕關新助算術の事

關新助は元甲府御家來也、文昭院殿御治世ニ至、御旗本の士と成、若き頃は八算をだに不知しが、家來の持る塵劫記を見て、其法を家來に習ひ、夫〻面白き事に思ひ、色々算書を集め見れ共不解事多し、夫より算學語彙と云書を熟讀して、天元一の道理を辨え、自ラ發明シテ樣々の術を工夫

亞貧

し、演段の理、町間之術、(他流トハ違ヒアリ)暦法天文、悉其理に通達する事御聞に達し、御重寶に被思召、甲州に於て御勘定奉行格に仰付らる、○中略其外、僞、目貫、緣、頭等を拵えるに、其家の者の細工人も增たる妙手なれば、所々ゟ聞傳へに頼まれ、其の謝物を取れば、其有る內は酒を飲み遊戲れ、皆に成れば窮す、明日を貯ぬ清貧に似たりと、世人沙汰しける也、

〔百家畸行傳　一〕笹岡市正

市正は生國越後村松の豪家なり、氏は笹岡、名は靜、字は希默、○中略神道に歸依して、神職となる、性魯鈍に似て無慾なり、生平に人に說に、すべて世人四氣をさらば、無事ならんといふ、人其由緣を問ば、こたへていふ、四氣とは、色氣、欲氣、食氣、勝氣なり、人この四氣だに去ば、生涯無事なるべしとをしふ、其躬のおこなひ、最いふ所の若し、一年市正が甥來りて、市正に謂て曰く、儞つねに四氣をさる事を以て、人に敎ふ、汝も今四氣を去て、この家督をわれに讓べしといふ、市正あらそはずして、甥に家督をゆづり、纔の盤纏を懷裏にして、江戶に出て、赤坂東横町に住して、神職を業とし、清貧をたのしむ、

〔五月雨草紙〕文化の頃は、米穀の價賤き故、お旗本の士は、貧窮の人のみ多かりき、多氣安元は、醫學館の督事にて、侍醫法印なりしが、然も家道甚窮して、屋宇の修理さへ出來ざりしかば、雨の降る折、家の中悉く漏り、傘をさして食事を喫せし事度々ありし由、ある年の暮に、金子拂底にて、諸拂方出來申さず、駕籠の包替せし職工の來りて、催促したるが、若し金子お渡し無くば、駕籠の戶をはづし、持歸るべくと申たる所、法印二念に及ばず、元日の登城に戶なく共苦しからず、金子は何分調ひ申さず迚、其儘に書をよみありしが、元朝果して戶なき駕籠にて、登城されしよし、

〔日本靈異記　中〕窮女王歸敬吉祥天女像得現報緣第十四

聖武天皇御世、王宗廿三人結同心、次第爲食、設備宴樂、有一窮女王、入宴衆列、廿二王以次第設宴樂

已訖、但此女王獨未設食、備食無便、大耻貧報、至于諸樂左京服部堂、對面吉祥天女像、而哭之曰、我先世殖貧窮之因、今受窮報、我身爲食入於宴會、徒噉人物、設食無便、願我賜財、于時其女王之兒忩々走來白母、曰、快從故京備食而來、母王聞之、走到見之、養王乳母、母談之曰、我聞得客、故具食來、其飲食蘭美、味芬馥無比無等、無不具足物、設器皆鋺、使荷之人卅人也、王衆皆來受饗、以善其食、倍先王衆讃稱富王、不然何貧敢能、餘溢他盆佐我先設、儛歌寄異如鈞天樂、或脫衣以與、或脫裳以與、或送錢絹布綿等、不勝悅望、擇得衣裳、著之乳母、然後參堂、時拜尊像、著之乳母衣裳、被之其天女像、疑之而往問之、乳母答之不知、定知、菩薩感應所賜、因大富財、免貧窮愁、是奇異之事矣、

〔今昔物語　三十〕身貧男去妻成攝津守妻語第五

今昔、京ニ極テ身貧キ生者有ケリ、相知タル人モ无ク、父母親類モ无クテ、行宿ル所モ无カリケレバ、人ノ許ニ寄テ被仕ケレドモ、其レモ聊ナル思モ无カリケレバ、若シ宜キ所ニモ有ルト、所々ニ寄ケレドモ、只同様ニノミ有ケレバ、宮仕ヘヲモ否不爲テ、可爲キ様モ无クテ有ケルニ、其妻年若クシテ形チ有様宜クテ心風流也ケレバ、此ノ貧キ夫ニ随テ有ケル程ニ、夫万ニ思ヒ煩ヒテ妻ニ語ヒケル様、世ニ有ン限ハ、此テ諸共ニコソハ思ヒツルニ、日ニ副テハ貧サノミ増ルハ、若シ共ニ有カ悪キカト、各試ムト思フヲ何ト云ヒケレバ、妻我ハ更ニ然モ不思ハ、只前ノ世ノ報ナレバ、互ニ餓死ナム事ヲ可期シト思ヒツレドモ、其ニ此ク云フ甲斐无クノミ有バ、實ニ共ニ有ルガ悪キカト、別レテモ試ヨカシト云ケレバ、男現ニト思テ互ニ云契テ泣々ク別レニケリ、其後妻ハ年モ若ク、形チ有様モ宜シカリケレバ、□ノ□ト云ケル人ノ許ニ寄テ被仕ケル程ニ、女ノ心極テ風流也ケレバ、哀レニ思ヒテ仕ケル程ニ、其ノ人ノ妻失ニナリケレバ、此ノ女ヲ親ク呼ビ仕ケル程ニ、傍ニ臥セナドシテ思不悪カラズ思ヒケレバ、然様ニテ過ケル程ニ、後ハ偏ニ此ノ女ヲ妻トシテアリケレバ、万ヲ任セテノミゾ過ケル、而ル間攝津ノ守ニ成ニケリ、女彌ヨ微妙キ有様ニテ、

年來過ケルニ、本ノ夫ハ妻ヲ離レテ試ムト思ヒケルニ、其ノ後ハ彌ヨ身弊クノミ成リ增テ、遂ニ京ニモ否不居テ、攝津ノ國ノ邊ニ迷ヒ行テ、偏ニ田夫ニ成テ人ニ被仕レケレドモ□ニ下衆ノ爲ル田作リ畠作リ木ナド伐ナド樣ノ事ヲモ不習ヌ心地ナレバ、否不爲テ有ケルニ、仕ケル者、此ノ男ヲ難波ノ浦ニ、葦ヲ苅ニ遣シタリケレバ、行テ葦ヲ苅ケルニ、彼ノ攝津ノ守其ノ妻ヲ具シテ、攝津ノ國ニ下ケルニ、難波邊ニ車ヲ留メテ逍遙セサセテ、多ク郎等眷屬ト共ニ物食ヒ酒呑ナドシテ遊ビ戲ケルニ、其ノ守ノ北ノ方ハ車ニシテ、女房ナドト共難波ノ浦ノ可咲ク謎キ事ナド見興ジケルニ、其ノ浦ニ葦ヲ苅ル下衆ドモ多カリケリ、其ノ中ニ下衆ナレドモ、故有テ哀ニ見ユル男一人アリ、守ノ北ノ方此レヲ見テ、吉ク護レバ佐ク我ガ昔ノ夫ニ似タル者カナト思フニ、僻目カ□思テ強ニ見レバ、正シク其レ也ト見ル、奇異キ委ニテ葦ヲ苅立テルヲ、術心疎クテモ有ケル者カナ、何ナル前ノ世ノ報ニテ、此ルラント思フニモ、涙泛レドモ、然ル氣无クテ人呼テ、彼ノ葦苅ル下衆ノ中ニ、然々ナル男召セト云ヒケレバ、使走リ行テ、彼ノ男御車ニ召スト云ヒケレバ、男思ヒモ不懸ネバ、奇異クテ仰キ立テルヲ、使疾ク參レト音ヲ高クシテ恐セバ、葦ヲ苅テ弃テ、鎌ヲ腰ニ差シテ、車ノ前ニ參リタリ、北ノ方近ク吉ク見レバ、現ニ其レナリ、土ニ穢テ夕黑ナル袖モ无キ麻布ノ帷ノ膕本ナルヲ著タリ、帽子ノ樣ナル烏帽子ヲ被テ、顏ニモ手足ニモ土付テ、穢氣ナル事无限シ、膕脛ニハ蛭ト云フ物食付テ爵也、北ノ方此ヲ見ルニ、心疎ク思エテ、人ヲ以テ物食ハセ、酒ナド呑スレバ、車ニ指向テ、糸吉ク食居ル顏糸心疎シ、然テ車ニ有ル女房ニ、彼葦ヲ苅ル下衆共ノ中ニ、此レカ故有テ哀レ氣ニ見エツルニ、糸惜ケレバ也トテ、衣ヲ一ツ車ノ內ヨリ、此レ彼ノ男ニ給トテ取スルニ、紙ノ端ニ此ク書テ、衣ニ具シテ給フ、

アシカラジトオモヒテコソハワカレシカナドカナニハノ浦ニシモスムト男衣ヲ給ハリテ、思ヒ不懸ヌ事ナレバ、奇異ト思テ見レバ、紙ノ端ニ被書タル物ノ有リ、此ヲ取リテ見ルニ、此ク被

愼貧

書タレバ、男早ウ此ハ我ガ昔ノ妻也ケリト思ニ、我ガ宿世糸悲ク恥カシト思エテ、御硯ヲ給ハラント云ケレバ、硯ヲ給ヒタレバ、此ク書テナン奉リタリケル、

キミナクテアシカリケリトオモフニハイトヾナニハノウラゾスミウキ、ト北ノ方此レヲ見テ、彌ヨ哀ニ悲シク思ケリ、然テ男ハ葦不堪ズシテ、走リ隱レニケリ、其ノ後北ノ方此ノ事ヲ此彼人ニ語ル事无クテ止ミニケリ、然レバ皆前ノ世ノ報ニテ有ル事ヲ不知シテ、愚ニ身ヲ恨ル也、此レハ其ノ北ノ方、年ナド老テ後ニ語リケルニヤ、其レヲ聞繼テ世ノ末マデ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔明月記〕建保元年十一月十一日、參左大臣殿、〇中略少將〇藤原爲家今夜密々參入、不可交衆云々、清貧之餘爲祉云々、

〔源平盛衰記十七〕待宵侍從附優藏人事、

抑待宵小侍從ト云ハ、元ハ阿波ノ局トテ、高倉院ノ御位ノ時、御宮仕ヒシテ候ケリ、世ニモ貧キ女房ニテ、夏冬ノ衣更モ便ヲ失貧人ナリ、サスガ内ノ御宮仕ナレバ、諸幽ナル事ノ悲シサニ、廣隆寺ノ藥師ニ參テ、七箇日參籠シテ祈申ケレドモ、指タル驗ナシ、先ノ世ノ報ヲバ知ラズ、今ノ吾身ヲ恨ツヽ、世ヲ捨テ尼ニモナラバヤト思テ、佛ノ御名殘ヲ惜ミ、今一夜通夜シツヽ、一首ノ歌ヲゾ讀タリケル、

南無藥師憐給ヘ世中ニ有ツヅラフモ病ナラズヤ、ト詠ジツヽ、打マドロミタリケルニ、御帳ノ中ヨリ、白キ衣ヲ賜ト夢ニ見テ、末憑シク思ツヽ、又内ヘ參テ、世ニホノメキケル程ニ、八幡ノ別當幸清法印ニ被思テ、引替ハナヤカニアリケレバ、君ノ御氣色モ人ニ勝タリケルニ、〇下略

〔今昔物語二十四〕參河守大江定基送來讀和歌第四十八

今昔、大江定基朝臣參河守ニテ有ケル時、世中辛クシテ、露食物无カリケル比、五月ノ霖雨シケル

程、女ノ鏡ヲ賣リテ定基朝臣ガ家ニ來タリケレバ、取入レテ見ルニ、五寸許ナル押覆ヒナル張筥ノ、沃懸地ニ黃ニ蒔ルヲ、陸奥紙ノ礪キニ裹テ有リ、開テ見レバ、鏡ノ筥ノ内ニ薄様ヲ引破テ、可咲氣ナル手ヲ以テ此ク書タリ、

ケフマデトミルニ涙ノマスカヾミナレタルカゲヲ人ニカタルナ、ト定基朝臣此レヲ見テ、道心ヲ發タル比ニテ、極ク泣テ、米十石ヲ車ニ入レテ、鏡ヲバ賣ル人ニ返シ取セテ、車ヲ女ニ副ヘテゾ遣ケル、歌ノ返シヲ鏡ノ筥ニ入レテゾ遣タリケレドモ、其ノ返歌ヲバ不語ラ、其車ニ副ヘテ遣タリケル雜色ノ返テ語リケルハ、五條油ノ小路邊ニ荒タル檜皮屋ノ内ニナン下シ置ツルトゾ云ヒケル、誰ガ家トハ云ハヌナルベシトナン語リ傳ヘタルトヤ、

〔源平盛衰記二十五〕西京座主祈禱事

堀川院御宇、キハメテ貧キ所衆アリ、衆ノマジライスベキニテ有ケレ共、イカニモ思立ベキ事ナシ、此事イトナマデハ衆ニマジハラン事叶マジ、縱世ニ立廻ル共人ナラズ、斯ル身ハアルニ甲斐ナキ事ナレバ、出家入道シテ行方知ズ失ナントゾ思フ成ケル、サレバ日來ノ前途後榮モ空クナリ、年比ノ妻子所從モ、遺惜ク朝夕ニ參ツル御垣ノ内ヲ振捨テ、山林ニ流浪セン事モ悲ク、前世ノ戒德ノ薄サモ被思知テ、唯泣ヨリ外ノ事ナシ、主上ハ兼テ近習ノ女房侍臣ナドニ内々仰ノ有ケルハ、卒土ノ濱皆王民、遠民同疎、近民何親、普ク惠ヲ施バヤト思召共、一人ノ耳、四海ノ事ヲ聞ズ、是大ナル歎キ也、帝德全ク偏頗ヲ存ルニ非ズ、サレバ黃帝ハ四聽四目ノ臣ニ任セ、舜帝ハ八元八愷臣ニ委ストモイヘリ、然共遠事ハ奏スル者モナケレバ、本意ナラヌ事モ多クアルラン、聞及事アラバ必奏シ知シメヨト仰置セ給タリケレバ、或女房此所衆ガ泣歎ケル有樣ヲ、コマ〲ニ申上タリケレバ、無慙ノ事ニコソト計ニテ、又何ト云仰モナシ、申入タル女房モ思ハズニ覺エテ候ケル程ニ、西京ノ座主良眞僧正ヲ召テ被宣下ケルハ、臨時ノ御祈禱アルベシ、日時幷何ノ法ト云事

ハ思召定テ、遂テ被仰下ベシ、先兵衛尉ノ功ヲ一人召仕テ、今度ノ除目ニ申成ベシト仰含ラル、僧正勅命ニ依テ、成功ノ人ヲ召付テ、貫首ニ申ケレバ、除目ニ會テ即成ニケリ、其比ノ兵衛尉ノ功ハ、五万匹ナリケレバ、是ヲ座主ノ坊ニ納置テ、日時ノ宣下ヲ相待進ラセケレドモ、日數ヲ經ケル間ニ、僧正參内シテ、成功五万匹納置テ候、臨時ノ御修法日時ノ宣下思召忘タルニヤト驚シ奏セラレタリ、主上ノ仰ニハ、遠近親疎ヲイハズ、民ノ愁人ノ歎キヲ休メバヤト思召ドモ、下ノ情上ニ不通バ、叡慮ニ及バザル事ノミ多カルラン、御耳ニ觸ル事アラバ、其恵ヲ施サント思召處ニ、某ト云フ本所ノ衆アリ、家貧ニ依テ、衆ノ交リ叶ヒ難クシテ、既ニ逐電スベシト聞食、サコソ都モ捨ガタク、妻子ハ遺モ悲ク思フラメナレバ、件ノ兵衛尉ノ成功ヲ彼ニ給テ、其身ヲ相助バヤト思召、一人ガ爲ニ某法ヲ枉ルニモヤアルラン、聖王ハ以賢爲寶、不以珠玉ト云事アレバ、憚リ思召ドモ、明王ハ有私人以金石珠玉、無私人以官職事業ト云フ事モ又アレバ、何カハ苦シカルベキ、世ニ披露ハ御憚アリ、良眞ガ私ニ賜體ニモテナスベシ、御所ハ長日ノ御修法ニ過ベカラズト仰セケレバ、僧正衣ノ袖ヲ顏ニアテヽ、泣給ヘリ、サスガ御年モイマダ老スゴサセ給ハヌ御心ニ、カバカリ民ヲハグヽム御恵、忝ク思進ラセ給フ、ヤヽ暫クアリテ、御返事被申ケルハ、何ノ大法秘法ト申候トモ、是ニ過タル御祈禱侍マジ、縦良眞微力ヲ勵シテ、勤メ奉ラン御祈、ナヲ百分ガ一ツニ及ブベカラズト申テ、泣々御前ヲ退出シテ、聽テ彼所ノ衆ヲ、西京ノ御坊ニ召テ、勅命ヲ仰含メテ、五万匹ヲ給ヘタリケレバ、只泣ヨリ外ノ事ゾナカリケル、彼ノタメシニ露タガハセ給ハズトゾ申シケル、

〔台記〕久安七年正月廿七日己亥、頭朝隆朝臣、内覽除目申文、○中略其最初自取得有成朝臣申文、余使朝隆奏曰、百成朝臣位在四品、年及七旬、其家甚貧、其種不凡、今懇望日、向何無哀憐、加之今上○近衞御字所任之舊吏、唯師行朝臣也、若行正道、宜有恩許、先日、有今度任官可先道理之仰、因之所奏也、朝隆朝臣答曰、數多申文之中、最先取彼朝臣申文、所望成就不可成疑、即退出、

〔源平盛衰記十二〕行隆被ㇾ召出事

前左少辨行隆ト申人御座ケリ、故中納言顯時卿ノ長男ニテ、御座シガ、二條院ノ御代ニ近召仕レ奉テ、辨ニ成給ヘリシ時モ、右少辨長方ヲ越テ左ニ加リ給ヘリ、五位正上シ給ヘリシ中ニモ、顯要ノ人八人ヲ越ナドシテ、優々シカリシガ、二條院ニ奉ㇾ後テ時ヲ失ヘリ、仁安元年四月六日ヨリ官ヲ止ラレテ籠居シ給シヨリ、永ク前途ヲ失テ、十五年ノ春秋ヲ送ツヽ、夏冬ノ更衣モ力ナク、朝暮ノ食事モ心ニ叶ハデ、悲ノ涙ヲ流シ、明シ暮サセ給ケリ、十六日ノ狹夜更ル程ニ、太政入道殿ヨリ使トテ急ギ立寄給ヘ、可ㇾ申合事アリト、事々敷云ケレバ、行隆何事ヤラントウツヽ心ナク騷給ヘリ、此十五年ノ間、何事モ相綺事ナシ、身ニ取テ覺ル事ハナケレ共、上下事ニアフ折節ナレバ、若謀反ナドニ與スル由、人ノ讒言ニ依テ、成親卿ノ被ㇾ引張ㇾシ樣ニヤト振ワナヽキ、思ハヌ事モナク思ハレケレ共、何樣ニモ行向テコソ、兎ニモ角ニモ機嫌ニ隨ハメト思テ、愁ニ參スベキ由返事ハシ給タリケレ共、裝束牛車モナカリケレバ、弟ノ前左衞門權佐時光ノ許ヘ、係ル事ト歎遣シタリケレバ、牛車雜色裝束ドモ、急ギ遣シタリ、聽テ取乘テ出給フ、北方ヨリ子息家人ニ至マデ、何事ニカト肝心ヲ迷テ泣悲、左右ナク出給ベカラズ、ヨク〳〵世間ヲモキヽ、太政入道ノ氣色ヲモ伺給テコソト、口々ニ申ケリ、理也、上﨟下﨟罪科セラレテ、東國西國被ㇾ流遣、折節ナレバ、留メ申サルヽモ道理也、行隆ハ不ㇾ參バ中々樣ガマシヽトテ、西八條ヘ御座シツヽ、車ヨリ下、ワナヽクワナヽク中門ノ廊ニ居給ヘリ、入道ヤガテ出合、見參シテ宣ケルハ、故中納言殿モ親ク御座上、殊ニ憑奉ル大小事、申合進候キ、其御名殘トテマシマセバ、疎ニモ不ㇾ奉ㇾ思、御籠居久ク成ヲモ、歎存侍シカドモ、法皇ノ御計ナレバ力及バズ過ヌ、今ハ疾々御出仕有ベシト宣ケレバ、左モ右モ御計ニ隨ヒ奉ベシトテ、ホクソ咲テ出ラレヌ、宿所ニ還テ入道ノカクイハレツルト語給ヘバ、北方ヨリ始テ、出給ツル心苦シサニ、今ハ皆泣笑シテ喜合給ヘリ、後朝ニ源大夫判官季貞ヲ使トシテ、小八葉ノ車ニ入

道殿ノ秘藏ノ牛係テ、牛飼ノ裝束相具シ、百石ノ米、百匹ノ絹、被送遣ケル上ニ、今日聽辨ニ奉成返ト有ケレバ、大形嬉ナドハ云計ナシ、手ノ舞足ノ蹈所ヲ忘タリ、被免出仕ダニモ有難キニ、サシモ貧シカリツル家中ニ、百石百匹牛車ヲ見廻シ給ヒケン心中、唯推量ベシ、一門ノ人々モ馳集、家中ノ者ドモ寄合テ、酒宴歡樂シテモ、抑是ハ夢カヤ夢カヤトゾ云ケル、

〔神田本太平記三十五〕山名發向之事幷北野參詣人政道雜談之事

西明寺の時賴禪門ハ、ヒソかニ貌ヲやつして、六十ヨ州ヲ修行シ給フ、或時攝津國難波ノうらニ行至リヌ、日已ニ暮けれバ、アレたる家ノかきマバラニ軒傾キて、時雨も月もサコソもるらんと覺えたるニ、立よりテ、やどヲかり給フニ、內より年よりたる尼一人出て、やどをかし奉るべキ事ハ安けれ共、藻鹽草ならでハしく物もなく、いそなより外ハ參らスべキ物侍ら子バ、中々やどをかし奉つても、かひなしとわびけるを、さりとてハ日もはやくれはてぬ、又問べキ里も遠ければ、まげて一夜ヲあかし侍らんと、とかく云わびてとゞまりツ、タビ子ノ床ニ秋ふけて、うらかぜさむくなりヌレバ、折たくアシノよもすがら、ふしわびてこそあかしけれ、朝に成ぬれバ、主の尼公手づから飯具とる音シテ、椎ノ葉おりしきたるおしきのうへニ、餉もりてもち出たり、かひ〴〵しくハ見えながら、かゝるワザなんどニなれたる人とも見え子バ、覺束なく思ヒテ、などや御內ニ召つかハるゝ人ハ候ハヌやらんと問給へバ、尼公なく〳〵サ候ラヘバコソ、親ノゆづりヲ得て、此所ノ一分ノ地頭ニて候ヒしヲ、夫ニスてられ、子ニも別レて、便りなき身となりはて候らヒし後、總領何がしと申す者、關東奉公の權威ヲもつて重代相傳ノ地頭職をおさへてとつて候らへども、京かまくらニ參りて訴訟ヲ申べキ代官も候ハねバ、此廿ヨ年貧窮孤獨ノ身トなりて、アサノ衣ノあさましく、かきほノ柴ノしば〳〵も、世ニスムへキ心チも侍らねど、袖のミぬるゝ露ノ身の、きえぬほどとて世をわたる、あさげの煙ノ心ぼそさ、只おしはからせ給ひ候らへト、委ク

是ヲ語りて泪ニのミゾムせビける、〇下略

〔異本枕草紙下〕まづしげなる物。あめうしのやせたる、ひたゝれのわたうすき、あをにびのかりぎぬ、くろかゐのほねに、きなるかみはりたるあふぎ、ねずみはみたるゑぶくろ、かうぞめのきばみたるかみに、あしきてをうすゞみにかきたる、

〔鹽尻四十八〕夫才識名聲は、世の重んずる處、富裕貴顯は人の欲する所、然るに自分をしらず、專らこれに驕傲して、人を看下せば、世是を訾り、人これを憎み、終に必困苦敗棄せらるゝに至る事古今ひとし、貧乏は世の厭ふ所卑賤は人の恥る所也、何の驕る事や有といふ人あり、つらつら看よ、不幸にして貧究し、世にあらずして卑賤に居者、良もすれば世を憤り、人を恨むが故に、言に發して濁富は淸貧にしかず、不義の出身は浮雲の如し、夷齊顏曾の賢豈富且貴やなど口にいひ、平居亦大言して矯枉正に過ぐ、凡そ貴に登り權盛なる人を見ては、必ず白眼を以てし、富祿豊に厚き者を聞ては、必らず衰困究迫の日を待の心あるが如し、故に人毎に睦じからず、是自貧賤に驕りて人を譏ずるにあらずや、豈是を憎みいとはざるべき、人眼あらば何ぞ禍をとらずしてあるべき、是貧賤に安んじ命に任せざる小人のすがたのみ、

〔萬葉集五雜歌〕貧窮問答歌一首幷短歌

風離、雨布流欲乃雨雜、雪布流欲波、爲部母奈久、寒之安禮婆、堅鹽乎、取都豆之呂比、糟湯酒、宇知須須呂比氏、之可夫可比、鼻毗之毗之爾、志可登安良農、比宜可拔撫而、安禮乎於伎氏、人者安良自等、富己呂倍騰、寒之安禮波、麻被引可賀布利、布可多衣、安里能許等其等、伎曾倍騰毛、寒夜須良乎、和禮欲利母、貧人乃、父母波、飢寒良牟、妻子等波、乞乞泣良牟、此時者、伊可爾之都都可、汝代者和多流、天地者、比呂之等伊倍杼、安我多米波、狹也奈理奴流、日月波、安可之等伊倍騰、安我多米波、照哉多麻波奴、人皆可、吾耳也之可流、和久良婆爾、比等等波安流乎、比等奈美爾、安禮母作乎、綿毛奈伎、布可多衣乃、美留

乃其等、和和氣佐我禮流、可可布能尾肩爾打懸、布勢伊保能、麻宜伊保乃内爾、直土爾、藁解敷而、父母波、枕乃可多爾、妻子等母波、足乃方爾、圍居而、憂吟、可麻度柔播、火氣布伎多氏受、許之伎爾波、久毛能須可伎氏、飯炊、事毛和須禮提、奴延鳥乃、能杼與比居爾、伊等乃伎提、短物乎、端伎流等、云之如、楚取、五十戸良我許惠波、寢屋度麻低、來立呼比奴、可久婆可里、須部奈伎物可、世間乃道、

世間乎、宇之等夜佐之等、於母倍杼母、飛立可禰都、鳥爾之安良禰婆、

山上憶良頓首謹上

〔古今和歌集雜十八〕家をうりてよめる　伊勢

飛鳥川ふちにもあらぬわが宿もせにかはり行く物にぞ有ける

〔日本往生極樂記〕律師無空、平生念佛爲業、衣食常乏、自謂、我已貧、後定煩弟、竊以万錢、置于房内天井之上、欲支斂葬也、律師臥病、言不及錢、忽以卽世、枇杷左大臣〇藤原仲平與律師有故舊矣、大臣夢、律師衣裳垢穢、形容枯槁、來相語曰、我有伏藏錢貨、不度受蛇身、願以其錢可書寫法華經、大臣自到舊房、搜得万錢、其錢中有小蛇、見之逃去、大臣忽令書寫供養法華經一部了、

〔耆舊得聞〕鵜飼金平眞昌、字子欽、號鑄齋、京師ノ人、石齋信之ノ子也、〇註略山崎闇齋ニ從ヘ學ベリ、成童ニシテ、通鑑綱目ニ訓點ス、世是ヲ金平點ト云フ、後義公ニ仕ヘ、恩遇最厚シ、金平其子ノ爲ニ婦ヲ娶ル、義公雁一雙ヲ賜ハリ、庖厨ノ用ニ給セラル、其足ヲ見ルニ、金十枚ヲ繫ギ賜ハリシトナリ、義公常ニ仰ス、儒生貧寠ナレバ、其中擁塞シテ、文理暢通ナラザルモノナリトテ、屢々金銀ヲ授ケ給ヒシナリ、其頃寵遇ヲ羨ムモノヽ諺ニ、一史館、二役人ト云ヘシトナリ、家先人話

〔近世畸人傳四〕久隅守景

守景は久隅氏、通名半兵衞、探幽法印の弟子にて畫を能す、家貧なれども其志高く、容易人の需に應ずることなし、加賀侯守景を召て、金澤に留給ふこと三年に及びしかども、扶持給るけしきも

なかりしかば、かくては故郷にあるも同じ、歸りなんとて、侯の近侍せる士に別を告しかば、理也とて、其よしを申けるに、侯笑給ひて、吾よくこれをまれり、然れども、守景は膽太くして、人の需に從ふものにあらず、其畫もとより世に稀なるもの也、されば此男に祿を與へば、畫を描くことをばせじとおもひて、かく貧しからしむ、今は三年に及べば、畫も國中に多く殘りなん、さらば扶持すべしとて、ともしからず賜しとぞ、

○

負債

〔日本靈異記上序〕債(母乃々カ比)

〔日本書紀三十持統〕元年七月甲子、詔曰、凡負債(モノヽカヒオヘルモノ)者、自乙酉年以前物莫收(コノシロ)利、若既役身者、不得役利、

〔日本靈異記上〕凶人不孝養孀房母、以得惡死報緣第廿三

大和國添上郡有一凶人也、其名未詳、字曰瞻保、是難破宮御宇天皇(○孝德)之代、預學生之人也、徒學書傳、不養其母、母貸子稻、无物可償、瞻保忽怒、逼而徵之、時母居地、子坐胡床、賞明視之、不得事居、賞明語之曰、(○中略)汝家饒財、貸稻多者、何違學不孝親母、瞻保不伏曰、无用也、于時衆人代其母而償債、咸倶起而避、母出其孀房而廳泣之曰、吾之育汝、日夜无怠、觀他子之報恩時、吾兒之如斯、而反見迫辱、願心違謬矣、汝已徵負稻、吾亦徵乳直、(○下略)

〔三代實錄十清和〕貞觀七年三月廿五日丙午、少僧都法眼和上位慧運申牒請、(○中略)其年不滿二十、若七十已上、幷國家不敬之人、債負之人、黃門奴婢之類、非是戒器、故佛不聽受戒、(○下略)

〔今昔物語二十〕延興寺僧惠味依惡業受牛身語第二十

今昔、延興寺ト云フ寺有リ、其寺ニ惠味(○惠味、日本靈異記作惠勝、)ト云僧住ケリ、年來此ノ寺ニ住ム間ニ、寺ノ溫室分ノ薪一束ヲ取テ、人ニ與ヘタリケルニ、其後償フ事无クテ、惠味死ニケリ、而ル間、其寺ノ邊ニ本ヨリ牸有ケリ、一ノ犢生ニケリ、其犢長大ニシテ後、其犢ニ車ヲ懸テ薪ヲ積テ寺ノ內ニ入ル、

其時ニ不知ヌ僧、寺ノ門ニ出來テ、此ノ犢ヲ見テ云ク、惠味法師ハ生タリシ時、涅槃經ヲ明暮讀奉シカドモ、車引ク事コソ哀ナレト、犢此レヲ聞テ、涙ヲ流シテ忽ニ倒レテ死ヌ、犢ノ主此レヲ見テ、大ニ瞋テ、其不知ヌ僧ヲ詈テ、汝ガ此ノ牛ヲバ咀ヒ殺シツル也ト云テ、卽チ僧ヲ捕テ、公ニ將行テ此由ヲ申ス、公ケ此ヲ聞シ召シテ、其故ヲ令問給ハムトシテ、先僧ヲ召テ見給フニ、僧ノ形有樣端正ニシテ、只人ト不見ヘ、而レバ驚キ恠ミ給テ、忽ニ咎行ハム事ヲ恐テ、浄キ所ニ僧ヲ居ヘテ、止事无キ繪師共ヲ召シテ此ノ僧ノ形チ有樣世ニ不似端正也、而レバ此形ヲ不謬書テ可奉ト、繪師等宣旨ヲ奉リテ、各筆ヲ振テ書寫シテ持參シタルニ、公此レヲ見給フニ、本ノ僧ノ形ニハ非ズシテ、皆觀音ノ像也、其時ニ僧掻消ツ樣ニ失セヌ、然レバ公ケ驚キ恐給ヒ事无限シ、其現ニ知ヌ、觀音ノ惠味ガ牛ト成レルコトヲ、人ニ令知ムガ爲僧ノ形ト成テ示シ給也ケリ、牛ノ主此ヲ不知シテ、僧ニ咎ヲ行ハムト爲ルコトヲ悔ヒ悲ビケリ、人此レヲ以テ可知、一塵ノ物也ト云トモ、借用セシ物ヲバ慥ニ可返ス也、不返シテ死スルハ、必畜生ト成テ、此レヲ償也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔老人雜話 上〕高麗陣の時、太閤、日根備中を高麗へ使に遣す、備中甚貧く支度成がたし、三好新右衞門を介媒にして、銀を黑田如水に借る、如水銀百枚をかす、備中歸朝して、新右衞門と同道し、如水へ往て禮を云、銀百枚外に拾枚持參す、(利息の心なり)如水對顏し、暫くありて、人を呼て、さきに人の呉たる鯛を、三枚にをろし、其骨を吸物にして、酒を出せよと云ふ、兩人心に不足す、酒訖て、三好銀を取來て禮を云、如水云、初より借す心無し、合力の心なりとて、再三强ても取らず、二人甚だ感じて歸りけるとぞ、

〔明良洪範 十九〕稻葉美濃守老職を勤仕せられし時は、浪人者玄關へ來る、取次の者へ申し入けるは、私こそ浪人にて、久々困窮仕に、今は餓死にも及ぶべく候仕儀に相なり候、御家を見かけ推參仕り候、何とぞ御芳志を以て、金子百兩拜借仰せ付られ下され候らへと、誠に餘儀無體に申しけ

る、役人どもの取計ひにても相濟がたく、又は一と通りの事にて立かへるべき樣子には見へざる故、待せ置、退出の節、美濃守へ申し聞かせしに、暫らく了簡せられ、先料理を振まひ申すべきよしにて出されける、其間に馬廻りの士に、安原市左衞門とて百石を領し、日々供に召連し者を呼で、件の老人歸り候はゞ、見へ隱れに付添參り、住所を見屆け歸るべしと申し付られ、市左衞門は早々宿所にて旅仕度し、菅笠草鞋にて、玄關の腰かけに出て、彼者の歸るを待居たり、其後美濃守差圖にて、白銀五枚臺にすへて、少分ながら是を給はる由を申しけるに、浪人謹で頂戴し、厚く謝詞を述て立出けり、門を出ると、かねて待居たる市左衞門引つゞき行て、浪人が袖を扣へて、美濃守申し付候は、貴殿の居所を見屆け候樣にとの儀にて、此如用意致し候、何國迄も御供申すべくと云ひ、浪人も甚迷惑せし體にて、樣々辭しけれども、市左衞門承引せず、日も暮候間、一刻も早く歸り給ふべし、加樣に支度致す上は、たとひ長崎迄も參り見屆申すべしと云に、浪人も詮方なくて、淺草寺町の寺號を申し、我等は其寺に罷り在者にて候、其段仰上られ候らへといへども、左候らはゞ、其寺へ參り候上にて、主人へ申し聞べしと追立行程に、間もなく右の寺に到りて入りければ、坊主ども、此間は御出もなく候、如何なされ候やと挨拶す、市左衞門は土間に居て、主客の應答を目もはなさず聞居たれば、浪人すべき樣なくして、そこを立出しに、はや夕方なり、市左衞門申し候は、此寺は御宿所の由申され候らへども、只今出家の挨拶は相違致し候、日も暮候まゝ、片時も早く歸宅あるべし是非見屆け申さず候ては、主人へ申し譯これなしといへば、浪人扨も是非なき次第にて候、我等が宅と申すは、中々御目にかくべき樣もなく、眞の乞食小屋にてもかくは有まじき體に候らへば、辭退申し候なり、此段御聞屆け下さるべくと云、市左衞門きゝて、侍の浮沈は珍らしからず候らへども、少しも恥とは申さず候、急ぎ給ふべしとて行程に千住のはりつけ場を過て、かすかに灯の光り見へしに、あの火の見ゆる所にて候と云、いよ〳〵いそぎ給へ

迚、行つきて見れば、實にあはれなる筵張の厠とも云べき程なる、ちいさき葉屋のかけむしろを上て内に入、今歸りしと云に、御歸り候かと答ふ、市左衞門も續ひて内に入りけるに、何條乞食とは見へず、其樣子侍の貧窮極し體に紛れなく、内居たる女も、挨拶の樣子女と云べき體なり、火を焚き居たるが、馬の沓を焚たり、市左衞門よく〳〵見屆け、自分の姓名を望みしに依て名乘りける、夫より歸りて委細申し述しに、美濃守聞て、旅仕度にて連立たる段々の仕かた、心掛殊に感じありけり、段々立身して、三年目には三百石に成、小姓頭を勤めける、或時市左衞門が上屋敷の長屋へ侍來り、御目に掛り度由を申す、其體四五百石の身上と見ゆる由を申す、其姓名は聊か覺なしと云ども、通し候へとて坐しきに入り、出向ひたれども、面をも覺えず、見知りたる樣にもあれど、覺束なき由を云時に、客の曰、御見忘は御尤なりとて、先年の事ども申し出し、御主人樣の御式臺へ參上仕り、理不盡なる御無心申し上候、寛仁なる御恩を以て、身命をつなぎ、只今は三百石にあり付、有がたき仕合にて候、御式臺は憚り多く存じ奉り候間、冥加のために、貴殿まで參上仕候迚ぞ歸りける、美濃守にも、百兩の金子拜借仕度と申したる所、盜賊とは思はれず、全く浪人の難儀にせまりたるものと思はれて、憐愍ありし事なりと、家來の物語りなり、

富

富ハ、トミ又トムト云フ、貨財ニ豐カナルヲ謂フナリ、而シテ其之ヲ有スルモノヲ有得人、長者、分限者、若シクハ金持(カネモチ)トモ稱ス、凡ソ富ヲ求ムルハ、人ノ本性ニ出ヅルモ、之ヲ致スニ道アリ、遇暴富ヲ得ルモノアリト雖モ、多クハ奢侈ニ流レ易ク、往々ニシテ産ヲ破リ、或ハ慳貪不義ニシテ、爲ニ其身ヲ亡ボスモノモ亦無キニ非ズ、是ヲ以テ高潔ノ士ハ、常ニ富ヲ賤ミテ、足

ルコトヲ知ルヲ以テ富メリト爲スモノアリ、今其特殊ノ例ヲ收錄ス、

名稱

〔類聚名義抄 七六〕富(甫副反、トム、サイハヒ、ストム、和フ、ミツ)

〔伊呂波字類抄 止人事〕富(トム、トミ)　豐　稔　賑(已上同)

〔倭訓栞 前編十八とみ〕富をよめり、田實の義なるべし、一說に積也、財をつむをいふといへり、

〔易林本節用集 不言辭〕富貴(フウキ)　富有(フイウ)　富宥(フイウ)

君富

〔日本書紀 十一仁德〕七年四月辛未朔、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對諮、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得修、殿屋破之衣被露、何謂富乎、天皇曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒、顧之責身、今百姓貧之、則朕貧也、百姓富之、則朕富也、未之有百姓富之君貧矣、

民富

〔日本書紀 十五顯宗〕二年十月癸亥、宴群臣、是時天下安平、民無徭役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、馬被野、

〔常陸風土記〕常陸國司解申、古老相傳舊聞事、○中略

夫常陸國者、堺是廣大、地亦緬邈、土壤沃墳、原野肥衍、墾發之處、山海之利、人々自得、家々足饒、設有身勞耕耘、力竭紡蠶者、立卽可取富豐、應免貧窮、況復求鹽魚味、左山右海、植桑種麻、後野前原、所謂水陸之府藏、物產之膏腴、古人云常世之國、蓋疑此地、

〔豐後國風土記 速見郡〕田野(在郡西南)　此野廣大、土地沃腴、開墾之便無比此土、昔者郡內百姓居此野、多開水田、餘糧宿畝、大奢已富、作餠爲的、于時餠化白鳥、發而南飛、當年之間、百姓死絕、水田不作、遂以荒廢、自後以降、田不宜水、今謂田野、其緣也、

貴富

〔日本書紀 十五顯宗〕元年四月丁未、詔曰、○中略　夫前播磨國司來目部小楯(更名磐楯)求迎擧朕、厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民、褒善顯功、酬恩

國司富

答、厚寵愛殊絕、富莫能儔、

〔日本書紀欽明十九〕天皇幼時夢、有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是所喜遍身、歎未曾夢、乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向伊勢、商價來還、山逢二狼相鬪汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂麤行、儻逢獵士、見禽尤速、乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍、優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省、

〔新撰姓氏錄左京皇別下〕大春日朝臣、出自孝昭天皇皇子天帶彥國押人命也、仲臣令家重千金、委糟爲堵、○下略

〔三代實錄三清和〕貞觀元年七月十三日丙寅、從四位上行備前守藤原朝臣春津卒、○中略春津家世貴顯、生而富實、居處閨庭、甚爲鮮華、性寡嗜欲、不貪財利、唯馬是好、時々觀之、里第養閑、不肯出仕、帝戲語左右曰、春津是南山之玄豹焉、卒時年五十二、

〔江談抄三雜事〕仲平大臣事

治部卿伊房談云、仲平大臣者富饒人也、枇杷殿一町內、四分之一立柱屋、殘皆立倉庫、珍寶玩好、不可勝計云々、

〔今昔物語二十〕能登守依直心息國得財語第四十六

今昔、能登守□□ト云フ人有ケリ、心直クシテ、國ヲ吉ク治メケルニ、又國ノ內ノ佛神ヲ崇メ、懃ニ仕ケレバ、國內平カニシテ、雨風時ニ隨テ、穀ヲ損スル事无クシテ、造リト造ル田畠ハ樂ク生ヒ弘コリテ、國豐カナレバ、隣ノ國ノ人モ來リ集テ、岡山ヲモ不嫌ズ造リ弘グレバ、國司極メテ徵ク富テ、德並ビ无シ、而レバ小國也ト云トモ、吉ク治ル時ハ、此ク有ケレバ、猶國ノ內ノ佛神ヲ可崇キ者也ケリト聞キ、□□ト云ヘドモ、此ク佛神ノ仕ル守ノ无ケレバニヤ、他ノ國ハ此クモ不聞、而ル間守郡ニ行テ田畠可作キ事ハ何カ爲ルト巡テ見ルニ、共ニ郎等共多クモ不具セズ、只物云ヒ可合

キ者四五人許ヲ具シタリ、食物ハ郡ニ不レ被レ知ズシテ、旅籠ヲ具シタリ、前々國司郡ニ入ニハ、郡ノ司可レ然キ曳出物ナド爲ルニ、此ハ然カ无クテ、守ノ云ク、其レ得ルハ賢キ事ナレドモ、其レハ不レ可レ爲ズ、只我任ニハ田畠ヲダニ多ク作クラバ、國人ノ爲ニモ、可レ賢ニ、然テ使ヲ不レ得シテ、官物ヲ疾ク可レ成キ也ト云ヒ廻ラカシタレバ、國人共ニ之レヲ聞テ、手ヲ作テ喜テ、喜キマヽニ、田畠多ク作テ、各身豐ニ成レバ、露物不レ惜ズ、成シ集ムレバ、守モ大ニ富ニケリ、

〔今昔物語二十九〕放免共爲二强盜一入二人家一被レ捕語第六

今昔口ノ口ト云フモノ有ケリ、家ハ上ニナン住ケル、若カリケル時ヨリ、受領ニ付テ、國々ニ行クヲ役トシテアリケレバ、便漸ク出來テ、万ヅ叶ヒテ、家モ豐ニ従者モ多ク、知ル所ナドモ儲テゾアリケル、

○按ズルニ、國司致富ノ事ハ、官位部國司篇ニ詳ナリ、

〔源平盛衰記二〕清盛息女事

抑日本秋津島ハ、僅ニ六十六箇國平家知行ノ國三十餘箇國、既ニ半國ニ及ベリ、其上庄園五百箇所、田畠ハイクラト云數ヲ不レ知、綺羅充滿シテ、堂上花ノ如ク、軒騎羣集シテ、門前成レ市、楊州之金、荊岫之玉、吳郡之綾、蜀江之錦、七珍万寶一トシテ闕ル事ナシ、歌堂舞閣之基ヒ、魚龍雀馬之翫物、恐クハ帝闕モ仙洞モ、是ニハ爭カ增ルベキ、勢既ニ君朝ニナラビ、富又皇室ニ過タリト、目出度コソ被レ見ケレ、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易レ地事

公家ノ人ハ加樣ニ窮困シテ、溝壑ニ塡、道路ニ迷ヒケレ共、武家ノ族ハ富貴日來ニ百倍シテ、身ニハ錦繡ヲ纏ヒ、食ニハ八珍ヲ盡セリ、前代相模ノ守ノ天下ヲ成敗セシ時、諸國ノ守護、大犯三箇條ノ撿斷ノ外ハ、綺フ事無カリシニ、今ハ大小ノ事、只守護ノ計ヒニテ、一國ノ成敗ヲ雅意ニ任スレ

バ、地頭御家人ヲ郎從ノ如クニ召仕ヒ、寺社本所ノ所領ヲ兵粮料所トテ押ヘテ管領ス、其權威只古ノ六波羅、九州ノ探題ノ如シ、又都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結デ茶ノ會ヲ始メ、日々ニ寄合活計ヲ盡スニ異國本朝ノ重寶ヲ集メ、百座ノ粧ヲシテ、ミナ皆曲彔ノ上ニ豹虎ノ皮ヲ布キ、思々ノ段子金襴ヲ裁キテ、四主頭ノ座ニ列ヲナシテ並居タレバ、只百福莊嚴ノ床ノ上ニ、千佛ノ光ヲ雙テ、座シ給ルニ不異、異國ノ諸侯ハ遊宴ヲナス時、食膳方丈トテ、座ノ圍四方一丈ニ珍物ヲ備フナレバ、ソレニ不可劣、面五尺ノ折敷ニ十番ノ齋羹點心百種、五味ノ魚鳥、甘酸苦辛ノ菓子、色々樣々ニ居雙ベタリ、飯後ニ旨酒三獻過テ、茶ノ懸物百物百ノ外ニ、又前引ノ置物ヲシケルニ、初度ノ頭人ハ、奥染物各々百充、六十三人ガ前ニ積ム、第二度ノ頭人ハ、色色ノ小袖十重充置、三番ノ頭人ハ、沈ノホタ百兩充、麝香ノ臍三充副テ置、四番ノ頭人ハ、沙金百兩宛、金絲花ノ盆ニ入テ置、五番ノ頭人ハ、只今爲タテタル鎧一縮ニ、鮫懸タル白太刀、柄鞘皆金ニテ打クヽミタル刀ニ、各々虎ノ皮ノ火打袋ヲサゲテ一樣是ヲ引ク、以後ノ頭人廿餘人、我人ニ勝レント、樣ヲカヘ數ヲ盡シテ、如山ツミ重ヌ、サレバ其費幾千萬ト云事ヲ不知、是ヲモセメテ取テ歸ラバ、互ニ以是彼ニ替タル物共トスベシ、トモニツレタル遁世者、見物ノ爲ニ集マル田樂猿樂傾城、白拍子ナンドニ皆取クレテ、手ヲ空シテ歸シカバ、窮民孤獨ノ飢ヲ資ルニモアラズ、又供佛施僧ノ檀施ニモ非ズ、只金ヲ泥ニ捨テ、玉ヲ淵ニ沈メタルニ相同ジ、此茶事過テ、又博奕ヲシテ遊ケルニ、一立テニ五貫十貫立ケレバ、一夜ノ勝負ニ五六千貫負ル人ノミ有テ、百貫共勝人ハナシ、此モ田樂、猿樂、傾城、白拍子ニ賦リ捨ケル故也、抑此人々、長者ノ果報有テ、地ヨリ物ガ湧ケル歟、天ヨリ財ガフリケルカ、非降非湧、只寺社本所ノ所領ヲ押ヘ、取リ、土民百姓ノ資財ヲ責取、論人訴人ノ賄賂ヲ取集メタル物共也、古ノ公人タリシ人ハ、賄賂ヲモ不取、勝負ヲモセズ、圍碁雙六ダニ酷禁ゼシニ、万事ノ沙汰ヲ閣テ、訴人來レバ、酒宴茶ノ會ナンドヽ云テ不及對面、人ノ歎ヲモ不知嘲ヲ

モ不顧、長時ニ遊ビ狂ヒケレバ、前代未聞ノ癖事ナリ、

〔太閤記七〕金賦之事

秀吉公御藏入領貳百万石餘有しかば、金銀米錢あつまりぬる事夥しき事なり、かやうに逐年財寶あつまり來たるを施さゞれば、慳貪くづれとやらんにあふよしなり、左もある事もやと、由己法眼に問給ふに、仰いと宜しく侍る旨申上しかば、さらば施してんよとて、天正十三年初秋の比、金子五千枚、銀子三万枚、諸侯大夫等に施し給へり、聚樂總門南のかたにして、臺にすへならべ御賦有しが、朝より晩に至て事盡にけり、此後又其沙汰に及び給へり、京童見物して興さめつゝ云やうは、活潑々地なる事かな、古今に傑出し給へる君なりとて感じあへりき、

〔書言字考節用集四人倫〕福人(フクジン)○正曰ニ富人一○福者(フクシヤ)○

〔書言字考節用集四人倫〕長者(チヤウジヤ)○郷里富家爲ニ長者一、事見ニ名義集一、

〔飜譯名義集二〕長者篇第十八

西土之豪族也、富商大賈、積ㇾ財鉅萬、咸稱ニ長者一、此方則不ㇾ然、蓋有ㇾ德之稱也、

〔書言字考節用集四人倫〕有得人(ウトクニン)○本朝呼ニ富人一云ㇾ爾、

〔倭訓栞中編三宇〕うとく　有得の義成べし、富有得分をいふ也、

〔廣長見聞集四〕高屋久喜欲にふける事

聞しは今、江戸町に高屋久喜と云て、うとくな人あり、藝能もいらず、たゞ金持人こそ人なれと云て、欲心のみに明くらせり、

〔書言字考節用集四人倫〕分限者(ブゲンシヤ)○

〔源平盛衰記十七〕福原京事

治承四年六月九日、福原新都ノ事始アリ○中略、先里内裏造進ラセラルベキトテ、五條大納言邦綱

御周防國ヲ賜テ、六月廿三日ニ事始シテ、八月十日棟上ト定申サレケリ、彼大納言ハ、大福長者ニテオハシケレバ、造出サン事左右ニ及バネドモ、爭カ民ノ煩、人ノ歎ナカルベキ、〇下略

〔徒然草下〕ある大福長者のいはく、人はよろづをさしおきて、ひたぶるに德をつくべきなり、貧しくては生けるかひなし、富めるのみを人とす、德をつかんとおもはゞ、すべからくまづその心づかひを修行すべし、その心といふは他の事にあらず、人間常住のおもひに住して、假にも無常を觀ずることなかれ、これ第一の用心なり、次に萬事の用をかなふべからず、人の世にある自他につけて所願無量なり、欲に從ひて志を遂げんとおもはゞ、百萬の錢ありといふとも、しばらくも住すべからず、所願は止むときなし、財は盡くる期あり、かぎりある財をもちて、かぎりなき願に從ふこと得べからず、所願心にきざすことあらば、我をほろぼすべき惡念きたれりと、かたく愼みおそれて、小用をもなすべからず、次に錢を奴の如くして、つかひ用ゐるものとしらば、長く貧苦を免るべからず、君の如く神のごとくおそれたふとみて、從へ用ゐることなかれ、次に恥に臨むといふとも、怒り怨むることなかれ、次に正直にして約をかたくすべし、この義を守りて、利をもとめん人は、富のきたること、火のかわけるに就き、水の下れるに從ふがごとくなるべし、錢つもりてつきざるときは、宴飲聲色をこと〻せず、居所をかざらず、所願を成せれども、心とこしなへに安く樂しと申しき、そも／＼人は所願を成せんがために財をもとむ、錢をたからとすることは、願をかなふるがゆゑなり、所願あれどもかなへず、錢あれども用ゐざらんは、全く貧者とおなじ、何をか樂とせん、このおきては、たゞ人間の望を絶ちて、貧を憂ふべからずときこえたり、欲をなして樂とせんよりは、しかじ財なからんには、癰疽を病むもの、水に洗ひて樂とせんよりは、病まざらんにはしかじ、こゝにいたりては、貧富分くところなし、究竟は理卽にひとし、大欲は無欲に似たり、

〔續應仁後記十〕公方家南方御進發同御退治御仕置事

扨又畿内繁昌ノ地、在々所々寺社等迄、公方家再興ノ御軍用大切ノ御事ナレバ、各々金銀ヲ差上ゲ可然由被相觸ケル程ニ、皆人是ヲ獻上ス、中ニモ大坂本願寺ハ、一向宗門ノ總本寺大富祐ナレバ迚、五千貫ヲ課ラレシニ、住持光佐上人不及難澁、五千貫ヲ獻上ス、〇中略扨泉州ノ堺津ハ、大富有ノ商家共集居タル所ナレバ、三萬貫ヲ可差上事、子細有ラジト申付ラル、然處堺ノ津ハ皆三好家ノ味方ニテ庄官三十六人ノ長者共、中々御請申事無ク、不同心ノ由ヲ申ス、然ラバ早速ニ堺ノ津ヲ攻破ラント有ケレバ、三十六人ノ者共、彌以怒ヲ含ミ、能登屋、臙脂屋兩庄官ヲ大將トシ、堺津一庄ノ諸人多勢一味シ、溢レ者諸浪人等相集テ、北口ニ菱ヲ蒔キ、堀ヲ深シ、櫓ヲ揭ゲ、專ラ合戰ノ用意シテ、信長勢ヲ妨ガントス、

〔鹽尻十五〕京師の富人壺某とかや、老病に臨て、數多の子供を集めて曰、世に子に遺言をなして、却て跡のみだりがはしき多し、我甚是を非とす、我藏の財は一卷の目錄に有、汝等得まほしき物あらば、互ひに和らぎ集りて、我爲に遺書を作れと、子供諾し、親族を會し、彼詞の通り互ひに恨なき樣に書しかば、父見て甚好とて、印章ををして、所の名主にも見せて後、程なく身まかりける、跡には種々の財寶居宅金銀及券證なんど有しかども、多くの子供かねて定めし儘に取侍りしかば、爭もなくて中よく今にありと、京の人語りし、あはれかしこき謀事なり、古今所分に依て、兄弟仇敵のやうになるも少からず、此商家數十萬金の跡むづかしき事なき、實に慈といふべきのみ、

〔日本靈異記中〕極窮女於尺迦丈六佛願福分示奇表以現得大福緣第廿八

聖武天皇世、奈羅京大安寺之西里有一女人、極窮命活无由而飢、流聞大安寺丈六佛衆生所願急能施賜、買香花油而以參往於丈六佛前奉白之言、我昔世不修福因、現身受貧窮之報、故我施寶、令免窮

愁、累日經月願祈不息、如常願福、獻花香燈、罷家而寐、明日起見于門椅所、有錢四貫、著之短籍、而注謂之、大安寺大修多羅供錢、女人恐急以之送寺、時宗僧等見入錢藏、封印不誤、唯無錢四貫、故取納藏矣、女又參向于丈六前、獻香花燈、罷家而寐、明日起見于庭中、有錢四貫、又短籍注謂、大安寺常修多羅供錢、女以送寺、宗之僧等見錢器、封不誤也、開見之、唯無錢四貫、恠之藏封女如先參往丈六前、願曰福分、罷家而寢、明日開戶見之、閫前有錢四貫、着短籍、謂、大安寺成實論宗分錢、女以送寺、宗僧等見入錢之器、猶封不誤、開見之、唯無錢四貫、爰六宗之學頭僧等集會恠之、問女人曰、汝爲何行、答曰、無所爲、唯依貧窮存命無便無歸無怙、故我是寺尺迦丈六佛獻花香燈、願福分耳、衆僧聞之而商量言、是佛賜錢故、我不藏返賜女人、女得錢四貫、爲增上緣、大富饒財、保身存命、諒知尺迦丈六不思議力、女人至信奇表之事矣、

〔日本靈異記中〕極窮女懃敬千手觀音像願福分以得大富緣第卅二

海使表女者、諸樂左京九條二坊之人也、產生九子、極窮無比、不能生活、向穗寺於千手像而願福分、一年不滿、大炊天皇之世、天平寶字七年癸卯冬十月十日、不慮之外、敢其妹來以皮櫃寄姉而往之、脚染馬屎曰、今我來故是物置也、待之不來、故往問弟、弟答不知、爰內心思恠開櫃而見、有錢百貫、如常買花香油、擎往千手前而見其足、著之馬屎、爾乃疑思菩薩睨錢歟、過三年所收千手院修理分之錢無百貫、因皮櫃知彼寺之錢、闔委是箴、觀音所賜、贊曰、善哉海使氏長母、朝見飢子、流泣血淚、夕燒香燒、願觀音德應錢入家、滅貧窮愁、感聖留福、流大富泉、養兒飽發、衣兎晰委、慈子來祐、買香得價、如涅盤經說、母慈子因、自生梵天者、其斯謂之矣、斯奇異之事矣、

〔古今著聞集一神祇〕一條院御時、上總守時重といふ人有、千部の法花經讀誦の願、心中にふかゝりけれ共、身まづしくして、僧一人かたらふべきはからひなし、思ひかねて日吉のやしろに詣で、二心なく祈申けるに、神感有て、はからざるに上總守に成にけり、任國の最前のとくぶんをもて、千部

の經を始てけり、〇下略

〇按ズルニ、祈富ノ事ハ、尙ホ神祇部祈禱篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

爲富家養子

〔宇治拾遺物語五〕これもいまはむかし、伏見修理大夫俊綱のもとへ、殿上人廿人計おしよせたりけるに、俄にさはぎけり、さかなものとりあへず、沈地の机に時のものども、いろ〳〵たゞおしはかるべし、さかづきたび〳〵になりて、おの〳〵たはふれ出ける、厩にくろ馬の額少白きを廿疋たてたりけり、移のくら廿具、鞍かけにかけたりけり、殿上人醉みだれて、おの〳〵この馬にうつしのくらをきてのせて返しにけり、つとめてさても昨日いみじくしたるものかなといひて、いざまたおしよせんと云て、又廿人おしよせたりければ、このたびはさる體にして、俄なるさまはきのふにかはりて、すびつをかざりたりけり、厩をみれば、黑栗毛なる馬をぞ廿疋までたてたりける、これも額白かりけり、大かたかばかりの人共なかりけり、これは宇治殿の御子におはしけり、されどもきんたちおほくおはしましければ、橘俊遠といひて、世の中の德人ありけり、その子になしてかゝるさまの人にぞ、なさせたまふたりけるとぞ、

致富

〔常陸風土記〕古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時富慈神答曰、新粟初嘗、家內諱忌、今日之間、冀許不堪、於是祖神尊恨泣、詈曰、卽汝親何不欲宿、汝所居山、生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飮食勿奠者、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖粟嘗、不敢不奉尊旨矣、爰設飮食、敬拜祇承、於是祖神尊歡然語曰、愛乎我胤、巍哉神宮、天地並齊、日月共同、人民集賀、飮食豐富、代々無絕、日々彌榮、千秋万歲、遊樂不窮者、是以福慈岳常雪不得登臨、其筑波岳往來、歌舞飮喫、至于今不絕也、

〔竹取物語〕今はむかし、竹とりの翁といふものありけり、野山にまじりて竹をとりつゝ、萬の事につかひけり、名をばさぬきの宮つことなむいひける、其竹の中に本光る竹なむ一すぢ有けり、あ

やしがりて寄て見るに、つゝの中ひかりたり、それを見れば、三寸ばかりなる人、いとうつくしうてゐたり、翁云やう、我朝毎夕毎に見る竹の中におはするにてしりぬ、子になりたまふべき人なめりとて、手に打入て、家にもちて來ぬ、めの女にあづけてやしなはす、うつくしき事限なし、いとおさなければ、こに入てやしなふ、竹とりの竹をとるに、此子を見つけて後に竹とるに、ふしを隔てよごとに、こがねある竹を見つくる事かさなりぬ、かくておきなやう／＼ゆたかになり行、〇中略翁竹をとる事久敷成ぬ、いきほひまうの物に成にけり、

〔日本書紀二十七天智〕三年十二月、是月、淡海國言、坂田郡人小竹田史身之猪槽水中、忽然稻生、身取而收、日々致富、栗太郡人磐城村主殷之新婦、床席頭端、一宿之間、稻生而穗、其旦垂穎而熟、明日之夜、更生一穗、新婦出庭、兩箇鑰匙自天落前、婦取而與殷、殷得始富、

〔今昔物語二十八〕大藏大夫紀助延郎等唇被咋龜語第卅三

今昔、内舍人ヨリ大藏ノ丞ニ成テ、後ニハ冠給リテ、大藏ノ大夫トテ紀ノ助延ト云フ者有キ、若カリケル時ヨリ米ヲ人ニ借シテ、本ノ員ニ增テ返シ得ケレバ、年月ヲ經ルマヽニ、其ノ員多ク積リテ、四五万石ニ成テナム有ケレバ、世ノ人此ノ助延ヲ万石ノ大夫トナン付タリシ、〇下略

〔今昔物語二十六〕兵衞佐上緌主於西八條見得金語第十三

今昔、兵衞佐□□ト云人有ケリ、冠ノ上緌ノ長カリケレバ、世ノ人上緌ノ主トナン付タリケル、其ノ人西ノ八條ト、京極トノ畠中ニ賤ノ小家一ツ有リ、其前ヲ行ケルニ、俄ニ夕立ノシケレバ、馬ヨリ下リテ其小家ニ入ヌ、見レバ嫗一人居タリ、馬ヲモ引入テ、夕立ヲ過サントスルニ、家ノ内ニ平ナル石ノ碁枰ノ樣ナル有、其ニ尻ヲ打懸テ、上緌ノ主居タルニ、石ヲ以テ此居タル石ヲ手□ニ扣キ居タレバ、打タレテ窪ミタル所ヲ見ルニ、銀ニコソアリケレト、見ツレバ、剝タル所ニ土ヲ塗リ隱シテ、嫗ノ云ク、何ゾノ石ニカ候ハム、昔ヨリ此ニ此テ候フ石也ト、上緌ノ主、本ヨリ此テアリケ

ルカト問ヘバ、嫗ノ云ク、此ノ所ハ昔ノ長者ノ家トナン承ハル、此屋所ハ倉共ノ跡ニ候ヒケル、實ニ見レバ、大ナル礎ノ石共有、然テ其尻懸サセ給ヘル石ハ、其ノ倉ノ跡ヲ畠ニ作ラント思ヒテ、畝ヲ掘ル間ニ、土ノ下ヨリ被掘出テ候ヒシ也、其ヲ此テ宿ノ内ニ候ヘバ、掻去ント思ヒ候ヘドモ、嫗ハ力ハ弱シ、可掻去様モ无レバ、憾ム憾ム此テ置テ候フ石也ト、上﨟ノ主此ヲ聞テ、早フ知ラヌニコソアリケレ、目有者ゾ見付ル、我此ノ石取ラント思ヒテ、嫗ニ云ク、此ノ石ハ嫗共コソ由无物トオモフナレ共、我家ニ持行テ可仕要ノアルナリト云ヘバ、嫗只疾召テヨト云ニ、上﨟ノ主、其ノ邊ニ知リタル下人ノ許ニ車ヲ借テ、掻入レテ、出ント爲ル程ニ、只ニ取ンガ罪得ガマシカリケレバ、著タル衣ヲ脱テ、嫗ニ取ラスレバ、嫗モ心モ得ズシテ、騒キ迷フ、然レバ上﨟ノ主、此テ年來有石ヲ只ニ取ンガ惡ケレバ、衣ヲバ脱テ取スル也ト云ヘバ、嫗聊不思掛不用ノ石ノ替ニ、此許極ジキ財ノ御衣ヲ給ハラントハ不思、穴怖シ、々々々ト云テ、棹ノ有ニカケテ禮ム、然テ上﨟ノ主ハ、此ノ石ヲ車ニ掻入レテ、遣ラセテ家ニ返テ、打缺打缺賣ルニ、漸ク思シキ物共、皆出來ヌ、米、絹、綾ナド多ク出來ヌ、然テ西ノ四條ヨリハ北、皇賀門ヨツハ西ニ、人モ往ズ浮ノユウ〱トスル一町餘許有、其ヲ直幾許モ不爲ト思テ、直只少ニ買ツ、主ハ不用ノ浮ナレバ、畠ニモ否作マジ、家モ不作マジケレバ、不用ノ所ト思フニ、直少ニテモ買フ人ノ有レバ、イミジキ者カナト思テ賣ツ、上﨟ノ主此ノ浮ヲ買取テ後、攝津ノ國ニ行ヌ、船四五艘、艚ナド具シテ、難波ノ邊ニ行テ、酒粥ナドヲ多ク儲ケ、亦鎌ヲ多ク儲ケテ、往還ノ人ヲ多ク招キ寄テ、其酒粥ヲ皆飲シ、然テ其替ニハ、此ノ葦苅テ少シ得サセヨト云ケレバ、或ハ四五束、或ハ十束、或ハ二三束苅テ取ラス、如此三四日苅セケレバ、山ノ如ク苅セ積、其ヲ船十餘艘ニ積テ、京ヘ上ルニ、往還ノ下衆共ニ、只ニ過ンヨリハ、此船ノ縄手引ト云ケレバ、酒ヲシ多ク儲タレバ、酒ヲ呑ツ綱手ヲ引ケバ、糸疾ク加茂河尻ニ引付ツ、其後ハ、車借テ物ヲ取セツヽ運ビ、往還ノ下衆共ニ、如此酒ヲ呑セテ、其買得タル浮ノ所ニ、皆運ビ持來ヌ、然テ其ノ葉ヲ

其浮ニ敷テ、其ノ上ニ、其邊土ヲ救テ下衆共ヲ多ク雇テ列置テ、其上ニ屋ヲ造ニケリ、其ノ南ノ町ハ、大納言源定ト云ケル人ノ家ナリ、ソレヲ其ノ定ノ大納言、上臈ノ主ノ手ヨリ買取テ、南北二町ニハ成タルナリ、今ノ西ノ宮ト云フ所此レナリ、彼嫗ノ家ノ銀ノ石ヲ取テ、上臈ノ主其家ヲモ造リ儲ケ、家モ豐成タリケルナリ、此モ前世ノ機緣有事ニコソ有ラメトナン、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十九〕於鈴鹿山蜂螫殺盜人語第卅六

今昔、京ニ水銀商スル者有ケリ、年來役ト商ケレバ、大キニ富テ、財多クシテ家豐カ也ケリ、伊勢ノ國ニ年來通ヒ行ケルニ、馬百餘疋ニ、諸ノ絹糸綿米ナドヲ負セテ、常ニ下リ上リ行ケルニ、只小キ小童部ヲ以テ馬ヲ追セテナム有ケル、此ノ様ニシケル程ニ、漸ク年老ニケリ、其レニ此ク行ケルニ、盜人ニ紙一枚取ラルヽコト无カリケリ、然レバ彌ヨ富ヒ増リテ財失スルコト无シ、亦火ニ燒ケ水ニ溺ルヽ事无カリケリ、就中ニ伊勢ノ國ハ、極キ父母ガ物ヲモ奪ヒ取リ、親シキ疎キヲモ不云ズ、貴キモ賤キモ不簡ズ、互ニ隙ヲ量テ、魂ヲ暗マシテ、弱キ者ノ持タル物ヲバ不憚ズ奪取テ、己ガ貯ト爲ス所也、其レニ此ノ水銀商ガ、此ク晝夜ニ行クヲ、何ナル事ニカ物ヲノミナム不取ザリケル、而ル間、何也ケル盜人ニカ有ケム、八十餘人心ヲ同クシテ、鈴香ノ山ニテ國々ノ行來ノ人ノ物ヲ奪ヒ、公ケ私ノ財ヲ取テ、皆其人ヲ殺シテ、年月ヲ送リケル程ニ、公モ國ノ司モ、此レヲ被追捕ルコトモ否无カリケル、其ノ時ニ此ノ水銀商、伊勢ノ國ヨリ、馬百餘疋ニ諸ノ財ヲ負セテ、前々ノ様ニ小童部ヲ以テ追セテ、女共ナドヲ具シテ、食物ナドセサセテ、上リケル程ニ、此ノ八十餘人ノ盜人、極キ白者カナ、此ノ者共皆奪取ラムト思テ、彼ノ山ノ中ニシテ、前後ニ有テ、中ニ立挾メテ恐シケレバ、小童部ハ皆逃テ去ニケリ、物負セタル馬共皆追取リツ、女共ヲバ皆著タル衣共ヲ剝取テ、追弃テケリ、水銀商ハ、淺黃ノ打衣ニ、青黑ノ打狩袴ヲ著テ、練色ノ衣ノ綿厚ラカナル三ツ許ヲ著テ、菅笠ヲ著テ、草馬ニ乘テ有ケルガ、辛クシテ逃テ、高キ岳ニ打上ニケリ、盜人此レヲ見ケレド

モ、可爲キ事无キ者ナメリト思ヒ下シテ、皆谷ニ入ニケリ、然テ八十餘人ノ者各思シキニ隨テ、諍ヒ分チ取テケリ、取テ何ニト云フ者无ケレバ、心靜ニ思ヒケルニ、水銀商高キ峯ニ打立テ、敢テコト〻モ不思タラヌ氣色ニテ、虚空ヲ打見上ケツヽ、音ヲ高クシテ何ヲ何ラ遲シ遲シト云ヒ立テリケルニ、半時計アリテ、大キサ三寸計ナル蜂ノ怖シ氣ナル、空ヨリ出來テ、ブニト云ヒテ、傍ナル高キ木ニ枝ニ居ヌ、水銀商此ヲ見テ、彌ヨ念ジ入テ遲シ〱ト云フ程ニ、虚空ニ赤キ雲二丈計ニテ、長サ遙ニテ俄カニ見ユ、道行ク人モ何ナル雲ニカアラント見タルニ、此ノ盜人共ハ取タル物共拈ケル程ニ、此ノ雲漸ク下テ、其盜人ノ有ル谷ニ入リヌ、此ノ木ニ居タリツル蜂モ立テ其方樣ニ行ヌ、早フ此ノ雲ト見ツルハ、多ノ蜂ノ群テ來ルニ見ユル也ケリ、然テ若干ノ蜂盜人每ニ皆付テ、皆螫殺シテケリ、一人ニ一二百ノ蜂ノ付タラムダニ、何ナラン者カハ堪ムトスル、其レニ一人ニ二三石ノ蜂ノ付タラムニハ、少々ヲコソ打殺シケレドモ、皆被螫殺ニケリ、其ノ後蜂皆飛去ニケレバ、雲モ晴ヌト見エケリ、然テ水銀商ハ、其ノ谷ニ行テ、盜人ノ年來取貯タル物共多ク、弓胡籙馬鞍著物ナドニ至マデ、皆京ニ返リニケリ、然レバ彌ヨ富増テナム有ケル、

〔宇治拾遺物語七〕今はむかし、父母もしうともなく、つまも子もなくて、たゞ一人ある靑侍ありけり、すべきかたもなかりければ、觀音たすけ給へとて、長谷にまゐりて、御前にうつぶし伏て申けるやう、此世にかくてあるべくは、やがてこの御まへにてひしにゝしなん、もし又おのづからなる便もあるべくば、そのよしの夢を見ざらんかぎりは出なまじとて、うつぶしふしけるを、寺の僧みて、こはいかなるものゝ、かくては候ぞ、もの喰所もみえず、かくうつぶし〱たれば、寺のためけがらひいできて、大事になりなん、たれを師にはしたるぞ、いづくにてか物はくふなどとひければ、かくたよりなきものは師もいかでか侍らん、物給はる所もなく、あはれと申人もなければ、ほとけの給はん物をたべて、佛を師とたのみ奉て候なりとこたへければ、寺の僧共あつまり

て、この事いと不便のことなり、寺のためにあしかりなん、觀音をかこち申人にこそあんなれ、これあつまりて、やしなひてさぶらはせむとて、かはる〴〵物をくはせければもてくる物をくひつゝ御前をたちさらず候けるほどに、三七日になりにけり、三七日はてゝ明んとする夜の夢に、御帳より人の出て、このおのこ前世のつみのむくいをばしらで、觀音をかこち申て、かくて候事、いとあやしきことなり、さはあれども、申事のいとおしければ、いさゝかのことはかなひ給りぬ、まづすみやかにさがり出よ、かゝりいでんに、なにもあれ、手にあたらん物をとりて、すてずしてもちたれ、とく〳〵まかりいでよと、をはるゝと見て、はひおきて、やくそくの僧のがりゆきて、物をうち食て、まかり出けるほどに、大門にてけづまつきて、うつぶしにたおれにけり、おきあがりたるに、あるにもあらず、手ににぎられたるものをみれば、わらすべといふ物たゞ一すぢにぎられたり、ほとけの給ふ物にてあるにやあらんと、いとはかなく思へども、ほとけのはからはせ給やうあらんと思て、これを手まざくりにしつゝ行ほどに、蝱一ふめきてかほのめぐりにあるを、うるさければ、木のゑだをおりて、はらひすつれども、猶たゞおなじやうにうるさくふめきければ、こしをこのわらすぢにてひきくゝりて、枝のさきにつけてもたりければ、腰をくゝられて、ほかへゑいかで、ふめき飛まはりけるを、長谷にまゐりける女車のまへのすだれを、うちかつぎてゐたるちごのいとうつくしげなるが、あの男のもちたる物はなにぞ、かれこひてわれにたべと、馬にのりてともにあるさぶらひにいひければ、その侍その持たる物若ぎみのめすにまゐらせよといひければ、ほとけのたびたるものに候へど、かく仰事候へば、まゐらせ候はんとて、とらせたりければ、このおとこいとあわれなる男なり、わかぎみのめすものを、やすくまゐらせたる事といひて、大柑子を、これのどかはくらん、たべとて、三いとかうばしきみちのくに紙につゝみて、とらせたりければ、侍とりつたへてとらす、わら一すぢが大柑子三つになりぬることゝおもひ

て、木の枝にゆひつけて、かたにうちかけてゆくほどに、ゆゑある人の忍びてまいるよとみえて、侍などあまた具して、かちよりまいる女房のあゆみこうじて、たゞたてりにたてりゐたるが、のどのかはけば、水のませよとて、きえ入やうにすれば、ともの人々手まどひをして、ちかく水やあるとはしりさわぎもとむれば水もなし、こはいかゞせんずる、御はたご馬にやもしあるとへば、はるかにおくれたりとて見えず、ほと〱しきさまにみゆれば、まことにさわぎまどひて、ゑあつかふを見て、のどかはきてさわぐ人よと見ければ、やはらあゆみよりたるに、こゝなるおとこそ、水のあり所はゑりたるらめ、この邊ちかく水のきよきところやあるととひければ、此四五町がうちにはきよき水候はじ、いかなる事の候にかととひければ、あゆみこうせさせ給て、御のどのかはかせ給て、水ほしがらせ給ふに、水のなきが大事なれば、たづねぬるぞといひければ、不便に候御事かな、水のところは遠くて、くみてまいらば、程へ候なん、これはいかゞとて、つゝみたる柑子を三ながらとらせたりければ、よろこびさはぎてくはせたりければ、それを食て、ややう目をみあげて、こはいかなりつることぞといふ、御のどかはかせ給ひて、水のませよとおほせられつるまゝに、御とのごもりいらせ給へれば、水もとめ候つれども、清き水の候はざりつるに、こゝに候男の、思ひがけぬにその心をえて、このかうじを三奉りたりつれば、まゐらせたるなりといふに、此女我はさはのどかはきてたえいりたりけるにこそ有けれ、水のませよといひつるばかりはおぼゆれど、その後のことはつゆをぼえず、此柑子ゑざらましかば、此野中にてきえいりなまし、うれしかりける男かな、このおとこいまだあるかととへば、かしこに候と申す、その男ゑばしあれといへ、いみじからんことありとも、たえ入はてなば、かひなくてこそやみなまし、男のうれしとおもふばかりの事は、かゝる旅にてはいかゞせんずるぞ、くひ物はもちてきたるか、くはせてやれといへば、あの男ゑばし候へ、御はたご馬などまいりたらんに、物など食てまか

れといへば、うけ給ぬとてゐたるほどに、はたご馬かはご馬などきつきたり、などかくはるかにをくれてはまいるぞ、御はたご馬などは、つねにさきだつこそよけれ、とみの事などもあるに、かくをくるゝはよきことかはなどいひて、やがてまんひきたゝみなどしきて、水遠かんなれど、こうせさせたまひたれば、めしものはこゝにてまゐらすべきなりとて、夫どもやりなどして、水くませ、食物しいだしたれば、この男に、きよげにしてくはせたり、物をくふ〳〵、ありつる柑子何にかならんずらん、觀音はからはせ給ふことなれば、よもむなしくてはやまじと思ひゐたるほどにしろくよき布を三むらとりいでゝ、これあの男にとらせよ、此柑子の喜は、いひつくすべきかたもなけれども、かゝる旅のみちにては、うれしとおもふばかりの事はいかゞせん、これはたゞ心ざしのはじめを見するなり、京のおはしましどころは、そこ〳〵になん、かならずまいれ、この柑子のよろこびをばせんずるぞといひて、布三むらとらせたれば、よろこびて、布を取て、わらすぢ一すぢが、布三むらになりぬる事と思ひて、わきにはさみてまゐるほどに、その日はくれにけり、道づらなる人の家にとゞまりて、あけぬれば、鳥とともにおきて行ほどに、日さしあがりてたつの時ばかりに、えもいはずよき馬にのりたる人、この馬を愛しつゝ、道もゆきやらず、ふるまわすほどに、まことにゑもいはぬ馬かな、これをぞ千貫がけなどはいふにやあらんと見るほどに、この馬にはかにたふれて、たゞしにゝしぬれば、主我にもあらぬけしきにて、おりてたちゐたり、てまどひして從者どもゝくらおろしなどして、いかゞせんずるといへども、かひなくしにはてぬれば、手をうちあさましがり、なきぬばかりにおもひたれど、すべきかたなくて、あやしの馬のあるにのりぬ、かくてこゝにありともすべきやうもなし、我はいなん、これともかくもしてひきかくせとて、下すおとこを一人とゞめていぬれば、この男見て、此馬わがむまにならんとて死ぬるにこそあんめれ、わら一すぢか柑子三になりぬ、柑子三つが布三むらになりたり、此ぬのゝ馬

になるべきなめりとおもひて、あゆみよりて、此下す男にいふやう、こはいかなりつる馬ぞととひければ、みちのくによりゑさせ給へる馬なり、よろづの人のほしがりて、あたひもかぎらず、買んと申つるをも、おしみてはなち給はずして、けふかくしぬれば、そのあたひ少分をもとらせ給はずなりぬ、おのれも皮をだにはがばやと思へど、旅にてはいかゞすべきとおもひて、まもり立て侍なりといひければ、その事なり、いみじき御馬かなと見侍りつるに、はかなくかくしぬること、命あるものはあさましきことなり、まことにたびにては、皮はぎ給たりとも、ゑほし給はまじ、をのれはこの邊に侍れば、かははぎてつかひ侍らん、ゑさせておはしねと、此布一むらとらせたれば、男おもはずなる所得したりと思て、おもひぞかへすとやおもふらん、布をとるまゝに、見だにもかへらずはしりいぬ、男よくやりはてゝ、後、手かきあらひて、はせの御方にむかひて、この馬をいけて給はらんと念じゐたるほどに、この馬目を見あくるまゝに、頭をもたげておきんとしければ、やはら手をかけておこしぬ、うれしきことかぎりなし、を（○な下脱字）恐れてくる人もぞある、又ありつる男もぞくるなど、あやうくおぼえてければ、やう〳〵かくれのかたに引入て、ときうつるまでやすめて、もとのやうに心ちもなりにければ、人のもとに引もてゆきて、その布一むらして、轡やあやしの鞍にかへて、馬にのりぬ、京ざまにのぼるほどに、宇治渡りにて日くれにければ、そのよは人のもとにとまりて、今一むらの布して、馬の草わが食物などにかへて、その夜はとまりて、つとめていとゝく京ざまにのぼりければ、九條わたりなる人の家に、物へいかんずるやうにてたちさはぐ所あり、この馬京にゐてゆきたらんに、見しりたらん人ありて、ぬすみたるかなどいはれんもよしなし、やはらこれをうりてばやと思て、かやうのところに馬など用なる物ぞかしとて、おり走てよりて、もし馬などやかはせ給ふととひければ、馬がなと思けるほどに、この馬を見て、いかゞせんとさはぎて、たゞ今かはりぎぬなどはなきを、この鳥羽の田や米などに

はかへてんやといひければ、なか〱きぬよりは第一の事也と思て、きぬや餞などこそ用には侍れ、おのれは旅なれば、田ならば何にかはせんずると思給ふれど、馬の御用あるべくば、たゞ仰にこそ志だかはめといへば、この馬にのり心とはせなどして、たゞおもひつるさまなりといひてこの鳥羽のちかき田三町、稲すこし、米などとらせて、やがて此家をあづけて、をのれもし命ありて、歸りのぼりたれば、その時返へしゑさせ給へ、のぼらざらんかぎりは、かくてゐ給つれ、もしまた命たえてなくもなりなば、やがてわが家にしてゐ給へ、子も侍らねば、とかく申す人も侍らじといひて、あづけてやがてくだりにければ、その家に入居て、ゑたりける米いねなど取をきて、たゞひとりなりけれど、食物ありければ、かたはらその邊なりける下すなどいできて、つかはれなどして、たゞありつきゐつきにけり、二月ばかりの事なりければ、そのゑたりける田を、なからは人につくらせ、いまなからは、わがれうにつくらせたりけるが、人のかたのもよけれ共、それはよのつねにて、をのれがぶんとてつくりたるは、ことのほかおほく出きたりければ、いねおほくかりをきて、それよりうちはじめ、風のふきつくるやうに徳づきて、いみじきとく人にてぞありける、その家あるじもをとせずなりにければ、その家もわがものにして、子孫などいできて、ことのほかにさかえたりけるとか、

〔翁草二〕越後屋八郎右衞門成立之事

昔は上方三拾六人の御代官ゟ、御金納とて、飛脚を以江戸へ通る、仍道中人馬の御用繁く、驛々難義たるを見て、出目の某といふ者、此人馬の費を止め、公儀の御爲も宜く、亦請負居る者も、利潤を得る仕形を巧出して、六十日爲替と云事を目論見、公儀江願ふ、此仕形は御代官より、上方にて金子を受取、六十日目に江戸へ納る事也、尤六十日の遲滯有と云へ共道中人馬費なく、請負人は右日數の間に遊び金を廻し、其間の利德又夥し、如斯積て願ひしに、公儀御評定之間に、願主不幸に

して病死す、續て相願ふ者もなく、此上一旦空敷廢れし處に、越後屋八郎右衞門ト云者、○中略三井三郎右衞門と云町人の手代成しが、此願主に少し由緒有ければ、願ひの跡を起して、再び相願ふ、元來濟居たる願ゆへに、早速八郎右衞門に仰付らる、是に仍て、駿河町に店を構へ、亦京都にも店を拵て、代官衆ゟ上納の金子を京都にて請取、夫より呉服反物を仕込、三度飛脚にて江戸に下し、賣上て其金を以、御役所へ上納す、如此手法にて、江戸におゐて現金掛直なしと云事を始、外々呉服店より格別下直に賣出せば、是迄斯樣の店は無し、殊外珍敷、次第に評判よろしく、買人日に增て多く集て、山の如くの代呂物も、暫時に賣きれば、段々いやが上に荷物を下し、手廣く商ふゆへ、六十日の間に、二三度も往來の利分を取、上納聊不滯ば、公儀表の首尾も宜く、次第々々に分限富裕の身と成ル、因玆三ケ津は申すに不及、諸國城下々々賑しき所には、出店を不置と云ふ事なし、呉服物に限らず、萬物を商ふ、當時此子孫代々相續して、主人三郎右衞門が苗字を曬ひ、三ッ井と稱し、又越後屋と云兄弟の家、六ッニ分れ、諸國の出店誰渠が持分といふ事なく、六人に總持にして、損德共に六ッ割にして、一己の商にせず、仍過分の利潤もなく、又家の潰るゝ程の損もなし、手代もいづれの支配といふ事なく、江戸にては六人の番頭ありて、駿河町は申すに不及、所々の店を支配し、一向日々の商には不拘、月に六度會合を究め置て、會所へ重立候者共集り、諸店商之事を評議す、京都六人の主人は、一ヶ年何程と分量を究め、日用幷に臺所の賄相渡す、是れより餘慶渡す事を堅く禁止す、仍て旦那分六人の者共も、萬心に任せず、手代とも同樣に、幼少より店へ出きて、商を見習ひ勤めて、聊華奢をなす事不叶、もし其法を破るものは、忽ち押込隱居をさせて、六人の名前を除く、此六ッの名前は、八郎右衞門と云を始として、各役名の如く、八郎右衞門隱居或は死失すれば、次座八郎兵衞、三郎助等より、八郎右衞門に成り、段々跡もくり上て、名を改め、假令續きは遠く成ても、當時の八郎右衞門を總領とし、二男三男と、格を定めて、篤く因む事、誠に兄弟

の如し、主人分の家より、替る〳〵勤之、町家たりといへ共、規矩正しき家風故、當時に至て、聊も衰廢の色なし、

因に曰、近世大ィ丸と稱する者有り、其濫觴は、伏見京町、大文字屋彥右衞門と云ふ小商人、古手類を商ひて、常に洛に往來するに、路傍一の橋にある瀧尾の社に、ぬかづいて、我千人の頭とならば、宮居を修補し、祭祀を悃にせんと祈誓す、頃は享保の中頃、尾陽の黃門君、華奢風流を好給ひ、名古屋の町に、遊廓芝居等を構られ、木曾山材木の上品を以、費を厭はず、是を營み、上み方よりあらゆる妓女役者の類を抱集め、其壯觀宛も三ケ津の繁榮に超たり、○中略斯る繁昌を聞傳へ、他邦の商人、吾も〳〵と此地江入込むもの少なからず、大彥時を得たりと、僅に拾貫目の元手を以て色々の良策を廻らす、先づ尾陽へ越さんと欲するの初め、京都二條通の藥店、井筒屋九兵衞と云ふ富裕の者、尾州に店有て、常に荷物を運送す、其衞府に、丸の內に大の字の有るを所望して云く、予も彼地に店を構んと欲す、恨らくは身不肖なれば、道中に於て、我を不ㇾ知、庶幾は足下の衞府を我等に借せ、夫を以て諸運送滯なからしめん、井九諾して、衞府を借す、自ㇾ是萬物に丸の內大の字を用ふ、先づ萌黃地に丸大文字の大風呂敷を夥しく仕込、江府の諸商人へ知るべを求て、悉く配當す能き風呂敷なれば、是を得たるもの幸にして、我商物を此風呂敷に包て、彼地の堅横を徘徊す、是迄斯る萌黃地の大風呂敷は、見馴ざれば、江府中に目立て自ら丸大を彼地にて、見知る樣に成れり、是寬大の謀なり、而して先づ名古屋にて、始て大丸屋と稱する新店を構へ、諸色下直に賣出し商の調法、又三井共風俗替りて、諸人の請宜く、日に增て店繁昌す、爰に於て、自分は京都に居をしつらひ、江都に始めて店を設るに、兼て風呂敷に目覺有大丸屋なれば古來より仕似せたる店の如く、江戶中には彼風呂敷を蒔散し置ぬれば、最初より手の廣がる事、餘店に超へ、萬人爰に群り競ふ、大阪にては、柏屋といふ潰れ店を買得して、其儘

柏屋の家名を用ひて商之、三ヶ津名古屋に、須臾の間に、其名を發し、一之橋瀧尾社を結構に造立し、彥右衞門剃髮して正啓と號す、〇下略

〔翁草八〕河村瑞軒成立之事

河村瑞軒事、元は車力十右衞門とて、常に車を押て世を渡る傭夫なり、〇中略十右衞門事、浩る卑賤の業に暮すと雖、生得其心廣く、才智拔群の者成しが、或時不圖思ひ付、上方に行て身の安否を究んと、僅の諸道具を賣て、金二三步肌に著け、小田原迄來て一宿せしに、相宿に老翁あり、何角と語り合ふに、十右衞門が上方江登る所以を問、十右衞門爾々と答ふ、翁笑ふて、今繁昌の江戶を捨、上方へ行、何の立身か有ん、倩御邊の人相を見るに、大きに家を起すべき相有り、不如江戶にて勵まれんにはと云、十右衞門つく〴〵此の翁を見るに、唯者ならぬ氣性顯れければ、忽ち得心して、實も翁の異見尤也、然らば江戶にて一と勵致して見ッと、翁に別れて、江府へ引返、品川を通けるに、折節七月盆過にて、瓜茄子夥敷磯端に流寄しを、不圖心付て、其の邊の乞食共に錢を取らせて取上げさせ、所緣の所にて古桶を借り、右の瓜茄子を鹽漬にして引かづき每日普請小屋江行、是を賣る、大勢の日傭ども晝食の菜に吾も〳〵と競調ふるに仍、夫々段々瓜茄子の漬物を鹽梅よく仕込みて賣けるに元來發明者なれば、早速御普請の役人へ取入、役人甚十右衞門を賞美して、汝左樣の渡世を致さんよりは、日傭頭をして出精せば立身すべしと勸るに、渡りに舟と速かに畏請て、夫々御普請場の幟を預り、大勢の日用共を引廻し、萬の驅引他の及ぶ處にあらず、依之役人より褒美を囉ひ、餘程金を儲て、夫々下町の表店を借り、家普請を奇麗に致、手代を差置き、大屋幷近邊の者共を振舞、萬づ寬濶成體なれば、近所にても宜敷商人の樣に取沙汰しけれ共、實は餘慶なき身上故に、普請振舞等に費エて、元手銀も無く成しか共、少しも其の色目を見せず、然るに開運の時來るにや、夫より間もなく江戶大火にて、自分の居宅も燒けれ共、少し

も夫に貪著せず、次第に大火と見るや、未だ燒鎭まらざる内に、木曾山を志し、僅十兩に足らぬ金を携へ、夜を日に繼で彼地に馳趣き、則問屋方江著て門内を見れば、問屋の子供表に遊び居けるに、懷より小判參兩取出し、小刀にて穴を明け、紙縷を通して、持遊のがら〳〵にして、件の子供にあたへ、案内を乞ふ、亭主に逢て、某は江都の者に候が、大造なる急用有て、材木を多く調度、手代幷に所從の者は追々跡より參積、某は片時も早く用事を辨ジ度存じ夜を日に繼で先へ到著す、金子は跡の者共持參すべし、先有合ふ材木を悉く見積りて隨分に調へ申さんと云、亭主も十右衞門が體を熟見るに、如何樣大造の事に掛る間敷人相に非ず、其の上小供へ小判を持遊びにして與れたる樣子、實に江府に於て大器の分限者ならんと察して、是を馳走し、段々に材木を見せけるに、一々直段を究め、有合の材木を不殘買上て、極印を入る、斯て江戸には燒跡の小屋懸け段々に始る處に、材木屋に有る處の材木共も過半燒失すれば、材木大きに拂底して、直段追日高直に成り、江府中の手閊と成故に、材木屋共追々木曾に來り買求ッとするに、有合ふ材木之分は悉く十右衞門が極印有て、外ニ賣木なし、依之皆々十右衞門ニ便り、相對して是を所望しける故、夥敷利分を取て賣渡し、則其金を以問屋を仕切、須臾に數千兩の金を貯て江府に歸、家居廣くきらびやかにしつらひ、手代以下多く召抱、所々の普請を請負ふ、元來才智逞敷者なれば、公儀御普請懸りの役人へ悉く取入、其外諸家の普請役へも一々取入ずと云事無く、追日其名高く、後には請負事は此の十右衞門が手を離れては難出來樣に成しかば、諸請負人渠に從ふて事を成すに仍て、益分限に成り、剃髮して河村瑞軒と號す、

〔明良洪範續篇三〕又紀伊國屋文左衞門ト言富商有リ、此者元來貧利ニカシコク、俄ニ富家ニ成リケル上、猶又上野中堂御普請ノ受負ヲナシ、數萬金ヲ儲ケ、大富家ニ成リ、今ハ驕慢ノ氣出、金銀ヲ湯水ノ樣ニ遣ヒ捨ケル、元祿十三年夏、評定所ヘ願ヒ出ケルニハ、此節ハ御用ノ御間ト存ジ候ヘ

バ、病氣養生ノ爲、湯治ニ罷出度候旨申出ル、伊豆守大イニ怒リ、其方湯治ニ行ク抔屆クルニハ、吾番所ナリト、又ハ吾組ノ與力共迄申立テモ然ルベキニ、天下歷々ノ御役人ノ詰ラル丶此評定所ヘ申出ル事、町人ノ身分モ憚ラザル仕方也、畢竟驕慢ノ心ヨリ、カヤウナル恐レ多キ事ヲ致スナリ、不屆者メトテ、牢舍申付ラレケル、一座ノ役人ハ、皆文左衞門ヨリ兼テ賄賂ヲ得テ居ル故、心ニハ氣ノ毒ニ思ヒケル人モ有シトゾ、此文左衞門後年ニ至リ、ツヒニ天罰ニヤ金銀ヲ失ヒ、一日ヲモ送リ兼ル樣ニ成行テ、行末モ慥ニ知レザルヤウニナリシ、

〔翁草六十三〕京師豪富町人喪家并衰廢之分

石河自菴

先祖尾州犬山城主之由、浪人後洛に來て町人ト成、八九十年前身上潰、當時跡無、

袋屋常皓

弟與左衞門

先祖は室町三條邊長崎商人ノ手代ニテ、其後自分ニ長崎商ヲ致、富裕ニ成、六七十年以前身上潰、僅ニ殘、○中略

菱屋十兵衞

御池町ニテ卷物商賣致、親代ニハ富裕ノ聞エ有シガ、後ノ十右衞門不行跡者ニテ身上潰、

吉野屋惣右衞門

押小路柳馬場東ヘ入町ニ住ス、親ハ嘉右衞門、後ニ宗吾ト云、實父ニテハ無之、宗吾妻ノ弟也、惣右衞門氣カサ者ニテ、長崎會所ノ兩替ヲ致、方々勤廻リ候故、其身ノ分限ヨリモ名高ク、手廣ク取引致候所ニ、中頃ヨリ大名衆ノ取引滯ニ仍、諸向年賦ノ斷ヲ立、漸ニ相續ス、

銀座

元祿吹替ヨリ、日本ノ銀數度吹改リ、其度毎ニ賃銀ヲ被下有增考申處、凡四五拾萬貫目ト立、此吹賃四分ヨリ六分マデ被下、是ヲ平均五分ト見テ、一度ニ二萬五千貫目也、是ヲ五度合拾貳萬貫目也、而ルニ僅十年計ノ內ニ、銀座中家材共ニ沽却シ、今日續ガタク相成ハ如何成故ゾヤ、全ク奢超過スル而已也、總ジテ銀座ノ風俗昔ヨリ如此、盛衰手ノ裏ヲ返ス如クナル事可笑、

絲割賦

元來割賦ハ、長崎ニテ京ヘ百丸ノ絲ヲ被下、右之糸ヲ賣拂、其餘分ヲ以、仲ケ間ノ雜用ヲ引、跡ヲ夫々配分致事ナリ、仲ケ間ハ大勢ナレバ、先年時節ヨキ頃ダニ、中々割賦計ニテハ格別ノ家督ニモ無之候、去ニ仍、寶永ノ頃錢座ヲ願ヒ、錢ヲ吹出シ候處、其後大錢ヲ吹、無程大錢御停止ニ成候ニ付、大分ノ損失ヲ致、其上近年長崎ノ仕法モ改リ候故、益割賦人共困窮ニ及、古キ家ノ者共、當時大分跡モ無ク成、僅ニ殘ル者共モ逼塞ス、

呉服所

公儀呉服所ヲ始、諸家ノ呉服所用達抔云者、何レモ身上宜キハ無之、段々困窮ニ及候、元來商人ニ非ズ、合力米扶持方等ヲ其家々ヨリ貰ヒ、町人ノ心ヲ喪ヒ、武士ノ眞似スル樣ニ成テ、自ラ世渡ニ疎ク、其上其家エ由緒有之用達共モ、當時ハ表向看板ノ樣ニ成テ、調物ハ店々ヲ問合、下直ナルヲ專ニ調、或ハ入札ヲ以買上ゲラルヽ故、用達ハ名計ニテ追々窮迫ス、

兩替屋

兩替商賣ノ儀ハ、百有餘年以來、上品ノ身上ハ右ニ記、中分ノ者ハ不知其員、今ニ相續スルハ無之、其所以ハ、兩替ト申者ハ、餘ノ代召物ハ無之、金銀錢而已ヲ取扱ヒ、大名豪家ノ貸引ヲ肝煎、世上ヨリモ安利ニテ金銀ヲ持込候故、自然末々手代迄モ、金銀ヲ大切、且ツ相場ノ思入米商同前ニ成テ、偏ニ大博奕ヲ打ニ同ジ、故ニ多ク家風惡ク成テ、永ク其家相續セズ、穴賢ヨク守愼ベシ、

賤富

右ハ、商家三井ガ家書ニシテ、各家衰廢ノ所以ヲ詳ニ記シテ、自家ノ教誡ニナセシ趣也、奥書ニ高房ト有リ、爰ニ記ルハ、其大略而已也、本書ニ年暦ヲ不記故、各家興廢ノ時節分明ナラズ、可追考、夫ヨリ下ツカタ當世ニ及迄ヲ倩考ルニ、サシモ人ニ知ラレシ豪家ノ衰ル事不可勝計、況泛々ノ家ニ於ヲヤ、翁ガ物覺初シヨリノ事ヲ指ヲ折ラバ、其限リ無ラマシ、去レバトテ、興家ノ類ハ其十ガ一ニモ及難シ、盛衰ハ世ノ有樣ナレバ、コモ〲成ベキニ、ナドヤ斯ク偏ル事ハ、世ノ衰ルニ似レ共、更ニ左ニ非ズ唯御代ノ盛ン成德化ニ誇テ、奢ノ超過ト、貪欲ノ熾盛トノナセル所ナラン、穴賢餘所事ト不思シテ、貴ト無ク賤ト無ク、大ト無ク小ト無ク、啻自ノ修身ヲ宗トスルニ如カザルベケンヤ、

〔明良洪範 十九〕紀州南龍院公ニ仕ヘシ奈波道圓トイヘル大儒アリ、此者ノ甥ニ奈波加慶ト云針醫、御供ニテ紀州ニアリシ時、和歌山一番ノ富家ニ鴻池孫右衞門トイヘル町人、久々煩ラヒ居タルニ、此度奈波ガ來リシヲ幸ヒト推擧セシ人アリテ、療治ノ事ヲ頼ミケレバ、加慶心得申シタリト答ヘシ時、頼ミタル人又申シケルハ、此孫右衞門ハ和歌山一ノ有德人ニテ候間、外ノ病家ヨリハ御精ヲ出サレ、療治イタサレ候ラヘド申シケルヲ、加慶トクト聞居タルガ、右ノ者坐ヲ立ントセシ時、只今御頼ノ病家ヘ見廻ノ事ハ御斷リ申ストイフニ、頼ミタル人大ニ驚キ、ソレハ心得ヌ事ナリ、療治ガアル由申シ入レ候ハ、只今ノ事ナリ、然ルニ手ヲ返ス如ク御斷リトハ、如何ノ思召ニヤト咎ルニ、イヤ初メハ病人ト計リ、ウケ玉ハリ候間、請合申セシニ、重ネテ富家ナル故ニ、精ヲ入療治致シ申スベクトノ事ニ候我等今日マデ病人ニハ針ヲ立候ヘドモ、金銀ニハリヲ立候事ハ之無候ユヘ、御斷リ申ストゾ返答シケル、誠ニ道圓ガ甥ナリトゾ申シケル、

〔折たく柴の記 上〕むかし戶部の許に來れる老人あり、これは織田の内府入道常眞に、めしつかはれしもの、おいしのちに世をのがれしなり、（住倉了仁といひて、其頃八十餘の人なり、）その人我父の許に來りて、豫

州もとより戸部の御覺よかりしほどの人をば、ふかくうらみおもひ給ふ事なれば、その子息のふたゝびつかへにしたがひ給ふ塗開らけん事あるべからず、いとけなきより見まゐらせしかば、我だに此事の心ぐるしければ、そこの心のほどおしはかりぬ、こゝに我年頃したしき富商の、男子はなくして、女子一人候なるを、しかるべき侍の子にあはせて、家ゆづらんとおもひて、我と相はかる事の候なる、あはれ子息をそれが望にまかせられんには、そこをも心やすくやしなひ給ふべき事なれ、此事聞え申さむために參れりといふ、我父の聞給ひて、こゝろざしのほど忘るべからず、息男いとけなきものにあらず、我いかにと定め申がたし、かれとあひはかり給ふべしと答給ひ、其明けの日我參りしに、かくと仰られたり、承りぬと申して、かの老人の許にゆきむかひ、そのこゝろざしの報ずべからざる事ども謝し訖りて、思ふ所侍れば、のたまふ所にも打任せがたしといひて歸參りて、我かゝる身となる事を、御心苦しと思ひ給はん事をも、思ひ參らせぬにもあらず、又かくわびしく渡らせ給ふ事を見まゐらするに、いかにかなしくは覺え侍れども、御子とうまれしものゝ、ひとの子となるべしとは思ひもかけず、かく悲しくおもふ事も、武士の家に出て仕ふる事の、かなはざる故に候ものを、我身に及びて、おやおほぢの取傳へ給ひし弓矢の道をすてゝ、商人の家つぐべしともおもひ候はず、さればかくこそ答て候と申たりければ、いとうれし氣におはしまして、かゝる事に至ては其人々の心にあることなれば、父子の間といふとも、いかにとも定申しがたき事なるを、よくこそ答給ひたれ、老たる父やしなふべきために、身をなきものにし給はむも、孝行といふべけれども、今聞し所のごとき、孝行の大なることはりには似るべき事にもあらず、我はじめ世をのがれしより、かゝる身にて終りなむは、もとより思ひまうけし所なり、返す返すも我事をな心苦しく思ひ給ひそと仰られけり、〇中略又當時天下に雙なしなどいふ富商の子の、學ぶ友となりぬる事出來しに、その子のいひしは、我父たるものゝ見

まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黄金三千圓にもとめ得し宅地をもて學問の料となして、ものまなび給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れといふ、我此事をきゝて御こゝろざしのほどわするべからず、我むかしある人の申せしことを聞しに、夏のころ靈山とかにあそびしものどもの中、池に足ひたし居けるに、小なる蛇の來りて、其足の大指を舐しきるあるが、忽に去りては、また忽に來りて舐る、かくするがうちに、其蛇やう／＼に大さくなりしにや、後には其大指を呑むばかりになりしかば、腰よりさすがを取出して、刃のかたを上になして、大指の上にあてゝまつ、また來りて大指を呑んとする所を、あげさまにさしきりたれば、うしろざまに、飛去るほどに、家にかけ入りて障子をさす、ともないしものども、なに事にやといふ程こそあれ、石はしり木たふれて、地ふるふ事半時ばかりすぎてのちに、障子をほそめにあけて見けるに、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭のかたまで、一尺餘きられたるが、たふれ死したりといふ事あり、その事ありやなしやは、いまだ知らねど、今のたまふことに似たる所の侍るなり、初め其蛇の小しきなりし程は、わづかにさすがをもてさしきりし所なるが、すでに大きくなりしに至りては、一尺餘りの疵とは成りしなり、今我身まづしく窮りたれば、人知れるものにもあらず、此身のまゝにて、そこの亡兄のあとを承け繼ぎなむには、その疵なほ小しきなるべし、もしのたまふ所のごとく、世にしらるべきほどの儒生ともなりなんには、その疵は殊に大にこそなりぬべけれ、三千兩の黄金をすてゝ、大疵あらむ儒生と成し立てられむ事は、謀を得給ひたりともいふべからず、たとひさしきる所の小しきなりとも、我もまた疵かうぶらん事をねがはず、我かくこそ申たれと答へ給へといひたり、後に聞けば、しかるべき儒生のその娘にはあひぐせしなり、(その富家は河村といひし、その孫女の夫は黒川といひて、其父祖ともに儒に名ありし人なり、)此事をも父にておはせし人に語り申ければ、めづらしからぬ事なれど、よき喩にもありつるか

雜載

なと、わらひ給ひたりき、

〔先哲叢談八〕家祖原瑜

祖之大舅芸菴、爲レ人廓達奇偉、以二良醫一振二一世一、毎謂レ人曰、世稱二吾甥公瑤一爲二大儒一、余以爲二腐儒一、古河老小杉元卿、嘗至二江戸一聞レ之曰、渠無レ阿二其族一則可矣、至二其譏一謗之、則可レ不下見以詰問上乎、明日芸菴至、元卿盛レ氣相詰曰、余聞吾子毎以二腐儒一呼二吾師雙桂先生一、敢問有レ説否、曰君未レ知之乎、夫古之大儒必貧困守二陋閭一、然公瑤家貧頗富、是余所下以目以二腐儒一也、元卿抵レ掌大笑、蓋以二其腐富音近一也、

〔近世名家書畫談下〕雪山の軼事

長崎には富貴なるもの多し、常に奢侈を極む、或時一人の富家筵を開き同僚を招くことあり、此時客方より謂て曰、若雪山〇北島三立先生を迎ひ、席上にて、字を作らしめば、この外の配走なしと云、是は先生元來驕奢の家に至らざるを知りての難題なり、時に亭主頓智を出し、兼て先生常に愛する所の賤者に謀りていはせけるは、今日ある所に、美酒佳肴ありて、終日の興を催す、先生至らんやといふ、先生これに涎を流し、急に從ひ行く、至ればいはゆるふうきの家にして、席上豪具をかざり、水陸並至る、先生一見して、忽其奢靡を惡み、杯をとり轟飲、傍若無人なり、時に主人云、先生の揮毫を煩すと、娼婦相伴して倶にこれを乞ふ、先生云、主客兩名汝を幷せ三名なり、三紙をこゝに展べよとて、大筆を墨に蘸し、一紙毎に陰器一莖を寫出し、三名に三紙を投與へ、手を揮て歸る、其後途中にて天狗先生に逢ひければ、先生云、此程は豁達のさた承ると云ければ、雪山先生云、馬鹿ども一莖づゝかつがせたりと云はれたるよし、天狗先生後に廣澤先生に語られたりとなん、

〔徒然草下〕身死して財のこることは、智者のせざる處也、よからぬ物たくはへをきたるもつたなく、よき物は心をとゞめけんとはかなし、こちたくおほかる、まして口おし、我こそえめなどいふものども有て、跡にあらそひたるさまあし、後はたれにと心ざす物あらば、いけらんうちにぞゆ

づるべき、朝夕なくてかなはざらんものこそあらめ、その外は何もたでぞあらまほしき、

奢侈

奢侈ハ、オゴルト云ヒ、又過差トモ云ヘリ、我身ノ分ニ過ギテ、濫リニ財貨ヲ費スヲ謂フナリ、奢侈ハ資産ヲ蕩盡シ、終ニ其身ヲ亡ボスコトアルヲ以テ、古來之ヲ抑制スルニ制令ヲ以テシ、或ハ訓誡ヲ以テシ、或ハ又之ヲ處罰セシコトアリ、事ハ儉約篇及ビ服飾部服飾總載篇、法律部手鎖篇、闕所篇等ニ散見シタレバ、宜シク參照スベシ、

名稱

〔類聚名義抄〕人一 侈音齒ホコル チコル 奢チコリ ホコル 〔同〕大四 驕大オコリ

〔伊呂波字類抄〕於人事 奢チコル 張也、勝也、 侈 〔同〕志疊字 奢侈 奢豪 奢靡

〔倭訓栞〕前編五 をごる 驕奢をいふ、侈も倨も同じ、雄凝るの義にや、

〔伊呂波字類抄〕久疊字 過差クワサ

〔大鏡〕二左大臣時平 延喜の世間の作法したゝめさせ給しかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、○下略

〔徒然草〕上 堀川相國は美男のたのしき人にて、其事となく過差をこのみ給けり、○下略

〔野槌〕上七 過差クワサ おごれる義也

〔徒然草文段抄〕四 過差、○中略 季吟云、よのつねに過差とは、あやまる事也、こゝにては、野槌の義を可用にこそ、

奢侈例

〔本朝文粹〕二 意見封事 意見十二箇條 善相公淸行

一請禁奢侈事

右〈○中略〉臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生筑紫絹、爲夏汗衫、縣綞爲表袴、東絁爲襪、染絁爲履裏、而今諸司史生、皆以白絲爲汗衫、白絹爲表袴、白綾爲襪、菟褐爲履裏、其婦女則下至侍婢、裳非齊紈不服、衣非越綾不裁、染紅袖者、費其萬錢之價、擣練衣者、裂於一砧之間、自餘奢靡、不能具陳、〈○中略〉

延喜十四年四月廿八日　　從四位上行式部大輔臣三善淸行上封事

〔大鏡五太政大臣伊尹〕太政大臣伊尹のおとゞ、〈○中略〉御門〈○圓融〉の御おぢ、東宮〈○花山〉おほぢにて、攝政せさせ給へば、世中はわが御心にかなはぬ事なく、くわさことのほかにこのませ給ひて、大饗せさせ給ふに、寢殿うら板のかべの、すこしくろかりければ、俄に御らんじつけて、とかくみちの國がみを、つぶとをさせ給へりけるが、なか〳〵白くきよらに侍ける、おもひよるべき事かはな、御家は今世尊寺ぞかし、御ぞうの氏寺にてをかれたるを、かやうのついでには、たちいりて見給へれば、まだその紙のをされて侍るこそ、むかしにあへる心ちして、あはれに見給へれ、かくやうの御さかへを御らんじをきて、御年五十にだにたらで、うせ給へるあたらしさは、ちゝ大臣〈○藤原師輔〉にもをとらせ給はずとこそ、よ人おしみたてまつりしか、

〔小右記〕寬仁二年六月廿日辛亥、土御門殿〈○藤原道長第〉寢殿以一間、配諸受領、〈不論新舊、撰勤事者、〉令營云々、未聞之事也、造作過差萬倍往跡、又伊豫守賴光、家中雜具皆悉獻之、廚子、屛風、唐櫛笥具、韓櫃、銀器鋪設、管絃具、劍、其外物不可記盡、廚子納種々物、辛櫃等納夏冬御裝束、件唐櫛笥等具、皆有二具、又有枕筥等、屛風二十帖、几帳二十基云々、希有之希有事也、

〔太平記十二〕千種殿幷文觀僧正奢侈事附解脫上人事

千種頭中將忠顯朝臣ハ、〈○中略〉大國三箇國、闕所數十箇所被拜領タリシカバ、朝恩身ニ餘リ、其侈リ目ヲ驚セリ、其重恩ヲ與ヘタル家人共ニ、每日ノ巡酒ヲ振舞セケルニ、堂上ニ袖ヲ連ヌル諸大夫侍三百人ニ餘レリ、其酒肉珍饈ノ費ヘ、一度ニ萬錢モ尙不可足、又數十間ノ廐ヲ作雙ベテ、肉ニ餘

レル馬ヲ、五六十匹被立タリ、宴罷デ和與ニ時ハ、數百騎ヲ相隨ヘテ、內野北山邊ニ打出テ、追出犬小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎皮ヲ行縢ニ裁チ、金襴纐纈ヲ直垂ニ縫ヘリ、賤服貴服、謂之僭上、僭上無禮國凶賊也ト、孔安國ガ誡ヲ不恥ケル社ウタテケレ、是ハセメテ俗人ナレバ不足言、彼文觀僧正ノ振舞ヲ、傳聞コソ不思議ナレ、適一旦名利ノ境界ノ離レ、既ニ三密瑜伽ノ道場ニ入給シ無甲斐、只利欲名聞ニノミ趍テ、更ニ觀念定座ノ勤ヲ忘タルニ似リ、何ノ用トモナキニ、財寶ヲ積倉、不扶貧窮、傍ニ集武具、士卒ヲ逞ス、成媚結交輩ニハ、無忠賞ヲ被申與ケル間、文觀僧正ノ手ノ者ト號シテ、建黨張臂者洛中ニ充滿シテ、及五六百人、サレバ程遠カラヌ參內ノ時モ、輿ノ前後ニ數百騎ノ兵打圍テ、路次ヲ横行シケレバ、法衣忽汚馬蹄塵、律儀空落人口譏、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

夫富貴ニ驕リ功ニ侈テ、終ヲ不愼ハ、人ノ尋常皆アル事ナレバ、武藏守師直、今度南方ノ軍ニ打勝テ後、彌心奢リ、擧動思フ樣ニ成テ、仁義ヲモ不顧、世ノ嘲哢ヲモ知ヌ事共多カリケリ、常ノ法ニハ、四品以下ノ平侍武士ナンドハ、關板打ヌ舒葺(ノシブキ)ノ家ニダニ、居ヌ事ニテコソアルニ、此師直ハ、一條今出川ニ、故兵部卿親王ノ御母堂、民部卿三位殿ノ、住荒シ給ヒシ古御所ヲ點ジテ、棟門唐門四方ニアゲ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高造リ雙テ、奇麗ノ壯觀ヲ逞クセリ、泉水ニハ伊勢島、雜賀ノ大石共ヲ集タレバ、車轢テ軸ヲ摧キ、呉牛喘テ舌ヲ垂ル、樹ハ月中ノ桂、仙家ノ菊、吉野ノ櫻、尾上ノ松、露霜染シ紅ノ、八シホノ岡ノ下紅葉、西行ガ古、枯葉ノ風ヲ詠タリシ、難波ノ葦ノ一村、在原中將ノ東ノ旅ニ露分シ、宇津ノ山邊ノツタ楓、名所々々ノ風景ヲ、サナガラ庭ニ集タリ、

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一撿校來、留而宿焉、○中略予又問鹿苑院殿○足利義滿於此○鹿苑寺移宅之事、曰創基恐在于泉州合戰之前一兩年歟、初命諸大名之士役于土木、○中略經營未畢、時令考其費、則二十八萬貫也、然則至于畢功、則殆百萬貫乎、隆樓傑閣、畫棟雕梁東西南北、碁布星羅、如自天降、

如従地涌、〇下略

〔應仁記 一〕亂前御晴之事

天下ハ破レバ破ヨ、世間ハ滅バ滅ヨ、人ハトモアレ、我身サヘ富貴ナラバ、他ヨリ一段瑩美ト樣ニ振舞ント成行ケリ、サレバ若シ五六年ノ間、一度ノ晴儀サヘ、由々敷諸家ノ大儀ナルニ、此間打續九ケ度迄執行ハレケル、先一番ニ將軍家ノ大將ノ御拜賀結構、二番ニ寛正五年三月、觀世ガ河原猿樂、三番ニ同年七月、後土御門院ノ御即位、四番ニ同六年三月、花頂若王子大原野ノ花見ノ會、五番ニ同八月、八幡ノ上卿、六番ニ同年九月、春日御社參、七番ニ同十二月、大嘗會、八番ニ文正元年三月、伊勢御參宮、九番ニ花之御幸也、去レバ花御覽ノ結構ハ、以百味百菓ヲツクリ、御前ノ御相伴衆ノ筋ヲバ金ヲ以展之、御供衆ノ筋ヲバ沈ヲ以削之、金ヲ以逆鰐口ヲカク、如此面々粧ヲノミ刷ント奔走セシマヽ、皆所領ヲ質ニ置キ、財寶ヲ沽却シテ勤之、諸國ノ土民ニ課役ヲカケ、段錢棟別ヲ譴責スレバ、國々名主、百姓ハ、耕作ヲシエズ、田畠ヲ捨テヽ、乞食シ、足手ニ任テ悶行、萬邦ノ郷里村縣ハ、大半ハ郊原ト成ニケリ、嗚呼鹿苑院殿〇足利義滿御代ニ、倉役四季ニカヽリ、普廣院殿〇足利義敎ノ御代ニ成、一年ニ十二度カヽリケル、當御代臨時ノ倉役トテ、大嘗會ノ有リシ十一月ハ九ケ度、十二月八ケ度也、

〔當代記〕慶長十八年四月廿五日、大久保石見守〇長安死去、　五月十七日、大久保石見男共、蒙勘當、〇中略

大久保石見守遺物堅被改付、金銀從諸國上分、凡五千貫目餘ト云々、其外金銀ニテ拵タル道具、不知其數、何も駿府へ藏納、右之道具、大方の覺、茶椀、天目、同臺、椀、折敷、印籠、香合、茶釜、同風爐、水桶、燭臺、手水盥、同柄指、手巾懸、香盆、鏡臺、櫛箱、同櫛、油桶、燭臺取、手箱、シヤミセン、キセル、そのほか女人の道具ニカヽラヌ物共有トカヤ、一笑々々、　右何も金子、銀子、二通有ケルト也、前代未聞次第也、右之

石見存生之時、慶長六年辛丑年ヨリ今年迄十三年間、佐渡國、石見諸國金山ヘ、年中ニ一度宛上下、路次中ノ行儀夥事也、召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人、同道ノ間、泊々ノ宿、何モ代官所成ケレバ、家々思樣ニ作並タリ、其外傳馬人足已下、幾等ト云不知數、每度上下如此、偏如天人、更凡夫ノ非所及、就之諸國下民同町人、その費不可勝計、又其泊々朝夕食事同其町々ノ者務之、タヾ爲之迷惑スル、

〔慶長年錄〕慶長十八年六月、甲州爲仕置、島田清左衞門被遣、大久保石見事ハ、甲州武田之內大藏大夫と申猿樂之子也、○中略甲州御入國之時、○中略大久保相州ニ御預、後ニ相州同名ニ被仰付、御代官を仕、大久保十兵衞と申、勘定方才覺有之、石見、伊豆、佐渡等之金山奉行被仰付、國奉行ニ而評定衆之なみに加判仕、無双之おごり者、名譽之儀也、代官所へ參候時ハ、家來之外、美女廿人、猿樂卅人、供ニ召連、上下泊々ニ而、打はやしおどらせ通り申候、

〔閑田次筆四〕元祿の比か、年季さだかにはしらず、京に中村某なるもの奢侈に過て、官の御咎を蒙り、捉はれて東へ下る時、大津にてやどりたる夜、近き山に鹿の鳴をきゝて、寢ながらは是もをごりか鹿のこゑ、過奢者の罪を得て懲たる心ばへあはれなり、また其後浪華の某何がしといふもの同じく過奢にて召捕れ、東へおもむく道にて、笑ふものわらはれてみよ花の旅、といふ句をしたり、誠に笑ふもの、此まねは及ぶべからねど、己が非を省みざる志、大におとれりと、ある人併せて評せしは、ことわりに覺えしか、此某何がしは事はてゝのち、京にすみて導引をせしが、病人の按腹する間、物蔭にて妾に箏を彈しむ、按腹は心を靜めてなすべければといへりとぞ、是はもろこしにて、蘇合樂を吹く間に煉る藥を、蘇合圓といへる故事より、おもひよれるよし、生涯過奢の意止ざりしはしるべし、

〔蜘蛛の糸卷〕十八大通

元祿の比、紀伊國屋文左衞門といふ材木の問屋、本八丁堀壹町殘らず持地面にて、大厦高堂を構へ、片名に呼びて紀文といふ、今も其名人口に膾炙す、其角門人にて俳名を千山といへり、其角五元集にも千山が宅にてと云ふ句二三首見えたり、紀文ひとゝせ、歳越の夜、花街に遊びて、豆の中へ小粒金を交へて、豆蒔をしたる事、口碑にもつたへ、物の本にもみゆ、委敷は己が家兄醒齋京傳著、近世奇跡考にあり、紀文かゝる奢侈に家產を破り、晩年深川一の鳥居の邊に住し、こゝに歿せり、其後、俳諧の宗匠某、紀文が住みすてしを買ひけるに、居間の天井紙張にてありしが、いたくふるびたれば、經師に張替さする時、經師言ひけるやう、こゝは何人の住ひし跡やらん、あるじは物好みにふけりたる人にて有りけん、天井を張りたる紙を見るに、一つ紙にはあらず、日本國中の紙なりといひけるよし、ある隨筆に見えたり、おもふに紀文零落しても、心のおごりかくのごとし、此一を以て盛なりし時を知るべし、今いへば是ぜいたくなり、ぜいたくは驕奢の陰病なる物なり、此病ある者、黃金湯を用ふれば、ます〳〵上昇して、治しがたく、その上遂には破財亡家の死にいたる、享和の比、川柳點の句に、唐やうで賣店と書く三代目、とはよきいましめぞかし、扨本編の神代のなごりにもいはれしごとく、天明の比、花車風流を事とする者を、大通、又は通人通家などゝ唱へて、此妖風世に行はる、其中にも、十八大通とて、十八人の通人ありけり、首長たる者は、日本橋西河岸の材木屋と聞ゆ十曉、御藏前なる札差大口屋治兵衛文魚なり、ある日、十八人の通人集會ありし時、文魚銀のはりがねにて、髮を結ひて出でしを、通者も見て譏り云ふやう、文魚が銀の針がねは、今日一日の晴ならん、さのみ稱すべきにもあらずといひしを聞きて、此後に平日も銀の針がねにて髮を結はせしとぞ、其比、巷說にもいへり、此文魚も紀文の如く、零落して、御厩川岸の格子作り、間口二間ばかりの家に住ひたる比、ある貴人の御隱居、文魚が河東節の上手なるを聞き給ひて、召されける時、上るり終りて、別の座しきにて、酒食をたまひ、文魚なりとて、目錄は多からず、八丈縞五反給はり、文魚が連

戒奢侈

れ來りし名のきこえたる河東ぶしの三絃彈にて、藝を業とする者なれば、目錄を給はりけり、時に文魚たまもの、反物を、今日はたいぎなり、是は寸志なりとて、一人へ三反、一人へ貳反、其座にてとらせたるを、貰ひし三味線彈、昨夜かやうの事有りしとて、亡兄に語りて、文魚を稱したりき、おのれかたはらにありて聞きぬ、三味線彈は、山彥源四郎なりき、紀文が天井の紙文、魚が八丈縞の一對の奇談と云ふべし、

〔朝野群載一文筆〕續座左銘并序　江都督〇匡房、中略

貧賤敢勿屈、富貴敢勿奢、〇下略

〔明良洪範一〕其頃京都ニテ公家町人、總テ花美ニ募リ、種々奢侈ナル事共聞エシカバ、御仕置ノ爲、老臣ノ中ヨリ重矩〇板倉撰ミ出サレ、上京セラレ、寬文年中迄諸司代ヲ勤メラレケレバ、〇中略其時町奉行ハ宮崎若狹守、雨宮對馬守也、重矩上京シテ、公家門跡ナドニハ目ヲ付ズ、町人ヲ嚴敷禁ラレシ、其中ニ〇中略難波屋十右衞門ト云富者有リ、樣々ナル奢侈ヲ盡ケルガ、町人ニテハ面白カラズトテ、聖護院へ用金ヲ多差上、家來分ニナリ、峯入ノ供ヲシタリ、歷々ノ士ノ如ク供人多ク召連レ、目ヲ驚ス計也、箇樣事共風俗ヲ亂シ、世ノ害トナル事故、其過怠ニ宇治橋ノ掛直シヲ申付ラレシニ、早速普請出來シ、魏寶珠ニ己ガ姓名ヲ大ニ彫付テ名聞ヲ喜ビシ、此入用金、難波屋一ケ月ノ利金ニモ及バザリシト也、

驕慢

驕慢ハ、ホコル、又ハヲゴルト云フ、縱恣ニシテ自ラ賢トスルヲ謂フナリ、而シテ帝戚ノ驕傲ナリシ事ハ、帝王部外戚篇ニ載セタリ、

名稱

〔類聚名義抄一人〕傲五到反、ホコル　慠或　倨居音、居去反、チコル　〔同九馬〕驕驕驕俗今正、オコル　音橋

〔伊呂波字類抄於人事〕倨倨傲、ホコル　踞同、ホコル　○チ　夸同　傲同　慢　驕已上同　〔同加疊字〕傲憍カウケウ　〔同計疊字〕憍

慢　憍恣

〔書言字考節用集八言辭〕夸チゴル　驕同　高慢カウマン輔行記、自矜曰高、陵他曰慢、　〔同九言辭〕慢心マンジン法界次第、自恃輕他之心曰慢、　憍慢ケウマン　自慢ジマン

自滿同尚書

〔倭訓栞前編五〕をごる中略○　老子經に、自敖者不長、注に不長不可久也と見ゆ、俗にをごるもの久しからずといふ、是なり、

驕慢例

〔日本書紀十七繼體〕二十一年六月甲午、近江毛野臣、率衆六萬、欲往任那、爲復興建新羅所破南加羅アリヒシノカラ、喙己呑トクコトン、而合任那、於是筑紫國造磐井、陰謨叛逆、猶豫經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍、於是磐井、掩據火豐二國、勿使修職、外邀海路、誘致高麗、百濟、新羅、任那等國年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍、亂語揚言曰、今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、守得卒爾爲使、俾余自伏儞前、遂戰而不受、驕而自矜、是以毛野臣、乃見防遏中途淹滯、○下略

〔釋日本紀十三述義〕筑紫國造磐井

筑後國風土記曰、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墓墳、高七丈、周六丈、墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石人石盾各六十枚、交陳成行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衙頭、衙頭政所也、其中有一石人、假容立地、號曰解部、前有一人、裸形伏地、號曰偸人、生爲偸猪、仍擬決罪、側有石猪四頭、號贓物、贓物盜物也、彼處亦有石馬三疋、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇繼體○之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老傳云、上妻縣多有篤疾、蓋由茲歟、

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年九月戊申、是夜令左近衞將監紀朝臣清成、右近衞將曹住吉朝臣豐繼等、射

殺仲成於禁所、仲成者、○中略性狠抗使酒、或昭穆无次、忤於心不憚掣撥、及平女弟藥子專朝、假威益驕、王公宿德、多見凌辱、○下略

〔將門記〕將門名曰新皇、○中略于時新皇舍弟將平等、竊擧新皇云、夫帝王之業、非可以智競、復非可以力爭、自昔至今、經天緯地之君、纂業承基之王、此尤蒼天之所與也、何慥不權議、恐有物譏於後代、努力努力、于時新皇勅云、武弓之術、既助兩朝、遂箭之功、且救短命、將門苟揚兵名於坂東、振合戰於花夷、今世之人必以擊勝爲君、縱非我朝、僉在人國、如去延長年中大赦契王、以正月一日討取渤海國、改東丹國領掌也、盍以力虜領哉、加以衆力之上、戰討經功也、欲越山之心不憚、欲破巖之力不弱、勝鬪之念、可凌高祖之軍、凡領八國之程、一朝之軍攻來者、足柄碓水固二關、當禦坂東、然則汝曹所申、甚迂誕也者、各蒙叱罷去也、且縱容之次、內竪伊和員經謹言、有爭臣則君不落不義、若不被遂此事者、有國家之危、所謂違天則有殃、背王則蒙嘖、願新天信耆婆之諫、全賜維悉之天裁者、新皇勅曰、能才依人爲愁、就人爲喜、口出此言、不及駟馬、所以出言無遂哉、略敗議、汝曹无心甚也者、員經卷舌鉗口、默而閑居、昔如秦皇燒書埋儒、敢不可諫矣、

〔春記〕長久元年六月廿九日壬子、未時許參關白殿、○藤原賴通破物忌也、爲傳申戒壇之綸旨也、或人云、只沐浴幷洗頭給之、東宮大夫參入、不被相謁退出、予○藤原資房以右兵衛督隆國卿、但此卿煩日者不食之病、平愈之後、今日初參者、令傳申參入之由、不出御詞也返報云、頭洗之間、不能相遇、今明可來者、太奇恠事也、已奉勅之使何稱故障哉、謂天道何可爲目之代也、

〔古事談〕一王道后宮〕宇治殿○藤原賴通建立平等院、宇縣邊多寺領ニ被打入云々、後三條院聞此事爭恣ナル事有哉トテ、遣官使可撿注之由、被仰下ケリ、宇治殿聞召其由、平等院大門前ニ錦平張ナド打テ、種々儲ドモ用意シテ雖待官使、官使成恐不參向止畢ト云々、

〔平治物語〕一信賴信西不快事

爰ニ近來權中納言兼中宮權大夫右衞門督藤原朝臣信賴卿ト云人アリキ、〇中略父祖ハ諸國ノ受領ヲノミ經テ、年闌ケ齡傾テ後、僅ニ從三位迄コソ到リシカ、是ハ近衞司、藏人頭、后宮宮司、宰相中將、衞府督、撿非違使別當、此等ヲ僅二三箇年ノ間ニ經昇リテ、年二十七ニシテ、中納言右衞門督ニイタレリ、一ノ人ノ家嫡ナドコソ、加樣ノ昇進ハシ給ニ、凡人ニ於テハ未ダ如此ノ例ヲ不聞、又官途ノ身ニアラズ、奉祿モ猶心ノ儘也、角ノミ過分也シカ共、猶不足シテ家ニ絕テ久キ大臣大將ニ望ヲカケテ、凡ヲホケナキ擧動ヲノミシケリ、去バ見ル人目ヲフサギ、聞者耳ヲ驚ス、微子瑕ニモスギ、安祿山ニモ超タリ、餘桃ノ罪ヲモ不恐、只榮花ノ恩ニゾ誇ケル、

〔今昔物語二十五〕源賴信朝臣責平忠恒語第九

今昔、河內守源賴信朝臣ト云者有リ、〇中略賴信常陸守ニ成テ、其國ニ下リ有ケル間、下總國ニ平忠恒ト云フ兵有ケリ、私ノ勢力極テ大キニシテ、上總下總ヲ皆我マヽニ進退シテ、公事ヲモ事ニモ不爲リケリ、亦常陸守ノ仰スル事ヲモ、事ニ觸レテ忽諸ニシケリ、〇下略

〔源平盛衰記一〕清盛捕化鳥幷一族官位昇進事附禿童幷王莽事

清盛我身ノ榮花ヲキハムルノミニ非、子孫ノ繁昌ハ龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速也、男ハ各誇官職、女子ハ取々ニ幸シケリ、長男重盛內大臣ノ左大將、二男宗盛中納言ノ右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、家門ノ繁昌子孫ノ榮花、類モナク例モナク、凡一門ノ卿相雲客、諸國ノ受領、衞府諸司、總ジテ六十餘人ナリ、百官既ニ半ニ過ギタリ、世ニハ又人ナシト見エタリ、〇中略世ニハ不敵ノモノモアリケリ、入道ノ宿所六波羅ノ門前ニ札ヲ書テ立タリケルハ、

伊豫讃岐左右ノ大將カキコメテ欲ノ方ニハ一ノ人カナ

〔百練抄八高倉〕治承三年十一月十五日、世間嗷々、武士滿洛中、入道大相國〇平清盛奉怨公家、率一族可下向鎭西之由風聞、上皇〇後白河以法印靜賢、自今以後、万機不可有御口入之由、被仰遣之、　廿日、太上法

皇渡御鳥羽殿、非尋常議、入道大相國、押申行之、成範脩範等卿、法印靜賢、女房兩三之外不參入、閉門戶不通人、武士奉守護之、　廿一日、前大夫判官大江遠業自害、縱火於宅、備後前司爲行、上總前司爲保、被斬首、皆是上皇殊召仕之輩也、廳年預宗家、入道相國被搦取之、爲注御領目六、云々、

〔源平盛衰記三十四〕法皇御歎幷木曾縱逸附四十九人止官職事

木曾ハ法住寺殿ノ軍ニ打勝テ、万事思サマナレバ、今井、樋口、已下ノ兵共召集テ、ヤヽ殿原、今ハ義仲何ニ成トモ我心也、國王ニナラントモ、院ニナラン共、心ナルベシ、公卿殿上人ニナラント、思ハン人々ハ、所望スベシ、乞ニヨリテスベシナド、云ヒケルコソ淺猿ケレ、先我身ノナラン樣ヲ思煩フタリ、國王ニナラントスレバ、少キ童也、若ク成事ハ叶マジ、院ニナラントスレバ、老法師也、今更入道スベキニモ非ズ、攝政コソ年ノ程モ事ノ樣モ成ヌベキ者ヨ、今ハ攝政殿トイヘ、殿原ト云、今井四郎ヨニ惡ク思ヒテ、攝政殿ト申進スルハ、大織冠ノ御末、藤原氏ノ人コソスル事ニテ候ヘ、二條殿、九條殿、近衞殿ナド申ハ、彼藤原氏ノ御子孫也、殿ハ源氏ノ最中ニ御座、タヤスクモ左樣ノ事宣テ、春日大明神ノ罰蒙リ給フナト云、サテハ何ニカ成ベキト、暫ク案ジテ、ヨキ事アリ、院ノ御厩ノ別當ニ成テ、思フサマニ馬取ノランモ所得也、トテ、押テ別當ニ成テケリ、廿一日ニ攝政ヲ奉止基通ノ御事也、近衞殿ト申、其代ニ松殿基房御子ニ、權大納言師家ノ十三ニ成給ケルヲ、內大臣ニ奉成、聽攝政ノ詔書ヲ被下ケリ、折節大臣ノ闕ナカリゲレバ、後德大寺左大將實定ノ、內大臣ニテ座シケルヲ、暫借テ成給フ、時人昔コソカルノ大臣ハ有シニ、今モカルノ大臣オハシケリトゾ笑ケル、加樣ノ事ハ、大宮大相國伊通コソ宣ヒシニ、其人オハセネ共、又申ス人モ有ケリ、木曾近衞殿ヲ奉止テ、師家ヲナシ奉ケル事ハ、松殿最愛ノ御女ニシテ形イト嚴ク御座ケルヲ、女御后ニモト御勞リ有ケルニ、美人ノ由傳聞テ、木曾推テ御聟ニ成タリケル故ニ、御兄公トテ角計ヒナシ進セケルトゾ聞ニシ、淺増キ事共也、廿八日、三條中納言朝方卿以下、文官武官、諸國ノ受領、都合四十九

人、官職ヲ止ム、其内ニ公卿五人トゾ聞エシ、僧ニハ權少僧都範玄、法勝寺執行安能モ、所帶ヲ被二沒官一キ、平家ハ四十二人ヲ解官シタリシニ、木曾ハ四十九人ノ官職ヲ止ム、平家ノ惡行ニハ超過セリトゾツブヤキケル、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

越後守師泰高○ガ惡行ヲ傳聞コソ不思議ナレ、東山ノ枝橋ト云所ニ、山庄ヲ造ラントテ、此地ノ主ヲ誰ゾト問ニ、北野ノ長者菅宰相在登卿ノ領知也ト申ケレバ、軈テ使者ヲ立、此所ヲ可レ給由ヲ所望シケルニ、菅三位使ニ對面シテ、枝橋ノ事、御山庄ノ爲ニ承候上ハ、子細アルマジキニテ候、但當家ノ父祖代々此地ニ墳墓ヲトテ五輪ヲ立、御經ヲ奉納シタル地ニテ候ヘバ、彼墓ジルシヲ他所ヘ移シ候ハン程ハ、御待候ベシトゾ、返事ヲシタリケル、師泰是ヲ聞テ、何條其人惜マンズル爲ニゾ、左樣ノ返事ヲバ申ラン、只其墓共皆堀崩シテ捨ヨトテ、軈テ人夫ヲ五六百人遣テ、山ヲ崩シ木ヲ伐捨テ地ヲ曳ニ、壘々タル五輪ノ下ニ、苔ニ朽タル尸アリ、或ハ半々タル斷碑ノ上、雨ニ消タル名モアリ、靑塚忽ニ破テ、白楊已ニ枯ヌレバ、旅魂幽靈何クニカ吟フラント哀也、是ヲ見テ如何ナルシレ者カ仕タリケン、一首ノ歌ヲ書テ引土ノ上ニゾ立タリケル、

無人ノシルシノ卒都婆堀棄テ墓ナカリケル家作哉、越後守此落書ヲ見テ、是ハ何樣菅三位ガ所行ト覺ルゾ、當座ノ口論ニ事ヲ寄テ差殺セトテ、大覺寺殿ノ御寵愛ノ童ニ、吾護殿ト云ケル大力ノ兒ヲ語テ、無レ是非菅三位ヲ殺サセケルコソ不便ナレ、

〔先哲叢談二〕野中止、字良繼、小字傳右衛門、號二兼山一、土佐人、世仕二國侯一、

兼山性嚴毅、其行レ政也、峻法無レ貸、其友小倉三省每諫曰、古之功臣、善レ終而福祿及二子孫一者、皆德量寬大垂二仁布一レ惠、若夫嚴刑重罰、雖二一時爲一レ效、其積怨畜禍、亦未レ有二自全者一、吾子熟二慮之一、兼山以爲二善言一、然終不レ能レ改、三省沒之後、彈劾益多、驕奢日長、由レ是怨議紛起、遂與二諸大夫一生レ隙、無レ何貶黜、尋病沒、或云、賜レ死、蓋

戒驕慢

沒入其家、方將致祠堂、威靈忽見、無敢近者云、

〔本朝文粹十二〕座左銘 井序　前中書王〇兼明、中略、

貧而莫下志、富而莫驕人、

〔十訓抄三〕可離憍慢事

或人いはく、世にある皆憍慢を先として、よく穩便なるは少し、あるひは自由の方にてをだやかならず、是我涯分をはからず、さしもなき身をたかくおもひあげて、主をかろんじ、傍輩をもさくる、或は偏執の方にてかたくな也、是は我思ひたる事をいみじくして、人のいふ事を用ざるなり、あるひは世にかはれるふるまひあり、是はむかしをのみいみじとおもひて、今の世にしたがはぬなり、或は折節に又鳴呼あり、是は內によくなれにしかばとおもひて、晴に出て人をならし、もしはうちとけ遊所にさし入て、我いまだみだれぬまゝに、ことうるはしくひもさしかためて、人をしらかし、其座をさますなり、あるひは才能に付てそしり有、これは物を知、才のあつきによりて、よろづの人をあなづるなり、あるひは愛著についてをろかなり、是は我主より外、めでたき人なし、我妻子ばかりこゝろばせたらひたるものは、あらじとおもふなり、或はすきに付て咲らるる事もあり、是はむかしの人はことに心もすきて、花月いたづらに過さゞりけり、今は時代あらたまりて、おもしろき事もさるほどにて、それにしみかへりては、など心一やりて、人めにあまる也、あるひはふるまひに付てくせあり、これは立居の有さまの名たゞしく、おこがましきなり、大かたかやうの事は、憍慢をもとゝして、心の少きよりおこれる、これによりて、つゐに生涯をうしなひ、後悔をふかくす、かゝれば假の身を吉と安じ、昔をいみじとしのび、物をおもしろしとおもふとも、人目をばはかりて、よく習をつゝしみて、心に心をまかすまじき也、されば或經には、心の師とは成とも心を師とせざれとかゝれたるとかや、およそ貧きもの、諂はざるはあれども、

富者の驕らざるはかたければ、皆人の習なれども、身の至て德のおもからんにつけても、よくしづまりて、をだやかなるおもひを、さきとすべし、

〔貝原篤信家訓〕幼兒須ㇾ敎

一およそ小兒を敎育るに、〇中略僞れる事、驕り肆なる事を、はやくいましめて、必ゆるすべからず、〇下略

〔播磨風土記讃容郡〕彌加都岐原、難波高津宮天皇〇仁德之世、伯耆加具漏、因幡邑由胡二人大驕無ㇾ節、以二淸酒一洗二手足一、於ㇾ是朝庭、以爲ㇾ過ㇾ度、遣二狹井連佐夜一召二此二人一、爾時佐夜仍悉禁二二人之族一、赴參之時、屢漬二水中一、〇下略

古事類苑

人部二十九

僭

僭ハ、ナズラフ、又ハタガフト訓ズ、卽チ人臣ニシテ、驕慢ノ極、遂ニ君主ノ事ヲ僭僞スルヲ謂フナリ、此篇ハ、專ラ事ノ皇室ニ關スルモノノミヲ擧ゲテ、他ハ悉ク省略ニ從ヘリ、

〔新撰字鏡イ〕僭僣(同、子念反、去、擬也、差也、數也、不信也、奈須亘不、)

〔類聚名義抄一イ〕僭僣(子念反、ヒトシ、アヤマチ、ヌスミ、タガフ、セムカリ、シハ〳〵、ウコル)

〔古事記下雄略〕初大后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河內、爾登山上望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎己家、似天皇之御舍而造、卽遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首白、奴有者、隨奴不覺而過作甚畏、故獻能美之御幣物、(能美二字以音)布繫白犬、著鈴而、己族名謂腰佩人、令取犬繩以獻上、故令止其著火、

〔日本書紀十四雄略〕七年八月、官(○官恐宦譌)者吉備弓削部虛空、取急歸家、吉備下道臣前津屋、留使虛空、經月不肯聽上京都、天皇遣身毛君丈夫召焉、虛空被召來言、前津屋以小女爲天皇人、以大女爲己人、競令相鬪、見幼女勝、卽拔刀而殺、復以小雄鷄呼爲天皇鷄、拔毛剪翼、以大雄鷄呼爲己鷄、著鈴金距、競令鬪之、見禿鷄勝、亦拔刀而殺、天皇聞是語、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋幷族七十人、

〔日本書紀十六武烈〕十一年八月、億計天皇(○仁賢)崩、大臣平群眞鳥臣專擅國政、欲王日本、陽爲太子(○武烈)營宮(○宮原脫、據一本補、)了卽自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛

宅期會、影媛曾姧眞鳥大臣男鮪、(鮪此云茲寐)恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人、就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷恨、忍不發顏、果之所期、立歌場衆、(歌場此云宇多我岐)執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移廻向前立、直當鮪、(○中略)太子甫知鮪曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、此夜速向大伴金村連宅、會兵計策、大伴連將數千兵、徼之於路、戮鮪臣於乃樂山、　十一月戊子、大伴金村連謂太子曰、眞鳥賊可擊、請討之、太子曰、天下將亂、非希世之雄、不能濟也、能安之者其在連乎、卽與定謀、於是大伴大連、卒兵自將、圍大臣宅、縱火燔之、所撝雲靡、眞鳥大臣恨事不濟、知身難免、計窮望絕、廣指鹽詛、遂被殺戮、

〔日本書紀(皇極)二十四〕元年、是歲蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之儛、遂作歌曰、(○歌略)又盡發擧國之民、幷百八十部曲、預造雙墓今來、一曰大陵、爲大臣墓、一曰小陵、爲入鹿臣墓、望死之後勿使勞人、更悉聚上宮乳部之民、(乳部此云美父)役使營兆所、　二年十月壬子、蘇我大臣蝦夷緣病不朝、私授紫冠於子入鹿、擬大臣位、復呼其弟曰物部大臣、　三年十一月、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰谷宮門、(谷此云波佐麻)稱男女曰王子、家外作城柵、門傍作兵庫、每門置盛水舟一、木鉤數十、以備火災、

〔續日本紀(光仁)三十二〕寶龜三年四月丁巳、下野國言、造藥師寺別當道鏡死、道鏡(○中略)寶字五年、從幸保良時、侍看病、稍被寵幸、(○中略)寶字八年、太師惠美仲麻呂謀反伏誅、以道鏡爲太政大臣禪師、居頃之、崇以法王、載以鸞輿、衣服飮食一擬供御、政之巨細莫不取決、其弟淨人、自布衣八年中至從二位大納言、一門五位者、男女十人、時太宰主神習宜阿曾麻呂、詐稱八幡神敎、誑耀道鏡、道鏡信之、有覬覦神器之意、(○下略)

〔將門記〕于時武藏權守興世王竊議於將門云、令撿案內、雖討一國、公責不輕、同虜掠坂東、暫聞氣色者、

將門報答云、將門所念啻斯而已、其由何者、昔班足王子欲登天位、先殺千王頭、或太子欲奪父位、降其父於七重之獄、苟將門刹帝苗裔、三世之末葉也、同者始自八國、兼欲虜領王城、今須先奪諸國印鎰、一向受領之限、追上於官堵、然則且掌入八國、且腰附万民者、大議已訖、又帶數千兵、以天慶二年十二月十一日、先渡於下野國、○中略將門以同月十五日、遷於上毛野之次、下毛野介藤原尙範朝臣被奪印鎰、以十九日、兼付使追於官堵、其後領府入廳、固四門之陣、且放諸國之除目、于時有一昌伎云者、憑(クチバシル)八幡大菩薩使、奉授朕位於蔭子平將門、其位記左大臣正二位菅原朝臣靈魂表者、右八幡大菩薩、起八萬軍、奉授朕位、今須以卅二相音樂、早可奉迎之、爰將門捧頂再拜、況四陣擧而歡、數千併伏拜、又武藏權守幷常陸掾藤原玄茂等、爲其時宰人、喜悅譬若貧人之得富、美咲宛如蓮花之開、敷於斯自製奏謚、號將門名曰新皇、

〔大鏡 五 太政大臣兼家〕太政大臣兼家のおとゞ、○中略すゑには北方もおはしまさゞりければ、をとこずみにて、東三條殿の西對を、淸凉殿づくりに御しつらひよりはじめて、すませ給ふなどぞあまりなる事に人申めりし、

〔善隣國寶記 中〕大明書

奉天承運皇帝詔曰、○中略茲爾日本國王源道義、○足利義滿心存王室、懷愛君之誠、踰越波濤、遣使來朝、歸逋流人、貢寶刀、駿馬、甲冑、紙硯、副以良金、朕甚嘉焉、○中略

建文四年○應永九年二月初六日

同○應永九年

日本國王臣源表、臣聞、太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無物不滋、矧大聖人、明並曜英、恩均天澤、萬方嚮化、四海歸仁、欽惟大明皇帝陛下、紹堯聖神、邁湯智勇、戡定弊亂、甚於建瓴、整頓乾坤、易於返掌、啓中興之洪業、當太平之昌期、雖垂旒深居北闕之尊、而皇威遠暢東濱之外、是以謹使僧圭密、梵雲、明空、通事

徐本元、仰觀清光、伏獻方物、生馬貳拾匹、硫磺壹萬斤、馬腦大小參拾貳塊、計貳百斤、金屛風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鎧壹領、匣硯一面、并匣扇壹佰把、爲此謹具表聞、臣源、

年號　日　　日本國王臣源

右應永八年以來、兩國通信、建文永樂兩朝來書數通、見于左方、然日本書表、今纔得二通、此表其一也、表末不記年號、蓋天倫一菴歸國日、日本又令密堅中隨之行、恐此時表乎、又不知此表何人製之、訢笑雲曰、天龍寺永育書記、堅中弟子、嘗謂人曰、我師三通使命於大明、其表皆我師所作也、予謂此說必然、堅中壯年遊大明、能通方言、歸朝後屢通使命、如其應永年中隨天倫一菴行、則謝建文帝來使之意也、然及至彼國、永樂帝新卽位、天倫一菴爲前帝使、纔入國耳、不得反命、於是堅中號賀新主之使、仍通此表也、彼國以吾國將相爲王、蓋推尊之義、不必厭之、今表中自稱王、則此用彼國之封也、無乃不可乎、

〔豐臣秀吉譜 下〕慶長元年九月二日、秀吉於花畠山莊、召承兌靈三、永哲、使讀大明之璽書、時行長密語承兌曰、秀吉若聞誥命之義、則其大怒不可疑、請變其文辭而讀之、承兌不肯、於秀吉前遂讀之、秀吉聞而果怒、瞋目憤激大聲曰、明主封我爲日本國王、固是可惜之殊甚者也、我以武略既主日本、何藉彼之力乎、前日行長曰、大明封我爲大明國王、故我信之、而既班師矣、行長誘我、加之其在本朝通志于大明、其罪不可勝言、速可呼行長、我斬其首而甘心耳、卽解大明所餽冠服、而不著之、唐捐誥命、而不復見、怒氣甚壯、

〔殊號事略 上〕日本國王の御事

異朝の書に見えし日本國王の御事、鎌倉の賴朝の御事を以て國王の始として、京都代々の公方の御事、皆々日本國王と云るせり、其中鹿苑院の公方は、正しく明の太宗の時、日本國王に封せられ、薨逝の後に恭獻王といふ謚をも賜られき、當時南朝の君臣此を論じて、日本小國といへども、開闢以來異朝の爵を受し事なし、義

満が時に及びて異朝に臣と稱する事は、日本の恥なりとのたまひし由記したる物あり、誠に事わりなりと申すべきか、其後また明の神宗の時、豊臣秀吉を以て、日本國王に封せられしを我もとより日本國王たり、異朝の封を受べきにあらずとて、其使をおし返さる、此時に東照宮をも、右都督に拜せられて、冠服などもつかはされき、秀吉の其封爵をしりぞけ給ひし事は、誠に日本の面おこしと申すべし、

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一撿挍來、留而宿焉、○中略予又問鹿苑院殿○足利義滿於此移宅之事、曰、○中略儀法堂東有紫宸殿、今爲南禪院者是也、紫宸殿東有公卿間、又謂之天上間、今爲建仁方丈者是也、

寵

名稱

寵ハ、邦語ニメグム、ウツクシムナド云ヘリ、父母ノ其子女ヲ寵愛シ、君主ノ其臣妾ヲ嬖幸スルガ如キヲ謂フナリ、而シテ父母ノ其子女ヲ寵愛スル事ノ如キハ、既ニ慈篇ニ載セタレバ、宜シク就キテ看ルベシ、

〔類聚名義抄七〕寵寵寵 及壟反 アハレフ ウツクシフ タノシフ

〔伊呂波字類抄知疊字〕寵辱　寵愛　寵幸

〔下學集下疊字〕寵愛　寵辱

〔書言字考節用集九言辭〕乘寵指南、插勢用事、曰乘寵預權、　寵遇約會、寵愛也、恩遇也、又尊榮也、　寵幸　寵愛

寵例

〔日本書紀三神武〕戊午年十有二月、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠效、則褒而寵之、　二年二月乙巳、天皇定功行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、

〔日本書紀七景行〕十二年十二月丁酉、議討熊襲、○中略天皇則通市乾鹿文而陽寵、○下略

〔日本書紀七成務〕三年正月己卯、以武内宿禰爲大臣也、初天皇與武内宿禰同日生之、故有異寵焉、

〔日本書紀 二十一 用明〕元年五月、穴穗部皇子欲レ奸二炊屋姫皇后一、而自強入二於殯宮一、寵臣三輪君逆乃喚二兵衞一、重二璅宮門一拒而勿レ入、

〔續日本紀 二十五 淳仁〕天平寶字八年九月壬子、軍士石村村〇村原脱、據二一本一補、主石楯斬二押勝一、傳二首京師一、押勝者、〇中略勝寶元年、至二正三位大納言兼紫微令中衞大將一、樞機之政、獨出二掌握一、由レ是豪宗右族、皆妬二其勢一、〇中略二年、〇天平寶字拜二大保一、優勅加二姓中惠美二字一、名曰二押勝一、賜二功封三千戸田一百町一、特聽三鑄レ錢擧レ稻及用二惠美家印一、四年、轉二太師一、其男正四位上眞光、從四位下訓儒麻呂、朝獦、並爲二參議一、從五位上小湯麻呂、從五位下薩雄、辛加知、執棹、皆任二衞府關國司一、其餘顯要之官、莫レ不二姻戚一、獨擅二權威一、猜防日甚、時道鏡常侍二禁掖一、甚被二寵愛一、押勝患レ之、懷不二自安一、乃諷二高野天皇一、〇孝謙爲二都督使一、掌レ兵自衞、〇下略

〔續日本紀 三十一 光仁〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、〇中略寶龜元年、高野天皇不念時、道鏡因二播籍恩私一、勢振二内外一、自二廢帝一〇淳仁黜、宗室有二重望一者、多羅二非辜一、日嗣之位、遂且レ絕矣、道鏡自以二寵愛隆渥一、日夜僥倖非レ望、洎〇洎原脱、據二一本一補、于宮車晏〇晏原脱、據二一本一補、駕一、定レ策遂安二社稷一者、大臣之力居多焉、〇下略

〔類聚國史 六十六 人〕天長三年五月丁卯、散位從四位上安倍朝臣男笠卒、〇中略性質素、無二才學一、歷二職内外一、不レ聞二善惡一、調二鷹之道一冠二絕衆倫一、桓武天皇寵レ之、屢侍二龍顏一、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝崩二於清涼殿一、丙午、左近衞少將從五位上良岑朝臣宗貞出家爲レ僧、宗貞先皇之寵臣也、先皇崩後哀慕無レ已、自歸二佛理一、以求二報恩一、時人愍焉、

〔大鏡 三 左大臣師尹〕御むすめ〇藤原師尹女村上の御時の宣耀殿女御、かたちおかしげにうつくしうおはしけり、〇中略御めのしりのすこしさがり給へるが、いとゞろうたくおはするを、御門いとかしこくときめかさせ給ひて、かくおほせられける、

いきてのよしにてのちのちのちのよもはねをかはせるとりとなりなん、御返し女御、

秋になることのはだにもかはらずばわれもかはせるえだとなりなむ

〔白氏文集十二感傷〕長恨歌

臨別殷勤重寄詞、詞中有誓兩心知、七月七日長生殿、夜半無人私語時、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝、

〔本朝世記〕康和五年十二月廿日乙丑、正四位下行木工頭兼丹波守高階朝臣爲章卒、爲章者、入道備中守正四位下爲家第一子、母贈從三位藤原義忠女也、○中略六年○寛治十一月八日、於爲加賀守、七年八月廿八日、親父近江守爲家朝臣、坐凌礫春日神民事、除名配流、爲章依爲長男、可有緣坐、然而依臨時之恩、不坐、四男阿波守爲遠一人、停見任、非常斷人主專之義也、嘉保二年十二月、兼木工頭、爲章者白河法皇寵過○過恐過誤之人也、于時因幡守藤原隆時、同爲近臣、世語寵臣者、稱此二人而已、卒時卅五、

〔源平盛衰記二十六〕祇園女御事

古人ノ申ケルハ、淸盛ハ忠盛ガ子ニハ非、白川院ノ御子也、其故ハ、彼帝威神院ヲ信ジ御座テ、常ニ御幸ゾ有ケル、或時祇園ノ西大門ノ大路ニ、小家ノ女ノ怪ガ、水汲桶ヲ戴テ、麻ノ狹衣ノツマヲ擧ツヽ、韓イツヽ、ニ桶ヲ居置テ、御幸ヲ奉拜、帝御目ニ懸ル御事有ケレバ、還御ノ後、彼女ヲ宮中ニ被召テ、常ニ玉體ニ近ヅキ進セケリ、祇園社ノ邊ニ當テ、御所ヲ造テ被居タリ、公卿殿上人、重キ人ニ奉思テ、祇園女御トゾ申ケル、

〔平家物語一〕妓王事

そのころ、京中に聞えたるしらびやうしのじやうず、ぎ王、ぎ女とて、おとゞひあり、とぢといふしらびやうしがむすめなり、しかるにあねのぎわうを、入道相國○平清盛てうあいし給ひしうへ、いもとの妓女をも、世の人もてなす事なのめならす、母とぢにもよき屋つくつてとらせ、毎月に百石、百くはんを、をくられたりければ、家内ふつきして、たのしひ事なのめならず、○中略又しらびやうしのじやうず、一人出來たり、加賀の國のものなり、名をばほとけとぞ申ける、年十六とぞきこへ

○中略あるときにし八條殿へぞさんじたる、○中略入道相國舞にめで給ひて、ほとけにこゝろをうつされけり、ほとけ御前、○中略はや〳〵いとま給はつて、いださせおはしませと申ければ、入道相國、すべてそのぎかなふまじ、たゞしぎわうがあるによつて、さやうにはゞかるか、そのぎならば、ぎわうをこそ出さめとのたまへば、ほとけ御ぜん、これ又いかでさる御事侍ふべき○中略とぞ申ける、入道そのぎならば、ぎわうとう〳〵まかり出よと、御つかひかさねて、三度までこそ立られけれ、○中略ぎわういまはかうとて、出けるが、なからんあとのわすれがたみにもとやおもひけん、しやうじになく〳〵、一首のうたをぞかきつけける、

もえいづるもかるゝもおなじ野邊の草いづれか秋にあはではつべき、さて車にのつてしゆくしよへかへり、しやうじの内にたをれふし、たゞなくよりほかの事ぞなき、いもとこれを見ていかにやいかにととひけれども、ぎわうとかうの返事にもおよばず、ぐしたる女にたづねてこそ、さる事有ともしつてけれ、さるほどにまい月をくられける百石、百くはんをも、をしとめられて、今はほとけ御ぜんのゆかりのものどもぞ、はじめてたのしみさかへける、

〔承久記〕攝津國長江倉橋ノ兩庄ハ、院中ニ近ク被二召仕一ケル白拍子、龜菊ニタビタリケルヲ、其領ノ地頭領家ヲ忽緒シケレバ、龜菊憤リ可二改易一由被二仰下一ケレバ、權大夫○北條義時申ケルハ、地頭職ノ事ハ、上古ハ無リシヲ、故右大將○源頼朝平家ヲ追討ノゲンシヤウニ、日本國ノ總地頭ニ被レ補、平家追討六箇年ガ間、國々ノ地頭人等、或ハ子ヲウタセ、或ハ親ヲ被レ打、或ハ郎從ヲ損ズ、加樣ノ勳功ニ隨ヒテ、分チタビタラン者ヲ、サセル罪ダニナクシテハ、義時ガ計ヒトシテ、可二改易一樣ナシトテ、是モ不レ奉レ用、一院○後鳥羽彌不二安思召一ケレバ、關東ヲ可レ被レ亡由定メテ、國々ノ兵共、事ニヨセテ被レ召ケル、

名稱　　婬例

婬

婬ハ、舊クタハク、又フケルト云ヒ、後ニイロゴノミ、スキナド云ヘリ、色ニ溺ルヽヲ謂フナリ、

〔新撰字鏡 女〕婬 烏林反、過也、遊逸也、戲也、私逸也、宇加禮女、又不介留、又太波留、也、婬也、就也、太波志、又宇耳也牟、　婸 太朗反、戲也、遊也、南方宿名、不介留、又太波志、　奸姦 同、公安胡干二反、亂也、犯婬也、誰也、比須加和佐、又太波久、　妷 而一以秩二反、樂戲

〔類聚名義抄 女二〕婬 音淫 タハル アツフ タハレ ウカレメ タハフル

〔伊呂波字類抄 太人事〕婬 タハレ　婋 巳上 タハレ　〔同 伊疊字〕婬奔　婬佚　婬欲　〔同 志疊字〕邪婬

〔書言字考節用集 八言辭〕婬虐(インギヤク) 耽二女色一曰二婬虐一　婬欲(インヨク)、婬亂(インラン)　婬犯(インボン)　婬佚(インイツ) 約會、佚過也、　婬(トロケル)　姦 同　婬(タボル)色　〔同 九言辭〕

邪婬(ジヤイン) 法界次第、於レ非二妻妾一而行レ欲事、故名爲二邪婬一、

〔干祿字書 平聲〕婬媱 上婬蕩字、音淫、下妖媱字、音遙、

〔倭訓栞 前編十二須〕すきごと　後撰集、伊勢物語、源氏物語にみゆ、好色をいふ、好事の義也、すきものといふ意同じ、古說に物を過て好むをすきといふ、新撰字鏡に憸をすけりともかたくなともよめり、一說に數奇事の義なるべし、○下略

〔後撰和歌集 十四戀〕おとこのまできて、すき事をのみしければ、人やいかゞみるらんとて、

よみ人しらず ○歌略

〔源氏物語 四夕顏〕かの夕がほのやどりには、○中略 惟光をかこちけれど、いとかけはなれ氣色なくいひなして、なをおなじごとすきありきければ、いとゞゆめの心ちして、もしずりやうの子どもの、すき〲しきが、頭の君にをぢ聞えて、やがてゐてくだりけるにやとぞ思ひよりける、

〔倭訓栞 前編二十八保〕ほれる　心のほれるは悅字の義、楚辭の注に、悅は失意也と見えたり、恍惚も同じ、耄を老にほるゝといひ、色に溺るゝをもほれるといへり、ほるゝも同じ、

〔日本書紀 十二履中〕八十七年○仁德 正月、大鷦鷯天皇○仁德 崩、皇太子○履中 自二諒闇一出之、未レ卽二尊位一之間、以二羽

田矢代宿禰之女黒媛、欲爲妃、納采既訖、遣住吉仲皇子而告吉日、時仲皇子冒太子名以姧黒媛、○下略

〔日本書紀 十三允恭〕二十四年六月、御膳羹汁凝以作氷、天皇異之、卜其所由、卜者曰、有内亂、蓋親親相姧乎、時有人曰、木梨輕太子姧同母妹輕大娘皇女、因以推問焉、辭既實也、太子是爲儲君、不得罪、則流輕大娘皇女於伊豫、

〔日本書紀 十三安康〕四十二年○允恭正月、天皇○允恭崩、十月、葬禮畢之、是時太子○木梨輕行暴虐、淫于婦女、

〔水鏡 下稱德〕同○神護景雲四年三月十五日に、御門由義宮に行幸ありき、道鏡日にそへて御おぼえさかりにて、世中すでにうせなんとせしを、百川うれへなげきしかども、ちからもをよばざりしに、道鏡みかどの御心をいよ／＼ゆかしたてまつらむとて、おもひかけぬ物をたてまつれたりしに、あさましき事いできて、ならの京へかへらせおはしまして、さま／＼の御くすりどもありしかども、そのしるしさらにみえざりしに、あるあま一人いできたりて、いみじき事ども申て、やすくおこたり給ひなんと申しを、百川いかりて、をひいだしてき、みかどつゐに此事にて、八月四日うせさせ給ひにき、○又見古事談一

〔東大寺要錄 十〕日本後紀、天長六年八月丁卯、二品酒人内親王薨、廣仁天皇之皇女也、母贈吉野皇后○井上内親王也、容貌妖麗、柔質窈窕、幼配齋宮、年長而還、俄叙三品、桓武納之掖庭、寵幸方盛、生皇子朝原内親王、爲性倨傲、情操不修、天皇不禁、任其所欲、婬行彌增、不能自制、

〔今昔物語 二十二〕時平大臣取國經大納言妻語第八

今昔、○中略此大臣○時平ハ色メキ給ヘルナム少シ片輪ニ見エ給ヒケル、其ノ時ニ此ノ大臣ノ御伯父ニテ國經ノ大納言ト云フ人有ケリ、其ノ大納言ノ御妻ニ在原□□ト云フ人ノ娘有ケリ、大納言ハ年八十ニ及テ、北ノ方ハ僅ニ廿ニ餘ル程ニテ、形チ端正ニシテ色メキタル人ニテナム有ケレバ、老タル人ニ具シタルヲ頗ル心不行ヌ事ニゾ思タリケル、甥ノ大臣色メキタル人ニテ伯父

ノ大納言ノ北ノ方美麗ナル由ヲ聞給テ、見マ欲キ心御ケレドモ、力不ㇾ及テ過給ケルニ、○中略此テ正月ニ成ヌ、前々ハ不然ヌニ、大臣三日ノ間ニ一日參ラムト、大納言ノ許ニ云ヒ遣リ給フレバ、大納言此レヲ聞テヨリ、家ヲ造リ瑩キ、極キ御儲ヲナム營ケルニ、正月ノ三日ニ成テ、大臣可ㇾ然キ上達部殿上人少々引具シテ、大納言ノ家ニ御ヌ、○中略而ル間夜モ漸ク深更テ皆人痛ク醉ニタリ、然レバ皆紐解キ袒テ舞ヒ戲ル事无限シ、此クテ既ニ返リ給ヒナムト爲ルニ、大納言、大臣ニ申シ給ハク、痛ク醉セ給ヒニタメリ、御車ヲ此ニ差シ寄セテ奉レト、大臣宣ハク、糸便无キ事也、何デカ然ル事ハ候ハム、痛ク醉ヒナバ此殿ニ候ヒテ、醉醒テコソハ罷出メナド有ルニ、他ノ上達部達モ極テ吉キ事也トテ、御車ヲ橋隱ノ本ニ只寄セニ寄ヌル程ニ、曳出物ニ極キ馬二疋ヲ引タリ、御送物ニ筝ナド取出タリ、大臣大納言ニ宣フ樣、此ル醉ノ次ニ申ス便无キ事ナレドモ、家禮ノ爲ニ此ク參タルニ、實ニ喜ト思食ナバ、心殊ナラム曳出物ヲ給ヘト、大納言極テ醉タル内ニモ、我レハ伯父ナレドモ、大納言ノ身ナルニ、一ノ大臣ノ來給ツル事ヲ極ク喜ク思ケルニ、此ク宣ヘバ、我ガ身置所无クテ、大臣ノ尻目ニ懸テ簾ノ内ヲ常ニ見遣リ給フヲ煩ハシト思テ、此ル者持タリケリト見セ奉ラムト思テ、醉狂タル心ニ我ハ此ノ副タル人ヲコソハ極トハ思ヘ、極キ大臣ニ御マストモ、此許ノ者ヲバ否ヤ不ㇾ持給ザラム、翁ノ許ニハ此ル者コソ候ヘ、此レヲ曳出物ニ奉ルト云テ、屛風ヲ押疊ミテ簾ヨリ手ヲ指入レテ、北ノ方ノ袖ヲ取テ引寄セテ、此ニ候フト云ケレバ、大臣實ニ參タル甲斐有テ、今コソ喜ク候ヘト宣テ、大臣寄テ引ヘテ居給ヒヌレバ、大納言ハ立去リヌ、他ノ上達部、殿上人ハ今ハ出給ヒネ、大臣ハ世モ久ク不ㇾ出給ジキト手搔ケバ、各目ヲ食セテ或ハ出ヌ、或ハ立隱レテ何ナル事カ有ルトテ、見ムトテ有ル人モ有リ、大臣ハ痛ク醉タリ、今ハ然ハ車寄セヨ、術无シト宣テ、車ハ庭ニ引入レタレバ、人多ク寄テ指寄セツ、大納言寄テ車ノ簾持上ケツ、大臣此ノ北ノ方ヲ搔抱テ車ニ打入レテ、次ギテ乘給ヒヌ、其ノ時ニ大納言術无クテ、耶々嫗共我レヲナ

不忘ソトゾ云ケル、大臣ハ車遣出サセテ返リ給ヌ、〇下略

〔今昔物語三十〕平定文假借本院侍從語第一

今昔、兵衞ノ佐平ノ定文ト云フ人有ケリ、字ヲバ平中トナム云ケル、品モ不賤ズ、形チ有樣モ美カリケリ、氣ハヒナニトモ物云ヒモ可咲カリケレバ、其ノ比此ノ平中ニ勝レタル者、世ニ无カリケリ、此ル者ナレバ、人ノ妻娘、何ニ況ヤ宮仕ヘ人ハ、此平中ニ物不被云ヌハ无クゾ有ケル、而ル間其ノ時ニ、本院ノ大臣〈〇藤原時平〉ト申ス人御ケリ、其ノ家ニ侍從ノ君ト云若キ女房有ケリ、形チ有樣微妙クテ、心バヘ可咲キ宮仕ヘ人ニテナム有ケル、平中彼ノ本院ノ大臣ノ御許ニ、常ニ行通ケレバ、此侍從ガ微妙キ有樣ヲ聞テ、年來艶ズ身ニ替テ假借シケルヲ、侍從消息ノ返事ヲダニ不爲ケレバ、平中歎キ侘テ、消息ヲ書テ遣タリケルニ、只見ツト許ノ二文字ヲダニ見セ給ヘト絡返シ、泣々クト云フ許ニ書テ遣タリケル、使ノ返事ヲ持テ返來タリケレバ、平中物ニ當テ出會テ、其ノ返事ヲ急ギ取テ見ケレバ、我ガ消息ニ、見ツト云フ二文字ヲダニ見セ給ヘ、ト書テ遣タリツル、其ノ見ツト云フ二文字ヲ破テ、薄樣ニ押付返タル也ケリ、平中此レヲ見ルニ、彌ヨ妬ク侘キ事无限シ、〇中略然テ其ノ後ヨリハ、何カデ此人ノ心疎カラム事ヲ聞テ、思ヒ疎ミナバヤト思ヘドモ、露然樣ノ事モ不聞エネバ、艶ズ思ヒ焦レテ過ヌ程ニ、思フ樣、此ノ人此ク微妙ク可咲クトモ、筥ニ爲入ラム物ハ、我等ト同樣ニコソ有ラメ、其レヲ掻涼ナドシテ見テハ、思ヒ被疎ナムト思ヒ得テ、□ノ筥洗ヒニ行カムヲ伺、筥ヲ奪取テ見テシガナト思テ、然ル氣无シニテ、局ノ邊ニ伺フ程ニ、年十七八許ノ姿樣體可咲クテ、髮ハ袙長二三寸許不足ヌ、瞿麥重ノ薄物ノ袙濃キ袴、四度解无氣ニ引キ上テ香染ノ薄物ニ筥ヲ裹テ、赤色紙ニ繪書タル扇ヲ差隱シテ、局ヨリ出デ行クヲ、極ク喜ク思エテ、見繼々行ツヽ、人モ不見ヌ所ニテ、走リ寄テ筥ヲ奪ツ、女ノ童泣々ク惜メドモ、情无ク引奪テ走リ去テ、人モ无キ屋ノ內ニ入テ、內差ツレバ、女ノ童ハ外ニ立テ泣立テリ、平中其ノ筥ヲ見レバ、琴漆

ヲ塗タリ、褁筥ノ體ヲ見ルニ、開ケム事モ絲々惜ク思エテ、内ハ不知ズ、先ヅ褁筥ノ體ノ人ノニモ不似ネバ、開テ見疎マム事モ糸惜クテ暫不開デ、守居タレドモ、然リトテ有ラムヤハト思テ、恐々ツ筥ノ蓋ヲ開タレバ、丁子ノ香極ク早ウ聞エ、心モ不得ズ、恠ク思テ、口筥ノ内ヲ臨ケバ、薄香ノ色シタル水半許入タリ、亦大指ノ大サ許ナル物ノ黄黑バミタルガ、長二三寸許ニテ三切許打丸ガレテ入タリ、思フニ然ニコソハ有ラメト思テ見ルニ、香ノ艶ズ馥シケレバ、木ノ端ノ有ルヲ取テ、中ヲ突差シテ鼻ニ宛テ聞ケバ、艶ズ馥シキ黑方ノ香ニテ有リ、總ベテ心モ不及ズ、此レハ世ノ人ニハ非ヌ者也ケリト思テ、此レヲ見ルニ付テモ、何カデ此人ニ馴睦ビムト思フ心狂フ様ニ付ヌ、筥ヲ引寄セテ少引飲ルニ、丁子ノ香ニ染返タリ、亦此ノ木ニ差テ取上タル物ヲ、崎ヲ少シ嘗ツレバ、苦クシテ甘シ、馥シキ事無限シ、平中心疾キ者ニテ、此レヲ心得ル様、尿トテ入レタル物ハ、丁子ヲ煮テ、其ノ汁ヲ入レタル也ケリ、今一ツノ物ハ、野老合セ薫ヲ甘葛ニヒチクリテ、大ナル筆欄ニ入レテ、其ヨリ出サセタル也ケリ、此レヲ思フニ、此ハ誰モ爲ル者ハ有ナム、但シ此レヲ涼シテ見ム物ゾト云フ心ハ付テカ仕ハム、然レバ様々ニ極タリケル者ノ心バセカナ、世ノ人ニハ非ザリケリ、何デカ此ノ人ニ不會デハ止ナムト、思ヒ迷ケル程ニ、平中病付ニケリ、然テ惱ケル程ニ死ニケリ、極テ益无キ事也、男モ女モ何カニ罪深カリケム、然レバ女ニハ、強ニ心ヲ不染マジキ也トゾ、世ノ人謗ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔大鏡五太政大臣兼家〕對の御方ときこえし御はらのむすめ〈○藤原綏子、中略、〉三條院も、にくからぬものにおぼしめしたりき、〈○中略〉あやしきことは、源宰相頼定のきみかよひ給ふとよに聞えて、さとにいで給ひにきかし、たゞならずおはすとさへ三條院きかせ給ひて、この入道殿〈○道長〉にさる事のあなるは、まことにやあらんとおほせられければ、まかりて見てまゐらんとておはしければ、れいならずあやしくおぼして、木丁ひきよせ給ひけるを、をしやらせ給へれば、もとはなやかなるか

たちにいみじうけさうし給へれば、つねよりもうつくしう見え給ふ、春宮にまいりたりつるに、しかじかおほせられつれば、見たてまつりにまいりつるなり、そらごとにもおはせんに、しかきこしめされ給はんが、いとふびんなればとて、御むねをひきあけさせ給ひて、ちをひねり給へりければ、御かほにさとゝはしりかゝるものか、ともかくもの給はせで、やがてたゝせ給ひぬ、〇中略この御あやまちより源宰相、三條の御時は、殿上もし給はで、地下のかんたちめにておはせしに、この御時にこそは殿上し、けびゐしの別當などになりてうせ給ひにしか、

〔古事談 二臣節〕小野宮右府〇藤原實資於女中不堪ノ人也、北對前存井、下女等多稱清冷水集汲之、相府擇其中少年女、被招寄於閑所、已有迎所、宇治殿〇藤原頼通聞之、侍所雜仕女中擇有顏色之者、令汲水、相誡云、先汲水之後、若有招引者、其後弃水桶可歸參云々、果如所案、後日右府被參宇治殿之次、公事言談之間、宇治殿仰云、彼先日侍所水桶至今者可返給云々、相府迷惑赭面無所申止、

〔十訓抄 七〕賢人の大臣、〇藤原實資他事の賢には似ず、女事に忍び給はざりけり、〇中略あるとき、此殿の亭の前を、ことよろしき女の通りける門より走り出、かきいだき給ひけるに、或人また通りあひて、車よりおりて、あれは賢人の御ふるまひかといひかけたりければ、女事に賢人なしと答て、にげ入給ひにけり、

〔續世繼 八臥柴〕との〇源有仁のいろこのみ給など、おほかたうへはのたまはせず、へだてもなくて、ふみどもとりいれて、歌よむ女房に、かへしせさせなどし、うへのめのとのくるまにてぞ、女をくりむかへなどしたまひける、殿もこゝかしこにありき給ける、いゑの女房ども、ゝおとこのもとよりえたるふみをも、そのきたのかたに申あはせて、うたの返しなどし給ける、小大進などいふいろこのみの、おとこのもとより、えたる歌とて申あはせける、あまたきこえしかど、わすれておぼえ侍らず、あせちの中納言〇藤原公通とかいふ人の、おほやうなるも、歌などつかはしけるかへりごと

に、小大進、

なつ山のしげみがしたの思ひぐさ露しらざりつこゝろかくとは、などきゝ侍し、くちとく歌などをかしくよみて、いづみ式部などいひしもの、やうにぞ侍し、伊豫のごとて侍しも、中院の大將〇源雅定のわかくおはせしほどに、ものなどのたまひてのちには、やましろとかいふ人に物いふときゝ給ひて、さきにも申侍りつる、みとせもまたでといふ歌よみ給へりしぞかし、かやうにいろこのみたまへるごだち、おほくこそきこえ侍しか、

〔吾妻鏡二十〕建暦二年五月七日辛酉、相模次郎朝時主、依女事蒙御氣色、嚴閤又義絶之間、下向駿河國富士郡、彼傾公、去年自京師下向、佐渡守親康女也、爲御臺所官女、而朝時耽好色、雖通艶書、依不許容、去夜及深更、潜到彼局、誘出之故也云云、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

夫富貴ニ驕リ、功ニ侈テ、終ヲ不愼ハ、人ノ尋常皆アル事ナレバ、武藏守師直、今度南方ノ軍ニ打勝テ後、彌心奢リ、擧動思フ様ニ成テ、仁義ヲモ不顧、世ノ嘲哢ヲモ知ヌ事共多カリケリ、〇中略月卿雲客ノ御女ナドハ、世ヲ浮草ノ寄方無テ、誘引水アラバト打侘ヌル折節ナレバ、セメテハサモ如何セン、申モ無止事宮腹ナド、其數ヲ不知、此彼ニ隱置奉テ、毎夜通フ方多カリシカバ、執事ノ宮回ニ、手向ヲ受ヌ神モナシト、京童部ナンドガ咲種ナリ、加様ノ事多カル中ニモ、殊更冥加ノ程モ如何カト覺テ、ウタテカリシハ、二條前關白殿ノ御妹、深宮ノ中ニ被冊、三千ノ數ニモト思召タリシヲ、師直盜出シ奉テ、始ハ少シ忍タル様ナリシガ、後ハ早打顯レタル振舞ニテ、憚ル方モ無リケリ、角テ年月ヲ經シカバ、此御腹ニ男子一人出來テ、武藏五郎トゾ申ケル、

〔細川賴之記〕九月〇貞治六年ノ初ヨリ、義詮〇足利御病惱ノ事外ニ聞ヘテ、天下ノ名醫ヲ召シテ、様々治術ヲ盡サセケレドモ、病日々ニ重リテ其驗ナカリケリ、其病ノヲコリヲ尋ルニ、夜晝ヲイハズ、淫

亂ヲノミ事トシテ、美酒ヲ甘ジ、遊宴ヲ專トシ、天下ノ政道ヲバ露バカリモ聞玉ハズ、〇下略

〔應仁記 一〕亂前御晴之事

應仁丁亥ノ歲、〇元年天下大ニ動亂シ、ソレヨリ永ク五畿七道悉ク亂ル、其起ヲ尋ルニ、尊氏將軍ノ七代目ノ將軍義政公ノ、天下ノ成敗ヲ有道ノ管領ニ不任、只御臺所、或ハ香樹院、或ハ春日局ナド云、理非ヲモ不辨、公事政道ヲモ不知給青女房、比丘尼達計ヒトシテ、酒宴婬樂ノ紛レニ申沙汰セラレ、〇中略又武衞兩家義廉義敏ワヅカニ廿年ノ中ニ、改動セラル、事兩度也、是皆伊勢守貞親色ヲ好ミ、婬著シ最負セシ故也、加之大亂ノ起ルベキ瑞相ニヤ、公家武家共ニ大ニ侈リ、都鄙遠境ノ人民迄、花麗ヲ好ミ、諸家大營、萬民ノ弊、言語道斷也、

〔豐內記 上〕秀賴公衰微之起

大野修理亮〇治長ト云者ハ、秀賴母北方〇淀君ノ乳母ノ子也、其心飽マデ廣クシテ、約ナル禮ヲ知ラズ、私宅ヲ飾リ、奇物ヲ弄ビ、色ヲ好ミ、遊宴ヲ專ラトシテ、傍若無人ノ振舞也、

〔多武峯破裂記〕御破裂、禁中御凶事、兼御告奇瑞之事、

慶長十三年戊申三月之比之事ニヤ、禁中凶事ノ子細在之、其故如何云、御局達、內裏ヲ忍出、公家衆幷當權武士ト、時々密懷之事在之、度重間、此事天下ニ無隱風聞故、則及叡聞之間、七月二日、御糺明有之處ニ、局衆白上在之、

其人數事

廣橋殿息女、水無瀨殿息女、中之院息女、唐橋殿息女、兼安備後殿息女、

以上局衆五人

公家衆

飛鳥井少將殿、松木殿、大炊中將殿、猪熊殿、兼安備後殿、難波殿、花山院少將殿、其外武士衆少々、

右御局衆、公家達振舞之事、

右或時者北野へ出合、或時者清水へ出合、或時者飛鳥井殿、猪熊殿宿トシテ、細々密懷、前代未聞曲事也、仍所司代へ勅使立、右重過衆死罪可被行由有綸言、禁中洛中、以外騷動、萬民口遊、是只事ニアラズ云々、罪過輕重ヲ糺シ、則將軍家康へ訴被申、東國西國遠島へ被流罪畢、

〔幸庵夜話〕八宮様（良純、陽光院第八皇子、知恩院門主後落墮、）不行跡故、甲州江流させ給ふ、是は遊女町江毎々御かよひ、遊女も一人も不殘逢給ひ、御氣に入たるものには御傳授候、大切成古筆の歌書等、不殘御とらせ候故、古筆の歌書于今遊女町に有之由に候、毎に御越候而も、御長坐被成事なく、宵に御越、五ッ過に御歸被成候由、此段凡人とは事替り申よし、

〔一話一言五〕三女中刑罰の書付

三女中御刑罰之事略

一正徳甲午年正月、（實正徳四年有章院様宣下之二年）常憲院様、文昭院様御廟へ、御代參として被遣候人數、江島、（大年寄）櫻山、（年寄）宮地、（年寄）吉川、（表使）いよ、（御仲居）れん、（次頭）よせ、（次頭）木曾地、（御使番）藤枝、（御使番）よの、（三ノ間）きす、（三ノ間）せん、（茶ノ間）以上十二人、芝へは江島、上野へは宮地を頭として、二わけにわかりて行く、江島は御廟の御代參を致し、それより直に木挽町山村長太夫芝居見物に參り、兼て御代參女中の事相勤られて以後は、方丈において饗應有之先例にて候處、同日は方丈へもまいらず退れ候故に、役僧ども例格相違に付、不審申會候、

一然る處山村座に、奧女中大勢見物の沙汰相聞へ、其よし芝山内へも通じ候人有之候、

一宮地も上野御代參相仕廻、すぐに山村座へ落合、雙方あはせ十二人壹座にて、役者どもを召呼、酒盛時刻移り、申刻頃御城へ罷歸、（中略）

一二月二日、右十二人之女中御廣敷へ被召出、御留居列座にて、松前伊豆守申渡有之、江島事、白井

戒淫

平右衛門へ當分御預け、女中之分五十七人へ申渡、（此女中とばかりこれある、未だ審ならず、）正月十二日、上野增上寺參詣之節、木挽町見物所へ立寄、下々迄不屆之事どもに付、追放被仰付者也、

右女中分乘物にのせ、雨戸をはづし、敷物無之、平川口より直に下宿、

江島姪御次頭□□宮地姪御小性ゆか、吉川姪御服の間れよ、外に三四人、右いづれも御いとま、

御用掛　大目付　仙石丹波守

御目付　稻生次郎左衛門

丸尾五郎兵衛

町奉行　坪内能登守

二月七日（○中略）

江島へ姦通いたし候に付　生島新五郎

御目付衆江島方へ被參、御吟味之上揚屋、

〔好色一代男 三〕一夜の枕物ぐるひ

二日は越年にて、（○中略）友とする人に咡きて、まことに今宵は大原の雜魚寢とて、庄屋の內儀、娘、又下女、下人に限らず、老若のわかちもなく、神前の拜殿に、所ならひとて、猥りがはしく打臥して、一夜は何事をも許すとかや、（○下略）

〔續日本紀 三文武〕慶雲三年三月丁巳、詔曰、夫禮者天地經義、人倫鎔範也、道德仁義、因禮乃弘、敎訓正俗、待禮而成、比者諸司容儀、多違禮義、加以男女無別、晝夜相會、（○中略）自今以後、兩省五府、並遣官人及衛士、嚴加捉搦、隨事科決、若不合與罪者、錄狀上聞、（○又見類聚三代格十六）

〔類聚三代格 十二〕太政官符

禁斷會集之時男女混雜事
右被大納言從三位神王宣偁、奉勅、男女有別、禮典彝倫、品類無差、名敎已闕、如聞黎庶愚闇、不識禮儀、所司寬容、曾無誨導、公私會集、男女混淆、敗俗傷風、莫過斯甚、宜嚴禁斷勿令更然、知而有違、刑故無宥、牓示路頭、普令知見、

延曆十六年七月十一日　○又見類聚國史七十九

名稱

怠

怠ハ、オコタルト云ヒ、又懈怠、緩怠、怠慢、怠惰或ハ油斷(ユダン)トモ云ヘリ、常ニ勤勞セズシテ、事業等ヲ遲滯スルヲ謂フナリ、

〔類聚名義抄 六心〕怠 音殆 オコタル　懈 古隘反 オコタル　懲 或 チコタル

〔伊呂波字類抄 於辭字〕懈 オコタル 夙夜匪懈　慢　怠　惰 已上同 亦作隋 嬾也、對勤、　〔同 太疊字〕怠慢　〔同 久疊字〕緩怠　〔同 計疊字〕懈怠　懈緩　懈倦　懈退　懈嬾

〔下學集 下態藝〕緩怠(クワンタイ)

〔書言字考節用集 八言辭〕怠(テコタル)　慢 同　懈 同　怠慢(タイマン)　怠隋(タイダ)　緩怠(クワンタイ)　〔同 九言辭〕懈怠(ケタイ)

〔倭訓栞 前編 於 四十五〕おこたる　怠慢をいふ、起垂の義、與起盛發なきの意あるべし、緩もよめり、疾の少しく愈るをも、心ちおこたるなど見えたり、

〔運歩色葉集 遊〕油斷。

〔書言字考節用集 九言辭〕油斷(ユダン) 俗謂怠慢爲油斷、出涅槃經、　弓斷 同 事見北越軍談

〔狂言記 一〕ゑぼしおり

怠例

大名いそげ、ゑい、六はあ、大名もどつたか、六いやまだ御まへを、さりもしませぬ、大名ゆだんのさせまひといふ事ぢや、

〔古事記下安康〕爾大長谷王子、○雄略當時童男、卽聞此事、○安康以、慷慨忿怒、乃到其兄黑日子王之許曰、人取天皇、爲那何、然其黑日子王、不驚而有怠緩之心、於是大長谷王詈其兄、言一爲天皇、一爲兄弟、何無恃心、聞殺其兄、不驚而怠乎、卽握其衿控出、拔刀打殺、亦到其兄白日子王、而告狀如前、緩亦如黑日子王、卽握其衿以引率來、到小治田、掘穴而隨立埋者、至埋腰時、兩目走拔而死、

〔日本書紀二十三舒明〕八年七月己丑朔、大派王謂豐浦大臣○蘇我蝦夷曰、群卿及百寮、朝參已懈、自今以後、卯始朝之、巳後退之、因以鐘爲節、然大臣不從、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月辛巳、詔東國朝集使等曰、○中略其巨勢德禰臣所犯者、於百姓中每戶求索、仍悔還物、而不盡與、復取田部之馬、○中略其紀麻利耆拖臣所犯者、使人於朝倉君井上君二人之所、而牽來其馬視之、復使朝倉君作刀、復得朝倉君之弓布、復以國造所送兵代之物不明、還主妄傳國造、復於所任之國被他偸刀、復於倭國被他偸刀、是其紀臣、其介三輪君大口、河邊臣百依等過也、○中略以此觀之、紀麻利耆拖臣、巨勢德禰臣穗積咋臣、汝等三人所怠拙也、念斯違詔、豈不勞情、○下略

〔大鏡三太政大臣實賴〕あつとしの少將は、男子佐理大貳、よのてかきの上手、○中略御心ばへぞ懈怠し、すこし如泥人とも聞えつべくおはせし、故中關白殿東三條つくらせ給ひて、御障子にうたゑどもか丶せ給ひし色紙形を、この大貳にかけとのたまはするを、いたく人さはがしからぬほどにまいりて、か丶れなばよかりぬべかりけるに、關白殿わたらせ給ひて、上達部、殿上人など、さるべき人々あまた參りつどひてのちに、日たかくまたれたてまつりて、まいり給へりければ、すこしこつなくおぼしめさるれど、さりとてあるべき事ならねば、かきてまかりいで給ふに、女のさうぞくかづけさせ給ふを、さしてもありぬべくおぼさるれ。ど、すつべき事ならねば、そこらの人の

中をわけいでられけるなん、なをけだいの失錯なりける、のどかなるけさ、とくもうちまいりて、か、れたらましかば、か、らましやはとぞ、見る人もおもひ、みづからもおぼしたりける、むげのそのみちのな心てのげらうなどにこそ、かうやうなる事はせさせ給はめと、殿をもそしり申人ありけり、

〔明德記上〕氏清〈○山名〉ヲ御退治有ベキトテ、樣々ノ御內談共有リケルヲ、奧州傳ヘ聞キ給テ思ハレケルハ、事未定ザルサキニ、朝敵ト成テハ叶ベカラズ、暫ク謀リ事共ノ定ラン程、先日ノ科ヲ謝セン爲ニ、緩怠ノ儀ヲ存ゼズ、短慮ノ狀コソ不思儀ナレ、其詞云、所詮諸方ノ讒訴ナリ、一向御免ヲ蒙バ、畏リ存ベキ由再三歎申サレケレバ、御返事ニハ不儀繁多ナリト云ヘドモ、先日ノ病ト稱シテ、宇治ヘ成申ナガラ、參ゼズシテ還御成シ、緩怠常ノ篇ニ絕タリ、然トイヘドモ、去難ク歎申上バ、虛病ヲ構ザル由ヲ、告文ヲ書、進上申、サレバ御免アルベキ由、仰下サレケレバ、京都ハ御由斷有リケル處ニ、同〈○明德二年〉十二月十九日暮程ニ、丹後ノ國ヨリ古山十郞滿藤ガ代官、早馬ヲ立申ケルハ、山名ノ播磨守コソ、當國ノ寺社本所領ヲ、京方ノ御代官ヲ追出シ、去十七日ヨリ、自國他國ノ大勢共馳寄テ、ヒタスラ合戰ノ用意ノミナラズ、京都ヘ責上ルベキ企現形シ候、御心得候ベキ由ヲゾ申タリケル、

〔信長公記十三〕天正八年八月十二日、信長公、京より宇治之橋を御覽、御舟に而直に大坂へ御成、爰にて佐久間右衞門かたへ御折檻之條、御自筆にて被仰遣趣、

覺

一父子五ヶ年在城之內に、善惡之働無之段、世間之不審無餘儀、我々も思あたり、言葉にも難述事、

一此心持之推量、大坂大敵と存、武篇にも不構、調儀調略道にも不立入、たゞ居城之取出を丈夫にかまへ、幾年も送候へば、彼相手長袖之事候間、行々ハ信長以威光可退候條、去て加遠慮候歟、但

武者道之儀、可レ爲二各別一、か樣之折節、勝まけを令二分別一、遂二一戰一者、信長ため、且父子ため、諸卒苦勞をも遁レ之、誠可レ爲二本意一ニ、一篇存詰、分別もなく未練無レ疑事、

一丹波國日向守〇明智光秀働、天下之面目をほどこし候、次羽柴藤吉郎數ケ國無二比類一、然而池田勝三郎小身といひ、程なく花熊申付、是又天下之覺を取、以二爰我心一を、發二一廉之働一可レ在之事、

一柴田修理亮、右働聞二及一國一を乍二存知一、天下之取沙汰迷惑に付て、此春至二賀州一一國平均申付事、

一武篇道ふがひなきにおいては、以二屬詫一調略をも仕相、たらはぬ所をば我等にきかせ相濟之處、五ケ年一度も不二申越一の儀由斷曲事之事、〇中略

一此上はいつかたの敵をたいらげ、會稽を雪、一度致二歸參一、又は討死する物かの事、

一父子かしらをこそげ、高野の栖を遂、以連々赦免可然哉事、

右數年之內、一廉無レ働者、未練子細、今度於二保田一思當候樣、申二付天下一、信長に口答申輩、前代始候條、以レ爰可レ致、當末二ケ條於レ無二請者一、二度天下之赦免有レ之間敷者也、

天正八年八月日

如レ此御自筆を以て遊し、佐久間右衞門父子かたへ、楠木長安、宮內卿法印、中野又兵衞三人を以て、遠國へ可二退出一趣被二仰出一、取物も不レ取敢、高野山へ被レ上候、爰にも不レ可レ叶旨、御諚に付て高野を立出、紀伊州熊野之奥、足に任せて逐電也、然間譜代之下人に見捨られ、かちはだしにて、己と草履を取計にて、見る目も哀成有樣也、

〔常山紀談十一〕東照宮何れの時の軍にや、久世三四郞宣廣、坂部三十郞廣勝、二人を見物に出し給ふ、坂部は勇める色あり、久世は氣色甚惡う見えしかば、側より笑ふ人の有しに、東照宮、坂部は天性の剛の者なり、久世が及ぶべきにあらず、されども久世は人に劣て、生甲斐なしと思ひ定めたる者也、其故に務てはげむゆゑ、心を勞して其けしき顯れて見ゆ、今見よ、久也は坂部よりも敵近

名稱

く進み行て見て歸らむ物をと仰ける處に、二人歸り參りたるが、果して御詞の如くなりけり、東照宮坂部は生得の勇を頼みにして僻あり、久世は勵むをもて味ひ深しと、感ぜさせ給ひけり、

詐僞

詐僞ハ、イツハルト云ヒ、又アザムクト云フ、虚言ヲ弄シテ以テ巧ニ人ヲ欺クヲ謂フナリ、而シテ詐僞ノ、法律、兵事、外交等ニ關スル事ハ、各〻其部門ニ載セタレバ、宜シク參照スベシ、

〔新撰字鏡イ〕佞寧定反、去、(中略)伊○豆○波○留○　〔同口〕嘐許交反、平、誇語也、伊豆波留、又阿坐牟久、　〔同言〕譎譎同、帝各反、入、欺也、責也、過也、健敷也、伊豆波留、又阿佐牟久、　誷公穴、公橘二反、入、實也、許(詐恐詐)也、伊豆波利、　誒況違、許元、居而三反、忘也、詐也、和須留、又伊豆波留、　譎力知、運鬼二反、欺謾之言、阿佐牟久、又伊豆波留、　諷蕩勒、蕩二反、直嗹也、言也、伊豆波利己止、又阿太己止、　譚投南反、平、誤也、大也、誕也、人姓、伊豆波利、又阿佐牟久、　諱評故、況俱二反、詐也、忘也、伊豆波利己止、　〔同重點〕佯々伊豆波利和佐

〔類聚名義抄人一〕佞昔濘イツハル　佞倿　僞僞イツハリ　佯羊音イツハルコト　〔同言五〕謉或愧字イツハル　誕祖旱イツハル　譎士和反慧　諞正　諸譎諼俗　譎譎諂三俗　譎俗イツハル　誑俱況反イツハル　詐測駕反イツハル和サ　誣武夫反イツハリ　誣正　誣誣俗　詼イツハリ　謏イツハル　譎正憍字イツハル音決　〔同欠九〕欺去其反イツハル

〔伊呂波字類抄幾疊字〕虚詭イツハリ　虚言

〔書言字考節用集八言辭〕虚誕イツハリ　兩舌同　諸同　詐同　姦同　嬌同　僞同

〔倭訓栞前編三伊〕いつはる　虚僞をよめり、何時晴の義、暗昧の意なるべし、陽も佯も通じて同義なり、

〔新撰字鏡イ〕佞寧○定○反○去、諂也、奸也、阿佐牟久、又加太牟、　〔同言〕譎力知、運鬼二反、欺謾之言、阿佐牟久、又伊豆波留、　誑字術市僅二反、上、不實言也、諂也、戸豆耳不、又阿佐牟久、

〔類聚名義抄五言〕詬呼豆反アサムク　詀俗　詢呴音或アサムク　詾俗　詾音均欺誑　誘音酉アサムク　餘紏反　詿音卦話又誤也アサムク　詮詡俗　誑俱況反アサムク　誤音俱アサムク　譺俗　詐測駕反アサムク　誣武夫反アサムク　謭アサムク　譸張牛反アサムク　譸張、誑語　譎正情アサムグ音决

〔同九欠〕欺去其反アサムク

〔伊呂波字類抄安人事〕欺アサムク　詒相欺也　誘　譸亦作侜　謾欺也　誑　詑俗作訑、欺也　悖心動也　蚩輕侮也　詐　紿欺言詐見　譎已上同

〔下學集下態藝〕欺　詒二字義同

〔書言字考節用集九言辭〕欺　誑同　賺同

〔日本釋名中人事〕欺　あなどりそむく也、さとそと通ず、心には善惡をしりながら、善を惡と云、惡を善と云は、其人をあなどりて、我が本心にそむく也、あざむくとはだます也、人をいつはりたぶらかすを云、

〔倭訓栞後編多八〕だます。俗語也騙字譺字の意、ます反むなれば、迂と同義なるにや、世事便用には唆哄とかけり、だまくらかすといふは、眩惑の意、だましくらますの義也、

〔書言字考節用集八言辭〕欺　賺同

〔伊呂波字類抄所疊字〕虛言ソラコト

〔書言字考節用集八言辭〕虛言　妄言同又作誑言　寓言同　妄言寓言、虛語、虛誕、並同、　吁誕虛又云誕　妄言　浮言同又作化言

〔同九言辭〕虛言　虛誕詞增飾、誕放也、

〔倭訓栞中編曾十二〕そらごと　日本紀に浮辭をよめり、虛言の義、今音をよべり、

〔書言字考節用集八言辭〕吁詐僞義之

〔名物六帖人事四言譚覩聽〕食言左傳、食言多矣、能毋肥乎、　虛語史記、徒虛語耳、　空言同上藺相如傳、秦以空言求璧、　譊品字箋、譊妄言也、古以狂言爲譊、俗以虛辭爲譊、　虛辭見上　妄語南史、何遠得一妄語、

〔倭訓栞前編四字〕うそ　虚僞をいふ、浮虚の義なるべし、或はをその轉、をそは古語也、

〔玉勝間十一〕そらごとをうそといふ事

萬葉四の卷に、逢見ては月もへなくにこふといはゞをそろと我をおもほさむかも、又十四の卷に、からすとふおほをそ鳥のまさでにも來まさぬ君をころくとぞなく、此歌の意は、そのごとくまさしく來もし給はぬ君なる物を、鳥といふ大虚言鳥の、此來〳〵と鳴ことよといへる也、ころくは、ろは例のやすめ辭にて、こは此にて、此所へ來といふこと也、子等來にはあらず、すべて子には、古故などの字を書る例なるに、これは許字を書たり、そのうへ來まさぬ君とは、女の男をさしていへる言なるに、そを子等といふべきにあらず、さて清輔の朝臣の奥義抄に、或人云、ひむかしの國の者は、そらごとをば、をそごとゝいふ也とあり、上件の万葉四の卷なるは、東人の歌にはあらざれば、いにしへは、をそといふ言、京人もいひし也、かくてをそは、すなはち今の世にうそといふ言これ也、をとうとは、殊にしたしく通ふ音也、

〔嬉遊笑覽十二〕嘉多言に、獺をかはうそと云は、苦しかるまじき歟、をそのたはれ尾とよめり、此けだ物尾をふりて、人をばかすといへり、世俗に僞をうそといふこと葉も、是れより起れりと云り、今うそつき彌二郎、藪の中で屁をひつたと、童のいふことも、是よりなるべし、嘉多言に、をそのたはれ尾とよめりとは、萬葉をいへるなんめれど、それは於曾の風流士とよみて、おそは癡鈍の義にて、オヲとかなもたがひたり、たはれをは風流士にて、獺の尾にはあらず、されども今の諺は、件の間違ひたる說を取べし、しやばで見た彌二郎といふ事もあり、彌二郎に義なし、權兵衞、八兵衞も同じ、○中略

藪の中で屁を放たといふは、獺と鼬の混ひたるにやともおもへど、さにはあらじ、人のみぬ所なれば、僞るよとの意と聞ゆ、安布良加須、屁の穴より煙たつなり、くひあひて術なさうなるみぞい

詐僞例

たち、今うそ八百、また万八などいふを、俗は千三といへり、櫻陰比事に、今は千いふこと三ツも眞はなし迚、千三といふ男あり云々、是なり、

〔物類稱呼 五 言語〕いつはり うそ といふを、房總にてうそをかたると云、常陸下野邊にてちくとも、又ちくらくとも云、尾張にては謀計なる事、すべて深きたくみをちゝらくと云、江戸尾張邊及上野にて万八ともいふ、近年のはやりことばなり 九州にてすうごと云、又彌助といふ、はやり詞か 又千三(せんみつ)ともいふとぞ、按に千の僞の内に實三ツもあらんかといふ意にや、万八といへる流言も是に似たる事なるべし、又いすかなどといふ、是はうそ鳥の雌なればかく云にや、いすかといふ鳥は、くちばしの合ぬ故、口の合ざるにたとへたるか、萬葉に乎曾(をそ)と有は、今云宇曾也、

〔古事記 上〕於是八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神共議而、至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮此二字以音共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下取時、卽於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而、參上于天、請神產巢日之命時、乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣、令作活、○中略於是八十神見、且欺率入山而、切伏大樹、茹矢打立其木、令入其中、卽打離其冰目矢而拷殺也、爾亦其御祖命哭乍求者、得見卽拆其木而、取出活、

〔日本書紀 三 神武〕戊午年八月乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、○中略時兄猾不來、弟猾卽詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄兄猾之爲逆狀也、聞天孫且到、卽起兵將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作新宮、而殿內施機、欲因請饗以作難、願知此詐、善(イツハリ)爲之備、

〔古事記 中 景行〕倭建命○中略卽入坐出雲國、欲殺其出雲建而到、卽結友、故竊以赤檮作詐刀、爲御佩、共沐肥河、爾倭建命、自河先上、取佩出雲建之解置橫刀而詔、爲易刀、故後出雲建自河上而、佩倭建命之詐刀、於是倭建命誂云、伊奢合刀、爾各拔其刀之時、出雲建不得拔詐刀、卽倭建命拔其刀而、打殺出雲建、

〔日本書紀七景行〕四十年、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、王謂日本武尊也、放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之、向燒而得免、

〔古事記中應神〕於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰、易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云爾、自宇至玖以音、下效此、爾其弟、如兄言具白其母、卽其母、取布遲葛而、布遲二字以音、一宿之間、織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服其衣褌等、令取其弓矢、遣其孃子之家者、其衣服及弓矢、悉成藤花、於是其春山之霞壯夫、以其弓矢繫孃子之廁、爾伊豆志袁登賣思異其花、將來之時、立其孃子之後、入其屋、卽婚、故生一子也、爾白其兄曰、吾者伊豆志袁登賣得、於是其兄慷愾弟之婚、以不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾此二字以音神習、又宇都志岐靑人草習乎、不償其物、恨其兄子、○下略

〔日本書紀十三安康〕元年二月戊辰朔、天皇爲大泊瀨皇子、雄略欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子、○中略爰大草香皇子對言、○中略今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也、何辭命辱、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠縵、一云立縵、又云磐木縵、附所使臣根使主而敢奉獻、願物雖輕賤、納爲信契、於是根使主、見押木珠縵、感其麗美、以爲盜爲己寶、則詐之奏天皇曰、大草香皇子者不奉命、乃謂臣曰、其雖同族、豈以吾妹得爲妻耶、既而留縵入己而不獻、○下略

〔古事談一王道后宮〕此御出家山、○花之發心ハ、弘徽殿女御恒德公女○藤原爲光女、忯子鍾愛之間、忽薨逝、仍御悲歎之處、町尻殿○藤原道兼得便宜、書世間無常法文妻子珍寶及王位臨命終時不隨者等ノ文也等、奉見被勸申御出家事、師共出家可御共申之由、被契申云々、而令剃御首給之後、申云、オトヾ○藤原兼家、道兼父、ニカハラヌスガタ、今一度ミエテ可歸參之由申テ逐電云々、其時我ヲハカルナリケリトテ、涕泣給云々、

〔保元物語　二〕爲義最後事

鎌田〇正清入道〇源爲義ノ方ニ參、當時都ニハ、平氏ノ輩權威ヲ執テ、守殿〇源義朝ハ石ノ中ノ蛛〇蛛恐蟆字誤トヤランノ樣ニテ御座セバ、東國ヘ被下給候也、判官殿〇源爲義ハ先立奉ラントテ、御迎ニ進ゼラレテ候トテ、車差寄タレバ、サラバ今一度八幡ヘ參テ、御暇乞申ベカリシ物ヲトテ、南ノ方ヲ伏拜テ、聽テ車ニ乘給フ、七條朱雀ニ白木ノ輿ヲ舁居タリ、是ハ輿ヨリ乘移給ハン處ヲ、討奉ラン支度也、〇中略延景參テ誠ニハ關東御下向ニテハ候ハズ、守殿宣旨ヲ奉テ、正清太刀取ニテ、失ヒ進スベキニテ候、再三歎御申候シカ共、勅定重ク候間、無力被申付候、心閑ニ御念佛候ベシト申タリシカバ、口惜キ事哉、爲義程ノ者ヲタバカラズトモ討セヨカシ、縱綸言重クシテ助ル事コソ不叶トモ、ナド有ノ儘ニハ知セヌゾ、又誠ニ助ケント思ハヾ、我身ニ替テモナドカ可不申宥、〇中略親ノ樣ニ子ハ思ハヌ習ナレバ、義朝一人ガ非罪、只ウラメシキハ此事ヲ、始ヨリナド知セヌゾトテ、念佛百返計トナヘツヽ、更ニ命惜ム氣色モナク、程經バ定テ爲義ガ頸斬ル見ントテ、雜人ナドモ立込ベシ、疾疾切レト宣ヘバ、〇下略

〔源平盛衰記　二十一〕兵衞佐殿隱臥木附梶原助佐殿事

田代〇信綱佐殿〇源賴朝ニ頰ヲ合テ、イカヾスベキト歎處ニ、大場、曾我、俣野、梶原三千騎山踏シテ、木ノ本萱ノ中ニ亂散テ尋ケレ共不見ケリ、大場伏木ノ上ニ登テ、弓杖ヲツキ踏マタガリテ、正ク佐殿ハ此マデオハシツル物ヲ、臥木不審ナリ、空ニ入テ捜セ者共ト、下知シケルニ、大場ガイトコニ、平三景時進出テ、弓脇ニハサミ、太刀ニ手カケテ、伏木ノ中ニツト入、佐殿ト景時ト、眞向ニ居向テ、互ニ眼ヲ見合タリ、佐殿今ハ限リナリ、景時ガ手ニ懸ヌト覺シケレバ、急ギ案ジテ降ヲヤ乞、自害ヲヤスルト覺シルガ、イカヾ景時程ノ者ニ、降ヲバ乞ベキ、自害ト思定テ、腰ノ刀ニ手ヲカケ給フ、景時哀ニ見奉テ、暫ク相待給ヘ、助ケ奉ベシ、軍ニ勝給ヒタラバ、公忘給ナ、若又敵ノ手ニ懸給タラバ、

草ノ陰マデモ景時ガ弓矢ノ冥加ト守給ヘト、申モ果ネバ、蜘蛛ノ糸サト天河ニ引タリケリ、景時不思議ト思ケレバ、彼蜘蛛ノ糸ヲ、弓ノ筈甲ノ鉢ニ引懸テ、暇申テ伏木ノ口ヘ出ニケリ、〇中略平三伏木ノ口ニ立塞リテ、弓杖ヲ突テ申ケルハ、此内ニハ螘螻蛄モナシ、蝙蝠ハ多騒飛侍リ、土肥ノ眞鶴ヲ見遣バ、武者七八騎見エタリ、一定佐殿ニコソト覺ユ、アレヲ追ヘトゾ下知シケル、大場見遣テ、彼モ佐殿ニテハオハセズ、イカニモ伏木ノ底不審也、斧鉞ヲ取寄テ、切破テ見ベシト云ケルガ、其モ時刻ヲ移スベシ、ヨシ〳〵景親入テ、捜テミントテ、臥木ヨリ飛下テ、弓脇ハサミ、太刀ニ手カケテ、天河ノ中ニ入ントシケルヲ、平三立塞リ、太刀ニ手懸テ云ケルハ、ヤヽ大場殿、當時平家ノ御代也、源氏軍ニ負テ落ヌ、誰人カ源氏ノ大將軍ノ頸取テ、平家ノ見參ニ入テ、世ニアラント思ハヌ者有ベキカ、御邊ニ劣テ此臥木ヲ捜スベキカ、景時ニ不審ヲナシテ、サガサント宣バヽ、我々ニ二心アル者トヤ、兼テ人ノ隱タランニ、カク甲ノ鉢、弓ノハヅニ、蜘蛛ノ絲懸ベシヤ、此ヲ猶モ不審シテ思ケガサレンニハ、生テモ面目ナシ、誰人ニモサガサスマジ、此上ニ推テサガス人アラバ、思切ナン景時ハト云ケレバ、大場モサスガ不入ケルガ、猶モ心ニカヽリテ、弓ヲ差入テ打振ツヽ、カラリ〳〵トニ三度サクリ廻ケレバ、佐殿ノ鎧ノ袖ニゾ當ケル、〇下略

〔太平記十七〕自山門還幸事

斯ル處ニ、將軍〇足利尊氏ヨリ内々使者ヲ、主上〇後醍醐ヘ進ジテ被申ケルハ、去々年ノ冬〇建武二年近臣ノ讒ニ依テ、勅勘ヲ蒙リ候シ時、身ヲ法體ニ替テ、死ヲ無罪賜ラント存候シ處ニ、義貞義助等事ヲ逆鱗ニ寄テ、日來ノ鬱憤ヲ散ゼントト仕候シ間、止事ヲ不得シテ、此亂天下ニ及候、是全ク君ニ向ヒ奉テ、反逆ヲ企テシニ候ハズ、只義貞ガ一類ヲ亡シテ、向後ノ讒臣ヲコラサント存ズル計也、若天鑒誠ヲ照ザレバ、臣ガ讒ニヲチ罪ヲ哀ミ思召テ、龍駕ヲ九重ノ月ニ被廻、鳳暦ヲ萬歳ノ春ニ被復候ヘ、供奉ノ諸卿幷降參ノ輩ニ至テ、罪科ノ輕重ヲ不云、悉本官本領ニ復シ、天下ノ成敗ヲ、公家ニ任

セ進セ候ベシト、且ハ條々御不審ヲ散ゼン爲ニ、一紙別ニ進覽候也トテ、大師勸請ノ起請文ヲ副テ、淨土寺ノ忠圓僧正ノ方ヘゾ被進ケル、主上是ヲ叡覽有テ、告文ヲ進ズル上ハ、僞テハヨモ申サレジト、被思召ケレバ、傍ノ元老智臣ニモ不被仰合、聽テ還幸成ベキ由ヲ被仰出ケリ、將軍勅答ノ趣ヲ聞テ、サテハ叡智不淺ト申セ共、欺クニ安カリケリト悦テ、サモ有ヌベキ大名ノ許ヘ、縁ニ觸レ趣キヲ伺テ、潛ニ狀ヲ通ジテゾ被語ケル、〇中略

還幸供奉人々被禁殺事

還幸已ニ法勝寺邊マデ近付ケレバ、左馬頭直義五百餘騎ニテ參向シ、先三種ノ神器ヲ、當今〇光明ノ御方ヘ可被渡由ヲ被申ケレバ、主上兼ヨリ御用意有ケル似セ物ヲ取替テ、內侍ノ方ヘゾ被渡ケル、其後主上ヲバ、花山院ヘ入進セテ、四門ヲ閉テ警固ヲ居ヘ、降參ノ武士ヲバ、大名共ノ方ヘ、一人ヅヽ預テ、召人ノ體ニテゾ被置ケル、

〔太平記 三十三〕新田左兵衞佐義興自害事

十月〇正平十三年十日ノ曉ニ、兵衞佐殿ハ、忍デ先鎌倉ヘトゾ被急ケル、江戶竹澤ハ、兼テ支度シタル事ナレバ、矢口ノ渡リノ船底ヲ、二所エリ貫テ、ノミヲ差シ、渡ノ向ニハ、宵ヨリ江戶遠江守、同下野守、混物具ニテ、三百餘騎、木ノ陰岩ノ下ニ隱テ、餘ル所アラバ、討止メント用意シタリ、〇中略兵衞佐ノ郎從共ヲバ、兼テ皆拔々ニ鎌倉ヘ遣シタリ、世良田右馬助、井彈正忠、大島周防守、土肥三郎左衞門、市河五郎、由良兵庫助、同新左衞門尉、南瀨口六郎、僅ニ十三人ヲ打連テ、更ニ他人ヲバ不雜、ノミヲ差タル船ニコミ乘テ、矢口渡ニ押出ス、是ヲ三途ノ大河トハ、思寄ヌゾ哀ナル、〇中略此矢口ノ渡ト申ハ、面四町ニ餘リテ、浪嶮ク底深シ、渡シ守リ已ニ櫓ヲ押テ、河ノ半バヲ渡ル時、取ハヅシタル由ニテ、櫓カイヲ河ニ落シ入レ、二ノノミヲ同時ニ拔テ、二人ノ水手、同ジ樣ニ河ニカハ〳〵ト飛入テツブニ入テゾ逃去ケル、是ヲ見テ向ノ岸ヨリ、兵四五百騎懸出テ、時ヲドット作レバ、跡ヨリ時

ヲ合セテ、愚ナル人人哉、忻ルトハ知ヌカ、アレヲ見ヨト欺テ、㒵ヲ扣テゾ笑ケル、去程ニ水船ニ涌入テ、腰中計ニ成ケル時、井弾正、兵衛佐殿ヲ抱奉テ、中ニ差揚タレバ、佐殿安カラヌ者哉、日本一ノ不道人共ニ、忻ラレツル事ヨ、七世マデ汝等ガ爲ニ、恨ヲ可レ報者ヲト、大ニ忿テ、腰ノ刀ヲ拔キ、左ノ脇ヨリ右ノアバラ骨マデ掻回々々二刀マデ切給フ、

〔志士清談〕常陸柏原ノ砦ヲ攻ル時、淺野左京大夫幸長ノ從士丹羽山城先登タリ、塹際ニテ敵ニ渡シ合、鎗ヲ以テ搗仆シ首ヲ取ントスル時、淺野左衛門ガ歩士走來テ、此首ヲ下サレ候ハヾ、大恩タラント云、山城願テヨクコソ云タレ、サラバ所望ヲ叶ントテ與ヘケレバ、其首ヲ斬テ持歸リテ、左衛門ニ見セヌ、左衛門喜ビテ稱レ之、鄙カリシハ利ヲ貪ルノ心、愚ナリシハ義ヲ棄ルノ行、カノ者彌功ヲ大ニシ、名ヲ高ウセントヤ思ケン、山城ニ所望シタルヲ隱シ、却テ己ガ取タル首ヲ、山城奪ントシタルヲ防、之ヲ奪レズ抔云廣ム、左衛門此ヲ實ナリト思テ、山城ヲ誹ル、山城聞テ大ニ怒リテ、左衛門ガ陣小屋ニ往テ、爾々ノ風説ヲ聽ケリ、實ナリヤト云ヘバ、左衛門然リ、實ナラズヤト云、山城武士ノ家ニ生レタル者ハ、武士ノ法ヲ知ベシ、其場ノ事ハ斯々ナリ、貴殿其首ヲ見ラレヌ事ハ非ジ、彼者歩士鎗ヲ不レ持、面ニ必鎗創アラン、彼者ガ斬タル敵ナラバ、持ザル鎗創アルベキノ理、千百ニ一モナシ、不レ察之濫ニ彼者ノ僞ヲ信ジテ、吾ヲ誹ラルヽハ、最負ノ私カ、知慮ノ味キカ、朝鮮陣ノ時、牧司ガ守ル所晉州ノ城ヲ圍テ攻レ之、牧司ガ二將赤鐙ノ者、日本人此ヲ赤日ト云、黑鐙ノ者此ヲ黑日ト云、驍勇當リ難シ、城ニ乘ニ及テ、某一番タリ、龜田大隅二番タリ、貴殿三番タリ、貴殿家老勢ニ由テ、三モ亦一番ノ如シ、某ト龜田ガ武功ハ、衆人ノ視ルベカラズ、何ゾ口舌ヲ以テ爭ンヤト云テ、默シテ今ニ至レリ、貴殿原ヨリカヽル僞者タルガ故、歩士ノ僞モ亦糺サレズヤト、コレヲ責ケレバ、左衛門ガ語塞テ赤面ス、

〔續近世畸人傳 二〕子松源八

戒詐僞

子松源八時達は、出雲の家士射藝の師也、老て山心と號す、爲人方正淳朴比類なし、○中略市店にいたり盃を買て、その大に心を愜ふを擇て、瑕なきやととふ、市人なしと答へたれば、頓て價を出し盃を懷にしてかへりしを、妻熟視て、杯のうらの糸底に瑕あるを見出しかくといへば、源八また懷にして彼所に往、盃を返して、何故に我を欺ぞといふ、市人過を謝し、値を返さんといふ時、源八我は欺を受ることを欲せず、故に盃を返す也、値を惜にはあらず、汝は値を欲する故に我を欺く也、いまわれ欺をうけざれば望足る、汝も亦値を得れば望たれり、是兩ながら望たれば、何ぞ値を返すをうけんやといひ捨てかへる、

〔信玄家法下〕一每遍不可虛言事、神詫曰、雖非正直一旦之依怙、終蒙日月之憐、付武略之時者、可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虛、

諂諛

名稱

諂諛ハ、ヘツラフト云ヒ、オモネルト云ヒ、コブト云ヒ、又追從(ツヰシヨウ)トモ云フ、利ノ爲ニ、他ノ意ヲ迎ヘテ、以テ强ヒテ其歡心ヲ得ントスルヲ謂フナリ、

〔新撰字鏡言〕讒(字衍、市偃二反、上、不實言也、諂也、戸豆阿不、又阿佐牟久、)　誶諛(以珠反、不擇是非也、戸豆阿不、阿佐牟久、)

〔類聚名義抄一人〕佞(音濘、ヘツラフ)　佞倿〔同五言〕諂(ヘツラフ、和音點)　詐(測駕反、ヘツラフ)　諛(俗歟、ヘツラフ)　諄(正)

〔伊呂波字類抄部人事〕諂(ヘツラフ)　諂(テム)　諛　倍　泊　詬　健　調　協　倿　讇(已上同)　〔同天疊字〕諂諛

〔下學集下態藝〕諂諛(ヘツラフ、二字義同)

〔書言字考節用集八言辭〕諂(ヘツラフ)　諛(同)　佞(同)　〔同九言辭〕諂諛(テンユ)

〔倭訓栞中編二十三不〕へ。ら。ば。ふ。　俗語なり、諂諛の意にいへば、へつろふの轉語なるにや、

〔類聚名義抄六阜〕阿於何反オモネル

〔伊呂波字類抄於人事〕恤チモネル　䛕　狀　湎　䏖　容　阿倚也、近也、　嬈已上同

〔書言字考節用集八言辭〕阿オモネル諂之義、王逸曰、所私爲阿、　便僻同尚書

〔倭訓栞前編四十五於〕おもねる　神代紀に、佞又順をよみ、又阿をよめり、面棟の義、令色の意成べし、

諂諛も同じ、

〔新撰字鏡女〕嫵無主反、媚也、好也、古○夫、

〔伊呂波字類抄古人事〕媚コフ　コビタリ　コヒル　睦　佞　响　圕　諂已上同

〔書言字考節用集九言辭〕媚コブル　嫵同

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二

其女媚壯馴睠之○中略

媚コビ

〔倭訓栞前編九古〕こび　媚をよめり、戀ぶり也、ぶり反び也、安倍の清行が語に、こひたる辭と見えたり、新撰字鏡に、嫵をこぶとよめり、南都賦に、蠱媚字見えたり、詩に無爲夸毗、注に夸毗屈己屈身而附人也とも見えたり、

〔下學集下態藝〕追從ツイシヨウ媚諂義也

〔倭訓栞後編十二都〕つゐしやう　源氏にみゆ、新猿樂記に、万民追從と見えたり、俗に追從輕薄、御前追從などいへり、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等執鞭之圖也、○中略況於田使、收納、交易、佃、臨時雜役等之使、不望自所懸預、但民不弊、濟公事、君無損自有利、上上也、仍得萬民追從、宅常擔集諸國土產、貯蓄豐也、

諂諛例

〔皇都午睡 三編上〕上方で買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略人の子を愛するにも、ア、い、坊様だチエ、おと、様にも、おか、様にもよく似ていさつせることは、など、追從を、おべつかと云しが、近世胡麻を摺と流行詞に變名しけり、

〔日本書紀 二神代〕故高皇產靈尊召集八十諸神而問之、〇中略於是俯順衆言、卽以天穗日命往平之、然此神佞媚於大己貴神、比及三年、尙不報聞、故仍遣其子大背飯三熊之大人、大人此云于志、亦名武三熊之大人、此亦還順其父、遂不報聞、

〔延喜式 八祝詞〕出雲國造神賀詞
高天能神王高御魂神御魂命能、皇御孫命爾、天下大八島國乎、事避奉之時、出雲臣等我遠祖、天穗比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氐、天翔國翔氐、天下乎見廻氐、返事申給久、豐葦原乃水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立、青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎭平天、皇御孫命爾、安國止平久所知坐之米牟止申氐、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令事避支、〇下略

〔秦山集 雜著二十一甲乙錄七〕以穗日命爲不忠、諸家傳來如此、然視吾〇吉川惟足傳土津〇保科正之曰、穗日命舍日神命、調護大汝命、左提右携、遂成大功、其忠大矣、後使穗日命祀大汝命、誠有以也、此見于土津親筆、可謂定說也、如從諸家傳、穗日命罪不容誅、於事爲不通、今出雲國造、及菅原姓皆其裔也、

〔續日本紀 三十稱德〕神護景雲三年九月己丑、始太宰主神習宜阿曾麻呂希旨、方媚事道鏡、因矯八幡神敎言、令道鏡卽皇位、天下太平、道鏡聞之、深喜自負、

〔閑際筆記 上〕藝州安國寺瓊長老、豐臣公ニ諂事、人皆其姦ヲ不知、一日小早川隆景、毛利輝元ニ語曰、我嘗瓊ト公ニ侍、公話偶其先妣薨御ノ事ニ及、涕下コト數行、瓊モ亦泣、瓊ガ心何哀戚スルコト有、唯是僞耳、公不察之、親愛益深、公死只恐ハ此僧國ヲ誤ト申レシガ、果石田ニ與シテ命ヲ殞セリト

戒諂諛

ナン、

〔雲室隨筆〕予〇雲室常謂、君子は生れながらにして有し、學て君子には至るべからず、聖人も小人學道易使とのたまへ共、小人學道至君子とはのたまはず、犬塚唯助といふ者あり、〇中略唯助其生質阿諛佞媚のものにて、松隠學職の時は、自ら門人と稱し、膝下に屈し、其外勢ある人には頻りに阿諛しけり、聖堂振合改り、其身經事被申付しより、古舊をば捨て土の如くしける故、にくまざるものなかりき、又其後聖堂大に革り、浪人書生不殘退塾被申付、兩人も退塾しけるが、唯助は學職の時より、松平右京亮殿へ出入せし故、本郷邊に卜居し、右京亮殿家來と申居けり、又先達而雅樂頭殿屋敷を放逐せられしは、兄の罪故にて、其身罪なき故、年歴たればとて出入をゆるされ、折々參りける、松隠は雅樂頭殿甚御信仰にて、しば〳〵被參ける故、唯助も度々同席せしかば、松隠此頃咄されしに、人は時々變ずるもの也、此間姫路侯へ參りたりしに、唯助も參りたり、昔聖堂入塾せし時は、我が門人なりと自ら稱して、叮嚀に師事せり、然るに此間逢し時は、甚不遜にて朋友よりもあし樣にあしらひ、甚敷非禮なりしと被咄けり、松隠は生質直なる人故、唯助變じたりと被思ども、本より阿諛佞媚、反覆表裏のものなり、井金峨あるとき被申し事あり、女子讀書費と、予此言を以て思ふに、聖人も、女子と小人をば畜難しとのたまへり、豈女子乎、小人讀書費と云んもかならん、彼が姓犬塚とは、名實相叶といふべし、搖尾索食かな、

〔日本書紀二十二推古〕十二年四月戊辰、皇太子〇厩戸親肇作憲法十七條、〇中略六曰、懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其諂詐(ヘツラヒアザムク)者、則爲覆國家之利器、爲絶人民之鋒劍、亦佞媚(カタマシクコブル)者、對上則好説下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆无忠於君、無仁於民、是大亂之本也、

〔日本書紀二十九天武〕十年五月己卯、是日詔曰、凡百寮諸人、恭敬宮人、過之甚也、或詣其門謁己之訟、或捧幣以媚於其家、自今以後、若有如此者、隨事共罪之、

〔拾芥抄下本諸教誡〕源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々○中略

一丁寧忍俗敢不可追從○中略

已上四十一箇條可如眼精矣、

〔めのとのさうし〕いにしへは、男はれいにあまれ、女はくはしよくにあまれと申せども、今はさのみ上らうとて、あがりたるも見にくし、さりとてまたついしやうがましく、ひとにしたがひかしこまりたるも見にくし、

〔細川頼之記〕頼之、將軍○足利義滿近習ノ人々、奸惡ノ人アツテ、幼君ノ耳目ヲマヨハシ、傍輩ノ中ヲモ言サマタゲンコトヲ恐レテ、内法三箇條ヲ作テ在、是掛殿中、以諸人ノ爲戒、

其掟云

一御近習ノ人々、以賤奸心、仰ニ隨ンガ爲ニ、不善ヲ以善ナリト言上スルコト、大キナル曲事也、又爲貪當座ノ賞、邪曲徒事ヲ申シ進ルコト、無道至極セリ、於傍輩他ヲ惡道ニ引入スル族、於公儀大奸不忠ノ人也、隱謀ノ大罪ニ同ゼン物カ、且ハ天下ヲ亂スノ端也、且ハ幼君ノ怨敵ナリ、何事カ如之哉、可諫不諫猶尸位也、マシテ同ゼンヲヤ、邪ノ徒事ヲ進奉ランヲヤ、堅可禁之、自今以後、如是ノ族アラバ、早不依親疎、見聞次第ニ、侍所ニ可訴、是尤大忠也、其賞何ゾ淺カランヤ、並彼於奸人依輕重、任先代法、可被罰之事、○中略

右條々堅申定給ヌ、若違犯ノ輩於有之者、貴賤ヲ不論、罪禍可順法者也、仍掟如件、

貞治七年二月二日　　武藏守判○中略

頼之奸佞ヲ禁ゼラレシカドモ、將軍ノ御前ニ猶奸佞ノ人タヘズ、是ヲ一々禁ゼン事モナリ難ケレバ、日ヲ經テ頼之案ジ出シ、佞坊ト名付テ、法師ヲ六人同ジ樣ニ作リ出テ、上下ヲ著セ、大小ノ二

雜載

刀ヲヨコタヘ、唐ノ頭巾ヲ頂セテ、其外異類異形ニ出立セ、隨阿彌陀佛、〇中略觀阿彌陀佛ト號シ、將軍幷諸國一ノ大名集テ、東ヲ指シテ西カト問ヘバ西ト答ヘ、赤色ヲサシテ黑キカト問ヘバ黑色ト云、追從ヲ專トシテ、事ニ不成虛語ヲ巧ミ、顏ヲシカメ口ヲユガメ、ヲドリ舞狂ヒテ座ノ興ヲ催シケル、後ニハ幼童ノ如ク出立ヌレバ、自然ニ童坊トゾ申ケル、〇中略武州一家ト人々ヲ始トシテ、將軍ノ近習、諸國ノ人々、諸侍ノ和ノ過タル追從ヲ云シヲバ、侍童坊ト笑ヒケレバ、諸國皆如此申セシトニヤ、依之近習ノ人々、幷ニ諸國ノ大名ノ奸佞追從、少ハ止ニケリ、

〔枕草子九〕あり／＼てずりやうに成たる人のけしきこそうれしげなれ、わづかにあるずんざのなめげにあなづるも、ねたしと思ひ聞えながら、いかゞせんとてねんじ過しつるに、我にもまさる物どものかしこまり、只仰せうけ給はらんと、つ。ゐ。せ。う。するさまは、ありし人とやは見えたる、

誹謗 罵詈 併入

誹謗ハ、ソシルト云フ、大ニシテハ、濫ニ國家ノ政事ヲ誹譏シ、小ニシテハ、陰ニ陽ニ他人ノ行爲ヲ詆毀スルガ如キ是ナリ、

罵詈ハ、ノヽシルト云ヒ、舊クハ又ノルトモ云ヘリ、他ニ對シテ、己ノ鬱憤ヲ散ジ、若シクハ他ヲ侮辱センガ爲ニ、高聲ヲ放チテ、之ヲ惡口スルヲ謂フナリ、

名稱

〔新撰字鏡口〕嗤蚩（同、充之子之二反、（中略）曾志留、）〔同音〕訾（玆此反、上毀量也、思也、曾志留、譏譽、）

〔類聚名義抄音五〕詆（不禮反、ソシル）詆（正）訕（或）訕（俗通）誚（才笑反、アサケル、ソシル、譏字）譏（居依反、和キ、ソシル）議（音魚又義、ソシル）謗（ソシル、和ハウ）訾（音髭、同音）（ソシル、和シ）訾（正、虛或）訕（音刪、ソシル）誹（非匪沸三音、ソシル、和ヒ）諷（ソシル、和フウ）

〔伊呂波字類抄所人事〕毀（毀譽、ソシル）謗　誹　貶　詐　訕　誚　嚘　諷　譏　詆　非　呰　短　蚩

箴　論　刺(諷刺)　訾　刺　譏　挑　呰(ソシル)　已上〔同比疊字〕誹謗

〔書言字考節用集八言辭〕誹謗(ソシリソシル)　訾詆(同史記)　譏(ソシル)　訕(同)〔同九言辭〕誹謗(ヒハウ)

〔倭訓栞前編十三曽〕そしる　詆毀をよめり、背するの義にや、又殺するにや、靈異記に訕をよみ、新撰字鏡に、嗤も訾もよめり、誹字、謗字も同じ、名人は人をそしらずといふ諺は、許魯齋が語に、君子省己、追毀人乎哉とみゆ、

誹謗例

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲子、詔東國國司等曰、〈○中略〉故前以良家大夫使治東方八道、既而國司之任六人奉法、二人違令、毀譽(ソシリホマレ)各聞、朕便美厥奉法、疾斯違法、

〔日本書紀二十六齊明〕二年、是歲、於飛鳥岡本更定宮地、〈○中略〉時好興事、迺使水工穿渠、自香山西至石上山、以舟二百隻載石上山石、順流控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰(ソシリテタブレゴトロノミゾ)、狂心渠、損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫七萬餘矣、宮材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石山丘、隨作自破、〈若據未成之時、作此謗乎、〉

〔日本靈異記中〕生愛欲戀吉祥天女像感應示奇表緣第十三

和泉國泉郡血渟山寺、有吉祥天女塑像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞來住於其山寺、睇之天女像而生愛欲、繋心戀之、〈○中略〉其弟子於師無禮、故嘖擯去、所擯出里、訕(ツ、リテ○ソ、リテ、恐ソシリテ誤、)師程事、〈○中略〉

〔日本靈異記下〕誹奉寫法花經女人過失以現口喎斜緣第廿

粟國名方郡埴村在一女人、忌部首、〈字曰多夜須子〉白壁天皇〈○光仁〉代、是女奉寫法花經於麻殖菀山寺、于時麻殖郡人忌部連板屋擧顯彼女人之過失、以誹謗、故即口喎斜、面戾於後、而終不直、

〔榮花物語一月宴〕さて參り給へり、〈○村上後宮藤原登子〉登花殿にぞ御つぼねしたる、それよりして御とのゐしきりて、こと御かたがたあへてたちいで給はず、〈○中略〉まいり給てのち、すべてよるひるふしおきむつれさせ給ひて、よのまつりごとをしらせ給はぬさまなれば、只いまのそしりぐさには、こ

の御事ぞありける、

〔平家物語 一〕禿童事

いかなる賢王賢主の御まつりごと、攝政關白の御せいばいにも、世にあまされたるほどの、いたづらものなどの、かたはらにより合て、なにとなふそしりかたぶけ申事は、つねのならひなれども、このせんもん(清盛平)世ざかりのほどは、いさゝかゆるかせに申ものなし、そのゆへは入道相國のはかりごとに、十四五六のわらべを、三百人すぐつて、かみをかぶろにきりまはし、あかきひたたれをきせて、めしつかはれけるが、京中にみち〳〵て往反しけり、をのづから平家の御事、あしざまに申ものあれば、一人きゝ出さぬほどこそ有けれ、よたうにふれまはし、かの家にらんにうし、しざい、ざうぐをつゐぶくし、そのやつをからめて、六波羅殿へゐてまいる、さればめに見、こゝろにしるといへども、ことばにあらはして申ものなし、六波羅殿のかぶろとだにいへば、道をすぐる馬車も、みなよぎてぞとをしける、禁門を出入すといへども、姓名をたづねらるゝにおよばず、京師の長吏これがためにめをそばむと見えけり、

○

〔類聚名義抄 五言〕詬(呼豆反ノル) 詬(俗) 〔同 九网〕罵 罵(今正 音馬 ノル サイナム) 詈 詈(今正 力智反 音離 ノル サイナム)

〔伊呂波字類抄 能人事〕罵(ノル 罵入也) 詈 詢 詢(已上同)

〔書言字考節用集 八言辭〕罵(ノヽシル)詈(ノリ)(說文、正斥曰罵、旁及曰詈、) 喤(同)呷(文選) 訽(同)梨

〔倭訓栞 前編二十三〕のる○中略○罵詈をいふは、乘の義成べし、

〔伊呂波字類抄 能人事〕訽(ノヽシル) 喧 嘩 颯 囂(已上同)

〔空穗物語 嵯峨院〕すざく院には、みかどやすぐもおはしまさず、いでいりおもほしなげきて、をはしまさんとすれば、きさきのはらだちてのゝしり給て、いみじき事をし給て、このぬす人しらな

んとて、うちての給へば、御心をやぶらじとて、えおはしまさず、

〔倭訓栞前編二十三乃〕のゝしる　文選に嗥呻、又耕詈をよめり、眞名伊勢物語に訽詈と塡り、廣韵に大聲也と見ゆ、今の俗高聲といふ意也、罵知の義にや、新撰字鏡に聒もよめり、或は嘔字をよめども、字書に見えず、篇海に嘔は熊虎聲也と見えたれば、是なるべし、或は詬をよめり、

〔常陸風土記筑波郡〕古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家內諱忌、今日之間、冀許不堪、於是祖神尊恨泣詈告曰、卽汝親何不欲宿、汝所居山生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飮食勿奠者、

〔古事記中神武〕爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云、伊賀此二字以音所作仕奉於大殿內者、意禮此二字以音先入明白其將爲仕奉之狀而、卽握橫刀之手上、矛由氣此二字以音矢刺而追入之時、乃己所作押見打而死、

〔古事記傳十九〕罵詈は能理氐と訓べし、万葉十二二十八丁に、柜楉越爾、麥咋駒乃、雖詈、また於能禮故、所詈而居者、十六丁九に、將若異子等丹、所詈金目八などあり、能流とは、もと詔宣などを云を、又如此人を辱しめて言ことにも用ふなり、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年七月、同時所虜調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服、新羅鬪將、拔刀欲斬、逼而脫褌、追令以尻臀向日本、大號叫叫也日、日本將囓我臗脽、卽號叫曰、新羅王啗我臗脽、雖被苦逼、尙如前叫、由是見殺、其子舅子亦抱其父而死、伊企儺辭旨難奪皆如此、由此特爲諸將帥所痛惜、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆七年六月丙戌、中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足薨、◯中略性頗偏急、好詰人之過、官人申政、或不合旨、卽對其人極口而罵、因此諸司候宮曹者、値名足聽事、多跼蹐而避、

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

西光法師ヲ召取テ、大庭ニ引居タリ、相國〇平清盛ハ素絹ノ衣ヲ著、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ、中門ノ縁ニ立テ、西光法師ヲ一時睨テ嗔聲ニテ、無云甲斐下臈ノ、過分ニ成上、朝恩ニ誇ル餘、無誤天台座主奉流罪、剰入道ヲ亡サント巾行ケル條ハ、イカニ、アラ、希怪ヤ、希怪ヤ、凶也、凶也、スハハヤ山王之冥罰ハ蒙ヌルハト宣ケリ、西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道ヲハタト睨返シテ、西光全ク謀叛ノ企ヲ不存、此恥ニアフ事運ノ窮ニアリ、但耳留事アリ、侍程ノ者ガ、靱負尉ニモナリ、受領撿非違使ニ至ラン事、何カ過分ナルベキ、始タル事ニ非ズ、去テカク宣、和入道ハ、イカニ王孫トコソ名乘給ヘドモ、昔ノ事ハ見ネバ知ズ、御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ敍爵ヲダニモ不賜、シカモ繼母ニハ値タリ、難過カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ、播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ覺ノ直垂ニ、縄絃ノ足駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ、高平太トテ咲シゾカシ、其ヲ恥シトヤ思給ケン、扇ニテ顏ヲ隱シ、骨ノ中ヨリ鼻ヲ出シテ、閑道ヲ通給シカバ、又童部ガ先ヲ切テ、高平太殿ガ扇ニテ鼻ヲ挾タルゾヤトテ、後ニハ鼻平太々々トコソイハレ給シカ、去ドモ故刑部卿殿〇平忠盛近江國水海船木ノ奥ニテ、海賊廿人ヲ被搦進タリシ勳功ノ賞ニ依テ、保延ノ比カトヨ、御邊十八歟十九歟ニテ、四位ノ兵衞佐ニ成給タリシコソ、人々トシト申シガ、其ガ今太政大臣ニ成タルヲコソ、下臈ノ過分トハ申ベキ、此條ハ爭カ諍給ベキト、高聲ニ門外マデ聞エヨト云タリケレバ、入道餘ニ腹ヲ立テ、爲方ナカリケレバ、縁ノ上ニテ三踊四躍々給フ、猶腹ヲ居兼テ、大庭ニ飛下、西光ガ頰ヲ蹴タリ、蹈タリシ給ケレ共、西光ハ口ハ少モ減ズ、去テ其ハ左ハ無リシ事カ、彼ハ有シ事ゾカシ、哀足手ダニモ安穩ナラバ、報答申シテント云ケレバ、入道何如樣ニモ謀叛ノ次第委ク相尋テ後、シヤ口割テ誡ヨト宣ヒケレバ、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

同〇元曆二年二月廿日卯時ニ、源氏五十餘騎ニテ、屋島ノ館ノ後ヨリ責寄テ鬨ヲ發ス、平家モ聲ヲ合テ戰、〇中略武藏三郎左衛門尉有國、城ノ木戶ノ櫓ニテ、大音聲ヲ揚テ、今日ノ大將軍ハ誰人ゾト問、伊勢三郎義盛步出シテ、宍事モ疎ヤ、我君ハ是淸和帝ノ十代後胤、八幡太郎義家ニ四代ノ孫、鎌倉右兵衛權佐殿〇源賴朝御弟、九郎大夫判官殿〇源義經ゾカシト云、有國是ヲ聞テ大ニ嘲、故左馬頭義朝ガ妾、九條院雜司常葉ガ腹ノ子ト名乘テ、京都ニ安堵仕難カリシカバ、金商人ガ從者シテ、蓑笠笈背負ツツ、陸奧ヘ下シ者ノ事ニヤトイヘバ、伊勢三郎腹ヲ立テ、角申ハ北國砥波山ノ軍ニ負テ、山ニ逃入、辛命生テ、乞食シテ這々京ヘ上ケル者也、掛忝ク舌ノ和ナル儘ニ、角ナ申シソ、サラヌダニ、冥加ハ盡ヌル者ゾ、甲斐ナキ命モ惜ケレバ、助サセ給ヘトコソ申サンズラメト云、有國ハ我君ノ御恩ニテ、若ヨリ衣食ニ不ㇾ乏、何トテ可ㇾ乞食、東國者共ハ、黨モ高家モ跋跪（ハイツクバヒ）コソ有シガ、金商人ト云ヲダニ、舌ノ和ナル儘ト云、況年來ノ重恩ヲ忘、十善帝王ニ向進テ惡口吐、舌ハ如何有べキ、就中汝ガ罵立耳ハユシ、伊勢國鈴鹿關ニテ朝夕山立シテ、年貢正稅追落、在々所々ニ打入、殺賊强盜シテ、妻子ヲ養トコソ聞、其ハ有シ事ナレバ、諍所ナシト云、〇下略

嘲戲

嘲戲ハ、又嘲弄ト云ヒ、邦語ニ之ヲアザケルト云フ、人若シクハ世ヲ謗リ笑フヲ謂フナリ、而シテ其之ヲ爲スヤ、或ハ事ニ託シテ諷刺シ、或ハ言語ヲ弄シテ誹謗シ、或ハ動作ヲ以テ、之ヲ邪揄シ、往々ニシテ滑稽ニ類スルモノアリト雖モ、要スルニ侮蔑ノ意ヲ含マザルハ無シ、而シテ人ニ異名ヲ附シ、又ハ歌謠ニ合セテ他ヲ嘲弄セシ事ハ、姓名部名篇異名條、神祇部新嘗祭篇豐明節會條等ニ載セタレバ、宜シク參看スベシ、

〔新撰字鏡 口〕嗤蚩（同、充之于之二反、戲也、阿佐介留、又曾志留、又和良不、）

〔類聚名義抄 口二〕嘲哢（二正、竹反、アザケル、タハフル、）

〔下學集 態藝 下〕嗤嘲（二字義同）〔同 疊字 下〕嘲哢

〔新猿樂記〕第三妻者、有所之女、扇強絲之同僚也、○中略 於萬人嘲哢、振頭、於兩妻嫉妬塞耳、

〔倭訓栞 前編 二 阿〕あざける　嘲をよめり、新撰字鏡に嗤をよむ、淺けるの義なるべし、人を淺しとしさみする意也、

〔日本書紀 十三 允恭〕二年二月己酉、立忍坂大中姫為皇后、○中略 初皇后隨母在家、獨遊苑中、時鬪雞國造、從傍徑行之、乘馬而莅籬、謂皇后嘲之曰、能作園乎汝者也、（汝者此云那鼻苦也、）且曰、壓乞戸母、其蘭一莖焉、（壓乞此云異提、戸母此云覩自、）皇后則採一根蘭、與於乘馬者、因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、（蠛此云摩愚那岐、）時皇后結之意裏、乘馬者辭无禮、卽謂曰、首也、余不忘矣、是後皇后登祚之年、覓乞蘭者、而數昔日之罪、以欲殺、爰乞蘭者、顙搶地叩頭曰、臣之罪實當萬死、然當其日、不知貴者、於是皇后赦死刑、貶其姓謂稻置、

〔日本書紀 二十 敏達〕十四年八月己亥、天皇病彌留、崩于大殿、是時起殯宮於廣瀨、馬子宿禰大臣佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭之雀鳥焉、次弓削守屋大連、手脚搖震而誄、（搖震戰慄也、）馬子宿禰大臣咲曰、可懸鈴矣、由是二臣微生怨恨、

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕池田朝臣嗤大神朝臣奧守歌一首（池田朝臣名忘失也）

寺寺之、女餓鬼申久、大神乃、男餓鬼被給而、其子將播、

大神朝臣奧守報嗤歌一首

佛造、眞朱不足者、水渟、池田乃阿曾我、鼻上乎穿禮、○中略

嗤咲黑色歌一首

烏玉之、斐太乃大黑、毎見、巨勢乃小黑之、所念可聞、

答歌一首

造駒、土師乃志婢麻呂、白爾有者、諸欲將有、其黒色乎、

右歌者、傳云、有大舍人土師宿禰水通、字曰志婢麻呂也、於時大舍人巨勢朝臣豐人、字曰正月麻呂、與巨勢斐太朝臣、名字忘之也、島大夫之男也、兩人並此彼貌黒色焉、於是土師宿禰水通作斯歌嗤咲者、而巨勢朝臣豐人聞之、卽作和歌酬咲也、

〔續古事談四神社佛寺〕此僧都昌〇道水尾帝和〇清ノ御持僧ニテ、廣隆寺ノ別當ナリケル時、御藥アリテ僧都ヲメシテ祈念セシムル時、僧都申樣、大炊寺ニ靈驗ノ藥師佛イマス、彼佛ヲ廣隆寺ニ安置シテ、コヽロミニ奉祈ラント、スナハチ宣旨ヲクダシテ、此佛ヲ廣隆寺ニ奉移、七日祈奉ルニ、玉體平安也、其後大炊寺ノ聖人、道昌僧都ガモトニユキテ、御惱平愈シ給ヌ、カノ佛モトノ如クカヘシワタサルベシトイフ、道昌アヘテキカズ、聖人ナゲキテ寢食ヲワスレテ鬱ノアマリニ、醍醐ノ聖寶僧正ノモトニユキテイフヤウ、大炊寺ノ藥師佛、道昌ヌスミテカヘサズ、取カヘサントスルニ、力ヲヨバズ、イカヾスベキ、聖寶イフヤウ、イトヤスキ事也、スミヤカニトリカヘシテン、タヾシ廣隆寺四壁マタクシテ、タヤスクヤブリガタシ、ソノ日ソノ時ニ、人夫千人ヲ大極殿ノ邊ニマウケテ、我ヲマツベシ、ワガチカラニテ、ナドカトリカヘサヾラムトイフ、ヒジリ悅テ歸テ、人夫千人ヲヤトヒアツメテ、ソノ日ニナリテ、大極殿ノ邊ニ儲テ、僧正ヲマツニ、タマ〳〵出キテイフヤウ、其藥師佛ハ、ワヅカニ一揲手半也、一人シテモトリテム、千人ノ夫ハ、東大寺ノ大佛ヲヌスムベキナリト、アザケリケレバ、聖人不足言トテ、ヤミニケリ、

〔江談抄五詩事〕清行才菅家嘲給事

善相公者、巨勢文雄弟子也、文雄薦清行狀云、清行才名超越於時輩云々、菅家令嘲此事、則改超越爲愚魯字、又被問廣相云、不詳々々云々、菅家令怨之、爲先君是善也門人、於事無芳意云々、

〔大鏡 三 太政大臣賴忠〕太政大臣賴忠、〇中略故中務宮よしあきらのみこの御むすめのはらに、御むすめ二人、男一人おはしまして、おほひめ君〇遵子は圓融院の御時、女御にて中宮と申しき、御年廿六〇註略みこむまれおはせず、四條の宮とぞ申めりし、〇中略かの大納言殿〇藤原公任無心の言一度ぞのたまへるや、御いもうとの四條の宮、后にたゝせ給ひて、はじめて內へ入りたまふに、西洞院のぼりにおはしませば、東三條のまへをわたらせ給ふに、大入道殿〇藤原兼家も故女院〇詮子もむねいたくおぼしめしけるに按察の大納言殿〇公任は后の御せうとにて、御心ちよくおぼされけるまゝに、御馬をひかへて、この女御〇詮子はいつか后にたち給ふらんと、うち見入れて、のたまへりけるを、殿をはじめたてまつりて、御ぞうやすからずとおぼしけれど、おとこ宮〇一條おはしませばたけくぞ、よその人々も、やくなくも、の給ふかなときゝ給ふ、一條院位につかせ給へば、又女御后にたゝせ給ひて、內に入り給ふにこの大納言殿、啓のすけにつかうまつり給ふに、出車よりあふぎをさし出して、やゝ物申さんと、女房のきこえければ、何事にかとて、うちより給へるに、辨の內侍かをさしいだして、御いもうとのすはらの后は、いづくにかおはすると聞えかけたりけるに、先年の事をおもひおかれたるなりけり、みづからだにいかにとおぼえつる事なれば道理なり、なくなりぬる身にこそとおぼえしかとの給ひけれ、されど人がらよろづに、よくなり給ひぬれば、ことにふれてすてられ給はず、かのないしのとが〇とが、原作にお、據二一本一改なるにてやみにき、

〔十訓抄 十〕大江公資大外記を所望しけるとき、僉議有て拜任よろしかるべきよし、諸卿定め申されけるに、彼おとゞの〇藤原實資意見に云、公資は相模を懷抱して秀歌案せんほどに、公事を闕如云云、人々わらはれけり、其詞によて本意をとげず、度々かやうの事有けるにや、相模は冷泉院御時の一品宮の女房の名乙侍從也、公資相模守たる時の妻とするによりて其號あり、夫婦ともに歌よみなりけり、

〔江談抄雜事二〕小野宮右府嘲範國五位藏人事
故小野宮右府(○藤原實資)被參陣、件日範國自甲斐前司補五位藏人之日也、右府不被甘心、則成嘲、被問人云、甲斐前司ニハ誰カ罷成タル云々、宇治殿(○藤原賴通)聞食此事、被仰云、以大臣以上之身居陣座、被嘲朝議事不可然云々、則被勘發、以經賴爲勘發使云々、其時藏人頭ハ經輔也、仍被示彼頭、隨申其由也、宇治殿被咎仰、後日右府怨經輔云々、

〔枕草子六〕つくも所の別當する比、たれがもとにやりけるにかあらん、物のゑやうやるとて、これがやうに仕るべしとかきたるまんなのやう、もじの世にしらずあやしきを見つけて、それがかたはらにこれがまゝにつかうまつらば、ことやうにこそあるべけれとて、殿上にやりたれば、人人とりて見て、いみじうわらひけるに、おほはらだちてこそうらみしか、

〔古今著聞集公事三〕一條院御時、束帶にて殿上の日給にはあふべきよし起請有けるに、堀川右大臣(○賴宗)殿上人にておはしけるが、片足に襪をはきて、身をば殿上のまへの立蔀にかくして、襪はきたる片足ばかりを指出て、藏人に見せられたりければ、かやうの事嘲哢に似たりとて、起請やぶられにけり、

〔江談抄雜事二〕四條中納言嘲弼君顯定事
四條中納言(○藤原定賴)爲藏人頭之時、嘲弼君顯定、誰吐虛誕、爲宇治殿(○藤原賴通)仰云、某申、宇治殿聞食被勘發、定賴云、攝政關白ナドハ、人ノ嘲哢スル者ニモ非ズ、依此事半年許蟄居云々、顯定宇治殿方人也云々、定賴二條殿(○賴通弟教通)方人也、故有意緒歟、古今藏人頭、久被處勘例事之例云々、

〔江談抄雜事五〕勘解由相公誹謗保胤事
勘解由相公(○藤原有國)常誹謗保胤、保胤守庚申序云、夫庚申者、古人守之、今人守之、勘解由相公嘲之云、古之人守、今之人守ト可讀ト云々、又以書籍不審事問保胤、保胤常稱有々、仍勘解由相公爲試保胤、

作盧本文問之、又稱有々、仍嘲號有々主、保胤傳聞之作長句云、藏人所粥燒脣、平雜色之恨難忘、金吾殿杖碎骨、藤勾當之恩難報云々、此事皆有由緒、彼人瑕瑾云々、古人皆以如此保胤、雖仕佛人々悄被輕慢者、其情不堪者歟云々、〇又見古事談六

〔江談抄六長句事〕三史文選師說漸絕事

三史文選、師說漸絕、詞華翰藻、人以不重之句、菅宣義見之云、文道宗匠足下一人歟、宣義ガ無ラム之時、可被書之句也ト云、匡衡〇大江答云、足下達令生レバ巨會漸トハ書ト云々、

〔源平盛衰記三〕殿下乘會

廿二日〇嘉應元年十月ノ朝、六波羅ノ門ノ前ニ、オカシキ事ヲ造物ニシテ置ケリ、土器ニ蔓菜ヲ高杯ニモリテ、折敷ニスヘ、五尺計ナル法師ノ、ハギ高ニカヽゲタルガ、左右ノ肩ヲ脱テ、キル物ヲ腰ニ卷集、箸ヲ取テ、ニタル蕪ノ汁ヲ差貫キテ、カワラケノ汁ヲニラマヘテ立タルヲ造テ置リ、上下萬人之ヲ見レドモ、何心ト云事ヲ不知、小松殿〇平重盛ヘ人參ヲ、係ル癖物コソ候ト申ケレバ、アヽ心憂事也、ハヤ京中ノ咲ハレ草ニ成テ、作ラレケリ〱、其造物コソムシ物ニアヒテ、腰ガラミト云事ヨ、弓矢取身ハ軍ニ合テコソ、剛ヲモ顯シ威ヲモ振フベキ事ナルニ、思モヨラズ攝祿ノ臣ニ奉向、カカルヲコガマシキ事仕出タレバ、造物ニモセラレケリトゾ口惜ク被仰ケル、〇中略

澄憲祈雨事

澄憲當初法住寺殿ニテ、御講ノ導師勸メケル次ニ、目出說法仕タリケリ、院母屋ノ簾ノ内ニテ、竊ニ大藏卿泰經ニ仰ケルハ、此僧ノ若サニ口ノキヽタル樣ヨ、世ハ末ニ成ト云ヘ共、道盡ザリケルモノ哉、實ヤ尼ノ生タル子ト聞食トテ、咲ハセ給ケル時、泰經御返事ニ、故通憲入道ハ和漢ノ才幹至レル上、心カシコキ者トイハレ候キ、相伴ケル尼モサル尼ニテ、儲タル子ナレバ、角侍ルニコソ、〇中略院打ウナヅカセ給テ、誠ニモ神妙ニ仕タリケリ、此僧ガ高座ヨリ下リン時各ハヤセ、何ナル

風情才覺ヲカ申振舞ト仰アリ、院ノ依二御氣色一、若キ殿上人四五人、心ヲ合テ拍子ヲ打テ、アマクダリアマクダリト拍、是ハ尼ノ生タル子ト云心ヲハヤス也、澄憲更ニソヽガズシテ、二カヒナ、三カヒナ舞翔テ、院ヨリ始進セテ、上下皆何事ヲカ申サント兼テ咲セサセ給ケリ、澄憲三百人三百人ト云音ヲ出ス、殿上人猶アマクダリ〳〵ト拍ス、澄憲三百人ノ其内ニ、女御百人、禪販公卿百人、伊勢平氏驗者百人、皆亂行三百人〳〵ト云テ、扇ヲヒロゲテ、殿上ヲサヽト扇散シテ、皆人ハ母ガ腹ヨリ生ルヽニ、澄憲ノミゾアマクダリケルト申テ、走リ入ニケリ、公卿殿上人、上ニハ咲ケレ共、底ニガニガシキ景氣也、○中略其跡ニ殘留タル人々申ケルハ、新大納言ノ被レ申事コソ理ヲ極テ身ニシミ候テ覺レ、總而ハ君ノ所詮ナキ御心バヘニテ、澄憲ヲ愛シ咲ハセ給ハントテ、係ル述懷ハセラレサセ給也、サレバトテ一座ノ御導師ヲイカニトセサセ給ベキゾ、今日ヨリ後ハカル〳〵シキ事、上ニモ下ニモ止ラルベキ也トゾ申合レケル、

〔源平盛衰記〕四鹿谷酒宴靜憲止二御幸一事

新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩、偷ニ催シ集テ、鹿谷ニ乘會シ、一日酒宴シテ軍ノ評定アリ、○中略既ニ晩ニ及ブ、庭ニハ用意ニ持タリケル傘ヲアマタ張立タリ、山下シノ風ニ笠共吹レテ倒レケレバ、引立引立置タル馬共驚テ、散々ニ踔踊、食合蹈合ヒシケレバ、舍人雜色馬ヲシヅメント、庭上上ヲ下ヘ返テ狼藉也、酒宴ノ人々モ、小々座ヲ立ケルニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ、頸ヲゾ打チ折テケル、大納言見レ之、戲呼事ノ始ニ平氏倒レ侍ベリヌト被レ申タリ、面々咲壺ノ會也、康賴突立テ、大方近代アマリニ平氏多シテ、持醉タルニ、既ニ倒亡ヌ、倒タル平氏頸ヲバ取ルニ不レ如トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ、○下略

〔源平盛衰記〕五小松殿教訓事

此大納言○藤原成親ハ餘ニ誇テ戲レ事ニモ無レ由言スゴス事モ有ケリ、後白川院ノ近習者ニ、坊門中

納言親信ト云人御座ケリ、右京大夫信輔朝臣ノ子也、彼信輔武藏守タリシ時、當國ニ下リテ儲タリケルガ、元服シテ敍爵シ給タリケレバ、異名ニ坂東大夫ト申ケルガ、兵衞佐ニ成タリケルニモ、猶坂兵衞ナド申ケルヲ、新大納言法皇ノ御前ニテ、戲テヤヽイカニ親信、坂東ニハ何事共カアルト被申タリケルニ、兵衞佐取敢ズ、縄目ノ色革コソ多候ヘト答タリケレバ、大納言顏ノケシキ少替テ、又物モ宣ザリケリ、此大納言ハ平治ノ亂逆ノ時、信頼卿ニ同心トテ、六波羅ヘ被召シニ、島摺ノ直垂著テ、高手小手ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ思出テ、縄目ニソヘテ申タリケルニコソ、御前ニ人々アマタ候ハレケル中ニ、按察使大納言資賢ノ、後ニ常ニ宣ヒケルハ、兵衞佐ハユユシク返答シタリシモノカナ、成親卿ハ事ノ外ニ苦リタリシ事樣也トゾ被申ケル、サレバ人ハ聊ノ戲言ニモ、人ノ疵ヲバ云マジキ事也ケリ、

〔平家物語八〕鼓判官事

法皇より木その左馬のかみ〇義仲のもとへ、らうぜきしづめよとおほせ下さる、御つかひは壹岐の守朝親が子に、壹岐の判官ともやすと云者也、天下に聞えたるつゞみの上手にて有ければ、時の人つゞみ判官とぞ申ける、木そたいめんして、まづ院の御返事をば申さで、そも〳〵わ殿をつづみ判官と云は、よろづの人にうたれたうたか、はられたうたかとぞとふたりける、ともやす返事にをよばず、いそぎ歸り參て、よしなかおこのものにて候、はやくついたうせさせ給へ、只今朝敵となり候なんずと申ければ、法皇やがて思召立せ給ひけり、

〔徒然草下〕西大寺の靜然上人、腰かゞまり、眉しろく、誠にとしたけたる有さまにて、内裏へまいられたりけるを、西園寺内大臣殿、あなたうとのけしきやとて、信仰のきそくありければ、資朝卿これを見て、年のよりたるに候と申されけり、後日に、むく犬の淺ましく老さらぼひて、毛はげたるをひかせて、此氣色たうとく見へて候とて、内府へまいらせられたりけるとぞ、

〔太平記 六〕楠出張天王寺事附隅田高橋幷宇都宮事
楠ガ勢是ニ利ヲ得テ、三方ヨリ勝時ヲ作テ追懸ル、〇中略只我先ニト橋〇渡部ノ危ヲモ不レ云、馳集リケル間、人馬共ニ被二推落一テ、水ニ溺ルヽ者不レ知レ數、〇中略而レバ五千餘騎ノ兵共、殘少ナニ被二打成一テ、這々京ヘゾ上リケル、其翌日ニ何者カ仕タリケン、六條河原ニ高札ヲ立テ、一首ノ歌ヲゾ書タリケル、

渡部ノ水イカ計早ケレバ高橋落テ隅田流ルラン、京童ノ僻ナレバ、此落書ヲ歌ニ作テ歌ヒ、或ハ語傳テ笑ヒケル間、隅田高橋面目ヲ失ヒ、且クハ出仕ヲ逗メ、虛病シテゾ居タリケル、兩六波羅是ヲ聞テ、安カラヌ事ニ被レ思ケレバ、重テ寄セント被レ議ケリ、其比京都餘ニ無勢ナリトテ、關東ヨリ被レ上タル、宇都宮治部大輔ヲ呼寄、評定有ケルハ、合戰ノ習ヒ運ニ依テ、雌雄替ル事、古ヨリ無ニ非ズ、然共今度南方ノ軍ニ負ヌル事、偏ニ將ノ計ノ拙ニ由レリ、又士卒ノ臆病ナルガ故也、天下ノ嘲哢口ヲ塞グニ所ナシ、〇中略ト宣ヒケレバ、〇下略

〔太平記 七〕千劒破城軍事
名越越前守コラヘ兼テ、本ノ陣ヘゾ引レケル、〇中略兎角シケル其間ニ、捨置タル旗大幕ナンド取持セテ、楠ガ勢閑ニ城中ヘゾ引入ケル、其翌日城ノ大手ニ、三本唐笠ノ紋書タル旗ト、同キ文ノ幕トヲ引テ、是コソ皆名越殿ヨリ給テ候ツル御旗ニテ候ヘバ、御文付テ候間、他人ノ爲ニハ無用ニ候、御中ノ人々是ヘ御入候テ、被レ召候ヘカシト云テ同音ニドット笑ケレバ、天下ノ武士共是ヲ見テ、アハレ名越殿ノ不覺ヤト、口々ニ云ヌ者コソ無リケレ、

〔陰德太平記 二十〕陶持長殺二嫡子義淸一事
義淸、義隆卿ノ行迹ヲ看テ、周ノ穆天子、宴遊ヲ好ミ、隋ノ煬帝ノ詩文ニノミ巧ミニシテ、武事ニ疎カリシニ似タリ、左ナガラ落墮ノ沙門、遠流ノ公家乘トコソ云ベケレ、全以武士ノ主君ト可レ仰大

將ノ器ニ非ト、朝夕ノ言種ニ嘲哢ス、

滑稽

滑稽ハ、一ニ利口、又ハ輿言ト云ヒ、後ニオドケトモ云フ、巧ニ諧謔ノ言ヲ弄シ、或ハ之ヲ動作ニ現ハシテ、以テ能ク人ノ頤ヲ解クヲ謂フ、而シテ利口ノ事ハ、尙ホ言語篇ニ載セタレバ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔下學集 下態藝〕滑稽（コツケイ）利口之義也

〔書言字考節用集 四人倫〕放蕩者（ホウトウモノ） 滑稽者（コツケイモノ）（コツヘイ）辯捷之人、言非若是、說是若非、能亂同異也、史記則有滑稽傳、

〔倭訓栞 中編八〕こつけい○中略 今俗訛てこつへいといへり

〔倭訓栞 前編四十五〕おどけ 戯をいへり、驚氣の義成べし、源氏におどけたる人こそ、たゞ世のもてなしにしたがひと見えたり、或は放曠者をおどけものとよめり、演義文に爽笑など見えたり、

〔物類稱呼 五言語〕ざれたはぶるゝ事を、上方にてほたえると云、關東にてをどけると云、又でうけるといふ、又そばへるといふ、陸奧にてあだけるといふ、

滑稽例

〔古事記 上〕故以是天照大御神見畏、閉天石屋戶而刺許母理（此三字以音）坐也、○中略 天宇受賣命、手次繫天香山之天之日影而、爲鬘天之眞拆而、手草結天香山之小竹葉而、（訓小竹云佐佐）於天之石屋戶伏汙氣（此二字以音）而、蹈登杼呂許志、（此五字以音）爲神懸而、掛出胷乳、裳緖忍垂於番登也、爾高天原動而八百万神共咲、○下略

〔古語拾遺〕既而且降（○瓊々杵尊降臨）之間、先驅還白、有一神居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺、口尻明曜、眼如八咫鏡、卽遣從神往問其名、八十万神皆不能相見、於是天鈿女命奉勅而往、乃露其胸乳、押下裳

帶於臍下、而向立咲嗾、略○下

〔今昔物語二十八〕禪林寺上座助泥缺破子語第九

今昔、禪林寺ノ僧正ト申ス人御ケリ、名ヲバ深禪トゾ申ケル、此レハ九條殿ノ御子也、極テ止事无カリケル行人也、其弟子ニ德大寺ノ賢尋僧都ト云フ人有ケリ、其ノ人未ダ若クシテ東寺ノ入寺ニ成テ、拜堂シケルニ、大破子ノ多ク入ケレバ、師ノ僧正破子卅荷許調ヘテ遣ラムト思給ケルニ、禪林寺ノ上座ニテ助泥ト云フ僧有ケリ、僧正其ノ助泥ヲ召シテ、然々ノ料ニ破子卅荷ナム可入キヲ、人々ニ云テ催ト宣ヒケレバ、助泥十五人ヲ書立テ、各一荷ヲ宛テ令催ム、僧正今十五荷ノ破子ハ誰ニ宛テムト爲ルゾト宣ヒケレバ、助泥カ、申サク、助泥ノ候コソハ破子候ヨ、皆モ可仕ケレドモ、催セト候ヘバ半ヲバ催シテ、今半ヲバ助泥ガ仕ラムズル也ト、僧正此ヲ聞テ糸喜キ事也、然ラバ疾ク調ヘテ奉レト宣ヒツ、助泥然ラバ然許ノ事不爲ヌ貧究ヤハ有ル、穴糸惜ト云テ立テ去ヌ、其ノ日ニ成テ人々ニ催タル十五荷ノ破子皆持來ヌ、助泥ガ破子未ダ不見エズ、僧正怪シク助泥ガ破子ノ遲カナト思ヒ給ケル程ニ、助泥袴ノ抶ヲ上テ扇ヲ開キ仕ヒテ、シタリ顔ニテ出來タリ、僧正此ヲ見給テ、破子ノ主此ニ來ニタリ、極クシタリ顔ニテモ來ルカナト宣ヒケルニ、助泥御所ニ參テ、頸ヲ持立テ候フ、僧正何ゾト問ヒ給ヘバ、助泥其ノ事ニ候フ、破子五ツ否借リ不得候ヌ也トシタリ顔ニ申ス、僧正然テト宣ヘバ、音ヲ少シ短ク成シテ、今五ハ入物ノ不候ヌナリト申ス、僧正然テ今五ツハト問給ヘバ、助泥音ヲ極ク竊ニワナナカシテ、其レハ掻斷テ忘レ候ニケリト申セバ、僧正物ニ狂フ奴カナ、催サマシカバ四五十荷モ出來ナマシ、此奴ハ何ニ思テ此ル事ヲバ闕ツルゾト問ハムトテ、召セト喤シリタマヒケレドモ、跡ヲ暗クシテ逃テ去ニケリ、此ノ助泥ハ物ヲカシク云フモノニテ有ケル、此ニ依テ助泥ガ破子ト云フ事ハ云フ也ケリ、此レ嗚呼ノ事ナリトナン語リ傳ヘタルトヤ、

〔續世繼 四宇治川瀬〕爲忠は、○中略あまりふとれりしかばにや、口かわくやまひして、十年ばかりこもりゐながら、四位の正下までのぼりしも、三條烏丸殿つくりたりしたびは、おとここそこもりたれども、をんな○爲忠妻待賢門院女房橘氏のみやつかへをすれば、加階はゆるしたぶとおほせらるとて、顯頼の中納言は、大原うとくおぼゆとぞ、よろこびいふとて、たはぶれられけり、

〔宇治拾遺物語 三〕これも今はむかし、法輪院大僧正覺猷といふ人おはしけり、その甥に陸奥前司國俊、僧正のもとへ行て、まいりてこそ候へといはせければ、たゞいま見參すべし、そなたにしばしおはせとありければ、まちゐたるに、二ときばかりまで出あはねば、なまはらだゝしうおぼえて、出なんと思て、ともにぐしたるざうしきをよびければ、出きたるにくつもてこといひければ、もてきたるをはきて、出なんといふに、このざうしきがいふやう、僧正の御房の陸奥殿に申たれば、とうのれとあるぞ、其くるまいてことて、小御門よりいでんとおほせ候つれば、やうぞ候らんとて、うしかひのせたてまつりて候へば、またせ給へと申せ、ときのほどぞあらんずる、やがてかへりこんずとぞとて、はやうたてまつりて出させ給候つるにては、かうてひと時にはすぎ候ぬらんといへば、わ雜色はふがくのやつかな、御くるまをかくめしのさぶらふはと、我にいひてこそかし申さめ、ふかくなりといへば、うちさしのきたる人にもおはしまさず、やがて御尻切たてまつりて、きと〳〵よく申たるぞとおほせごと候へば、ちからおよばず候はざりつるといひければ、陸奥のせんじ歸のぼりて、いかにせんと思ますに、僧正はさだまりたることにて、湯ぶねに藁をこま〴〵ときりて一はた入て、それがうへに筵をしきて、ありきまはりては、さうなくゆどのへ行て、はだかになりて、えさいかさいとりふすまといひて、ゆぶねにさくとのけざまにふすことをぞし給ける、陸奥前司よりてむしろをひきあけて見れば、まことにわらをこま〴〵ときり入たり、それをゆどのゝたれぬのをときおろして、このわらをみなとり入て、よくつゝみて、

のそゆぶねに、ゆ桶をゑたにとり入て、それがうへに圍碁盤をうら返してをきて、むしろをひきおほひて、さりげなくて、たれ布につゝみたるわらをば、大門のわきにかくしをきて、まちゐたるほどに、二時あまりありて、僧正小門より歸をとしければ、ちがひて大門へいで、ゝかへりたるくるまよびよせて、車の尻にこのつゝみたるわらをいれて、いゑへはやらかにやりておりて、このわらをうしのあちこちありきごうじたるにくはせよとて、うしかひ童にとらせつ、僧正はれいのことなれば、衣ぬぐほどもなく、れいのゆどのへいりて、えさいかさいとりふすまといひて、ゆぶねへおどりいりて、のけざまにゆくりもなくふしたるに、ごばんのあしのいかりさしあがりたるに、尻ほねをあらふつきて、としたかうなりたる人のゑに入て、さしそりてふしたりけるが、そののちをとなかりければ、ちかうつかふ僧よりて見れば、目をかみに見つけて、ゑにいりてねたり、こはいかにといへど、いらへもせず、よりてかほに水ふきなどして、とばかりありてぞ、いきのゑたにおろ〳〵いはれける、このたはふれいとはしたなかりけるにや、

〔會津陣物語　一〕上杉取ニ立香指原新城事

前田慶次郎ハ加賀大納言利家ノ從弟ナリ、無隱兵ナレドモ、不斷ノ行迹ヲドケ者故、加州ヲ立除浪人タリ、此者ノ事語ルニ言ナク、記スニ筆ニ及バザル事ドモナリ、景勝〇上杉へ奉公ニ出ル時ハ、法體ニテ穀藏院ヒヨツト齋ト名付、著物二幅袖ニシテ長袖ナリト稱ス、白四牛ニ大フヘン者ト書タリ、〇中略白四牛ニ大フヘン者ト書タルヲ、上杉家中平井出雲守、金子次郎右衛門咎テ、謙信以來武士ノ花ノ本ト、天下ニテ唱フル當家中ニ、押出タル大武邊者トハ、中々指物ニ指マジ、踏折テ捨ント留リケルヲ、慶次ハ目モアヤニ打笑ヒ、サスガ田舍衆ナリ、文字ノ假名遣ヒ清濁辨ヘラレズ、我永浪人ニテ貧故ニ、大フベンモノト申事ナリ、ヘンヲバ清テ讀ミ、ブヲ濁リテ讀マル故ニ、皆皆腹ヲ立ラル、我指物ハ大フベン者ト申テ、大ニ笑ケレバ、上杉家中ノ士ドモ、興ヲサマシケルト

カヤ、

〔明良洪範十九〕大和入道タンハンコト、或時年始ノ御禮ニ、扇子ヲ差上テ御禮申シ上、直ニ拜領ト申シテ持歸リシ事アリ、オドケ者ニテゾ有ツル、サレドモ神君ニハタンハン儀ヲ常々御褒メ遊バサレ、鎗一本ヲ持セバ、矢倉一ツハ氣遣ヒナク持モノナリト仰セラレ候、神君タンハンニ金子ホシキヤト、御座ニテ御意候ラヘバ、イヤ望ミハ御座ナク候ヘドモ、下サレ候ハヾ申シ請ベキ由申シ上候、手前薄ク候故下サレベクト思召、金子百兩綿ニ包ミ、其上ヲ紙ニテ包ミ、老人ノ事ナレバ此金顏ニアタリ候テハ、如何ト思召テノ御コトナリ、サテ是ヲウクルヤ否、請候ハヾ下サレベク候トテ、御小姓衆ニ仰セラレ、ナゲツケラレ候ラヘバ、三度迄取ハヅシ申シ候故、惜キ事ヨトテゾ、彼金子ヲ御トリナサレ、奥ヘ入ラセ給ヒケル、タンハン追欠御ヒキヤウ〳〵ト申シナガラ、奥ノ口マデ參リ袖ヲヒカヘ、雞ノ鳴マチヲ致シ、ガチドキヲ上タリケルト申シ傳ヘケル、

〔甲子夜話十三〕徠門ニハ放達不羈ノ人多シ、行檢ヲ以テ取ルベカラズトイヘドモ、其氣象快活、近世ノ腐儒ニハ優ルベシ、筑波山人〇石中緣中略又夏納涼シテ市街ヲ歩ス、西瓜ヲ切リテ賣ル者アリ、掛灯ヲ赤紙ニテ張レバ、ソノ光賣人ノ顏ニ移リテ赤シ、頻リニ西瓜ヲ買ベシト勸ム、山人笑テ曰、何ゾ被酒酩酊ナルヤ、賣人怒テ酒ヲ飲シコトナシト云、山人大ニ笑テ、其顏ノ赤サニテ、尚酒ヲ飲ズト陳ズルハ如何ト云、賣人此灯光顏ニ移リテ赤キナリト云、ソノトキ山人益々笑テ、然ラバ其西瓜ノ赤キモ、灯光ノ映ズルナラン、サアルトキハ、其西瓜買ニ足ラズトテ去ル、路人傍聽一哄ス、賣人怒レドモセン方ナシ、其滑稽亦如ㇾ此、

〔甲子夜話二十〕寛越前守ハ西丸新番頭滑稽人ナリ、一日友人ト同座セシトキ、一人畜馬ヲ失ヒテ馬ヲ求ルガ、トカク猫ノヤウナル馬ソノ平穩ナルヲ形容セル時俗ノ語也アリカ子候ト云フ、越前云フ、幸ニ我方ニ猫ノ如キ馬アリ、ト、一人頻ニ其馬讓リクレラレト懇望ス、越前約スルニ、明朝牽セテ參スベシト云、翌

日馬來ル、其人馬場ニ出テ、猫ノ如キト云シヲ恃ミ、何心モナク乘ルト驅出シ、縱横ニ馳廻リ、小土手ヲ蹴ヘ立木ニ突當リ、殆ド落ントセシヲ、口付ノ者取押ヘテ漸ニ免レヌ、思ノ外ノコトナリシカバ、ソノ馬早々返シケリ、後日ニ越前對話ノ折カラ、其人慍ヲ含テ云ニハ、過日猫ノ如キ馬ト申サル丶ニヨリ、其心得ナリシニ、扨々思モ依ラヌコトナリシト、其次第ヲ述ケレバ、越前云ニハ、則夫故ニ猫ノ樣ナリトハ申ツレ、猫ハ常ニヨクカケ廻リ、柱ヲ攀ヂ塀ヲ蹴ヘ屋根ヘモ登ル者ナリ、其馬ヨク似候ト存候ヒシガ、屋根ヘ登ラヌガヨカリシトノ答ナレバ、其人大ニアキレテ、笑タルマデナリシトナリ、

〔狂歌現在奇人譚 三編上〕十返舍一九の傳

一九は東都通油町に住して、氏を重田、名を貞一、別號を十返舍とぞよびける、手跡などきようにして、畫かくこと妙なり、世に聞え高き膝栗毛の作者なり、此人のあらはしつる書、いにしへよりかぞふれば、二百三十餘部におよぶ、されどことごとにをかしく、たはれたる書にて、見る人はらうちかゝへて、ふしまろびわらひてやまず、實に滑稽の長たる人なり、○中略さて大つごもりになりけれど、さらにものなければ、かけこひなどのきたりて、せたむるをうるさくおもひて、夕よりそこ爰と、あそびさまよひてありきけるが、○中略このとなりの酒屋のあるじきゝて、さらば先生をまねき給はれといひける、一九は何にかあらんとて行けるに、○中略一九この夜はよすがら酒のみて、いたくうちゑひて、いざ〳〵かへりなんとて、いとまをつげて立いでしが、かたへのぬりごめのまへに、すゑふろの桶ありけるを見て、この桶かし給へといひければ、あるじきゝていとやすきことなりといらふ、一九これをもていでんとするを、あるじとゞめて、こものにになはせてまゐらすべしといふを、いな〳〵、かばかりのものもてゆかんに、なでうくるしきことやあるとて、かの桶さかしまにして、打かぶりて出行ける、はやあかつきにちかゝりけれど、大つごもり

の夜なれば、ゆきゝの人もたえず、一九を見て打わらひ行もあり、心おくしたる人は、桶のばけものならんとて、にげのくもおほかり、ある人これにゆきあたりて、このしれもの、などてわれにあたりしぞとしかりければ、一九桶の中より、罪はなんぢにあり、われは桶かぶりてものみえずとつぶやきぬ、一九いたくゑひつる上に、桶打かぶりければ、足はひたすらよろめきつゝ、からうじて家にかへりける、とばかりありて夜はあけけり、元日の朝まだき、風いと寒くてしのぐべからず、一九かの桶にわか水くみいれて、みづから火をたきて、湯わかして、これにいりて身をあたゝめければ、其こゝちよきこといはんかになし、かゝりし所に、日頃むつましく打まじらふ、あふみやといひける質店のあるじ、かみしも衣服などきら〱しくいでたちて、初春の禮の、べんとていりきぬ、一九よろこび、まづ酒とうでゝこれにのませ、われものみてさていふ、けふは風いと寒し、ゆあみしてゆき給へといふ、こはよかんめりとて、やがてかみしも衣服など、そこにぬぎおきて、あかはだかになりて、すゑふろにいりけり、一九はやれ屏風もてきて、風ろのめぐり、をおほひて、その人のぬぎおきつるかみしもきぬうちきて、あふぎこしのものまでたばさみ、そとぬけいでて、そこらわたりの友だちのかたを、年始の禮なりとてありきける、かの人はゆあみしをはりて、見れば、おのれが衣服かみしもともになし、一九も居ざりければ、大いにおどろき、一九がぬぎおきつる、うすき衣ひとえきて、外にいでゝ、爰かしこたづねければ、先生はさきに、年禮にきたられしとこたふる家あり、この人はもとより、一九と心くまなくうちまじらふ人なりければ、たゞをかしがりてわらふばかりなり、一九はそこかしこ年始の禮のべありきて、ゆふべにいたりて、かの質店にいきて、年頭の禮なればとて奥にいりぬ、あるじ一九を見て、たゞあきれにあきれてうちわらひてをり、一九はやがて衣服うちぬぎてかたへにおき、けふは君の御惠によりて、年禮をもつとめたり、猶この上の惠には、酒をたまはりなんといふ、ます〱をかしがりて、やがて酒

とうでゝのませければ、いたく打ゑひて、その夜子のときばかりにかへりけり、其とし夏のはじめ、一九又この質店にきたりて、今要用のことあれば、しかじかの錢かし給へ、かはりとすべきもの、時うつさずもてくべしといふにぞ、さらばとてかしあたへぬ、一九うけとりかへりしが、やがて又いりきて、ふくさにつゝみたるものいだして、これは二十兩のこがねにも、猶あまるべきものなれど、外にものなければ、これをあづけまゐらすなりといふ、何やらんとひらき見れば、酒や、まきや、きぬやなどに、ものかりたれば、そをさいそくのかきだしといへるもの、かいいだくばかりにおほかるを、あつめてもてきつるなり、あるじおどろき、こは三十兩にもなほあまるべきものなれど、かしたるにあらず、かりたるにては何かならん、たはぶれもことによるべし、かしまゐらせつる錢とくかへし給へとてせたむる、一九かしらをなでゝ、其錢はかつをと酒とになりて、今はのこりなしといふ、あるじあきれて、しばしものいはでをり、一九もことばなくてありしが、やがて家にかへりて、かつをのつくりみとうでゝ、酒うちのみて居ける、とばかりありて、質屋のあるじいりきて、さても御身がおこなひ、實におもくろし、書をよみ、書をあらはし、酒をたしみて、まづしきをうれへざるは、よく他の人のなしえがたきわざなりかし、もろこしの阮籍、阮咸、劉伯倫などの、たぐひにや、いとうらやむべきことなりとて、しきりに賞して、ともにさけうちのみて、しかして後ち、こしなる扇とりいでゝ、これに歌かくべしといふにぞ、一九とりあへず、

借金を質においてもはつがつをもとめてくはん利もくはゞくへ、とした、めければ、此人をかしがりて、かつそく妙なるをかんじ、いとまをつげてぞかへりける、

譏

名稱

讒ハ、又讒言ト云ヒ、舊クハヨコス、若シクハ、シコヅトモ云ヘリ、人ヲ陷レンガ爲ニ、無實ノ言ヲ構ヘテ、之ヲ他ニ告グルヲ謂フナリ、

〔新撰字鏡 言〕譖 側禁鳥禁二反、去、毀也、讒也、志己豆、 讒 仕懸市含二反、平、毀也、與己須、又不久也久、

〔類聚名義抄 五言〕譖 子焰反 シコツ 讒 仕咸反 シコツ 譖也

〔伊呂波字類抄 左人事〕讒 サンス 讒 譖 已上同 〔同 志人事〕譖 シフ、亦シコツ、讒也、

〔下學集 下態藝〕讒言 和讒

〔書言字考節用集 九言辭〕讒言 讒媒蘖、奇詆、點灼、並同、 讒心 讒口 讒佞 讒奏 讒訴 〔同 四人倫〕讒者 荀子、傷良曰讒、莊子、好言人之惡、謂之讒、 讒人 同上

〔倭訓栞 中編二十九和〕わざん 和讒とみゆ、相ともに讒言する意にや、わんざんとも見えたり、

讒例

〔日本書紀 十應神〕九年四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰欲廢兄、卽讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫而密謀之曰、獨裂筑紫、招三韓令朝於己、遂將有天下、於是天皇則遣使以令殺武内宿禰、〇中略 時武内宿禰獨大悲之、竊避筑紫、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰、共出于磯城川濱、爲探湯、武内宿禰勝之、

〔日本書紀 十九欽明〕二十三年六月、是月、或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻逢臣讃岐、鞍韉有異、熟而熟視、皇后御鞍也、卽收廷尉、鞫問極切、馬飼首歌依乃揚言誓曰、虛也非實、若是實者、必被天災、遂因苦問、伏地而死、死未經時、急災於殿、〇下略

〔日本書紀 二十五孝德〕大化五年三月戊辰、蘇我臣日向 日向字身刺 譖倉山田大臣於皇太子〇天智 曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱、而將害之、將反其不久、皇太子信之、 己巳、大臣仍陳說於山田寺衆僧及長子興志與數十人曰、夫〇夫原作大、今改、爲人臣者、安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者、元非自身故造、奉

爲天皇誓作、今我見譖身刺而恐横誅、聊望黄泉尙懷忠退、所以來寺、使易終時、〇中略自經而死、妻子殉死者八人、〇人原脫、據一本補、是月、遣使者、收山田大臣資財、資財之中、於好書上題皇太子書、於重寶上題皇太子物、使者還申所收之狀、皇太子知大臣心猶貞淨、追生悔恥、哀歎難休、卽拜日向臣於筑紫大宰帥、世人相謂之曰、是隱流乎、

〔續日本紀一文武〕三年五月丁丑、役君小角流于伊豆島、初小角住於葛木山、以呪術稱、外從五位下韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠處、

〔梅城錄〕聖廟記曰、是年〇昌泰三年八月、公〇菅原道眞編三代家集、備御覽、帝〇醍醐褒寵賜詩曰、門風自古是儒林、今日文華皆悉金、士林榮之、於是時平公忌菅氏盛名、欲陰中之、讒獨謁帝奏曰、右相有秘畫、陛下未之知乎、蓋欲廢陛下立皇弟本康親王、而身任天下安危耳、言甚巧、聖聽惑焉、

〔將門記〕爰經基〇源所懷者、權守將門〇平被催郡司武芝、〇武藏抱擬誅經基之疑、卽乍含深恨、遁上京都、仍爲報興世王將門等之會稽、巧虛言於心中、奏謀叛之由於太政官、因之京中大驚、城邑併閙、

〔源平盛衰記十六〕滿仲讒西宮殿事

冷泉院御位ノ時、覺御心モナク、御物狂ハシクノミ御座ケレバ、ナガラヘテ天下ヲ知召サン事モイカヾト思食ケルニ、御弟ノ染殿式部卿宮〇爲平親王ハ、西宮ノ左大臣〇源高明ノ御聟ニテヲハシケルヲ、能キ人ニテ渡ラセ給フト申ケレバ、中務丞橘敏延、僧連茂、多田ノ滿仲、千晴ナド寄合テ、式部卿宮ヲ取奉テ東國ヘ趣、軍兵ヲ起、卽位進セント、右近ノ馬場ニテ、夜々談議シケル程ニ、滿仲心替シテ此由ヲ奏聞シケルニ依テ、西宮殿ハ被流罪給ニケリ、

〔吾妻鏡十二〕建久三年九月五日甲戌、右馬權頭公佐朝臣獻書狀、去月廿日依令讒口被除籍、於身無其科、賜一行欲愁申云云、仰〇源賴朝云、雖讒者、以一向虛言、不可達天聽、內々有懈緩事之條、無異儀歟、以親昵輙不能執申之由云云、

〔吾妻鏡十六〕建久十年〇正治元年十月廿七日丙戌、女房阿波局、告結城七郎朝光云、依景時讒訴、汝已擬蒙誅戮、其故者忠臣不事二君之由、令述懷誹申當時、是何非讎敵哉、爲懲肅傍輩、早可被斷罪之由、具所申也、於今者、不可遁虎口之難歟者、朝光倩案之周章斷腸、爰前右兵衞尉義村、與朝光者、斷金朋友也、則向于義村亭、有火急事之由示之、義村相逢、朝光云、予雖不傳領亡父政光法師遺跡、仕幕下之後、始爲數箇所領主、思其恩高於須彌頂上、慕其往事之餘、於傍輩之中、申忠臣不事二君由之處、景時得讒訴之便、已申沈之間、忽以被處逆惡、而欲蒙誅旨、只今有其告、謂二君者、不依必父子兄弟歟、後朱雀院、御惱危急之間、奉讓御位於東宮後冷泉院御以後、三條院被奉立坊、于時召宇治殿、〇藤原賴通被仰置雨所御事、於今上御事者、承之由申給、至東宮御事者、不被申御返事云云、先規如此、今以一身之述懷、強難被處重科歟云云、義村云、緈已及重事也、無殊計略者、曾難攘其災歟、凡文治以降、依景時讒、須命失滅之輩、不可勝計、或于今見存、或累葉含愁憤多之、卽景盛去比欲被誅、併起自彼讒、其積惡定可奉歸羽林、〇源賴家爲世爲君、不可有不對治、然而決弓箭勝負者、又似招邦國之亂、須談合于宿老等者詞訖、遣專使之處、和田左衞門尉、足立藤九郎入道等入來、義村對之述此事之始中終、件兩人云、早勤同心連署狀、可訴申之、可被賞彼讒者一人歟、可被召仕諸御家人歟、先伺御氣色、無裁許者、直可諍死生、件狀可爲誰人筆削哉、義村云、仲業文筆譽之上、於景時插宿意歟、仍招仲業、仲業奔來、聞此趣抵掌云、仲業宿意欲達、雖不堪盡勵筆候哉云云、群議事訖、義村勸盃酌、入夜各退散云云、　廿八日丁亥、巳剋千葉介常胤三浦介義澄、千葉太郎胤正、三浦兵衞尉義村、畠山次郎重忠、小山左衞門尉朝政、同七郎朝光、足立左衞門尉遠元、和田左衞門尉義盛、同兵衞尉常盛、比企右衞門尉能員、所右衞門尉朝光、民部丞行光、葛西兵衞尉淸重、小田左衞門尉知重、波多野小次郎忠綱、大井次郎實久、若狹兵衞尉忠季、澀谷次郎高重、山内刑部丞經俊、宇都宮彌三郎賴綱、榛谷四郎重朝、安達藤九郎盛長入道、佐々木三郎兵衞尉盛綱入道、稻毛三郎重成入道、藤九郎景盛、岡崎四郎義實入道、土屋次郎義淸、東平太重胤、土肥先

次郎惟光、河野四郎通信、曾我小太郎祐綱、二宮四郎、長江四郎明義、諸二郎季綱、天野民部丞遠景入道、工藤小二郎行光、右京進仲業已下御家人、群集于鶴岡廻廊、是向背于景時事、一味條不可改變之旨敬白之故也、頃之仲業持來訴狀於衆中、讀上之、養雞者不畜狸、牧獸者不育豺之由載之、義村殊感此句云云、各加署判、其衆六十六人、爰朝光兄、小山五郎宗政、雖載姓名、不加判形、是爲扶弟危、傍輩皆忘身、企此事之處、爲兄有異心之條如何、其後付件狀於廣元朝臣、和田左衛門尉義盛、三浦兵衛尉義村等持向之、　十二月十八日丙子、景時事就諸人連署狀、日來連々被經沙汰、今日被追出鎌倉中、和田左衛門尉義盛、三浦兵衛尉義村等奉行之、仍下向相模國一宮、其後破却彼家屋、被寄附永福僧坊云云、

〔太平記十二〕兵部卿親王流刑事附驪姫事

抑高氏卿今マデハ隨分有忠仁ニテ、有過分ノ僻不聞、依何事兵部卿親王〇護良ハ、是程ニ御憤ハ深カリケルゾト根元ヲ尋ヌレバ、去年〇元弘二年ノ五月ニ、官軍六波羅ヲ責落シタリシ剋、殿法印ノ手ノ者共、京中ノ土藏共ヲ打破テ、財寶共ヲ運ビ取ケル間、爲鎭狼籍、足利殿ノ方ヨリ是ヲ召捕テ、二十餘人六條河原ニ切ゾ被懸ケル、其高札ニ、大塔宮ノ候人殿法印良忠ガ手ノ者共、於在々所々、盡强盜ヲ致ス間所誅也トゾ被書タリケル、殿法印此事ヲ聞テ、不安事ニ被思ケレバ、樣々ノ讒ヲ構ヘ、方便ヲ廻シテ、兵部卿親王ニゾ被訴申ケル、加樣ノ事共重疊シテ、達上聞ケレバ、宮モ憤リ思召シテ、志貴ニ御座有シ時ヨリ、高氏卿ヲ討バヤト、連々ニ思召立ケレ共、勅許無リシカバ、無力默止給ケルガ、尚讒口不止ケルニヤ、内々以隱密儀ヲ、諸國ヘ被成令旨ヲ、兵ヲゾ被召ケル、高氏卿此事ヲ聞テ、内々奉屬繼母准后〇後醍醐後宮藤原廉子被奏聞ケルハ、兵部卿親王爲奉奪帝位、諸國ノ兵ヲ召候也、其證據分明ニ候トテ、國々ヘ被成下處ノ令旨ヲ取テ、被備上覽ケリ、君大ニ逆鱗有テ、此宮ヲ可處流罪トテ、中殿ノ御會ニ寄事、兵部卿親王ヲゾ被召ケル、〇下略

〔太平記 二十六〕上杉畠山讒高家事附廉頗藺相如事

此時上杉伊豆守重能、畠山大藏少輔直宗ト云人アリ、才短ニシテ官位人ヨリモ高カラン事ヲ望ミ、功少シテ忠賞世ニ越ン事ヲ思シカバ、只師直師泰ガ、將軍御兄弟（足利尊氏、直義、）ノ執事トシテ、萬ヅ心ニ任セタル事ヲ猜ミ、境節ニ著テハ、吹毛ノ咎ヲ爭テ、讒ヲ構ル事無休時、サレドモ將軍モ左兵衞督モ、執事兄弟無テハ、誰カ天下ノ亂ヲ靜ムル者可有ト、異于他被思ケレバ、少々ノ咎ヲバ耳ニモ不聞入給、只佞人讒者ノ世ヲ亂ラン事ヲ悲マル、

〔相州兵亂記 二〕太田最期之事

逸政ニハ忠臣ヲホク、勞政ニハ亂人多キナラヒナレバ、上杉家ノ出頭人評定ノトモガラドモ、太田入道扇谷ノ執事トンテ、万ヅ心ニ任タル事ヲ猜ミ、境ニ著テハ吹毛ノ咎ヲ爭テ、讒言シケル事度々ナリ、然レドモ扇谷殿（定政）道灌無テハ、誰レカ天下ノ亂ヲ靜ムル者可有トダニコトナク被思ケレバ、少々ノ咎ヲバ耳ニモ不聞入、只佞人讒者ノ世ヲ亂ベキヲゾ悲ミ給フ間、道灌ノ出頭モ彌メヅラカナリ、カヽル處ニ、道灌江戸川越ノ城ヲ構ヘ、其普請ニ心ヲ勞シテ無障カリシカバ、久ク出仕モセザリケレバ、カノ讒臣ドモヨキ隙ナリト悦ビ、道灌父子山内殿ヲ對治スベキ爲ニ、要害ヲ構ヘ候條無疑ト申上ケル間、山ノ内ヨリ、此事ヲ扇谷ヘ如何ニト談合アル、定政大キニ驚キ、事マコトナラバ、是一家不和ノ基ヒ、國土亂逆ノ端タルベシト、度々專使ヲ被下シカバ、道灌父子嗟豎子不足與謀、近年當家ニ無才庸愚ノ者モ政務ヲアラソヒ、讒言眞ヲ亂スナレバ、緩者ノ糺明モアルベカラズ、只忠功ノ下ニ死ヲ賜テ、衰老ノ尸ヲ曝サンコト、何ノ傷カアルベキトテ、兎角ノ陣謝ニ及バズ、依之讒言シキリナリケレバ、文明十八年七月廿六日、扇谷殿定政相州糟谷ヘ御馬ヲ被立、道灌ヲ對治シ給フ、山内殿顯定モ鉢形ノ城ヨリ御加勢トシテ、高見原マデ旗ヲ出サレタリ、去程ニ道灌入道打テ出タリシヲ、鑓ニテ突落シ、首ヲトラントシケレバ、道灌其鑓ノ柄ニトリ

付テ、

カヽル時サコソ命ノ惜カラメカチテ無身ト思ヒシラズバ、唯忠ノミ有、答ナカリツル道灌、一朝ニ讒言セラレテ、百年ノ命ヲ失フ、

〔太閤記　一〕秀吉を讒しけるを信長公用ゐ不給事

翌日はや義昭公の御館へ參、○中略御目見致されけり、御懇の御意なれば、秀吉忝被存、向後御用の義御座候にをひては、被召寄被仰付候やうにと、御氣色を伺ひ奉り、何事も無滞事裁判有しかば、其威勢彌增、其聞え夥く、古より無賢不肖入朝見嫉と云傳るごとく、舊臣多く忌嫉て、諸愬にさゝへしか共、信長公明君なれば、少しも聞入給ず、さし出とは、かの行事、並威を振事とは、兼て思ひまうけ殘し置し事なれば、今更可改之に非ず、運計策、勵武勇、欲平治國家、則朝暮無閑暇事、汝は不知之乎と白眼給へば、讒者及赤面退出せしより後は、飛馬の前に塵を除とぞ見えし、

〔清正朝鮮記〕石田治部少輔、加藤主計頭清正を讒言仕に付て、太閤御腹立にて、主計頭に切腹可被仰付との儀にて、日本へ被召寄候事、付二の傳奏、日本來朝の事、

石田治部少輔、大谷刑部少輔、增田右衞門尉をさきとして、奉行衆の分は太閤よりめし候て、歸朝つかまつられ、大坂に被居候治部少輔と、清正中あしく御座候へば、いろ／＼讒言被仕候と聞え申候、其个條は、清正今度高麗にて手柄も仕候へども、太閤樣より今度高麗一方の御先手被仰付候小西攝津守行長を、日本さかひの浦の商人にて御座候などゝ申候、我身は無御免に豐臣の朝臣などゝ、北京大王への勅答につかまつり、あまつさへ、今度異國本朝の御和睦の儀を、小西攝津守才覺をもつて相調、唐よりも日本へ御貢をおさめ候はんとの儀にて、異國本朝和平の勅使まいり候、其一の傳奏を、主計頭內の三宅角左衞門と申もの、おいはぎを以狼籍之段、前代未聞、不謂儀どもに候通、折々太閤へ被申成候て、北京大王への勅答の返書を持參被仕、太閤被懸御目候、そ

れにつき太閤御諚には、扨々にくき主計めがゑやうかな、何ぞや大唐の大王への勅答に、小西ほどなるものを、日本よりの先手に仕立遣候ものを、町人などゝ申候こと、日本の外聞と申、太閤が目きゝを蔑如仕と申、一方ならざる曲事、不及是非、そのうへ御免も不被成に、豊臣朝臣などゝ書候事、言語道断さたのかぎりに候、其外勅使をおいはぎ仕候段、何も重科不軽とて、御腹立あつて、いそぎ清正を日本へ被召寄、切腹可被仰付との儀にて、主計頭を日本へ被召寄候事、〇中略

太閤清正へ御對面之事

付清正科無之段、直に被申開事　付清正に豊臣の氏をたまはり、十萬餘騎の大將に被仰付、重て高麗渡海の事、

一其後御城へ出仕被仕候、〇中略太閤御なみだをながされ、御諚候は、扨々太閤によくにたるやつめかな、かれがうしろひもの時より、我々がひざの上にてそだち、身が謀をよく見置候て、其まま太閤が分別のごとくににせ候、主計めハ、われ／＼ためには、ちかきゑんるいにて候、されどもあまりあらものにて、人がらかいを、ちいさき時より仕候に付て、ゑんるいなのりをいまに不仕候と、家康利家にむかつて、秀吉公被仰候、其時清正又被申上候は、つゐでながら、家康利家被仰上、御系圖をくだされ候やうに奉頼通申上られ候へば、太閤被仰候は、をのれめは、もとよりわれ／＼ちかき親類にて、豊臣朝臣にて候間、自今以後は豊臣朝臣と書候へと、被仰出候、かくのごとく殘所なく直に申ひらかれ候て、清正朝鮮中の粉骨を被盡候段、具に達上聞候、

〔拾芥抄下本諸教誡〕源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々〇中略

一不可信讒言幷中言〇中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、

鬪爭

鬪爭ハ、一ニ喧嘩ト云フ、膂力ヲ以テ互ニ相爭フヲ謂フナリ、而シテ單ニ言論ノミヲ以テ他ヲ壓シ、若シクハ之ニ侮辱ヲ加ヘントスルヲ口論ト云フ、亦此ニ併載セリ、

名稱

〔下學集疊字下〕喧嘩ケンクワ　鬪諍トウジヤウ

〔類聚名義抄五言〕諠譁カマヒスシ

〔日本書紀七景行〕五十一年、初日本武尊〈略○中〉所獻神宮〈熱田〉蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無禮、

〔書言字考節用集九言辭〕諠譁ケンクワ〈左傳、漢書、〉諠嘩〈見武備志、軍中禁令條下、〉　口論コウロン

鬪爭例

〔播磨風土記印南郡〕含藝里〈略○中〉又有酒山、大帶日子天皇〈景行〉御世、酒泉涌出、故曰酒山、百姓飲者、即醉相鬪相亂、故令埋塞、

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年正月、是月、東京一條兒童數百會聚、相鬪作戰陣之法、若成人之爲也、

〔江談抄三雜事〕善相公與紀納言口論事

又談云、善相公〈三善清行〉與紀納言〈紀長谷雄〉口論之時、善相公云、無才博士ハ、和奴志與利始也砥云介利、于時紀家秀才也云々、以之思之、善家無止者也、

〔古事談二臣節〕一條院御時、實方與行成於殿上口論之間、實方取行成之冠、投棄小庭退散云々、行成無繆氣、靜喚主殿司、取寄冠擺砂著之云、左道ニイマスル公達哉云々、主上自小蔀御覽ジテ、行成ハ召仕ツベキ者也ケリトテ、被補藏人頭、〈于時備前介、兵衞佐也、〉實方ヲバ歌枕ミテマヰレトテ、被任陸奥守云々、於任國逝去云々、

〔古事談一王道后宮〕後朱雀院御誕生五夜產養之時、左少將伊成〈入道中納言義懷息也〉被陵礫之間、不堪其責、以

笏毆右兵衞佐能信之肩、仍藏人定輔、伊成ヲ自緣突落、召集能信之家人執髮踏臥、以續松令毆陵云云、依之伊成後日出家云々、

〔古今著聞集十五鬪諍〕靜賢法印のもとに、馬允なにがしとかや、ゆゝ敷力つよく、けなげ有男有けり、或時こともあらぬ小冠と、双六をうちける程に、口論をしあがりて、此小冠を引寄て、へその下をつきてけり、柄口迄つきたりければ、いきごとすべくもなかりけるに、小冠者少もおどろきたるけしきもなく、やがて敵にしがみつきて、刀をうばひ取て、さしも大力の大男を押ふせて、うへに乘て刀をさしあてゝ、既にころしてんとしけるが、いかゞ思けん、先わが腹をかき出して、きずを見て云樣、汝これほどに成たれば、害せん事滯有べからず、但我きず痛手にて必死すべき身也、功德に汝が命たすけん、最後に罪つくりてよしなしと云て、事なくておはりぬ、さて法印の前に行て、かゝる事こそ候つれとて、事の次第始めより申て、やがてたふれ臥て死にけり、〇下略

〔平家物語一〕額うち論の事

さるほどにおなじ七月〇永萬元年二十七日、上皇〇二條つゐにかうぎよなりぬ、〇中略御さうそうの夜、延暦興福兩寺の大衆がくうちろんといふ事をし出して、たがひにらうぜきにおよぶ、一天の君ほうぎよ成て後、御むしよへわたしたてまつる時のさほうは、南北二京の大衆、こと〲く供奉して、御むしよのめぐりに、我が寺々のがくをうつ事有けり、まづしやうむてんわうの御ぐはんあらそふべき寺なければ、東大寺のがくをうつ、つぎにたんかいこう〇藤原不比等の御ぐはんとて、興福寺のがくをうつ、北京には興福寺に向へて、延暦寺のがくをうつ、次に天武天皇の御ぐはん、敎待和尚、智證大師のさう〲とて、園城寺のがくをうつ、しかるを山門の大衆、いかゞおもひけん、せんれいをそむひて、東大寺のつぎ、興福寺のうへに、延暦寺のがくを打あひだ、南都の大しゆ、とやせまし、かうやせましと、せんぎすそところに、こゝに興福寺のさいこうだうじゆ、くはんをんば

う、せいしばうとて聞えたる大あくそう二人ありけり、ぐはんをんばうはくろいとおどしのはらまきに、しらえのなぎなたくきみじかにとり、せいしばうは、もよぎおどしのよろひき、こくしつの大だち持て、二人つとはしり出、延暦寺のがくをきつて、おとし、さんゞにうちわり、うれしや水、なるはたきの水、日はてるともたえずとうたへと、はやしつゝ、南都のしゆとの中へぞ入にける、

清水ゑんじやうの事

山門の大しゆらうぜきをいたさば、てむかひすべきところに、こゝろふかう、ねらうかたもや有けん、一ことばもいださず、○中略おなじき二十九日の午こくばかり、山門の大衆おびたゞしう下らくすと聞えしかば、○中略され共山門の大しゆ六波羅へは寄ずして、そゞろなる清水寺にをし寄て、佛閣僧ばう一宇も殘さず皆やきはらふ、是はさんぬる御さうそうの夜の、ぐはいけいのはぢをきよめんがためとぞ聞えし、清水寺はこうぶくじの末寺たるによつてなり、

〔玉海〕元暦二年○文治元年、十一月廿五日甲辰、豊明宴會也、○中略傳聞御前試夜、少將雅行與侍從定家、有闘諍事、雅行嘲哢定家之間、頗及濫吹、仍定家不堪忿怒、以脂燭打雅行了、或云、打面云々、依此事定家除籍畢云々、

〔吾妻鏡十四〕建久五年六月卅日己未、於武藏國大河戸御厨、久伊豆宮神人等、喧嘩出來之由、有其聞、依驚思食、爲令尋沙汰、被下遣掃部允行光云云、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十一月廿九日壬子、未剋若宮大路、下々馬橋邊騷動、是三浦一族、與小山之輩、有喧嘩、兩方緣者、馳集成群之故也、前武州○北條泰時太令驚給、卽遣佐渡前司基綱、平左衛門尉盛綱等、令宥給之間靜謐云云、事起爲若狹前司泰時、能登守光村、四郎式部大夫家村以下、兄弟親類、於下下馬橋西頰好色家、有酒宴亂舞會、結城大藏權少輔朝廣、小山五郎左衛門尉長村、長沼左衛門尉時

宗以下一門、於東頰又催此興遊、于時上野十郎朝村（朝廣舍弟）起彼座、爲遠笠懸向由比浦之處、先於門前射追出犬、其箭誤而入于三浦會所籬中、朝村令雜色男乞此箭、家村不可出與之由骨張、依之及過言云云、件兩家有其好、日來互無異心、今日確執、天魔入其性歟云云、　廿日癸丑、駿河四郎式部大夫家村、上野十郎朝村、被止出仕、昨日喧嘩、職而起自彼等武勇云云、凡就此事預勘發之輩多之、雖非指親昵、只稱所緣、相分兩方、與本人等同令確執之故也、又北條左親衞者、令祗候人帶兵具、被遣若狹前司方、同武衞者、不及被訪兩方子細、依之前武州御諷詞云、各將來、御後見之器也、對諸御家人事、爭存惡乎、親衞所爲太輕骨也、暫不可來、前武衞斟酌頗似大儀、追可有優賞云云、次招若狹前司、大藏權少輔、小山五郎左衞門尉、被仰曰、互爲一家數輩棟梁、尤全身可禦不慮凶事之處、輝私武威、好自滅之條、愚案之所致歟、向後事殊可令謹愼之由云云、皆以敬屈、敢無陳謝云云、

〔明良洪範續篇 二〕佐竹家ノ浪人某ト云者、カノ丹前風ニ出立チ、長刀ヲ指歩キ、往來ノ人ナドニ爭論ヲシカケ、其者ニ誤マラスヲ面白シトテ、武士町人ノ差別ナク、論ヲシカケル也、尤此者ガ自慢ニテ、ヤヽトモスレバ、合手ノ者ノ腕腰ヲ痛メナドスル故、人々恐レケルヲ、猶面白ガリテアバレ歩ク也、太田太郎左衞門其事ヲ聞キ、惡キ奴哉、往來ノ者ノ妨ゲヲスル奴、我出合ナバ取リヒシギ吳ント、日々遠近往來シケルニ、カノ者トオボシキ者行キ當リ、忽チムナグラヲ取リ惡口ス、太郎左衞門其手ヲシカト捕ヘテ、此頃往來ノ者ノ妨ゲヲスル浪人者アリト聞ケリ、大カタ其方ナラント云ナガラ、其手ヲチヂ上ゲケルニ、骨折レ肘ノツガヒ放レ、手キカズ成リシト也、

〔明良洪範 二十一〕神田橋ヨリ龍ノ口ヘ通道ニテ喧嘩有リキ、其故御書院番渡邊源藏、大手ヨリ出、神田橋ノ方ヘ趣ク所ニ、水野日向守徒士ノ者四人、神田橋御門內出羽守屋シキヨリ出迎ニ大手下馬ヘ趣ク、御禮日ニテ往還込合ケル故ニ、歩行ノ者一人源藏ガ供ヲ割タリ、生得ノ源藏氣早キ者ニテ、手廻リニ風流者ヲ抱ヘ置タレバ、若黨慮外者ト稱シテ、件ノ徒士ヲ突走ラシム、彼徒士立

留マリタリシガ、雜兵ヲ見テ源藏馬ヨリ下知シテ、慮外者切レト云シカバ、若黨共刀脇差ヲ拔テ矢庭ニ是ヲ切殺ス、然ルニ殘ル所ノ徒士ハ少々行過タリケルガ、顧リミテ三人拔連レテ切テカカル、源藏馬ヨリ飛下リ、十文字ノ鎗ヲ取テ忽チニ一人突伏セタリ、二人猶相働ラキケル、源藏馬ノ口取ヲ切伏セ、此間ニ方々ノ辻番所ヨリ大勢出合、左右ニ分タリ、下馬ニ腰掛居タリシ出羽守ガ徒士、傍輩ノ者喧嘩ト聞、十六七人走リ來、コレニ依テ中小姓仲ケ間小人ニ至ルマデ六十七人走リ來リテ、源藏ヲ取籠ル、神田橋御門上番ノ士共一、兩人、足輕ヲ引具シテ來リテ、兩方ニ相隔ツ、出羽守屋敷近所故、家人等追取刀ニテ數十人走リ來ル、兩御番衆ハ御城ヲ替リノ時分ナレバ段段來リ、源藏相番ハ勿論知ル人モ知ラヌ人モ來合、源藏ト一所ニ集リタル、已ニ珍事ニ及バントス、此事御城內へ相知レ、御徒士目付來リテ源藏ヲ先井上河內守宅ニ入レ、出羽守家人共ハ下馬ヘ遣ハシ、或ハ屋敷ヘモ分ケ遣ハシ、兩方詮議セシム、口上書ノ內、死人共ヲ片付ヨトテ、御徒士目付ハ登城ス、コレニ依テ靜ニ右之段御徒目付委細申シ上ル、依テ上聞ニ達スル所ニ、源藏ハ御直參、彼等ハ倍臣、殊ニ慮外ナレバ、子細ナク相濟ケリ、

戒鬪爭

〔古今著聞集十五鬪爭〕鬪爭之起自少及大、匪啻鬪雄、多以決死、凡有血氣、皆有爭心、能忍小忿、勿致奮、未然可愼云々、然而先賢間有之、後愚誡何、

〔信玄家法上〕一喧嘩之事、不及是非可加成敗、但雖取懸、於令堪忍之輩者、不可處罪科、〇下略

〔長曾我部元親百箇條〕掟〇中略

一喧嘩口論堅停止之事、善惡手初謹而可堪忍、背此旨互及勝負者、不寄理非双方可成敗、〇中略

慶長二年三月廿四日　盛親在判
元親在判

和熟

〔明良洪範十二〕甲州ノ小山田故備中ノ話ニ人々ノ不和ナルヲ取扱ヒテ、和熟セシムル節ハ、少シ

高下アル人ニテモ、其節計リハ高下ノ差別ヲ付ズシテ、取扱フベキ事、第一ノ心得也、盃モ同樣ナルヲ二ツ出シ、同樣ニ飲セ同樣ニ納ムベシト云シ、寬永ノ頃、內藤左馬助長政方ヘ、伊達政宗ヲ招カレシ時、兼松又四郎モ同席ニ在リ、伊達用事有テ、兼松ガ傍ヲ通ル時、袴ノ裾兼松ガ膝ニ掛リケル、兼松怒テ扇ヲモテ、伊達袴腰ヲ打ケル、此時伊達供ノ士イカニシテ聞誤リケン、主人政宗ハ兼松又四郎ニ討レタリト聞キ、供方一同騷動ニ及ビ、且屋敷ヘモ其趣キニ註進シケレバ、屋敷ヨリ多人數押寄セ、內藤モ兼松モ討取ント、既ニ玄關ヘ打入シ所ヘ、伊達政宗自身出テ制サレシ故、馳付シ者一同安心シテ歸リケル、サテ內藤ハ伊達ト兼松ノ和熟ヲ調ント、種々取扱ヒ、雙方共承引シテ一席ニ出ル、內藤盃ヲト云、小性盃ヲマヅ伊達ヘ出ス、伊達其盃ヲ受テ兼松ヘ送ル、兼松其盃ヲ取テ忽チ押砕、スハヤ事破レタリト、一席ドヨメク所ニ、內藤心付キ新タナル盃ヲ二ツ持來リ、雙方ノ前ヘ備フ、是ニ因テ伊達兼松同樣ニ盃ヲアゲ、漸和義調ヒケル、夫ヨリ盃追々廻リテ、兼松ガ前ニ來ル時、伊達ツット立テ肴申サントテ、曾我ヲ舞ヒナガラ、打テ腹ガイ。ユルナラ、ウテヤウテヤ犬坊ト歌ハレシハ、サスガ政宗也ト、一席ノ人々感ジケルト也、又兼松モ小身ニ在ナガラ、大身ノ伊達ヘ對シ、少シモオクレヲ取ラザルハ勇士也ト、人々賞シケルトナリ、

〔明良洪範二十〕藤堂家二代目高次ノ世ニ、先年大坂夏御陣ニテ討死セシ一門家老ノ子供、父ノ戰功ノ甲乙ヲ雜談セシガ、互ニ意地ヲタテ、終ニ闘論ニナリヌ、其一方ハ藤堂新七、相手ハ藤堂仁右衞門ナレバ、總家中ノ士モ二ツニ分レテ、既ニ珍事ニ及ントス、爰ニ藤堂采女トイフ家司、初ヨリ何方ヘモ不抱、中ニ立テ勤メケルガ、爭論ノ事無異ニ治ルベクモ見エザレバ、國家ノ大事ヲ思慮シ、同役其外頭取タル者ヲ集メテ相ハカリ、新七仁右衞門ヲ招キケル、各隔意ノ輩、兩人ノ頭取ヲ先ニ立テ、采女方ヘ入來リヌ、少頃アリテ亭主一同ヘ挨拶シ、サテ今日御銘々申請ノ儀、餘ノ子細ニアラズ、何レモ御亡父方ノ戰功ヲ吟味ヨリ事起リ、確執出來テ、コレニ依テ元ヨリ遺恨ナキ相

組ノ中モ不通ニ及ビ、其上家士共モ私ノ事ニテ、主君高次ノ御身ノ上迄モ危キニ至ルハ、人臣タル者ノ所行ニアルベキヤ、又各先祖幷ニ亡父ニ對シテ、子タル者ノ志ト云フベキヤ、然ラバ君ニ對シテハ大不忠、亡父ヘ對シテハ大不孝ナリ、カヽル不忠ノ者、イカンゾ其君ノ祿ヲ食ンヤ、各只今切腹アルベシ、某初ヨリ此事ニ少シモ拘ラズト雖モ、此時宜ニ及ンデ、餘所ニハナガメマジケレバ相伴申ベシ、夫々下知シケレバ、兼テ用意セシ短刀ヲ三方ニ載テ、銘々ノ前ニ置シ時、釆女又曰、各無益ノ爭論ヨリ命ヲ捨テラルヽハ、誠ニ犬死トヤ云ン、サラバ忠孝ノ道ニ立返リテ、雙方一和シ、向後忠義ヲ立テラレントナラバ、只今和談アルベシ、マタ忠孝モ願ズシテ、我意ヲ立ントノ事ナラバ、某手本ヲ仕ルベシト、押肌脱テケリ時ニ仁右衛門新七ニ向テ云、誠ニ亭主ノ節義尤ナリ、某老年ナレバ、發言イタスナリ、何レモ和談アルマジキヤ、第一主君ヘ對シ大不忠ナルノミナラズ、我々ハ死シテモ家中ノ面々、大勢切腹ナクテハ、騷動ノ初メナリ、何レモ如何思召ヤト申出シケレバ、新七モ同ジク道理ニ伏シ、打解タル挨拶シケレバ、其餘ノ一座一同ニ感伏シテ、亭主ノ忠臣ヲ賞シケリ、其上ニテ仁右衛門女ヲ新七嫁ニ、此内談ノ席ニテ申合セケルトナリ、誠ニ藤堂家ノ危難、旦夕ニ及ビケルヲ、釆女ガ忠臣ニヨリテ、忽チ和談シケルハ、戰場ニテノ討死ニ、忠功百倍ナリト申アヘリ、

古事類苑

人部三十

蝦夷　佐伯 併入

蝦夷ハ、エミシ、又エビスト云ヒ、後又エゾトモ云フ、東北ノ夷ニシテ、遠キモノヲ都加留(ツカル)ト云ヒ、次ヲ麁蝦夷ト云ヒ、近キモノヲ熟蝦夷ト云フ、並ニ勇悍強暴ニシテ射ヲ善クシ、好ミテ劫盜ヲ爲ス、趫捷飛禽ノ如シ、俗皆文身椎髻ニシテ、君長無ク、冬ハ入リテ穴ニ住シ、夏ハ出デ、樔ニ居リ、常ニ鳥獸ヲ射テ食ト爲シ、其羽皮ヲ衣ル、初メ陸奧及ビ北越等ノ邊地ニ雜居ス、其陸奧ニ住スルモノヲ陸奧蝦夷、又ハ東蝦夷ト云ヒ、北越ニ住スルモノヲ越蝦夷、又ハ北蝦夷ト云フ、元明天皇和銅元年、越後國ニ新ニ出羽郡ヲ建テ、五年始テ出羽國ヲ置ク、是ヨリ越蝦夷ヲ出羽蝦夷ト稱セリ、

蝦夷ノ事ノ我史乘ニ見エタルハ、神武天皇ノ朝ヲ以テ始トス、崇神天皇十年、大彥命、武渟川別命ヲ東北ニ遣シテ、蝦夷ヲ治平セシム、景行天皇二十五年、武內宿禰ヲ遣シテ、東方國土風俗ヲ巡察セシム、尋デ四十年、東夷大ニ叛シテ邊境騷然タリシカバ、皇子日本武尊ヲ遣シテ征セシム、齊明天皇四年、阿倍比羅夫、舟師一百八十艘ヲ率キテ蝦夷ヲ追擊シ、渡島ニ渡リテ、後方羊蹄ヲ以テ政所ト爲ス、光仁天皇寶龜五年、蝦夷野心ヲ悛メズ、復タ邊境ニ侵入シ、良民ヲ殺略シタリシカバ、大伴駿河麻呂ヲシテ之ヲ征セシム、其後反亂征討相繼ギテ起リ、桓武天皇延曆二十年、及ビ同二十三年ニハ征夷大將軍坂上田村麻呂ニ命ジ、征軍四萬ニ將トシ

テ、之ヲ征伐セシメタレドモ、餘燼猶ホ未ダ滅セザリシカバ、嵯峨天皇弘仁二年、更ニ征夷將軍文室綿麻呂ヲシテ、精兵二萬ヲ率キテ之ヲ討タシメ、僅カニ其ノ遺蘖ヲ苅鋤シ、餘類ヲ殄滅スルコトヲ得タリ、而シテ蝦夷ノ事ハ、尙ホ地理部蝦夷篇ニ在レバ、宜シク參看スベシ、佐伯ハ、サヘキト云フ、蝦夷ト同種ナリ、日本武尊東征ノ時、其捕獲シタル蝦夷ヲ伊勢神宮ニ獻ズ、蝦夷等、旦夕喧噪シタリシカバ、倭姬命號シテ佐祁毗ト爲ス、佐伯ハ卽チ其語ノ轉訛ナリト云フ、後之ヲ畿外諸國ニ移配セシメラル、

名稱

〔伊呂波字類抄加人倫〕蝦夷カイ東エヒス

〔撮壤集下人倫〕夷エヒス東　戎西　蠻南　狄北　胡同

〔日本書紀三神武〕戊午年十月、我卒聞歌、倶拔其頭椎劍、一時殺虜、虜無復噍類者、皇軍大悅仰天而咲、○中略又歌之曰、愛瀰詩烏毗儾利、毛毛那比苫比苫、破易倍廼毛、多牟伽毗毛勢儒、此皆承密旨而歌之、非敢自專者也、

〔古事記傳二十七〕蝦夷は延美斯なり、名義は、身に凡て長き鬚の多きを以て、蝦になぞらへたるなり、○中略斯の意は未思得ず、後には訛りて延毘須と云、又後には延毘須と云ば夷字戎字などの訓に用ひて、蝦夷をば延叙とのみ云り、○中略さて蝦夷は、皇國人とは形も心も何も同じからず、固種類の甚く異なる物にして、其國は今もいはゆる蝦夷島にて、皇國とは海を隔て丶外國にして、其域異なり、然るに上代よりして、其國人陸奥の北邊の地に渡來て住著たる者多く、○中略註つぎ〳〵に蕃息て、陸奥の中央までも弘ごりて、皇國人と雜居しなり、

種屬

〔日本書紀二十四皇極〕元年九月癸酉、越邊蝦夷數千內附、

〔日本書紀二十六齊明〕元年七月己卯、於難波朝饗北越北蝦夷九十九人、東陸奥東蝦夷九十五人、○中略仍授柵養蝦夷九人津刈蝦夷六人冠各二階、

風俗

〔古事記傳二十七〕北蝦夷とは、越國に在者、東蝦夷とは、陸奥に在者を云、さるは越國にも、陸奥の如く、北邊には蝦夷渡來て、多く居住りしなり、越北邊とは出羽國の地なり、出羽はもと越後國にて、越の域なり、續紀に、和銅元年九月、越後國言、新建出羽郡、許之、同五年九月云々、於是始置出羽國とあり、されば越蝦夷と云は、出羽の地に在し者を云なり、

〔續日本紀光仁三十二〕寶龜三年正月壬午朔、天皇御大極殿受朝、○中略陸奥出羽蝦夷各依儀拜賀、

〔日本書紀齊明二十六〕五年七月戊寅、遣小錦下坂合部連石布、大山下津守連吉祥、使於唐國、仍以陸道奥蝦夷男女二人、示唐天子、伊吉連博徳書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連、大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路、(中略)天子問曰、此等蝦夷國有何方、使人謹答、國有東北、天子問曰、蝦夷幾種、使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者麁蝦夷、近者名熟蝦夷、今此熟蝦夷、毎歳入貢本國之朝、天子問曰、其國有五穀、使人謹答、無之、食肉存活、天子問曰、其國有屋舍、使人謹答、無之、深山之中、止住樹本、天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜怪、○下略

〔日本後紀嵯峨二十〕弘仁元年十月甲午、陸奥國言、渡島狄二百餘人、來著部下氣仙郡、非當國所管、令之歸去、狄等云、時是寒節、海路難越、願候來春、欲歸本郷者、許之、留住之間、宜給衣粮、

〔日本後紀桓武八〕延暦十八年三月壬子、停出羽國山夷祿、不論山夷田夷、簡有功者賜焉、

〔日本書紀景行七〕二十七年二月壬子、武内宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是摠曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、撃可取也、

〔釋日本紀述義十〕日高見國

天書第六曰、景行廿七年春二月辛丑朔壬子、行巡察、將軍武内宿禰殉海陸、來奏曰、日高見者所謂天府也、其地沃壤、○壤原作襄、據一本改、其賦上上、今與倭接壤、獨擅山東之利、魁身劓面、被裘髻髮、自稱蝦夷、

〔日本書紀景行七〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也、識性暴强、凌犯爲宗、村之無長、邑之勿首、各貪封堺、並相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑、多令苦人、其東夷之中、蝦夷是尤强焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住樔、衣毛飮血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則

言語

忘、〇忘原作忌、據一本改、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚黨類、而犯邊界、或伺農桑、以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來未染王化、〇下略

〔日本後紀 八桓武〕延曆十八年二月乙未、流陸奧國新田郡百姓弓削部虎麻呂、妻丈部小廣刀自女等日向國、久住賊地、能習夷語、屢以謗語、騷動夷俘心也、

〔三代實錄 三十九陽成〕元慶五年五月三日庚戌、授陸奧蝦夷譯語外從八位下物部斯波連永野外從五位下、

反亂征討

〔日本書紀 五崇神〕十年七月己酉、詔群卿曰、導民之本在於敎化也、今既禮神祇、災害皆耗、然遠荒人等、猶不受正朔、是未習王化耳、其選群卿、遣于四方、令知朕憲、 九月甲午、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、〇中略 因以詔之曰、若有不受敎者、乃擧兵伐之、既而共授印綬、爲將軍、

〔古事記 中崇神〕此之御世、大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命者、遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴 自麻下五字以音 人等、〇中略 故大毘古命者、隨先命而、罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共往遇于相津、故其地謂相津也、

〔日本書紀 五崇神〕十一年四月己卯、四道將軍、以平戎夷之狀奏焉、

〔常陸風土記 新治郡〕古老曰、昔美麻貴天皇 〇崇神 馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、俗曰阿良夫流爾斯母乃、遣新治國造祖、名曰比奈良珠命、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕治田連

開化天皇皇子彥坐命之後也、四世孫彥囗命、征北夷有功効、因割近江國淺井郡地賜之、〇下略

〔古事記 中景行〕爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都樓波奴人等而、副吉備臣等之祖、名御鉏友耳建日子而、遣之時、給比比羅木之八尋矛、比比羅三字以音 故受命罷行、〇中略 自其 〇相模 入幸、悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等而還上幸時、〇下略

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、○中略日本武尊、則從上總轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、横渡玉浦、至蝦夷境、蝦夷賊首島津神、國津神等屯於竹水門而欲距、然遙視王船、豫怖其威勢、而心裏知之不可勝、悉捨弓矢、望拜之曰、仰視君容秀於人倫、若神之乎、欲知姓名、王對之曰、吾是現人神之子也、於是蝦夷等悉慄、則褰裳披浪、自扶王船而著岸、仍面縛服罪、故免其罪、因以俘其首帥而令從身也、蝦夷既平、自日高見國還之、○中略以所俘蝦夷等、獻於神宮、五十六年八月、詔御諸別王曰、汝父彥狹島王、不得向任所而早薨、故汝專領東國、是以御諸別王承天皇命、且欲成父業、則行治之、早得善政、時蝦夷騷動、卽擧兵而擊焉、時蝦夷首帥足振邊、大羽振邊、遠津闇男邊等、叩頭而來之、頓首受罪、盡獻其地、因以免降者、而誅不服、是以東久之無事焉、由是其子孫於今有東國、

〔日本書紀十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、○中略是後蝦夷亦襲之略人民、因以掘田道墓、則有大虵、發瞋目自墓出、以咋蝦夷、悉被虵毒而多死亡、唯一二人得免耳、

〔新撰姓氏錄左京神別〕中臣志斐連

天兒屋根命十一世孫、雷大臣命男、弟子之後也、六世孫意富乃古連、雄略御世、東夷有不臣之民、每人強力押防朝軍、於是意富乃古連、甲冑五重、跨進敵庭、無勞官軍、一朝夷滅、天皇悅其功績、更加名字、號暴代連、

〔日本書紀二十敏達〕十年閏二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、魁帥者大毛人也詔曰、惟儞蝦夷者、大足彥天皇之世、○景行合殺者斬、應原者赦、今朕遵彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、潄水而盟曰、臣等蝦夷、自今以後、子子孫孫、古語云、生兒八十綿連、用清明心、事奉天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈、絕滅臣種矣、

〔釋日本紀十三述義〕蝦夷寇於邊境、天書第十曰、十年蝦夷率兵數萬寇于陸奥、

〔日本書紀二十三舒明〕九年、是歲、蝦夷叛以不朝、卽拜大仁上毛野君形名爲將軍令討、還爲蝦蝦見敗而走

入壘、遂爲賊所圍、軍衆悉漏城空之、將軍迷不知所如、(○如原作知、據一本改、)時日暮踰垣欲逃、爰方名君妻歎曰、慷哉爲蝦夷將見殺、(○中略)乃酌酒強之飲夫、而親佩夫之劒、張十弓、令女人數十俾鳴弦、既而夫更起之、取伏仗而進之、蝦夷以爲軍衆猶多、而稍引退之、於是散卒更聚、亦振旅焉、擊蝦夷大敗以悉虜、

〔日本書紀二十六齊明〕四年四月、阿倍臣(闕名)率船師一百八十艘伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷、望怖乞降、於是勒軍陳船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故持弓矢、但奴等性食肉故持、若爲官軍以儲弓矢、齶田浦神知矣、將淸白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定渟代津輕二郡郡領、遂於有間濱召聚渡島蝦夷等、大饗而歸、　五年三月、是月、遣阿倍臣(闕名)率船師一百八十艘、討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、膽振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿、(膽振鉏此云伊浮梨娑陛、)即以船一隻與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠、時問菟蝦夷、膽鹿島、菟穗名二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、(肉入籠此云之之梨姑、問菟此云塗毗宇、菟穗名此云宇保那、後方羊蹄此云斯梨蔽之、政所蓋蝦夷郡乎、)隨膽鹿島等語、遂置郡領而歸、

〔續日本紀四元明〕和銅二年三月壬戌、陸奧越後二國蝦夷、野心難馴、屢害良民、於是遣使徵發遠江、駿河、甲斐、信濃、上野、越前、越中等國、以左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂爲陸奧鎭東將軍、民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯爲征越後蝦夷將軍、內藏頭從五位下紀朝臣諸人爲副將軍、出自兩道征伐、因授節刀幷軍令、　七月乙卯朔、以從五位上上毛野朝臣安麻呂爲陸奧守、令諸國運送兵器於出羽柵、爲征蝦狄也、　丁卯、令越前、越中、越後、佐渡四國、船一百艘送于征狄所、　八月戊申、征蝦夷將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下紀朝臣諸人、事畢入朝、召見特加優寵、

〔續日本紀八元正〕養老四年九月丁丑、陸奧國奏言、蝦夷反亂、殺按察使正五位上上毛野朝臣廣人、　戊寅、以播磨按察使正四位下多治比眞人縣守、爲持節征夷將軍、左京亮從五位下下毛野朝臣石代爲副將軍、軍監三人、軍曹二人、以從五位上阿倍朝臣駿河、爲持節鎭狄將軍、軍監二人軍曹二人、即日授

節刀、　五年四月乙酉、征夷將軍正四位上多治比眞人縣守、鎭狄將軍從五位上阿倍朝臣駿河等還歸、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜元年三月甲申、陸奧國言、海道蝦夷反殺大掾從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂、　四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合、爲持節大將軍、宮內大輔從五位上高橋朝臣安麻呂爲副將軍、判官八人、主典八人、爲征海道蝦夷也、　五月壬午、從五位上小野朝臣牛養、爲鎭狄將軍、令鎭出羽蝦狄、軍監二人、軍曹二人、　十一月乙酉、征夷持節大使正四位上藤原朝臣宇合、鎭狄將軍從五位上小野朝臣牛養等來歸、

〔續日本紀 三十 稱德〕寶龜元年八月己亥、蝦夷宇漢迷公宇屈波宇等忽率徒族、逃還賊(〇賊原作俗、據一本改)地、差使喚之、不肯來歸、言曰率一二同族、必侵城柵、於是差正四位上近衞中將兼相模守勳二等道島宿禰島足等、撿問虛實、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜五年七月庚申、以河內守從五位上紀朝臣廣純、爲兼鎭守副將軍、勅陸奧按察使兼守鎭守將軍正四位下大伴宿禰駿河麻呂等曰、將軍等前日奏征夷便宜、以爲一者不可伐、一者必當伐、朕爲其勞民、且事含弘、今得將軍等奏、蠢彼蝦狄、不悛野心、屢侵邊境、敢拒王命、事不獲已、一依來奏、宜早發軍應時討(〇討原作計、據一本改)滅、　壬戌、陸奧國言、海道蝦夷、忽發徒衆、焚橋塞道、既絕往來、侵桃生城、敗其西郭、鎭守之兵、勢不能支、國司量事、興軍討之、但未知其相戰而所殺傷、　八月辛卯、先是天皇依鎭守將軍等所請、令征蝦賊、至是更言、臣等計賊所爲、是狗盜鼠竊、雖時有侵掠、而不致大害、今屬茂草之時、臣恐後悔無及、天皇以其輕論軍興首尾異計、下(〇下原脫、據一本補)勅深譴責之、　十月庚午、陸奧遠山村者、地之險阻、夷俘所憑、歷代諸將未嘗進討(〇討原作計、據一本改)、而按察使大伴宿禰駿河麻呂等直進擊之、覆其巢穴、遂使窮寇奔亡、降者相望、於是遣使宣慰、賜以御服綵帛、　六年三月丙辰、陸奧蝦賊騷動、自夏涉秋、民皆保塞、田疇荒廢、詔復當年課役田租、　十月癸酉、出羽(〇羽原作雲、據一本改)國言、蝦夷(〇夷一本作賊)餘

燼猶未平殄、三年之間、請鎭兵九百九十六人、且鎭要害、且遷國府、勅差相模武藏上野下野四國兵士、
發遣、　十一月乙巳、遣使於陸奧國、宣詔、夷俘等忽發逆心、侵桃生城、鎭守將軍大伴宿禰駿河麻呂等
奉承朝委、不顧身命、討治叛賊、懷柔歸服、勤勞之重、實合嘉尙、駿河麻呂已下一千七百九十餘人、從其
功勳、加賜位階、授正四位下大伴宿禰駿河麻呂正四位上勳三等、從五位上紀朝臣廣純正五位下勳
五等從六位上百濟王俊哲勳六等、餘各有差、其功卑不及叙勳者賜物有差、
〔續日本紀三十四光仁〕寶龜七年二月甲子、陸奧國言、取來四月上旬、發軍士二万人、當伐山海二道賊、於是
勅出羽國發軍士四千人、道自雄勝而伐其西邊、　五月戊子、出羽國志波村賊叛逆、與國相戰、官軍不
利、發上總下野常陸等國騎兵伐之、　戊戌、以近江介從五位上佐伯宿禰久良麻呂、爲兼陸奧鎭守權
副將軍、　七月己亥、令造安房上總下總常陸四國船五十隻、置陸奧國、以備不虞、　十一月庚辰、發陸
奧軍三千人、伐膽澤賊、　八年三月、是月陸奧夷俘來降者、相望於道、　九月癸亥、陸奧國言、今年四月、
擧國發軍以討山海兩賊、國中忩劇、百姓艱辛、望請復當年調庸幷田租、以息百姓、許之、　十二月癸卯、
出羽國蝦賊叛逆、官軍不利、損失器仗、
〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年二月丁酉、陸奧國言、欲取船路伐撥遺賊、比年甚寒、其河已凍、不得通船、
今〈○今原作令、據一本改、〉賊來犯不已、〈○不已二字原脫、據一本補、〉故可塞其寇道、仍須差發軍士三千人、取三四月雪消雨水
汎濫之時、直進賊地、因〈○因原作固、據一本改、〉造覺鱉城、於是下勅曰、海道漸遠、來犯無便、山賊居近、伺隙來犯、遂
不伐撥、其勢更强、宜造覺鱉城、碍〈○碍上有得字、據一本删、〉膽澤之地、兩國之恩、無大於斯、　丙午、陸奧國言、去正月
廿六日、賊入長岡、燒百姓家、官軍追討、彼此相殺、若今不早攻伐、恐來犯不止、請三月中旬發兵討賊、幷
造覺鱉城、置兵鎭戍、〈○戍原作戎、據一本改、〉勅曰、夫狼子野心、不顧恩義、敢恃險阻、屢犯邊境、兵雖凶器、事不獲止、
宜〈○宜原作已、據一本改、〉發三千兵、以刈遺蘖、以滅餘燼、凡軍機動靜、以便宜隨事、　三月甲午、以從五位下大伴
宿禰眞綱、爲陸奧鎭守副將軍、從五位上安倍朝臣家麻呂爲出羽鎭狄將軍、軍監軍曹各二人、以征東

副使正五位上大伴宿禰益立、爲兼陸奧守、　五月己卯、勅曰、狂賊亂常、侵擾邊境、烽燧多虞、斥候失守、今遣征東使（○使原脫、據一本補、）幷鎭狄將軍、分道征討、期日會衆、事須文武盡謀將帥竭力、苅夷奸軌、誅戮元凶、宜廣募進士、早致軍所、若感激風雲、奮厲忠勇、情願自効、特錄名貢、平定之後、擢以不次、（○次原作决、據一本改、）　七月甲申、征東使請襖四千領、仰東海東山諸國、便造送之、勅曰、今爲討逆虜、調發坂東軍士、限來九月五日、並赴集陸奧國多賀城、其所須軍粮、宜申官送、兵集有期、粮餽難繼、仍量路便近、割下總國糒六千斛、常陸國糒（○糒原脫、據一本補、）一萬斛、限來八月二十日以前、運輸軍所、　九月甲申、授從四位上藤原朝臣小黑麻呂正四位下、爲持節征東大使、　十月己未、勅征東使、省今月二十二日奏狀知、使等延遲既失時宜、將軍發赴、（○赴原作起、據一本改、）久經日月、所集步騎數萬餘人、加以入賊地期上奏多度、計已發入平殄狂賊、而今奏、今年不可征討者、夏稱草茂、冬言襖乏、縱橫巧言、遂成稽留、整兵設糧、將軍所爲、而集兵之前、（○前原作所、據一本改、）不加辨備、還云未儲城中之粮者、然則何月何日、誅賊復城、方今將軍爲賊被欺、所以緩怠致此逗留、又未及建子、足以擧兵、而乖勅旨、尙不肯（○肯原作旨、據一本改、）入、人馬悉瘦、何以對敵、良將之策、豈如此乎、宜加教喩存意征討、若以今月不入賊地、宜居多賀玉作等城、能加防禦、兼練戰術、　十二月庚子、征東使奏言、蠢玆蝦虜、寔繁有徒、或巧言逋（○逋原作連、據一本改、）誅、或窺隙肆毒、是以遣二千兵、經略鷲座、楯座、楯石澤、大菅屋、柳澤等五道、斬木塞徑、深（○深原作除、據一本改、）溝作險、以斷逆賊首寵之要害者、於是勅曰、如聞、出羽國大室塞等、亦是賊之要害也、每伺間隙、頻來寇掠、宜仰將軍及國司、視量地勢、防禦非常、

天應元年六月戊子朔、勅參議持節征東大使兵部卿正四位下兼陸奧按察使常陸守藤原朝臣小黑麻呂等曰、得去五月廿四日奏狀、具知消息、但彼夷俘之爲性也、蜂屯蟻聚、首爲（○爲原作如、據一本改、）亂階、攻則奔逃（○逃原作逆、據一本改、）山藪、放則侵掠城塞、而伊佐西古、諸絞、八十島、乙代等、賊中之首、一以當千、竄迹山野、窺機伺隙、畏我軍威、未敢縱毒、今將軍等未斬一級、先解軍士、事已行訖、無如之何、但見先後奏狀、賊衆四千餘人、其所斬首級僅七十餘人、則遺衆猶多、何須先獻凱旋早請向京、縱有舊例、朕不取焉、宜副使

內藏忌寸全（○全原作金、據一本改、）成多朝臣犬養等一人、乘驛入京、先申軍中委曲、其餘者待後處分、　八月辛亥、陸奥按察使正四位下藤原朝臣小黑麻呂征伐事畢入朝、特授正三位、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆七年三月庚戌、軍粮三万五千餘斛、并鹽、仰東海東山北陸等國、限七月以前、轉運陸奥國、並爲來年征蝦夷也、　辛亥、下勅曰、調發東海東山坂東諸國步騎五万二千八百餘人、限來年三月、會於陸奥國多賀城、（○下略）

〔續日本紀四十桓武〕延曆八年三月辛亥、諸國之軍、會於陸奥多賀城、分道入賊地、　壬子、遣使奉幣帛於伊勢神宮、告征蝦夷之由也、　六月甲戌、征東將軍奏、副將軍外從五位下入間宿禰廣成、左中軍別將從五位下池田朝臣眞枚、前軍別將外從五位下安倍猨島臣墨繩等議、三軍同謀、并力渡河討賊、約期已畢、由是抽出中後軍各二千人、同共凌渡、比至賊帥夷阿氐流爲之居、（○居原作君、據一本改、）有賊徒三百許人、迎逢相戰、官軍勢强、賊衆引遁、官軍且戰且燒、至巢伏村、將與前軍合勢、而前軍爲賊被拒、不得進渡、於是賊衆八百許人、更來拒戰、其力太强、官軍稍退、賊徒直衝、更有賊四百許人、出自東山、絕官軍後、前後受敵、賊衆奮擊、官軍被排、別將丈部善理、進士高田道成、會津壯麻呂、安宿戶吉足、（○足原脫、據一本補、）大伴五百繼等並戰死、惣燒亡賊居十四村宅八百許烟、器械雜物如別、官軍戰死二十五人、中矢二百四十五人、投河溺死一千三十六人、裸身游來一千二百五十七人、別將出雲諸上、道島御楯等引餘衆還來、於是勅征東將軍曰、省比來奏云、膽澤之賊、惣集河東、先征此地、後謀深入者、然則軍監已上率兵張其形勢、嚴其威容、前後相續可以薄伐、而軍少將卑、還致敗績、是則其道副將（○副將二字原作嶋字、據一本改、）等計策之所失也、至於善理等戰亡、及士衆溺死者、惻怛之情有切于懷、　庚辰、征東將軍奏、膽澤之地、賊奴奧區、方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、（○竄原作竃、據一本改、）殺略人物、又子波、和我、僻在深奧、臣等遠欲薄伐、粮運有艱、其從玉造塞至衣川營四日、輜重受納二箇日、然則往還十日、從衣川至子波地行程、假令六日、輜重往還十四日、惣從玉造塞（○塞原脫、據一本補、）至子波地往還二十四日程也、途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不入

程內、河陸兩道輜重一万二千四百四十人、一度所運糒六千二百十五斛、征軍二万七千四百七十人、一日所食五百四十九斛、以此支度、一度所運、僅支十一日、臣等商量、捐〇捐原作指、據一本改、子波地、支度交關、割征兵加輜重、則征軍數少、不足征討、加以軍入以來、經涉春夏、征軍輜重並是疲弊、進之有危、持之無利、久屯賊地、運糧百里之外、非良策也、雖蠢爾小寇、且逋天誅、而水陸之田、不得耕種、既失農時、不滅何待、臣等所議莫若解軍遺糧支擬非常、軍士所食、日二千斛、若上奏聽裁、恐更多糜費、故今月十日以前解出之狀牒知諸軍、臣等愚議且奏且行、勅報曰、今省先後奏狀曰、賊集河東、抗拒官軍、先征此地、後謀深入者、然則不利深入、應以解出者、具狀奏上、然後解出〇出原作書、據一本改、未之晚也、而曾不進入、一旦罷兵、將軍等策、其理安在、的知將軍等畏憚兇賊、逗留所爲也、巧飾浮詞、規避罪過、不忠之甚、莫先於斯、又廣成墨繩久在賊地、兼經戰場、故委以副將之任、佇其力戰之効、而靜處營中、坐見成敗、若入裨將還致敗績、事君之道、何其如此、夫師出無功、良將所恥、今損軍費糧、爲國家大害、閫外之寄、豈其然乎、　七月丁巳、勅持節征東大將軍紀朝臣古佐美等曰、得今月十日奏狀、所謂膽澤者水陸万頃、蝦虜存生、大兵一擧忽爲荒墟、餘燼假息、危若朝露、至如軍船解纜、舳艫百里、天兵所加、前無強敵、海浦窟宅、非復〇復原作須、據一本改、人烟、山谷巢穴、唯見鬼火、不勝慶快、飛驛上奏者、今檢先後奏狀、斬獲賊首八十九級、官軍死亡千有餘人、其被傷害者、殆將二千、夫斬賊之首、未滿百級、官軍之損亡及三千、以此言之、何足慶快、又大軍還出之日、兇賊追侵非唯一度、而云〇云原脫、據一本補、大兵一擧、忽爲荒墟、准量事勢、欲似虛飾、又眞枚墨繩等遣裨將於河東、則敗軍而逃還溺死之軍一千餘人、而云一時凌渡、且戰且焚賊巢穴、還持本營、是溺死之軍、棄而不論、又濱成等掃賊略地、差勝他道、但至於天兵所加前無強敵、山谷巢穴唯見鬼火、此之浮詞、良爲過實、凡獻凱表者平賊立功、然後可奏、今不究其奧地、稱其種落、馳驛稱慶、不亦愧乎、　九月丁未、持節征東大將軍紀朝臣古佐美至〇至原脫、據一本補、自陸奧進節刀、　戊午、勅遣大納言從二位藤原朝臣繼繩、中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、從三位紀朝臣船守、左兵衛佐從五位上津連眞道、大外

記外從五位下秋篠宿禰安人等、於太政官曹司、勘問征東將軍等逗留敗軍之狀、大將軍正四位下紀朝臣古佐美、副將軍外從五位下入間宿禰廣成、鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚、外從五位下安倍猨島臣墨繩等各申其由、並皆承伏、於是詔曰、陸奧國荒備流蝦夷等乎、討治爾任賜志、大將軍正四位下紀古佐美朝臣等伊、任賜之、元謀爾波不合順、進入倍支奧地毛不究盡之氏、敗軍費糧氏還參來、是乎任法爾問賜比、支多米賜倍久在止母、承前爾仕奉部留事乎所念行氏母、奈不勘賜布、又鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚、外從五位下安倍猨島臣墨繩等、愚頑畏拙之氏、進退失度、軍期乎毛闕怠利、今法乎撿爾、墨繩者斬刑爾當里、眞枚者解官取冠倍久在、然墨繩者久歷邊戍氏、仕奉留勞在爾縁氏母、奈斬刑乎波免賜氏、官冠乎乃未取賜比、眞枚者日上乃湊之氏溺軍乎扶拯閉留勞爾縁氏母、奈取冠罪波免賜氏、官乎乃未解賜比、又○又原作久、據一本改有小功人乎波隨其重輕氏治賜比、有小罪人乎波不勘賜免賜久止宣御命乎衆聞食止宣、　九年閏三月庚午、勅爲征蝦夷、仰諸國令造革甲二千領、東海道駿河以東、東山道信濃以東、國別有數、限三箇年並令造訖、　乙未、勅東海相模以東、東山上野以東諸國、乾備軍糧糒十四万斛、爲征蝦夷也、　十月辛亥、征蝦夷有功者、四千八百四十餘人、隨勞輕重、授勳進階並依天應元年例行之、

十年正月己卯、遣正五位上百濟王俊哲、從五位下坂上大宿禰田村麻呂於東海道、從五位下藤原朝臣眞鷲於東山道、簡閱軍士兼撿戎具、爲征蝦夷也、　七月壬申、從四位下大伴宿禰弟麻呂爲征夷大使、正五位上百濟王俊哲、從五位上多治比眞人濱成、從五位下坂上大宿禰田村麻呂、從五位下巨勢朝臣野足並爲副使、

〔日本紀略桓武〕延曆十一年閏十一月己酉、征東大使大伴乙麻呂辭見、　十二年二月丙寅、改征東使爲征夷使、　庚午、征夷副使近衞少將坂上田村麻呂辭見、　十三年正月乙亥朔、賜征夷大將軍大伴弟麻呂節刀、　庚寅、告征夷事於山陵山階田原、　辛卯、遣參議大中臣諸魚、奉幣於伊勢大神宮、爲征蝦夷也、　六月甲寅、副將軍坂上大宿禰田村麻呂已下征蝦夷、　九月戊戌、奉幣帛於諸國名神、以還于新

都及欲征蝦夷也、　十月丁卯、征夷將軍大伴弟麻呂奏、斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、燒落七十五處、　十四年正月戊戌、征夷大將軍大伴弟麻呂朝見、進節刀、　十六年十一月丙戌、從四位下坂上大宿禰田村麻呂爲征夷大將軍、(有副將軍等)　二十年九月丙戌、征夷大將軍坂上宿禰田村麻呂等言、臣聞、云々誅伐夷賊、　十月丁巳、征夷大將軍坂上田村麻呂、進節刀、　十一月乙丑詔曰、云々陸奧國(乃)蝦夷等、歷代渉時(天)、侵亂邊境、殺略百姓、是以從四位坂上田村麻呂大宿禰等(乎)遣(天)、伐平掃治(之牟流爾)云々、田村麻呂授從三位、已下授位、

〔類聚國史(百九十風俗)〕延曆廿一年四月庚子、造陸奧國膽澤城使陸奧出羽按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂等言、夷大墓公阿弖利爲、盤具公母禮等、率種類五百餘人降、

〔日本紀略(桓武)〕延曆二十一年七月己卯、百官抗表賀平蝦夷、　八月丁酉、斬夷大墓公阿弖利爲、盤具公母禮等、此二虜者並奧地之賊首也、斬二虜時、將軍等申云、此度任願返入、招其賊類、而公卿執論云、野性獸心、反覆无定、儻依朝威獲此梟帥、縱依申請放還奧地、所謂養虎遺患也、即捉兩虜、斬河內國椙山、

〔日本後紀(十二桓武)〕延曆廿三年正月乙未、運武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奧等國糒一萬四千三百十五斛、米九千六百八十五斛、於陸奧國小田郡中山柵、爲征蝦夷、　甲辰、刑部卿陸奧出羽按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂爲征夷犬將軍、正五位下百濟王敎雲、從五位下佐伯宿禰社屋、從五位下道島宿禰御楯爲副、軍監八人、軍曹廿四人、

〔日本後紀(二十一嵯峨)〕弘仁二年四月庚辰、正四位上文室朝臣綿麻呂爲征夷將軍、從五位下大伴宿禰今人、佐伯宿禰耳麻呂、坂上大宿禰鷹養爲副、　壬午、勅征夷將軍等曰、夷狄干紀、爲日已久、雖加征伐、未盡誅鋤、今依來請、今將出兵、其軍監軍曹等、且簡用具奏上、但犯軍法、禁身請裁、隊長已下、依法決斷、國之安危、在此一擧、將軍勉之、　五月壬子、勅征夷將軍正四位上兼陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂

等曰、將軍等去二月五日奏狀偁、來六月上旬、兩國軍士、分頭發入、其糒鹽器仗等、先已貯備、不可更勞者、以此觀之、緣軍資物、皆已批挑、而今月十二日來奏偁、軍士食料、幷雜物等、且仰國司令儲備、及絁幕且用縫作、又出羽守大伴宿禰今人、巡行管內、簡閱軍士者、是知征戰之具、猶有寥落、前後來奏、事何相乖、加以國家之忌、及大歲同在東方、兵家所避、不可抵觸、宜緣軍庶事、今年備畢、來年六月發入、又撿去延曆十三年例、征軍十万、軍監十六人、軍曹五十八人、廿年、征軍四萬、軍監五人、軍曹卅二人、今將軍等、准承前例、所定卅七人、權用十五人者、今所與征軍一万九千五百餘人、然則四万之日、軍吏不滿五十、今日二万、何超六十、仍折衷所定軍監十人、軍曹廿人、宜精選堪戰者充用言上、　七月丙午、勅征夷將軍正四位上兼陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰、看今月四日奏狀、具知以俘軍一千人、委吉彌侯部於夜志閉等、可襲伐幣伊村、彼村俘黨類巨多、若以偏軍臨討、恐失機事、仍欲發兩國俘軍各一千、來八九月之間、左右張翼、前後奮□宜與副將軍、及西國司等、再三評議、具狀奏上、國之大事、不可輕略、　十月乙丑、勅征夷將軍參議正四位上大藏卿兼陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰、看去九月二十二日奏云、隨機量便、更分四道、士卒數少、充用處多、加以霖雨無息、轉餉有滯、不加輜重、恐乏兵糧、伏望點加陸奧國軍士一千一百人者、依奏、　甲戌、勅征夷將軍參議正四位上、行大藏卿兼陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰、看今月五日奏狀、斬獲稍多、歸降不少、將軍之經略、士卒之戰功、於此而知矣、其蝦夷者、依請須移配中國、唯俘囚者、思量便宜、安置當土、勉加敎喩、勿致勞擾、又新獲之夷、依將軍等奏、宜早進上、但人數巨多、路次難堪、其强壯者步行、羸弱者給馬、　十二月甲戌、詔曰、天皇詔旨良麻止勅命乎、衆聞食止宣、陸奧國乃蝦夷等、歷代涉時氐、侵亂邊境、殺略百姓、是以掛畏柏原朝庭乃御時爾、故從三位大伴宿禰弟麻呂等乎遣氐、伐平之米給比支、而餘燼猶遺氐、鎭守未息、又故大納言坂上大宿禰田村麻呂等乎遣氐、伐平之米給不爾、遠閉伊村乎極氐、略掃除氐之止毛、可逃隱山谷氐、盡頭氐究殄己止不得奈利太利爾、因茲正四位上文室朝臣綿麻呂等乎遣氐、其傾覆勢爾乘氐、伐平掃治之牟流爾、副將軍等、各

同心戮力、忘殉心以氏、不惜身命、勤仕奉利、幽遠久薄伐、巣穴乎破覆氏之、遂其種族乎絶氏、復一二乃遺毛無、邊戎乎解却、轉餉乎停廢部、量其功勞波、上治賜閇足毛止奈御念須、故是以其仕奉狀乃重輕乃隨冠上賜比治賜久止宣天皇御命乎、衆聞食止宣、正四位上文室朝臣綿麻呂授從三位、從五位下佐伯宿禰耳麻呂正五位下、從五位下大伴宿禰今人、坂上大宿禰鷹養從五位上、外從五位下物部匝瑳連足繼外從五位上、　閏十二月辛丑、征夷將軍參議從三位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂奏言、今官軍一擧寇賊無遺、事須悉廢鎭兵、永安百姓、而城柵等所納器仗軍粮、其數不少、迄于遷納、不可廢衞、伏望置一千人、充其守衞、其志波城、近于河濱、屢被水害、須去其處遷立便地、伏望置二千人、暫充守衞、遷其城訖、則留千人、永爲鎭戍、自餘悉從解却、又兵士之設、爲備非常、既無遺寇、何置兵士、但邊國之守、不可卒停、伏望置二千人、其餘解却、又自寶龜五年、至于當年、總卅八歲、邊寇屢動、警口無絶、丁壯老弱、或疲於征戍、或倦於轉運、百姓窮弊、未得休息、伏望給復四年、殊休疲弊、其鎭兵者、以次差點、輪轉復免者、並許之、

〔日本書紀 孝德 二十五〕大化元年八月庚子、拜東國等國司、仍詔國司等曰、○中略又於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦夷接境處者、可盡數集其兵、而猶假本主、　四年是歲、治磐舟柵以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戶、

〔續日本紀 光仁 三十六〕寶龜十一年八月乙卯、出羽國鎭狄將軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等欵曰、己等據憑官威、久居城下、今此秋田城遂永所棄毀、○毀原作敗、據一本改、爲番依舊還保乎、○乎一本作平一者、下報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所建也、禦○禦原作御、據一本改、敵保民久經歲序、一旦擧而棄之、甚非善計也、宜遣多少軍士爲之鎭守、勿令衂彼歸服之情、仍差使國司一人、以爲專當、又由理柵者、賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦、但以寶龜之初、國司言、秋田難保、河○河原作阿、據一本改、下同、邊易治者、當時之議、依治河邊、然今積以歲月、尚未移徙、以此言之、百姓重遷明矣、宜存此情、歷問狄俘幷百姓等、具言彼此

利害、

〔續日本紀 三十八 桓武〕延暦四年四月辛未、中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎭守將軍大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡、僻在山海、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急、由是權置多賀階上二郡、募集百姓、足人兵於國府、設防禦於東西、誠是備預不虞、摧〇摧原作推、據一本改、鋒万里者也、但以徒有關設〇關設原作開設、據一本改、之名、未任統領之人、百姓顧望、無所係心、望請建爲眞郡、備置官員、然則民知統攝之歸、賊絕窺窬之望、許之、

〔續日本後紀 九 仁明〕承和七年三月壬寅、勅符陸奥守正五位下良岑朝臣木連、前鎭守將軍外從五位下匝瑳宿禰末〇末一本作未守等、省今月十八日奏、知發援兵二千人、案奏狀云、奥邑之民、共稱庚申、潰出之徒、不能抑制、是則懲於往事之所爲也、自非國威何靜騷民、事須調發援兵將候物情、其粮料者、用當處穀、但上奏待報、恐失機事、仍且奏者、夫預備不虞、古今不易之道也、是以依請許之、宜能制民夷兼施威德、

內附

〔日本書紀 十五 清寧〕四年八月癸丑、是日、蝦夷隼人並內附、

〔日本書紀 十九 欽明〕元年三月、蝦夷隼人並率衆歸附、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化二年正月、是月、蝦夷親附、

入朝

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、〇中略蕃夷使者陳列左右、文物之儀、於是備矣、

〔續日本紀 五 元明〕和銅三年正月壬子朔、天皇御大極殿受朝、隼人蝦夷等亦在列、左將軍正五位上大伴宿禰旅人〇中略等、於皇城門外朱雀路東西分頭陳列騎兵、引隼人蝦夷等而進、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年正月辛未、御大極殿受朝、文武百官及陸奥蝦夷、各依儀拜賀、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜五年正月庚申、詔停蝦夷俘囚入朝、

貢獻

〔日本書紀 十 應神〕三年十月癸酉、東蝦夷悉朝貢、卽役蝦夷而作厩坂道、

〔日本書紀齊明二十六〕元年、是歲蝦夷隼人率衆內屬、詣闕朝獻、　四年七月甲申、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、〇下略

〔續日本紀文武一〕元年十月壬午、陸奧蝦夷貢方物、　六月壬寅、越後國蝦狄獻方物、　十月己酉、陸奧蝦夷獻方物、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年正月甲申朔、天皇御大極殿受朝、〇中略陸奧出羽蝦夷〇中略等來朝、各貢方物、

檢戶口

〔日本書紀齊明二十六〕四年七月甲申、詔渟代郡大領沙奈具那、檢覆蝦夷戶口與虜戶口、

賜姓

〔續日本紀元明五〕和銅三年四月辛丑、陸奧蝦夷等、請賜君姓同於編戶、許之、

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁三年四月庚子、出羽國田夷置井出公呰麻呂等十五人、賜姓上毛野綠野直、　九月戊午、陸奧國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言、己等未脫田夷之姓、永貽子孫之恥、伏請改本姓為公民、被停給祿、永奉課役者、勅可、唯卒從課役、難勸遺類、宜免一身之役、仍賜勳七等竹城公金弓、勳八等黑田竹城公繼足、勳九等白石公眞山等男女一百卅二人、陸奧磐井臣、勳八等竹城公多知麻呂、勳八等荒山花麻呂等八十八人、陸奧高城連、勳九等小倉公眞禰麻呂等十七人、陸奧小倉連、勳八等石原公多氣志等十五人、陸奧石原連、勳八等柏原公廣足等十三人、椋﨑連、遠田公五月等六十九人、遠田連、勳八等意薩公持麻呂等六人、意薩連、小田郡人意薩公繼麻呂、遠田公淨繼等六十六人、陸奧意薩連、

敍位

〔日本書紀齊明二十六〕四年七月甲申、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、仍授柵養蝦夷二人位一階、渟代郡大領沙尼具那小乙下、或所云、授位二階、使檢戶口、少領宇婆左建武、勇健者二人位一階、別賜沙尼具那等、鮹旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領、授津輕郡大領馬武大乙上、少領青蒜小乙下、勇健者二人位一階、別賜馬武等鮹旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領、授都岐沙羅柵造闕名位二階、判官位一階、授渟足柵造大伴君稻積小乙下、

賜物

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年三月乙未、陸奥國蝦夷二十二人、賜爵位、

〔續日本紀 一 文武〕三年四月己酉、越後蝦夷○蝦夷、日本紀略作狄 一百六人賜爵有差、

〔續日本紀 五 元明〕和銅三年正月丁卯、天皇御重閣門、賜宴文武百官幷隼人蝦夷、奏諸方樂、○中略 隼人蝦夷等亦授位賜祿各有差、

〔續日本紀 六 元明〕靈龜元年正月戊戌、蝦夷及南島七十七人授位有差、

〔續日本紀 九 元正〕養老六年四月丙戌、征討陸奥蝦夷○中略 等將軍已下、及有功蝦夷、幷譯語人授勳位各有差、　七年九月己卯、出羽國司正六位上多治比眞人家主言、蝦夷等總五十二人功効已顯、酬賞未霑、仰頭引領、久望天恩、伏惟芳餌之末、必繫深淵之魚、重祿之下、必致忠節之臣、今夷狄愚闇、始趍奔命、久不撫慰、恐二解散、仍具狀請裁、有勅隨彼勳績、並加賞爵、

〔續日本紀 三十 光仁〕寶龜三年正月丁酉、陸奥出羽蝦夷歸鄕、賜爵及物有差、　四年正月庚辰、陸奥出羽蝦夷俘囚歸鄕、叙位賜祿有差、

〔延喜式 十八 式部〕凡諸夷入朝給祿者、第一等、絁六疋、綿十二屯、布十二端、第二等以下、等別減絁一疋、綿二屯、布二端、卽參向皇朝、准此法給、自餘不用此式、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應定給狄徒年料祿狹布一万端事

右得出羽國解偁、撿案内、從貞觀六年以降、正税帳所立用過給狄祿、狹布二万五千六百○百、一本作十、九端、具條載不與前守安倍朝臣比高解由狀進官已畢、厥後國吏等依例給饗行祿、而歸來狄徒、每年數千、過給之數、及万三千六百端、今以有定之祿、給無限之徒、人衆物寡、溪壑難塡、夫夷狄爲性、無遵敎喩、嘗對恩賞、纔和野心、望請准先例、被定年料一万三千六十端、然則所司不勞勘出、國吏無煩遷替、謹請官裁者、右大臣○藤原基經 宣、奉勅宜以一万端定爲年料、若調狹布不足、以正税買宛、但過行以國司公廨塡

納、立爲恒例、

貞觀十七年五月十五日

〔日本書紀持統三十〕三年七月甲戌、賜越蝦夷八鉤魚等、各有差、此云魚鉤　十年三月甲寅、賜越度島蝦夷伊奈理武志與肅愼志良守叡草、錦袍、袴、緋紺絁、斧等、

賜饗

〔續日本紀文武一〕元年十二月庚辰、賜越後蝦狄物、各有差、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年正月丙子、御法王宮、○弓削道鏡中略道鏡與蝦夷緋袍人一領、○中略

〔類聚國史風俗百九十〕延曆十一年正月丙寅、陸奧國言、斯波村夷、膽澤公阿奴志己等、遣使請曰、己等思歸王化、何日忘之、而爲伊治村俘等所遮、無由自達、願制彼遮鬪、永開降路、卽爲示朝恩、賜物放還、夷狄之性、虛言不實、常稱歸服、唯利是求、自今以後、有夷使者、勿加常賜、

〔日本書紀皇極二十四〕元年十月甲午、饗蝦夷於朝、　丁酉、蘇我大臣設蝦夷於家、而躬慰問、

〔日本書紀齊明二十六〕五年三月甲午、甘檮丘東之川上、造須彌山、而饗陸奧與越蝦夷、檮此云柯之、川上此云箇播羅、

〔日本書紀天智二十七〕七年七月、饗夷、　十年八月壬午、饗賜蝦夷、

〔日本書紀持統三十〕二年十二月丙申、饗蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下、仍授冠位賜物有差、

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜五年正月丙辰、饗出羽蝦夷俘囚於朝堂、叙位賜祿有差、

〔續日本紀光仁三十六〕寶龜十一年五月甲戌、勅出羽國曰、渡島蝦狄、早効丹心、來朝貢獻、爲日稍久、方今歸俘作逆、侵擾邊民、宜將軍國司賜饗之日存意慰喩焉、

雜載

〔令義解職員一〕玄蕃寮

頭一人、掌○中略在京夷狄○中略事、

〔類聚三代格十二〕太政官符

禁斷私交易狄土物事

右被右大臣宣偁、渡島狄等來朝之日、所貢方物例以雜皮、而王臣諸家競買好皮、所殘惡物以擬進官、仍先下符禁制已久、而出羽國司寛從曾不遵奉、爲吏之道豈合如此、自今以後、嚴加禁斷、如違此制、必處重科、事緣勅語、不得重犯、

延曆廿一年六月廿六日、

〔日本書紀三十持統〕二年十一月己未、蝦夷百九十餘人、負荷調賦而誅焉、　三年正月丙辰、詔曰、務大肆陸奧國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂與鐵折、請剔鬢髮爲沙門、詔曰、麻呂等少而閑雅寡欲、遂至於此、蔬食持戒、可隨所請出家修道、　壬戌、是日、賜越蝦夷沙門道信、佛像一軀、灌頂幡鐘鉢各一口、五色綵各五尺、〇尺、一本作四、綿五屯、布一十端、鍬一十枚、鞍一具、　三年七月壬子朔、付賜陸奧蝦夷等沙門自得所請、金銅藥師佛像、觀世音菩薩像各一軀、鐘、娑羅、寶帳、香爐、幡等物、

〔續日本紀十二聖武〕天平九年四月戊午、遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日、到陸奧多賀柵、與鎭守將軍從四位上大野朝臣東人共平章、且追常陸、上總、下總、武藏、上野、下野等六國騎兵總一千人、開山海兩道、夷狄等咸懷疑懼、仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差歸服狄和我君計安壘、遣山道、並以使旨慰喩鎭撫之、仍抽勇健一百九十六人、委將軍東人、四百五十九人分配玉造等五柵、麻呂等帥所餘三百四十五人、鎭多賀柵、遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐、鎭玉造柵、判官正六位上大伴宿禰美濃麻呂鎭新田柵、國大掾正七位下日下部宿禰大麻呂鎭牡鹿柵、自餘諸柵依舊鎭守、二十五日、將軍東人從多賀柵發、四月一日、帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等、及所委騎兵一百九十六人、鎭兵四百九十九人、當國兵五千人、歸服狄俘二百四十九人、從部內色麻柵發、卽日到出羽國大室驛、出羽國守正六位下田邊史難波、〇波原作破、據一本改、下同、將部內兵五百人、歸服狄一百四十人、在此驛、相待以三日、與將軍東人共入賊地、且開道而行、但賊地雪深、馬芻難得、所以雪消草生、方始發遣、同月十一日、將軍東人廻至多賀柵、自導新開通道、總一百六十里、或剋石伐樹、或

佐伯

塡、澗疏峯、(○峯原作䡓、據一本改、)從賀美郡至出羽國最上郡玉野八十里、雖總是山野形勢險阻、而人馬往還無大艱難、從玉野至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦、(○坦原作垣、據一本改、)無有危嶮、狄俘等曰、從比羅保許山至雄勝村五十餘里、其間亦(○亦原脫、據一本補、)平、唯有兩河、每至水漲、並用船渡、四月四日、軍屯賊地比羅保許山、先是田邊史(○史原脫、據一本補、)難波狀倂雄勝村俘長等三人來降、拜首云、承聞官軍欲入我村、不勝危懼、故來請降者、東人曰、夫狄俘者甚多姧謀、其言無恒、不可輙信、而重有歸順之語、仍共平章、難波議曰、發軍入賊地者、爲敎喩俘狄、築城居民、非必窮兵殘害順服、若不許其請、凌壓直進者、俘等懼怨、遁走山野、勞多功少、恐非上策、不如示官軍之威、從此地(○地原脫、據一本補、)而返、然後難波訓以福順、懷以寬恩、然則城郭易守、人民永安者也、東人以爲然矣、又東人本計早入賊地、耕種貯穀、省運糧費、而今春大雪、倍於舊(○舊一本作常、)年、由是不得早入耕種、天時如此、已違元意、其唯營造城郭、一朝可成、而守城以人、存人以食、耕種失候、將何取給、且夫兵者、見利則爲、無利則止、所以引軍而旋、方待後年、始作城郭、但爲東人自入賊地、奏請將軍、鎭多賀柵、今新道既通、地形親視、至於後年、雖不自入、可以成事者、臣麻呂等愚昧不明事機、但東人久將邊要、勘謀不中、加(○勘謀不中加原作謀中、據一本改補、)以親臨賊境、察其形勢、深思遠慮、量定如此、謹錄事狀、伏聽勅裁、但今間無事、時屬農作、所發軍士、且放且奏、

〔續日本紀 三十五 光仁〕寶龜九年十二月戊戌、仰陸奧出羽、追蝦夷廿人、爲擬唐客拜朝儀衞也、　十年四月庚子、唐客入京、將軍等率騎兵二百蝦夷二十人、迎接於京城門外三橋、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延曆五年九月甲辰、出羽國言、渤海國使大使李元泰已下六十五人、乘船一隻、漂著部下、被蝦夷略十二人、見存四十一人、

○

〔日本書紀 七 景行〕五十一年八月、所獻神宮(○熱田)蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無禮、時倭姬(○姬原脫、據一本補、)命曰、是蝦夷等不可近就於神宮、則進上於朝廷、仍令安置御諸山傍、未經幾時、悉伐神山樹、叫呼鄰里、而脅人民、

天皇聞之詔群卿曰、其置神山傍之蝦夷、是本有獸心、難住中國、故隨其情願、令班邦畿之外、是今播磨、讃岐、伊豫、〇豫原作勢、據一本改、安藝、阿波、凡五國佐伯部之祖也、

〔釋日本紀十述義〕佐伯部

公望私記曰、案暦錄第一云云、其毛人等、旦夕叫嘂、其聲嚴厲、故倭姬號爲佐祁毗、今謂佐伯是也

〔新撰姓氏錄右京皇別〕佐伯直

景行天皇皇子、稻背入彥命之後也、男御諸別命、稚足彥天皇諡成務御代、中分針間國給之、仍號針間別、男阿良都命、一名伊許自別譽田天皇爲定國堺、車駕巡幸、到針間國神埼郡瓦村東崗上、于時青菜葉自崗邊川流下、天皇詔應川上有人也、仍差伊許自別命往問、卽答曰、己等是日本武尊平東夷時、所俘蝦夷之後也、散遣於針間、阿藝、阿波、讃岐、伊豫等國、仍居地爲氏也、後改爲佐伯伊許自別命以狀復奏、天皇詔曰、宜汝爲君治之、卽賜氏針間別佐伯直佐伯者所賜氏姓也、直者謂君也、前爾後至庚午年、脫落針間別三字、偏爲佐伯直、

〔常陸國風土記行方郡〕自郡西北提賀里、古有佐伯、名手鹿、〇中略從此以北曾尼村、古有佐伯、名曰疏禰毗古、〇中略郡南七里男高里、古有佐伯小高、爲其居處、因名、〇中略自郡東北十五里當麻鄕、古老曰、倭武天皇巡行過于此鄕、有佐伯、名曰鳥日子、緣其逆命、隨便略殺、

熊襲　隼人　〔併入〕

熊襲ハ、クマソト云フ、原ト大隅國贈於郡ヨリ出タル地名ニシテ、上古之ヲ襲國(ソノクニ)ト號シ、其地方ニ住スル種屬ヲ隼人ト稱ス、隼人ハ、ハヤビト、又ハイトト云ヒ、又狗人(イヌビト)トモ云フ、彥火火出

見尊ノ兄火闌降命ノ苗裔ナリト稱ス、景行天皇十二年、熊襲始テ反シテ邊境ヲ侵ス、天皇親征シテ之ヲ平ゲ給フ、尋デ二十七年、熊襲再ビ反ス、皇子日本武尊ヲ遣シテ之ヲ征セシム、仲哀天皇二年、熊襲復タ反ス、天皇親征シ、事竟ヘズシテ崩御シ給ヒシカバ、九年皇后息長足姫尊、神教ヲ奉ジ、吉備臣ノ祖、鴨別ヲ遣ハシテ、擊テ熊襲ヲ平ゲシム、爾來復タ反亂ノ事無ク、子孫相承ケテ、朝廷ニ奉仕シ、畿內及ビ近江、丹波、紀伊等ノ諸國ニ移住セシモノ頗ル多シ、隼人ノ事ハ、尙ホ官位部隼人司篇ニ詳ナルヲ以テ、此篇ニハ省略セルモノ多シ、又隼人舞ノ事ハ、樂舞部舞篇ニ載セタリ、

〔古事記 上〕於是二柱神〇伊邪那岐神、伊邪那美神、中略、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、〇中略、熊曾國謂建日別、

〔古事記傳 五〕熊曾國は曾國なり、曾と云は、もと書紀神代卷に、日向襲とある地にして、和名抄に大隅國囎唹郡ある是なり、〇註略、國名となりてありしことは、書紀景行卷に、十二年十二月、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉云々、又十三年五月、悉平襲國などあり、是を以て襲國卽熊曾なることをも知べし、〇註略、彼梟師どものいと建(タケ)かりし故に、熊曾とは云なり、熊鰐、熊鷲、熊鷹なども、皆猛きを云稱なり、〇註略、さて曾と云名義は、古語拾遺に、天鈿女命、古語天乃於須女、其神强悍猛固、故以爲名、今俗强女謂之於須志、此緣也と見え、源氏物語帚木卷に、かくおぞましくは、いみじき契深くとも、絕て又見じと見え、俗語にもおぞきおそろしきなど云、されば曾は此於曾の約りたるにて、是も猛き意なるべし、書紀に襲と云字をしも用ひられたるも、本言於曾なる故なるべし、〇註略、又思ふに、曾は勇男(イサヲ)のつゞまりたるか、佐乎(サヲ)をつゞむれば曾にて、伊を略くは常なり、書紀に渠帥をもイサヲと訓り、又功をも伊曾と云を思ふべし、〇註略、さて筑紫島を四として、

其一を熊曾國と云るは、後の日向の南方半國ばかりより、大隅薩摩の地までを、すべて云し上代の大名なり、

〔運歩色葉集　葉〕隼人。。

〔倭名類聚抄　五官名〕司　職員令云、○中略隼人司乃波。豆夜。加比。佐止。

〔萬葉集　三雜歌〕長田王作歌一首

隼人乃、薩摩乃迫門乎、雲居奈須、遠毛吾者、今日見鶴鴨、

〔萬葉集　六雜歌〕帥大伴卿遙思芳野離宮作歌一首

隼人乃、湍門乃磐母、年魚走、芳野之瀧爾、尙不及家里、

〔四季草　五官位〕隼人　木工　靭負

隼人をはやとゝいひ、木工をもくといふは、文字には能かなひたれども、古よりの名目には叶はず、名目には隼人をはいと、木工をむくといふなり、

〔古事記傳　十六〕隼人と云者は、今の大隅、薩摩二國の人にて、其國人は、絕れて敏捷く猛勇きが故に、此名あるなり、古言に、猛勇きを波夜志とも、登志とも云れば、波夜と云に、猛勇き意もあるなり、隼字を書ことは、迅速きこと、此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、景行仲哀の御世のころ、熊曾と云し者も是にて、即其國を熊曾國と云き、○中略註又其を隼人國と云るは、續紀二に、大寶二年、先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等今薩摩國也言云々とある、唱更これ隼人なり、拾芥抄改名所々部に、薩摩國、元唱更とあり、職員令隼人司義解に、隼人者、分番上下一年爲限云々、とある意を以て、其ころ唱更とは書たりしなり、今薩摩國也とは、續紀撰ばれし時の注なり、万葉三十五丁に、隼人乃薩摩乃迫門、六二十二丁に、隼人乃湍門、など云るも、國名なり、書紀孝德卷に、薩摩之曲、右に引る續紀に、薩摩隼人、万葉に、薩摩乃迫門などある薩摩は、國名には非ず、隼人國の中の地名なり、後まで薩摩郡あれば、其あたりの名にぞ有けむ、其を薩摩國とは、後に改められたるなり、さて隼人とは、今の大隅薩摩二國の人を云る中にも、隼人國と云しは、今の薩摩國の域なるべし、大隅は、和銅六年に日向より分れたる國なればなり、但し上古には、薩摩までかけて、日向とも云しかば、其中に、薩摩より大隅かけてを、殊に隼人國と云しにもあるべし、さて國名の、薩摩と改まりしは、大寶より靈龜までの

間なるべし、其故は、右に引る大寶二年の紀には、唱更國とありて、養老元年の紀に、始めて大隅薩摩二國隼人とある、此薩摩は、既に國名なればない、

〔拾芥抄中末改名所〕薩摩國元唱更。

〔續日本紀二文武〕大寶二年十月丁酉、唱更國司等今薩摩國也言、〇下略

〔八雲御抄三下異名〕隼人　いぬ人といふ

〔藻鹽草十五人倫〕隼人

いぬ人　はや人

〔日本書紀二神代〕一云、狗人請哀之、弟還出涸瓊、則潮自息、於是兄知弟有神德、遂以伏事其弟、是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮牆之傍、代吠狗而奉事者也、

〔令集解五職員〕隼人司

古辭云、薩摩大隅等國人初捍後服也、諾請云、已爲犬奉仕人君者、此則名隼人耳、

〔新撰姓氏錄山城國神別〕阿多隼人

富乃須佐利乃命之後也

〔新撰姓氏錄大和國神別〕大角隼人

出自火闌降命之後也

〔令集解五職員〕隼人司

釋云、畿内及諸國有附貫者課調役、及簡點兵士、古記亦同之、朱云、凡此隼人者良人也、

〔延喜式二十八隼人〕凡隼人計帳者、五畿内幷近江、丹波、紀伊等國、每年一通附大帳使進官、官下省、其班田之年、亦進田籍、

〔北山抄五〕大嘗會事

召物部、門部、語部、隼人等事、左右衞門府、九月上旬申之、仰左右京幷國々、〇中略

反亂

隼人、大和十人、　河內十二人　和泉七人
攝津十人〇異本作廿人　丹波廿四人　伊勢七人

〔日本書紀景行七〕十二年七月、熊襲反之不朝貢、　十二月丁酉、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵、是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國、時有一臣、進曰、熊襲梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、云乾此云賦　弟曰市鹿文、容既端正、心且雄武、宜示重幣、以撝納麾下、因以伺其消息、犯不意之處、則曾不血刃、賊必自敗、天皇詔可也、於是示幣、欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、時市乾鹿文奏于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、卽令從一二兵於己、而返家以多設醇酒、令飲己父、乃醉而寐之、市乾鹿文密斷父弦、爰從兵一人進殺熊襲梟帥、　十三年五月、悉平襲國、因以居於高屋宮、已六年也、　二十七年八月、熊襲亦反之、侵邊境不止、　十月己酉、遣日本武尊、令擊熊襲、　十二月、到於熊襲國、因以伺其消息及地形之嶮易、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥、悉集親族而欲宴、於是日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劍佩裀裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則攜手同席、擧坏令飲而戲弄、于時也更深人闌、川上梟帥且被酒、於是日本武尊抽裀中之劍、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊留劍待之、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇之子也、名日本童男也、川上梟帥亦啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人不勝我之威力、而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賊〇賊原作賤、據一本改、陋口以奉尊號、若聽乎、曰聽之、卽啓曰、自今以後、號皇子應稱日本武皇子、言訖乃通胸而殺之、〇中略　然後遣弟彥等、悉斬其黨類、無餘噍、〇噍原作唯、據一本改、　二十八年二月乙丑朔、日本武尊、奏平熊襲之狀曰、臣賴天皇之神靈、以兵一擧頓誅熊襲之魁帥者、悉平其國、是以西洲既謐、百姓無事、〇下略

〔先代舊事本紀國造十〕大隅國造

纏向日代朝〇景行御世、治平隼人同祖初小、仁德帝代者、伏布爲曰佐賜國造、

薩摩國造

纏向日代朝、伐薩摩隼人等鎭之、仁德朝代曰佐改爲直、

〔日本書紀八仲哀〕二年三月丁卯、天皇巡狩南國、〇中略至紀伊國而居于德勒津宮、是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則自德勒津發之、浮海而幸穴門、　八年九月己卯、詔群臣以議討熊襲、時有神、託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、〇中略是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣、復熊襲爲服、〇中略天皇猶不信、以强擊熊襲不得勝而還之、

〔日本書紀九神功〕九年〇仲哀三月壬申朔、皇后〇中略時得神語隨敎而祭、然後遣吉備臣祖鴨別、令擊熊襲國、未經浹辰而自服焉、

〔新撰姓氏錄左京神別〕額田部湯坐連

天津彥根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、〇下略

〔續日本紀二文武〕大寶二年八月丙申朔、〇朔原脫、據一本補、薩摩多褹、隔化逆命、於是發兵征討、遂校戸置吏焉、

〔續日本紀六元明〕和銅六年七月丙寅、詔曰、授以勳級、本據有功、若不優異、何以勸奬、今討隼人將軍幷士卒等、戰陣有功者一千二百八十餘人、並宜隨勞授勳焉、

〔續日本紀八元正〕養老四年二月壬子、太宰府奏言、隼人反殺大隅國守陽侯史麻呂、　三月丙辰、以中納言正四位下大伴宿禰旅人、爲征隼人持節大將軍、授刀助從五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位下巨勢朝臣眞人爲副將軍、　八月壬辰、勅、征隼人持節將軍大伴宿禰旅人、宜且入京、但副將軍已下者、隼人〇持字以下二十三字原脫、據一本補、未平、宜留而屯焉、

〔續日本紀九元正〕養老六年四月丙戌、征討〇中略大隅薩摩隼人等軍將已下、〇中略授勳位各有差、

內附朝貢

〔日本書紀清寧十五〕四年八月癸丑、是日蝦夷、隼人、並內附、

〔日本書紀欽明十九〕元年三月、蝦夷隼人、並率衆歸附、

〔日本書紀齊明二十六〕元年、是歲、蝦夷、隼人、率衆內屬、詣闕朝獻、

〔續日本紀元正九〕養老七年五月辛巳、大隅薩摩二國隼人等六百二十四人朝貢、

〔續日本紀聖武十〕天平元年六月庚辰、薩摩隼人等貢調物、　七月己酉、大隅隼人等貢調物、

〔續日本紀聖武十二〕天平七年七月己卯、大隅薩摩二國隼人二百九十六人、入朝貢調物、

〔續日本紀孝謙十七〕天平勝寶元年八月壬午、大隅薩摩兩國隼人等貢御調、幷奏土風歌儛、

〔類聚國史百九十隼人〕延曆十一年八月壬寅、制、頃年隼人之調、或輸或不輸、於政事甚涉不平、自今以後、宜令偏輸、

敍位賜祿

〔日本書紀天武二十九〕十一年七月甲午、隼人來貢方物、　戊午、饗隼人等於飛鳥寺西、發種種樂、仍賜祿、各有差、令道俗悉見之、

〔日本書紀持統三十〕元年七月辛未、賞賜隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人、各有差、

〔續日本紀元明五〕和銅三年正月丁卯、天皇御重閣門、賜宴文武百官幷隼人、奏諸方樂、隼人蝦夷等亦授位賜祿、各有差、　庚辰、日向隼人曾君細麻呂、敎喩荒俗、馴服聖化、詔授外從五位下、

〔續日本紀元正七〕養老元年四月甲午、天皇御西朝、大隅薩摩二國隼人等、奏風俗歌舞、授位賜祿、各有差、

〔續日本紀元正九〕養老七年五月甲申、賜饗於隼人、各奏其風俗歌舞、酋帥三十四人敍位賜祿、各有差、

六月庚子、隼人歸鄕、

〔續日本紀聖武十〕神龜五年四月辛巳、是時諸國郡司及隼人等、授外五位、並以位祿、便給當土也、

天平元年六月癸未、天皇御大極殿閤門、隼人等奏風俗歌舞、　甲申、隼人等授位賜祿、各有差、　辛亥、

大隅隼人姶孋郡少領外從七位下勳七等加志君和〇和原脫、據一本補多利、外從七位上佐須岐君夜麻等久

久賣、並授外從五位下、自餘敍位賜祿、亦各有差、

〔續日本紀(二十八稱德)〕神護景雲元年九月己未、隼人司隼人百十六人、不論有位無位、賜爵一級、其正六位上者、敍上正六位上、

〔續日本紀(三十稱德)〕神護景雲三年十一月庚寅、天皇臨軒、大隅薩摩隼人奏俗技、外從五位下薩摩公鷹白、加志公島麻呂並授外從五位上、正六位上甑島(○島原无、據一本補、)隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都、曾公足麻呂、大住直倭上、正六位上大住忌寸三行、並外從五位下、自餘隼人等賜物有差、

〔類聚國史(百九十隼人)〕延曆十二年二月己未、大隅國曾於郡大領外正六位上曾乃君牛養、授外從五位下、以率隼人入朝也、

〔日本書紀(三十持統)〕九年五月己未、饗隼人大隅、

〔北山抄(七都省雜事)〕請內印雜事

下諸國符充隼人司申女孺大角隼人ム丸歸鄉料事

〔日本書紀(三十持統)〕三年正月壬戌、筑紫大宰粟田眞人朝臣等獻隼人一百七十四人、(○下略)

〔續日本紀(七元正)〕靈龜二年五月辛卯太宰府言、(○中略)又薩摩大隅二國貢進隼人、(○年原脫、據一本補、)已經八歲、道路遙隔、去來不便、或父母老疾、或妻子單貧、請限六年相替、並許之、

〔類聚國史(百九十隼人)〕延曆二十年六月壬寅、停大宰府進隼人、

〔續日本紀(十三聖武)〕天平十二年十月壬戌、大將軍東人等(○等原脫、據一本補、)言、(○中略)廣嗣親自率隼人軍為前鋒、(○中略)廣嗣衆却到河(○板櫃河)西、常人等率軍士六千餘人、陳于河東、卽令隼人等呼云、隨逆人廣嗣、拒捍官軍者、非直滅其身、罪及妻子親族者、則廣嗣所率隼人并兵等、不敢發箭、(○中略)隼人三人直從河中泳來降服、則朝廷所遣隼人等扶救、遂得著岸、仍降服隼人二十人、廣嗣之衆十許騎、來歸官軍、獲虜器械、別又降服隼人贈唹君多理志佐申云、逆賊廣嗣謀云從三道往、(○下略)

〔續日本紀三十七桓武〕延曆二年正月乙巳、饗大隅薩摩隼人等於朝堂、其儀如常、天皇御閤門而臨觀、詔進階賜物、各有差、

名稱

土蜘蛛　國栖　併入

土蜘蛛ハ、一ニ國栖(クズ)ト云ヒ、又八掬脛(ヤツカハギ)トモ稱ス、上古各地ニ散在セシ種屬ノ名ニシテ、其人ト爲リ、體軀短小ニシテ手足頗ル長シ是レ蓋シ、土蜘蛛、八掬脛ノ名ノ由リテ起ル所以ナリト云フ、而シテ其性勇猛驚悍ニシテ膂力ニ富ミ、常ニ穴居シテ、屢良民ヲ侵害セシカバ、神武天皇以降、神功皇后ノ朝ニ至ルマデ、或ハ天皇親征シ給ヒ、或ハ皇子偏帥ヲ遣シテ之ヲ誅戮セシメ給ヒシ事、史ニ其跡ヲ絶ザリキ、

國栖ハ、クズト云フ、蓋シ亦土蜘蛛ノ類ニシテ、大和國栖、常陸國栖等ノ別アリ、大和國栖ハ大和國吉野河上ニ居リ、其性甚ダ淳朴ナリ、神武天皇ノ朝、既ニ王化ニ服セシカバ、天皇其始祖ニ、磐排別之子ノ名ヲ賜フ、應神天皇吉野ニ行幸ノ時、始テ醴酒ヲ獻ジ、歌曲ヲ奏ス、爾來常ニ朝貢ヲ闕カズ、且ツ大嘗祭、及ビ元日白馬等ノ諸節會ノ時、朝參シテ、御贄ヲ獻ジ、歌曲ヲ奏シシガ、一條天皇ノ頃ニ至リテハ、此事遂ニ廢替セリ、常陸國栖ハ、其性極テ狠戾ニシテ、常ニ盗掠ヲ事トシ、皇化ニ服セザリシカバ、朝廷屢兵ヲ發シテ征討シ、遂ニ之ヲ誅鋤セシメ給フ事ハ諸國土蜘蛛條ニ載セタリ、

〔倭訓栞前編十六都〕つちぐも　日本紀に土蜘蛛と見えたり、太古暴戾にして王化に從はず、巖居して、毒害を縱にするもの、稱なり、

〔釋日本紀九述義〕土蜘蛛

攝津國風土記曰、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇〈神武〉世、偽者土蛛、〈此人恒居穴中、故賤號曰土蛛、〉

〔常陸風土記 茨城郡〕古老曰、昔在國巢、〈俗語曰都知久母、又曰夜都賀波岐、〉

〔日本書紀 三神武〕己未年二月辛亥、命諸將練士卒、是時層富縣〈大和〉波哆丘岬有新城戸畔者、〈丘岬此云塢介佐棄、〉又和珥坂下有居勢祝者、〈坂下此云瑳伽梅苔、〉臍見長柄丘岬有猪祝者、此三處土蛛蛛、並恃其勇力、不肯來庭、天皇乃分遣偏師皆誅之、又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也、身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、因改號其邑曰葛城、

〔常陸風土記 茨城郡〕古老曰、昔在國巢、〈俗語曰都知久母、又曰夜都賀波岐、〉山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來、則入窟而竄之、其人去、更出郊以遊之、狼性梟情、鼠掠掠盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黑坂命、伺候出遊之時、以茨蕀塞施穴內、卽縱騎兵、急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡繫茨蕀、衝害刺傷、終疾死散、〈下略〉

〔常陸風土記 行方郡〕古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇〈崇神〉之世、爲平東夷之荒賊、遣建借間命、〈卽此那賀國造初祖〉引率軍士、行略凶猾、頓宿安婆之島、遙望海東之浦、時烟所見、爰疑有人、建借間命仰天誓曰、若有天人之烟者、來覆我上、若有荒賊之烟者、去靡海中、時烟射海而流之、爰自知有凶賊、卽命徒衆、褥食而渡、於是有國栖、名曰夜尺斯夜筑斯、二人自爲首帥、掘穴造堡、常所居住、覘伺官軍、伏衞拒抗、建借間命縱兵驅追、賊盡逋還、閉堡固禁、俄而建借間命大起權議、校閱敢死之士、伏隱山河、造備滅賊之器、嚴飾海渚、連船編桴、飛雲蓋、張虹旌、天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、杵島唱曲、七日七夜、遊樂歌舞、于時賊黨聞盛音樂、擧房男女、悉盡出來、傾濱歡咲、建借間命令騎士閉堡、自後襲擊、盡囚種屬、一時焚滅、〈中略〉從是〈當麻鄕〉以南藝都里、古有國栖、曰寸津毗古、寸津毗賣二人、其寸津毗古、當天皇〈倭武〉之幸、違命背化、甚无肅敬、爰抽御劔、登時斬滅、於是寸津毗賣、懼悚心愁、表擧白幡、迎道奉拜、天皇矜降恩旨、放免其房、更廻乘輿、幸小拔野之頓宮、寸津毗賣、引率姉妹、信竭心力、不避風雨、朝夕供奉、天皇欵其慇懃惠慈、

〔常陸風土記久慈郡〕自此○太田郷以北薩都里、古有國栖、名曰土雲、爰兎上命發兵誅滅、○下略

〔釋日本紀十述義〕以七掬脛爲膳夫

越後國風土記曰、美麻紀天皇○崇神御世、越國有人、名八掬脛、其脛長八掬、多力太強、是出雲之後也、其屬類多、

○按ズルニ、常陸國風土記ニ、古老曰昔在國巣、俗語曰、都知久母、又曰夜都賀波岐、トアルニ據レバ、出雲ハ土雲ノ誤ナルベシ、

〔日本書紀神功九〕九年○仲哀三月丙申、轉至山門縣、○山原作小、據一本改、○筑後則誅土蜘蛛田油津媛、時田油津媛兄夏羽興軍而迎來、然聞其妹被誅而逃之、

〔日本書紀景行七〕十二年八月己酉、幸筑紫、十月、到速見邑、○豐後有女人、曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之、諮言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣禰疑野、有三土蜘蛛、一曰打猨、二曰八田、三曰國摩侶、是五人並其爲人強力亦衆類多之、皆曰、不從皇命、若強喚者興兵距焉、天皇惡之、不得進行、卽留于來田見邑、權興宮室居之、仍與群臣議之曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、○中略復將討打猨、徑度禰疑山、時賊虜之矢橫自山射之、流於官軍前、如雨、天皇更返城原、而卜於水上、便勒兵先擊八田於禰疑野、而破、爰打猨謂不可勝而請服、然不聽矣、皆自投澗谷、而死之、

〔豐後風土記直入郡〕禰疑野在柏原鄕之南、

昔者纏向日代宮御宇天皇○景行行幸之時、此野有土蜘蛛、名曰打猨、八田、國摩侶等三人、天皇親欲伐此賊、在茲野、勅歷勞兵衆、因謂禰疑野、是也、

〔豐後風土記日田郡〕石井鄕在鄕南

昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築以土、因斯名曰無石堡、○中略

五馬山（在郡南）
昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛、因曰五馬山、
同天皇、爲征伐土蜘蛛之時、起行宮於此野、是以名曰宮處野、
宮處野（在朽網郷所之野）
〔豐後風土記大野郡〕海石榴市　血田（並在郡南）
昔者纏向日代宮御宇天皇、（○景行）在球覃行宮、仍欲誅鼠石窟土蜘蛛、而詔群臣伐採海石榴樹、作椎爲兵、卽簡猛卒授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而悉誅殺、（○中略）
網磯野（在郡西南）
同天皇（○景行）行幸之時、此間有土蜘蛛、名曰小竹鹿奥、（謂志努汙意拘）小竹鹿臣、此土蜘蛛二人、擬爲御膳、作田獵、其獵人聲甚讙、天皇勅曰、大囂、（謂阿那美須）（○下略）
〔日本書紀景行七〕十八年六月癸亥、自高來縣（○肥前）渡玉杵名邑、時殺其處之土蜘蛛津頰焉、
〔肥前風土記佐嘉郡〕一云、郡西有川、名曰佐嘉川、年魚有之、其源出郡北山、南流入海、山川上有荒神、往來之人、半生半殺、於玆縣主等祖大荒田占問、于時有土蜘蛛大山田女、狹山田女、二女子云、取下田村之土、作人形馬形、祭祀此神、必在應和、大荒田卽隨其辭祭此神、神歆此祭、遂應和之、於玆大荒田云、此婦如是實賢女、故以賢女、欲爲國名、因曰賢女郡、今謂佐嘉郡訛也、
〔肥前風土記小城郡〕昔者此村有土蜘蛛、造堡隱之、不從皇命、日本武尊巡幸之日、皆悉誅之、因號小城郡、
〔肥前風土記松浦郡〕賀周里（在郡西北）
昔者此里有土蜘蛛、名曰海松橿媛、纏向日代宮御宇天皇、（○景行）巡國之時、遣陪從大屋田子、（日下部君等祖也）誅滅時、霞四含不見物色、因曰霞里、今謂賀周里訛之也、（○中略）

大家島在郡西

昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時、此村有土蜘蛛、名曰大身、拒皇命不肯降伏、天皇勅命誅滅、○中略

値鹿島在郡西南之海中、有烽家三所、

昔者同天皇巡幸之時、在志式島之行宮、御覽西海、海中有島、煙氣多覆、勅遣陪從阿曇連百足、令察之、島有八十餘、就中二島、島別有人、第一島名小近、土蜘蛛大耳居之、第二島名大近、土蜘蛛垂耳居、自餘之島、並人不在、於茲百足獲大耳等奏聞、天皇勅且令誅殺、時大耳等叩頭陳聞曰、大耳等之罪、實當極刑、雖被戮殺、不足塞罪、若降恩情、得再生者、奉造御贄、恒貢御膳、卽取木皮、作長蚫、鞭蚫、短蚫、陰蚫、羽割蚫等之樣、獻於御所、於茲天皇垂恩赦放、更勅云、此島雖遠猶見如近、可謂近島、因曰値嘉島、○中略此島白水郎、容貌似隼人、恒好騎射、其言語異俗人也、

〔肥前風土記杵島郡〕孃子山在郡東北、

同天皇行○景行幸之時、土蜘蛛八十女、又有此山頂、常捍皇命、不肯降服、於茲遣兵掩滅、因曰孃子山、

〔肥前風土記藤津郡〕能美鄉在郡東、

昔者纏向日代宮御宇天皇行○景行幸之時、此里有土蜘蛛三人、兄名大白、次名中白、弟名小白、此人等造堡隱居、拒皇命、不肯降服、爾時遣陪從紀直等祖穉日子、令以誅滅、於茲大白等三人、但叩頭陳己罪過、共乞更入奉主人、因曰能美鄉、

〔肥前風土記彼杵郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇行○景誅滅球磨噌唹之時、天皇在豐前國宇佐海濱行宮、勅陪從神代直、遣此郡速來村、捕土蜘蛛、○中略

浮穴鄉在郡北、

同天皇在宇佐濱行宮、詔神代直曰、朕歷巡諸國、旣至平治、未被朕治、有異徒乎、神代直奏云、波煙之起村、未猶被治、卽勅直遣此村、有土蜘蛛、名曰浮穴沫媛、捍皇命甚無禮、卽誅之、曰浮穴鄉、

周賀郷（在郡西南）

昔者氣長足姫尊（○神功）欲征伐新羅行幸之時、御船繫此郷東北之海、艫舳之梲戰化而爲礒、高二十餘丈、周十餘丈、相去十餘町、突出嵯峨、草木不生、加以陪從之船、遭風漂波、於茲有土蜘蛛、名鬱比袁麻呂、救濟其船、因名曰救郷、今謂周賀郷訛之也、

〔釋日本紀十述義〕火國造

公望私記曰、案肥後國風土記云、肥後國者本與肥前國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峯有土蜘蛛、名曰打猴頸猴二人、率徒衆百八十餘人、蔭於峯頂、常逆皇命、不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組、遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來皆悉誅夷、

〔釋日本紀八述義〕槵日二上天浮橋

日向國風土記曰、臼杵郡内知鋪郷、天津彥父瓊瓊杵尊、天降於日向之高千穗二上峯時、天暗冥晝夜不別、人物失道（○失道原作共通、今改）物也難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言、皇孫尊以御手拔稻千穗爲籾、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等所奏、搓千穗稻爲籾投散、即天開晴日月照光、因曰高千穗二上峯、後人改號智鋪、

○

〔古事記中神武〕答曰、僕者國神名謂石押分之子、（中略）此者吉野國巣之祖、

〔古事記傳十八〕吉野國巣昔より久受と呼來れども、此記の例、若久受ならむには、國字は書くまじきを、此（○神武）にも輕島宮（○應神）段にも、又他の古書にも、皆國字を作るを思ふに、上代には久爾須といひけむを、やゝ後に音便にて久受とはなれるなるべし、（○中略）されど正しく久爾須といへること物に見えねば、姑舊のまゝに、今も久受と訓り、さて今も吉野川に添て、南國栖村といふありて、其あたり七村を、總て國栖莊といふなり、万葉十（十六丁）に、國栖等之、春菜將採、司馬乃野

之云々とよめり、

〔古事記中應神〕吉野之國主等、瞻大雀命之所佩御刀歌曰、〇下略

〔古事記傳三十三〕國主は白檮原宮〇神武段には、國巣と書り、書紀には國樔と書れ、後の書どもには、皆國栖と書り、然るに此に主字を書るは、めづらしく異ざまなり、

〔日本書紀三神武〕戊午年八月、天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、〇中略有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、排別此云飫時和句、此則吉野國樔部始祖也、

〔新撰姓氏錄大和國神別〕國栖

出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、卽入穴、須臾又出遊、竊窺之喚問、答曰石穗押別神子也、爾時詔賜國栖名、然後孝德天皇御世、始賜名人、國栖意世古、次號世古二人、允恭天皇御世、乙未年中、七節進御贄、仕奉神態、至今不絕、

〔古事記傳三十三〕さて孝德の德字は誤ならむか、允恭天皇より先にあればなり、

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮、時國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇、而歌之曰、伽辭能輔珥、豫區周塢菟縣利、豫區周珥、伽綿蘆淤朋瀰枳、宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、麻呂俄智、歌之既訖、則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日、歌訖卽擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、夫國樔者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦蟆爲上味、名曰毛瀰、其土自京東南之、隔山而居于吉野河上、峯嶮谷深、道路狹巘、故雖不遠於京、本希朝來、自此之後、屢參赴以獻土毛、其土毛者、栗菌及年魚之類焉、

〔類聚符宣抄七〕民部封戸所

勘大和國國栖丁十五烟事

右撿去天曆三年文薄、所注如件、但至于戸田者、引勘年々圖帳、無所見、仍勘申、

寬仁二年十一月十日　少錄尾張如親

少丞菅原明任

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中
宮內官人率吉野國栖十二人、楢笛工十二人、〈並著青摺布衫〉入自朝堂院南左掖門就位奏古風、〈〇中略〉其群官初入、隼人發聲立定乃止、訖國栖奏古風五成、〈〇下略〉

〇按ズルニ、吉野國栖ノ神事節會等ノ時、歌笛ヲ奏シ、又御贄ヲ獻ズル事ハ、神祇部大嘗祭篇、新嘗祭篇、歲時部元日節會篇、白馬節會篇、踏歌節會篇等ニ載セ、又國栖歌ノ事ハ、樂舞部風俗歌篇ニ載セタリ、參看スベシ、

〔延喜式三十一宮內〕大齋〈〇中略〉國栖十二人、笛工五人、〈〇中略〉
凡諸節賜群官饗者、正月一日、十六日、九月九日等三節、〈〇中略〉國栖笛工、〈九月九日除大歌立歌人、加文人、〉正月七日、十七日、五月五日、七月廿五日、十一月新嘗會等五節、〈〇中略〉國栖笛工〈〇中略〉其食法見大膳大炊等式、
凡諸節會、吉野國栖獻御贄奏歌笛、每節以十七人為定、〈國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國綴喜郡、〉其十一月新嘗會各給祿、〈有位、調布二端、無位、庸布二段、〉

〔日本紀略五冷泉〕安和元年正月一日乙酉、止宴會、依諒闇也、〈〇中略〉吉野國栖所進菓子付內膳司、

〔日本紀略八花山〕寬和元年正月十六日辛酉、女踏歌、天皇出御南殿、國栖不參、

〔小右記〕寬弘八年正月一日乙亥、節會作法如恒、〈〇中略〉無國栖奏、依不參上也、近年如之、是大和守賴親時被調已不參上、

〔古事記傳三十三〕このほど〈〇寬弘八年〉より國栖人の參入て仕奉る事は絕たるなり、〈此後江次第、其外の書どもにも、節會に、國栖於承明門外奏歌笛と記したるは、眞の國栖人に非ず、たゞ其まねびのみなり、公事根源、元日節會條に、今の國栖の奏とて、歌をうたひ、笛を吹ならすは、吉野より年始に參りたると云こゝろなり、近代年中行事細記、元日節會條云、次國栖奏云々、私云、謂國栖者、樂人一人候、南階砌下、奏歌笛義也、笛雙調音取、また白馬節會條云、次國栖奏、音取平調、また踏歌節會條云國

栖奏、音取壹越調と云り、樂人笛の音取を吹て、其まれびなするなり、

〔延喜式二十二民部〕凡吉野國栖、永勿課役、

〔類聚符宣抄七〕太政官符山城國司

應免除國栖笛工山城是行同眞生等徭役并戸田正稅事

綴喜郡島鄉戸主山城田村戸口戸田二町百十步

右得宮內省去六月廿日解偁、國栖別當國栖茂則解狀偁、笛工山城是行等解狀偁、謹尋事情、笛工是秦依式奉仕者也、因茲古昔氏人等、預仕件職之中、更不進徭役、又無付徵各戸田正稅、爰貴朝　厚、不懈怠職掌、而年來國郡司差負徭役、并付徵正稅、然則勤公之勞、舊迹已絕、可備職掌、重撿傍例、故國栖別當國栖忠定、以天慶七年、申下官符、被免除戸十五烟正稅、今是行等勤仕職掌、多年已積、時節供奉、不似傍倫、望請被言上於省、因准忠定之例、被免戸田正稅、兼除徭役者、今錄事狀、謹請省裁者、省依解狀、撿案內、是行等供奉無怠、勤苦年久、望請官裁、被下符於在國、免除件徭役正稅、令勤職掌者、中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣元方宣、宜仰國宰令免除件等責者、國宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨橘朝臣　　右少史口井直

天曆二年八月廿日

太政官符大和國司

應早免除國栖戸十五烟內田九町正稅事

右得宮內省去年十二月三日解偁、國栖別當茂則解狀偁、茂則等奉數代朝、于今五十八箇年、每年七節御贄供奉無闕、爰蒙朝恩、不知雜役、而年來當郡司、付負各戸田正稅、勘責尤甚、因之注事由、愁申省底、省言上於官、爰天慶七年可免除國栖戸十五烟正稅之由、官符下彼國了、而彼時守高階眞人師尙、免十三町三段正稅、不免遺田九町餘步正稅、於是茂則等注事由經愁之日、稱可裁免之由、送日之間、

秩滿去任、厥後新司守藤原忠幹、臨境之時、重以愁申、而稱非當任事、于今未裁免、然則國栖等恐國務繁多、各可逃散、望請省裁、早被言上、任先官符、被免遺田九町餘步正稅者、省撿案內、背官符不容免、是宰吏之所違失也、望請官裁、重被下符於彼國、免除件正稅者、中納言從三位兼行陸奧出羽按察使藤原朝臣在衡宣、宜仰彼國任先官符、免除件田九町正稅、令勤供御者、國宜承知依宣行之、符到奉行、

左少辨橘朝臣　　右少史御立宿禰

天曆三年正月廿七日

古事類苑

人部三十一

俘囚 夷俘附

俘囚ハ、本ト是レ王民ニシテ、夷賊ノ爲ニ抄略セラレテ、遂ニ賤隷ト成リタル者ヲ謂フナリ、其性狠戾ニシテ、數〻邊境ニ冦シタリシカバ、朝廷頻リニ之ヲ懷柔シテ、以テ復ビ王化ニ浴セシメ、又諸國ニ移配シテ以テ、其俗ヲ變ジ、華ニ移サシメントセリ、聖武天皇天平八年、陸奥出羽兩國ノ俘囚ニ、始テ位ヲ賜フ、爾來其勳功ヲ賞シ、節義ヲ嘉シテ、位階勳等ヲ授ケ、或ハ俘囚ノ賤號ヲ除キテ姓ヲ賜ヒシ者尠カラズ、俘囚モ亦能ク其敎喩ニ順ヒ、王化ニ歸シテ、新ニ公戶ニ編入セラレンコトヲ請フ者アリキ、然レドモ仍ホ其野心ヲ悛メズシテ、屢〻反亂ヲ爲シシ者モ亦尠シトセズ、後冷泉天皇ノ時、阿倍賴時及ビ其子貞任ノ反セシガ如キハ、其最タルモノニシテ、朝廷源賴義ヲシテ之ヲ誅伐セシメラレタリ、

名稱

〔類聚名義抄 一人〕俘囚 フシユ

〔類聚名義抄 一人〕俘 音孚 トリコ

反亂

〔類聚國史 百九十 風俗〕弘仁五年五月甲子、免除出雲國意宇出雲神門三郡未納稻十六万束、緣有俘囚亂也、

〔續日本後紀 十八 仁明〕承和十五年二月庚子、上總國馳傳奏、俘囚丸子廻毛等叛逆之狀、登時勅符二通發遣、一通賜上總國、一通賜相模上總下總等五國、相共討伐、　壬寅、上總國馳傳奏、斬獲反俘囚五十七

人、

〔文德實錄七〕齊衡二年正月丙申、陸奥國奏曰、奥地俘囚等、彼此接刃、殺傷同種、事須警備以防非常、仍且差發援兵二千人、許之、

〔日本紀略二朱雀〕天慶二年五月六日丁未、出羽國馳驛言上俘囚反亂之狀、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕天喜五年八月十日、前陸奥守源頼義襲討俘囚安倍頼時之□、給官符東山東海兩道諸國、可運充兵粮之事、公卿定申、又下遣官使太政官史生紀成任、左辨官史生惟宗資行等、　九月二日、鎭守府將軍源頼義與俘囚阿倍頼時合戰之間、頼時流矢所中還鳥海柵死了、但餘黨未服、仍重進國解、請賜官符、徵發諸國兵士、兼納兵粮、悉誅餘黨、　十一月、將軍頼義率兵千三百餘人、欲討貞任等、爰貞任等引率精兵四千餘人拒戰、于時風雪甚励、道路艱難、官軍无食、人馬共疲、賊徒馳新羈之馬、敵疲足之軍、官軍大敗、死者數百人、將軍長男義家、驍勇絶倫、騎射如神、以大鏃箭頻射賊師、矢不空發、所中必斃、夷人靡走、敢无當者、將軍從兵或以散走、或以死傷、所殘纔有六騎、賊衆二百餘騎、張左右翼圍攻、飛矢如雨、爰義家頻射殺魁帥、賊類謂神、漸引退矣、　十二月、鎭守府將軍頼義言上、諸國兵粮兵士、雖有徵發之名、无到來之實、當國人民悉赴他國、不從兵役、先移送出羽國之處、守源兼長、敢无糺越之心、非蒙裁許者何遂討擊已上　廿五日、陸奥守藤原良經、遷任兵部大輔、源頼義更補陸奥守、有重任宣旨、又止源兼長任、以源政頼爲出羽守、相共令擊貞任等、其後諸國軍兵兵粮、頻雖賜官符、不到彼國、政頼亦乍蒙不次恩賞、全無征伐之心、然間貞任等恣劫略人民、

〔百練抄四後冷泉〕康平五年十一月三日、前陸奥守頼義、言上梟俘囚貞任等之由、去九月十七日、於厨河楯斬首云々、朝家聞食此由有叡感、　六年二月十六日、源頼義斬俘囚安倍貞任、同重任、藤經清等首、傳京都、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕康平五年奥州合戰記云、諸國軍兵等頻雖賜官符、不越來當國、仍將軍源朝臣頼義

饜以甘言、相語出羽山北俘囚主清原眞人光頼、舍弟武則等、令與力官軍、常贈以奇珍、光頼武則等、漸以許諾、康平五年七月、武則率子弟發万餘人兵、越來當國、到栗原郡營崗、於是將軍大喜、率三千餘人軍、七月廿六日發向、八月九日、到彼營岡、迭陳心懐、拭涙悲喜、十六日、定七陣押領使、武則赴松山道、次磐井郡中山大風澤、翌日、到同郡萩馬場、彼此合戰、射斃賊徒六十餘人、被疵逃者不知其數、賊衆捨城逃走、則放火燒其柵了、官軍死者十三人、被疵者百五十人也、其後遭霖雨、徒送數日、粮食已盡、軍中飢乏、各遣兵士、令苅稻等、給軍粮間、漸經十八箇日、殘留營中者僅六千五百餘人也、爰貞任等、傳聞官軍爲求兵粮四方散亂、九月五日、引率精兵八千餘人、動地襲來、玄甲如雲、白刃耀日、兩陣相對、交鋒大戰、貞任等敗北到磐井河、或墜高岸、或溺深淵、於河邊射殺賊衆百餘人、奪取馬三百餘疋也、武則等以精兵八百餘人、暗夜尋追貞任等、遂棄高梨宿幷石坂柵、逃入衣河關卅餘町程、斃亡人馬宛如亂麻、六日攻入衣河、燒重々柵了、殺傷者七十餘人、十一日襲鳥海柵、宗任等棄城逃走、保厨川柵、射殺賊徒卅二人、被疵逃者不知其員、十五日酉剋到著厨川柵、十六日卯時攻戰、終日通夜積弩亂發、矢石如雨、官軍死者數百人、十七日將軍令士卒曰、各入村落、壞運屋舍、塡之城邊、又毎人苅萱草、積之河岸、壞運苅積、須臾如山、將軍下馬遙拜皇城、誓曰、昔漢德未衰、飛泉忽應校尉之節、今天威猶新、大風可助老臣之忠、伏乞八幡三所吹火燒亡彼柵、則自把火稱神火投之、是時有鳩翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起、煙焰如飛、樓櫓屋舍、一時起火、城中男女數千人、同音悲泣、或　身於碧潭、或倒首於白刃、官軍以鉾刺貞任、載於大楯、六人舁之、將到將軍之前、其長六尺有餘、腰圍七尺四寸、貞任經淸重任等一々斬生首、又經數日宗任等九人歸降、○中略十二月十七日國解言、斬獲賊安倍貞任等十人、歸降者安倍宗任等十一人、此外貞任家族无有遺類、已上　六年二月十六日、鎭守府將軍前陸奥守源頼義梟俘囚安倍貞任、散位藤井經淸等三人首傳京師、撿非違使等向東河受取、懸其首於西獄門、見物之輩貴賤如雲、○下略

〔中右記〕寛治元年十二月廿六日甲辰、今日進陸奥國解也、守義家朝臣追討俘囚了、

歸降

〔百練抄五堀河〕寛治元年十二月十〈〇十一本作廿〉六日、陸奥守義家、言上斬賊徒武衡之由、

〇按ズルニ、武衡ハ清原武則ノ子ニテ俘囚ナリ、上ニ引ク中右記及ビ扶桑略記二十九ニ、出羽山北俘囚主清原武則ト見エタルナド以テ徴トスベシ、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年十一月甲寅、出羽國雄勝城下俘囚四百餘人款塞〈〇款塞、原作疑塞、據一本改〉乞內屬、許之、

〔類聚國史百九十風俗〕弘仁八年七月壬辰、陸奥國言、俘吉彌侯部等波醜等歸降者、勅、此虜逋誅已久、遊魂偷生、今守小野朝臣岑守等、優彼野心、令服聲教、懷携之權、誠以嘉尙、

〔朝野群載十一廷尉〕太政官符　伊豫國司

應安置便所、歸降俘囚安倍宗任、同正任、同眞任、同家任、沙彌良増等五人、從類參拾貳人事、

宗任從類大男七人

正任從類廿人〈大男八人　小男六人　女六人〉

眞任從類大男一人

家任從類三人〈大男一人　小男一人〉

良增從類一人

部領使正六位上行鎭守府權軍監藤原朝臣則經從類三人

右得正四位下行伊豫守源朝臣賴義、去月廿二日解狀偁、謹撿案內、歸降之者、先日注交名、早經言上訖、則被下給官符偁、件人等可隨後仰者、於陸奥國雖待裁下、旣無左右、仍抽爲宗故俘囚首安倍賴時男五人、隨身所參上也、抑宗任破衣河關之日、去鳥海之楯、籠兄貞任嫗戸之楯、相共合戰、然而貞任等被誅戮間、被疵逃脫、其後棄拋兵仗、合掌請降、卽跪陣前、口悔前惡、正任被落衣河關、逃小松楯之剋、相具伯父僧良昭、逃走出羽國、守源朝臣齊賴、聞此由、圍在所之間、逃入狄地、去年五月稱奉命於公家、所

出來也、眞任合戰之間、依有身病、不與今度之軍云云、然而被落所々楯之由、依無所遁身、請降出來、沙彌良增俗名則任、從最初戰之庭被追散之後、爲助身命忽出家、卽以母爲先、合掌出來、家任籠嫗戶之楯、爲兄共合戰、而貞任、重任、經清被誅殺之際、交步兵之中逃脫、經一兩日之後、束手露身、出來軍中者、正二位行權中納言兼宮內卿源朝臣經長宣、奉勅、件宗任等、忽悔舊惡、已爲降虜、推其情趣、何不矜憐、宜仰彼同黨類、相共移住便所、永爲皇民、支給衣粮者、國宜承知、依宣行之、路次之國、宜給食馬、符到奉行、

左中辨藤原朝臣泰憲　　左大史小槻宿禰孝信

康平七年三月廿九日

移配

〔續日本紀聖武九〕神龜二年閏正月己丑、俘囚百四十四人配于伊豫國、五百七十八人配于筑紫、十五人配于和泉監焉、

〔續日本紀光仁三十四〕寶龜七年九月丁卯、陸奧國俘囚三百九十五人分配太宰管內諸國、十一月癸未、出羽國俘囚三百五十八人配太宰管內及讃岐國、其七十八人班賜諸司及參議已上爲賤、○賤原作賊、據一本改、

〔類聚國史風俗百九十〕延曆十四年五月丙子、配俘囚大伴部阿氐良等妻子親族六十六人於日向國、以殺俘囚外從五位下吉彌侯部眞麻呂父子二人、

〔日本後紀桓武八〕延曆十八年十二月乙酉、陸奧國言、俘囚吉彌侯部黑田妻吉彌侯部田苅女、吉彌侯部都保呂、妻吉彌侯部留志女等、未改野心、往還賊地、因禁身進送、配土左國、

〔日本後紀桓武十三〕延曆廿四年十月戊午、播磨國俘囚吉彌侯部兼麻呂、吉彌侯部色雄等十人、配流於多褹島、以不改野心、屢違朝憲也、

〔類聚國史風俗百九十〕弘仁十一年六月辛巳、因幡國俘囚吉彌侯部欠奈閉等六人、移土左國、以盜百姓牛

馬也、

〔類聚國史 八十七刑法〕弘仁十四年五月戊午、甲斐國賊首吉彌侯部井出麻呂等、大少男女十三人、悉配流伊豆國、

〔類聚國史 百九十風俗〕天長九年十二月戊寅、伊豫國俘囚吉彌侯部於等利等、男女五人、移配阿波國、優情願也、

〔倭名類聚抄 七國郡〕上野國　碓氷郡 ○中略 俘囚　多胡郡 ○中略 俘囚　綠野郡 ○中略 俘囚

〔倭名類聚抄 八國郡〕周防國　吉敷郡 ○中略 俘囚

〔百練抄 四後冷泉〕康平七年三月廿九日、伊豫守賴義自奥州相具所上洛之降虜宗任等、有議不令入京、分遣國々、宗任家任遣伊豫、良照遣太宰府、治曆三、宗任等移遣太宰府、依有欲逃歸本國之聞也、

編戶

〔續日本紀 三十稱德〕神護景雲三年十一月己丑、陸奥國牡鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言、傳聞押人等、本是紀伊國名草郡片 ○片一本作平 岡里人也、昔者先祖大伴部直征夷之時、到於小田郡島田村而居焉、其後子孫爲夷被 ○被原作彼、據一本改 虜、歷代爲俘、幸賴聖朝撫運神武威邊、拔彼虜庭、久爲化民、望請除俘囚名、爲調庸民、許之、

寶龜元年四月癸巳朔、陸奥國黑川、賀美等一十郡俘囚三千九百廿人言曰、己等父祖、本是王民、而爲夷所略、遂成賤隸、今既殺敵歸降、子孫蕃息、伏願除俘囚之名、輸調庸之貢、許之、

〔類聚國史 百九十風俗〕弘仁十三年九月癸丑、常陸國言、俘囚吉彌侯部小槻麻呂云、己等自歸朝化、經廿箇年、漸染皇風、兼得話言、伏望爲編戶民、永從課役者、勅、夫仰化之情、信有可愍、宜聽附公戶、莫科課役、

天長元年十月戊子、常陸國俘囚公子部八代麻呂等廿一人、願從課役、許之、　八年二月戊寅、甲斐國俘囚吉彌侯部三氣麻呂、同姓草手子二烟、附貫駿河國、便魚鹽也、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕吉彌侯部

上毛野朝臣同祖、豐城入彥命六世孫、奈良君之後也、

計帳

〔日本後紀 二十 嵯峨〕弘仁二年三月乙巳、始令諸國進俘囚計帳、

賜姓

〔類聚國史 百九十 風俗〕延暦廿二年四月乙巳、攝津國俘囚勳六等吉彌侯部子成等男女八人、陸奥國勳六等吉彌侯部押人等男女八人、賜姓雄谷、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年二月己卯、俘囚勳五等吉彌侯宇如奴、勳五等吉彌侯志波宇志、勳五等吉彌侯億可大等、賜姓物部斯波連、

敍位

〔續日本紀 十二 聖武〕天平八年四月戊寅、賜陸奥出羽二國有功郡司及俘囚二十七人爵、各有差、

〔續日本紀 十八 孝謙〕天平勝寶四年六月壬辰、外正六位下君子部和氣、遠田君小捄、遠田君金夜、並授外從五位下、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜四年正月庚辰、陸奥出羽蝦夷俘囚歸郷、叙位賜祿有差、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜五年正月丙辰、饗出羽俘囚於朝堂、叙位賜祿有差、

〔類聚國史 百九十 風俗〕延暦十一年十月癸未朔、陸奥國俘囚吉彌侯部眞麻呂、大伴部宿奈麻呂、叙外從五位下、懷外虜也、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年四月丁卯、俘吉彌侯部小金、授外從五位下、褒勇敢也、

〔類聚國史 百九十 風俗〕弘仁五年正月丁卯、外從六位下牡鹿連息繼、俘勳六等吉彌侯部奈伎宇、吉彌侯部麻須、吉彌侯部氐僅奈、授外從五位下、　七年三月丙戌、授勳六等吉彌侯部、呰子外從五位下、天長五年閏三月乙未、豐前國俘囚吉彌侯部衣良由、輸酒食三百六十人、豐後國俘囚吉彌侯部良佐閉、輸稻九百六十四束、賓百姓三百廿七人、衣良由叙少初位下、良佐閉叙從六位上、　七月丙申、肥前國人白丁吉彌侯部奥家叙少初位上、奥家既染皇風、能順敎令、志同平民、勤赴公役、修造官舍及池溝道橋等、未有懈倦、加以國司入部之日、送迎有禮、進退無過、野心既忘、善行可嘉、　六年六月丙子、俘囚

勳十一等吉彌侯部長子、與父母共歸皇化、移配尾張國、野心不聞、孝行已著、特叙三階、俾勸倫輩、 七月丙申、越中國俘囚勳八等吉彌侯部江岐麻呂、叙從八位上、江岐麻呂□染皇化、志同良民、教喩等倫、興行禮義、仍叙文位、俾申勸勵、 八年十一月己亥、安藝國俘囚長吉彌侯部佐津古、叙外從八位下、俘囚吉彌侯部軍麻呂、叙外少初位下、以已狎華風、敎喩有方也、

承和二年六月辛丑、俘囚第二等宇漢米公何毛伊、從八位下爾散南公志禮初、並授外從五位下、賞其不從逆類也、 三年三月甲子、陸奧俘囚外從八位上勳五等吉彌侯部於加保、勳九等俘部子羊等、並授外從五位下、以勳功足勸也、 五年正月乙酉、授勳五等吉彌侯部東人麻呂同姓玉岐、並外從五位下、以不從逆類、久効功勳也、

〔續日本後紀 十七 仁明〕承和十四年四月癸卯、近江國蒲生郡俘囚外從七位下爾散南公延多孝、外從八位下宇漢米、○米元作未、據類聚國史改、公阿多奈麻呂、並授外從五位下、以勳功之苗裔也、

〔文德實錄 四 仁壽〕二年閏八月辛巳、授勳五等吉彌侯部呰外從五位下、

〔三代實錄 三 清和〕貞觀元年八月廿五日戊申、出雲國俘囚正六位上吉彌侯黃海、叙從五位下、

〔三代實錄 十 清和〕貞觀七年五月十六日丙申、授陸奧國俘囚外從八位下伴部建麻呂、外從五位下、勳五等、

〔三代實錄 三十五 陽成〕元慶三年正月十三日癸卯、授出羽國俘囚外正六位下深江三門外從五位下外正八位下大辟法□玉、○□玉原脫、據一本改、作正月丸、並外從五位下、賞軍功也、

〔三代實錄 三十八 陽成〕元慶四年十一月三日癸丑、授近江國俘囚外正六位下遠膽澤公○膽澤原作瞻澤、據一本改、秋雄外從五位下、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應禁斷國司叙位俘囚事

俘囚料稻

右左大臣宣、奉勅、陸奥出羽等國俘囚、承前之例、國司敍位、觸類多數、非無濫行、宜自今以後一切禁斷、若有功績必可優奬、先具狀經言上、待其報符敍之、

延喜五年六月廿八日

〔延喜式二十六主税〕諸國出擧正税公廨雜稻〇中略伊勢國〇中略俘囚料一千束、〇中略駿河國〇中略俘囚料二百束、〇中略甲斐國〇中略俘囚料五万束、〇中略相模國〇中略俘囚料二万八千六百束、〇中略武藏國〇中略俘囚料三万束、〇中略上總國〇中略俘囚料二万五千束、下總國〇中略俘囚料二万束、常陸國〇中略俘囚料十万束、近江國〇中略俘囚料十万五千束、美濃國〇中略俘囚料四萬一千束、〇中略信濃國〇中略俘囚料三千束、上野國〇中略俘囚料一万束、〇中略下野國〇中略俘囚料十万束、〇中略越前國〇中略俘囚料一万束、加賀國〇中略俘囚料五千束、〇中略越中國〇中略俘囚料一万三千四百卅三束、越後國〇中略俘囚料九千束、佐渡國〇中略俘囚俘二千束、〇中略因幡國〇中略俘囚料六千束、伯耆國〇中略俘囚料一万三千束、出雲國〇中略俘囚料一万三千束、〇中略播磨國〇中略俘囚料七万五千束、美作國〇中略俘囚料一万束、〇中略備前國〇中略俘囚料四千三百卅束、〇中略備中國〇中略俘囚料三千束、〇中略讃岐國〇中略俘囚料一万束、伊豫國〇中略俘囚料二万束、土佐國〇中略俘囚料三万二千六百八十八束、筑前國〇中略俘囚料五万七千三百七十束、筑後國〇中略俘囚料四万四千八十二束、肥前國〇中略俘囚料一万三千九十束、肥後國〇中略俘囚料十七万三千四百卅五束、豐後國〇中略俘囚料三万九千三百七十束、〇中略日向國〇中略俘囚料一千一百一束、〇中略

凡俘囚料稻、置三年儲之外、混合正税、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年七月丁卯、減省日向國俘囚祿料稻十万七千六百束、以俘囚死盡、存者員少也、

免調庸

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符
應免俘囚調庸事
右得太宰府解偁、所管諸國解偁、件俘囚等、恒存舊俗、未改野心、狩漁爲業、不知養蠶、加以居住不定、浮遊雲〇雲上恐脫如字至、徵調庸、逃散山野、未進之累、此進之由、望請免徵正身、至于蕃息、始徵課役、然則俘囚漸習花俗、國司永絕後煩者、府加覆撿、所陳有理、謹請官裁者、大納言從三位神王宣、奉勅依請者、諸國准此、
延曆十七年四月十六日

給祿

〔延喜式十一太政官〕凡正月七日、十一月新嘗二節、預給祿俘囚交名別紙而奏、雖帶五位猶同此例、

賑給

〔類聚國史百九十風俗〕延曆十九年三月己亥朔、出雲國介從五位下石川朝臣清主言、俘囚等冬衣服、依例須絹布混給、而清主改承前例、皆以絹賜、又每人給乘田一町、卽使富民佃之、新到俘囚六十餘人、寒節遠來、事須優賞、因各給絹一疋綿一屯、隔五六日、給饗賜祿、每至朔日、常加存問、又召發百姓、令耕其園圃者、勅撫慰俘囚、先旣立例、而清主任意失旨、饗賜多費、耕佃增煩、皆非朝制、又夷之爲性、貪同浮壑、若不常厚、定動怨心、自今以後、不得更然、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年七月辛酉、出羽國奏、邑良志閉村降俘吉彌侯部都留岐申云、己等與貳薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等、練兵整衆、居都母村、誘幣伊村夷、將伐己等、伏請兵粮、先登襲擊者、臣等商量、以賊伐賊、軍國之利、乃給米一百斛、奬勵其情者、許之、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁四年二月戊申、制、損稼之年、土民俘囚咸被其災、而賑給之日、不及俘囚、飢饉之苦、彼此應同、救急之恩、華蠻何限、自今以後、宜准平民預賑給例、但有位村長及給料之類、不在此限、

〔類聚國史百九十風俗〕弘仁五年二月癸巳、出雲國俘囚吉彌侯部高來、吉彌侯部年子、各賜稻三百束、以遇荒橿之亂妻孥被害也、

〔江家次第 正一月〕元日節會

建禮門內、東西掖、差東西去、各立七丈幄一字、敷座、東國栖、西俘囚、

頭書 小節日不可有俘囚、仍近例或不立西幄、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年三月甲寅、勅陸奧出羽按察使正四位上文室朝臣綿麻呂、〇中略 副將軍外從五位下物部匝瑳連足繼等曰、去二月五日奏偁、請發陸奧出羽兩國兵各二万六千人、征爾薩體幣伊二村者、〇中略 于時出羽守從五位下大伴宿禰今人、謀發勇敢俘囚三百餘人、出賊不意、侵雪襲伐、殺戮爾薩體餘孽六十人、功冠一時、名傳不朽也、 五月癸卯、勅征夷將軍正四位上文屋朝臣綿麻呂等曰、塞下之俘、其數稍多、出軍之後、慮生野心、將軍等勤加綏撫、勿致驚擾、威惠兼施、稱于朝制、許之、

〔類聚國史 百九十 風俗〕弘仁八年九月丙午、陸奧國言、叛俘吉彌侯部於夜志閉等之類、六十一人、並就擒獲、事須依例進上其身、但犬羊之情、猶顧妻孥、伏望留城下、招其妻孥、許之、

天長三年三月己巳、度俘囚二人、 七年十月乙卯、出羽國俘囚道公千前麻呂、特預得度、褒精進也、

〔新撰姓氏錄 右京皇別〕道公

同祖、〇伊賀臣 大彥命孫、彥屋主田心命之後也、

〔三代實錄 二 清和〕貞觀元年三月廿六日壬午、詔令出羽國秋田郡俘囚道公宇夜古、道公宇奈岐度之、先是國司上言、件浮囚等、幼棄野心、深愧異類、歸依佛理、苦願持戒、仍特許之、

附 夷俘

夷俘ハ、原ト夷種ニシテ、官軍ノ爲ニ捕獲セラレタル者ヲ謂フナリ、是レ亦俘囚ト同ジク諸國ニ移配セラレタリシガ、屢、朝憲ニ背キテ、百姓ヲ凌突シ、婦女ヲ奸略シ、或ハ牛馬ヲ掠取セシ事アリ、是ヲ以テ常ニ國司ヲシテ之ヲ敎喩セシメタレドモ、猶ホ已マザリシカバ、嵯峨天皇弘仁三年、其同類ノ中、心性事ニ堪ヘテ、衆ノ推服スル者一人ヲ擇ビテ、夷俘長ト爲シテ、捉

掠ヲ加ヘシム、又國司朝旨ニ乘キテ、優恤ヲ加ヘズ、事ヲ處スル遲緩ナルニ由リテ、夷俘ノ反亂ヲ來セルコトアリシカバ、翌年更ニ諸國介已上一人ヲ簡ビテ、夷俘專當ト爲シテ、夷俘ノ事ニ預ラシメタリ、

名稱

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年十二月癸卯朔、勅、歸降夷俘、前後有數、仍量便宜安置、官司百姓不稱彼姓名、而常號夷俘、既馴皇化、深以爲恥、宜早告知莫號夷俘、自今以後、隨官位稱之、若無官位、卽稱姓名、

移配

〔類聚國史百九十風俗〕延暦十九年五月己未、甲斐國言、夷俘等狼性未改、野心難馴、或凌突百姓、奸略婦女、或掠取牛馬、任意乘用、自非朝憲、不能懲暴、勅、夫招夷狄入中州、爲變野俗、以靡風化、豈任彼情損此良民、宜國司懇々敎喩、若猶不改、依法科處、凡厥置夷諸國亦同准此、

弘仁四年十二月庚午、勅、夷俘之性、異於平民、雖從朝化、未忘野心、是以令諸國司勤加敎喩、而吏乖朝旨、不事存恤、彼等所申、經日不理、含愁積怨、遂致叛逆、宜令播磨介從五位上藤原朝臣藤成、備前介從五位下高階眞人眞仲、備中守從五位上大中臣朝臣智治麻呂、筑前介正六位上榮井王、筑後守從五位下弟村王、肥前介正六位上紀朝臣三中、肥後守從五位上大枝朝臣永山、豐前介外從五位下賀茂縣主立長等、厚加敎喩、所申之事、早與處分、其事既重、不可輙決者、言上聽裁、若撫慰乖方、令致叛逆、及入京越訴者、專當人等、准狀科罪、但不得因此令後百姓、　五年二月辛卯、遣外從五位下當宗忌寸家主於阿波國、敎喩夷俘、　七年八月甲午朔、勅、夷俘之性、異於平民、雖從皇化、野心尙存、是以先仰諸國、令加敎喩、今因幡伯耆兩國因俘等、任情入京、越訴小事、此則國吏等撫慰失方、判斷乖理之所致也、自今以後、篤加訓導、有如此者、專當國司、准狀科處、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年四月十一日乙酉、近江國言、播磨國賀古美囊二郡夷俘長宇賀古秋野尺渼公平〇平、一本作手、縄等五人、妄出越境、來在此國、下太政官符播磨國偁、凡夷俘之性、野心無悔、放縱如此、往來任意、出入自由、是則國司防禁疎略、無心存恤之所致也、須守三原朝臣永道專當其事、曉以法敎、兼

加優恤、慰其愁苦、懲其罪過、自今已後、不得出境、

〔三代實錄 十八 清和〕貞觀十二年十二月二日己卯、太政官下符上總國司、令敎喩夷種曰、折取夷種、散居中國、縱有盜賊、令其防禦、而今有聞、彼國夷俘等、猶挾野心、未染華風、或行火燒民室、或持兵掠人財物、凡群盜之徒、○徒原作從、據一本改、自此而起、今不禁遏、如後害何、宜勤加捉搦、改其賊心、若有革面向皇化者、殊加優恤、習其性背吏敎者、追入奧地、莫使麁獷之輩侵于柔良之民、

檢按夷俘

〔類聚國史 百九十 風俗〕延曆十九年十一月庚子、遣征夷大將軍近衞權中將陸奧出羽按察使從四位上兼行陸奧守鎭守將軍坂上大宿禰田村麻呂、撿按諸國夷俘、

〔倭名類聚抄 八 國郡〕播磨國　賀茂郡○中略　夷俘　美嚢郡○中略　夷俘

夷俘長

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年六月戊子、勅、諸國夷俘等、不遵朝制、多犯法禁、雖彼野性難化、抑此敎喩之未明、宜擇其同類之中、心性了事、衆所推服者一人、置爲之長、令加捉搦、

〔文德實錄 十〕天安二年五月己卯、近江國夷外從八位下爾散南公澤成爲夷長、令把笏、先是國上請、俘夷之徒、老少無別、放縱爲事、暴亂任意、不知○知、一本作加、敎喩、無人統攝、往年國司等、擇勇健者私置其長、而夷等不服、猶行狼戾、望請置件澤成、即預把笏、乃許之、

〔三代實錄 十三 清和〕貞觀八年十一月十日辛亥、勅、近江國夷長二人、把笏、

夷俘專當

〔類聚國史 百九十 風俗〕弘仁四年十一月癸酉、勅、簡諸國介已上一人、爲夷俘專當、遷去之代、更復選下、十一年四月戊寅、以七道諸國介以上、爲夷俘專當、

用夷俘

〔類聚國史 百九十 風俗〕大同元年十月壬戌、勅、夷俘之徒、慕化內屬、居要害地、足備不虞、宜在近江國夷俘六百卌人、遷大宰府、置爲防人、每國掾已上一人、專當其事、駈使勸當、勿同平民、量情隨宜、不忤野心、祿物衣服、公粮口田之類、不問男女、一依前格、但防人之粮、終口永給口分田者、以前防人、乘田等給之、其去年所置防人四百十一人、皆宜停廢、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應配置夷俘備警急事

右太宰府解偁、撿案內、警固官符、先後重疊、因玆簡練士馬、愼備非常、爰新羅海賊侵掠之日、差遣統領選士等、擬令追討之時、其性儒弱、皆有憚氣、仍調發俘囚、衛以征略、意氣激怒、一以當千、今大鳥示恠異、龜筮告兵氣、加以、鴻臚中島館幷津厨等、離居別處、無備侮禦、若有非常、誰以應讐、彼夷俘等、分居諸國、常事遊獵、徒免課役、多費官粮、望請配置要所、以備不虞、分爲二番、番別百人、每月相替、交令駈役、但食料者諸國所擧夷俘料利稻之內、每國令運進、以給其用、謹請官裁者、大納言正三位兼行皇太子傅藤原朝臣氏宗宣、奉勅、俘夷之性、本異平民、馴御之方、何用恒典、若忽離舊居、新移他土、衣食無續、心事反常、則必野心易驚、遂致猜變、宜簡監典有謀略者、爲其勾當、幷統領選士堪能者以爲其長、勉加綏誘、能練武術、設有諸國運粮闕乏、卽須府司廻撥支濟、又以百人爲一番、居業難給、轉餉多煩、宜五十人爲一番、且宛機急之備、若不愼符能、有致後悔、必加嚴責、不用寬科、

貞觀十一年十二月五日

太政官符

應加置博多警固所夷俘五十人事

右得太宰府解偁、少貳從五位上淸原眞人令望牒偁、撿案內、太政官去貞觀十一年十二月五日符偁、夷俘五十人爲一番、且宛機急之備者、而今新羅凶賊、屢侵邊境、赴征之兵、勇士猶乏、件夷俘徒在諸國、不隨公役、緊息經年、其數巨多、望請言上、加置件數、練習射戰、將備非常者、府加覆審、所陳適宜、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸奧出羽按察使源朝臣能有宣、奉勅依請、

寬平七年三月十三日

〔續日本後紀八仁明〕承和六年九月癸卯、制、選叙令、帳內資人者、並以八年爲限、神龜五年格、外五位資人

十年成、還、自今而後、外五位貲人選限者、宜依令行之、唯神宮司、禰宜、祝、國造、外散位、郡司及夷俘之類、不在此限、

〔日本書紀 雄略 十四〕二十三年八月丙子、天皇〇中略崩于大殿、〇中略是時征新羅將軍吉備臣尾代、行至吉備國過家、後所率五百蝦夷等、聞天皇崩、乃相謂之曰、領制吾國天皇既崩、時不可失也、乃相聚結、侵寇傍郡、於是尾代從家來會蝦夷於娑婆水門、合戰而射蝦夷等、或踊或伏、能避脫箭、終不可射、是以尾代空彈弓弦於海濱上、射死踊伏者二隊、二嚢之箭既盡、卽喚船人索箭、船人恐而自退、尾代乃立弓執末而歌曰、〇中略唱訖、自斬數人、更追至丹波國浦掛水門、盡逼殺之、

〔續日本紀 光仁 三十六〕寶龜十一年三月丁亥、陸奧國上治郡大領外從五位下伊治公呰〇呰、一本作砦麻呂反、率徒〇徒原作從、據一本改衆、殺按察使參議從四位下紀朝臣廣純於伊治城、〇中略伊治呰麻呂、本是夷俘之種也、初緣事有嫌、而呰麻呂匿怨陽媚事之、廣純甚信用殊不介意、又牡鹿郡大領道島大楯、每凌侮呰麻呂、以夷俘遇焉、呰麻呂深銜〇銜原作御、據一本改之、時廣純建議造覺鱉柵、以遠斥候、因率俘軍入、大楯呰麻呂並從、至是呰麻呂自爲內應、唱誘俘軍而變、先殺大楯、率衆圍按察使廣純攻而害之、獨唯介大伴宿禰眞綱、開圍一角而出、獲退多賀城、久年國司所治所、兵器粮蓄不可勝計、城下百姓競入欲保城中、而介眞綱、掾石川淨足、潛出後門而走、百姓遂無所據、一時散去、後數日、賊徒乃至、爭取府庫之物、盡重而去、其所遺者放火而燒焉、

〔三代實錄 陽成 三十三〕元慶二年三月廿九日乙丑晦、出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驛上奏、夷俘叛亂、今月十五日燒損秋田城幷郡院屋舍城邊民家、仍且以鎭兵防守、且徵發諸郡軍、勅符曰、得奏狀、既知、夷虜悖逆、攻燒城邑、犬羊狂心、暴惡爲性、不加追討、何有懲乂、事須量發精兵、扼其喉咽、但時在農要、人事耕種、若多動衆、恐妨民務、夫上兵伐謀、良將不戰、巧設方略、以安邊民、亦別有勅符下陸奧國、若當國之兵力不足制者、早告陸奧、令其赴救、凡蠻貊之心、候時而動、雖云醜類之可責、抑亦國宰之不良、宜

施慰撫之化、以遏風塵之亂、又勅符陸奥國司曰、得出羽國今月十七日奏狀偁、逆賊悖亂、攻燒城邑者、兩國接境、非常難知、若無豫戒、何備不虞、宜加警肅以鎭國內、亦若出羽國來請援兵、隨發精勇、應時赴救、兵貴神速、罪深逗留、待其告急、莫失事機、　四月四日己巳、是日出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驛、奏言秋田郡城邑、官舍民家、爲凶賊所燒亡之狀、去月十七日上奏、厥後差權掾正六位上小野朝臣春泉、文室眞人有房等、授以精兵、入城合戰、夷黨日加、彼衆我寡、城北郡南公私舍宅、皆悉燒殘、殺略人物、不可勝計、此國器仗多在彼城、擧城燒盡、一無所取、加之去年不登、百姓飢弊、差發軍士、曾無勇敢、望請隣國援兵戮力襲伐、勅符曰、重得奏狀、具知賊勢轉盛、疽食浸淫、非常之事變態難量、能加防遏、莫令滋蔓、去月二十九日勅符、下彼國訖、計之應到、亦同日勅符下陸奥國、令其赴救、今重勅陸奥國、發兵二千、宜首尾合戰、及早禽獲、務盡上策、定我下土、又下勅符於陸奥國曰、重得出羽國奏狀偁、賊勢轉盛、衆寡不敵、非有救兵、難可獨制者、事既非常、或恐生變、宜發精勇二千、星火馳救、禽敵有期、失機遺悔、兵家所謂疾雷不及掩耳也、若致遲留、處以重科、亦其所發之士、各備路糧、依須差國司掾目各一人押領其事、　廿八日癸巳、出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驛奏言、賊徒彌熾、不能討平、且差六百人兵、守彼險口野代營、比至燒山、有賊一千餘人、逸出官軍之後、殺略五百餘人、脫歸者五十人、城下村邑、百姓廬舍、爲賊所燒損者多、即日勅符曰、重得奏狀、具知凶類滋蔓、殺略良民、發兵以來、望有成効、而今官軍致敗、賊徒作氣、用兵之道、豈若此乎、今勅上野下野等國、各發兵一千、亦重勅陸奥國、責以緩救、宜合三國兵、一時擒滅、凡軍陣之法、必有注諸事大小、皆在目前、察其所錄、爲圖成敗、今所上奏狀、極爲省略、胡城雲隔、魏闕天遙、路遠事疑、非可指問、必須事無巨細、委曲記錄、令可知見、老弱在行、耕種癈務、早休染鍔之勞、當崇櫜弓之化、勅符陸奥國曰、得出羽國今月十九日奏狀偁、狡寇未平、戎士多沒、請援兵彼國、已及五度、而多經旬日、未有來救、孤城拒守、事變難測者、今如來奏、甚似惰慢、假有當府之不虞、何忘隣境之危急、宜早差發兵二千人、應機奔救、齊心同力、撲掃妖○妖原作訞、據一本改、氣、若重稽引、國有嚴刑、速施

破竹之勢、勿貽反水之悔、又勅符上野下野兩國曰、得出羽國奏、已知凶類氣盛、殺略良民、鼠輩發狂、狠戾無已、不加利刃、何懲逆心、宜國各發二千兵、星夜赴救、表裏合勢、腹背攻擊、凡隣境之義、實須相援、況於國賊、何不共討、若致遲留、論之如律、亦其所發之士、各備路粮、便遣國司目已上一人史生若品官一人、押領其事、以此一擧之兵、早成萬全之計、　五月四日己亥、詔授從五位上守右中辨藤原朝臣保則正五位下、卽拜出羽權守、右中辨如故、左衞門權少尉正六位上淸原眞人令望爲權掾、左衞門權少尉如故、右近衞將曹從七位下茨田連貞(○貞原作眞、據一本改、)額爲權大目、右近衞將曹如故、三人並發遣出羽國、擬討反虜、勅出羽國司曰、近日夷虜凶逆、殘害不止、雖有軍興、俄(○興俄原作興餓、據一本改、)難殄滅、仍以右中辨正五位下藤原朝臣保則兼任彼國權守、宜軍機事從其指撝、莫爲遁逃以失警備、　五日庚子、是日陸奥國守正五位下源朝臣泰(○泰、一本作恭、)飛驛奏言、發兵二千人、差遣出羽國、既畢、更依彼國請、亦發五百人、又恐當國之夷、依隣賊之驚動其狠心、掉蠆尾、請發援兵二千人、以守要害之處、勅符曰、得彼國去三月二十五日奏狀、具知差發援(○援原作授、據一本改、)兵赴救出羽國、亦來奏以爲、狂奴詐態(○態原作熊、據一本改、)因衰緣隙、請發國內之控弦、以備醜類之逆寇、事在愼微、俯依來奏、今須簡練精勇、拒守要害、兼張追還令、其候救、但軍興之後、府帑無餘、久動士衆、況費粮食、量施方便、早休勞役、奉我朝威、以警夜事、勅曰、出軍之道、用兵之方、事有緩急、理亦有輕重、而或國發軍之後、飛驛言上其由、徒驚物聽(○徒驚物聽、原作從驚惣聞、據一本改、)無益於事、宜令上野下野陸奥出羽等國、自今以後、驛遞(○遞原作道、據一本改、)奏上、一如延暦十三年二月乙未之勅、　六月七日辛未、出羽國守藤原朝臣興世、飛驛奏言、權掾小野春泉、文室有房等在秋田營、去四月十九日遣最上郡擬大領伴貞道、俘魁玉作宇奈麻呂、將官軍五百六十人、須候賊類形勢、路遇賊三百餘人、合戰、射傷賊十九人、官軍被傷七人、貞道中流失而死、二十日賊衆增加、不可相敵、會暮戰罷、引軍還營、明日凶徒挑來接戰、賊死者五十三人、瘡者三十人、官軍死幷瘡痍者二十一人、奪取賊弓三十一、鞆二十五、襖十七領、米穀糒稻亦復有數、燒賊廬舍十二、生虜七領、官軍疲極、射矢亦盡、因引還營、今月七日、重

遣宇奈麻呂、登高候望、俄忩遇賊、拔釼相鬪、斬首二級、宇奈麻呂沒於賊手、其後有俘囚三人來言、賊請秋田河以北爲己地、更有賊五人、著甲冑、伏隱草中、遣輕兵百餘人、追射殺三人、奪鞍馬弓矢鞆釼等物、有數、自後賊徒猥盛、侵凌不息、官軍征討、未由摧滅、是日重飛驛言曰、權介藤原朝臣統行、權掾小野春泉、文室有房等、進至秋田舊城、蓄甲積粮、陸奥押領大掾藤原梶長等所將援兵、與本國兵卒合五千餘人、聚在城中、賊出不意、四方攻圍、官軍力戰、賊勢轉盛、權介統行等戰敗而歸、權掾有房殊〇殊原作味、據一本改、死而戰、殺賊數人、賊矢中左脚、被瘡逾厲、〇厲原作厲、據一本改、軍無後繼、挺身逃歸、權介統行男從軍在戰、及權弩師神服直雄並戰而死、甲冑三百領、米糒七百碩、衾一千條、馬一千五百疋、盡爲賊所取、自餘軍實器仗什物〇器仗什物、原作仗物、據一本改、一無存者、　八日壬申、散位從五位下小野朝臣春風爲鎮守將軍、詔令春風與陸奥權介從五位下坂上大宿禰好蔭、星火進發、先入陸奥、各將精兵五百人、奔赴救之、賜春風好蔭、甲冑各一具、授出羽權掾正六位上文室眞人有房從五位下、賞力戰之功也、初公卿於仗下喚驛使丸部瀧麻呂、問軍曲折、瀧麻呂言、官軍戰者人無固志、望敵〇敵原作歡、據一本改、奔竄、唯生是求、有房死戰不顧生存、時流矢傷其左踵、矢盡而歸、恨無後救、仍有此賞、以勸其後也、大納言正二位兼行左近衞大將陸奥出羽按察使源朝臣多上表請解按察使曰、臣聞、器違其分、榮非可榮、任越其才、量還失量、中略臣以無人望、過受國恩祿、秩優崇、寵命隆赫、往年降詔、以臣本官兼督陸奥出羽諸軍事、惟彼兩地、異類群居、暗昧是非、簡略禮義、頃者梟聲轉大、猥心益狂、殺我人民、燒我城邑、臣實須脚踐沙漠之地、身臨胡虜之庭、致其腰領之誅、肆其爪牙之鋭、而臣族非將種、門謝兵家、聚米爲山、更迷指畫之趣、簞醪投水、誰表迎飲之誠、遂使犬羊流離不安巢穴、干戈搖動、時爲風塵、是臣之慙、慙莫甚焉、是臣之罪、罪莫大焉、伏願留陛下遠慮之心、罷徵臣遙領之職、選龍虎以代之、推武猛以求之、則鳴鼓收沸野之聲、自當不日、嘶馬乾出塞之汗、汗亦得指期、無任悚懼忝竊之至、謹奉表陳讓以聞、不省、　九日癸酉、勅曰、從五位下小野朝臣春風、今月八日任陸奥鎮守將軍訖、〇訖原作記、據一本改、事須依格分付受領、而率將軍兵向出羽國、宜令前將軍

從五位下安倍朝臣比高准見任例暫行府政、十六日庚辰、是日、出羽國守藤原朝臣興世飛驛奏言、賊鋒强盛、日增暴慢、固守營所、視無去意、官軍畏懦、只事逃散、陸奧軍士二千人、押領掾藤原梶長等竊求山道、皆悉逃亡、卽日勅符曰、重有來奏、具得事趣、依先日奏、遣陸奧鎭守將軍小野朝臣春風、權介坂上大宿禰好蔭等、各領精勇五百人、日夜赴彼、旣畢、事具前符、亦依今日奏、更下陸奧國、追還逃亡兵士二千人、國宜知之、率其虎旅、赴彼烏合、當奉王師之威、早獻凱歸之効、又勅符陸奧國曰、得出羽國奏偁、逆虜縱逸、獷暴日甚、彼國軍士二千人、順望避敵、亡歸本國者、斷勢制勝、自有其〇其原脫、據一本補、方、而今各重身軀、无意掠戰、粗賫醜類、方屈凶威、豈回王者之師、自貽敗軍之恥、宜更選定國司主典已上精强了事者、令領彼亡歸二千兵、早入出羽、若彼逃亡人等、未盡歸集者、更簡吏兵、加足前數、夫將軍安死誅之无赦、故曰有前一尺、无却一寸、宜知此意、喩夫兵士、令其自知、若重亡歸者、以軍法從事、廿一日乙酉、勅、令東海東山兩道諸國、簡擇勇敢輕鋭者、須待出羽國奏請、應機奔赴、伊勢二十人、參河二十人、遠江十人、駿河三十人、甲斐二十人、相模二十人、武藏三十人、下總三十人、常陸五十人、美濃三十人、信濃三十人、令相模國送綿一千屯於出羽國、爲充造襖料也、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年七月十日癸卯、出羽國飛驛奏曰、正五位下守右中辨兼權守藤原朝臣保則到國、察向〇向原作前、據一本改、前之行事、運行軍〇行軍二字原脫、據一本補、之籌策、遣權掾文室眞人有房、左衞門權少尉兼〇兼原脫、據一本補、權掾清原令望、上野押領使權大掾南淵秋郷等、率上野國見到兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北、又秋田城下賊地者、上津野、火內、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉力、方上、燒岡、十二村也、向化〇化原作他、據一本改、俘地者、添河、霜別、助川三村也、令此三村俘囚、幷良民三百餘人、拒賊於添河、次攻雄勝、後將侵府、其雄勝城承十道之大衝也、國之要害、尤在此地、仍遣左馬大允藤原滋實、左近衞將曹兼權大目茨田連貞〇連貞原作直觀、今改、額等、以雄勝、平鹿、山本三郡不動穀、給郡內、及添河、霜別、助川三村俘囚、慰喩其心、令相勵勉、於是俘囚深江彌〇彌原作爾、據一本改、加止、玉作正月麻呂等、誘率三村俘囚二百餘人、

夜襲殺賊八十人、燒其粮食舍宅、威恩賚也、或云、津輕地、夷狄或同或不同、若不同者、以上野國軍將、得討滅、遂同者雖大兵、難寸轄制、上野、下野、陸奧三國軍士、總四千人、其陸奧軍、先既亡歸、上野軍且來六百人、下野軍雖入境首、未知强弱、津輕夷俘、其黨多種、不知幾千人、天性勇壯、常習戰、若迎逆賊、其鋒難當、請常陸武藏兩國軍、合二千人、以誡備非常、是日勅符曰、去月二十八日奏狀、今日到來、賊中消息、委曲具至、指其事實、足可見知、夫以夷狄攻夷狄者、中國之利也、今覽來奏、給雄勝郡俘囚、以官米穀、多破賊徒、豈此一擧、計之上者也、亦來奏以爲、津輕夷虜、天性麁獷、若速凶類、實爲難制、塞下流言、南北異口或云既同、或云未同、請發常陸武藏等國兵、備其非常、出於不意、今如奏狀、同否未審、若果不同者、所率見兵、可得摧破、加之小野朝臣春風、坂上大宿禰好蔭等、各領精兵、行當到著、宜待共征、振其威武、但豫勅諸國、令簡勇士、若有危急、馳傳上奏、隨即差發、赴救非晩、務運奇策、繫其狂心、　八月四日丁卯、出羽國飛驛奏言、(史闕)勅符曰、重省來奏、曲折具之、事用奇正、兵家所貴、今募俘虜多獲醜類、(〇類原脫、據一本補、)雖是夷人慕義之至切、抑亦國宰梅(〇梅恐擄誤)馭之得方、臨機之略、實當如此、其能仁法天等、忠誠頻著、聞而嘉之、克逐功績、不亦美乎、且春風好蔭等、取陸奧路、入上津野村、與兩國兵、夾攻(〇夾攻原作夫政、據一本改、)首尾、今如來奏、已得要略、兵術雖多、制勝爲先、左之右之、隨宜禽賊、窮其巢窟、勿令逋脫、凡厥勳賞可有後勅、彌加精勵、莫使解緩、是日、(〇中略)送致綵帛一百三十疋於出羽國、班祿俘囚、　九月五日丁酉、勅符出羽國司曰、得八月二十三日奏狀、具知消息、初所以遣春風等、發精兵者、爲赴彼國之急、而今來奏以爲、賊氣已衰、官軍思奮、重之迎軍運粮、爲煩不(〇不原作亦、據一本改、)細、因茲論之、春風等之前却在彼國之强弱耳、(〇耳原作再、據一本改、)量勢施計、不得遙度、若當國之力、足以制賊者、移告而返之、不可必近(〇近一本作迎、)引、且津輕渡島俘囚等、所請之事、以夷擊夷、古之上計、但野心難馴、動靜易變、俾生他意、後恐難制、宜量事勢、隨便進止、至于饗會、狄俘非事之意者也、若彌盡賊徒勞賜不晩、今擧城燒亡、無處會聚、但拔有功、加其賞賜、足以勸勵戎士、何必大饗、更致騷動乎、且其殺獲生禽、頗知破賊、彌以勉勵、速成大功、州書頻奏、驛使屢馳、(〇馳原脫、據一本補、)

務施平寇之策、莫以進引歲月、　十月十二日甲戌、出羽國司飛驛奏言、秋田營申牒偁、八月二十九日、逆賊三百餘人、來於城下、願見官人、時得乞降、權掾文室眞人有房、左馬權大允藤原滋實二人、單騎直到賊所、賊先申心憂、次乞降、有房等雖不被明詔、而豫聽其降、是日陸奧權介從五位下坂上大宿禰好蔭率兵二千人、自流霞道、至秋田營、賊乞降之日、好蔭鼓躁而來、盛建幟旗、示威賊虜、論之當時、似有違略、又鎭守將軍從五位下小野朝臣春風、九月二十五日、率軍四百七十人、來著秋田營以北、即言曰、春風重含詔、先入上津野、教喩賊類、皆令降服、賊首七人相從同來、從去八月乞降之賊、相續不絕、野心難量、抑而不許、今春風自入賊地、取其降書、亦其首豪隨而共來、以此見之、知有降心、但義從俘囚等申云、奉從國家、爲賊所怨、若不殄滅、後必相報、仇家多種、何得不怨、加之乞降者、其體疎慢不叶舊例、俘囚所陳、抑有道、春風所行、亦復不虛、臣等不知所裁、謹佇明詔、　十三日乙亥、勅符出羽國司曰、得今月日奏狀、具知賊虜乞降之由、夫兵凶戰危、先哲炳戒、事不獲已、乃用之耳、今逆虜悔過、請欲歸順、其於容許、有何不聽、但古之降者、去其甲兵、面縛待命、裁得制其死生、然可謂降伏歸降之法、若同舊例、早速容受、飛驛奏聞、隨將裁決、若懷兩端、言與事異、奮兵威一擧誅滅、凡狂賊反亂爲損甚多、殺略良民、燒亡城邑、然則義從俘囚之言、不可不反覆、觀能耀兵、隨機可施、莫信其虛詭貽哂於後、

〔三代實錄 三十五 陽成〕元慶三年三月二日壬辰、正五位下守右中辨兼行出羽權守藤原朝臣保則、飛驛奏言曰、臣保則等謹須依去正月十三日勅符旨、早討虜、而行事相違、不能進止、何者、臣等所賜諸國之兵、千八百餘人、上野下野兩國各八百人、陸奧國追還散卒二百人是也、以此輩且擊破奧賊之士卒、且討平近城之反虜、次須重請諸國之兵、攻伐奧賊、而相待陸奧鎭守將軍小野朝臣春風、權介坂上大宿禰好蔭等之間、未有所定、於是賊〇賊原脫、據一本補、徒進愬狀十餘條、陳怨叛之由、詞旨深切、甚有理致、即弛〇弛原作施、據一本改、一法禁、慰其寃枉、爰古老言曰、用兵之道、尤在練士、固塞其後、出征入休、動靜去留、莫不據此、又當國形勢、地迫北陸、秋天多雪、當此之時、營壍難恃、不如〇如原作知、據一本改、選練士卒、修造城柵、相待春風等之

來、臣等用古老之言、選諸國當士之軍、爲上兵者一千人、分配官人、令其勞賜、但當士之卒、緣無甲胄、不能輙進、交雜諸國之軍、令增兵衆之勢、其中國兵、擔夫役立柵之事、還向本國、此事由趣上奏先畢、凡當土有兵士鎭兵千六百五十人、而承前國司元置千人、今計諸國見留之兵、未及當土例兵之數、臣等定城下之後、殊廻方略、此待降兵作爲城柵、軍士得休國內無虞、其後賊三百許人、請秋田城乞降、雖然不受其降、臣等因有所議、春風等且擁於鎭守府、待後告可應機之狀、馳權掾小野春泉、告春風等、春泉未達鎭守府之間、去年九月十五日、好蔭來自流霞路、二十五日、春風來自上津野、是時道路泥深、風寒肅烈、經過嶮岨、士卒瘦勞、春風言曰、待詔之日、伏奉聖略、先教喩賊類、必令降伏、若不革逆心、進兵討滅、仍奉宣勅旨、教諭賊徒、歸伏相隨到來至誠無疑、不可更討、臣等初謂、以所賜之兵、與春風等表裏合勢、剋日討平、而春風之足、歷虜庭、令降逆黨、降伏之後、更進官軍、虜謂（○謂原脫、據一本補）欺己、殊冒死而戰、其鋒難制、蠆尾施毒、亦（○亦原作赤、據一本改）賊地陰狹、潛通多路、以此小軍、難可輙赴、故隨春風言、暫停征伐、厥後賊類亦來請降、返進官物、臣等依彼來降、漸計利害、征戰之弊、非只一途、案去延曆年中、被下當道陳圖、以一萬三千六百人、爲一軍、分作三軍、輜重八百人、擔夫二千人、而今上野下野兩國之軍、千六百人、輜重擔夫二千餘人、好蔭所率之兵五百人、輜重擔夫千餘人、因茲言之、多違舊例、中國之軍、七日（○日恐月誤）到著陸人之兵、九月入來、會合參差、整頓有妨、或臨陣難列、或聽皷易迷、皆是忘戰、日久習之令然也、國內黎民、苦于苛政、三分之一、逃入奥地、所遺之民、承數年之弊、無自存之方、況軍興以來、運轉軍粮、去今兩年、少時不息、无用之卒、騷動部內、待救之處、還致巨害、管最上郡、道路嶮絕、大河流急、中國之軍、路必經此迎送（○送原作逆、據一本改）之煩、不可勝計、今重請大兵、將討降虜、國弊民窮、難可克堪、若慰撫部內之窮卒、驗出奥地之逃民、留中國之甲胄、選當土之例兵、則降虜雖反、不足畏、由是降賊之徒、頻以上奏、但臣等以爲賊寇无聞、年代稍久、因此變亂、不窮誅戮、恐綏禦如失、邊難不絕、更發大軍、撲滅无遺、國家之長策、天下之上計也、臣等不敢專決、持疑於懷、進退之間、謹佇天策、是日詔、令上野下野兩國在軍之甲胄器仗留付

出羽國矣、

〔三代實錄陽成三十六〕元慶三年六月廿六日乙酉、正五位下守右中辨兼行出羽守藤原朝臣保則、飛驛奏言、謹奉去三月五日勅符旨、諸國軍士解陣放却、幷留中國甲冑、及置當國例兵、陸奥鎭守將軍從五位下小野朝臣春風、上野國權大掾從七位上南淵朝臣秋鄕、權史生〇史生、一本作博士、大初位下上村主佐美、撿非奥使從六位下多治眞人雄麻呂、下野國前權少掾從七位上雀部朝臣茂世、權醫師大初位下〇下一本作上、下毛野朝臣御安等、各押領國兵、來從軍旅、今還向訖、留納上野下野兩國甲冑器仗、色目數等須追言上、配置當國例兵一千六百五十七人、大毅一人、小毅三人、主帳三人、校尉二十人、旅師四十人、火長六十人、列士八十人、鎭兵六百五十人、秋田城司正六位上行左衞門少尉兼權掾淸原朝臣令望、右近衞將曹從七位下兼行權大目茨田連貞額、正六位上行權大目春海連奥雄、校尉七人、旅師十六人、火長二十四人、列士三百三人、鎭兵四百五十人、加兵士三百五十人、雄勝城司從五位下行權掾文室眞人有房、正七位上行權掾藤原朝臣有式、〇式、一本作武、正六位上行權大目他戸人千與本、從六位下行少目豐岡宿禰繼雄、校尉六人、旅師八人、火長十六人、列士二百二十人、鎭兵二百人、加兵士二百五十人、出羽國國司從五位下行權介藤原朝臣統行、正六位上行權掾小野朝臣春泉、大毅一人、小毅三人主帳三人、校尉七人、旅師十六人、火長二十人、列士三百五十七人、兵士四百人、臣保則等行事相違、兵威未振、適降恩詔、寛緩〇緩原脫、據一本補、征討、逆類再生、平民復業、但臣等以爲、夷狄之性、強弱難測、朝爲輕寇、夕甘重戮、縱請降之後、如有小變、臣等恐偏慮存國、還陷罪戾、伏〇伏原脫、據一本補、望更賜天使撿察其事、謹以申聞、

〔三代實錄陽成三十七〕元慶四年二月十七日辛丑、是日正五位下右中辨兼行出羽權守藤原朝臣保則飛驛奏曰、降虜所進、掠取甲六十六領、冑三十二枚、太刀四枚、鉾一柄、箭一十隻、賊夷去年進契狀曰、所遺甲冑早速將進、而踰涉年月、未有返上、故遣權大目正六位上春海運奥雄、入奥地所勘取也、去年五月、陸奥及當國軍士敗走之日、或著甲冑逃歸本土、或脫棄山野、跳身奔竄、是時前弩師從七位上秦忌寸

能仁、進甲冑一百一十、賊徒返進二十二、今奥雄勸取六十六領、總一百九十八領、納秋田城畢、又夷俘賜饗之日、多以他死亡位記、自稱其姓名、貪預賜祿、奥雄責取死亡位記一百六枚、

降服

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年正月十一日辛丑、是日出羽國飛驛奏言、去年十二月十日、凶賊悔反逆之過、致束手之請、便返進所掠奪甲二十二領、言曰、所取甲冑、其數不少、任己狂心、皆悉截破、稱身約裁、一無全者、加之賊類或入奥地、或所居隔遠、其遺甲冑、搜求追進、於是正六位上左衞門權少尉兼權掾淸原眞人令望、左馬權大允正七位下藤原朝臣滋實、右近衞將曹兼權大目從七位上茨田連貞額等進議曰、今乞降之賊二百人、所進之甲二十有餘、賊黨多數、官甲已少、野心難測、疑是矯飾、須得後進一度計納、陸奥鎭守將軍從五位下小野朝臣春風議曰、春風自入賊地、具知逆類悔過之心、今亦蒙犯霜雪乞降懇切、若懷疑慮、抑而不納、猶去逸就勞、非所以樂成、正五位下守右中辨兼行守〇守恐衍權守藤原朝臣保則等商量、雖令望之議已有道理、而春風之謀、非無便宜、故殊加慰納、緩其嚴誅、又渡島夷首百三人、率種類三千人、詣秋田城、與津輕俘囚不連賊者百餘人、同共歸慕聖化、若不勞賜、恐生怨恨、由是遣從五位下行權介藤原朝臣統行、從五位下行權掾文室眞人有房、及令望、滋實、貞額等勞饗、

備不虞

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年十一月巳丑、陸奥國言、膽澤德丹二城、遠去國府、孤居塞表、城下及津輕狄俘、野心難測、至於非常、不可不備、伏望豫備糒糧、收置兩城者、許之、

入朝

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年正月丁丑朔、御大極殿受朝、文武百官及陸奥出羽夷俘各依儀拜賀、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜五年正月庚申、停蝦夷俘囚入朝、

〔類聚國史百九十風俗〕延曆十一年七月戊寅、勅、今聞夷爾散南公阿破蘇、遠慕王化、情望入朝、言其忠款、深有可嘉、宜路次之國、擇壯健軍士三百騎、迎接國堺、專示威勢、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十二月甲戌、夷俘出境、禁制已久、而頃年任意入京有徒、仍下官符、譴責陸奥出羽按察使幷國司鎭守府等、

待遇

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年正月乙酉、夷外從五位下宇漢米公邑男、外從五位下爾散南公獨伎、播磨國印南郡權少領外從五位下浦田臣山人等三人、特聽節會入京、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年正月丁亥、制、攝津、美濃、丹波播磨等國夷俘、身帶五品、願見節會者、與國解放之、自餘不在放例、

〔類聚國史百九十俘囚〕延曆十一年十一月甲寅、饗陸奥夷俘爾散南公阿波蘇、宇漢米公隱賀、俘囚吉彌侯部荒島等於朝堂院、阿波蘇、隱賀、並授爵第一等、荒島外從五位下、以懷荒也、詔曰、蝦夷爾散南公阿波蘇、宇賀米公隱賀俘囚吉彌侯部荒島等、天皇朝爾參上仕奉氐、今者己國爾罷去天、仕奉牟止白止聞食行氐、冠位上賜比、大御手物賜久止宣、又宣久、自今往前毋伊佐乎之久仕奉波、益々須治賜物曾止宣大命乎聞食止宣、

敍位

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年正月辛卯、夷第一等浦田臣史閫儺授外從五位下、

〔類聚國史百九十風俗〕大同二年三月丁酉、制、夷俘之位、必加有功、而陸奥國司、還出夷俘或授位階、或補村長、寔繁有徒、其費無極、自今以後、不得輙授、若有功効灼然、酬賞無已者、按察使處分、然後敍補、不得國司輙行、

弘仁五年二月戊子、夷第一等遠膽澤公母志授外從五位下、以討出雲叛俘之功也、

〔類聚國史百九十風俗〕弘仁十一年三月己酉、一等爾散南公阿波蘇、授外從五位下、

天長十年二月丁丑、筑後國夷第五等都和利別公阿比登敍從八位上、輸私稻資弊民也、

承和五年三月丙子、授勳六等夷守志爲奈深江枚子等、外從五位下、以有勳功也、　十一月丁卯、又授外從六位下宇漢米公毛志外口五位下、以曾經征戰有勳功也、

賜姓

〔續日本後紀九仁明〕承和七年三月戊子、俘夷物部斯波連宇賀奴、不從逆類、久効功勳、因授外從五位下、

〔日本後紀十三桓武〕延曆廿四年三月乙亥、播磨國夷第二等去返公島子賜姓浦上臣、

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年二月甲戌、播磨國飾磨郡人散位正七位下叫綿麻呂賜姓春永連、元夷種也、

口分田

〔類聚國史 百九十 風俗〕弘仁七年十月辛丑、勅、延暦廿年格云、荒服之徒、未練風俗、狎馴之間、不收田租、其徵收限、待後詔者、今夷俘等、歸化年久、漸染花風、宜授口分田、經六年已上者、從收田租、　八年九月丙申、常陸國言、依去年十一月〇十一月、上文作十月、疑誤格、須經六年已上夷俘口分田收其租、而夷俘等、雖霑厚恩、未免貧乏、伏望暫免田租、以優夷狄者、許之、

夷俘料稻

〔延喜式 二十六 主税〕諸國出擧正稅公廨雜稻〇中略

遠江國、〇中略 夷俘料二万六千八百束、

給祿

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年六月廿七日癸卯、近江國司言、夷俘祿料正稅穀五十斛、每年言上、待符充給、若過時不賜、歸致其愁、望請不經上奏、及時給之、永以爲例、勅許之、

賑給

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字二年六月辛亥、陸奥國言、去年八月以來歸降夷俘、男女總一千六百九十餘人、或去離本土、歸慕皇化、或身涉戰場、與賊結怨、總是新來、良未安堵、亦夷性狼心、猶豫多疑、望請准天平十年閏七月十四日勅、量給種子、令得佃田、永爲王民、以充邊軍、許之、

〔類聚國史 百九十 風俗〕延暦十七年六月己亥、勅、相模、武藏、常陸、上野、下野、出雲等國、歸降夷俘、德澤是霑、宜每加撫恤、令無歸望、時服祿物、每年給之、其資粮醬絕、事須優恤、及時節饗賜等類、宜命國司、且行且申、自餘所須、先申後行、　十九年五月戊午、陸奥國言、歸降夷俘、各守城塞、朝參相續、出入寔繁、夫馴荒之道、在威與德、若不優賞、恐失天威、今夷俘食料、宛用不足、伏請佃卅町、以充雜用、許之、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年二月癸酉、勅、諸國之夷、唯仰公粮、宜其男女皆悉給夷、但不得及孫、

〔類聚國史 百九十 風俗〕天長九年七月丁巳、出羽國、言上窮弊百姓、詔令振給、夷俘亦在此内、

〔文德實錄 六〕齊衡元年五月戊戌、勅陸奥國、以穀一万石賑給夷俘、

雜載

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年二月廿五日己酉、先是出羽國言、管諸郡中、山北雄勝、平鹿、山本三郡、遠去國府、近接賊地、昔時叛夷之種、與民雜居、動乘間隙、成腹心病、頃年頻遭不登憂(○憂原作夏、據一本改、)在荒飢、若不優恤、民伏難和、望請復調庸二年、將休弊民、至是勅復一年、又不動穀六千二百九石七斗、給三郡狄俘八百三人、

〔三代實錄四十陽成〕元慶五年八月十四日庚寅、先是出羽國司言、去元慶元年、穀稼多損、調庸不備二年、夷虜反叛、國內騷擾、義從俘囚及諸郡田(○田原作因、據一本改、)夷、幷渡島狄等、或疲於倣戎、或慕化遠來、開用不動穀三千二百三十七斛五斗、以充大饗、不先言上、責在牧宰、至是勅免除、

○按ズルニ、本書頭書ニ、十四日庚寅一條、當入前十四庚寅中歟、然二十日次、有此一條、則十四日庚寅、蓋二十四日庚子之誤歟、下次二十三日己亥者、上下倒置也トアリ、又屋代弘賢云、當改爲廿四日庚子、而係下條廿三日己亥下、此錯簡也ト云ヘリ、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應陸奥按察使禁斷王臣百姓與夷俘交關事

右被右大臣宣偁、奉勅、如聞王臣及國司等、爭買狄馬及俘奴婢、所以犬(○犬原作弘、據一本改、)羊之徒苟貪利潤、略良竊馬、相賊日深、加以無知百姓、不畏憲章、賣此國家之貨、買彼夷俘之物、綿既著賊襖、冑鐵亦造敵農器、於理商量、爲害極深、自今以後、宜嚴禁斷、如有王臣及國司、違犯此制者、物即沒官、仍注名申上、其百姓者一依故按察使從三位大野朝臣東人制法、隨事准(○准、一本作推、)決、

延曆六年正月廿一日

古事類苑

人部三十二

盗賊

盗賊ハ邦語ニヌスビトヽ云フ、盗人ノ義ナリ、其類甚ダ多ク、強盗、竊盗、山賊、海賊等枚擧スベカラズ、今ハ其中ニ就キテ最モ著明ナルモノヲ擧グ、而シテ此篇ハ法律部盗犯、追捕等ノ各篇ニ關聯スル所多シ、宜シク參看スベシ、

〔倭名類聚抄 二乞盗〕偸兒 世説云、園中夜呵云、有偸兒、他侯反 偸兒 和名奴○須○比○止○ 竊盗 和名美○曾○加○奴○須○比○止○ 一云、不良人也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕所引假譎篇文、原書園上有酒入主人四字、呵下有呼字、兒下有賊字、世説以下十一字、舊及山田本尾張本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、那波本呵作何、今從伊勢廣本、與原書合、○中略 山田本下總本音在上、和名在下、山田本上作偸字二字、曲直瀨本無上他侯反四字、按依例、若引世説、則楊氏以下八字、當爲夾行小字、又按説文、竊、穿木戸也、偸、苟且也、義自異、○中略 竊盗見唐賊盗律第三十五條、按類書纂要、竊盗暗偸、説文、竊、盗自中出曰竊、从穴从米、禼廿皆聲、盗私利物也、从次、次欲皿者、和名二字恐衍、美曾加奴須比止、見枕冊子、竊盗以下十一字、舊及山田本、尾張本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、按伊呂波字類抄載竊盗訓同、○中略 下總本夾注美曾加奴須比度七字、

〔伊呂波字類抄 奴人倫〕偸兒ヌスヒト 盗人 賊 已上同

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盜人(ぬすびと)　偸兒、和名奴須比止、俗云須里、　竊盜、和名美曾加奴須比止、　強盜(ガンドウ)俗云賀牟止宇、

〔源氏物語十五蓬生〕ぬす人などいふひたぶる心あるものも、おもひやりのさびしければにや、此宮をば、ふようのものにふみすぎて、よりこざりければ、かくいみじき野らやぶなれども、さすがにしんでんの内ばかりは、ありし御しつらひかはらず、〇下略

〔古今著聞集十二偸盜〕大殿小殿とて、きこへたる強盜の棟梁ありけり、大殿は後鳥羽院の御時からめられけり、小殿は高倉判官章久が本へ行ていひけるは、日來年來からめかねて、あなぐりもとめられ候小殿と申強盜こそ、思ふやう有て參て候へ、はやくうけとらせ給へといふ、章久、まことしからず覺ながら、おろ〳〵子細をとへば、〇中略小殿が云やう、年ごろ西國の方にて海賊をし、東國にては山だちをし、京都にては強盜をし、邊土にてはひきはぎをして過候つる也、かゝる重罪の身を受候ぬれば、此世にても安き心候はず、夜も安くねず、晝も心打くつろぐ事なし、世のおそろしく、人のつゝましき事、かなしき苦患にて候也、扨も一期事なくて有べき身にても候はず、つゐには定てからめ出されて、はぢをさらし、かなしき目をこそ見候はんずれ、〇下略

〔北條五代記九〕關東の亂波智略の事

此風摩が同類の中四頭あり、山海の兩賊、竊強の二盜是なり、山海の兩賊は山川に達し、強盜は、かたき所を押破て入、竊盜はほそる盜人と名付、忍びが上手、此四盜ら夜討をもて第一とす、〇下略

〔安齋隨筆前編六〕一強盜二盜　此名目古書にあり、強盜は人の目を凌がず、形をあらはして、太刀刀等をもちて、人をおどろかし、あるひは殺害して、財寶をうばひ取しもの也、又道路にて行人の衣裳を剝とるも強盜なり、是を今昔物語等、其外古き物にはヒキハギといふ、山に在るを山賊ト云ふ、つれ〴〵草等にヤマタチといふも是也、海に在りて船中にて物を奪ふを海賊といふ、以上

みな强盜也、竊盜はひそかにぬすむと訓じて、人めを凌ぎ、形をかくし、垣壁を切りぬき、ひそかに財寶を奪ひ取るを云ふなり、〇下略

〔倭訓栞前編二十一奴〕ぬすびと　倭名抄に偸兒を訓せり、盜人の義、金葉集によめり、せこ盜人牛祭文に見ゆ、今小ぬす人といふが如し、鈔もよめり、東坡詩に、開戸夜無鈔と見えたり、鈔略の義也、周禮注に、鳥鳶喜鈔盜便汗人、　枕草紙に、いみじきぬす人かなと書るは、只人ならずとほめんとてされていふ辭也、禪語に老賊といへるが如しといへり、今もしかり、人を罵ていふ詞に、大盜人といふは、竹取物語に見えたり、袖にくらぶといふ俗語は、衆妙集に、

一枝の花ぬす人となりにけり袖にくらぶの山の歸るさ、盜人に鑰といふ俗語は、史記に、藉寇兵而齎盜糧者也と見えたり、盜人の脚といふ草は天麻也、仙臺の稱也、

〔物類稱呼一人倫〕盜賊、ぬすびと、　美作邊及東海道にて、さらといふ中國、四國、ともにまれにしらといふ、但しらなみの略語にや、白波ハ後漢書ニ出、武藏及上總下總邊にて、せれうともいふ、近衞龍山公、薩摩の方言にて詠給ふ歌に、

ぬすとで、おらぶにはたとたまがりてくわくさつからにせ、くりぞする

〔壒嚢抄一〕盜人ヲ白波ト云ハ何事ゾ、後漢孝靈皇帝、中平元年、張角ト云者、黃天ト名ヲ揚テ、黃ナル巾ヲ蒙ル者卅六万人ヲ相隨、謀叛ヲ巧ムニ、皇甫崇ト云者是ヲ破リヌ、其餘黨共西河白波谷ト云所ニ隱居テ、諸國ヨリ上ル財寶ヲ掠取ケリ、時人是ヲ白波賊ト云、此ヨリ始テ盜人ヲ白波トハ云也、仍和語ニシラナミト云也、凡白波ヲバ海賊ニ用ヒ、綠林ヲバ山賊ニ仕ト云共、山立ヲシラナミト云侍ベリ、〇下略

〔燕石雜志四〕白波、綠林の故事によりて、盜賊をしらなみと唱へ、みどりのはやしといふは、しかるべし、これを眞名に、白浪と書ときは、その義に稱はず、眞名には白波と書べし、又盜賊を、今俗は、どろぼうといふ、とろはとる也、るとろと通す、暴は暴戾暴惡の暴なるべし、しかるに世俗は、只其角が五元集に、泥坊や花の蔭にてふまれたり、といふ句を見て、泥坊と書ものあれど、泥坊は、原來假

字なるをしらず、暴も坊もその假名ばう也、ぼうと書はたがへり、亦世俗、小賊を晝鳶といふ、唐山に夜燕といふ怪鳥あり、このものに對すべし、五雜組云、荔支果將熟、專有飛盜、緣枝接樹、趫捷如風、園丁防之、若巨寇、然瞬息不覺、千万樹皆被漁獵、名曰夜燕云々、

〔松屋筆記 三十七〕白波綠林

後漢書劉玄傳に、新市人王匡王鳳爲平理諍訟、遂推爲渠帥、衆數百人、於是諸亡命馬武、王常、成丹等、往從之、共攻離鄕、聚藏於綠林中、數月間至七八千人云々、注に、綠林山在今荊州當陽縣東北也云々、同書王常傳に、與王鳳王匡等起兵雲杜綠林中、聚衆數萬人云々、强盜を綠林といふは、この故事によれる也、同書靈帝紀に、中平元年、張角反、皇甫嵩討之、角餘賊在西河白波谷、爲盜、時俗號白波賊云云、また中平四年云々、黃巾餘賊敎大等、起於西河白波谷、寇太原河東云々、同書獻帝紀に、冬十月云云、白波賊寇河東、注に、薛瑩書曰、黃巾郭泰等、起於西河白波谷、時謂之白波賊云々、同書趙典傳に、典兄子謙云々、轉爲前將軍、遣擊白波賊、有功封郫侯云々、同書董卓傳に、初靈帝末、黃巾餘黨郭太等、復起西河白波谷、轉寇太原、遂破河東、百姓流轉三輔、號爲白波賊、衆十餘萬云々、同書南匈奴傳に、單于將數千騎、與白波賊合兵寇河內諸郡云々、賊をしら浪といふは、この故事也といふ、古今、伊物の、おきつしら浪たつた山とよめるも、必盜の事をよせつと見ゆ、海道記にも、白波綠林の事あり、さてしら浪といふは、もと逆浪など、叛逆の者をいふより出たる詞にや、たつといへる緣語も、山だちなどによしあり、尙可考、

〔壒囊抄 一〕賊ヲ梁上公ト云何事ゾ、陳仲弓ガ家ニ入シ盜人ヲ云初ケル也、○下略

〔松屋筆記 八十〕屋上盜、飛賊、三バウ、

今より十年ばかりのむかしにやありけん、日本橋に家根盜とて、人家の屋上を飛行て盜をなすものありき、五雜組五の卷丁廿一オに、萬曆間、金陵有飛賊、出入王侯家、如履平地と見ゆ、又をとゝし天

夜盜　晝盜

保四年鼠小僧といへる賊小畑侯の第にて捕へらる、諸侯の第に入て盜せる事數十軒也、これら飛賊といふべし、因に云、日本ばしの屋根盜の捕られし年、世に三バゥといへる謠あり、そは小田原の觀正聖人大に流行して今弘法と稱す、又關岡安浦が男安躬、隅田川にて杯流しの興を催さんとせし事あり、これを大べラバウとよぶ、屋上ドロバゥを加へて、三バゥ也、一笑、

〔古今著聞集 偸盜 十二〕此僧都(○澄憲)の坊のとなり也ける家の畠に、そばをうへて侍けるを、夜るぬす人みな引て取たりけるを、聞てよめる、

ぬす人はながばかまをやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬる、

〔宮島文書〕覺(○中略)

一鄕中に、ぬす人、夜盜、どくかい、火付など仕候もの有バ、聞出可ㇾ申上候、ほうび出べき候事、

右如ㇾ此御指南候上者、此前走候百姓をも召寄、荒所可ㇾ開者也、

慶長八年十一月七日　大石見守印

〔窻の須佐美 三〕關東に住る野武子の子、若氣にて放埒ゆへ追出され、張門名なる鍋屋の奴僕となりて有しが、鴻集に賣がけありしかば、十二月晦日取に行つゝ、夜に入歸とて、錢二貫文、棒の前後に結つけかつぎて、熊谷の此方久下堤を通りしが、夜半ばかりになりぬ、夜盜出て、酒手をあたへよといびしかば、我はかけ乞にて、主の賣がけ錢二貫文、金五兩持れども、主の物なれば遣しがたし、我ものとては、一錢も持合せず、ゆるし給はれといふ、是非取べし、左なくば殺さんといひければ、然らば先錢を渡し申とて、棒を擲出し、金子は懷中裸に懸たり、手すくみて出し難し、御取候へと答ければ、山伏と見ゆる剛勢の男立寄て懷へ手を入る所を、それが差たる刀を拔とりて、袈裟がけに切倒しければ、殘り三人は逼退けり、則其刀を腰に指て歸り、後忍の家中へ金三兩に賣ける刀は、孫六にてよき刀なりしとぞ、

竊盜

〔新著聞集七勇烈〕女、夜盜を擒、

江戸堀江町の米やへ夜盜入り、亭主を切り殺しけるに、妻起出て聲を立しかば、盜人逃出、中戸をくゞる處を、追かけ、足を捕へて引けるに、戸はづれて、盜人の上に倒れしかば、頓て壓へながら、大音して生捕たりと呼はりしに、人々あつまりて捉ける、此ものは、王子の與樂寺の住持を殺せし古著長左衛門といふ强盜なり、與樂寺は此女の伯父なり、夫と伯父との敵を、女の身として生捕しは、因果のがれがたき道理にて、さも勇なる振まひやと、譽感せざるはなかりし、

〔黑田故鄕物語〕扨程へて、餘人無奉公の次第に、たわけめが、晝盜みの仕樣をえらぬぞ、自今以後は心懸、晝盜をせよと、異見仕候へど、おとなしき者に被申聞に付、律義に御奉公仕候へとこそ可被申聞候へ、盜を仕候へとは異見難成、不思義成事を被仰出候と、いかにも不審をたて、さからひて申ければ、合點せぬか、晝盜みの仕樣にわけの有事ぞ、先壹人にて分別して見よ、伊藤次郎兵衛めは五七年も召仕、八十三石とらせても、不足に思はぬ者也、〇下略

〔伊呂波字類抄人倫見〕竊盜ミツカヌスビト

〔倭訓栞中編二十五美〕みそかぬすびと　枕草紙に見ゆ、和名抄に竊盜をよめり、今やじりきりといふ類なり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盜人〇中略

竊盜和名美曾加奴須比止〇中略　家尻切　夜穿墻壁、盜資財者、謂之家尻切、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年五月戊辰、是時甲賀宮空而無人、盜賊充斥、火亦未滅、仍遣諸司及衛門衛士等、令收官物、

〔古今著聞集十二偸盜〕元興寺といふ琵琶、左右なき名物也、紫檀のこう、ふと絃、ほそ絃あひかなひて、音勢も有て目出度比巴にてぞ侍ける、件の比巴はむかし、彼寺修理の時、用途のためにて其寺の別當

うりけるを、後朱雀院春宮の御時、買めされにけり、修理をくはへらるべき事ありて、保仲がもとへつかはしける時、何と有けることにか、其使念珠引が妻なりけり、其間に彼使の男これを見て、甲のしりのかた三寸計をぬすみてきりてけり、あさましなどもいふばかりなし、さてあらぬ木にてつがれにけり、いく程の所得せんとて、かくばかりの重寶をかたはになしけん、盗人の心いづれとはいひながら、うたてく口をしかりけるものかな、

或所に偸盗入たりけり、あるじおきあひて、歸らん所を打とゞめんとて、其道を待まうけて、障子の破よりのぞきをりけるに、盗人物共少々取て袋に入て、こと〳〵くも取ず、少々を取て歸らんとするが、さけ棚の上に鉢に灰を入て置たりけるを、この盗人何とか思ひたりけん、つかみ食て後袋に取入たる物をば、本のごとくに置て歸りけり、待まうけたる事なれば、ふせてからめてけり、此盗人のふるまひ心得がたくて、其子細を尋ければ、ぬす人いふやう、我本より盗の心なし、此一兩日食物絶て、術なくひだるく候まゝに、はじめてかゝるこゝろ付て參侍りつる也、然るに御棚に麥の粉やらんとおぼしき物の手にさはり候つるを、物のほしく候まゝに、つかみくいて候つるが、はじめはあまりうへたる口にて、何の物共思ひわかれず、あまたゝびになりて、はじめて灰にて候けるとしられて、其後はたべずなりぬ、食物ならぬものをたべては候へども、是を腹にくい入て候へば、物のほしさがやみて候也、是を思ふに、このうへにたべずしてこそ、かゝるあらぬさまの心も付て候へば、灰をたべてもやすくなをり候けりと思ひ候へば、取所の物をも本のごとくに置て候也といふ、哀れにもふしぎにも覺へて、かたのごとくのざうせちなどとらせて、返しやりにけり、後々にもさほどにせん、つきん時は不憚來ていへとて、つねにとぶらひけり、ぬす人も此心あはれ也、家のあるじのあはれみまた優なり、

澄惠僧都いまだ童にて侍ける時、かいしやくしける僧、かみけづらんとて、手箱をこひけるに、其

手箱うせにけり、いかに求むれども見へずはや盜人のとりてけるなり、其時この兒とりもあへずよみ侍ける、

しらなみのたちくるまゝに玉くしげふたみの浦のみえずなりぬる

花山院の粟田口殿の山のわらびを、あまりに人のぬすみければ、山もり緣淨法師よみ侍ける、

山守のひましなければかきわらびぬす人にこそいまはまかすれ

〔看聞日記〕應永廿三年十二月十六日、偸盜忍入、軒格子切破、番衆見付之間、盜人逃了、是亞相爲取出云々、依之彌嚴密被守護、向後有如此之儀者、可殺害申之由被下知云々、

永享七年正月廿六日、抑春日小袖紅梅昨日夜紛失、今朝見付、雖尋求更無之、盜人取之條勿論也、不思議之處、今夜一獻之まぐれニ件小袖出來、姫宮御方之面道ニ棄置、南御方見付、御所中騷動、不思議言語道斷事也、宮中之人盜犯勿論也、女之所行歟、局之前ニ棄置之條、殊不可說、說聞可糺明事也、

〔北條五代記〕六〕鰥男とやもめ女うつたへの事

聞しはむかし、北條氏直時代、小田原にをいて、毎月二度づゝ、奉行衆關八州の掟を沙汰せらるゝ寄合人々、伊勢備中守、大和兵部少輔、小笠原播磨守、松田尾張守、同肥後守、山角上野守、同紀伊守、垪賀伯耆守、安藤豐前守、板部岡江雪入道等也、されば或日奉行衆寄合あり、かやうのさたをば聞をく事なりと、われ其場へ行かたはらに有て聞しに、樣々のさたども有て後、上州吉村といふ里の百姓一人、かうべを棒にて打わられ、血ながれたる體たらくにて出る、あてひは女なり、男申けるは、それがしもやもめ、此女もやもめ、おなじ里近所に罷有候が、此比女の家へよる〳〵通ひ候所に、女又別の男と近付、われをばきらひ、盜人よと高くよばわり候ゆへ、あたりの者にはぢにげ候所に、村の者共出合追かけ、ぼうにてかうべを打わり候、われまつたく盜人にあらず、彼無實申かけたるいたづら女を、罪科におほせ付られ下さるべしといふ、女いはく、男と出あひ候事一度も

候はず、夜中にわが家の戸をやぶり入候故、盜人よとよばわりたると返答す、いづれ理非わきまへがたし、盜人の男もふてきにして、少もおどろかず、色ことならず、耳目たゞしく有て、言葉のとどこほりなし、雙方まことしく申ければ、奉行衆も理非を付がたくおぼしめす體にて、しばし是非の御さたなし、予が近所に老人有しがいはく、さいせんをはりたる沙汰共は、出入樣々の子細有て、我々淺知にはさらに分明に及ばざりしが、凡慮にをよばぬ當意則妙の金言、めづらしき御沙汰共耳目をおどろかし感じたり、日本國はさてをきぬ、異國にをいてさばきあまれる沙汰なり共、此奉行衆の成敗にもるゝ事有べからずとおもひつるに、此男女の沙汰はさせる子細もなし、あまし給へる體たらく、ふしんなりとつぶやきけり、然に奉行の中に、江雪入道(氏直の右筆、安才利口の者也、)申けるは、やもめ男やもめ女の出あひめづらしき沙汰なり、それ貞永元年に記し置れたる御成敗式目に、他人妻を密懷する罪科の事、所領を半分めされ、出仕をやめらるべし、所帶なくんば遠流に處せらるべし、女も同罪と云々、次に道路の辻にをいて女を捕事、御家人にをいては百ヶ日出仕をやむべし、郎從以下に至ては、右大將家の御時の例にまかせ、片かたのびんはつを剃除すべしと云々、扨又正應三年の比、鎌倉にをいて法度をしるしたる文に、名主百姓等、他人の妻に密懷する事、訴人出來らば兩方を召決し、證據を尋ねあきらむべし、名主の過科三十貫文、百姓の過科五貫文、女の過科同前と云々ていれば、御當代には、他人の妻に密懷する者死罪にをこなはる、されば孀男やもめ女出あひの沙汰は、右大將家以後、代々公方の法式にも記さず、昔もろこしに展季と云者は、りうかけいがあざ名なり、此人やもめ男にて貪なり、となりにやもめ女有けるが、家を風雨に破られて、やもめ男に宿をかるに、すでにかしたり、時しも冬なりければ、女さむけなりとて、家を破りて燒火にしあたゝめ、夜るは衣をおほひてふところにいねさすれ共、懷嫁すべき心なし、扨又がんしゆくしと云男やもめあり、又孀女宿をかれども、戸を閉ていれざりければ、

女が云、柳下惠がごとくに宿をかさゞるやとなげく、顏叔子が云、其人は誠にかたくして、宿をかしけれ共をかす事なし、われはかんにん成べからずとて、つゐにかさず、むかしはかゝる律義者正直人も有けり、今の世は男女共に婬亂ふかふして、此道にまよへり、嫣おとこ蘼女近所に有事なれば、男の申分さもやあらん、され共證據なし、それを訟を聞者、其人を見るに、五聽と云て、五ツの品を周禮にのせられたり、一に云詞聽、二に云色聽、三に云氣聽、四に云耳聽、五に云目聽と云々、かれらが諍論にをいては、詞色氣耳目にても察しがたし、扨又女申分にも證跡なし、雙方いづれ證據を出すべしといへり、女云、我三年以前男とはなれ、其年より何共志らざる腫物出來たり、ひそかに醫師に尋ねければ、是は開茸と名付、女の身に有病也と聞、是はいかなる因果にやとあさましく思ひて、養生をいたすといへ共、今に平愈せず、是ゆへ男の道はおもひもよらずといふ、男の云、尤女の身に生物有といへ共、寢臥をば心やすくいたすといふ、女のいはく、身に出來物の事わざと虛言申たりと、大きに笑ふ、其時男色を變じ無言す、故に男は繩にかゝり、女は私宅に返されたり、盜人もよくはちんじけれ共、女の智惠には及びがたし、開茸のはかりごと案の外なりとかたれば、かたへなる人聞て、男女の問答まつたくわたくしの言葉にあらず、是天のいはする所なり、かくのごときの災難に、天のめぐみもなく、その理むなしくは、神明の本懷もいたづらに佛法の正理も有べからず、天の罪のがれがたしといへり、

〔上杉編年文書三十二〕掟○中略

一作毛盜取者於有之者、五本三本ならば課役二百文、三百文、五把六把ならば五百文、右之課役は作主に無之候共、盜取を見付候者可取候、一荷共かづき取においては、御成敗可被成置事、○中略

以上

右條々觸下、肝煎百姓等に堅爲申聞、一在所へ一ッ宛書寫し可相渡者也、

慶長九年閏八月二日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山城守〇直江兼續

〔春日記錄 六〕慶長十年六月廿四日、兩堂住注進云、昨夜御廊ノ軒釣灯呂二基盜取云々、鎖ヲスリ切タルト云々、大久保石州寄進ノ灯呂也、新禰師神人ハ南鄉喜右衞門也、則下臈ヘ可レ致ニ注進一由申付了、　廿六日、從ニ折紙到來、灯呂之儀、付火ヲ參ス番ノ神人成敗了、

北鄉 內藏　　同 四郎左衞門　　南鄉 修理

右兩三人、依ニ曲事之子細一加ニ成敗一候、如ニ先規一被レ得ニ其意一、可レ有ニ御下知一之旨、下臈分集會評定候也、恐々謹言、

六月廿六日　　　　　　　　　下臈分衆等

兩總官御中

晦日、成敗神人免除之折紙付了、

北鄉 四郎左衞門　　同 內藏　　南鄉 修理

依ニ曲事子細一雖レ加ニ成敗一候、達而懇望之間、令ニ免除一候、被レ得ニ御意一、可レ有ニ御下知一旨、下臈分集會評定候也、恐々謹言、

六月晦日　　　　　　　　　下臈分衆等

兩總官御中

〔奧州波奈志〕猫にとられし盜人

奧の正ほう寺燒失のこと有しのち、諸國の末寺へ納物の事沙汰有しに、江戶なる德安寺は、末寺につきて半鐘とそうばんをわりつけられしに、其品出來せしかば、和尙持參して奧へ旅立とて、曉天に立て、千手に小休して有し時、希代の珍事出來せしとて、寺より飛きやく追付たり、その故は和尙立後人少なるをみ込て、盜人の內をうかゞふとて、せうじの紙を舌にてぬらし、穴を明ん

馬盜人
牛盜人

どせしを、かね〴〵和尙のひぞうせし猫の其所にふしゐたりしが、舌の先へとび付て、かたくはへてはなさず、盜人は思ひよらぬこと故もだへくるしみ、せうじこしに猫をつよくひきしかば、いよ〳〵猫も強く食たりしほどに、人々音を聞つけてみしに、猫もころされしが、盜人も死たりきと告たりける、和尙つぶさにことのよしを聞て、猫を哀とかんじ、又々もとの寺に歸りて、猫とぬす人のあとをとぶらひ、しるしの石をたて、、のち奥には下りしとぞ、

〔古事記中應神〕又昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩、(自阿下四字以音)此沼之邊一賤女晝寢、於是日耀如虹指其陰上、亦有一賤夫、思異其狀、恒伺其女人之行、故是女人、自其晝寢時、姙身生赤玉、爾其所伺賤夫、乞取其玉、恒裹著腰、此人營田於山谷之間、故耕人等之飮食負一牛、而入山谷之中、遇逢其國主之子天之日矛、爾問其人曰、何汝飮食負牛入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人、將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛、唯送田人之食耳、然猶不赦、爾解其腰之玉、幣其國主之子、故赦其賤夫、將來其玉、置於床邊、即化美麗孃子、仍婚爲嫡妻、○下略

〔古事記傳三十四〕抑今此賤夫を咎めて、獄に入れむとせしは、他人の牛を盜來て殺さむとするものと思へるなるべし、盜と云ことは見えざれども、入山谷をあやしみたるは、盜來つるものと思へりと聞ゆるなり、然るに盜めることをば云ざるは、盜むよりも、殺す方の罪の重き故なるべし、賊盜律に、凡盜官私馬牛而殺者徒二年半、(馬牛軍國所用、故與餘畜不同、)と見えて、漢國の律も同じ、是も盜と殺とを合せたれども、殺ス方の罪を重しとせるなり、何の國にても、故なく牛を殺すをば、上代より罪とぞしたりけむ、(故律にも然定められたるなり)

〔今昔物語十三〕石山好尊聖人誦法花經免難語第二十

今昔、石山ニ好尊聖人ト云フ僧有ケリ、若ヨリ法花經ヲ受ケ習テ日夜ニ讀誦ス、亦眞言モ吉ク習テ行法ヲ不斷ズ、而ル間事ノ緣有ルニ依テ、丹波ノ國ニ下向シテ、其ノ國ニ有ル間ニ、身ニ病付テ

行歩スル事不能ズ、然レバ其ノ國ノ人ノ馬ヲ借テ其レニ乘テ、石山ニ返ルニ、祇園ノ邊ニ宿ル、其ノ時ニ其ノ邊ニ男出來テ、此ノ乘馬ヲ見テ云ク、此ノ馬ハ先年ニ我ガ被盜タリシ馬也、其ノ後東西南北ニ尋ヌト云ヘドモ于今不尋得ズ、而ニ今日此ニシテ此ヲ見付タリト云テ、馬ヲバ取ツ、好尊ヲバ此レ馬。盜。人。ノ法師也ト云テ、捕ヘテ縛テ、打責テ柱ニ縛リ付テ其ノ夜置タリ、好尊事ノ有樣ヲ具ニ陳ブト云ヘドモ、男更ニ不聞入ズ、爰ニ持經者橫樣ノ難ニ更ニ會テ、我ガ果報ヲ觀ジテ、淚ヲ流シテ泣キ悲テ歎ク事无限シ、○中略其ノ後明ル日ノ朝ニ、京ノ方ヨリ多ノ人馬盜人ヲ追ヒ求メテ來ル、其ノ時ニ此ノ男盜人ヲ捕ヘムガ爲ニ家ヨリ出タルニ、盜人ヲ射ムト爲ル間ニ、錯テ此ノ男コヲ射ツレバ即チ死ヌ、其ノ時ニ諸ノ人、此ノ男被射殺タルヲ見テ云ク、此ノ男无道ニテ、法花ノ持者ヲ捕ヘテ縛リ、打責タルニ依テ、忽ニ現報ヲ感ゼル也、日ヲ不隔ズシテ馬。盜。人。ノ事ニ依テ、死ヌル事可疑キニ非ズト貴ミ合タリ、○下略

〔今昔物語二十五〕源頼信朝臣男頼義射殺馬盜人語第十二

今昔、河内前司源頼信朝臣ト云兵有キ、東ニ吉キ馬持タリト聞ケル者ノ許ニ、此頼信朝臣乞ニ遣タリケレバ、馬ノ主難辭クテ、其馬ヲ上ケルニ、道ニシテ馬盜人有テ、此ノ馬ヲ見テ、極メテ欲ク思ケレバ構テ盜マムト思テ、密ニ付テ上ケルニ、此ノ馬ニ付テ上ル兵共ノ、緩ム事ノ无カリケレバ、盜人道ノ間ニテハ否不取シテ、京マデ付テ盜人上ニケリ、馬ハ將上ニケレバ、頼信朝臣ノ厩ニ立テツ、而ル間頼信朝臣ノ子頼義ニ、我ガ祖ノ許ニ、東ヨリ今日吉キ馬將上ニケリト人告ケレバ、頼義ガ思ハク、其ノ馬由无カラム人ニ被乞取ナムトス、不然前ニ我レ行テ見テ、實ニ吉馬ナラバ、我レ乞ヒ取テムト思テ、祖ノ家ニ行ク、雨極ク降ケレドモ、此ノ馬ノ戀カリケレバ、雨ニモ不障ラ夕(ユフ)方(サ)リ行タリケルニ、祖子ニ云ハク、何ド久クハ不見リツルゾナド云ケレバ、次デニ此レハ此ノ馬將來ヌト聞テ、此レ乞ハムト思テ來タルナメリト思ケレバ、頼義ガ未ダ不云出前ニ、祖ノ云ク、東

ヨリ馬將來タリト聞ツルヲ、我ハ未ダ不見、道タル者ハ吉キ馬トゾ云タル、今夜ハ暗クテ何トモ不見ジ、朝見テ心ニ付カバ、速ニ取レト云ケレバ、頼義不乞前ニ此ク云ヘバ喜シト思テ、然ラバ今夜ハ御宿直仕リテ、朝見給ヘムト云テ留ニケリ、宵ノ程ハ物語ナドシテ、夜深更ヌレバ、祖モ寢所ニ入テ寢ニケリ、頼義モ傍ニ寄テ寄臥シケリ、然ル間雨ノ音不止マ降ル、夜半許ニ雨ノ交レニ馬盜人來リテ、此ノ馬ヲ取テ引出テ去ヌ、其ノ時ニ厩ノ方ニ人音ヲ擧テ叫デ云ク、夜前將參タル御馬ヲ盜人取テ罷リヌト、頼信此ノ音ヲ髴ニ聞テ、頼義ガ寢タルニ此ル事云ハ聞クヤト、不告シテ起ケルマヽニ、衣ヲ引キ壺折テ、胡簶ヲ掻負テ、厩ニ走行テ、自ラ馬ヲ引出シテ、賤ノ鞍ノ有ケルヲ置テ、其レニ乘テ只獨リ關山樣ニ追テ行ク心ハ、此ノ盜人ハ、東ノ者ノ此ノ吉キ馬ヲ見テ取ラムトテ付テ來ケルガ、道ノ間ニテ否不取シテ京ニ來テ、此ル雨ノ交レニ取テ去ヌルナメリト思テ行ナルナベシ、亦頼義モ其ノ音ヲ聞テ、祖ノ思ケル樣ニ思テ、祖ニ此クトモ不告シテ、未ダ裝束モ不解デ丸寢ニテ有ケレバ、起ケルマヽニ、祖ノ如クニ胡簶ヲ掻負テ、厩ナル□關山樣ニ只獨リ追テ行ナリ、祖ハ我ガ子必ズ追テ來ラムト思ケリ、子ハ我ガ祖ハ必ズ追テ前御ヌラムト思テ、其レニ不後ト走ラセツヽ行ケル程ニ、河原過ニケレバ、雨モ止ミ空モ晴ニケレバ、彌ヨ走ラセテ追ヒ行程ニ、關山ニ行キ懸リヌ、此ノ盜人ハ其ノ盜タル馬ニ乘テ、今ハ逃得ヌト思ケレバ、關山ノ喬ニ水ニテ有ル所、痛クモ不走シテ、水ヲツブ〳〵ト歩バシテ行ケルニ、頼信此ヲ聞テ、事シモ其々ニ本ヨリ契タラム樣ニ暗ケバ、頼義ガ有无モ不知ヌニ、頼信射ヨ彼レヤト云ケル言モ未ダ不畢ニ弓音スナリ、尻答ヌト聞クニ合セテ、馬ノ走テ行ク鐙ノ、人モ不乘音ニテカラ〳〵ト聞エケレバ、亦頼信ガ云ク、盜人ハ既ニ射落テケリ、速ニ末ニ走ラセ會テ馬ヲ取テ來ヨト許云懸テ、取テ來ラムヲモ不待、其ヨリ返リケレバ、頼義ハ末ニ走セ會テ、馬ヲ取テ返ケルニ、郎等共ハ此ノ事ヲ聞付ケテ、一二人ヅヽゾ道ニ來リ會ニケル、京ノ家ニ返リ著ケレバ、二三十人ニ成ニケリ、頼信家ニ

返リ著テ、此ヤ有ツル彼コソアレト云事モ更ニ不レ知シテ、未ダ不レ明程ナレバ、本ノ樣ニ亦這入テ寢ニケリ、頼義モ取返シタル馬ヲバ、郎等ニ打預テ寢ニケリ、其後夜明テ頼信出デ、頼義ヲ呼デ、希有ニ馬ヲ不レ被レ取ル、吉ク射タリツル物カナト云フ事、懸テモ云ヒ不レ出シテ、其馬引出ヨト云ケレバ引出タリ、頼義見ルニ、實ニ吉キ馬ニテ有ケレバ、然バ給ハリナムトテ取テケリ、但シ宵ニハ然モ不レ云リケルニ、吉キ鞍置テゾ取セタリケル、夜ル盗人ヲ射タリケル祿ト思ケルニヤ、怪キ者共ノ心バヘ也カシ、兵ノ心バヘハ此ク有ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔蓮如上人御文〕サレバ聖人〈○親鸞〉ノイハク、タトヒ、牛ヌス人トハイハルトモ、モシハ後世者、モシハ善人、モシハ佛法者トミユルヤウニ、フルマフベカラズトコソオホセラレタリ、

〔窻の須佐美 三〕元和のころほひにや、武州埼玉郡萱間村名主の妹、領主市橋下總守〈長勝〉殿の奥方に、年寄役勤居しが、故郷の跡繼し子死て、外に親族の續べきものなきゆへ、此女を申下し、家を立たき由願しかば、許容ありて、君より送りのもの三四人付て、駕籠にて故郷へ歸りしが、定日より翌日まで著ず、覺束なきとて、江戸まで尋に出しに、君の方にても送りのもの歸らざるは、いかなる事とて、問に遣はされしかど、兎角行衛知らず、方々と捜求めて、小林と云所の池の底より、主從の骸を求め出せり、盗賊の大勢にて如レ此なせしと見えしほどに、さま〲穿議しければ、武藏大宮領指扇村源次郎とて、上州の馬盗の手下なる盗賊どもに極りて、公聽へ達し、これを點撿し、捕へて入牢しけり、源次郎は、此度の事には拘はらざりしかども、惡黨の棟梁なれば、召囚れんとて、嚴敷求められけれども、行衛知れず、かくて源次郎は、忍の家中竹内揔兵衛と云士の方へ出入しけるが、來り申けるは、此度某捜され候ゆへ、一旦影を隱し候へども、某故數多のものどもに難義させんも心外に候へば、自奏して訴出べく存候、されば某數年持來り候刀、空しく捨候半も惜く候間、何にても隨分麁末なる刀を給り候へ、奉行所まで差て出候道の中ばかりに候、夫より捕ら

れ候へば、何にてもくるしからず、此刀は多年御馴染候へば、進上申べく迚、取替て自訟けるに、自奏故斬罪にて事濟けり、その刀は、和泉守兼定、二尺七寸五分、丈夫にてすぐれたる刀なり、捴兵衛友人無的が外祖父なりければ、後これを讓られて秘藏せしを、予が細に見しなり、

〔新著聞集十五才智〕盗賊別才

伏見木幡のあたりちかき村々、夜ごとに馬盗人有しを、程へて捕へしに、その盗人白木綿黒木綿一匹づゝ持たりしかば、いかなる故ぞと問に、されば黒赤栗毛には、白きもめん、白馬には黒もめんを胴中より足までも卷也、たとひ馬主追かけ來りても、夜目には斑と見ゆるまゝ、我馬とはしらざるなりと云しとかや、

强盗

〔倭名類聚抄二乞盗〕群盗　漢書云、群盗滿山、群盗一云强盗、見唐律、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕所引漢書賈山傳文、說文群、輩也、强盗音讀、見枕冊子、後世或謌呼賀无登宇、○中略唐武德律、貞觀律、永徽律、各十二卷、見新唐書、今所傳長孫無忌唐律疏議三十卷、强盗、見賊盗律第三十四條、

〔下學集上人倫〕强盗ガウダウ

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盗人○中略　强盗ガンドウ俗云賀牟止○○○字○中略

說文云、盗人自中出曰竊、　又暗曳船行刦曰柚榜、　方言云、殺人而取其財曰惏ラン音嵐、俗謂之切取强盗、○中略

强盗ガンドウ　衆入、推盗金銀衣服、或縛家人恣取、故名强盗、又謂之推入、其罪最重、○中略

凡盗賊有數品、如放火竊騷動奪物者、其科重於惏賊、今至太平一統時、如熊坂石川之輩者嘗無隱家、

〔常陸風土記〕茨城郡東香島郡、南佐禮流海、西筑波山、北那珂郡、

古老曰、昔在國巢、俗語曰、都知久母、又曰、夜都賀波岐、山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來、則入窟、而竄之、其

人去、更出郊以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盗、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黒坂命、伺候出遊之時、以茨蕀塞施穴內、即縱騎兵急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡繫茨蕀、衝害刺傷、終疾死散、故取茨蕀以著縣名、（所謂茨城郡、今存那珂郡之西、古者郡家所置、即茨城郡內、風俗諺曰、水依茨城之國、）或曰、山之佐伯、野之佐伯、自爲賊長、引率徒衆、横行國中、大爲劫殺、時黒坂命、規滅此賊、以茨城造、所以地名、便謂茨城焉、○下略

〔類聚三代格十二下〕太政官符

應搜捕盗賊事

右撿案內、延暦三年十月卅日勅書偁、如聞、比來京中盗賊稍多、掠物街路、放火人家、良由職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害、自今以後、宜仰隣保撿察非違、一如令條、其放火劫略之類、不必拘法、懲以殺罰者、又太政官去寶龜四年八月廿九日符偁、奉勅、如有捕獲行火盗賊、勘當得實者、宜示衆格殺以懲後惡者、被右大臣宣偁、奉勅、如聞、姧宄之賊、寔繁有徒、或闇夜放火、或白晝奪物、所由不勤糺捕、百姓苦彼凶毒、靜言流弊、情切納隍、宜仰有司嚴加督察、搜認閭里、隨獲且進、莫作作違、縱令村邑之中、有結黨遊食、及賊狀不露、景迹可疑者、捕身問訊、詳盡情理、得實之日、具狀申送、事緣切害、不得疎略、

承和七年二月廿五日

〔續日本後紀二十仁明〕嘉祥三年三月乙巳、勅、如聞、頃來盗賊爲群、黎甿被害、或暗中放火、或白晝掠人、宜令左右京職及五畿內國司申明舊章、速搜捕、若致稽慵、准法科責、

〔中右記〕元永二年三月廿四日、今夕有兵部手結、別當被著行云々、下人云、此曉强盗入有經宅、殺害下人等、盗取綿衣五十餘領了、强盗卅人許云々、有經朝臣在源大納言家之者也、近日大略每夜京中强盗亂入、誠以不便也、

〔今昔物語二十九〕明法博士善澄被殺强盗語第二十

今昔、明法博士ニテ助教清原ノ善澄ト云フ者有ケリ、道ノ才ハ並无クシテ、古ノ博士ニモ不劣ヌ

者ニテゾ有ケル、年七十ニ餘テ、世ノ中ニ被レ用デナム有ケル、家極ク貧カリケレバ、万ヅ不レ叶デゾ過ケル、而ル間居タル家ニ强盜入ケリ、賢ク構テ善澄逃テ、板敷ノ下ニ這入ニケレバ、盜人モ否不二見付一ズ成ヌ、盜人入リ立テ心ニ任セテ物ヲ取リテ、物ヲ破リ打カハメカシテ、踏ミ壞テ喤リテ出ニケリ、其ノ時ニ善澄板敷ノ下ヨリ忩ギ出デ、盜人ノ出ヌル後ニ門ニ走リ出デヽ、音ヲ擧テ耶己等シヤ顏共皆見ツ、夜明ケムマヽニ撿非違使別當ニ申シテ、片端ヨリ捕ヘサセテムトスト、極ク妬ク思エケルマヽニ、叫テ門ヲ叩テ云懸ケレバ、盜人此ヲ聞テ、此レ聞ケ己等去來返テ此レ打殺シテムト云テ、ハラ〳〵ト走リ返ケレバ、善澄手ヲ迷シテ家ニ逃テ、板敷ノ下ニ忩ギ入ラムトスルニ、迷テ入ル程ニ額ヲ延ニ突テ、急トモ否入リ不レ敢ザリケレバ、盜人走リ來テ取テ引出デ、太刀ヲ以テ頭ヲ散々ニ打破テ殺シテケリ、然テ盜人ハ逃ニケレバ、云フ甲斐无クテ止ニケリ、善澄才ハ微妙カリケレドモ、露和魂无カリケル者ニテ、此ル心幼キ事ヲ云テ死ヌル也トゾ、聞キト聞ク人々ニ云被レ謗ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ

〔宇治拾遺物語 三〕むかし、大太部とて、いみじきぬす人の大將軍ありけり、それが京へのぼりて、物とりぬべき所あらば、入てものとらんと思て、うかゞひありきけるほどにめぐりもあばれ、門などもかた〳〵はたうれたるを、よこ樣によせかけたる所のあだけなるに、おとこといふものは一人もみえずして、女のかぎりにて、はり物おほくとりちらしてあるにあはせて、八丈うる物などあまたよび入て、きぬおほくとり出て、えりかへさせつゝ、物どもをかへば、ものおほかりける所かなと思て、たちとまりてみいるれば、おりしも風の南のすだれをふきあげたるに、すだれのうちになにの入たりとはみえねども、皮子のいとたかくうちつまれたるまへにふたあきて、きぬなめりとみゆる物とりちらしてあり、これをみてうれしきわざかな、天たうの我に物をたぶなりけりと思て、走かへりて、八丈一疋人にかりてはきてうるとて、ちかくよりてみれば、内にも

ほかにも、おとこといふものは一人もなし、たゞ女共のかぎりしてみれば、皮子もおほかり、物はみえねど、うづだかくふたおほはれ、きぬなども殊外にあり、布うち散しなどして、いみじく物おほく有げなる所かなとみゆ、たかくいひて八丈をばうらで、もちてかへりてぬしにとらせて、同類どもに、かゝる所こそあれといひまはして、そのよ、きて、門にいらんとするに、たぎりゆをおもてにかくるやうにおぼえて、ふつとえいらず、こはいかなる事ぞとて、あつまりていらんとすれど、せめてもの、おそろしかりければ、あるやうあらん、こよひはいらじとてかへりにけり、つとめてさてもいかなりつることぞとて、同るいなどぐして、うり物などもたせてきてみるに、いかにもわづらはしきことなし、物おほくあるを、女共のかぎりして、とり出取をさめすれば、ことにもあらずと返々思、みふせて、又くるれば、よく〳〵志たゝめていらんとするに、なをおそろしくおぼえていらず、わぬしまづいれ〳〵といひたちて、こよひもなをいらず成ぬ、またつとめてもおなじやうにみゆるに、なをけしきけなる物もみえず、たゞ我がおく病にておぼゆるなめりとて、またその夜よく志たゝめて行向てたてるに、日ごろよりも猶ものおそろしかりければ、こはいかなる事ぞといひて、かへりていふやうは、ことをおこしたらん人こそ先いらめ、まづ大太郎が入べきといひければ、さもいはれたりとて、身をなきにしていりぬ、それにとりつきてかたへもいりぬ、入たれどもなをものゝ、おそろしければ、やはらあゆみよりてみれば、あばらなるやのうちに火ともしたり、母屋のきはにかけたる簾をばおろして、すだれのほかに火をばともしたり、まことに皮子おほかり、かのすだれの中のおそろしくおぼゆるにあはせて、すだれの内に矢を爪よるをとのするが、その矢のきて身にたつこゝちして、いふばかりなくおそろしくおぼえて、かへりいづるもせをそらしたるやうにおぼえて、かまへていでえて、あせをのごひて、こはいかなることぞ、あさましくおそろしかりつる、つまよりのをとかなといひあはせてかへりぬ、

そのつとめてそのいゑのかたはらに、大太郎がしりたりけることのありける家に行たれば、みつけていみじくきやうようして、いつのぼり給へるぞ、おぼつかなく侍りつるなどいへば、たゞいまゝうできつるまゝに、まうできたるなりといへば、かはらけまいらせんとてさけわかして、くろきかはらけのおほきなるをさかづきにして、かはらけとりて大太郎にさして、家あるじのみてかはらけわたしつ、大太郎とりてさけをひとかはらけうけてもちながら、この北にはたがゐたまへるぞといへば、おどろきたるけしきにて、まだしらぬか、おほ矢のすけたけのぶの、このごろのぼりてゐられたるなりといふに、さはいりたらましかば、みなかずをつくして、射ころされなましとおもひけるに、ものもおぼえずおくして、そのうけたるさけをいゑあるじに、頭よりうちかけてたちはしりける、ものはうつぶしにたをれにけり、いゑあるじあさましとおもひて、こはいかに〳〵といひけれど、かへりみだにもせずしてにげていにけり、大太郎がとられて、むさのしろのおそろしきよしをかたりけるなり、

〔宇治拾遺物語十一〕これも今はむかし、天暦のころほひ、淨藏が八坂の坊に、強盗その數入みだれたり、しかるに火をともし、太刀をぬきめをみはりて、をの〳〵たちすくみてさらにすることなし、かくて數剋をふ、夜やう〳〵あけんとする時、爰に淨藏本尊に啓白して、はやくゆるしつかはすべしと申けり、そのときに盗人ども、いたづらにてにげかへりけるとか、

〔古今著聞集九武勇〕強盗入たりけるに、貞綱は酒に醉て、白拍子玉壽と合宿したりけり、思ひもよらぬに、ね所に打入たりければ、貞綱太刀をぬきて打はらひて、玉壽を引立て後苑へしりぞきて、檜垣より隣へこして、我身も共に逃にけり、其事世に聞えて、強盗に逃たるわろしなどさたしけるを、貞綱かへり聞て、今より後成共、強盗にあひて命うしなふまじ、幾度も君の御大事にこそ命をばおしむまじけれと、いひけるにあはせて、和田左衞門尉義盛が合戰の時、晝は紅のほろをかけ

て黒き馬に乘、夜るは白きほろをかけて、葦毛の馬に乘て、軍のさきをかけける、誠に一人當千とぞ見へける、日來の詞に合てゆゝしくぞ侍りける、つゐに組合者なかりければ、自害してけり、

〔古今著聞集十二偸盜〕後鳥羽院御時、交野八郎と云强盜の張本ありけり、今津に宿したるよしきこしめして、西面の輩をつかはしてからめ召れける、やがて御幸成て、御船にめして御覽せられけり、彼奴は究竟のものにて、からめて、四方をまきせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず、御船より上皇みづからかいをとらせ給ひて、御をきてありけり、そのとき則からめられにけり、水無瀨殿へ參たりけるに、めしすえて、いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦られたるぞと御たづね有ければ、八郎申けるは、年來からめ手向ひ候事、其數をしらず候、山にこもり水に入て、すべて人をちかづけず候、此度も西面の人々向ひて候つる程は、物の數共覺へず候つるが、御幸ならせおはしまし候て、御みづから御をきての候つる事、忝も可ㇾ申上には候はねども、船のかいははしたなく重き物にて候を、扇抔をもたせ候樣に御片手にとらせおはしまして、やす〳〵とかく御をきて候つるを、少みまいらせ候つるより運つきはて候て、力よは〳〵と覺へ候て、いかにものがるべくも覺へ候はで、からめられ候へぬると申たりければ、御けしきあしくもなくて、をのれめしつかふべき事也とて、ゆるされて御中間になされにけり、御幸の時は烏帽子がけして、くゝりたかくあげてはしりければ、興ある事になんおぼしめされたりけり、

或所に强盜入たりけるに、弓とりに法師をたてたりけるが、秋の末つかたの事にて侍けるに、門のもとに柿木の有ける下に、此師かたて矢はげて立たる上より、うみ柿の落けるが、この弓とりの法師がいたゞきにおちて、つぶれてさん〴〵にちりぬ、此柿のひや〳〵として、あたるをかいさぐるに、何となくぬれ〳〵と有けるを、はや射られにたりと思ひて、おくしてけり、かたへの輩と云やう、はやくいた手を負て、いかにものぶべくも覺ぬに、此頭うてといふ、いづくぞと問へば、

頭を射られたるぞといふ、さぐれば何とはしらずぬれわたりたり、手にあかく物付たれば、げに血なりけりと思て、さらんからにけしうはあらじ、ひきたて丶ゆかんとて、肩にかけて行に、いやはやいかにものぶべくも覺ぬぞ、たゞはやくびを切としきりにいひければ、云にしたがひて打おとしつ、扨其首をつゝみて、大和國へ持て行て、此法師が家になげ入て、しかじかいひつることとて、とらせたりければ、妻子なきかなしみて見るに、更に矢の跡なし、むくろに手ばし負たりけるかと問に、しかにはあらず、此かしらの事計をぞいひつるといへば、いよ〳〵かなしみ悔れ共かひなし、おくびやうはうたてきもの也、左樣のこゝろぎはにて、かく程のふるまひしけんおろか也とぞ、

〔義經記二〕かゞみの宿にて吉次宿にがうとう入事

そも〳〵都ちかき所なれば、人目もつゝましくて、けいせいのはるかの末座に、しやなわう殿〇源義經をなほしける、〇中略その夜かゞみの宿にぶだうの事こそ有ける、その年は世中きゝんなりければ、出羽の國に聞ゆる、せんどうの大將に、ゆりの太郎と申ものと、越後の國に名をえたる、くびきのこほりの住人、ふぢさはの入道と申もの、二人かたらひ、しなのゝ國にこへて、さんのごんのかみの子息太郎、遠江國にかまの與一、するがの國におきつの十郎、上野にとよをかの源八、いげのものども、いづれも聞ゆるぬす人、むねとの者二十五人、そのせい七十人つれて、とうかいどうはすいびす、少よからん山家々々にいたりける、德人あらばをひおとして、わかたう共に、けうあるさけのませてみやこに上り、夏もすぎ秋風たゝば、北國にかゝり國へ下らんとて、やど〳〵山家山家にをし入、をしとりてぞのぼりけり、その夜かゞみのしゆく長者の軒をならべてやどしける、ゆりの太郎、ふぢさはに申けるは、みやこに聞へたる吉次といふ金あき人、奥州へ下るとて、おほくのうり物をもち、こよひ長者のもとにやどりたり、いかゞすべきといひければ、ふぢさは

入道じゆんふうにほをあげ、さほさしをしよせて、しやつがあきなひ物とりて、わかたう共にさけのませてとをれとて出たちける、くつきやうのあしがるども五六人、はらまきゝて、あぶらさしたるくるまだいまつ五六たひに火をつけて、天にさしあげければ、ほかはくらけれども、内は日中のやうにこしらへ、ゆりの太郎と、ふぢさは入道とは大將として、そのせい八人つれて出だち、〇中略夜半ばかりに、長者のもとにうちいりたり、〇下略

〔牛馬問三〕或人の曰、熊坂が事、義經記大全には、義經奥州下りの時、鏡が宿にて夜盗に入、義經に討れし盗の棟梁は、藤澤入道と由利太郎といへるもの也、今世に圖畫に傳ふるは、此兩人を一人にしたる姿なりと見へたり、又義經勳功記には、熊坂長樊と有、異國の長良樊噲が勇猛をかたどり、自長樊と名乘と有、今は樊を範と書たるも有、いづれや是とすべし、曰、熊坂といふもの有、其傳記を詳にせず、扨義經記は、拙ふして且虚誕多し、是を實錄に列しかたし、〇下略

〔吾妻鏡四十六〕建長八年〇康元元年六月二日辛酉、奥州大道、夜討强盗蜂起、成往反旅人之煩、仍此間度度有其沙汰、可致警固之旨、今日被仰付于彼路次地頭等、所謂、

小山田出羽前司　宇都宮下野前司〇中略已上廿四人

御敎書云

奥州大道、夜討强盗事、近年爲蜂起之由有其聞、是偏地頭沙汰人等、無沙汰之所致也、早所領內宿宿、居置直人、可警固、只有如然之輩者、不嫌自他領、不可見隱之由、被召住人等起請文、可被致其沙汰、若尚背御下知之旨、令緩怠者、殊可有御沙汰之狀、依仰執達如件、

建長八年六月二日

某殿

〔看聞日記〕應永廿四年閏五月廿六日、今夜北大路邊有騷動强盗云々、　廿七日、夜前强盗數十人卽

成院ニ入、坊主善基寮等亂入衣裳具足等悉取云々、然而一人も不討留云々、有手引歟、預置記錄櫃一合も不取、口口口存知案內者之條勿論也、驚入之由、以重有朝臣訪之、　六月二日、抑先日卽成院盜人事令糺明、地下一座殿原寺庵人供行者、土民等、悉於御香宮寶前書起請文、當座其失露顯者可召捕用意也、然而無指失、先無爲云々、七ケ日之內、有其失者可被罪科也、　十三日、早旦三位參、卽成院盜人事令露顯云々、有白狀者、（名次郎）彼男申樣、三木三郎（助太郎善理舍弟也）所行也、是明房（卽成院）有不義事之間可討也、其次坊主（卽成院）善基等具足可取也、可被憑之由申、又有二三日、三郎來云、有慶（下野亘有舍弟也、名號卿）使節也、可被憑之由申云々、若不與力者誰にも可逢體也、仍先領狀畢、然而卽成院亂入之時者不相伴、其後御糺明嚴密之間、爲不露顯、次郎男可討云々、此條不可遁之間生涯也、仍白狀中、最初雖令領狀、其時不相交之由以誓言申云々、有慶召則參、相尋之處、三木三郎有慶をも相語畢、所詮兩人與力同心之條勿論也、雖然當日兩人者、不相交之條堅申、又去年十二月十日、楊柳寺へ盜人入、三木三郎所行云々、條々白狀申之間、三木三郎事者、舍兄助太郎（善理）被懸仰、盜人露顯畢、於三郎者、被預置之由下知之處、返答不分明、三郎ハ他行之由申云々、其上者可召捕之由、沙汰人令評定云々、何樣にも白狀申兩人者、先可書告文之由、申於御香宮兩人書告文畢、不思儀出來言語道斷事也、　十四日、祇園會結構云々、船水納涼順事女中（對御方近衞今參）申沙汰、內祭相兼、抑盜人事、夜前助太郎善理禪啓宿所ニ來申樣、三郎事不審之間、種々相尋之處、卽成院推參事者、次郎男有慶等爲張本、三郎を相語畢、更三郎非張行之由金打陳申、設告文千枚雖令書、不可痛存、所詮三郎を召具して侍所へ可罷出、其時訴人有慶次郎男をも被出て可被對決之由申、此儀可然之間、於侍所對決令治定云々、又善基申、其夜强盜人數有、三郎男、雖見知恐怖之間、只今不披露云々、已證人分明也、善基も召具して三品侍所へ可罷出之由申、　十五日、彼白狀人、今日侍所へ可召出之由、治定之處、善理明白ニ申延了、三位先出京、　十六日、早旦沙汰人等、（禪啓有善廣時）有慶次郎男相具侍所（一色）罷出、三木三郎同罷出之由、善理申云々、沙汰

人等於侍所相待之處、三郎不來、雖及晩不見來、三位所司代ニ此子細令申之間、三郎所行無不審、然者不可來之條勿論也、何樣御移徙、御幸以後罷下、彼與黨可召捕之由申、訴人有慶次郎雖可預置、承之趣無不審之間、不召置、先返進之由申、仍召具歸參之處、於深草邊人々告來、善理以下惡黨等、無垢庵ニ集會、率人勢於松原待申之由告來之間、自途中地下人相觸、致其用意罷下之處、於松原善理以下兩三人走來云、餘無面目次第候之間參御迎云々、不及是非問答、馳馬歸參之由申、禪啓以下沙汰人等參、此次第申、言語同斷事也、先無垢庵ニ人を遣して、楯籠惡黨等令見之處、悉落失不見云々、就其三郎以下可召捕歟否、種々有評定、明曉可召捕之由治定畢、　廿八年霜月十二日、今朝四條富小路土藏(寶泉類藏)盜人(入道)一人土藏内ニ走入、内より戸を立閉籠申云、疲牢之餘參也、坊主ニ對面申て有可申事云々、坊主恐怖不對面、以人問答、所詮可賜財寶云々、何樣にも罷出よ、雖一二百貫可賜之由數問答、盜人又云、罷出とも無爲にもおかれじ、付火可燒死之由申、則火打等取出、土藏内小袖帷等ニ付火、去程ニ騷動、侍所馳來、所司代三方山城入道手者共、土藏戸打破三人内へ入、盜人太刀刀ヲ菱ニ植テ容易可入樣もなし、三方若黨しふきと云物、先一人菱を飛越テ内ニ入之處、鬢髮を被切畢、雖然盜人ニ引組之處、自餘つゞきて入、又被切、三人手負、然而遂盜人討取云々、付火小袖等三百計燒焦、騷動中々無是非云々、此土藏一對管領云々、

嘉吉三年七月廿四日、今夜五條坊門室町邊燒亡、數町燒云々、此間連夜燒亡皆強盜所爲云々、天下飢饉惡黨充滿、世上土藏悉所取質物、又德政之怖畏云々、仍飢饉忽餓死勿論也、疲勞之身可如何候哉、失術計時節也、天下之式不可說、

〔豐臣秀吉譜下〕文祿之比、有石川五右衛門者、或穿窬、或强盜不止矣、秀吉命所司代(○前田玄以)等遍搜之、遂捕石川、且縛其母幷同類二十人許、烹殺之三條河原、

〔望海毎談〕一石川五右衛門と云者、生國遠州濱松の侍なり、始は眞田八郎と云ふ、河内の石川郡の

山内古庵と云ふ醫者と所縁あるを以て、其家を頼み居り、石川五右衞門と改號し、終に强盗と成る、文祿の末年捕られ、釜炒の刑に行れたり、時に三十七歲なり、一郞と云ふ幼き子も相共に煮らる、

石川や云々と、辭世したり、

〔松屋筆記九十八〕石川五右衞門生國

石川五右衞門生國ハ、奧州白河のよし、委く武家盛衰記廿六卷に見えたり、

〔笈埃隨筆六〕水無瀨宮

文祿の頃、石川五右衞門とて、世に聞へし盗賊有けるが、手下の者共を具し、此御館に押入らんとするに、神靈のおはすればにや、得忍び課せざりしかば、無念に思ひ、勇氣を振ひ押入らんとするに、忽ち身體縮んで、此中門の內へ入事能はず、流石の强盗なれ共、天位の高きに驚き、後代のしるしにとて、自ら手の形を墨にぬり、此御門の柱に殘し置ぬ、恐れても恐るべき事を、其跡今に右の方の御門柱の上に現然たり〇下略

〇按ズルニ、寬永三年、石川五右衞門ノ百年忌ヲ修セシ事ハ、禮式部佛祭篇百年忌條引ク所ノ百一錄ニ在リ、參照スベシ、

〔上杉編年文書三十二〕掟〇中略

一關討盗人など入候ハヾ、其村の儀ハ不及申、近鄕の者共出合、村中之人調をもいたし、急度可被糺明候、若油斷於有之者、其近邊の者共、曲事可被仰付候事、〇中略

以上

右條々觸下、肝煎百姓等に堅爲申聞、一在所へ一ツ宛書寫し可相渡者也、

慶長九年閏八月二日　山城守〇直江兼續

〔當代記〕慶長十二年五月十四日乙巳、駿河宮ガ崎町ニ〇府中アリ火事出來、四五町失火、夜ルノ四時ナレバ、無膌次入亂、財寶ヲウバイ取、總テ此比人ヲ猥討取、依之金ヲ札ニ被掛ケレ共、誰ガ仕事共未申出、

〔窻の須佐美三〕同じころ〇延享三年ノ頃遠州見付袋井の邊に、濱川庄藏と云者、仇名には日本左衛門と云、三十餘り、長五尺七八寸、强力にて、從ふもの五六百人といへり、所々押入て、强盜す迚、盜賊役德山五郎兵衛より、組の者を遣して、黨類數十人を捕けるに、庄藏は遁出て逐轉せしかば、人相書を以て捜せられしが、冬の末にいたつて、京町奉行永井丹波守尙方殿へ出て、自訟けるは、御尋の庄藏にて候、人相書にて御尋候得ば、隱れ申べき方もなし、あるひは自殺又溺死にても仕べく候へども、某を御尋に付て、歷々の御辛勞のだん承るゆへ罷出候、又士の禮にて、若黨などつれ、御門まで參候は、一人にて參りては、見咎られて捕れては、くち惜候故、如此禮に仕立罷出候、此上は重刑に處せられ候事、覺悟の上にて候と申ければ、繩を懸んとしけるに、强く搦は御無用にて候、いかやうに御搦にても、遁れんと存れば、心にまかせ候、又二十間退候へば人手には懸り申さずと云けり、延享四年丁卯の春、江戸へ下し囚獄し、其手下の者共の捕置るを引出し見せけるに、平伏して尊貴人に仕るが如く、おそれ敬するとぞ、種々推問の上、汝遁れざる身なりとて、京町奉行所へ出たるはさも有べし、見付宿にて捕し時、立退て程經て出ぬるは、心底に巧む所ありと見ゆ、又人人の物を盜みたるにてはなく、貧なるゆへ富有の方に往て金を借りて、困窮のものに貸し與へつるゆへ、諸人歸伏しぬるといふ、さあらば、某の村の民共へ、大金を借置、返すべきといへども受ざる事、徒黨の志と見ゆ、此二ケ條申披べしとありければ、此儀誤りて候、今さら申開きこれなく候と申せしと、巷談にありし、夏の頃、江戸中引廻し斷罪、見付の宿に梟首せられぬ、同類の中六人同罪、奴僕一人遠島せしとかや、

巷說に、此濱川は、尾州宗春公に仕へ、間者の役なりしに、後には側近く召されしともいへり、岡崎へ盜みに入し咄し、其外種々の物がたりありし、金千兩並衣類上池村駒右衞門、千百兩並質物に置候衣類向坂村甚七郎六十兩餘向坂村西村大德寺、千兩並衣類山崎村平之助、四兩程山瀨村彌次兵衞、質物の衣類三木賀村治兵衞、五十兩並衣類赤池村源左衞門、衣類半鐘深見村金左衞門、一兩貳分並衣類北島村平十郞、

右庄藏當春より所々押込取り申候、此外村々にて取候もの數々に候、手下のものども去月十九日より廿二日まで段々召捕候、日本左衞門は遁申候、右之趣德山五郎兵衞殿より申上られ候由、風說書に見えたり、

此時掛川の城主小笠原士丸殿(後能登守長恭)幼年なり、家老共注進申さず、越度ありしとて、逼塞の公命有しとぞ、

〔窻の須佐美二〕伊豫國松山(松平隱岐守定直從四位侍從)の城下の在町にや、夫婦の中に男子ありて、十三歲になりけるが、母の妹なるもの來りて、歸るさに、かの子もつれて在鄕へ歸り、こゝに止宿すべきにてありけるが、暮方に及びて、かの連れ子歸るべきよしいひければ、伯母聞て、日も暮方になりぬ、一里餘の道なれば、夜に入なん、下男は皆田へ出て今に歸らず、送遣すべきやうもなし、明朝とく歸やといへり子の云やう、とまるべき心にてありしが、何とやらん俄に歸り度なりぬるあいだ、一人歸るべきとて、急ぎ歸りしが、よひ過に歸りつきて、家に向ひたれば、家内燈の火みち／＼見えし程に、窻より見れば、あらくましき男七八人、面を黑く塗りて、つどひ居たり、ふしぎにおもひ、露次より忍び入、うらの方のまどより見るに、母には竈(カマド)をおびたゞしくもやして、食を炊ぐ體なり、小聲に呼ければ、母窻より、いかにぞやと云に、唯今かへりけるに、いかなる事に候や、かわりたる體、ふしぎに候と問ふ、母ひそかに、暮過より盜人十人餘り入こみて、父をば切殺し、下男は殘らず

掘置ければ、われに食炊きて出せとせむるまゝ、是非なくと、のへ居るなり、盜人五六人は藏へ往て有と語りければ、鐵砲に玉藥火繩そへて、ひそかに給れ、食を出す時、かれらが並よく一列にならぶやうに膳をすへたまへといふ、その如く膳をならべし程に、盜人等一列にならび、食なかば頃、窓より鐵砲をさし入、よくねらひてはなしけるに、五人を搏倒しぬ、殘りのものおどろきさわぎ、遁げちりけれども、五人の死骸をもつて吟味ありければ、こと〴〵くさがし出され、國君より刑罰せられ、その子は士となして遣はれけるとぞ、松山より出たる九十餘の男が、むかし物語りにしける、おもふに延寶年中の事やらん、

〔窻の須佐美三〕芝の大佛の住持如來寺は、寢間近く、士と見へて、五七人山をつたひ下りて押込なん氣色なり、差掛りの事にて、住持の甥やらん、十五六ばかりなる角前髮の少年、寢て居りしが、聞付て、身繕ひして、向ひやゝしばらく戰ふ所に、住持は次の間にありて、隨分働くべし、爰に鎗を提て居るなれば、手づよくはわれ出て突ふせんと高聲に呼ぶ中に、少年よく働きて、一人に手を負せければ、山へかけのぼりて、引取けるとぞ聞へし、元祿のはじめのころにやありけん、

〔下學集上人倫〕山賊サンゾク日本世話、山盜人云也、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盜人〇中略

山賊ダチ　毎竄居山野、夜出奪往來之貨、或剝取衣服、名之山賊、夜末太知又謂逐剝ヲイハギ、

〔彙盜集〕旅人いくあひだにぬす人あひたり、

旅人はすりもはたごもむなしきをはやくいましね山のとねたち

〔古今著聞集十二偸盜〕かゝる程に、大明神の御詫宣に、我國第一の能說をきかん事を悅思ふに、いかにかくさまたげをばなすぞと、をめしたまひければ、恐をなして、本議にまかせて請じ下してけり、賊に富樓那の辨說をはきて、衆人感淚を垂ぬはなかりけり、隨喜のあまり南都こぞりて、われも

海賊

われもと臨時の佛事をはじめて請じける程に、布施はしたなく多く取てのぼるとて、日たけて出たりけるに、奈良坂にて山だち待まうけて、布施物みなうばひ取けり、〇中略山だち共忽に悪心をあらためて歸伏せるけしきに成て、うばひ取所の物共、こと〴〵く返しあたへてけり、

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

伊勢國鈴鹿關ニテ朝夕山立シテ、〇伊勢三郎年貢正税追落、在々所々ニ打入、殺賊強盜シテ、妻子ヲ養トコソ聞、其ハ有シ事ナレバ、諍所ナシト云、〇下略

〔新編追加 雜務〕一鈴鹿山幷大江山惡賊事、爲近邊地頭之沙汰可令相鎮也、若難停止者、改補其仁可有靜謐計也、以此趣相觸便宜地頭等、可被申散狀者、依仰執達如件、

延應元年七月廿六日　前武藏守 泰時 判

修理權大夫 時房 判

相模守殿

越後守殿 〇又見侍所沙汰篇

〔事實文編拾遺 六〕高山彥九郎傳　杉山仙太郎

高山正之、字仲繩、稱彥九郎、上野新田郡細谷村人也、〇中略天明季年、京師災、正之聞之、晝夜兼行、馳而赴京、夜過木曾山中、有賊數人、拔刀欲脅正之、正之瞋目叱曰、汝不知上野高山彥九郎乎、今聞天闕有災、馳而赴之、汝輩豈汚我刃乎、賊皆慴伏、後巨賊繫大坂獄、自語、平昔未嘗有恐怖、嘗在木曾山中、要人爲劫、遇一丈夫、瞋目叱我、憶之今猶股栗也、彼自呼高山某、豈所謂天狗者乎、〇下略

〔倭名類聚抄 二 乞盜〕海賊　後漢書云、海賊張伯路、寇略緣海九郡、

〔箋注倭名類聚抄 一 男女〕後漢書九十卷、宋范曄撰、所引安帝紀文、按說文賊、毀也、是殘賊字、以爲賊盜字者、轉注也、伊勢廣本正文海賊下、有海書如骸四字、疑似當作海音如骸、爲夾行分注也、

〔伊呂波字類抄人加倫〕海賊カイソク

〔和漢三才圖會人倫之用十〕盜人〇中略

海賊カイソク　即抽榜也、俗云波牟婆ハハン、相傳、往昔有倭船竊入唐强盜者、其船幟銘八幡神號、以爲海上鎭護、華人不曉之、總以海賊稱八幡、亦一笑也、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應勤施方略早斷盜賊事

右被大納言正三位兼行左近衞大將藤原朝臣氏宗宣偁、頃年搜捕海賊、督察奸盜之狀、數度下符、警告稠疊、而今如聞、凶徒不絕竊盜尙繁、水浮陸行、皆憂賊害、實是國司遞莫府旨、不勤肅淸之所致也、夫五家、相保一人爲長、以相撿察、載在法條、又容止盜賊、科罪非輕、然則事須隣伍之內必置保長、察以行來、詳以去就、亦其市津及要路、人衆猥雜之處、多施方略、勤設偵邏、募以捕獲之賞、示以容舍之辜、使奸濫徒無所留跡、若不加愼行、重致解體者、必處重責、不曾寬宥、

貞觀九年三月廿七日

〔土佐日記〕廿一日、〇承平五年正月かくいひつゝゆくに、ふなぎみなる人、なみを見て、國よりはじめてかいぞくむくひせんといふなる事をおもふうへに、海のまたおそろしければ、かしらもみなしらけぬ、なゝそぢやそぢは、うみにあるものなりけり、〇下略

〔本朝世紀〕承平五年六月廿一日甲申、大納言藤原恒佐卿參入、著左仗座、被定行以來廿八日、可有臨時幣帛使之由、是海賊未平伏、仍爲祈禱也、伊勢、石淸水、賀茂上下、松尾、平野、大原野、稻荷、春日、大神、住吉、

〔今昔物語二十五〕藤原純友依海賊被誅語第二

今昔、朱雀院ノ御時ニ、伊豫掾藤原純友ト云者有ケリ、筑前守良範ト云ケル人ノ子也、純友伊豫國ニ有テ、多ノ猛キ兵ヲ集テ眷屬トシテ、弓箭ヲ帶シテ船ニ乘テ常ニ海ニ出テ、西ノ國々ヨリ上ル

船ノ物ヲ移シ取テ、人ヲ殺ス事ヲ業トシケリ、然レバ往反ノ者輙ク船ノ道ヲ不行シテ、船ニ乘コト无カリケリ、此ニ依テ西ノ國々ヨリ國解ヲ奉テ申サク、伊與掾純友惡行ヲ宗トシ、盗犯ヲ好テ船ニ乘テ常ニ海ニ有テ、國々ノ往反ノ船ノ物ヲ奪ヒ取リ人ヲ殺ス、此レ公私ノ爲ニ煩ヒ无キニ非ズト、公此ヲ聞召シ驚カセ給テ、散位橘遠保ト云者ニ仰ヲ給テ、彼ノ純友ガ身ヲ速ニ可罰奉シト、遠保宣旨ヲ奉テ伊豫國ニ下テ、四國幷ニ山陽道ノ國々ノ兵ヲ催シ集メテ、純友ガ栖ニ寄ル、純友力ヲ發シテ待合戰フ、然ドモ公ニ勝チ不奉シテ、天ノ罰ヲ蒙ニケレバ、遂ニ被罰ニケリ、亦純友ガ子ニ年十三ナル童有リ、形端正也、名ヲ重太丸ト云、幼稚也ト云ヘドモ、父ト共ニ海ニ出テ、海賊ヲ好テ長ニ劣ル事无カリケリ、重太丸ヲモ殺シテ、首ヲ斬テ、父ガ首ト二ノ頭ヲ持テ、天慶四年ノ七月七日、京ニ持上リ著テ、先ヅ右近ノ馬場ニシテ、其ノ由ヲ奏スル間、京中ノ上中下ノ人、見喤ル事无限リ、車モ不立堪ヘ、歩人ハウラ所无シ、公、此レヲ聞食シテ遠保ヲ感ゼサセ給ケリ、其ノ次ノ日、左衞門ノ府生掃守ノ在上ト云高名ノ繪師有リ、物ノ形ヲ寫ス少モ違フ事无カリケリ、其レヲ內裏ニ召テ、彼ノ純友幷ニ重太丸ガ二ノ頭、右近ノ馬場ニ有リ、速ニ其ノ所ニ罷テ、彼ノ二ノ頭ノ形ヲ見テ、寫テ可持參シト、此レハ彼ノ頭ヲ公ケ御覽ゼムト思食ケルニ、內裏ニ可持入キニ非バ、此ク繪師ヲ遣ハシテ、其形ヲ寫シテ御覽ゼムガ爲也ケリ、然テ繪師右近ノ馬場ニ行テ、其ノ形ヲ見テ寫テ內裏ニ持參タリケレバ、公殿上ニシテ此ヲ御覽ジケリ、頭ノ形ヲ寫タルニ少モ違フ事无カリケリ、此ヲ寫テ御覽ズル事ヲバ、世人ナム承ケ不申ケル、然テ頭ヲバ撿非違使左衞門府生若江ノ善邦ト云者ヲ召テ、左ノ獄ニ被下ニケリ、遠保ニハ賞ヲ給テケリ、

〔日本紀略二朱雀〕承平六年六月某日、南海賊徒首藤原純友結黨、屯聚伊豫國日振島、設千餘艘、抄却官物私財、爰以紀淑人任伊豫守、令兼行追捕事、賊徒聞其寬仁、二千五百餘人悔過就刑、魁帥小野氏彥、紀秋茂、津時成等、合卅餘人、束手進交名歸降、卽給衣食田畠、行種子、令勸農業、號之前海賊、

〔源氏物語二十二玉鬘〕海賊の舟にやあらん、ちひさき舟のとぶやうにてくるなどいふ物あり、海賊のひたぶるならんよりも、彼おそろしき人のをひくるにやと思に、せんかたなし、

〔今昔物語二十八〕豐後講師謀從鎭西上語第十五

今昔、豐後ノ講師□ト云フ僧有ケリ、講師ニ成テ國ニ下テ有ケルニ、任畢ニケレバ亦任ヲモ延ベムト思、可然財共船ニ取積テ京ヘ上ケルニ、相知レル者共ノ云ケル樣、近來海ニハ海賊多カナリ、其ニ可然兵士モ不具テ、物ヲバ多船ニ取リ積テ上リ給フハ糸心幼キ事也、倚可然カラム者共ヲ語ヒテ具シテ將御セト、講師ガ云ク、事爲ルニ錯テ海賊ノ物ヲ我レハ取トモ、我ガ物ヲバ海賊取テムヤトテ、船ニ胡錄三腰許取リ入テ、墓々シキ兵立タル者一人モ不具デ上ケリ、國々ヲ通リ持行クニ、□程ニテ怪キ船二三艘許後前キニ出來ヌ、前ヲ横樣ニ渡リ、亦後ニ有テ講師ガ船ヲ衞ツ、此ノ船ノ內ナル者共、海賊來ニケリトテ恐ヂ迷フ事糸極ジ、然レドモ講師露不動ズ、然ル間海賊ノ船一艘押寄ス、漸ク近ク寄スル程ニ、講師青色ノ織物ノ直垂ヲ著テ、柑子色ナル紬ノ帽子ヲシテ口ノ方ニ少シ居ザリ出、簾ヲ少シ卷上テ海賊ニ向テ云ク、何人ノ此ハ寄リ坐ルゾト、海賊ノ云ク、侘人ノ粮少シ申サムガ爲ニ參タル也ト、講師ノ云ク、此ノ船ニハ粮モ少シ有リ、輕物モ人要ス許ノ物ハ少々有リ、何ニマレ其達ノ御心ニ任ス、侘人ナド名乘レバ糸惜サニ、少シヲモ進マ欲シケレドモ筑紫ノ人ノ聞テ云ハム樣ハ、伊佐ノ入道ハ其々ニテ、海賊ニ値テ被縛テ、船ノ物皆被取ニケリトコソハ云ハムズラメト、然レバ心トハ否不進マジキ也、能觀既ニ年八十ニ成ナムトス、此マデ生タル事不思懸ヌ事也、東ノ度々ノ戰ニ生遁テ、八十ニ及テ其達ニ可被殺キ報コソハ有ラメ、此レ兼テ思ツル事也、今始メテ可驚キ事ニ非ズ、然レバ其達疾ク此ノ船ニ乘リ移テ、此ノ老法師ノ頸ヲ搔切レ、此ノ船ニ侍ル男共、穴賢彼ノ主達ニ手向ナ不爲ソ、今出家シテ後シモ今更ニ戰ヲ可爲ニ非ズ、此ノ船ヲ疾ク漕ヨセテ、彼ノ主達ヲ乘セ進レト、海賊此レヲ聞テ伊佐ノ平

新發意ノ座スルニコソ有レ、疾ク逃ゲヨ己等ト云テ、船ヲ漕次テ逃ニケリ、海賊ノ船ハ疾ク構タル船ナレバ、鳥ノ飛ガ如クシテ去ヌ、其ノ時ニ講師從者共ニ此ヲ見ヨ、己等現ニ我レヤ海賊ニ物被取タルト云テ、平カニ物共京ニ持上テ、亦其國ノ講師ニ更ニ成テ下ケル度ニハ、可然キ人ノ下ケルニ付テ、筑紫ニ下テ道ノ事共ヲ人ニ語ケレバ、極キ盗人ノ老法師也ヤトゾ聞ク人讃メケル、伊佐ノ新發意ト名乘ラムト思ヒ寄ケル心ハ、現ニ伊佐ノ新發意ニモ增リタリケル奴也カシト云テゾ人咲ヒケル、此ノ講師ハ物云ヒ可咲キ奴ニテゾ有ケレバ、然モ云ケル也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集十二偸盗〕又篳篥師用光南海道に發向の時、海賊にあひけり、用光を既にころさんとする時、海賊に向ていはく、我久敷篳篥をもて朝につかへ世にゆるされたり、今いふがひなく賊徒のために害されんとす、是宿業のしからしむる也、しばらくの命得させよ、一曲の雅聲をふかんといへば、海賊ぬける太刀をおさへてふかせけり、用光最後のつとめと思て、泣々臨調子吹にけり、其時なさけなき群賊も、感涙をたれて、用光をゆるしてけり、剩淡路の南流と迄をくりておろしおきけり、諸道に長ぬるは、かくのごとくの德を必あらはする事也、當代なをしかある事共多かり、

正上座といふ弓の上手わかゝりける時、參河の國より熊野へわたりけるに、伊勢國いらごのわたりにて、海賊にあひにけり、惡徒等が舟すでに近付て、御米まいらせよといひけるを、正上座人を出していはせけるは、是は熊野へ參る御米也、賊徒等のぞみ有べからず、惡徒等かく云を聞て、熊野の御米と見ればこそ、左右なくはとゞめね、しからずばかくまで詞にていひてんやといふ、上座その時腹卷きてひきめ一、じんどう一をとりぐして、たてつかせて船のへにすゝみ出て、惡徒等が望み申事いかにも叶ふべからず、止ぬべくは御米成共とゞめよかしといふを、海賊一人

もの丶ぐして、出向てこと葉たゞかひをしけり、海賊が船に幕引まはして、たてをつきて、其中に悪徒等其數多く有、しばし詞たゞかひして、上座まづひきめもて海賊を射たるに、海賊くゞまりて箭を上へとをしけり、ひきめ耳をひゞかして通ぬれば、則立あがる所を、いつのまにか矢つぎしつらん、じんどうをもてたちあがる目のあひを射て、うつぶしにいふせてけり、此矢つぎのはやさに海賊らおどろきて、是は誰にておはしまし候ぞと問たりければ、汝らしらずや、正上座行快ぞかしと名乘て、此邊の海ぞくは定て熊野だちの奴原にてこそ有らめと思へば、優如してこれをもて手なみをば見するぞといひたりけるに、海ぞく等さらば始よりさは仰られで、希有にあやまちすらんにとて、こぎかへりにけり、

〔北條五代記九〕戰船を海賊といひならはす事

見しは昔、北條氏直と、里見義頼、弓矢の時節、相模安房兩國の間に入海有て、舟の渡海近し、故に敵も味方も兵船おほく有て、たゝかひやん事なし、夜るになれば、或時は小船一艘二艘にてぬすみに來て、濱邊の里をさはがし、或時は五十艘三十艘渡海し、浦里を放火し、女わらはべを生捕、卽刻夜中に歸海す、島崎などの在所のものは、わたくしに、くわぼくし、敵方へ貢米を運送して、半手と號し、夜を心やすく居住す、故に生捕の男女をば、是等のもの、敵方へ内通して買返す、去程に、夜に至れば、敵も味方も海賊や渡海せんと、浦里の者ふれまはつて用心をなし、海賊のさた、日夜いひやむ事なし、今は諸國をさまり、天下泰平四海遠浪の上までもをだやかにして、靜なる御時代なり、然共兵船おほく江戶川につなぎをき給ふ、ある人いくさ舟の侍衆を海賊の者と云ければ、其中に一人此言葉をとがめていはく、むかしより山賊海賊と云ふ事、山にあつて盜をなし、舟にて盜をするものを名付けたり、文字よみもえかなり、侍たるもの丶盜をする者や有、海賊とは言語道斷曲事かな、物をもえらぬ木石なりといかる、此者聞て、我文盲ゆへ、文字よみもえらず、扨て舟

引剝

乘の侍の名をば何とか申べき、をしへ給へと云時、此侍は返答につまり無言す、〇下略

〔安齋隨筆後編六〕一ヒ。ハ。ギ。　引ハギの略語也、今世オ。ヒ。ハ。ギ。と云ふ盜人也、人ノ衣服を引ハグを云也、宇治拾遺卷二駿河前司橘季通が事を書きたる條に、大路に女聲にてヒハギありて人コロスやトヲメク、

〔建武式目〕一可ㇾ被ㇾ鎭二狼藉一事

晝打入夜强盜所々之屠殺、辻々之引剝、叫喚更無二斷絕一、尤可ㇾ有二警固之御沙汰一乎、

〔今昔物語二十五〕藤原保昌朝臣値二盜人袴垂一語第七

今昔、世ニ袴垂ト云極キ盜人ノ大將軍有ケリ、心太ク力强ク足早手聞キ、思量賢ク世ニ並ビ无キ者ニナム有ケル、万人ノ物ヲバ隙ヲ伺テ奪ヒ取ルヲ以テ役トセリ、其レガ十月許ニ衣ノ要有ケレバ、衣少シ儲ト思テ可ㇾ然キ所々ヲ伺ヒ行ケルニ、夜半許ニ人皆寢靜マリ畢テ、月ノオボロ也ケルニ、大路ニスヾロニ衣ノ數著タリケル主ノ、指貫ナメリト見ユル袴ノ喬挾テ、衣ノ狩衣メキテナヨヽカナルヲ著テ、只獨リ笛ヲ吹テ行キモ不ㇾ遣ラ、練リ行人有ケリ、袴垂是ヲ見テ、哀レ此コソ我レニ衣得サセニ出來ル人ナメリト思ケレバ、喜テ走リ懸テ打臥セテ衣ヲ剝ムト思フニ、怪シク此ノ人ノ物恐シク思ケレバ、副テ二三町許ヲ行クニ、此ノ人我ニ人コソ付ニタレト思タル氣色モ无クテ、彌ヨ靜ニ笛ヲ吹テ行ケバ、袴垂試ムト思テ足音ヲ高クシテ走リ寄タルニ、少モ騷タル氣色モ无クテ、笛ヲ吹乍ラ見返タル氣色、可ㇾ取ㇾ懸クモ不ㇾ思リケレバ、走リ去ヌ、此樣ニ數度此樣彼樣ニ爲ルニ、塵許騷タル氣色モ无ケレバ、此ハ希有ノ人カナト思テ、十餘町許具シテ行ヌ、然リトテ有ラムヤハト思テ、袴垂刀ヲ拔テ走リ懸タル時ニ、其ノ度笛ヲ吹止テ立返テ、此ハ何者ゾト問フニ、譬ヒ何ナラム鬼也トモ、神也トモ、此樣ニテ只獨リ有ラム人ニ走リ懸タラム、然マデ怖シカルベキ事ニモ非ヌニ、此ハ何ナルニカ心モ肝モ失セテ、只死ヌ許怖シク思エケレバ、我ニモ非

追落

胡麻之蠅

デ、被二突居一ヌ、何ナル者ゾト重ネテ問ヘバ、今ハ逃グトモ不レ逃マジカメリト思テ、引剝候フト、名ヲバ袴垂トナム申シ候フト答フレバ、此ノ人然カ云者、世ニ有トハ聞クゾ、差フシ氣ニ希有ノ奴カナ、共ニ詣來ト許云ヒ懸テ、亦同樣ニ笛ヲ吹テ行ク、此ノ人ノ氣色ヲ見ルニ、只人ニモ非ヌ者也ケリト恐ヂ怖レテ、鬼神ニ被レ取ルト云ラム樣ニテ、何ニモ不レ思デ共ニ行ケルニ、此ノ人大キナル家ノ有ル門ニ入ヌ、沓ヲ履乍ラ延ノ上ニ上ヌレバ、此ハ家主也ケリト思フニ、内ニ入テ即チ返リ出デ、袴垂ヲ召テ綿厚キ衣一ツヲ給ヒテ、今ヨリモ此樣ノ要有ラム時ハ參テ申セ、心モ不レ知ラム人ニ取リ懸テハ、汝不レ被レ誤ナドゾ云テ内ニ入ニケル、其後此ノ家ヲ思ヘバ、號攝津前司保昌ト云人ノ家也ケリ、此ノ人モ然也ケリト思フニ、死ヌル心地シテ生タルニモ非デナム出ニケル、其後袴垂被レ捕テ語ケルニ、奇異クムクツケク怖シカリシ人ノ有樣カナト云ケル也、此ノ保昌朝臣ハ家ヲ繼タル兵ニモ非ズ、□ト云人ノ子也、而ルニ露家ノ兵ニモ不レ劣トシテ、心太ク手聞キ強力ニシテ、思量ノ有ル事モ微妙ケレバ、公モ此ノ人ヲ兵ノ道ニ被レ仕ルニ、聊心モト无キ事无シ、然レバ世ニ靡テ此ノ人ヲ恐ヂ迷フ事无レ限リ、但シ子孫ノ无キヲ、家ニ非ヌ故ニヤト人云ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集 十二 偸盜〕くらまうでの者の、夕暮に市原野を過けるに、盜人に行あひて、著たる物はぎとられて、剩きずを負て侍と、人のかたるをきゝて、慶算がよみ侍りける、

夕暮に市原野にておふきずはくらまぎれとやいふべかるらん

〔尺素往來〕夜討、强盜、〇中略追落等、此間聊蜂起事、於二京都一者侍所、於二國郡一者守護、可レ被レ致二嚴密撿斷一歟、

〔燕石雜志 四〕又念秧杜騙を、胡麻の蠅と名づけたるは、その賊なるや不や見わきがたきを、胡麻の上なる蠅に譬たる也、亦少女を豪奪して、これを略賣するものを、世俗かどはかしと唱て、勾引の二字を當たり、乃唐山にいふ、拐契の賊也、和訓かどはかしとは、その門を迷して、他處へ誘引の義

掏摸

ならん、人の人に誑る、をばかさる、といひ、狐狸の人を魅するを、又ばかすといふ、ばかすは馬鹿にする也、馬鹿は秦の趙高が、鹿を指て馬也といはせし故事なるよしは、世俗もをさ〳〵しれるなるべし、これら無益の辨なれど、筆の走るまゝに注しつ、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盜人偷兒　和名奴須比止俗云須里

按俗以盜曰須利申來未詳、蓋篷和名須利竹篋以爲行旅之具、若盛水物、則竊洩去而篷乾、譬之竊盜、終爲盜謎乎、

腰切。。　交詳集中、竊奪懷中物、剪取印籠巾著、謂之腰切、

〔燕石雜志四〕又棍徒をスリといふ、鄉談雜字に、鄉談剪紐正音掏摸と出せしは是也、契冲河社に、兼盛集なる、旅人はすりも、はたごもむなしきをはやくいましね山のとねたち、といふ歌を引て、篷字を當たり、亦學語篇には、須利と書て梵語なりと注したれど、出處詳ならず、彼がすりちがひつゝゆくさまにて、物とらんとするなれば、やがてすりといふなり、

〔種樹園法下〕然レドモ人ヲ譏シテ己ガ身ノ出世ヲ圖リ、或拐見、騙兒、狗摸、夜盜等ヲ働ク惡徒ト雖ドモ、己ガ私曲ヲ人ニ隱スヲ觀ルトキハ、卽是其内心ニハ、天命ノ四性具存シテ、其德ノ自明ナルノ明徵ナリ、

○按ズルニ、右ハ佐藤信淵ノ著ナリ、狗摸ノ狗ハ掏ノ誤ナリ、

〔大淸律例集要新編二十四刑律賊盜下〕凡盜公取竊取皆爲盜、公取謂行盜之人、公然而取其財、如強盜搶奪、竊取謂潛形隱面、私竊取其財、如竊盜掏摸、皆名爲盜、○下略

〔老人雜話上〕信長城を武衞陣ニ築き、公方をすへて慶賀の能あり、老人も四歲ばかりにて、乳母に抱れて見物す、其日信長は小鼓を撃れしなり、長岡山齋は老人より歲長し、六歲ばかりにて猩々を一番舞れし、其時歸りに、門外にて盜人に後ろの紐を切られしことを覺たりと語れり、其比は

ぬすびとの刀かうがい小刀抔を拔取ことをしたり、是故に盜人をぬきしと云し、今のすりと云が如し、

〔梵舜日記〕慶長十二年四月十九日辛亥、申樂能、觀世大夫、寶生大夫兩人之立會也、巳刻ニ始、〇中略豊國西總門之於ㇾ內、スリ盜人在ㇾ之、板伊州奉行二人爲ニ沙汰一成敗申付也、　九月十八日戊申、神事如ㇾ常、〇中略神供所之邊、スリノ盜人アリ、各追出、大鳥居於ㇾ邊殺了、

女盜

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年十二月甲午、夜分女盜二人昇ニ入清涼殿一、天皇愕然、令ニ藏人等告ニ宿衛一人、遂捕ㇾ之、纔獲ニ一人一、其一人脫亡、

〔古今著聞集 十二偸盜〕隆房大納言撿非違使別當のとき、白川に强盜入にけり、其家にすぐやか成者有て、强盜とたゝかひけるが、なにごとなくて强盜の中にまぎれまじはり來ける、うちあはんにはゑおほせん事かたく覺えければ、かくまじはりて物わけん所に行て、强盜の顏をも見、又ちりぢりにならん時に、家をも見入んと思ひて、かくはかまへけり、拐ともなひて、朱雀門の邊に渡ぬ、をのをの物わけて、此男にもあたへてけり、强盜の中にいとなまやかにて、こゑけはひよりはじめてよに尋常成男のとし廿四五にもやあるらんと覺ゆる有、どう腹卷に左右ごてさして、長刀を持たりけり、ひをぐゝりの直垂はかまにくゝりたかくあげたり、諸の强盜の主とおぼしくて、ことをきてければ、みな其下知にしたがひて、主のごとくになん侍りけり、拐ちり〳〵に成ける時、このむねとの者のゆかん方を見んと思て、尻にさしさがりて、見がくれ〳〵行に、朱雀を南へ四條迄行けり、四條を東へくしげ迄は、まさしく目にかけたりけるを、四條大宮の大理の亭の西の門の程にて、いづちかうせにけん、かきけすがごとく見へず成にけり、さきにもそばにもすべて見へず、此築地を越て內へ入にけりと思ひて、そこより歸りぬ、朝にとく行て跡を見れば、件の盜人手を負て侍けるにや、道に血こぼれけり、門のもとにてとゞまりければ、うたがひもなく此內

の人也けりと思ひて、立歸りて此やうを主に語りければ、大理の邊に參り通ふ者なりければ、則參てひそかに此樣を語り申ければ、大理聞おどろかれて、家の中をせんぎせられけれ共、更にあやしき事なかりけり、件の血北の對の車宿迄こぼれたりければ、つぼね女房の中に盜人をこめ置たるしわざにこそとて、みな局共をさがされんずる儀に成て、女房共をよばれけり、其中に、大納言殿とかやとて、上﨟女房の有けるが、此程風のおこりてえなん參らぬよしをいひけり、重而ただいかにもして、人に成共かゝりて參り給へとせめられければ、のがるゝ方なくて、なまじゐに參りぬ、其跡をさがしければ、血付たる小袖有、あやしくていよ〳〵あなぐりて、坂板を上て見るに、さま〴〵の物共をかくし置たりけり、彼男が云つるにたがはず、ひをぐゝりの直垂袴なども有けり、面形一有けるは其ふるき面をして、顏をかくして夜な〳〵强盜をしけるなりけり、大理大にあざみて、則官人に仰て、白晝に禁獄せられける、見物の輩市をなして、所もさりあへざりけるとぞ、きぬかづきをぬがせて、おもてをあらはにして出されけり、諸人見てあさましと思へり、廿七八計成女のほそやかにて、たけだち髮のかゝり、すべてわろき所もなく、ゆう成女房にてぞ侍ける、むかしこそ鈴香山の女盜人とていひつたへたるに、ちかき世にもかゝるふしぎ侍けることにこそ、

〔古今著聞集十二偸盜〕いづれの比の事にか、西の京成者、夜ふかく朱雀門の前を過けるに、門のうへに火をともして侍りけり、此門にはむかし鬼すみけると聞に、今もすみ侍るにやと、おそろしさ限なくて過ぬ、其後又ある夜とをるに、さきのごとく火をともしたり、此事あやしくて、在地に披露しければ、死生不知の村人共、評定して、いざ行て見んとて、そこばく來りて、門にのぼりて見ければ、いとなまやか成女房一人臥たりけり、思ひよらぬ事なればばけ物なめりとおそろしながら、事の子細をとふにはや〳〵盜人なりけり、とし比此門にすみて、夜るはがうだうをしてすぎけ

るが、此程手を負てやみふして侍りける也、

〔事實文編附錄十五〕書盜婢　五弓久文

大坂玉造有騎吏曰田湖權之助、天保十一年庚子九月朔日、當直城內、母姉及弟丑之助、與婢僕各一人守家、夜三更有盜入姉室、姉覺、盜匕首刺之、母弟聞亦起、三人與盜相搏伏之時、燈火既滅、且赤手不能斫盜也、大聲喚僕、僕婢皆不應、蓋熟睡也、姉謂母曰、阿母與弟持之、我且往喚僕、乃至僕臥室、鼾聲如雷、姉大喚曰、有大怪事、僕驚起欲入戶、戶悉閉矣、姉與僕欲自屋後入、亦閉矣、乃掊戶而入、則婢單著一褌自廁出、恐懍曰、今有盜至、妾不堪恐怖、逃廁、僕點燈視之、母弟傷喉而死、天明親戚並至、撿室內唯遺一剃刀、他無可根究、適近隣有一士、剖腹而死、衆皆歸罪於此、已而吏來撿、見壁上有血手痕淋漓、呼家人及近隣押其掌、悉不合、獨婢掌不差絲毫、吏乃執而鞫之、婢乃吐實曰、妾私通衆人、有孕胎中之子、未知爲誰子、子若生、則恐無依、故窺主人他適、欲奪金以爲活兒之資、反爲主母及小姐所覺、會小姐往僕奴臥房、乃以剃刀傷主母小郎君而殺之、自脫血衣藏篋中、陽爲自廁出作恐怖狀耳、吏乃囚諸獄舍、月餘寘極刑、

故爲盜

〔今昔物語十三〕春朝持經者顯經驗語第十

今昔、春朝ト云フ持經者有ケリ、日夜ニ法花經ヲ讀誦シテ、棲ヲ不定ズシテ所々ニ流浪シテ、只法花經ヲ讀誦ス、心ニ人ヲ哀ムデ、人ノ苦ブ事ヲ見テハ我ガ苦ト思ヒ、人ノ喜ブ事ヲ見テハ我ガ樂ビト思フ、而ル間、春朝東西ノ獄ヲ見テ、心ニ悲ビ歎テ思ハク、此ノ獄人等犯シヲ成シテ罪ヲ蒙ルト云ヘドモ、我レ何ニシテカ此等ガ爲ニ、佛ノ種ヲ令殖テ苦ヲ拔カム、獄ニシテ死ナバ、後生亦三惡道ニ墮セム事疑ヒ不有ジ、然レバ我レ故ニ犯ヲ成シテ被捕テ獄ニ居ナム、然テ懃ニ我レ法花經ヲ誦シテ獄人ニ令聞メムト思テ、或ル貴所ニ入テ金銀ノ器一具ヲ盜テ、忽ニ博堂ニ行テ雙六ヲ打テ、此ノ金銀ノ器ヲ令見ム、集レル人此レヲ見テ怪ムデ、此レハ某ノ殿ニ近來失タル物也ト

云ヒ騷グ間ニ、其ノ聞エ自然ラ風聞シテ、春朝ヲ捕ヘテ勘ヘ問フニ、事顯レテ獄ニ居エツ、春朝聖人獄ニ入テ喜テ本意ヲ遂ムガ爲ニ、心ヲ至シテ法花經ヲ誦シテ罪人ニ令聞ム、其ノ音ヲ聞ク多ノ獄人、皆涙ヲ流シテ首ヲ低テ貴ブ事无限シ、春朝心ニ喜テ日夜ニ誦ス、而ル間院々宮々ヨリ、非違ノ別當ノ許ニ、消息ヲ遣シテ云ク、春朝ハ此レ年來ノ法花ノ持者也、專ニ不可陵礫ズト、亦非違ノ別當ノ夢ニ普賢白象ニ乘テ光ヲ放テ、飯ヲ鉢ニ入テ捧ゲ持テ、獄門ニ向テ立給ヘリ、人何ノ故ニ立給ヘルゾト問ヘバ、普賢ノ宣ハク、法花ノ持者春朝ガ獄ニ有ルニ與ヘムガ爲ニ、我レ毎日ニ如此ク持來ル也ト宣フト見テ夢覺ヌ、其ノ後別當大キニ驚キ恐レテ、春朝ヲ獄ヨリ出シツ、如此クシテ春朝獄ニ居ル事、既ニ五六度ニ成ルト云フトモ、毎度ニ必ズ勘問スル事无シ、而ル間犯ス事有テ亦春朝ヲ捕ヘツ、其ノ時ニ撿非違使等廳ニ集テ定ムル樣、春朝ハ此レ極タル罪重キ者也ト云ヘドモ、毎度ニ不勘問ズシテ被免ル、此ニ依テ心ニ任テ人ノ物ヲ盗ミ取ル、此ノ度ハ尤モ重ク可誡キ也、然レバ其ノ二足ヲ切テ徒人ト可成シト議シテ、官人等春朝ヲ右近ノ馬場ノ邊ニ將行テ、二ノ足ヲ切ラムト爲ルニ、春朝音ヲ擧テ法花經ヲ誦ス、官人等此レヲ聞テ涙ヲ流シテ貴ブ事无限シ、然レバ春朝ヲ免シ放ツ、亦非違ノ別當ノ夢ニ、氣高クシテ端正美麗ナル童、鬘ヲ結テ束帶ノ姿也、來テ別當ニ告テ云ク、春朝聖人獄ノ罪人ヲ救ハムガ爲ニ、故ニ犯シヲ成シ、七度獄ニ居ル、此レ佛ノ方便ノ如也ト云フト見テ夢覺ヌ、其ノ後別當彌ヨ恐レケリ、而ル間春朝遂ニ行キ宿ル棲无クシテ、一條ノ馬出ノ舍ノ下ニシテ死ニケリ、〇下略

〔沙石集九上〕強盗法師之道心有事

中比南都ニ惡僧有ケリ、武勇ノ道ヲノミ好テ一文不通也ケルガ、可然宿善ヤ催シケン、年タケテ後ツク〳〵ト思ケルハ、人ノ身ニ死トイフ事有リ、ノガレガタキ道也、惡業アレバ惡道ニ入リ、善業有レバ善所ニ生ル、其苦樂ノ報サダマリアル事ナリ、我ガ一期ノ行業ヲ思ニ、惡事ヲノミ好テ、

盜賊悔悟

殖タル善根ナシ、齡スデニタケテ、冥途ノ旅チカヅキヌ、何事ヲタノミテカ黄泉ノ道ノ糧トセン、始テ習ヒマナブトモ、佛法ノ理モサトリガタシ、イカナルハカリ事ヲメグラシテカ、人身ノ思出デ、淨土ノ業因トセント、人シレズ思ツヾケテ、我強盜ニ交テ、人ヲ助クルハカリ事ヲシ、ヒソカニ念佛ヲ申テ、往生ノ素懷ヲトゲント思シタヽメテ、京都ヘ上テ強盜ニマジハラント云ニ、サル名人ナレバ左右ナシトテトモナヒヌ、サテ人ノモトヘ入時ハサキニ打入テ、シバシ〳〵トテ、或ハ人ヲニガシ物ヲカクサセ、ウヘハヽシタナク見エテ、ヒソカニ人ヲ助ケリ、カクシテ物ワクルトキハ入事アラバ申ベシ、當時ハ用ナシトテ物モトラズ、友モハヂ思ケリ、サテヒソカニ念佛ノ功他念ナカリケリ、カクテ年月フルホトニ、有時カラメトラレテ、撿非違使ノモトニアヅケイマシメラル、彼撿非違使ガ夢ニ、金色ノ阿彌陁ノ像ヲシバリテ柱ニユイ付タリト見ル、驚テアヤシク思テ、先ヅ此法師ヲトキユルシテ、御房ノ強盜スル心ハイカニト云ニ、御不審ニヤ及ビ候、ツタナク不當ニシテ、物ノホシサニコソ仕候ヘトイヘバ、タヾスグニイハレヨ、思ヤウ有テ問也トイヘドモ、タヾ同體ニゾタビ〳〵コタヘケリ、撿非違使申ケルハ、タヾ有ノマヽニイハレヨ、マコトニハカヽルユメヲ見テ侍也、御房ヲシバリタルガ、佛トノミ夢ニ見ユルゾトイフ時、コノ法師ハラハラトウチナキテ、本ハ南都ノ惡僧ニテ侍シガ、近比後世ノ事オソロシク覺エ候テ、武勇ノ道ニナレタル故ニ、同クハ此道ヲ以テ善根ノ因ニセバヤト思侍ル、其故ハ京都ノ強盜イタヅラニ人ヲ殺シ、ソコバクノ物ヲカスメトリ候コト不便ニ覺テ、人ノ命ヲモタスケ、物ヲモスコシカタサセテ、コノホカハ一向念佛ヲ申サント思立テ、カヽルワザヲナンツカマツルナリ、コノ事心バカリニ思ヒヨリテ、人ニトフコトナク候ツルガ、サテハ佛ノ御意ニカナヒテバシ候ニヤト申、撿非違使涙ヲナガシテ隨喜シ、上ニ申テユルシテケリ、〇下略

〔今昔物語十五〕始雲林院菩提講聖人往生語第廿二

今昔雲林院ト云フ所ニ、菩提講ヲ始メ行ヒケル聖人有ケリ、本ハ鎮西ノ人也、極タル盗人也ケレバ、被捕テ獄ニ七度被禁タリケレバ、七度ト云フ度捕テ、撿非違使共集テ各議シテ云ク、此盗人一度獄ニ被禁タラムニ、人トシテ吉事ニ非ズ、況ヤ七度マデ獄ニ被禁ム事、世ニ難有ク極タル公ノ御敵也、然レバ此度ハ其足ヲ切ラムト定メテ、足ヲ切ラムト爲ニ、川原ニ將行テ既ニ足ヲ切ラムト爲ル時ニ、世□ト云フ相人有リ、人ノ形ヲ見テ善惡ヲ相スルニ、一事トシテ違フ事无カリケリ、而ルニ其相人其盗人ノ足切ラムト爲ル所ヲ過ルニ、人多集レルヲ見テ寄テ見ルニ、人ノ足ヲ切ラムトス、相人此ノ盗人ヲ見テ切ル者ニ向テ云ク、此ノ人我レニ免ジテ足ヲ切ルコト无レト、切ル者ノ云ク、此ハ極タル盗人トシテ、七度マデ獄ニ被禁タル者也、然レバ此度ハ撿非違使集テ、足ヲ切可シト被定レテ被切也ト、相人ノ云ク、此ハ必ズ可往生キ相ヲ具シタル者也、然レバ更ニ不可切ズト、切ル者共ノ云ク、由无キ相爲ル御房カナ、此ク許ノ惡人ハ何ゾノ往生可爲キゾ、物モ不思エヌ相カナト云テ、只切ニ切ラムト爲ル、相人其ノ切ラムトスル足ノ上ニ居テ、此ノ足ノ代ニ我ガ足ヲ可切ル、必ズ可往生スベキ相有ラム者ノ足ヲ切ラセテ我見バ、罪難遁カリナムト云テ、音ヲ擧テ叫ビケレバ、切ラムトスル者共結(アツカイ)テ、撿非違使ノ許ニ行テ、然々ノ事ナム侍ルト云ケレバ、撿非違使共亦相議シテ、然ル止事无キ相人ノ云フ事ナレバ、此ヲ不用ザラムモ不便也トテ、非違ノ別當□ト云フ人ニ此ノ事ヲ申スニ、然バ免追ヒ棄テヨト有ケレバ、足ヲ不切ズシテ追ヒ棄テケリ、其後此ノ盗人深ク道心ヲ發シテ、忽ニ髻ヲ切テ法師ト成ヌ、日夜ニ彌陀ノ念佛ヲ唱テ、懃ニ極樂ニ生レムト願ヒケル程ニ、雲林院ニ住シテ、此ノ菩提講ヲ始メ置ケル也、遂ニ命終ル時ニ臨テ、實ニ相叶ヒテ貴クテゾ失ニケル、〇下略

〔沙石集 六上〕説經師之强盗令發心事、

洛陽ニ説經師有ケリ、一説ニハ聖學法印、一説ニハ清水法師、某請用シテ布施物多クトリテ夜陰

ニ入テ歸ケルヲ、河原ニテ賊共アマタ待カケテ、有ホドノ物ミナトリテケリ、張本ノ男矢ウチハゲテ、輿ノ前ニ立テ物取共ノバシケルホドニ、此僧思ヒケルハ、信心ノ施主三寶ニ供養スル志ヲ以テ施物ヲサヽグ、此ヲ以テ佛事ニモモチキ、利益アラン事ニ用フベキヨシ思ニ、此賊共ヨコサマニカスメ取ル事、同ジヌスミトイヒナガラ、コトニ罪業ヲモクシテ、惡道ニ入ナントスル事カナシク、哀ニ覺テ、我ガ難ニアヘル事ハワスレテ、心ヲスマシコヱウチアゲテイハク、何ゾ電光朝露ノ小時ノ此ノ身ノタメニ、阿僧祇耶長時ノ苦因ヲ造ラント、スヽメル音ヲ以テ兩三返詠ジケルヲ、心ハシラ子ドモ、ナニトナク貴ク覺ヘテ、コノヌス人身ノ毛モヨダチテ、矢サシハヅシテ、コレホドノ難ニアヒ給テ、何事ヲ御心スマシテ、カクノドカニ仰候ゾ、抑此ハナニトイフ心ニテ候ゾ、ヨニ心肝ニソミテタトク覺ヘ候トイヒケレバ、コノ僧本ヨリイミジキ辨說ノ人也ケレバ、生死無常ノ道理ヨリ申立テヽ、一期ハ夢マボロシノ如シ、電光朝露ニコトナラズ、因果ノ道理遁ガタク、苦樂ノ報ヲウク、三寶ノ物ヲカスメ取テ妻子ヲヤシナヒ、身命ヲツガントスル、凡夫ノ習トイヒナガラヲロカナリ、罪ナクシテ世ヲワタルワザオホカルニ、カヽル大罪ヲ作テ大地獄ニオチテ、無量劫ノ苦ヲ受ケン事ノカナシサニ、我身ノ事ハワスレテカク云ナリト、泣々申サレケレバ、此賊モ袖ヲシボリテサリヌ、サテソノ次日ノ夕方、月代有ル入道、コノ房ニ來テヒソカニ申入ケルハ、夜部ノ強盜入道ニナリテ參テ候、夜部ノ御說法ニ發心シテ、同ジ惡黨共アマタ入道ニ成テ候トテ、髻共少々持テ來レリ、事々シク候ヘバ、サノミハマイマズ候トテ、夜部取ル所ノ布施物ミナモチテ返シ奉テケリ、○下略

〔先哲叢談 二〕中江原、字惟命、小字與右衞門、號藤樹、又號顧軒、又號嘿軒、近江人、

藤樹篤信王文成致知之學、先躬行、後文詞、毎引四民訓諭之、人無賢愚皆服其德、莫不興起于善、今世諸儒絕無近似者、嘗夜自郊外歸、有賊數人、突從林中出、遮路曰、客解槖以供我飲酒、藤樹乃熟視、舉燈

二百授之、賊拔刀叱曰、所以求客者豈止是而已哉、速卸衣裳及佩刀、否則不須多言、藤樹神色不變曰、姑緩之、吾慮其授與不孰是、乃瞑目叉手、少頃曰、吾慮之、假戰而不利、無輕卸以與汝之理、卽撫刀起、且曰、戰者必先以姓名告、我近江人中江與右衞門也、於是賊大驚、投刀羅拜曰、敝鄕雖五尺童子、莫不知藤樹先生爲聖人者、吾黨雖攘擾爲活、豈得施之聖人哉、願先生矜其不知而宥之、藤樹曰、人誰無過、過而能改、善孰大焉、乃說之以知行合一之理、則賊咸感泣、遂率其黨爲良民、

〔先哲叢談 四〕伊藤仁齋〇中略

嘗夜行郊外、刼賊四五人、當路立各按劒曰、吾徒不醉不樂、今無酒貲、客若欠腰纏、則脫衣裳供之、仁齋神色不少動、曰、今日適無嚢錢、敝緼絁脫以遺之耳、且問汝輩常以何爲業邪、曰昏夜橫行、掠奪以自給、是其業也、仁齋曰、以若所爲爲業、吾何拒焉、輙脫服以授之將去、於是賊止仁齋曰、吾儕草竊爲衣食、比年未嘗見擧止如客者、抑客何爲者、曰儒者也、曰儒者爲何事、曰以人道敎人者也、所謂人道者孝於親、弟於兄、不可一日無而是也、人者無道禽獸焉耳、言未畢、賊皆頓首涕泣曰、噫吾與君鈞是人也、而事業之逈異如是、吾甚耻、願君宥吾儕罪、今而後飮灰洗胃、謹奉敎于門下、遂皆改心自勵云、

〔兎園小說 十二〕騙兒悔非自新

加賀の金澤の枯木橋の西なる出村屋太左衞門といふ商人の兩替舖ハ、淺野川の東の橋詰にあり、文化九年癸酉の大つごもりに、卯辰山觀音院の下部使なりと僞りて、出村屋が舖に來つ、百匁包のしろがねを騙りとりたる癖者ありしを、當時隈なくあさりしかども、便宜を得ざりしとぞ、かくて十あまり三とせを經て、文政七甲申の年の大つごもりに、出村屋が兩替舖に、人の出入の繁き折、花田色のいとふりたる風呂敷包をなげ入れて、こちねんとしてうせしものあり、たそがれ時の事なれば、その人とも見とめずして、追人ども甲斐はなかりけり、さてあるべきにあらざれば、太左衞門は、いぶかりながら、件の包を釋きて見るに、うちにはしろかね百匁ばかりと、錢

十六文ありて、一通の手簡を添へたり、封皮を折きてその書を見るに、十とせあまりさきつころ、やつがれ困窮至極して、せんすべのなきまゝに、膽太く惡心起りて、觀音院の使と僞り、當御店にて、銀百匁を騙りとり候ひき、こゝをもて火急なる艱苦をみづから救ふものから、かへり見れば、罪いとおもくて、身を容るゝ處なし、よりてとし來力を竭して、やゝ本銀をとゝのへたれば、その封貨を相添へて、けふなん返し奉る、國法にて、彼人百匁毎に銀を包みて一封とし、印を押して行はしむるに、封貨十六文を取ることとぞ是則紙の費に充るとといふ、よりてその十六文を添へたるなり、ふりにし罪をゆるされなばかの洪恩を忘るゝときなく、死にかへるまで幸ひならん、利銀はなほのち〳〵に償ひまゐらすべきになん、あなかしことばかりに、さすがに名氏を志るさねども、あるじはさらなり、小もの等まで、この文に就き、その意を得て、感嘆せぬはなかりけり、同郷の人中澤氏名倫ハ今茲文政乙酉正月十一日、卽願寺といふ梵刹にて、太左衞門にあひし折、彼の顛末をうち聞きて、件の手簡を見てけるに、手迹もその書ざまも、いとつたう拙なければ、さゝやかなる民などのわざなるべしと思ふといへり、折から尾張の人の篆刻をもて遊歴したるが、故郷へ歸ると聞えしかば、そがうまのはなむけにとて、件の事の趣を綴りたる漢文あり、この夏聖堂の諸生、石田氏名煥ハ江戸よりかへりて、舊故を訪ひし日、松任の驛なる友人木村子鵠の宿所にて、中澤氏の紀事を閲して、感嘆大かたならざれども、惜むらくはその文佚偶なり、よりて綴りかへにきといふ漢文亦一編あり、

且編末の評に云、嗚呼是一人之身、爲非義則愚夫猶惡之、及其悔非改過則君子亦稱之、書所謂惟聖不念作狂、狂克念作聖、一念之發、其可不愼哉、孔子曰、過勿憚改、孟子曰、人能知恥則無恥、信哉、夫人不知恥、則非義暴戾、無所不爲、苟能知恥、立身行道、豈難爲哉、於是知、國家仁政之效、有以使民遷善而不自知者、孔子所謂有恥且格者、可徴哉、予はその文の巧拙に拘れるにあらねども、只勸懲を旨として、蒼隷農夫もこゝろえ易き假名ぶみに志るすのみ、さばれその事のはじめ終りを審に傳へざ

りしは、記者の漢文に倣ふたる筆のまはらはぬ故なるべし、（銀を騙略せられし時の形勢、後に銀を返しくれし時、國主に訴へたるか否の事、原文にもれたり、）

盜賊報恩

〔今昔物語二十六〕觀硯聖人在俗時値盜人語第十八

今昔、兒共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、其ガ若クシテ在俗也ケル時、祖ノ家ニ有ケルニ、夜壺屋ニ盜人入ヌト人告ケレバ、人皆起テ火ヲ燃シテ、壺屋ヲバ觀硯モ入テ見ケルニ、盜人モ不見エ、然レバ盜人モ无リケリト云テ、人皆出ナント爲ルニ、觀硯吉ク見レバ、皮子共置タル迫ニ、裾濃ノ袴著タル男打臥タリ、若シ僻目ニヤト思テ、指燭ヲ指テ寄テ見レバ實ニ有リ、篩フ事无限リ、何ニ侘シク思ユラント思ニ、忽ニ道心發テ、此盜ノ上ニ尻ヲ打懸テ、吉ク求メヨ、此方ニハ无リケリト、高ヤカニ盜人ニ知セント思テ云ニ、盜人彌ヨ篩フ、面ル間求キタル者共モ、此方ニモ无リケリト云テ、皆出ヌ、指燭モ消ヌレバ暗ク成ヌ、其時ニ觀硯密ニ盜人ニ起上テ、我ガ脇ニ交テ出ヨ、糸惜ケレバ逃サムト思フゾト云ケレバ、盜人和ラ起上リテ、觀硯ガ脇ニ付テ出ヅ、築垣ノ崩ノ方ニ將行テ、今ヨリ此ル事ナセソ、糸惜ケレバ逃スゾト云テ押出ヅ、然レバ逃テ走リ去ヌ、誰ト云事モ何デカハ知ムト爲ル、其後觀硯年來ヲ經テ、東國ノ受領ニ付テ行ヌ、而ル間要事有テ京ニ上ルニ、關山ノ邊ニシテ盜人ニ合ヌ、盜人多クシテ箭ヲ射懸ケレバ、觀硯ガ具シタリケル者共皆迯散ヌ、觀硯ハ不被射ト繁キ藪ニ馬ヲ押寄ケル、藪ノ中ヨリ盜人三四人許出テ、觀硯ガ馬ノ口ヲ取ツ、或ハ鐙ヲ抑ヘ、或ハ轡ヲ取テ、谷迫ニ只追ニ追將行ク、盜人ナラバ衣ヲ剝、馬ヲ取ランコソ例ノ事ナルニ、此ク自ラヲ追持行ハ、敵ノ殺ンズル也ト思フニ、觀硯肝心失テ、更ニ物不覺シテ、我ニモ非ヌ心地シテ行ニ、五六十町ハ山ニ入ヌラント思フ、今ハ可殺ニ此ク遙ニ將行ハ、何ト心モ不得思ユル、見返テ恐々見レバ、極キ怖シ氣ナル者、箭ヲ差番ツヽ後ニ立テ來ル、而ル間既ニ酉時許ニ成ヌ、見レバ山中ノ谷迫菴造タル所有リ、糸稔ハヽシキ事无限、吉馬二三疋許繫タリ、大ナル釜共居并テ、谷ノ水

ヲ懸テ湯涌シテ共ニ將行タレバ、年五十許ナル男ノ怖シ氣ナルガ、水干裝束シテ打出ノ大刀帶タリ、郎等卅人許有、此主人ト思シキ男、觀硯ヲ此ヘ將奉レト高ク云ニ、何ニセンズルニカト怖クシテ被レ餝ル、我ニモ非デ被レ引テ行、菴ノ前ニ引持行テ抱下シ奉レト云ヘバ、若キ男ノ強力氣ナル來テ、觀硯ヲ見共ナド抱ク樣ニ指□テ下ツ、被レ餝テ否不レ歩バ、此ノ主人ノ男來テ手ヲ取テ、菴ノ內ニ引入テ裝束モ解セツ、十月許ノ事ナレバ、寒ク御マスラント云テ、綿厚キ宿直物ノ衣持來テ打著セタリ、其時ニ觀硯殺ンズルニハ非ザリケリ、此ハ何ニ爲事ゾト思廻スニ、更ニ不二心得一見バ菴ノ前ニ郎等共居并テ、俎五六許并テ樣々ノ魚鳥ヲ造リ極ク經營ス、此主人ノ男早ク食物奉ラセヨト行ヘバ、郎等共手毎ニ取テ目ノ上ニ捧ツヽ持來ヲ、主人寄テ取居ウ、黑柿ノ机ノ清氣ナル二ツヲ立タリ、盛立タル物共皆微妙クシテ其味艶ス吉ク極シニタレバ物吉ク食フ、食畢テ後、他ノ菴ニ桶共居エテ、湯取セテ後、主人ノ男來テ、旅道ニテ久ク湯浴サセ不レ給ツラン、湯浴サセ給ヘト云ヘバ下テ浴ム、浴畢テ上レバ、新キ帷持來テ、著ヌ、其後本菴ニ將行タレバ臥シヌ、夜曉ヌレバ粥奉ラセ、食物ドモ早クト急ガシテ令レ食、午未ノ時許ニ成程ニ、物ナド食畢テ後ニ、主人ノ男ノ云ク、今二三日モ可二御座一レドモ、京ニ疾ク御マサマ欲カラム、然レバ今日返ラセ給ヒテ、心モ得サセ不レ給バ、靜心モ御サジト、觀硯何ニモ宣ハンニコソハ隨ハメト答フ、然テ彼被二追散一タル從者共ハ、去テ、行合テ主ヲ尋ルニ、觀硯ガ馬ノ尻ニ立タリケル男ノ云、盜人七八人シテ我君ヲバ鐙ヲ抑ヘ、弓ニ箭ヲ番ツヽ、谷樣ヘ將奉ヌ、敵ノ殺シ奉ツルニコソ有メレト云テ泣ケレバ、從者共京ニ返テ家ニ行テ、我君ハ關山ニテ盜人ニ被レ取テ御マシヌ、今ハ死シ給ヌラント告ケレバ、何(イツ)シカト思テ待ケル妻子共、此ク聞テ泣喤ル事无レ限、此テ觀硯ヲバ本ノ馬ニ乘セテ、人五六人許付テゾ返シ遣ケル、行ン道ヨリハ不二將行一シテ、南山科ニナン將出タリケル、其ヨリ慈德寺ノ南ノ大門ノ前ヨリ、行道ヨリナン、粟田山ヘハ將越テ川原ニハ出タリケル、家ハ五條邊ニ有ケレバ、夜ニ入テ人ノ居都

盗賊返盗品

マル程ニゾ家ニ來テ門ヲ叩ク程ニ、馬ニ皮子二ツヲ負セテ、共ニ具シタリケルヲ、門脇ニ二ツ乍ラ取下シテ、此奉レト候ツル也ト云テ、取置テ負セタリツル馬モ、具シタリツル者共モヤガテ返去ニケリ、此スレドモ更ニ心不得而ル間家ヨリ人出デ、誰ゾ此ク御門叩クハト問ヘバ、我來タル也、此開ヨト云ヘバ、殿御マシニタリトテ、一家喤リ合テ門ヲ開テ入タレバ、妻子觀硯ヲ見テ喜ブ事无限、門ノ脇ニ置タリツル皮子ヲ、二乍ラ取入テ開テ見レバ、一ツニハ文ノ綾十疋、美八丈十疋疊綿百兩入タリ、今一ツニハ白キ六丈ノ紬布十段、紺ノ布十段入タリ、底ニ立文有リ、披テ見レバ、糸惡キ手ヲ以テ假名ニ此ク書タリ、一トセノ壺屋ノ事ヲ思シ出ヨ、其事ノ于今難忘ケレバ、其畏ヲ可申方ノ不候ツル、此上ラセ給フ由ヲ承テ迎ヘ奉ル也、其喜サハ何レノ世ニカ忘レ申サム、其夜徒ニ成ナマシカバ、今マデ此テ侍ラマシヤハト、思給ウレバ无限ナント書タリ、其時ニゾ觀硯被心得テ肝落居ケル、東ヨリモ極ク不合ニテ上タリケレバ、待受ケン妻子ノ爲ニモ恥カシク思ケルニ、此物共ヲ得タレバ喜クテ、田舍ノ物ヲ具シテ上タル樣ニ思ハセテ有ケル、此ル事コソ有シカト觀硯ガ語リシ也、不思懸物共得タル觀硯也カシ、然レバ世ノ人尙人ノ爲ニハ吉ク當リ可置事也トナン、語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集偸盗十二〕博雅三位の家に盗人入たりけり、三品板敷の下ににげかくれにけり、盗人歸り、さて後はひ出て家中を見るに、殘たる物なくみな取てけり、篳篥一を置物厨子に殘したりけるを、三位とりてふかれたりけるを、出でさりぬる盗人はるかに、是を聞きて感情をさへがたくして、歸來て云やう、只今の篳篥のねを承に、あはれにたうとく候て、惡心みなあらたまりぬ、取所の物どもこと〴〵くに返し奉るべしといひて、皆置て出にけり、昔の盗人は又かくゆう成心も有けり、

〔古事談三僧行〕此安養尼上之許、强盜亂入、房中ニ有ケル物皆捜取出了、尼上紙衾計ヲ被著ケリ、小尼

公(安養尼婦尼也)走廻テ見ケレバ、カレ色ノ小袖ヲ一落タリケルヲ取テ、是ヲ落テ候ケル、タテマツルトテ持來タリケレバ、尼上云、其モ奪取之後ハ我物トコソ思覽ニ、主ノ心不ㇾ行覽物ヲバ、爭可ㇾ著哉、遠不ㇾ行以前ニ早可ㇾ返給ㇾ云々、仍小尼公走ㇾ出門、ヤヽトヨビカヘシテ、是ヲ令ㇾ落給タレバ、タテマツラントト云ケレバ、强盜等立歸テ暫案ジテ、惡ク參候ニケリトテ、所ㇾ取之物等併返置テ退散云々、(又見ㇾ古今著聞集十二ㇾ)

〔沙石集六上〕强盜之問ㇾ法門ㇾ事

鎌倉ノ若宮ニ、三井寺法師實相院ノ民部阿闍梨圓智ト云眞言師有ケリ、說法ナレドモ尋常ナリケルガ、或時請用シテ、布施物巨多ニ取テケルヲ、强盜五六人彼房ニ打入テ、房主ヲトラヘテ布施物ヲバコビトル、其間强盜法師一人、此房主ニ眞言ノ法門ヲ問答シケリ、次第ニ事相ノ大事共ヲ問時、是ハ宗ノ大事ナレバ、タヤスク云ベカラズト云時、此法師サラバ御房ヲアヤマチ奉ルベシトテ、長刀ヲ胷ニサシアテヽ、慥ニノ玉ヘト云ケレドモ少シモサハガズ、云ベキホドノ事ハ答ツ、コノ重ハ我宗ノ大事也、命オシトモ爭カ云ベキト云ケル時、此法師御房ハイミジキ佛法者ニテ御坐ケリトテ、大ニ隨喜シテ、ハコビケル用途十結ヲバ、御布施ニ奉ツル也トテステヽ、歸ニケリ、彼不當ノ心ノ中ニ、加樣ニシケル事ワリナクコソ、是ハ近キ事也、タシカニ聞ツタヘテ、或人カタリ侍リキ、

〔今昔物語二十五〕藤原親孝爲ㇾ盜人ㇾ被ㇾ捕ㇾ質依ㇾ賴信言ㇾ免語第十一

今昔、河內守源賴信朝臣、上野守ニテ其國ニ有ケル時、其ノ乳母子ニテ、兵衛尉藤原親孝ト云者有ケリ、其レモ極タル兵ニテ、賴信ト共ニ其ノ國ニ有ケル間、其ノ親孝ガ居タリケル家ニ、盜人ヲ捕ヘテ打付テ置タリケルガ、何ガシケム枷鏁ヲ拔テ逃ナムトシケルニ、可ㇾ逃得キ樣ヤ无カリケム、此ノ親孝ガ子ノ五ツ六ツ計ナル有ケル、男子ノ形チ嚴カリケルガ走リ行ケルヲ、此ノ盜人質ニ

取テ、壺屋ノ有ケル内ニ入テ、膝ノ下ニ此兒ヲ搔臥セテ、刀ヲ拔テ兒ノ腹ニ差宛テ、居ヌ、其時ニ親孝ハ館ニ有ケレバ、人走リ行テ若君ヲバ盜人質ニ取リ奉リツト告ケレバ、親孝驚キ騒テ走リ來テ見レバ、實ニ盜人壺屋ノ內ニ兒ノ腹ニ刀ヲ差宛テ居タリ、見ルニ目モ暗レテ爲ム方无ク思ユ、只寄テヤ奪テマシト思ヘドモ、大キナル刀ノ鐧メキタルヲ、現ニ兒ノ腹ニ差宛テ、近クナ寄リ不御座ソ、近クダニ寄御座バ、突キ殺シ奉ラムトスト云ヘバ、現ニ云マヽニ突殺テハ、百千ニ此奴ヲ切リ刻タリトモ、何ノ益カハ可有キト思テ、郞等共ニモ、穴賢近クナ不寄ソ、只遠寄ニテ守リテ有レ・ト云テ、御館ニ參テ申サムトテ走リテ行ヌ、近キ程ナレバ守ノ居タル所ニ、周章迷タル氣色ニテ走リ出タレバ、守驚テ此ハ何事ノ有ゾト問ヘバ、親孝ガ云ク、只獨リ持テ候フ子ノ童ヲ、盜人ニ質ニ被取テ候フ也トテ泣ケバ、守咲テ理ニハ有レドモ、此ニテ可泣キ事カハ、鬼ニモ神ニモ取合ナドコソ可思レ、童泣ニ泣事ハ糸嗚呼ナル事ニハ非ズヤ、然許ノ小童一人ハ突殺サセヨカシ、然樣ノ心有テコソ兵ハ立ツレ、身ヲ思ヒ妻子ヲ思テハ倖弊カリナム、物恐ヂ不爲ト云バ、身ヲ不思ハ妻子ヲ不思ヲ以テ云也、然ニテモ我レ行テ見ムト云テ、太刀許ヲ提テ、守、親孝ガ栖ヘ行ヌ、盜人ノ有ル壺屋ノ口ニ立テ見レバ、盜人、守ノ御座也ケリト見テ、親孝ヲ云ツル樣ニハ否息卷ズシテ、臥目ニ成テ刀ヲ彌ヨ差宛テ、少シモ寄來バ突キ貫ツベキ氣色也、其ノ間兒泣事極ジ、守、盜人ニ仰テ云ク、汝ハ其ノ童ヲ質ニ取タルハ、我ガ命ヲ生カムト思フ故カ、亦只童ヲ殺サムト思フカ、慥ニ其ノ思フラム所ヲ申セ彼奴ト、盜人侘シ氣ナル音ヲ以テ云ク、何デカ兒ヲ殺シ奉ラムトハ思給ヘム、只命ノ惜ク候ヘバ生カムトコソ思ヒ候ヘバ、若ヤトテ取奉タル也ト、守、ヲイ、然ルニトハ其ノ刀ヲ投ゲヨ、賴信ガ此許仰セ懸ケムニハ、否不投デハ不有ジ、汝ニ童ヲ突セテナム、我レ否不見マジキ、我心バヘハ自然ラ音ニモ聞クラム、慥ニ投ゲヨ彼奴ト云ヘバ、盜人暫ク思ヒ見テ、忝ク何デカ仰セ事ヲバ不承ラ候ハン、刀投ゲ候フト云テ、遠ク投ゲ遣ツ、兒ヲバ押起シテ免シタレバ、

欺盜賊免害

起キ走テ逃テ去ヌ、其ノ時ニ守少シ立去テ、郎等ヲ召テ彼ノ男此方ニ召シ出セト云ヘバ、郎等寄テ男ノ衣ノ頸ヲ取テ、前ノ庭ニ引キ將出テ居エツ、親孝ハ盜人ヲ斫テモ棄テムト思ヒタレドモ、守ノ云ク、此奴糸哀レニ此ノ質ヲ免シタリ、身ノ侘シケレバ、盜ヲモシ命ヤ生トテ質ヲモ取ニコソ有レ、惡カルベキ事ニモ非ズ、其レニ我ガ免セト云ニ隨テ免シタル、物ニ心得タル奴也、速ニ此奴免シテヨ、何カ要ナル申セト云ドモ、盜人泣キニ泣テ云事无シ、守此奴ニ粮少シ給ヘ、亦惡事ヲ爲タル奴ナレバ、末ニテ人モゾ殺ス、廐ニ有ル草苅馬ノ中ニ强カラム馬ニ、賤ノ鞍置テ將來ト云テ取リニ遣ツ、亦賤ノ樣ナル弓胡錄取リニ遣ツ、各皆持來タレバ、盜人ニ胡錄ヲ負セテ、前ニテ馬ニ乘セテ、十日許ノ食許ニ干飯ヲ袋ニ入レテ、布袋ニ裹テ腰ニ結ビ付テ、此ヨリヤガテ馳散ジテ去ネト云ケレバ、守ノ云ニ隨テ馳散ジテ逃テ去ニケリ、盜人モ頼信ガ一言ニ憚テ質ヲ免シテケム、此レヲ思フニ、此ノ頼信ガ兵ノ威糸止事无シ、彼ノ質ニ被取タリケル童ハ、其後長ニ成テ金峯山ニ有テ出家シテ、遂ニ阿闍梨ニ成ニケリ、名ヲバ明秀トゾ云ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十八〕阿蘇史値盜人謀遁語第十六

今昔、阿蘇ノ[ ]ト云フ史有ケリ、長ケ短也ケレドモ、魂ハ極キ盜人ニテゾ有ケル、家ハ西ノ京ニ有ケレバ、公事有テ内ニ參テ、夜深更テ家ニ返ケルニ、東ノ中ノ御門ヨリ出テ車ニ乘テ、大宮ノ下ニ遣セテ行ケルニ、著タル裝束ヲ皆解テ片端ヨリ皆帖テ、車ノ疊ノ下ニ直グ置テ、其ノ上ニ疊ヲ敷テ、史ハ冠ヲシ襪ヲ履テ、裸ニ成テ車ノ内ニ居タリ、然テ二條ヨリ西樣ニ遣セテ行クニ、美福門ノ程ヲ過ル間ニ、盜人傍ヨリハラ〳〵ト出來ヌ、車ノ轅ニ付テ牛飼童ヲ打テバ、童ハ牛ヲ棄テ逃ヌ、車ノ後ニ雜色二三人有ケルモ、皆逃テ去ニケリ、盜人寄來テ車ノ簾ヲ引開テ見ルニ、裸ニテ史居タレバ、盜人奇異ト思テ、此ハ何カニト問ヘバ、史東ノ大宮ニテ如此也ツル、君達寄來テ己ガ裝束ヲバ皆召シツト、笏ヲ取テ吉キ人ニ物申ス樣ニ畏マリテ答ケレバ、盜人咲テ棄テ去ニケリ、其

ノ後史音擧テ牛飼童ヲモ呼ケレバ、皆出來ニケリ、其ヨリナム家ニ返ニケル、然テ妻ニ此ノ由ヲ語ケレバ、妻ノ云ク、其ノ盗人ニモ増リタリケル心ニテ御ケルト云テゾ咲ケル、實ニ糸怖キ心也、裝束ヲ皆解テ隱シ置テ、然カ云ハムト思ケル心バセ、更ニ人ノ可思寄キ事ニ非ズ、此ノ史ハ極タル物云ニテナム有ケレバ、此モ云フ也ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

私人捕殺盗賊

〔看聞日記〕永享三年六月四日、抑此間境内所々盗人入、仍嫌疑之輩有沙汰、地下人兵庫年來有盗人之疑、兄弟有三人、二人ハ御所侍、(善祐、助六、)一人ハ光臺寺僧也、然間兵庫一人可召捕之條、雖無子細、兄弟等定可鬱憤歟、如何之由沙汰人等申、仍善祐兄弟僧相尋之處、善祐近年絶行了不可存知之由申、自余同不可存知之由申、但若虚名歟、然者不便也、先兵庫ニ此由可相尋之由、助六僧(後意)各申、爲實犯者可切腹之由可申云々、相尋之處、此間盗人事努々不存知、所詮書湯起請、有其失者可切腹之由申、仍今日於御香宮、陰陽師令書湯起請、而敢無其失、無爲也、但三ケ日可令守其失之由、陰陽師申之間、御香宮ニ召籠守、失神慮尤不審、　五日、地下盗人猶嫌疑者三四人、今日又令書湯起請、一人ハ遂電云々、三人於御香宮書之、一番ニ書物(地下人桶師也、)結則手燒損、則搦捕縛之、次二人書無其失、無爲也、舟津山村者也、其村ニ預置云々、三品歸參、松永渡狀守護代無爲ニ出之、請和泉(奉行室町殿)ニ千疋太刀一振賜之、畏申、入江殿ヘ參、　西雲庵遣狀、公方ヘ悦申趣可被披露之由令申、抑上﨟局御臺之儀と上樣と可申云々、仍去一日公家武家諸大名群參面々折紙(料足)進云々、其御禮松永御禮旁、可被進一獻之由、西雲被計申、計會也、　七月十四日、抑地下人兵庫、去湯起請之後地下沒落、大和邊流浪人之太刀を盗取被打殺云々、遂以盗果身存內事也、

〇按ズルニ、私人ノ強盗ヲ捕殺セシ事ハ、強盗條ニ在リ、

盗賊隱語

〔臥雲日件錄〕享德三年三月十五日、聖壽寺坊主來、因話京中盗賊、古今无比類、數日前一夜、打店屋者兩處、凡店屋逢盗賊、自古來之有也、今盗賊公然无所憚畏、由是不入此黨者殆希矣、上出七貫、中出五

雜載

貫、下三貫、初入賊黨之謁贄也云々、予又擧昨日鹿苑院主說而告之曰、盜賊中有隱語、曰止陽、曰合沫、曰錢湯、錢湯者不論貴賤、各領所盜、曰合沫者、諸賊等分其財、曰止湯者不論多少、所盜歸賊中首也、

〔兎園小說 二〕隱語

盜賊の隱語とて、ある人のかたれるは、土藏を娘といひ、犬を姑といへり、たとへば、其の所によき娘あり、見ずやといへば、一人の賊いへらく、𛀁かなり、おのれさいつ頃、ゆきてあたり見んとおもふに、𛀁うとめの、いとやかましういひければ、折わろしとおもひてやみぬなどいへるとぞ、これらは作りまうけしものにもやあらんかし、されどこれらの事あへてなき事ともいひがたし、下〇略

〔徒然草 上〕柳原の邊に、強。盜。法。印。と號する僧ありけり、たび〳〵强盜にあひたる故に、此名をつけにけるとぞ、

〔黑田故鄕物語〕中間の內、盜を𛀁たる者有、頭共申上けるは、是々の盜みを仕候間、搦置申候、御成敗なされ可然存候由申けり、如水聞て、首取事はいらぬ事ぞ、早々追出せと被申ければ、いや〳〵度度の事にて候間、此者は是非共首を被刎候へかしと申せば、上々の事也、度々盜みをせば能々盜人に生付たる者可成、急て追出せ、先々にて定て盜し、重ての主に斬せよ、第一己めが仕業は、度々盜をするを知たらば、何にしに今まで置たるぞ、一度にても合點の可有事ぞと、𛀁たゝか叱られたり、又有時、作事の奉行に、こけら又用に立ぬ木の切などを、念を入取集め、風呂屋へ渡せと被申付候へば、こけらは大工が取申候、其外は長屋の者共盜候に付、少も無之と申せば、𛀁たゝか腹を立、こけら盜人を捕へからめよ、首を可切と稠敷被申付ければ、此奉行心に思ひけるは、慈悲深く物每和成により、ケ樣の法度も𛀁まらず候、幸の事と思ひ、心を付見候へば、其晩にはや、こけら盜人を見逢、からめ候へば、草り取也、主人迷惑に思ひ、人を賴み、色々樣々侘言を仕候へ共、堅被仰付

候間、宥申間敷由申切、則其夜こけら盜人を乄ばり候由、手柄だてに申ければ、内心にはたわけたる仕樣哉と被思けれども、能仕たり、頓て首を可切と被申付、けふか〳〵と思へども、四五日延候、如水は定て侘言可仕、其時いかにも稠敷恐し候樣に云なして可宥と思ひ、侘言遲しと被待ける時、留守居の者、作業奉行同前に罷出、こけら盜人は今晩首を切可申哉、永々乄ばり置候へば、日夜番を付、人も入申候由申上候へば、大たわけめ、物を能聞、其こけら盜たる者の首を切、盜みたる木の切れに、かれが著物をきせつかひて見よ、人間の役をばせまじきぞ、人を殺と云は、何程大儀成事と思ふぞ、己らは何共おもはぬ、と見えたり、急でゆるし遣せと申付、却て叱られ、面目なく繩をとける、如水心には稠敷被仰付候間、見逢次第に縛り、致言上首を可切ぞ、かまへて盜な大事の義ぞと乄た、かおどし、不盜樣に仕候こそ、奉行を仕候者の仕樣成に、何ぞや、だまりて盜ませ、とらへ置て首を切と申は、全く以、主の爲に不成覺悟也、己が役をさへ勤、能樣に乄なしたらば、人の迷惑にも、主の爲惡敷にもかまわぬと、思ひ入たると被見付候や、其作事終候ては、重て役を不申付、自然に遠く被仕候、此旨後日に語られけると、物每下々云合、我をだまし、人の乄かられぬ樣に作り合候事は見知候へ共、互にすくひ合、落なき樣にと思ふは、ふか〳〵敷主の爲になる事なれば、だますとは乍知、却て心根不便に思ふぞと被語けると、如此諸事無法度成樣に候へども、法度稠敷家よりは能乄まり、科をおかしたる者、少く候ひしと承り候、

〔筆のすさび　三〕一盜入たる時可心得事

いつの頃にか、備中さいちことといふ所に、細見勘介といふものありける、ある夜、盜の入らんとするを知りて、其腕をとらへて、格子へ引きこみ、其うちにて物に縛りつけて、扨刀をとり出す、盜たまりえず、自身其かいなを斬りて逃げぬ、（或ハ同類の盜きたりといふ）其のち數月にして、盜また來り、勘介が寐入たるを刺殺して去る、又甚五郎といふ者、（其所は忘たり）盜を追懸いで、あやまちてつまづき倒れし

かば、盜たち歸り、一刀刺して去る、是も死したり、其後大坂などの町中にて、巾著きりの盜の、人の懷中をさがすを、傍より見たる人、其人に知らせなどすれば、後に盜必らず其知らせし人に害をなす、或は人多き處にて、密に小刀にて股脇腹などを刺されて死ぬる人もあり、また人家に盜いりたるを、隣家より助けなどすれば、これも後日に其家へ仇をなすとなり、されば夫と知りてもしらぬ顏にて、たすけ救ふことなし、よりて盜は公然として横行す、其地の人はかゝることをしれども、田舍よりたまさかに行し人は、其心得あるべきにこそ、

〔筆のすさび三〕一盜を防ぐべき説

備後の鞆の祇園會に、某屋といふ小間物屋の前街に、人の群聚する中にて、盜の物をとらんとせしを、人に見付けられて、海濱へ引出して、海へ投せんとするを見て、店主人走り出て、其罪を詫びてすくひければ、會終りて後、一人つと入り來り、私は先日御たすけにあづかりし盜にて候、一命の御恩を謝し申さんとて、參り候といひしかば、主人も其本心のいまだ亡はざるを憐みて、酒のませて物がたりし、其意屆て、盜人を止めさせんとなり、盜も感泣して別れける、其ものがたりのうちに、凡ぬす人のいるは、表の戶、裏門のあきたるを見て、心を生ずる事多し、人みな寐んとするとき、必らず門戶はとざせども、或はわかき男女のあそびありきなどに出、頓て歸るべしとおもへど、とくにも歸らず、或は戶ざしすれども眠ながらにして、かたくさしえずなどする事あり、戶ざしはかならず主人おのれ自身すべきこと肝要なり、壁をうがちているぬす人、おどりこみなどは此例にあらず、此用心はまた格別なりといひて返りしとなり、

〔窻の須佐美二〕御先手組與力士依田佐介といへる、少し學門の志もありけるが、賊盜改役の道も功者にて、能勤めたりけり、同士の友に語りしは、往來の道に出れば、盜賊は明らかに見ゆるもの也、悉く捕へば限りなし、困窮して盜賊をなすものを、こと〴〵く捕へば、下賤の程は盡ぬべし、下

の從ふ樣にありなば、刑人有べからず、故に勝れて甚しきものを捕へて、その餘は事なければ見のがしにする事なりとかたりしとぞ、戸塚の邊に、盗賊六十人餘りありと聞へて、捕へ來るべしと、役頭向井氏命じてやられける、同心十人つれて行べしとありしかば、多き盗賊を捕るに、十人つれたるとて、事たるべきや、御威光を以て、これを制するなれば、自身一人にても事足り申候とて、例のごとく、六人つれて行、十二人捕て歸りしかば、向井氏、小勢にて多く捕へたりと賞して、褒美ものなどあたへられしに、佐介これを受けず、御威光を以て所のものに申付、捕へさせ候故、無人にてもなる事に候、大勢捕へたるとの御賞美其意を得ず候、盗賊六十人計り有り候へ共、わざと捕へ申さず候、近年取立きびしく、剰へ賦金多く困窮におよび、やむ事を得ずして盗に及び候、村中皆捕へても止まじく候、向後盗を止べきとならば、賦金等をゆるされ、民の生業調樣に仰付られば、盗は有まじく候と、細かに申ける、そのよしを若年寄本多伊豫守忠喬殿へ舉せられたれば、尤の由にて、吟味の上、賦金を免許ありて盗人をも許し歸されけり、

古事類苑

人部三十三

遊女　男娼　藝者〔附入〕

名稱

遊女ハ、舊クウカレメ、アソビメ、又ハ遊君、夜發(ヤホチ)ナド云ヒ、後ニ女郎、オイラン等トモ云ヘリ、卽チ藝ヲ鬻ギ、色ヲ賣ルノ婦女ヲ謂フナリ、遊女ノ類ニ、白拍子、傀儡子等アリ、白拍子ハ、其舞フ所ノ伎ノ名ニ依リテ名ヅケタルニテ、傀儡子ハ、古語之ヲクヾツト云フ、素ト傀儡卽チ人形ヲ舞ハス者ノ謂ナレド、後ニハ其戲ヲ爲ス婦女モ亦、白拍子ト等シク、皆客ニ侍シ、色ヲ鬻グヲ以テ業ト爲セリ、德川幕府時代ニ至リテハ、都會ノ地ハ、皆遊女甚ダ盛ニシテ、其種類モ亦一ナラズ、公娼ノ外、又私娼アリテ、官屢〻之ヲ禁ゼリ、凡ソ古代ノ遊女ハ、多ク驛路、港泊等、四民輻湊ノ地ニ住シテ必ズシモ遊廓アルニアラズ、而シテ其著名ナルモノハ、攝津ノ江口、神崎、蟹島、相模ノ大磯、播磨ノ室等ナリ、德川幕府時代ニ至リテハ、幕府令シテ遊廓ヲ設置セシメ、遊女ヲシテ多ク此處ニ住居セシメタリ、

男娼ハカゲマト云フ、德川幕府ノ時ハ、男娼ノ茶屋アリテ、遊女屋ト同ジク客ヲ迎フ、藝者ハ、又藝子(ゲイコ)ト云ヒ、又躍子(ヲドリコ)トモ稱ス、古ノ白拍子ノ類ナリ、客ノ需ニ應ジテ絃歌ヲ宴席ニ弄セリ、

尙ホ白拍子、傀儡子ノ事ハ、樂舞部ニ散見シタレバ、宜シク參照スベシ、

〔倭名類聚抄二乞盜〕遊女　楊氏漢語鈔云、遊行女兒(和名宇加禮女、又云阿曾比女、)一云、晝遊行、謂之遊女、待夜而發其淫奔者、謂之夜發、(今按、夜發俗云夜保知、本文未詳、)

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按、新撰萬葉集、浮宕訓宇加流、宇加禮女、浮宕女也、阿曾比、樂也、謂歌舞以助宴、

〔毛詩 一周南〕南有喬木、不可休息、漢有游女、不可求思、

〔類聚名義抄 二女〕遊行女兒 ウカレメ、一ニアソヒ、一ニヤホチ、

〔伊呂波字類抄 宇人倫〕遊女 ウカラメ長遊女是也　遊行女兒 已上同

〔萬葉集 十八〕敎喩史生尾張少咋歌一首幷短歌 〇中略

南吹、雪消益而、射水河、流水沫能、余留弊奈美、左夫流其兒爾、比毛能緒能、移都我利安比氐、爾保騰里能、布多理雙坐、那呉能宇美能、於伎乎布可米天、左度波世流、伎美我許己呂能、須敝母須弊奈佐、

言佐夫流者、遊行女婦之字也、〇反歌三首略

右五月〇天平感寶元年十五日、守〇越中國守大伴宿禰家持作之、

〔空穗物語 藤原君〕君達の御前にうかれめ廿人ばかり、ことひきうたうたひて、御ぞ給はれり、

〔榮花物語 三十八松のしづえ〕かくて二月〇延久五年はつか、天王寺に詣させ給、〇後三條、中略、廿二日のたつのときばかりに、御船いだしてくだらせ給ふ程に、江口のあそびふたふねばかりまいりあひたり、〇あひたり原脱、據一本補、禄などをぞたまはせける、

〔新猿樂記〕十六女者、遊女夜發之長者、江口河尻之好色、所慣者河上遊蕩之業、所傳坂下無面之風也、晝荷簦任身上下之倫、夜叩舷懸心往還之客、抑淫奔嬖嬖之行、偃仰養風之態、琴絃麥歯之德、龍飛虎步之用、無不具、加之聲如頻伽、貌若天女、雖宮木小鳥之歌、藥師鳴戸之聲、推之不敵、喩之不屑、故孰人不迷眼、誰類不融心、於戲年若之間、自雖過賣身、色衰之後、以何送餘命哉、

〔平家物語 五〕ふじ川の事

同じき〇治承四年十月二十四日の卯のこくに、ふじ川にて、源平の矢あはせとぞさだめたりける、廿三日の夜に入て、〇中略その夜の夜半ばかりに、ふじのぬまに、いくらも有ける水鳥ども、なにゝかは

おどろきたりけん、一どにばつと立ける羽をと、いかづち大風などのやうに聞えければ、平家の兵共、〇中略こゝをばおちて、おはり川ずのまたをふせげやとて、取物もとりあへず、我さきに〳〵とぞおち行ける、〇中略そのへんちかき宿々より、ゆう君、ゆう女ども、めしあつめ、あそびさかもりけるが、あるひはかしらけわられ、あるひはこしふみおられ、おめきさけぶ事おびたゞし、

〔明月記〕建仁二年二月十五日、今朝路頭遊君各賜二衣裳一云々、如レ予〇藤原定家貧人不レ入二此中一、兼定一昨日被レ仰二備儲一、以レ如レ此事一已以出身云々、申時如レ例遊女郢曲等了、早出不レ知二其後事一云々、廿一日、大臣以下會合如レ例、懸二御簾一放二障子一、定事也、女房見物料也、午時計出御、〇中略遊女列坐、亂舞如レ例、

〔庭訓往來〕可レ招二居輩一者、〇中略傾城、白拍子、遊女、夜發輩、

〔海東諸國記〕日本國〇中略

富人取二女子之無レ歸者一、給二衣食一、容二飾之一、號爲二傾城一、引二過客一留宿、饋二酒食一、故行者不レ齎レ糧、

〔倭訓栞〕中編七計けいせい　漢書に、一顧傾二人城一、再顧傾二人國一と見ゆ、よて傾國ともいふ、我邦娼家の稱たり、此事海東諸國記にも見えたり、武平一が詩に、常矜二絶代色一、復恃二傾城姿一といへり、

〔貞丈雜記〕人品二一傾城といふも遊女也、今の世のごとく、三所にあつまり居らず、所々にあり、大名の家などへもめし寄て、酒宴の興を催し、歌ひ舞ひ、酌などにも立し也、傾城、白拍子に銚子の渡し樣折紙など遣し、樣、馬など引き遣す樣などの事、舊記に見えたり、唐にて傾城といふは、遊女の事のみにかぎらず、總て美女の事を云、うつくしき女は、人に城をもかたぶけさせ、國をもかたぶけさせる物也とて、傾城とも傾國とも云也、傾はかたぶくると云字にて、ほろぼす心也、

〔異本洞房語園〕上いにしへより、けいせい、遊女の稱、世に傳へし事久し、異國には、傾城といひ、遊女といふに、隔別の義理ありといへども、爰にけいせいといひ、遊女といふ、其品二つ有事なし、異國の妓女、本朝の白拍子、皆遊君のたぐひ也、

〔近代世事談綺五人事〕傾城

遊女をさして傾城といふは、寛文のころよりいひはじむといへり、遊女は江口神崎等の船著にありて、船にのりて毎船に來るゆへに、ながれの女、浮女(うかれめ)などゝいふ也、○下略

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、一條棧敷屋にある男とまりて、けいせいとふしたりけるに、夜中ばかりに、風吹雨ふりて、すさまじかりけるに、大路に諸行無常と詠じて過るものあり、○下略

〔運歩色葉集加〕河竹(カハタケ)傾城之異言

〔倭訓栞中編十七那〕ながれのみ　遊女をいふ、以言見遊女詩序にも、維舟門前、遲客河中と見えたり、よて川竹の流れの女ともいふめり、ながれの君も同じ、

〔謠曲〕斑女

シテ女　實や本よりも定なき世と云ながら、うきふししげき河竹の、流の身こそ悲しけれ、

〔我衣〕傾城傾國古事アリ唐ニテハ美人ノコトヲ云、日本ニテ賣女ノコトヲ云ハ誤レリ、賣女ヲ唐ニテハ妓女ト云、上郎トハ諸侯ノ召仕女ナリ、賣女ハ女郎ト書ベシ、

○按ズルニ、女郎トハ、素ト賣女ノ事ニアラズ、古木蘭詩ニハ、同行十二年不知木蘭是女郎トアリ、庾信詩ニハ北堂細腰杵、南市女郎砧トアリテ、共ニ女子ノ事ナリ、

〔物類稱呼一人倫〕遊女、うかれめ、　畿内にてをやま、又けいせいと云、江戸にては女郎(ぢようろ)といふ(江戸にてハをやまと云名ハ、戯場にのみ有、)伊勢の山田にて艶女(あんにや)といふ、同國鳥羽にてはしりがねと云(鳥羽ハ湊成によりて、はしるとは、船人の祝詞なるべし、)近江にてそぶつといふ、出羽秋田にてねもちといふ、奥州にてをしやらくといふ(國によりて、遊女のなき所も有也、他郷の遊女をさしてもいふなるべし、)奥州松前にてやかんといふ、越前敦賀にてかんぴやうと云(夕がほをさらすといふ心なり)又越前越後の海邊に、浮身と云物有、是は旅商人此所に逗留の內、女をまうけて、夫婦の如くス、此家を浮身宿と云、

〔近世事物考〕おいらん
今新吉原町にて、揚代高き妓女をおいらんといへり、こは元祿年間、吉原仲の町へ、女郎銘々より櫻を多く植たるに、其頃岸田屋何某の禿の句に、おいらんがいつちよく咲櫻かな、此意は、俗においらの姉女郎の植し櫻が、いちばんよく咲たりと、ほこりたることなり、おいらといふべきを、此俚言においらんとなまりていひしなり、此時より太夫の名に成たり、されば其召つかはるゝ者より云ふべき詞なるを、他よりいひては義にたがへれど、今は誰もおいらんといふなり、

〔松屋筆記〕四オイラン、松位、大夫などの義、
新吉原の遊女にオイランといふ號あるは、もと新造、禿などが、おいらの所のあねさんといふべきを、オイラントコ〳〵などいひ、さて略てオイラン〳〵トいひならへりし也、さるを今は他の人よりもオイランとよびて、遊女の美稱とす、

〔倭訓栞〕中編三十於おやま　賣女をいふは、面に粉をもて山を作る意成べし、西土にも粉頭といへり、

〔異本洞房語園〕上或曰、遊女をよねといふ、宿の字なるべしと、張文成の遊仙窟曰、賭宿、十娘問曰、若爲賭宿、下官答曰、十娘輸籌、則共下官臥一宿、下官輸籌、則共十娘臥一宿、遊女をよねといふは、寛永の頃、羽州坂田に、よねといひし遊女、生所は加州の者、琵琶の上手にてありし、このよねより、よき遊女を見てはよねと呼て、總て遊女の別名になりたり、又坂田あたりにて、遊女の事を柄杓とも云、流を汲といふ意か、右にいふ遊仙窟の宿の字は、事を好てむつかし、

〔屠龍工隨筆〕遊女を道の者といふ事、曾我物語に出、

〔湯土問答〕二問　源平ノ比、遊女トイフモノ、今ノ世トハ大ニカハレル事歟、小松大臣ノ伊豆守仲綱ノモトヘ馬ヲヲクルトテ、夕部陣外ヨリ傾城ノモトヘ通レシ時、用ヒラルベシトアリシ事見

エ、又志水冠者ヲ遊女別當トシタル事ハ、イカ成事ヤラン、又太平記ニ、金崎ノ城舟遊ニ、島寺ノ袖ト云遊女參リシ事見ユ、戰ノ中ナルユヘニヤ、東宮ノ御前ヘモウカレメノ參リシ事、其時代ト今ト異ナル風俗ノユヘニヤ、

答　遊女ノ事、今ノ世或ハ傾城ナド申候、大ニカハレルモナキニヤ、朝野群載ニ見エシ所、大體今ノゴトキ者ニテ、專ラ船舶旅宿ノモノト見エ候ヘバ、今ノ留メ女、又湊ノ遊女ノコトヽ相見候、其中河陽ニ遊女多ク有之候由、大江以言ノ遊女ノ詩ノ序ニ見エタリ、是ハ今ノ山州山崎ノ地ナレバ、都近ニテ今ノ島原町ノゴトクナリシナルベシ、是モモトヨリ船著ノ地ニテアリシ故ナリ、昔ハ遊女ト云ヘバ船泊ノ女、傀儡トイヘバ旅宿ノ女ニテ、是ヲバククツト唱ヘシコト也、故ニ歌ノ題ニモ遊女トアレバ、江口室ナドヲヨミ、傀儡トアレバ、野上鏡ナドノ宿ヲヨミ來リ候、サレドモ昔ニ傾城ト呼シコトハ聞エザルニヤ、小松ノ大臣ノ仲綱ノモトヘ申送リシ傾城ハ、遊女ニカギリシコトニアラズ、遊女ニモアレ、常ノ女ニモアレ、ミメヨキ女ヲ傾城ト云ルコトニヤ、此外ニモ、ミメヨキ女ヲ傾城ト云シコト、古書ニ見申候ヤウニ覺候ガ忘レ申候、又東鑑ニ里見ノ冠者ヲ遊君ノ別當トセシコトハ、(志水ニテハナク里見ニテ候、志水ハ木曾殿女、)時ニトリテノコトナルベシ、此コトヲ考ルニ、是ハ富士野ノ狩ノ時ノコトカト申覺候、其世ニスベテ遊女ノ買論、又盃ノ思ヒザシナドニ口論アリテ、鬪諍ニモ及ブベキコト、トモアリシコト、曾我物語ニ見エ、其上富士野ノ狩場遊女多クツドヒ行シコトモ、同ジ物語ニ見タレバ、其異論ナドアラヌ爲ニ奉行人ヲ命ゼラレシコトナルベシ、其世武家ノ政道ニナリシ初ナレバ、禮義等モ不調、又東國ノ風ナドモアリテ、ハシタナキ名ノ別當モアリシナルベシ、其外東鑑ノ初ニハ、當時ノ武家ノナラハシニ異ナルコト多ク相見エ申候、又金崎ノ舟遊ノ時、東宮ノ御前ヘ遊女出シコト、其時マデモ古代ノナラハシノ殘リタルナルベシ、古代ノ行宮ヘ遊女ヲ召アリシ事ハ多ク候、宇多帝鳥飼院ニテ玉淵ガ女ノ遊女ニナリシヲ召テ、

歌ヲヨミテ奉リ、後三條帝住吉詣シ給ヒシ時ニ遊女ヲ召近衛帝ノ島ノ千歳、若ト云遊女ヲ召シコトナド、大和物語、大鏡、榮花物語、平家物語等、何ホドモ見エ候コトニテ候、

〔貞丈雜記人品二〕一白拍子と云ふは遊女也、是は鳥羽院の御時、島の千歳(センザイ)、和歌の前と云ふ武人の女舞出だしけると也、始は水干に立ゑぼしを著て、白鞘卷を(銀作りのさや卷也、さや卷の事、刀劍の部にしるす、)さして舞ひければ、男舞とぞ申しける、然るを中比より、ゑぼしをばのけて、水干ばかり著て舞ひたるよし、平家物語に見えたり、水干は多くは白色を用ふる物なれば、かの島の千歳、和歌の前の著たる水干も、白かりしによりて、白拍子と名付けたるなるべし、朗詠集にある詩歌などをうたひ舞ふ物也、今も猿樂の能に、白拍子の形をして舞ふ事有、古の白拍子の體を、昔よりまなび來りたる物なり、

〔平家物語一〕妓王事

そも〳〵わが朝に、しらびやうしのはじまりける事は、むかし鳥羽の院の御宇に、しまの千ざい、和歌のまへ、かれら二人がまひいだしたりけるなり、はじめはすいかんにたてゑぼし、しろざやまきをさいてまひければ、おとこまひとぞ申ける、しかるを中ごろより、ゑぼし刀をのけられて、すいかんばかりもちひたり、さてこそしらびやうしとは名づけけれ、

〔徒然草下〕多久助が申けるは、通憲入道舞の手の中に、興ある事どもをえらびて、礒の禪師といひける女に、教てまはせけり、しろき水干にさうまきをさゝせ、烏帽子をひき入たりければ、男舞とぞいひける、禪師がむすめしづかといひける、此藝をつげり、是白拍子の根元なり、佛神の本緣をうたふ、其後源光行、おほくのことをつくれり、後鳥羽院の御作もあり、龜菊にをしへさせ給けるとぞ、

〔增鏡十老の波〕御花はつれば、兩院(○後深草、龜山、)ひとつ御車にて、伏見殿へ御幸なる、(○中略)又の日は、ふしみのつにいでさせ給ひて、鵜舟御らむじ、白拍子御船にめし入て、歌うたはせなどせさせ給ふ、

傀儡子

〔七十一番歌合下〕四十八番 左

鼓うちみはやしけるもいちじろく月にかなづる白拍子哉〇中略

忘れ行人もむかしのおとこ舞くるしかりける戀のせめかな

〔嬉遊笑覧五歌舞〕白拍子とは、もと拍子の名なるが、やがて歌舞の名になりたるなり、七十一番職人歌合に、白拍子曲舞まひとつがひたり、白拍子の歌忘れゆく人もむかしのおとこ舞くるしかりける戀のせめかな、鶴が岡職人盡にも白拍子あり、秋のおもひ一こゝろにてもかぞへばや月みることのつもる夜ごろを、白拍子はかぞふるものにや、長門本平家物語にも、白拍子かぞへてとあり、今も春日若宮の神樂舞の歌に、シヲ拍子ラン拍子と云ことありとぞ、

〔倭名類聚抄四術藝〕傀儡子 唐韻云、傀儡、〔賄儡二音、和名久々豆〕樂人之所弄也、顏氏家訓云、俗名傀儡子爲郭禿、

〔下學集下態藝〕傀儡女〔日本俗呼遊女曰傀儡〕

〔塵袋五〕傀儡トカキテクヽツトヨム、二字心如何、

傀儡ノ二字ヲバ術藝也ト釋セリ、儡ノ字ヲバ手ノ戲也ト云ヘリ、クヽツト云フハ、昔ハサマ〲ノアソビ術ドモヲシテ、人ニ愛セラレケリ、今ノ世ニ其ノ義ナシ、女ハ遊君ノゴトシ、男ハ殺生ヲ業トス、又傀ノ字ヲバアヤシトヨム、奇術ヲ施ス義歟、又敗壞ナリト釋セリ、一旦目ヲヨロコバシメテ現スル所ノ事無始終心歟、

〔傍廂後篇〕傀儡

傀儡は二樣ありて、いと紛らはし、事物紀原、列子通典、梁鍠傀儡詩、これらは木人形なり、西宮より出づる箱出狂坊といふ、又一樣は遊女をいへり、下學集、本朝俗呼遊女曰傀儡、定家卿、季經朝臣などの歌は、遊女をよみ給へり、いと紛らはし、字書には傀は猶怪也、又偉也、大也、美也、盛也とあり、儡は敗也、又心勞苦貌、又不安定などあれば遊女に云たるなるべし、

〔松屋筆記九十五〕遊女傀儡おなじからず
體源抄十末卷十丁今様事條に、前草(サキクサ)は始はクヾツニテ、後ニハ遊女ニナリテ、兩方ノ事ヲシリテメデタカリケリ云々、

〔賤者考〕さてくゞつといふも同じさま○遊女ながら、傀儡をまはして、興をそへたるが、一轉して珍らしともてはやしけるより、又一種の如くなりたるなり○中略くゞといふ葛藥の繩は、つよくしてきれざる故に、傀儡につけて、此綱をひきて舞はすより、やがてくゞつといひ、文字をもあてたるなり、○中略遊女傀儡ともに、其はじめこそ前にいふ如くなりけれ、後には藝はたゞいさゝか名のみにて、けいせい、やほちと、かはらぬ如くにもなりて、枕席をも專とせしもあるべし、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕くゞつは、和名抄にも雜藝具に、傀儡を載て、久々豆とあるごとく偶人なり、然るに遊女と同類のものとすること、何の故とも辨へたる者なきにや、あらぬことのみを說り、偏に旅館の出女とばかり心得るは、詞花集に、別歌あづまへまかりける人のやどりて侍りけるが、あかつきにたちけるによめる、傀儡靡(ナビク)はかなくもけさの別のをしき哉いつかは人をながらへて見む、などあればにや、遊女とは、いさゝかかはれ共、旅店の女をしかいふは、後に准へていふなり、こはもと人形を舞し、又は放下などするものゝ妻むすめなどの色を賣ものなれば、傀儡とは呼たるなり、

〔二中歷十三能〕傀儡子
小三　千歲　萬歲　增三(マサン)　安无人(アウヒト)　四三

〔朝野群載三記〕傀儡子記
傀儡子者、無二定居一、無二當家一、穹廬氈帳、逐二水草一以移徙、頗類二北狄之俗一、男則皆使二弓馬一、以二狩獵一爲レ事、或雙劒弄二七丸一、或舞二木人一鬪二桃梗一、能二生人之態一、殆近二魚龍曼蜒之戯一、變二沙石一爲二金錢一、化二草木一爲二鳥獸一、能□人目、女

則爲愁眉啼粧折腰步、齲齒咲、施朱傅粉、倡歌淫樂、以求妖媚、父母夫聟不誡、口丞雖逢行人旅客、不嫌一宵之佳會、徽嬖之餘、自獻千金繡服錦衣金釵鈿匣之具、莫不悉有之、不耕一畝田、不採一枝桑、故不屬縣官、皆非土民、自限浪人、上不知王公、傍不怕牧宰、以無課役爲一生之樂、夜則祭百神、鼓舞喧嘩、以祈福助、東國美濃參河遠江等黨爲豪貴、山陽播州山陰馬州等黨次之、西海黨爲下、其名儡則小三、日百、三千載、萬歲、小君、孫君等也、動韓娥之塵、餘音繞梁、聞者霑纓、不能自休、今様、古川様、足柄、片下、催馬樂、里鳥子、田歌、神歌、棹歌、辻歌、滿固、風俗、呪師、別法師之類、不可勝計、即是天下之一物也、誰不哀憐者哉、

○按ズルニ、群書類從ニ收ムル所ノ傀儡子記ニハ、大藏卿匡房卿ノ作ト爲セリ、

〔本朝無題詩二人倫〕傀儡子　法性寺入道殿下(○藤原忠通)

傀儡子素往來頻、萬里之間居尙新、卜宿獨歌山月夜、尋蹤不定野煙春、壯年華洛寵光女、暮齒蓬廬留守人、行客征夫遙側目、是斯髮白面空皺(○二首略)

藤原敦光

穹廬蓄妓各容身、山作屛風若花茵、棲類胡中無定地、歌傳梁上有遺塵、旅亭月冷夕尋客、古社嵐寒朝賽神、貞女峽邊難接跡、望夫石下欲占隣、秋籬花悴螢知夜、青冢草疎馬待春、(濃州傀儡子所居謂之青冢、)閑停短棹談笑、好一時輕勿許交親、(○一首略)

中原廣俊

傀儡子徒無禮儀、其中多女被人知、茅簷是近山林構、竹戸屢追水草移、旅客來時心竊悅、行人過處眼相窺、歌應折柳是家產、業不採桑何土宜、宛轉蛾眉殘月細、嬋娟蟬鬢暮雲垂、千年契芳誰夫婦、一夜宿縁忽別離、賣色丹州容忘醜(丹波國傀儡女、容皆醜、故云、)得名赤坂口多髭(參河國赤坂傀儡女、有多口髭之者、號口髭君、故云、)施朱傅粉偏求媚、徽嬖幾祈神與祇、

辻君

傀儡子孫君　大江匡房

旅船逢君渡不窮、貫珠歌曲正玲瓏、翠蛾眉細羅衣外、紅玉膚肥錦袖中、雲遏響通晴漢月、塵飛韻引晝梁風、才名如此運如此、線底多年隨轉蓬、

〔春記〕長久元年五月三日丁巳、參右府相公、亞將云、今日可向桂別業、相共哉如何、予〇藤原資房 應許之、巳時許、同乘向彼所、資高、資賴、資仲等、相同、終日遊興之間、傀儡子來、歌遊太有興々々、臨晩景歸給、予參督殿、卽退出、

〔詞花和歌集六別〕あづまへまかりける人のやどりとて侍けるが、あかつきにたちけるによめる、

くゞつなびき傀儡女

はかなくも今朝の別のをしきかないつかは人をながらへて見し

〔新續古今和歌集九離別〕尾張國に、京よりくだれりける男のかたらひつき侍けるが、あすのぼりなんとしける時、しぬばかりおぼゆれば、いくべき心ちせぬよしいひけるに、

傀儡あこ

しぬばかり誠になげく道ならば命とともにのびよとぞ思ふ

〔新續古今和歌集十羇旅〕あづまのかたよりのぼりけるに、あをはかといふ所にとまりて侍けるに、あるじの心あるさまにみえければ、あかつきたつとて、　堪覺法師

しるらめや都を旅になしはてゝ猶あづまぢにとまる心を

返し　傀儡侍從

東路に君が心はとまれども我も都のかたをながめん

〔七十一番歌合中〕三十番　右　つじ君

奥山も思ひやるかな妻こふるかせきがつじの窟の月みて



〔七十一番歌合中〕

太夫

〔賤者考〕惣嫁、江戸にて夜鷹（かくいふは夜のみ出ると、鷹といふは鳥目をつかむといふ滑稽なるとしなり、）といふは、やゝ古くは立君といひ、江戸にて切店女といふべきを辻君といふ、是をもかへざまに夜鷹を辻君と思ふは、辻といふ稱を心得誤れるなり、往來の辻よりたゞちに見ゆべく、端近く出ゐるによりて、辻君とはいふなり、たゞちに辻にゐるにはあらず、此二種のさま、七十一番職人歌合の繪にてさとるべし、

〔異本洞房語園上〕京都遊女の名目

太夫　これは藝の上の名也、慶長年中迄、遊女ども亂舞を習ひ、一年に二三度づゝ、四條河原に芝居を構へ、能太夫、舞太夫、皆けいせいども勤めし也、尤大人歷々の御方御見物あり、種々の餘情花麗なる事ども多かりしと也、去によりて今日の太夫は、誰が家の何といふ太夫が勤るなどゝいひしより、おのづから、よき遊女どもの總名となりけるよし、芝居相違なく仕舞候得ば、太夫の遊女どもは、町御奉行所へ御禮に上る、此例により今以て年頭八朔、兩度づゝ御禮に上り申候、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕元文頃まで太夫有しは、三浦屋三軒と玉屋のみなり、徒流云、元文五年頃迄、揚屋五軒あり、尤揚屋町にはなし、新町に、（京町二丁めなれど、いつの頃よりか新町といふ、本名にはあらじ、）海老屋治右衞門、尾張屋清十郎、橋屋五郎左衞門、若狹屋庄三郎、京町和泉屋清六、其後揚屋ども皆破壞して、尾張屋清十郎のみ揚屋町へ轉宅して榮へたり、（三浦ハ寶暦六年に家絶ゆ云々）按るに、金多里といふ細見（寶暦の初年なるべし）江戸町一丁め玉屋山三郎に太夫花紫これ一人、揚やは尾張屋清十郎のみなり、（太夫も揚屋も此已後絶たり）

〔傾城歌三味線一〕上手をいふて（いやな座數をようぬけ申す）夷中に京あり、三國の出村にて名高き小女郎といへる太夫職は、吉原の三浦が抱へ、前の握虎高尾といふ太夫から、つり取るべき器量風儀、ゑかし情有つて大氣に生れつき、自然と松の位に備つて、衣裳好く著こなし、道中外の女郎と替り、少しすしに見へて、幅のなき男は恐れて會ふ事稀なり、

格子天神

散茶うめ茶

〔松屋筆記 四〕オイラン、松位、大夫などの義、○中略また字に松位とかくは、大夫といふべきを、秦の始皇が松を大夫に封せしといへる故事によりて、松位とはかける也、さて遊女を大夫といふは、もと白拍子のともがらにて、みづからうたまひするがゆゑに、淨璃瑠大夫になずらへてよべる也、淨瑠璃大夫の號は、院中にめされて叡聞ありし時、かりに五位を賜はりしに起れり、

〔一目千軒〕天神之事 幷 大天神之事

むかしは價廿五匁なりし故、御緣日に表して天神といひならはせけるとぞ、其緣をとりて、此職を梅の位と云、是則御神木の由緣也、○中略此職より太夫にもす〻む、前々は大天神小天神とて、二しな有、あたひも高下ありて、大天神は四十三匁にて、もらひ十三匁はありしに、寶曆元未年やみたり、今は大小の差別なし、只天神と許り也、大天神今はなし、

〔異本洞房語園 上〕京都遊女の名目○中略

天神　勤銀廿五匁なれば、北野の緣日に取て天神といふ、吉原には此名なし、

格子　京都の天神に同じ、大格子の內に部屋を構居る、局女郎に紛れぬやうに、格子といふ名を付たり、

〔異本洞房語園 下〕散茶(さんちや)　寬文五年巳のとし、江戶所々に居し茶屋共、吉原へ降參して、七十餘人入込たり、○中略降參の者共は、風呂屋くづれ多く有しゆへ、見せを風呂屋の時の如く構へたり、今の散茶これなり、扨岡より吉原へ來りし遊女は、いまだはりもなくて、客をふるなど〻いふ事はなしされぱいきはりもなく、ふらずといふ意にて、散茶女郎といひけり、是は吉原遊女共が、時の戲に散茶女郎といひしが、いひ止ずして、今に散茶といひもて來りしなり、

〔洞房語園異本考異 下〕このさん茶、むめ茶に、甚だ杜撰多し、今考ふるに、本說○異本洞房語園に今まで吉

局女郎・端女郎

原に居たる女郎に對して、ふらぬといふ心にて、散茶と異名せしとあり、然らば茶は袋に入れてふり出すに、散茶は粉に挽たる茶なれば、湯に放し入れるのみ、ふらぬといふ心なるべし、又むめ茶はその薄茶の濃きをうめるといふ心にて、散茶に對して、むめ茶と云たる成べし、是又さん茶に一段おとりたる物ぞかし、これにつき里人の口稱あれ共、正しからず、

〔一目千軒〕端女郎(はしぢよらう)の事

太夫天神は、口の茶屋といふへは出ず、此女郎、晝ばかりは、端の茶屋にてあきなふ故、はし女郎といふ、夜は泊らず、廓の作法にて、夜泊りは揚屋而已に限りたるに、寶暦二申のとしより、口の茶屋にて泊はじまりし也、此價の品、奥にくはしく記す、此はし女郎といふもの、打かけはすれど、禿はつれず、去かれども、松のくらゐにもまさるほどのはし女郎は、禿つれる也、則をくの名よせにて見るべし、此内往來にさしかけ傘はなし、此職に秀たるは天神と位階をのぼり、又太夫にも經あがる、太夫天神は云に及ばず、はし女郎までも裲著(うちかけ)してゐる也、

局(つぼね)之事

局といふは、大内御局の下つかたの長屋に表して此號あり、直段は奥に記す、局女郎、端女郎兼帶なり、

〔柳亭筆記 四〕けちぎり

けちぎりは又けちとりといふもおなじ局女郎をいふなり、假契りと書くは假字なるべし、あるひはけちとばかりもいへり、又端、青暖簾、柿暖簾、かきのれんは、多く江戸にのみいへり、又のれんづら、きれをとるぼくとうなどもいへり、

青暖簾略〇中　風流女大名元祿の末印本大津柴屋町の事をいへる條に、是にて見えたる小家に青のうれんをかけたるは、端女郎の住み給ふ局とやらん云々、江戸咄貞享三年印本六の卷、吉原の條に、略〇中大

鹿戀引舟

臣なるは揚屋にて參會し、それにおよばざるは、さんちやの二階ざしきにてたのしみ、又それよりくだりては、青のうれんのかげにたちより、ぶん〳〵さうおうのあちだて云々、〇中略けち〇中略好色いせ物語中元祿むかし田村と申けちおはしましけり、注けち一名局、一名はし女郎、四の卷長文也

〔洞房語園異本拾遺〕新町河合權左衞門といひし者の内に、雲井とて局の女郎あり、彼に其頃二刀の達人宮本武藏が逢馴て、同町の揚屋甚三郎が許へ折々通ひける、寛永十五年の春中、肥前の島原一揆起り、西國御大名仰付られ發向の砌、宮本氏も黑田家の幕下へ見廻として、彼地へ赴くとて、雲井に暇乞のため、甚三郎が許へ來り、揚屋にて發足の用意をしたり、

〔一目千軒〕鹿戀(かこひ)

此女郎、太夫天神とくらべては、大に詫たる體也、ゆへに世人さびしき人を、お茶たてらるといふより、かこひといふ、むかしは文字も圍とかきし也、物を閑にて、深山にて小男鹿を戀るこゝろより、中比鹿戀といふ、かの聲よりして鹿のくらゐと定めたり、むかしに別はありし、今は太夫に付なりといふ說非なり、引舟とかこひとは別也、かこひはかうし女郞の内なり、價は拾八匁にて貫は八匁なりしに、延享三寅年やみて、安永二巳のとし價をあらためて、鹿戀始る、價は委く奥に記す、

引舟の事

引舟といふは、太夫につきて行ものなり、太夫は大船に表し縛(しばる)る舟のこゝろにて、ひき船の名あり、これ客のつかひもの也、客附のとり捌、皆此引舟の役也、依て別に價なし、

〔浪花襍誌街迺噂二〕万松モシ新町〇大阪には、女郎に引舟(ひきふね)といふがあるじやアムりやせんか、江戸では芝居の棧敷には、引舟と云ふがありやすが、女郎の名を引舟といふは、どふいふ譯でありやすヱ、

鶴人引舟、鹿戀、端女郎、牽頭女郎などゝいふ、いろ〳〵の名がありヤス、引舟といふは、太夫に附て行く女郎のことでありヤス、譬ていはゞ、太夫は大船に表し、それにつなげる舟ゆゑ、引舟といふのでムリヤ正、萬端太夫についてゐて、取捌をする役でありヤス、江戸吉原でいふ、番新のことでありやすせい、それだから引舟は賣は致しやせん、浪花枕といふ隨筆物の說では、此の引舟といふハ、夕ぎりより初ッたとありやす、夕霧は一ッ體京都の島原の女郎で、扇屋四郎兵衞といふ者の抱で、其扇屋が、寬文年中に大阪へ引越やした、其頃夕ぎりが下るといふ噂が、大阪中の評判となり、毎日々々川筋の見物が、山のごとくだッたとありヤス、夕霧の美艷きことは、何んともかとも譬やうがなく、其上萬藝に達し、行儀發明言語に述がたしといふもので有やすから、サア大阪へ來ると全盛日に增して、所々方々の揚屋から、大臣のまねくこと、引もきらずといふことで有ヤス、そこで夕霧も勸あぐんで、自分で一人ヅヽ女郎を揚て召つれ、諸方より一時に口の掛ッたとき、此揚女郎を、先の揚屋へやりやして、坐をもたせておき、初めから來た客を、順々に勤めて廻ッたといひやす、其とき此揚女郎のことを、引舟と名付けたとありヤス、夕霧より前は、太夫も引舟を連てあるきやすことは、夕霧から此方のことだといひやす、千長、それで引舟の譯が知れやした、モシ寬文年中といッては、夕ぎりも百七八十年になりヤス、千、

牽頭女郎

〔一目千軒〕牽頭女郎の事井藝子の事

唐土にては、六頭子、又牽頭とも云、是男女に限らず、座を持ものをいふなり、今太鼓と俗に書、是花をうてばなるといふ心とぞ、此說非也、是太夫、天神、自三味線彈ざる故、三弦ひかさんとおもへば、此女郎をよぶ也、又藝子といふもの外にあり、むかしはなかりしに、寶曆元未年にはじまる、

若衆女郎

〔嬉遊笑覽九娼妓〕若衆女郎、古くありしものと見えて、吾孀物語に、まんさくまつ右衞門、兵吉、左源太、きんさく、とらの助、熊之助などいふ里名、あまたあり、是もと歌舞妓をまねびて、太夫といひしこ

ろより、佐渡島正吉などいへる太夫もありし名殘とみゆ、これそれのみにもあらず、男寵の流行し故に、後までもかやうの名を付るなり、されど太夫にはあらず、みなはしかうしの内なり、勝山が奴風の行はれしも、此故なり、〔箕山云、近年傾城の端女に、若衆女郎と云あり、先年祇園の茶屋に龜といひし女、姿かたちを若衆によく似せて、酌を取たり、され共是遊女ならず、是のみにて斷絶しぬ、若衆女郎の初る處は、大阪新町富士屋といふ家に、千之助とて有、此女は、初は葭原町の局にありしが、おのづから髮短く切てあらはし居たり、寛文九己酉年より、本宅の局に歸りて、さかやきをすり、髮をまきあげにゆひ、衣服のすそみぢかく切、うしろ帶をかりた結にし、懷中に鼻紙たかく入て、局に著座す、よそほひかはれるしるしに、暖簾もかへよとて、廓主木村又次郎がゆるしを得て、暖簾に定紋を付たり、紺地に鹿の角を柿にて染入たり、是若衆女郎の濫觴なり、見る人めづらしといひて、門前に市をなす、故にこゝかしこに一人づゝ出來るほどに、今はあまたになり、堺奈良伏見の方迄ひろまれり、是衆道にすける者をおびき入むの謂ならん歟、されども、よき女をば、若衆女郎にはしがたし、それに取合たる顏をみ立てすると見ゆ、大阪の若衆女郎は、外面よりそれとしらしむる爲に、暖簾にかならず大きなる紋を染入るといへり、洛陽集青簾あはれなるものや柿暖簾　有和〕

百造

〔嬉遊笑覽　九娼妓〕百ざう、徒流云、中ごろ江戸町貳丁目の河岸迄下品の遊女ありける、小部屋やうの店にて、二軒打拔に行燈一ツを用ひたり、俗に百ざうといひける云々いへり、ざうとは何の義にか、思ふに、豆藏などの例にて、房州の方言に、寄居虫ガウナを、がなざうと云、又蟹にもくざうの名あり、陽物をさくざうといふも同じ、人の名めかしていふ事なり、坊と云ふことゝ似たり、

名岐

〔二中歷　十三一能〕遊女

主水　乙阿古　宮城　小島　白女　小乙　阿古　觀音　小觀音山殿　如意　香爐　仲駒

喜々　藥師　鳴渡

〔古今和歌集 八離別〕源のさねがつくしへゆあみんとてまかりける時に、山ざきにて、わかれをしみける所にてよめる、　　しろめ

命だに心にかなふ物ならば何か別のかなしからまし

〔大和物語 下〕亭子のみかど、〇多字とりかひのゐんにおはしましにけり、れいのごと御あそびあり、此わたりうかれめども、あまたまいりてさぶらふ中に、聲もおもしろく、よしあるものは侍りやとゝはせ給に、うかれめばらの申やう、大江のたまぶちがむすめといふものなん、めづらしうまいりて侍と申ければ、見させ給ふに、さまかたちもきよげなりければ、あはれがり給て、うへにめしあげ給、そも〳〵まことかなとゝはせ給ふに、とりかひといふだいを、人々によませ給ひにけり、仰給ふやう、玉淵はいとらうありて、歌などよくよみき、このとりかひといふだいを、よくつかうまつりたらんにしたがひて、まことの子とはおもほさんと、おほせ給ひけり、うけ給はりてすなはち、

淺みどりかひある春にあひぬれば霞みならねどたちのぼりけり、とよむときに、みかどのゝしりあはれがり給て、御しほたれ給ふ、人々もよくゑひたるほどにて、ゑひなきいとになくす、みかど御うちきひとかさねはかま給ふ、ありとある上達部みこたち四位五位、これにものぬぎてとらせざらんものは、座よりたちねとのたまひければ、かたはしより上下みなかづけたれば、かづきあまりて、ふたまばかりつみてぞをきたりける、かくてかへり給とて、南院の七郎君といふ人有けり、それなむこのうかれめのすむあたりに、家作りてすむと聞しめして、それにのたまひあづけらる、かれが申さんこと、ゐんにそうせよ、ゐんよりたまはせむものも、かの七郎君がりつかはさん、すべてかれにわびしきめな見せそと、仰られければ、つねになんとぶらひかへりみる

に、〇下闕

〔古今著聞集和歌五〕亭子院〇宇多鳥養院にて御遊有けるに、とりかひといふことを、人々によませられけるに、あそびあまた集れり、其中に歌よくうたひて、聲よきもの丶有けるをとはる丶に、丹後守玉淵が女白女となん申ける、〇下略

〔檜垣嫗集〕くにのかみしばし出らる丶みちにさしあひて、〇中略名高きひがきなりと、人のいへば、はたかくる丶によびいづ、なづかしけれど、かくれ所もなくて、をけをきしにをきてゐたれば、いかでいとかくは有しぞ、あはれなど、あればおもひわびて、

おいはて丶かしらのかみはしらかはのみづはくむまでなりにけるかな

〔後撰和歌集雜十七〕つくしのしら川といふ所にすみ侍けるに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべんとて打よりてこひ侍ければ、水をもていで丶よみ侍ける、　ひがきの嫗

年ふればわが黑髮も白川のみづはくむまで老にけるかな

〔袋草子三〕肥後國遊君檜垣、老後ニ落魄者也、〇中略

シラカハ丶、件ノ所ニ有ル河也、如二後撰一ハ大貳興範ニアヒテ詠レ之、

〔朝野群載三記〕遊女記

江口則觀音爲レ祖、中君□□□小馬、白女、主殿、蟹島則宮城爲レ宗、如意、香爐、孔雀、三枚、神崎則河派姫爲二長者一、孤蘇、宮子、力命、小兒之屬、皆是倶尸羅之再誕、衣通姫之後身也、上自二卿相一下及二黎庶一莫レ不レ接二牀第一施二慈愛一、又爲二妻妾一、歿レ身被レ寵、雖二賢人君子一、不レ免二此行一、南則住吉、西則廣田、以レ之爲下祈二徵嬖一之處上、殊事二百大夫一、道祖神之一名也、人別刻レ之、數及二百千一、能蕩二人心一、亦古風而已、長保年中、東三條院參二詣住吉社天王寺一、此時禪定大相國被レ寵二小觀音一、長元年中、上東門院又有二御行一、此時宇治大相國被レ賞二中君一、延久年

中、後三條院同幸此寺社、狛犬犢等之類、並舟而來、人謂神仙、近代之勝事也、

〔古事談二臣節〕御堂(○藤原道長)召遊女小觀音(觀香弟也)御出家之後、被參七大寺之時、歸洛經河尻、其間小觀音參入、入道殿聞之、頗頳面、給御衣被返遣之云々、(○中略)

小野宮大臣(○藤原實資)愛遊女香爐、其時又大二條殿(○藤原教通)愛此女、相府香爐被問云、我與將愛何乎、汝已通大臣二人、(二條關白稱長之故稱也)

〔長秋記〕元永二年九月三日、夜半、參北殿御前、乘車出門、下官(○源師時)權中將同車、向源相公六條亭、令同車、天曙間乘船、下官乘善光寺別當清圓船、(傳平等院所供儲也)以圓賢(羅勒寺別當)船、爲女房御船、八幡別當光清船、爲伊與守(藤原長實)船、以上野前司實房船、爲相公船、自餘不能委記、勸修寺僧都被設入珍膳於予船、道間組合也、扈從人々、源相公、伊與守、權中將、下官、及三人息男等也、又山禪師小野僧都被參、過去曲之間、江口熊野、與比和君同船追從、一舟之中、指二笠發令様曲付船漸下、過神崎之間、金壽(長者)小最、弟黑鶴四艘參會、各五內有望與州寵愛之氣、暫遊廻水上之間、微雨灑漸滂沱、留女房船遊女白子宅、與州以下手遊君向北前宅、及半夜唱歌、至曉更各歸宿、相公迎熊野、與州招金壽、羽林抱小最、下官自本此事不堪、仍歸自問、就寢了、　六日、出神崎、於於高濱、召遊君六人纏頭、長者金壽、(三領單衣)熊乃、江口、伊世、(三領)比和、江口、輪鶴、(各一領)此外伊與守給米云々、路間長谷莊眞上莊、平田莊(平等院莊也)送酒肴、過江口之間、遊女群參、長者孫々熊野自本在此船、爲饗應書長者讓文、令加孫母子判、給熊野、件孫母子預纏頭、又戸々子母給扇事了、猶相具熊野伊世二人、宿八幡別當光清木津莊、光清儲珍膳、

〔古事談二臣節〕大治五年十月五日、參議四人師頼長實(中將)宗輔(中將)師時等任納言、(去保安四年己後遣(遣一本作違)之死闕、于今未被任、)于時伊通、參議、右兵衛督、中宮權大夫四人皆上臈也、然而不堪愁緒、翌日辭所帶等、於大宮大路破燒檳榔車、白晝著褐衣水干貲布袴、騎馬被渡神崎遊女金許、又年來所被借貫、蒔繪弓返遣中院右府、トテ、八トセマデ手ナラシタリシ梓弓返ルヲ見テゾチハナカレケル、何カソレオモヒ

スツベキアヅサ弓又引カヘス折モアリケリ

〔平治物語二〕義朝青墓落著事

義朝〇源ハ兎角シテ、美濃國青墓ノ宿ニ著給、彼長者大炊ガ娘延壽ト申ハ、頭殿御志不ㇾ淺シテ、女子一人御座ケリ、夜叉御前トテ、十歳ニ成給、

〔平家物語一〕妓王事

太政入道〇平清盛は、かやうに天下を、たなごゝろのうちににぎり給ひしうへは、世のそしりをもはばからず、人のあざけりをもかへりみず、ふしぎの事をのみし給へり、たとへばそのころ、京中に聞えたるしらびやうしのじやうず、ぎ王ぎ女とておとゝひあり、とぢといふしらびやうしのむすめなり、しかるにあねのぎわうを、入道相國てうあひし給ひしうへ、いもとの妓女をも、世の人もてなす事なのめならず、母とぢにもよきやつくつてとらせ、毎月に百石百くはんをくられたりければ、家内ふつきして、たのしひ事なのめならず、〇中略京中のしらびやうしども、ぎわうがさいはひのめでたきやうをきいて、うらやむものもあり、そねむものもあり、うらやむものどもは、あなめでたのぎわう御ぜんのさいはひや、おなじゆう女とならば、たれもみなあのやうでこそありたけれ、いかさまにも妓といふ文字を名に付て、かくはめでたきやらん、いざや我らもついてみんとて、あるひは妓一妓二とつけ、あるひはぎふくぎとくなどつくものもありけり、〇中略又しらびやうしのじやうず一人出來たり、加賀の國のものなり、名をばほとけとぞ申ける、年十六とぞきこえし、〇下略

〔平家物語十〕かいだうくだり

本三位の中將しげひらの卿、〇中略同じき元年〇元暦三月十日の日、かぢはら平三かげ時にぐせられて、關東へこそ下られけれ、〇中略夕ま暮、池田の宿にも著給ひぬ、かの宿の長者、ゆやがむすめ、じゝ

うがもとに、其夜は三位しゆくせられけり、じゞう三位の中將殿を見奉て、日ごろはつてにだに思召より給はぬ人の、けふはかゝる所へ入せ給ふ事のふしぎさよとて、一首の歌を奉る、

たびのそらはにふのこやのいぶせきにふる里いかにこひしかるらん、中將の返事に、

ふるさとも戀しくもなしたびのそらみやこもつゐのすみかならねば、やゝ有て、中將かぢ原を召して、さても只今の歌のぬしは、いかなる者ぞ、やさしうも仕つたるものかなとの給へば、かげときかしこまつて申けるは、君はいまだしろし召され候はずや、あれこそ八島の大臣殿〇平宗盛のいまだ當國守にてわたらせ給ひし時、めされ參らせて、御さいあい候ひしに、老母を是にとゞめおき、つねはいとまを申しかども、たまはらざりければ、ころはやよひのはじめにてもや候ひけん、

いかにせん都のはるはをしけれどなれしあづまの花やちるらん、といふ名歌つかまつり、いとま給はつて、まかりくだり候ひし、海道一の名人にて候とぞ申ける、〇中略

せんじゆ

中將〇平重衡道すがらのあせいぶせかりければ、身を淸めてうしなはれんにこそと思ひて、まち給ふ所に、やゝ有て、年のよはひ二十ばかりなる女房の、いろしろうきよげにて、かみのかゝり、まことにうつくしきが、めゆひのかたびらに、そめつけのゆまきして、ゆどのゝ戶おしあけて參りたり、其あとに十四五ばかりなるめのわらはの、かみはあこめだけなりけるが、こむらごのかたびらきて、はんざうだらひに、くし入てもちて參りたり、此女房かいしやくにて、やゝひさしう御ゆひかせ奉り、かみあらひなんどして、いとま申出けるが、男なんどは、ことなうもぞ思召す、女はなかなかくるしかるまじとて、かまくら殿〇源賴朝よりまいらせられてさぶらふ、何事もおぼしめす事あらば、承つて申せとこそ、兵衞の佐殿は仰さぶらひつれ、中將今はかゝる身と成て、何事をか

思ふべき、只思ふ事とては、出家ぞしたきとの給へば、彼女房歸り參て、兵衛の佐殿に此よしを申す、兵衛のすけどのそれ思ひよらず、わたくしのかたきならばこそ、朝てきとしてあづかり奉りたれば、かなふまじとぞの給ひける、かの女參て、三位の中將殿に、此よしを申す、いとま申て出ければ、中將しゆごのぶしにの給ひけるは、さても只今の女ばうはゆうなりつるもの哉、名をば何といふらんと、とひ給へば、かの丶すけ申けるは、あれは手ごしの長者がむすめで候が、みめかたち心ざま、ゆうにわりなき者とて、此二三が年は、佐殿にめしをかれて候、名をばせんじゆのまへと申候とぞ申ける、其夕べ雨すこしふつて、よろづ物さびしげなる折ふし、くだんの女ばう、びはこともたせて參りたり、かの丶すけも、家の子らうどう、十よ人ひきぐして、中將殿の御まへちかう候けるが、酒をすゝめ奉る、千じゆのまへしやくをとる、中將すこしうけて、いとけうなげにておはしければ、かの丶すけ申けるは、かつきこしめされてもや候らん、むねもちはもとよりいづのくにのものにて候へば、かまくらはたびにて候へ共、心のをよばん程は、ほうこう仕り候べし、何事も思召事あらば、承て申せと、兵衛の佐殿おほせ候、それ何事にても申て、酒をすゝめ奉り給へといひければ、千じゆの前しやくをさしをき、らきのてういたるは、情なき事をきふにねたむといふらうゑいを、一兩返したりければ、三位の中將、このらうゑいをせん人をば、北野の天神、まい日三度かけつて、まもらんとちかはせ給ふとなり、され共しげひらは、今生にてははやすてられ奉つたる身なれば、じよゐんしても何かせん、たゞしざいしやうかるみぬべき事ならば、したがふべしとの給へば、千じゆのまへ、やがて十あくといふ共なをいんぜうすといふらうゑいをして、ごくらくねがはん人は、皆みだの名がうをとなふべしといふ今やうを、四五返うたひすましたりければ、其時中將さかづきをかたぶけ。ふらる、千じゆのまへ給はつて、かの丶すけにさす、むねもちがのむ時に、ことをぞ引すましたる、三位中將、ふつうには、此がくをば五じやうらくと

いへ共、今しげひらがためには、後生らくとこそくはんずべけれ、やがてわうじやのきうをひかんとたはぶれ、びはをとりて、てんじゆをねぢて、皇じやうのきうをぞひかれける、かくて夜もやう〳〵ふけ、よろづ心のすむまゝに、あな思はずや、あづまにも、かゝるゆうなる人の有けるよ、それ何事にても、今一こゑとの給へば、せんじゆのまへかさねて、一じゆのかげにやどりあひ、同じながれをむすぶも、みなこれせんせの契りと云しらびやうしを、まことにおもしろうかぞへたりければ、三位の中將、ともしびくらうしては、すかうぐしがなんだ、といふらうゑいをぞせられける、

〔平家物語十二〕とさばうきられの事

判官は、いそのせんじといふしらびうしがむすめ、しづかといふ女を、てうあひせられけり、しづかかたはらをへんじも立さる事なし、

〔吾妻鏡六〕文治二年四月八日乙卯、二品〈源頼朝〉幷御臺所御參鶴丘宮、以次被召出靜女於廻廊、是依可令施舞曲也、此事去比被仰處、申病痾由不參、於身不肖者、雖不能左右、爲豫州〈源義經〉妾、忽出掲焉砌之條、頗恥辱之由、日來內々雖澀申之、彼既天下名仁也、適參向歸洛在近、不見其藝者無念由、御臺所頻以令勸申給之間被召之、偏可備大菩薩冥感之旨被仰云云、近日只有別緒之愁、更無舞曲之業由、臨座猶固辭、然而貴命及再三之間、愁廻白雪之袖、發黃竹之歌、左衞門尉祐經鼓、是生數代勇士之家、雖繼楯戟之基、一﨟上日之職、自携歌吹曲之故、候此役歟、畠山二郎重忠爲銅拍子、靜先吟出歌云、

吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾコヒシキ、次歌別物曲之後、又吟和歌云、

シヅヤシヅ〳〵ノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨシモガナ、誠是社壇之壯觀、梁塵殆可動、上下皆催興感、二品仰云、於八幡宮寶前施藝之時、尤可祝關東万歲之處、不憚所聞食、慕反逆義經、歌別曲奇怪云云、御臺所被報申云、君爲流人坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿〈時政〉怖時宜、潛被

引籠之、而猶和順君迷暗夜、凌深雨到君之所、亦出石橋戰場給之時、獨殘留伊豆山、不知君存亡、日夜消魂、論其愁者、如今靜之心、忘豫州多年之好、不戀慕者、非貞女之姿、寄形外之風情、謝動中之露膽、尤可謂幽玄、枉可賞翫給云云、于時休御憤云云、小時押出於御衣(卯花重)於簾外、被纏頭之云云、　五月十四日辛卯、左衞門尉祐經、梶原三郎景茂、千葉平次常秀、八田太郎朝重、藤判官代邦通等、面々相具下若等向靜旅宿、抗酒催宴、郢曲盡妙、靜母磯禪師又施藝云云、景茂傾數盃極一醉、此間通艷言於靜、靜頗落涙云、豫州者鎌倉殿御連枝、吾者彼妾也、爲御家人身、爭存普通男女哉、豫州不牢籠者、對面于和主、猶不可有事也、況於今儀哉云云、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月廿八日癸巳、祐經、王藤內等、所令交會之遊女、手越少將、黄瀨川龜鶴等、則喚此由、祐成兄弟討父敵之由、發高聲、　六月一日丙申、曾我十郎祐成妻大磯遊女(號虎)雖被召出之、如口狀者、無其咎之間、被放遣畢、

〔承久軍物語一〕つのくに長江倉橋といふ兩庄は、一院(後鳥羽)の御ちやうあい、かめぎくといふ白拍子が、ちぎやうなるを、地とうこれをこつしよしけるによつて、かめぎくこれをいきどほり、院へそうしなげきけり、

〔新古今和歌集十羇旅〕天王寺へまいり侍りけるに、にはかに雨ふりければ、江口にやどをかりけるに、かし侍らざりければ、よみ侍ける、

西行法師

世中をいとふまでこそかたからめかりのやどりををしむ君かな

返し　遊女妙

世をいとふ人としきけばかりの宿に心とむなと思ふばかりぞ

〔玉葉和歌集八旅〕爲兼、佐渡國へまかり侍し時、越後の國てらどまりと申所にて申をくり侍し、

遊女初君

物思ひこしぢの浦のしら波も立かへるならひありとこそきけ

〔古今著聞集十相撲強力〕近比近江國かいづに金(かね)といふ遊女有けり、其所のさたの者也ける法師の妻にて、年比すみけるに、件の法師、又あらぬ君に心をうつしてかよひけるを、金もれ聞て、やすからず思ひけり、ある夜合宿したりけるに、法師何心なくれいのやうに、彼事くはだてんとて、またにはさまりたりけるを、其よは腰をつよくはさみてけり、しばしはたはぶれかと思ひて、はづせはせづといひければ、猶はさみつめて和法師めが、人あなづりして、人こそあらめ、おもてをならべたるものに心うつして、ねたきめみするに、物ならはかさんと云て、たゞしめにしめまさりければ、既にあはをふきて死なんとしけり、其時はづしぬ、法師はくだ〳〵と絶入て、わづかに息計かよひけるが、水吹などして、一時計有ていきあがりにけり、かゝりける程に、其比東國の武士、大番にて京上すとて、此かいづに日たかく宿しけり、馬共湖に入てひやしける、其中に、竹の棹さしたる馬のすゞしげなるが、物におどろきて、走りまひける、人あまた取付て引とゞめけれども、物ともせず引かなぐりてはしりけるに、此遊女行あひぬ、すこしもおどろきたる事もなくて、たかきあしだをはきたりけるに、前をはしる馬のさし繩のさきをむずとふまへけり、ふまへられて、かひこづみて、やす〳〵ととまりにけり、人々目をおどろかす事かぎりなし、其あしだ、砂ごにふかく入て、足くび迄うづまれにけり、それより此金、大力の聞え有て、人おぢあへりける、みづからいひけるは、わらはをば、いかなる男といふ共、五六人してはえしたがへじとぞ自稱しける、ある時は手をさし出て、五のゆびごとに弓をはらせけり、五張を一どにはらせける、ゆびばかりの力かくのごとし、誠におびたゞしかりける也、

〔太平記十七〕金崎船遊事附白魚入船事

十月〇延元元年廿日ノ曙ニ、江山雪晴テ、漁舟一蓬ノ月ヲ載セ、帷幕風捲テ、貞松千株ノ花ヲ敷リ、〇中略

春宮〈○恒貞親王〉御盃ヲ傾サセ給ケル時、島寺ノ袖ト云ケル遊君、御酌ニ立タリケルガ、拍子ヲ打テ、翠帳紅閨萬事之禮法雖ㇾ異、舟中波上一生之歡會是同ト、時ノ調子ノ眞中ヲ、三重ニシボリ歌ヒタリケレバ、儲君儲王忝モ叡感ノ御心ヲ被ㇾ傾、

〔近世畸人傳　三〕傾城吉野　井灰屋某　銀冶某　僧日徑

都島原の廓によしの。といへる名妓あり、容色風姿類なきのみならず、手かき歌よみ、茶香などをはじめ、凡遊藝に長じぬ、もとより心たかく、なみ〳〵の衣類器財などは省だにせず、それが著たる廣東島のうはおそひを、よしの廣東と名付て、今も賞茶者流の袋物にして、もてなすにてもしるべし、〈○下略〉

〔瀨田問答〕新吉原三浦屋遊女高尾。六代程モ續キ候哉、初代ヨリノ傳イカヾ、

答〈○瀨田貞雄〉高尾ガ傳ハ、ヨク原武太夫盛和委敷候ヒキ、傳ヘ請候筈ニテ終ニ不ㇾ果、殘念ニ候、淺草山谷寺町春慶院ニ轉譽妙身ト有ㇾ之碑、萬治二己亥年十二月五日ト切テ、辭世ニ、サム風ニモロクモクチル紅葉哉、トアリ、塔ノ屋根此紋切付タル四面塔ノ碑ハ、全ク初代ノ高尾ニ候、是ヲ土手ノ道哲ニテ似セ碑ヲ造リ、二代目高尾ト稱シ、人ヲ欺キシヲ不吟味ニテ、江戸砂子ニ二代目ト記シ候ナリ、

〔近世奇跡考　四〕三浦高尾考

寬永二十年印本吾妻物語〈元吉原細見記〉を見るに、元吉原の時代、高尾といふ妓女四人あり、江戸町善右衞門内高尾、同町甚左衞門内高尾、京町若三郎内高尾、同町九郎右衞門内高尾、以上、みなはし女郎にて、もとより三浦の高尾にあらず、その以前高尾といふ名妓あらば、四人まではし女郎の名によぶべしともおぼえず、三浦の初代高尾は、寬永の後いできたる事あきらけし、今杏園先生の高尾考にもとづき、古書を參考して年序をさだめ、好事家の考訂をまつのみ、

初代高尾　元吉原の時代、引續なきによりて、つまびらかならず。

二代高尾　數代のうちすぐれて名妓のきこえ高し、これを萬治高尾といふ、貞享板江戸鹿子の說を用て、二代とさだむ、萬治三年十二月廿五日死、或云萬治二年十二月五日死、

三代高尾　稚かゞみに、高尾を評して、いまだ年わかとはいひながら、さきの二代高尾におとれりとある以て、三代とさだむ、稚かゞみに年號なきをもつて、時代つまびらかならずといへども、延寶四年板本しづめ石に、高尾ありて、今はしたけ玉ひてとあれば、此高尾寛文のすゑを、さかりにへたるべし、天和三年の寫本、紫の一もとに、高尾、小紫、今はなしとあれば、天和の頃は中絕なるべし、

四代高尾　元祿四年板本、幕そろひに、高尾あり、元祿七年板本草ずり引に、いつぞや、わづらひより、ふるさとへおくりのよしとしるしあれば、此高尾、元祿五六兩年の間に、出廓せしなるべし、

五代高尾　元祿十二年春出廓のよし、元正間記にみえたり、○自㆓六代㆒至㆓十一代㆒略

〔兎園小說九〕遊女高尾

著作堂の珍藏に、美地乃久艸紙といふ有り、それは陸奥の大守の醫師工藤平助が女の同藩只野氏に嫁して、仙臺に在が筆記なり、その中に高尾が事跡をしるしたり、世の妄說を正すに足れり、曰、昔の國主、高尾といふ遊女を黃金にかへて、くるわを出し給ひて、御たちまでもめし入られず、中す川○註略にて切はふらせたまふと、世の人思へるはあらぬことなり、是はうた上るりにおもしろく事添て作りなどして、やがて誠のごとくなりしものなり、高尾はやはり御たちにめしつかはれてのち老女と成て、老後跡をたて給はりしは、番士杉原重太夫又新太夫と、代々かはるがはる名のりて、祿玄米六百石今目付役をつとむる重太夫はその末なり、只野家近親なるゆゑ、ことのよしはしれり、杉原家にても世人あらぬことを、まことしやかに、となふるはをかしと思ふべけれど、我こそ高尾が末なりと名のらんにも、おもたゞしからねば、おしだまりて聞ながしをるとなり、これをいと珍らしき事とおもひて、うつしおきけるに、この比ある人のもとより、その法號葬地等を書付、おこせたれば、著作堂の主にしめさんとてこゝにのす、その記に曰、仙臺の人なにが

し、遊女高尾が墓碑を摺りてもちたるを、四谷にすめる醫生淺井春昌といふもの、うつしたりとて、島田某の見せたるをしるす、

二代目

三巴の紋　淨林院妙讃日晴大姉（享保元丙申年十一月廿五日）

于時正德五年二月二十九日　逆修　源範清義母（梢原常之助行年七十七歲）

右の碑、仙臺荒町法龍山佛眼寺に在、仙臺の人のいふ、高尾實は國侯に從ひて奥州にいたる、杉原常之助といふは、義子にて名跡をたて給ひたるにいひ傳ふ、享保元年七十八歲にて天壽を終るといふ、

綱宗朝臣は、正德元年六月四日卒去、享年七十六歲、仙臺瑞鳳寺に葬す、法號雄山全威見性院といふ、

〔世事百談〕遊女總角が世代

世の口ずさみに、高雄。七代、薄雲。三代總角。一代といふことあり、高雄は古人の考ありて、世代も事蹟もいと明なり、按ずるに、總角は一代にはあらず、兩巴屆言（享保十五年）に、三浦屋四郎左衛門內に、(小)あげまき、寛保三年の細見に、〓あげまきあり、元文五年の細見にかうしあげまきあり、又享保十九年の細見に、〓あげまきあり、延享五年の細見、三年の細見にはあげまきなし、その後延享四年の細見にかうしあげまきあり、寛延二年の細見に、あげまきあり、寶曆四年〓あげまき、しのぶげんじけんじとあり、同五年の細見に、〓あげまきしのぶ同八年に三浦の家絶えたり、これによりておもへば、兩巴屆言より元文の間に見えたるあげまき一人にて、延享四年より寶曆五年までを、又一人ともおもはるれば、これにて二代はありとしられたり、これより先正德四年に、助六の狂言をはじめてしたる時に、揚卷の役玉澤林彌なり、享保よりはやく已にあげまきあれば、すべて三人はありともおもはるゝものから、猶

そのくはしきことは後考を俟つのみ、

〔洞房語園異本補遺〕角町万字屋庄左衛門が家に、万壽と云し格子女郎有し、一人の客になづみて外の勤を疎略にし、庄左衛門が敎訓用ひず、うち捨置ば、外の女郎共の爲あしければ、勤をやめ引込せて、腰　奉公の如く召つかひたり、万壽は生質發明にて、器量ある女なれば、是も當分のこらしめなればこそとおもひ、下女共の古布子をかり著て、少しも耻るけしきもなく、下女共の立働らく程のことを、何事もいとはず働き、或は買物あれば、彼布子を著て中の町へも出て、諸事に付随分かい〴〵しくはたらきけり、此頃長谷川宗月とて、希代の相人ありて、折々吉原へ來りしが一日庄左衛門が方へ來りて咄し居候ゆへ、庄左衛門宗月を饗應なし、其遊女共の相を見せければ、宗月も當座の言分に、相應なる挨拶してけり、彼万壽はこれを聞、主人庄左衛門が勝手へ立し透に、己も其相人とやらんに見て貰はんとて、宗月に物いふ所へ、庄左衛門また座敷へ出ければ、どこやら主人はこはひ物か、万壽は言捨にして、又勝手へ入けるが、宗月ちよつと万壽が相を見て、庄左衛門にいふ樣、先程から大勢の相見し内に、今の下女程の相はなし、福相有てあつぱれ遊女ならば、此廓の一二を爭ふ名取とも成べし、三年を過さずして、かならず千人の上を越すべき相ありといへば、庄左衛門聞て、夫は彼女の仕合にこそといひて扨宗月には酒を進めて歸しけり、半年計り過れども、主人は何の沙汰もなく、下女にして召仕ひければ、扨は當分のおどしにてはなかりしものかとて、万壽も志をあらためて、人頼みて誤り詫言するゆへ、庄左衛門合點して、また勤を致させければ、かたの如く時花(はやり)て、宗月が言しに違はず、其年より三年目に、年季も一年ありしが、ある有德成る方へ貰はれて行、多の人の上に立しといふ、伊達ある女にて、やつこ万壽といはれし、

〔雲萍雜志三〕島原の難波や與左衛門といへる遊女屋に、濱荻といふ太夫あり、もとは播州高砂の

商家總七といふもの、娘にて、人の家に嫁しけるが、その家衰微に及びて、夫に捨られ、親のもとにかへりけれども、親の家もまたおとろへて、父母を養はんが爲めに、與左衛門が方に身をうりて、遊女とはなりしなり、その頃與左衛門は、江戸の廓へ移りける時にあたりて、よき遊女をつれ行かんと、十一人の遊女をえらみける中に、ことに濱荻は、その志し尋常ならず、風雅の道にもうとからざれば、わけてあはれみをかけ、江戸に下るにのぞみて、濱荻は與左衛門に、わが父母もろともに、江戸へくだりたきよしの願を申しけるに、許されざりければ、客にかたらひ、事のよしを歎きけるに、其客豪富のあき人にて、彼が孝心を感じ、いとやすき望みかなとて、路資をあたへて、あるじ與左衛門に賴みけるに、費をいとへばこそ、かれが願ひも聞ざりしなりとて、こともなげに承引たれば、濱荻はふたおやをも伴ひつゝ下りけり、濱荻勤めの中おこたりなければ、他の遊女もこれにならひて、その家繁榮し、主人も亦數多の益を得たれば、高砂といへる茶店をしつらひ、濱荻が親達につかはしたり、かの濱荻はたしなみよくて、身をつゝしみ、明くれに父母をかへり見て、勤めながら日々に親のもとへ行かよひけり、かゝれば廓の中にても、誰れか賞譽せざるものなからんや、その頃濱荻が發句に、

うき人に手のはづかしき火鉢かな、後にある貴人に根曳せられて、出雲の國にいたり、親子三人にて、めでたき暮しとなれるも、孝の惠みなるべし、そのころ行儀難波とて、その名を傳へたり、

〔近世畸人傳二〕遊女大橋

都島原の遊女大橋、實の名は律、(もと彼所に大橋といへる名妓あり、うたよみ手書ぬるが、その手ことによければ、大橋やうといひて、いまだ傳はるよし、此妓もその名を嗣るとなん、)よろづみやびを好めり、

〔當世武野俗談〕新吉原松葉屋瀨川

新吉原江戸町松葉や半右衛門抱瀨川。といふ傾城は、十ヶ年以來は、五丁町に並ぶ方なき全盛な

り其人となり異なり、夫遊女うかれ女といへども、往昔を尋見れば、此里にも寛文の頃には、小紫。は能和歌の道に達し、不斷敷島の道を尋ね、風雅にして心やさしく、世上こぞつて偏に石山寺の觀世音にて、源氏六十帖編集したる紫式部にも似たりとて、其名を小紫と號しとなり、名高き雅女たり、○中略又島原の吉。野。は、初め浮船と名乘しを、或春廓櫻の花盛を見て、島原籠中の吟とて、

こゝにさへさぞな吉野は花ざかり、と云名句有しゆへ、これより世に吉野と呼れける、又正德の頃とかや、江戸町茗荷やの奥。州。が提灯の文字、貞清美婦胎と云五文字の裏に、假名にててれんいつはりなしと書て、中の町へ持せ道中せしとなり、其後享保の頃、萬字や九。重。が浮世の末に、隅田川の三十一字に、奉行大岡忠相の猛き心を和らげしと、要秘錄に先達てしるし出したり、是等皆々廓の花紅葉と、其時々のさかり成べし、今は皆散果し、又來春も咲花の絕ずして、今○寶暦松葉屋の瀨川と云、器量甚勝て、此里隨一の美人、王照君西施も面を恥、通小町も顏を覆ふ姿なり、其生れ下總國小見川のかろき民の娘たり、幼少にて松葉や半右衞門抱て敎ける、自然と女の道たることを不學して是を知、妓女の藝一ト通り、三味せん、淨瑠璃は勿論、茶の湯、はいかゐ、葉雙六、ありとあらゆる藝、不思議に習ひて、鞠なども上手なり、皷笛諷舞も能、其上能書にて俗氣をはなれ、廣澤島石が流義、文徵明が墨跡に眼をさらし、唐詩選を取廻し、歷々の儒者の門弟にも、爪をくはへさせ、繪も上手にて、京下り秋平堂大雅が弟子と成て、畫工にくはしく、俳諧は乾什米仲が引付に入て、こと〴〵く人の知る所なり、其上易道に委しく心を用ひ、平澤左内が弟子と成て、卜筮を學びけり、

〔後者昔物語〕巴屋原○吉に岩。こ。すといふ傾城は、秀たるものなりき、渠はもと越後信濃あたりの深山のものにて、山女衒かゝりて見れば、老女只壹人、六七歲の小女とあやしき家居に住むあり、立よりて問へば、此小女は父母におくれて、我手に育侍るといふ、かゝる所にあらんよりは、我江

遊里

戸に連行ん、我にあたへまじやといへば、山奥のかゝる所にありて、若我死せば狼の餌食ともならん、夫いと幸なり、つれ行て命を全くし給れといふ、女衒歡びて金貳分を老女に與へければ、老女も悦びけるとなん、是後に巴屋の岩こすとて、全盛の君となりたるといふ事を、年經て聞けり、其虛實はしらず、同藩の大山氏なるもの、此岩こすに逢けるに、夏の頃なりしが、幮の外に來りて、禿を呼で水を取よせ、其半呑て暑しやと問ふ、大山暑しと答ふ、其時その茶碗を持て幮に入り、のみさしたる水をのまする心かとおもふに、さはなくておのれ一口呑て、大山が寐たる顏に向ひて、ふつと霧を吹かけたり、顏より髮襟のあたりまで、水にぬれければ、驚きて起上る、岩こす笑て、呑たるよりは涼しからんといひしとなり、凡妓の氣骨にはあらず、一談を聞ても察すべきなり、

〔賤者考〕此情を鬻ぐ女、昔の種類は、いかにわかれたるか委しくは知りがたし、船はつる湊やうの所々には、遊女、(今藝妓にあたるもの)傾城(今女郎にあたるもの)共にあり、もし又一方のみありける所もあるべし、○中略さて又湊ならぬ所も、繁花の地にはありけむことは、都は勿論奈良の木辻、近江の鏡、參河の矢矧、美濃野上、赤坂、鎌倉に大磯、化粧坂、喜瀨川、手越などなり、近江の朝妻、尾張の井戸田、遠江の池田などは、なほ船はつる方によりたるなるべし、海邊にては津の國の江口、神崎、蟹島、堺の乳守、播磨の室津、周防の室積、和泉の高渕、越前の三國、備後の尾道、其外古く名にきこえたる所枚擧しがたし、

〔朝野群載三記〕遊女記

自山城國與渡津、浮巨川、西行一日、謂之河陽、往返於山陽南海西海三道之者、莫不遵此路、江河南北、邑々處々、分流向河內國、謂之江口、蓋典藥寮味原厨、掃部寮大庭莊也、到攝津國、有神崎蟹島等地、比門連戶、人家無絕、娼女成羣、棹扁舟、著旅舶、以薦枕席、聲遏溪雲、韻飄水風、經廻之人、莫不忘家、州盧浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、蓋天下第一之樂地也、○中略相傳曰、雲客風人爲賞遊女、自京洛向河

陽之時、愛江口人、刺史以下自西國入江之輩、愛神崎人、皆以始見爲事之故也、所得之物、謂之團手、及均分之時、廉恥之心去、忿厲之興、大小諍論、不異鬪亂、或切絁絹尺寸、或分米斗升、蓋亦有陳平分肉之法、其豪家之侍女、宿上下船之者、謂之湍繕、亦稱出遊、得少分之贈、爲一日之資、爰有髻、依繡絹之名、舳取簦捐、皆出九分之物、習俗之法也、雖見江翰林序、今亦記其餘而已、

〔本朝文粹九人倫〕見遊女　江以言

二年三月、豫州源太守兼員外左典厩、春行南海、路次河陽、河陽則介山河攝三州之間、而天下之要津也、自西自東自南自北、往反者、莫不率由此路矣、其俗天下衒賣女色之者、老少提結、邑里相望、維舟門前、遲客河中、少者脂粉謌咲以蕩人心、老者擔簦、擁棹、以爲己任、有夫壻者、責以其少淫奔之行、有父母者、只願以其多徼嬖之幸、雖非人情、是以俗事、蓋以遊行爲其名、所謂以信名之也、於戲翠帳紅閨、萬事之禮法雖異、舟中浪上、一生之歡會是同、余每歷此路、見此事、莫未嘗爲之長大息矣、何其以好色之心、不近好賢之途哉云爾、

〔江家次第十五踐祚〕八十島祭

公卿以下殿上人有事緣者、皆相共下向、○中略次歸京、於江口遊女參入、纏頭例祿如恒、

〔榮花物語三十一殿上花見〕長元四年九月廿五日、女院○上東門院藤原彰子住よし石清水にまうでさせ給、○中略廿六日になりて、こぎくだらせ給程に、○中略えぐちといふ所になりて、あそびどもかさに月をいだし、らてんまき繪さまにおとらじまけじとしてまいりたり、こゑどもあしべ打よする浪のこゑも、江ぐちのいふべきかたなくこそみえしか、○中略二日、○十月あまの河と云所にとゞまらせ給て、あそびどもめしてものどもたまはす、人々みな物ぬぎなどす、

〔台記〕久安四年三月廿一日巳卯、宿柱本邊、今夜、密召江口遊女於舟中通之、

〔古事談二臣節〕二條帥長實著水干裝束、遊女神崎君目古曾ニイカヾミユルト被問ケレバ、目出ク御坐之由

申之、重被問云、水干装束ニテヨカリシ人、又誰ヲカ見哉云々、遊女申云、肥前守景家ト申人コソ見候シカト、詞未了前忽解脱云々、

〔古事談〕(三 僧行)畫寫上人可奉見生身普賢之由祈請給、有夢告云、欲奉見生身普賢、可見神崎遊女長者云云、仍乍悦行向神崎、相尋長者之處、只今自京上輩群來遊宴亂舞之間也、長者居横坐執鼓、彈拍子之上句、其詞云、周防ムロヅミノ中ナルミタラヒニ風ハフカヌドモサヽラナミタツト云々、其時聖人成奇異之思、眠而合掌之時、件長者應現普賢之貌、乘六牙白象、出自眉間之光、照道俗人、以微妙音聲説曰、實相無漏大海、五塵六欲風不吹トモ、隨緣眞如之波タヽヌトキナシト云々、其時聖人信仰恭敬シテ拭感涙、開目時ハ亦如元、爲女人之貌、彈周防室積、閉眼之時ハ、又現菩薩形、演法文、如此數ケ度、敬禮之後、聖人乍涕泣退歸、于時長者俄起座、自閑道追來聖人之許、示云、不可及口外ト、謂畢卽逝去、于時異香滿空云々、長者俄ニ頓滅之間、遊宴醒興云々、

〔拾遺古德傳繪詞 七〕第六段

室。ノトマリニツキタマヒケレバ、遊君ドモマイリアツマリテ、往生極樂ノミチ、ワレモ〳〵トタヅネマウシケリ、ムカシ小松ノ天皇(光孝天皇コレナリ)八人ノ姫宮ヲ七道ニツカハシケルヨリ、遊君イマニタエズ、或時天王寺ノ別當僧正(行尊)拜堂ノ爲ニクダラレケル日、江口神崎ノ遊女、舟ヲチカクサシヨセケレバ、僧ノ御舟ニミグルシクトイヒケレバ、神樂ヲウタヒイダシハンベリケリ、有漏(ウロ)地(ヂ)ヨリ无漏(ムロ)地(ヂ)ニカヨフ釋迦ダニモ羅睺羅(ラゴラ)ガ母ハアリトコソキケト、僧正メデヽ、サマ〴〵ノ纒頭シタマヒケリ、

〔法然上人行狀畫圖 三十四〕同國(○播磨)室の泊につき給に、小船一艘ちかづきたる、これ遊女がふねなりけり、遊女申さく、上人の御船のよしうけたまはりて推參し侍なり、世をわたる道まち〳〵なり、いかなるつみありてか、かゝる身となり侍らん、この罪業おもき身、いかにしてか、のちの世

たすかり候べきと申ければ、上人あはれみての給はく、げにもさやうにて世をわたり給らん、罪障まことにかろからざれば、酬報またはかりがたし、もしかゝらずして、世をわたり給ぬべきはかりごとあらば、すみやかにそのわざをすて給べし、もし餘のはかりごともなく、又身命をかへりみざるほどの道心、いまだおこりたまはずば、たゞそのまゝにてもはら念佛すべし、彌陀如來は、さやうなる罪人のためにこそ、弘誓をもたてたまへる事にて侍れ、たゞふかく本願をたのみて、あへて卑下する事なかれ、本願を憑て念佛せば、往生うたがひあるまじきよし、ねんごろにをしへ給ければ、遊女随喜の涙をながしけり、のちに上人の給けるは、この遊女信心堅固なり、さだめて往生をとぐべしと、歸洛のときこゝにてたづね給ければ、上人の御教訓をうけたまはりてのちは、このあたりちかき山里にすみて、一すぢに念佛し侍しが、いくほどなくて、臨終正念にして、往生をとげ侍きと、人申ければ、さつらん／＼とぞおほせられける、

〔發心集　六〕室の泊の遊君鄭曲を吟じて上人に結緣する事

中ごろ、少將ひじりといふ人ありけり、事のたよりありて、はりまのくにむろといふところにとまりたりける夜、月くまなくて、いとおもしろかりけるに、遊君我も／＼とうたひゆき、ちかうあはれなるもの、さまかなとみる程に、遊女の舟このひじりののりたる舟をさして、こぎよせければ、かんどりやうの者、いなやこれは僧の御舟なり、思ひたがへ給へるかと、事の外にいふ、さみたてまつる、何とてかはさるひがめはみる物かはといひて、つゞみうちて、

くらきよりくらき道にぞ入ぬべきはるかにてらせ山のはの月、と此うたを二三返ばかりうたひて、かゝるつみふかき身となれるも、さるべきむくい侍るべし、この世は夢にてやみなんとす、かならずすくひ給ひなん、こゝろばかりえんをむすびたてまつるなりといひて、こぎはなれにけり、思はずあはれにおぼえて、なみだをおとしたりと、後に人にかたりけり、

〔吾妻鏡 十〕文治六年〇建久元年十月三日甲申、令進發給、〇源頼朝上洛十八日己亥、於橋本驛〇遠江國遊女等群參、有繁多贈物云云、先之有御連歌、

はしもとの君にはなにかわたすべき　平景時
たゞうまがはのくれてすぎばや

〔曾我物語 四〕おほいそのとら思ひそむる事
しうれんのせいつきずして、おほいそのちやうじやのむすめとらといひて、十七さいになりけるけいせいをすけなりの、としごろおもひそめて、ひそかに三とせぞかよひける、

〔雲萍雜志 三〕宇治、木幡、淀、竹田あたりは、昔遊女多くありたるところなり、古き洛陽の地圖に、小椋(ヲグラ)姫町といふところありて、遊女町なり、そのかみは多く水邊に居たること、古書に見えたり、あさ妻舟の圖なども、おもひあはすべし、

〔異本洞房語園 上〕諸國遊女町
一武陽淺草新吉原　一京都島原　一大坂瓢簞町　一伏見夷町しゆもく町共云
一同所柳町　一奈良鳴川木辻とも云　一大津馬場町　一駿州府中彌勒町
一越前敦賀六軒町　一同國三國松下　一同國今庄新町　一泉州堺北高洲町
一同國同所南津守　一攝州兵庫磯の町　一石見鹽泉津稻町　一佐渡鮎川山崎町
一播州室小野町　一備後鞆蟻鼠町　一藝州多太海　一同國宮島新町
一長門下關稻荷原　一筑前博多柳町　一肥前長崎丸山町　一薩州樺島田町
一同國山鹿野寄合町共云
右都合二十五ヶ所

〔德川禁令考 五十遊女并隱賣〕元和三巳年三月

傾城町被仰付候節御書付○註略

一傾城町之外、傾城屋商賣不可致、幷傾城町圍之內江、何方より雇に來候共、先々江傾城を遣事、向後一切可爲停止事、

一傾城買遊び候者、一日一夜より長留不可致事、

一傾城衣類紺屋染を用、總而金銀之摺箔等、一切著させ申間敷事、

一傾城町家作普請等美麗に不可致、町役等は江戸町之格式之通、急度相勤可申事、

一武士町人體之者にかぎらず、出所慥ならざるもの不審成者致徘徊候ハヾ、住所致吟味、不審ニ相見へ候ハヾ、奉行所江可訴出事、

右之通、急度可相守者也、

月日　　奉行○中略

正德元卯年七月

新吉原大門口高札原註、吉原大門口にても御高札有之候、新吉原江引越候ても御高札御建被下候、其後正德元年卯七月、御高札御建替被下候云々、

覺

一前々より制禁之ごとく、江戸中端々ニ至迄、遊女之類不可隱置、若違犯之輩あらば、其所之名主五人組地主まで、曲事たるべきもの也、

一醫師之外何者によらず、乘物一切無用たるべし、

附、鑓長刀門口へ堅く可爲停止者也、

卯七月

〔洞房語園異本考異上〕往古廓の一ヶ所にならざる以前、慶長年中までは、傾城屋二三軒づゝ、處々に分散して有けるが、そが中に軒並に集居たる場所三ヶ所、

麴町八丁目邊十五軒　鎌倉河岸邊同斷　大橋の內柳町廿軒

如此にて有し、後茅町へ一統に集る、その後又處々に風呂屋といふ物出來り、分て神田丹後殿前、木挽町などは、殊の外賑ひけるとぞ、近世いへる岡場所の類也、

〔慶長見聞集七〕よし原に傾城町立る事

見しは今、江戸繁昌故、日本國の人集り家作りなすによつて、三里四方は野も山も家を作り寸土のあきまなし、然るに東南の海きわによし原有、色このみする京田舍の者ども、此よし原を見立、けいせい町をたてんと、よしの苅跡、爰やかしこに家作りたりしは、たゞかにの身のほどに穴をほりすみ居たるが如し、〇中略日を追月を重ぬるに隨て、此町繁昌する故、草のかり屋を破り、西より東、北より南へ町わりをなす、先本町と號し、京町、江戸町、伏見町、堺、大坂町、墨町、新町と名付、家居びゞしく軒をならべ、板ぶきに作りたり、扨又此町を中に籠て、其めぐりにあげや町と號し、幾筋とも數しらず横町をわり、のうかぶきのぶたいを立おき、毎日舞樂をなして是を見する、此外勸進舞、蛛舞、獅子舞、すまふ、じやうるり、いろ〳〵樣々のあそびしてぞ興じける、これらの見物をかごとになし、僧俗老若貴賤、此町に來りくんじゆす、ちからをもいれずして、人をまどはすけいせいのはかり事、思の外也、

〔異本洞房語園上〕吉原開基之次第

慶長の頃迄、御城下〇江戸定りたる遊女町なし、傾城屋所々にありし中にも、軒をならべ集り居たる場所三四ヶ所あり、麴町八丁目に十四五軒、鎌倉河岸に同斷、大橋の內柳町に廿餘軒、右大橋の內柳町といふは、今の常盤橋御門の內にて、道三河岸の邊なり、天正年中より殊に賑ひし町也、其頃京都萬里小路柳の馬場といふ町に、原三郞左衞門といふ者、取立し遊女町を柳町といひし、去かれども彼名をかり用ひたるにはあらず、江戸の柳町は、其町の入口に、幾年經しともしれぬ大

木の柳二本有し故、町の名となりしとか、

慶長十年の頃、御城御普請御用意に付、柳町の場所御用地に被召上、彼所の者ども、元誓願寺前へ引越す、總て此砌は御江戸日にまして御繁昌に付、道橋も次第に多くなり、所替屋敷替りの御沙汰度々あり、此節所々の傾城屋ども相談し、傾城町の場所取立申度由、數度御願申上るといへども、不相叶して打過たり、

同十七年の頃、予〇庄司勝富が祖庄司甚右衞門、始て御訴訟申上し趣は、京都大坂駿府、其外諸國の津湊、總て繁昌なる場所に、古來御免の傾城町すべて廿餘ヶ所有之候、しかるに御當地日を追て御繁昌候得共、いまだ定り候傾城町無御座、傾城屋所々に分散し罷在候、唯今の如くに御座候ては、御町中の爲よろしからざる事ども多く有之候由申上、幷三ヶ條の事書を以て御願申上る、

一引負横領之事

一人を勾引し幷養子娘之事

一諸浪人惡黨幷欠落者之事

右三ヶ條之事書、目安の案文繁きを恐れ略之、甚右衞門御願申上候處、其節の町御奉行所、米津甚兵衞樣御聞濟の上、追々可被爲仰付由被仰渡候、

此節は御傳奏所と申す、正保以來御評定所と申候由、

元和元年の冬十一月と傳承る、忝も兩上樣於御前、佐渡守樣御窺御披露の砌、上樣大御所樣と奉申、御諚には其庄司といふ者は、彼甚内と云しキミガテヽ歟と御尋の時、佐渡守樣成程甚内が事にて候と被仰上候、

君が親方、又遊女長傾城屋の亭主をさして、古來大人の仰せられし言葉なり、

慶長五年の秋、濃州關が原御雷動の時、甚右衞門其頃は甚内といひけるが、鈴が森八幡宮の前に

新に茶店を構へ甲斐々々しき遊女八人を撰て、赤手拭を頂せ、朱帯(あかまへだれ)をさせ茶店に並べおき、御供奉御同勢の御方へ御茶を上候處、折節台駕暫く茶店の邊に止りし時、御駕の內より御上覽被遊、あの茶店に若き男の袴を著て蹲踞居は何者ぞ、又若き女の一樣に出立て並居るは何事ぞと御尋に付、御側供奉の御方、其由御尋の時、甚內申上候は、私儀大橋の內柳町に罷在候、甚內と申遊女の長にて候、上樣には去頃奧州へ御發駕、萬民の爲ヶ樣に御賢慮を被爲盡候御事、難有次第に候、御城下に住居仕、常に御恩澤を奉蒙、安樂に渡世仕候へば、御冥加の爲、且は御出陣必定の御勝利なれば、乍恐御首途を奉祝、此處へ罷出、御供奉の御方〳〵へ、御茶を差上候と申上る、此由被達上聞候處、奇特に被爲思召候由、難有上意を奉蒙候、上樣此時御祝詞の御上意あト、略之、彼甚內が事かと御詮ありしも、此時より知ろし召れしものか、

元和三年三月、甚右衞門を御評定へ被召出、御願申上候傾城町の事御免許被遊、ふきや町の下にて、二町四方の場所を下し給はる、同時に甚右衞門義、傾城町總名主に被仰付候、此節五ヶ條の御書出し御條目被下置候、略之、同年夏中より右場所地形普請に取懸り、同四年十一月より一同に商賣し候也、葭茅生茂りたるを刈捨、地形築立、町作りたる故、葭原といひしを、祝ふて吉の字に書替たり、

〔東海道名所記 一〕いづくぞと人にとへば、三谷といふ所なり、そのかみ吉原といへる傾城町を、明暦三年の五月にこゝにうつし給へりといふ、

〔北里十二時〕かりにもおにのとは、在五の物語にしるしつけたり、あだちの原のくろ塚にとは、兼盛の朝臣ぞよみたなる、大江戸の北にあたりて、然るものゝすだくところあり、よしはらのさととはよぶめり、げにつながぬ舟のよるべさためず、あくがれまどふたはれをの、枕ひきゆふわたりなりとか、いでやかゝるたのしき所にあそびては、わかきどちのはなごゝろには、家路に歸ら

んこともわすれて、斧の柄もこゝにくだいつべし、かの御佛のすみたまへる極樂の國を、かけて聞えんはかたじけなけれど、あそびがともがらにも、猶こゝの品のけぢめありて、そのゑなさまざまにわかれたり、さるをげほんといへどもたりぬべしなどいふは、よくすいたる人の詞なるべくや、

〔皇都午睡三編中〕吉原は、女郎が千人、客一万人と積りし所のよし、さすれば女郎に客十人なれど、今は中々五人づゝにも當るべからず、されどそふ絶ず來る客もあらず、又廓中五丁町といへ共、御府內割なれば、七八丁は丈夫に有り、矢張通り筋は三筋に分り、中央大門口の通りを、中の丁とて往來廣く、兩側皆茶屋計り也、格子なく、上店をおろし、繪筵敷物敷詰、二階表座敷高欄手摺付にて、往來を見おろし、下より廣き段梯子をかけ、大體茶屋は間口二間半三間なり、中の丁突當りに秋葉常燈明の高燈籠あり、是より左右へ道あり、兩方の筋へ行く、大門口を入て、横筋へ入ば皆女郎屋なり、江戸丁一丁目、二丁目、京町すみ丁、揚屋町等也、是も廣き筋にて、大道まん中に溝あり、此上へ見事なる用水桶覆に女郎屋の名を印して、是を天水桶と云ふ、店付女郎を見るには、右側先にとか、左側を先にか見廻る也、中の町の左右の筋を西河岸又伏見丁とて、是は安女郎屋町なり、是は双方とも、內側計り家並び外側は高塀、此外は大溝にて廓外なり、口は大門口一方よりなし、霜月酉の待には、西河岸の方少しき門をひらき、はね橋かゝりて往來を免す、是も此日計りにて、女郎に欠落等をさせぬ仕方なり、　郎の高下を論せず、近所遊びにも出る事あたはず、年中部屋か店の間より他行ならず、翅あらばゑらず、大門口より外出る事なく、籠の鳥かや恨めしきとは、是を云なりとぞ、

〔寬天見聞記〕深川其外の料理茶屋、水茶屋、また宿場の飯盛女と吉原とをさして、世に惡所場とす、惡所と聞ては、近よるまじき處なれども、しばらく御宥免有しこと、國の金銀融通なるべきを、身

の分限をわすれ、惡所へ行て酒食に長じ、無益の奢に金銀を費し、其身の不融通となり、又不養生となること、歎くべきの至也、○中略是よりして、世に惡所と唱へし場所の盛なる時の樣を說て、勸懲の一端となす、深川土橋の娼婦は、價晝夜十貳匁づゝ、五つに切る、えいき橫町の子供屋より呼出し土橋にあそぶ、仲町も價同じく、中裏の子供屋より呼出し、仲町の茶屋にあそぶ、表櫓裏やぐら裾つぎともに、價晝一步貳朱、夜壹步、ひと切は貳朱也、表矢倉は裏に子供屋有て、爰を大裏といふ、裏やぐら裾繼は、子供內にあり、いづれも藝者は別に有、また仲町の西北に、松村町といふ處を綱打場と唱ふ、爰に切見世あり、吉原にてつぼう見世といふ、是より大新地には、大漢樓、五明樓、百步樓とて、三軒の揚屋あり、いづれも大川より船付きにて、二階見晴し、普請美なり、娼女は裏に小供屋あつて呼出す、價仲町と同じ、此大新地と土橋仲町は、藝者奉公人請狀にて小供をかゝへ置事故、名も何吉何次などゝよぶ、其外は酌取奉公人請狀にて抱るとぞ、小新地は晝夜金壹步、後に五六となる、娼家四五軒有て、裏やぐら裾つぎと同じ、仲町を初め其外の娼婦、客の迎ひとて、屋根船にのり、舟宿まで行事あり、又おくりとて客とゝもに舟に乘行あり、皆衣類髮の飾り美を盡し、時花ものを專らとして、高金の品を用ゆ、かることといひて中居の女付そひ行、是も縮緬の前垂をして頭の飾り高金の品を用ゆ、此舟春夏の頃は、兩國川あたりに、納涼花火などに遊ぶ事有、前に云三味線藝者を伴ひし舟ともに、橋間につなぎて猥がはしき事も有しより、屋根船のすだれは、雨雪の時、または波立たる時の外は卷上おくべし、橋間につなぎ置べからずと、此年○天保十三年四月に令ありける、又深川八幡の向なる佃町、松代町代地をあひると名づけて、此所河岸通裏町とも、娼家軒をならべ、娼婦の衣裝はさらし木綿に、太織の緋がのこなど、すこし肩入れして、裾まはしは黑木綿を用ひ、皆見にくき姿也、價晝六百文、夜四百文なる故、四六見世といふ、此處今は盛りなれども、昔は河岸通りに、茅葺の家わづか貳三軒にして、賤しき者をのみ客とす、其頃爰にあそ

ぶ人、價をおしみて、百文のさしの内にて、十六文計りを殘して渡せしかば、娼家の僕是を受て、此お足は少し短うござりますといひしかば、客人答て、何、家鴨ではあるまいしといひしとぞ、一說にこの佃町は、昔佃島の獵師どもが、網の干場とせし處故に佃町の名あり、故に網ひるといふを、俗誤てあひる〳〵といひならはせしと、ある翁の物語せし、此所にもきり見世あり、皆賤しき限りなるべし、深川常盤町に揚屋四五軒あり、裏の小供屋より呼出す、娼婦の價、櫓下におなじ、藝者も有、此邊引手茶屋多し、本所御船藏前町を、土俗あたけといふ、爰にも切見世有、娼女の衣裝もよかりしが、文化年中諍論の事有て絕、此處軒並の水茶屋あり、此茶店のうしろに、お旅とて五六軒の娼家あり、內に子供有て價常盤町に同じ、又一ッ目辨天の門前に八郎兵衞屋敷といふあり、ここに五軒の娼家あり、至て穩便なるあそびにして藝者もなし、高わらひ大聲を禁じ、手をたゝきて呼事ならず、疊をたゝきて中居をよぶ、子供屋敷に有て呼出す、價晝夜一兩一歩、一切一歩なり、家の作り方、娼家に似ず、狹くして風流の構也、此處辨天と云、松井町に五六軒の娼家あり、子供は內に有て、常盤町とおなじ、此邊引手茶屋おほく、お旅辨天松井町へおくる、同じく入江町に鐘の下とて四軒有、子供內に有て、價は五六あひるに同じ、此邊長崎町長岡町吉岡町のまはり、いく棟となく切見世あり、陸尺長屋、半長屋、抔色々の名あり、〇中略爰に今は天王寺といふも、前は感應寺といふ日蓮宗也、門前に昔よりいろは茶屋とて五六軒の娼家あり、今はさかりにして家數も增し、娼婦の價は五六なり、根津町より引手茶や軒をならべ、總門より內兩側、娼家建續、普請美を盡し、浴室なども奇麗なる、爰に過たるはなし、價貳朱も五六もあり、切見世もあり、又音羽町八町目九町目に娼家有しも、今は衰微して纔殘り、きり見世あり、牛込若松町に熟谷とて切見世あり、赤坂御門外溜池の端に麥飯と云娼家、表町裏町五六軒づゝあり、價五六にて穩便の遊處なり、もと麥飯をあきなふ店なりしが、吉原深川を米と見立て、夫より賤しきといふ心にて麥といふ歟、爰

にも切見世あり、美なり、麻布市兵衞町の裏は谷なり、此處に切見世の大廓あり、同鳥居坂の下に、藪下とて切見世ありしが、天保八九の頃、有馬家の下部と諍論して絕たり、鮫ヶ橋に切見世貳ヶ所あり、爰にも夜鷹屋有て吉田町におなじ、芝三田同朋町に、三ッ角とて娼家五六軒あり、麥飯と同じ切見世もあり、天明の頃きり見世を五十雉(きじ)と呼けるよし、價も五十銅なればにや、百銅となりて鐵炮店といふにや、○中略されば右に擧たる江戸中の娼家貳拾七ヶ所、野郎や四ヶ所なり、外驛場の娼家五ヶ所、品川、新宿、小塚原、千住、板橋あり、吉原を加へて四拾ヶ所にも及ぶべし、かくのごとく惡行の者どもまざりて風俗を亂し、綱常を破ることすくなからずとて、此度の公令に依て、吉原と驛場の外は娼家ことごとく取拂はれて、俄に家業を改めて商人になるもあり、家を移して他鄕に走るも有、さしもに建つらねたる高樓妝閣、一時にとり毀れて、荒原とぞなりにける、是よりして都下に遊民なく、工商おの／＼其業を勤めて、げに有がたき聖の御代の御政とも仰ぎ奉るべし、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕處々の新地のこと、居行子後篇安永五年刻、愚も七八歲のころ、祇園新地もいまだ建そろはで、そこかしこ草生じけり、薄と家と入まじり、まばらなりしを覺侍る、その邊今は大やしき賣買には、千兩二千兩の價となる、北野の新地も、五十年ばかりのむかしは、三番町五ばん町と段々に開け、はん昌なりしが、移りかはり、此近年はさびしく成たり、むかしの景淸ほどの武士の通ひしときく五條坂も、今は一二軒そのしるしのみ殘れり、田畠野原なりし七條新地は、五條より建つゞき甚にぎはし、二條新地も、川ばたの茶やは、むかし若狹街道の茶店の株にて、それよりのみ酒にうつり、色にうつり、こそ／＼したる處なりしが、段々とはん昌し、次第に建つゞき、野中にありし非人小屋、今は新地と町つゞきに成たり、頂妙寺新地も、二條新地と町つゞきになる、今出川新地も、その前後のころより建しが、今はいかう閑(さび)たり云々、

〔一目千軒〕廓之起

往昔天正十七年、原三郎左衞門、林又一郎といひし浪人に、傾城町の事許命されて、始めて冷泉万里小路の上に、一の廓をひらきし也、武門より出し人、これを始むるゆへにや、世人新屋敷とぞ呼びけり、くるわといへるも相當せる歟、兩士女郎屋の長となるはじまり也、則原氏は今の島原上の町西南角桔梗屋八右衞門祖也、是相續して今の桔梗屋治介家筋なり、又林氏は下の町西南角の藤屋八郎左衞門屋敷（今ハ此ところ、素人の家也、）其跡也、林氏それより寛文年中に大坂へ引越、今の大坂新町扇屋是也、

舊地之考

開け始りし万里小路冷泉は、本東山殿御酒宴の地也、今の押小路柳の馬場東へ入町を橘町と云、昔橘屋といへる揚屋の居たる跡なりとぞ、天正十七年より、慶長六年迄、十三年に成、是最初の地也、然るに京の町繁昌し、段々建續けるにより、慶長七年、六條へ移されける、今の室町新町西洞院の間、五條橋通下ル二町四方に構へ有、寛永十七年迄三十九年に成、新町五條下ル町當所揚屋町すみ屋徳右衞門所持の家、今に有、是三筋町の遺所也、其のち寛永十八年、今の朱雀へ移さる、今の島原百十七年に成、始より今の土地にて三度目也、寶暦七年迄合百六十九年に成、

廓總名之事

冷泉に（今の夷河通也）ひらけ始まりしときは、新屋敷といひける處に、万里の小路の上（今の柳馬場なり）に、やなぎの樹あまた有、出口の茶屋などは、柳の樹の間々に暖簾かけ、床几を出し居ける、柳林を伐ひらき、一かまへの町となりしより、世人柳町と唱へける、夫より六條へ引移されしとき、廓のかまへの内に小路三つ有しにより、此時は三筋町と申ならはしける、又今島原とよぶは、肥前の島原さはがしかりし時節に、六條三筋町を、今の朱雀野に引たる故、異名を斯は付たり、古名は新屋敷と

も、柳町ともいふ、唐土にては華街(くるはの總名也)大道にさし夾むといひて、町中に廓有と見へたり、

〔東海道名所記 六〕六條のあたりより西、朱雀の丹波海道より北のかたに、一かまへみへたるは、これ傾城町なり、世に島原と名づく、そのかみ肥前國天草一揆のとりこもりける島原の城は、うしろは海、わきは沼にて、前一方は平地につゞきたれば、此傾城町の一方口なるを、島原といふならん、

〔澪標〕廓紀原

當津(○大阪)の柳陌は、往昔天正慶長の比より、諸所に遊女を抱、渡世のもの有しを、寛永年中に、今の土地を下しおかれ、諸所の遊女を一所にあつめ、一廓の內に軒をならべさせ、其比木村亦次郎といへる浪人者に、右廓の庄屋年寄を被爲仰付、永くけいせい町と成、(○中略)

新町開基井町小名因緣

前にいふごとく新に町となりしより、世人新町とよぶ、總名なり、又當津にては中(なか)といふ、(○中略)

瓢箪町　但南組

通り筋なり、其已前道頓ばりにひやうたん町とて有、其所の一町元和の比、此所へ移せり、(○中略)

柳陌格式

總體廓の內、何ごとによらず、往古木村屋又次郎、庄屋總支配の格を以、今に五町の年寄下知す、

〔浪花襍誌街迺噂 二〕鶴人、(○中略)女郎は大坂のことでムりヤス、新町などへいッて御覽じやし、嬋娟たる者が餘ほど居りヤス、千長、新町と云ふのが江戸で云ふ吉原でムりヤスカ、鶴人、さやうさ、新町を廓といッて御免の場所でありやす、慶長の頃までは、諸々方々に遊女屋があッたさうでムりヤスガ、夫を寛永年中に、今の土地をくだされ、諸處の遊女屋を一處にあつめて、廓となりやしたのが、今の新町でありやす、方松、揚屋の立派なは、其新町でありやす、鶴人、さようさ、京の女郎に長崎

の衣裳を著せ、江戸の張をもたせて、大坂の揚屋で遊びていといふは、新町のことでありやす、千長、揚屋の數も餘ほどありやすか子、鶴人、たしか七八軒もムりヤシタツケ、まづ堺屋に吉田屋、中すみに井筒屋、高島屋にはりよ、茨木屋と七軒でムりヤス、万松、モシ置屋(おきや)といふは何のことでムりヤス、鶴人、女郎を抱へておく內のことを置屋といひやす、江戸の樣に、女郎屋へ直に入つては買やせん、大坂では揚屋へ女郎を呼び出してあそびやす、それも新町ばかりのを揚屋と稱へ、あとの茶屋のは呼屋(よびや)といひやす、万松、跡の茶屋とは、鶴人、新町は江戸の吉原のごとく、御免の場所でムりヤス、其外江戸でいふ岡場所といふやふなが、幾等もありやす、島の內(うち)だの、坂町だの、難波新地、北の新地、堀江馬場崎、靈符など、數おほいことでありヤス、江戸の御旅(たび)松井町、常盤町、根津、谷中などの樣な處でありやす、それを大坂ではおしなべて島といひやす、江戸では岡場所といひやす、其處の女郎を揚てあそぶ茶屋を呼屋といひ、新町のを揚屋といひヤス、千長、なるほど御咄で、呼屋といひ、揚屋といふ譯がわかりやした、万松、置屋といふことは、新町でも外の場所でも、同じことでありやすか子、鶴人、置屋は廓も島も同じことで有ヤス、千長、新町には置屋もよほどありや正子、鶴人、さやうさ、まづ大きなのはくらはしや、つちや、つの井、中の扇屋、東の扇屋、西の扇屋、西のをりや、東のをりや、其外にもかみ喜、松瀨、かかいでや、ちくさや、ちきだや、綿長、八百新などといくらもありヤス、

〔岩淵夜話〕下權現樣駿府へ御隱居被遊候以後、安倍川の傾城町抔近く候を以、御旗本の若き衆中、遊女町通ひを被致候との取沙汰有之、駿府の町奉行彥坂九兵衞、阿部川町を、二三里計も遠き場所へ移し申度と、相窺れ候處に、御聞あそばされ、九兵衞を御前へ被爲召、御意被遊候は、當所町人共を二三里も隔りたる處へ遣し候ては、如何可有之哉と御尋に付、九兵衞被承、左樣御座候はゞ、商買の障りと罷成、町人共いづれも迷惑可仕と被申上候へば、上意被遊候は、其方義は阿部川町

を二三里も遠き處へ引移し、可ㇾ然と申候由御聞被ㇾ遊候、阿部川に罷有る遊女共は、賣物にてはなく候や、賣物とあるは諸色一様の事なるに、左様に遠き所へ遣し候ては、阿部川町のもの共は渡世のいたし方も無ㇾ之筈の儀也、唯今迄の處に、其儘差置候やふにと被ㇾ仰付ㇾと也、其後は阿部川町の繁昌日頃に倍し、御旗本中勝手衰微の族多出來之由、風聞有ㇾ之候となり、其秋に至り、九兵衛を被ㇾ爲ㇾ召、此間は町方にて躍を仕る聲、御城内へも相聞へ候、御覽被ㇾ遊度おぼしめされ候間、帶手拭やうのもの迄も、新に支度致に不ㇾ及、有合の衣服にて、御城内へおどりを入させ候様にと被ㇾ仰出ㇾ候に付、駿河總町を三つに割、支度を調、御城内へ躍を差上候處に、おどり子はやし方の者に至迄、握り赤飯御酒など迄被ㇾ下置、三ヶ夜の躍相濟候已後、九兵衛を被ㇾ爲ㇾ召、阿部川町のおどりはいかが致候哉と御尋に付、阿部川町は、遊女町の義に候を以、差除き不ㇾ申付ㇾ由被ㇾ申上ㇾ候へば、御聞被ㇾ遊、御年寄られ候ては、女子共のおどりこそ御覽被ㇾ成度思召候得、木男計のおどりは、さのみ面白くおぼしめされざるとの仰に付、夫より俄に阿部川町江も躍を差上候様にと有ㇾ之、阿部川町中一組の大おどりを用意仕り、來る幾日の夜と相定りたる處に、總遊女共の中にて、其比人々もてはやし候名有女共の義は、其名を書付指上候様にと有ㇾ之、其夜のおどりの中休みの節に至り、右の書付に乘たる遊女どもの義は、御板椽の上へあげ置申様にと有ㇾ之、壹人ヅヽ御前へ被ㇾ召呼、銘々の名迄をも、御直に御尋あそばされ罷立歸候節、御次の間にて、へぎに乘たる御菓子取頂戴致させし迚福阿彌小聲に成り、此已後若し御人指にて被ㇾ召呼ㇾ候義なども有べき間、左様相心得罷在候様にと、銘々江申聞候と也、此取沙汰かくれなく聞候に付、右御前へ罷出候遊女共の義は、いづれが御目にとまり、不ㇾ圖可ㇾ被ㇾ召呼ㇾも難ㇾ計、左様の節御尋に付ては、何事をか可ㇾ申との氣遣を以、歷歷方の阿部川通ひはひしと相止候と也、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕柴屋町、箕山云、近江國大津遊廓に、世に柴屋町といひならはし侍れども、馬場町な

栽櫻

燈籠

り、柴屋は遊廓の外下の一町をいふ、傾城廓中の外へ出す、天神廿六匁、小天神廿一匁、圍十六匁、青大豆十匁、半夜八匁なり、夜みせのみ、晝みせなし、傾城先年は八町の旅館迄も出しぬ、いつよりか制禁なり、今はさびわたり、昔の五分が一もあらず、伏見より少まさりたれど、かくおとろへたれば、いづれともわきがたし、一代男、柴や町みやこに近き女郎の風俗もかはり、端局に物いふ聲の高く、ありくも大足にせはしく、きる物も宏だらくに、帶ゆるく、化粧も目だつ程にして、よしあし共に三線をにぎり、づをふつてうたふ、立よるものは、馬かた、丸太舟のかこ、浦邊のれうし、すまふとり云々、此處をいさかひの場にして、命宏らずのより合、身を持たる者の、夜ゆく處にあらず、永代藏に、大津の事をいふ處、近年問屋町長者のごとく、屋造り、昔にかはり二階に撥音やさしく、柴屋町より白女よびよせ、客の遊興晝夜かぎりなし、此事延寶中には止たりといひしが、又貞享ごろ再興したりとみゆ、丹前能に、柴屋町格子女郎禿あり、揚屋を中宿ともいふ、端女郎小屋に靑のれんかくる、局といふとあり、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕春每に街に櫻。。を植ることは寬延二年なり、然るに徒流云、此廓に櫻植る事は、寬保三丙年はじめて思ひ付しことなり、其始中の町の茶や軒を並て、みせの前へ石臺櫻を出し度段願立、其通り被仰付、翌年より櫻をうへてからの石臺ばかり出し置、其翌年より中の町の眞中へ植る事とはなりぬと、淺草寺なる奥山の茶屋の主、吾妻や五兵衞といふものゝ物語なりといへり、こは年號干支誤寫ある歟、もとより誤說なるか、寬保三ハ癸亥、もし辛酉ならば元年なれど、寬保にハあらず、寬保二年己巳歲なり、此時堺町中村座にて、助六狂言に此體をうつし、殊更に賑はしかりしとかや、其淨るりを、廓の家櫻といへり、

〔雲錦隨筆一〕浪華新町の廓九軒町に櫻樹を植初しは、文政二年己卯の春にして、三月二十二日より太夫の道中ありて、同二十六日、二十八日、四月朔日等、四箇度に及べり、其賑ひ言も盡しがたし、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕燈。。籠の始は、享保十一年三月廿九日角町中萬字屋の遊女玉菊死て、翌享保十二年の盂蘭盆に、

それが爲に燈せしなるべし、徒流云、翌秋追善とて、茶屋ごとに挑灯をとぼして、軒にかけたり、其挑灯赤と青との立筋を付たる箱挑灯なりとぞ、友人久卿もこの事考へあり、其内に青樓雜話といふものを引て云、玉菊が三周忌の追善いとなまんとて、仲の町の家ごとに、挑灯を軒に出したり、其時十寸見蘭洲、つる庄二郎蔦屋水調子といふ河東ぶしの唄ひものを、竹婦人岩本乾什に作らしめ、揚屋町に住める三線ひき河榮といふものゝ家にて、追善のわざをなしたり、その時、茶屋々々も、玉菊をいとおしみければ、いひ合すともなく、家々に挑灯をともしけるとぞ、其後元文元年には箱挑灯にて、すそへ青黑の筋を付たるをかけつらねしとなり、翌年よりきりこ灯籠、または灯呂など作り出し、次第に潤色して、花美になれるといへり、此說によれば、三周忌よりのことにて、且ついひ合せ事もなく家々に灯せしは、紋所ゑるしなど、區々に異なりしなるべし、筋を付たるは、あらぬ後の度なり、追善の袖草子の序に、身のうへの秋風をはや玉祭る頃にもなりぬと、光陰の挑灯に發句の追善を題すとは、挑灯に發句を書たるにあらず、子細ありて其翌年の秋より、茶屋毎に燭臺に作り花をして佛供となす云々、此說年月などの相違もありておぼつかなくはあれど、うら盆の燈籠は世上一同なれば、此里にも、もとより家々に挑灯はもとなり、唯こゝに子細ありてと云へるはまことなるべし、そは上に引る原武雜記に、そのむかし女郎のちやうちんともしたてたる時、西田屋名主停止せしといへる是なり、されど玉菊がことは露ほどもいはず、これは彼水てうしと云うたひもの、又袖草子などあるに、折しも其頃茶屋のちやうちん一やうにせし事などとり合せて、彼が追善より事起れりとはいひしなり、然らば青樓雜話の說のごとく、元文元年に、青黑の筋をつけたる箱挑灯を出し、それより種々の灯呂作れる事となりしなるべし、玉菊がことは、享保十三年、彼が追善の袖草子を引て奇跡考にいへり、またその墳墓の何くれと諸書を引て、友人久卿玉菊考あり、

〔一目千軒〕燈籠の事并作り物○京島原

燈籠、むかしありしとや、中比絶侍りしに、寶曆四戌の年より再興せし也、紙ざいく絹ざいくいろいろ有、
七月廿一日より初り、八月卅日比迄、日數は年によりて極なし、又作り物も同年に始、十一月也、日限定らず、十五日があいだ也、すべて此里の紋日賑はしき中にも、とりわきて、三月廿一日東寺御影供、壬生大念佛の間、五月住吉祭、七月おどり、灯籠作りもの、新艘出る日、此時諸人見物、晝夜を不分、群集廓中に充滿す、

俄

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕俄といふことは、京都祇園の祭禮、また島原住吉の祭の煉物などを擧べるにや、その始は享保十九年甲寅八月、九郎助稻荷正一位と官階ありて、その祭禮より起れりとなり、それ故近ごろ迄も、俄ある內は、大門口に葉付の竹二本左右に立、〆め繩引はへてありしが、今はさる事もなしとなん、これら古今の沿革なり、

廢遊里

〔慶長見聞集 九〕遊女共江戶をはらはる、
見しは今、江戶繁昌にて、諸人ときめきあへる有様高きも、賤きも、老たるも、若きも、かしこきも、おろかなるも、彼まとひの一つやんごとなし、されば吉原町を見るに、遊女共我おとらじと、べにおしろいをかほにぬり、門每に立ならびたるは、誠に六宮のふんたいの顏色も、是にはまさらじ、〇中略此由御奉行衆聞召、とかくかれらを江戶におくべからずと、女の數をあらため給ふに、をしやうと號する遊女卅餘人、その次の名をうる遊女百餘人、皆ことごと〳〵く箱根相坂をこし、西國へながし給ふ、實や此道は智者も愚もかはる事なし、戰國策に男色老をやぶる、女色舌を破るといへり、此道ふかくつゝしむべき事也、

遊女屋

〔異本洞房語園 上〕或時町御奉行島田彈正様、甚右衞門へ御尋には、總て遊女どもの事を、轡といふは、如何なる子細ぞと御たづねありし、甚右衞門申上るやう、傾城屋を轡と申事は、京六條の三筋

町より申出候言葉にて御座候、原三郎左衞門と申者、大坂太閤様の御時、御廐付の奉公仕りし者にて候處、病身に罷成候間、浪人いたし、後に六條の遊女町を取立申候へども、彼三郎左衞門義は、太閤様御出馬の節は、度々御馬の轡を取候者にて候、依之其砌此子細を被存候人々は、三郎左衞門異名を轡と申候、然る間、其頃京都伏見などの若き侍衆中は、傾城町へゆかんといふ替ことばに、轡がもとへゆかふと被申しより、いつとなく傾城屋の總名の樣になり候と承候と申上る、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕轡は傾城屋の異名なり、箕山なども名目の來由をしらずといへり、或云、原三郎左衞門は、太閤の馬の口取なれば、それが取立たるによりてしかいふ、又一説には、伏見の遊女町十文字なるといふともいへり、三郎左衞門、馬の口取といふこと慥ならず、又伏見などよりいひ出て、廣くわたるべき理もなし、信長記に、織田右馬助といふもの、人の賄をとりければ、(慾を再三取申けるに)信長卿、錢ぐつわはめられたるかうまの助人畜生と是をいふらむ、と一首の狂歌を遊ばして送られけるとみえたり、是慾心のみにて、漢土にいはゆる亡八の義なり、金銀を贈るを轡をはむるにとりていへる名なり、

〔一目千軒〕忘八(くつわ)之事幷夜具の事

唐土にては娼家といふ、又孤老或は招夫など有、是今いふ女郎屋なり、もろこしにては、日本のごとく、揚屋女郎屋の差別なし、今亡八とかくは略字也、くつはとはよばず、只女郎屋といふ、くつはといふ事未詳、扨女郎揚屋極まれば、夜具をはこぶ、此入もの皮つゞら長持など也、此紋はくつわの印なり、付札大きなるは太夫、ちいさきは天神のしるし也、

〔我衣〕賣女ハ渡世ノタメニ美目ヨキ女ヲ買取テ、白粉紅粉ヲヌリ、其色ヲ增シ、綾羅ヲキセテ人ヲアザムキ、香具ヲ帶テ臭氣ヲ去リ、諸人ヲ落シ穴ヘ人レ、一生ヲアヤマラセ、或ハ命ヲモ損スル不仁ナル家職ユヘ、世ノ人、別トシテ交ラズ、是ヲ亡八(クツハ)ト云、孝弟忠信禮義廉恥ノ八ツヲ忘レタルユ

へト、唐人ハ戒タリ、

〔賤者考〕青樓(アゲヤ)、忘八(クツワ)、女衒(ゼゲン)、肝煎、町役、髮結、番太郎の類多くあるべし、くつわは傾城遊女をかゝへおく親方といふものなり、傾城のことは既にいへり、さて此親方といふものと青樓と別なるもあり、京島原、浪華新町の廓など是なり、祇園町邊などにては、忘八を置屋といひ、青樓を呼屋といふ人共に兼たるもあり、江戸の新吉原など其他多くありとぞ、吉原ももとは別なりしも□□年間より今の如くなりて、引手茶屋といふ者、中之町又廓外にもあり、中之町の茶屋もとは青樓なりしとぞ、

〔異本洞房語園上〕京都遊女の名目〇中略

局女郎　勤銀貳拾目　局の構樣は、表に長押を付、局の廣さ九尺に奥行貳間、或は貳間半、亦橫六尺に奥行二間にも造る、入口は三尺、表通りは橫六尺のうづら格子也、中閾と庭との堺に貳尺計りのまがきを付る、但外より内へ入候へば左の壁際也、うづら格子への通ひに、幅貳尺計、長三尺の腰かけ板有り、入り口にかちん染の暖簾を懸け、のれんの縫留に紫革にて露を付る、右局の指圖を記す事、詮なき事なれども、元祿年中より局といふはすたり、總て吉原の古風取失ひし事多ければ、後々若輩どもの爲に是を記し申候、

〔洞房語園異本考異下〕本說〇異本洞房語園に、元祿年中より局といふ事廢り、總じて吉原の古實ども取失ひしと歎きてあり、其頃より散茶造りになりたるか、當時の遊女屋の造り、どれも〳〵散茶造りなり、むめ茶作りさへ廢してしる人稀なり、近き頃まで、江戸町一丁目巴屋源右衛門が家作り、むめ茶作りにて有りしが、表總格子にして、廓は壁の方と跡尻の方と、二方に女郎並び居て、籬の方にギウ同座す、其籬と表の格子との間に、三尺ほど明て、落間有り、ギウ臺より出入す、偖客人格子にて女郎を見立て呼ぶ時に、ギウ落間より來りて、客に應對して、客人をば其格子の並びに木

戸有て、夫々誘引するなり、客を直に廓より上る所もあり、又路次よりすぐに勝手へ入れ、當時のごとく二階へ上る家も有ける、家々に依て籬の外、そのギヤウ臺昔は三尺に六尺なりし、

〔東海道名所記　六〕これ傾城町なり、世に島原○京と名づく、○中略さて本町に入てみれば、隔子の內には、金屛風はしらかし、貫砦盃に眞刻、匂ひたばこなんど、金銀のきせるとりそへ、池田炭を富士灰に埋み、時々伽羅梅花侍從なんど、おぼろにくゆらかし、○中略又はし傾城は、蜂の巢のごとくに、めんめんにちいさきつぼね、ひとつ〳〵をかゝへて、門口には、なめし革にてとぢたる、靑のうれんをかけ、奈良火鉢、又は目のつぶれたる擂鉢に火をいけ、雁首のかたくじけたるに、たばことりそへ前におき、つくねんとして居るもあり、○下略

樓號

〔蜘蛛の糸卷〕娼家に樓號の始

娼家に樓號を付はじめしは五明樓なり、扇屋五明ハ、扇の異名、墨河好事なりし故、樓號をつけしより同時に、鷄舌樓、丁子屋、鷄舌ハ丁子漢名、松葉屋を松葉樓、又は館といひしは、今すこしあるべし、うちつけにてをかしからず、玉屋、を玉樓は、玉の字うごかしがたし、近來は、さま〳〵の樓號あるが中にも、大黑屋を甲子樓といひしは、いさゝかにや、五明、鷄舌、松葉の三軒は、今絕えたれば、獨り玉樓のみ光りをうしなはざるは、代々主人綿服にて、萬事素をつとむと聞く、以茲光を失はざるならん、返々も今いふせいたくは、亡家の毒水なり、若人たち愼むべし懼るべし、文化の比に至りては、深川新地などの岡場所にても、大觀樓、百歩樓抔、似げなき號を犯せり、

娼家內規

〔兎園小說　六〕新吉原京町壹丁目娼家若松屋の掟所謂めでた若松これなり

右若松屋の掟は、毎朝神棚の前へ、新造をはじめ子供殘らず居並び、神棚に向ひ、皆同音に

おッめヱでヱたう引　三べん

おありがたふ存じ奉ります　これも三べん

此事言ひ終りて、見せのわき座敷にて、又三べんつゞいひて、夫より佛檀に向ひ居ならびて、又三べん、是を云まひて、内證女房の前に出で、、

おめでたふ引　こればかりはじめの如く三べん

女房これをきゝていゝへらく

めでたいとおつしやつた御供いたゞけと、おつしやつたと、これを三べんいふと、それより

新造子供同音に

廊下でさわぎますまい　つまみぐひいたしますまい　ね小べんいたしますまい　お客人を大切にいたしませう　わるいことをいたしますまい

など、その外此類の箇條をならべ立てゝいふ、これを聞きて、

女房

一々申しつかつた通り、まちがへるな、旦那さまがおゆからおあがんなさつたら、御祝儀に出よ、わるい事を云たらば、友ぎん味をして申し上うぞ、一々申しつかつた通り、まちがへるな

子供新造又同音に

火の用心を大切にいたします　三べん

お客様を大切に仕ります　同

これを聞きゝて女房

火の用心〳〵大切は〳〵、上々様方へ御奉公〳〵

御客人様大切は〳〵わいらが親を孝行にして、やつたかはりの奉公だぞ、よろしい、いつて御供をいたゞけ、

新造子供同音に

おありがたうぞんじ奉ります

女房いふ

まちがひると棒だぞ〇たて

毎夜引け過ぎ、女房の前へ、又新造子供殘らず居並ぶ、

女房いふ

火の用心大切は〱、上々樣方へ御奉公〱

お客人さまは大切〱、わいらが親を孝行にしてやつたかはりの奉公だぞ、諸神樣、諸佛樣、諸神樣諸佛樣上々樣〱〱、お慈悲〱〱ぞ、よろしい、いつて休息〱〱、

子供新造一同に

おありがたう存じ奉ります、おやすみなされませうというて、皆々臥所にいるといへり、

此毎日の唱事、正月元日は、お𛀁よく女郎をはじめ、新造、禿、男女出入の者に至るまで、殘らずならび居て、かくの如くいふとぞ、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕揚屋さしがみは、揚屋より娼家へ太夫をかりにつかはす公験なり、犬枕に、長きものせつ句正月のおさしがみとあり、平日とは、文言異なるにや、尾張屋清十郎より、三浦四郎左衞門へ、太夫薄雲をかりに遣したるさしがみ、寸錦雜綴に出たり、五元集、戀の年差紙籠をさらへけり、竹文點、前句付、どうもいはれぬ〱、さし紙を揚屋の妻が一トなぐり、

〔花街漫錄 上〕揚屋差紙 竪九寸六分 横四寸三分

揚屋差紙

> 今日客御座候ニ付、其方ノ御内つまさき殿と申女郎衆、晝内雇ひ申候、此客前ゟ御尋之御法度衆ニては無御座候、いかにも慥成人に御座候、若横合ゟ御法度ノ衆と申者御座候はヾ、何方迄も我等罷出申分可仕候、爲後日如件、

遣手

いぬノ五月五日

庄三郎殿江

宿ぬし　久右衛門

月行司　長兵衛

いぬノ年は、天和二戌年也、庄三郎は角町角万字や庄三郎なり、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕やり手とは、後の名にて、もとくわしやといへり、人倫訓蒙圖彙に、傾城に付くるをやり手と有、また芝居役者太夫の條に、三十より四十におよびては、くわゑやかたといふと有り、火車とは、つかむといふ意、つかむは、昔のはやり詞、女郎を買をつかむといへり、心易く我儘にする意なり、つかめなどいふは、とらへてこよと云が如し、やりても、女郎の掟するものにて、つかむといふ意あれば、名けしなるべし、金銀をつかむにはよらじ、火車は聞苦しきゆゑ、花車として、風流の名としたり、さるを花車とは花にまはる心なりといふは、かの散茶をふらぬといふ謎とせしと同日の談なり、偶その意に通ひし也、やりては花車の車より出たる名なり、庭訓抄に、鳥羽白川には車の遣手といふ者あり云々、この名をとれり、道恕が香車の說は非なり、

〔嬉遊笑覽 附錄〕漢土にて妓館のあるじ皆女なり、是を鴇と云ふ、妓女も多くは養はず、あるじこれを假女とす、故に親生は殊に賞せらるゝこと、見えたり、笑林に、妓者携客輙言、我乃媽所親生云云など云へり、

〔洞房語園 上〕鑓手　古來名を花車といふ、花に廻るといふ意か、然れども、くわしやと呼ては聞へあしきとて、香車と書かへたり、香車は將碁の駒の一つなれば、香車と呼ずして、やりてといひふれたり、

〔賤者考〕此遊廓に屬したる工商は、皆他よりいやしめらる、まして〇中略 鑓手、もとは上方にもありけむ、古きさうし絃歌にも見ゆるを、今はきかず、江戸の吉原にはあり、中年以上の者にて、すべて法をとりて折檻をもする者にて、遊女に威をしめす、女髮結、禿など、種々あるべし、

〔東海道名所記 一〕いづくぞと人にとへば、三谷〇江戸といふ所なり、〇中略 局の口にたち隔子をのぞ

仲居　若者

牛

禿

き、遣手にあふてことづてをなし、

〔賤者考〕此遊廓に屬したる工商は、皆他よりいやしめらる、まして幇間、仲居（江戸にては、吉原には男を用ひて若者といふ、深川にては、女にては輕子といふ、〇中略）花車（中略）引船、仲居、花車は、京浪花にのみいへり、〇下略）

〔嬉遊笑覽九娼妓〕ぎうは散茶みせより起りし名なりといへり、洞房語園に、待乳問答といふ文澤氏何某が遊女の名よせの內に、一座に花をちらすべし、去かうして、花車頓に廻り、牛すみやかに走り、女郎よくなびくと有、これも車よりいひ出しことゝみゆ、然るを原本洞房語園に、風呂屋の僕の脊むしなるがありて、きせるを不斷腰にさしたる形、及の字に似たるより始まれりといへるは非なるべし、五元集拾遺十及圖序云、往昔異邦の佛鑑禪師、十牛を圖して、人間迷悟の間を去めされたり、其書を狂言にし取て、牛は聲音妓有なり、又及とも、てあつかふは俳なればなり、爰に圖を畫讃し侍て、笑を萬世に殘すもの、晉其角といへり、是又及の說をとれるは誤なり、

〔異本洞房語園下〕やりてぎう出所、是は以前の風呂屋より、いひ出したる言葉也、承應の頃、葺屋町に和泉風呂の彌兵衞といふものあり、彼が家に久助とて、年久しく召仕ひし男ありて、風呂屋遊女をまはし、客を扱ひしが、生得せむしにて、せいちいさき男也、たばこを好きのみしが、他人のきせると紛れぬやうにとて、紫竹のふときを、長一尺八寸計りにきり、吸口火皿をつけ、常にはなさず腰にさして居たり、彼の風呂屋の家作りは、今の吉原の散茶のかゝりと同じことにて、見せの庭の隅に疊小半疊計りの腰かけ有り、此こし懸にせむしの久助が、長きゝせるをさしてなをり居たる形、せむしの小男なれば、及の字の形に似たりとて、其頃若きもの共の、久助が異名をぎうと名付、彼風呂屋が方へ、ゆかふといふべきを、ぎうが所へゆかふ、などゝいひふれしより、いつともなく總て風呂屋の男共の總異名となりたり、

〔異本洞房語園上〕禿　未だ簪せぬ小女

遊女數

〔東海道名所記〕六これ傾城町なり、世に島原〇京と名づく、〇中略かぶろは文をもちて、あげ屋町をさしてゆく、たれ様の御かたへつかはさるゝやらんと見るも浦山し、

〔用捨箱〕中禿の菖蒲打

端午の日の印地打一變して、いんじゆ切となり、正保慶安頃は、此日專童のいどみあらそひし事、昔々物語にくはし、又其いんじゆ切止て菖蒲打となれり、中古風俗志明和元年老人の筆記に、〇中略今は絶てなしといふ事あり、さて此菖蒲うち絶たる後も、吉原の禿にのみ殘り、彼節句の日、江戸町方京町方と立別れ、待合の街に出て打合を、見物群集したりしが、あやまちて疵をかうぶりし禿もありしより、遂に止たりといふ事、平道揚屋町俳人が彼地の事を集し雜記にありしが、予〇柳亭種彦寫しとめざるさきに平道沒して、今もとむるに便なし、

〔澪標〕禿由緒

當津〇大阪の禿は都島原のとは少しの譯ちがひあり、往昔平相國清盛六波羅に在住のとき、拵へたまふ三百人、禿の餘風にて、いにしへは禿ども甚權式高かりしに、今は昔などの威勢はなけれども、其餘風故、揚屋茶屋より呼むかへに來る呼立女に、ヲウヲウと答る也、これ古代の權の殘りし所也といひつとふ、すべて何國とても新艘の女郎は、此内より段々太夫職までにすゝむもの也、新艘出る時の嘉例は、廓に格式ありていはふ事也、

〔嬉遊笑覽〕九娼妓後世繁華おとろへたりといへども、享保五年の丸鑑に、散茶女郎ばかり二千人に近しとあれば、其他準へて知るべし、天明六年遊女禿すべて二千二百七十餘人、享和の初、三千三百十七人文政八年、三千六百人、此時男藝者二十人、女げいしや百六十人ばかりなり、

諸藝太平記元祿四年十女郎の總數は京大阪を一ツにからげても、中々行とゞくことにあらず、太夫はやう〳〵四人、格子八十六人、散茶五百一人、うめ茶或ひんふくみ茶と云ふ二百八十人、五寸四百卅人、三寸

妓風

六十三人、四寸二寸はまれに出る故、數すくなし、なみ局五百人餘、あげや十四軒、茶屋五十二軒、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕原武が雜記、〇中略女郎の風俗も、昔は紅粉おしろいをむさき事とし、揚屋女郎の薄げさうだに、あげや風とはいひながら、いやしきことにいひなし、髮はひやうごに引むすび、あらぐしにてすき上げ、つまべにつまらくしの草履、地女とちがひ、きれいなるを女郎とせしに、今の風は髮は油がため、櫛はあしだのはの如くなるを二三枚さし、かんざしとて色々もやうをしたる七八本さしちらし、天氣のよい日も下駄がけ、揚屋入といふ事しらず、おどり子かとみれば、小袖の數をきる云々

〔蜘蛛の糸卷〕妓風

天明の後廿年ばかり、文化の比まで、おゐらんと稱せらるゝは、大方は横兵庫といふ髮の風なりしに、近年此風たえ、むかしを失ふさしかざるかんざしは、昔にまさりて、大きになりしなり、天明の頃は、いかにも細くかるげなり、されば今の如く、馬蹄は頭にのせざりき、女の髮の結ひぶりの始は、唐輪、其後、兵庫、次に島田丸髷一名勝山次にしひたけ、

〔近代世事談綺 一衣服〕女前帶

明暦萬治のころより起る、京祇園清水邊の茶屋女、參詣のあまたある時は、帶のとけたるをむすびて、うしろへまはすいとまなく、前にてむすびたるまゝにて、茶酒の給仕をしたり、一人より二人へうつりて、いつとなく、島原の傾城、あるひは茶屋遊女、前にてむすぶ、京の町女、又田舍にわたりて、世間一統に此風をまなぶ、大きなる略義なり、今以御所方あるひは、武家の奥方にて、老若ともに前帶にする事會てなし、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕すあしは天和のころよりと見えたり、色道大鑑に、す足を本とすといへれど、其頃は足袋をはきしなるべし、一代男六女郎も衣しやうつきしやれて、すみ繪に源氏紋所もちいさ

道中

く幷べて、袖口も黑く、すそも山道にとるぞかし、それ迄は目せきあみ笠、うねたびに、もみのくけひも、今のすあしに見合、おかしき事も有て、過侍る云々いへり、

〔一目千軒〕道中の事

道中には眞行草の三の品ある也、これは此道のならひ有事にて口傳、揚屋入を道中といふ事、太夫は付人も多く、誠に花やかなる旅よそほひのこゝろ也、出立(いでたつ)といふより、道中と號するよし、かいどりに左づまもあり毎月廿一日に道中有也、眞の道中は新艘出る日ばかり也、是はなはだ見物事にて、此日人山をなす、

〔塵塚談上〕新吉原遊女衣服の事、延享寛延の頃迄は、紗綾縮緬羽二重を著し、中の町へ出る、これを道中といふ、衣服も品々ありて、毎日取替へ著し、同じ衣類は決して著ざりしとなり、さて多葉こを少しづゝ紙につゝみ、禿に數多く持せ、茶屋にて一服のみ殘りはそのまゝ、茶屋にさし置て立なり、たち寄茶屋毎に右のごとし、○中略然るに遊女ども三四十年以來、羽二重紗綾等は更に用ひず、錦繡の如き美服を著る事になりぬれど、たゞ一ツにして中の町へ出るに、毎日同じ物を著し、著替へは一つも持ざるよしなり、たばこなども高價の物を用ゆれど、少しも人に呑する事なし、時勢の然らしむるの人情、かくいやしくなれり、

〔皇都午睡三編中〕中の町張のおいらんと云は、皆お職の飛切にて、新造禿を隨がへ、向ふに箱桃灯を一對、男にもたせ、好の褂にて夕方前仲の町へ練り出す、先に右側を通れば、後には左側を通るにて、茶屋の亭主女房など、店先より挨拶に出て、ちとおかけなどゝいへば、此店へ腰をかけ、往來の方を流しめに見て、長ぎせるにて煙草をのむ、客衆來た來ぬの噂は、付そひの新造よりいはせるのみにて、詞數甚少なし、○下略

〔嬉遊笑覽九娼妓〕又內八文字といふあゆみやうも、京師の風なり、諸艶大鑑ニ、先一番に都の三夕、各

里詞

別世界の道中なり、內八文字にかいどりまへ云々、東海道名所記島原の條に、只今あげられてかふろやり手におくられ、長きもすそをかいどり、八文字に蹈でゆくうしろかげ云々あいも、內八文字なるべし、

〔洞房語園異本考異上〕隙なる遊女をお茶を挽といふ事、實は古語成べし、當世猶しかり、里語といいつべし、總じて廓(さと)と號する處には、里語とて外處とは違ひたる言葉あり、分て武陽の北廓なる里語は、ひと際耳立たること多し、ある老人のいへるは、爰なる里語は、いかなる遠國より來れる女にても、此言葉をつかふ時は、ひなのなまりぬけて、元より居たる遊女と同じに聞ゆ、この意味を考へて、言ならはせし事也とぞ、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕吉原遊女の詞一種ありて、他に異なるやう也、故に徒流がなんせ、ざんす、りんすなどを初めとして、餘國に聞ざる言葉多し、奇語と云へり、おもふにこれもと島原詞の名殘なるべし、浮世物語一、島原の處に、谷の戶出る鶯の、初音おぼろの聲を出し、又きさんしたか、はやういなんし云々、その盃これへさゝんせ、ひとつのまんしなど見え、又一代男六、島原詞に、有ますといふべきを、あんすと云へり、吉原詞の末をはぬるは是なり、然るに元祿中、由之軒がかける誰袖海に、吉原ことばふつゝかなることをえり出て記しゝ處、呼でこいといふことをよんできろ、いてくるをいつてこひ、急げをはやくうつはしろ、ありくをあよびやれ、そふせよをこうしろ、おそはるるをうなさるゝ、腹の痛むをむしかたい、ざやんなをよしやれ、こそばいをこそぐつたい、女郎のよこきるをてれんつかふと云、是は唐音なり云々、おさらばゑ、さうさ、かうさ、おつかない、さうすべい、所がらとはいひながら、島原の心では、さてもうつくしい顏して、けうこつな物いひとなん、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕素見、ぞめき、万葉に、友の騷、砂石集に、世間公私のぞめきなどみえて、古言なり、和訓栞に、そゝめく事に今もいふなり云々とあり、因果物語に、七歳に成ける子、此ぞめきのまぎ

れに、水門にはまりぬ、今はそゝるともひやかすともいへり、そゝりは言塵集に、そゝりとは子をいだきあげて、そゝりそゝりといふは、此こゝろなり、俗にいさましくすゝむことをもそゝると云、今昔物語に、幼き兒のそゝりといふことするやうにして云々とあり、ひやかしは、惡る口きゝなどして、興をさますなり、さますとは、口ものを冷すことにいへば、やがて冷かしと云たりとみゆ、或人云、むかし山谷にはすきかへしの紙を製する者多く、それが方言に、紙のたねを水に漬おき、そのひやくる迄に、廓中のにぎはひを見物して歸るより出たる詞といへり、いかがあらん、

〔異本洞房語園下〕吉原にて、歴々の客人を、だいじんと云、世話の浮世雙紙に、大盡と書たるものあり、是は卒に作りたるもの也、並木壽見齋と云ひし老人は、大人と書べしといひき、又余(〇莊司勝富)が師村井一露齋とて、元祿の初、九十餘歳にて終りし、此一露齋のいはれしは、大人と書くならば、迚ものことに、大の字をすみて、たいじんといたし、〇(此間恐有二脫字一)此邑には、めづらしき堅やなり、やりて、ぎう共抔が、ものいひに、漢吳の差別にも及ぶべからず、

〔骨董集上編中〕浮世袋再考

遊女にたはるゝを、浮世ぐるひといひしは、慶安明暦元祿の比までもしかありし歟、吾吟我集(慶安二年未得著)序の文に、あき人のよき衣著て、うき世ぐるひの小歌すきをいはゞ、雪佛の水遊びしたらんが如し云々と見えたり、

新續犬筑波　七夕

つまむかふ舟路はうき世ぐるひかな　正信

俳諧絲屑(元祿七年印本)戀之部に、憂世狂、憂世名といふ名目を出せり、是等をもて證とすべし、なほ案るに、昔はすべて當世樣をさして浮世といひしなるべし、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕諸藝太平記、總じて此里のならひ、晝一ッ夜一ッと二ッに割て、大夫を三十七匁ッ

ッに極め、晝夜の揚錢七十四匁引舟はなし、かぶろ二人なり、又五寸つぼねを通し、領三寸を半領と云り、

後世元文寛保の頃、太夫八拾四匁、格子六拾匁、散茶金三歩、寛延の頃大夫九十匁、格子六拾匁、散茶金三歩、これ文金行はれしよりなり、局五寸二寸などいふは、切レを賣の心なり、元祿の初、五寸局をあつめうめ茶といふ者出來ぬ、

〔洞房語園異本考異上〕揚錢は何程にて有りしや、後に六十匁とあれども、格子も暫らく闕て、當世は呼出し、さん茶、うめ茶三十匁、附廻し座敷持三十匁十五匁、或は銀二朱と分れり、

京島原の女郎を太夫といふゆゑ、其外の娼家是に倣ふて太夫といふなり、むかし京都六條に三筋町あつて、第一の娼婦を揚代五十三匁に定て、五三の君といふ、〇中略江戸鹿子大全に、太夫は三十七匁、格子は廿六匁、さん茶は金一分、局は五匁、三匁、其外錢百文、或は一匁の品を定めてあり、

庭錢

〔異本洞房語園上〕京都の揚屋に、庭せんといふ事あり、正月三月五月七月九月、此五節句を約束のときは、客人より出之、太夫は十三貫、天神は五貫、圍は三貫文、

紋日　丸の日

〔異本洞房語園上〕紋日。

小袖の紋は五所なれば、五節句祝の日を紋日といふ、吉原にては、もの日といふ、紋日は京の言葉、〇中略揚屋に丸の日といふ事、正月は朔日より七日迄、同十四日十五日廿日合て十日あり、これを丸の日といふには、しゆらい銀を常の一倍の積りにして、客人よりこれを出す、太夫のしゆらい銀七匁なれば、倍して拾四匁也、正月一ヶ月に十日あれば、丸の字に一點を加へ、丸の日といふ、古來は正月に限りしなれども、今は五節句紋日はいづれも丸の日といふ、

〔一目千軒〕紋日之定

正月　大卅日、元日、二日、三日、此四日大紋日也、庭錢入る也、四日つゞき　五日　六日　七日　八日
十五日迄　廿日　廿一日　廿五日　廿八日　外に家々の節あり
二月　朔日　初午兩日　初卯、二の卯、　十五日　廿一日　廿五日　廿八日
三月　節句約束二日、三日、四日、　是庭錢入也　五日つゞき　六日　七日　八日　九日　十四日　十九日　廿
一日　廿三日　廿四日　廿五日　廿八日　外ニ稻荷御出　松尾御出
四月　朔日　八日　十五日　廿一日　廿五日　廿八日　外ニいなり祭、前後三日、　松の尾祭
あふひ祭　山王まつり
五月　朔日　節句やくそく四日、五日、六日、　是庭錢入る也　七日つゞき　八日　九日　十日　十一日　十五日
廿一日　廿五日　廿八日
六月　朔日　五日　七日　十四日　十九日　廿八日　住よし神事〇七月以下略

町賣

〔洞房語園異本補遺〕慶長年中迄は、傾城の町賣とて、先樣より雇ひ來れば、何方までも遣しけれども、元和年中に、傾城町一ヶ所に仰付られ候より、町賣停止也、然れ共、神社佛閣などへ參詣の事は、自由に致させたれば、物參りにかこつけて、知音の方へ立寄り、馳走にあひしこと略有し故、町賣に紛敷見へければ、名主甚右衛門此事を御屆け申あげて、寛永十八年の頃より、故なくして大門より外へ、むざと傾城共を出さず、京都の島原は、御構ひこれなし、町賣致しけるが、是も寛永十七年辰の秋中、町賣御停止、同時商賣のこと書計被仰付候、

一日買

〔嬉遊笑覽九娼妓〕一日買、諸艶大鑑に、越後の竹六といふ男、かりそめにも、こかまへなること嫌ひなり、六條の一日買と申も、此人始めての都のぼりにせしとかやといへり、一日買とは、大門をうつといふ類か、世にいふ、紀文は豪富にて、吉原總仕舞とて、大門をさゝせし事兩度ありしとぞ、六條一日買は、上がたのむかし噺にて、其事知べからず、紀文がことは、究めて虚説なり、千をもて數

鼇頭

ふる遊女に通ふ客の數はかるべからず、それをやめて大門を閉ることとあるべきかは、むかしより聞ことなれど、いと不審、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕はなをやる、これに二義あり、一ッは年わかき時の風流なるさまをいひ、一ッは人に物とらするを云へり、榮華物語初花なを〳〵しき人のたとひにいふ、時の花をかざす心ばえにや、大鏡五花ををり給ひし君達、續古事談一時の花にてありければ云々、時めく人をいふなり、義經記に、花ををりて出たゝせ、堀河百首題狂歌に、よみ人不知一ッ木に二度花をやるものは秋の櫻のもみぢなりけり、卜養狂歌集、白蓮を枝もなくすらり〳〵ともきあげてなりもはすばにはなをやり候、諸艶大鑑、から鮭も朽木に二度花をやる、西鶴織留、しゆちんの帶、紫皮の足袋にて、花やりしに、温故集に、尼になりて、太秦に住ける頃、かいはらすて花をやる櫻や夢のうきよもの云々、古へ人のもとへ使をやるに、梓木に玉をつけたるを持せて、其しるしとせし、これ玉梓の使なり、それより後も、何にまれ、人に物贈るには、草木の枝に付て贈れり、今たゞ金銀などを與ふるをはなといふも、もとは花の枝に付てやりしなり、貞順故實集、勸進能の時、花太刀など遣候事勿論なり、太刀は如常、右に持て舞臺へさし向ひ候時、座のもの一人、舞臺よりおり候て請取候、又花は右手に持候、いづれ舞臺の上にて渡し候事はなく候、太刀花其外何を遣候共、かせ者を以て可遣候也、粟田口猿樂記、第四日、六番はてゝ、狂言のほどに、芝居より楓の枝え短冊を結びて、棧敷のこすの内へさし入侍り云々、京童、四條芝居の條、舞臺への花の枝は春にあらずしておかし、東海道名所記に、仕舞柱に贈り遣す花の枝は、舞臺にさしあげて色をあらそひなど見えたり、花の枝に目錄を結つけたるなり、輕口笑、元祿十四年草子前巾著よりかね一ッ小粒をとり出し、花に出すと申やられければと有は、今の體なり、但し昔は銀玉をやりし事多し、雅筵醉狂集、打花巾著露的月辨當霞など多くみえたり、一目千軒、紙はなの事、遊所にて花を打とて、紙を出す、是を紙はなといふ、むかしより有こ

揚錢不拂

となり云々、半井卜養、下さる、紙はなにえにしのありとおもへば、古へ引出物祿物などいふ、みな贈りものなり、紙をつかはすは目錄の心なり、沙石集に、かへり引出物とて、紙に物かきてとらせたることあり、引出物は、馬など、貴人へも獻ずることあり、祿は上より下へ賜ふものなり、漢土には、褒美にはな遣すを、纏頭、助采といへり、板橋雜記などにみえたり、金瓶梅十一回書袋內取兩封賞賜每人三錢、これらの外に又一義あり、色道大鑑、花にたつる、下略して、花と計りもいふ、我思ふ女分は差合あるか、又は遣女この男に賣事を承引せざるを、女郎と密談して、各別の女郎をはなし置、心ざす女郎に逢事なり、見せ男の心におなじ、是は外へみする女郎なり、又傾城屋の女子を抱るにも、肝煎の者にまよはされて、花たてらる、といふ名目あり、是はいらざる事にて、常のものしりても益なし、(其外圖取に花あり、又京難波にて買色の揚錢にいひ、又料物を入花など云ふ、いづれも花に出すといふことより出、)

〔賤のをだ巻〕翁(○森山孝盛)が大御番勤て在番する比、相番の咄に、三浦某(大御番大久保主膳正組翁が番頭と對組なり)若き比(安永より二三年も昔なるべし)吉原へ行て遊びたりしに、其遊女初會とはいへど、殊の外よくもてなしたりしに、こらへがたくて、其夜床花を十五兩遣したり、彼女もかたじけなく思ひけるにや、明る朝歸る時、大門迄送りたり、其後ふたゝび三浦行ず、友達の左ばかりよくしたる女を、何故にふたゝびゆかざると問へば、三浦がいふ、かやう〳〵の次第なり、金もらひたりとて、初會より送り出る女おもしろからずとて、其後尋ねもせずに置たりと云咄しを、相番の咄したり、其比の人の心感ずるに餘りあり、誠の遊びなり、今は始めより遊女の方から、上まへ取て歸るべき工み計にて、其如き筋の立たる遊人は中々なし、殊に其辨利を發明と思へり、署(○署誤字)なる人情なり、

〔嬉遊笑覽(九娼妓)〕揚錢多く負て返すことのならぬをば、桶ふせといふことすといへり、似せ物語に、男女のうなづき合て走らむとするを、長聞つけて、男をばつけとゞけしければ、たばかりて、くらにこめて、しばりければと云々、此ころは桶ふせなどは未なかりしにや、寛永十九年、吾嬬物語、や

かれつゝかねのあるほどとられんぼ後はかならず桶ふせと云れ、了意が浮世物語に、その外あげ錢につまりて、桶ふせとなり云々、江戸土產咄、つひには吉原にて桶ふせになり、やう〳〵友立のかげにてのがれかへり云々、箕山云、擧錢を負たる者をとらへて、入湯桶を打かぶせ、銀を受合する事なり、昔はたまさかに斯ることも有もや云けん、今は名目のみ有て、かやうの仕業はなし、當時は銀を負たる者の忍びて來るをみ付れば、とゞめて歸へさぬ廓法なり（萬治寬文には最早なきことなり）

〔皇都午睡 三編中〕極下の分は、深く其道を云らざれ共、咄にもきゝ、痴情は推量にも書る物也、宵にお勤といふ折に出すのが邪魔だ、翌の事を延して、女郎にねだつて立ふりさせたり、それが出來ぬと翌朝友達の內へ無心の手紙、それも埒が明ぬ時は居殘り奴質（やつこじち）として、物置納屋にほり込れ、とゞは始末屋とて、其人を引取り、身の廻をはいで取り、價に換て算用せられ、褌一ツでほり出さるゝ也とぞ、

遊女身請

〔花街漫錄 上〕同〇薄雲身請證文

證文之事　　　大文字樓藏

一其方抱之薄雲と申けいせい、未年季之內ニ御座候へ共、我等妻ニ致度、色々申候所ニ無二相違一妻被レ下、其上衣類夜著蒲團手道具長持迄相添被レ下忝存候、則爲二樽代一金子三百五拾兩、其方へ進申候、自今已後、御公儀樣〻、御法度被レ爲二仰付一候、江戸御町中ばいた遊女出合御座鋪者不レ及レ申ニ、道中茶屋はたごや左樣成遊女がましき所ニ指置申間敷候、若左樣之遊女所ニ指置申候と申もの御座候ば、御公儀樣（江）被レ上レ仰、如何樣ニも御懸り可レ被レ成候、其時一言之義申間敷候、右之薄雲、若離別致候はゞ、金子百兩ニ家屋鋪相添、隙出し可レ申候、爲二後日一仍證文如件、

元祿十三年辰ノ七月三日　　貰主　源　六印

四郎左衞門殿　　請人　平右衞門印

同　半四郎印

遊女の身請といへる事、元よし原より起りて、今に年々絶ざるは、この大江戸のいやさかえにさかゆるありがたきしるしなるべし、またこゝにあらはせるは、三浦や四郎左衛門が抱薄雲が身請證文なり、その頃揚や町和泉や半四郎揚やなりがもとにて遊びける、市町の人たれとかいへる住所はしらねど、むかしかたぎなる人とみえて、文言などめでたきかきざま也けり、いまはみな人ごとに心もさかしければ、中々に加樣の文體はえもかゝざる事なれど、請出すほどの身がらなれば、行末こしかたをもおもひやりて、かくありたきものになん、

〔澪標〕身請門出

身請定り門出の日、揚屋茶屋親方の親類知音の銘々へ、肴看或は絹織物等相添祝儀となす、又もらひたる方よりも、それ〳〵の屆事は、其後門出名殘とて、家内一門一家寄あつまり、料理に結構をつくし盃事ありて、揚屋より迎に來る乘物持せ來るも有、かるきは竹籠被すげ笠さま〳〵あり、夫より揚屋にて又盃事あり、此時なじみの女郎連、おもひ〳〵寄あつまり、見送の事どもあり、門まで賑々しく見送り、はなやかなりし事どもいふ計なし、此儀式は大臣の威勢次第にて、花美かぎりなし、

〔當世武野俗談〕新吉原松葉屋瀬川

去年寶暦五の春、江戸町二町目丁子や抱雛鶴と云名高き遊女、田所町山崎斗仙根引。して廓を出、

〔書言字考節用集人倫四〕賣女（バイタ）

〔嬉遊笑覽娼妓九〕隱れて色を鬻ぐ者を、漢土にも後世娼妓天下に滿つ、兩京の敎坊官其稅を收むるを脂粉錢と云、郡縣に隸する者を樂戶と云て、使令に隨ふ、唐宋の代、官伎をもて酒宴の佐とす、明の代になりても然ありしが、宣德の初めに至りて、始てこれを禁せられて、公庭に出るこ

と絕たりといへ共、ますく\里閈に充牣して、猶これおほやけの妓女なり、昔晏子齊國を治るに、女閭七百を作り、其夜合の資を徵て、軍國の助とす、これ是法の作俑なり、官に隷せず、家居して姦を賣る者土妓と云ふ、俗に私窠子といふ、これ又數ふるに勝へずと云り、板橋雜記に、樂戶は敎坊司に統たり、司には一官ありて、これを主る、衙署あり、こゝの役人は、客を見ても禮せず、

〔正寶事錄一〕覺

一吉原町之外、けいせい、遊女之類、抱置申間敷候、勿論一時之宿も仕間敷事、

一町中ニ、ばいた女壹人も置申間敷事、〇中略

子（〇正保二年）二月

右者二月廿八日御觸、町中連判、

〔享保集成絲綸錄四十六〕承應二巳年五月〇中略

一前々より如ㇾ申付候、ばいた女抱置ありかせ申間敷候、若隱置候者於ㇾ有ㇾ之は、其者急度曲事ニ可ㇾ申付候、家主儀も穿鑿之上、急度可ㇾ申付候事、

五月

〇按ズルニ、隱賣女ヲ禁ズル事ハ、法律部下編犯姦篇害賣淫條ニ載セタリ、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕正德、享保中、隱し賣女共捕へられて、吉原町へ下されぬる事度々あり、又延享三年寅二月六日、四年以前亥年中、吉原町へ被ㇾ下置ㇾ候遊女共、御定年季明女數覺書、深川佃町同大和町氷川門前〆百七十八人、根津宮永町五十八人、本所入江町一人、市谷谷町七人、神田小泉町踊子賣女十人、〆六十八人、北品川二十二人など見えたり、

〔蜘蛛の糸卷〕かくし賣女

天明中盛んなりしは、娼妓の賣色、根津、（二朱）谷中いろは茶屋、（二朱）音羽、（二朱）赤坂、（二朱）氷川、（二朱）市ケ谷、（八幡社内二朱）

麹町天神、かげま大久保さく〳〵谷、切みせ二朱下谷柳の稲荷、四六と切みせ三島門前、ひとよ泊り二朱切二百、淺草朝鮮長家、切みせ同所大根畑、切みせ同所堂前、切みせ赤羽根、二朱芝神明社内、二朱にかげましあり高輪、二朱中町、切みせ花ぶさ町、かげま二朱三田三角、二朱淺草馬道、二朱十匁蒟蒻島、靈岸島の中埋立地二朱〇中略八町ばり代地かげま出合茶屋、切二百、泊り二朱、上野下佛棚、同所三枚橋東側けころ、切二百、泊り二朱、〇中略さて賣色、藪下、麻布市兵衛町、切みせ鮫ヶ橋、切みせ兩國回向院前銀猫、二朱同所辨天金猫、一分同所おたび、同所松井町、二朱入江町、四六深川仲町、切二百大橋十匁二朱櫓下、一切二朱裏やぐら、同すそつぎ、同三十三間堂、四六直助長家、同入船町、同綱打場、同古石場、一切二朱新石場同新地、同大橋、びくに切二百、下は百、泊り二朱、以上三十三ヶ所、此外船まん頭とて、深川吉永町も軒をつらねたるもの夜に入れば、船に一人づゝ、のりて、所々川岸、あるひは高瀬船に色をうる、百、下なるは五十、提重、切賣女と號して色を賣る、美惡にて價上下あり、地獄、夜鷹、

右追々絶えて、今依然たるものは、北廓はさらなり、品川、新宿幷夜鷹のみ、

〔寛天見聞記〕天保十三年三月十四日、淺草の堂前といふ所に、切見世といふ賤しき娼婦を召捕へられし折より、官令下り、江戸中の料理茶屋に、隱し賣女と云事を渡世とせし者ども、同年八月迄に商賣を改むべし、住家をも外へ移すべし、また吉原町へ移りて遊女屋とならん事は心のまゝたるべし、是迄抱置し女も、吉原町へ賣渡し住替させん事も、心の儘たるべしと命せらる、かの料理屋のものども、御仁惠の有がたき事をしり、生營を改めて四民の中へ入るも有、また吉原町へ入るも有、また吉原町へ入てくつわやになるも有し、

〔七十一番歌合〕中三十番　左　　たち君

霄のまはえりあまさるゝ立君の五條わたりの月ひとりみる〇中略

あぢきなや名は立ぎみのいたづらに獨ねあかすよはも有けり

〔見た京物語〕立君聲を立て呼ぶなし、みな鼠なきなり、

〔七十一番歌合十〕



猿

〔洞房語園異本補遺〕寛永十三年の頃より、町中に風呂屋といふもの發興して、遊女を抱へ置、晝夜の商賣をしたり、是よりして、吉原衰微したる也、吉原を最負する人は、風呂屋女に仇名つけて、猿と云ける也、垢をかくといふ心か、

〔好色一代女五〕小歌傳授女

一夜を銀六匁にて呼子鳥、是傳受女なり、覺束なくて尋ねけるに、風呂屋者を猿といふなるべし、

比丘尼

〔我衣〕牛王賣ノ比丘尼ハ、〇中略天和ノ頃ヨリ遊女發行スルニヨリ、カヤウノ族モ賣女トハナリタリ、然レドモ元來僧形ナレバ、衣服ハ木綿ヲ著シタリ、

〔人倫訓蒙圖彙七〕歌比丘尼　もとは清淨の立派にて、熊野を信じて諸方に勸進しけるが、いつしか衣をりやくし、歯をみがき、頭をしさいにつゝみて、小歌を便に色をうるなり、

〔紫の一本下〕赤坂

赤坂裏傳馬町へ出たるに、下町めつた町からくる比丘尼、風流に出立にて、菅笠のうち、〇中略陶々齋町家へ入て、知る人をよび出して、樣子を聞ば、めつた町よりあまた來る比丘尼のうちにても、永玄お姫お松長傳と申候が、爰元で名取にて候、揚屋は仁兵衛安兵衛と申候がきれいにて候、今の小袖かたびらは宿へつき候とぬぎ捨て、明石ちゞみ絹ちゞみ白さらしうこん染めに、紅袖口うらえりかけ黒繻子茶繻子、はゞ廣帶黒羽二重の投頭巾、又は帽子でつゝむもあり、小比丘尼どもに酌とらせ、市川流の夜終、もしほ草の大事のふし、ね覺さびしききり〳〵す、ながき思ひをすがの根の、思ひ亂るゝ計りにて候といふ、

〔塵塚談上〕勸進比丘尼、賣女比丘尼の事、〇中略賣女比丘尼は、芝八官町、神田横大工町にて、美服を著し賣けるよし、是につゞきて下直の比丘尼は、淺草田原町、同三島門前、新大橋河端などにて、家毎に二三人づゝ出居たり、右兩樣の比丘尼共、今〇文化は絶てこれなし、

蹴ころ

〔好色一代男三〕木綿布子もかりの世
今男盛二十六の春、坂田といふ所に始めて著きぬ、〇中略勸進比丘尼聲を揃へて唄ひ來れり、是はと立よれば、かちん染の布子に、黒繻子の二つ割前結にして、頭は何國にても同じ風俗なり、元是はかやうの事をする身にあらねど、何時比よりをりやう猥になして、遊女同前に相手を定めず、百に二人といふこそ可笑しけれ、あれは正しく江戸滅多町にて忍び契をこめし、清林がつれし米かみ、其時は菅笠が歩くやうに見しが、早くも其身にはなりぬと昔を語る、

〔蜘蛛の糸巻〕かくし賣女
此けころといふ名義は、此比淺草兩國、橋町、石町邊にてころび藝者と唱へ、百疋づゝにてころびねの枕席を泛たるものありしゆゑ此名あり、けころの名は蹴轉ばしの義なり、此けころ切二百、泊りは客より酒食をまかなひ、夜四つより二朱なり、一軒に二三人づゝ、晝夜見世を張り、衣服は縮緬を禁じ、前だれにて必半疊の上に座すなり、案ずるに、水茶や、茶汲女の變なりつらん、此賣色大方佛店より軒を並べて、四五十軒ばかりありつらん、是おのれが目睫をいふ、けころの姿、繪にも團扇にも賣り出だしたるを、余一柄を藏す、今は珍奇なり、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕蹴ころばし、艶道通鑑に、白人呂州茶や臭や間短蹴。倒。夜發迄とあるけたをしなり、古老云、比丘尼すたれて出來たり、天明の末迄、下谷廣小路、御數寄屋町、提灯店、佛店、廣德寺前通、淺草堀田原、其外諸處にこれ有、これも一軒に二人三人づゝ出居れり、花費は貳百文ヅヽにて、いづれも容顔を撰み出したり、毎月大師縁日には、未明より出居たり、江戸名所鑑、山下敝膝ひと銚子足に恨やこぼれ萩とあり、是なるべし、寛政以來これら絶てなし

提重

〔守貞漫稿二十娼家二〕提重
此サゲヂウト云賣女ハ、何ノ比ニヤ未詳、ケコロト同時天〇明比歟、江戸ノ古老ノ話ニ、往々其名ヲ

聞ノミ、提重筥ニ食類ヲ納レ賣歩行ルヲ續ケテ賣色セシ也、

〔教令類纂 初集七十九〕寶永二乙酉年九月

一從前々相觸候處、頃日猥ニ町中端々に奉公人となぞらへ、又綿摘抔と名付、遊女差置候者、數多有之由相聞不屆候、依之與力同心相廻シ可遂穿鑿候間、名主五人組急度致吟味、左樣之族於有之は、早速可訴出之、若隱置外より顯におひては、女差置候者は不及申、家主五人組罪科に行ひ、名主は可為越度候條、急度町々へ可相觸者也、

九月 ○中略

寶永五戊子年十月

一町中ニばいた差置間敷旨度々相觸候處、今以奉公人綿摘抔と名付、遊女差置候者有之由相聞不屆候、人を廻し相改、賣女隱置候者有之候ハヾ、詮議之上當人不及申、家主五人組名主迄、其科ニ隨ひ曲事ニ可申付候條、此旨町中可相觸者也、

十月

寶永六己丑年六月

一町中ニ遊女を綿摘抔と名付隱置候儀、前々ゟ停止之旨申付候處、頃日猥ニ賣女抔差置候之樣相聞不屆候、人を廻し相改、左樣之もの有之ば、家主五人組迄曲事可申付候條、此旨町中急度可相觸候、以上、

六月

〔物類稱呼 一人倫〕夜發、やほち、和名　京大坂にてそうかといふ、いにしへ辻君、立君などいへるものゝたぐひか、大坂にて濱君などゝ古くいえり、江戸にてよたかといふ、紀州にて幻妻(げんさい)といふ、長崎にてはいはちと云、四國にてけんたんといふ、間知と書く、大坂及尾州にて、人の妻をげんさいと云、是は罵る詞に用ゆと見えたり、春秋左氏傳、

昭二十八年、有仍氏女、黰黑而光甚美可以鑑、名曰玄妻、

〔足薪翁之記二〕十筋右衞門并總右衞門

十筋右衞門は人名にあらず、髮の毛のすくなき事をいふなり、○中略右衞門といふには、何の意もなく、唯十筋ばかりといふに添たる詞なんど、少し嘲る意はあるか、今の世にかゝ、左衞門、うんつく太郎右衞門などいふに合せて知るべし、辻君の事を江戸にて夜鷹といひ、上がたにて總家、また總右衞門といふも、總は總家の一家を取り、右衞門は例の嘲りて添たる詞なり、黑川道祐が遠碧軒記延寶年間筆記に、世俗にそうゑもんといふ遊女の事は、總家といふを誤ていふなりと記したるはわろし、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕浮世草子に、そうか、總嫁の字かけり、此說非なり、風流徒然草、五條の河原には、さうかといふ物あり、鹿の武左衞門かたりしは、或夜河原をとをりけるに、ござをかゝへて行ものあり、誰と見むきたれば、そうか男と物いひてゐたるを、あれはそうかといはれて、まどひにけり、未練のさうか、賣そんじけるとあるは、おどけばなしながら、そうかの義は是なるべし、くらき處にイみ居れば、さあるものともおぼめかるれば、名づけしならん、

〔寛天見聞記〕吉田町に夜鷹屋といふ有て、四十あまりの女の、墨にて眉を作り白髮を染て、島田の髷に結び手拭を頰かぶりして、垢付たる木綿布子に、おなじく黃ばみたる貳布して、敷ものをかかへて辻に立て、朧月夜にお出〳〵と呼聲いとあはれなり、予○未詳が幼き頃まで、情を賣こと廿四文にして、數ケ所出しが、今は其出る所少し、姿も昔とかはり、襟に白粉をぬり、顏は薄化粧して、髮に裁などをかけ、古き半天を著て、古き縮緬の二布したるあり、風俗奢てよりは、價も百文二百にもなりたるとぞ、

〔遊京漫錄下〕難波の夜發

難波にはじめてくだりしは、やよひのついたち頃なりしに、あはれなる打聞こそ有りしか、難波新地といふ所に、よな〳〵辻かげにたちて、往來の人になさけをあきなふものどもつどふ中に、むつき、きさらぎのほどにや有りけん、ひとりの女の、みめかたちきよげなるが、いづくより來るとしる人もなくておなじさまに立ちまじりて、さるわざしけるを、いくりの中の眞玉ひろひ出でたるやうに、うかれ人たち此女をいどみあひける、十夜ばかりはさて有りしが、物のはしに歌をかきつけおきて、又の夜よりたえて見えざりけり、その歌、

あだし世に露のうき身のながらへて草のむしろにぬれぬ夜ぞなき、いかなる人の身をはふらして、かゝるはしたなるさまにはなりはてしならんと、此頃のことぐさにはみな人いひあへりけり、

〔當世武野俗談〕夜發一と勢

夜發を夜鷹とて、江戸にて稱する有街賣女色と法花經の普門品に說れたるは、總嫁の類なるべし、凡鮫ヶ橋本所淺草堂前、此三ヶ所より出て色を賣、此徒凡人別四千に及ぶと云、其道の物語りなり、其中に本所より出る夜發の中に、一際勝レて器量よろしくおしゆんと云女有、毎夜柳原土手のはづれ、筋違橋の際、髪結床の裏へ出て、能人此女を知る處なり、さればおかしき咄有、去年の暮大晦日の夜、其客の數てうど三百六十餘人有りしとなり、されば、三百六十日は、一年の日數なり、又大としの夜は一とせのおはりなり、はやるとて其親方一とせのおしゆんと名乘らせけり、今專らはやる女なら

〔都の手ぶり〕よたか

沖つ舟よるべさだめぬをうかれめとよび、家にありてまらうどをまつをば、くゞつとぞよびつけたる、これはさるたぐひにはさまかはりて、家にしもあらず、舟にしもをらず、たゞ大路のくま

ぐま、あやしき木のもとなどをたづねもとめて、玄ばしのねやとはさだむるになむ、京なにはにはさうかといひ、あづまのかたにてはよたかとぞよぶなる、さるは、ひるはふし夜は行きて鳴くとかいへる、ふるきふみのこゝろもて、なづけそめたりけむ、日いるころよりよそほひこちたく物して、かしこへとていそぐ、むかしはもめんのくろきを衣とし、玄ろきを帶となして、かしらをばたのごひにつゝみていでたちしを、今樣はさるまねびをもせず、常ざまの市人のめのごとく見まがへありく、わかきはまれにて、四十より五六十ばかりのふるおうなぞおほかる、〇下略

〔寛天見聞記〕水茶屋の女、料理茶屋の娘分抔、其外にも裏借屋などの幽室に籠り、地獄といふ女もあるよし、詳に予しらず、

地獄

〔守貞漫稿二十二娼家〕地獄

坊間ノ隱賣女ニテ、陽ハ賣女ニ非ズ、密ニ賣色スル者ヲ云、昔ヨリ禁止ナレドモ、天保以來特ニ嚴禁也、然ドモ往々有レ之容子也、

地獄、京坂ニテ白湯文字ト云、尾名古屋ニテ百花ト云、モカト訓ズ、彦根ニテ亀物ト云、皆密賣女也、

江戸地獄上品ハ金一分、下品ハ金二朱バカリノ由也、自宅或ハ中宿アリテ、賣色スル由也、

或物ノ本云、俗ニ賣女ニ非ザル者ヲ、地者ノザモ或ハ素人トモ云、其地モノヲ極密々ニテ賣女スルガ故ニ地極ト方言ス、地極音近キガ故ニ、今ハ通ジテ地獄ト云也、

引張

〔守貞漫稿二十二娼家〕引張リ

ヒツパリ、天保以前ヨリ有レ之、蓋以前ノハ往人繁カラザル所ニ出テ、人ヲ擇ミテ袖ヲヒキ、或ハ言バヲカケテ勸ムル也、賣女自ラ出テ勸レ之、或ハ賣女ハ宿ニ在テ、老婆ナド出テ勸レ之、客ヲ宿ニ伴ヒ歸リテ賣色セシ也、近年ノ引バリハ堺町ナド、往來繁キ所ニモ出テ勸レ之、或ハ堀江町、小舟町、小網町邊ノ川岸ニイミテ勸レ之、〇下略

船饅頭

〔嬉遊笑覽娼妓九〕船まんぢう、洞房語園道恕が饅頭賦、往し萬治の頃か、一人のまんぢうどらを打て、深川邊に落魄して、船賣女になじみ、己が名題をゆるしたり云々、又右氏が其賦を讀む文、近年東武深川邊に、八島にて入水せし二位殿の船幽靈のごとき者に、我名を呼と聞云々、天明七年丁未、永久夜泊の狂詩あり、鼻落聲嗚蓬挽レ身、饅頭下戸拔二錢緡一、味噌田樂寒冷酒、夜半小船醉二客人一、明和二年川柳點おちよ船沖迄こぐはなじみなり、

〔寛天見聞記〕天明の末迄は、大川中洲の脇、永久橋の邊りへ舟まんぢうとて小船に棹さして、岸によせて往來の裾を引、客來る時は漕出して、中洲を一トめぐりするを限として價三十貳文也と、是等も夜鷹とおなじく、瘡毒にて足腰の叶はぬもの多しといふ、

飯盛女　給仕女

〔嬉遊笑覽娼妓九〕一代男、諸處をいひたるに、四谷新宿をいはず、其頃はこゝに飯盛女などはなかりしにや、誰袖海、護國寺門前音羽町、四谷の新宿、板橋、立川、千住の色茶屋、堺町の裏筋、あたごの下、八貫町の比丘尼、是も百に三人より一人一角まで有、四谷新宿は、享保五年故有て廢せられて、五十三年を經て、明和九年願出るもの有て、又古來の通りはたごや五十二軒、飯もり女百五十人出來たりとぞ、歸橋が安永九年の草子に、今岡場所の多きこと、さつまいものふゑたるごとく、中に取わけ賑はふは、北と東と南なり、鼎の如くといひたるが、次第に西方盛なれば、鼎の如く爭ひて云々とあるは、四ツ谷の後に、はやり來つることと知べし、

〔德川禁令考遊女并賣女五十〕延寶六午年四月

茶屋給仕女之數并衣服之事

覺○中略

一所々之茶屋、只今迄有來之分は、一軒に女貳人より多くは差置間敷候、若右之外妻并よめ娘抔有レ之候共、一切馳走ニ出シ申間敷事、

附、只今迄給仕女不二持來一茶屋ハ、向後彌女差置申間敷事、

一茶屋女衣服之儀、布木綿之外著せ申間敷事、

以上

午八月

〔我衣〕傾城賣女ニ近付モノヽ七損

主人ノ機嫌ヲソコナフ、身上ヲソコナフ、命ヲソコナフ、邪智ヲ增シ正智ヲソコナフ、正ジキヲソコナフ、孝ヲソコナフ、人ヲソコナフ、

右ノ內、命ヲソコナフ事品々アリ、

夜深ニカヘリ夜ニ入行トキ、醉狂人ノタメニ、又ハ物取追落シナドニ逢テ死スルモノアリ、

心中シテ死スルモノアリ、是レハ暫ク其座ヲ去レバ留ルモノナリ、○中略

酒食ヲ過シ、或ハ瘡毒、或ハ腎虛ナドニテ死スル、○下略

〔更科日記〕麓○足柄山にやどりたる所に、月もなくくらき夜のやみにまどふやう成に、あそび三人いづくよりともなく出來たり、五十ばかりなるひとり、二十ばかり成、十四五なると有、いほのまへにからかさをさゝせてすへたり、をのこども火をともして見れば、むかしこはたといひけんがまごといふ、かみいとながくひたいいとよくかゝりて、色しろくきたなげなくて、さても有ぬべきしもづかへなどにてもありぬべしなど、人々哀がるに、こゑすべてにるものなく、空にすみのぼりてめでたくうたをうたふ、人々いみじうあはれがりて、けぢかくて人々もてまうするに、こしくにのあそびはえかゝらじなどいふをきゝて、難波わたりにくらぶればと、めでたくうたひたり、みるめのいときたなげなきに、こゑさへにる物なくうたひて、さばかりおそろしげ成山中にたちて行を、人々あかず思ひてみななくを、おさなき心地には、まして此やどりをたゝん事さへあらずおぼゆ、

〔長秋記〕大治四年二月六日乙卯、今日於鳥羽殿有遊女會云々、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月十五日庚辰、藍澤御狩、事終入御富士野御旅館、當南面立五間假屋、御家

人同連詹、狩野介者參會路次、北條殿者豫被參候其所令獻駄餉給、今日者依爲齋日無御狩、終日御酒宴也、手越、黃瀨河已下、近邊遊女令群參列候御前、而召里見冠者義成、向後可爲遊君別當、只今卽彼等群集、頗物忌也、相率于傍撰置藝能者可隨召之由、被仰付云云、其後遊女事等至訴論等、義成一向執申之云云、

〔曲亭漫筆中〕大永八年傾城局の劵書

京にて見たりし洛中傾城局の劵書、紙中竪一尺餘、横一尺五寸許、これ又二百餘年の古書なり、

補任傾城局之事　爲御家恩勢田方に被仰付、就不儀御改易之上者、如先規竹內新次郎重信被仰合事、

右以人所被宛行實也、仍御公用年中仁拾五貫文宛、於有其沙汰者、被仰合訖、若就無沙汰者、雖爲何時、可有御改易者也、仍補任如件、

大永八年戊子六月二日　春日修理大夫仲康

按ずるに、大永は後柏原院の年號、同七年後奈良院卽位、大永八年はすなはち享祿元年なり、一年號大永八年にいたりて、享祿と改元、將軍足利義晴、東鑑に、里見冠者を傾城の別當に補するよし見えたり、室町家の時なほさかり、遊女を傾城といふこと大にふるし、

〔西笑和尙文案〕於祇園社坊傾城遊女被相留、幷參詣之衆施飯被申付之儀、一社中訴訟之通申屆候處、已後者堅可有停止之由候、檀那知音之衆被來候時、振舞等馳走被申ニ付、志次第音信者不苦之由、坊中へも令申候、恐々、

慶長十年七月六日　元佶

承兌

祇園執行幷一社中

〔落穗集追加 三〕傳奏屋敷始の事

一問曰、傳奏屋敷幷御評定の義は、何頃より初りたる義と聞被及候哉、答曰、我等承り及候義は、慶長五年、關がはら御一戰前に、公家衆參向と申は無之、天下御統一の後、傳奏の參向、每年の義に有之を以、公家衆御馳走の屋敷と申て、新に御普請出來、傳奏屋敷と申也、夫迄の義は、御老中方の宅に於て、諸役人中式日の寄合等も有之なれ共、幸傳奏屋敷常に御用にも無之、明て有之事なれば、重疊御寄合所と有之義にて、御老中方自分々々の宅の寄合と申は相止み、式日に至り、朝夕の御賄の義は、下奉行に被仰付、外の義は手支無之なれ共、御老中方を初め、其外歷々の前へ罷出給仕を致す者に手遣ひ、如何いたしたる者なりと有る所に、板倉四郞右衞門殿被申るゝは、給仕人の義は茨原町役に掛け、番人なり共總女共を出させ、可然との義に付、茨原町の役掛り成り、傳奏屋敷前迄船に乘せ召連れ參り候節、船の上には笘をいをいたし、幕簾を掛候を初めと仕り、外々にて屋形船と申初むる由、〇中略

一問曰、尤其時代〇慶長の義は、諸事に付御手輕き事共と相聞けれ共、御老中方を初め、何も御立合、御評定所へ葭原町の傾城ふせいの者を徘徊有之事、何共承知致さぬ事也、虛說などにて無之哉、答曰、手前抔も寬永年中出生の者なれば、時代も違、慥に可知樣も無之候、去ながら左樣成る義も可有之と存る子細は、文祿年中、上方に於て大地震のゆりたる義有之、京都大佛の像などもゆり崩し、權現樣の聚樂の御屋形も大破に及び、御家人衆中も押に打れ死る衆抔も有之由、其節伏見小幡山城中に於て、築地の所に立たる奧向の御屋形を震崩し、中居以下の女中五百人計りも相果候に付、老女中太閤の前に於て、今度の地震にあまたの下女共押にうたれ相果候に付、俄に其代りを召抱へよとある義を、秀吉公聞たまひて御申には、いかに下女ふせいの者なれ共、あまたの人を召寄る事は、成り兼可申候と、玄以法印に申談じ、六條島原町の傾城共を召寄召使、其內代

男娼

りの下女共を召抱へ候樣にと、御申付らるゝを、近頃浩氣なる御申付と、世上にて沙汰いたしたる砌なれば、御評定所の給仕人、茨原町の遊女共も相應の義と、板倉殿には被致間敷ものにても無之事也、

〔近代世事談綺四時〕住吉遊女田植

堺乳守の遊女、住吉の御田をうゆる事は、いづれの帝の御時なるか、宮女に惡瘡の愁ありて、終に宮中を出て吟ひ、乳守に來り、遊女の家にやしなはる、此病を住吉の神にいのる、ある曉神託して、諸人に面をさらし、賤しき業をなすべしと也、よつて御田植女にまじりて、毎年これをつとむる、惡瘡こと〴〵く愈て、顏色元のごとし、此例を以、乳守の遊女、植女となるのはじめ也、又遊女局などの暖簾に、紫の耳を付る事、乳守の外に出す、これみな故緣によるといふ、

〔倭訓栞中編計七〕けいせい〇中略 源平亂の後、平家の侍女等、下の關、門司關、赤間關などにさまよひ、世わたるたつきもしらざれば、あそび女となれりともいへり、攝州播州等の神社の祭祀に、妓女を用るものあり、楊升庵が集に、漢郊祀志、祭郊時宗廟、用爲飾女妓、今之裝旦也、其襃神甚矣と見えたり、

〔一話一言四十五〕一言奇談

友人遊女を迎へて、箕帚をとらしめんとす、ある人諫めて曰、遊女を迎へて婦となすは、溺器を洗つて飯櫃となすが如し、百たび洗ふとも潔とせんや、

皓々乎猶蛇目、以灰汁一洗、

〇

〔松屋筆記六十六〕若氣幷男娼

今世のカゲマ、垂髮の事を、むかしは若氣といへり、若氣勸進帳あり、文明壬寅の冬の作なり、其文

に、平朝臣井尻又九郎忠鋤、謹白』小僧喝食若衆言云々、また滑稽詩文一卷あり、男色の詩多し、江島兒が淵に身を投し白菊丸が歌も載たり、男色の事、海人藻介に見え、から國には、龍陽君彌子瑕をはじめ、史記漢書に佞幸おほかり、後に男娼といふ、癸辛雜識にくはし、若衆を垂髪といふは、玉海、吾妻鏡に見ゆ、詩經には總角とあり、催馬樂にアゲマキの歌ありて、ころびあふよしいへるは男色なり、今ニヤケ男などいふは、男娼(ニヤケ)めきたる男のよしなり、

志田草子(十十丁オ)に、君もにやくに御座あり、我等もわかき者なれば云々、又(四十丁オ)御年もにやくに御座あるが、いづくよりいつかたへ御とほりあるぞと問ければ云々、

〔嬉遊笑覽(九娼妓)〕かげまは、京師にては宮川町、大坂は道頓堀、其外にも有べし、人倫訓蒙圖彙に、狂言役者男子を、遊女屋の女をかゝゆるごとくにかゝへ置て、藝をしいれ、十四五になれば、それ〳〵に色づくり芝居へ出し、藝よく名をとれば、我門口に、大筆にて誰がやど、名字をしるし、夜は戸口に、掛燈臺に名を書付おくなり、いまだ舞臺へ出ぬはかげまといふ、他國をめぐるを飛子といふ、野郎かげまともに看板を出す、雨夜一杯機嫌、(元祿六年)陰間看板界町娼云々、淺草神明增』威勢、目黑目白仰』悲憐』と、あれば、其あたりにもかげま有しなるべし、洛陽集、顏みせや十有五にして樂屋入、千之 顏みせやうゐかうぶりして影間共、秋風 賢女心化妝、今時男子を野郎屋の新部子に賣云々、歌舞妓事始に、新部子といふは、幼少にて藝の至らざるをいふとあり、へこは薩州の方言なり、其國にへこ侍といふものあり、みな知音を求めて義兄弟となるよしなり、輕き小者ながら義勇を宗とすとなむ、其さまも古風を守りて、寒中も短衣一ツ著、細き帶をすると聞り、今江戸の俗に、へこたれと云ふは、へこたふれの訛りなり、季吟獨吟百韻、やせ馬おひのあやな腕だて、をもき木をおほはら山にへこたふれ、へつほこ侍といふは、このやうの賤きさまをいふにや、風流徒然草に、野郎かげ間いづれも大きなるよし、ぬれは曾我、小栗、あいご、武道はしだ、哀なるはしんとくすみ

だ川、女郎の名など付たるを、めづらしくありがたがるは、やぼのもて興する物なり、西鶴置土産に、花山藤之助、松風琴之丞、雪山松之助といへる陰子の名あり、一代男、やらうもてあそびは、散かかる花のもとに、猿のねて居るが如し、けいせいになじむは、入かゝる月の前に、ちやうちんのない心ぞかしとなむ、いづくへも招く處に行たるものなり、江戸には法度ありしかど止ざりければ、また寶永六年丑七月、狂言芝居野郎、并狂言に不ㇾ出前髪有ㇾ之者、外へ堅くつかはす間敷旨、前々より令ㇾ停止ㇾ候處、頃日右の族、方々へ參、藝致候由相聞不屆候、向後木挽町さかひ町野郎子供不ㇾ申及、役者共、又は白人にて藝いたし候者、一切外へ參間敷候云々、○中略頓作江戸雀、師宣が畫入、元祿の初なるべし、難波町邊に、ことのほかはやりけるかげま有けりと書り、是は堀江六軒町今いふ芳町にはあるべからず、住吉町、高砂町、或は難波町裏河岸の内なるべし、

〔塵塚談上〕男色樓カゲマジヤヤ、芳町を第一として、木挽町、湯島天神、糀町天神、塗師町代地、神田花房町、芝神明前、此七ヶ所、二三十年已前まで樓ありけり、近歲は四ヶ所絕て芳町、湯島神明前のみ殘れり、三四十年已前は、芳町に百人餘も有りけるよし、此内より芝居へ出て歌舞するを舞臺子といひ、又色子とも稱して、四五十人もあり、此色子ども、末々は皆役者になれり、女形は多分此者どもより出來て、上手といふ地位にいたりしも多く有けるよしなり、古評判記を見て知るべし、既に當時の尾上松綠は、舞臺子にて有しなり、近歲舞臺子絕てなし、然る故に江戸に女形の種なし、江戸役者の女形は有やなしやにして、女形は皆上方役者のみになれり、此節衒艷カゲマ郎芳町に十四五人、湯島にも十人計も有よしを聞り、寶曆の比と違ひ、減少せし事にて、男色衰へたると見へたり、

〔寬文見聞記〕芳町にかげまやとて、男色を賣る野郎屋あり、役者の弟子奉公人請狀にて抱へるよし、子供屋おほく有て、揚屋は料理茶屋にて別家なり、價一ト切百疋、晝三分夜二分也、野郎十八九より藝者にすといふ、又芝居にて女形の役者は平日人數少く、御殿場の狂言或は御姬樣の行列

男色

抔には、女形多く入用なる時、此野郎を雇ひ女形に遣ふなり、其時野郎振袖を著し、編笠をかぶり樂屋入する、天明の始まで有しと云、○中略
芝神明前にかげまや三四軒あり、八町堀にも二三軒あれども、家造麁末にして、男女出逢の貸座敷にもすると云、又湯島天神社内にも有て、芳町に同じ、

〔和漢三才圖會 十人倫之用〕男色(なんしよく) 俗云衆道○中略
按、男色甚者勝女色、而不耐久也、若蔔之甘美幾過一旬、則膚硬節高不可噉也、韓非說難云、衞彌子瑕與君遊于果園、食桃而甘、不盡以半啗君、君曰、愛我哉、忘其口味以啖寡人、及彌子瑕色衰愛弛得罪於君、君曰、是嘗啖我以餘桃也、

〔倭訓栞 中編四加〕かはつるみ　太秦牛祭文、宇治拾遺等に見えたり、男色の事也といへり、かはやつるみの義成べし、了意が犬はりこに、亂世に盛なりし事をいひて、股をさき肘を引て血を出し、志の實なる事をあらはす、古き歌に、
　おもふ心色には見えず身をさしてあけのちしをゝ君それとしれ、忠孝をわすれ非道の色に身を捨命を失ふもの、僧俗にわたりて女色よりも甚しと見えたり、

〔嬉遊笑覽 附錄〕かはつるみの事を、漢土には放手銃といふ、笑林廣記にその詩を載たり、もと姓倪なる人を嘲りたる詩となむ、をかしく作りたり、

〔宇治拾遺物語 一〕これも今はむかし、京極の源大納言雅俊といふ人おはしけり、佛事をせられけるに、佛前にて、僧に鐘をうたせて、一生不犯なるをえらびて、講を行なはれけるに、ある僧の禮盤にのぼりて、すこしかほ氣しきたがひたるやうに成て、鐘木をとりてふりまはして、うちもやらで、しばしばかりありければ、大納言、いかにと思はれけるほどに、やゝひさしく物もいはでありければ、人どもおぼつかなく思けるほどに、この僧わなゝきたるこゑにて、かはつるみはいかゞ

候べきといひたゝるに、諸人おとがひをはなちてわらひたるに、一人の侍ありて、かはつるみは、いくつばかりにてさぶらひしぞと問たるに、この僧くびをひねりて、きと夜部もしてさぶらひきといふに、大かたどよみあへり、そのまぎれにはやうにげにけりとぞ、

〔北邊隨筆四〕かはつるみ

宇治拾遺に、かはつるみといふ事あり、これは男色の事なるべし、かはとは、厠(カハヤ)といふ名をおもふに、屎(クソ)まる事をいふめれば、それよりうつして、尻の事に形容せるなるべし、つるむとは、今は禽獸などの交はるをいふに同じ、この本文、法師の話なれば、男色の名らしくおぼゆるなり、これを手銃のことゝいふ人もあれど、さにはあらじ、ある所にひめらるゝ男色の繪卷物にも、悉く法師の男色をかけるをや、男色の事、から國にもふるくありしなり、後漢書佞幸傳云、董賢字聖卿、哀帝立拜二黃門郞一、寵愛日甚、常與レ上同二臥起一、嘗晝寢、偏藉二上褎一、上欲レ起、賢未レ覺、不レ欲レ動レ賢、乃斷レ褎而起、其恩愛至レ此云々とも、また、史記韓非傳にも、衞の彌子瑕を靈帝愛せられしに、其寵にほこり、君の車に乘り、くらひ餘しゝ桃を、帝に獻れり、のち寵おとろへて、此二事を罪として、誅せられし事あり、わが御國にても、ふるくありける事にや、〇中略拾遺集に、山ぶしも野ぶしもかくてこゝろみつ今はとねりが閨ぞゆかしき、又同集に、あまた見しとよのあかりのもろ人の君しも物を思はするかな、などある、みな男色なるべし、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕下學集增補、寉乾口號に、呼二無心若衆一云ーーともあり、おもふに、本邦にては、其始法師のもてあそびより事起りしならん、中ごろまでも、俗間には稀なり、〇中略僧家は勿論、俗間には、永祿の頃より、元祿の頃まで、わきて甚しきやうにて、彼桃を分ち、袖を斷けむは物かは、家を亡ぼし、身を失ふ類、種々の草子どもに多くみえたり、古くは田樂、後は猿樂の役者どもに、男色もて行はれたる者多し、今の芝居役者もおなじ趣なり、今俗お釜と云、いつより此ことなりしにや、本朝

俚諺、(正徳四年)本國の俗、妻を呼で阿釜と云、據あり、酉陽雜俎云、王生善卜、有賈客張瞻、將歸、夢炊臼中、問王生、生曰、君歸不見妻、臼中炊無釜也、瞻歸妻已卒、かくいへれば、其心いまだ若衆のことにはいはざりしことしるべし、

〔松屋筆記　六十六〕男色をオカマと云ふ事

滑稽詩文の詩に、無限心中藏彌露、灯前一夜涙如雨、他時有時可焦思、鹽竈烟兮松島浦云々、此詩松島に待とよせ鹽竈にオカマをよせたるなり、後世男色をオカマといふも緣源あり、

男色密道若道

男色の事を密道若道などいへり、若氣勸進帳に、三國有密道、厥用雖同厥名各別、支那謂之押顏、身毒謂之非道、扶桑謂之若道、通用于三國、眞俗共賞翫矣、殊本朝者、桓武天皇御宇、從弘法大師此道專盛、而京鎌倉之諸五山、大和近江之四ヶ大寺、其外都鄙諸宗、公家武家之人、雪月爲便、詩歌爲媒云々、また剩以密道容易流布、樵蘇女子小兒諳之擴之云々、男色は周の代に彌子瑕あり、漢に鄧通董賢の類あり、淮南王有愛好童年、その外擧に遑なし、男倡といへるは、男色を賣者にて、本朝のカゲマ也、

〔賤者考〕男色はいつ頃よりかありはじめけむ、始詳ならずまづは佛法渡來の後、僧の女犯を禁ずるより出しは、おのづからの勢なり、俗傳に、何の據もいはずして、空海よりなどいふは、もと言傳ふる所ありしにや、(されどおのれ(本居內遠)は別說ありて、今少し古かるべくおもふなり、そは猶稿あればこゝには略せり、)中世以來の事は、季吟が岩つゝじといふ書にも記せり、凡は僧徒のしわざなり、されど中世以後、軍陣には婦女を誘ふ事を禁ずるより(木曾義仲將軍の、巴山吹など伴はれしとの事は有、)起りて、應仁以來の亂世より、武家にも執する輩多く、その比よりやゝ盛になりたるも、おのづからの勢なり、今治世となりても、その俗習殘りて、元祿享保などの頃までは盛なりと見えて、男色の戯ざうし多くありしが、やゝそれより衰へて後も、僧

徒武家亂舞者戯場中などにはたえず、その餘は零々たり、婦女とたがひて、生育の道にもあらねば、淸き上古にはなかりしもうべなり、されど色を愛するに至りては同轍なり、もとは是も愛に生じ、恩にほだされてこそ、和諧もしたりけめ、中々に治世の後は、此道だにも賣色出たり、是は皆戯場中の徒に權輿し、その藝伎にめづる方よりなれるなれば、元來賤なる事、前の戯場の條々いふが如き上に、傾城夜發にさへ類すれば最卑し、是を野郎と書來れども、もと艶冶の意にて、冶郎とかくべきなり、京にては宮川町、浪華は道頓堀、江戸は禰宜町なりしに、後は葭町芝神明社邊など、その群の賣樓なり、三都の外にはしかすがに衰へて、賣色はきかず、是等にも階級ありて、太夫子、飛子、陰子、新部子などの名あるよし、それぞれの戯冊子に見ゆ、もとは雲上の兒套、武家の扈從の袴腰に刀帶たるを愛しも、賣色となりては、ひたすら女様と變じたるは、俳優の女形といふ者の藝に臨みて、眞情を模せんとするより、常も女の如くいでたちて、衣服詞づかひ歩行までも摸擬せしより起りて、僧徒はまして見る目めづらかにめでしなるべし、是類も元來の非儀なるは暫いはず、互に意中の親情を盡して、他なき内々の事は、上より嚴禁なくては制すべからざれば、しばらくさし置て、公然たる賣色は禁あらずとも、よからぬ事とさだむべく、まして賤なる事はさらなり、かつ中には寡婦などをも賓となして、閨床に附くなどきくは、きはめてあるまじき惡風俗なり、

〔續古事談 六漢朝〕或人ニ問テ云ク、漢家ニ男色ノ事アリヤ、ナカニモ國王ノコノ事ヲシ給ヘル事ヤミエタル、其人答テ云ク、故入道長方卿シメサレシハ、漢成帝トイフミカドノ御時、董賢トイフモノサヤラムトミエタリ、書ニ云、與帝臥起シケリト、後ニハ餘リニ寵シテ、位ヲユヅラムトスルニヲヨブトミエタリ、

〔陔餘叢考 四十二〕男娼尼姑、和尚敎坊、

比頑童之訓、見於尚書、可見三代已有此風、後有彌子瑕君、龍陽君、以及漢之籍孺閎孺鄧通韓嫣董賢之徒、至於傅脂粉以爲媚姿、(漢惠帝時、黄門侍中、皆傅脂粉、冲帝時有飛章告李固胡粉飾貌、搔頭弄姿、魏曹子建、亦好傅粉、晉何晏動靜自喜粉白不去手、唐張昌宗得幸於武后、又薦其兄易之、傅粉施朱、俱承辟陽之寵、後唐莊宗嘗自傅粉、與伶人戲、此皆傅粉故事、)史臣之贊曰、柔曼之傾國、非獨女德、蓋亦有男色焉、癸辛雜識謂東都盛時、有以此圖衣食者、政和中、立法告捕、男子爲娼者杖一百、當錢五十貫、南渡後、吳俗尤盛、皆傅脂粉盛粧飾善針指、呼謂亦如婦人、其爲首者號師巫行頭、凡官府有不男之訟、則呼使驗之、敗壞風俗莫此爲甚云、按此風相習、歷代皆所不免、然如宋時之傅脂粉、并有師巫行頭之類、則罕矣、

〔享保集成絲綸錄四十六〕承應二巳年五月

一頃日町中ニ而衆道之出入有之候、跡々ゟ堅御法度候間、衆道之儀申かけ候もの於有之は、申懸候者迄急度曲事に可申付候、若左樣之不作法之者候はゞ、町中之者隨分異見申、承引不申候はゞ、早々御番所江可申上事、○中略

五月

〔岩津々志〕岩つゝじ叙

うましおとめをよろこぶは、女神男神の神代より、人の心のまさにしかるべきことはりなるを、うまし男をしも、女ならでさるすける物おもひの花に醉るは、あやしくことなるに似たるわざながら、その妹脊の山は、佛のいましめさせ給へる所なれば、さすがに岩木にしあらぬ心のやるかたにて、法の師のわけ入初にし道なるを、つくばねの峯のしたたに流れ落ては、みなの川の淵となれるものゝごとく、末の世にはかへりて女男の情よりも、猶そこひなきごとくなりて、上達部うへ人などはさらにもいはず、たけきものゝふの心をもなやまし、爪木をこる山賤もなを此若木の陰に立よらずといふことなくぞなりにたる、しかれど、是をやまとうたによみ出たることは

さまで多からず、まづ古今和歌集のなかには、高野大師の御弟子眞雅僧都の、ときはの山のひと歌あり、これや、かの色好みの家の風をつたへ、花薄ほに顯れてまめなる人にもかたり傳ふるごとく成けらし、其外にも代々の撰集にのせられし言の葉、拾遺集より新古今までは、わづかにちりまじりにたれど、その、ち十三代集の中には、つや／＼見出るふしも侍らず、もしやありもやすらん、わが見るところのくはしからぬにや侍りけん、○中略

北村季吟書レ之

〔台記〕康治元年三月一日甲辰、自二宿所一參、深更召二或舞人一、懷抱寵甚、

久安三年四月廿二日乙卯、今夜始二千手供二壇一、八三新 又於二持佛堂千手御前一、余○藤原賴長禮拜千八十遍、

同新 此記書二八三一者、是公春也、 七月廿九日辛卯、昨今兩夜、召二秦兼任一隨身、引二入內寢一、 九月十二日癸酉、幸二天王寺一、御車輿 余○藤原賴長依レ仰○鳥羽乘二手輿一候二後陣一、○中略仰曰、此寺舞人之中、有二容貌壯麗者一、今日有二其人一乎、法皇爲レ人好二美人一、故有二此言一、對曰、所レ候也、名公方事訖、法皇改二御裝束一、○註略幸二金堂一、 十三日甲戌、余下二宿所一、召二舞人公方一、引二入臥內一、 四年正月五日甲子、今夜入二義賢於臥內一、及二無禮一、有二景味一、不快後、初有二此事一、 三月十九日丁丑、經二雄山一著二天王寺一、今夜召二舞人公方一欲レ通、夢明日可レ入レ堂、男犯猶以不淨、因レ之不レ通、可レ謂二奇異事一、

〔古今著聞集〕八好色紫金臺寺御室に、千手といふ御寵童有けり、みめよく心さま優也けり、笛を吹、今樣などうたひければ、御いとをしみはなはだしかりける程に、又參川といふ童初て參じたりけり、箏ひき歌よみ侍りけり、是も又寵有て、千手がきらすこしをとりければ、面目なしとや、退出して、久敷參らざりけり、或日酒宴の事有て、さま／＼の御あそび有けるに、御弟子の守覺法親王なども其座におはしましけり、千手はなど候はぬやらん、召て笛ふかせ今樣などうたはせ候はゞやと申させ給ひければ、則御使をつかはしめされけるに、此程所勞の事候とて參らざりけり、御使再三に及ければ、さのみはと子細難レ申て參にけり、けん紋紗の兩面の水干小袖に、むばらこき雀の居たるをぞぬふたりけり、紫のすそごの袴をきたり、ことにあざやかにさうぞきたれども、物

を思入たるけしきあらはにて、ゑめりかへりてぞ見へける、〇下略

〔増鏡 十三 秋のみ山〕右大臣殿の御父君前關白殿家平、御なやみおもくなり給ひて、御ぐしおろす、〇中略中比よりは男をのみかたはらにふせ給ひて、法師の兒のやうにかたらひ給ひつゝ、ひとわたりつゝいとはなやかにときめかし給ふ事けしからざりき、左兵衛督忠朝といふ人も、かぎりなく御おぼえにて、七八年が程いとめでたかりし、時すぎてそのゝちは、成定といふ諸大夫いみじかりき、このごろは又隱岐守頼基といふも童なりしほどよりいたくまどはし給ひて、きのふけふまでの御めしうどなれば、御ぐしおろすにも、やがて御供つかうまつりけり、病おもらせ給ふ程も夜晝御かたはらはなたずつかはせ給ふ、すでにかぎりになり給へるとき、この入道も御うしろにさぶらふによりかゝりながら、きと御らんじかへして、あはれもろともにいでゆく道ならば、うれしかりなむとのたまひもはてぬに、御いきとまりぬ、右大臣殿も御前にさぶらはせ給ふ、かくいみじき御氣色にてはて給ひぬるを、心うしとおぼされけり、さてそのゝちかの頼基入道もやみつきて、あと枕もしらずまどひながら、つねは人にかしこまるけしきにて、衣ひきかけなどしつゝ、やがてまゐり侍る〳〵と、ひとりごちつゝ、程なくうせぬ、

〔續詞花和歌集 戀 十三〕かたらひけるわらはを怨みて、ゑば〳〵とはず侍けるに、彼童文をおこせて侍けるに、薄墨にてかきたりければ、　僧都覺基

うす墨にかくにて知ぬ君はさは見えぬをよしと思ふ成べし

〔鹽尻 七十〕一文明の比、或人他國に行事侍りし、年比らうたく思ひ侍りし童の、やまふに煩ひて、殘り侍りしが、送りの詩に、

君去往他鄕、吾今臥病床、訃音如露來、莫惜一炷香、

となん云ける、客中に彼童はかなくなりしかば、再び人に交はらずして、修行しけるとかや、哀れ

也し事也、貿按、此時代男色の流行しける事如此也、

〔鹽尻 三十六〕元祿十二年、永井氏ゟ笹瀨氏に尋られし時に書付て、其臣中村氏江出しける草案、彼が家に有、今其籍記を寫し侍る、○中略

一四月○天文十四年十五日、宮千代丸昨日上洛、今晚御禮に參る、仍而於小御所御酒宴と云々、

自注に云、宮千代丸は美少年、有百媚、父は岩村と云織手屋也、根本都之者也、此十ヶ年計居住境、此兒學猿樂、無雙の器用也、此二三年密に令禮候禁中云々、貿按、舞々桃井幸若丸の起本も、此類之事なるべし、按ずるに、宮千代丸は、美童の猿樂一座の大夫也、永正十四年孟夏ゟ、初秋に至る迄在京、時々内内裏之事にも召れ、御寵愛と見得たり、其間勸進能等も有しかば、親王大樹以下公武の諸家、彼が色に淫せし事、此記に見得たり、七月十二日、泉州下向之時、餞別の人も多く、別を惜みあへり、其かみは猿樂之外には、勝れたる遊興も無りしにや、斯る色に壹人万人いとまよひ侍べる、田樂之中にも、美少年有よし見へけれど、又一等下牢のやうにゑるせり、今日の如き倡優家の美、花夷に盛んにして、色をひさぎ、人を惑す事、遊女と替る事なしど也、嗚呼分桃斷袖の情かくにや、誠に思ひ出る常盤之山にと言をよせて、あたなる色にもそみ侍る、伊訓のむかしゟ、安陵龍陽の諸傳は更也、代代之淫幸、史に筆を絶ず、晉の時ことに盛ん也しにや、強年は容貌擧止を以て銜鑑を定むといへり、咸寧大康の後は、男寵女色より甚し、海内倣傚して、夫婦離絶し、やゝもすれば、怨憤を生ずるに至りしよし、舊文に記せり、剩へ少人孕娩之事迄見得侍るにや、我國稱德帝の比にや、男寵之事始めて史に見得たりしより、絶ぬ情の通り迷ひ入るは山ゑげ山幾代の恨をか聞侍べる、後世雄長して、賣色の家さへ出起りて、公行し侍るにや、

〔老人雜話 下〕羽柴長吉は、太閤の小姓無比類美少年也、太閤或時人なき所にて、近く召す、日比男色を好み給はぬ故に、人皆奇特の思ひをなす、太閤とひ給ふは、汝が姉が妹ありやと、長吉顏色好き

故也、

〔鹽尻 十三〕一豐臣秀次の臣淺井周防守は、勇功の士なりし、秀次所愛の少童を監せしめられしに、周防守元來男色を好みしかば、或少年を犯し通せし故、秀次怒りて、是を殺すべき由を命せらる、淺井傳へ聞て、去るべきと思ひけるが、我武勇の名を得て祿を食、おめ〳〵と立退かば、命をしさになど、人の誹りも口惜しとて、城に登り大聲を上て、君人をして我を殺し給ふべき仰有由、誰か命を聞かれし、出て害せよとて、欠廻りしかども、彼が勢に恐れてや、敢て手ざす者もなかりしかば、直に立退けり、されども日本の内に居らば、尋ね出されて恥を見んも心うしとて、朝鮮へ渡り住けるが、毎朝濱へ出、日本大亂、國家滅亡と呼はり、長刀を揮けるとかや、秀次生害の後歸朝し、浪人にてありしが、慶長十九年、大坂の役の時、籠城して戰死しけるとなん、かゝる我儘成ル者の昔時多かりし、されば昔〻主人戒め置し者も、其主亡びぬれば我に出て、知らず顏なるは多し、

〔武德編年集成 五十一〕慶長十年五月下旬、豫州宇和島ノ城主富田信濃守知信ト、備中猿掛ノ邑主浮田左京亮成正(後改坂崎對馬守)確執アリ、其故ハ、左京亮達亂ニシテ、罪ナキ小性ヲ斬戮ス、爰ニ成正ガ甥浮田左門ト云フ臣、彼小性ト男色契ヲナシケレバ、恨ヲ含ンデ討手ノ者ヲ害シ、信濃守ガ許ヘ走ル、成正其憤斜ナラズ、シテ、富田ガ方ヘ書ヲ呈シ、彼殺害人ヲ出スベキ旨ヲ請フ處ニ、信濃守ガ妻(成正妹ナリ)憐ンデ出サズシテ逐電ノ由ヲ答フ、左京亮强訴セント欲ス、○下略

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕小草履取といふものあり、昔々物語に、むかしは小草履取といふもの、十五六歲の隨分とうつくしき目子、草履取にして、下には絹の小袖、上に唐木綿の袷を著せ、伊達なる帶をざせ、夏は浴衣染などきせ、脇差隨分結構に拵へてさゝせ、客へ馳走に給仕にも出し、供にも連る、但供には道のあしきにつれず、雨天につれず、天氣晴過たる暑氣に不連、跡より中間に笠をもたせて連る、足袋をはかせ、かたのごとく和らかに拵へて連る、さたの限り、不自由なるものなり、此小

草履取に付、度々喧嘩口論あり、主人隨分器量ある人ならねば、小草履取持ことならず、慶安の頃、世上にすきと相止、其後寬文の頃、一盛り流行、爰かしこに有りしが、是又むづかしく、口論出來て、また止む、近年すきと相止たりとみゆ、

又香具を商ふ者あり、卜養狂歌集、ある人のもとへ行けるに、わかきかうぐや參り、色々のかうぐ出しけるに、燒ものに、仙人黑方若草といふ云々、少人のかほよきを愛して云々、一代男、十五六なる少人、かのこ衣ゆすのうしろ帶、中脇差、印らう、巾著もえほらしく、たかさきたび簡短に、かすせつたをはき、髮つとづくなに、まげを大きに高くゆはせて、顏きて桐の挾箱のうへに、小帳そろばんをかさね、利口さうなる男の行は、是なむかうぐ賣と申、宿元を聞ば、芝神明の前、花の露屋の五郎吉おやかた十左衞門とぞ申ける、かれらも品こそかはれ、かげらうと同じ小草り取のはなすぢけだかきを、かやうにえたて、屋敷がた一年替り、長屋住ひの人をだます物ぞかし、さて其ざうり取はとたづねければ、是にはそれ〳〵にねんぢやありて、とりなりきるものをも、かうりよくして賴もしき事あり、つとめも、旦那ばかりにはゆるして、外はかたくせいとうして、其屋形にも出入して、月に四五度は、我ものにつれてかへる事ぞかし、近年多くすたりて、(延寶の頃をいふか、昔々物語に合へり、)このかたは寺かたにか、へ侍る、〇中略

慶安五年壬辰四月七日、町觸、一町人之草履取六尺小者、或は知音致し、或は兄弟親類之契約致、ざうり取引廻し奉公に出し候事、可爲無用、此旨於相背者、急度曲事可申付事、一六尺小者私に草履取を抱、人主に成り、奉公に出候事、是又令停止候間、親子兄弟親類の外、人主に成、奉公に出候はゞ、其草り取は身之儘に致し、人主に成候六尺小者、穿鑿之上急度曲事可申付事、

後年寶永ごろには渡り小性とて、大名旗本にて、美童を抱へし事なり、耳袋に、或老人八十餘にて、予がもとへ來り咄しける、我も壯年の頃は、渡小性いたし、今の主人家譜代にも無之、若き時は美

藝者

少年なりしといへり、紅顔美少年、半死白頭翁を思ひ出して、をかしと有り、
〔賤者考〕藝子江戸にて女藝者といふ、廓中の幇間を藝者といふ、
〔奴師勞之〕女藝者の事を、昔はをどり子といふ、明和安永の頃より藝者とよび、者など、しやれたり、辨天おとよ新富など、いひ、橘町に名高し、妓者呼子鳥といふ小本、田にし金魚作、後に虎の卷と改む、此二人の事を記せり、橘町大坂や平六といへる、藥種屋の邊に藝者多し、俳諧の點者祇德、其邊に住しゆゑに、祇王祇女がほとりに、祇一祇德などいひし白拍子の名にたぐへて、祇德とはつきたり、辨天おとよ追善の句に、

蛇は穴に辨天おとよ土の下　　祇德

といひしもをかし、
〔塵塚談下〕歌舞妓河原者の曲藝を以て、事業とし糊口する者を、男女ともに藝者と通稱す、江戸中に二萬人の餘これ有よし、女を羽折といふ、親兄弟をやしなふも多し、二萬人餘の中、上手高名なるものは、一ケ年に東脩貳百兩程づゝも取よしなり、されど倉廩を持しものは一人もなし、淺草邊にて、きねや庄次郎といふ者一人のよし、これは親庄次郎建し倉廩なりといふ、うへもなき賤き業にして、弟子も皆無頼放蕩もの而已の寄合なれば、くらのなきも理り也、
〔嬉遊笑覽五歌舞〕風流徒然艸に、中村勘之丞の手舞の中に、てぶりのよき事をえらびて、ゑがほのおかつといひける女に敎へて、後に袖とめけれど、人みなをどり子とぞ云ける、おかつが妹松野といひける、此藝を續り、是舞子の開山なり、折ふしのはやり歌をわけて謠ふ、其後かめやの小三郎、多くのをどり子供を取たてたり、かまはらひお梅が、鈴のふりもあり、水木おはるに敎へけるとぞみゆ、是かの志賀山の始なるべし、色芝居に、舞子をいふ處、水木が七ばけ、澤之丞が淺間の怨靈、こんくわいの鐘をどりのこ、恐らく知らぬ事なき番數に、いかさまよき鳥のかゝれがしと、此親

が願ひも至極ながら云々五元集に、青山邊にて、踊子を馬でいづくへ星は北、といふ句あり、馬にて迎ふるをいふなるべし、借駕籠制禁の頃とみゆ、此踊子といふもの、始終絶ずして、後は名のみにて、踊りはせず、それより藝者といふ事になりぬ、明和安永天明の頃、女藝者はやりて、江戸端々、遊所はさらなり、いづくの町にもなき處なかりしとぞ、

〔浪花襍誌街迺噂二〕万松、大阪では藝者のことを、藝子。といひやすチ、鶴人、さやうさ、藝者と藝子の分ちは、江戸よりは大阪の方がようムリヤス、藝者といへば、大阪でハ男藝者のこと、藝子といへば、女のことでありヤス、者の字が男になり、子の字が女になるは、寸志の無言語ではありやすめいか、千長、なるほど勤やせんチ、万松、大阪でハ藝者が、イヤ藝子が女郎より上座をするぢやアムリやせんか、鶴人、それも善きまりでムリヤス、新町〇大阪では、江戸の通り、やつぱり女郎の下へ、藝子が居やす、其外の場所では藝子が上座へすはりやす万松、大阪では、藝子が大鼓をたゝいて、踊ちやありやせんか、鶴人、ナニ踊といふ譯ではありやせん、舞ふのでありやす、大鼓もたゝきやすが、三味線へのる鹽梅が、至て古風で、上品なものでありやす、信州の輕井澤や追分で、太鼓をたゝいて、女郎の踊るとは、同日の御噺にはなりやせん、

〔享保集成絲綸錄四十六〕元祿十二卯年四月

一前々も相觸候得共、女おどり子彌抱置、あるかせ申間敷候事、〇中略

以上

四月

〔徳川禁令考五十淨瑠璃女藝者〕嘉永元申年八月

女藝者之儀町觸

町々女藝者と唱候もの、親兄抔之爲、無據藝一通りニ而、茶屋向等江被雇候儀ハ格別、女を抱置藝

者爲致候儀ハ勿論、娘妹等有之候共、其家ニ而壹人を限り可申、尤身賣ニ紛敷儀ハ堅爲致間敷旨、先年より觸置候趣も有之、猶又近頃心得違いたし、如何之及所業候者有之抔、専ら風說致候得共、右者全風聞迄之儀と相聞候間、先此度ハ令宥免、不及吟味ニも候得共、彌右體之儀有之候而ハ、以之外不埒之事ニ付、此上とも前書觸面之趣、無違失急度相守、全親族之爲歟、或ハ困窮ニ迫り無據筋ニ而、藝一通稼候分之外、抱主抔と唱、多人數女共抱置、賣女ニ紛敷所業ハ勿論、猥成儀決而爲致申間敷候、若不取用者モ有之ニおゐてハ、召捕吟味之上、嚴重之咎可申付候條、此旨能々相心得、町役人共儀も無油斷心付候様可致候、

右之通、町中不洩様可觸知もの也、

八月

〔三養雜記 二〕女藝者

吉原の女藝者といふものは、寶暦のころ、扇屋の歌扇といふものにはじまれり、その初は歌扇ひとりなりしが、後におひ〳〵に外の娼家にも茶屋にもいで來て、細見のやりての前のところに、藝者誰外へも出し申し候など、かきたり、これよりはるか後に、大黑屋秀民といふもの、けんばんを立たり、藝者をどり子と肩書して、見せへも遊女と同じくならび居て、客をとりたる娼家もありき、そのまへは藝者といふものはさらになく、遊女の中にて三線をひき唄もうたひしことにて、多くは新造なり、三線のできる新造をあげよなどいひて、呼で彈せたることなり、これむかしよりのさまにて、中ごろよりこのならはし、いつとなくやみたり、今も見せをはる時に、すががきをひくは、三線番とて、新造の役なりといへり、伊勢の古市、越後の新潟などは、今猶遊女の中にて唄も躍もすることと、むかしの手ぶりなり、歌舞もと遊女のわざなるを、上色のものは高上にかまへ、自は絃歌も弄せず、又は不得手なるもありしより、後にはせぬことゝなりしにもあるべし、

京橋も同じおもむきにて、一目千軒に、大夫天神みづから三線ひかざる故、牽頭女郎(たいこぢよらう)を呼なり、又藝子といふもの外にあり、むかしはなかりしに、寶曆元未の年にはじまるとあり、また澪標(みをつくし)には、たいこ女郎といへるものは、揚屋茶屋へよばれ、座敷の興を催すためのものなり、琴三味線胡弓はいふもさらなり、むかしは女舞などつとめしものなり、享保年中より、藝子といへるもの出來たりともあれば、江戸よりははるかにはやし、これにならひて、吉原にてはじめしもしるべからず、江戸にもをどり子はふるくよりありたれど、女藝者は明和のころよりありときけり、それももとはふり袖など著て、今よりはひときはすぐれて品もよかりしよし、さて女藝者は、古の白拍子のなごりなどの如く、おもふ人もあれどさにあらず、もと遊女よりいで、、躍子の一變せしものなり、因に云、吉原にてはむかしより二挺鼓に大鼓を兼ること、女藝者の技にて今に絶ず、さて京大坂にても藝子の唄に、大鼓などの囃子を入る、こともあれど、その地もとより座頭をうたふ者なく、いはゆる上方唄のみなり、されば江戸の如く下座(または下かたとも云)の鳴物に定りたる手なし、かの上方唄には、謠曲の詞をとりたるが多かれば、猿樂の大鼓の手をならひおぼえて、その間を合するといへり、その外大阪の坂町、島の内をはじめ、諸國の舟つきの湊などは、豆藏のはやしのごとく、松島ぶし、川崎おんどなどうたふま、に、客も遊女もおのが玄、拍子をとり、大鼓をうち入る、ことならはしなり、吉原にても、このごろはよしこのぶし、ど、いつなどいふ小唄に、大鼓あはすことは、全席上のにぎやかならんためのわざとはおもはるれど、鄙の手ぶりにならふことは、この里にははせでもありなんかし、

〔蜘蛛の糸卷追加〕町藝者

天明の頃は世の中賑はしく、武家にても少し酒盛めく折は、町藝者とて、酌取女を招くは、何れの家にもある事なり、されど此酌取女も質素の風ありて、髷結に紅絹の切を、よしの紙に包みて用

ふる事はやり、地女等も是を學べり、今は田舍娘も、髷結に縮緬を用ふるなり、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕今藝者と云ふ女は、昔の舞子の名殘なり、又はをり藝者とは、深川のげいこやより云ふ、明和七年の冊子辰巳園藝者を喚むと云ふ處、はをりにこましやうかといへり、もと女共はをりを著たる故なり、豐後節はやりて此風起れり、下手談義、ぶんごかたりのことをいふ處、あまつさへ女があられもないはをりを著て、脇差まで差た奴も、折ふし見ゆるぞかし、昔は堀の舟宿の女房ばかりぞ羽をりをきける、今は大てい小家の一軒も持たる宿の子も、女のあるまじき羽織きせたる親の心おしはかりぬ、みな是愚人のするわざぞや、(昔女郎にも男に作りたる有り、其餘風なり、)明和二年川柳點、おめかけあうきふしんこを近所の出、その頃橘町に女藝者多くありし故なり、町牽頭を野大根と云ふ、

〔皇都午睡三編中〕深川仲丁は女郎より藝者(上方の藝子)遊びをおもとする所にて、藝者の置屋を見番と云ひ子供藝者を羽織と云ふ、是は二人を一組として藝者一人料なり、羽織とは腰より下は賣らぬといふ謎なりとぞ、地前にて出るをデヘシと云、仕替に出すを倉がへと云て、幇間を男藝者、

〔寬天見聞記〕また三味線藝者と云ありて、深川仲町、芝高輪は云に及ばず、二丁町、兩國藥研堀、柳ばし、本町石町の新道、淺草仲町、下谷廣小路、湯島天神の邊、芝神明前、其外處々に住居して、あやしき風俗に裝たる女、招きに應じて酒席に出て酌を取り、流行歌とて好色なる事を、三味線に合せでうたひ、若き人々をたぶらかす、(○中略)

　ころんだらくはふ／＼と付て行藝者の母のおくり狼

此歌にて考ふべし、獸に比せしもむべなり、

〔賤のをだ卷〕女藝者流行て、江戸端々遊所は申に不及、並の所にても藝者の二人三人なき町はなし、餘りつのりて吉原品川の賣女の妨になるにより、賣女屋より訴へて、高繩邊の女藝者十二三

人被召捕たること有けり、皆藝者に極て、遊所に行者なかりしなり、

〔牢獄秘錄〕女牢江入候者之事

一先年江戸町中之女藝者かり取られ、貳百人餘之入牢之時は、女牢に入り切らす、依之遠島部屋へ入れ候事なり、右女乞食一々是を改メ、名主代りに遠島部屋へは女乞食入居たりしとぞ、尤ツル八此名主も餘ほどとり候よし、此藝者翌日出牢なり、此時張番之者共、女藝者出牢之上、其宿々へ無心ニ行く事なり、尤數多之牢入にて日暮より夜之八ツ過まで改にかゝりしよし、

○按ズルニ、ツルトハ、入牢者ノ牢名主等ニ賄ランガ爲メニ持參スル金子ヲ云フ、

〔嘉永明治年間錄 六〕安政四年十月十四日、亞人下田滯留中圍娼風說、

亞人下田に滯留中、ハルリス儀、當五月より、同所坂下町きちと申す藝子、一ケ年給金百二十兩の仕切にて、當金二十五兩にて召抱へ、柿崎村へきち休息所出來罷在、毎夜玉泉寺へ通ひ候由、ヒウスケン儀は、同所彌治川町ふじと申す賣女、一ケ年給金九十兩に仕切、當金二十兩にて召抱へ、是又毎夜玉泉寺へ通ひ候由、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕太鼓もち、古くは太鼓衆といへり、了意が記などにみゆ其義は、誰袖海に、能の太鼓打になぞらへ、大夫を心よくのせて廻し、大盡の氣に入やうに拍子たつれば、太鼓といふ、末社ともいふは、大じんのそばに有故なり、

〔松屋筆記 百四〕太鼓持

幇間を太鼓持といふは、六齋念佛のはやしものより起りて、念佛に節を付て、金と太鼓の二ツにてはやす役割に、金を持ものは太鼓を持ず、太鼓を持ものは金を持たぬより、いひ出たる俗話にて金持の遊興に陪して、金を持ぬものが、そのきげんをとり、馳走するを、太鼓持といへりとなん、

古事類苑

人部三十四

盲人　盲僧 併入

盲人ハ、先天ト疾病トノ二種アリテ、古ハ全ク之ヲ廢人ト爲シテ、何等ノ職業ヲモ爲ス所ナカリシガ、中古以來、音曲、按摩等ヲ以テ、此輩ノ職業ニ適スト爲シ、專ラ之ヲ修メシムルコトト爲リ、之ヲ座頭ト云ヘリ、座頭ノ祖先ニシテ、其傳ノ明ナルモノハ、性佛ニシテ、此者始テ平家ヲ禁中ニ語リキ、次ニ城一ト云フモノアリテ、之ヲ襲ギ、其兩弟子、兩派ニ分レ、一人ハ其名ニ一ノ字ヲ用ヰ、一人ハ城ノ字ヲ用ヰル、其流派相承ケテ、遂ニ多クノ流派ト爲レリ、後世仁明天皇ノ皇子雨夜ノ尊ト云フヲ以テ、座頭ノ祖神トシテ祀ル、蓋シ座頭等其道ヲ重クセムガ爲ノ謀ニ外ナラズト云フ、

德川幕府時代ニ至リテハ、幕府大ニ盲人ヲ保護シ、隨テ其制度モ亦甚ダ整ヘリ、卽チ座頭ノ等級ヲ分チテ數十階ト爲シ、極位ヲ檢校、總錄ナドヽ稱シ、之ヲシテ座中一切ノ事ヲ支配セシム、而シテ位次昇進ノ事ハ夙ニ久我家ノ掌ル所ナリキ、盲人ハ斯ノ如ク優遇セラレタルヲ以テ、爲ニ驕奢ニ流レ、且ツ高利ノ貸金ヲ爲ス事ヲ許サレタレバ、之ヲ以テ良民ヲ苦ムルモノモ亦甚ダ尠カラザリキ、又盲僧ト稱スルモノアリ、多クハ僧形ノ盲人ニシテ、其職業略、座頭ニ類ス、德川幕府ノ時、其士分以上ノ者ハ、青蓮院宮ノ支配ヲ受ケ、士分以下ノ者ハ、座頭ト同ジク檢校ノ支配ニ屬セシメタリ、

名稱

尙ホ盲人ノ事ハ、政治部貸借篇、及ビ同戶籍篇殘疾篤疾條等ニ在リ、宜シク參照スベシ、又本篇ノ材料ハ、盲人ノ手ニ依リテ成ルモノ多ク、往々妄誕不稽ノ事アリト雖モ、既ニ久シク此ヲ以テ世ニ許サレタルモノナレバ、姑ク之ヲ引用セリ、

〔伊呂波字類抄女人體〕盲メシヒ目无眼

〔運歩色葉集兔〕盲目

〔和漢三才圖會十人倫之用〕盲人めくら　瞽古音　盲萠音　和名米之比　矇蒙音　靑盲、和名阿岐之比、　瞍叟音

釋名云、盲茫也、茫茫無所見也、有數品、鄭司農云、無目眹謂之瞽、有目眹而無見謂之矇、卽靑盲也、有目而無眸子謂之瞍、○中略

按、盲有數品、通稱盲目、訓女久良自幼就瞽師習歌曲管絃、皆剃髮、總名座頭坊、每列宴席爲業、京師有總撿挍、定諸國座頭官、

○按ズルニ、座頭坊ハ、俗ニザットノバウト云ヒテ、固ヨリ公稱ニ非ズ、

〔花月草紙〕めしひしものゝ、人のいひがたき事をもいふは、いろもみえず、けしきにもしらねば、いふなりけり、くらき人は、わがあしきもみえねば、よきと心得て、人にはぢざるは、めしひしひとのたぐひなり、されば古よりおもてにかきするなどゝもいふめり、

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一男留主之時、其家へ座頭、商人、舞々、猿樂、猿遣、諸勸進、此類或雖爲親類、男一切立入停止也、若相煩時者、其親類令同心、白晝一ツ見廻、雖爲奉行人、門外にて可遂理事、但親子兄弟可爲各別事、○中略

慶長二年三月廿四日　盛親在判

元親在判

〔賤者考〕座頭といふは、まづ盲人の總名と見ゆ、これも目しひても、おのれ業をたてず、父祖兄弟子

孫の養をうくる者は別なり、是にも階級あり、幼年小盲のほどは、さま〴〵の名にて、金彌文彌仙花などもつく、それより城方一方とわかれて、城牧(ジヤウマキ)城黒(ジヤウクロ)など重箱訓の名もあり、秀一(ヒデイチ)多麻一などもつく例なり、是はそのかみ城一檢校といひしが、名の一字をとりたるなり、いかなるにか城方は寡く一方は多し、又都の字をイチと訓するもあるはいかなる故か知らず、それより上徴細の級段こゝらありて、費用を出して漸々にすゝむを、今は多く束ねて一時に成る故に、その徒も暗記はせざるほどなり、大凡は今その上四度(シド)といふになり、それより又合せて勾當にすゝみ、又中間を合せて檢校にいたる、此上にも小級ありて、夫よりは早くなりたる年月日によりて、﨟をつみて總檢校にいたり、當職三年をへて次﨟に讓りて退職し、前檢校と稱して老を養ふといへり、(以前より小階わづらはしければ略す、閑あらむ折に、別記すべし、)以上は皆盲者中の職名にて、僧綱に似たり、足利比の記錄には、檢校を建業とかきたり、もとはかゝりしに。や、四度は一度より次第を重ぬ、是は鴨川原にて石塔(シヤクタウ)といふ事昔ありて、盲人つどひてする事あるは、昔は此川の水時々溢れて、堤決し人家を流し、溺死する者多かりしかば、其追慕作善の意なりといへり、俳諧の季寄の書には、二月十六日を石塔とも積塔會ともいふ、清聚菴に會して(高倉綾小路なりとぞ)守瞽神を拜し平家を語る、光孝天皇の皇子雨夜のみこの爲といへり、積塔の名義は法華經にあり、六月十九日を座頭の凉といふ、積塔に式同じ、終に總檢挍鳥羽の湊に船つくといふ、衆盲ゑい〳〵と呼ぶは、昔日向國に盲人の領ありて、その米、山城の鳥羽に著きたりし例といへり、俗間に景清眼をくり出して、源氏の榮を見じといひしを、賴朝忠を感じて、日向に流して養ふ、是を日向勾當といふなどは取るにたらず、その比盲者に、勾當の稱あらむや、此日向に領ありなどいふによりて附會せしなり、此會城方へ隔年につどむるを、四度勤むれば八年の﨟なり、是より出てたゞ雜費を、今は言よくいひなして官金と稱す、さて座頭はいづれの國にても、諸人吉凶事ある毎に、配當とて料足を乞ふ、此事舊來よりあるは、

その濫觴はしらねども、僧形にてなべて法師ともいへば、乞食頭陀鉢ひらきの類なる事は知られたり、今は醫道按摩古くは腹とりといふなどをも業とすれども、昔は琵琶法師とて專びはを彈ず、今昔物語に、木幡の里に目つぶれたる法師の、世にあやしげなるが、琵琶の妙手にて有しに、博雅三位の習ひたりし事など見ゆ、平家物語を信濃前司行長が作りてよりこれを語る、平家物語の琵琶は、柱一ッ樂のよりは多く、今も、是をなせども、てはやす人すくなければ、知らぬ盲人多く、なべてはつくし琴三絃を專業として、人にもをしふ、三絃はもと淨るりの方と、遊里の妖曲にのみ彈きしを、移りては常の家にもひくことゝなりたれど、猶婦女兒のみの戲にて、おのが幼年なりし比までは是はよき人は、をさ〳〵もてあそばず、たま〳〵彈く者を遊蕩子遊冶郞とそしる故に、習はむとする者も人目を忍のぶほどなりしが、今はなべてよろしきほどの家にて、誰もひくものとなりたり、さる故に敎ふる者も又多くなりて、盲人のみならず、男女ともに此道の師にて生活する者、流をたて派をわかちて名目多し、こは男は多くは幇間、又は戲場觀物師の屬なるもあり、もとこのめるより落魄して、さる師となり遊蕩子にて過るもあり、女は前にいふ藝子のうちに、年たけて色おとろへたる者、又遊里ならずして、町藝子などといふ一轉の者などもをしへ、男の所にいふ如く、このめるよりして習性となり、遂に業とする者もあり、盲人ならぬは戲場の屬の他は、本業とたてゝ、世々にするにはあらず、素人の體なれども、業とするに至りては賤し、元來此三弦今やうに返て、その曲淫靡なれば、もて遊ぶ人の意も、いつとなくそのかたにうつるを、まして明くれに業とするにいたりては、皆放蕩子の風をなせり、すべてかゝる遊民は、有て益なく、なくてたらはぬ事なし、禁じて可なり、又女瞽あり、七十一番職人盡歌合女盲と出て、鼓を腋にかゝへうちて謠歌する絃あり、今はさることはたえて、これも琴三絃按摩のみなり、座頭の如き階級もなし、又男まうくる事は禁なり、

〔町奉行町年寄覺書〕座當之事〇中略

一京都に而は座當を琵琶法師と申、江戸に而ハ仲間衆と申傳候由、

一座當ハ往古は座盗とも書申候、是ハ天台宗之座主之座を盗と申事に而如此に申候、其後座頭と申、當世は公儀に而も座頭と御取扱也、

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一撿挍留而宿焉、最一話及鎌倉持氏之事、最一曰、某廿二歲初到鎌倉、持氏歲十二三也、廿三歲又到鎌倉時、管領上杉金吾承持氏命、與諸大名戮力賜三百貫、持此上洛爲撿挍、凡在鎌倉之時、持氏入諸山、則必隨其后、无處不到、○中略 又聞座頭話平家之由、最一曰、昔爲長卿者作此書十二卷、留在于播州、後曰性佛者、上之於音曲、而歌詠耳、性佛之後曰如一撿挍者有二弟子、一曰覺一、一曰城一、城一弟子城元居八坂、城元次曰城意、城意次曰城存、城存倘在焉、覺一弟子有四撿挍、曰通一、曰靈一、曰景一、曰清一、某乃靈一弟子也、最一又曰、今夏居奈良、秋初歸洛云々、

〔松屋叢書四〕當道考

當道流派圖

- 一方 以坂東如一爲祖
  - 一方 亦稱筑紫方、以明石覺一爲祖
    - 妙觀派 一方 以井口相一爲祖
    - 師堂派 一方 以疋田仙一爲祖
    - 源照派 一方 以竹永捴一爲祖
  - 筑紫方 以筑紫城一爲祖
    - 八坂方 亦稱城方、以八坂城元爲祖
      - 妙聞派 城方 以森澤城聞爲祖

大山方 是ハ、城方ノ師兄ニ屬スルヲ云、但シ座上ヲ師兄ト云ニアラズ、的傳シ來レル嫡弟子ヲ指テ師兄ト云也、

戸島方 是ハ一方ノ師兄ニ屬スルヲ云、師兄ノ義城方ニ同、

思付(オモヒツキ)師 師ノ官位ノ高下ニヨラズ、末々ノ者ノ思ヨリ次第ニ付テ弟子ニナルヲ云、但妙觀派師堂派妙聞派ノ思付派ニ限レルコトニテ、タトヘバ妙聞派ノ中ニテ、己ガ師ヲ去テ外ノ師ニ付ク也、

右以㆔妙觀派、師堂派、源照派、妙聞派、大山方、戸島方㆒稱㆓六派㆒思付者、謂㆔妙觀師堂二流之末弟子各從㆓其所㆒思而附㆓屬於師㆒也、

者、己ガ派チカヘテ、師堂派ニ付クコトハナラザル也、

〔瞽官紀談中〕當道一宗六派の分

一妙觀派　飯堂派　おもひ付

一妙聞派　大山派

是は其筋の師兄弟、但臘上ハ師兄にあらず、的傳し來れる嫡弟子を師兄といふ也、

一源照派　戸島派　右に同じ

右六派ながら四度中老の身として、祖父坊主の下を取べからず、

首書城方　闕流　櫻流

右二派斷絶

〔瞽官紀談中〕屋佐方二派有　大山(ヲヤマ)派　名門(メウモン)派　城ノ字ヲツツク

一方四派有　師堂(シダウ)派　名官(メウクワン)派　渡島(トシマ)派　元性(ゲンシヤウ)派

以上六派有、舊ハ八派有、屋佐方ニ闕(セキ)派、櫻(サクラ)派ト云有、今ハ絶テナシ、

〔瞽官紀談上〕一名ニ城ト都トノ別アルコトハ、城都撿挍ノ門弟ニ、城元如都、谷坂(ヤサカ)坂東ノ兩派ト分ル丶也、當道ニ又八派アリ、師堂、名官、渡島、元性ハ都方也、大山、名門、闕、櫻ハ屋坂方ナリ、

〔當道要集〕系圖之事

一昔いちの字に、都の字を書事、雖㆓有㆒子細㆒中興一文字に改めつると申傳事、

〔瞽官紀談中〕一ノ字ニ都ノ字ヲ書ハ非ナリ、一ノ字以㆓孤單㆒筆者妄リニ都ノ字ニ作ル、無㆓出處㆒事ナリ、

〔瞽官紀談中〕無官ノ瞽ヲ初心ト云
一ツヲ半ノ打掛ト云　一ツヨリ何一、城何ト名ヲツク、
二ツヲ丸打掛ト云　三ツヲ化遷打掛ト云
右一ツヨリ三ツマデヲ打掛ト云（初心打掛ハ撿挍ヘ禮無シ、勾當ヘモ禮無シト云、）
四ツヲ条分ト云、又座入トモ云、打掛ヲ不歷シテ直ニ条分ニナルヲ粒入ト云、（条分ヨリ撿挍ヘ禮有、御前樣ヘ何一ト申マスル者、袴バカリデ御禮申マスト云、）
四ヨリ十六マデハ、紫ノ菊トヂ付タル長絹ヲ著ス也、（長絹チ著タル時ハ、袴バカリトハ不斷）
五ツヲ萩上主曳ト云　六ツヲ一度中老曳ト云
七ツヲ一度ノ晴ト云　八ツヲ二度ノ上主曳ト云
九ツヲ二度ノ中老曳ト云　十ヲ二度ノ晴ト云
十一ヲ三度ノ上主曳ト云　十二ヲ三度ノ中老曳ト云
十三ヲ三度ノ晴ト云
右四ツヨリ十三マデヲ条分ト云、不令著白袴、袴ノ腰板バカリ白キ帛ヲ付テ著ス、又平生常ノ袴、又羽織ハ、四ツヨリ十六マデ著スト云、
十四ヲ四度ノサイシキト云、采色ト書ト云、　十四ヨリ十七マデ四度ノ官也、白袴ヲ著ス、
十五ヲ四度ノ上主曳ト云　十六ヲ四度ノ中老曳ト云
十七ヲ四度ノ晴ト云
至十七ヲ化遷勾當ト云、衣ヲ不令著、長絹ノ菊トヂヲ皆トリハナチテ、背ノ身柱ニ一ツ付ル也、菊トヂハ若輩ノ附ルモノヽヤウニ意得テ、如此ハナツ事ニナリタルガ所以ニ、杜鵑ノ勾當ト云ハ、只一聲ヲトヅルヽト云心也ト云、（禮ハ御前樣ヘ名字座頭御禮申マスト云、撿挍ノ挨拶ニ、座頭ノ男トモ、又ハ名字ヲモヨブナリ、）

十八ヲ百曳ト云

勾當ノ釆色也、十八ヨリ四十七マデヲ勾當ト云、禮ハ、御前樣ヘ何一御禮申マスト云、衣沙門帽子ヲ著ス、沙門帽子ハ撿挍ノ所冠、燕尾ノ如ニテ製異也、

十九ヲ一度ノシカケト云　二十ヲ二度ノシカケト云

右十九ト二十トハ贈物(ヲクリモノ)ノシカケ也

廿一ヲ贈物ノ晴ト云　廿二ヲ一度ノシカケト云　廿三ヲ二度ノシカケト云

右廿二ト廿三トハ掛司(カケヅカサ)ノシカケ也

廿四ヲ掛司晴ト云　廿五ヲ一度ノシカケト云　廿六ヲ二度ノシカケト云

右廿五ト廿六トハ立寄ノシカケ也

廿七ヲ立寄(タチヨリ)晴ト云

廿七立寄ノ晴ヲシテ、廿八ヨリ四十六七ト漸次ヲ不レ剗シテ、一度ニ四十八ニスル也、此間ニ一度ノ大座(タイザ)、二度ノ大座、二度ノコン〳〵シヤウヲ引ハラシ、總別當ニ任ズ等云フ事有、大座ヨリ撿挍ノ代リヲスル也、

廿八至二四十七一、舊聞二每階有二其號一可レ尋、　四十八、召物ヲ引ハラヒ、撿挍ニ任ズ、

四十八ヨリ五十二マデヲ撿挍ト云、總晴ヲ引ハラシ、五十二ノ官ニテ收マル、

四十九ヨリ至二五十一一、每階可レ記、

撿挍ノ衣ノ色、好ム處ニ從フ、舊ハ緋色ヲモ著タルヲ、總撿挍ヲ所レ置ヨリ、緋色ハ總撿挍ノ物トナレリ、燕尾ヲ冠ル也、

右一ツヨリ三ツマデ打掛ノ間ハ、座頭ト不レ令レ稱、房ト云テ何一房ト呼ブナリ、　四ツヨリ十六マデヲ座頭房(ザトウボウ)ト呼ブ、

十七ヨリ化遷勾當房ト云　十八ヨリ四十七マデヲ勾當房ト云　四十八ヨリ五十二マデヲ撿挍ノ御房ト云

又四度ヲ在名ト云、勾當ヲ中老衆ト云、撿挍ヲ上衆ト云、

〔柳葊雜筆　二〕當道大記錄に、當道の官途、四。階。十。六。官。七。十。三。の。小。刻。と云ことあり、四階とは撿挍、別當、勾當、座頭なり、十六官とは、座頭に一度、二度、三度、四度、勾當に過錢、送物、掛司、立寄、召物、始の大座後の大座、權別當、正別當、總別當、權撿挍、正撿挍、總撿挍を云、七十三の小刻とは、

一半打掛（裝束絹布色淺黃或萌黃、城某又ハ某一と名乘、）　官金四両　一丸打掛　同三両二分

一過錢打掛（袴の紐白練を用ふ）　同二分　一彩色衆分（白平絹無紋の長絹を著、城某座頭、又ハ某一座頭と云ふ、）　同四両

一壹度の上衆引（薪と云）　同四両　一同　中老引　同四両

一同　晴　同廿両　一二度の上衆引　同六両

一同　中老引（九度大座と云）　同六両　一同　晴　同三拾両

一三度の上衆引　同四両　一同　中老引　同四両

一三度の晴　官金廿両　一四度の上衆引（白綾絹を著す、某座頭と云在名也、）　同廿二両

一同　送物引　同六両　一同　大座引　同三両

一同　中老引　同六両　一同　晴　同廿五両

一過錢勾當（一度猶長絹を著す）　同三両　一同　上衆引　同十七両

一同　晴　同十両　一送物の百引（二度黑素絹白袴）　同十両

一同　上衆引　同六両　一同　晴　同四両

一掛司の三老引（二度）　同一分　一同　五老引　同一分

一同　十老引　同二分　一同　上衆引　同六両

一同　晴　同五兩
一同　上衆引　同五兩
一召物の三老引五度　同一分
一召物の十老引　同二分
一同　中老引　同五兩
一初大座の三老引六度　同二分
一同　十老引　同一兩
一同　中老引　同十兩
一後大座の三老引七度　同二分
一同　十老引　同一兩
一同　中老引　同十兩
一權勾當上衆引八度　同十兩
一同　晴　同三十兩
一同　中老引　同十兩
一正別當上衆引　同十兩
一同　晴　同三十兩
一同　上衆引　同十兩
一同　晴　同三十兩
一同　上衆引　同十兩
一同　晴　同三十兩

一立寄の五十引四度　同五兩
一同　晴　同五兩
一　五老引　同一分
一同　上衆引　同四兩
一同　晴　同廿五兩
一同　五老引　同二分
一同　上衆引　同八兩
一同　晴　同四十兩
一同　五老引　同二分
一同　上衆引　同八兩
一同　晴　同四十兩
一同　中老引　同十兩
一權別當上衆引　同十兩
一同　晴　同三十兩
一同　中老引　同十兩
一總別當燕尾紫衣を著、猶紫色、　同廿兩
一同　中老引　同十兩
一權撿挍紫素絹白長袴、淺黃小柳奴袴、　同四十五兩
一同　中老引　同十兩
半打掛前より是に至迄、金七百十九兩なり、

檢按 勾當 別當 座頭

以上六十七刻なり、此後正撿挍五刻、六老五老四老三老二老なり、一老を職總撿挍と云、都合七十三刻終る、

乘分と云は、彩色より三度の晴までを云、

在名と云は、四度上乘引より同晴までを云、

勾當と云は、過錢より八度の晴までを云、

撿挍と云は、權別當より二老までを云、

〔當道要集〕官位の次第

一座頭成四度、此内十八キザミ有、此極官より名字を名のる日傘をゆるす、

一勾當成八度、此内三十五キザミ有、一度の勾當は末四度の裝束なり、二度の勾當より衣白袴を著す、

一別當成三階

一撿挍成一階、但官錢未進の輩は、總ばれとて殘し置也、

已上十六官

〔瞽官紀談中〕撿挍ニ一﨟二﨟ト次第シテ、至二十﨟一有、是ヲ﨟内ト云フ、御職ト云ハ一﨟ノ事也、

常憲院殿御代ヨリ、江戸ニ所レ置總撿挍者、至レ今、杉山、三島、島浦ト、三代續ク、

總ジテ彼徒ニ樣々ノ作法アリテ、名目多シ、詳ニ可二尋究一、

右享保九年甲辰之夏、以二某撿挍之口語一記レ之云、　伊庭又十郎

〔撿挍古實之記〕永祿十一年九月日　禪正忠　朱印

禁制　總撿挍并諸撿挍中

一當手軍勢濫妨狼藉之事

一放火之事
一山林竹木伐採之事
已上
右條々堅令停止訖、若於違犯族者、速可處嚴科者也、仍如件、
元龜元年十一月日　　左衛門督義景

禁制　　當道座中
一當手軍勢甲乙人亂入狼籍事
一喧嘩口論幷申懸非分族事
一寄宿陣取事
右條々堅令停止訖、若於違犯之族者、速可處嚴科者也、仍下知如件、
永祿四年十月日　　筑前守

禁制　　在京撿挍中
一當方軍勢甲乙人亂妨狼籍事
一放火幷陣執之事
一相懸矢錢云々、糧米一切非分課役事
右條々堅令停止訖、若違犯輩在之者、可被處嚴科者也、仍下知如件、
永祿四年七月十五日　　右近大夫
右兵衛尉

〔當道大記錄〕江戶總撿挍總錄代々之事
一江戶ニ而總撿挍最初杉山撿挍和一、將軍綱吉公江被召出、御側近く、結構ニ被召仕、殊ニ老年ニ

而御奉公相勤、格別之義ニ付、元祿四未年七月十八日ゟ、御城中御勝手向へ乘物御免被仰付、同五申年五月九日依御上意に、始て總撿挍被仰付、職役者久永撿挍彈一也、此節當道之諸法度の式目御改有之、其旨京都御所司代小笠原佐渡守殿江職久永撿挍被召出、式目之通、急度可相守旨被仰渡候、今の新式目是なり、同年九月廿九日緋衣紋白之袈裟御免、尤袈裟ハ此仁ニ限ル、右者權大僧都を兼られたる故なり、同六酉年六月十八日、大辨才天尊像拜領、幷境代地として、地面千八百九拾坪餘被仰付、右地面江御宮御取立被成下、尊像奉鎭座、御宮建立出來の後、古跡並ニ被仰付候、同七戌年五月十八日、杉山總撿挍卒去、御法名、即明院殿杉山前總撿挍權大僧都法印眼叟元清ト號ス、

〔瞽幻書〕江戸總錄の始

一總錄島崎撿挍、元文元丙辰三月より、同二丁巳六月迄、御家人ニ而勤役、子息者御醫師被召出有之、島崎何某也、

一同杉枝撿挍、元文二丁巳六月より、同四己未二月迄、御家人ニ而勤役、子息者御醫師被召出、今の杉枝何某なり、

一同輕山撿挍、元文四己未三月より、同五庚申二月迄勤役、

一同白石撿挍、元文五庚申三月より、寛保二壬戌五月迄勤役、是ハ、江戸役所神田邊に有之所、寛保元辛酉年、初而拜領地江役所相立、普請出來之上、同九月十一日移徙相濟、右白石、當時七老之席故、同二壬戌五月上京、職總撿挍迄昇席、尤つぎ目御禮無之卒去たる事、

一小澤撿挍、寛保二壬戌五月より、十月迄勤役、

一同大田撿挍、寛保二壬戌十一月より、同三癸亥十月迄勤役、

一萩田撿挍、寛保三亥十一月より、延享三丙寅五月迄勤役、

一同島川撿挍、延享三丙寅六月より同丁卯四月迄勤役、
一同梅山撿挍、延享四丁卯五月より、同年十二月迄勤役、
一同波岡撿挍、延享五戊辰正月より、寛永四辛未年正月迄勤役、
一同朝山撿挍、寛永四辛未二月より、同年三月迄勤役、
一同小野崎撿挍、寛延四辛未四月より、寶暦四甲戌十月迄勤役、此時、福澄撿挍、總錄順座公事ニ付、同九月中、京都時之三老豐崎撿挍、同五老宮菊撿挍、同九老濱田撿挍、右衆中、總錄役所江下られ、翌申年六月迄逗留、尤御吟味中、本人福澄幷同衆菊川撿挍、右一味之內、藤上撿挍、總手代宅ニ而勤番、其外、紀州家之撿挍、平山川村細谷、何れも屋敷江御預け、御裁許之上、座位之仕置可申付旨、於評定所是を被仰渡、右一件之者共、申六月十五日、總錄江呼出シ、福澄藤上不座、今日撿挍被申付、何れも五十日、閉門たる事、尤三人之衆中、同六月中歸京、右之外春木撿挍下夕初身之者、渡邊龍白と名乘、俗盲人と成ニ付、總錄小野崎より、御用番本多伯耆守殿江相願、町奉行能勢肥後守殿より、右之者被召出、評定御吟味之上、任座法、遠島ニ被仰付事、尤當役小野崎義病氣ニ付、退役後相成候事、其外京都柴田養元抔、色々の事共、委くは日記ニ見えたり、
一同松島撿挍、寶暦四甲辰十一月より、同七丁巳六月迄勤役、同十一辛巳三月迄勤役、
一同吉永撿挍、寶暦十一辛巳三月より、同十三癸未六月迄勤役、
一同竹岡撿挍、寶暦十四甲申三月より、同年七月迄勤役、
一同鍋島撿挍、明和元甲申八月より、同二乙丙十月迄勤役、
一同雨谷撿挍、明和三丙戌九月より、同四丁亥三月迄勤役、
一同山口撿挍、明和四丁亥三月より、同年十一月迄勤役、同九壬辰正月廿二日迄勤役、此時辨才天御宮普請最中の時節、同六己丑二月廿三日、隣町御組屋敷熊井宗閑と申もの火元にて、役所類

燒の處、無程御宮出來ニ而、御遷宮迄首尾能相濟、是ハ、先年享保十七壬子三月廿八日、横網火事ニ而、御宮御類燒後、假家同樣之所、此度宜出來幷卽明院殿、同光興院殿御佛間、初て拜領地江建立、次ニ針治學講、此時同地面建、同總錄役所、何れも普請出來、其上皆座富十ヶ年之願相叶、丑年より富興行有之所、當役若村六老之席故、明和九壬辰正月廿二日退役、同五月上京、

一同菊河撿挍、明和九壬辰正月廿二日より、安永三甲午十月十日迄、同年職十老方より、國中の俗盲人ども、撿挍支配之願有之ニより、京都總代、時之九老大久保撿挍、同六月十一日到著ニ而、則學講所旅宿ニ而、總錄菊川撿挍幷派改稻村撿挍、右三人御用番松平右近將監殿江相願、御取上之上、寺社御奉行土屋能登守殿江相下、御同役牧野越中守殿兩懸りニて御吟味中、時之六老若村撿挍江戶手代とも憐愍之義ニ付、供物金出入出來ニ而、職十老方を相手取、安永二癸巳二月中御用番田沼主殿頭江致出訴、依之、職十老方被爲召候所、時ノ二老小川勝一、同七老村林初明

一、同八老吉村城ノ玄ん、同九老大久保懸一、同三月出宿ニ付留役、金澤安太郎殿懸りニ相成、段段御吟味有之候處、尙又、同年十一月、時之職〆崎總撿挍被召呼、同三年甲午五月六日、土屋能登守殿ニ於て御裁許之上、被仰候趣、左の通、御請書之寫、

差上申一札之事

職十老坐法を紏候由申立、六老若村撿挍願之趣、一件を以て御吟味之上、左の通被仰渡候、

一六老若村撿挍、職〆崎總撿挍、御吟味中、忍被下候上ハ、請暇落々ハ難立、右吟味中、職ゟ遠慮申付置候ハヾ、何とも吟味申渡を請、難心得義も御ざ候ハヾ、其節可申上處、御吟味を不請及出訴候段、不埒ニ付、遠慮被仰付候、

一職〆崎總撿挍義、江戶役座頭共類燒後、致困窮候由ニ而貸金之儀、若村撿挍申出候ハヾ、あつく可致評議候所、金子差支候ニ付、難儀之趣相斷候段、職ニハ有之間敷義、不埒之至、殊ニ同樣之願

書派頭より差越、若村致同道候哉と再應相疑罷有、穗積賴母歸京候ハヾ、早速若村と引合相糺候ハヾ、不致內通ニ可相決處、右引合不致去春迄も遠慮申付候段、職之身分ニも未熟成取計故、若村致出訴候始末ニ相成、其上、若村江戶江罷下、職取計之義ニ付、願筋有之候由、相居之旨、總錄より申遣候間、座法之仕置ハ差扣、御奉行之御沙汰を可相待所、不座の以下知書衣袴告文狀可取上旨、總錄江致差圖候始末、不座ニハ難立、旁不埒之至ニ付、隱居之上、職屋敷不立合坐法差障旨被仰渡候、

一十老席八人之撿挍共、〃崎右體取計候ハヾ、不可然と可心得處、無其儀段無念之至ニ付、一同ニ急度御呵被置候間、小河村林吉村、其外十老席四人の撿挍共江可申通旨、大久保撿挍江被仰渡候、〇中略

一細谷撿挍、谷村撿挍、稻村撿挍、堀口撿挍、若波勾當、若村次郎左衞門、杉一、仲一、大久保淸次郎義不念之筋も無之候間、一同ニ無御構旨被仰渡候、右之通、今日、土屋能登守樣於御內寄合御別席、銘銘被仰渡候、奉畏候、若相背候ハヾ、金科可被仰付候、仍而御請證文差上申處如件、

安永三甲午年五月六日

六老　若村撿挍　印

職　〃崎撿挍　印

十老之席　菊川撿挍　印（總代兼ル）

御吟味ニ付御呼出職事　穗積賴母　印

五派撿挍　細谷撿挍　印

同　谷村撿挍　印

同　稻村撿挍　印（兩人代兼ル）

同　堀口撿挍　印

若村撿挍弟子 若波勾當印
若村次郎右衛門印
役座頭 杉一印
仲一印
辨才天社役 大久保清次印

寺社御奉行所

前書之通被仰付、先達而相願候俗盲人共之義も被仰付無之相濟候旨、同年八月十一日、牧野越中守殿江、社役大久保清次被召出、書面之通被仰渡候事、

〔當道要集〕聖家撿挍之事

何の撿挍御房御同宿中 返札當報尊報、是ハ人により、ケ様の御乘ヘハ其所を上に書候而、撿挍と書つけ申候、聖家とハ比叡山高雄山の撿挍なるべし、

後宇多院御宇弘安年中に定る、たとへば在名松尾なれば、松尾撿挍御坊と書なり、但俗姓も能仁ならば、松尾撿挍御坊御近習中、

右のごとく回報尊報と書べし、總撿挍之事也、又二老三老へは進之候也、四老ゟ末の平撿挍へは、松尾撿挍坊進之候也、但俗姓も能仁ならば、撿挍御坊近習中と書べし、勾當へは、松尾勾當坊參る、但俗姓も能仁ならば、勾當御坊と書べし、此一ケ條ハ、公方の御日記の內を寫し畢、

〔當道大記錄〕御家人撿挍の事

一伊豆總撿挍 慶長年中被召出 高七百石 子孫御小性組 土屋兵庫殿
一三島總撿挍 御同様 高五百石 子孫斷絕
一岩船撿挍 高二百石 子孫大御番 高橋三次郎殿
一板花撿挍 子孫斷絕
一杉山總撿挍 針治ニ而被召出 高八百石 子孫御小納戸 杉山藤之助殿
一島浦總撿挍 御同様 高三百石 子孫御醫師 和田眷長殿
一伊豆田撿挍 鞁弓ニ而被召出 子孫相知れず
一鷲坂撿挍 鷲坂藤十郎殿

一山川撿挍　子孫　一ツ橋様御付 山川下總守殿
一後板花撿挍　子孫　板花友之進殿
一平家ニ而被ニ召出一湊撿挍　子孫相知れず
一石坂撿挍　子孫御醫師 石坂宗哲殿
一杉島撿挍高百五十石二十人扶持　子孫 杉島定七殿
一平家ニ而被ニ召出一後岩船撿挍　子孫相知れず
一杉浦撿挍元祿十丑年五月十八日勾當ニ而被ニ召出一撿挍ニ被ニ仰付一候、　子孫相知れず
一享保年中勤役中總錄島崎撿挍　子孫御醫師 島崎永玄殿
一元文年中勤役總錄杉枝撿挍　子孫御醫師 杉枝專安殿

以上十七人

右之通、寛政六寅年御尋有レ之ニ付、寺社御奉行所板倉周防守殿江御書付差上置候事、何れも御家人と被レ成可ニ相勤一候撿挍也、

〔瞽幻書〕一總錄拜領地、東西京間九拾間餘、南北同間貳拾壹間四尺、此坪數千八百九拾坪餘、幷河岸附地面七百九拾貳坪餘、總坪數貳千六百八拾貳坪有レ之所、安永二癸巳十一月廿五日、新地奉行永井傳右衞門殿より改、依レ之社役大久保淸次郎書面之通書上相濟候處、右屋舖內、辨才天社地九百八拾九坪餘、此內門前町家西江拾七間餘、北貳拾三間、南江四間貳尺、社地河岸附三百五拾坪三合貳夕五才、右之通安永三甲午四月廿二日、永井傳右衞門殿、以ニ大久保淸次郎を一、右之通書上ゲ相濟事、同年辨才天みたらし出來、

〔文昭院殿御實紀二〕寶永六年五月廿七日、こたびの御祝〇家宣襲職により、三島總撿挍安一に銀十枚、瞽者に鳥目五百貫文、盲女三貫文下さる、

〔天保集成絲綸錄八十〕寛政十一未年十二月

寺社奉行江

藤植撿挍

塙撿挍

銀貳拾枚宛

座中取締方之儀、久々致出精骨折候ニ付、御褒美被下之、

〔當道大記録〕渡邊龍伯遠島之事

一總録松島撿挍役中、寶暦五亥年三月二日遠島に成り候龍白義ハ、前年春木殿下春彌と申ものにて、渡邊龍白と改名致し、淺草猿屋町に住居、針治導引渡世に致し候間、仲間の者吟味致し候處、押隱し専針治を致し候ニ付、仲間吟味ニ而申紛し候得共、座頭に相違無之ニ付、總録江願出候處、其後町御奉行土屋越前守殿江御願申上候得共、御吟味之上、總録江御引渡ニ相成候處、剃髪致、仲間ニ成り候と申證文を乍差出、右一札相破り候段不屆ニ付、仕置申付候得共、我意申張り候間、遠島相願候、此もの至而不法不屆至極ニ付、又々御願申上候處、本多伯耆守殿依御差圖ニ、遠島被仰付候事、

淺草猿屋町八兵衛店
渡邊龍伯
亥三十五歳

寶暦五亥年三月二日

一八丈島江流罪

右之もの同十三未年九月七日病死之旨、明和二丙年正月廿九日、御代官伊奈半左衛門殿ゟ總録江申來候事、

柴田養玄法橋御咎の事

一京都麩屋町通二條上ル町ニ、柴田養玄と申盲人の針醫、住居致し候處、廿五ケ年以前法橋を申、夫ゟ段々繁昌致し、盲人の弟子を取込、撿挍座の弟子成り候得者、法橋迄ニハ致し候と進メ、座中末の者ニ無禮等有之候得共、無是非數年其通ニ差置申候、然ル處元仲間之ものに候と申もの有之候ニ付、段々吟味相懸候得者、前岩山撿挍の了悦と名付候ものに紛無之故、十老評議之上、養玄町御奉行支配之者ニ候間、丑正月廿八日、町御奉行小林伊豫守殿江書付を以御願申上候様、段々御吟味有之候得共、岩山弟子にて無御座と申張濟兼候處、伊豫守殿證人共を多く被

召出、嚴敷御詮議有之故、漸去冬白狀致し誤り證文公儀江差上候、依之其節ゟ揚り屋ニ被召置、猶又御吟味有之、御威光を以法橋被召放、去月十五日、右了悅を座中江御引渡被下、尤座法之通如何樣共取計候樣被仰渡候ニ付、了悅請取歸り、職屋鋪の長屋江押込、番を付置申候、去々年以來、色々公儀を僞り、段々御苦勞掛不屆ニより、重き仕置ニも可申付候得共、誤り候而座中江立歸り、座法相守可申由申候ニ付、評議之上用捨を以、座中の位牌所清聚庵江遣し置、番を付置候而、夫ゟ永禁足ニ仕度旨、二條表へ伺候處、今朝御役所江職を被召させ、參上之處、了悅義其方へ相渡し候上ハ、願之通禁足ニ申付候得と被仰渡候間、右了悅、三老岡村殿ものに相極、猶了悅願ニ依而、初身名了悅事了玄と改、清聚庵へ遣し、永禁足申付候條、京都ゟ此段申來候間、在江戶仲間江觸出し申候事、

寶曆九卯年六月七日　　　古々總錄豐藤撿挍　役中

〔嬉遊笑覽附錄〕又同書〇徂徠政談八撿挍の跡目御番に入らるゝ事謂れなき事なり、其始め東照宮御小性盲目に成たるを、撿挍に仰付られたるより事起るといふ、夫は元來侍なれば最のことなり、其已後御扶持を下されたる撿挍の跡までは濫吹なり、座頭は其弟子より金を取て、夫にて渡世する者なれば、畢竟乞食に似たる者なり、御扶持方下され、御側近く召仕はるれども、只坊主などの格なるべし、紫位を著する故五位なりと思ひて、不學なる御老中などの兩番へ入らるゝ事にしたる成べし、出家の紫衣をも官位とおもふは文盲なることとなるべし、紫衣いづれも平僧にて、衣の色を御免ありといふ迄の事なり、撿挍の紫衣はまして夫とは間のあることなり、撿挍勾當といふ名も官位にあらず、高野の撿挍も平僧なり、勾當といふは、何にても事を取捌く事なり、勾當內侍といふも、內侍にて事を取捌く故の稱號なり、天明五年御觸書、盲僧は武家に限り、青蓮院支配たるべく候、盲人は百姓町人に限り、總錄の支配に限り候事、

〔當道要集〕法の次第

一總撿挍ハ、表に築地をつき、門作、廣間、破風かけ狐戸つりたる家に可ㇾ住事、但借家ハ別段の事、

一總撿挍、末後に及、息未ㇾ絶內に、守宮神、代々の日記什物共二老へ相渡し、兩職事禮儀をなし、時の二老三老まで可ㇾ有二案內一、三老より以下の撿挍勾當ハ、聞付次第、新總撿挍へ樽納可ㇾ有二一禮一事、

一新二老三老へも、樽納可ㇾ有二一禮一事、

一新總撿挍より傳奏への禮物、座中より出職ひらきハ總撿挍自分可ㇾ爲ㇾ操事、

一職事を置ハ、先品を改、万事依怙贔負なく、万物押領私曲すべからざる起請文を書置べし、

一總撿挍へ久我殿ゟ案內ありて、平家御所望の時ハ、一方より壹人、八坂ゟ壹人、長柄にて出仕、裝束しきしやう、幷兩職事共に可ㇾ出仕、時に仍勾當も出仕ス、裝束しきしやう、になひに乘、

一總撿挍者、山城之國中を不ㇾ出、上樣ハ各別ナレバ伺公尤ト議定シテ、伊豆總撿挍の時より何方へも伺公有ㇾ之事、

一退散の時、五老迄ハ總撿挍座を立送、撿挍成之剋も可ㇾ爲二同前一事、

一總撿挍錢湯へ不ㇾ可ㇾ入、但し留風呂ハ不ㇾ苦事、

一總撿挍町家へ不ㇾ可ㇾ出事

一總撿挍ヨリノ使者ハ、勾當四度たりと云とも座を立可ㇾ送事、

一新撿挍ノ時、總撿挍二老三老樽納事、

一セキ名三代に不ㇾ越、名字はセカズ、但總撿挍ノ名ハ末代セクベシ、名人の名に准事、

一總撿挍障有レバ、職事名代ノ御禮申上事、

一遲參致バ、總撿挍二老三老迄呼懸可ㇾ有ㇾ禮事、

一職開召物三季を過すべからず

一弟子の同宿其身の弟子成共、ほう〇法也、當作ハフ、する事あるべからず、坊主ゟほうすべし、坊主へ届なくしてほうせば違亂有べし、幷同宿離れたる人成共、學文所坊主ゟ總撿校へ斷なき以前に弟子にすべからざる事、

一總撿校たる人、ころも計に而對面するを不可改、但別當撿校成者衣袴著て請取べし、寄合の出仕も同前、檜びらき其外大勢連座の時も、衣ばかりに而出座可有事、

一同宿堅類に總撿校に不對面內の約束ハ不立事、

一卯の剋ゟ酉の剋迄法事すべし、酉の剋過而法事す、但撿校ハ戌亥迄ほうす、

一名代に而法事の時、其使の官ゟ下官ほうせば請取べし、使より高官法せば違亂可有事、

一打掛の法事切紙に而遣の使者に袴著すべき事、但伊豆總撿校の代より初ル、

一二季の塔召物たりといふとも、總撿校障あらバ可有延引事、

一二季の塔召物の會所、總撿校の宿所ゟ方拾丁外へ不出、總撿校出仕の規式落緣迄輿に乘て、緣ゟおり、直に上座へ付、時を不移、職事高聲に一座へ案內す、其節頭人座を立、總撿校の前へ出、謹而禮をす、其後二老ゟ次第々々末座まで、總撿校へ一禮可有事、

一しきしやうの塔にハ、總撿校ゟ末々撿校まで、裝束素絹練袴帽子、勾當ハ色衣紗文に而出仕、紫ヲ不著、但帽子紗文ハ、十月朔日ゟ明年四月八日迄可限事、〇中略

一總年行事慥成人を指て、勤さすべき事、

一年行事渡しに未進不可有事

一名代にて役ハ可勤、名代の名代ハ不成事、

一他門の輩指南せば、其坊主の方より斷有て敎べし、坊主より理無に相對而、琵琶平家敎事をせず、八坂方、一方ハ有無に不拘不可習敎事、

一師弟の中に公事有間敷事
一兄弟共に壹人の弟子に仕間敷事
一弟子同宿坊主有内に、同宿持間敷事、
一地神經讀盲目、當道に伏して官位進ん者、二度の中老引迄免すべし、大衆分より迄ハゆるすべからず、但地神をかけず、口當道計を立バ高官をも可レ免事、
一坊主持の撿挍勾當、四度迄ハ我弟子たりといふ共、官途致バ、坊主の帳面に付べし、假にも我弟子と日記に不レ可レ付事、
一坊主の借物ハ弟子可レ無事
一山城一國の外へ出バ可レ請レ暇事
一緣日に物詣すべからず、但加茂稻荷祇園三社ハ、緣日不レ可レ憚事、
一同宿堅にて首の作法にてすべし、そくたくにてかたむべからず、同宿離も總晴可レ爲二已後一事、
一官錢を取遣之刻、むかしより今迄のごとく金銀にてとらば、其日記よせ本より取べし、式事幷只人抔出て、私に米かなたこなたへの取あつかひすべからず、日數不レ定可レ爲二六拾日一、
一米座之外の者に預而後有間敷事
一舞々猿樂等の跡ハ、道を捨て二代經ずしてはまじろうべからず、但ひこより免す、
一いやしき筋有者の藝仕たる跡、不レ改して當道の藝不レ可レ仕事、
一いやしき筋有者住たる家屋敷、當道の方へ直に不レ可レ買取、家主一人隔不レ苦、
一いやしき筋有レ之の子、養父母を取、他名に成出家しつる者には交合しても不レ苦事
一撿挍ハ四度の座頭迄下馬す、勾當ハ大衆分迄下馬す、其外下官の者ハ笠を取沓を拔、禮をなすべし、

罰則

一當道たる者、さすがも指べからず、
一京の口々へ番を付、登桑剣不可取事、
一官の爲諸旦那へ勸進したる輩、官位すゝまで有間敷事、
一不可惡口事
一不可狼藉事
一在京したる撿挍勾當の家にて、自身賣買仕間敷事、
一科有て不座の輩に不可交合事
一他門の公事不可取持事
一他の弟子不可取事
一同官たりといふとも、長柄乘馬にて其門邊ハ一禮申可通、但長柄撿挍際權勾當以下乘間敷事、
〇下略

〔當道要集〕科行次第
一大科千疋、中科五百疋、小科三百疋也、勾座は撿挍の中科を大とし、小科を中とし、小科は百疋たるべき事、
一請暇落は、撿挍の小科三拾分たるべき事、他准之、
一於當道盜人口官人の女を犯したる輩は裝束燒捨、或は不座、或は石こずみ、或はふし付、或は簀卷、或は首を可切事、
一舞廻猿樂等、賤筋目の者の家へ至、酒呑みたらんする者は、裝束を拔せ可爲不座、但し自身力顯さば過失に落可有事、右之者共の當道の家へ出入は不苦、當道よりは盃もさすべき事、
一舞々猿樂の賤き筋有者の藝したる跡不改して、藝したらん當道於有之者、可爲同前事、

一舞々猿樂類の賤筋有者の家屋敷直に買取輩ハ、可レ爲二同前一事、
一二季の塔不レ勤輩、右可レ爲二同前一、但裝束ハ可レ爲二用捨一、假月經たりといふ共、臨時に塔を勤バ可レ爲レ歸座一事、
一參加せざる輩、可レ爲二同前一事、
一他の弟子を乍レ知、紛かしとらん輩可レ爲二同前一事、
一同宿堅間に、そくたく出したる者、同そくたく取たる者、可レ爲二同前一事、
一米の取遣六十日の日數を違たらん輩ハ、官途の高下によらず大科に可レ落、過失に落たりといふとも、日數延引有べからず、延引あらバ可レ爲二不座一事、
一米の取遣法度背バ大科に落し、其上にて十二ヶ月出仕可二押留一事、但右之法度職事として背バ扶持放すべし、
一座中の外へ米預たらん輩、可レ爲二同前一事、
一猿、食たらん輩、大科に可レ落事、
一召物職開等に法度背たる輩、可レ爲二同前一事、
一京の口々へ番を付登衆奪輩、可レ爲二同前一事、
一他門の公事取持たる輩、可レ爲二同前一事、
一万事依怙贔負私したる輩、可レ爲二同前一事、但品により不座にも可二申付一也、
一在京の撿挍勾當の家にて、自身商買したる輩ハ可レ爲二中科一事、
一出所不レ慥琵琶賣買したる輩、可レ爲二同前一事、
一過口したる輩可レ爲二中科一、返答したる輩可レ爲二小科一事、
一廡外狠藉の輩ハ、時品にゟ可二申付一事、

一下馬の法度背バ、四度、中老ハ可ㇾ爲ㇾ小科、四度以下の者ハ一ヶ月裝束可ㇾ押事、但高官の人ハ請暇落ニ准ズ、

一塔召物、小寄合にも、猥の作法在ㇾ之輩ハ座を立可ㇾ申事、但上衆ハ請暇落ニ准ズ、

一塔召物に式事、火の改、身の清め、不沙汰なる時ハ、其日の出仕可ㇾ押事、

一弟子同宿我儘にほうし致バ、其學文所坊主ゟ可ㇾ改事、但總撿挍無ㇾ違亂ㇾ於ㇾ請取、過失請暇ニ准ズ、

一當道藝する時の作法破らバ、同宿たらバ一禮申べし、高官の人にハ裝束可ㇾ拔事、

一官位の爲、諸旦那ゟ得勸進を出世せざる輩、可ㇾ行ㇾ死科ㇾ事、

此外之科は、時々評議次第可ㇾ申付ㇾ者也、

寛永十一年三月五日

職　小池撿挍凡一　二老　天野撿挍祐一
三老　小寺撿挍温一　木村撿挍良一
村田撿挍甚一　波多野撿挍孝一

座中取締役

〔評定代官 盲人井諸取計 等之類〕寛政三亥年七月廿三日、松平越中守殿御渡之由、寺社奉行松平右京亮殿より來ル、

寺社奉行江

藤植撿挍
塙　撿挍

右座中取締役可ㇾ相勤ㇾ旨、可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、

兩撿挍江可ㇾ相達ㇾ旨申聞、總錄江可ㇾ被ㇾ相渡ㇾ事、

藤植撿挍
塙　撿挍

行事

座中作法等、萬事引請取扱職十老たりとも、筋違候義は無遠慮助言いたし、万一不相用もの有之候ハヽ、早速可申出候、且又仕來之儀ニ而も不宜儀は相改、筋能成様心を配り可申候、不正之儀有之もの共は、吟味之儀、夫々座法に申付、品ニ寄而は吟味の儀も中立候程相心得可申候、總而座頭共之儀、針治導引音曲等之本業を第一に心懸、一同風儀すなをに相成、沓ケ間敷事ハ勿論、身分不相應之儀無之、堅座取締之儀、厚く心掛ケ、夫々江可談事、

〔評定代官(盲人幷諸取計)等之類〕寛政三亥年七月廿三日

總錄幷一同(幷)申渡

近年座中のもの一同風儀猥に相成、針治音曲等之家業を忘れ、利欲のみに耽り、不法之訴訟を企、物毎我意之振廻多く、次第に放逸に成行候處、總錄を始め、頭取候もの共、改正之心付も無之、却而我意募ル様も有之由相聞、不埒之至に候、逸々御吟味之上、急度も可被仰付候得共、盲人の事ニ候間、御宥恕を以、御咎の御沙汰ニは不被及候、以來末々迄風儀相改、銘々藝能相勵、不法不行跡ケ間敷儀等無之様、厚く敎示可仕候、依之此度取締役之者、兩人被仰付候間、座中作法等万事懸相談取計、一同取締候様可仕候、(○又見天保集成絲綸錄八十)

〔當道要集〕年中議式

一正月四日、二老三老への禮大式事、二老へ小式事、三老へつかふる事、

一九日こき入總撿挍への禮、兩式事ともにつかふる、二老三老への禮なき也、小寄合にても節句節句有合バ、三老迄禮有之事、附此日不可仕出吉書にも不出事、

一總撿挍公方様江の御禮、御玄關迄乘物御免成來、定日ハ年による事、但進物ハ一束一卷、

一同十一日、吉書、此外寄合ハ總撿挍次第日定事、

一同廿九日、心月月望(○望下文作黒)志、初一かたの總撿挍二老三老門派の頭時の年行事、幷新撿挍紫衣

に而出仕、總撿挍不參の時ハ可ㇾ爲二黑衣一事、附兩式事共ニ出仕、總撿挍たりといふ共、八坂方ハ不
出仕一事、
一二月十六日、積塔都鄙の總撿挍勾當、末々の座頭迄出仕、一万卷の心經を讀誦、天下泰平國土安
穩之卷數を認、禮物添、久我殿エ納、其後頭人延喜聖代を語り、六流より五句の平家を勤む、戸島
源照兩流ハ輪番に勤事、
一十七日、未明に東河原に出て、諸當道石塔積、是君恩を報じ奉らんがため也、
一三月廿四日、法華經一部書寫し奉、兩式事撿挍使にて加茂川へ流す、安德天皇の御爲と號、
一稻荷の御輿御出有て、八日目の丑日、總撿挍兩式事共御旅所へ參、此時上下の官にて十座宛の
御神樂、田中の御前にて三座御神樂有事、
一六月十日、祇園御旅所參、上下の宮にて十座宛御神樂有ㇾ之事、
一同十五日、聞天忌師堂妙親兩流の撿挍淸壽菴へ、年行事兩式事出仕、裴束心月月黑始に同じ、
一同十九日、凉出仕、已下積塔に同じ、
一同廿日、總撿挍へ僧を供養し、提婆品讀誦有ㇾ之、但淸壽菴の住持たるべし、
一同日より七月廿日迄、江州今津堂にて、比え山より禮拜講之勤有、其時節高座に上り平家かた
る事有、但比え山よりの案內次第たるべき事、此路具二定るとなり、
一同廿九日、心月月黑出仕以下月黑始に同じ、
一七月二日、八坂者八坂之撿挍幷兩式事出仕、總撿挍たりといふ共、一方ハ不二出仕一、此八坂者ハ向
坂撿挍依二懇望一たるに、慶長十八癸丑年、伊豆總撿挍代より始なり、
一同八日、施餓鬼出仕之撿挍、心月月望に同じ、
一十一月八日、稻荷御火燒、

一同月二番之申日、守宮神御火燒、

一加茂への田樂、是ハ四拾年已來始也、心外古キ年者したうの儀式開山所に勤む、記に不及、

〔松屋叢書四〕當道考

積塔シャクタフ　毎年二月十六日、京都高倉綾小路の清壽庵に、座頭會集して、十宮神を祭る式あり、類聚名物考佛敎部七に、或人云、此清壽庵ハ座頭の菩薩寺なり、宗旨なし、一代にかはりて、その住寺の宗旨にまかせておなじからず云々、倭漢三才圖會七十二の末卷にも見ゆ、

涼スヾミ　毎年六月十九日、積塔と同じく、座頭の徒會合せり、遊興にはあらず、類聚名物考佛敎部七に、或人云、誹諧糸車の序に、すゞみを進と書たり、是は、納涼の心にはあらで、法會なれば、此時座頭の輩あつまりて、その宗の位階を昇進(ノボリスヽム)によりて進とはいふといへり、さも有べき事にや云云、倭漢三才圖會七十二の末山城佛閣東山建仁寺の條にも見ゆ、滑稽雜談の類考べし、

〔當道要集〕系圖之事

一加茂大明神を當道衆中の鎭守と仰て、古中今共におこたりなく信じ同詣す、加茂にも子細有けるにや、御神賞せ給ひし法とて、彼一在所の輩、高聲に經よます、念佛申さす、勿論うたうたはす、時有、其折節も當道の語る平家はとがめなし、又始て社參當道火を赦す、手水ばかりにて加茂の火をめし、一日一夜ハ加茂より養ふ、二度めよりハ垢離取り身を清め火を改め、加茂に一宿する事、近頃までありき、三四拾年已來、明神定め置給ひし座頭田荒て主領なしとて、近年ハ一宿終てはごくまざる事、

一守宮神あがめうやまひ信ずべし、僞にもかろしむべからず、二季の塔無懈怠可勤事、

一守宮神御影前にて愼て無言すべし、并諸禮內物言ふ間敷事、

一守宮神かゝうを給てより、銚子二度相濟まではハ、急用有どいふとも座を立べからず、二獻過て

以後自由と丶のふハ、左右の隣座へ届斷罷立、本座へ/ロロ直に退出すべし、急病ならば職事を以總撿挍二老三老へ理り届て可歸宅事、但三獻過バ自由と丶のふべし、

一守宮神かけまきする時節、職火を改、身を清むべき事、

一守宮神御仕社なれバ、一代猿喰間敷事、

一守宮神御影前にて珠數持事、總撿挍二老三老に限る事、

〔當道要集〕當道座中の祖神天夜の尊ハ、山城國宇治郡山科郷四宮村柳谷山に跡をとゞめおはします四宮是也、抑此尊ハ、人皇五拾四代仁明天皇第四の皇子、光孝天皇御同腹の御弟、人康親王の御靈をまつり奉らせ給ふ、〇中略斯て、宮貞觀十四壬辰年五月五日、御年四十二歳にて薨せさせ給ふ、二月十七日といふ說もあるといへども、實に五月五日世を去り給ふと、三代實錄に見えたりと、四宮傳記にのする所なり、小野小町、此宮の御事をもてはなされて、いとおしみ深く思はれけるにや、

　けふきゝしかなしの宮の山風に亦あふ坂も嵐とぞおもふ、といふいたみの和歌を奉られけるとかや、此歌ハ小野の家集に有と承り候ひき、夫より十三年を過て、元慶八甲辰のとし、式部卿時康の宮、陽成の御讓をうけさせ給ひて御卽位あり、小松光孝天皇とあがめ奉る、翌年改元ありて、年號仁和にあらたまる、右仁和元乙巳の年十一月十一日、人康親王の御靈に、天夜の尊と申す、神號を奉らせ給ひて、社を四宮と號す、則山科郷四宮村柳谷山にいはゝせ給ふなり、時に御母皇太后宮人康親王の御在世の御事思召忘れず、近國より參集して、此宮のかたはらに御宿直申せし瞽者共に、官を勅許ならば、天夜尊の御追善ともなり、限りなき御惠にて候ハんと奏せさせ給へバ、天皇ゑい感ましく〳〵て、やがて仁和二丙午年二月十七日に、瞽者に撿挍勾當の二官を宣下せらる、是しかしながら、天夜尊の御神恩といひつべし、猶其以後時々折々御代々御惠をいたゞ

き、終に座頭、勾當、別當、撿挍、一四官を成下され、座頭より撿挍まで十六階のわかちをしられ、始半打掛より右撿挍まで七十二刻といふ事ハ、もとハ撿挍勾當の二官より起れり、然バ光孝天皇の御勅恩天夜尊の御神恩ハ、當道たらんもの朝暮忘れまじき事、これによりて諸國の當道毎年二月十六日山科へ參集して、四宮河原におり、石を拾ひ、琵琶石の上に塔を積、一萬卷の心經を讀誦して、勅恩神恩を報じ奉る、猶又四絃を彈き催馬樂を諷ふて、天長地久、天下泰平の祭をなす、是積塔の始なり、又御母皇太后宮御存命の內、此山科の御所へ度々行啓有、夏の頃、當道を召集て、社の御庭前にて琵琶を彈せ、催馬樂をうたハせて、涼の宴をもふけ給ふ、此御母后六月廿日にかくれさせ給ふ、故當道又ハ御恩をしたひ、每度六月十九日に山科に集りて、琵琶を彈き催馬樂を諷ふて、御母后の御追善に備ふ、是今の世の涼の塔の始と云傳へたり、右御母后の御忌日六月廿日といひ傳へたれど、いつの年ともいふ事を知らず、亦四宮の社の南に、德林菴といふ小庵あり、此住僧則社の別當なり、依て此山の總名を柳谷山德林菴といへり、抑此庵開基人康親王の御末葉、四の宮右兵衞尉義成の子、南禪寺の歸雲院にして出家す、禪法修行成就して、南禪寺の住職を相勤、天文十九庚戌年、山科に退隱して、社の南に庵を立、德林庵と號せしより、此庵主則四宮を守勤す、其和尙をバ歸雲大和尙といへり、夫より代々四宮氏の子孫を以て弟子とす、一切他家へ讓らず、今以て四宮三家あり、民間に下るといへども、系圖正しきゆへ、御卽位大嘗會の節ハ、武士役に出勤す、人康親王御出家遂させ給ひて、法性禪師と申す事ハ、地藏菩薩の化身にてましませす御故也、かるがゆへに、德林庵の南總門の兩脇に地藏堂有、此地藏ハ定朝の作也、御頭にハ小野の篁卿の作り給へる一寸八分地藏尊を納め奉ると、地藏傳記に見えたり、昔山科の四ッの辻にまし〳〵けるを、保元年中に西光法師御堂を建立して入れ奉る、則人康親王の御尊體を葬たりし靈石龕の上に、此堂を移すともいへり、依て地藏堂の後に御しるしの靈石龕現在す、是王城守護ましま

す六地藏の一ヶ所也、其後人皇七十七代の帝、後白河院忝も當道を深く御憐まし〳〵て、施行米滯りなく、日本國中の盲目よく撫育せしむべき旨、久我家の先祖へ綸旨をなし下さる、然處後鳥羽院の御宇に、子細ありて當道施行米退轉す、然るに人皇八十六代の帝、四條院當道の糧なき事を御憐みありて、攝政家道公に仰て、諸道十一色の運上を當道へ下し賜るといふ事、當道要集に見えたり、亦此御宇に、性佛僧正とて山の撿挍あり、是ハ家道公の御末子慈鎭の御弟子也、此僧正壯年にして兩眼しひ盲人となれり、依て僧正を申替へ當道の撿挍に成、性佛撿挍、當道の業といたすべき道しめし給へと、日吉の社へ三七日參籠して祈誓有しかバ、平家の物語に節を付て唱すべしと御告有り、時に性佛日吉の社の廻廊に、百日こもり居て一心をこらし、いづれの節を定申べきやと肝膽をくだきて祈り被申ければ、或夜の御示現に、汝がなたねの二葉より學ぶ所の圓實頓語五時八教の中におゐて、伽陀、唱名、引聲、和讃等、亦我朝におゐてハ、祝神樂、風俗、催馬樂、詩、歌、發聲の呂律を以てくどき、拾ひ、三重、初重、中音、中ゆり、さし聲、折聲、甲の聲むねの聲、一の聲、二の聲、歌、祝詞、讀物、右十五の調子を以て音をうつし、節をつくべしといふ御告をかふむり、これによりて性佛さとりを開き、平家十二卷の句をわかちて、序破急を考て節をつけおはり、糸竹の內いづれを以て調子を取申べきと攝政家道公に告て奏聞有しかバ、四絃を以て調子を取べしとの詔あり、其時の琵琶の博士西園寺家に勅定あつて、玄上石上流泉啄木の秘曲を性佛に傳させ給ふ、よりて性佛末世當道の業とする本を立、爰におゐて性佛日吉山王七社を勸請して、當道座中の守護神として十宮神とあがめ奉る、

〔鹽尻九〕盲者の傳、光孝天皇の王子雨夜の皇子明を失ひましませしが、時の衆盲を愍み、田を置て無賴の盲人を惠み給ひし、昔上加茂封境の地、其田地ありしと云、

〔安齋夜話一〕雨夜尊　盲目の元祖なりとて、盲目是を祭る、盲目の家の說に、雨夜尊は光孝天皇の

皇子、盲目にて、天下の盲人を憐み、恩澤を施されしゆゑ、是を元祖として祭るといへり、按三代實錄は清和陽成光孝三代の國史也、然るに光孝天皇の皇子に雨夜尊といふ人の事はみえず、皇胤紹運錄は代々の天皇の系圖にて、御兄弟皇子等委細に載たる書也、紹運錄にも雨夜尊はみえず、俗に彈丸ハ延喜帝の皇子也といふハ誤りなれども、彈丸といひし人は在し人也、皇子といふは誤なり、雨夜尊は一向なき人なり、信ずべからず、若し昔貴家の児に盲目人ありて、雨夜と名付る者ありて、剃髮して僧に准じ、撿挍の職名を申し受し事ありしゆゑ、夫を元祖とするならん歟、其後に至て、彼雨夜を貴ぶの餘り、且又己等が眉目を飾らんがため、光孝天皇の皇子也と僞てこしらへ、いひ傳へたることありしならん、盲目にて正史實錄を見ぬ身なれバ、相應の僞也、兩眼明かなる人だにも、不文なる人などは、書よむ事ならぬゆゑさま〴〵時代に違ひたる事をいひ出すことあり、況や盲目をや咎むべからず、彼の僞を偏に信ずる愚さは憐べきこと也、

〔病間長語 二〕瞽者は精專にして、よく音律に通ずるもの故に、古は大師とせりとあり、今の世に驗するにさもあるべし、然れども聖人の人を處置する手拔のなきことを見つべし、周公旦の時は、按摩針の療治も、撿挍勾當もあるまじ、斯より外は使かたもなからん、

〔天保集成絲綸錄 八十〕文化十酉年三月

大目付江

盲人共之儀、渡世之藝無之親許ニ罷在、又は武家江被抱候而他之稼不致ものは格別、藝業を以市中住居之分、幷武家ニ罷在候とも、他之稼致候類ハ、撿挍之支配たるべき旨、安永五申年相觸候處、近來座中江不入盲人多く醫業賣卜等渡世にいたし候分は、座中之支配不請など心得違候も有之趣ニ相聞候、總而百姓町人之忰は不及申、たとへ武家陪臣之子弟にても、市中住居之分、幷主人屋鋪內ニ罷在候共、琴、三味線、針治、導引等之藝業ニ携候ものは、撿挍之支配可請筈之事候間、其旨

支配

相心得、尤向後年々人別改之節、町方は其所之町役人在方は名主組頭等心を附、撿挍支配師匠之名前等相改、其段人別帳江も書記し置可申候、

右之通可被相觸候

酉三月

〔獨語〕目くら法師にも、瞽女にも等ひくもの、今は百人に一人なり、風俗の衰へて賤しくなる、凡此の類なり、

〔梅村載筆天〕あらゆる盲目の座頭を、久我にて司さどるなり、是によりて久我流の人は、座頭の事をきたなくいはぬなり、

〔半日閑話一〕同〇安永五年十一月八日の頃、座頭の官位心懸ずして、盲人と稱し、素人に藝術に食むもの悉く撿挍の支配と成べき由御書付出る、

〔天明集成絲綸錄五十一〕安永五申年十一月

三奉行江

都而百姓町人之悴盲人ニ候ハヽ、撿挍仲ケ間之弟子ニ成、夫々之渡世修行いたし、第一官位を心懸候筈之處、近來撿挍之弟子ニ不相成、琴、三味線等、針治、導引を渡世之種にいたし、或仕官之身と相成、脇差抔を帶候類之盲人多相成候趣ニ相聞候、以來百姓町人之悴之盲人、琴、三味線等、針治、導引を渡世ニいたし、又者、武家江被抱候而も、市中ニ住居いたし候者ハ勿論、主人之屋敷內ニ罷在候共、右家藝を以、他所をも相稼候者は、撿挍之支配たるべき事、

一武家陪臣の悴之盲人ニ而も、市中ニ住居いたし琴、三味線等、針治、導引を以渡世いたし候分は、是又撿挍之支配たるべき事、

但武家出生之盲人他江被抱、市中江罷在候共、稽古場を拵、弟子集抔致、まして若弟子集いたし

候ハヽ、主人之方相斷、撿挍之支配請べし、

一百姓町人之忰之盲人にても、琴、三味線等、針治、導引を以渡世不致、親之手前に罷在候而已之者、幷武家江被抱、主人之屋敷又は主人之在所江引越、他所之稼も不致分者可爲制外事、

右之通可相守旨、不洩樣可被相觸候、

十一月

〔天保集成絲綸錄八十〕天明八申年八月

寺社奉行江

天明五巳年被仰出候通、其節迄無支配ニ而罷有候盲僧は御配下に被加、且其以後御配下を相願候盲人は、武家陪臣忰之分計御配下ニ被加、縱地神經讀誦竈祓等之類、盲僧之致作業候而も、撿挍支配ニ付來候分は、御配下ニは不相成事候間、相廻され候家司共、先々ニおゐて彌紛敷取扱無之樣可致候、若紛敷儀於有之は、急度御沙汰可有之旨、家司共江、猶又嚴敷申聞置候樣、青蓮院宮坊官江可被相達候、

文化二丑年五月

撿挍之支配可請盲人之儀ニ付、去申〇天明八年十一月御觸有之、且又撿挍之支配可請盲人共は、住所名前相認、本所一ツ目總錄方江相屆ケ可申旨、當酉四月御觸有之、其度々町中觸知らせ置候處、今以總錄方江屆不申出族多有之由、不埒之至ニ候、右御觸之趣、名主家主共より盲人共江銘々申聞候ハヽ總錄方江相屆候儀、遲滯可致樣無之事ニ候、若等閑ニ致置、御觸承知不致族有之、右之通ニ候哉、前書之趣、名主共得と致承知、家主共より申聞、撿挍之支配可請盲人之分ハ、住所名前相記、早早總錄方江罷越候樣可致候、

但琴、三味線等、針治、導引を以渡世不致、親之手前ニ罷在、總錄之支配不請もの共も、名主支配

限相糺、承置候樣可ㇾ致候、

右之通、安永六酉年五月申渡置候處、只今ニ而は總錄江屆出候もの無ㇾ之由ニ候、以來年々人別改之節、町役人取調、總錄方江可ㇾ屆出ㇾ旨申渡候樣可ㇾ致候、

丑五月

〔德川御代々評定所張紙〕式家抱盲人之儀ニ付問合　小笠原大炊頭

拙者扶持人之針醫盲人有ㇾ之候、然ル處屋敷手狹ニ付、當時元飯田町に町宅致居候、右之盲人、拙者家來故、弟子取等も不ㇾ致、勿論外療治等も不ㇾ致、無ㇾ據病用有ㇾ之候得ば、先方江相越候、依ㇾ之撿挍之支配、又ハ弟子ニ相成不ㇾ申候而も不ㇾ苦候哉、若屆等入候哉、左候ハヾ、拙者方より相屆候儀に候哉、盲人之方より、撿挍之方江、相屆候儀ニ有ㇾ之候哉、此儀承度候、以上、

別紙、去申十月中、御書付寫之通ニ御座候間、他所之稼不ㇾ致候ハヾ、撿挍之支配受候ニハ及申間敷候得共、御書面之內、無ㇾ據病用有ㇾ之候得バ、先方江相越候與有ㇾ之、殊ニ市中ニ罷在候間、他之稼ニ當り可ㇾ申哉ニ付、左候得バ、撿挍之支配請可ㇾ申筋與存候、勿論總錄江屆之儀ハ、當人より相屆可ㇾ申儀與存候、

酉四月　牧野大隅守

酉四月二十一日、於ㇾ內座ㇾ評議之處、此下札ニ而可ㇾ然決、

〔盲人幷諸取計盲人〕以ㇾ剪紙ㇾ致ㇾ啓ㇾ上候、然者盲人共御仕置御咎等申渡方之儀ニ付、當二月、拙者在府中、廉書を以及ㇾ御問合ㇾ置候、然ル處、新潟町ニ撿挍勾當無ㇾ之、同所ニ罷在候盲人共之儀者、本所一ツ目總錄支配ニ而、衆分以上之もの壹人、座元壹人者、座組頭役、總錄より申付受、諸事取締向等取計罷在候ニ付、盲人共御咎御仕置等申付候節令ㇾ聞、又者身分引渡とも、右座元幷組頭役江申渡、振れ

待遇

候儀有之間敷哉、且前書座元并座組頭役之もの、不埒不屆有之、御咎御仕置等申付候節者、最寄座元等、其支配領之地頭江懸合呼出、前同樣取計可然筋ニ候哉、右其新潟寺町通五之町吉兵衞借家座頭德壽一、不屆之所業および候一件ニ付、差向見合度儀有之候間、御用多ニ者可有之候得共、先般御問合書江も、一同御取調否、早々御挨拶有之候樣承り度存候、右之段可得御意如斯御座候、以上、

安政六年六月朔日　古山善一郎

池田播磨守殿

大澤豐後守殿

山口丹波守殿

〔續視聽草二集十〕當道配當鑑

抑當道座中之祖師者、人王五十八代光孝天皇之御子天夜之尊と申奉る、○中略山城國山科之郷に御隱居ましします、時に光孝天王より勅有之、何にても御望之事おはし奏聞有べき旨勅定有りしかば、宮之御答に、今の御徒然には、盲人ども召集め、御伽に被成度よし奏聞ありければ、是御尤之筋に被思召、近國之筋め正しき盲人ども召集め、御伽となし給ふ、その宮の御家領、大隅薩摩の内に數ケ所有り、毎年貢米を奉り、瞽者どもにわかち給ふ、猶予なからん後も此領を立おかれ、諸國の瞽者共に下し給ふ、然ルに後鳥羽院之御時に子細有之、施行米退轉す、其後四條之院之御時、當道盲目法師の糧なき事御あはれみ有之、公儀江被召置之諸道之運上を瞽者江賜之、是配當之始之事と申傳ふるなり、右運上と申者、先婚禮にきとう料、家督料、代替り料、結納料、婦人出產に產衣料、男子者勿論、女子にても、總領には產著料、次に深曾木料、帶とき料、髮置料、田地賣買料、うぶ立產あき料、元服烏帽子料、官途料、家督冥加金、新宅ニ竈之料、藏建ニ新造之料、寺地には堂供養料、鐘供

養之料、社地には遷宮之料、扨又凶事には茶毘之運上、法事には僧供養料、是等は古上江之被召上所之に物成に候を、御憐愍ヲ以瞽者どもへ被下置、猶又武家方ゟ之憐愍に而、國讓り新地加增番入役替所替任官入部入國之祝儀を被下置、猶又撿挍勾當へは、座中之官物を被下置、配分仕申候、然處應仁文明之頃より諸國大亂打續、中絕におよび候處、難有も東照宮樣天下御一統に被遊候節、伊豆總撿挍罷出、御禮申上候得而、座中古代之儀、一々申上候得者、古來之通、向後官物者撿挍勾當に被下置之旨被爲仰付、天下泰平御祝儀を千貫文頂戴被爲仰付、猶又御家門方より御譜代衆にも、右之御祝儀被差出候樣之旨上意被成下、夫より如古來撿挍勾當は配分仕、四度以下之座頭どもは御吉凶之配當、御代之御上樣ゟ被下置、尤御大名御旗下衆御格式御相應に被下、町人百姓迄吉凶之配當差出候故、撿挍勾當座元迄、渡世を安く仕候、御上之御尊恩と、座中一統朝暮難有仕合奉存候、

倉村配當頭　松之都

〔鹽尻十〕文盲者の說に、昔朝家盲人を愍み給ひて、上加茂封境の中に田疇を置て、歸する所のなき盲人を扶持し給ひしと也、又日向國に、官稻ありて、衆盲を養ひ給ふ食に充給ひしと云も、是又悲田療病院の類なるべし、昔天王寺の向ヶ院に、攝津河內兩州のに官稻三千束を費用に賜りし事、古記に見へ侍る、然れ共性佛已來、如一、覺一等が如きは、又別にや、殊に覺一は明石撿挍とも稱し、尊氏將軍の族なりし、是より盲人世に威有と云、況や城了が族者聞雨の歌、

夜の雨の窻をうつにもくらければ心はもろき物にぞありける、天聽に達し、雨夜と勅號を下されし、(後小松院御賜也)とかや、盲人の事書たるものに、光孝天皇の皇子に明を失ひ給ひしありし、雨夜の御子と稱せしと云々、帝記を考ふるに、光孝三十六子にして、雨夜といふ皇子なし、思ふに雨夜の城了が事を傳へ誤れるにや、光孝帝を小松の帝と稱す、城了に雨夜の號を被下しは、後小松帝

也、故に事を誤り記し作りかくいふにや、例せば、蟬丸を延喜第四の御子と造言する類にや、

〔撿挍古事實記〕當道座中之事

一光孝天皇御宇、依有御憐愍之子細、座中江三ヶ國（大隅、薩摩、日向）之內雖被與領分、以來被停止畢、依之爲其替古今無相違守撿挍職、彼座中之祖號雨夜命稱來之云々、

一後小松院御時聽紫衣云々、依之爲撿挍者連綿著之事、

一當家彼座中管領之事、依有不輕異子細、後白河院御宇以來、帶綸旨至古今無相違守此旨事、

右申傳條々、依小田切總撿挍（旅一）所望、座中江記與者也、

久我大納言

村田撿挍（甚一）

波多野撿挍（孝一）

前々有之判形少き故、本紙之通寫置、

久我大納言

明曆二年十二月一日

〔瞽幻書〕一人皇百八代後陽成院の御宇、慶長癸卯年、源家康公天下一統に納させ給ふ節、時の座上伊豆總撿挍恐悅に罷出、先格の通、御禮申上給ぬ、其時東照宮、當道古代之事御尋あらせらるゝに依て、伊豆祿一、古例の趣、一々申上しに、東照宮被爲聞召わけ、當道の格式、古例の通無相違、撿挍勾當には、坐中の官物永代に被下置、坐頭以下の者どもにて、前々の如く、諸道の道の運上を被下置旨、被爲仰付、天下太平の御祝義千貫文被下置、頂戴被仰付、猶御家門方諸大名諸旗本御家人寺社百姓町人に至迄、諸道の運上、以來無相違當道へ可差出旨、一統に被仰出、其上、當道の式目御改有之、自今、右之條々堅可相守旨、伊豆錄一被仰付御請申上、此時より別而、當道の法式諸法度の次第

紫衣免許

正しく定りぬ、依之、御代々將軍宣下、又繼撿挍織目御禮申上る事先例なり、○下略

〔南嶺子 四〕應仁の亂世、吉水安養寺やけたり、今圓山と號すその比源照といへる盲人、五條坊門烏丸東へ入處より、東山へうつして建立す、源照、後小松院の御めぐみを蒙る事ふかく、初て紫衣を賜りぬ、是より盲人も紫衣を著る事と成にき、又舊記に建業福市とあり、いづれの時よりか、撿挍と書を勾當といふ名目をもそへ來りて、むかしとは殊なるか、

〔世間母親容氣 一〕按摩車廻りのよき万菊婆

眼のなき人も撿挍勾當になれば、官銀の割にて十三人口緩々と暮し、家藏を構へ、貸金の利を樂しみ、其子は歷々の町人と成て、兩眼は明ながら、使果して仕まふ類多し、眼のある出家、然も瞳玉を引くり返して、學問しても誰殿の養子と云はれねば、僧正には任せず、僧正に任せざれば、紫衣は猥りに著られぬ事なるに、後小松院より、玄正といへる盲人に御免ありしよりこの方、總撿挍の、紫衣は珍らしからぬ事に成たり、實にも世間は目明千人盲目千人にて、何が產業になるまじきとは云はれず、○下略

盲人例

〔唐大和上東征傳〕和上○鑑眞執二普照師手一、悲泣而曰、爲レ傳二戒律一、發願過レ海、遂不レ至二日本國一、本願不レ遂、於レ是分レ手、感念無レ喩、時和上頻經二炎熱一、眼光暗昧、爰有二胡人一、言二能治レ目、遂加二療治一、眼遂失レ明、

〔今昔物語 二十四〕源博雅朝臣行二會坂盲許一語第廿三

今昔、源博雅朝臣ト云人有ケリ、延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王○克明ト申人ノ子也、万ノ事止事无カリケル、中ニモ管絃ノ道ニナム極タリケル、琵琶ヲモ微妙ニ彈ケリ、笛ヲモ艶ス吹ケリ、此人村上ノ御時ニ□ノ殿上人ニテ有ケル、其時ニ會坂ノ關ニ一人ノ盲、庵ヲ造テ住ケリ、名ヲバ蟬丸トゾ云ケル、此レハ敦實ト申ケル式部卿ノ宮ノ雜色ニテナム有ケル、其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管絃ノ道ニ極リケル人也、年來琵琶ヲ彈給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ彈ク、而

ル間此博雅此道ヲ强ニ好テ求ケルニ、彼ノ會坂ノ關ノ盲琵琶ノ上手ナル由ヲ聞テ、彼ノ琵琶ヲ極テ聞ヌ欲ク思ケレドモ、盲ノ家異樣ナレバ不行シテ、人ヲ以テ內々ニ蟬丸ニ云セケル樣、何ト不思懸所ニハ住ゾ、京ニ來テモ住カシト、盲此ヲ聞テ其答ヘヲバ不爲シテ云ク、

世中ハトテモカクテモスゴシテムミヤモワラヤモハテシナケレバ、ト使返テ此由ヲ語ケレバ、博雅此ヲ聞テ極ク心憾ク思エテ、心ニ思フ樣、我レ强ニ此道ヲ好ムニ依テ、必此盲ニ會ハムト思フ心深ク、其ニ盲命有ラム事モ計難シ、亦我モ命ヲ不知ラ、琵琶ニ流泉啄木ト云曲有リ、此ハ世ニ絕スベキ事也、只此構ノミコソ此ヲ知タルナレ、構テ此ガ彈ヲ聞カムト思テ、夜彼ノ會坂ノ關ニ行ニケリ、然レドモ蟬丸其ノ曲ヲ彈ク事无カリケレバ、其後三年ノ間、夜々會坂ノ盲ガ庵ノ邊ニ行テ、其曲ヲ今ヤ彈ク今ヤ彈クト、竊ニ立聞ケレドモ、更ニ不彈リケルニ、三年ト云八月ノ十五日ノ夜、月少上陰テ首少シ打吹タリケルニ、博雅哀レ今夜ハ興有ガ、會坂盲今夜コソ流泉啄木ハ彈ラメト思テ、會坂ニ行テ立聞ケルニ、盲琵琶ヲ掻鳴シテ物哀ニ思ヘル氣色也、博雅此ヲ極テ喜ク思テ聞ク程ニ、盲獨心ヲ遣テ詠ジテ云ク、

アフサカノセキノアラシノハゲシキニシヒテゾキタルヨヲスゴストテ、トテ琵琶ヲ鳴スニ、博雅コレヲ聞テ涙ヲ流シテ哀レト思フ事无限シ、盲獨言ニ云ク、哀レ興アル夜カナ、若シ我レニ非ズ□者ヤ、世ニ有ラム、今夜心得タラム人ノ來カシ物語セムト云ヲ、博雅聞テ音ヲ出シテ、王城ニ有ル博雅ト云者コソ、此ニ來タレト云ケレバ、盲ノ云ク、此申スハ誰ニカ御座スト、博雅ノ云ク、我ハ然々ノ人也、强ニ此道ヲ好ムニ依テ、此ノ三年此庵ノ邊ニ來ツルニ、幸ニ今夜汝ニ會ヌ、盲此ヲ聞テ喜ブ、其時ニ博雅モ喜ビ乍、庵ノ內ニ入テ、互ニ物語ナドシテ、博雅流泉啄木ノ手ヲ聞カムト云フ、盲故宮ハ此ナム彈給ヒシトテ、件ノ手ヲ博雅ニ令傳テケル、博雅琵琶ヲ不具リケレバ、只口傳ヲ以テ此ヲ習テ返々喜ケリ、曉ニ返ニケリ、此ヲ思フニ、諸ノ道ハ只如此可好キ也、其レニ

近代ハ實ニ不然、然レバ末代ニハ諸道ニ達者ハ少キ也、實ニ此レ哀ナル事也カシ、蟬丸賤キ者也ト云ヘドモ、年來宮ノ蟬給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極タル上手ニテ有ケル也、其ガ盲ニ成ニケレバ、會坂ニハ居タル也ケリ、其ヨリ後盲琵琶ハ世ニ始ル也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔續世繼 六志賀のみそぎ〕二のみこ〇鳥羽子通仁は、御めくらくなり給て、おさなくてかくれ給にき、

〔今物語〕八幡の袈裟御子が、さいはいのいち、打つゞき人に思はれて、大菩薩の御事をしりまいらせざりければ、若宮の御たゝりにて、ひとり持たりけるむすめ、大事にやみて、目のつぶれたりけるを、ことと祈りをせず、むすめを若宮の御前にぐして參りて、ひざのうへに横ざまにかきふせて、

　おく山にしをるしをりは誰がため身をかきわけてうめる子のため、といふ歌を、神歌になくなくあまたゝびうたひたりければ、頓て御前にて、やまひやみ目もさは〱とあきにけり、

〔發心集 八〕盲者關東下向の事

あづまのかた修行し侍りし時、さやの中山のふもと、ことのさきと申やしろのまへに、六十ばかりなるびわ法師の小ほうしひとりぐしたるが、過ゆくをよびとゞめて、かれいひくはせて、いづくへゆくぞ、よのつねの人だにはるかなる旅、思ひたつ事は、たと〱しきを、いと心ぐるしくこそとぶらへば、うなだれて鎌倉のかたへまかり侍るなり、人はたのむところありて、うたへをも申さん、もしは御かへりみをかうぶらんなど思ひてこそ思ひたつ事なれど、をのれは何事をかは申さん、ことわりかうふるべきうれへももち侍らず、さらに期する事なし、たゞ世のすぎがたさに、もし一日もすごすばかりの事もやかまへらるゝとて、あられぬありさまにてまかれば、道のあひだのくるしみ、ゆきつきてやどるほどのわづらひたゞおぼしやれといふ、いかに事にふれて苦しからんと、いとをしき中にも、或智者のごくらくへまうでん事を申とて、無智の者のむまれん事は、たとへばめしひのみちをゆかむがごとし、しやうげうの心をしれる人は、目ある

人のまうでんがごとくなりと申侍りし事を、きと思ひ出て、わが身のうへのやうにおぼゆれば、ねんごろにとぶらふ、いと不便の事かな、さてかなふまじくやおぼゆるといふ、まことに思ひたつもおほけなき事なれど、何事も心ざしによるわざなれば、などかははげまし侍らざらん、よのつねの人の乘馬下人らうれうごときゆたかにもちたるも、その心ざしなきは、いまだあふみの國をだに見ぬかずもしらず、かくたづ〳〵しくやすからぬ身なれども、思ひたちぬれば、さすがにまからるゝ也、となんかたり侍りし、

〔陰德太平記三十六〕山名誠通戰死附武田高信謀反并因州布施鳥取諸所合戰之事、

高信モ彌邪謀不怠シテ、終ニハ布施ヲ攻亡サントスル志有ケル故、先布施ニ爲㆓人質㆒置タリシ、十歲ノ嫡男ヲ盜取ン事ヲ思ヒ、土手一ト云瞽々敷盲人ノ有ケルニ、此事ヲ賴ケレバ、此座頭應諾シテ、ヤガテ弟子一人召連、布施ヘ越テ行ヲ廻シ、彼子ヲ小葛籠ニ納テ盜去ニケリ、

〔陰德太平記五十二〕輝元隆景備中國發向附諸處合戰事

新四郎手〇ガ兄ニ友梅ト云ル盲人ノ有ケルガ杖ヲツキ走リ出、手盲目友梅ト云者也、早頸打テト呼リケレバ、木原次郎兵衞馳寄テ討テケリ、郎等一人付從ケルガ、坂下彥六郎ト名乘、腹掻切テ失ニケリ、木原ハ友梅流石手ノ庶流ナレバ、事ノ樣艶カリケリト思、死骸ヲ見レバ、杖ニハアラデ左禮タル竹ノ杖ニ、短册ヲ一枚付タリケリ、

暗キヨリ暗キ道ニモ迷ハジナ心ノ月ノ曇リナケレバ、トアルヲ見テモ、眞ニ本始一體ノ眞如ノ月光不ㇾ暗心根ナレバ、此冗亂ノ半ニモ、カク思ツヾケルコソアハレナレト、人皆感涙ヲ催セリ、

〔慶長見聞集七〕盲目遠路を去る事

見しは今、江戸町に下岡才兵衞と云人京へのぼる始ての道なれば、よきつれも哉と云所に、座頭聞て、われ此度官の爲、上洛仕るけちえんに、めくらを同道有てたべかしといふ、才兵衞聞て、道去

れるつれをこそ願ひつれ、めくらは却て道のさまたげと思へ共、けちえんなりとて同道し、品川に付たり、然に河崎への駄賃錢出入に付て、才兵衛馬主と問答し斷やむ事なし、座頭聞て、あら專なき問答哉、河崎迄の駄賃定りて候程に、われは代物を渡し馬を取たり、馬方申ごとく、錢を渡し道を急ぎ給へといふ、才兵衛聞て、座頭めくらなれば、京迄の遠路駄賃のさし引をば、われに聞ずしてわたす事不屆者なりと云かゝる、座頭聞て、われははじめての上洛なれば、江戸より京迄の道のつもり、馬次の在所を人によく尋覺えたり、其上一里に付て代物十六文づゝの定りにてかくれなし、御存知なくば語りて聞せ申さん、江戸より二里參りて品川、是より二里半行て河崎、二里神奈川、一里半ほどがや、二里戸塚、二里藤澤、三里平塚、一里大磯、四里小田原、四里箱根、四里三島、一里半三枚橋、二里原、二里吉原、三里蒲原、一里由井、二里清見、一里江尻、三里府中、一里鞠子、二里岡部、二里藤枝、二里島田、一里金谷、二里新坂、二里掛河、二里半袋井、一里半見付、三里濱松、三里前坂、一里半荒井、一里白須賀、二里二河、二里吉田、二里御油、一里赤坂、二里富士川、二里岡崎、三里池鯉鮒、三里鳴海、一里半宮、七里舟桑名、三里四日市、三里石藥師、一里半庄野、二里龜山、一里半關地藏、二里坂下、二里土山、三里水口、三里石部、三里草津、四里大津、三里京迄、都合百二十四里なりと云、才兵衛聞て、盲目きどくに道を覺えたるといへば、座頭聞て、此上は京迄駄賃の指引をば、めくらに御まかせ候得とて、遠路駄賃の問答もなく、目有人が目くらに教られ、江戸より京迄のぼり付たり、

〔先哲叢談三〕二山義長、字伯養、

有二瞽者佐佐木玄信者一、善記二諸家系譜一、而至三其不レ可レ得レ詳、則牽合附會以欺レ世、一日過二伯養一、談及レ譜、伯養問曰、荊妻垂水氏也、傳言昔者垂水某者、仕二伊勢國司一、既失二其名一、且未レ知レ爲二何世人一、則其跡絕不レ可レ考、豈不二遺憾一哉、玄信曰、此垂水廣信也、廣信稱二河內守一、伊勢垂水人、初仕二其國司一、後事二後醍醐天皇一、諫疏不レ聽而去、廣信好レ學、始奉二伊洛說一、所レ著有二嘉文亂記六十五卷一、嘗勸二藤藤房一讀二朱子集註一、事載二長濟草一、今爲レ子

誦讀焉、乃誦者歷歷可レ聽、伯養驚且喜曰、吾子記憶誠出二天性一、非レ由レ此余何以得レ知レ之、請再誦、余將レ錄レ之、玄信又復誦、伯養隨而筆レ之、以爲レ得二明證一、當二是時一、京師藤井懶齋撰二國朝諫諍錄一、伯養以レ與二懶齋一爲二久要一、故、致二之懶齋一以載二諫諍錄一、迨後永井貞宗本朝通紀、寺島良安倭漢三才圖繪、載下垂水廣信此邦始讀二朱注一事上、蓋皆本二諫諍錄一也、所レ而謂垂水廣信古今無二其人一、嘉文亂記、及長濟草、亦未レ聞レ有二其書一、是本出二玄信一時妄語一、而伯養信レ之、海內遂唱二犬吠之說一、此日夏繁高兵家茶話所レ辨也

〔療治之大概集上〕三部書序〇中略

鍼灸ノ法世ニ行ハルヽ既ニ尙シ、素靈、甲乙、千金、外臺降リテ銅人鍼灸圖、明堂鍼灸經、徐氏鍼灸經、資生經、神灸聚英神應經、十四經ノ類、其書枚擧スベカラズ、喩バ書籍ハ規矩ナリ、術ハ運用ナリ、精斎竭慮ノ人ニ非ザレバ、精妙ニ詣タル難シ、古昔ハ姑ク置ク、延寶ノ際、杉山和一ト云フモノアリ、卓絶奇偉ノ人ナリ、(勢洲津ノ藩士、父ヲ杉山權右衞門ト云、)幼ニシテ江戸ニ來リ、鍼科ヲ山瀨琢一ニ學ブ、琢一ハ其術ヲ京師ノ入江良明ニ學ブ、良明ハ其父頼明ニ受タリ、頼明ハ豐臣秀吉ノ醫官岡田道保ニ受ク、〇中略德川嚴有公聞テ大城ニ召ス、嗣テ常憲公ノ病ニ侍ス、功効アリ、一日公欲スル所ヲ問フ、對曰ク、臣世ニ於テ希倖スル所ナシ、只願クハ一目ヲ欲スルノミ、公聞テ之ヲ憐ミ、本所一ツ目ヲ賜ヒ、祿五百石ヲ給ス、後增シテ三百石ヲ賜フ、特命ヲ以テ關東總撿挍トナル、肆館ヲ建テ、鍼治講習所ト云フ、諸方ヨリ門人來聚リ、別ニ一派ヲ開ク、世ニ之ヲ杉山流ト云フ、著述三部アリ、一ヲ大概集ト曰フ、(鍼ノ刺術病論ヲ說ク)二ヲ三要集ト曰フ、(鍼ノ補瀉四經ノ理)十三ヲ節要集ト曰フ、(先天後天脈論)是書畢生ノ精力ヲ以テ鍼法ノ秘蘊ヲ發揮ス、

〔日本敎育史資料和學所十九〕溫故堂塙先生傳

門人中山信名平四撰

溫故堂塙大人、名は保己一、氏は荻野といふ、塙は其師須賀一撿挍の本性を冒されし也、其先小野朝臣篁卿より出て、世々武藏國兒玉郡保木野村に家居す、初め篁卿七世の孫孝泰(一說隆泰)にと聞へ

し人、武藏守になりて、この國に下りしが、その頃のならひとて、任はてゝ後も、なほこゝにとゞまりすみ、多くの庄園をたくはへもたれしかば、その子義孝（一説義隆）にも是に次て多摩郡横山里に家造し、遂に國人となれりしが、家も富りしまゝに、武藏權介に請しなりて、五位のくらゐにさへあづかりしゆゑに、野大夫とも又横山大夫ともきこへし也、この人の子十人有中に、太郎資孝（一説に資隆）は横山黨の始祖なり、〇中略この人加美郡藤木戸村の父老齋藤理左衛門□□□（これは公より禄給りて賞せられき、孝義録に傳たのせらる、これ大人の叔父なり、）といふものゝ女を妻として、延享三年丙寅大人を生めり、幼名を寅之助といふ、五歳の年より肝を病て、七歳の春俄に盲目となる、或人大人の父母に告て云く、寅之助が歳星其身にかなはず、むべ歳星の次を轉しなば能かるべしと、これによりて生年二歳を減じ、戊辰の生に准へ、辰之助と攻む、又同郡池田村なる驗者正覺房が子に擬らへて、一名を多門房と名づけらる、幼少より木草の花を好みて、いまだ盲目ならざりし時、野邊に出て、すみれ數種を求めて、前栽に植られしことなどありき、ものみずなりて後も、何にまれ花さく木草を數多植置て、人の見悦ことあれば、みづからも並ならずたのしみめづること常の業なり、されば人もし物の色めをかたらんする時に、花□□□といへば□□□□□□られき、十二といふ年（寶暦七年丁丑）母をうしなひて、うれへ忍ぶこと尋常ならず、これより漸東都にいでゝ、業をなすべき心起されしが、或人の語るをきかれしに、當時某とかやいふもの、太平記一部を暗誦し、東都にありて、諸家にいでいり、名を顯はすときゝて、大人心におもはく、太平記は全部四十巻に過ず、これをゑるをもて名を顯し、妻子を養ふことを得がたかるべきことかは、こゝに至りて、東都にいづるの志いと切なり、□□といふとしの春（寶暦十年庚辰三月）父に請て絹商（此絹商は江戸へ出て、與力の株を買て後遂に町奉行まで經上りて、根岸肥前守といひし人）となり、さて此の連立て江戸までくる途中にて、人と互に名の事くらべせんと約されしとぞ、大と共に東都にいたり、雨富撿校須賀一が門人となり、彼家に寄宿し、名を千彌と改む、（須賀一撿校、本氏は塙といふ、常陸國茨城郡市原村の人なり、雨富といふは盲人一座のならひに在名といふものにて、別

稱なり、本氏をそのまゝに名に用ゆる人もあり、ことに設て稱ふるものもあり、雨富の家は四谷の四念寺横町にあり、盲人一座のならはしにて、この座につらなるものは、必らず琵琶、箏、三絃などいふものを習ひ得て、音曲の事を業とし、右針治導引など業ぐさとなすことなるを、大人は文讀まんと思ふ事始よりの根ざしなれば、心そこにあらず、されど師のいさめやむことなければ、其筋のことども習ふさまなれど、ともすればひまをうかゞひ、文讀ことのみを旨とす、翌年萩原宗固百花庵と稱すが門弟となり、物語やうの文どもをよみて、歌よむ業をまなばる、其比川島貴林字は源八郎といふ人あり、山崎の流れを汲みて、神道の事にこゝろをいたせし人なり、大人これにつきて小學、近思錄などよりはじめて、異朝の書籍をならふ、節には神道の教をも受たり、又雨富が家の隣は、松平乘尹織部正の家なりけるが、この人も文よむことを好み、大人の學才の人にことなるをめでゝ、いと懇にして、劇務のひまに物よみをしへければ、大人もいとうれしきことに思ひ、其家に行通ひて契約をたて、あしたの寅の刻より卯の刻にいたりて、一時がほどは必らず文よみならはれけり、乘尹は公の務いとまなき人なれば、一日をへだてつゝもかくはせられけり、一日乘尹同僚に語りけらく、彼瞽人が人となりを見るに、度量大に常人に越たり、彼をして明あきたらんには、かへりて法令をもおかし、其身をもそこなひなん、明なきこそ幸にはありけめ、後に必らず業をなしぬべきものなり、かく思ふが故に、常に懇にはすなりとぞいひける、山岡妙阿は、その頃博學なるをもて名をあらはす、大人又この人によりて律令をよまれき、難經素問などいふ醫書をば、品川東禪寺の僧孝首座に習ふ十八といふ年寶曆十三年癸未に一座の衆分となり、名を保木野一といふ、凡盲人一坐の長官を檢校とし、次官を勾當といふ、其つぎ平□人の坐上たるもの□□□といふ、在名□□ことを得□、○原註曰、コノ間草本紙書數百字蠧食シテ詳ナラズ、千日の一日に百卷をよまむ、この力によりて、衆分になることを得むと、果して□□にして是を得たり、こゝにいたりて、いよ〳〵つとめて物よむことをむねとす、もとより記臆すぐれしかば、やうやくその名を宏るものあるに至る、はじめ大人雨

富が室にいりし時、そのをしへにまかせ、三弦を習けるに、今日ならひ得しものは、一夜が程にわすれて、明日は玄らずなりけり、すべて三年が間に、一曲をも全くは覺へ得ざるのみか、調子さへ合ざりければ、雨富もせんすべなくて、針治の術を旨と習はせけるに、醫書よむ方は人にすぐれて、二度よますれば、其次の度には一文字もたがへず讀ほどなりけれど、術にかくれば、人よりは遙に劣れり、こは文讀かたにひかるればなるべし、雨富餘りに覺えて、せめいひけるは、凡人の鄕里をさりて、他邦に赴くことは、なす事あらんとての意なり、汝父母の家をいでて、こゝに來るも玄かなるべし、されども産業となすべきこと、一つも習ひ得るものなし、且朝夕汝がなすところは、露ばかりも我心にかなはず、さはあれども、門人の祿となる術をしふるは師の職分なり、汝がこのまざることをなせといふにあらず、賊と博とを除きてのほかは、何にまれ心にかなひたらむものをつとむべし、これよりして三とせが間汝を養ふべし、三年へてなすことなくば、速に鄕里に送りやるべしといふ、大人肝に玄るして、晝夜となく讀書をつとめしかば、終には名をあらはすまでになりにたり、されば大人意を得て後、常にいへらく、我素より讀書をこのまざるにあらず、然れども業をなし名を顯すものは、皆師のたまもの也、たゞうらむる處は、師の在世のほどかばかりの幸をきかしむる事なきのみ也と、大人もと病多し、雨富よくやしなふになほいえず、一日雨富大人に告て曰く、なす事あらんと思ふもの病多ければ果すこと能はず、病ある人旅に赴く時はまゝいゆる事あり、思ふに汝が病も又玄かる事あらん、我金五兩をあたふべし、我に代りて伊勢の神宮に詣でよ、雨ふらん日はゆくことなかれ、必らずあしき氣をうけぬべし、費餘りあらば、なほ他方に行き、盡るに從ひて歸り來るべしといふ、大人、そのをしへを受け、廿一といふとし明和三年丙戌の春、父宇兵衞と共に海道をのぼり、まづ伊勢にまうで、雨宮を拜し、師より始てさるべき人の平ならん事をねんごろにのべて、朝熊二見などめぐりありきて、その夜旅宿に歸

りけるが、宇兵衞は大人のぬぎおける脚半を見るに、その裏の赤き事すはうもて染たる布の如し、あやしみながら水もてそゝぎ見るに、水さへいと赤くなりたり、いぶかしとおもへど、大人の物思はむこともやとそこにては語らず、日をへてかう〳〵有しと言ければ、大人もいかなる祥ならんと思はれしが、東都に歸りて後にきけば、その日は雨富の師なりし雨谷といひける撿校のことに當りて、總錄のつかさとられし日にあたれりとか、神も大人の誠をいたしてのみけるにめでゝ、かゝる神異をも示されし成べし、

〔古學小傳中〕本居宣長○中略春庭ハ宣長ノ男ナリ、後ノ鈴屋ト號シ、建藏ト稱シ、後健亭ト改ム、語學ニ精シク、詠歌ニ長ゼリ、活語ノコトヲ啓發シテ、宣長ノ未ダイハレザルコトヲ述テ、後學ヲ益セリ、中年瞽者トナリケレドモ、強記ニシテ、學ノ道ニテモ、門人コトニ多シ、文政十一年戊子十一月七日、身マカリヌ、年六十六、

〔塵塚談下〕當戌年文化十一年十月より、淺草觀音境内奥山え、頓智なぞと云看板をかけ、盲坊主廿一二歲と見ゆるもの出たり、見物一人に付錢十六文宛にて入る、見物人よりなぞをかけるに、更にさし支る事なし、若解けざる時は、掛し人へ景物に、蛇の目の傘などをくれる事也、故に見物の人、景物を取らんと、なぞをかける人多し、たま〳〵解ざるなぞ出る事も有よし、此者の才覺頓智なる事を感心驚ざるものはなし、奇なる盲者にて、奥州二本松の產なるよし、撿校保己一が類の奇人と云べし、

〔窻の須佐美三〕紀伊の國の足輕に、田舍に住る許に、出世のため、京上りする坐。頭。來りて、日の暮かかり、宿かるべき所まで行がたく候間、ひそかに宿かし給はれと、わりなく賴みけるほどに、一夜留てけり、明けて後暇乞して、立出し跡にて、あるじの妻、座頭の寐たりし跡に行て見れば、こがねを二三百ばかり袋に入て指置けり、其儘夫に見せ、是を落したらんは、出世の望絕ん計りに失ひ

女盲

ぬらんに、少も早く返しあたへられよかしと云ければ、夫も聞もあへず、足をせいにして走り行しが、二三里も過て、谷川のさかしき邊に、法師の觀念してをるありければ、さてとぞと思ひ、聲をはかりに呼かけて、漸に往つき、御坊は何とて左樣の體にやと問ければ、官金を路次にて落し、此上は生涯の榮絶ぬれば、ながらへてもかひなく存じ、身をなげんと存より、念誦いたし候なりといひけるに、さればこそ、かくあらんとおもひしなり、御立ありし跡にて、妻の見付出候まゝ、少しもはやく屆け申度、息を限りに走り附たりとて、取出しあたへければ、兎角の答も得せず、涙にむせび、存も寄らず、御なさけ生々世々えこそ忘れ申まじと、禮拜して往わかれける、終に音信もなかりける、數年の後、紀州の役人、高野に使して巡見しけるに、長六七尺石碑に、彼足輕の名を彫付て、彼座頭勾當撿挍になりて、其足輕の祈禱の爲に建たるよしを書たり、不思議の事に思ひて、國に歸り、人にかたりしが、いつとなく上へも聞へて、彼者を呼出し尋られしに、しかのよしを申ければ、至て正直なるものなりとて、士に取立られしとぞ、

〔倭訓栞中編八〕ごせ　瞽女の轉訛せるにや、或說に、御前也、常盤御前、靜御前の稱に比せり、瞽者を座頭といひ、瞽女を御前といふは、美號をもて憐む也といへり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕瞽目(こぜ)　盲女、俗云五是(こぜ)、　瞽女之字訛呼也

按盲女卽瞽女也、鼓箏三絃、歌曲以爲女子之娯、或列于酒宴、凡以箏之三曲傳授爲規摸、

〔今昔物語十二〕藥師佛從身出藥與盲女語第十九

今昔、奈良ノ京ニ越田ノ池ト云フ池有リ、其ノ池ノ南ニ蓼原堂ト云フ里有リ、其ノ里ノ中ニ堂有リ、蓼原堂ト云フ、其ノ堂ニ藥師佛ノ木像在マス、阿倍ノ天皇〇元明ノ御世ニ、其ノ村ニ一人ノ女有リ、二ノ目共ニ盲タリ、而ルニ此ノ盲女一人ノ女子ヲ生メリ、其ノ女子漸ク勢長ジテ、歲七歲ニ成ヌ、母ノ盲女寡ニシテ夫无シ、極テ貧キ事无限シ、或ル時ニハ食物无クシテ食ヲ求ルニ難得シ、我

必ズ餓テ死ナムトス、亦目盲タルニ依テ東西ヲ不レ知ズシテ、行テ求ル事不レ能ズ、然レバ歎キ悲ムデ自ラ云ク、身ノ貧キハ此レ宿業ノ招ク所也、徒ニ餓死ナム事疑モ不レ有ジ、只命ノ有ル時、佛ノ御前ニ詣テ、禮拜シ奉ラムニハ不レ如ジト思テ、七歲ノ女子ニ手ヲ令レ引メテ、彼ノ蓼原堂ニ詣ヅ、寺ノ僧此レヲ見テ哀ムデ、戸ヲ開テ堂ノ内ニ入レテ、藥師ノ像ニ令レ向テ令二禮拜一ム、盲女佛ヲ□奉二禮拜一シテ白シテ言サク、我レ傳ヘ聞ク、藥師ハ一度ビ御名ヲ聞ク人諸ノ病ヲ除ク、我レ一人其ノ誓ニ可レ漏キニ非ズ、譬前世ノ惡業拙シト云フトモ、佛慈悲ヲ垂レ給ヘ、願クハ我レニ眼ヲ令レ得給ヘヨト、泣々タ申シテ佛ノ御前ヲ不レ去ズシテ有リ、二日ヲ經ルニ、副タル女子其ノ佛ヲ見奉ルニ、御胸ヨリ桃ノ脂ノ如クナル物忽ニ垂リ出タリ、女子此ノ事ヲ見テ母ニ告グ、母此レヲ聞テ云ク、我レ其レヲ食ハムト思フ、速ニ汝ヂ彼ノ佛ノ御胸ヨリ垂リ出タル物ヲ取テ、持テ來テ我レニ含メヨト、子母ガ云ニ隨テ、寄テ此レヲ取テ、持テ來テ母ニ含ムルニ、母此レヲ食フニ甘シ、其後忽ニ二ノ目開ヌ、物ヲ見ル事明ラカ也、喜ビ悲ムデ、泣々タ身ヲ地ニ投テ、藥師ノ像ヲ禮拜シ奉ル、此レヲ見聞ク人、此ノ女ノ深キ信ノ至レル事ヲ讚シテ、佛ノ靈驗掲焉ニ在マス事ヲ貴ビケリ、

〔今昔物語 十三〕筑前國女誦二法花一開レ盲語第廿六

今昔、筑前ノ國ニ府官有リ、其ノ妻ノ女、兩ノ目、盲テ明カニ見ル事ヲ不レ得ズ、然レバ女常ニ淚ヲ流シテ歎キ悲ム事无レ限シ、誠ノ心ヲ發シテ思ハク、我レ宿世ノ報ニ依テ二ノ目盲タリ、今生ハ此レ人ニ非身也、不レ如ジ只後世ノ事ヲ營ンヂ、偏ニ法花經ヲ讀誦セント思テ、法花經ヲ年來持テル一人ノ口ヲ語ヒテ、法花經ヲ受ケ習フ、其ノ後日夜ニ讀誦スル事四五年ヲ經タリ、而ル間此ノ盲女ノ夢ニ、一人ノ貴キ僧來テ告テ云ク、汝ヂ宿報ニ依テ二ノ目既ニ盲タリト云ヘドモ、今心ヲ發シテ法花經ヲ讀誦スルガ故ニ、兩眼忽ニ開ク事ヲ可レ得シト云テ、手ヲ以テ兩目ヲ撫ヅト見テ夢覺ヌ、其ノ後兩目開テ物ヲ見ルコト明カニシテ本ノ如ク也、女人淚ヲ流シテ泣キ悲ムデ、法花經ノ

靈驗新ナル事ヲ知テ禮拜恭敬ス、亦夫子息眷屬此レヲ不喜ズト云フ事无シ、亦國ノ内ノ近キ遠キ人皆此ノ事ヲ聞テ貴ブ事无限シ、女人彌ヨ信ヲ發シテ、晝夜寤寐ニ法花經ヲ讀誦スル事理也、亦書寫シ奉テモ供養恭敬シ奉リケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔沙石集六下〕盲目之母養事

南都ノ春乘房ノ上人東大寺ノ大佛殿造立ノタメニ、安藝周防兩國ノ山ニテ、杣作セサセテ、其間之食物ノ俵オホクウチツミテ置タリケルヲ、或時タハラヲ一ツヌスミテ、逃ゲケル者ヲミツケテカラメテケリ、ヤセカレタル童ニテゾアリケル、上人何ナル者ニテ、カヽル不當ノワザヲシ、佛物ヲオカスゾトトヒケレバ、童申ケルハ、云甲斐ナク貧キ者ニテ、スギワビテ侍ル上、盲目ナル老母ノ一人候ヲ、薪ヲ取テ遙ナル里ニ出デヽ、カヘテ養ヒハグクミ候ヘドモ、身モツカレ力モツキテ、ハカバカシクタスケ、心安クスグルホドモ侍ラネバ、此杣ノ食ハ、多モ候佛事ナレバ、御事モカケズ、ツクル事モアラジト思ヒテ、少分ヌスミテ母ヲタスケバヤト思バカリニテ、カヽル不當ヲ仕テ恥ヲサラシ候コソ、先業マデモ今サラハヅカシク、口惜ク覺侍レトテ、サメザメトナキケレバ、上人モ事ノ子細哀ニ思ハレケレドモ、實否ヲ知ランタメニ、此童ヲバ召ヲキテ使ヲ以童ガ申狀ニ付テ、母ガ居所ヲ尋ニツカハシケリ使尋ユキテ見ケレバ、山ノフモトニ小キイホリアリ、人ヲトナフコヱシケレバ、立ヨリテ何ナル人ゾト問フニ、内ニ答ケルハ、ワビモノ〳〵盲目ニテ侍ガ、スギワビテ、此山ノフモトニスミテ、薪ヲ取テ里ニ出デヽ、ハグヽム子息ノ童ノ候ヲタノミテ、昨日出候シマヽニ、露ノ命モサスガニキエヤラデ侍リ、此童見ヘ侍ラネバオボツカナク心モトナクテ、人ノヲトナヘバ、此童ニヤト思候ヘバ、アラヌ人ニコソト云、使急歸テ上人ニ此ヨシ申ケレバ、童ガ詞タガハザリケリトテ、哀ニ思ハレケレバ、母ヲ養ヘルホドノ食物タビテケリ、サテ佛物ナレバ、徒ニアタヘンモ恐有リトテ、杣作之間ハ、童ヲバ召ツカハレケリ、シハザハ不當ナルニ似タ

レドモ、孝養ノ心ハ實ニアリガタケレバ、可レ然三寶ノ御メグミニヤ、母ヲ養ホドノ食物ニアタリケルコソ、返々モ不思議ニ覺侍シ、孝養ノ志シマコトアルユヱニ、冥ノ御哀モアリケメ、

〔謠曲〕望月

狂是成人達はいかなる人にて候ぞ、シテさむ候、是は此宿〈近江守山〉に候めくらごぜにて候、加樣の御旅人の御著の時は、罷出て謠ひなどを申候、御前にてそと御うたはせ候へ、〈中略〉女一万箱王が親のかたきをうつたる所を謠ひ候べし、〈中略〉夫かれうびんはかいこの内にして聲諸鳥にすぐれ、玄といふ鳥はちいさけれ共、虎を害する力あり、爰に河津の三郎が子に、一万箱王とて、兄弟の人の有けるが、〈同〉五つやみつの比かとよ、父をいとこに討せつゝ、既に自行時來つて七つ五つに成しかば、いとけなかりし心にも父の敵をうたばやと、思ひの色に出るこそ實哀にはおぼゆれ、〈下略〉

〔七十一番歌合中〕二十五番　右　女盲

ね覺してあな面白といふ聲に月さゆるよを空にしる哉

月影のさゆるも玄らずめくらきは秋の物うき涙なりけり

左は目のみえぬ事をよせいにてよめり、右はめくらきとよせたる心ばせ、ともにあはれにきこゆ、可レ爲レ持、

吹風のめにみぬ人の戀しきを軒ばにおふるまつときかせよ

いかにしてさのみたつ名を大鼓かしらうつまで戀しかるらん

左は古歌の詞あまりにながく聞ゆれど、歌がらあしからぬにや、右は大つゞみにかしらうつといふこと侍にや、されどいやしく聞ゆれば、まけ侍べし、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕盲女は、甘露寺職人歌合に、琵琶法師と女盲と番ひたり、其繪、髮をさげ眉作りた

る盲女、赤き衣きて、上に白き衣打かけたるが、鼓打て歌うたふさまなり、繪の旁に、宇多天皇に十一代の後胤いとうが嫡子に、かはづの三郎とて詞書あり、曾我物語などうたへるにや、其歌及び判詞に、大鼓かしら打といふ事あれば、舞まひの類なるべし（舞まひは此職人盡の内曲舞まひ白拍子と番ひてあり、ことに盲女は舞ふべくもあらず、但大がしらは鼓を打故なり、謡曲外百番、小林と云曲あり、ごぜども入はたに謡て、内野合戦山名が臣下、小林の上野介がことをうたふ處、總じて、ごぜ達の謡には、女御、更衣、帝王の御事をも謡に作てうたふは習ひ云々、これ職人盡の女盲と同じものと見ゆ、）

〔嬉遊笑覽 六上 音曲〕今女盲をごぜといふ、もと御前は貴人の邊なり、故に人をうやまひていふ詞なり、物語草子などに多く見えたり、御まへたちといふは、御前に侍る人をいふなり、今も音にて呼ながら、ごぜんといへば重き詞なり、物語などに、殿は男を申し（源氏玉かづらの内侍なかんのとのといひたるもあれど、それはまれなり、）お前といふは女を申すならひなり、（名物の琵琶に、殿御前と云があり、胡琴教録に、殿御前の琵琶の繪のことをいひて、其人の形、男をかけるを殿と、女をかけるを御前と號す、）盲女もやむごとなき御まへに侍るより、ごぜとはいひ習へるにや、又は瞽女の音などにや、落穂集に、我等若年の頃迄は、躍子抔と申者は、縦令いか程高給を以て召抱申度と有之候ても、御當地町中には一人もなく、三味線と申物をば盲目の女より外にはひき不申事の様子に有之云々、去に依て、其節は、大名衆奥方には、盲女と名付たる瞽女を二人三人も抱置、御慰などゝ有之節は、三味線を鳴し、小歌やうのものも謡ひ、座興を催申事に有之候、當時は、件のごせ抔と申者沙汰もなく、躍子三味線ひき計りの様に罷成候は、元祿之始已來の義にても可有之哉とあり、人倫訓蒙字彙に、女盲が男に三線教る所をかけり、其條に、御前は、光孝天皇の御子、雨夜の前にはじまるといふ説あり、是もれき〳〵のおくがたへも出入、又はいとけなき娘子に、琴三味線を教へ侍れば、身持きやしやにありたきものなりといへり、此草子には、座頭の條には、雨夜の御子の事なく、却てこの處に、雨夜の前と女御子と云たるもをかし、

〔評定所張紙〕私支配所村々ゟ座頭瞽女江配當之儀相糺候趣申上候書付

鈴木門三郎○中略

一瞽女之儀ハ、麥作綿作取入、又ハ秋作收納之頃ハ、最寄村々、勸進ニ相廻リ候間、多少ニ不限、麥綿籾差遣候得バ、右爲禮三味線を彈端歌を唄ひ、罷歸候由御座候、

右ハ座頭瞽女配當之儀、御尋ニ付、私支配所相糺候趣、書面之通ニ御座候、依之此段申上候、以上、

午七月　　鈴木門三郎

〔擁書漫筆二〕下野國の宇都宮にて、めくら御前がふるくよりうたひつたへし、若宮の歌といふ二謠を、蒲生秀實がきゝたもちて、うたひけるに、そのひとつはわかみやまゐり

とのびとを、さきにたてゝ、わかみやまゐりを、まうせば、わかみやの、ばんばさきで、ごしよばこを、見つけた、かたよりて、あけて見たれば、いちぐんによ、玄ふにぐにを、たまはる、あなめでた、わかみやまゐりの、ごり玄やう、

十六句にうたへり、○中略二にはたまてばこ、

いとしちをご(少女)の、たまてばこの、たからものは、なに〳〵、玄ろみのかゝみが、なゝ、おもて、にしきおりが、やたゝみ、しろがねの、さをさして、こがねつるべを、くゝらせう、げにまことに、ちやうじやの玄んとも、よばる、

十五句にうたへり

〔兎園小説十二〕瞽婦殺賊

近比の事なり、武州忍領の邊へ、冬時に至れば、越後より來る瞽婦の、三絃を彈じて、村々を巡りつつ、米錢を乞ふありけり、或冬、忍領の長堤を薄暮に通過せるに、忽後より呼び掛くるものあり、瞽婦○此間恐有脫文、即自ら吹くところの管頭(ガンクビ)を指し向くるに乘じ、瞽婦摸索し、我が烟草に火の通せざるまねして、大人口づから吹きたまへといふ、盜何の思慮もなく力を入れて吹くに及びて、其機

を測り、忽ち盗の烟管を握り、躍り掛りて力に任せて咽喉を突く、盗不意を討たれて、大に狼狽して、仰けに倒れぬ、瞽婦直に我が縕袍を摸取し、虎口を遁れて、兼ねて知れる村家に投宿し、右の狀を話す、翌朝村人堤上に來て見るに、盗遂に一烟管の爲に急所を突れて、死せりと云ふ、七尺の大男子、一瞽婦に斃さる、又天ならずや、(武州忍の在なる吉次郎といふ者の話なり)

逊庵主人記

盲人再得明

〔今昔物語十三〕信濃國盲僧誦法花開兩眼語第十八

今昔、信濃ノ國ニ二ノ目盲タル僧有ケリ、名ヲバ妙昭ト云フ、盲目也ト云ヘドモ、日夜ニ法花經ヲ讀誦ス、而ルニ妙昭、七月ノ十五日ニ金鼓ヲ打ムガ爲ニ出テ行ク間、深キ山ニ迷ヒ入テ、一ノ山寺ニ至ヌ、其ノ寺ニ一人ノ住持ノ僧有リ、此ノ盲僧ヲ見テ哀ムデ云ク、汝ヂ何ノ故ニ來レルゾト、盲僧答テ云ク、今日金鼓ヲ打ムガ爲ニ、只足ニ任セテ迷ヒ來レル也ト、住持ノ云ク、汝ヂ此ノ寺ニ暫ク居タレ、我レハ要事有テ、只今鄕ニ出デヽ、明日可返來キ也、我レ返テ汝ヲ鄕ニ送リ付ム、若其ノ前ニ獨リ出デバ、亦迷ヒナムヅト云テ、米少分ヲ預テ置テ出ヌ、亦人无キニ依テ、盲僧一人寺ニ留テ住持ヲ待ツニ、明ル日不來ズ、自然ラ鄕ニ要事有テ逗留スルナリト思テ過ルニ、五日不來ズ、預ケ置ケル所ノ少分ノ米皆盡テ食物无シ、尙今ヤ來ルト待ツ程ニ、既ニ三月不來ズ、盲僧可爲キ方无クテ、只法花經ヲ讀誦シテ、佛前ニ有テ手ヲ以テ菓子ノ葉ヲ搜リ取テ、其ヲ食テ過スニ、既ニ十一月ニ成ヌ、寒キ事无限シ、雪高ク降リ積テ、外ニ出デヽ木ノ葉ヲ搜リ取ルニモ不能ズ、餓ヱ死ナム事ヲ歎テ、佛前ニシテ經ヲ誦スルニ、夢ノ如ク人來テ告テ云ク、汝ヂ歎ク事无カレ、我レ汝ヲ助ケムト云テ、菓子ヲ與フト見テ覺ノ驚ヌ、其ノ後俄ニ大風吹テ、大ナル木倒レヌト聞ク、盲僧彌ヨ恐ヲ成シテ、心ヲ至シテ佛ヲ念ジ奉ル、風止テ後盲僧庭ニ出デヽ、搜レバ、梨子ノ木柿ノ木倒レタリ、大ナル梨子柿多ク搜リ取ツ、此レヲ取テ食フニ、其ノ味極テ甘シテ、一二果ヲ食ツルニ、餓ノ心皆止テ食ノ思ヒ无シ、此レ偏ニ法花經ノ驗力也ト知テ、其柿梨子ヲ多ク搜リ取リ置テ、日ノ食ト

シテ、其ノ倒レタル木ノ枝ヲ折取テ、燒テ冬ノ寒サヲ過ス、既ニ年明テ春二月許ニモ成ヌト思ユル程ニ、郷ノ人等此ノ山ニ自然ラ來ル、盲僧人來ル也ト喜ビ思フ程ニ、郷人盲僧ヲ見テ問テ云ク、彼レハ何者ゾ何デ此ニハ有ツルゾト恠ビ問ヘバ、盲僧前ノ事ヲ不落ズ語テ、住持ノ僧ヲ尋テ問フニ、郷人等答テ云ク、其ノ住持ノ僧ハ、去年ノ七月ノ十六日ニ郷ニシテ俄ニ死ニキト、盲僧此レヲ聞テ泣キ悲ムデ云ク、我レ此レヲ不知ズシテ、月來不來ザル事ヲ恨ミツト云テ、郷人ノ共ニ付テ郷ニ出ヌ、其後偏ニ法花經ヲ讀誦ス、而間病ニ煩フ人有テ、此ノ盲僧ヲ請ジテ經ヲ令誦メテ聞クニ、病即チ喩ヌ、此レニ依テ諸ノ人、盲僧ヲ歸依スル事无限シ、而ル間盲僧遂ニ兩眼開ヌ、此レ偏ニ法花經ノ靈驗ノ致ス所也ト喜デ、彼ノ山寺ニモ常ニ詣デ、佛ヲ禮拜恭敬シ奉ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語十六〕盲人依二觀音助一開レ眼語第廿三

今昔奈良ノ京ノ藥師寺ノ東ノ邊ノ里ニ一ノ人有ケリ、二ノ眼盲タリ、年來此レヲ歎キ悲ムト云ヘドモ事无カリケリ、而ルニ此ノ盲人千手觀音ノ誓ヲ聞クニ、眼暗カラム人ノ爲ニハ、日摩尼ノ御手ヲ可宛シト、此ヲ深ク信ジテ、日摩尼ノ御手ヲ念ジテ、藥師寺ノ東門ニ居テ、布ノ巾ヲ前ニ敷タリ、心ヲ至シテ日摩尼ノ御名ヲ呼ブ、行來ノ人此レヲ見テ、哀ムデ錢米ナドヲ巾ノ上ニ置ク、亦日中ノ時ニ鐘ヲ撞ク音ヲ聞テ、寺ニ入テ諸ノ僧ニ食ヲ乞テ、命ヲ繼テ年來ヲ經ル間、阿倍ノ天皇明○元ノ御代ニ、此ノ盲人ノ所ニ二ノ人來レリ、此レ本ヨリ不知ザル人也、亦盲セルニ依テ其ノ形ヲ不見ズ、此ノ二ノ人盲人ニ告テ云ク、我等汝ヲ哀ガ故ニ、汝ガ眼ヲ療ハムト云テ、左右ノ目ヲ各治ス、治シ畢テ盲人ニ語テ云ク、我等今二日ヲ經テ必ズ此ノ所ニ可來シ、不忘シテ可待シト云テ去ヌ、其ノ後其ノ盲目忽ニ開テ物ヲ見ル事本ノ如シ、而ルニ彼ノ二ノ人來ラムト契シ日待ニ不レ見エズ、然レバ遂ニ其ノ人ト見ル事无シ、此レ觀音ノ變ジテ來テ助ケ給ケルト知テ、淚ヲ流シテ

盲人之弊

悲ビ喜ビケリ、此レヲ見聞ク人、觀音ノ利益ノ不可思議ナル事ヲ敬ヒ奉ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔風俗見聞錄〕二盲人の事、世に五體不具の者多しといへ共、其内に盲人ハ支離の最第一なるものなり、第一、日月星辰の照明成事をしらず、父母の顏を見る事能はず、生來天の惡みを深く受たるもの也、凡天地の間に、禽獸魚鼈及蜉虫の類迄も、目のなきものはなく、盲と云もなし、いかなるにや、人にハ盲多出來る也、是人情の虛實ゟ發るものか、揔瞽者の人情を試るに、何れも行氣強く、我儘強く、殊に殘忍也、只人を欺き貪るの情一圖にして、少も人の爲に預り聞情なし、又人の實情なる事も誠とせず、己が心に競て、是人を詐すの方便ならんと疑ふ也、尤目のみへざる故、か樣に狐疑に成、手前勝手なりし物か、おもふに左にあらず、平人にも右體殘忍の情強き者、必中年にして目玄ゆる也、是を以て見れば、人情馳限りて天罰冥罰の至極せしものと見ゆ、然るに今盲人に官職の途有事、不審千万也、右體禽獸魚鼈にも劣りて、日月を拜する事の成ぬ者が、天子へ拜謁し、天盃を戴き、又人情馳限りて天罰冥罰の至極せし離支が、公儀へ御目見いたし、拜領ものを致事、奇怪の事共也、少も國家の役にハ立べき事なく、人のために成事なく、誠に世の費人、厄介成者が、何をもて高官に昇り天下國家の寵を受、身の安體を極る事也、〇中略撿挍は比叡山に一人、高野山に一人のみ成しが、此性佛撿挍盲人共の司と成給ひし後ハ、盲人の重官と成て、比叡山に座頭撿挍の名目絕しと云、今ハ高野山に一人有のみ也、高野山に於ても、今千有餘の學侶の內ゟ勝たるを三十人撰び擧て集議といふ、集議三十人の內より七人を撰み擧て碩學と云、碩學七人の內ゟ二人を擧て行司といふ、其行司二人の內ゟ擧用ひて撿挍に進む也、誠多年の法勞を積上て、佛勅冥慮に叶はずんば、此官職に昇がたし、皆中途にして運命極る也、比叡山に於て御定右の如き極にてあらん、然るを盲人の官職となりし事、實に勿體なし、時得て攝政家道公の御威光を以て、計ら

ず高官に進み、且天下の御扶持を蒙るべき者と成、其後又座頭勾當別當撿挍の四官と成、又追々次第分れて今ハ座頭より撿挍に至迄十七階に分れ、始て打懸より七十二刻の段々有と云、右の成行にて、盲人共の官途を競、驕奢を盡すになりぬ、憐べし彼御國母皇太皇后、又は攝政家道公御一子の御追善、及一時の御愛憐より、末代永く天下國家の弊と成事を發し給ふ也、天下の事少も私の事になし給ふ時は、斯の如く永く國家の害と成行べし、漢土に而は、瞽者に官位はなしと云、尤の事なり、都て政道は萬民の心をもて、民の好所に隨ひ給ふべき也、左なき時は、右體國家の筋に違ひ、天道に背き、人道を損ずる事出來る也、釋門の僧侶は、勸善懲惡の道を世に施して、國家の補助共成べき物なれば、盲人などは譯の違たる者にて、隨分官職を給はるべき謂れも有べけれども、夫すら今官職の次第有によつて、前に云如く、悉驕奢にほこり、肝要の法義を失ふに至れり、僧侶にも限らず、盲人共にも不限、都て官位は人を驕奢に導く道具にして、人を損じ、世を費す毒物也、扨盲人共右の仕合に而有しが、其以後時代押移り、朝廷の御威光も衰へ、暫く亂世と成て、大に衰微し、右の給り物も絶果、又官途も心に任せず、尤亂世の内にも、或は足利尊氏の甥捨都撿挍抔云るは、明石を領して明石殿と稱するなど、時の權威に由緒ある盲は格外に誇りけれども、有職の所緣なき平座頭どもは、道路にさまよひ、飢寒の苦痛に沈み居しが、當御治世に至りて、再び御仁政を加えられ、大小名始國々在々に至迄、家毎に祝儀不祝儀の節、相應の米錢をもらひて、渡世する事を赦されし也、是を配當といふ、仲間一統へ配當する故也、是偏に御憐愍の至也、尤別に天下の御扶持は給はらずといへども、併古來施行米を戴しを、運上物と云るも、五畿内近國の盲人共計とみへたり、殊に筋目よき清らか成瞽者計と見えたり、○中略今日本國中に勾當の數三四百人の間と云、撿挍は百二三十人程有と云、其百二三十人程の内、江戸に七八十人程有と云、御當地の結構、又犯奪の道の盛んなる事をしるべし、尤當世にも琴三味線鼓弓などの指南を致し、又は針

雜載

療など專らとする盲人も有れ共、右等の藝道を以て大金を取集る事は容易ならず、勿論遊藝は當世盛んに行はるゝ事にて、弟子〻の收納も多く、或は目錄免許奥免許抔云て、格別高金を取事也、其外貴人高位又遊興人福有人等に追從して、翫ものと成、金銀衣類を貰ひ、目明もの、稼には、中々得難き程の大金を得るといへ共、併右の貸付利倍の稼には不及、〇下略

〔病間長語 二〕今の撿挍勾當の類は、みな天朝より賜ること故に、彼等が公侯と抗衡すべきもの、ように思へり、假令これは賜るにもせよ、その職は宛置たき者なり、その制度なき故に、心の欲する所に任て、音曲を業とするもあり、針治を業とするもあり、その內にも性魯なる、何れにもならぬものは、金ぎんを蓄へ、高利を借て、小を積て巨萬を致す、子錢家となるものあり、此等はあまりに制度なきことなり、ねがはしきことは、生業あらしめて、其の外は禁じたきものなり、

〔倭訓栞 中編二十六 毛〕もくあみ　俗にもく〇く恐と誤の木阿彌といふは、盲人の名なり、筒井順昭は信長時代の人、卒して三年の間隱し置けり、木阿彌が音聲よく似たるをもて、闇所に置て他國敵方の應對せしむ、三年過て、順昭の死を披露せしよりは、本の盲人になりしといふ意なりといへり、

〔一話一言 二〕盲者の死

瞽者の職、撿挍の死を遠行といふ、其餘撿挍勾當の死をば永請暇といふよし、塙撿挍の物がたりなり、

〔俗耳鼓吹〕すべて京都士大夫の家、慶弔の事ある每に、盲人多く來て施物をうくる也、朝四つ時前に來りて、四つ時にうけとるといふ、その盲人、鞘町組、傳馬町組とて二組あり、

〔鹽尻 十二〕肥前國佐賀近き里に川上と云所有、此地に在る盲者老少となく、皆脇指をさし侍るとなん、里俗の說に、鎮西八郎爲朝九州に在し日、此村の川に大蛇住て人を取る事久し、爲朝强弓大矢を以て彼蛇を射る、然に其矢蛇を射ぬき川上明神の森なる楠に立、蛇は川底に沈けるを、盲者

あり、一刀をさして水に入、死蛇に繩をつけて引あげしより、後世に至りて此里の盲人は、一刀を帶すと云へり、二三十年前、彼社の大楠一枝折れしに、其木の中に大の雁股なる矢の根あり、凡股の一方八九寸計りもありて、中子ふとく尺餘も有なんと、見し神人の傳へし、爲朝の矢を楠に射とゞめられしといふは、正しく是なるべしとて、祠に藏したりとなん、其時見侍りし長崎の人、物語せしかば、便りにこゝに筆す、

〔瞽幻書〕寺社御奉行松平和泉守殿江指出候書付之寫

延寶貳寅年、地神經之山に入の時、於江戸、香坂殿願口上書、金山坊返答書、幷岩船殿香坂殿幷遣答付紙、從御公儀被仰渡之書付之寫、香坂口上之覺、

一西國筋、取分九州ニ多罷在候、竈祓の盲目、是を地神經座頭とも申、又は三座頭上座頭とも申候、讀部經、地神經と申候得共、ほきにふしを付、琵琶に乘竈を拂申候、裝束は直垂の樣成ものに紋所を付著用仕候、中にも頭分の者は、十德の樣成者を著用仕候、又國官途と申候て、其國其所にて乍居おのれ〱が類參加はり、官途仕候事、

一右の盲目共、根本は、此方仲ヶ間より出たるものとは聞へ候得共、碇と仕たる證文無御座候故、古今其分にて差置申候、乍去、寛永十九年、肥前の國に於て、彼者共奢候、仍而御方仲ヶ間の者と異論を起し、公事に及び候所、彼者共非儀に落申候に付、其所之撿挍山野下知を以、地神經の頭分、金剛院幷中持と申盲目兩人、死罪に申付候得共、何の宗門より、何の斷も無御座候得共、又寛文年中に周防長門にて、かの盲目共、此方仲ヶ間の禮を以、往來可仕由、何用違亂申に付、奉行被申候者、其方にも慥成系圖候哉、出候得と被申付候得共、系圖に似たる物も無御座候に付、右之違亂申棟梁を、大膳殿御領分の島江御流候に付、殘る者共、皆此方仲ヶ間の下知に隨ひ申候、此節も何方よりも何斷も無御座候、然ども他門にあらざる處、分明に御座候歟、

一筑前國より、廿ケ年程以前、彼盲目共、古來例無之新法を起し、四人連に而叡山江罷登、正覺院江たより、或は後生菩提の爲、或は天台末流之由、色々虚言申、金銀を出し、袈裟衣のゆるし請申度由、歎き申に付、正覺院は、彼盲目共の由來、委鋪不被存故、爲結緣許し申候が、扨彼盲目ども、己々の在所江罷下り候得て、今度叡山登り官途仕、袈裟衣を被召、正覺院の御判を戴候迚、佛說盲目僧の撿挍と名乘、不似合結構成袈裟を著し、大奢申事、不大方、是を手本に致し、近國の盲目共、追追叡山江罷登、皆々袈裟衣を被許申候事、

一彼盲目共、只今は、往古より、天台末流の由申候得共、廿四五年以前迄は、國々所々にて、宗門改の節、差出し候宗旨手形、まち〳〵に候得き、然者往古より、天台派と申候は、大成僞に而御座候、又叡山金山坊より、九州筋方々江參候參中をも、彼盲目共、先規より、天台の樣にもてなし、平家座頭、佛說盲目僧、各別の事、其上、又正覺院より、袈裟衣被免候事も、數十年久鋪樣には申候得共、纔に廿年程以來之義に御座候得ば、新法紛無御座候事、

一彼盲目共、唯今の有樣は、裝束は、漢土の織物、佛說盲僧之撿挍と申積塔の義を取行、諸藝も此方仲間の眞似を仕ながら、格別の樣に申なし、此方譏り慢じ、剩此方の弟子大に集申候條、迷惑仕候事、

一彼盲目共には、日々威勢付、此方は次第に衰微仕候義、誠に正覺院、彼盲目共往古より、天台末流の由來、慥に御座候に於ては、彼盲目共、向後、撿挍の名乘をやめ、裝束等諸藝にいたる迄、此方仲ケ間に不紛樣に、急度差別を被立候歟、若又、往古より、天台派の由來、慥成義無御座候ハヾ、殊に新法と申、旁以、正覺院より、向後構不被申候樣奉願候、且又九州所々の留守居衆江被仰付、面々、於領分、彼盲目共、前々の如く非法仕、新法を立奢不申候樣、被仰付被下候ハヾ、撿挍座中、何れも難有可奉存候、以上、

九月十一日

〔盲人幷諸取計盲人〕盲人御仕置例

文化十酉年御渡　十四

堺奉行伺

一無宿次兵衞僞之往來手形を以、村送りに相成候一件、

無宿　次兵衞

右のもの儀、旅行中、病氣發、行倒候節之ため、往來手形所持いたし候へば、可然旨勘太郎申聞候迚、同人相賴、字兵衞認候往來手形ニ、勘太郎所持之印形を押、相渡候を持參、西國四國順拜之上、肥後國ニ而行倒候節、僞之居所申聞、長承寺村迄村送ニ相成罷越候段、不屆ニ付、泉州拂可申付哉之段可奉伺ものと奉存候得共、盲人之儀、其上親族等も無御座候間、長吏江引渡、樣々徘徊爲致間敷、

此儀去ル酉年、根岸肥前守伺之上御仕置申付候、日光御門主家來坂大學悴坂金吾儀、親類いつ、讓地面之儀ニ付、同人後見新七より、父大學幷坂昌永定右衞門新七と、水茶屋幷此もの妾を差置候別宅ニ而、度々會合いたし候段、大學及承、嚴敷𠮟り、他行被差　申間敷と存、右出入ニ事寄、町方組のものより呼ニ取越候趣ニ手紙之下書認、小もの三平ニ申含、十右衞門ニ認貰、大學を欺候始末、不屆ニ付、江戸拂申付候例ニ見合、往來手形取拵之儀、發迄者不致候得共、現在相違之往來手形持步行、身分を僞り候上者、於事實同樣之儀、江戸拂者堺兩鄕拂ニ相當り候段ニ付、堺兩鄕拂ニ而相當可仕處、盲人之儀故、無宿に候とも、座法之通可申付旨申渡、其筋江引渡候方可然間、非人乞食之類ニ無之、無宿盲人不屆有之もの、諸奉行所幷遠國城下陣屋等ニ而糺之上、座法之通可申付旨申渡、其所に若撿挍勾當不罷在候へバ、最寄在名以上座

盲僧

元抔之類江引渡、差支之筋無之哉之段、寺社奉行より總録吉川撿挍江相尋候處、京都職十老江も申遣候上、差支無之旨、今般申立候間、堺兩郷拂可申付處、盲人之儀に付、座法之通可申付旨申渡、其所撿挍勾當江引渡、若撿挍勾當不能在候へば、最寄在名以上座元抔江引渡、

○

〔諸例類纂 二〕盲僧、盲人は別段のものに而、盲僧は目之見へ候ものに而、山伏の類なる者に御座候よし、尤京地に而は無之、他國にも稀なる者に御座候處、九州邊には御座候よし、

一盲僧は職屋敷之支配に而、來位の義は、久我殿御取扱御座候由、

但職屋敷と申候者撿挍之官に而、十老と唱る頭取十人御座候由、其内より經昇に而、右十老之上に壹人職と申候而、總司御座候、此役を職と唱、彌張上候へば撿挍に御座候、

一盲僧之義は、士分以上、青蓮院宮支配、亦以下は盲人同樣右職屋敷之支配に而、官位の取扱等も仕候よし、

但右之通、盲僧士分以下之分は、職老に而支配仕候由に御座候へば、何分目は見え候而も、盲僧も盲人に類し候ものと相見へ候、

一公事の一件は、安永寛政の比、右盲僧の義は、士分以上以下共に青蓮院に而支配有之度旨、御望立御座候に付、職屋敷と公事仕來候處、其後前條之通御取究御座候よし、

以上

右之通申出候間、左樣承知可被成候、尤右之趣は今晩罷越返答仕候付、不取敢申上候處、得と考量仕見候へば、右盲僧は山伏之類之由に御座候處、左樣之者を職屋敷に而、士分以下の支配仕候段は不得其意筋に奉存候、何共不審之義奉存候間、右者久我家へ相尋候由に御座候間、尚取糺相變候事も御座候はゞ、後便之砌又々可申上候事、

一盲僧一件之義、先便申上置候處、其後職屋敷之方も承候由之處、下地申上置候通、何も相變候義も無御座候由、尤職方に而支配致し候、盲僧は當時無御座候、別而人數少なきもの、由に相聞候、扨盲僧は山伏之樣成者に而荒神祓いたし候者之由申上置候處、盲人も本來琵琶を彈き、荒神祓致し候者之由相咄候旨申聞候、仍初而承知仕候處、當時は右樣之業向を致し候者無御座候得共、往古者右樣之事に而渡世を送り候事も御座候哉、

〔德川禁令考 四十二 僧侶作法〕享保十三申年九月三日

盲僧之儀に付御觸書

地神經讀盲目、官位院號袈裟停止之儀、先年被仰出候處ニ、遠國ニ而ハ猥ニ相成候と相聞候間、向後在々所々ニ至迄、猥ニ無之樣、急度可被申付候、以上、

九月

右之通可被相觸候

〔天保集成絲綸錄 八十〕寛政元酉年二月

寺社奉行江

青蓮院宮御支配盲僧之儀に付、去巳年御觸有之、百姓町人之忰は、盲僧に難相成段被仰出候處、種姓御糺も不行屆、依而盲僧傳法も斷可申と御歎思召候旨、去八月中被仰立之趣に付、其節御糺方之儀相達候得共、其段は被仰出通に而相分、御承知被成候得共、全御糺方計之儀にも無之、一體出家道に入候儀、古來より種姓之差別は無之事候處、盲僧共宮御支配に相成り、種姓之別相立候而は瑕瑾にも相成、其上百姓町人至而貧窮孤獨之盲人は、甚難澀之筋有之由、生涯盲僧にも座頭にも不相成終候者、若發心もいたし候はゞ、志次第盲僧に成候樣被成度、左候得ば、座頭共爲には聊差障可申筋無之、旁廣御許容有之樣被成度との旨、一通りは御尤之御事候、出家道に入候儀、元よ

り種姓之別無之は勿論之事に候得共、榮聞を美候は人情之常、宮御支配之事と申、其上渡世も安事候得共、面々志次第と被仰出候時は、誰一人撿挍配下を望候者可有之哉、然者撿挍座中者追年可及衰廢は眼前之事、賤職之者とは乍申、數年立來候座中之儀、盲僧之爲に斷絶に及候も、是又御愍恤に可預事有之候、且又貧窮之盲人難儀之趣盲僧共申立候、表ニテハ全其身之渡世活計之爲佛道に入事相聞候、右體之者御支配に加り候迚、御本望之儀にも有之間敷、却而佛意にも背、道を汚候端とも可相成事に候、出家道種姓之差別相立、御瑕瑾之由候得共、是又再三御趣意之處被仰立候上、御差圖に爲被隨候儀、聊以御瑕瑾と申筋に者相成間敷、其上武家陪臣之悴も、間々御支配願出候輩も有之由に候得ば、旁以御願之趣、難被及御沙汰に候間、先達而被仰出候通、御取計有之候樣、靑蓮院宮家司江可被達候、

寬政元酉年閏六月

寺社奉行江

靑蓮院宮より盲僧之儀に付、先達而被仰立候品有之、其節相達候趣有之候處、又候此度更養子相續之儀御願に候、然處右は全く百姓町人之悴盲僧に難相成旨、去ル巳年之被仰出に差障候事、殊更先達而之御賴中に武家之悴御配下願候者も、間々有之由にも候得共、何方に而も御門下之盲僧絶不申候はゞ、修法も傳可申儀、此上之御賴は何れ御見合有之可然候、幷職掌之儀、御門中而已之事には候得共、先頃は御願も無之程之事、强而御差支にも不相成筋と相見候得ば、先是之通御取扱有之候樣にとの御沙汰に候間、此趣家司江可被達候、

閏六月

〔德川代々評定所張紙〕盲僧共之儀に付書付

御尋に付申上候覺

盲僧共儀、元來山門御支配之ものに御座候間、本山江罷登り、官職等仕候處、寛文七未年之頃、豊前國規聽、筑前國郎是、肥後國直立、肥後國救懸、四人盲僧、山門江罷登り、於正覺院初而紫衣受免許候其外紫衣色衣等免許のもの共有之候間、於國々所々座頭方より差構有之候處、延寶二寅年、爲九州總代豊前國高坂撿挍上京仕、職撿挍江申出、夫々江戸表江言上仕候間、依之山門御吟味之處、正覺院儀者、極老之儀に御座候故、弟子金仙坊一人之了簡を以、紫衣色衣免許仕候儀誤に相成、請御咎候、尤其節之儀、日光御門跡樣江御伺不申上、正覺院私に紫衣色衣等差免候儀、其罪難逃越度に罷成候、同年十二月九日、小笠原山城守樣より、戶田伊賀守樣江被仰渡候儀、左之通り、

一山門正覺院弟子金仙坊依不埒、近江山城武藏下野四ケ國御追放被仰付、正覺院儀は、越度に付五十日の閉門被仰付候、盲僧共儀者、向後、山門に罷登り申間鋪候事、

一小弓、三味線、筑紫琴、小歌、淨瑠理、一切遊藝を以渡世仕間敷事、

附、座頭に交り申間敷事、

一佛說盲僧四季之土用地神經讀誦仕候儀、萬祈禱職者、一統相立候而、諸事不法之族無之樣被仰渡候事、

右之通被仰渡候間、夫々無曲寺に罷成候に付、國々に而、地神經讀誦仕候儀も差構有之候處、豊前國宇佐郡麻生村智禪與申盲僧、正德三巳年より江戸表江罷越、山門御支配之儀御願申上候得共、相濟不申候處、享保十六亥年、寺社御奉行樣より御書付被下置旨、右御條目相守、天台遺類之儀に御座候得ば、十德輪袈裟著仕、是迄地神經讀誦仕候而、致渡世仕來候儀に御座候、勿論座頭方ゟ差構之儀、決而無御座候、尤御條目御書付本書之儀は、智禪より小笠原左京大夫樣御領分、豊前國企救郡六川村盲僧遍淨江相讓、右遍淨同御領岸村泰順與申盲僧所持仕罷在候、以上、

豊後國田川郡草場村盲僧

子四月　本覺印

右本覺御尋に付、書付奉ㇾ差ㇾ上候に付、奥印仕差上申候、以上、

田川郡草場村庄屋 勝藏印

日向御役所

覺

享保十六亥年二月二十七日寺社御奉行所

黑田豐前守樣

小出信濃守樣

井上河內守樣

御列座に而被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ候書付之事

一盲僧、家々地神經讀候事、及ㇾ吟味ㇾ候處、前々ゟ之通、地神經讀候儀差免候、尤島浦總撿挍方江も、雙方構無ㇾ之旨被ㇾ仰渡ㇾ候、若國々所々に而違亂有ㇾ之候はゞ、可ㇾ申出ㇾ候也、

二月　寺社御奉行御判

豐前國宇佐郡麻生盲僧小頭 智禪江

右之通、御書付被ㇾ下置ㇾ候上は、一統之儀、向後、十德、輪袈裟、琵琶、錫杖に而、地神經諸祈禱諸事は、古來よりの通、其外諸事不法成事無ㇾ之樣可ㇾ申渡ㇾとの趣、御意如ㇾ此御座候、以上、

九月十三日　盲僧總代 智禪印

豐前國田川郡盲僧小頭 本覺坊江

子四月

右御書付本紙者、小笠原左京大夫樣御領分、豐前國企救郡岸村泰順與申盲僧所持仕罷在候、以上、

豐前國田川郡草場村盲僧小頭 本覺印

田川御役所

右本覺御尋に付、書付奉ㇾ差ㇾ上候に付、奥書仕差上申候、以上、

田川郡草場村庄屋 勝藏印

一長崎盲僧凡拾八坊程　一大村同壹坊　一筑後國同凡六拾坊程　一佐右衛門御領同凡八拾坊程　一筑前國同凡百坊程　一怡土松浦郡同凡拾三坊程　一小倉御領同凡五拾坊程　一府御料宇佐下毛郡并中津御領　島原御領、宇佐日出御領、立石御領に而、　同凡六拾坊程　一府内御領同凡拾坊程　一森御領玖珠郡同凡四坊　一田川郡同拾二坊

〆

右之外、國々盲僧之儀は、何程御座候哉、相分り不申候、

右之通御座候、以上、

子四月　　豊前國田川郡草場村盲僧　本覺印

田川御役所

右之通、本覺書付奉差上候に付、奥印奉差上候、以上、

田川郡草場村庄屋　勝藏印

古事類苑

人部三十五

隱者

隱者ハ、又隱居ト稱ス、隱遁シテ世塵ヲ絶ツヲ謂フナリ、或ハ華冑ニシテ、身ノ榮達ヲ避クル者アリ、或ハ高材ニシテ、跡ヲ山林ニ晦ス者アリ、或ハ又僧侶ニシテ、其事蹟ノ頗ブル隱逸ト稱スルニ足ルベキ者アリ、今其著キモノヲ採テ、以テ一篇ト爲ス、

名稱

〔伊呂波字類抄 伊疊字〕隱居(インキヨ) 隱者 隱逸

〔運歩色葉集 伊〕隱居 隱者(シヤ)

隱者例

〔大日本史 二百二十五 隱逸〕士之生於斯世、賢愚隨天賦予、各展其用、豈以偃蹇巖穴、沈冥漁樵、爲高哉、異邦革命之世、或有恥事二世、高尚其事者、史傳美之、皇朝神裔相承、萬世不易、隱逸之士、似乎不足稱者焉、然士之所遭、其塗非一、有高材逸足而不見知於人者、有抱忠負節而蔽於讒佞者、與其降志屈己、望車塵而戀棧豆、孰若高蹈遠引、耕富春而嘯蘇門乎、故所處雖有得失小大之殊、而君子皆以蠱之上九期之、若藤原藤房諫不行而去、象所謂志可則、而進退合道者也、

〔續日本紀 三十七 桓武〕延暦二年三月丙申、右大臣從二位兼行近衞大將皇太子傅藤原朝臣田麻呂薨、田麻呂〇中略性恭謙、無競於物、天平十二年坐兄廣嗣事、流於隱岐、十四年宥罪、徵還隱居蜷淵山中、不預時事、敦志釋典、脩行爲務、〇下略

〔古事談 三 僧行〕玄賓僧都者、南都第一之碩德、天下無雙之智者也、然而遁世之志深シ、不好山科寺之交、

只三輪川ノ邊、纔結草庵隱居云々、而桓武天皇依强喚、時々雖從公請、猶非本意存ケルニヤ、平城御時雖被補大僧都、自辭、獻一首和歌、

三輪川ノキヨキ流ニスヽギテシ衣ノ袖ヲ又ヤケガサン、而間房人ニモ不被知、只一人晦跡了、弟子眷屬雖尋求不知行方、南都ノミナラズ、天下貴賤惜歎之、送年序之後、門弟一人有事之緣下向北陸道之間、或渡ニ乘渡船之間、渡守ヲ見レバ、首ヲツカミト云程ニ、オヒタル法師ノ、不可說ノ布衣一著タル、アヤシゲノ者ノサマヤト見間、サスガ又見馴レタル心地ス、顏色モ不似普通之人、誰カハ可似ト思廻テ能見レバ、不知行方シテ失ニシ、我師ノ僧都見成ツ、心浅猿僻目カトミレバ、總不可違、目モクレ涙モ落ヲ抑テ憚人目之間、彼モ乍見知氣色、故不合顏色、寄テ取モ付バヤト思ヒケレド、人繁サニ、中々上道之比、此邊ニ宿テ、夜陰ナドニ、オハセシ所ヘモ尋向テ、閑申承ト思ヒテ過了、上洛之時著此渡、先見渡守之處、他人也、驚悲テ相尋子細バ、サル法師侍リキ、年比此ノ渡守ツトメテ侍リシガ、イカナル事カ侍ケン、去比逐電不知行方也、如然之下﨟ト乍申モ、如數船チンナドモトラズ、只當時之口分許ヲ取テ、晝夜不斷念佛ヲノミ申侍シカバ、此ノ里人モアハレミ侍リシニ、失侍レバ、每人ニ惜忍侍也ト云、聞ニ哀ニ悲事無限、失タル月日ヲ聞ニ、我奉見合タリシ比也、アリサマヲミエヌトテ、被去隱ニケルナルベシ、又古今歌ニモ、

山田モルソウヅノ身コソアハレナレアキハテヌレバトフ人モナシ、是ハ彼玄賓僧都歌ト申傳タリ、如雲風サスラヒアリカレケレバ、田ナド守ル時モ侍リケルニヤ、道顯僧都此事ヲ聞テ、渡守コソ、ゲニ無罪世ヲ渡道ナリケレトテ、湖ニ船一艘儲テ置レタリケレドモ、アラマシ許ニテ、徒石山ノ川岸ニテ朽ニケリ、サレド慕フ志ザシハ、有ガタキ事也、

〔類聚國史六十六淳和〕天長六年十二月乙丑、散位從四位上橘朝臣淨野卒、○中略性質素少所欲、隱居交野、無意出仕、爲太皇太后叔父、被授崇班、卒時年八十、

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月辛巳天台沙門素然卒、沙門者嵯峨太上天皇之子也、賜姓源朝臣名明、性甚明悟、天皇好文書、欲敎諸子、皆有才學、知明奇器、勅勸對策、○中略從初承勅、勉勵彌切、諸子百家、略以閲覽、晏駕之後、哀慕感恨云、誰爲爲之、不遂其業、歸心佛道、離遠俗塵、遂爲沙門、終于山中、時人高其節操、皆以感慕、

〔伊勢物語 下〕むかしみなせにかよひたまひしこれたかのみこ、れいのかりしにおはします、ともに、うまのかみなる翁つかうまつれり、日ごろへて宮にかへり給ふけり、御おくりしてとくいなんと思ふに、おほみき給ひ、ろく給はんとて、つかはさざりけり、此うまの頭心もとながりて、

枕とて草引むすぶ事もせじ秋の夜とだに頼まれなくに、と讀ける、時は彌生のつごもり成けり、みこおほとのごもらであかし給ふてけり、かくしつゝまうでつかうまつりけるを、思ひのほかに御ぐしおろし給ふてけり、む月におがみ奉らんとて、小野にまふでたるに、ひえの山のふもとなれば、雪いとたかし、しゐてみむろにまうでゝおがみ奉るに、つれ〴〵といと物かなしくておはしましければ、やゝ久しくさぶらひて、いにしへの事など思ひ出て聞へけり、さてもさぶらひてしがなとおもへど、おほやけ事ども有ければ、えさぶらはで、夕ぐれにかへるとて、

わすれては夢かとぞ思ふおもひきや雪ふみかけて君を見んとは、とてなん、なく〳〵きにける、

〔今昔物語 二十四〕源博雅朝臣行會坂盲許語第廿三
今昔、源博雅朝臣ト云フ人有ケリ、延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王ト申人ノ子也、万ノ事止事ナカリケル、中ニモ管絃ノ道ニナム極タリケル、琵琶ヲモ微妙ニ彈ケリ、笛ヲモ艶ズ吹ケリ、此人村上ノ御時ニ、□ノ殿上人ニ有ケル、其時ニ會坂ノ關ニ一人ノ盲庵ヲ造テ住ケリ、名ヲバ蟬丸トゾ云ケル、此レハ敦實ト申ケル、式部卿ノ宮ノ雜色ニテナン有ケル、其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管

絃ノ道ニ極リケル人也、年來琵琶ヲ彈給ケルヲ、常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ彈ク、而ル間、此博雅此道強チニ好テ求ケルニ、彼ノ會坂ノ關ノ盲琵琶ノ上手ナル由ヲ聞テ、彼ノ琵琶ヲ極テ聞マ欲ク思ケレドモ、盲ノ家異樣ナレバ不行シテ、人ヲ以テ內々ニ蟬丸ニ云セケル樣、何ト不思懸所ニハ住ゾ、京ニ來テモ住カシト、盲此ヲ聞キ、其答ヘヲバ、不爲シテ云ク、

世中ハトテモカクテモスゴシテンミヤモワラヤモハテシナケレバ 略○下

〔江談抄 六長句事〕榮路遙兮頭已斑、生涯暮兮跡將隱、侍大王万歲之風月、向後未必可知、橘正通、悔近夜香多、

此句七條宮宴序、自慊句也、滿座人無不拭淚、其後長去不知所之、或人云、復高麗國得仙云々、

〔大鏡 四右大臣師輔〕たふのみねの少將○師輔子高光の出家し給へりしほどは、いかにあはれにも、さしくも、さま〴〵なる事どもの侍りしかは、なかにもみかどの御消息つかはしたりしこそ、おぼろげならずは、御心もやみだれ給ひけんと、かたじけなくうけ給はりし、

みやこより雲のやへだつおく山のよかはの軒はすみよかるらん、御かへし、

こゝのへのうちのみつねはこひしくて雲のやへだつ山はすみうし、はじめはよかはにすませ給ひしぞかし、後には多武峯にすませ給ひき、いといみじく侍りしことぞかし、されどもそれは九條殿后宮などうせおはしましてのちの事也、

〔榮花物語 一月宴〕內侍のかみ○藤原登子の御はらからの高光少將ときこえつるは、わらはは名はまつをさ君と聞えしは、九條殿のいみじう思ひきこえ給へりし君、中宮○村上后藤原安子の御事などもあはれにおぼされて、月のくまもなうすみのぼりて、めでたきを見たまひて、

かくばかりへがたく見ゆるよの中にうらやましくもすめる月かなとよみ給ひて、そのあかつきにいで給て、法師に成給にけり、みかど○村上もいみじうあはれがらせ給、よの人もいみじくおしみきこえさす、多武峯といふ所にこもりて、いみじくおこなひておはしけるに、みつばかり

の女君の、いと〳〵うつくしきぞおはしける、それぞなを覺しすてざりける、たふのみねまでこひしさはつゞきのぼりければ、はゝ君の御もとに、それによりてぞをとづれ聞え給ける、かのちご君も、屛風のゑの男をみては、てゝとてぞこひきこえ給ひける、これは物がたり〇多武峯少將物語につくりて、よにあるやうにぞきこゆめる、あはれなることにこのことにぞよをはいふなる、

〔尊卑分脈五藤原氏〕高光右少將從四下法名如覺、號二多武峯少將入道一

〔撰集抄四〕永眼大僧都遁世事

昔山階寺にやむごとなき智者にて、永眼大僧都と云人侍き、唯識因明を明にせりとぞ、世をそむく心ふかくして、寺のまじはりうるさく覺て、權長官まで至り侍けれども、本意ならず侍て、人にも忘られ侍らず、かきけつがごとくして、跡を暗くし侍ければ、弟子どもさはぎ迷ひて、あそこ爰求め尋けれども、更にみえ侍らず、かくて月日を重ねければ、弟子共も云がひなく覺えて、ちりぢりに成ぬ、此僧都信濃國木曾と云所に、落留給へり、或時は山深く思入て、つねなき色を風に詠或時は里に出て、便なきひなのすみがの戶ぼそに立寄て、水をくみ、薪を取て、與などぞせられける、いかなる由ある人やらんといへども、法文のかたには、もてはなれたるさまをぞふるまひ給へりける、玄賓の昔の跡に、露もかはる事侍らず、山田を守わざはいかゞ侍けん、つぶねとなりて人に隨ひ、みなれ棹さして人を渡すいとなみは、めづらかなる事にも侍らざりけるとかや、〇下略

〔撰集抄九〕大江貞基入唐求法事

むかし大江の貞基といふ博士ありけり、身は朝に仕へ、心は隱に有て、常に人間の榮耀は因縁あさし、林下の幽閑は氣味ふかしと思ひとりながら、さるべき緣にあはざる程に、もとゝりをさゝげて世の中に交て侍りけるが、年比さりがたく覺えける女の身まかりけるより、ふつに思ひとりて、淸水の上網と聞え給へりし智者の御もとへ行て、かしらおろし戒うけ給へりにける、〇中略

扨も大江の入道、かしこき智者どもにあひ給ひて、實の道をさとりきはめ、世をいとふ心のいやましにのみなり行まゝに、何となくもろこしへわたらまほしく覺へて、兩三の同朋さそひつれ給ひにけり、〇下略

〔古事談一王道后宮〕一條院御時、長保比、右中將成信、左中將重家、同心示合出家、發心之根元、有仗座定之日、兩人立聞之、二條左大臣一上ニテ、中納言面々吐才學ケルヲ聞テ、致奉公昇進セント思ヒケルハ、身ノ恥ヲ不存ナリケリトテ、共ニ出家云々、先到靈山寺剃頭之後、共至三井寺云々、或説、於三井寺慶祚阿闍梨室剃之云々、行成卿夢ニ此重家可出家之由談給ト見テ、御堂之御許ニ詣進テ、カカル夢ヲコソ見侍ツレト談給ケレバ、少將打咲テ、マサシキ御夢ニコソ侍ナレト答給テ、翌日剃頭云々、或説云、此兩人三井慶祚ノ室ニ往合ント契リタリケルニ、中將ハトク往テ待給ケレド、夜フクルマデニミエザリケレバ、自猶預事ナドアルニヤトテ、先出家シテ曉歸ラントスルトキ、少將ハ霜ニヌレテ來タリケリ、中將新發イカニヤヨベバ待カネ申テナン、先遂侍リニシト被示ケレバ、親ニイトマコハヌハ、不孝之由承バ、伺侍シニ、昨日シキ便宜アシキ事侍テ、暮ニシカバ、日ヲタガヘジトテ、ヨベ髮ヲバ切侍ナリトゾ被答ケル、

〔續本朝往生傳〕權中納言源顯基者、大納言俊賢卿之子也、自少年耽書好學、雖歷顯要重職、心在菩提、後一條院之寵臣也、及晏駕之朝、梓宮不供燈、問其由、曰所司皆勤新主之事云々、因茲發心、常詠白樂天詩曰、古墓何世人、不知姓與名、化爲道傍土、年々春草生、亦曰、忠臣不仕二君、七々聖忌之後、忽以出家、男女引衣恩愛妨行、不敢拘留、昇於楞嚴院、落飾入道、住大原山、好内外典籍、修念佛讀經、後受被背之病、良醫曰、可治、納言曰、万病之中正念不違癰疽也、不如此次早歸九泉、便止療治、唯修念佛、長以入滅、〇又見榮花物語、續世繼、

〔古事談一王道后宮〕顯基中納言者、後一條院寵臣也、天皇崩給之後、忠臣不仕二君トテ、七々聖忌之

後、登天台楞嚴院、落飾入道云々、發心之根源、天皇晏駕之期、梓宮不供燈、問其由所、主殿司皆依勤新主之事云々、聞此事忽發心云々、尋常之時、常ニ詠白樂天詩、古基何世人、不知姓與名、化爲道傍土、年年春草生、又云、アハレ無罪ヲ配所ノ月ヲ見バヤ云々、住大原山、決定往生人也、法名圓昭、此人先登横川、落飾後、住大原云云、出家ノ時、宇治殿〇藤原賴道訪向其室、終夜御物語アリケリ、一言モ今生事ヲバ申サレズ云々、宇治殿後世ニハ必ズ令引導給ヘナド示給ヒテ、臨曉歸給ナンドシ給ケルトキ、後實ハ不覺者ニ候ト被申ケリ、其時ハ何トモ不令思分給、歸給之後、案給ニ、指ル次モ无ニ、子息ノコトヨモアシキサマニハイハレジ、不可見放之由、被命ケルナリケリ、思取雖遁世、恩愛者猶難弃事ナレバ、思餘リテ、被云出タリケリト、アハレニオボシテ、觸事令致芳心給ケリ、美濃大納言トハ此人事也、〇又見古今著聞集

〔沙石集九〕俗士之遁世門事

故少納言入道信西ノ十三年ノ佛事、其子孫、名僧、上綱達、ヨリ合テ、一門八講ト名テ、ユヽシキ佛事、醍醐ニテ行ハルヽ事有ケリ、開白ハ聖覺法印、結願ハ、明遍僧都ト定テ、覺憲僧正、澄憲法印、證憲僧正、靜憲法印等、使者ヲ高野ヘツカハシテ、此ヨシ申サルヽニ、遁世ノ身ニテ侍レバ、エマイラジト、明遍僧都返事ヲセラレケルヲ、兄ノ僧正達、大ニ心エヌ事ニ思テ、サレバ遁世ノ身ニハ、親ノ孝養セヌ事カ、サバカリノ智者學匠ト云御房ノ返事、返々思ハズナリトテ、ヲシ返シ使者ヲ以テ、此ヨシヲ申サル、又返事ニ、此仰畏テ承候ヌ、遁世ノ身ナレバ、親ノ孝養セジト申ニハ侍ラズ、各ノ御中ヘ參スル事ヲ、ハヾカリ申也、其故ハ遁世ト申事ハ、何樣ニ御心得共候哉覽、身ニ存ジ候ハ、世ヲモステ、世ニモステラレテ、人員ナラヌコソ、其スガタニテ候ヘ、世ニステラレテ、世ヲステヌハ、タヾ非人也、世ヲスツトモ、世ニステラレズハ、ノガレタル身ニアラズ、然ニ各ハ南北二京ノ高僧名人ニテ御坐ス御中ニ參ジテ、一座ノ講行ヲモツトメ候ヒナバ、若シ公家ヨリ召サレン時ハ、イカヾ

申候べき、カヽル山ノ中ニ籠居シテ候本意タガヒ候ナンズ、孝養ヲセジト申ニテハ候ハネバ、代官ヲマイラセ候ベシトテ、寂智房ヲ以テ、ツトメラレケリ、兄ノ僧正達、コノ返事ヲ聞テ、小禪師ニテ有シ時モ、人ヲツメシガ、當時モツムルヤトゾ申アハレケル、故少納言入道兄タチノ事、教訓ノ時ハ、此僧都ノ小禪師ノ時、ツカヒトシテ、セメフセラレケル事ヲ、思出テ申サレケルナルベシ、

〔寶物集三〕常磐丹後守爲忠朝臣ノ子ドモコソ、三人ナガラ道心ヲ發シテ、出家遁世シテ山住シ、大原ニコモリ、靈山ニ居テ侍リケレ、行ヒノ間ニハ、和歌ノ道ヲモ、未ダ捨アヘズ、ヤサシキ物カラ、其心ノ程貴クゾ覺ヘケル、伊賀守爲業ハ、法名寂念也、靈山ニ籠居テ、角ゾ讀ル、

春來モ問レザリケレ山里ヲ華咲ナバト何思ケン、長門守爲經、法名ハ寂超也、比叡山ニシテ角讀ケル、

山賤ト成テモ猶ゾ郭公鳴音ニアラデ年モヘニケリ、壹岐守賴業ハ、法名寂然也、大原ニ籠居テ讀ル、

チリツモル紅葉ワケテヨソニ見バ哀ナルベキ庭ノ面影、

〔尊卑分脈藤原氏七〕爲忠
- 爲業 出法名寂念
- 賴業 出家、唯心房、住大原、寂然、○中略此兄弟三人、共有和漢才、世人號大原三寂、皆歌人也、
- 爲隆 出寂超

〔西行一生涯草紙〕大治二年の比、鳥羽院の御時、ほくめんにめしつかはれける、左藤兵衛範清といふ者ありけり、○中略西の山のはに月もやう〳〵かたふきにしかば、只今こそかぎりとおぼえてとしごろの妻女にあるべきことさま〴〵にちぎりしかども、この女さらに返事もせざりけり、さりとてとゞまるべき事ならねば、心つよくもとゞりきりて、持佛堂になげおきて、かどをさしていでゝ、年ごろしりたりける、嵯峨のおくのひじりのもとへ、そのあかつきはしりつきて、出家

をしけることそ、あはれにみえけれ、そのあしたひじりたちあつまりて、ごはいかにと申しあひければ、かくぞながめける、

世をすつる人はまことにすつるかはすてぬ人こそすつるなりけれ〇中略

今は山林流浪の行をとげんと思て、はじめのいでたちこそあはれなれ〇中略としごろおもひし事なれば、まづ吉野山をたづねて、花をこゝろにまかせて、みんとて、たづねけれども、おなじこゝろおもふ人もみえざりければ、

たれかまた花をたづねて吉の山こけふみわけていはづたふらん〇中略名をえたるやまの花なれば、さこそおもしろかりけめ、こけのむしろのうへ、いはねにまくらをかたぶけ、さすがに、いけるいのちのたよりには、たにのしみづをむすび、みねのこのはをひろいて、寂寞莫人聲、讀誦此經典、とよみ、入於深山、思惟佛道、のをこなひ、こゝろにあかねども、熊野のかたさまへまいらんと、おもひたちて、ゆくみち〳〵のありさま、いとゞあはれのみまさりぬ、〇下略

〔台記〕康治元年三月十五日戊申、西行法師來云、依行一品經、兩院以下、貴所皆下給也、不嫌料紙美惡、只可用自筆、余〇藤原頼長不輕承諾、又余問年、答曰、廿五、去々年出家、廿三、抑西行者、本兵衞尉義清也、左衞門大夫康清子以重代勇士仕法皇、自俗時入心於佛道、家富年若、心無愁、遂以遁世、人歎美之也、

〔方丈記〕我身〇鴨長明父かたの祖母の家を傳へて、久しく彼所にすむ、その後緣かけ、身おとろへて、忍ぶかた〳〵しげかりしかば、つゐにあととむる事を得ずして、三十餘にして、更に我心と一の庵を結ぶ是をありし住居になずらふるに、十分が一なり、たゞ居屋ばかりをかまへて、はか〴〵しくは、屋を作るに及ばず、わづかについぢをつけりといへども、門たつるにたづきなし、竹を柱として、車やどりとせり、雪ふり風吹毎に、あやうからずしもあらず所は川原ちかければ、水の難もふかく、白波の恐もさはがし、すべてあられぬ世をねんじ過しつゝ、心をなやませる事は、三十餘

年也、其間折々のたがひめに、をのづからみじかき運をさとりぬ、すなはち五十の春を迎て、家を出、世をそむけり、もとより妻子なければ、捨がたきよすがもなし、身に官祿あらず、何に付てか執をとゞめん、空しく大原山の雲にふして、又五かへりの春秋をなんへにける、爰に六十の露きえがたにをよびて、更に末葉のやどりをむすべる事あり、いはゞ旅人の一夜の宿を作り、老たるかひこの、まゆをいとなむがごとし、是を中比のすみかになずらふれば、又百分が一にだにも及ばず、とかくいふ程に、齡はとし〴〵にかたぶき、すみかは折々にせばし、其家のありさま、よのつねならず、ひろさわづかに方丈、たかさは七尺ばかりなり、所を思ひ定めざるが故に、地をしめて作らず、土居をくみ打おほひをふきて、つぎめごとにかけがねをかけたり、若心に叶はぬ事あらば、やすく外に移さむがためなり、其改め造る時、いくばくの煩かある、つむ所わづかに二兩なり、車の力をむくふる外には、更に他の用途いらず、いま日野山の奥に跡をかくしてのち、南に假の日がくしをさし出して、竹のすのこをしき、その西に閼伽棚を作り、うちには西の垣にそへて、阿彌陀の畫像を安置したてまつり、落日をうけて、眉間の光とす、かの帳の扉に、普賢ならびに不動の像をかけたり、北の障子のうへに、ちいさき棚をかまへて、くろき皮籠三四合を置、すなはち和歌、管絃、往生要集ごときの抄物を入たり、傍に箏、琵琶、おの〳〵一張をたつ、いはゆるおりこと、つぎびわこれなり、東にそへて、わらびのほどろをしき、つかなみをしきて夜の床とす、東の垣にまどをあけて、こゝにふづくえを出せり、枕のかたにすびつあり、これを柴折くぶるよすがとす、庵の北に少地をしめ、あばらなるひめ垣をかこひて園とす、すなはちもろ〳〵の藥草を栽たり、假の庵のありさまかくのごとし、○中略若念佛ものうく讀經まめならざるときは、みづからやすみ、身づからをこたるに、さまたぐる人もなく、また恥べき友もなし、殊更に無言をせざれども、ひとりをれば、口業をおさめつべし、かならず禁戒を守るとしもなけれども、境界なければ、何に付てか

やぶらむ、若跡の志ら浪に身をよする朝には、岡の屋に行かふ船をながめて、滿沙彌が風情をぬすみ、もし桂の風ばちをならす夕には、潯陽の江を思像て、源都督のながれをならふ。若餘興あれば、志ば／＼松のひゞきに秋風の樂をたぐへ、水の音に流泉の曲をあやつる。藝は是つたなければ、人の耳を悅ばしめむとにもあらず、ひとりしらべ、ひとり詠じて、みづから心をやしなふ計也。又麓に一の柴の菴あり、則ち此山守が居るところなり。かしこに小童あり、時々來て相訪ふ。もしつれ／＼なるときは、是を友としてあそびありく。かれは十六歲、われは六十、其齡事の外なれど、心を慰る事は、これ同じ。或はつばなをぬき、岩なしをとる。又ぬかごをもり、芹をつむ。或はすそわの田井におりて、落穗をひろひ、ほくみをつくる。若日うらゝなれば、嶺によぢ上りて、はるかに故鄕の空を望み、木幡山、伏見の里、鳥羽、羽束師を見る。勝地は主なければ、こゝろを慰むるに障なし。あゆみ煩なく、志遠く至る時は、是より峯つゞきすみ山を越、笠取を過て、或岩間にまうで、或石山をおがむ。もしは粟津の原を分て、蟬丸翁が跡をとぶらひ、田上川を渡て、猿丸太夫が墓をたづぬ。歸るさには、折につけつゝ、櫻をかり、紅葉をもとめ、蕨を折、木のみをひろひて、且は佛にたてまつり、且は家づとにす。もし夜志づかなれば、窻の月に古人を志のび、猿の聲に袖をうるほす。草むらの螢は、遠く眞木の島のかゞり火にまがひ、曉の雨はおのづから木葉吹嵐に似たり。山鳥のほろほろとなくを聞ても、父か母かと疑ひ、峯のかせぎのちかく馴たるにつけても、世にとほざかる程をしる。或は埋火をかきおこして、老のね覺の友とす。おそろしき山ならねど、ふくろうの聲をあはれむにつけても、山中の景氣、折につけてつくる事なし。いはむや、ふかく思ひ、深く志れ覽人のためには、是にしもかぎるべからず。大かた此ところに住初し時は、白地とおもひしかど、今すまでに五とせを經たり。○中略 抑一期の月影かたぶきて、餘算山の端に近し。忽に三途の闇に向はむとす。何のわざをかかこたむとする。佛の人を敎へたまふをもむきは、事にふれて執心なかれ

と也、今草の庵を愛するも科とす、閑寂に著するも障なるべし、いかゞ用なきたのしみをのべて、むなしくあたら時を過さむ、しづかなる曉、此ことわりをおもひつゞけてみづからこゝろにとひていはく、世をのがれて、山林にまじはるは、心をおさめて、道を行はむが爲なり、しかるを姿は、ひじりに似て、心はにごりにしめり、すみかは則淨名居士の跡をけがせりといへども、たもつところはわづかに周梨槃特が行にだも及ばず、若是貧賤の報のみづから惱ますか、將又志心の至りてくるはせるか、其時心更に答ふる事なし、たゞかたはらに、舌根をやとひて、不請の念佛兩三度を申してやみぬ、時に建暦の二とせ彌生の晦日比、桑門蓮胤外山の庵にしてこれをしるす、

　月かげは入山の端もつらかりきたへぬひかりをみるよしもがな

〔十訓抄　十〕近比鴨社の氏人に南大夫長明と云者有けり、和歌絃管の道、人に知れたりけり、社司を望みけるが不叶ければ、代を恨て出家して後、〇中略如本、和歌所の寄人にて候べき由を、後鳥羽院より仰られければ、

　沈みにき今さらわかの浦波によせばやよらむあまのすて舟、と申して、終に籠居してやみにけり、世をも人をも恨みけるほどならば、かくこそあらまほしけれ、

〔撰集抄　一〕依祇園御託有男發心事

過にし比、九重の外、白川の邊に、形計なる庵結て、深く後世のいとなみする人侍り、この人親の處分をゆへなく人に押とられて、詮かたなく侍りけるまゝに、祇園に七日こもりて、ことわり給へと祈り申侍けるに、七日と申に曉、御殿の御手をひらかれて、やゝと仰られければ、大明神の御託宣にこそとおもひて、いそぎおきなほり、畏りて侍るに、氣高き御聲して、

　長きよのくるしき事をおもへかしかりの宿りを何なげくらむ、と御託宣なりぬと思て、打おどろきぬ、此御歌につきて、つくぐ〜案ずるやうげにもあだにはかなきは此世なり、よひに見し

人朝に死し、朝にありしたぐひ、夕に白骨となる、悦もさむる時あり、歎もはるゝ末あり、無常轉變憂喜、手のうらをかへす世の中に、思をとゞめてをろかにも、來世の長き苦を歎かざりけん事の、はかなさよとおもひて、はや手自ら本鳥を切て、妻子にもかくともいはずして、白川の邊にて、竹など拾ひあつめて、如形庵しまはして、明暮念佛をぞ申侍りける、此身をおしむには、あらざりければ、たゞいきのかよはんを恨とすべしとおもひて里に出て物をこふわざも侍らず、只二心なく念佛を申侍りければ、あたりちかき人々あはれみて、命をつぐたよりをぞ志侍りける、かくて日數へにければ、妻子聞得て、彼所に來り侍りて、とかくこしらへ侍けれども、あへて返事も志給はずいよ〳〵念佛をぞ志給へりける、さうなり何してか道心もさむべきなれば、こしらへかねて歸り侍りぬ、さて彼女房の沙汰にて、いほりさるべき樣につくろひ、世渡べきほどの具足ととのへ送れりければ、手自らいとなみてぞ、日數送り給ける、さる程に世の中隱なきわざなれば、處分押取ける人、是を聞て、淺猿やかく程までは思はざりきげにも長きよの暗こそ、悲かるべきにとて、押たりける所をば、本の主の道心おこせる人の、北の方にとらせて、やがて本鳥切て、白川の庵にいたりて、志か〳〵と云に、本の聖もあはれに思て、よゝと鳴めり、さらばいづちへかおはすべき、是にてもろともに念佛志給へかしといへば、さうなり、いづちへかまかるべき、一所に侍らんこそ、本意ならめといひて、内に入ぬれば、むつましき友となり侍りて、同聲念佛し給へりければ、功積貴すみ渡て、夜を殘す老のね覺には、あはれと聞て、涙をながす人のみおほく侍りけり、かくて二とせと申ける、三月十四日の曉に、先に世を遁給し人は、西にむきて座し、後に家を出給し聖は、かの座せる上人のひざを枕にて、眠れる如くして、終をとり給へり、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

○藤房致仕ノ爲ニ被ㇾ參內、龍顏ニ近付進セン事、今ナラデハ何事ニカト被ㇾ思ケレバ、其事トナク、御

前〇後醍醐ニ祇候シテ、龍逢比干ガ諫ニ死セシ恨、伯夷叔齊ガ潔キヲ蹈ニシ跡、終夜申出テ、未明ニ退出シ給ヘバ、大内山ノ月影モ、涙ニ陰リテ幽ナリ、陣頭ヨリ車ヲバ宿所ヘ返シ遣シ、侍一人召具シテ、北山ノ岩藏ト云所ヘ趣カレケル、此ニテ不二房ト云僧ヲ戒師ニ請ジテ、遂ニ多年拜趨ノ儒冠ヲ解テ、十戒持律ノ法體ニ成給ケリ、〇中略此事叡聞ニ達シケレバ、君無限驚キ思召テ、其在所ヲ急ギ尋出シ、再ビ政道輔佐ノ臣ト可成ト、父宣房卿ニ被仰下ケレバ、宣房卿泣々車ヲ飛シテ、岩藏ヘ尋行給ケルニ、中納言入道ハ、其朝マデ岩藏ノ坊ニヲハシケルガ、是モ尚都近キ傍リナレバ、浮世ノ人事問ヒカハス事モコソアレト、厭ハシクテ何地ト云方モナク足ニ信(マカセ)テ出給ヒケリ、〇中略宣房卿御悲歎ノ泪ヲ掩テ、其住捨タル庵室ヲ見給ヘバ、誰レ見ヨトテカ書置ケル、破タル障子ノ上ニ、一首ノ歌ヲ被殘タリ、

住捨ル山ヲ浮世ノ人トハヾ嵐ヤ庭ノ松ニコタヘン、棄恩入無爲、眞實報恩者ト云文ノ下ニ、

白頭望斷萬重山　曠劫恩波盡底乾　不是胸中藏五逆　出家端的報親難

ト黃檗ノ大義渡ヲ題セシ、古キ頌ヲ被書タリ、

〔續扶桑隱逸傳下〕深草元政

日政字元政、自號妙子、或號不可思議、又號泰堂、姓菅原、氏石井、洛陽之產、天資聰敏、氣質慈順、少時好學、壯歲致仕、矢志佛乘、落髮爲僧、入深草山、創瑞光寺、甘間居焉、一室蕭然、聖典之外、無餘長矣、本粹風雅、學明元贇、文筆讚詠、自成一家、長時持律、常不卸衣、有與絹衣者、換棉子施衆、華夷素緇、望風信慕、搢紳庶士、招之不應、有趣化者、不論新疎、善言諭誘、爲之啓迪、竟事父母、竭哺養焉、先此父卒、爲文祭之、母亦卒、時修諸白業二七日、而俄染病臥、覺終不起、聚徒遺誡、寬文八年二月十八日、書和歌一首、安詳而取滅、壽四十六、臘二十歲、徒從遺命、不建無縫、葬乎稱心庵之側、只栽竹兩三竿也已、

〔常山紀談二十二〕石川嘉右衞門重之、字丈山、〇中略母終りて後、寬永十三年五十四にて、藝州を去て

京師にかくれ居しに、板倉重宗京都に有て、丈山をいたはる事大かたならず、諸侯貴人の會する時、丈山を座上にまねきて、此老は文武の道に達せる人なりと敬禮せらる、其後比叡山の麓一乘寺に隱遯の地を設け、詩仙堂を作りて、詩人三十六人の像を壁に畫き、書籍を友として閑居す、後光明帝御即位の時、松平伊豆守信綱賀使として、京都にまゐられしに、丈山と親戚たるゆゑ、たびたび閑居を訪れたり、承應元年七十歲に及て、三州泉の郷は其故郷たるゆゑ、歸るべき志あり、板倉重宗にかくといへども許さゞりしかば、今よりは京都へ再び出し、さらば其許へも參られじとて、和歌あり、

わたらじなせみの小川は淺くとも老のなみそふかげもはづかし、後光明帝、丈山が隸書によきと聞し召、高木伊勢守守久勅命を傳へければ、八卦の字を書て奉る、上皇〇後水尾も又隸書の大字を書しめ酒肉を賜はる、寛文十二年壬子五月廿三日、一乘寺の閑居に終りたり、九十歲となり、

〔近世畸人傳　一〕僧桃水此僧は西山和尙著せる一書有て、既に印行す、今は要を取て擧、

僧桃水、諱雲關、筑後國の人にして、肥前島原禪林寺に住持す、跡を匿して後、其行方をしるものなし、歸依の尼、國をいでゝ、かた〴〵を尋めぐりて、洛東四條河原に至る時、師菰うちかづきて同じさまなる乞丐人の病るを、介抱してあられしに、淚を流して拜す、さて和尙のためにとて自紡績し、年を經て織たてたる臥具の背に負しを、とり出してまゐらするに、和尙今の身にしては、もちうる所なしといひてうけず、尼もさるものにて、自用給ふ所なくば、御心にまかせて、ともかくもし給へ、師に供養せるうへは、直にすてたまふもうらむ所なしといふ、さらばとてうけて、やがて病る乞丐にうちきせたまふを、他の乞丐人ども見て大に驚き、これは凡人にあらずといひて、俄にあがめたふとみければ、そこをもたちさり給ふ、そのころ弟子の兩僧も尋求ること三年にして、安井門前にて、乞丐の集たる中にて、みつけしかば、其あとにつきて、人なき所に至り、師もしか

くのごとくならば、われ〳〵も同じ姿となりて從んとこふに、師不肯、一人は師の指揮をえて他方の知識のもとへゆく、一人はしひて從ふほどに、さらば吾する所をみよとて、伴ひゆく所に、乞丐の死せるあり、やがて弟子と丶もに是を埋めつ、さて其死者の喰ひあませる食を、己まづ喫して、汝もよく喰んやとあるに、止ことを得ずして、喰ひたれども、臭穢に堪ず嘔吐す、師みて、さればこそ此境界には堪ざりけれ、これより別れんとてさりぬ、後其遊ぶ所をしらず、ある時肥後熊本の寺僧、國侯大旦那たるをもて、勢ひ猛に、儀衞を盛にして關東に行道、大津の驛に休らふ間、馬士沓買んとて老父とよぶ、是は此日比、とある家の軒に、假初にさしかけてある翁が、つくる所の沓草鞋いとよければ、ぢいがくつとて、輿夫馬卒もてはやしける也、時に其沓もて來る翁を見れば桃水和尚なり、彼僧おどろき輿をまろび出、手を取てなみだを流す、これは師の法弟なりとかく舊を語りて別んとする時、汝唯諸侯に醉ことなかれと示す、かゝりしかば又去て、京の片ほとりに小家を借り、僧形にかへり行乞してあられしを、角倉氏其德を見しること有けん、しひて請じて、供養せんといへども不應曰、吾は人の供養を請ることを欲せずと、こゝにおいて、角倉氏思惟してあざむきていふ、吾邸人多ければ、日々の餘の飯、空しく腐爛す、實にをしむべし、是を師に參らせんに、酢を釀して賣給はゞ、老脚を勞して行乞し給んにまさらんかと、師これを眞とし、それよりいとよき事なれ、捨るものは拾ふべし、いで吾は酢賣の翁とならんと、これより洛北鷹峯にて、酢屋道全とも、通念とも自稱して年を經、遷化は天和三年九月也、其乞丐の時の口號を、弟子琛洲といふ僧の聞たるは、

如是生涯如是寛、弊衣破椀也閑々、飢餐渴飲只吾識、世上是非總不干、

大津にて沓賣のとき、或人其年老たるを憐思ひしにや、大津繪のあみだ佛の像をあたへしかば、其こやに掛置、消炭して上に書出す、

せまけれど宿を貸ぞやあみだ殿後生たのむとおぼしめすなよ、鷹峯にて遷化時の遺偈、

七十餘年快哉、屎臭骨頭堪ㇾ作ニ何用ㇾ、咦、眞歸處作麼生、鷹峯月白風淸、

〔年山紀聞、二〕隱士長流

わかき時は下河邊彥六共平と名告たり、和州宇多の產、父は小崎氏、名わすれたりいかなる故にか、母の氏をとなへ侍りける、もとより妻子なくして、中年より津の國難波のかたはらに隱居をしめ、靜に書をよみ、中にも歌學をこのみ、萬葉集、古今集、伊勢物語などには暗記したり、その學門おのづから傳へ聞えて、大坂の富人おほく弟子となれり、生得世にへつらはぬ人がらにて、心のおもむかぬ折は富家の招にも應せず、訪れ來れる人にも物いはず、まくらを高して、あるひは眠り、或は書をよみ、心にまかせて過しける、西山公〇徳川光圀その才を聞しめして召けれども、終にしたがはざりしかば、紙筆をたまはりて、萬葉の註を乞たまふにも、心におもむきたる時は、一二首づゝ註して、またをこたりがちに侍しまゝ、はたさずして貞享三年丙寅六月三日、身まかり侍りぬ、六十三歲圓珠庵の契冲師とまじはりふかゝりければ、遺稿をあつめて、晩華集と名づけたり、

〔續近世畸人傳、三〕叡山源七

源七は、もと攝津國高槻の士たりしが、暴惡放埒により身をたつるに所なく、浪花に徘徊して馬卒となり、よからぬ業におきてはいたらずといふ所なし、其頃娼婦に八重といふものあり、かしくと別名せり、それ兄を害して罪せらるゝ時、其馬の口を此源七とりけるが、何んとか感悟しけん、道心おこり、妻も有けれど、大坂にとゞめて、しのびて京にのぼり、神樂岡の知福院をたのみて居たりしが、或は四國の佛閣を廻らんとおもへば、其日より暇乞て出ゆく、あるは大峯へ詣んと、思へば卽まうでつ、さて其山に斷食して籠り、百日も五十日もありしことたび〳〵におよぶ、其後親しき人に松尾氏なるが、日枝の山に詣るに伴ひて、俄に此山信仰になり、月には十四五度も

まゐる、其比知福院の住僧病て終られければ、松尾氏の紹介にて、比叡の棒生谷大慈院に仕ふ、晝は木こゆ、飯を炊きなど爲べき態をし、夜は峯々谷々をめぐりて諸室を禮し、曙には院にかへること、一日も怠らず、山法師皆其名いははず、仙人とよぶ、ある夜横川の慈惠大師の廟に籠りし時、深更に空中より聲して呼かけ、凡行法は滿るがよきや、缺るがよきやととひしかば、こえを勵して缺るがよきと答しに、さわ〳〵と鳴て、あとは松風の聲のみ也、又鞍馬に籠りし時も同じ樣なること有、あるとしの春俄に江戸をさして下り、速にかへり登りたれば、人々何の用なりしと問ひしに、上野法滿院僧正は、世に大德の人なれば、今極樂世界に僧正の宮殿をまうけたまふ、此秋某月任生ましまさんなれば、此ことをしらせんとておもむきしなりといふ、例の仙人が何をかいふとうけがふ人もなかりしが、果して其月日、此僧正遷寂し給ふ故、何としてしりけるぞと問へど、唯笑ふていはず、又或時武者小路實岳卿、讃岐象頭山に代參を立んと仰給ふを、故ありて此男承りてまゐり、日を經て歸りける時、卿御對面あり、此ごろの勞を謝し給ふて、絹こがねなどかづけ給へるに、口に煙管をくはへながら取て載き、やがてかゝるものはうけ奉らずとてかへし參らす、いかやうに宣へどもうけざれば、卿も甚奇とし給ふ、又ある山僧、〈一説、即大慈院也と、〉常に膳に臨ては鹽梅のよしあしむつかしくいふ人あり、其折から行かゝりて眼をいからして、凡僧家のものは食をはじめ、何によらずみな佛物也、とかくいはず參り給へといひければ、彼僧も其理に伏し、物好みふつに止られしが、後に鈴聲山の律師となり、終りをよくせられし、常に此男よく諫くれたりと悦び給ひしとかや、又一時日枝山のれんげつゝじ盛なるを、多折て一荷に擔ひ、上今出川新地といふより二條四條の街にいたり、娼家の遊女に一枝づゝ與へて行、何の意といふことをしらず、淺ましき世をわたるものに、善緣を結ばしめんとにやあらん、かくて年ごろへていかが思ひけん、入定したきよしをいひければ、心得がたきことなれば、とかくいひなだめて、過しけれ

ど、頻に催しければ、せんかたなく、さらば病死と披露せんとて、穴を堀せ、日をゑらびて密に法事をなし、すでに時刻いたりぬるに、其わたりに見えず、さればとてよしなきことといひ出て、せんかたなく身をかくしたるにやあらん、されどもまづさがし見んと、そこらもとめしかば、かたはらの柴つみたる小屋に晝寐して高いびきして居たり、道入々々と起しければ、眼を覺し、常のごとくものいひ打わらひ、げに實に入定の時いたれりと、走り行て穴に飛入たり、見聞の人驚かざるはなし、時明和四年閏九月廿四日なり、

〔近世畸人傳三〕桃山隱者。附高倉街門守。

いかなる人といふことをしらず、伏見桃山に乞丐のごとく、わらむしろをもてかこひたるものして住人あり、いかにしてたよりけん、稻荷羽倉氏のもとにて書をかりて見ることつねなり、つひに名をいはず、そこにて身まかりし後、いとさはやかなるさましたる士、供人など供したるが、羽倉氏に來りて、其人の臣なるよしいひて、生涯の恩を謝しけるとぞ、いとあやしきことなり、今は八九十年前、三條高倉街の門を守ける化子も、夜時を撃間に、その小屋に書を高くつみて、おしまづきにかへ、書を見居りけるが、これは迎るもの不意に來りて、しひて伴ひ歸りしさま、いときらきらしかりしと、其街の人、老の後に語られし、相似たることなり、

編修總裁　従二位文學博士男爵　細川潤次郎

編修長　正七位文學博士　佐藤誠實

編修副長兼校訂長　正六位文學博士　松本愛重

編修　従六位法學博士　廣池千九郎

編修兼校訂　加藤才次郎

編修兼校訂　山本信哉

編修兼校訂　村尾節三

編修　従六位　佐伯有義

編修兼校訂　三浦千畝

校訂　竹島寛

校合員　齋藤松太郎

校合員　平川清水

編修顧問　從三位文學博士　本居豐穎

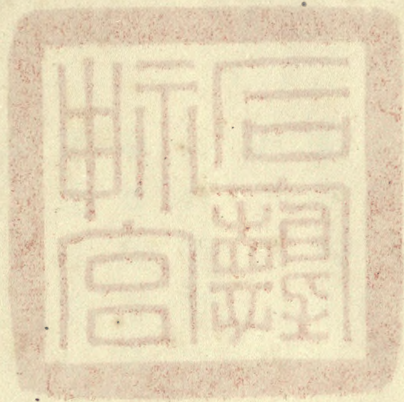
編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上賴圀

明治三十四年七月二十一日印刷
明治三十四年七月二十五日發行



神宮司廳



昭和七年二月五日印刷
昭和七年二月十日發行

（普及版古事類苑 全六十冊）

發行者 後藤亮一

發行者 川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者 和田助一

發行所 古事類苑刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
振替東京三一七〇〇番

發賣所 内外書籍株式會社
東京市小石川區竹早町三十二番地
振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 一〇五四番・三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所 製本）


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03058 8867